

日 薬 業 発 第 457 号
令 和 8 年 3 月 6 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 岩 月 進
(会長印省略)

令和8年度診療報酬改定に関する通知の発出について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和8年度診療報酬（調剤報酬）改定に係る答申が行われたことにつきましては、令和8年2月13日付け日薬業発第436号にてお知らせしたところですが、これに関する省令・告示が令和8年3月5日付けで公布され、厚生労働省保険局より関係通知（算定上の留意事項など）が下記のとおり発出されました。

今回の一部改正につきましては、令和8年6月1日より適用となります。また、これらにつきましては、厚生労働省ホームページからも入手できますので、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省ホームページにおいて、令和8年度診療報酬改定説明動画も公開されておりますことを申し添えます。

記

1. 関係通知（いずれも令和8年3月5日付け）

- ①診療報酬の算定方法の一部を改正する件（厚生労働省告示第69号）＜抄＞
＜保険局長通知＞
- ②令和8年度診療報酬改定について（保発0305第17号）
- ③医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について（保発0305第18号）＜抄＞
＜保険局医療課長通知＞
- ④診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（保医発0305第6号）＜抄＞
- ⑤基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

- (保医発 0305 第 7 号) <抄>
- ⑥特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて
(保医発 0305 第 8 号) <抄>
- ⑦保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について (保医発 0305 第 5 号)
- ⑧使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部改正等について (保医発 0305 第 10 号)
- ⑨保険医の使用医薬品 (揭示事項等告示第 6 関係) 及び保険薬剤師の使用医薬品 (揭示事項等告示第 14 関係) に係る留意事項について (保医発 0305 第 11 号)
- ⑩「新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品」等について (保医発 0305 第 12 号)
- ⑪「診療報酬における加算等の算定対象等となるバイオ後続品」について (保医発 0305 第 13 号)
- ⑫特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について (保医発 0305 第 1 号) <抄>
- ⑬特定保険医療材料の定義について (保医発 0305 第 4 号) <抄>

2. 厚生労働省ホームページ

「令和 8 年度診療報酬改定について」

厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > 令和 8 年度診療報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html

以上

診療報酬の算定方法の一部を改正する件

○厚生労働省告示第六十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（同法第四百九十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定に基づき、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年三月五日

厚生労働大臣 上野賢一郎

別表第一から別表第三までを次の表のように改正する。



別表第一

医科診療報酬点数表

[目次]

第1章 基本診療料

第1部 初・再診料

第1節 初診料

第2節 再診料

第2部 入院料等

第1節 入院基本料

第2節 入院基本料等加算

第3節 特定入院料

第4節 短期滞在手術等基本料

第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等

第1節 医学管理料等

第2節 削除

第3節 特定保険医療材料料

第2部 在宅医療

第1節 在宅患者診療・指導料

第2節 在宅療養指導管理料

第1款 在宅療養指導管理料

第2款 在宅療養指導管理材料加算

第3節 薬剤料

第4節 特定保険医療材料料

第3部 検査

第1節 検体検査料

第1款 検体検査実施料

第2款 検体検査判断料

第2節 削除

第3節 生体検査料

第4節 診断^{せん}穿刺・検体採取料

第5節 薬剤料

第6節 特定保険医療材料料

第4部 画像診断

第1節 エックス線診断料

第2節 核医学診断料

第3節 コンピューター断層撮影診断料

第4節 薬剤料

第5節 特定保険医療材料料

第5部 投薬

第1節 調剤料

第2節 処方料

第3節 薬剤料

第4節 特定保険医療材料料

第5節 処方箋料

第6節 調剤技術基本料

第6部 注射

第1節 注射料

第1款 注射実施料

第2款 無菌製剤処理料

- 第2節 薬剤料
- 第3節 特定保険医療材料料
- 第7部 リハビリテーション
 - 第1節 リハビリテーション料
 - 第2節 薬剤料
- 第8部 精神科専門療法
 - 第1節 精神科専門療法料
 - 第2節 薬剤料
- 第9部 処置
 - 第1節 処置料
 - 第2節 処置医療機器等加算
 - 第3節 薬剤料
 - 第4節 特定保険医療材料料
- 第10部 手術
 - 第1節 手術料
 - 第1款 皮膚・皮下組織
 - 第2款 筋骨格系・四肢・体幹
 - 第3款 神経系・頭蓋
 - 第4款 眼
 - 第5款 耳鼻咽喉
 - 第6款 顔面・口腔・頸部^{くう けい}
 - 第7款 胸部
 - 第8款 心・脈管
 - 第9款 腹部
 - 第10款 尿路系・副腎
 - 第11款 性器
 - 第12款 削除
 - 第13款 手術等管理料
 - 第2節 輸血料
 - 第3節 手術医療機器等加算
 - 第4節 薬剤料
 - 第5節 特定保険医療材料料
- 第11部 麻酔
 - 第1節 麻酔料
 - 第2節 神経ブロック料
 - 第3節 薬剤料
 - 第4節 特定保険医療材料料
- 第12部 放射線治療
 - 第1節 放射線治療管理・実施料
 - 第2節 特定保険医療材料料
- 第13部 病理診断
 - 第1節 病理標本作製料
 - 第2節 病理診断・判断料
- 第14部 その他
 - 第1節 ベースアップ評価料等
 - 第2節 物価対応料
- 第3章 介護老人保健施設入所者に係る診療料
 - 第1部 併設保険医療機関の療養に関する事項
 - 第2部 併設保険医療機関以外の保険医療機関の療養に関する事項
- 第4章 経過措置
 - 第1章 基本診療料

第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等

通則

- 1 医学管理等の費用は、第1節の各区分の所定点数により算定する。
- 2 医学管理等に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前号により算定した点数及び第3節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 組織的な感染防止対策につき区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において、第1節の各区分に掲げる医学管理料等のうち次に掲げるものを算定した場合は、外来感染対策向上加算として、月1回に限り6点を所定点数に加算する。ただし、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者に対して適切な感染防止対策を講じた上で、第1節の各区分に掲げる医学管理料等のうち次に掲げるものを算定した場合は、発熱患者等対応加算として、月1回に限り20点を更に所定点数に加算する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料の注11、区分番号A001に掲げる再診料の注15、第2部の通則第5号又は区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料の注14にそれぞれ規定する外来感染対策向上加算を算定した月は、別に算定できない。
 - イ 小児科外来診療料
 - ロ 外来リハビリテーション診療料
 - ハ 外来放射線照射診療料
 - ニ 地域包括診療料
 - ホ 小児かかりつけ診療料
 - ヘ 外来腫瘍化学療法診療料
 - ト 救急救命管理料
 - チ 退院後訪問指導料
- 4 感染症対策に関する医療機関間の連携体制につき区分番号A000に掲げる初診料の注12及び区分番号A001に掲げる再診料の注16に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、前号に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、連携強化加算として、月1回に限り3点を更に所定点数に加算する。
- 5 感染防止対策に資する情報を提供する体制につき区分番号A000に掲げる初診料の注13及び区分番号A001に掲げる再診料の注17に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、第3号に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、サーベイランス強化加算として、月1回に限り1点を更に所定点数に加算する。
- 6 抗菌薬の使用状況につき区分番号A000に掲げる初診料の注14及び区分番号A001に掲げる再診料の注18に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、第3号に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、抗菌薬適正使用体制加算として、月1回に限り5点を更に所定点数に加算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、情報通信機器を用いた診療の際に地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に基づく電磁的記録をもって作成された処方箋（以下この部において「電子処方箋」という。）を発行した場合、遠隔電子処方箋活用加算として、月に1回に限り10点を所定点数に加算する。
- 8 区分番号A254に掲げる医療提供機能連携確保加算の注に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、第1節医学管理等に掲げる医学管理を、情報通信機器を用いて行った場合は、医療提供機能連携確保加算として、月1回に限り50点を所定点数に加算する。

第1節 医学管理料等

として地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、乳房のMR I 撮影を行った場合は、乳房MR I 撮影加算として、100点を所定点数に加算する。

6 1のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合又は診断撮影機器での撮影を目的として別の保険医療機関に依頼し行われる場合に限り算定する。

7 MR I 撮影について、別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、15歳未満の小児に対して、麻酔を用いて鎮静を行い、1回で複数の領域を一連で撮影した場合は、小児鎮静下MR I 撮影加算として、当該撮影の所定点数に100分の80に相当する点数を加算する。

8 1について、別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、頭部のMR I 撮影を行った場合は、頭部MR I 撮影加算として、100点を所定点数に加算する。

9 MR I 撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、全身のMR I 撮影を行った場合は、全身MR I 撮影加算として、600点を所定点数に加算する。

10 MR I 撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、肝エラストグラフィを行った場合は、肝エラストグラフィ加算として、600点を所定点数に加算する。

E 2 0 3 コンピューター断層診断 450点

注 コンピューター断層撮影の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定できるものとする。

第4節 薬剤料

E 3 0 0 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。

注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。

2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第5節 特定保険医療材料料

E 4 0 0 フィルム 材料価格を10円で除して得た点数

注1 6歳未満の乳幼児に対して胸部単純撮影又は腹部単純撮影を行った場合は、材料価格に1.1を乗じて得た額を10円で除して得た点数とする。

2 使用したフィルムの材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

E 4 0 1 特定保険医療材料（フィルムを除く。） 材料価格を10円で除して得た点数

注 使用した特定保険医療材料（フィルムを除く。）の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第5部 投薬

通則

1 投薬の費用は、第1節から第3節までの各区分の所定点数を合算した点数により算定する。ただし、処方箋を交付した場合は、第5節の所定点数のみにより算定する。

2 投薬に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を支給した場合は、前号により算定した点数及び第4節の所定点数により算定する。

3 薬剤師が常時勤務する保険医療機関において投薬を行った場合（処方箋を交付した場合を除く。）は、前2号により算定した点数及び第6節の所定点数を合算した点数により算定する。

4 入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合には、区分番号F 0 0 0に掲げる調剤料、区分番号F 1 0 0に掲げる処方料、区分番号F 2 0 0に掲げる薬剤、区分番号F 4 0 0に掲げる処方箋料及び区分番号F 5 0 0に掲げる調剤技術基本料は、算定しない。

5 入院中の患者以外の患者に対して、1処方につき63枚を超えて貼付剤を投薬した場合は、区分番号F 0 0 0に掲げる調剤料、区分番号F 1 0 0に掲げる処方料、区分番号F 2 0 0に掲げる薬剤（当該超過分に係る薬剤料に限る。）、区分番号F 4 0 0に掲げる処方箋料及び区分番

号F 5 0 0に掲げる調剤技術基本料は、算定しない。ただし、医師が疾患の特性等により必要性があると判断し、やむを得ず63枚を超えて投薬する場合には、その理由を処方箋及び診療報酬明細書に記載することで算定可能とする。

- 6 入院中の患者以外の患者に対して、栄養保持を目的とした医薬品を投薬した場合は、区分番号F 0 0 0に掲げる調剤料、区分番号F 1 0 0に掲げる処方料、区分番号F 2 0 0に掲げる薬剤、区分番号F 4 0 0に掲げる処方箋料及び区分番号F 5 0 0に掲げる調剤技術基本料は算定しない。ただし、当該患者が、手術後の患者である場合又は経管により栄養補給を行っている患者である場合はその旨を、必要な栄養を食事により摂取することが困難な患者である場合その他これに準ずる場合であって、医師が当該栄養保持を目的とした医薬品の投与が必要であると判断した患者に投薬する場合はその理由を処方箋及び診療報酬明細書に記載することで算定可能とする。

第1節 調剤料

区分

F 0 0 0 調剤料

- 1 入院中の患者以外の患者に対して投薬を行った場合
 - イ 内服薬、浸煎薬及び屯服薬（1回の処方に係る調剤につき） 11点
 - ロ 外用薬（1回の処方に係る調剤につき） 8点
 - 2 入院中の患者に対して投薬を行った場合（1日につき） 7点
- 注 麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を調剤した場合は、麻薬等加算として、1に係る場合には1処方につき1点を、2に係る場合には1日につき1点を、それぞれ所定点数に加算する。

第2節 処方料

区分

F 1 0 0 処方料

- 1 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、3種類以上の抗うつ薬、3種類以上の抗精神病薬又は4種類以上の抗不安薬及び睡眠薬の投薬（臨時の投薬等のもの及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を患者の病状等によりやむを得ず投与するものを除く。）を行った場合 18点
- 2 1以外の場合であって、7種類以上の内服薬の投薬（臨時の投薬であって、投薬期間が2週間以内のもの及び区分番号A 0 0 1に掲げる再診料の注12に掲げる地域包括診療加算を算定するものを除く。）を行った場合又は不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して1年以上継続して別に厚生労働大臣が定める薬剤の投薬（当該症状を有する患者に対する診療を行うにつき十分な経験を有する医師が行う場合又は精神科の医師の助言を得ている場合その他これに準ずる場合を除く。）を行った場合 29点
- 3 1及び2以外の場合 42点

- 注 1 入院中の患者以外の患者に対する1回の処方について算定する。
- 2 麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を処方した場合は、麻薬等加算として、1処方につき1点を所定点数に加算する。
 - 3 入院中の患者に対する処方を行った場合は、当該処方の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。
 - 4 3歳未満の乳幼児に対して処方を行った場合は、乳幼児加算として、1処方につき3点を所定点数に加算する。
 - 5 診療所又は許可病床数が200床未満の病院である保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに限る。）に対して薬剤の処方期間が28日以上処方を行った場合は、特定疾患処方管理加算として、月1回に限り、1処方につき56点を所定点数に加算する。
 - 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（許可病床数が200床以上の病院に限る。）において、治療の開始に当たり投薬の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で抗悪性腫瘍剤を処方した場合には、抗悪性腫瘍剤処方管理加算として、月1回に

限り、1 処方につき70点を所定点数に加算する。

7 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注2又は注3、区分番号A 0 0 2に掲げる外来診療料の注2又は注3を算定する保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除き、1 処方につき投与期間が30日以上^のの投薬を行った場合には、所定点数の100分の40に相当する点数により算定する。

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において投薬を行った場合には、地域支援・外来医薬品供給対応体制加算として、当該基準に係る区分に従い、1 処方につき次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算 1 8 点

ロ 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算 2 7 点

ハ 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算 3 5 点

9 抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬又は抗精神病薬（以下この区分番号及び区分番号F 4 0 0において「抗不安薬等」という。）が処方されていた患者であって、当該処方の内容を総合的に評価及び調整し、当該患者に処方する抗不安薬等の種類数又は投薬量が減少したものについて、薬剤師、看護師又は准看護師に対し、薬剤の種類数又は投薬量が減少したことによる症状の変化等の確認を指示した場合には、向精神薬調整連携加算として、月1回に限り、1 処方につき12点を所定点数に加算する。ただし、同一月において、区分番号A 2 5 0に掲げる薬剤総合評価調整加算及び区分番号B 0 0 8－2に掲げる薬剤総合評価調整管理料は別に算定できない。

第3節 薬剤料

区分

F 2 0 0 薬剤 薬剤料は、次の各区分ごとに所定単位につき、薬価が15円以下である場合は1点とし、15円を超える場合は10円又はその端数を増すごとに1点を所定点数に加算する。

使用薬剤	単位
内服薬及び浸煎薬	1 剤 1 日分
屯服薬	1 回分
外用薬	1 調剤

注1 特別入院基本料等を算定している病棟を有する病院に入院している患者であって入院期間が1年を超えるものに対する同一月の投薬に係る薬剤料と注射に係る薬剤料とを合算して得た点数（以下この表において「合算薬剤料」という。）が、220点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数を超える場合（悪性新生物その他の特定の疾患に罹患^りしている患者に対して投薬又は注射を行った場合を除く。）には、当該合算薬剤料は、所定点数にかかわらず、220点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数により算定する。

2 1 処方につき3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、3種類以上の抗うつ薬、3種類以上の抗精神病薬又は4種類以上の抗不安薬及び睡眠薬の投薬（臨時の投薬等のもの及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を患者の病状等によりやむを得ず投与するものを除く。）を行った場合には、抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬及び抗精神病薬に係る薬剤料に限り、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

3 注2以外の場合であって、1 処方につき7種類以上の内服薬の投薬（臨時の投薬であって、投薬期間が2週間以内のもの及び区分番号A 0 0 1に掲げる再診料の注12に掲げる地域包括診療加算又は区分番号B 0 0 1－2－9に掲げる地域包括診療料を算定するものを除く。）を行った場合には、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

4 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注2又は注3、区分番号A 0 0 2に掲げる外来診療料の注2又は注3を算定する保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除き、1 処方につき投与期間が30日以上^のの投薬を行った場合には、

、所定点数の100分の40に相当する点数により算定する。

- 5 健康保険法第85条第1項及び高齢者医療確保法第74条第1項に規定する入院時食事療養費に係る食事療養又は健康保険法第85条の2第1項及び高齢者医療確保法第75条第1項に規定する入院時生活療養費に係る生活療養の食事の提供たる療養を受けている患者又は入院中の患者以外の患者に対して投与されたビタミン剤については、当該患者の疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝異常であることが明らかであり、かつ、必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合その他これに準ずる場合であって、医師が当該ビタミン剤の投与が有効であると判断したときを除き、これを算定しない。

- 6 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第4節 特定保険医療材料

区分

F 3 0 0 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数

注 支給した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第5節 処方箋料

区分

F 4 0 0 処方箋料

- 1 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、3種類以上の抗うつ薬、3種類以上の抗精神病薬又は4種類以上の抗不安薬及び睡眠薬の投薬（臨時の投薬等のもの及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を患者の病状等によりやむを得ず投与するものを除く。）を行った場合 20点

- 2 1以外の場合であって、7種類以上の内服薬の投薬（臨時の投薬であって、投薬期間が2週間以内のもの及び区分番号A 0 0 1に掲げる再診料の注12に掲げる地域包括診療加算を算定するものを除く。）を行った場合又は不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して1年以上継続して別に厚生労働大臣が定める薬剤の投薬（当該症状を有する患者に対する診療を行うにつき十分な経験を有する医師が行う場合又は精神科の医師の助言を得ている場合その他これに準ずる場合を除く。）を行った場合 32点

- 3 1及び2以外の場合 60点

注1 保険薬局において調剤を受けるために処方箋を交付した場合に、交付1回につき算定する。

- 2 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注2又は注3、区分番号A 0 0 2に掲げる外来診療料の注2又は注3を算定する保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除き、1処方につき投与期間が30日以上投薬を行った場合（保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第20条第3号ロ及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年厚生省告示第14号）第20条第4号ロに規定するリフィル処方箋を交付する場合であって、当該リフィル処方箋の1回の使用による投与期間が29日以内の投薬を行った場合を除く。）には、所定点数の100分の40に相当する点数により算定する。

- 3 3歳未満の乳幼児に対して処方箋を交付した場合は、乳幼児加算として、処方箋の交付1回につき3点を所定点数に加算する。

- 4 診療所又は許可病床数が200床未満の病院である保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに限る。）に対して薬剤の処方期間が28日以上処方（リフィル処方箋の複数回の使用による合計の処方期間が28日以上処方を含む。）を行った場合は、特定疾患処方管理加算として、月1回に限り、1処方につき56点を所定点数に加算する。

- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（許可病床数が200床以上の病院に限る。）において、治療の開始に当たり投薬の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で抗悪性腫瘍剤に係る処方箋を交付した場合には、抗悪性腫瘍剤処方管理加算とし

て、月 1 回に限り、処方箋の交付 1 回につき 70 点を所定点数に加算する。

- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付した場合は、当該処方箋の内容に応じ、次に掲げる点数を処方箋の交付 1 回につきそれぞれ所定点数に加算する。

イ 一般名処方加算 1 8 点

ロ 一般名処方加算 2 6 点

- 7 抗不安薬等が処方されていた患者であって、当該処方の内容を総合的に評価及び調整し、当該患者に処方する抗不安薬等の種類数又は投薬量が減少したものについて、薬剤師に対し、薬剤の種類数又は投薬量が減少したことによる症状の変化等の確認を指示した場合に、向精神薬調整連携加算として、月 1 回に限り、1 処方につき 12 点を所定点数に加算する。ただし、同一月において、区分番号 A 2 5 0 に掲げる薬剤総合評価調整加算及び区分番号 B 0 0 8 - 2 に掲げる薬剤総合評価調整管理料は別に算定できない。

- 8 1、2 及び 3 について、直近 3 月に処方箋を交付した回数が一定以上である保険医療機関が、別表第三調剤報酬点数表区分番号 0 0 調剤基本料に掲げる特別調剤基本料 A を算定する薬局であって、当該保険医療機関から集中的に処方箋を受け付けているものと不動産取引等その他の特別な関係を有する場合は、1、2 又は 3 の所定点数に代えて、それぞれ 18 点、29 点又は 42 点を算定する。

第 6 節 調剤技術基本料

区分

F 5 0 0 調剤技術基本料

1 入院中の患者に投薬を行った場合 42 点

2 その他の患者に投薬を行った場合 14 点

注 1 薬剤師が常時勤務する保険医療機関において投薬を行った場合（処方箋を交付した場合を除く。）に算定する。

2 同一の患者につき同一月内に調剤技術基本料を算定すべき投薬を 2 回以上行った場合においては、調剤技術基本料は月 1 回に限り算定する。

3 1 において、調剤を院内製剤の上行った場合は、院内製剤加算として 10 点を所定点数に加算する。

4 区分番号 B 0 0 8 に掲げる薬剤管理指導料又は区分番号 C 0 0 8 に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者については、算定しない。

第 6 部 注射

通則

- 1 注射の費用は、第 1 節及び第 2 節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 注射に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前号により算定した点数及び第 3 節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 生物学的製剤注射を行った場合は、生物学的製剤注射加算として、前 2 号により算定した点数に 15 点を加算する。
- 4 精密持続点滴注射を行った場合は、精密持続点滴注射加算として、前 3 号により算定した点数に 1 日につき 80 点を加算する。
- 5 注射に当たって、麻薬を使用した場合は、麻薬注射加算として、前各号により算定した点数に 5 点を加算する。
- 6 区分番号 G 0 0 1 に掲げる静脈内注射、G 0 0 2 に掲げる動脈注射、G 0 0 4 に掲げる点滴注射、G 0 0 5 に掲げる中心静脈注射又は G 0 0 6 に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈注射について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（悪性腫瘍を主病とする患者を除く。）に対して、治療の開始に当たり注射の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で化学療法を行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ 1 日につき前各号により算定した点数に加算する。この場合において、同一月に区分番号 C 1 0 1 に掲げる在宅自己注射指導管理料は算定できない。

別表第三

調剤報酬点数表

[目次]

- 第1節 調剤技術料
- 第2節 薬学管理料
- 第3節 薬剤料
- 第4節 特定保険医療材料料
- 第5節 その他
- 第6節 経過措置

通則

- 1 投薬の費用は、第1節から第3節まで及び第5節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 第1節の各区分の所定単位を超えて調剤した場合の薬剤調製料は、特段の定めのある場合を除き、当該所定単位又はその端数を増すごとに同節の各区分の所定点数を加算する。
- 3 投薬に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この表において「特定保険医療材料」という。）を支給した場合は、前2号により算定した所定点数及び第4節の所定点数を合算した点数により算定する。

第1節 調剤技術料

区分

00 調剤基本料（処方箋の受付1回につき）

1 調剤基本料1	47点
2 調剤基本料2	30点
3 調剤基本料3	
イ	25点
ロ	20点
ハ	37点
4 特別調剤基本料A	5点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、処方箋の受付1回につき、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、本文の規定にかかわらず、調剤基本料1により算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、注1本文の規定にかかわらず、特別調剤基本料Bとして、処方箋の受付1回につき3点を算定する。

3 複数の保険医療機関から交付された処方箋を同時に受け付けた場合にあっては、当該処方箋のうち一の処方箋について受付1回につき所定点数の100分の100に相当する点数により算定し、他の処方箋について受付1回につき所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局（注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。）において調剤した場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数（特別調剤基本料Aを算定する保険薬局において調剤した場合には、100分の10に相当する点数）を所定点数に加算する。

イ 地域支援・医薬品供給対応体制加算1	27点
ロ 地域支援・医薬品供給対応体制加算2	59点
ハ 地域支援・医薬品供給対応体制加算3	67点
ニ 地域支援・医薬品供給対応体制加算4	37点
ホ 地域支援・医薬品供給対応体制加算5	59点

- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局（注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。）において調剤を行った場合は、連携強化加算として、5点を所定点数に加算する。また、特別調剤基本料Aを算定する保険薬局において、別に厚生労働大臣が定める保険医療機関が、組織的な感染防止対策につき医科点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11、A001に掲げる再診料の注15又は医科点数表の区分番号A234-2若しくは歯科点数表の区分番号A224-2に掲げる感染対策向上加算の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関である場合は、算定できない。
- 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局（注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。）において、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号。以下「薬担規則」という。）第7条の2第2号に規定するバイオ後続品（インスリン製剤を除く。）を調剤した場合には、バイオ後続品調剤体制加算として、50点（特別調剤基本料Aを算定する保険薬局において調剤した場合には、100分の10に相当する点数）を所定点数に加算する。
- 8 薬担規則第7条の2第1号に規定する後発医薬品（以下この表において「後発医薬品」という。）の調剤に関して別に厚生労働大臣が定める保険薬局において調剤した場合には、所定点数から5点を減算する。ただし、処方箋の受付回数が1月に600回以下の保険薬局を除く。
- 9 14日分を超える投薬に係る処方箋受付において、薬剤の保存が困難であること等の理由により分割して調剤を行った場合、当該処方箋に基づく当該保険薬局における2回目以降の調剤については、1分割調剤につき5点を算定する。なお、当該調剤においては、第2節薬学管理料（区分番号10の2に掲げる調剤管理料及び区分番号14の2に掲げる外来服薬支援料の2を除く。）は算定しない。
- 10 後発医薬品に係る処方箋受付において、当該処方箋の発行を受けた患者が初めて当該後発医薬品を服用することとなること等の理由により分割して調剤を行った場合、当該処方箋に基づく当該保険薬局における2回目の調剤に限り、5点を算定する。なお、当該調剤においては、第2節薬学管理料（区分番号10の2に掲げる調剤管理料、区分番号10の3に掲げる服薬管理指導料及び区分番号14の2に掲げる外来服薬支援料の2を除く。）は算定しない。
- 11 医師の分割指示に係る処方箋受付（注9及び注10に掲げるものを除く。）において、1回目の調剤については当該指示に基づき分割して調剤を行った場合に、2回目以降の調剤については投薬中の患者の服薬状況等を確認し、処方箋を交付した保険医（以下この表において「処方医」という。）に対して情報提供を行った場合に算定する。この場合において、区分番号00に掲げる調剤基本料及びその加算、区分番号01に掲げる薬剤調製料及びその加算並びに第2節に掲げる薬学管理料（区分番号15の5に掲げる服薬情報等提供料を除く。）は、それぞれの所定点数を分割回数で除した点数を1分割調剤につき算定する。
- 12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局（注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。）において、厚生労働大臣が定める患者に対する調剤を行った場合は、在宅薬学総合体制加算1として、30点（特別調剤基本料Aを算定する保険薬局において調剤した場合には、所定点数の100分の10に相当する点数）を所定点数に加算する。
- 13 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局（注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。）において、厚生労働大臣が定める患者に対する調剤を行った場合は、在宅薬学総合体制加算2として、次に掲げる区分に従い当該区分に掲げる点数（特別調剤基本料Aを算定する保険薬局において調剤した場合には、それぞれの点数の100分の10に相当する点数）を所定点数に加算する。

- イ 区分番号 15 に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料の注 1 に規定する単一建物診療患者が 1 人又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）に規定する居宅療養管理指導費のハ若しくは指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）に規定する介護予防居宅療養管理指導費のハに規定する単一建物居住者が 1 人の場合 100 点
- ロ イ以外の場合 50 点

- 14 医療 D X 推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局（注 2 に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。）において調剤を行った場合は、電子的調剤情報連携体制整備加算として、月 1 回に限り、8 点を所定点数に加算する。
- 15 別に厚生労働大臣が定める保険薬局において調剤をした場合には、門前薬局等立地依存減算として、所定点数から 15 点を減算する。
- 16 注 3 又は注 4 と、注 5 から注 8 まで又は注 12 から注 15 までに規定する点数とを合算した点数が 3 点を下回る場合は、3 点を算定する。

01 薬剤調製料

- 1 内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く。（1 剤につき）） 24 点
注 服用時点が同一であるものについては、投与日数にかかわらず、1 剤として算定する。なお、4 剤分以上の部分については算定しない。
- 2 屯服薬 21 点
注 1 回の処方箋受付において、屯服薬を調剤した場合は、剤数にかかわらず、所定点数を算定する。
- 3 浸煎薬（1 調剤につき） 190 点
注 4 調剤以上の部分については算定しない。
- 4 湯薬（1 調剤につき）
イ 7 日分以下の場合 190 点
ロ 8 日分以上 28 日分以下の場合
(1) 7 日目以下の部分 190 点
(2) 8 日目以上の部分（1 日分につき） 10 点
ハ 29 日分以上の場合 400 点
注 4 調剤以上の部分については算定しない。
- 5 注射薬 26 点
注 1 回の処方箋受付において、注射薬を調剤した場合は、調剤数にかかわらず、所定点数を算定する。
- 6 外用薬（1 調剤につき） 10 点
注 4 調剤以上の部分については算定しない。

- 注 1 1 の内服薬について、内服用滴剤を調剤した場合は、1 調剤につき 10 点を算定する。
- 2 5 の注射薬について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、中心静脈栄養法用輸液、抗悪性腫瘍剤又は麻薬につき無菌製剤処理を行った場合は、無菌製剤処理加算として、1 日につきそれぞれ 69 点、79 点又は 69 点（15 歳未満の小児の場合にあっては、1 日につきそれぞれ 237 点、147 点又は 137 点）を所定点数に加算する。
- 3 麻薬を調剤した場合は各区分の所定点数に 1 調剤につき 70 点を加算し、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を調剤した場合は、1 調剤につき 8 点を各区分の所定点数に加算する。
- 4 保険薬局が開局時間以外の時間（深夜（午後 10 時から午前 6 時までをいう。以下この表において同じ。）及び休日を除く。）、休日（深夜を除く。以下この表において同じ。）又は深夜において調剤を行った場合は、時間外加算、休日加算又は深夜加算として、それぞれ所定点数の 100 分の 100、100 分の 140 又は 100 分の

200に相当する点数を所定点数に加算する。ただし、専ら夜間における救急医療の確保のために設けられている保険薬局において別に厚生労働大臣が定める時間において調剤を行った場合は、所定点数の100分の100に相当する点数を所定点数に加算する。

- 5 午後7時（土曜日にあつては午後1時）から午前8時までの間（深夜及び休日を除く。）、休日又は深夜であつて、当該保険薬局が表示する開局時間内の時間において調剤を行った場合は、夜間・休日等加算として、処方箋受付1回につき40点を所定点数に加算する。ただし、注4のただし書に規定する場合にあつては、この限りでない。
- 6 次の薬剤を自家製剤の上調剤した場合は、自家製剤加算として、1調剤につき（イの(1)に掲げる場合にあつては、投与日数が7又はその端数を増すごとに）、それぞれ次の点数（予製剤による場合又は錠剤を分割する場合はそれぞれ次に掲げる点数の100分の20に相当する点数）を各区分の所定点数に加算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める薬剤については、この限りでない。

イ 内服薬及び屯服薬

- (1) 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒^か剤又はエキス^か剤の内服薬 20点
- (2) 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒^か剤又はエキス^か剤の屯服薬 90点
- (3) 液剤 45点

ロ 外用薬

- (1) 錠剤、トローチ剤、軟・硬^{こつ}膏^{かん}剤、パップ剤、リニメント剤、坐^ま剤 90点
- (2) 点眼剤、点鼻・点耳^{かん}剤、浣^{かん}腸^{かん}剤 75点
- (3) 液剤 45点

- 7 2種以上の薬剤（液剤、散剤若しくは顆粒^か剤又は軟・硬^{こつ}膏^{かん}剤に限る。）を計量し、かつ、混合して、内服薬若しくは屯服薬又は外用薬を調剤した場合は、計量混合調剤加算として、1調剤につきそれぞれ次の点数（予製剤による場合はそれぞれ次に掲げる点数の100分の20に相当する点数）を各区分の所定点数に加算する。ただし、注6に規定する加算のある場合又は当該薬剤が注6のただし書に規定する別に厚生労働大臣が定める薬剤である場合は、この限りでない。

- イ 液剤の場合 35点
- ロ 散剤又は顆粒^か剤の場合 45点
- ハ 軟・硬^{こつ}膏^{かん}剤の場合 80点

第2節 薬学管理料

区分

10 削除

10の2 調剤管理料

- 1 内服薬（内服用滴剤、浸煎薬、湯薬及び屯服薬であるものを除く。）を調剤した場合（1剤につき）
- イ 長期処方（28日分以上）の場合 60点
- ロ イ以外の場合 10点
- 2 1以外の場合 10点

注1 処方された薬剤について、患者又はその家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録その他の管理を行った場合に、調剤の内容に応じ、処方箋受付1回につき所定点数を算定する。ただし、区分番号00に掲げる調剤基本料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

- 2 1については、服用時点が同一である内服薬は、投与日数にかかわらず、1剤として算定する。なお、4剤分以上の部分については算定しない。

- 3 患者又はその家族等から収集した情報等に基づいて残薬が確認された患者において、処方医の指示又は処方医に対する照会の結果に基づき、残薬の調整のために7日以上相当の調剤日数の変更が行われた場合（別に厚生労働大臣が定める保険薬局において行われた場合を除く。）は、調剤時残薬調整加算として、次に

掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、保険薬剤師が患者の服薬状況等により必要性があると判断し、処方医の指示又は処方医に対する照会の結果に基づき、6日分以下相当の調剤日数の変更が行われた場合には、その理由を調剤報酬明細書に記載することで算定可能とする。

イ 区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定する患者その他厚生労働大臣が定める患者（以下この表において「在宅患者」という。）へ処方箋が交付される前に処方内容を処方医に相談し、処方に係る提案が反映された処方箋を受け付けた場合 50点

ロ 在宅患者について調剤日数の変更が行われた場合（イの場合を除く。） 50点

ハ 区分番号10の3に掲げる服薬管理指導料の注1に規定するかかりつけ薬剤師により調剤日数の変更が行われた場合（イ及びロの場合を除く。） 50点

ニ イからハまで以外の場合 30点

4 薬剤服用歴、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく電磁的記録をもって作成された処方箋の仕組みを用いた重複投薬の確認等に基づき、処方医に対する照会（残薬調整に係るものを除く。）の結果、処方に変更が行われた場合（別に厚生労働大臣が定める保険薬局において行われた場合を除く。）は、薬学的有害事象等防止加算として、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ 在宅患者へ処方箋を交付する前に処方内容を処方医に相談し、処方に係る提案が反映された処方箋を受け付けた場合 50点

ロ 在宅患者について処方に変更が行われた場合（イの場合を除く。） 50点

ハ 区分番号10の3に掲げる服薬管理指導料の注1に規定するかかりつけ薬剤師による照会の結果、処方に変更が行われた場合（イ及びロの場合を除く。） 50点

ニ イからハまで以外の場合 30点

10の3 服薬管理指導料

1 原則3月以内に再度処方箋を持参し、手帳を提示した患者に対して行った場合

イ かかりつけ薬剤師が行った場合 45点

ロ イ以外の場合 45点

2 1の患者以外の患者に対して行った場合

イ かかりつけ薬剤師が行った場合 59点

ロ イ以外の場合 59点

3 介護老人福祉施設等に入所している患者に訪問して行った場合 45点

4 情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合

イ 原則3月以内に再度処方箋を提出した患者に対して行った場合 45点

ロ 在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して行った場合（ハの場合を除く。） 59点

ハ ロのうち、患者の状態の急変等に伴い行った場合 59点

ニ イからハまで以外の場合 59点

注1 1のイ及び2のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、あらかじめ当該算定項目に係る服薬管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、患者又はその家族等が選択する、当該保険薬局の特定の保険薬剤師（別に厚生労働大臣が定める保険薬剤師に限る。以下この表において「かかりつけ薬剤師」という。）が当該患者（継続的及び一元的に服薬管理しているものに限る。）又はその家族等に対して必要な指導等を行った場合に、処方箋受付1回につき所定点数を算定する。なお、区分番号00に掲げる調剤基本料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

2 1のロ及び2のロについては、かかりつけ薬剤師以外の保険薬剤師が必要な指導等を行った場合に、処方箋受付1回につき所定点数を算定する。なお、区分番

- 号 00 に掲げる調剤基本料の注 2 に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。
- 3 1 の患者であって手帳を提示しないものに対して、必要な指導等を行った場合は、2 により算定する。
- 4 3 については、保険薬剤師が別に厚生労働大臣が定める患者を訪問し、服薬状況等を把握した上で、必要に応じて当該施設職員と協力し、必要な指導等を行った場合に、月 4 回に限り、処方箋受付 1 回につき所定点数を算定する。ただし、区分番号 00 に掲げる調剤基本料の注 2 に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。
- 5 4 のイ及びニについては、情報通信機器を用いた必要な指導等を行った場合に、処方箋受付 1 回につき所定点数を算定する。4 のロについては、訪問薬剤管理指導と同日に行う場合を除き、情報通信機器を用いた必要な指導等を行った場合に、患者 1 人につき、区分番号 15 に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料と合わせて、月 4 回（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必要な患者又は中心静脈栄養法の対象患者にあつては、週 2 回かつ月 8 回）に限り、所定点数を算定する。4 のハについては、患者 1 人につき、情報通信機器を用いた必要な指導等を行った場合に、区分番号 15 の 2 に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料と合わせて、月 4 回（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必要な患者又は中心静脈栄養法の対象患者にあつては、週 2 回かつ月 8 回）に限り、所定点数を算定する。ただし、4 のイの患者であって手帳を提示しないものに対して、情報通信機器を用いた必要な指導等を行った場合は、4 のニにより算定する。なお、区分番号 00 に掲げる調剤基本料の注 2 に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。
- 6 麻薬を調剤した場合であって、麻薬の服用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者又はその家族等に確認し、必要な指導等を行ったときは、麻薬管理指導加算として、22 点を所定点数に加算する。
- 7 特に安全管理が必要な医薬品として別に厚生労働大臣が定めるものを調剤した場合であって、当該医薬品の服用に関し、その服用状況、副作用の有無等について患者又はその家族等に確認し、必要な指導等を行ったときには、特定薬剤管理指導加算 1 として、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、4 のロ又はハを算定する場合においては、次に掲げる加算は算定しない。
- イ 特に安全管理が必要な医薬品が新たに処方された患者に対して行った場合 10 点
- ロ 特に安全管理が必要な医薬品に係る用法又は用量の変更、患者の副作用の発現状況等に基づき保険薬剤師が必要と認めて行った場合 5 点
- 8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該患者の副作用の発現状況、治療計画等を文書により確認し、必要な指導等を行った上で、当該患者又はその家族等の同意を得て、悪性腫瘍の治療に係る薬剤の投薬又は注射に関し、電話等により、その服用状況、副作用の有無等について患者又はその家族等に確認し、保険医療機関に必要な情報を文書により提供した場合には、特定薬剤管理指導加算 2 として、月 1 回に限り 100 点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号 15 の 5 に掲げる服薬情報等提供料は算定できない。また、4 のロ又はハを算定する場合においては、当該加算は算定しない。
- 9 次のイ又はロに掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算 3 として、患者 1 人につき当該品目に関して最初に処方された 1 回に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、4 のロ又はハを算定する場合においては、当該加算は算定しない。
- イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いて必要な指導等を行った場合 5 点

- ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に対して必要な指導等を行った場合 10点
- 10 6歳未満の乳幼児に係る調剤に際して必要な情報等を直接患者又はその家族等に確認した上で、当該患者又はその家族等に対し、服用に関して必要な指導等を行い、かつ、当該指導等の内容等を手帳に記載した場合には、乳幼児服薬指導加算として、12点を所定点数に加算する。
- 11 児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児である患者に係る調剤に際して必要な情報等を直接当該患者又はその家族等を確認した上で、当該患者又はその家族等に対し、服用に関して必要な指導等を行い、かつ、当該指導等の内容等を手帳に記載した場合には、小児特定加算として、350点を所定点数に加算する。
この場合において、注10に規定する加算は算定できない。
- 12 吸入薬の投薬が行われている患者に対して、当該患者若しくはその家族等又は保険医療機関の求めに応じて、当該患者又はその家族等の同意を得た上で、文書及び練習用吸入器等を用いて、必要な指導等を行うとともに、保険医療機関に必要な情報を文書により提供した場合には、吸入薬指導加算として、6月に1回に限り30点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号15の5に掲げる服薬情報等提供料は算定できない。また、4のロ又はハを算定する場合においては、当該加算は算定しない。
- 13 1のイ又は2のイを算定している患者であって、区分番号14の2に掲げる外来服薬支援料1、区分番号14の3に掲げる服用薬剤調整支援料1若しくは2又は区分番号10の2に掲げる調剤管理料の注3に規定する調剤時残薬調整加算若しくは注4に規定する薬学的有害事象等防止加算を算定したのに対し、患者又はその家族等の求めに応じて、前回の調剤後、当該患者が再度処方箋を持参するまでの間に、かかりつけ薬剤師が電話等により、服薬状況、残薬状況等の継続的な確認及び必要な指導等を個別に実施していた場合には、再度処方箋を受け付けたときに、かかりつけ薬剤師フォローアップ加算として、3月に1回に限り50点を所定点数に加算する。ただし、区分番号14の4に掲げる調剤後薬剤管理指導料、区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に規定する居宅療養管理指導費のハ若しくは指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準に規定する介護予防居宅療養管理指導費のハを算定している患者については、当該加算は算定しない。
- 14 1のイ又は2のイを算定している患者に対し、患者又はその家族等の求めに応じて、かかりつけ薬剤師が患家に訪問して、残薬の整理、服用薬の管理方法の指導等を行い、その結果を保険医療機関に情報提供した場合には、かかりつけ薬剤師訪問加算として、6月に1回に限り230点を所定点数に加算する。ただし、区分番号14の2に掲げる外来服薬支援料の1若しくは注4に規定する施設連携加算、区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料、区分番号15の5に掲げる服薬情報等提供料又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に規定する居宅療養管理指導費のハ若しくは指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準に規定する介護予防居宅療養管理指導費のハを算定している患者については、かかりつけ薬剤師訪問加算は算定しない。
- 15 区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者については、情報通信機器を用いた場合及び当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合を除き、算定しない。
- 16 3及び注14に規定するかかりつけ薬剤師訪問加算に係る業務に要した交通費は、患家の負担とする。
- 17 別に厚生労働大臣が定める保険薬局において、注1、注2、注4又は注5に規定する必要な指導等を行った場合には、注1、注2、注4又は注5の規定にかかわらず、服薬管理指導料の特例として、処方箋受付1回につき、13点を算定する。この場合において、注6から注14までに規定する加算は算定できない。

18 区分番号00に掲げる特別調剤基本料Aを算定する保険薬局において、区分番号00に掲げる調剤基本料の注6に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関への情報提供を行った場合は、注8、注12及び注14に規定する加算は、算定できない。

11から14まで 削除

14の2 外来服薬支援料

1 外来服薬支援料1 185点

2 外来服薬支援料2

イ 42日分以下の場合 投与日数が7又はその端数を増すごとに34点を加算して得た点数

ロ 43日分以上の場合 240点

注1 1については、自己による服薬管理が困難な患者若しくはその家族等又は保険医療機関の求めに応じて、当該患者が服薬中の薬剤について、当該薬剤を処方した保険医に当該薬剤の治療上の必要性及び服薬管理に係る支援の必要性の了解を得た上で、患者の服薬管理を支援した場合に月1回に限り算定する。ただし、区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者については、算定しない。なお、区分番号00に掲げる調剤基本料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

2 1については、患者若しくはその家族等又は保険医療機関の求めに応じて、患者又はその家族等が保険薬局に持参した服用薬の整理等の服薬管理を行い、その結果を保険医療機関に情報提供した場合についても、所定点数を算定できる。ただし、区分番号00に掲げる特別調剤基本料Aを算定する保険薬局において、調剤基本料の注6に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関への情報提供を行った場合は、算定できない。

3 2については、多種類の薬剤を投与されている患者又は自ら被包を開いて薬剤を服用することが困難な患者に対して、処方医に当該薬剤の治療上の必要性及び服薬管理に係る支援の必要性の了解を得た上で、2剤以上の内服薬又は1剤で3種類以上の内服薬の服用時点ごとの一包化及び必要な指導等を行い、かつ、患者の服薬管理を支援した場合に、当該内服薬の投与日数に応じて算定する。ただし、区分番号00に掲げる調剤基本料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

4 介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は同条第27項に規定する介護老人福祉施設に入所中の患者を訪問し、注3に係る業務に加えて、当該施設職員と協働し当該患者が服薬中の薬剤を含めた服薬管理を支援した場合に、施設連携加算として月に1回に限り50点を所定点数に加算する。

14の3 服用薬剤調整支援料

1 服用薬剤調整支援料1 125点

2 服用薬剤調整支援料2 1,000点

注1 1については、6種類以上の内服薬が処方されている患者について、処方医に対して、保険薬剤師が文書を用いて提案し、当該患者に調剤する内服薬が2種類以上減少した場合に、月1回に限り所定点数を算定する。ただし、区分番号00に掲げる調剤基本料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

2 2については、複数の保険医療機関から6種類以上の内服薬が処方されている患者について、患者又はその家族等の求めに応じ、かかりつけ薬剤師（患者の服薬状況等に係る総合的な管理及び評価を行うために必要な研修を受けたものに限る。）が、当該患者の服用中の薬剤を継続的及び一元的に把握した結果、服用中の薬剤の調整を必要と認める場合であって、必要な評価等を実施した上で、処方医に対して、当該調整について文書を用いて提案した場合には、同一の患者に対して6月に1回に限り、かかりつけ薬剤師1人につき月4回まで所定点数を算定する。ただし、区分番号00に掲げる調剤基本料の注2に規定する別に厚生労働

大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

- 3 2については、区分番号00に掲げる特別調剤基本料Aを算定する保険薬局において、別に厚生労働大臣が定める保険医療機関への情報提供を行った場合は、算定できない。

- 4 2については、令和9年6月以降において算定する。

14の4 調剤後薬剤管理指導料

- 1 糖尿病患者に対して行った場合 60点
2 慢性心不全患者に対して行った場合 60点

注1 区分番号00に掲げる調剤基本料の注5に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、1については糖尿病患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、2については心疾患による入院の経験がある患者であって、作用機序が異なる循環器官用薬等の複数の治療薬の処方を受けている慢性心不全のものに対して、患者又はその家族等の求めがあり、保険薬剤師が必要性を認め、処方医の了解を得た場合又は保険医療機関の求めがあった場合に当該患者又はその家族等の同意を得て、調剤後に次に掲げる業務等の全てを行った場合には、調剤後薬剤管理指導料として、月1回に限り算定できる。この場合において、区分番号15の5に掲げる服薬情報等提供料は算定できない。

イ 調剤後に当該薬剤の服用に関し、その服用状況、副作用の有無等について当該患者又はその家族等へ電話等により確認すること（当該調剤と同日に行う場合を除く。）。

ロ 必要な指導等を継続して実施すること。

ハ 処方医へ必要な情報を文書により提供すること。

- 2 区分番号00に掲げる特別調剤基本料Aを算定する保険薬局において、区分番号00に掲げる調剤基本料の注6に規定する別に厚生労働大臣が定める保険医療機関への情報提供を行った場合は、算定できない。
- 3 区分番号00に掲げる調剤基本料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

15 在宅患者訪問薬剤管理指導料

- 1 単一建物診療患者が1人の場合 650点
2 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 320点
3 1及び2以外の場合 290点

注1 あらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、医師の指示に基づき、保険薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患家を訪問して、患者又はその家族等に対して必要な指導等を行った場合に、単一建物診療患者（当該患者が居住する建物に居住する者のうち、当該保険薬局が訪問薬剤管理指導を実施しているものをいう。以下この表において同じ。）の人数に従い、患者1人につき区分番号10の3に掲げる服薬管理指導料の4のロと合わせて月4回（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必要な患者及び中心静脈栄養法の対象患者にあつては、週2回かつ月8回）に限り算定する。この場合において、1から3まで及び区分番号10の3に掲げる服薬管理指導料の4のロを合わせて保険薬剤師1人につき週40回に限り算定できる。ただし、区分番号00に掲げる調剤基本料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

- 2 麻薬の投与が行われている患者に対して、麻薬の使用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者又はその家族等に確認し、必要な指導等を行った場合は、麻薬管理指導加算として、1回につき100点を所定点数に加算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者に対して、その投与及び保管の状況、副作用の有無等について患者又はその家族

等に確認し、必要な指導等を行った場合は、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算として、1回につき250点を所定点数に加算する。この場合において、注2に規定する加算は算定できない。

- 4 在宅で療養を行っている6歳未満の乳幼児であって、通院が困難なものに対して、患家を訪問して、直接患者又はその家族等に対して必要な指導等を行った場合は、乳幼児加算として、1回につき100点を所定点数に加算する。
- 5 児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児である患者又はその家族等に対して、必要な指導等を行った場合は、小児特定加算として、1回につき450点を所定点数に加算する。この場合において、注4に規定する加算は算定できない。
- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅中心静脈栄養法を行っている患者又はその家族等に対して、その投与及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、必要な指導等を行った場合は、在宅中心静脈栄養法加算として、1回につき150点を所定点数に加算する。
- 7 保険薬局の所在地と患家の所在地との距離が16キロメートルを超えた場合にあっては、特殊の事情があった場合を除き算定できない。
- 8 在宅患者訪問薬剤管理指導に要した交通費は、患家の負担とする。

15の2 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

- 1 計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴うものの場合 500点
- 2 1以外の場合 200点

注1 1及び2について、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医又は当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関の保険医の求めにより、当該患者に係る計画的な訪問薬剤管理指導とは別に、緊急に患家を訪問して、患者又はその家族等に対して必要な指導等を行った場合に、1及び2並びに区分番号10の3に掲げる服薬管理指導料の4のハを合わせて月4回（末期の悪性腫瘍の患者又は注射による麻薬の投与が必要な患者にあっては、原則として月8回）に限り算定する。なお、区分番号00に掲げる調剤基本料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

- 2 麻薬の投薬が行われている患者に対して、麻薬の使用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者又はその家族等に確認し、必要な指導等を行った場合は、麻薬管理指導加算として、1回につき100点を所定点数に加算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者に対して、その投与及び保管の状況、副作用の有無等について患者又はその家族等に確認し、必要な指導等を行った場合は、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算として、1回につき250点を所定点数に加算する。この場合において、注2に規定する加算は算定できない。
- 4 在宅で療養を行っている6歳未満の乳幼児であって、通院が困難なものに対して、患家を訪問して、直接患者又はその家族等に対して必要な指導等を行った場合は、乳幼児加算として、1回につき100点を所定点数に加算する。
- 5 児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児である患者又はその家族等に対して、必要な指導等を行った場合は、小児特定加算として、1回につき450点を所定点数に加算する。この場合において、注4に規定する加算は算定できない。
- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅中心静脈栄養法を行っている患者に対して、その投与及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、患者又はその家族等に対して必要な指導等を行った場合は、在宅中心静脈栄養法加算として、1回につき150点を所定点数に加算する。

7 保険薬局の所在地と患家の所在地との距離が16キロメートルを超えた場合にあっては、特殊の事情があった場合を除き算定できない。

8 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導に要した交通費は、患家の負担とする。

9 1について、末期の悪性腫瘍の患者又は注射による麻薬の投与が必要な患者に対して、保険医の求めにより開局時間以外の夜間、休日又は深夜に、緊急に患家を訪問して、患者又はその家族等に対して必要な指導等を行った場合は、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ 夜間訪問加算 400点

ロ 休日訪問加算 600点

ハ 深夜訪問加算 1,000点

10 注1の規定にかかわらず、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症、同条第9項に規定する新感染症の患者であって、患家又は宿泊施設で療養するもの、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所するものに対して交付された処方箋を受け付けた場合において、処方医の指示により、当該保険薬局の保険薬剤師が患家又は当該施設を緊急に訪問し、当該患者又はその家族等に対して対面による服薬指導その他の必要な指導等を実施し、薬剤を交付した場合には、1を算定する。この場合において、注10については、区分番号10の3に掲げる服薬管理指導料は、別に算定できない。

15の3 在宅患者緊急時等共同指導料 700点

注1 訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医又は当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関の保険医の求めにより、当該保険医療機関の保険医等、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員又は相談支援専門員と共同でカンファレンスに参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導等を行った場合に、月2回に限り算定する。ただし、区分番号00に掲げる調剤基本料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

2 麻薬の投薬が行われている患者に対して、麻薬の使用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者又はその家族等に確認し、必要な指導等を行った場合は、麻薬管理指導加算として、1回につき100点を所定点数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者に対して、その投与及び保管の状況、副作用の有無等について患者又はその家族等に確認し、必要な指導等を行った場合は、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算として、1回につき250点を所定点数に加算する。この場合において、注2に規定する加算は算定できない。

4 在宅で療養を行っている6歳未満の乳幼児であって、通院が困難なものに対して、患家を訪問して、直接患者又はその家族等に対して必要な指導等を行った場合は、乳幼児加算として、1回につき100点を所定点数に加算する。

5 児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児である患者又はその家族等に対して、必要な指導等を行った場合は、小児特定加算として、1回につき450点を所定点数に加算する。この場合において、注4に規定する加算は算定できない。

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅中心静脈栄養法を行っている患者に対して、その投与及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、患者又はその家族等に対して必要な指導等を行った場合は、在宅中心静脈栄養法加算として、1回につき150点を所定点数に加算する。

7 保険薬局の所在地と患家の所在地との距離が16キロメートルを超えた場合にあっては、特殊の事情があった場合を除き算定できない。

8 区分番号15の2に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料は、別に算定できない。

15の4 退院時共同指導料 600点

注 保険医療機関に入院中の患者について、当該患者の退院後の訪問薬剤管理指導を担う保険薬局として当該患者が指定する保険薬局の保険薬剤師が、当該患者又はその家族等の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な薬剤に関する必要な指導等を、入院中の保険医療機関の保険医又は保健師、助産師、看護師、准看護師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該入院中1回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、当該入院中2回に限り算定できる。なお、区分番号00に掲げる調剤基本料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

15の5 服薬情報等提供料

1 服薬情報等提供料1 30点

2 服薬情報等提供料2

イ 保険医療機関に必要な情報を文書により提供した場合 20点

ロ リフィル処方箋による調剤後、処方医に必要な情報を文書により提供した場合 20点

ハ 介護支援専門員に必要な情報を文書により提供した場合 20点

3 服薬情報等提供料3 50点

注1 1については、保険医療機関の求めがあった場合において、患者又はその家族等の同意を得た上で、薬剤の使用が適切に行われるよう、調剤後も当該患者の服用薬の情報等について把握し、保険医療機関に必要な情報を文書により提供等した場合に月1回に限り算定する。

2 2については、保険薬剤師がその必要性を認めた場合において、患者又はその家族等の同意を得た上で、薬剤の使用が適切に行われるよう、調剤後も当該患者の服用薬の情報等について把握し、保険医療機関又は介護支援専門員に必要な情報を文書により提供等した場合に月1回に限り算定する。

3 3については、入院前の患者に係る保険医療機関の求めがあった場合において、当該患者又はその家族等の同意を得た上で、当該患者の服用薬の情報等について一元的に把握し、必要に応じて当該患者が保険薬局に持参した服用薬の整理を行うとともに、保険医療機関に必要な情報を文書により提供等した場合に3月に1回に限り算定する。

4 区分番号00に掲げる特別調剤基本料Aを算定する保険薬局において、調剤基本料の注6に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関への情報提供を行った場合は、算定できない。

5 区分番号00に掲げる調剤基本料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

6 区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料又は区分番号15の9に掲げる訪問薬剤管理医師同時指導料を算定している患者については、算定しない。

15の6 削除

15の7 経管投薬^{ろう}支援料^{ろう} 100点

注 胃^{ろう}瘻若しくは腸^{ろう}瘻による経管投薬又は経鼻経管投薬を行っている患者若しくはその家族等又は保険医療機関の求めに応じて、当該患者又はその家族等の同意を得た上で、簡易懸濁法による薬剤の服用に関して必要な支援を行った場合に、初回に限り算定する。ただし、区分番号00に掲げる調剤基本料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

15の8	在宅移行初期管理料	230点
	注1 在宅療養へ移行が予定されている患者であって通院が困難なもののうち、服薬管理に係る支援が必要なものに対して、当該患者の訪問薬剤管理指導を担う保険薬局として当該患者が指定する保険薬局の保険薬剤師が、当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関等と連携して、在宅療養を開始するに当たり必要な指導等を行った場合に、当該患者において区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料の1その他厚生労働大臣が定める費用を算定した初回算定日の属する月に1回に限り算定する。ただし、在宅移行初期管理料を算定した日には、区分番号14の2に掲げる外来服薬支援料1は算定できない。なお、区分番号00に掲げる調剤基本料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。	
	2 在宅移行初期管理に要した交通費は、患家の負担とする。	
15の9	訪問薬剤管理医師同時指導料	150点
	注1 区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料の1を算定している患者その他厚生労働大臣が定める患者に対し、当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者に対して訪問薬剤管理指導を実施している保険薬剤師が、訪問診療を実施している保険医療機関の保険医と同時に訪問を行うとともに、必要な指導等を行った場合に、6月に1回に限り算定する。	
	2 区分番号15の3に掲げる在宅患者緊急時等共同指導料又は区分番号15の8に掲げる在宅移行初期管理料に係る必要な指導等を同日に行った場合は、算定しない。	
	3 訪問薬剤管理医師同時指導に要した交通費は、患家の負担とする。	
15の10	複数名薬剤管理指導訪問料	300点
	注1 区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料の1を算定している患者その他厚生労働大臣が定める患者に対し、当該患者の訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師が、当該患者又はその家族等の同意を得て、当該保険薬局又は在宅協力薬局に勤務する職員とともに複数名で訪問した上で、必要な指導等を行った場合に算定する。	
	2 区分番号15の3に掲げる在宅患者緊急時等共同指導料、区分番号15の8に掲げる在宅移行初期管理料又は区分番号15の9に掲げる訪問薬剤管理医師同時指導料に係る必要な指導等を同日に行った場合は、算定しない。	
	3 複数名薬剤管理指導訪問に要した交通費は、患家の負担とする。	
	第3節 薬剤料	
区分		
20	使用薬剤料	
	1 使用薬剤の薬価が区分番号01に掲げる薬剤調製料の所定単位につき15円以下の場合	1点
	2 使用薬剤の薬価が区分番号01に掲げる薬剤調製料の所定単位につき15円を超える場合の加算	10円又はその端数を増すごとに1点
	注1 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。	
	2 区分番号00に掲げる特別調剤基本料Aを算定する保険薬局及び区分番号00に掲げる調剤基本料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局において、1処方につき7種類以上の内服薬（特に規定するものを除く。）の調剤を行った場合には、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。	
	第4節 特定保険医療材料料	
区分		
30	特定保険医療材料	材料価格を10円で除して得た点数
	注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。	
	第5節 その他	
区分		
40	調剤ベースアップ評価料	4点

注 1 当該保険薬局において勤務する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、処方箋の受付 1 回につき、所定点数を算定する。

2 令和 9 年 6 月以降においては、所定点数の 100 分の 200 に相当する点数により算定する。

4 1 調剤物価対応料 1 点

注 処方箋を受け付けた場合に、3 月に 1 回に限り、所定点数を算定する。ただし、令和 9 年 6 月以降は、所定点数の 100 分の 200 に相当する点数を算定する。

第 6 節 経過措置

平成 24 年 3 月 31 日以前に区分番号 1 5 の注 1 に規定する医師の指示があった患者については、区分番号 1 5 の注 7、区分番号 1 5 の 2 の注 7 及び区分番号 1 5 の 3 の注 7 の規定は適用しない。

②

保 発 0305 第 17 号

令 和 8 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局長 }
都 道 府 県 知 事 } 殿

厚生労働省保険局長

（公 印 省 略）

令和 8 年度診療報酬改定について

標記については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 69 号）等の関係告示等が別添のとおり公布（一部未定）され、本年 6 月 1 日（一部 4 月 1 日）から適用されることとなったため、貴管内の関係団体への周知徹底について格段の御配慮をお願いしたく通知する。

(別添)

令和 8 年度診療報酬改定 関係省令・告示一覧表

No.	省令又は告示の名称	公布又は 告示（予定） 日	法令番号
1	保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令	3 月 5 日	厚生労働省令第 21 号
2	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件	3 月 5 日	厚生労働省告示第 67 号
3	療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示	3 月 5 日	厚生労働省告示第 68 号
4	診療報酬の算定方法の一部を改正する件	3 月 5 日	厚生労働省告示第 69 号
5	基本診療料の施設基準等の一部を改正する件	3 月 5 日	厚生労働省告示第 70 号
6	特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件	3 月 5 日	厚生労働省告示第 71 号
7	使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件	3 月 5 日	厚生労働省告示第 72 号
8	特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件	3 月 5 日	厚生労働省告示第 73 号
9	訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件	3 月 5 日	厚生労働省告示第 74 号
10	訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件	3 月 5 日	厚生労働省告示第 75 号
11	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件	3 月 5 日	厚生労働省告示第 76 号
12	入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等の一部を改正する件	3 月 5 日	厚生労働省告示第 77 号
13	複数手術に係る費用の特例の一部を改正する件	3 月 18 日	(未定)
14	厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件	3 月 18 日	(未定)
15	厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件	3 月 18 日	(未定)
16	厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件	3 月 18 日	(未定)
17	厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部を改正する件	3 月 18 日	(未定)
18	厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示	3 月 27 日	(未定)
19	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部を改正する件	3 月 27 日	(未定)
20	厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件	3 月 27 日	(未定)

21	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令 附則第四条の二第二項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件	3月27日	(未定)
22	訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する 命令第二条の二の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働 大臣が定める様式の一部を改正する件	3月27日	(未定)
23	要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を 算定できる場合の一部を改正する件	3月27日	(未定)
24	厚生労働大臣が定める指定訪問看護の一部を改正する件	3月27日	(未定)

保 発 0305 第 18 号
令 和 8 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局長
都道府県知事

殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について

標記については、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により療養の給付費等の請求を行うこと（以下「レセプト電子請求」という。）が義務付けられた保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者において、義務付けられているところであるが、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和8年厚生労働省告示第69号）により、別表第三の調剤報酬点数表に第5節が、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件（令和8年厚生労働省告示第74号）により、別表に包括型訪問看護療養費、訪問看護遠隔診療補助料及び訪問看護物価対応料がそれぞれ設けられ、本年6月1日から施行することとされた。

これに併せ、「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」（令和6年3月5日保発0305第11号。以下「旧通知」という。）の一部を変更することとするので、御了知の上、管内保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者に対し、周知徹底を図られたい。なお、旧通知については、令和8年5月31日限り廃止する。

記

- 1 保険医療機関及び保険薬局に交付が義務付けられる領収証は、医科診療報酬及び歯科診療報酬にあつては点数表の各部単位で、調剤報酬にあつては点数表の各節単位で金額の内訳の分かるものとし、医科診療報酬については別紙様式1を、歯科診療報酬については別紙様式2を、調剤報酬については別紙様式3を標準とすること。
- 2 指定訪問看護事業者については、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第9項及び健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第72条の規定により、患者から指定訪問看護に要した費用の支払を受ける際、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を交付しなければならないこととされているが、指定訪問看護事業者にあつても、保険医療機関及び保険薬局と同様に、正当な理由がない限り無償で交付しなければならないものであるとともに、交付が義務付けられている領収証は、指定訪問看護の費用額算定表における訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費、訪問看護情報提供療養費、包括型訪問看護療養費、訪問看護ターミナルケア療養費、訪問看護遠隔診療補助料、訪問看護ベースアップ評価料及び訪問看護物価対応料の別に

金額の内訳の分かるものとし、別紙様式4を標準とするものであること。

- 3 レセプト電子請求が義務付けられた保険医療機関（正当な理由を有する診療所を除く。）及び保険薬局については、領収証を交付するに当たっては、明細書を無償で交付しなければならないこと。その際、病名告知や患者のプライバシーにも配慮するため、明細書を発行する旨を院内掲示等により明示するとともに、会計窓口「明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、明細書の交付を希望しない場合は事前に申し出て下さい。」と掲示すること等を通じて、その意向を的確に確認できるようにすること。院内掲示は別紙様式7を参考とすること。
- 4 3の「正当な理由」に該当する診療所については、患者から明細書の発行を求められた場合には明細書を交付しなければならないものであり、「正当な理由」に該当する旨及び希望する患者には明細書を発行する旨（明細書発行の手続き、費用徴収の有無、費用徴収を行う場合の金額、当該金額が1,000円を超える場合には料金設定の根拠及びレセプトコンピュータ若しくは自動入金機の改修時期を含む。）を院内掲示等で明示するとともに、別紙届出様式により、地方厚生（支）局長に届出を行うこと。院内掲示等の例は別紙様式8を参考とすること。なお、「正当な理由」に該当する診療所とは、以下に該当する場合であること。
 - （1）明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用している場合
 - （2）自動入金機を使用しており、自動入金機で明細書発行を行おうとした場合には、自動入金機の改修が必要な場合
- 5 レセプト電子請求が義務付けられた保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者は、公費負担医療の対象である患者等、一部負担金等の支払いがない患者（当該患者の療養に要する費用の負担の全額が公費により行われるものを除く。）についても、明細書を無償で発行しなければならないこと。ただし、明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある診療所については患者から求められたときに交付することで足りるものとする。なお、院内掲示等については、3と同様に取り扱うこと。
- 6 5の「正当な理由」に該当する診療所については、「正当な理由」に該当する旨並びに明細書を発行する場合には費用徴収の有無、費用徴収を行う場合の金額、当該金額が1,000円を超える場合には料金設定の根拠及びレセプトコンピュータ又は自動入金機の改修時期を院内掲示等で明示するとともに、別紙届出様式により、地方厚生（支）局長に届出を行うこと。ただし、4により届出を行っている診療所については、別途届出を行うことは要しないこと。院内掲示等の例は別紙様式8を参考とすること。なお、「正当な理由」に該当する診療所とは、以下に該当する場合であること。
 - （1）一部負担金等の支払いがない患者に対応した明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用している場合
 - （2）自動入金機を使用しており、自動入金機で明細書発行を行おうとした場合には、自動入金機の改修が必要な場合
- 7 明細書については、療養の給付に係る一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目（5の場合にあつては、療養に要する費用の請求に係る計算の基礎となった項目）ごとに明細が記載

されているものとし、具体的には、個別の診療報酬点数又は調剤報酬点数の算定項目（投薬等に係る薬剤又は保険医療材料の名称を含む。以下同じ。）が分かるものであること。なお、明細書の様式は別紙様式5を標準とするものであるが、このほか、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で発行した場合にも、明細書が発行されたものとして取り扱うものとする。

さらに、明細書の発行が義務付けられた保険医療機関及び保険薬局において、無償で発行する領収証に個別の診療報酬点数の算定項目が分かる明細が記載されている場合には、明細書が発行されたものとして取り扱うこととし、当該保険医療機関及び保険薬局において患者から明細書発行の求めがあった場合にも、別に明細書を発行する必要はないこと。

- 8 レセプト電子請求が義務付けられていない保険医療機関及び保険薬局については、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく必要がある一方で、明細書を即時に発行する基盤が整っていないと考えられることから、当該保険医療機関及び保険薬局の明細書発行に関する状況（明細書発行の有無、明細書発行の手続き、費用徴収の有無、費用徴収を行う場合の金額を含む。）を院内又は薬局内に掲示すること。院内掲示等の例は別紙様式9を参考とすること。
- 9 患者から診断群分類点数に関し明細書の発行を求められた場合は、入院中に使用された医薬品、行われた検査について、その名称を付記することを原則とし、その明細書の様式は別紙様式6を参考とするものであること。
- 10 指定訪問看護事業者においては、領収証兼明細書が無償で交付すること。領収証兼明細書の様式は別紙様式4を参考とするものであること。
- 11 明細書の発行の際の費用について、仮に費用を徴収する場合にあっても、実費相当とするなど、社会的に妥当適切な範囲とすることが適当であり、実質的に明細書の入手の妨げとなるような高額な料金を設定してはならないものであること。特に、現在の状況等を踏まえれば、例えば、1,000円を超えるような額は、実費相当としてふさわしくないものであること。
- 12 明細書の記載内容が毎回同一であるとの理由により、明細書の発行を希望しない患者に対しても、診療内容が変更された場合等、明細書の記載内容が変更される場合には、その旨を患者に情報提供するよう努めること。
- 13 「正当な理由」に該当する診療所において着実に明細書の無償発行体制を整備するため、当該診療所は、4及び6の届出の記載事項について、毎年8月1日現在の状況の報告を行うこと。
- 14 「正当な理由」については、令和10年以降の標準型レセプトコンピュータ提供が実施される時期を目途に廃止する予定であることに留意すること。
- 15 明細書の発行状況に関し、院内掲示することとされている事項については、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないこと。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではない。

(別紙様式 3)

(調剤報酬の例)

領 収 証

患者番号	氏 名
	様

領収証N o.	発 行 日	費 用 区 分	負担割合	本・家
	年 月 日			

保 険	調剤技術料	薬学管理料	薬剤料	特定保険医療材料料	その他
	点	点	点	点	点

保険外 負 担	評価療養・選定療養	その他
	(内訳)	(内訳)

	保 険	保険外負担
合 計	円	円
負担額	円	円
領収額 合 計	円	

※厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。

東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇
〇〇〇薬局 〇 〇 〇 〇

領収印

調剤明細書(記載例)

調剤		保険			
患者番号		氏名	〇〇 〇〇 様	調剤日	YYYY/MM/DD

区分	項 目 名	点 数	備考	
調剤技術料	調剤基本料	〇〇		
	地域支援・医薬品供給対応体制加算1	〇〇		
	調剤料			
	内服薬(28日分)	〇〇		
	内服薬(14日分)	〇〇		
	屯服薬	〇〇		
薬学管理料	服薬管理指導料	〇〇		
	特定薬剤管理指導加算1	〇〇		
薬剤料	A錠 1日2錠×28日分	〇〇		後発医薬品
	B錠 1日1錠×14日分	〇〇		
	C錠 1回1錠×5回分	〇〇		

※厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。

東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇
〇〇〇薬局 〇〇 〇〇

保医発 0305 第 6 号
令和 8 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長

（公 印 省 略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官

（公 印 省 略）

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

標記については、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 6 9 号）等が公布され、令和 8 年 6 月 1 日より適用されることとなったところであるが、実施に伴う留意事項は、医科診療報酬点数表については別添 1、歯科診療報酬点数表については別添 2 及び調剤報酬点数表については別添 3 のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関等及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

従前の「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）は、令和 8 年 5 月 31 日限り廃止する。

別添 1

医科診療報酬点数表に関する事項

< 通則 >

- 1 1 人の患者について療養の給付に要する費用は、第 1 章基本診療料及び第 2 章特掲診療料又は第 3 章介護老人保健施設入所者に係る診療料の規定に基づき算定された点数の総計に 10 円を乗じて得た額とする。
- 2 基本診療料は、簡単な検査（例えば、血圧測定検査等）の費用、簡単な処置の費用等（入院の場合には皮内、皮下及び筋肉内注射並びに静脈内注射の注射手技料等）を含んでいる。
- 3 特掲診療料は、特に規定する場合を除き、当該医療技術に伴い必要不可欠な衛生材料等の費用を含んでいる。
- 4 基本診療料に係る施設基準、届出等の取扱いについては、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する告示」（令和 8 年厚生労働省告示第 70 号）による改正後の「基本診療料の施設基準等（平成 20 年厚生労働省告示第 62 号）」に基づくものとし、その具体的な取扱いについては別途通知する。
- 5 特掲診療料に係る施設基準、届出等の取扱いについては、「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 71 号）による改正後の「特掲診療料の施設基準等（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）」に基づくものとし、その具体的な取扱いについては別途通知する。
- 6 「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 69 号）による改正後の診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）及び本通知において規定する診療科については、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の規定に基づき、当該診療科名に他の事項を組み合わせで標榜する場合も含むものであること。
- 7 特掲診療料に掲げられている診療行為を行うに当たっては、医療安全の向上に資するため、当該診療行為を行う医師等の処遇を改善し負担を軽減する体制の確保に努めること。
- 8 署名又は記名・押印を要する文書については、自筆の署名（電子的な署名を含む。）がある場合には印は不要である。
- 9 文書による提供等を行うこととされている個々の患者の診療に関する情報等を、電磁的方法によって、患者、他の保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者等に提供等する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保するとともに、書面における署名又は記名・押印に代わり、本ガイドラインに定められた電子署名（厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野 P K I 認証局の発行する電子証明書を用いた電子署名、認定認証事業者（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 3 項に規定する特定認証業務を行う者をいう。）又は認証事業者（同条第 2 項に規定する認証業務を行う者（認定認証事業者を除く。）をいう。）の発行する電子証明書を用いた電子署名、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）に基づき、平成 16 年 1 月 29 日から開始されている公的個人認証サービスを用いた電子署名等）を施すこと。

- 5 「通則 5」のサーベイランス強化加算は、2 の外来感染対策向上加算を算定する場合であって、外来感染対策向上加算を算定する保険医療機関が、院内感染対策サーベイランス（JANIS）、感染対策連携共通プラットフォーム（J-SIPHE）等、地域や全国のサーベイランスに参加している場合に算定する。
- 6 「通則 6」の抗菌薬適正使用体制加算は、2 の外来感染対策向上加算を算定する場合であって、外来感染対策向上加算を算定する保険医療機関が抗菌薬の使用状況のモニタリングが可能なサーベイランスに参加し、使用する抗菌薬のうち Access 抗菌薬に分類されるものの使用比率が 60%以上又は当該サーベイランスに参加する診療所全体の上位 30%以内である場合に算定する。
- 7 「通則 7」の遠隔電子処方箋活用加算は、第 1 節医学管理料等に掲げる医学管理等のうち、情報通信機器を用いた場合であって、以下の（1）から（3）までの全てを満たした場合に、月に 1 回に限り所定点数に加算する。なお、情報通信機器を用いた場合の規定がない医学管理料等では算定できない。
- （1） 「電子処方箋管理サービスの運用について」（令和 4 年 10 月 28 日付け薬生発 1028 第 1 号医政発 1028 第 1 号保発 1028 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知）に基づく電子処方箋管理サービスを用いて最新の処方情報及び調剤情報を確認し、処方情報の登録時に重複投薬等チェック機能を活用すること。
 - （2） 患者に対し、調剤を行う保険薬局を事前に確認し、当該保険薬局が電子処方箋により調剤する体制を有していることを確認すること。
 - （3） 電子処方箋（引換番号が印字された紙の処方箋を除く。）を発行すること。
- 8 「通則 8」の医療提供機能連携確保加算は、第 1 節医学管理料等に掲げる医学管理料等のうち、情報通信機器を用いた場合に、月 1 回に限り所定点数に加算する。なお、情報通信機器を用いた場合の規定がない医学管理料等では算定できない。

第 1 節 医学管理料等

B 0 0 0 特定疾患療養管理料

- （1） 特定疾患療養管理料は、別に厚生労働大臣が定める疾患（以下、この項において「特定疾患」という。）を主病とする患者について、プライマリケア機能を担う地域のかかりつけ医師が計画的に療養上の管理を行うことを評価したものであり、許可病床数が 200 床以上の病院においては算定できない。
- （2） 特定疾患療養管理料は、特定疾患を主病とする患者に対して、治療計画に基づき、服薬、運動、栄養等の療養上の管理を行った場合に、月 2 回に限り算定する。
- （3） 第 1 回目の特定疾患療養管理料は、「A 0 0 0」初診料（「注 5」のただし書に規定する所定点数を算定する場合を含む。特に規定する場合を除き、以下この部において同じ。）を算定した初診の日又は当該保険医療機関から退院した日からそれぞれ起算して 1 か月を経過した日以降に算定する。ただし、本管理料の性格に鑑み、1 か月を経過した日が休日の場合であって、その休日の直前の休日でない日に特定疾患療養管理料の「注 1」に掲げる要件を満たす場合には、その日に特定疾患療養管理料を算定できる。
- （4） 「A 0 0 0」初診料を算定した初診の日又は当該保険医療機関から退院した日からそれぞれ起算して 1 か月を経過した日が翌月の 1 日となる場合であって、初診料を算定した

しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関において、3 テスラ以上のMR I 装置を使用して頭部の画像を撮影した場合に限り算定する。

- (15) 「注 9」に規定する全身MR I 撮影加算は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関において、関連学会の定める指針に従って、前立腺癌の骨転移の診断を目的とし、1.5 テスラ以上のMR I 装置を使用して複数の躯幹部用コイルと脊椎用コイルを組み合わせ、頸部から骨盤部を少なくとも3 部位に分けて撮像した場合に限り算定する。なお、当該画像診断を実施した同一月内に骨転移の診断の目的で「E 1 0 0」シンチグラム（画像を伴うもの）又は「E 1 0 1」シングルホトンエミッションコンピュータ断層撮影（同一のラジオアイソトープを用いた一連の検査につき）を実施した場合には、主たるものののみ算定する。
- (16) 「注 10」に規定する肝エラストグラフィ加算は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関において、関連学会の定める指針に従って、慢性肝疾患又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の線維化の診断を目的とし、1.5 テスラ以上のMR I 装置及び薬事承認を得た専用装置を使用して肝臓を描出した場合に年 1 回に限り算定する。
- (17) 「注 10」に規定する肝エラストグラフィ加算と肝臓の線維化の診断を目的として「D 4 1 2」経皮的針生検法（透視、心電図検査及び超音波検査を含む。）を併せて実施した場合には、主たるものののみ算定する。また、当該画像診断を実施した同一月内に肝臓の線維化の診断を目的として「D 2 1 5－2」肝硬度測定、「D 2 1 5－3」超音波エラストグラフィ又は「D 2 1 5－4」超音波減衰法検査を実施した場合には、主たるもののみを算定する。

E 2 0 3 コンピューター断層診断

- (1) コンピューター断層診断は、実施したコンピューター断層撮影（磁気共鳴コンピューター断層撮影及び非放射性キセノン脳血流動態検査を含み、「E 1 0 1－3」ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影及び「E 1 0 1－4」ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影は含まない。以下同じ。）の種類又は回数にかかわらず、月 1 回の算定とし、初回のコンピューター断層撮影を実施する日に算定する。
- (2) 同一月内において、入院及び外来の両方又は入院中に複数の診療科において、コンピューター断層撮影を実施した場合においては、入院若しくは外来又は診療科の別にかかわらず、月 1 回に限り算定する。
- (3) 当該保険医療機関以外の医療機関で撮影したフィルムについて診断を行った場合には、「A 0 0 0」に掲げる初診料（注 5 のただし書に規定する 2 つ目の診療科に係る初診料を含む。）を算定した日に限り、コンピューター断層診断料を算定できる。

第 5 部 投薬

<通則>

- 1 投薬の費用は、第 1 節調剤料、第 2 節処方料、第 3 節薬剤料、第 4 節特定保険医療材料料及び第 6 節調剤技術基本料に掲げる所定点数を合算した点数で算定する。ただし、処方箋を交付した場合は第 5 節処方箋料に掲げる所定点数のみを算定する。

なお、使用薬剤の薬価（薬価基準）に記載されている臨床試用医薬品を使用した場合は、薬剤料は算定せず、調剤料、処方料、特定保険医療材料料、調剤技術基本料のみを算定する。

- 2 別に規定する場合を除き、入院実日数を超えて投薬を算定することができる。退院時の投薬については、服用の日の如何にかかわらず入院患者に対する投薬として扱う。
- 3 投薬時において薬剤の容器を交付する場合は、その実費を徴収できる。
- 4 患者に直接投薬する目的で製品化されている薬剤入りチューブ及び薬剤入り使い捨て容器のように再使用できない薬剤の容器については、患者に容器代金を負担させることは認められない。
- 5 保険医療機関が患者に喘息治療剤の施用のため小型吸入器及び鼻腔・口腔内治療剤の施用のため噴霧・吸入用器具（散粉器）を交付した場合は、患者にその実費負担を求めることができるが、患者が当該吸入器を返還した場合には当該実費を返還しなければならない。
- 6 入院中の患者に月をまたがって投与した薬剤は、投薬の日の属する月により区分する。
- 7 外来において数日分投与しその薬剤を入院後も服用する場合、この入院後服用の分の請求区分は服用の日の如何にかかわらず、外来投与として扱う。
- 8 被保険者が保険医より薬品の授与を受け、持ち帰りの途中又は自宅において薬品を紛失したために（天災地変の他やむを得ない場合を除く。）保険医が再交付した場合は、その薬剤の費用は、被保険者の負担とする。
- 9 「通則４」については、うがい薬のみの投薬が治療を目的としないものである場合には算定しないことを明らかにしたものであり、治療を目的とする場合にあっては、この限りでない。なお、うがい薬とは、薬効分類上の含嗽剤をいう。
- 10 「通則５」の貼付剤とは、鎮痛・消炎に係る効能・効果を有する貼付剤（麻薬若しくは向精神薬であるもの又は専ら皮膚疾患に用いるものを除く。）をいう。ただし、各種がんにおける鎮痛の目的で用いる場合はこの限りでない。
- 11 入院中の患者以外の患者に対して、血行促進・皮膚保湿剤（ヘパリンナトリウム又はヘパリン類似物質に限る。）を処方された場合で、疾病の治療を目的としたものであり、かつ、医師が当該保湿剤の使用が有効であると判断した場合を除き、これを算定しない。
- 12 「通則６」の栄養保持を目的とした医薬品とは、薬効分類がたん白アミノ酸製剤に分類される医薬品のうち、効能又は効果が「一般に、手術後患者の栄養保持」であるものであって、用法及び用量に経口投与が含まれるものをいう。

第１節 調剤料

F O O O 調剤料

- （１） 入院中の患者以外の患者に係る調剤料の所定単位については、１回の処方に係る調剤料として、その剤数・日数又は調剤した量にかかわらず「１」の所定点数を処方料算定時にまとめて算定する。ただし、２以上の診療科で異なる医師が処方した場合は、それぞれの処方につき、調剤料を算定できる。
- （２） トローチ剤又は亜硝酸アミル等の嗅薬、噴霧吸入剤については外用薬として、投薬に係る費用を算定する。例えば、トローチ剤の１日量６錠３日分は、１８錠分を１調剤の薬剤料として算定する。
- （３） 外泊期間中及び入院実日数を超えた部分について、調剤料は算定できない。

- (4) 「注」の加算については、内服薬、浸煎薬及び屯服薬、外用薬等の区分、剤数、用法用量等の如何にかかわらず、入院中の患者以外の患者に対して投薬を行う場合は1処方につき1点を、また、入院中の患者に対して投薬を行う場合は1日につき1点を所定点数に加算する。なお、コデインリン酸塩散1%のように、当該薬剤の基剤が麻薬等に属していても、稀釈度により麻薬等の取扱いを受けていないものを調剤又は処方した場合には対象とならない。
- (5) 「注」にいう麻薬、向精神薬、覚醒剤原料及び毒薬は次のとおりである。
- ア 毒薬とは医薬品医療機器等法第44条第1項の規定（同施行規則第204条、別表第3）による毒薬をいう。
- イ 向精神薬とは、麻薬及び向精神薬取締法第2条第6号の規定（同法別表第3）による向精神薬をいう。

第2節 処方料

F100 処方料

- (1) 医師が処方する投薬量については、予見することができる必要期間に従ったものでなければならず、30日を超える長期の投薬を行うに当たっては、長期の投薬が可能な程度に病状が安定し、服薬管理が可能である旨を医師が確認するとともに、病状が変化した場合の対応方法及び当該保険医療機関の連絡先を患者に周知する。
- なお、上記の要件を満たさない場合は、原則として次に掲げるいずれかの対応を行うこと。
- ア 30日以内に再診を行う。
- イ 許可病床数が200床以上の保険医療機関にあっては、患者に対して他の保険医療機関（許可病床数が200床未満の病院又は診療所に限る。）に文書による紹介を行う旨の申出を行う。
- ウ 患者の病状は安定しているものの服薬管理が難しい場合には、分割指示に係る処方箋を交付する。
- (2) 複数の診療科を標榜する保険医療機関において、2以上の診療科で異なる医師が処方した場合は、それぞれの処方につき処方料を算定する。
- (3) 「1」について
- ア 当該保険医療機関が、1回の処方において、抗不安薬を3種類以上、睡眠薬を3種類以上、抗うつ薬を3種類以上、抗精神病薬を3種類以上又は抗不安薬と睡眠薬を合わせて4種類以上投与（以下この部において「向精神薬多剤投与」という。）した場合に算定する。ただし、以下の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する場合、又は抗うつ薬を3種類若しくは抗精神病薬を3種類投与する場合であって(ニ)に該当する場合には、「1」の所定点数は算定せず、「2」又は「3」により算定する。なお、この場合においては、診療報酬明細書の摘要欄に向精神薬多剤投与に該当するが「1」の所定点数を算定しない理由を記載すること。
- なお、「臨時の投薬等のもの」とは(イ)から(ハ)までのいずれかを満たすことをいい、「患者の病状等によりやむを得ず投与するもの」とは、(ニ)を満たすことをいう。
- (イ) 精神疾患を有する患者が、当該疾患の治療のため、当該保険医療機関を初めて受

診した日において、他の保険医療機関で既に向精神薬多剤投与されている場合の連続した6か月間。この場合、診療報酬明細書の摘要欄に、当該保険医療機関の初診日を記載すること。

(ロ) 向精神薬多剤投与に該当しない期間が1か月以上継続しており、向精神薬が投与されている患者について、当該患者の症状の改善が不十分又はみられず、薬剤の切り替えが必要であり、既に投与されている薬剤と新しく導入する薬剤を一時的に併用する場合の連続した3か月間。(年2回までとする。)この場合、診療報酬明細書の摘要欄に、薬剤の切り替えの開始日、切り替え対象となる薬剤名及び新しく導入する薬剤名を記載すること。

(ハ) 臨時に投与した場合(臨時に投与した場合とは、連続する投与期間が2週間以内又は14回以内のものをいう。1回投与量については、1日量の上限を超えないよう留意すること。なお、投与中止期間が1週間以内の場合は、連続する投与とみなして投与期間を計算する。)。なお、抗不安薬及び睡眠薬については、臨時に投与する場合についても種類数に含める。この場合、診療報酬明細書の摘要欄に、臨時の投与の開始日を記載すること。

(ニ) 抗うつ薬又は抗精神病薬に限り、精神科の診療に係る経験を十分に有する医師として別紙様式39を用いて地方厚生(支)局長に届け出たものが、患者の病状等によりやむを得ず投与を行う必要があると認めた場合。なお、ここでいう精神科の診療に係る経験を十分に有する医師とは以下のいずれにも該当するものであること。

- ① 臨床経験を5年以上有する医師であること。
- ② 適切な保険医療機関において3年以上の精神科の診療経験を有する医師であること。なお、ここでいう適切な保険医療機関とは、医師に対する適切な研修を実施するため、常勤の指導責任者を配置した上で、研修プログラムの策定、医師に対する精神科医療に係る講義の提供、症例検討会の実施等を満たす保険医療機関を指す。
- ③ 精神疾患に関する専門的な知識と、ICD-10(平成21年総務省告示第176号(統計法第28条及び附則第3条の規定に基づき、疾病、傷害及び死因に関する分類の名称及び分類表を定める件)の「3」の「(1) 疾病、傷害及び死因の統計分類基本分類表」に規定する分類をいう)においてF0からF9までの全てについて主治医として治療した経験を有すること。
- ④ 精神科薬物療法に関する適切な研修を修了していること。

イ 抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬及び抗精神病薬の種類数は一般名で計算する。また、抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬及び抗精神病薬の種類については、別紙様式36を参考にすること。

ウ 向精神薬多剤投与を行った保険医療機関は、毎年度4月、7月、10月、1月に、前月までの3か月間の向精神薬多剤投与の状況を別紙様式40を用いて地方厚生(支)局長に報告すること。

(4) 「2」において、処方料における内服薬の種類については、「F200」薬剤の「注3」における内服薬の種類と同様の取扱いとする。なお、当該処方に係る内服薬の投薬が6種類以下の場合又は外用薬、屯服薬のみの投薬の場合は「3」で算定する。

- (5) 「2」において、臨時的に内服薬の追加投与等を行った場合の取扱いについては、「F 200」薬剤の(6)に準じるものとする。
- (6) 「2」において、「不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して1年以上継続して別に厚生労働大臣が定める薬剤の投薬を行った場合（以下「向精神薬長期処方」という。）」とは、薬効分類上の抗不安剤、催眠鎮静剤、精神神経用剤又はその他の中枢神経系用薬のいずれかに該当する医薬品のうち、ベンゾジアゼピン受容体作動薬を1年以上にわたって、同一の成分を同一の1日当たり用量で連続して処方している場合をいう。なお、定期処方と屯服間の変更については、同一の1日当たり用量には該当しない。また、以下のいずれかに該当する医師が行った処方又は当該処方の直近1年以内に精神科の医師からの助言を得て行っている処方については、向精神薬長期処方に該当せず、「3」を算定すること。
- ア 不安又は不眠に係る適切な研修を修了した医師であること。
- イ 精神科薬物療法に係る適切な研修を修了した医師であること。
- (7) 「注2」の加算は、内服薬、浸煎薬及び屯服薬、外用薬等の区分、剤数、用法用量等の如何にかかわらず、1処方につき1点を所定点数に加算する。
- (8) 複数の診療科を標榜する保険医療機関において、2以上の診療科で、異なる医師が3歳未満の乳幼児に対して処方を行った場合は、それぞれの処方について「注4」による乳幼児加算を算定することができる。
- (9) 特定疾患処方管理加算
- ア 特定疾患処方管理加算は、別に厚生労働大臣が定める疾患（以下、この項において「特定疾患」という。）を主病とする患者について、プライマリ機能を担う地域のかかりつけ医師が総合的に病態分析を行い、それに基づく処方管理を行うことを評価したものであり、診療所又は許可病床数が200床未満の病院においてのみ算定する。
- イ 同一暦月に「F100」処方料と「F400」処方箋料を算定する場合にあっては、「F100」処方料又は「F400」処方箋料のいずれか一方の加算として月1回に限り算定する。
- ウ 当該加算は、長期投薬の際の病態分析及び処方管理の評価の充実を図るものであり、特定疾患に対する薬剤の処方期間が28日以上の場合に算定する。ただし、当該患者に処方された薬剤の処方期間が全て28日以上である必要はない。
- エ 主病とは、当該患者の全身的な医学管理の中心となっている特定疾患をいうものであり、2以上の診療科にわたり受診している場合においては、主病と認められる特定疾患の治療に当たっている診療科においてのみ算定する。
- オ 特定疾患処方管理加算は初診料を算定した初診の日においても算定できる。
- カ 投薬は本来直接本人を診察した上で適切な薬剤を投与すべきであるが、やむを得ない事情で看護等に当たっている者から症状を聞いて薬剤を投与した場合においても算定できる。
- (10) 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ア 「注6」に規定する抗悪性腫瘍剤処方管理加算については、入院中の患者以外の悪性腫瘍の患者に対して、抗悪性腫瘍剤による投薬の必要性、副作用、用法・用量、その他の留意点等について文書で説明し同意を得た上で、抗悪性腫瘍剤の適正使用及び副作用管理に基づく処方管理のもとに悪性腫瘍の治療を目的として抗悪性腫瘍剤が処方された

場合に算定する。

イ 同一暦月に「F 1 0 0」処方料と「F 4 0 0」処方箋料を算定する場合にあつては、「F 1 0 0」処方料又は「F 4 0 0」処方箋料のいずれか一方の加算として月 1 回に限り算定する。

ウ 加算対象となる抗悪性腫瘍剤は、薬効分類上の腫瘍用薬とする。

(11) 「注 7」については、「A 0 0 0」初診料の「注 2」又は「注 3」、「A 0 0 2」外来診療料の「注 2」又は「注 3」を算定する保険医療機関において、以下のアからコまでに定める薬剤を除き、1 処方につき投与期間が 30 日以上の投薬を行った場合には、所定点数の 100 分の 40 に相当する点数により算定する。

ア 薬効分類が抗てんかん剤のもので、てんかんに対して用いた場合

イ 薬効分類の小分類が甲状腺ホルモン製剤のもので、甲状腺の障害に対して用いた場合

ウ 薬効分類が副腎ホルモン剤のもので、副腎性器障害又は副腎皮質機能不全に対して用いた場合

エ 薬効分類が卵胞ホルモン及び黄体ホルモン剤のもので、卵巣除去後機能不全その他の卵巣機能不全に対して用いた場合

オ 薬効分類の小分類が合成ビタミン D 製剤のもので、副甲状腺機能低下症又は偽性副甲状腺機能低下症に対して用いた場合

カ 薬効分類が乳幼児用剤のもので、フェニルケトン尿症、楓糖尿症、ホモシスチン尿症又はガラクトース血症に対して用いた場合

キ 薬効分類が抗ウイルス剤のもので、後天性免疫不全症候群の病原体に感染している者に対して用いた場合

ク 薬効分類が血液製剤類のもので、血友病の者に対して用いた場合

ケ 薬効分類がその他の腫瘍用薬のもので、慢性骨髄性白血病に対して用いた場合

コ アからケまでの内服薬と併用する薬効分類が健胃消化剤のもので、アからケまでに該当する疾患に対して用いた場合

(12) 「注 8」に規定する地域支援・外来医薬品供給対応体制加算は、後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ後発医薬品の採用を決定し、実際に後発医薬品を一定割合以上調剤する体制及び医薬品の流通改善に向けて医薬品の安定供給に資する取組を実施する体制が整備されている保険医療機関を評価したものであり、診療所においてのみ算定する。

(13) 「注 9」に規定する向精神薬調整連携加算については、直近の処方に向精神薬多剤投与又は向精神薬長期処方に該当する患者であつて、当該処方において直近の処方から抗不安薬等の種類数又は 1 日当たり用量が減少したもののについて、薬剤師又は看護職員に処方内容の変更に伴う心身の状態の変化について確認を指示した場合に算定する。指示に当たっては、処方の変更点を説明するとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）による「PMDA からの医薬品適正使用のお願い（No. 11 2017 年 3 月）」又は睡眠薬の適正使用及び減量・中止のための診療ガイドラインに関する研究班（平成 24 年度厚生労働科学研究・障害者対策総合研究事業）が作成した「睡眠薬の適正な使用と休薬のための診療ガイドライン」等を参考に特に留意すべき症状等について具体的に指示をすること。

(14) (13)における「抗不安薬等の種類数の減少」については、一般名で種類数を計算した場

合に抗不安薬等の種類数が減少している場合をいう。また、「抗不安薬等の1日当たり用量の減少」には、一般名で用量を計算した場合に抗不安薬等の用量が減少している場合をいい、定期処方を屯服に変更した場合が含まれること。

第3節 薬剤料

F200 薬剤

- (1) 「注2」については、「F100」処方料の(3)に準じるものとする。
- (2) 「注2」の算定は、外来の場合に限る。なお、1処方とは処方料の算定単位となる処方をいう。
- (3) 1回の処方において、2種類以上の内服薬を調剤する場合には、それぞれの薬剤を個別の薬包等に調剤しても、服用時点及び服用回数が同じであるものについては、次の場合を除き1剤として算定する。
 - ア 配合不適等調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合
 - イ 固形剤と内用液剤の場合
 - ウ 内服錠とチュアブル錠等のように服用方法が異なる場合
- (4) 「注1」における「その他の特定の疾患」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病（同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されている患者（同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。）に係るものに限る。）又は「特定疾患治療研究事業について」に掲げる疾患（当該疾患に罹患しているものとして都道府県知事から受給者証の交付を受けているものに限る。ただし、スモンについては過去に公的な認定を受けたことが確認できる場合等を含む。）をいう。
- (5) 特別入院基本料等を算定する病棟を有する病院の長期入院患者に係る入院期間の算定は、当該特別入院基本料等を算定する病棟を有する病院となる以前からの入院期間を通算する。また、入院期間の算定は第1章第2部入院料等の通則の例に準じる。
- (6) 「注3」の多剤投与の場合の算定
 - ア 「注3」の算定は、外来の場合に限り、1処方のうち、内服薬についてのみ対象とする。この場合の「種類」については、次のように計算する。なお、1処方とは処方料の算定単位となる処方をいう。
 - (イ) 錠剤、カプセル剤については、1銘柄ごとに1種類と計算する。
 - (ロ) 散剤、顆粒剤及び液剤については、1銘柄ごとに1種類と計算する。
 - (ハ) (ロ)の薬剤を混合して服薬できるよう調剤を行ったものについては、1種類とする。
 - (ニ) 薬剤料に掲げる所定単位当たりの薬価が205円以下の場合には、1種類とする。
 - イ 「注3」の「所定点数」とは、1処方のうちの全ての内服薬の薬剤料をいう。
 - ウ 「注3」の算定は、常態として投与する内服薬が7種類以上の場合に行い、臨時に投与する薬剤については対象としない。
 - エ ウの臨時に投与する薬剤とは連続する投与期間が2週間以内のものをいい、2週間を超える投与期間の薬剤にあつては常態として投与する薬剤として扱う。なお、投与中止期間が1週間以内の場合は、連続する投与とみなして投与期間を計算する。

オ 臨時的に内服薬の追加投与等を行った結果、1処方につき内服薬が7種類以上となる場合において、傷病名欄からその必要性が明らかでない場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその必要性を記載する。

(7) 「注4」については、「F100」処方料の(11)に準じるものとする。

(8) ビタミン剤

ア 「注5」に規定するビタミン剤とは、内服薬及び注射薬をいうものであり、また、ビタミンを含有する配合剤を含むものである。

イ ビタミン剤に係る薬剤料が算定できるのは、医師が当該ビタミン剤の投与が有効であると判断し、適正に投与された場合に限られるものであり、医師が疾患の特性により投与の必要性を認める場合のほか、具体的には、次のような場合をいう。ただし、薬事承認の内容に従って投与された場合に限る。

(イ) 患者の疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝障害であることが明らかであり、かつ、必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合（例えば、悪性貧血のビタミンB12の欠乏等、診察及び検査の結果から当該疾患又は症状が明らかな場合）

(ロ) 患者が妊産婦、乳幼児等（手術後の患者及び高カロリー輸液療法実施中の患者を含む。）であり、診察及び検査の結果から食事からのビタミンの摂取が不十分であると診断された場合

(ハ) 患者の疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝障害であると推定され、かつ、必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合

(ニ) 重湯等の流動食及び軟食のうち、一分がゆ、三分がゆ又は五分がゆを食している場合

(ホ) 無菌食、フェニールケトン尿症食、楓糖尿症食、ホモシスチン尿症食又はガラクトース血症食を食している場合

ウ ビタミン剤に係る薬剤料を算定する場合には、当該ビタミン剤の投与が必要かつ有効と判断した趣旨を具体的に診療録及び診療報酬明細書に記載しなければならない。ただし、病名によりビタミン剤の投与が必要、かつ、有効と判断できる場合は趣旨を診療報酬明細書に記載することは要しない。

第5節 処方箋料

F400 処方箋料

(1) 医師が処方する投薬量については、予見することができる必要期間に従ったものでなければならない、30日を超える長期の投薬を行うに当たっては、長期の投薬が可能な程度に病状が安定し、服薬管理が可能である旨を医師が確認するとともに、病状が変化した際の対応方法及び当該保険医療機関の連絡先を患者に周知する。

なお、上記の要件を満たさない場合は、原則として次に掲げるいずれかの対応を行うこと。

ア 30日以内に再診を行う。

イ 許可病床数が200床以上の保険医療機関にあっては、患者に対して他の保険医療機関（許可病床数が200床未満の病院又は診療所に限る。）に文書による紹介を行う旨の申出

を行う。

ウ 患者の病状は安定しているものの服薬管理が難しい場合には、分割指示に係る処方箋を交付する。

- (2) 保険薬局で保険調剤を受けさせるために、患者に保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）に定められている様式の完備した処方箋（院外処方箋）を交付した場合に限り算定し、その処方箋に処方した剤数、投与量（日分数）等の如何にかかわらず、1 回として算定する。なお、分割指示に係る処方箋を発行する場合は、保険医療機関及び保険医療養担当規則に定められている様式第二号の二を用いることとし、分割の回数は 3 回までとする。また、患者に対し、調剤を受ける度に別紙を含む分割指示に係る処方箋の全てを保険薬局に提出するよう指導する。
- (3) 同一の保険医療機関が一連の診療に基づいて、同時に、同一の患者に 2 枚以上の処方箋を交付した場合は、1 回として算定する。
- (4) 複数の診療科を標榜する保険医療機関において、2 以上の診療科で、異なる医師が処方した場合は、それぞれの処方につき処方箋料を算定することができる。
- (5) 「1」については、「F 1 0 0」処方料の(3)に準じるものとする。
- (6) 「2」において、処方箋料における内服薬の種類については、「F 2 0 0」薬剤の「注 3」における内服薬の種類と同様の取扱いとする。なお、当該処方に係る内服薬の投薬が 6 種類以下の場合又は外用薬、屯服薬のみの投薬の場合は「3」で算定する。
- (7) 「2」において、臨時的に内服薬の追加投与等を行った結果、1 処方につき内服薬が 7 種類以上となる場合には、処方箋の備考欄にその必要性を記載する。
その他、臨時的に内服薬の追加投与を行った場合の取扱いについては「F 2 0 0」薬剤の(6)に準じるものとする。
- (8) 「2」において、「不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して 1 年以上継続して別に厚生労働大臣が定める薬剤の投薬を行った場合」については、「F 1 0 0」処方料の(6)に準じるものとする。
- (9) 同一の患者に対して、同一診療日に、一部の薬剤を院内において投薬し、他の薬剤を院外処方箋により投薬することは、原則として認められない。ただし、緊急やむを得ない事態が生じ、このような方法による投薬を行った場合は、「F 0 0 0」調剤料及び「F 1 0 0」処方料は算定せず、院内投薬に係る「F 2 0 0」薬剤及び処方箋料を算定し、当該診療報酬明細書の「摘要欄」に、その日付及び理由を記載すること。ここでいう「緊急やむを得ない事態」とは、常時院外処方箋による投薬を行っている患者に対して、患者の症状等から緊急に投薬の必要性を認めて臨時的に院内投薬を行った場合又は常時院内投薬を行っている患者に対して、当該保険医療機関で常用していない薬剤を緊急かつ臨時的に院外処方箋により投薬した場合をいう。

また、注射器、注射針又はその両者のみを処方箋により投与することは認められない。

- (10) 「注 2」については、「F 1 0 0」処方料の(11)に準じるものとする。
- (11) 乳幼児加算、特定疾患処方管理加算及び抗悪性腫瘍剤処方管理加算は「F 1 0 0」処方料の(8)、(9)又は(10)に準じるものとする。ただし、(9)のウに規定する「特定疾患に対する薬剤の処方期間が 28 日以上」については、「特定疾患に対する薬剤の処方期間が 28 日以上（リフィル処方箋の複数回の使用による合計の処方期間が 28 日以上の場合を含

む。）」と読み替えるものとする。

- (12) 「注6」に規定する一般名処方加算は、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関が、後発医薬品のある医薬品及びバイオ後続品のあるバイオ医薬品（バイオ後続品の適応のない患者に対して使用する先行バイオ医薬品は除く。以下この項において同じ。）について、薬価基準に収載されている品名に代えて、一般的名称に剤形及び含量を付加した記載（以下「一般名処方」という。）による処方箋を交付した場合に限り算定できるものである。交付した処方箋に含まれる医薬品のうち、後発医薬品のある全ての医薬品及びバイオ後続品のあるバイオ医薬品（2品目以上の場合に限る。）が一般名処方されている場合には一般名処方加算1を、1品目でも一般名処方されたものが含まれている場合には一般名処方加算2を、処方箋の交付1回につきそれぞれ加算する。品目数については、一般的名称で計算する。ただし、投与経路が異なる場合は、一般的名称が同一であっても、別品目として計算する。

なお、一般名処方とは、単に医師が先発医薬品若しくは後発医薬品又は先行バイオ医薬品若しくはバイオ後続品の個別の銘柄にこだわらずに処方を行っているものである。

また、一般名処方を行った場合の(6)の取扱いにおいて、「種類」の計算に当たっては、該当する医薬品の薬価のうち最も低いものの薬価とみなすものとする。

- (13) 「注7」については、「F100」処方料の(13)及び(14)に準じるものとする。

- (14) 訪問薬剤管理指導との関係

保険薬局に訪問薬剤管理指導を依頼している場合は、当該保険医療機関は「C008」在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定できない。保険薬局から情報提供があった場合は、当該保険医療機関は文書を診療録等に添付する。なお、地方厚生（支）局長に届出を行った保険薬局が在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定できるのは月に4回（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必要な患者及び中心静脈栄養法の対象患者については、週2回かつ月8回）に限られる。

- (15) 保険医療機関及び保険医療養担当規則において、投与量に限度が定められている医薬品及び貼付剤については、リフィル処方箋による処方を行うことはできない。

- (16) 「注8」において、「直近3月に処方箋を交付した回数が一定以上である保険医療機関が、調剤報酬点数表「00」調剤基本料の4に規定する特別調剤基本料Aを算定する薬局であって、当該保険医療機関から集中的に処方箋を受け付けているものと不動産取引等その他の特別の関係を有する場合」とは、以下のいずれにも該当する医療機関が処方箋を交付する場合をいう。

ア 直近3月の処方箋を交付した回数が12,000回を超えること。

イ 保険薬局(調剤点数表「00」の4に規定する特別調剤基本料Aを算定しているものに限る。)と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険医療機関であること。

ウ 当該特別な関係を有する保険薬局の当該保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合が9割を超えていること。なお、当該保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合については、特掲診療料施設基準通知の第88の2の2の(3)の取扱いに準じる。

第6節 調剤技術基本料

F500 調剤技術基本料

- (1) 調剤技術基本料は、重複投薬の防止等保険医療機関内における調剤の管理の充実を図るとともに投薬の適正を確保することを目的としており、薬剤師が常態として勤務する保険医療機関において、薬剤師の管理のもとに調剤が行われた場合に、患者1人につき、月1回に限り算定する。
- (2) 同一医療機関において同一月内に処方箋の交付がある場合は、調剤技術基本料は算定できない。
- (3) 同一月に「B008」薬剤管理指導料又は「C008」在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している場合には、調剤技術基本料は算定しない。
- (4) 院内製剤加算
 - ア 「注3」に規定する院内製剤加算は、薬価基準に記載されている医薬品に溶媒、基剤等の賦形剤を加え、当該医薬品とは異なる剤形の医薬品を院内製剤の上調剤した場合に、次の場合を除き算定できる。
 - (イ) 調剤した医薬品と同一規格を有する医薬品が薬価基準に記載されている場合
 - (ロ) 散剤を調剤した場合
 - (ハ) 液剤を調剤する場合であって、薬事承認の内容が用時溶解して使用することとなっている医薬品を交付時に溶解した場合
 - イ 上記アにかかわらず、剤形が変わらない場合であっても、次に該当する場合には、院内製剤加算が算定できる。ただし、調剤した医薬品と同一規格を有する医薬品が薬価基準に記載されている場合を除く。
 - (イ) 同一剤形の2種類以上の既製剤（賦形剤、矯味矯臭剤等を除く。）を混合した場合（散剤及び顆粒剤を除く。）
 - (ロ) 安定剤、溶解補助剤、懸濁剤等製剤技術上必要と認められる添加剤を加えて調剤した場合
 - (ハ) 調剤技術上、ろ過、加温、滅菌行為をなす必要があつて、これらの行為を行った場合
 - ウ ア、イにかかわらず調剤した医薬品を、原料とした医薬品の承認内容と異なる用法・用量あるいは効能・効果で用いる場合は院内製剤加算は算定できない。

第6部 注射

<通則>

- 1 注射に係る費用は、第1節注射料、第2節薬剤料及び第3節特定保険医療材料料（別に厚生労働大臣が定める保険医療材料のうち注射に当たり使用したものの費用に限る。）に掲げる所定点数を合算した点数によって算定する。
- 2 生物学的製剤注射加算

別添 3

調剤報酬点数表に関する事項

<通則>

- 1 保険薬局は、当該保険薬局において調剤される医薬品の品質確保について万全を期さなければならない。
- 2 保険薬剤師は、医師の分割指示に係る処方箋又は投与日数が長期間にわたる処方箋によって調剤を行う場合であって、処方薬の長期保存の困難その他の理由によって分割して調剤する必要がある場合には、分割調剤を行うこと。

また、分割調剤を行う場合（上記の場合のほか、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更が不可の場合の署名欄に処方医の署名又は記名・押印がない、又は署名欄に処方医の署名又は記名・押印があるものの「変更不可」欄に「✓」又は「×」が記載されていない先発医薬品がある処方箋（以下「後発医薬品への変更が可能な処方箋」という。）を提出した患者の同意に基づき、処方箋に記載された先発医薬品を初めて後発医薬品に変更して調剤を行う場合であって、当該患者の希望により、分割調剤を行う場合を含む。）は、その総量は、当然処方箋に記載された用量を超えてはならず、また、第2回以後の調剤においては使用期間の日数（ただし、処方箋交付の日を含めて4日を超える場合は4日とする。）と用量（日分）に示された日数との和から第1回調剤日から起算して当該調剤日までの日数を差し引いた日分を超えては交付できない。例えば、4月3日交付、使用期間4日間、用量 10 日分の処方箋で4月4日に5日分の調剤を受け、次に 10 日に調剤を受けに来た場合は $(10 + 4) - 7 = 7$ であるから、残りの5日分を全部交付して差し支えないが、もし第2回の調剤を4月 13 日に受けに来た場合、 $(10 + 4) - 10 = 4$ となるので4日分しか交付できない。

- 3 保険薬局において分割調剤を行い、当該薬局において調剤済みとならない場合は、処方箋に薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 26 条に規定する事項及び分割理由等の必要な事項を記入し、調剤録等を作成した後、処方箋を患者に返却すること。
- 4 保険薬局において、「リフィル可」欄に「✓」が記載されていた場合、当該処方箋を「リフィル処方箋」として取り扱い調剤を行うこと。

リフィル処方箋による調剤を行う場合は、1 回目の調剤を行うことが可能な期間については、使用期間に記載されている日までとする。2 回目以降の調剤については、原則として、前回の調剤日を起点とし、当該調剤に係る投薬期間を経過する日を次回調剤予定日（実際に投薬が終了する日）とし、その前後 7 日以内とする。

- 5 保険薬局においてリフィル処方箋による調剤を行い、当該保険薬局において調剤済みとならない場合は、リフィル処方箋に薬剤師法第 26 条に規定する事項及び次回調剤予定日等の必要な事項を記入し、調剤録等を作成した後、リフィル処方箋を患者に返却すること。その際、必要な事項が記入されたリフィル処方箋の写しを調剤録とともに保管すること。なお、当該リフィル処方箋の総使用回数の調剤が終わった場合、調剤済処方箋として保管すること。
- 6 「調剤する薬剤を減量した後、保険医療機関へ情報提供」の欄にその旨の指示がある処方箋を受け付けた場合は、調剤録又は薬剤服用歴の記録等（以下「薬剤服用歴等」という。）及び残薬の外形状態・保管状況その他の残薬の状況を確認した上で、処方箋に記載された医薬品について、用法及び用量の変更は行わずに投与日数等を減らす調剤（以下「減数調剤」という。）

を、必要に応じて行うこと。当該指示に基づき減数調剤を行った場合は、保険薬剤師は、患者に対して次回受診時に処方医へ残薬の状況を報告することを促すとともに、手帳を用いて服薬管理指導を行う場合には当該手帳にその旨を記載すること。また、患者の残薬の状況、その理由及び実際に患者へ交付した薬剤の投与量、患者への説明内容等について、原則、翌営業日までに当該減数調剤に係る処方箋を発行した保険医療機関に情報提供すること。なお、残薬を確認した結果、減数調剤を行うに当たって、調剤する医薬品の調剤日数又は数量を「0」とすることはできず、必要な場合には従前のとおり、処方医への事前の照会を行うこと。

- 7 調剤基本料の「注5」の地域支援・医薬品供給対応体制加算及び「注8」に係る後発医薬品については、「「新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品」等について」（令和8年3月5日保医発0305第12号）を参照すること。また、調剤基本料の「注7」のバイオ後続品調剤体制加算については、「「診療報酬における加算等の算定対象等となるバイオ後続品」について」（令和8年3月5日保医発0305第13号）を参照すること。
- 8 保険薬局は、患者が当該保険薬局における業務内容及びその費用を理解できるよう、調剤報酬点数表の一覧等について、薬剤を交付する窓口等、患者が指導等を受ける際に分かりやすい場所に掲示するとともに、患者の求めに応じて、その内容を説明すること。
- 9 算定回数が「週」単位又は「月」単位とされているものについては、特に定めのない限り、それぞれ日曜日から土曜日までの1週間又は月の初日から月の末日までの1か月を単位として算定する。
- 10 署名又は記名・押印を要する文書については、自筆の署名（電子的な署名を含む。）がある場合には印は不要である。
- 11 文書による提供等を行うこととされている個々の患者の薬剤服用歴等に関する情報を、電磁的方法によって、患者、他の保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者等に提供等する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保するとともに、書面における署名又は記名・押印に代わり、本ガイドラインに定められた電子署名（厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野PKI認証局の発行する電子証明書を用いた電子署名、認定認証事業者（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第3項に規定する特定認証業務を行う者をいう。）又は認証事業者（同条第2項に規定する認証業務を行う者（認定認証事業者を除く。）をいう。）の発行する電子証明書を用いた電子署名、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）に基づき、平成16年1月29日から開始されている公的個人認証サービスを用いた電子署名等）を施すこと。
- 12 区分番号は、例えば「区分00」調剤基本料における「00」又は医科点数表区分番号「A000」初診料の「A000」を指す。なお、以下区分番号という記載は省略し、「00」又は「A000」のみ記載する。

<調剤技術料>

区分00 調剤基本料

1 受付回数等

- (1) 調剤基本料は、患者等が提出する処方箋の枚数に関係なく処方箋受付1回につき算定

する。なお、分割調剤を行う場合は、7により算定し、リフィル処方箋による調剤を行う場合は、8により算定する。

- (2) 同一患者から同一日に複数の処方箋（リフィル処方箋を含む。）を受け付けた場合、同一保険医療機関の同一医師によって交付された処方箋又は同一の保険医療機関で一連の診療行為に基づいて交付された処方箋については一括して受付1回と数える。

ただし、同一の保険医療機関から交付された場合であっても、歯科の処方箋については歯科以外の処方箋と歯科の処方箋を別受付として算定できる。

- (3) 複数の保険医療機関が交付した同一患者の処方箋を同時にまとめて受け付けた場合においては、受付回数はそれぞれ数え2回以上とする。また、この場合において、当該受付のうち、1回目は調剤基本料の所定点数を算定し、2回目以降は「注3」により調剤基本料の所定点数を100分の80にし、小数点以下第一位を四捨五入した点数を算定する。なお、当該「注3」の規定は、「注9」から「注11」までの分割調剤に係る処方箋には適用しない。

2 調剤基本料の「注4」に規定する保険薬局

- (1) 以下のいずれかに該当する保険薬局である場合、調剤基本料を100分の50に減算する。なお、詳細な施設基準については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)」(令和8年3月5日保医発 0305 第8号。以下、「特掲診療料施設基準通知」という。)を参照すること。

ア 医療用医薬品の取引価格の妥結率が5割以下であること。

イ 医療用医薬品の取引価格の妥結率、医療用医薬品の取引に係る状況及び流通改善に関する取組状況を地方厚生(支)局長に報告していない保険薬局

ウ 保険薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的業務を1年間実施していない保険薬局

- (2) 調剤基本料の「注4」の減算については、調剤基本料の所定点数を100分の50にし、小数点以下第一位を四捨五入して計算する。

3 地域支援・医薬品供給対応体制加算

- (1) 地域支援・医薬品供給対応体制加算は、医薬品の安定供給に資する取組や、かかりつけ薬剤師機能の発揮等により、地域医療に貢献する保険薬局の体制等を評価するものであり、施設基準や実績等を満たした上で必要な届出を行った場合に算定できる。ただし、特別調剤基本料Aを算定している保険薬局においては、地域支援・医薬品供給対応体制加算の所定点数を100分の10にし、小数点以下第一位を四捨五入した点数を算定する。

なお、詳細な施設基準については、特掲診療料施設基準通知を参照すること。

- (2) 特掲診療料施設基準通知における「他の保険薬局に医薬品を分譲」するにあたっては、分譲に係る伝票、医療用医薬品の譲渡書又は別紙様式4-1を用いて行い、分譲後2年間保存すること。

- (3) 医薬品の供給不安等により、患者が持参した処方箋に記載された医薬品が入手困難な場合に、当該医薬品の在庫を持つ保険薬局を探し、当該保険薬局に予め連絡して在庫を確認した上で、当該患者に当該保険薬局を案内する場合は、別紙様式4-2を用いること。また、患者から別紙様式4-2を受け取った保険薬局は2年間これを保存すること。

- (4) 地域支援・医薬品供給対応体制加算は、特別調剤基本料Bを算定している保険薬局は算定できない。

4 連携強化加算

- (1) 連携強化加算は、他の保険薬局、保険医療機関及び都道府県等との連携により、災害又は新興感染症の発生時等の非常時に必要な体制が整備されている保険薬局において、調剤を行った場合に算定できる。この場合において、災害又は新興感染症の発生時等において対応可能な体制を確保していることについて当該保険薬局のほか、当該保険薬局の所在地の行政機関、薬剤師会等のホームページ等で広く周知すること。
- (2) 連携強化加算は、特別調剤基本料Aを算定する保険薬局において、「特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）」第十五の四の三に規定する保険医療機関が医科点数表の「A000」初診料の「注11」及び「A001」再診料の「注15」に規定する外来感染対策向上加算又は医科点数表の「A234-2」及び歯科点数表の「A224-2」感染対策向上加算の届出を行った保険医療機関である場合は、算定できない。
- (3) 災害時においては、オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能（災害時医療情報閲覧）」（災害時モード）を用いることにより、被災により手帳やマイナ保険証を確認することができない患者であっても薬剤情報等の把握が可能となり、更に電子処方箋管理サービスへの調剤情報の登録により直近の薬剤情報が充実することを念頭に置いて、平時よりこれらのシステム等の活用に努めること。
- (4) 連携強化加算は特別調剤基本料Bを算定している保険薬局は算定できない。

5 バイオ後続品調剤体制加算

- (1) バイオ後続品調剤体制加算は、バイオ後続品を調剤し、また患者に適切に説明することができる保険薬局の体制を評価するものであり、バイオ後続品（インスリン製剤を除く。）を調剤した場合に算定することができる。
- (2) 先行バイオ医薬品とバイオ後続品の効能又は効果が異なるバイオ医薬品の一般的名称が記載された処方箋を受け付けた保険薬局の保険薬剤師は、後発医薬品の調剤と同様に、適切な対応を行うこと。
- (3) 先行バイオ医薬品について処方箋に銘柄名の記載がなされた場合は、保険薬局において処方医に事前に確認することなくバイオ後続品に変更して調剤すること（変更調剤）はできないことに留意すること。
- (4) 特別調剤基本料Aを算定している保険薬局においては、バイオ後続品調剤体制加算の所定点数を100分の10にし、小数点以下第一位を四捨五入した点数を算定する。
- (5) バイオ後続品調剤体制加算は、特別調剤基本料Bを算定している保険薬局は算定できない。

6 調剤基本料の「注8」に規定する保険薬局

- (1) 後発医薬品の調剤数量割合が5割以下の保険薬局（処方箋受付回数が1月に600回以下の場合を除く。）である場合は、調剤基本料を5点減算する。なお、詳細な施設基準については、特掲診療料施設基準通知を参照すること。
- (2) 処方箋受付回数が1月に600回以下に該当するか否かの取扱いについては、調剤基本料の施設基準に定める処方箋受付回数に準じて取り扱う。

7 分割調剤

- (1) 通則

- ア 「注 9」又は「注 10」に係る分割調剤を行う場合は、調剤基本料は初回のみ算定し、2 回目以降については「注 9」又は「注 10」のとおり算定するが、異なる保険薬局で分割調剤を行う場合は、各保険薬局においてそれぞれ調剤基本料を算定できる。
- イ 「注 9」、「注 10」又は「注 11」に係る分割調剤のうち、複数の分割調剤を同一の保険薬局において同一日に行う場合にあっては、「注 11」の分割調剤に係る点数により算定する。
- (2) 長期保存の困難性等の理由による分割調剤
- ア 「注 9」の分割調剤については、14 日分を超える投薬に係る処方箋によって調剤を行う場合であって、処方箋の長期保存の困難その他の理由によって分割して調剤する必要がある、分割調剤を行った場合で、1 処方箋の 2 回目以降の調剤を同一の保険薬局において 2 回目以降行った場合に算定する。
- イ 「注 9」に係る分割調剤を行う場合は、処方箋の受付時に、当該処方箋を発行した医療機関等に対し照会を行うとともに、分割理由等の必要な事項を調剤録等に記入すること。
- (3) 後発医薬品の試用のための分割調剤
- ア 「注 10」の分割調剤については、後発医薬品への変更が可能な処方箋を提出した患者の同意に基づき、処方箋に記載された先発医薬品を初めて後発医薬品に変更して調剤を行う場合であって、当該患者の希望により分割調剤を行った場合で、同一の保険薬局において 1 処方箋の 2 回目の調剤を行った場合に限り算定する。この場合において、2 回目の調剤を行う際には、先発医薬品から後発医薬品への変更による患者の体調の変化、副作用が疑われる症状の有無等を確認するとともに、患者の意向を踏まえ、後発医薬品又は変更前の先発医薬品の調剤を行うこととする。なお、その際に、所定の要件を満たせば、調剤管理料、服薬管理指導料及び外来服薬支援料 2 を算定できる。
- イ 「注 10」に係る分割調剤を行った場合は、処方箋を発行した医療機関等にその旨を連絡するとともに、分割理由等の必要な事項を調剤録等に記入すること。また、2 回目の調剤の際に、患者の意向により変更前の先発医薬品の調剤を行った場合も、処方箋を発行した医療機関等にその旨を連絡するとともに、先発医薬品に再変更した理由等の必要な事項を調剤録等に記入すること。
- ウ 1 処方箋について、「注 9」の長期保存の困難性等の理由による分割調剤の 2 回目以降の調剤と「注 10」の後発医薬品の試用のための分割調剤の 2 回目の調剤を同一の保険薬局において同一日に行う場合にあっては、いずれか一方の分割調剤に係る点数のみを算定する。
- (4) 医師の指示による分割調剤
- ア 「注 11」については、医師の分割指示に係る処方箋（「注 9」の長期保存の困難性等の理由による分割調剤及び「注 10」の後発医薬品の試用のための分割調剤に該当する場合を除く。）により、患者の同意の下、分割調剤を行った場合に算定する。
- イ 調剤基本料及びその加算、薬剤調製料及びその加算並びに薬学管理料については、当該分割調剤を行う保険薬局が当該処方箋において分割調剤を実施しない場合に算定する点数をそれぞれ合算し、分割回数で除した点数を当該調剤時に算定する。当該点数は、小数点以下第一位を四捨五入して計算する。ただし、服薬情報等提供料については、分

割回数で除していない点数を算定できる。

ウ 「注 11」の医師の指示による分割調剤の場合、保険薬局の保険薬剤師は、以下を実施する。

(イ) 分割指示に係る処方箋の交付を受けた患者に対して、処方箋受付前に、継続的な薬学的管理及び指導のため、当該処方箋の1回目の調剤から全ての調剤が完了するまで、同一の保険薬局に処方箋を持参すべきであることを説明する。

(ロ) 患者に対し、次回の自局への処方箋持参の意向の有無及び予定時期を確認するとともに、予定時期に患者が来局しない場合は、必要に応じ、電話等で服薬状況を確認し来局を促す。

(ハ) また、患者から次回は別の保険薬局に処方箋を持参する旨の申し出があった場合は、患者の了解を得た上で、次回の円滑な薬剤交付に資するよう、調剤後遅滞なく、患者が次回処方箋を持参しようとする保険薬局に対し、調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供する。

(ニ) 2回目以降の調剤において患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について確認し、その結果を処方医に情報提供する。この場合において、次に掲げる事項を含めるものとする。

- ・残薬の有無
- ・残薬が生じている場合はその量及び理由
- ・患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無
- ・副作用が疑われる場合はその原因の可能性のある薬剤の推定

8 リフィル処方箋による調剤

(1) 通則

ア リフィル処方箋による調剤を行う場合は、所定の要件を満たせば、調剤技術料及び薬学管理料を算定できる。なお、リフィル処方箋による調剤を行うごとに、処方箋受付回数1回として取扱う。

イ 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）において、投与量に限度が定められている医薬品及び貼付剤（この場合において、「貼付剤」とは、鎮痛・消炎に係る効能及び効果を有するものであって、麻薬若しくは向精神薬であるもの又は専ら皮膚疾患に用いるものを除いたものをいう。）については、リフィル処方箋による調剤を行うことはできない。

ウ 患者又はその家族等からリフィル処方箋に関する質問を受けた場合は、その意義や使用方法等について丁寧に説明を行うこと。

(2) リフィル処方箋による調剤

ア 保険薬局の保険薬剤師は、リフィル処方箋による1回目又は2回目（総使用回数3回の場合）の調剤を行う場合、リフィル処方箋に調剤日及び次回調剤予定日を所定の欄に記載するとともに、調剤を実施した保険薬局の名称及び保険薬剤師の氏名を余白又は裏面に記載の上、調剤録等を作成した後、リフィル処方箋を患者に返却すること。その際、必要な事項が記入されたリフィル処方箋の写しを調剤録とともに保管すること。また、当該リフィル処方箋の総使用回数の調剤が終わった場合、調剤済処方箋として保管すること。

イ 保険薬局の保険薬剤師は、リフィル処方箋により調剤を行うに当たって、患者の服薬状況等の確認を行い、リフィル処方箋により調剤を行うことが不適切と判断した場合には、調剤を行わず、受診勧奨を行うとともに、処方医に情報提供を行うこと。また、リフィル処方箋により調剤した場合は、調剤した内容、患者の服薬状況等について必要に応じ処方医へ情報提供を行うこと。

ウ 保険薬局の保険薬剤師は、リフィル処方箋の交付を受けた患者に対して、継続的な薬学的管理指導のため、同一の保険薬局で調剤を受けるべきであることを説明すること。

エ 保険薬局の保険薬剤師は、患者の次の調剤を受ける予定を確認すること。次の来局の希望があるにもかかわらず予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により患者の状況を確認すること。患者と連絡がつかない、患者が来局しない等の場合は、必要に応じ処方医へ情報提供を行うこと。

オ 保険薬局の保険薬剤師は、患者が次の調剤を他の保険薬局において受けることを申し出た場合は、調剤の状況とともに必要な情報を当該他の保険薬局に提供する又は当該情報を記録したものを患者に提供すること。

9 在宅薬学総合体制加算

- (1) 在宅薬学総合体制加算 1 は、在宅患者に対する薬学的管理及び指導を行うにつき必要な体制が整備されているとして、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険薬局において、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料若しくは在宅患者緊急時等共同指導料又は介護保険における居宅療養管理指導費若しくは介護予防居宅療養管理指導費を算定する患者等が提出する処方箋を受け付けて調剤を行った場合に算定できる。
- (2) 在宅薬学総合体制加算 2 は、在宅患者に対する高度な薬学的管理及び指導を行うために必要な体制が整備されており、かつ高度な薬学的管理及び指導に係る十分な実績を有するものとして、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険薬局において、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料若しくは在宅患者緊急時等共同指導料又は介護保険における居宅療養管理指導費若しくは介護予防居宅療養管理指導費を算定する患者等が提出する処方箋を受け付けて調剤を行った場合であって、単一建物診療患者が 1 人又は単一建物居住者が 1 人の場合はイ、それ以外の場合はロを算定できる。
- (3) 詳細な施設基準については、特掲診療料施設基準通知を参照すること。
- (4) 「15」在宅患者訪問薬剤管理指導料の 1 の(4)において規定する在宅協力薬局が処方箋を受け付けて、訪問薬剤管理指導又は居宅療養管理指導を行った場合は、当該加算を届け出ている在宅協力薬局に限り、当該加算を算定できる。
- (5) 在宅薬学総合体制加算は、特別調剤基本料 A を算定している保険薬局においては、所定点数を 100 分の 10 にし、小数点以下第一位を四捨五入した点数を算定する。
- (6) 在宅薬学総合体制加算は、特別調剤基本料 B を算定している保険薬局は算定できない。

10 電子的調剤情報連携体制整備加算

- (1) 電子的調剤情報連携体制整備加算は、オンライン資格確認により取得した診療情報、薬剤情報等を調剤に実際に活用できる体制を有するとともに、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスを導入するなど、質の高い医療を提供するため医療 DX に対応する

体制を評価するものであり、処方箋受付1回につき所定点数に加算する。ただし、患者1人につき同一月に2回以上調剤を行った場合においても、月1回のみを算定とする。

(2) 電子的調剤情報連携体制整備加算を算定する保険薬局では、オンライン資格確認等システムや電子処方箋管理サービスの重複投薬等チェックを通じて取得した患者の診療情報、薬剤情報等を閲覧及び活用し、調剤、服薬指導等を行う。

(3) 電子的調剤情報連携体制整備加算は、特別調剤基本料Bを算定している保険薬局は算定できない。

11 門前薬局等立地依存減算

本減算は、薬局、薬剤師、医薬品等の医療資源の分散を防止して地域における効果的な医薬品供給体制の整備を推進すること、また、国民が受ける医療の質の向上の観点からポリファーマシーをはじめとする医薬品に関する諸問題に対して効果的に対処できる体制の整備を促進することを目的としている。具体的には、薬局が特定医療機関の周辺に立地し、特定の医療機関の処方箋に依拠する薬局（いわゆる門前薬局）ではなく、地域全体を「面」として支える体制（面分業）の整備を推進していく観点から、門前薬局等、薬局の業務の成立が、その立地特性に大きく影響を受けているものとして施設基準に該当する保険薬局である場合は、調剤基本料を15点減算する。なお、詳細な施設基準については、特掲診療料施設基準通知を参照すること。

12 次に掲げる調剤基本料に規定する加算及び減算について、これらのうち複数に該当する場合は、最初に所定点数に「注3」（100分の80）及び「注4」（100分の50）のうち該当するものを乗じ、小数点以下第一位を四捨五入する。次に「注5」の地域支援・医薬品供給対応体制加算、「注6」の連携強化加算、「注7」のバイオ後続品調剤体制加算、「注8」の後発医薬品減算、「注12」の在宅薬学総合体制加算1、注13の在宅薬学総合体制加算2、注14の電子的調剤情報連携体制整備加算及び注15の門前薬局等立地依存減算のうち該当するもの（特別調剤基本料Aを算定する保険薬局においては、「注5」の地域支援・医薬品供給対応体制加算、「注7」のバイオ後続品調剤体制加算、「注12」の在宅薬学総合体制加算1及び「注13」の在宅薬学総合体制加算2の所定点数に100分の10を乗じ、それぞれ小数点以下第一位を四捨五入する。）の加算等を行う。ただし、当該点数が3点未満になる場合は、3点を算定する。

区分01 薬剤調製料

(1) 内服薬

ア 内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く。以下同じ。）の薬剤調製料については、内服用滴剤とそれ以外の内服薬とは所定単位及び所定点数が異なる（内服用滴剤は薬剤調製料の「注1」による。）。

イ 内服薬（内服用滴剤以外のもの）についての薬剤調製料及び薬剤料の算定はそれぞれ「1剤」又は「1剤1日分」を所定単位とし、内服用滴剤についての薬剤調製料及び薬剤料は「1調剤」を所定単位として算定するが、この場合の「1剤」とは、薬剤調製料の算定上で適切なものとして認められる単位をいうものであり、次の点に留意する。

(イ) 1回の処方において、2種類以上の薬剤を調剤する場合には、それぞれの内服薬を個別の薬包等に調剤しても、服用時点が同一であるものについては、1剤として算定

する。

(ロ) 服用時点が同一である薬剤については、投与日数にかかわらず1剤として算定する。

(ハ) (イ)及び(ロ)における「服用時点が同一である」とは、2種類以上の薬剤について服用日1日を通じて服用時点（例えば「朝食後、夕食後服用」、「1日3回食後服用」、「就寝前服用」、「6時間ごと服用」等）が同一であることをいう。また、食事を目安とする服用時点については、食前、食後及び食間の3区分とすることとし、服用時点が「食直前」、「食前30分」等であっても、薬剤調製料の算定にあつては、「食前」とみなし、1剤として扱う。

(ニ) (イ)及び(ロ)にかかわらず、次の場合は、それぞれを別剤として算定できる。

- ① 配合不適等調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合
- ② 内服用固形剤（錠剤、カプセル剤、散剤等）と内服用液剤の場合
- ③ 内服錠とチュアブル錠又は舌下錠等のように服用方法が異なる場合

(ホ) 同一有効成分であつて同一剤形の薬剤が複数ある場合は、その数にかかわらず1剤として算定する。

ウ 内服薬の薬剤調製料は、1回の処方箋受付について、4剤以上ある場合についても、3剤として算定する。ただし、この場合、内服用滴剤は剤数に含めないが、浸煎薬又は湯薬を同時に調剤した場合には、当該浸煎薬又は湯薬の調剤数を内服薬の剤数に含めることとする。

エ 同一保険薬局で同一処方箋を分割調剤（調剤基本料の「注9」の長期保存の困難性等の理由による分割調剤又は「注10」の後発医薬品の試用のための分割調剤に限る。）した場合は、1回目の調剤から通算した日数に対応する点数から前回までに請求した点数を減じて得た点数により算定する。

オ ドライシロップ剤を投与する場合において、調剤の際に溶解し、液剤（シロップ剤）にして患者に投与するときは内服用液剤として算定し、散剤としてそのまま投与するときは内服用固形剤として算定する。また、ドライシロップ剤を水に溶かして同時服用の他の液剤と一緒に投与する場合は1剤として算定し、ドライシロップ剤を散剤として、同時服用の他の固形剤（錠剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤等）と一緒に投与する場合も1剤として算定する。

なお、「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について」（平成24年3月5日保医発0305第12号）に基づき、ドライシロップ剤の医薬品から類似する別剤形の後発医薬品に変更して調剤する場合又は類似する別剤形の医薬品からドライシロップ剤の後発医薬品に変更して調剤する場合は、同通知の第3の5を参照すること。

カ 内服用滴剤を調剤した場合の薬剤調製料は、投与日数にかかわらず、1調剤につき「注1」の所定点数を算定する。この場合の内服用滴剤とは、内服用の液剤であつて、1回の使用量が極めて少量（1滴ないし数滴）であり、スポイト、滴瓶等により分割使用するものをいう。なお、当該薬剤の薬剤料は、1調剤分全量を1単位として薬剤料の項により算定するものであり、1剤1日分を所定単位とするものではない。

(2) 屯服薬

屯服薬の薬剤調製料は、調剤した剤数、回数にかかわらず、1回の処方箋受付につき所定点数を算定する。

(3) 浸煎薬

- ア 浸煎薬とは、生薬を薬局において浸煎し、液剤として製したものをいう。
- イ 浸煎薬の薬剤調製料は、日数にかかわらず、1調剤につき算定する。
- ウ 浸煎薬の薬剤調製料は、1回の処方箋受付について4調剤以上ある場合において、3調剤まで算定できる。ただし、内服薬又は湯薬を同時に調剤した場合には、内服薬については剤数を、湯薬については調剤数を浸煎薬の調剤数に含めることとする。

(4) 湯薬

- ア 湯薬とは、薬局において2種以上の生薬（粗切、中切又は細切したもの）を混合調剤し、患者が服用するために煎じる量ごとに分包したものをいう。
- イ 湯薬の薬剤調製料は、1調剤につき投薬日数に応じて所定点数を算定する。
- ウ 湯薬の薬剤調製料は、1回の処方箋受付について4調剤以上ある場合において、3調剤まで算定できる。ただし、内服薬又は浸煎薬を同時に調剤した場合には、内服薬については剤数を、浸煎薬については調剤数を湯薬の調剤数に含めることとする。

(5) 注射薬

- ア 注射薬の薬剤調製料は、調剤した調剤数、日数にかかわらず、1回の処方箋受付につき所定点数を算定する。
- イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマ

ブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファーゼアルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アパロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスブ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコブラン製剤、ジルコブランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ アルファ製剤及びパロペグテリパラチド製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患者に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患者に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ イの「在宅中心静脈栄養法用輸液」とは、高カロリー輸液をいい、高カロリー輸液以外にビタミン剤、高カロリー輸液用微量元素製剤及び血液凝固阻止剤を投与することができる。

なお、上記イに掲げる薬剤のうち、処方医及び保険薬剤師の医学薬学的な判断に基づき適当と認められるものについて、在宅中心静脈栄養法用輸液に添加して投与することは差し支えない。

エ イの「電解質製剤」とは、経口摂取不能又は不十分な場合の水分・電解質の補給・維持を目的とした注射薬（高カロリー輸液を除く。）をいい、電解質製剤以外に電解質補正製剤（電解質製剤に添加して投与する注射薬に限る。）、ビタミン剤、高カロリー輸液用微量元素製剤及び血液凝固阻止剤を投与することができる。

オ イの「注射用抗菌薬」とは、病原体に殺菌的又は静菌的に作用する注射薬をいう。

(6) 外用薬

- ア 外用薬の薬剤調製料は、投与日数にかかわらず、1調剤につき算定する。
- イ 外用薬の薬剤調製料は、1回の処方箋受付について4調剤以上ある場合において、3調剤まで算定できる。
- ウ トローチについては、外用薬として算定する。
- エ 同一有効成分で同一剤形の外用薬が複数ある場合には、その数にかかわらず、1調剤として取り扱う。

(7) 注射薬の無菌製剤処理

- ア 「注2」の「無菌製剤処理」とは、無菌室・クリーンベンチ・安全キャビネット等の無菌環境の中で、無菌化した器具を使用し、無菌的な製剤を行うことをいう。
- イ 薬剤調製料の無菌製剤処理加算は、次に示す注射薬を無菌的に製剤した場合に、1日分製剤するごとにそれぞれ次に示す点数を所定点数に加算する。
 - (イ) 2以上の注射薬を混合して中心静脈栄養法用輸液を無菌的に製剤する場合には69点(15歳未満の小児の場合は237点)を加算する。
 - (ロ) 抗悪性腫瘍剤を含む2以上の注射薬を混合して(生理食塩水等で希釈する場合を含む。)抗悪性腫瘍剤を無菌的に製剤する場合には79点(15歳未満の小児の場合は147点)を加算する。
 - (ハ) 麻薬を含む2以上の注射薬を混合して(生理食塩水等で希釈する場合を含む。)無菌的に麻薬を製剤する場合又は麻薬の注射薬を無菌的に充填し製剤する場合には69点(15歳未満の小児の場合は137点)を加算する。
- ウ 抗悪性腫瘍剤として無菌製剤処理加算の対象になる薬剤は、悪性腫瘍等に対して用いる細胞毒性を有する注射剤として独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)第4条第6項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した医薬品(医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等(平成16年厚生労働省告示第185号)に掲げる医薬品等)をいう。
- エ 無菌製剤処理加算は、同一日の使用のために製剤した場合又は組み合わせて1つの注射剤として製剤した場合においても、1日につき1回に限り、主たるものの所定点数のみ算定するものとする。
- オ 無菌製剤処理を伴わない調剤であって、患者が施用時に混合するものについては、無菌製剤処理加算は算定できない。
- カ 無菌調剤室を共同利用する場合に当たっては、「薬事法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成24年8月22日薬食発0822第2号)を遵守し適正に実施すること。なお、この場合の費用については両者の合議とする。

(8) 麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬加算

- ア 「向精神薬」とは、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第2条第6号の規定に基づく同法別表第3に掲げる向精神薬をいう。
- イ 当該加算は、麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を調剤する場合において、処方中に麻薬が含まれているときに1調剤行為につき70点、それ以外のときに1調剤行為につき8点を加算するものであり、処方中の麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬の品目数、投薬日数に関係なく当該所定点数を算定する。
- ウ 使用した薬剤の成分が麻薬、覚醒剤原料又は毒薬であっても、その倍散の製剤若しくは

予製剤等で規制含有量以下のため麻薬、覚醒剤原料又は毒薬の取扱いを受けていない場合は、当該加算は算定できない。

エ 重複した規制を受けている薬剤については、当該薬剤が麻薬である場合は1調剤につき70点を算定し、それ以外の場合は1調剤につき8点を算定する。

オ 当該加算は、内服薬のほか、屯服薬、注射薬、外用薬についても算定できる。

(9) 調剤技術料の時間外加算等

ア 時間外加算は調剤基本料、薬剤調製料及び調剤管理料（基礎額）の100分の100、休日加算は100分の140、深夜加算は100分の200であり、これらの加算は重複して算定できない。

イ 時間外加算等を算定する場合の基礎額は、調剤基本料（調剤基本料における「注1」から「注16」までを適用して算出した点数）、薬剤調製料及び無菌製剤処理加算並びに調剤管理料の合計額とする。麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を調剤した場合の加算、自家製剤加算、計量混合調剤加算、調剤時残薬調整加算及び薬学的有害事象等防止加算は基礎額に含まない。

ウ 時間外調剤に係る特別の料金の徴収を行う場合には、時間外加算を算定できない。

エ 時間外加算等を算定する保険薬局は、開局時間を当該保険薬局の内側及び外側の分かりやすい場所に表示する。

オ 時間外加算

(イ) 各都道府県における保険薬局の開局時間の実態、患者の来局上の便宜等を考慮して、一定の時間以外の時間をもって時間外として取り扱うこととし、その標準は、概ね午前8時前と午後6時以降及び休日加算の対象となる休日以外の日を終日休業日とする保険薬局における当該休業日とする。

(ロ) (イ)により時間外とされる場合においても、当該保険薬局が常態として調剤応需の態勢をとり、開局時間内と同様な取扱いで調剤を行っているときは、時間外の取扱いとはしない。

(ハ) 時間外加算を算定する患者については、処方箋の受付時間を当該患者の薬剤服用歴等に記載する。

(ニ) 「注4」のただし書に規定する「時間外加算の特例の適用を受ける保険薬局」とは、一般の保険薬局の開局時間以外の時間における救急医療の確保のため、国又は地方公共団体等の開設に係る専ら夜間における救急医療の確保のため設けられている保険薬局に限られる。

(ホ) 「注4」のただし書に規定する「別に厚生労働大臣が定める時間」とは、当該地域において一般の保険薬局が概ね調剤応需の態勢を解除し、翌日調剤応需の態勢を再開するまでの時間であって、深夜時間を除いた時間をいう。

カ 休日加算

(イ) 休日加算の対象となる休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。なお、1月2日、3日、12月29日、30日及び31日は休日として取り扱う。

(ロ) 休日加算は次の患者について算定できるものとする。なお、①以外の理由により常態として又は臨時に当該休日に開局している保険薬局の開局時間内に調剤を受けた患

者については算定できない。

① 地域医療の確保の観点から、

以下のいずれかの場合において休日に調剤を受けた患者

- ・救急医療対策の一環として設けられている保険薬局の場合、輪番制による休日当番保険薬局の場合
- ・感染症対応等の一環として地域の行政機関の要請を受けて休日に開局して調剤を行う保険薬局の場合

② 当該休日を開局しないこととしている保険薬局で、又は当該休日に調剤を行っている保険薬局の開局時間以外の時間（深夜を除く。）に、急病等やむを得ない理由により調剤を受けた患者

キ 深夜加算

（イ） 深夜加算は、次の患者について算定できるものとする。なお、①以外の理由により常態として又は臨時に当該深夜時間帯を開局時間としている保険薬局において調剤を受けた患者については算定できない。

① 地域医療の確保の観点から、

以下のいずれかの場合において深夜に調剤を受けた患者

- ・救急医療対策の一環として設けられている保険薬局の場合、輪番制による深夜当番保険薬局の場合
- ・感染症対応等の一環として地域の行政機関の要請を受けて深夜に開局して調剤を行う保険薬局の場合

② 深夜時間帯（午後 10 時から午前 6 時までの間）を開局時間としていない保険薬局、及び当該保険薬局の開局時間が深夜時間帯にまで及んでいる場合にあっては、当該開局時間と深夜時間帯とが重複していない時間に、急病等やむを得ない理由により調剤を受けた患者

（ロ） 深夜加算を算定する患者については、処方箋の受付時間を当該患者の薬剤服用歴等に記載する。

（10） 薬剤調製料の夜間・休日等加算

ア 夜間・休日等加算は、午後 7 時（土曜日にあっては午後 1 時）から午前 8 時までの間（休日加算の対象となる休日を除く。）又は休日加算の対象となる休日であって、保険薬局が表示する開局時間内の時間において調剤を行った場合に、処方箋受付 1 回につき、薬剤調製料の加算として算定する。ただし、時間外加算等の要件を満たす場合には、夜間・休日等加算ではなく、時間外加算等を算定する。

イ 夜間・休日等加算を算定する保険薬局は開局時間を当該保険薬局の内側及び外側の分かりやすい場所に表示するとともに、夜間・休日等加算の対象となる日及び受付時間帯を薬局内の分かりやすい場所に掲示する。また、平日又は土曜日に夜間・休日等加算を算定する患者については、処方箋の受付時間を当該患者の薬剤服用歴等に記載する。

（11） 自家製剤加算

ア 自家製剤加算は、イの(1)に掲げる場合以外の場合においては、投薬量、投薬日数等に関係なく、自家製剤による 1 調剤行為に対し算定し、イの(1)に掲げる錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤又はエキス剤の内服薬を自家製剤の上調剤した場合においては、自

自家製剤を行った投与日数が7又はその端数を増すごとに所定点数を算定する。ただし、いずれの場合においても、予製剤による場合又は錠剤を分割する場合にあっては所定点数の100分の20に相当する点数を算定する。

イ 当該加算に係る自家製剤とは、個々の患者に対し薬価基準に収載されている医薬品の剤形では対応できない場合に、医師の指示に基づき、容易に服用できるよう調剤上の特殊な技術工夫（安定剤、溶解補助剤、懸濁剤等必要と認められる添加剤の使用、ろ過、加温、滅菌等）を行った次のような場合であり、既製剤を単に小分けする場合は該当しない。

- （イ） 錠剤を粉砕して散剤とすること。
- （ロ） 主薬を溶解して点眼剤を無菌に製すること。
- （ハ） 主薬に基剤を加えて坐剤とすること。

ウ 「注6」のただし書に規定する「別に厚生労働大臣が定める薬剤」とは、薬価基準に収載されている薬剤と同一剤形及び同一規格を有する薬剤をいう。ただし、当該医薬品が薬価基準に収載されている場合であっても、供給上の問題により当該医薬品が入手困難であり、調剤を行う際に必要な数量を確保できない場合は除く。なお、医薬品の供給上の問題により当該加算を算定する場合には、調剤報酬明細書の摘要欄に調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名とともに確保できなかったやむを得ない事情を記載すること。

エ 薬価基準に収載されている医薬品に溶媒、基剤等の賦形剤を加え、当該医薬品と異なる剤形の医薬品を自家製剤の上調剤した場合に、次の場合を除き自家製剤加算を算定できる。

- （イ） 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合。
- （ロ） 液剤を調剤する場合であって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）上の承認事項において用時溶解して使用することとされている医薬品を交付時に溶解した場合

オ 自家製剤加算を算定した場合には、計量混合調剤加算は算定できない。

カ 「予製剤」とは、あらかじめ想定される調剤のために、複数回分を製剤し、処方箋受付時に当該製剤を投与することをいう。

キ 「錠剤を分割する場合」とは、医師の指示に基づき錠剤を分割することをいう。ただし、分割した医薬品と同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合は算定できない。

ク 錠剤を分割して予製剤とする場合においては、予製剤とする場合又は錠剤を分割する場合と同様に自家製剤加算の所定点数を100分の20にし、小数点以下第一位を四捨五入した点数を算定する。

ケ 通常、成人又は6歳以上の小児に対して矯味剤等を加える必要がない薬剤を6歳未満の乳幼児（以下「乳幼児」という。）に対して調剤する場合において、保険薬剤師が必要性を認めて、処方医の了解を得た後で、単に矯味剤等を加えて製剤した場合であっても、「注6」のイを算定できる。

コ 自家製剤を行った場合には、賦形剤の名称、分量等を含め製剤工程を調剤録等に記載すること。

サ 自家製剤は、医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断される場合に限り行

うこと。

(12) 計量混合調剤加算

ア 計量混合調剤加算は、薬価基準に収載されている2種類以上の医薬品（液剤、散剤若しくは顆粒剤又は軟・硬膏剤に限る。）を計量し、かつ、混合して、液剤、散剤若しくは顆粒剤として内服薬又は屯服薬を調剤した場合及び軟・硬膏剤等として外用薬を調剤した場合に、投薬量、投薬日数に関係なく、計量して混合するという1調剤行為に対し算定できる。なお、「注7」のただし書に規定する場合とは、次の場合をいう。

(イ) 液剤、散剤、顆粒剤、軟・硬膏剤について「注6」の自家製剤加算を算定した場合

(ロ) 薬価基準に収載されている薬剤と同一剤形及び同一規格を有する薬剤を調剤した場合

イ ドライシロップ剤を液剤と混合した場合は、計量混合調剤加算を算定するものとする。

ウ 処方された医薬品が微量のため、乳幼児に対してそのままでは調剤又は服用が困難である場合において、医師の了解を得た上で賦形剤、矯味矯臭剤等を混合し、乳幼児が正確に、又は容易に服用できるようにした場合は、「注7」を算定できる。ただし、調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合は、この限りでない。

エ 計量混合調剤は、医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断される場合に限りに行うこと。

<薬学管理料>

通則

- (1) 薬学管理等は、患者等のプライバシーに十分配慮した上で実施しなければならないものとする。
- (2) 患者に対する服薬指導、服薬支援等を行う際に、日付、曜日、服用時点等の別に薬剤を整理することができる資材（以下「服薬カレンダー等」という。）を提供する場合にあっては、患者から実費を徴収しても差し支えない。
- (3) 服薬管理指導料等を算定する場合における他の薬学管理料の算定の可否は別表1のとおりであるため、参考とされたい。
- (4) 薬学管理等の実施に当たっては、薬剤師法第28条で規定される調剤録において情報の提供及び指導の内容の要点等の記入が義務づけられていることから、必要事項等が記録されている薬剤服用歴等を作成すること。薬剤服用歴等は同一患者についての全ての記録が必要に応じ直ちに参照できるよう患者ごとに保存及び管理するものであり、オンライン資格確認等システムを通じて取得した患者の診療情報、薬剤情報等を含めて、次の事項等を記載すること。

ア 患者の基礎情報（氏名、生年月日、性別、被保険者証の記号番号、住所、必要に応じて緊急連絡先）

イ 処方及び調剤内容等（処方した保険医療機関名、処方医氏名、処方日、調剤日、調剤した薬剤、処方内容に関する照会の要点等）

ウ 以下の患者情報並びに当該情報等を踏まえた薬学的管理及び指導の要点

(イ) 患者の体質（アレルギー歴、副作用歴等を含む。）、薬学的管理に必要な患者の

生活像及び後発医薬品の使用に関する患者の意向

(ロ) 疾患に関する情報（既往歴、合併症及び他科受診において加療中の疾患に関するものを含む。）

(ハ) 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況及び服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況

(ニ) 服薬状況

(ホ) 残薬状況（残薬がないときは、その旨を記載すること。）

(ヘ) 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）及び患者又はその家族等からの相談事項の要点

(ト) 手帳活用の有無（手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無。

また、複数の手帳を所有しており 1 冊にまとめなかった場合は、その理由）

エ 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点

オ 指導した保険薬剤師の氏名

(5) 薬剤服用歴等の記載に当たっては、患者から収集した情報、相談事項及び患者への指導内容を単に全て記載するのではなく、その要点を記載することで差し支えないが、指導後速やかに記載を完了させること。また、定型文を用いて画一的に記載するのではなく、指導等を行った保険薬剤師が必要事項を判断して記載すること。特に、薬学管理料やその加算を算定する場合には、その根拠及び指導内容等について簡潔に記載すること。なお、指導の内容等について処方医等へ情報提供した場合には、情報提供した文書等の写し又はその内容の要点等を薬剤服用歴等に記載又は添付すること。

(6) 薬剤服用歴等の保存については、最終記入日から起算して 3 年間保存すること。

区分 10 の 2 調剤管理料

1 調剤管理料

(1) 調剤管理料は、保険薬剤師が、患者又はその家族等から収集した当該患者の投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、手帳、医薬品リスク管理計画（（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 135 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。以下同じ。）に基づき製造販売業者が策定した医薬品に限る。）、薬剤服用歴等に基づき、受け付けた処方箋の処方内容について、薬学的分析及び評価を行った上で、患者ごとに薬剤服用歴への記録その他必要な薬学的管理を行った場合に算定できる。

(2) 調剤管理料は、同一患者の 1 回目の処方箋受付時から算定できる。

(3) 調剤管理料 1 は、1 回の処方箋受付について、4 剤以上ある場合についても、3 剤として算定する。

(4) 内服薬について、隔日投与等の指示により患者が服用しない日がある場合における調剤管理料 1 は、実際の投与日数により算定する。

(5) 調剤管理料 2 は、処方箋受付 1 回につき所定点数を算定する。また、調剤管理料 1 を算定した場合は、調剤管理料の 2 は算定することができない。

(6) 調剤管理料については、特別調剤基本料 B を算定している保険薬局は算定できない。

(7) 同一保険薬局で同一処方箋を分割調剤（調剤基本料の「注 9」の薬剤の保存が困難で

ある等の理由による分割調剤又は「注 10」の後発医薬品の試用のための分割調剤に限る。) した場合は、1 回目の調剤から通算した日数に対応する点数から前回までに請求した点数を減じて得た点数により算定する。

- (8) 調剤基本料の「注 11」の医師の指示による分割調剤における 2 回目以降の調剤を行う場合には、患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について確認し、その結果を処方医に情報提供する。この場合において、次に掲げる事項を含めるものとする。また、処方医に対して情報提供した内容の要点を薬剤服用歴等に記載する。

- ・残薬の有無
- ・残薬が生じている場合はその量及び理由
- ・患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無
- ・副作用が疑われる場合はその原因の可能性のある薬剤の推定

2 調剤時残薬調整加算

- (1) 調剤時残薬調整加算は、薬剤服用歴等や患者又はその家族等から収集した情報等に基づき、残薬の外形状態・保管状況その他の残薬の状況が確認された患者において、処方医に対して照会を行い、7 日分以上相当の調剤日数の変更が行われた場合に、処方箋受付 1 回につき算定する。調剤日数の変更は、患者が次回受診日等を考慮して意図的に残薬を生じさせているのかなど、残薬調整の必要性を患者又はその家族等に確認してから行うこととし、単に 7 日分以上の残薬があったことをもって機械的に行ってはならない。

ただし、薬剤師が患者の服薬状況等により必要性があると判断し、処方医に対する照会の結果に基づき 6 日分以下相当の調剤日数の変更を行う場合には、残薬が 7 日分を超えないにもかかわらず調整する必要性を調剤報酬明細書に記載することで算定可能とする。この場合において、次回受診日（調剤日）を患者又はその家族等に確認した上で、残薬が 7 日分を超えないにもかかわらず調整する必要性を患者又はその家族等に説明するとともに、これらの概要を薬剤服用歴へ記録しなければならない。

認知機能に問題が無い患者等について、継続的に同じような内容の処方箋の発行を受けているため残薬が 7 日分を超えるまで待つことが合理的な状況において、6 日分以下相当の処方日数の変更を行う場合には算定できない。また、処方医が同意していることのみをもって 6 日分以下相当の処方日数の変更を行う場合も算定できない。

- (2) 処方箋の「調剤する薬剤を減量した後、保険医療機関へ情報提供」の欄にその旨の指示があり、薬剤服用歴等や患者又はその家族等から収集した情報等に基づき、残薬の外形状態・保管状況その他の残薬の状況が確認された患者においては、7 日分以上相当の減数調剤を行った場合に、処方箋受付 1 回につき算定する。調剤日数の変更は、患者が次回受診日等を考慮して意図的に残薬を生じさせているのかなど、残薬調整の必要性を患者又はその家族等に確認してから行うこととし、単に 7 日分以上の残薬があったことをもって機械的に行ってはならない。

ただし、薬剤師が患者の服薬状況等により必要性があると判断し、6 日分以下相当の調剤日数の変更を行う場合には、残薬が 7 日分を超えないにもかかわらず調整する必要性を調剤報酬明細書に記載すること。この場合において、次回受診日（調剤日）を患者又はその家族等に確認した上で、残薬が 7 日分を超えないにもかかわらず調整する必要

性を患者又はその家族等に説明するとともに、これらの概要を薬剤服用歴へ記録しなければならない。

認知機能に問題が無い患者等について、継続的に同じような内容の処方箋の発行を受けているため残薬が7日分を超えるまで待つことが合理的な状況において、6日分以下相当の処方日数の変更を行う場合には算定できない。また、処方医が同意していることのみをもって6日分以下相当の処方日数の変更を行う場合も算定できない。

なお、残薬を確認した結果、減数調剤を行うに当たって、調剤する医薬品の調剤日数又は数量を「0」とすることはできない。

(3) 調剤時残薬調整加算は、次のいずれかにより算定する。

ア 調剤時残薬調整加算のイは、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者において、処方箋の交付前に処方しようとする医師へ処方に係る提案を行い、当該提案に基づく処方内容の処方箋を受け付けた場合に算定する。

イ 調剤時残薬調整加算のロは、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者において、(1)又は(2)を実施した場合に算定する。

ウ 調剤時残薬調整加算のハは、服薬管理指導料「1のイ」又は「2のイ」を算定する患者において、(1)又は(2)を実施した場合に算定する。

エ 調剤時残薬調整加算のニは、アからウまで以外の場合において、(1)又は(2)を実施した場合に算定する。

(4) 残薬が確認され、調剤する医薬品の数量を減らした場合は、次に掲げる内容について実施すること。

ア 患者の残薬の状況、その理由及び実際に患者へ交付した薬剤の投与量、患者への説明内容等について、原則、翌営業日までに当該減数調剤に係る処方箋を発行した保険医療機関に情報提供すること。なお、電子処方箋管理サービスのコメント機能に当該内容を記載することにより、処方医が当該情報を確認できる場合には、当該記載をもって処方医への情報提供に代えることができる。

イ 患者に対して次回受診時に処方医へ残薬の状況を報告することを促すこと。

ウ 手帳を用いて服薬管理指導を行う場合には当該手帳に記載すること。

エ 処方医に連絡・確認した内容の要点、変更した医薬品の品目名と数量等を、薬剤服用歴等に記載すること。

(5) 当該加算を算定する場合においては、残薬が生じる理由を分析するとともに、処方医に対して連絡・確認する際に必要に応じてその理由を処方医に情報提供すること。

(6) 「7日分以上相当」とは、内服薬等、日数単位で処方される医薬品については、調剤日数を7日分以上減じた場合を指す。屯服薬においては7回分以上、外用薬においては1回使用量に鑑みて7回分以上の使用量のことをいう。また、隔日投与等の指示により患者が服用しない日がある医薬品の場合は、実際に服薬する日数によるものとする。

(7) 6日分以下相当の処方日数の変更を行う理由は、がん化学療法薬等の高額な医薬品で

あるため患者負担等の軽減する必要が特に高いこと又は薬学的専門的な観点によることとする。

- (8) 調剤管理料を算定していない場合は、当該加算は算定できない。
- (9) 調剤時残薬調整加算は、複数の処方について実施した場合であっても、処方箋受付1回につき1回のみ算定可能とする。

3 薬学的有害事象等防止加算

- (1) 薬学的有害事象等防止加算は、薬剤服用歴等又は患者及びその家族等からの情報等に基づき、次に掲げる内容について、処方医に対して連絡・確認を行い、処方の変更（残薬調整に係るものを除く。）が行われた場合に処方箋受付1回につき算定する。
 - ア 併用薬との重複投薬（薬理作用が類似する場合を含む。）
 - イ 併用薬、飲食物等との相互作用
 - ウ そのほか薬学的観点から必要と認める事項
- (2) 薬学的有害事象等防止加算は、次に掲げる区分により算定する。
 - ア 薬学的有害事象等防止加算のイは、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者において、処方箋の交付前に処方しようとする医師へ処方に係る提案（残薬調整に係るものを除く。）を行い、当該提案に基づく処方内容の処方箋を受け付けた場合に算定する。
 - イ 薬学的有害事象等防止加算のロは、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者において、（1）を実施した場合に算定する。
 - ウ 薬学的有害事象等防止加算のハは、服薬管理指導料「1のイ」又は「2のイ」を算定する患者において、（1）を実施した場合に算定する。
 - エ 薬学的有害事象等防止加算のニは、アからウまで以外の場合において、（1）を実施した場合に算定する。
- (3) 当該加算を算定する場合においては、重複投薬が生じる理由を分析するとともに、処方医に対して連絡・確認する際に必要に応じてその理由を処方医に情報提供すること。
- (4) 薬学的有害事象等防止加算の対象となる事項について、処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容を薬剤服用歴等に記載する。
- (5) 調剤管理料を算定していない場合は、当該加算は算定できない。
- (6) 同時に複数の処方箋を受け付け、複数の処方箋について薬剤を変更した場合であっても、1回に限り算定する。

区分10の3 服薬管理指導料

1 通則

- (1) 服薬管理指導料は、同一患者の1回目の処方箋受付時から算定できる。
- (2) 服薬管理指導料は、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者の場合、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時的処方箋によって調剤を行った場合に限り算定できる（服薬管理指導料「4のロ」及び「4のハ」を除く。）

く。))。

- (3) 算定に当たっては、薬学管理料の通則(4)の薬剤服用歴等を活用して必要な情報提供及び指導を行うものであり、指導後は、その要点を薬剤服用歴等に速やかに記載すること。

- (4) 算定に当たっては、「必要な指導等」として次に掲げる事項を全て行うこと。

ア 患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、次に掲げる事項その他の事項を文書又はこれに準ずるもの(以下「薬剤情報提供文書」という。)により患者又はその家族等に情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行うこと。また、必要に応じて、製造販売業者が作成する医薬品リスク管理計画(Risk Management Plan:以下「RMP」という。)に基づく患者向け資料を活用すること。

- (イ) 当該薬剤の名称(一般名処方による処方箋又は後発医薬品への変更が可能な処方箋の場合においては、現に調剤した薬剤の名称)、形状(色、剤形等)

- (ロ) 用法、用量、効能及び効果

- (ハ) 副作用及び相互作用

- (ニ) 服用及び保管取扱い上の注意事項

- (ホ) 調剤した薬剤に対する後発医薬品又はバイオ後続品に関する情報

- (ヘ) 保険薬局の名称、情報提供を行った保険薬剤師の氏名

- (ト) 保険薬局又は保険薬剤師の連絡先等

イ 服薬状況等の情報を踏まえた薬学的知見に基づき、処方された薬剤について、薬剤の服用等に関して、次に掲げる指導を行うこと。

- (イ) 薬剤服用歴等を参照しつつ、患者又はその家族等と対話することにより、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集し、それを踏まえて、投与される薬剤の適正使用のために必要な服薬指導を行うこと。
なお、副作用に係る自覚症状の有無の確認に当たって、特に重大な副作用が発現するおそれがある医薬品については、「重篤副作用疾患別対応マニュアル」(厚生労働省)等を参考とすること。

- (ロ) 以下の事項については、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に、保険薬剤師が患者等に確認すること。

- ① 患者の体質(アレルギー歴、副作用歴等を含む)、薬学的管理に必要な患者の生活像及び後発医薬品の使用に関する患者の意向

- ② 疾患に関する情報(既往歴、合併症及び他科受診において加療中の疾患に関するものを含む。)

- ③ 併用薬(要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。)等の状況及び服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況

- ④ 服薬状況(残薬の状況を含む。)

- ⑤ 患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)及び患者又はその家族等からの相談事項の要点

- (ハ) 手帳を用いる場合は、調剤を行った薬剤について、調剤日、当該薬剤の名称(一般名処方による処方箋又は後発医薬品への変更が可能な処方箋の場合におい

ては、現に調剤した薬剤の名称）、用法、用量その他必要に応じて服用に際して注意すべき事項等を患者の手帳に経時的に記載すること。

- (ニ) 残薬の状況について、薬剤服用歴等を踏まえつつ、患者又はその家族等に残薬の有無を確認し、残薬が確認された場合はその理由も把握すること。患者に残薬が一定程度認められると判断される場合には、患者の残薬の状況及びその理由を患者の手帳や薬剤服用歴、電子処方箋管理サービス等に簡潔に記載し、処方医に対して情報提供するよう努めること。また、残薬が相当程度認められると判断される場合には、処方医に対して連絡し、投与日数等の確認を行うよう努めること。
 - (ホ) 当該保険薬局と他の保険薬局又は保険医療機関等の間で円滑に連携が行えるよう、患者が日常的に利用する保険薬局があれば、その名称及び保険薬局又は保険薬剤師の連絡先等を手帳に記載するよう患者に促すこと。
 - (ヘ) 一般名処方が行われた医薬品については、原則として後発医薬品又はバイオ後続品を調剤することとするが、患者に対し後発医薬品又はバイオ後続品の有効性、安全性や品質について適切に説明した上で、後発医薬品又はバイオ後続品を調剤しなかった場合は、その理由を調剤報酬明細書の摘要欄に記載する。
 - (ト) 抗微生物薬の適正使用を推進する観点から、「抗微生物薬適正使用の手引き」（厚生労働省結核感染症課）を参考に、必要な指導等を行うこと。また、必要な指導等を円滑に実施するため、抗菌薬の適正使用が重要であることの普及啓発に資する取組を行っていることが望ましい。
 - (チ) ポリファーマシーへの対策の観点から、「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」（厚生労働省）、「高齢者の医薬品適正使用の指針（各論編（療養環境別））」（厚生労働省）及び日本老年医学会の関連ガイドライン（高齢者の安全な薬物療法ガイドライン）等を参考に、必要な指導等を行うこと。また、必要に応じて、患者に対してポリファーマシーに関する一般的な注意の啓発や、日本老年医学会及び日本老年薬学会が作成する「日本版抗コリン薬リスクスケール」や「高齢者施設の服薬簡素化提言」に準じた対応を行うこと。その際、同学会が作成する「高齢者が気を付けたい多すぎる薬と副作用」等を参考にすること。なお、ここでいうポリファーマシーとは、「単に服用する薬剤数が多いことではなく、それに関連して薬物有害事象のリスク増加、服薬過誤、服薬アドヒアランス低下等の問題につながる状態」をいう。
- ウ 手帳を用いる場合は、調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して注意すべき事項を手帳に記載すること。
- エ これまでに投薬された薬剤のうち服薬していないものの有無の確認に基づき、必要な指導を行うこと。
- オ 薬剤情報提供文書により、投薬に係る薬剤に対する後発医薬品又はバイオ後続品に関する情報（後発医薬品又はバイオ後続品の有無及び価格に関する情報を含む。）を患者に提供すること。
- カ 処方された薬剤について、薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的かつ的確に把握するとともに、必要に応じて次に掲げる指導等を実施すること。

- (イ) 保険薬剤師が、患者の服用している薬剤の特性や患者の服薬状況等に応じてその必要性を個別に判断した上で適切な方法で実施すること。
 - (ロ) 保険薬剤師が必要と認める場合は、薬剤交付後においても電話等により、(2)のイの(ロ)に掲げる内容について、保険薬剤師が患者等に確認し、その内容を踏まえ、必要な指導等を実施すること。
 - (ハ) (ロ)の対応は情報通信機器を用いた方法(AIを活用して患者の状態に応じたフォローアップ等の内容を作成する場合を含む。)により実施して差し支えないが、この場合においては、フォローアップ等のために送信する内容及び送信する時期について当該保険薬局の保険薬剤師が確認した上で送信し、その後の患者とのやりとり内容を踏まえ、当該保険薬剤師の判断により適切に介入を行うなど、個々の患者の状況等に応じて対応する必要があること。
 - (ニ) 継続的服薬指導に当たっては、「薬剤使用期間中の患者フォローアップの手引き」(日本薬剤師会)等を参考とすること。
- (5) 指導等に係る留意点
- (4)の業務を行うに当たっては、以下の点に留意すること。
- ア 情報提供等
- (イ) (4)のアの薬剤情報提供文書により行う薬剤に関する情報提供は、調剤を行った全ての薬剤の情報が一覧できるようなものとする。ただし、調剤した薬剤を複数の薬袋に入れ交付する場合は、薬袋ごとに一覧できる文書とすることができる。なお、薬剤情報提供文書については、処方内容が前回と同様の場合等においては、必ずしも指導の都度、患者に交付する必要はないが、患者の意向等を踏まえた上で交付の必要性を判断すること。
 - (ロ) (4)のアの薬剤情報提供文書における「これに準ずるもの」とは、ボイスレコーダー等への録音、視覚障害者に対する点字その他のものをいう。
 - (ハ) 効能、効果、副作用及び相互作用に関する記載は、患者等が理解しやすい表現によるものとする。また、提供する情報の内容については正確を期すこととし、文書において薬剤の効能や効果等について誤解を招く表現を用いることや、調剤した薬剤と無関係の事項を記載しないこと。
 - (ニ) 情報提供に当たって、抗悪性腫瘍剤や複数の異なる薬効を有する薬剤等であって特に配慮が必要と考えられるものについては、情報提供の前に処方箋発行医に確認する等慎重に対応すること。
 - (ホ) (4)のアの(ホ)の「後発医薬品及びバイオ後続品に関する情報」とは、次に掲げる事項とし、薬剤情報提供文書により提供するとともに、必要な説明を行うこと。また、後発医薬品及びバイオ後続品の情報に関しては、可能であれば一般的名称も併せて記載することが望ましい。なお、ここでの後発医薬品及びバイオ後続品とは、「「新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品」等について」の別紙1に掲げられたものに加え、別紙2に掲げられたものも含むものであること。
- ① 該当する後発医薬品及びバイオ後続品の薬価基準への収載の有無
 - ② 該当する後発医薬品及びバイオ後続品のうち、自局において支給可能又は備蓄

している後発医薬品及びバイオ後続品の名称及びその価格（当該保険薬局において備蓄しておらず、かつ、支給もできない場合はその旨）

- (へ) 指導の内容等について、処方医へ情報提供した場合は、その要点について薬剤服用歴等に記載すること。

イ 手帳

- (イ) 「手帳」とは、経時的に薬剤の記録が記入でき、かつ次の①から④までに掲げる事項を記録する欄がある薬剤の記録用の手帳をいう。

- ① 患者の氏名、生年月日、連絡先等患者に関する記録
- ② 患者のアレルギー歴、副作用歴等薬物療法の基礎となる記録
- ③ 患者の主な既往歴等疾患に関する記録
- ④ 患者が日常的に利用する保険薬局の名称、保険薬局又は保険薬剤師の連絡先等

①から③までの手帳の欄については、保険薬局において適切に記載されていることを確認する。手帳を有効に活用する観点から、記載されていない場合には、患者に聴取の上記入する、又は患者本人による記入を指導する。④については、当該保険薬局と他の保険薬局又は保険医療機関等の間で円滑に連携が行えるよう、患者が当該保険薬局を日常的に利用している場合には、当該保険薬局が手帳に記入し、患者が他の保険薬局を日常的に利用している場合には、その名称及び保険薬局又は保険薬剤師の連絡先等を手帳に記載するよう患者に促すこと。

- (ロ) 手帳については、患者に対して、手帳を活用することの意義、役割及び利用方法等について十分な説明を行い、患者の理解を得た上で提供することとし、患者の意向等を確認した上で手帳を用いないこととした場合にあっては、その理由を薬剤服用歴等に記載する。なお、手帳を活用しているが、持参を忘れたこと等により提示できない患者に対しては、「注3」のとおり、服薬管理指導料2の点数を算定することになる旨を説明するとともに、次回以降は手帳を提示するよう指導すること。

- (ハ) (4)のイの(ハ)の手帳への記載による情報提供は、調剤を行った全ての薬剤について行うこととする。この場合において、「服用に際して注意すべき事項」とは、重大な副作用又は有害事象等を防止するために特に患者が服用時や日常生活上注意すべき事項、あるいは投薬された薬剤により発生すると考えられる症状（相互作用を含む。）等であり、投薬された薬剤や患者の病態に応じるものである。また、薬学管理料やその加算を算定する場合に、患者等への確認内容、指導の要点等について手帳への記載が求められている場合には、当該内容を簡潔に記載すること。

- (ニ) 手帳による情報提供に当たっては、患者に対して、保険医療機関を受診する際には医師又は歯科医師に手帳を提示するよう指導を行う。また、患者が、保険医療機関や他の保険薬局から交付されたものを含め、複数の手帳を所有していないか確認するとともに、所有している場合は患者の意向を確認した上で、同一の手帳で管理できると判断した場合は1冊にまとめる。なお、1冊にまとめなかった

場合については、その理由を薬剤服用歴等に記載する。

(ホ) 患者が手帳の持参を忘れたことにより提示できない場合は、手帳に追加すべき事項が記載されている文書（シール等）を交付し、患者が現に利用している手帳に貼付するよう患者に対して説明することで、既に患者が保有している手帳が有効に活用されるよう努めるとともに、当該患者が次回以降に手帳を提示した場合は、当該文書が貼付されていることを確認する。

(ヘ) 電子版の手帳については、「電子版お薬手帳ガイドラインについて」（令和5年3月31日薬生総発第0331第1号）の「2. 運営事業者等が留意すべき事項」を満たした手帳であれば、紙媒体の手帳と同様の取扱いとする。その際、保険薬局においては、同通知の「3. 提供施設が留意すべき事項」を満たす必要がある。

(ト) 手帳の媒体（紙媒体又は電子媒体）は患者が選択するものであり、手帳の提供に当たっては、患者に対して個人情報の取扱い等の必要事項を説明した上で、患者の意向を踏まえて提供する媒体を判断すること。

(チ) 紙媒体の手帳を利用している患者に対して、患者の希望により電子版の手帳を提供する場合には、電子版の手帳にこれまでの紙媒体の情報を利用できるようにするなど、提供する保険薬局が紙媒体から電子媒体への切り替えを適切に実施できるよう対応すること。

ウ その他

(4)のイの(二)の残薬の状況の確認に当たり、患者又はその家族等から確認できなかった場合には、次の来局時には確認できるよう指導し、その旨を薬剤服用歴等に記載する。

(6) 服薬管理指導料は、特別調剤基本料Bを算定している保険薬局は算定できない。

2 服薬管理指導料1及び2

(1) 服薬管理指導料1及び2は、保険薬剤師が、患者の薬剤服用歴等及び服用中の医薬品等について確認した上で、1の(2)の「必要な指導等」の全てを対面により行った場合に、以下の区分により算定する。

ア 服薬管理指導料「1のイ」

3月以内に再度処方箋を持参した患者であって、手帳を提示したもののうち、当該患者又はその家族等が選択した特定の保険薬剤師（以下「かかりつけ薬剤師」という。）が継続的及び一元的に服薬管理しているもの

イ 服薬管理指導料「1のロ」

以下のいずれかに該当する患者

(イ) 3月以内に再度処方箋を持参した患者であって、手帳を提示したもののうち、かかりつけ薬剤師が勤務する保険薬局において、かかりつけ薬剤師以外の保険薬剤師が服薬指導したもの

(ロ) 3月以内に再度処方箋を持参した患者であって、手帳を提示したもののうち、かかりつけ薬剤師を持たないもの

ウ 服薬管理指導料「2のイ」

以下のいずれかに該当する患者であって、かかりつけ薬剤師が継続的及び一元的

に服薬管理しているもの

(イ) 3月を超えて再度処方箋を持参した患者

(ロ) 3月以内に再度処方箋を持参した患者であって、手帳を提示しないもの

エ 服薬管理指導料「2のロ」

初めて処方箋を持参した患者等、アからウまでのいずれにも該当しないもの

(2) 服薬管理指導料「1のイ」及び「2のイ」に係るかかりつけ薬剤師による指導等に係る留意点

ア 服薬管理指導料「1のイ」及び「2のイ」は、かかりつけ薬剤師が、保険医と連携して患者の服薬状況を継続的及び一元的に把握した上で、当該指導等に係る同意を得た患者に対して服薬指導等を行った場合に算定できる。

イ 算定に当たっては、当該指導料を算定しようとする保険薬剤師本人が、かかりつけ薬剤師の業務内容やかかりつけ薬剤師を持つことの意義、役割等を説明した上で、患者又はその家族等から同意を得ること。

ウ 患者又はその家族等からかかりつけ薬剤師として選択され、同意を取得した際は、当該患者の持つ手帳に1の(5)のイの(イ)の①から④までの事項及び薬剤師の氏名の近傍に「かかりつけ」の文字を記入し、これらが記載されたページのコピー等を当該保険薬局において保管し、当該患者の薬剤服用歴等にその旨を記載すること。原則として、別の保険薬局のかかりつけ薬剤師の氏名が記載されている手帳に上書きしてはならないこと。患者の選択によりかかりつけ薬剤師を変更する場合には、薬剤服用歴にもその旨を記載すること。

エ 同意取得は、当該保険薬局に複数回来局している患者に行うこととする。また、患者又はその家族等の同意を得た後、その際の処方箋受付時から算定できる。なお、1人の患者に対して、1か所の保険薬局における1人の保険薬剤師のみについて服薬管理指導料の「1のイ」又は「2のイ」を算定できるものであり、同一月内は同一の保険薬局における同一の保険薬剤師について算定すること。

オ 患者に対する服薬指導等の業務はかかりつけ薬剤師が行うことを原則とする。ただし、やむを得ない事由により、かかりつけ薬剤師が業務を行えない場合は、当該保険薬局に勤務する他の保険薬剤師が服薬指導等を行っても差し支えないが、この場合は服薬管理指導料「1のロ」又は「2のロ」を算定するとともに、他の保険薬剤師が服薬指導等で得た情報については、かかりつけ薬剤師と情報を共有すること。

カ かかりつけ薬剤師は、担当患者に対して、以下の服薬指導等を行う。

(イ) 患者の理解に応じた適切な服薬指導等を行うこと。

(ロ) 患者が服用中の薬剤等について、患者を含めた関係者が一元的、継続的に確認できるよう、患者の意向を確認した上で、服薬指導等の内容を手帳等に記載すること。

(ハ) 患者が受診している全ての保険医療機関の情報を把握し、服用している処方薬をはじめ、要指導医薬品及び一般用医薬品（以下「要指導医薬品等」という。）並びに健康食品等について全て把握するとともに、その内容を薬剤服用歴等に記載すること。また、当該患者に対して、保険医療機関を受診する場合や他の保険薬局で調剤を受ける場合には、かかりつけ薬剤師を有している旨を明示するよう

説明すること。

(ニ) 患者がかかりつけ薬剤師からの服薬指導等を受けられるよう、当該保険薬局における勤務日等の必要な情報を伝えること。

(ホ) 患者から休日、夜間を含む時間帯の相談に応じる体制をとり、開局時間外の連絡先を伝えること。原則として、かかりつけ薬剤師が相談に対応することとするが、当該保険薬局のかかりつけ薬剤師以外の別の保険薬剤師が相談等に対応しても差し支えない。ただし、この場合において、かかりつけ薬剤師以外の他の保険薬剤師は、開局時間外に当該患者から連絡があった旨とその内容、調剤や服薬指導等を行った場合にはその内容、その他当該患者について得た情報について、かかりつけ薬剤師と共有すること。また、やむを得ない事由により、患者からの電話等による問い合わせに応じることができなかった場合は、速やかに折り返して連絡することができる体制がとられていること。なお、自宅等の当該保険薬局以外の場所に対応する場合にあっては、必要に応じて薬剤服用歴等が閲覧できる体制が整備されていることが望ましい。

(ト) 患者が他の保険薬局等で調剤を受けた場合は、その服用薬等の情報を入手し、薬剤服用歴等に記載すること。

(チ) 継続的な薬学的管理のため、患者に対して、服用中の薬剤等を保険薬局に持参する動機付けのために薬剤等を入れる袋等を必要に応じて提供し、その取組（いわゆるブラウンバッグ運動）の意義等を説明すること。

(リ) 必要に応じ、患者が入手している調剤及び服薬指導に必要な血液・生化学検査結果の提示について、患者の同意が得られた場合は当該情報を参考として、薬学的管理及び指導を行うこと。

キ 服薬管理指導料「1のイ」又は「2のイ」を算定する患者以外の患者への服薬指導等又は地域住民からの要指導医薬品等の使用に関する相談及び健康の維持増進に関する相談に対しても、丁寧に対応した上で、必要に応じて保険医療機関へ受診勧奨を行うよう努める。

ク 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第16条の8で定める期間に、当該保険薬局の勤務時間が週31時間に満たない保険薬剤師が算定する場合には、次に掲げる対応を行う。

(イ) 同意取得に当たっては、勤務時間が通常より短いことや、休日、夜間の時間帯を含む開局時間外に相談があった場合の対応を他の保険薬剤師が行う場合は、その旨を説明する。

(ロ) 当該保険薬局に勤務する他の保険薬剤師と当該患者についての情報を共有し、患者から問い合わせがあった場合等に、他の保険薬剤師が円滑に対応できる体制を整えておく。

ケ 令和8年5月31日以前に取得した同意はその効力を有するが、ウについて未実施である場合には対応すること。ただし、患者又はその家族等が同意の取消しを申し出た場合は、この限りでない。

3 服薬管理指導料3

(1) 服薬管理指導料3は、以下のいずれかの場合に算定できる。

ア 保険薬剤師が地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設に入所している患者又は短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所生活介護を受けている患者（以下「介護老人福祉施設等の患者」という。）を訪問し、当該患者等（当該患者の薬剤を管理している当該施設の職員を含む。）に対して対面により必要な指導等を行った場合

イ 介護医療院又は介護老人保健施設に入所している患者であって、医師が高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号）第 20 条第 4 号ハに係る処方箋を交付した場合に、保険薬剤師が患者を訪問し、当該患者等（当該患者の薬剤を管理している当該施設の職員を含む。）に対して対面により必要な指導等を行った場合

（２） 算定にあたっては、「必要な指導等」として１の（４）に掲げる事項を行うこと。ただし、情報提供に係る事項は、患者又は現にその看護に当たっている者及び当該患者の薬剤を管理している当該施設の職員に対して実施することとする。

（３） 服薬管理指導料３は月に４回に限り算定する。

（４） 「注 16」に規定する交通費は実費とする。

４ 服薬管理指導料 4

（１） 服薬管理指導料 4 は、オンライン服薬指導等を行った場合に、以下の区分により算定する。

ア 服薬管理指導料「４のイ」

３月以内に再度処方箋を持参した患者であって、手帳を提示したもの

イ 服薬管理指導料「４のロ」

在宅で療養を行っている患者であって、通院が困難なもの（ただし、ウを除く。）

ウ 服薬管理指導料「４のハ」

在宅で療養を行っている患者であって、通院が困難なもののうち、状態の変化等を伴うもの

エ 服薬管理指導料「４のニ」

アからウまでに該当せず、以下のいずれかに該当する患者

（イ） 初めて処方箋を提出した患者

（ロ） ３月を超えて再度処方箋を提出した患者

（ハ） ３月以内に再度処方箋を提出した患者であって、手帳を提示していないもの

（２） 服薬管理指導料 4 の留意点

ア オンライン服薬指導等により、「必要な指導等」として１の（４）に掲げる事項を行うこと。

イ 患者の薬剤服用歴等を経時的に把握するため、原則として、手帳により薬剤服用歴等及び服用中の医薬品等について確認すること。また、患者が服用中の医薬品等について、患者を含めた関係者が継続的及び一元的に確認できるよう必要な情報を手帳に添付又は記載すること。

ウ 当該服薬指導を行う際の情報通信機器の運用に要する費用及び医薬品等を患者に配送する際に要する費用は、療養の給付と直接関係ないサービス等の費用として、社会通念上妥当な額の実費を別途徴収できる。

エ 薬剤を患者に配送する場合は、その受領の確認を行うこと。

(3) 服薬管理指導料「4のロ」の留意点

ア 服薬管理指導料「4のロ」は、訪問薬剤管理指導を行っている保険薬局において、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、情報通信機器を用いた薬剤管理指導（訪問薬剤管理指導と同日に行う場合を除く。）を行った場合に、在宅患者訪問薬剤管理指導料1から3まで並びに服薬管理指導料「4のロ」を合わせて月4回（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必要な患者又は中心静脈栄養法の対象患者にあつては、週2回かつ月8回）に限り算定する。

イ 当該指導料は、保険薬剤師1人につき、在宅患者訪問薬剤管理指導料1から3までと合わせて週40回に限り算定できる。

ウ 訪問診療を行った医師に対して、在宅患者オンライン薬剤管理指導の結果について必要な情報提供を文書で行うこと。

エ 在宅患者訪問薬剤管理指導料又は服薬管理指導料「4のロ」を月2回以上算定する場合（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必要な患者又は中心静脈栄養法の対象患者に対するものを除く。）は、算定回数は週1回を限度する。末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必要な患者又は中心静脈栄養法の対象患者については、在宅患者訪問薬剤管理指導料1から3までと合わせて週2回かつ月8回に限り算定できる。

(4) 服薬管理指導料「4のハ」の留意点

服薬管理指導料「4のハ」は、訪問薬剤管理指導を行っている保険薬局において、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの状態の変化等に伴い、情報通信機器を用いた薬剤管理指導を行った場合（訪問薬剤管理指導と同日に行う場合を除く。）に、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1及び2並びに服薬管理指導料「4のハ」を合わせて月4回（末期の悪性腫瘍の患者又は注射による麻薬の投与が必要な患者にあつては、月8回）に限り算定する。この場合において、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料は算定できない。

5 麻薬管理指導加算

(1) 麻薬管理指導加算は、当該患者又はその家族等に対して、調剤後、継続的に電話等により投与される麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況について確認し、残薬の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無の確認を行い、必要な薬学的管理及び指導を行った場合に算定する。

(2) (1)の電話等による確認方法については、電話の他に情報通信機器を用いた方法も含まれるが、患者等に一方的に情報発信すること（例えば、一律の内容の電子メールを一斉送信すること）のみでは継続的服薬指導を実施したことにはならないため、個々の患者の状況等に応じた必要な対応を行うこと。

(3) (1)の麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化の有無の確認等に当たっては、「がん疼痛の薬物療法に関するガイドライン」（日本緩和医療学会）、「新版 がん緩和ケアガイドブック」（日本医師会監修 厚生労働科学特別研究事業「適切な緩和ケア提供のための緩和ケアガイドブックの改訂に関する研究」班）等

の緩和ケアに関するガイドラインを参照して実施すること。

6 特定薬剤管理指導加算 1

- (1) 特定薬剤管理指導加算 1 は、服薬管理指導料を算定するに当たって行った薬剤の管理及び指導等に加えて、特に安全管理が必要な医薬品が処方された患者又はその家族等に当該薬剤が特に安全管理が必要な医薬品である旨を伝え、当該薬剤についてこれまでの指導内容等も踏まえ適切な指導を行った場合に算定する。なお、「薬局におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドライン」（日本薬剤師会）等を参照し、特に安全管理が必要な医薬品に関して薬学的管理及び指導等を行う上で必要な情報については事前に情報を収集することが望ましいが、薬局では得ることが困難な診療上の情報の収集については必ずしも必要とはしない。
- (2) イについては、新たに当該医薬品が処方された場合に限り、算定することができる。
- (3) ロについては、次のいずれかに該当する患者に対して指導を行った場合をいう。
- ア 特に安全管理が必要な医薬品の用法又は用量の変更に伴い保険薬剤師が必要と認めて指導を行った患者
- イ 患者の副作用の発現状況、服薬状況等の変化に基づき保険薬剤師が必要と認めて指導を行った患者
- (4) 「特に安全管理が必要な医薬品」とは、抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤、不整脈用剤、抗てんかん剤、血液凝固阻止剤（内服薬に限る。）、ジギタリス製剤、テオフィリン製剤、カリウム製剤（注射薬に限る。）、精神神経用剤、糖尿病用剤、膵臓ホルモン剤及び抗HIV薬をいう。なお、具体的な対象薬剤については、その一覧を厚生労働省のホームページに掲載している。
- (5) 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合には、保険薬剤師が必要と認める薬学的管理及び指導を行うこと。この場合において、当該加算は処方箋受付 1 回につき 1 回に限り算定する。なお、イ及びロのいずれにも該当する場合であっても、重複して算定することはできない。
- (6) 対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点について、薬剤服用歴等に記載すること。なお、従来と同一の処方内容の場合は、ロとして特に指導が必要と保険薬剤師が認めた場合に限り算定することができるが、この場合において、特に指導が必要と判断した理由の要点を薬剤服用歴等に記載すること。

7 特定薬剤管理指導加算 2

- (1) 特定薬剤管理指導加算 2 は、医科点数表の「B001-2-12」の「注 8」に規定する連携充実加算を届け出ている保険医療機関において、抗悪性腫瘍剤を注射された悪性腫瘍の患者に対して、抗悪性腫瘍剤等を調剤する保険薬局の保険薬剤師が以下のアからウまでの全てを実施した場合に算定する。
- ア 当該患者のレジメン（治療内容）等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行うこと。
- イ 当該患者が注射又は投薬されている抗悪性腫瘍剤及び制吐剤等の支持療法に係る薬剤に関し、電話等により服用状況、患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無等について患者又はその家族等に確認すること。

ウ イの確認結果を踏まえ、当該保険医療機関に必要な情報を文書により提供すること。

- (2) 「抗悪性腫瘍剤等を調剤する保険薬局」とは、患者にレジメン（治療内容）等を交付した保険医療機関の処方箋に基づき、保険薬剤師が抗悪性腫瘍剤又は制吐剤等の支持療法に係る薬剤を調剤する保険薬局をいう。
- (3) 特定薬剤管理指導加算 2 における薬学的管理及び指導を行おうとする保険薬剤師は、原則として、保険医療機関のホームページ等でレジメン（治療内容）等を閲覧し、あらかじめ薬学的管理等に必要な情報を把握すること。
- (4) 電話等による患者の服薬状況及び患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無等の確認は、電話の他、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーション（以下「ビデオ通話」という。）による連絡及び患者が他の保険医療機関の処方箋を持参した際の確認が含まれる。電話又はビデオ通話により患者に確認を行う場合は、あらかじめ患者に対し、電話又はビデオ通話を用いて確認することについて了承を得ること。
- (5) 患者の緊急時に対応できるよう、あらかじめ保険医療機関との間で緊急時の対応方法や連絡先等について共有することが望ましい。また、患者の服薬状況の確認において、重大な副作用の発現のおそれがある場合には、患者に対して速やかに保険医療機関に連絡するよう指導することや受診勧奨を行うことなどにより、必要な対応を行うこと。
- (6) 当該加算の算定時に行う保険医療機関への文書による情報提供については、服薬情報等提供料は算定できない。
- (7) 特定薬剤管理指導加算 2 は、特別調剤基本料 A を算定している保険薬局において、当該保険薬局と不動産取引等その他特別な関係を有している保険医療機関へ情報提供を行った場合は算定できない。
- (8) 患者 1 人につき同一月に 2 回以上の情報提供を行った場合においても、当該加算の算定は月 1 回のみとする。
- (9) 抗悪性腫瘍剤等に関する患者の服用状況及び患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無等の確認を行う際に、他の保険医療機関又は他の診療科で処方された薬剤に係る情報を得た場合には、必要に応じて、患者の同意を得た上で、当該他の保険医療機関等に情報提供を行うこと。この場合において、所定の要件を満たせば服薬情報等提供料を算定できる。

8 特定薬剤管理指導加算 3

- (1) 服薬管理指導料を算定するに当たって行った薬剤の管理及び指導等に加えて、処方された医薬品について、保険薬剤師が患者に重点的な服薬指導が必要と認め、必要な説明及び指導を行ったときに患者 1 人につき当該医薬品に関して最初に処方された 1 回に限り算定する。
- (2) イについては、「10 の 2」調剤管理料の 1 の(1)を踏まえ、「当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合」とは、以下のいずれかの場合をいう。
 - ・ RMP の策定が義務づけられている医薬品について、当該医薬品を新たに処方された場合に限り、患者又はその家族等に対し、RMP に基づき RMP に係る情報提供

資材を活用し、副作用、併用禁忌等の当該医薬品の特性を踏まえ、適正使用や安全性等に関して十分な指導を行った場合

- ・処方された薬剤について緊急安全性情報、安全性速報が新たに発出された場合等に、安全性に係る情報について提供及び十分な指導を行った場合

(3) ロに示す「調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合」とは、以下のいずれかの場合をいう。

- ・後発医薬品が存在する先発医薬品であって、一般名処方又は銘柄名処方された医薬品について、選定療養の対象となる先発医薬品を選択しようとする患者に対して説明を行った場合
- ・医薬品の供給の状況が安定していないため、調剤時に前回調剤された銘柄の必要な数量が確保できず、前回調剤された銘柄から別の銘柄の医薬品に変更して調剤された薬剤の交付が必要となる患者に対して説明を行った場合
- ・バイオ医薬品の一般名処方による処方箋の交付を受けた患者又はバイオ後続品の銘柄名処方による処方箋の交付を受けた患者に対して、バイオ後続品の品質、有効性、安全性等について説明を行った場合

(4) 対象となる医薬品が複数処方されている場合に、処方箋受付1回につきそれぞれ1回に限り算定するものであること。また、複数の項目に該当する場合であっても、重複して算定することができない。

(5) 特定薬剤管理指導加算3を算定する場合は、それぞれの所定の要件を満たせば特定薬剤管理指導1又は特定薬剤管理指導加算2を算定できる。

(6) 薬剤服用歴等には、対象となる医薬品が分かるように記載すること。また、医薬品の供給の状況を踏まえ説明を行った場合には、調剤報酬明細書の摘要欄に調剤に必要な数量が確保できなかった薬剤名を記載すること。

9 乳幼児服薬指導加算

(1) 乳幼児服薬指導加算は、乳幼児に係る処方箋の受付の際に、年齢、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認を行った上で、患者の家族等に対して適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導を行った場合に算定する。

(2) 乳幼児服薬指導加算を算定した処方箋中の薬剤の服用期間中に、患者の家族等から電話等により当該処方薬剤に係る問い合わせがあった場合には、適切な対応及び指導等を行うこと。

10 小児特定加算

(1) 小児特定加算は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第2項に規定する障害児である18歳未満の患者に係る調剤において、患者又はその家族等に患者の服薬状況等を確認した上で、当該患者又はその家族等に対し、当該患者の状態に合わせた必要な薬学的管理及び指導を行った場合に算定する。

(2) 小児特定加算は、次に掲げる薬学的管理及び指導を行った場合に算定する。

ア 患者の服薬状況及び服薬管理を行う際の希望等について、患者又はその家族等から聞き取り、当該患者の薬学的管理に必要な情報を収集する。

イ アにおいて収集した情報を踏まえ、薬学的知見に基づき調剤方法を検討し調剤を行うとともに、服用上の注意点や適切な服用方法等について服薬指導を行う。

- (3) 小児特定加算を算定した処方箋中の薬剤の服用期間中に、患者の家族等から電話等により当該処方薬剤に係る問い合わせがあった場合には、適切な対応及び指導等を行うこと。
- (4) 当該加算は乳幼児服薬指導加算と併算定することはできない。

11 吸入薬指導加算

- (1) 吸入薬指導加算は、患者が吸入薬を適切に使用し、治療効果の向上や副作用の回避に繋がるよう、以下のア及びイを行った場合に6月に1回に限り算定する。ただし、当該患者に対し他の吸入薬が処方された場合であって、必要な吸入指導等を別に行ったときには、前回の吸入薬指導加算の算定から6月以内であっても算定できる。
 - ア 喘息又は慢性閉塞性肺疾患に対して吸入薬を用いる患者の場合は、文書及び練習用吸入器等を用いて、吸入手技の指導を行い、患者が正しい手順で吸入薬が使用されているか否かなどの確認等を行うこと。また、インフルエンザウイルス感染症に対して吸入薬を用いる患者の場合は、保険薬剤師による看視の下、吸入させること。
 - イ 保険医療機関に対し、吸入指導の結果等を文書により情報提供を行うこと。
- (2) 当該加算に係る指導は以下のア又はイの場合に、患者又はその家族等の同意を得て行うものであること。
 - ア 保険医療機関からの求めがあった場合
 - イ 患者又はその家族等の求めがあった場合等、吸入指導の必要性が認められる場合であって、医師の了解を得たとき
- (3) 当該加算に係る吸入指導を行うに当たっては、日本アレルギー学会が作成する「アレルギー総合ガイドライン」等を参照して行うこと。
- (4) (1)の「吸入指導の結果等を文書により情報提供を行うこと」とは、吸入指導の内容や患者の吸入手技の理解度等について、保険医療機関に情報提供することであり、文書の他、手帳により情報提供することでも差し支えない。ただし、患者への吸入指導等を行った結果、患者の当該吸入薬の使用について疑義等がある場合には、処方医に対して必要な照会を行うこと。
- (5) 当該加算の算定時に行う保険医療機関への文書による情報提供については、服薬情報等提供料は算定できない。
- (6) 当該加算は、特別調剤基本料Aを算定している保険薬局において、当該保険薬局と不動産取引等その他特別な関係を有している保険医療機関へ情報提供を行った場合は算定できない。

12 かかりつけ薬剤師フォローアップ加算

- (1) かかりつけ薬剤師フォローアップ加算は、患者若しくはその家族等の求めに応じて又はかかりつけ薬剤師が必要性を認めた場合において、前回の調剤後から、当該患者が再度処方箋を持参するまでの間に、かかりつけ薬剤師が電話等により、服薬状況及び残薬状況等の継続的な確認並びに必要な指導等を個別に実施していた場合に、再度処方箋を受け付けたときに、3月に1回に限り算定する。
- (2) 算定対象となる患者は、以下のいずれにも該当するものとする。
 - ア 服薬管理指導料「1のイ」又は「2のイ」を算定していること。
 - イ 直近6月以内に外来服薬支援料1、服用薬剤調整支援料1若しくは2又は調剤管理

料の調剤時残薬調整加算若しくは薬学的有害事象等防止加算を算定していること。ただし、かかりつけ薬剤師フォローアップ加算に係る業務を行うことによって当該算定に係る問題（残薬等）が解消されている場合を除く。

（３） かかりつけ薬剤師フォローアップ加算の留意点

ア あらかじめ、患者又はその家族等に対し、次に掲げる事項を説明し、了解を得ること。

（イ） フォローアップの電話等にて、実施する聞き取りや指導等の内容

（ロ） かかりつけ薬剤師フォローアップ加算により発生する患者自己負担額

イ （１）の電話等によるフォローアップの方法については、電話の他に情報通信機器を用いた方法も含まれるが、患者等に対し一方的に情報を発信すること（例えば、一律の内容の電子メールを一斉送信することその他画一的な内容の通知を行うこと）のみでは、継続的服薬指導を実施したものとは認められない。また、フォローアップにおける服薬状況及び残薬状況等の継続的な確認並びに必要な指導等については、個々の患者の状況等に応じて、双方向性を有する方法により必要な確認及び指導を行う必要があることから、アプリケーション上で患者が定型的な設問に対するチェック又は入力を行うのみで完結する形式の対応についても、当該患者の服薬状況、副作用の有無その他の状態を踏まえた個別具体的な確認及び必要な助言等を伴わない場合には、当該加算の算定の対象とならない。

ウ （１）の「前回の調剤後」については、調剤した当日は含まれない。また、「当該患者が再度処方箋を持参するまでの間」については、処方箋を持参する当日は含まれない。なお、フォローアップを実施する要因となった処方箋を発行した医療機関以外からの処方箋を持参した場合は、これに含まれない。

エ 電話等によりフォローアップした旨及び日時、実施した聞き取りや指導等の内容等について、薬剤服用歴等に記載すること。

オ 電話等により患者の服薬状況等の確認を行った結果、速やかに保険医療機関に伝達すべき患者の服薬中の体調の変化等の情報を入手した場合は、当該情報を患者が受診中の保険医療機関に提供するとともに、必要に応じて保険医療機関への受診勧奨を行うこと。

カ かかりつけ薬剤師フォローアップ加算に係る業務を行ったにもかかわらず、残薬等の問題が解消されないときは、みだりにかかりつけ薬剤師フォローアップ加算に係る業務を行うのではなく、解消されなかった理由や背景等を検証した上で改善策を講じること。また、検証内容及び改善策について薬剤服用歴に記載すること。

キ かかりつけ薬剤師フォローアップ加算に係る業務は、前回調剤した日に行うのではなく、受診間隔（調剤間隔）等を考慮して薬学的観点から適切と考えられる時に行うこと。

（４） かかりつけ薬剤師フォローアップ加算は、調剤後薬剤管理指導料、在宅患者訪問薬剤管理指導料、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者については、同月において算定できない。

（５） 複数の保険薬局において服薬管理指導料「１のイ」又は「２のイ」を算定していた場合は、いずれの保険薬局もかかりつけ薬剤師フォローアップ加算を算定できない。

- (6) かかりつけ薬剤師フォローアップ加算は、特別調剤基本料Bを算定している保険薬局は算定できない。

13 かかりつけ薬剤師訪問加算

- (1) かかりつけ薬剤師訪問加算は、患者又はその家族等の求めに応じて、患家に訪問して、服用薬の管理方法の指導及び残薬の整理等を行い、その結果を保険医療機関に情報提供した場合に、6月に1回に限り算定する。

- (2) 算定対象となる患者は、服薬管理指導料「1のイ」又は「2のイ」を算定しているものとする。

- (3) かかりつけ薬剤師訪問加算の留意点

ア あらかじめ、患者又はその家族等に対し、次に掲げる事項を説明し、了解を得ること。

(イ) 患家を訪問して、実施する指導等の内容

(ロ) かかりつけ薬剤師訪問加算により発生する患者自己負担額（交通費を含む。）

イ 患家を訪問した旨、患家における残薬状況、実施した指導等の内容等について、薬剤服用歴等に記載すること。

- (4) 「注16」に規定する交通費は実費とする。

- (5) かかりつけ薬剤師訪問加算は、外来服薬支援料1、施設連携加算、在宅患者訪問薬剤管理指導料、服薬情報等提供料、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者については、算定できない。

- (6) 複数の保険薬局において服薬管理指導料「1のイ」又は「2のイ」を算定していた場合は、いずれの保険薬局もかかりつけ薬剤師訪問加算を算定できない。

- (7) 特別調剤基本料Aを算定している保険薬局において、当該保険薬局と不動産取引等その他特別な関係を有している保険医療機関へ情報提供を行った場合は算定できない。

- (8) かかりつけ薬剤師訪問加算は、特別調剤基本料Bを算定している保険薬局は算定できない。

14 服薬管理指導料の特例（手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局が算定する服薬管理指導料）

- (1) 「適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局」とは、3月以内に再度処方箋を持参した患者への服薬管理指導料の算定回数のうち、手帳を提示した患者への服薬管理指導料の算定回数の割合が50%以下である保険薬局であること。算定回数の割合は小数点以下を四捨五入して算出する。

- (2) 当該特例への該当性は、調剤基本料の施設基準に定める処方箋受付回数 of 取扱いと同様に、前年5月1日から当年4月30日までの服薬管理指導料の実績をもって判断し、当年6月1日から翌年5月31日まで適用する。その他、新規に保険薬局に指定された薬局、開設者の変更等の取扱いについても、調剤基本料の施設基準に定める処方箋受付回数 of 取扱いと同様とする。

- (3) 当該特例に該当した場合であっても、直近3月間における(1)の割合が50%を上回った場合には、(2)にかかわらず、当該割合を満たした翌月より「適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局」に該当しないものとする。

- (4) 当該特例を算定する場合は、調剤管理料及び服薬管理指導料の加算は算定できない。

区分 1 4 の 2 外来服薬支援料

1 外来服薬支援料 1

- (1) 外来服薬支援料 1 は、保険薬局の保険薬剤師が、自己による服薬管理が困難な外来の患者若しくはその家族等又は保険医療機関の求めに応じ、当該患者又はその家族等が持参した服薬中の薬剤について、治療上の必要性及び服薬管理に係る支援の必要性を判断し、当該薬剤を処方した保険医にその必要性につき了解を得た上で、一包化や服薬カレンダー等の活用により薬剤を整理し、日々の服薬管理が容易になるよう支援した場合に、「注 1」及び「注 2」を合わせて服薬支援 1 回につき、月 1 回に限り算定する。また、患者の来局時のほか、患者の求めに応じて保険薬剤師が患者を訪問して服用薬の整理等を行った場合でも算定できる。この場合、訪問に要した交通費（実費）は患家の負担とする。なお、服薬管理を容易にするような整理を行わずに単に服薬指導を行っただけでは算定できない。また、服用薬の整理等の支援を行った場合においては、当該支援が必要となった背景、理由等を分析し薬学的管理を実施するとともに、同様の支援が今後必要とならないように努めること。
- (2) 「注 1」については、外来服薬支援を行うに当たり、患者が、当該保険薬局で調剤した薬剤以外に他の保険薬局で調剤された薬剤や保険医療機関で院内投薬された薬剤を服用していないか確認し、極力これらの薬剤も含めて一包化や服薬カレンダー等の活用により整理するよう努める。また、実際にこれらの薬剤も含めて服薬支援を行う場合には、重複投薬、相互作用等の有無を確認し、処方医に必要な照会を行い、適切な措置を講じる。なお、患者に対する服薬中の薬剤の確認や処方医への照会等を行った上で、結果として、他の保険薬局で調剤された薬剤又は保険医療機関で院内投薬された薬剤のみについて服薬支援を行うこととなった場合（当該保険薬局で調剤を受けていない患者が持参した、他の保険薬局で調剤された薬剤や保険医療機関で院内投薬された薬剤について服薬支援を行う場合を含む。）でも算定できる。
- (3) 「注 2」については、患者が保険薬局に持参した服用中の薬剤等の服薬管理を行い、その結果を関係する保険医療機関へ情報提供した場合に算定できる。算定に当たっては、あらかじめ、患者又はその家族等に対して、保険薬局へ服用中の薬剤等を持参する動機付けのために薬剤等を入れる袋等を提供し、患者等が薬剤等を持参することで服薬管理を行う取組（いわゆるブラウンバッグ運動）を周知しておく。この場合において、外来服薬支援料 1 は、特別調剤基本料 A を算定している保険薬局において、当該保険薬局と不動産取引等その他特別な関係を有している保険医療機関へ情報提供を行った場合は算定できない。
- (4) 外来服薬支援料 1 に係る外来服薬支援は、処方箋によらず、調剤済みの薬剤について服薬管理の支援を目的として行うものであるため、薬剤の一包化を行った場合でも、調剤基本料等の調剤技術料は算定できない。
- (5) 薬剤の一包化による服薬支援は、多種類の薬剤が投与されている患者においてしばしばみられる薬剤の飲み忘れ、飲み誤りを防止すること又は心身の特性により錠剤等を直接の被包から取り出して服用することが困難な患者に配慮することを目的とし、治療上の必要性が認められる場合に行うものである点に留意する。

- (6) 外来服薬支援料 1 を算定する場合は、服薬支援に係る薬剤の処方医の了解を得た旨又は情報提供した内容並びに当該薬剤の名称、服薬支援の内容及び理由を薬剤服用歴等に記載する。
- (7) 外来服薬支援料 1 は、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者については算定できない。また、現に他の保険医療機関又は保険薬局の保険薬剤師が訪問薬剤管理指導を行っている患者についても算定できない。
- (8) 外来服薬支援料 1 は、特別調剤基本料 B を算定している保険薬局は算定できない。

2 外来服薬支援料 2

- (1) 外来服薬支援料 2 は、多種類の薬剤が投与されている患者においてしばしばみられる薬剤の飲み忘れ、飲み誤りを防止すること又は心身の特性により錠剤等を直接の被包から取り出して服用することが困難な患者に配慮することを目的とし、保険薬局の保険薬剤師が治療上の必要性が認められると判断した場合に、医師の了解を得た上で、処方箋受付ごとに、当該保険薬局で一包化及び必要な指導を行い、患者の服薬管理を支援した場合について評価するものである。
- (2) 外来服薬支援料 2 は、処方箋受付 1 回につき 1 回算定できるものであり、投与日数が 42 日分以下の場合には、一包化を行った投与日数が 7 又はその端数を増すごとに 34 点を加算した点数を、投与日数が 43 日分以上の場合には、投与日数にかかわらず 240 点を算定する。この場合において、外来服薬支援料 1 は算定できない。
- (3) 一包化とは、服用時点の異なる 2 種類以上の内服用固形剤又は 1 剤であっても 3 種類以上の内服用固形剤が処方されているとき、その種類にかかわらず服用時点ごとに一包として患者に投与することをいう。なお、一包化に当たっては、錠剤等は直接の被包から取り出した後行うものである。
- (4) 保険薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合は、その旨及び保険薬剤師が一包化を必要と認めた理由を薬剤服用歴等に記載する。
- (5) 患者の服薬管理を支援するため、一包化した当該保険薬局の保険薬剤師が必要な服薬指導を行った上で、調剤後も患者の服用薬や服薬状況に関する情報等を把握し、必要に応じ処方医に情報提供する。
- (6) 患者の服薬及び服用する薬剤の識別を容易にすること等の観点から、錠剤と散剤を別々に一包化した場合、臨時の投薬に係る内服用固形剤とそれ以外の内服用固形剤を別々に一包化した場合等も算定できるが、処方箋受付 1 回につき 1 回に限り算定する。
- (7) 同一保険薬局で同一処方箋に係る分割調剤（調剤基本料の「注 9」の長期保存の困難性等の理由による分割調剤又は「注 10」の後発医薬品の試用のための分割調剤に限る。）をした上で、2 回目以降の調剤について一包化を行った場合は、1 回目の調剤から通算した日数に対応する点数から前回までに請求した点数を減じて得た点数を所定点数に加算する。
- (8) 外来服薬支援料 2 を算定した範囲の薬剤については、自家製剤加算及び計量混合調剤加算は算定できない。
- (9) 外来服薬支援料 2 を算定する場合は、当該処方箋の調剤に係る調剤技術料を同時に算定できる。
- (10) 医薬品医療機器等法において、調剤の業務のうち当該業務に著しい影響を与えない定

型的な業務であって、他の薬局開設者に委託を行うことが認められているものについて委託を行う場合は、委託する保険薬局が外来服薬支援料2を算定すること。なお、受託する薬局においては、当該処方箋受付に係る調剤報酬については算定することができない。なお、この場合の費用については両者の合議とする。

(11) 外来服薬支援料2は、特別調剤基本料Bを算定している保険薬局は算定できない。

3 施設連携加算

(1) 施設連携加算は、保険薬剤師が患者の入所している地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設を訪問し、当該施設職員と協働して、日常の服薬管理が容易になるよう薬学的観点から支援や指導等を実施することを評価するものである。

(2) 当該患者又はその家族等の同意を得て、当該薬剤を処方した保険医にその必要性につき了解を得た上で実施すること。

(3) 当該患者の服薬状況等に基づき継続的に適切な服薬が行えるよう、特に重点的な服薬管理の支援を行うことが必要な以下のいずれかの場合に限り、外来服薬支援料2に加えて算定することとし、該当する理由について、調剤報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ア 地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設への入所時であって、服用している薬剤が多く、入所後の服薬管理について当該施設職員と協働した服薬支援が必要と保険薬剤師が認めた場合

イ 新たな薬剤が処方された若しくは薬剤の用法又は用量が変更となった患者のうち、これまでの服薬管理とは異なる方法等での服薬支援が必要と保険薬剤師が認めた場合

ウ 患者が服薬している薬剤に関する副作用等の状況、体調の変化等における当該施設職員からの相談に基づき保険薬剤師が当該患者の服薬状況等の確認を行った結果、これまでの服薬管理とは異なる方法等での服薬支援が必要と保険薬剤師が認めた場合

(4) 日常の服薬管理が容易になるような支援については、当該保険薬局が調剤した薬剤以外に他の保険薬局で調剤された薬剤や保険医療機関で院内投薬された薬剤等の調剤済みの薬剤も含めて一包化等の調製を行うこと。

(5) (1)の当該施設職員との協働した服薬管理については、施設における患者の療養生活の状態を保険薬剤師自らが直接確認し、薬剤の保管状況、服薬状況、残薬の状況、投薬後の併用薬剤、投薬後の併診に関する情報、患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）、重複服用、相互作用、実施する服薬支援措置、施設職員が服薬の支援・管理を行う上で留意すべき事項等に関する確認等を行った上で実施すること。また、実施した内容の要点を薬剤服用歴等に記載すること。

(6) 単に当該施設の要望に基づき服用薬剤の一包化等の調製を行い、当該施設の職員に対して服薬の支援・管理に関する情報共有等を行ったのみの場合は算定できない。

区分14の3 服用薬剤調整支援料

(1) 服用薬剤調整支援料1

ア 服用薬剤調整支援料1は、内服を開始して4週間以上経過した内服薬6種類以上を保険薬局で調剤している患者に対して、当該保険薬局の保険薬剤師が、当該患者の意向を踏まえ、当該患者の服薬アドヒアランス及び副作用の可能性等を検討した上で、処方医に減薬の提案を行い、その結果、処方される内服薬が減少した場合について評価したも

のである。

イ 服用薬剤調整支援料 1 は、当該保険薬局で調剤している当該内服薬の種類数が 2 種類以上（うち少なくとも 1 種類は当該保険薬局の保険薬剤師が提案したものとする。）減少し、その状態が 4 週間以上継続した場合に算定する。

ウ 保険医療機関名及び保険医療機関における調整前後の薬剤の種類数を調剤報酬明細書の摘要欄に記載すること。

エ 調剤している内服薬の種類数に屯服薬は含めない。また、当該内服薬の服用を開始して 4 週間以内の薬剤については、調整前の内服薬の種類数から除外する。また、調剤している内服薬と同一薬効分類の有効成分を含む配合剤及び内服薬以外の薬剤への変更を保険薬剤師が提案したことで減少した場合は、減少した種類数に含めない。

オ 内服薬の種類数の計算に当たっては、錠剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤及び液剤については、1 銘柄ごとに 1 種類として計算する。

カ 患者の服用する薬剤の副作用の可能性の検討等を行うに当たっては、「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」（厚生労働省）、「高齢者の医薬品適正使用の指針（各論編（療養環境別））」（厚生労働省）、「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」（厚生労働省）及び日本老年医学会の関連ガイドライン（高齢者の安全な薬物療法ガイドライン）等を参考にすること。

キ 保険薬剤師は処方医へ提案を行う際に、減薬に係る患者の意向や提案に至るまでに薬学的見地から検討した内容を薬剤服用歴等に記載する。また、保険医療機関から提供された処方内容の調整結果に係る情報は、薬剤服用歴等に添付する等の方法により保存しておくこと。

ク 当該保険薬局で服用薬剤調整支援料 1 を 1 年以内に算定した場合においては、前回の算定に当たって減少した後の内服薬の種類数から更に 2 種類以上減少したときに限り、新たに算定することができる。

（２） 服用薬剤調整支援料 2

ア 服用薬剤調整支援料 2 は、複数の保険医療機関から内服薬が合計で 6 種類以上処方されている患者に対して、患者若しくはその家族等の求めに応じて、かかりつけ薬剤師が、当該患者の服用中の薬剤を継続的及び一元的に把握した結果、服用中の薬剤の調整を必要と認める場合であって、患者の服薬状況等に係る総合的な管理及び評価（以下「服用薬剤総合評価」という。）を実施した上で、処方医に対して、当該調整について文書を用いて提案した場合に、同一の患者に対して 6 月に 1 回に限り、かかりつけ薬剤師 1 人につき月 4 回まで算定することができる。

イ 服用薬剤調整支援料 2 の算定に当たっては、服用薬剤総合評価を行うために必要な研修を修了したかかりつけ薬剤師が服用薬剤総合評価を行うこと。「服用薬剤総合評価を行うために必要な研修を修了したかかりつけ薬剤師」とは、日本老年薬学会の提供する老年薬学服薬総合評価研修会を修了したかかりつけ薬剤師又は日本老年薬学会が定める老年薬学認定薬剤師であるかかりつけ薬剤師をいう。

ウ 服用薬剤総合評価の実施に当たっては、別紙様式 2 を用いるとともに、薬剤服用歴に保存すること。

エ 服用薬剤調整支援料 2 の算定にあたっては、服用薬剤総合評価として、次に掲げる事

項を全て行うこと。なお、主観的情報の聴取にあたっては、「ポリファーマシー対策のための持参薬鑑別評価シート開発に関する研究」（国立高度専門医療研究センター横断的研究推進費）で作成された「おくすり問診票」を必要に応じて活用すること。

- (イ) 薬物治療に関する患者又はその家族等からの主観的情報の聴取
- (ロ) 検査値等の薬物治療に必要な客観的情報の収集
- (ハ) 服薬支援に必要な患者の生活状況及び意向に関する情報の聴取
- (ニ) 各服用薬剤がもたらす治療効果及び有害事象の評価
- (ホ) 解決すべき薬剤関連問題の特定及び整理
- (ヘ) 服用薬剤調整後の観察計画及び対応案の立案

オ 服用薬剤総合評価の実施にあたっては、日本老年医学会及び日本老年薬学会が作成する「日本版抗コリン薬リスクスケール」や「高齢者施設の服薬簡素化提言」を参照すること。

カ 服用薬剤調整支援料２は、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものについて、在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定している場合であっても、「１０の３」服薬管理指導料の２（２）に掲げる事項に基づき、患者からかかりつけ薬剤師としての同意を取得した上で、服用薬剤総合評価を実施したときは、算定可能である。

キ 服用薬剤調整支援料２の算定にあたっては、あらかじめ、患者又はその家族等に対し、次に掲げる事項を説明し、了解を得ること。

- (イ) 服用薬剤総合評価を実施する意義
- (ロ) 服用薬剤調整支援料２により発生する患者自己負担額

ク 服用薬剤調整支援料２の実施にあたっては、次に掲げる事項等を患者又はその家族等に対して結果の伝達を行うこと。ただし、患者又はその家族等に対して結果の伝達を行う際には、一律の内容ではなく、患者若しくはその家族等又は医療従事者との関係性等を踏まえて内容を適宜変更すること。

- (イ) 患者への聞き取り等により確認した内容
- (ロ) 薬物有害事象であると疑われる症状
- (ハ) 服薬の状況（薬剤の管理状況等も含む。）
- (ニ) 医療従事者と共有する内容
- (ホ) 今後生活を送る上での注意点

ケ 服用薬剤調整支援料２は、特別調剤基本料Ａを算定している保険薬局において、当該保険薬局と不動産取引等その他特別な関係を有している保険医療機関へ情報提供を行った場合は算定できない。

コ 服用薬剤調整支援料２は、特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局は算定できない。

サ 服用薬剤調整支援料２は、令和８年６月１日から令和９年５月３１日までの間は算定できない。

区分１４の４ 調剤後薬剤管理指導料

- (１) 調剤後薬剤管理指導料１は、新たに糖尿病用剤が処方等された患者に対し、薬物治療を適切に継続する観点から、地域支援・医薬品供給対応体制加算の２から５までのいずれかを届け出ている保険薬局の保険薬剤師が、調剤後に電話等により、その使用状況、患者の

服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無等について患者に確認する等、必要な薬学的管理指導を行うとともに、その結果等を受診中の保険医療機関に文書により情報提供した場合に算定する。

- (2) (1)の「新たに糖尿病用剤が処方等された患者」とは次のいずれかに該当する患者をいう。

ア 新たに糖尿病用剤が処方された患者

イ 糖尿病用剤の用法・用量の変更があった患者

- (3) 調剤後薬剤管理指導料2は、心疾患による入院歴のある作用機序が異なる複数の治療薬の処方を受けている慢性心不全患者に対し、薬物治療を適切に継続するとともに、特に入院歴を有する慢性心不全患者の再入院を抑制する観点から、地域支援・医薬品供給対応体制加算の2から5までのいずれかを届け出ている保険薬局の保険薬剤師が、調剤後に電話等により、その使用状況、患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無等について患者に確認する等、必要な薬学的管理指導を行うとともに、その結果等を受診中の保険医療機関に文書により情報提供した場合に算定する。なお、当該指導料に係る薬剤の調剤と同日に電話等により使用状況の確認等を行った場合には算定できない。

- (4) (3)の「心疾患による入院歴のある作用機序が異なる複数の治療薬の処方を受けている慢性心不全患者」とは、日本循環器学会及び日本心不全学会が作成する最新の「急性・慢性心不全診療ガイドライン」等を参照し、複数の作用機序の異なる循環器疾患に係る治療薬の処方を受けている慢性心不全患者をいう。

- (5) 調剤後薬剤管理指導料に係る電話等による当該治療薬の服薬状況の確認等は、以下のいずれかの場合に患者の同意を得て行うものであること。なお、電話等による確認方法については、電話の他に情報通信機器を用いた方法も含まれるが、患者等に一方的に情報発信すること（例えば、一律の内容の電子メールを一斉送信すること）のみでは、継続的服薬指導を実施したことにはならず、個々の患者の状況等に応じて必要な対応を行うこと。

ア 保険医療機関からの求めがあった場合

イ 患者若しくはその家族等の求めがあり、保険薬剤師が調剤後の薬剤管理指導を必要と認め、医師の了解を得た場合

- (6) 調剤後薬剤管理指導料に係る調剤後の糖尿病又は慢性心不全の治療薬の服薬状況等の確認は、処方医等の求めに応じて実施するものであり、計画的な電話等による確認を原則とすること。この場合において、あらかじめ患者等に対し、電話等を用いて確認することについて了承を得ること。

- (7) 電話等による患者の糖尿病又は慢性心不全の治療薬の服薬状況等の確認を行った結果、速やかに保険医療機関に伝達すべき患者の服薬中の体調の変化等の情報を入手した場合は、当該情報を患者が受診中の保険医療機関に提供するとともに、必要に応じて保険医療機関への受診勧奨を行うこと。

- (8) 医療機関への情報提供に当たっては、単に確認された服薬状況、副作用の状況を記載して情報提供するだけでなく、医療機関との連携の下で、処方医等の求めに応じた情報の収集と、薬学的分析及び評価に基づく情報提供を実施するとともに、必要に応じて処方に係る提案等を行うこと。この際、体重の増減、塩分摂取、飲水の状況など、薬学的管理に密接に関係する情報も積極的に収集し、活用することが望ましい。また、医療従事者間のICTを活用した服薬状況等の情報共有等により対応した場合には、処方提案等の行為を行

った日時が記録され、必要に応じてこれらの内容を随時確認できることが望ましい。

- (9) 当該指導料に係る薬剤の調剤と同日及びその次に処方箋を受け付ける日に電話等により使用状況の確認等を行った場合には算定できない。なお、電話等により使用状況の確認等を行った結果、受診勧奨により患者が保険医療機関を受診し、その処方箋を持参した場合及び調剤後薬剤管理指導料の要因となった処方箋を発行した医療機関以外からの処方箋を持参した場合は、この限りではない。
- (10) 調剤後薬剤管理指導料の算定時に行う保険医療機関への文書による情報提供については、服薬情報等提供料は算定できない。
- (11) 調剤後薬剤管理指導料は、特別調剤基本料Aを算定している保険薬局において、当該保険薬局と不動産取引等その他特別な関係を有している保険医療機関へ情報提供を行った場合は算定できない。

区分15 在宅患者訪問薬剤管理指導料

1 在宅患者訪問薬剤管理指導料

- (1) 在宅患者訪問薬剤管理指導料は、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、あらかじめ名称、所在地、開設者の氏名及び在宅患者訪問薬剤管理指導（以下「訪問薬剤管理指導」という。）を行う旨を地方厚生（支）局長に届け出た保険薬局の保険薬剤師が、医師の指示に基づき、薬学的管理指導計画を策定し、患家を訪問して、薬歴管理、服薬指導、服薬支援、薬剤服用状況、薬剤保管状況及び残薬の有無の確認等の薬学的管理指導を行い、当該指示を行った医師に対して訪問結果について必要な情報提供を文書で行った場合に、在宅患者訪問薬剤管理指導料1から3まで及び服薬管理指導料「4のロ」を合わせて月4回（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必要な患者及び中心静脈栄養法の対象患者にあつては、週2回かつ月8回）に限り算定する。在宅患者訪問薬剤管理指導料は、定期的に訪問して訪問薬剤管理指導を行った場合の評価であり、継続的な訪問薬剤管理指導の必要のない者や通院が可能な者に対して安易に算定してはならない。例えば、少なくとも独歩で家族又は介助者等の助けを借りずに来局ができる者等は、来局が容易であると考えられるため、在宅患者訪問薬剤管理指導料は算定できない。なお、在宅療養を担う保険医療機関の保険医と連携する他の保険医の求めにより、患家を訪問して必要な薬学的管理指導を行った場合は、当該保険医に加え、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医にも必要な情報提供を文書で行うこと。また、在宅療養を担う保険医療機関の保険医と連携する他の保険医については、担当医に確認し、薬学的管理指導計画書等に当該医師の氏名と医療機関名を記載すること。
- (2) 在宅患者訪問薬剤管理指導料は、単一建物診療患者の人数に従い算定する。ここでいう「単一建物診療患者の人数」とは、当該患者が居住する建築物に居住する者のうち、当該保険薬局が訪問薬剤管理指導料を算定する者の人数をいう。なお、ユニット数が3以下の認知症対応型共同生活介護事業所については、それぞれのユニットにおいて、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定する人数を、単一建物診療患者の人数とみなすことができる。
- (3) 「在宅での療養を行っている患者」とは、保険医療機関又は介護老人保健施設で療養を行っている患者以外の患者をいう。ただし、「要介護被保険者等である患者について

療養に要する費用の額を算定できる場合」（平成20年厚生労働省告示第128号）、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発第0331002号）等に規定する場合を除き、患者が医師若しくは薬剤師の配置が義務付けられている病院、診療所、施設等に入院若しくは入所している場合又は現に他の保険医療機関若しくは保険薬局の保険薬剤師が訪問薬剤管理指導を行っている場合には、在宅患者訪問薬剤管理指導料は算定できない。

（4） 在宅協力薬局

ア （3）にかかわらず、訪問薬剤管理指導を主に行っている保険薬局（以下「在宅基幹薬局」という。）が、連携する他の保険薬局（以下「在宅協力薬局」という。）と薬学的管理指導計画の内容を共有していること及び緊急その他やむを得ない事由がある場合には、在宅基幹薬局の保険薬剤師に代わって当該患者又はその家族等に訪問薬剤管理指導を行うことについて、あらかじめ当該患者又はその家族等の同意を得ている場合であって、在宅基幹薬局に代わって在宅協力薬局が訪問薬剤管理指導を行ったときには、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定できる。ただし、訪問薬剤管理指導に係る費用については、在宅基幹薬局と在宅協力薬局の合議とする。

イ 在宅協力薬局の保険薬剤師が在宅基幹薬局の保険薬剤師に代わって訪問薬剤管理指導を行った場合には、薬剤服用歴等を記載し、在宅基幹薬局と当該記録の内容を共有することとするが、訪問薬剤管理指導の指示を行った医師又は歯科医師に対する訪問結果についての報告等は在宅基幹薬局が行う。なお、調剤報酬明細書に当該訪問薬剤管理指導を行った在宅協力薬局名及び当該訪問薬剤管理指導を行った日付を記載する。また、在宅協力薬局が処方箋を受け付け、調剤を行った在宅協力薬局が訪問薬剤管理指導を行った場合には、算定については、調剤技術料及び薬剤料等は在宅協力薬局、また、在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定は在宅基幹薬局が行うこととし、調剤報酬明細書の摘要欄には在宅協力薬局が処方箋を受け付けた旨を記載する。

（5） 薬学的管理指導計画

ア 「薬学的管理指導計画」は、処方医から提供された診療状況を示す文書等に基づき、又は必要に応じ、処方医と相談するとともに、他の医療関係職種（歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師、訪問看護ステーションの看護師等）との間で情報を共有しながら、患者の心身の特性及び処方薬剤を踏まえ策定されるものであり、薬剤の管理方法、薬剤特性（薬物動態、副作用、相互作用等）を確認した上、実施すべき指導の内容、患家への訪問回数、訪問間隔等を記載する。

イ 策定した薬学的管理指導計画書は、薬剤服用歴等に添付する等の方法により保存する。

ウ 薬学的管理指導計画は、原則として、患家を訪問する前に策定する。

エ 訪問後、必要に応じ新たに得られた患者の情報を踏まえ計画の見直しを行う。

オ 薬学的管理指導計画は少なくとも1月に1回は見直しを行うほか、処方薬剤の変更があった場合及び他職種から情報提供を受けた場合にも適宜見直しを行う。

（6） 必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、訪問薬剤管理指導の結果及び当該医療関係職種による当該患者に対する療養上の指導に関する留意点について情報提供する。

（7） 訪問薬剤管理指導は、当該保険薬局の調剤した薬剤の服用期間内に、患者の同意を得

て実施する。なお、調剤を行っていない月に訪問薬剤管理指導を実施した場合は、当該調剤年月日及び投薬日数を調剤報酬明細書の摘要欄に記入する。

- (8) 在宅患者訪問薬剤管理指導料及び服薬管理指導料「4のロ」を合わせて月2回以上算定する場合（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必要な患者又は中心静脈栄養法の対象患者に対するものを除く。）は、算定回数は、週1回を限度とする。末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必要な患者又は中心静脈栄養法の対象患者については、服薬管理指導料「4のロ」と合わせて週2回かつ月8回に限り算定できる。
- (9) 保険薬剤師1人につき在宅患者訪問薬剤管理指導料1、2及び3並びに服薬管理指導料「4のロ」を合わせて週40回に限り算定できる。
- (10) 在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定するためには、薬剤服用歴等に薬学管理料の通則（4）の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

ア 訪問の実施日、訪問した保険薬剤師の氏名

イ 処方医から提供された情報の要点

ウ 訪問に際して実施した薬学的管理指導の内容（薬剤の保管状況、服薬状況、残薬の状況、投薬後の併用薬剤、投薬後の併診、患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）、重複服用、相互作用等に関する確認、実施した服薬支援措置等）

エ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点

オ 処方医以外の医療関係職種との間で情報を共有している場合にあっては、当該医療関係職種から提供された情報の要点及び当該医療関係職種に提供した訪問結果に関する情報の要点

カ 在宅協力薬局の保険薬剤師が訪問薬剤管理指導を行った場合には、（4）のイで規定する事項

- (11) 在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定した月においては、服薬管理指導料（服薬管理指導料「4のロ」及び「4のハ」は除く。）は、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時的処方箋によって調剤を行った場合を除いて算定できない。また、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定した月においては、外来服薬支援料1又は服薬情報等提供料は算定できない。
- (12) 1つの患家に在宅患者訪問薬剤管理指導料の対象となる同居する同一世帯の患者が2人以上いる場合は、患者ごとに「単一建物診療患者が1人の場合」を算定する。また、単一の建築物において、当該保険薬局が在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定する者の数が、当該建築物の戸数の10%以下の場合又は当該建築物の戸数が20戸未満であって、当該保険薬局が在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定する者の数が2人以下の場合には、それぞれ「単一建物診療患者が1人の場合」を算定する。
- (13) 当該保険薬局又は在宅協力薬局との連携により、休日及び夜間を含む開局時間外であっても調剤及び訪問薬剤管理指導に対応できるよう、原則として初回の訪問薬剤管理指導時に（変更があった場合はその都度）、当該保険薬局の保険薬剤師と連絡がとれる連絡先電話番号及び緊急時の注意事項（在宅協力薬局との連携により、休日及び夜間を含む開局時間外に調剤及び訪問薬剤管理指導に対応できる体制を整備している保険薬局においては、在宅協力薬局の所在地、名称及び連絡先電話番号等を含む。）等について、

事前に患者又はその家族等に対して説明の上、文書（これらの事項が記載された薬袋を含む。）により交付すること。また、やむを得ない事由により、患者又はその家族等からの電話等による問い合わせに応じることができなかった場合は、速やかに折り返しの連絡を行うこと。

- (14) 在宅患者訪問薬剤管理指導料は、特別調剤基本料Bを算定している保険薬局は算定できない。
- (15) 在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定しようとする保険薬局は、別紙様式3を用いて、あらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出なければならない。

2 麻薬管理指導加算

- (1) 麻薬管理指導加算は、麻薬の投薬が行われている患者に対して、定期的に、投与される麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況について確認し、残薬の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無の確認を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。
- (2) 麻薬管理指導加算は、在宅患者訪問薬剤管理指導料が算定されていない場合は算定できない。
- (3) (1)の麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化の有無の確認等に当たっては、「がん疼痛の薬物療法に関するガイドライン」（日本緩和医療学会）、「新版がん緩和ケアガイドブック」（日本医師会監修 厚生労働科学特別研究事業「適切な緩和ケア提供のための緩和ケアガイドブックの改訂に関する研究」班）等の緩和ケアに関するガイドラインを参照して実施すること。
- (4) 麻薬管理指導加算を算定するためには、薬剤服用歴等に薬学管理料の通則（4）及び「15」在宅患者訪問薬剤管理指導料の1の（10）の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

ア 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容（麻薬の保管管理状況、服薬状況、残薬の状況、麻薬注射剤等の併用薬剤、疼痛緩和等の状況、麻薬の継続又は増量投与による患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無などの確認等）

イ 訪問に際して行った患者・家族への指導の要点（麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等）

ウ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報（麻薬の服薬状況、疼痛緩和及び患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。）の要点

エ 患者又はその家族等から返納された麻薬の廃棄に関する事項（都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴等に添付することで差し支えない。）

3 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算

- (1) 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算は、在宅において医療用麻薬持続注射療法を行っている患者又はその家族等に対して、患者を訪問し、麻薬の投与状況、残液の状況及

び保管状況について確認し、残液の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無を確認し、薬学的管理及び指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。

- (2) 当該患者が麻薬の投与に使用している高度管理医療機器について、保健衛生上の危害の発生の防止に必要な措置を講ずること。
- (3) 必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、麻薬の投与状況、残液の状況、保管状況、残液の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等について情報提供すること。
- (4) 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算は、在宅患者訪問薬剤管理指導料が算定されていない場合は算定できない。
- (5) 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算を算定するためには、薬剤服用歴等に薬学管理料の通則（４）及び「１５」在宅患者訪問薬剤管理指導料の１の（１０）の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。
 - ア 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容（麻薬の保管管理状況、投与状況、残液の状況、併用薬剤、疼痛緩和等の状況、麻薬の継続又は増量投与による患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無などの確認等）
 - イ 訪問に際して行った患者又はその家族等への指導の要点（麻薬に係る服薬指導、残液の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等）
 - ウ 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報（麻薬の投与状況、疼痛緩和及び患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。）の要点
 - エ 患者又はその家族等から返納された麻薬の廃棄に関する事項（都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴等に添付することで差し支えない。）
- (6) 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算については、麻薬管理指導加算を算定している患者については算定できない。

4 乳幼児加算

乳幼児加算は、乳幼児に係る薬学的管理指導の際に、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認を行った上で、患者の家族等に対して適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導を行った場合に算定する。

5 小児特定加算

小児特定加算は、児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項に規定する障害児である 18 歳未満の患者に係る薬学的管理指導の際に、服薬状況等を確認した上で、患家を訪問し、患者又はその家族等に対し、当該患者の状態に合わせた必要な薬学的管理及び指導を行った場合に算定する。ただし、乳幼児加算を併算定することはできない。

6 在宅中心静脈栄養法加算

- (1) 在宅中心静脈栄養法加算は、在宅中心静脈栄養法を行っている患者に係る薬学的管理指導の際に、患家を訪問し、患者の状態、投与環境その他必要な事項等の確認を行った上で、患者又はその家族等に対して保管方法、配合変化防止に係る対応方法等の必要な薬学的管理指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。

- (2) 当該患者に対し２種以上の注射薬が同時に投与される場合には、中心静脈栄養法に使用する薬剤の配合変化を回避するために、必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、当該患者が使用する注射剤に係る配合変化に関する留意点、輸液バッグの遮光の必要性等について情報提供する。
- (3) 在宅中心静脈栄養法加算は、在宅患者訪問薬剤管理指導料が算定されていない場合は算定できない。
- (4) 在宅中心静脈栄養法加算を算定するためには、薬剤服用歴等に薬学管理料の通則（４）及び「１５」在宅患者訪問薬剤管理指導料の１の（１０）の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。
- ア 訪問に際して実施した在宅患者中心静脈栄養法に係る薬学的管理指導の内容（輸液製剤の投与状況、保管管理状況、残薬の状況、栄養状態等の状況、輸液製剤による患者の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無、薬剤の配合変化の有無などの確認等）
- イ 訪問に際して行った患者又はその家族等への指導の要点（輸液製剤に係る服薬指導、適切な保管方法の指導等）
- ウ 処方医及び関係する医療関係職種に対して提供した訪問結果、輸液製剤の保管管理に関する情報（輸液製剤の投与状況、栄養状態及び患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。）の要点

7 その他留意点

- (1) 保険薬局（在宅協力薬局を含む。）の所在地と患家の所在地との距離が 16 キロメートルを超える訪問薬剤管理指導については、患家の所在地から 16 キロメートルの圏域の内側に、在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を届け出ている保険薬局が存在しないなど、当該保険薬局からの訪問薬剤管理指導を必要とする特殊な事情がある場合に認められるものであって、この場合の在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定については 16 キロメートル以内の場合と同様に算定する。特殊な事情もなく、特に患家の希望により 16 キロメートルを超えて訪問薬剤管理指導を行った場合の在宅患者訪問薬剤管理指導料は保険診療としては認められないことから、患者負担とする。この場合において、「保険薬局の所在地と患家の所在地との距離が 16 キロメートルを超えた場合」とは、患家を中心とする半径 16 キロメートルの圏域の外側に当該保険薬局が所在する場合をいう。
- ただし、平成 24 年 3 月 31 日以前に「注 1」に規定する医師の指示があった患者については、当該規定は適用しないものであること。
- (2) 「注 8」に規定する交通費は実費とする。

区分 15 の 2 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

- (1) 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料は、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの状態の変化等に伴い、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医又は当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関の保険医（以下この項で単に「保険医」という。）の求めにより、当該患者に係る計画的な訪問薬剤管理指導とは別に、予め定めた訪問の計画以外で患家を訪問して必要な薬学的管理指導を行い、当該保険医に対して訪問結果について必要な情報提供を文書で行った場合に、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 1 及び 2 並びに服薬管理指導料

「４のハ」を合わせて月４回に限り算定する。

- (２) (１)の規定にかかわらず、末期の悪性腫瘍の患者又は注射による麻薬の投与が必要な患者に対して、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料に係る業務を実施する場合は、１と２及び服薬管理指導料「４のハ」を合わせて原則として月８回まで算定できる。ただし、特に医療上の必要がある場合であって、保険医の発行した処方箋に基づくときに限り、月８回を超えて算定することができる。ただし、この場合にあつては、保険医からの指示内容、訪問が必要になった患者の容態等について、必要な薬学的分析を実施し、薬剤服用歴等に記載した上で、当該訪問が必要であった理由を調剤報酬明細書の摘要欄に簡潔に記載すること。
- (３) 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料１は、当該患者に係る計画的な訪問薬剤管理指導の対象疾患の変化等に関して、保険医の求めにより、予め定めた訪問の計画以外で患家を訪問して必要な薬学的管理指導を行い、訪問結果について当該保険医に必要な情報提供を文書で行った場合に算定する。
- (４) 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料２は、当該患者に係る計画的な訪問薬剤管理指導の対象となっていない疾患の変化等に関して、保険医の求めにより、予め定めた訪問の計画以外で患家を訪問して必要な薬学的管理指導を行い、訪問結果について当該保険医に必要な情報提供を文書で行った場合に算定する。
- (５) (３)及び(４)については、情報通信機器を用いて療養上必要な薬学的管理指導を行った場合は、服薬管理指導料「４のハ」を算定すること。この場合において、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料は算定できない。
- (６) (３)から(５)までについては、在宅療養を担う保険医療機関の保険医と連携する他の保険医の求めにより、予め定めた訪問の計画以外で患家を訪問して必要な薬学的管理指導を行った場合は、当該保険医に加え、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医にも必要な情報提供を文書で行うこと。在宅療養を担う保険医療機関の保険医と連携する他の保険医については、担当医に確認し、薬学的管理指導計画書等に当該医師の氏名と医療機関名を記載すること。
- (７) 「１５」在宅患者訪問薬剤管理指導料の１の(４)に規定する同意を得ている場合において、在宅基幹薬局に代わって在宅協力薬局が緊急訪問薬剤管理指導を行った場合は、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を算定できる。なお、その場合においては、「１５」在宅患者訪問薬剤管理指導料の１の(４)の取扱いに準ずること。
- (８) 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を算定するためには、薬剤服用歴等に薬学管理料の通則(４)の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

ア 訪問の実施日、訪問した保険薬剤師の氏名

イ 当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医又は当該保険医と連携する他の保険医から緊急の要請があった日付及び当該要請の内容並びに当該要請に基づき訪問薬剤管理指導を実施した旨

ウ 訪問に際して実施した薬学的管理指導の内容（服薬状況、副作用、相互作用等に関する確認等を含む。）

エ 保険医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点

(9) 麻薬管理指導加算

ア 麻薬管理指導加算は、麻薬の投薬が行われている患者に対して、投与される麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況について確認し、残薬の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無の確認を行い、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。

イ 麻薬管理指導加算は、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料が算定されていない場合は算定できない。

ウ アの麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化の有無の確認等に当たっては、「がん疼痛の薬物療法に関するガイドライン」（日本緩和医療学会）、「新版 がん緩和ケアガイドブック」（日本医師会監修 厚生労働科学特別研究事業「適切な緩和ケア提供のための緩和ケアガイドブックの改訂に関する研究」班）等の緩和ケアに関するガイドラインを参照して実施すること。

エ 麻薬管理指導加算を算定するためには、薬剤服用歴等に薬学管理料の通則（４）及び「１５の２」在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の（８）の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

（イ） 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容（麻薬の保管管理状況、服薬状況、残薬の状況、麻薬注射剤等の併用薬剤、疼痛緩和等の状況、麻薬の継続又は増量投与による患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無などの確認等）

（ロ） 訪問に際して行った患者又はその家族等への指導の要点（麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等）

（ハ） 当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医に対して提供した訪問結果に関する情報（麻薬の服薬状況、疼痛緩和及び患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。）の要点

（ニ） 患者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項（都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴等に添付することで差し支えない。）

(10) 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算

ア 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算は、在宅において医療用麻薬持続注射療法を行っている患者又はその家族等に対して、患家を訪問し、麻薬の投与状況、残液の状況及び保管状況について確認し、残液の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無を確認し、薬学的管理及び指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。

イ 当該患者が麻薬の投与に使用している高度管理医療機器について、保健衛生上の危害の発生の防止に必要な措置を講ずること。

ウ 必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、麻薬の投与状況、残液の状況、保管状況、残液の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等について情報提供すること。

エ 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算は、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料が算定され

ていない場合は算定できない。

オ 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算を算定するためには、薬剤服用歴等に薬学管理料の通則（４）及び「１５の２」在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の（８）の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

（イ） 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容（麻薬の保管管理状況、投与状況、残液の状況、併用薬剤、疼痛緩和等の状況、麻薬の継続又は増量投与による患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無などの確認等）

（ロ） 訪問に際して行った患者又はその家族等への指導の要点（麻薬に係る服薬指導、残液の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等）

（ハ） 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報（麻薬の投与状況、疼痛緩和及び患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。）の要点

（ニ） 患者又はその家族等から返納された麻薬の廃棄に関する事項（都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴等に添付することで差し支えない。）

カ 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算については、麻薬管理指導加算を算定している患者については算定できない。

(11) 乳幼児加算は、乳幼児に係る薬学的管理指導の際に、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認を行った上で、患者の家族等に対して適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導を行った場合に算定する。

(12) 小児特定加算は、児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項に規定する障害児である 18 歳未満の患者に係る薬学的管理指導の際に、服薬状況等を確認した上で、患家を訪問し、患者又はその家族等に対し、当該患者の状態に合わせた必要な薬学的管理及び指導を行った場合に算定する。ただし、乳幼児加算を併算定することはできない。

(13) 在宅中心静脈栄養法加算

ア 在宅中心静脈栄養法加算は、在宅中心静脈栄養法を行っている患者に係る薬学的管理指導の際に、患者の状態、投与環境その他必要な事項等の確認を行った上で、患家を訪問し、患者又はその家族等に対して保管方法、配合変化防止に係る対応方法等の必要な薬学的管理指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。

イ 当該患者に対し 2 種以上の注射薬が同時に投与される場合には、中心静脈栄養法に使用する薬剤の配合変化を回避するために、必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、当該患者が使用する注射剤に係る配合変化に関する留意点、輸液バッグの遮光の必要性等について情報提供する。

ウ 在宅中心静脈栄養法加算は、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料が算定されていない場合は算定できない。

エ 在宅中心静脈栄養法加算を算定するためには、薬剤服用歴等に薬学管理料の通則（４）及び「１５の２」在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の（８）の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

（イ） 訪問に際して実施した在宅患者中心静脈栄養法に係る薬学的管理指導の内容（輸液製剤の投与状況、保管管理状況、残薬の状況、栄養状態等の状況、輸液製剤による患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無、薬剤の配合変化の有

無などの確認等)

(ロ) 訪問に際して行った患者又はその家族等への指導の要点(輸液製剤に係る服薬指導、適切な保管方法の指導等)

(ハ) 処方医及び関係する医療関係職種に対して提供した訪問結果、輸液製剤の保管管理に関する情報(輸液製剤の投与状況、栄養状態及び患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。)の要点

(14) 保険薬局(在宅協力薬局を含む。)の所在地と患家の所在地との距離が 16 キロメートルを超える訪問薬剤管理指導については、患家の所在地から 16 キロメートルの圏域の内側に、在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を届け出ている保険薬局が存在しないなど、当該保険薬局からの訪問薬剤管理指導を必要とする特殊な事情がある場合に認められるものであって、この場合の在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の算定については 16 キロメートル以内の場合と同様に算定する。特殊な事情もなく、特に患家の希望により 16 キロメートルを超えて訪問薬剤管理指導を行った場合の在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料は保険診療としては認められないことから、患者負担とする。この場合において、「保険薬局の所在地と患家の所在地との距離が 16 キロメートルを超えた場合」とは、患家を中心とする半径 16 キロメートルの圏域の外側に当該保険薬局が所在する場合をいう。

ただし、平成 24 年 3 月 31 日以前に在宅患者訪問薬剤管理指導料の「注 1」に規定する医師の指示があった患者については、当該規定は適用しないものであること。

(15) 「注 8」に規定する交通費は実費とする。

(16) 夜間訪問加算、休日訪問加算及び深夜訪問加算

ア 夜間訪問加算、休日訪問加算及び深夜訪問加算は、末期の悪性腫瘍の患者及び注射による麻薬の投与が必要な患者に対して、保険医の求めにより、以下に掲げる夜間、休日又は深夜時間帯に、保険薬局の保険薬剤師が、予め定めた訪問の計画以外で患家を訪問して必要な薬学的管理及び指導を行った場合に算定する。ただし、当該夜間、休日又は深夜に、常態として開局している保険薬局は除く。

(イ) 夜間訪問加算の対象となる時間帯は、午前 8 時前と午後 6 時以降であって深夜を除く時間帯とする。ただし、休日訪問加算に該当する休日の場合は、休日訪問加算により算定する。

(ロ) 休日訪問加算の対象となる休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日をいう。なお、1 月 2 日、3 日、12 月 29 日、30 日及び 31 日は休日として取り扱う。ただし、深夜に該当する場合は深夜訪問加算により算定する。

(ハ) 深夜訪問加算の対象となる時間帯は、深夜(午後 10 時から午前 6 時までの間)とする。

イ 訪問時間については、保険医から日時指定の指示のある場合を除き、処方箋の受付時間又は保険医の指示より直ちに患家を訪問して薬学的管理及び指導を行った場合に限るものであること。

ウ 夜間訪問加算、休日訪問加算又は深夜訪問加算を算定する患者については、処方箋の受付時間(又は保険医から指示を受けた時間)及び患家を訪問した時間について、当該患者の薬剤服用歴等に記載すること。

エ 「15」在宅患者訪問薬剤管理指導料の 1 の(4)に規定する同意を得ている場合にお

いて、在宅基幹薬局に代わって在宅協力薬局が当該夜間、休日又は深夜時間帯に緊急訪問薬剤管理指導を行った場合（ただし、当該夜間、休日又は深夜に、常態として開局している場合は除く。）は、夜間訪問加算、休日訪問加算又は深夜訪問加算を算定できる。なお、その場合においては、「１５」在宅患者訪問薬剤管理指導料の１の（４）の取扱いに準ずること。

オ 夜間訪問加算、休日訪問加算又は深夜訪問加算を算定する保険薬局は、開局時間及び当該加算の費用について、患者又はその家族等に対して説明すること。

(17) 「注 10」については、患家又は宿泊施設若しくは入所中の施設を保険薬剤師が予め定めた訪問の計画以外で訪問し、当該患者又はその家族等（現にその看護に当たっている者及び当該患者の薬剤を管理している当該施設の職員を含む。）に対して、必要な薬学的管理及び指導を実施し、薬剤を交付した場合に「注 1」に規定する計画的な訪問薬剤管理指導の実施の有無によらず算定できる。また、この場合において、服薬管理指導料は、別に算定できない。

(18) 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料は、特別調剤基本料 B を算定している保険薬局は算定できない。

区分 15 の 3 在宅患者緊急時等共同指導料

(1) 在宅患者緊急時等共同指導料は、在宅での療養を行っている患者の状態の変化や診療方針の変更等の際、当該患者に対する診療等を行う医療関係職種等（居宅介護支援事業者の介護支援専門員を含む。当該区分において以下同じ。）が一堂に会す等によりカンファレンスを行うことで、より適切な治療方針を立てることが可能となるとともに、カンファレンスの参加者の間で診療方針の変更等の情報を的確に共有することができ、患者及び家族が安心して療養生活を送ることに資することから、そのような取組を評価するものである。

(2) 在宅患者緊急時等共同指導料は、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの病状の変化や、診療方針の大幅な変更等の必要が生じたことに伴い、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医又は当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関の保険医の求めにより、関係する医療関係職種等と共同でカンファレンスを行うとともに、共有した当該患者の診療情報及び当該カンファレンスの結果を踏まえ、計画的な訪問薬剤管理指導の内容に加えて、患家を訪問した上で患者に対し療養上必要な薬学的管理指導を行った場合に、月 2 回に限り算定する。なお、当該カンファレンスを行った日と異なる日に当該薬学的管理指導を行った場合でも算定できるが、当該カンファレンスを行った日以降速やかに薬学的管理指導を行うものであること。また、カンファレンス及びそれに基づく薬学的管理指導 1 回につき 1 回に限り算定する。

(3) (1) 及び (2) については、在宅療養を担う保険医療機関の保険医と連携する他の保険医の求めにより、患家を訪問して必要な薬学的管理指導を行った場合は、当該保険医に加え、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医にも必要な情報提供を文書で行うこと。また、在宅療養を担う保険医療機関の保険医と連携する他の保険医については、担当医に確認し、薬学的管理指導計画書等に当該医師の氏名と医療機関名を記載すること。

(4) 当該カンファレンスは、保険薬局の保険薬剤師が、ビデオ通話が可能な機器を用いて参

加することができる。ただし、当該患者に対する診療等を行う医療関係職種等の1者以上は、患者に赴きカンファレンスを行っていること。

- (5) (4)において、患者の個人情報等を当該ビデオ通話の画面上で共有する際は、患者の同意を得ていること。また、保険医療機関の電子カルテなどを含む医療情報システムと共通のネットワーク上の端末においてカンファレンスを実施する場合には、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応していること。
- (6) 在宅患者緊急時等共同指導料を算定するためには、薬剤服用歴等に薬学管理料の通則(4)の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。
- ア カンファレンス及び薬学的管理指導の実施日、薬学的管理指導を行った保険薬剤師の氏名並びにカンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名
- イ 当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医又は当該保険医と連携する他の保険医から要請があつて患者を訪問し、他の医療関係職種等と共同してカンファレンスを行い、その結果を踏まえて薬学的管理指導を実施した旨及びその理由
- ウ カンファレンスの要点及びカンファレンスの結果を踏まえて実施した薬学的管理指導の内容(服薬状況、副作用、相互作用等に関する確認等を含む。)
- エ 保険医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点
- (7) 在宅患者緊急時等共同指導料を算定する場合は、在宅患者訪問薬剤管理指導料は別に算定できない。また、情報通信機器を用いて療養上必要な薬学的管理指導を行った場合は、服薬管理指導料「4のハ」を算定し、在宅患者緊急時等共同指導料は算定できない。
- (8) 在宅患者緊急時等共同指導料は、特別調剤基本料Bを算定している保険薬局は算定できない。
- (9) 麻薬管理指導加算
- ア 麻薬管理指導加算は、麻薬の投薬が行われている患者に対して、投与される麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況について確認し、残薬の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)の有無の確認を行い、必要な薬学的管理指導を行った場合に算定する。
- イ 麻薬管理指導加算は、在宅患者緊急時等共同指導料が算定されていない場合は算定できない。
- ウ アの麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化の有無の確認等に当たっては、「がん疼痛の薬物療法に関するガイドライン」(日本緩和医療学会)、「新版 がん緩和ケアガイドブック」(日本医師会監修 厚生労働科学特別研究事業「適切な緩和ケア提供のための緩和ケアガイドブックの改訂に関する研究」班)等の緩和ケアに関するガイドラインを参照して実施すること。
- エ 麻薬管理指導加算を算定するためには、薬剤服用歴等に薬学管理料の通則(4)及び「15の3」在宅患者緊急時等共同指導料の(6)の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。
- (イ) 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容(麻薬の保管管理状況、服薬状況、残薬の状況、麻薬注射剤等の併用薬剤、疼痛緩和等の状況、麻薬の継続又は増量投与による患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)の有無など

の確認等)

(ロ) 訪問に際して行った患者又はその家族等への指導の要点(麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等)

(ハ) 当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医に対して提供した訪問結果に関する情報(麻薬の服薬状況、疼痛緩和及び患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)等の状況、服薬指導の要点等)に関する事項を含む。)の要点

(ニ) 患者又は家族から返納された麻薬の廃棄に関する事項(都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴等に添付することで差し支えない。)

(10) 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算

ア 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算は、在宅において医療用麻薬持続注射療法を行っている患者又はその家族等に対して、患家を訪問し、麻薬の投与状況、残液の状況及び保管状況について確認し、残液の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)の有無を確認し、薬学的管理及び指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。

イ 当該患者が麻薬の投与に使用している高度管理医療機器について、保健衛生上の危害の発生の防止に必要な措置を講ずること。

ウ 必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、麻薬の投与状況、残液の状況、保管状況、残液の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等について情報提供すること。

エ 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算は、在宅患者緊急時等共同指導料が算定されていない場合は算定できない。

オ 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算を算定するためには、薬剤服用歴等に薬学管理料の通則(4)及び「15の3」在宅患者緊急時等共同指導料の(6)の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。

(イ) 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容(麻薬の保管管理状況、投与状況、残液の状況、併用薬剤、疼痛緩和等の状況、麻薬の継続又は増量投与による患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)の有無などの確認等)

(ロ) 訪問に際して行った患者又はその家族等への指導の要点(麻薬に係る服薬指導、残液の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等)

(ハ) 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報(麻薬の投与状況、疼痛緩和及び患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)等の状況、服薬指導の要点等)に関する事項を含む。)の要点

(ニ) 患者又はその家族等から返納された麻薬の廃棄に関する事項(都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴等に添付することで差し支えない。)

カ 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算については、麻薬管理指導加算を算定している患者については算定できない。

(11) 乳幼児加算は、乳幼児に係る薬学的管理指導の際に、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認を行った上で、患者の家族等に対して適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導を行った場合に算定する。

- (12) 小児特定加算は、児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項に規定する障害児である 18 歳未満の患者に係る薬学的管理指導の際に、服薬状況等を確認した上で、患家を訪問し、患者又はその家族等に対し、当該患者の状態に合わせた必要な薬学的管理及び指導を行った場合に算定する。また、乳幼児加算を併算定することはできない。
- (13) 在宅中心静脈栄養法加算
- ア 在宅中心静脈栄養法加算は、在宅中心静脈栄養法を行っている患者に係る薬学的管理指導の際に、患者の状態、投与環境その他必要な事項等の確認を行った上で、患家を訪問し、患者又はその家族等に対して保管方法、配合変化防止に係る対応方法等の必要な薬学的管理指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。
- イ 当該患者に対し 2 種以上の注射薬が同時に投与される場合には、中心静脈栄養法に使用する薬剤の配合変化を回避するために、必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、当該患者が使用する注射剤に係る配合変化に関する留意点、輸液バッグの遮光の必要性等について情報提供する。
- ウ 在宅中心静脈栄養法加算は、在宅患者緊急時等共同指導料が算定されていない場合は算定できない。
- エ 在宅中心静脈栄養法加算を算定するためには、薬剤服用歴等に薬学管理料の通則（４）及び「１５の３」在宅患者緊急時等共同指導料の（６）の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。
- （イ） 訪問に際して実施した在宅患者中心静脈栄養法に係る薬学的管理指導の内容（輸液製剤の投与状況、保管管理状況、残薬の状況、栄養状態等の状況、輸液製剤による患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無、薬剤の配合変化の有無などの確認等）
- （ロ） 訪問に際して行った患者又はその家族等への指導の要点（輸液製剤に係る服薬指導、適切な保管方法の指導等）
- （ハ） 処方医及び関係する医療関係職種に対して提供した訪問結果、輸液製剤の保管管理に関する情報（輸液製剤の投与状況、栄養状態及び患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。）の要点
- (14) 保険薬局の所在地と患家の所在地との距離が 16 キロメートルを超える訪問薬剤管理指導については、患家の所在地から 16 キロメートルの圏域の内側に、在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を届け出ている保険薬局が存在しないなど、当該保険薬局からの訪問薬剤管理指導を必要とする特殊な事情がある場合に認められるものであって、この場合の在宅患者緊急時等共同指導料の算定については 16 キロメートル以内の場合と同様に算定する。特殊な事情もなく、特に患家の希望により 16 キロメートルを超えて療養上必要な指導を行った場合の在宅患者緊急時等共同指導料は保険診療としては認められないことから、患者負担とする。この場合において、「保険薬局の所在地と患家の所在地との距離が 16 キロメートルを超えた場合」とは、患家を中心とする半径 16 キロメートルの圏域の外側に当該保険薬局が所在する場合をいう。

ただし、平成 24 年 3 月 31 日以前に在宅患者訪問薬剤管理指導料の「注 1」に規定する医師の指示があった患者については、当該規定は適用しないものであること。

区分 15 の 4 退院時共同指導料

- (1) 退院時共同指導料は、保険医療機関に入院中の患者について、当該患者の退院後の訪問薬剤管理指導を担う保険薬局として当該患者が指定する保険薬局の保険薬剤師が、原則として当該患者が入院している保険医療機関（以下「入院保険医療機関」という。）に赴いて、患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な薬剤に関する説明及び指導を、入院保険医療機関の保険医又は看護師等、薬剤師、管理栄養師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該入院中 1 回（別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については 2 回）に限り算定できる。なお、ここでの入院とは、医科点数表の第 1 章第 2 部通則 5 に定める入院期間が通算される入院のことをいう。
- (2) 退院時共同指導料の共同指導は、保険薬局の薬剤師が、ビデオ通話が可能な機器を用いて共同指導した場合でも算定可能である。
- (3) (2)において、患者の個人情報当該ビデオ通話の画面上で共有する際は、患者の同意を得ていること。また、保険医療機関の電子カルテなどを含む医療情報システムと共通のネットワーク上の端末においてカンファレンスを実施する場合には、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応していること。
- (4) 退院時共同指導料は、患者の家族等、退院後に患者の看護を担当する者に対して指導を行った場合にも算定できる。
- (5) 退院時共同指導料を算定する場合は、当該患者の薬剤服用歴等に、入院保険医療機関において当該患者に対して行った服薬指導等の要点を記載する。また、患者又はその家族等に提供した文書の写しを薬剤服用歴等に添付する。
- (6) 退院時共同指導料は、退院後在宅での療養を行う患者が算定の対象となり、他の保険医療機関、社会福祉施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設に入院若しくは入所する患者又は死亡退院した患者については、対象とはならない。
- (7) 退院時共同指導料は、特別調剤基本料 B を算定している保険薬局は算定できない。

区分 15 の 5 服薬情報等提供料

- (1) 服薬情報等提供料は、保険薬局において調剤後も患者の服用薬や服薬状況に関する情報を把握し、保険医療機関に当該情報を提供することにより、医師の処方設計及び患者の服薬の継続又は中断の判断の参考とする等、保険医療機関と保険薬局の連携の下で医薬品の適正使用を推進することを目的とするものである。
- (2) 服薬情報等提供料 1 は、保険医療機関から (5) のアからウに掲げる情報提供の求めがあった場合にその理由とともに、患者の同意を得て、現に患者が受診している保険医療機関に対して、当該患者の服薬状況等について文書等により提供した場合に算定できる。これには、次に掲げる場合が含まれる。なお、残薬に係る情報提供に関しては、単に確認された残薬の状況を記載するだけでなく、その後の残薬が生じないために必要な内容を併せて記載すべきであり、情報提供後の当該患者の服薬状況を継続して把握しておくこと。
ア 処方箋を発行した保険医療機関が患者の服用薬の残薬の報告を求めており、保険薬局において患者の服用薬の残薬を確認し、残薬が生じている場合はその理由を薬学的に分析した上で当該保険医療機関に対して情報提供を行った場合

イ 調剤基本料の「注 11」に掲げる医師の指示による分割調剤及びリフィル処方箋による調剤において、2回目以降の調剤時に患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について確認し、処方医に対して情報提供を行った場合
この場合において、次に掲げる事項を含めるものとする。

- ・残薬の有無
- ・残薬が生じている場合はその量及び理由
- ・副作用の有無
- ・副作用が生じている場合はその原因の可能性のある薬剤の推定

ウ 保険医療機関からの求めに応じ、入院前の患者の服用薬について確認し、依頼元の医療機関に情報提供した場合

- (3) 服薬情報等提供料2は、保険薬剤師が患者の服薬状況等について薬学的な分析に基づき患者の薬学的管理に必要な情報を文書により以下のとおり情報提供した場合に算定できる。なお、残薬に係る情報提供に関しては、単に確認された残薬の状況を記載するだけでなく、その後の残薬が生じないために必要な内容を併せて記載するとともに、情報提供後の当該患者の服薬状況を継続して把握しておくこと。

ア 服薬情報等提供料「2のイ」

保険薬局の保険薬剤師が薬剤服用歴等に基づき患者の服薬に関する(5)のアからエまでに掲げる情報提供の必要性を認めた場合であって、患者の同意を得て、現に患者が受診している保険医療機関に対して、当該患者の服薬状況等について文書等により提供した場合。これには、保険薬局において患者の服用薬の残薬、副作用の発現状況等を確認し、処方箋を発行した保険医療機関に対して情報提供を行った場合、現に歯科医療機関を受診している患者について、当該歯科医療機関に対して他の医療機関の処方に基づく当該患者の服用薬、服薬状況等の情報提供を行った場合が含まれる。

イ 服薬情報等提供料「2のロ」

保険薬局の保険薬剤師がリフィル処方箋に基づく調剤後、処方医に対して当該患者の服薬状況等について文書等により提供した場合。

ウ 服薬情報等提供料「2のハ」

保険薬局の保険薬剤師が薬剤服用歴等に基づき患者の服薬に関する(5)のアからエまでに掲げる情報提供の必要性を認め、介護支援専門員が関与する要介護又は要支援認定を受けた患者で、居宅療養管理指導を同一月に算定していない場合において、患者の同意を得て、当該患者の介護支援専門員に対して、患者の服薬状況等を踏まえた薬学的な分析に基づき、特に必要な情報を文書等により提供した場合。なお、この場合において、介護支援専門員からの情報提供の求めがあった場合においても保険薬局の保険薬剤師が情報提供の必要性を認めたとうえで要件を満たせば算定することができる。

- (4) 服薬情報等提供料3は、以下の場合に算定できる。

ア 入院を予定している患者について、保険医療機関の求めがあった場合において、患者が服用中の薬剤について、当該患者若しくはその家族等への聞き取り又は他の保険薬局若しくは保険医療機関への聞き取り等により、一元的に把握し、必要に応じて当該患者が保険薬局に持参した服用薬の整理を行うとともに、患者が入院を予定している保険医療機関に対して、当該患者の服薬状況等について文書等により提供した場合に算定できる。

- イ 保険医療機関の求めについては、患者が入院を予定している保険医療機関からの求めのほか、患者が受診している他の保険医療機関からの求めを含む。
- ウ 患者の服用薬等については、当該保険薬局で調剤した薬剤、他の保険薬局で調剤された薬剤、保険医療機関で院内投薬された薬剤等を一元的に把握すること。
- エ 算定に当たっては、別紙様式 1－2 又はこれに準ずるものを用いて、以下の内容について保険医療機関への情報提供を行うこと。
- ・受診中の保険医療機関、診療科等に関する情報
 - ・服用中の薬剤の一覧
 - ・患者の服薬状況
 - ・併用薬剤等の情報
- (5) 保険医療機関に対する情報提供の内容は次のとおりとする。
- ア 当該患者の服用薬及び服薬状況
- イ 当該患者に対する服薬指導の要点
- ウ 服薬期間中の患者の状態の変化等、自覚症状がある場合はその原因の可能性のある薬剤の推定
- エ 当該患者が容易に又は継続的に服用できるための技術工夫等の調剤情報
- (6) 服薬期間中の体調の変化等の患者の訴えや自覚症状がある場合には、患者の自覚症状が薬剤の副作用によるものか否かに関する分析結果を踏まえて服薬指導し、当該分析及び指導の要点を情報提供することとし、また、患者に対する服薬指導は、当該分析結果を踏まえたものとする。なお、患者の自覚症状の分析に当たっては、「重篤副作用疾患別対応マニュアル」（厚生労働省）等を参考とすることが望ましい。
- (7) (5) のエについては、処方箋の記入上の疑義照会等では算定できない。
- (8) 保険医療機関への情報提供については、次の場合に算定する。
- ア 患者 1 人につき同一月に 2 回以上服薬情報等の提供を行った場合においても、月 1 回のみの算定とする。
- イ 複数の保険医療機関の医師又は歯科医師に対して服薬情報等の提供を行った場合は、当該保険医療機関の医師又は歯科医師ごとに月 1 回に限り算定できる。
- ウ 処方箋を発行していない保険医療機関の医師又は歯科医師に対して服薬情報等の提供を行った場合は、必要に応じて処方箋を発行した医療機関の医師又は歯科医師に対して同様の服薬情報等を提供すること。この場合においては、当該保険医療機関の医師又は歯科医師ごとに月 1 回に限り算定できる。
- (9) 介護支援専門員に対して服薬情報等を提供し服薬情報等提供料 2 を算定した場合であって、処方箋を発行した保険医療機関の医師又は歯科医師に対しても同様の服薬情報等の提供を行った場合においては、服薬情報等提供料 2 を別に算定できる。ただし、情報提供の内容については、(10) に示すように相手方に応じたものとする。
- (10) 保険医療機関への情報提供に当たっては、別紙様式 1－1、別紙様式 1－2 又はこれに準ずる様式の文書等に必要事項を記載し、患者が現に診療を受けている保険医療機関に交付すること。介護支援専門員への情報提供に当たっては、「多職種連携推進のための在宅患者訪問薬剤管理指導ガイド」（令和 4 年度・令和 5 年度厚生労働科学研究費補助金 長寿科学政策研究事業 薬学的視点を踏まえた自立支援・重度化防止推進のための研究）等

を参照されたい。また、介護支援専門員への情報提供については、「多職種連携推進のための在宅患者訪問薬剤管理指導ガイド」別添の報告書様式及び薬学的評価シートを参考に当該患者の生活様式を踏まえた薬学的分析を行うとともに、情報提供の際には介護支援専門員が理解しやすい表現で実施すること。

- (11) 服薬情報等提供料は、特別調剤基本料Aを算定している保険薬局において、当該保険薬局と不動産取引等その他特別な関係を有している保険医療機関へ情報提供を行った場合は算定できない。また、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者に係る情報提供を行った場合は算定できない。
- (12) 服薬情報等提供料は、特別調剤基本料Bを算定している保険薬局は算定できない。

区分15の7 経管投薬支援料

- (1) 経管投薬支援料は、胃瘻若しくは腸瘻による経管投薬又は経鼻経管投薬を行っている患者に対して、簡易懸濁法による薬剤の服用に関して必要な支援を行った場合に算定する。
- (2) 当該加算に係る服薬支援は、以下の場合に患者の同意を得て行うものであること。
 - ア 保険医療機関からの求めがあった場合
 - イ 家族等の求めがあった場合等、服薬支援の必要性が認められる場合であって、医師の了解を得たとき
- (3) 「簡易懸濁法」とは、錠剤の粉砕やカプセルの開封等を行わず、経管投薬の前に薬剤を崩壊及び懸濁させ、投薬する方法のことをいう。
- (4) 「必要な支援」とは主に次に掲げる内容をいう。
 - ア 簡易懸濁法に適した薬剤の選択の支援
 - イ 患者の家族又は介助者が簡易懸濁法により経管投薬を行うために必要な指導
 - ウ 必要に応じて保険医療機関への患者の服薬状況及びその患者の家族等の理解度に係る情報提供
- (5) 患者1人につき複数回の支援を行った場合においても、1回のみと算定とする。
- (6) 患者の服薬状況等を保険医療機関に情報提供した場合であって所定の要件を満たすときは、服薬情報等提供料1、2又は3を算定できる。
- (7) 経管投薬支援料は、特別調剤基本料Bを算定している保険薬局は算定できない。

区分15の8 在宅移行初期管理料

- (1) 在宅移行初期管理料は、在宅での療養に移行する予定の服薬管理に係る支援が必要な患者に対して、計画的な訪問薬剤管理指導を実施する前に、保険薬剤師が患家を訪問して、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関等の多職種と連携しながら、退院時の処方内容を踏まえた薬剤の調整、残薬の整理、適切な服薬方法の提案等の必要な薬学的管理及び指導を行うことを評価するものである。
- (2) 在宅移行初期管理料は、以下のア及びイを満たす患者のうち、薬学的管理の観点から保険薬剤師が患家を訪問して特に重点的な服薬支援の行う必要性があると判断したものを対象とする。
 - ア 認知症患者、精神障害者である患者など自己による服薬管理が困難な患者、児童福祉法

第 56 条の 6 第 2 項に規定する障害児である 18 歳未満の患者、6 歳未満の乳幼児、末期のがん患者又は注射による麻薬の投与が必要な患者。

イ 在宅患者訪問薬剤管理指導料（単一建物診療患者が 1 人の場合に限る。）、居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費（いずれも保険薬局の保険薬剤師が行う場合に限る、単一建物居住者が 1 人の場合に限る。）に係る医師の指示のある患者。

（3）（2）のイの場合においては、「15」在宅患者訪問薬剤管理指導料の 1 の（2）及び（12）に規定する単一建物診療患者の取扱いに準ずること。

（4）必要な薬学的管理及び指導として、薬物療法に係る円滑な在宅療養への移行及び在宅療養の継続の観点から、以下に掲げる業務を実施すること。

ア 患者及びその家族等から、服薬状況、居住環境、家族関係等の薬学的管理に必要な情報を収集すること。

イ 患家における残薬の確認及び整理並びに服薬管理方法の検討及び調整を行うこと。

ウ 日常の服薬管理を適切に行うことができるよう、ポリファーマシーへの対応や服用回数を減らすための観点も踏まえ、必要に応じて医師等と使用する薬剤の内容を調整すること。

エ 在宅での療養に必要な情報を当該患者の在宅療養を担う保険医療機関等の多職種と共有すること。

オ 退院直後の患者の場合は、入院していた医療機関と連携し、入院中の処方内容に関する情報や、患者の退院に際して実施された指導の内容などに関する情報提供文書を活用した服薬支援を実施することが望ましい。

（5）実施した薬学的管理及び指導の内容等について薬剤服用歴等に記載し、必要に応じて、薬学的管理指導計画書を作成・見直しすること。また、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の医師及び居宅介護支援事業者の介護支援専門員に対して必要な情報提供を文書で行うこと。なお、この場合の文書での情報提供については、服薬情報等提供料を別途算定できない。

（6）在宅移行初期管理料は、計画的な訪問薬剤管理指導を実施する前であって別の日に患家を訪問して（4）に掲げる業務を実施した場合に算定する。なお、この場合に実施した服薬管理の支援等については、外来服薬支援料 1 を別途算定できない。

（7）在宅移行初期管理料は、当該患者において在宅患者訪問薬剤管理指導料（単一建物診療患者が 1 人の場合に限る。）、居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費（いずれも保険薬局の保険薬剤師が行う場合に限る、単一建物居住者が 1 人の場合に限る。）を初めて算定する月又はその前月に在宅移行に係る初期管理を実施した場合に、当該初回算定月に 1 回に限り算定する。

（8）在宅移行初期管理料に係る業務について、「15」在宅患者訪問薬剤管理指導料の 1 の（4）に規定する在宅協力薬局が実施した場合は算定できない。

（9）（6）に掲げる訪問を実施した日付について、調剤報酬明細書の摘要欄に記載すること。

（10）「注 2」に規定する交通費は実費とする。

（11）かかりつけ薬剤師訪問加算を算定している場合については、算定できない。

（12）在宅移行初期管理料は、特別調剤基本料 B を算定している保険薬局は算定できない。

区分 15 の 9 訪問薬剤管理医師同時指導料

- (1) 訪問薬剤管理医師同時指導料は、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対し、当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者に対して在宅患者訪問薬剤管理指導又は居宅療養管理指導を実施している保険薬剤師が、訪問診療を実施している保険医療機関の保険医と同時に患家を訪問し、薬学的管理指導を行った場合に、6月に1回に限り算定する。
- (2) 算定対象となる患者は、以下のいずれかに該当するものとする。
- ア 在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者（単一建物診療患者が1人の場合に限る。）
 - イ 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を算定している患者（単一建物診療患者が1人の場合に限る。）
 - ウ 居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合に限り、単一建物居住者が1人の場合に限る。）を算定している患者
 - エ 介護予防居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合に限り、単一建物居住者が1人の場合に限る。）を算定している患者
- (3) 同時に訪問を行う「訪問診療を実施している保険医療機関の保険医」は、所属する保険医療機関において在宅時医学総合管理料を算定し、当該患家の患者の主治医であることとする。
- (4) 在宅患者緊急時等共同指導料又は在宅移行初期管理料に係る必要な指導等を同日に行った場合は、算定しない。
- (5) 訪問薬剤管理医師同時指導料は、特別調剤基本料Bを算定している保険薬局は算定できない。

区分15の10 複数名薬剤管理指導訪問料

- (1) 複数名薬剤管理指導訪問料は、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なもののうち、処方医が複数名訪問の必要性があると認めるものに対し、当該患者又はその家族等に同意を得て、当該患者の訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師が、当該保険薬局又は在宅協力薬局に勤務する職員（薬剤師以外の者を含む。）とともに複数名で患家を訪問し、薬学的管理指導を行った場合に算定する。
- (2) 算定対象となる患者は、以下のいずれかに該当するものとする。
- ア 在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者（単一建物診療患者が1人の場合に限る。）
 - イ 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料を算定している患者（単一建物診療患者が1人の場合に限る。）
 - ウ 居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合に限り、単一建物居住者が1人の場合に限る。）を算定している患者
 - エ 介護予防居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合に限り、単一建物居住者が1人の場合に限る。）を算定している患者
- (3) 複数名薬剤管理指導訪問料の留意点
- ア 保険薬局の保険薬剤師が、当該薬剤師以外の職員とともに複数名による訪問を行い、複数名薬剤管理指導訪問料を算定するに当たっては、複数名訪問が必要であると処方医

が認めていることについて、当該処方医が処方箋の備考欄にて示していること等が確認できること。

イ 複数名訪問が必要であると処方医が認めている理由について、当該患者の薬剤服用歴等に記載すること。

ウ 「複数名訪問の必要性」については、保険薬局の保険薬剤師が訪問薬剤管理指導を行うに当たっての利便性に基づく理由によるものではなく、患者が興奮又は攻撃性を示すこと等により、保険薬剤師単独での訪問では当該指導の実施が担保できないおそれがある場合など、当該指導の安全かつ確実な実施を確保する観点から判断されるものであること。

(4) 在宅患者緊急時等共同指導料、在宅移行初期管理料又は訪問薬剤管理医師同時指導料に係る必要な指導等を同日に行った場合は、算定できない。

(5) 訪問薬剤管理医師同時指導料は、特別調剤基本料Bを算定している保険薬局は算定できない。

<薬剤料>

区分20 使用薬剤料

(1) 投薬時における薬剤の容器を交付する場合は、その実費を徴収できる。

なお、患者に直接投薬する目的で製品化されている薬剤入りチューブ及び薬剤入り使い捨て容器のように再使用できない薬剤の容器については、患者に容器代金を負担させることはできない。

(2) 保険薬局が患者に喘息治療剤の施用のため小型吸入器及び鼻腔・口腔内治療剤の施用のため噴霧・吸入用器具（散粉器）を交付した場合は、患者にその実費を負担させて差し支えないが、患者が当該吸入器を返還した場合は当該実費を返還する。

(3) 患者が保険薬局より薬剤の交付を受け、持ち帰りの途中又は自宅において薬品を紛失したため（天災地変その他やむを得ない場合を除く。）再交付された処方箋に基づいて、保険薬局が調剤した場合は、当該薬剤の費用は、患者の負担とする。

(4) 内服液剤を投与する際には常水（水道水、自然水）を使用するが、特に蒸留水を使用しなければならない理由があれば使用して差し支えない。

(5) 薬包紙、薬袋の費用は、別に徴収又は請求することはできない。

(6) 「注2」の多剤投与の場合の算定

ア 「注2」の算定は、特別調剤基本料A及び特別調剤基本料Bを算定する保険薬局に限り、1回の処方箋受付のうち、内服薬（内服液剤を含む。以下、（イ）及び（ホ）について同じ。）についてのみ対象とする。

この場合の「種類」については、次のように計算する。

(イ) 内服薬の種類に屯服薬は含めない。

(ロ) 錠剤、カプセル剤については、1銘柄ごとに1種類と計算する。

(ハ) 散剤、顆粒剤、液剤、浸煎薬及び湯薬については、1銘柄ごとに1種類と計算する。

(ニ) (ハ)の薬剤を混合して服薬できるよう調剤を行ったものについては、1種類とする。

(ホ) 複数の診療科を標榜する同一保険医療機関における異なる診療科の複数の保険医が発行する処方箋を同時に受け付けた場合は、内服薬の「種類」については、それぞれ

の処方箋の内服薬の「種類」を合計して計算する。

イ 「注2」の「所定点数」とは、1回の処方箋受付のうち、所定単位（内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く。以下同じ。）にあつては1剤1日分、湯薬にあつては内服薬に準じ1調剤ごとに1日分、内服用滴剤、浸煎薬にあつては1調剤分）ごとの内服薬の薬剤料（単位薬剤料に調剤数量を乗じて得た点数）をいう。

<特定保険医療材料料>

区分30 特定保険医療材料

（1） 保険薬局で交付できる特定保険医療材料とは、別表2に掲げるものとし、次に該当する器材については算定できない。

ア 別表3に掲げる薬剤の自己注射以外の目的で患者が使用する注射器

イ 在宅医療以外の目的で患者が使用する「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）の別表のⅠに規定されている特定保険医療材料

（2） 特定保険医療材料の定義については、「特定保険医療材料の定義について」（令和8年3月5日保医発0305第4号）を参照すること。

<その他>

区分40 調剤ベースアップ評価料

（1） 当該保険薬局において勤務する職員の賃金の改善を図る体制を評価するものであり、当該施設基準に適合するものとして地方厚生（支）局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合に、処方箋の受付1回につき、所定点数を算定する。

（2） 当該評価料により得られる収入は、当該算定項目の対象職員の基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分以外に用いることはできないことに留意すること。

（3） なお、詳細な施設基準については、特掲診療料施設基準通知を参照すること。

区分41 調剤物価対応料

保険薬局において処方箋を受け付けた場合に、3月に1回に限り、所定点数を算定する。

別表 1

(1) 服薬管理指導料等を算定する場合における他の薬学管理料の算定の可否

			服薬管理指導料 1イ・2イ	服薬管理指導料 1ロ・2ロ	服薬管理指導料 3	服薬管理指導料 4イ・4ニ	服薬管理指導料 4ロ・4ハ	在宅患者訪問薬剤管理指導料 1	在宅患者訪問薬剤管理指導料 2・3	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	在宅患者緊急時等共同指導料	訪問薬剤管理医師同時指導料
項目		算定回数										
調剤管理料等の加算	調剤時残薬調整加算	処方箋受付ごと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	薬学的有害事象等防止加算	処方箋受付ごと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
在宅患者訪問薬剤管理指導料の加算	特定薬剤管理指導加算 1	処方箋受付ごと	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
	特定薬剤管理指導加算 2	月 1 回まで	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
	特定薬剤管理指導加算 3	処方箋受付ごと	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
	吸入薬指導加算	6 月に 1 回まで	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
	かかりつけ薬剤師フォローアップ加算	3 月に 1 回まで	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	かかりつけ薬剤師訪問加算	6 月に 1 回まで	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	麻薬管理指導加算	処方箋受付ごと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	乳幼児服薬指導加算	処方箋受付ごと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	小児特定加算	処方箋受付ごと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	1 回ごと	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×
	在宅中心静脈栄養法加算	1 回ごと	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×
外来服薬支援料 1		月 1 回まで	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
外来服薬支援料 2		処方箋受付ごと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
服用薬剤調整支援料 1		月 1 回まで	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
服用薬剤調整支援料 2 ※ ¹		6 月に 1 回まで	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×
調剤後薬剤管理指導料 1		月 1 回まで	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
調剤後薬剤管理指導料 2		月 1 回まで	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
服薬情報等提供料 1		月 1 回まで	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
服薬情報等提供料 2		月 1 回まで	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
服薬情報等提供料 3		3 月に 1 回まで	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
経管投薬支援料		1 回まで	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
複数名薬剤管理指導訪問料 ※ ²		1 回ごと	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×

※¹ はかかりつけ薬剤師のみ算定可能

(2) 在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定する場合における他の薬学管理料の算定の可否

			在宅患者訪問薬剤管理指導料	在宅患者オンライン薬剤管理指導料※ ²	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料※ ²	在宅患者緊急時等共同指導料
項目		算定回数					
等の加算	調剤管理料	重複投薬・相互作用等防止加算	処方箋受付ごと	×	×	×	×
		調剤管理加算	処方箋受付ごと	○	○	○	○
		医療情報取得加算	1年に1回まで	○	○	○	○
指導料等の加算	在宅患者訪問薬剤管理料	麻薬管理指導加算	1回ごと	○	△	○	△
		在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	1回ごと	○	×	○	×
		乳幼児加算	1回ごと	○	△	○	△
		小児特定加算	1回ごと	○	△	○	△
		在宅中心静脈栄養法加算	1回ごと	○	×	○	×
外来服薬支援料1		月1回まで		×	×	×	×
外来服薬支援料2		処方箋受付ごと		○	○	○	○
服用薬剤調整支援料1		月1回まで		○	○	○	○
服用薬剤調整支援料2		3月に1回まで		○	○	○	○
調剤後薬剤管理指導料1		月1回まで		○	○	○	○
調剤後薬剤管理指導料2		月1回まで		○	○	○	○
服薬情報等提供料1		月1回まで		×	×	×	×
服薬情報等提供料2		月1回まで※ ¹		×	×	×	×
服薬情報等提供料3		3月に1回まで		×	×	×	×
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料		処方箋受付ごと		○	○	○	○
経管投薬支援料		1回まで		○	○	○	○

※¹ 患者又はその家族等への情報提供の場合を除く。

※² は単一建物診療患者1名のみ算定可能

別表 2

- インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サルリマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤及びパロペグテリパラチド製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。）
- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表のⅠに規定されている特定保険医療材料

別表 3

インスリン製剤
ヒト成長ホルモン剤
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤
性腺刺激ホルモン製剤
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体
ソマトスタチンアナログ
顆粒球コロニー形成刺激因子製剤
インターフェロンアルファ製剤
インターフェロンベータ製剤
ブプレノルフィン製剤
抗悪性腫瘍剤
グルカゴン製剤
グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト
ヒトソマトメジンC製剤
エタネルセプト製剤
ペグビソマント製剤
スマトリブタン製剤
グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤
アダリムマブ製剤
テリバラチド製剤
アドレナリン製剤
ヘパリンカルシウム製剤
アポモルヒネ塩酸塩製剤
セルトリズマブペゴル製剤
トシリズマブ製剤
メトレプレチン製剤
アバタセプト製剤
pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤
アスホターゼ アルファ製剤
グラチラマー酢酸塩製剤
セクキヌマブ製剤

エボロクマブ製剤
プロダルマブ製剤
アリロクマブ製剤
ベリムマブ製剤
イキセキズマブ製剤
ゴリムマブ製剤
エミシズマブ製剤
イカチバント製剤
サリルマブ製剤
デュピルマブ製剤
インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤
ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤
遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤
ブロスマブ製剤
メポリズマブ製剤
オマリズマブ製剤
テデュグルチド製剤
サトラリズマブ製剤
ガルカネズマブ製剤
オフアツムマブ製剤
ボソリチド製剤
エレヌマブ製剤
アパロパラチド酢酸塩製剤
カブラシズマブ製剤
乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤
フレマネズマブ製剤
メトトレキサート製剤
チルゼパチド製剤
ビメキズマブ製剤
ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤
ペグバリアーゼ製剤
ラナデルマブ製剤
ネモリズマブ製剤
ペグセタコプラン製剤
ジルコプランナトリウム製剤
コンシズマブ製剤
テゼペルマブ製剤
オゾラリズマブ製剤
トラロキヌマブ製剤

エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤
ベドリズマブ製剤
ミリキズマブ製剤
乾燥濃縮人プロテインC製剤
メコバラミン製剤
ベンラリズマブ製剤
マルスタシマブ製剤
ロザノリキシズマブ製剤
レブリキズマブ製剤
クロバリマブ製剤
パロペグテリパラチド製剤

(別紙様式 1 - 1)

患者の服薬状況等に係る情報提供書

情報提供先保険医療機関名

担当医

科

殿

令和 年 月 日

情報提供元保険薬局の所在地及び名称

電 話

(F A X)

保険薬剤師氏名

印

患者氏名

性別 (男・女) 生年月日 年 月 日生 (歳)

住所

電話番号

以下のとおり、情報提供いたします。

情報提供の概要：

1 処方薬の情報

薬剤名等：

2 併用薬剤等 (要指導・一般用医薬品、医薬部外品、いわゆる健康食品を含む。) の情報

薬剤名等：

3 処方薬剤の服用状況 (アドヒアランス及び残薬等) 及びそれに対する指導に関する情報

4 患者、家族又は介護者からの情報 (副作用のおそれがある症状及び薬剤服用に係る意向等)

5 薬剤に関する提案

6 その他

[記載上の注意]

- 1 必要がある場合には、続紙に記載して添付すること。
- 2 わかりやすく記入すること。
- 3 必要な場合には、手帳又は処方箋等の写しを添付すること。

入院前の患者の服薬状況等に係る情報提供書

[illegible]

(別添様式2)

服用薬剤調整支援料 2 に係る情報提供書

情報提供先保険医療機関名：

科

殿

令和 年 月 日

情報提供元保険薬局の所在地及び名称

電話

(F A X)

保陰藥劑師氏名

印

患者氏名
性別（男・女） 生年月日 年 月 日生（ 歳）
住所
電話番号

以下の薬剤について、ご検討のほど宜しくお願い致します。

対 象 薬 剤 ；

ご 相 談 内 容 ； （ 事 前 電 話 相 談 の 有 無 ； 有 ・ 無 ）

1 受診中の他の保険医療機関、診療科等に関する情報

番号	保険医療機関名	診療科	疾患名 等
1			
2			
3			

2 現在服用中の薬剤の一覧 ※必要に応じて手帳等の写しを添付

[illegible]

服用薬剤総合評価シート

1 患者情報					
年齢	性別	身長・体重・ (体表面積)	投与量設計等薬物治療に係る臓器 機能障害（腎機能障害の有無等）	介護度	服薬管理者
理解度（病識・服薬アドヒアランス・服薬コンプライアンス等）					
調剤上の留意点（一包化・粉碎等）					
服用上の留意点（簡易懸濁、服薬ゼリー等）					
疾患名（主病名／併存疾患）					
薬物治療上の留意点（アレルギー歴／副作用歴／サプリメント・OTC等）					
薬物治療に関連する検査値・バイタルデータ（必要に応じて経時的記録） ※保険医療機関で発行されている検査値一覧の写しを添付可（特に必要な項目がわかるように整理すること）					
患者総合評価その他特記事項（患者ナラティブデータ、患者インタビュー等を含む） ※収集した情報のローデータ等を添付 ① 患者インタビュー日時： ② 患者の主訴： ③ 患者の希望： ④ 非薬物療法の状況（栄養、運動等）： ⑤ 総合評価その他：					
2 薬物治療の薬学的評価					
① 処方された薬剤に対する薬学的評価； ② 服薬に対する薬学的評価； ③ 服用効果（治療ゴールとの比較）に対する薬学的評価； ④ 薬物有害事象； ⑤ 減薬・薬剤調整の提案内容；					
その他必要な指導／医師との連携として実施した内容（上記提案内容を除く）					
3 フォローアップ					
① 上記提案後の患者インタビューの概要；					

② 患者インタビューを踏まえた効果判定；

③ 効果判定が良くなかった場合の改善策；

4 患者への伝達内容

[記載上の注意]

- 1 保険医療機関に対し、本様式を送付すること。ただし、「服用薬剤総合評価シート」については、この限りでない。
- 2 「服用薬剤総合評価シート」については、保険医療機関の求めに応じて当該保険医療機関に送付すること。
- 3 本様式の作成後、薬剤服用歴に添付して保管すること。

在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る届出書

□には、適合する場合「✓」を記入すること

在宅患者訪問薬剤管理指導を実施します。	☐
休日及び夜間を含む開局時間外であっても調剤及び訪問薬剤管理指導に対応できるよう、保険薬局の保険薬剤師と連絡がとれる連絡先電話番号及び緊急時の注意事項等について、事前に患者又はその家族等に対して説明の上、文書により交付します。	☐

讓渡日：

確認書類：運転免許証・社員証・その他（ ）

確認書類：運転免許証・社員証・その他（ ）

[illegible]

別紙様式4-2

医薬品供給不安等に伴う患者紹介に係る案内書

(1)

令和 年 月 日

紹介元保険薬局の所在地及び名称

電 話

(FAX)

保険薬剤師氏名

署名 (又は記名押印)

患者名： 様

在庫がない医薬品名： (	)
処方元保険医療機関名： (	)
紹介元保険薬局の名称： (	)

処方箋期限の間に上記の紹介元保険薬局まで調剤を受けに行ってください。

以下の(2)を切り離さずに紹介元保険薬局にお渡しください。

(2)

(紹介先保険薬局の名称) 殿

電話相談日時： 年 月 日 時ころ	
相談対応者氏名： 殿	
在庫確認医薬品名：	
自薬局で調剤ができない理由： (	)

紹介先保険薬局ではこの案内書を5年間保管すること。

〔お願い〕

紹介元保険薬局が、患者又はその家族等に、処方箋有効期限内に紹介先保険薬局に行くよう案内するとともに、紹介先保険薬局へ提示するよう説明した上で配布してください。

保 医 発 0305 第 7 号
令 和 8 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長

（公 印 省 略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官

（公 印 省 略）

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

標記については、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和8年厚生労働省告示第69号）の告示に伴い、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和8年厚生労働省告示第70号）が告示され、令和8年6月1日より適用されることとなったところであるが、保険医療機関からの届出を受理する際には、下記の事項に留意の上、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

なお、従前の「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第5号）は、令和8年5月31日限り廃止する。

記

第1 基本診療料の施設基準等

基本診療料の施設基準等については、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」による改正後の「基本診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第62号）に定めるものの他、下記のとおりとし、下記の施設基準等を歯科診療について適用する場合にあっては、必要に応じて、当該基準等中「医師」とあるのは、「歯科医師」と読み替えて適用するものとする。

- 1 初・再診料の施設基準等は別添1のとおりとすること。
- 2 入院基本料等の施設基準等は別添2のとおりとすること。
- 3 入院基本料等加算の施設基準等は別添3のとおりとすること。
- 4 特定入院料の施設基準等は別添4のとおりとすること。

- (市町村を実施主体とする1歳6か月、3歳児等の乳幼児の健康診査)を実施していること。
- エ 予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項に規定する予防接種(定期予防接種)を実施していること。
- オ 幼稚園の園医、保育所の嘱託医又は小学校、中学校若しくは高等学校の学校医に就任していること。
- カ 「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日付老計発1018001号・老振発1018001号・老老発1018001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知)に規定する地域ケア会議に出席していること。
- キ 通いの場や講演会等の市町村が行う一般介護予防事業に協力していること。
- (4) 地域におけるかかりつけ医機能として、必要に応じ、以下のアからオの対応を行っていること。また、当該対応を行っていることについて当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。
- ア 患者が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行うこと。
- イ 専門医師又は専門医療機関への紹介を行うこと。
- ウ 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じること。
- エ 保健・福祉サービスに関する相談に応じること。
- オ 診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行うこと。
- また、医療機能情報提供制度を利用してかかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関を検索できることを、当該医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- (5) (4)に基づき掲示している内容を記載した文書を当該保険医療機関内の見やすい場所に置き、患者が持ち帰ることができるようにすること。また、患者の求めがあった場合には、当該文書を交付すること。
- (6) 「医療機関(災害拠点病院以外)における災害対応のためのBCP作成の手引き」等を参考に、医療機関の実情に応じて、災害等の発生時において、当該保険医療機関において患者に対する医療の提供を継続的に実施することを目指すこと、非常時の体制で早期の業務再開を図ること及び患者と職員の安全を確保すること等を目的とした計画(以下この項において「業務継続計画」という。)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。
- (7) 健康保険法第68条の2第1項の規定により3年以内の期限が付された同法第63条第3項第1号の指定を受けた診療所以外の保険医療機関であること。

2 届出に関する事項

- (1) 機能強化加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式1の3を用いること。
- (2) 令和8年3月31日において現に機能強化加算の届出を行っている保険医療機関については、令和9年5月31日までの間に限り、1の(6)に該当するものとみなす。

第1の4 外来感染対策向上加算

- 1 外来感染対策向上加算に関する施設基準
- 次のいずれにも該当すること。

- (1) 診療所であること。
- (2) 感染防止に係る部門「以下「感染防止対策部門」という。」を設置していること。ただし、別添3の第20の1の(1)イに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理部門をもって感染防止対策部門としても差し支えない。
- (3) 感染防止対策部門内に、専任の医師、看護師又は薬剤師その他の医療有資格者が院内感染管理者として配置されており、感染防止に係る日常業務を行うこと。なお、当該職員は別添3の第20の1の(1)アに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理者とは兼任できないが、医科点数表第1章第2部通則7に規定する院内感染防止対策に掲げる業務は行うことができる。
- (4) 感染防止対策の業務指針及び院内感染管理者の具体的な業務内容が整備されていること。
- (5) (3)の院内感染管理者により、最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだ手順書（マニュアル）を作成し、各部署に配布していること。
- (6) (3)の院内感染管理者により、職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っていること。なお、当該研修は別添2の第1の3の(5)に規定する安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行うこと。
- (7) (3)の院内感染管理者は、少なくとも年2回程度、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加していること。なお、感染対策向上加算1に係る届出を行った複数の医療機関と連携する場合は、当該複数の医療機関が開催するカンファレンスに、それぞれ少なくとも年1回参加し、合わせて年2回以上参加していること。また、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が主催する、新興感染症の発生等を想定した訓練については、少なくとも年1回以上参加していること。
- (8) (7)に規定するカンファレンスは、ビデオ通話が可能な機器を用いて実施しても差し支えない。
- (9) 院内の抗菌薬の適正使用について、連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会から助言を受けること。また、細菌学的検査を外部委託している場合は、薬剤感受性検査に関する詳細な契約内容を確認し、検査体制を整えておくなど、「中小病院における薬剤耐性菌アウトブレイク対応ガイダンス」に沿った対応を行っていること。
- (10) (3)の院内感染管理者により、1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行うこと。
- (11) 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策に関する取組事項を掲示していること。
- (12) 当該保険医療機関の外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行う旨を公表し、受入れを行うために必要な感染防止対策として、空間的・時間的分離により発熱患者等の動線を分ける等の対応を行う体制を有していること。
- (13) 感染症法第38条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関（同法第36条の2第1項の規定による通知（同項第2号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に

基づく措置を講ずる医療機関に限る。) であること。

- (14) 新興感染症の発生時等に、発熱患者等の診療を実施することを念頭に、発熱患者等の動線を分けることができる体制を有すること。
- (15) 厚生労働省健康局結核感染症課「抗微生物薬適正使用の手引き」を参考に、抗菌薬の適正な使用の推進に資する取組を行っていること。
- (16) 新興感染症の発生時や院内アウトブレイクの発生時等の有事の際の対応を想定した地域連携に係る体制について、連携する感染対策向上加算 1 に係る届出を行った他の保険医療機関等とあらかじめ協議されていること。
- (17) 感染症から回復した患者の罹患後症状が持続している場合に、当該患者の診療について必要に応じて精密検査が可能な体制又は専門医への紹介が可能な連携体制を有していることが望ましい。
- (18) 「A 2 3 4 - 2」に掲げる感染対策向上加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。

2 届出に関する事項

外来感染対策向上加算に係る届出は、別添 7 の様式 1 の 4 を用いること。なお、当該加算の届出については実績を要しない。

第 1 の 5 連携強化加算

1 連携強化加算に関する施設基準

次のいずれにも該当すること。

- (1) 外来感染対策向上加算に係る届出を行っていること。
- (2) 当該保険医療機関が連携する感染対策向上加算 1 に係る届出を行った他の保険医療機関に対し、過去 1 年間に 4 回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っていること。

2 届出に関する事項

連携強化加算に係る届出は、別添 7 の様式 1 の 5 を用いること。

第 1 の 6 サーベイランス強化加算

1 サーベイランス強化加算に関する施設基準

- (1) 外来感染対策向上加算に係る届出を行っていること。
- (2) 院内感染対策サーベイランス (J A N I S)、感染対策連携共通プラットフォーム (J - S I P H E) 等、地域や全国~~の~~サーベイランスに参加していること。

2 届出に関する事項

サーベイランス強化加算に係る届出は、別添 7 の様式 1 の 5 を用いること。

第 1 の 7 抗菌薬適正使用体制加算

1 抗菌薬適正使用体制加算に関する施設基準

- (1) 外来感染対策向上加算に係る届出を行っていること。
- (2) 抗菌薬の使用状況のモニタリングが可能なサーベイランスに参加していること。
- (3) 直近 6 か月における使用する抗菌薬のうち、Access 抗菌薬に分類されるものの使用比率が

入院基本料等の施設基準等

第 1 入院基本料（特別入院基本料、月平均夜勤時間超過減算、夜勤時間特別入院基本料及び重症患者割合特別入院基本料（以下「特別入院基本料等」という。）及び特定入院基本料を含む。）及び特定入院料に係る入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化及び継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化及び継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準は、「基本診療料の施設基準等」の他、次のとおりとする。

1 入院診療計画の基準

- (1) 当該保険医療機関において、入院診療計画が策定され、説明が行われていること。
- (2) 入院の際に、医師、看護師、その他必要に応じ関係職種が共同して総合的な診療計画を策定し、患者に対し、別添 6 の別紙 2 又は別紙 2 の 3 を参考として、文書により病名、症状、治療計画、検査内容及び日程、手術内容及び日程、推定される入院期間等について、入院後 7 日以内に説明を行うこと。ただし、高齢者医療確保法の規定による療養の給付を提供する場合の療養病棟における入院診療計画については、別添 6 の別紙 2 の 2 を参考にすること。
なお、当該様式にかかわらず、入院中から退院後の生活がイメージできるような内容であり、年月日、経過、達成目標、日ごとの治療、処置、検査、活動・安静度、リハビリ、食事、清潔、排泄、特別な栄養管理の必要性の有無、教育・指導（栄養・服薬）・説明、退院後の治療計画、退院後の療養上の留意点が電子カルテなどに組み込まれ、これらを活用し、患者に対し、文書により説明が行われている場合には、各保険医療機関が使用している様式で差し支えない。
- (3) 入院診療計画について、入院前に外来で文書を提供し、説明した場合も、入院後 7 日以内に行ったものと同様の取扱いとする。また、入院期間が 2 日以内であると見込まれる場合又は 3 日以上入院が見込まれていたものの入院期間が 2 日以内となった場合であって、診療や退院後の治療や生活に支障がないと認められる患者に対して入院診療に関する必要な説明を行った場合は、総合的な入院診療計画の策定並びに患者への文書を用いた説明及び交付は行わなくても差し支えない。この場合は、診療録に入院期間（見込みを含む。）、患者への入院診療に関する説明の内容及び説明を行った日時等を記載すること。
- (4) 入院時に治療上の必要性から患者に対し、病名について情報提供し難い場合にあつては、可能な範囲において情報提供を行い、その旨を診療録に記載すること。
- (5) 医師の病名等の説明に対して理解できないと認められる患者（例えば小児、意識障害患者）については、その家族等に対して行ってもよい。
- (6) 説明に用いた文書は、患者（説明に対して理解できないと認められる患者についてはその家族等）に交付するとともに、その写しを診療録に添付するとともに、説明日及び説明者を診療録に記載すること。なお、医師や患者等の署名は不要であるが、医師の署名がある場合は、説明日及び説明者を診療録に記載する必要はない。
- (7) 入院期間が通算される再入院の場合であっても、患者の病態により当初作成した入院診療

計画書に変更等が必要な場合には、新たな入院診療計画書を作成し、説明を行う必要があること。

2 院内感染防止対策の基準

- (1) 当該保険医療機関において、院内感染防止対策が行われていること。
- (2) 当該保険医療機関において、院内感染防止対策委員会が設置され、当該委員会が月 1 回程度、定期的に開催されていること。なお、当該委員会を対面によらない方法で開催しても差し支えない。
- (3) 院内感染防止対策委員会は、病院長又は診療所長、看護部長、薬剤部門の責任者、検査部門の責任者、事務部門の責任者、感染症対策に関し相当の経験を有する医師等の職員から構成されていること。なお、診療所においては各部門の責任者を兼務した者で差し支えない。
- (4) 当該保険医療機関内において（病院である保険医療機関においては、当該病院にある検査部において）、各病棟（有床診療所においては、当該有床診療所の有する全ての病床。以下この項において同じ。）の微生物学的検査に係る状況等を記した「感染情報レポート」が週 1 回程度作成されており、当該レポートが院内感染防止対策委員会において十分に活用される体制がとられていること。当該レポートは、入院中の患者からの各種細菌の検出状況や薬剤感受性成績のパターン等が病院又は有床診療所の疫学情報として把握、活用されることを目的として作成されるものであり、各病棟からの拭き取り等による各種細菌の検出状況を記すものではない。
- (5) 院内感染防止対策として、職員等に対し流水による手洗いの励行を徹底させるとともに、各病室に水道又は速乾式手洗い液等の消毒液が設置されていること。ただし、精神病棟、小児病棟等においては、患者の特性から病室に前項の消毒液を設置することが適切でないと判断される場合に限り、携帯用の速乾式消毒液等を用いても差し支えないものとする。

3 医療安全管理体制の基準

- (1) 当該保険医療機関において、医療安全管理体制が整備されていること。
- (2) 安全管理のための指針が整備されていること。
安全管理に関する基本的な考え方、医療事故発生時の対応方法等が文書化されていること。
- (3) 安全管理のための医療事故等の院内報告制度が整備されていること。
院内で発生した医療事故、インシデント等が報告され、その分析を通じた改善策が実施される体制が整備されていること。
- (4) 安全管理のための委員会が開催されていること。
安全管理の責任者等で構成される委員会が月 1 回程度開催されていること。なお、安全管理の責任者が必ずしも対面でなくてよいと判断した場合においては、当該委員会を対面によらない方法で開催しても差し支えない。
- (5) 安全管理の体制確保のための職員研修が開催されていること。
安全管理のための基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的とするものであり、研修計画に基づき、年 2 回程度実施されていること。

4 褥瘡対策の基準

- (1) 当該保険医療機関において、褥瘡対策が行われていること。
- (2) 当該保険医療機関において、褥瘡対策に係る専任の医師及び褥瘡看護に関する臨床経験を有する専任の看護職員から構成される褥瘡対策チームが設置されていること。

- (3) 当該保険医療機関における日常生活の自立度が低い入院患者につき、別添6の別紙3及び別紙13を参考として褥瘡に関する危険因子の評価を行うこと。また、褥瘡に関する危険因子のある患者及び既に褥瘡を有する患者については、(2)に掲げる専任の医師及び専任の看護職員が適切な褥瘡対策の診療計画の作成、実施及び評価を行うこと。ただし、当該医師及び当該看護職員が作成した診療計画に基づくものであれば、褥瘡対策の実施は、当該医師又は当該看護職員以外であっても差し支えない。また、様式については褥瘡に関する危険因子の評価と診療計画が別添6の別紙3のように1つの様式ではなく、それぞれ独立した様式となっていて構わない。
- (4) 褥瘡対策の診療計画における薬学的管理に関する事項及び栄養管理に関する事項については、当該患者の状態に応じて記載すること。必要に応じて、薬剤師又は管理栄養士と連携して、当該事項を記載すること。なお、診療所において、薬学的管理及び栄養管理を実施している場合について、当該事項を記載しておくことが望ましい。
- (5) 栄養管理に関する事項については、栄養管理計画書をもって記載を省略することができること。ただし、この場合は、当該栄養管理計画書において、体重減少、浮腫の有無等の別添6の別紙3に示す褥瘡対策に必要な事項を記載していること。
- (6) 褥瘡対策チームの構成メンバー等による褥瘡対策に係る委員会が定期的に開催されていることが望ましい。
- (7) 患者の状態に応じて、褥瘡対策に必要な体圧分散式マットレス等を適切に選択し使用する体制が整えられていること。

5 栄養管理体制の基準

- (1) 当該病院である保険医療機関（特別入院基本料等を算定する病棟のみを有するものを除く。）内に、常勤の管理栄養士が1名以上配置されていること。
- (2) 管理栄養士をはじめとして、医師、看護師、その他医療従事者が共同して栄養管理を行う体制を整備し、あらかじめ栄養管理手順（標準的な栄養スクリーニングを含む栄養状態の評価、栄養管理計画、退院時を含む定期的な評価等）を作成すること。
- (3) 入院時に患者の栄養状態を医師、看護職員、管理栄養士が共同して確認し、特別な栄養管理の必要性の有無について入院診療計画書に記載していること。
- (4) (3)において、特別な栄養管理が必要と医学的に判断される患者について、栄養状態の評価を行い、医師、管理栄養士、看護師その他の医療従事者が共同して、当該患者ごとの栄養状態、摂食機能及び食形態を考慮した栄養管理計画（別添6の別紙23又はこれに準じた様式とする。）を作成していること。なお、救急患者や休日に入院した患者など、入院日に策定できない場合の栄養管理計画は、入院後7日以内に策定することとする。
- (5) 栄養管理計画には、栄養補給に関する事項（栄養補給量、補給方法、特別食の有無等）、栄養食事相談に関する事項（入院時栄養食事指導、退院時の指導の計画等）、その他栄養管理上の課題に関する事項、栄養状態の評価の間隔等を記載すること。また、当該計画書又はその写しを診療録等に添付すること。
- (6) 当該患者について、栄養管理計画に基づいた栄養管理を行うとともに、当該患者の栄養状態を定期的に評価し、必要に応じて栄養管理計画を見直していること。
- (7) 特別入院基本料等を算定する場合は、(1)から(6)までの体制を満たしていることが望ましい。

- (8) (1)に規定する管理栄養士は、1か月以内の欠勤については、欠勤期間中も(1)に規定する管理栄養士に算入することができる。なお、管理栄養士が欠勤している間も栄養管理のための適切な体制を確保していること。
- (9) 当該保険医療機関（診療所を除く。）において、管理栄養士の離職又は長期欠勤のため、(1)に係る基準が満たせなくなった場合、地方厚生（支）局長に届け出た場合に限り、当該届出を行った日の属する月を含む3か月間に限り、従前の入院基本料等を算定できる。

6 意思決定支援の基準

当該保険医療機関において、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めていること。ただし、小児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料、小児入院医療管理料又は児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病棟のみを有する保険医療機関についてはこの限りでない。

7 身体的拘束最小化の基準

- (1) 身体的拘束最小化の体制に関する基準は(3)から(6)まで、身体的拘束最小化の実績等に関する基準は(7)及び(8)をいうものであること。
- (2) 身体的拘束とは、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの器具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいうこと。
- (3) 患者の尊厳の保持及び療養環境の質の確保の観点から、当該保険医療機関において、患者又は他の患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこと。また、こうした組織風土の醸成に努めること。
- (4) (2)の身体的拘束を行う場合には、その態様及び実施時間（開始時間及び終了時間）、その際の患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
- (5) 当該保険医療機関において、身体的拘束最小化対策に係る専任の医師及び専任の看護職員から構成される身体的拘束最小化チームが設置されていること。なお、必要に応じて、薬剤師等、入院医療に携わる多職種が参加していることが望ましい。
- (6) 身体的拘束最小化チームでは、以下の業務を実施すること。
- ア 身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底すること。
 - イ 身体的拘束を最小化するための指針を作成し、職員に周知し活用すること。なお、アを踏まえ、定期的に当該指針の見直しを行うこと。また、当該指針には、鎮静を目的とした薬物の適正使用や(2)に規定する身体的拘束以外の患者の行動を制限する行為の最小化に係る内容を盛り込むこと。
 - ウ 入院患者に係わる職員を対象として、身体的拘束の最小化に関する研修を定期的に行うこと。当該研修には、身体的拘束の代替手段に関する内容のほか、患者の尊厳の保持の重要性に関する内容を含むことが望ましい。
- (7) 以下のいずれかを満たすこと。
- ア 身体的拘束の実施割合が集計されており、当該保険医療機関内で1割5分以下であること。
 - イ 身体的拘束の原則廃止に向けて、(イ)から(ハ)までの全ての取組を継続して行っていること。
 - (イ) 身体的拘束最小化チームにおいて、身体的拘束の実施状況を踏まえ、身体的拘束の

最小化に向けた具体的な取組を検討するための委員会を3か月に1回以上開催していること。

(ロ) 身体的拘束が行われている病棟に対し、次の取組のいずれかが行われていること。

① 身体的拘束最小化チームによる病棟の巡回が定期的に行われ、病棟の職員とともに身体的拘束が行われている患者の解除や代替策の導入に向けた具体的な検討が積極的に行われていること。

② 身体的拘束が行われている患者が生じる都度、病棟の複数の職員により身体的拘束の解除や代替策の導入に向けた具体的な検討が積極的に行われていること。

(ハ) 当該保険医療機関内で、入院患者に関わる職員を対象として、患者の尊厳の保持の重要性及び身体的拘束の最小化に向けた具体的な方策や好事例の紹介を含む内容の研修が年に2回以上実施されていること。

(8) (7) のアに規定する身体的拘束の実施割合は、直近3か月における当該保険医療機関で入院料（「A300」救命救急入院料、「A301」特定集中治療室管理料、「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料、「A301-3」脳卒中ケアユニット入院医療管理料、「A301-4」小児特定集中治療室管理料、「A302」新生児特定集中治療室管理料、「A302-2」新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料、「A303」総合周産期特定集中治療室管理料、「A303-2」新生児治療回復室入院医療管理料を除く。また、精神病床に入院する全ての患者の身体的拘束を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づいて取り扱う場合には精神病床を除く。）を算定した日数のうち、身体的拘束を実施した日数を、当該入院料を算定した日数で除して得た割合をいう。ただし、実施した身体的拘束が以下のアからウまでのいずれかに該当する場合は、身体的拘束を実施した日数に含めない。なお、アからウまでに該当する場合であっても、常に身体的拘束の解除や代替策の導入について検討し、身体的拘束の最小化に努めること。

ア 衣服に触れるものの、患者の動作により容易に外れ、患者の自発的な運動を制限することはない状況で用いられる、見守りや職員を呼ぶためのセンサー等のみを使用している場合

イ 処置時や移動時に、患者本人又はその家族の同意を得た上で、安全確保のために短時間固定ベルト等を使用する場合であって、使用している間、常に職員が介助等のために当該患者の側に付き添っており、処置や移動の終了時に確実に解除している場合

ウ 患者が訓練のために自由に車椅子を操作することのできる状態であって、患者本人又はその家族の同意を得た上で、車椅子操作による訓練の時間中のみ安全確保のために固定ベルトを使用する場合（車椅子の前にオーバーテーブルを設置する、車椅子をロックする等の方法により、患者本人の活動を制限している場合は該当しない。）

(9) (3)から(6)まで及び(7)のイの規定に関わらず、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられている医療機関における精神病床を含む。）における身体的拘束の取扱いについては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による。精神病床に入院する全ての患者の身体的拘束を当該法律の規定に基づいて取り扱う場合は、当該病床について(3)から(6)まで及び(7)のイの規定を満たすものとみなす。

(10) 令和8年3月31日において現に入院基本料又は特定入院料に係る届出を行っている病棟又

は病床については、令和9年5月31日までの間に限り、(6)のイ及び(7)の基準を満たしているものとする。

8 医科点数表第1章第2部通則第8号及び歯科点数表第1章第2部入院料等通則第7号に規定する基準

当該保険医療機関内に、非常勤の管理栄養士又は常勤の栄養士が1名以上配置されていること。

9 医科点数表第1章第2部通則第11号及び歯科点数表第1章第2部入院料等通則第9号に規定する基準

(1) 令和8年3月31日時点で入院ベースアップ評価料を届け出ている保険医療機関

(2) ① 令和8年度の対象職員（医師及び歯科医師を除く。）の、新規に入院ベースアップ評価料の算定を開始する月時点の基本給等を合計し、当該対象職員を令和6年3月時点の給与体系に当てはめた場合と比較した場合に、5分5厘（看護補助者、事務職員については、8分）に相当する水準以上のペア等を行った保険医療機関又は令和9年度の対象職員（医師・歯科医師を除く。）の、新規に入院ベースアップ評価料の算定を開始する月時点の基本給等を合計し、当該対象職員を令和6年3月時点の給与体系に当てはめた場合と比較した場合に、8分7厘（看護補助者、事務職員については、1割3分7厘）に相当する水準以上のペア等を行った保険医療機関

② 令和8年3月31日時点で外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）を届け出ている有床診療所である保険医療機関

③ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届け出ている保険医療機関であって、令和8年度の対象職員（医師及び歯科医師を除く。）の基本給等を合計し、当該対象職員を令和6年3月時点の給与体系に当てはめた場合と比較した場合に、2分3厘に相当する水準以上のペア等を行った有床診療所である保険医療機関

(3) 令和8年6月1日以降に、新規開設した保険医療機関

第1の2 歯科点数表第1章基本診療料第2部入院料等通則第6号ただし書に規定する入院基本料（特別入院基本料等を含む。）及び特定入院料に係る入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準は、「基本診療料の施設基準等」の他、次のとおりとする。

1 第1の1から4までのいずれにも該当するものであること。

2 栄養管理体制の基準

(1) 当該保険医療機関内（診療所を除く。）に、栄養管理を担当する管理栄養士が1名以上配置されていること。

(2) 管理栄養士をはじめとして、歯科医師、看護職員、その他医療従事者が共同して栄養管理を行う体制を整備し、あらかじめ栄養管理手順（標準的な栄養スクリーニングを含む栄養状態の評価、栄養管理計画、退院時を含む定期的な評価等）を作成すること。

(3) 入院時に患者の栄養状態を歯科医師、看護師、管理栄養士が共同して確認し、特別な栄養管理の必要性の有無について入院診療計画書に記載していること。

(4) (3)において、特別な栄養管理が必要と医学的に判断される患者について、栄養状態の評価を行い、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の医療従事者が共同して、当該患者ごとの栄養状態、摂食機能及び食形態を考慮した栄養管理計画（別添6の別紙23又はこれに準じた

密封小線源による治療を行う治療を行う十分な設備を有しているものとして、以下のいずれも満たしていること。

- (1) 医療法施行規則第 30 条の 12 に規定する放射線治療病室又は特別措置病室であること。なお、当該病室の画壁等の外側における実効線量が 1 週間につき 1 ミリシーベルト以下になるように画壁等その他必要な遮蔽物を設けること。ただし、当該病室の画壁等の外側が、人が通行又は滞在することのない場所である場合は、この限りでない。
- (2) 当該病室が放射線治療病室又は特別措置病室である旨を掲示していること。

3 届出に関する事項

- (1) 放射線治療病室管理加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 26 の 3 を用いること。
- (2) 当該病室の平面図を添付すること。

第 13 重症皮膚潰瘍管理加算

1 重症皮膚潰瘍管理加算に関する施設基準

- (1) 個々の患者に対する看護計画の策定、患者の状態の継続的評価、適切な医療機器の使用、褥瘡等の皮膚潰瘍の早期発見及び重症化の防止にふさわしい体制にあること。
- (2) その他褥瘡等の皮膚潰瘍の予防及び治療に関して必要な処置を行うにふさわしい体制にあること。

2 届出に関する事項

重症皮膚潰瘍管理加算の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 14 緩和ケア診療加算

1 緩和ケア診療加算に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、以下の 4 名から構成される緩和ケアに係るチーム（以下「緩和ケアチーム」という。）が設置されていること。

ア 身体症状の緩和を担当する専任の常勤医師

イ 精神症状の緩和を担当する専任の常勤医師

ウ 緩和ケアの経験を有する専任の常勤看護師

エ 緩和ケアの経験を有する専任の薬剤師

なお、アからエまでのうちいずれか 1 人は専従であること。ただし、緩和ケアチームが診察する患者数が 1 日に 15 人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。

また、緩和ケア診療加算の注 2 に規定する点数を算定する場合には、以下の 4 名から構成される緩和ケアチームにより、緩和ケアに係る専門的な診療が行われていること。

オ 身体症状の緩和を担当する常勤医師

カ 精神症状の緩和を担当する医師

キ 緩和ケアの経験を有する看護師

ク 緩和ケアの経験を有する薬剤師

- (2) 緩和ケアチームの構成員は、小児緩和ケア診療加算に係る小児緩和ケアチームの構成員及び外来緩和ケア管理料に係る緩和ケアチームの構成員と兼任であって差し支えない。

また、緩和ケアの特性に鑑みて、専従の医師にあっても、緩和ケア診療加算を算定すべき

診療、小児緩和ケア診療加算を算定すべき診療及び外来緩和ケア管理料を算定すべき診療に影響のない範囲において、専門的な緩和ケアに関する外来診療を行って差し支えない（ただし、専門的な緩和ケアに関する外来診療に携わる時間は、所定労働時間の2分の1以下であること。）。

- (3) (1)の緩和ケアチームの専従の職員について、次に掲げる介護保険施設等又は指定障害者支援施設等（以下単に「介護保険施設等又は指定障害者支援施設等」という。）からの求めに応じ、当該介護保険施設等又は指定障害者支援施設等において緩和ケアの専門性に基づく助言を行う場合には、緩和ケアチームの業務について専従とみなすことができる。ただし、介護保険施設等又は指定障害者支援施設等に赴いて行う助言に携わる時間は、原則として月16時間以下であること。

ア 指定介護老人福祉施設

イ 指定地域密着型介護老人福祉施設

ウ 介護老人保健施設

エ 介護医療院

オ 指定特定施設入居者生活介護事業所

カ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

キ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所

ク 指定認知症対応型共同生活介護事業所

ケ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

コ 指定障害者支援施設

サ 指定共同生活援助事業所

シ 指定福祉型障害児入所施設

- (4) (1)のア又はオに掲げる医師は、悪性腫瘍の患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する者であること。なお、末期心不全、末期呼吸器疾患又は末期腎不全の患者を対象とする場合には、末期心不全、末期呼吸器疾患又は末期腎不全の患者をそれぞれ対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する者であっても差し支えない。また、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する医師に限る（末期心不全、末期呼吸器疾患又は末期腎不全の患者を対象とする場合には、末期心不全、末期呼吸器疾患又は末期腎不全の患者をそれぞれ対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する者であっても差し支えない。）。）を2名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該2名の非常勤医師が緩和ケアチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

- (5) (1)のイ又はカに掲げる医師は、3年以上がん専門病院又は一般病院での精神医療に従事した経験を有する者であること。なお、イに掲げる常勤医師については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（3年以上がん専門病院又は一般病院での精神医療に従事した経験を有する医師に限る。）を2名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師

が配置されている場合には、当該2名の非常勤医師が緩和ケアチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

- (6) (1)のア、イ、オ及びカに掲げる医師のうち、悪性腫瘍の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、以下のア又はイのいずれかの研修を修了している者であること。また、末期心不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、アからウまでのいずれかの研修を修了している者であること。さらに、末期呼吸器疾患又は末期腎不全の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、アの研修を修了している者であること。なお、後天性免疫不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には下記研修を修了していなくてもよい。

ア がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会

イ 緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会（日本緩和医療学会主催）等

ウ 日本心不全学会により開催される基本的心不全緩和ケアトレーニングコース

- (7) (1)のウ又はキに掲げる看護師は、5年以上悪性腫瘍患者の看護に従事した経験を有し、緩和ケア病棟等における研修を修了している者であること。なお、ここでいう緩和ケア病棟等における研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること（600 時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの）。

イ 緩和ケアのための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ 講義及び演習により、次の内容を含むものであること。

(イ) ホスピスケア・疼痛緩和ケア総論及び制度等の概要

(ロ) 悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群のプロセスとその治療

(ハ) 悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群患者の心理過程

(ニ) 緩和ケアのためのアセスメント並びに症状緩和のための支援方法

(ホ) セルフケアへの支援及び家族支援の方法

(ヘ) ホスピス及び疼痛緩和のための組織的取組とチームアプローチ

(ト) ホスピスケア・緩和ケアにおけるリーダーシップとストレスマネジメント

(チ) コンサルテーション方法

(リ) ケアの質を保つためのデータ収集・分析等について

エ 実習により、事例に基づくアセスメントとホスピスケア・緩和ケアの実践

- (8) (1)のエ又はクに掲げる薬剤師は、麻薬の投薬が行われている悪性腫瘍患者に対する薬学的管理及び指導などの緩和ケアの経験を有する者であること。

- (9) (1)のア、イ、オ及びカに掲げる医師については、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師と兼任ではないこと。ただし、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師が複数名である場合は、緩和ケアチームに係る業務に関し専任である医師については、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師と兼任であっても差し支えないものとする。

- (10) 症状緩和に係るカンファレンスが週1回程度開催されており、緩和ケアチームの構成員及び必要に応じて、当該患者の診療を担う医師、看護師、薬剤師などが参加していること。

- (11) 当該医療機関において緩和ケアチームが組織上明確に位置づけられていること。

- (12) 院内の見やすい場所に緩和ケアチームによる診療が受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。
- (13) 緩和ケア診療加算の注4に規定する点数を算定する場合には、緩和ケアチームに、緩和ケア病棟において緩和ケアを要する患者に対する患者の栄養食事管理に従事した経験又は緩和ケア診療を行う医療機関において栄養食事管理に係る3年以上の経験を有する専任の管理栄養士が参加していること。
- (14) がん診療の拠点となる病院とは、「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和4年8月1日健発 0801 第16号厚生労働省健康局長通知）に規定するがん診療連携拠点病院等（がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院（いずれも特例型を含む。））、特定領域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院（いずれも特例型を含む。）又は「小児がん拠点病院等の整備について」（令和4年8月1日健発 0801 第17号厚生労働省健康局長通知）に規定する小児がん拠点病院）をいう。特定領域がん診療連携拠点病院については、当該特定領域の悪性腫瘍の患者についてのみ、がん診療連携拠点病院に準じたものとして取り扱う。

また、がん診療の拠点となる病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院に準じる病院とは、都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構が定める機能評価（緩和ケア病院）と同等の基準について、第三者の評価を受けている病院をいう。

2 届出に関する事項

緩和ケア診療加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式27を用いること。

第14の2 有床診療所緩和ケア診療加算

1 有床診療所緩和ケア診療加算に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、身体症状、精神症状の緩和を担当する常勤医師及び緩和ケアの経験を有する常勤看護師が配置されていること。
- (2) (1)に掲げる医師は、悪性腫瘍の患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした1年以上の経験を有する者であること。なお、末期心不全の患者を対象とする場合には、末期心不全の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした1年以上の経験を有する者であっても差し支えない。
- (3) (1)に掲げる看護師は、3年以上悪性腫瘍の患者の看護に従事した経験を有する者であること。
- (4) (1)に掲げる医師又は看護師のいずれかが所定の研修を修了している者であること。ただし、後天性免疫不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療又は看護を行う場合は、この限りではない。
- (5) (4)に掲げる「所定の研修を修了している」とは次のとおりであること。
- ① (1)に掲げる医師については、悪性腫瘍の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、以下のア又はイのいずれかの研修を、末期心不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、ア、イ又はウのいずれかの研修を修了していること。
- ア がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会

- イ 緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会（日本緩和医療学会主催）等
- ウ 日本心不全学会により開催される基本的心不全緩和ケアトレーニングコース
- ② （１）に掲げる看護師については、次の事項に該当する研修を修了していること。
 - ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること（２日以上かつ10時間の研修期間で、修了証が交付されるもの）。
 - イ 緩和ケアのための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。
 - ウ 講義及び演習により、次の内容を含むものであること。
 - （イ） 緩和ケア総論及び制度等の概要
 - （ロ） 緩和ケアのためのアセスメント並びに症状緩和のための支援方法
 - （ハ） セルフケアへの支援及び家族支援の方法
- （６） 当該診療所における夜間の看護職員の数が１以上であること。
- （７） 院内の見やすい場所に緩和ケアが受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。

2 届出に関する事項

有床診療所緩和ケア診療加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 27 の 2 を用いること。

第 14 の 3 小児緩和ケア診療加算

1 小児緩和ケア診療加算に関する施設基準

- （１） 当該保険医療機関内に、以下から構成される小児緩和ケアに係るチーム（以下「小児緩和ケアチーム」という。）が設置されていること。
 - ア 身体症状の緩和を担当する専任の常勤医師
 - イ 精神症状の緩和を担当する専任の常勤医師
 - ウ 緩和ケアの経験を有する専任の常勤看護師
 - エ 緩和ケアの経験を有する専任の薬剤師
 - オ 小児科の診療に従事した経験を３年以上有している専任の常勤医師
 - カ 小児患者の看護に従事した経験を３年以上有している専任の常勤看護師

ア又はイの医師が小児科の診療に従事した経験を３年以上有する場合は、オの要件は満たしていることとする。ウの看護師が小児患者の看護に従事した経験を３年以上有している場合は、カを満たしていることとする。

なお、アからエまでのうちいずれか１人は専従であること。ただし、小児緩和ケアチームが診察する患者数が１日に 15 人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。
- （２） 小児緩和ケアチームの構成員は、緩和ケア診療加算及び外来緩和ケア管理料に係る緩和ケアチームの構成員と兼任であって差し支えない。

また、緩和ケアの特性に鑑みて、専従の医師にあっても、緩和ケア診療加算を算定すべき診療、小児緩和ケア診療加算を算定すべき診療及び外来緩和ケア管理料を算定すべき診療に影響のない範囲において、専門的な緩和ケアに関する外来診療を行って差し支えない（ただし、専門的な緩和ケアに関する外来診療に携わる時間は、所定労働時間の 2 分の 1 以下であること。）。
- （３） （１）の小児緩和ケアチームの専従の職員について、介護保険施設等又は指定障害者支援施

設等からの求めに応じ、当該介護保険施設等及び指定障害者支援施設等において緩和ケアの専門性に基づく助言を行う場合には、小児緩和ケアチームの業務について専従とみなすことができる。ただし、介護保険施設等又は指定障害者支援施設等に赴いて行う助言に携わる時間は、原則として月 16 時間以下であること。

- (4) (1)のアに掲げる医師は、悪性腫瘍の患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした 3 年以上の経験を有する者であること。なお、末期心不全の患者を対象とする場合には、末期心不全の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした 3 年以上の経験を有する者であっても差し支えない。また、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした 3 年以上の経験を有する医師に限る（末期心不全の患者を対象とする場合には、末期心不全の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした 3 年以上の経験を有する者であっても差し支えない。））。を 2 名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該 2 名の非常勤医師が小児緩和ケアチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。なお、アに掲げる医師が小児科の診療に従事した経験を 3 年以上有し、オの要件を満たしている場合においては、悪性腫瘍、後天性免疫不全症候群又は末期心不全の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした 3 年以上の経験を有すること。

- (5) (1)のイに掲げる医師は、3 年以上がん専門病院又は一般病院での精神医療に従事した経験を有する者であること。なお、イに掲げる常勤医師については、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（3 年以上がん専門病院又は一般病院での精神医療に従事した経験を有する医師に限る。）を 2 名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該 2 名の非常勤医師が小児緩和ケアチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

- (6) (1)のア、イに掲げる医師のうち、悪性腫瘍の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、以下のア又はイのいずれかの研修を修了している者であること。また、末期心不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、アからウまでのいずれかの研修を修了している者であること。なお、後天性免疫不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には下記研修を修了していなくてもよい。

ア がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会

イ 緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会（日本緩和医療学会主催）等

ウ 日本心不全学会により開催される基本的心不全緩和ケアトレーニングコース

- (7) (1)のウに掲げる看護師は、5 年以上悪性腫瘍患者の看護に従事した経験を有し、緩和ケア病棟等における研修を修了している者であること。なお、ここでいう緩和ケア病棟等における研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること（600 時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの）。

イ 緩和ケアのための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ 講義及び演習により、次の内容を含むものであること。

- (イ) ホスピスケア・疼痛緩和ケア総論及び制度等の概要
- (ロ) 悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群のプロセスとその治療
- (ハ) 悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群患者の心理過程
- (ニ) 緩和ケアのためのアセスメント並びに症状緩和のための支援方法
- (ホ) セルフケアへの支援及び家族支援の方法
- (ヘ) ホスピス及び疼痛緩和のための組織的取組とチームアプローチ
- (ト) ホスピスケア・緩和ケアにおけるリーダーシップとストレスマネジメント
- (チ) コンサルテーション方法
- (リ) ケアの質を保つためのデータ収集・分析等について

エ 実習により、事例に基づくアセスメントとホスピスケア・緩和ケアの実践

- (8) (1)のエに掲げる薬剤師は、麻薬の投薬が行われている悪性腫瘍患者に対する薬学的管理及び指導などの緩和ケアの経験を有する者であること。
- (9) (1)のア、イに掲げる医師については、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師と兼任ではないこと。ただし、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師が複数名である場合は、小児緩和ケアチームに係る業務に関し専任である医師については、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師と兼任であっても差し支えないものとする。
- (10) 症状緩和に係るカンファレンスが週1回程度開催されており、小児緩和ケアチームの構成員及び必要に応じて、当該患者の診療を担う医師、看護師、薬剤師などが参加していること。
- (11) 当該医療機関において小児緩和ケアチームが組織上明確に位置づけられていること。
- (12) 院内の見やすい場所に小児緩和ケアチームによる診療が受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。
- (13) 小児緩和ケア診療加算の注2に規定する点数を算定する場合には、小児緩和ケアチームに、緩和ケア病棟において緩和ケアを要する患者に対する患者の栄養食事管理に従事した経験又は緩和ケア診療を行う医療機関において栄養食事管理に係る3年以上の経験を有する専任の管理栄養士が参加していること。なお、当該管理栄養士は、緩和ケア診療加算の注4に規定する個別栄養管理加算に係る管理栄養士と兼任できる。
- (14) がん診療の拠点となる病院とは、「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和4年8月1日健発 0801 第16号厚生労働省健康局長通知）に規定するがん診療連携拠点病院等（がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院（いずれも特例型を含む。））、特定領域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院（いずれも特例型を含む。））又は「小児がん拠点病院等の整備について」（令和4年8月1日健発 0801 第17号厚生労働省健康局長通知）に規定する小児がん拠点病院）をいう。特定領域がん診療連携拠点病院については、当該特定領域の悪性腫瘍の患者についてのみ、がん診療連携拠点病院に準じたものとして取り扱う。

また、がん診療の拠点となる病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院に準じる病院とは、都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構が定める機能評価（緩和ケア病院）と同等の基準について、第三者の評価を受けている病院をいう。

2 届出に関する事項

小児緩和ケア診療加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式27の3を用いること。

- (2) 「A103」精神病棟入院基本料(10対1入院基本料、13対1入院基本料及び15対1入院基本料に限る。)、「A104」特定機能病院入院基本料(精神病棟である7対1入院基本料、10対1入院基本料、13対1入院基本料及び15対1入院基本料に限る。)、「A311」精神科救急急性期医療入院料、「A311-2」精神科急性期治療病棟入院料、「A311-3」精神科救急・合併症入院料及び「A314」認知症治療病棟入院料のいずれかを算定している病棟であること。
- (3) 必要に応じて患者の受入れが可能な精神科以外の診療科を有する医療体制との連携(他の保険医療機関を含む。)が確保されていること。

2 届出に関する事項

精神科身体合併症管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式31を用いること。

第17 精神科リエゾンチーム加算

1 精神科リエゾンチーム加算の施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、以下の3名以上から構成される精神医療に係る専門的知識を有した多職種からなるチーム(以下「精神科リエゾンチーム」という。)が設置されていること。
- ア 5年以上の勤務経験を有する専任の精神科の医師(他の保険医療機関を主たる勤務先とする精神科の医師が対診等により精神科リエゾンチームに参画してもよい。)
- イ 精神科等の経験を3年以上有する、所定の研修を修了した専任の常勤の看護師(精神科等の経験は入院患者の看護の経験1年以上を含むこと。)
- ウ 精神科病院又は一般病院での精神医療に3年以上の経験を有する専任の常勤薬剤師、常勤作業療法士、常勤精神保健福祉士又は常勤公認心理師のうち、いずれか1人。ただし、当該精神科リエゾンチームが診察する患者数が週に15人以内である場合は、精神科病院又は一般病院での精神医療に3年以上の経験を有する専任の常勤薬剤師、常勤作業療法士、常勤精神保健福祉士又は常勤公認心理師のうち、いずれか1人で差し支えない。この場合であっても、週16時間以上精神科リエゾンチームの診療に従事する必要があること。
- (2) (1)のイに掲げる看護師は、精神看護関連領域に係る適切な研修を修了した者であること。なお、ここでいう研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。
- ア 国又は医療関係団体等が主催する600時間以上の研修(修了証が交付されるものに限る。)又は保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる研修であること。
- イ 精神看護関連領域に係る専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。
- ウ 講義及び演習は、次の内容を含むものである。
- (イ) 精神看護関連領域に必要な理論及び保健医療福祉制度等の概要
 - (ロ) 精神症状の病因・病態、治療
 - (ハ) 精神看護関連領域における倫理的課題と対応方法
 - (ニ) 精神看護関連領域に関するアセスメントと援助技術
 - (ホ) 患者・家族の支援、関係調整
 - (ヘ) ケアの連携体制の構築(他職種・他機関との連携、社会資源の活用)
 - (ト) ストレスマネジメント

(チ) コンサルテーション方法

エ 実習により、事例に基づくアセスメントと精神看護関連領域に必要な看護実践を含むものであること。

- (3) 精神科リエゾンチームが設置されている保険医療機関の入院患者の精神状態や算定対象となる患者への診療方針などに係るカンファレンスが週 1 回程度開催されており、精神科リエゾンチームの構成員及び必要に応じて当該患者の診療を担当する医師、看護師などが参加していること。
- (4) 精神科リエゾンチームによる診療実施計画書や治療評価書には、精神症状等の重症度評価、治療目標、治療計画等の内容を含んでいること。
- (5) 精神科リエゾンチームによる当該診療を行った患者数や診療の回数等について記録していること。

2 届出に関する事項

精神科リエゾンチーム加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 32 を用いること。

第 17 の 1 の 2 精神科慢性身体合併症管理加算

1 精神科慢性身体合併症管理加算の施設基準

- (1) 精神科を標榜する病院の精神病棟であって、当該病棟に内科の医師が 1 名以上配置されていること。
- (2) 「A 1 0 3」精神病棟入院基本料（10 対 1 入院基本料、13 対 1 入院基本料及び 15 対 1 入院基本料に限る。）、「A 1 0 4」特定機能病院入院基本料（精神病棟である 7 対 1 入院基本料、10 対 1 入院基本料、13 対 1 入院基本料及び 15 対 1 入院基本料に限る。）、「A 3 1 1－2」精神科急性期治療病棟入院料、「A 3 1 2」精神療養病棟入院料、「A 3 1 4」認知症治療病棟入院料又は「A 3 1 8」地域移行機能強化病棟入院料のいずれかを算定している病棟であること。
- (3) 必要に応じて患者の受入れが可能な精神科以外の診療科を有する医療提供体制との連携（他の保険医療機関を含む。）が確保されていること。
- (4) 当該保険医療機関において、一般血液検査が常時行える体制を有していること。
- (5) 糖尿病患者について眼科・歯科等への紹介を行う体制を有していること。

2 届出に関する事項

精神科慢性身体合併症管理加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 32 の 2 を用いること。

第 17 の 2 強度行動障害入院医療管理加算

1 強度行動障害入院医療管理加算の施設基準

次の各号のいずれかに該当する病棟であること。

- (1) 児童福祉法第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させるものに限る。）又は同法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するものに係る障害者施設等入院基本料を算定する病棟であること。
- (2) 児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病棟であること。

2 強度行動障害入院医療管理加算の対象患者

第 18 がん拠点病院加算

1 がん拠点病院加算の 1 のイに関する施設基準

「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和 4 年 8 月 1 日健発 0801 第 16 号厚生労働省健康局長通知）に基づき、がん診療連携拠点病院等又は特定領域がん診療連携拠点病院の指定を受けていること。なお、がん診療連携拠点病院については、看護師、薬剤師等の医療関係職種が参加していることが望ましい。

2 がん拠点病院加算の 1 のロに関する施設基準

「がん診療連携拠点病院等の整備について」に基づき、地域がん診療病院の指定を受けていること。

3 「基本診療料の施設基準等」第八の二十七の（２）に規定する施設基準

イ がん拠点病院加算の 1 のイの場合

「がん診療連携拠点病院等の整備について」に基づき、都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院及び特例領域がん診療連携拠点病院のいずれかの特例型の指定を受けていること。なお、がん診療連携拠点病院については、看護師、薬剤師等の医療関係職種が参加していることが望ましい。

ロ がん拠点病院加算の 1 のロの場合

「がん診療連携拠点病院等の整備について」に基づき、地域がん診療病院（特例型）の指定を受けていること。

4 がん拠点病院加算の 2 に関する施設基準

「小児がん拠点病院等の整備について」（令和 4 年 8 月 1 日健発 0801 第 17 号厚生労働省健康局長通知）に基づき、小児がん拠点病院の指定を受けていること。なお、がん診療連携拠点病院については、看護師、薬剤師等の医療関係職種が参加していることが望ましい。

5 がんゲノム拠点病院加算に関する施設基準

「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備について」（令和 4 年 8 月 1 日健発 0801 第 18 号厚生労働省健康局長通知）に基づき、がんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院の指定を受けていること。

6 届出に関する事項

がん拠点病院加算又はがんゲノム医療拠点病院の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 18 の 2 リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算

1 リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算 1 に関する施設基準

（１）急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、7 対 1 入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）又は 10 対 1 入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）を算定する病棟を単位として行うこと。

（２）当該病棟に、専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が 2 名以上配置されていること。なお、うち 1 名は専任の従事者でも差し支えない。複数の病棟において当該加算の届出を行う場合には、病棟ごとにそれぞれ専従

「H005」視能訓練、「H006」難病患者リハビリテーション料、「H007」障害児(者)リハビリテーション料、「H007-2」がん患者リハビリテーション料、「H007-3」認知症患者リハビリテーション料及び「H008」集団コミュニケーション療法料(以下「疾患別リハビリテーション等」という。)を担当する専従者との兼務はできないものであること。

ただし、当該病棟内に「A308」回復期リハビリテーション入院医療管理料又は「A308-3」地域包括ケア入院医療管理料1から4までのいずれかを算定する病室がある場合には、当該病室における理学療法士等の業務について兼務しても差し支えない。また、リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算2における専従の理学療法士等においては、「A251」排尿自立支援加算、「A230-4」精神科リエゾンチーム加算及び「H004」摂食嚥下機能回復体制加算における理学療法士等の業務についても兼務して差し支えない。

(3) プロセス・アウトカム評価として、以下のアからウまでの基準を全て満たすこと。

ア 1の(6)のア及びエを満たすこと。

イ 直近1年間に、当該病棟の入棟患者に対する土曜日、日曜日、祝日における1日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数から、当該病棟の入棟患者に対する平日における1日あたりの疾患別リハビリテーション料の提供単位数を除いた割合が7割以上であること。

ウ 直近1年間に、当該病棟を退院又は転棟した患者(死亡退院及び終末期のがん患者等を除く。)のうち、退院又は転棟時におけるADL(BIの合計点数をいう。)が入院時と比較して低下した患者の割合が5%未満であること。

3 届出に関する事項

リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算1及び2の施設基準に係る届出は、別添7の様式5の5を用いること。1の(6)のアからウまで及び2の(3)のアからウまで(1の(6)のエに係るものを除く。)の実績については、新規に届出をする場合は、直近3月間の実績が施設基準を満たす場合、届出することができる。また、施設基準を満たさなくなったため所定点数を加算できなくなった後、再度届出を行う場合については、新規に届出をする場合には該当しない。

第19 栄養サポートチーム加算

1 栄養サポートチーム加算に関する施設基準

(1) 当該保険医療機関内に、以下から構成される栄養管理に係るチーム(以下「栄養サポートチーム」という。)が設置されていること。また、以下のうちのいずれか1人は専従であること。ただし、当該栄養サポートチームが診察する患者数が1日に15人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。

ア 栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤医師

イ 栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤看護師

ウ 栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤薬剤師

エ 栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤管理栄養士

なお、アからエまでのほか、歯科医師、歯科衛生士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、言語聴覚士が配置されていることが望ましい。

注2に規定する点数を算定する場合は、以下から構成される栄養サポートチームにより、栄養管理に係る専門的な診療が行われていること。

オ 栄養管理に係る所定の研修を修了した常勤医師

カ 栄養管理に係る所定の研修を修了した看護師

キ 栄養管理に係る所定の研修を修了した薬剤師

ク 栄養管理に係る所定の研修を修了した管理栄養士

- (2) (1)のア及びオにおける栄養管理に係る所定の研修とは、医療関係団体等が実施する栄養管理のための専門的な知識・技術を有する医師の養成を目的とした10時間以上を要する研修であること。なお、当該研修には、次の内容を含むものであること。

ア 栄養不良がもたらす影響

イ 栄養評価法と栄養スクリーニング

ウ 栄養補給ルートを選択と栄養管理プランニング

エ 中心静脈栄養法の実施と合併症及びその対策

オ 末梢静脈栄養法の実施と合併症及びその対策

カ 経腸栄養法の実施と合併症及びその対策

キ 栄養サポートチームの運営方法と活動の実際

また、(1)のア又はオに掲げる常勤医師については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（栄養管理に係る所定の研修を修了した医師に限る。）を2名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該2名の非常勤医師が栄養サポートチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

- (3) (1)のイからエまで及びカからクまでにおける栄養管理に係る所定の研修とは、次の事項に該当する研修であること。

ア 医療関係団体等が認定する教育施設において実施され、40時間以上を要し、当該団体より修了証が交付される研修であること。

イ 栄養管理のための専門的な知識・技術を有する看護師、薬剤師及び管理栄養士等の養成を目的とした研修であること。なお、当該研修には、次の内容を含むものであること。

(イ) 栄養障害例の抽出・早期対応（スクリーニング法）

(ロ) 栄養薬剤・栄養剤・食品の選択・適正使用法の指導

(ハ) 経静脈栄養剤の側管投与法・薬剤配合変化の指摘

(ニ) 経静脈輸液適正調剤法の取得

(ホ) 経静脈栄養のプランニングとモニタリング

(ヘ) 経腸栄養剤の衛生管理・適正調剤法の指導

(ト) 経腸栄養・経口栄養のプランニングとモニタリング

(チ) 簡易懸濁法の実施と有用性の理解

(リ) 栄養療法に関する合併症の予防・発症時の対応

(ヌ) 栄養療法に関する問題点・リスクの抽出

(ル) 栄養管理についての患者・家族への説明・指導

(ヲ) 在宅栄養・院外施設での栄養管理法の指導

- (4) 当該保険医療機関において、栄養サポートチームが組織上明確に位置づけられていること。
- (5) 算定対象となる病棟の見やすい場所に栄養サポートチームによる診療が行われている旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。

2 届出に関する事項

栄養サポートチーム加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 34 を用いること。なお、当該加算の届出については実績を要しない。

第 19 の 2 口腔管理連携加算

1 口腔管理連携加算に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関が以下の要件のいずれにも該当し、歯科診療を行う別の保険医療機関と連携体制を構築していること。

ア 歯科診療を提供していない保険医療機関であること

イ 口腔状態に係る課題があり、入院中に歯科受診を要すると医師等が判断した患者が生じた場合に、連携する歯科医療機関（以下、この項において「連携歯科医療機関」という。）へ歯科訪問診療を依頼するための方法について取り決めを行い、連絡先や連絡方法について文書により提供を受けていること

- (2) 当該保険医療機関とは別の歯科医療機関と連携体制を構築しており、必要時は入院中に歯科訪問診療が行われる場合があること、及び連携歯科医療機関の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

- (3) (2)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

- (4) 次の項目に関する前年度の実績をいずれも有すること。

ア 入院中の患者に対し、連携歯科医療機関から歯科訪問診療を受けた実績が 3 件以上

イ 退院時に「B009」の注 14 に規定する歯科医療機関連携加算 1 を算定した実績が 3 件以上

- (5) 当該医療機関の入院患者に対し、適切な口腔管理を提供するとともに、入院中に治療が必要な口腔状態に係る課題（口腔衛生状態の不良や咬合不良等）を認めた場合は、必要に応じて連携歯科医療機関へ歯科訪問診療を依頼する体制が整備されていること。

- (6) 口腔状態に係る課題がある患者に対しては、入院中に歯科受診を要すると判断しなかった場合においても、退院後に歯科診療を担う他の保険医療機関への受診を促すことが望ましい。

- (7) 全ての入院患者について、入院後速やかに口腔状態に係る課題を評価する体制が整備されていることが望ましい。

2 届出に関する事項

口腔管理連携加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 34 の 2 を用いること。なお、1 の(4)に規定する実績については、令和 9 年 5 月 31 日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。

第 20 医療安全対策加算

1 医療安全対策加算 1 に関する施設基準

- (1) 医療安全管理体制に関する基準

ア 当該保険医療機関内に、医療安全管理者であって、医療安全対策に係る適切な研修を修了した専従の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が配置されていること。なお、（２）に掲げる医療安全管理者の行う業務に従事する時間が当該保険医療機関の定める所定労働時間に満たない場合には、月 16 時間までに限り、当該業務の実施時間以外に他の業務に従事することは差し支えない。また、ここでいう適切な研修とは、次に掲げる全ての事項に該当するものをいう。また、既に受講している研修がこれらの事項を満たしていない場合には、不足する事項を補足する研修を追加受講することで差し支えない。

（イ） 国又は医療関係団体等が主催するものであること。

（ロ） 医療安全管理者としての業務を実施する上で必要な内容を含む通算して 40 時間以上のものであること。

（ハ） 講義及び具体例に基づく演習等により、医療安全の基本的知識、安全管理体制の構築、医療安全についての職員研修の企画・運営、医療安全に資する情報収集と分析、対策立案、フィードバック、評価、医療事故発生時の対応、安全文化の醸成等について研修するものであること。

イ 医療に係る安全管理を行う部門（以下「医療安全管理部門」という。）を設置していること。

ウ 医療安全管理部門の業務指針及び医療安全管理者の具体的な業務内容が整備されていること。

エ 医療安全管理部門に診療部門、薬剤部門、看護部門、事務部門等の全ての部門の専任の職員が配置されていること。

オ 医療安全管理者が、安全管理のための委員会（以下「医療安全管理委員会」という。）と連携し、より実効性のある医療安全対策を実施できる体制が整備されていること。

カ 当該保険医療機関の見やすい場所に医療安全管理者等による相談及び支援が受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供が行われていること。

キ 当該保険医療機関の管理者が、医療事故調査制度に係る適切な研修を修了していることが望ましい。なお、ここでいう適切な研修とは、医療事故調査・支援センター、医療事故調査等支援団体等連絡協議会又は医療事故調査等支援団体が実施しているものに限る。

（２） 医療安全管理者の行う業務に関する事項

ア 安全管理部門の業務に関する企画立案及び評価を行うこと。

イ 定期的に院内を巡回し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析し、医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策を推進すること。

ウ 各部門における医療安全推進担当者への支援を行うこと。

エ 医療安全対策の体制確保のための各部門との調整を行うこと。

オ 医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修を企画・実施すること。

カ 相談窓口等の担当者と密接な連携を図り、医療安全対策に係る患者・家族の相談に適切に応じる体制を支援すること。

キ 医療安全対策上の必要に応じて他の部門で開催される会議への参加その他医療安全対策の推進に関する業務を行うこと。

（３） 医療安全管理部門が行う業務に関する基準

ア 各部門における医療安全対策の実施状況の評価に基づき、医療安全確保のための業務改

善計画書を作成し、それに基づく医療安全対策の実施状況及び評価結果を記録していること。

イ 医療安全管理委員会との連携状況、院内研修の実績、患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取扱い、その他の医療安全管理者の活動実績を記録していること。

ウ 医療安全対策に係る取組の評価等を行うカンファレンスが週 1 回程度開催されており、医療安全管理委員会の構成員及び必要に応じて各部門の医療安全管理の担当者等が参加していること。なお、当該カンファレンスを対面によらない方法で開催しても差し支えない。

エ 「病院等において把握すべき重大事象の類型化について」（令和 8 年 2 月 13 日医政地発第 3 号）で別表 2 として示す、患者への影響度が大きいが回避可能性は必ずしも高くない事象について医療安全管理部門に情報を集積して発生の傾向を把握し、必要に応じて検証の実施、検証結果の記録、医療安全管理委員会への検証結果の報告及び必要な対策を実施する体制を整備すること。

2 医療安全対策加算 2 に関する施設基準

(1) 医療安全管理体制に関する基準

ア 以下のいずれかの体制を有していること。なお、ここでいう適切な研修とは、1 の(1)のアに掲げる研修である。

(イ) 当該保険医療機関内に、医療安全管理者であって、医療安全対策に係る適切な研修を修了した、専任の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が配置されていること。

(ロ) 当該保険医療機関内に、医療安全管理者であって、医療安全対策に係る適切な研修を修了し、医療安全管理部門での 1 年以上の業務経験を有する専任の職員が配置されていること。この場合、医療安全管理者とは別に、看護師、薬剤師その他の医療有資格者が医療安全管理部門に配置されていること。

イ 1 の(1)のイからキまでの基準を満たすこと。

(2) 1 の(2)及び(3)のアからウまでの基準を満たすこと。

3 医療安全対策地域連携加算 1 の施設基準

(1) 医療安全対策加算 1 に係る届出を行っていること。

(2) 当該保険医療機関内に、医療安全対策に 3 年以上の経験を有する専任の医師又は医療安全対策に係る適切な研修を修了した専任の医師が医療安全管理部門に配置されていること。なお、ここでいう適切な研修とは、1 の(1)のアに掲げる研修である。

この場合、1 の(1)のアの規定に関わらず、当該専任医師が医療安全管理者として配置され、1 の(1)のアに規定された専従の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が医療安全管理部門に配置されていることとしても差し支えない。

(3) 他の医療安全対策加算 1 に係る届出を行っている保険医療機関及び医療安全対策加算 2 に係る届出を行っている保険医療機関と連携し、それぞれ少なくとも年 1 回程度、医療安全対策地域連携加算 1 に関して連携しているいずれかの保険医療機関に赴いて医療安全対策に関する評価を行い、当該保険医療機関にその内容を報告すること。また、少なくとも年 1 回程度、当該加算に関して連携している医療安全対策加算 1 に係る届出を行っている保険医療機関より評価を受けていること。なお、特定機能病院においては、医療法施行規則第 9 条の 20 の 2 第 1 項第 10 号に規定する特定機能病院間相互のピアレビューで行う技術的助言を当該連携に含めないこと。また、感染対策向上加算 1 を算定している保険医療機関については、当

該加算に係る評価と医療安全対策地域連携加算 1 に係る評価とを併せて実施しても差し支えない。

(4) (3)に係る評価については、次の内容に対する評価を含むものである。

ア 医療安全管理者、医療安全管理部門及び医療安全管理委員会の活動状況

(イ) 医療安全対策の実施状況の把握・分析、医療安全確保のための業務改善等の具体的な対策の推進

(ロ) 当該対策や医療安全に資する情報の職員への周知（医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修の実施を含む）

(ハ) 当該対策の遵守状況の把握

イ 当該保険医療機関内の各部門における医療安全対策の実施状況

具体的な評価方法及び評価項目については、当該保険医療機関の課題や実情に合わせて連携する保険医療機関と協議し定めること。その際、「医療安全相互チェックシート」（独立行政法人国立病院機構作成）及び「医療安全地域連携シート」（平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「医療安全における医療機関の連携による評価に関する研究」）を参考にされたい。

(5) (3)において連携を行っている他の医療安全対策加算 1 及び 2 に係る届出を行っている保険医療機関に対し、必要時に医療安全対策に関する助言を行う体制を有すること。

4 医療安全対策地域連携加算 2 の施設基準

(1) 医療安全対策加算 2 に係る届出を行っていること。

(2) 医療安全対策加算 1 に係る届出を行っている保険医療機関と連携し、少なくとも年 1 回程度、医療安全対策地域連携加算 2 に関して連携しているいずれかの保険医療機関より医療安全対策に関する評価を受けていること。なお、感染対策向上加算 1 を算定している保険医療機関については、当該加算に係る評価と医療安全対策地域連携加算 2 に係る評価とを併せて実施しても差し支えない。

(3) (2)に係る評価については、3 の(4)に掲げる内容に対する評価を含むものである。

(4) (2)において連携を行っている他の医療安全対策地域連携加算 1 に係る届出を行っている保険医療機関に対し、必要に応じて医療安全対策に関する相談を行う体制を有すること。

5 届出に関する事項

(1) 医療安全対策加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 35 を用いること。

(2) 医療安全対策地域連携加算 1 及び医療安全対策地域連携加算 2 の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 35 の 4 を用いること。なお、当該加算の届出については実績を要しない。

第 21 感染対策向上加算

1 感染対策向上加算 1 の施設基準

(1) 感染防止対策部門を設置していること。この場合において、第 20 の 1 の(1)のイに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理部門をもって感染防止対策部門としても差し支えない。

(2) 感染防止対策部門内に以下の構成員からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行うこと。

ア 感染症対策に 3 年以上の経験を有する専任の常勤医師（歯科医療を担当する保険医療機

関にあつては、当該経験を有する専任の常勤歯科医師)

イ 5年以上感染管理に従事した経験を有し、感染管理に係る適切な研修を修了した専任の看護師

ウ 3年以上の病院勤務経験を持つ感染防止対策にかかわる専任の薬剤師

エ 3年以上の病院勤務経験を持つ専任の臨床検査技師

アに定める医師又はイに定める看護師のうち1名は専従であること。なお、感染制御チームの専従の職員については、抗菌薬適正使用支援チームの業務を行う場合及び感染対策向上加算2、感染対策向上加算3又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った他の保険医療機関に対する助言に係る業務を行う場合及び介護保険施設等又は指定障害者支援施設等からの求めに応じ、当該介護保険施設等又は指定障害者支援施設等に対する助言に係る業務を行う場合には、感染制御チームの業務について専従とみなすことができる。ただし、介護保険施設等又は指定障害者支援施設等に赴いて行う助言に携わる時間は、原則として月16時間以下であること。また、感染制御チームの業務への従事時間が当該保険医療機関の定める所定労働時間に満たない場合には、月16時間から介護保険施設等又は指定障害者支援施設等に赴いて助言に係る業務を行った時間を差し引いた時間を越えない範囲で、当該業務の実施時間以外に病院内の他の業務に従事することは差し支えない。

当該保険医療機関内に上記のアからエまでに定める者のうち1名が院内感染管理者として配置されていること。なお、当該職員は「A234」に掲げる医療安全対策加算に規定する医療安全管理者とは兼任できないが、第2部通則7に規定する院内感染防止対策に掲げる業務は行うことができる。

また、アに掲げる常勤医師については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（感染症対策に3年以上の経験を有する医師に限る。）を2名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該2名の非常勤医師が感染制御チームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

(3) (2)のイにおける感染管理に係る適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること（600時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの）。

イ 感染管理のための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ 講義及び演習により、次の内容を含むものであること。

(イ) 感染予防・管理システム

(ロ) 医療関連感染サーベイランス

(ハ) 感染防止技術

(ニ) 職業感染管理

(ホ) 感染管理指導

(ヘ) 感染管理相談

(ト) 洗浄・消毒・滅菌とファシリティマネジメント等について

(4) 感染防止対策の業務指針及び院内感染管理者又は感染制御チームの具体的な業務内容が整備されていること。

- (5) (2)のチームにより、最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだ手順書（マニュアル）を作成し、各部署に配布していること。なお、手順書は定期的に新しい知見を取り入れ改訂すること。
- (6) (2)のチームにより、職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っていること。なお当該研修は別添2の第1の3の(5)に規定する安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行うこと。
- (7) (2)のチームにより、保健所及び地域の医師会と連携し、感染対策向上加算2又は3に係る届出を行った保険医療機関と合同で、少なくとも年4回程度、定期的に院内感染対策に関するカンファレンスを行い、その内容を記録していること。また、このうち少なくとも1回は、新興感染症の発生等を想定した訓練を実施すること。
- (8) (7)に規定するカンファレンス等は、ビデオ通話が可能な機器を用いて実施しても差し支えない。
- (9) (2)のチームにより、感染対策向上加算2、感染対策向上加算3又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った他の保険医療機関に対し、必要時に院内感染対策に関する助言を行う体制を有すること。
- (10) 院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を有すること。特に、特定抗菌薬（広域スペクトラムを有する抗菌薬、抗MRSA薬等）については、届出制又は許可制の体制をとること。
- (11) (2)のチームにより、1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行うこと。
- (12) 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策に関する取組事項を掲示していること。
- (13) 公益財団法人日本医療機能評価機構等、第三者機関による評価を受けていることが望ましい。
- (14) 院内感染対策サーベイランス（JANIS）、感染対策連携共通プラットフォーム（J-SIPHE）等、地域や全国のサーベイランスに参加していること。
- (15) 感染症法第38条の第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種協定指定医療機関であること。
- (16) 新興感染症の発生時等に、感染症患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニングを行うことができる体制を有すること。
- (17) 外来感染対策向上加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。
- (18) 他の保険医療機関（感染対策向上加算1に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）と連携し、少なくとも年1回程度、当該加算に関して連携するいずれかの保険医療機関に相互に赴いて別添6の別紙24又はこれに準じた様式に基づく感染防止対策に関する評価を行い、当該保険医療機関にその内容を報告すること。また、少なくとも年1回程度、他の保険医療機関（感染対策向上加算1に係る届出を行っている保険医療機関に限る。）から当該評価を受けていること。なお、医療安全対策地域連携加算1又は2を算定している保険医療機関については、当該加算に係る評価と本要件に係る評価とを併せて実施しても差し支えない。
- (19) 以下の構成員からなる抗菌薬適正使用支援チームを組織し、抗菌薬の適正使用の支援に係

る業務を行うこと。

ア 感染症の診療について３年以上の経験を有する専任の常勤医師（歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、当該経験を有する専任の常勤歯科医師）

イ ５年以上感染管理に従事した経験を有し、感染管理に係る適切な研修を修了した専任の看護師

ウ ３年以上の病院勤務経験を持つ感染症診療にかかわる専任の薬剤師

エ ３年以上の病院勤務経験を持つ微生物検査にかかわる専任の臨床検査技師

アからエのうちいずれか１人は専従であること。なお、抗菌薬適正使用支援チームの専従の職員については、感染制御チームの専従者と異なることが望ましい。また、抗菌薬適正使用支援チームの専従の職員については、感染制御チームの業務を行う場合及び感染対策向上加算２、感染対策向上加算３又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った他の保険医療機関に対する助言に係る業務を行う場合には、抗菌薬適正使用支援チームの業務について専従とみなすことができる。なお、抗菌薬適正使用支援チームの業務への従事時間が当該保険医療機関の定める所定労働時間に満たない場合には、月１６時間までに限り、当該業務の実施時間以外に他の業務に従事することは差し支えない。

また、アに掲げる常勤医師については、週３日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週２２時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（感染症の診療について３年以上の経験を有する医師に限る。）を２名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該２名の非常勤医師が感染制御チームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

(20) (19)のイにおける感染管理に係る適切な研修とは、(３)に掲げる研修をいう。

(21) 抗菌薬適正使用支援チームは以下の業務を行うこと。

ア 抗MRSA薬及び抗緑膿菌作用のある抗菌薬を含めた広域抗菌薬等の特定の抗菌薬を使用する患者、菌血症等の特定の感染症兆候のある患者、免疫不全状態等の特定の患者集団など感染症早期からのモニタリングを実施する患者を施設の状況に応じて設定する。

イ 感染症治療の早期モニタリングにおいて、アで設定した対象患者を把握後、適切な微生物検査・血液検査・画像検査等の実施状況、初期選択抗菌薬の選択・用法・用量の適切性、必要に応じた治療薬物モニタリングの実施、微生物検査等の治療方針への活用状況などを経時的に評価し、必要に応じて主治医にフィードバックを行い、その旨を記録する。

ウ 適切な検体採取と培養検査の提出（血液培養の複数セット採取など）や、施設内のアンチバイオグラムの作成など、微生物検査・臨床検査が適正に利用可能な体制を整備する。

エ 抗菌薬使用状況や血液培養複数セット提出率などのプロセス指標及び耐性菌発生率や抗菌薬使用量などのアウトカム指標を定期的に評価する。

オ 当該保険医療機関の外来における過去１年間の急性気道感染症及び急性下痢症の患者数並びに当該患者に対する経口抗菌薬の処方状況を把握する。

カ 抗菌薬の適正な使用を目的とした院内研修を少なくとも年２回実施する。なお、当該院内研修については、感染対策向上加算に係る院内感染対策に関する研修と併せて実施しても差し支えない。また、院内の抗菌薬使用に関するマニュアルを作成する。当該院内研修及びマニュアルには、厚生労働省健康局結核感染症課「抗微生物薬適正使用の手引き」を

参考に、外来における抗菌薬適正使用に係る内容を含めること。

キ 当該保険医療機関内で使用可能な抗菌薬の種類、用量等について定期的に見直し、必要性の低い抗菌薬について医療機関内での使用中止を提案する。

ク (10)に規定する院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制に係る業務については、施設の実態に応じて、感染制御チームではなく、抗菌薬適正使用支援チームが実施しても差し支えない。

(22) 抗菌薬適正使用支援チームが、他の保険医療機関（感染対策向上加算 1 に係る届出を行っていない保険医療機関に限る。）から、抗菌薬適正使用の推進に関する相談等を受ける体制を整備していること。また、抗菌薬適正使用の推進に関する相談等を受ける体制があることについて、(7)に規定する定期的なカンファレンスの場を通じて、他の保険医療機関に周知すること。

(23) 介護保険施設等又は指定障害者支援施設等から求めがあった場合には、当該施設等に赴いての实地指導等、感染対策に関する助言を行うとともに、(6)の院内感染対策に関する研修を介護保険施設等又は指定障害者支援施設等と合同で実施することが望ましい。

2 感染対策向上加算 2 の施設基準

(1) 当該保険医療機関の一般病床の数が 300 床未満を標準とする。

(2) 感染防止対策部門を設置していること。ただし、第 20 の 1 の(1)イに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理部門をもって感染防止対策部門としても差し支えない。

(3) (2)に掲げる部門内に以下の構成員からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行うこと。

ア 感染症対策に 3 年以上の経験を有する専任の常勤医師（歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、当該経験を有する専任の常勤歯科医師）

イ 5 年以上感染管理に従事した経験を有する専任の看護師

ウ 3 年以上の病院勤務経験を持つ又は適切な研修を修了した感染防止対策にかかわる専任の薬剤師

エ 3 年以上の病院勤務経験を持つ又は適切な研修を修了した専任の臨床検査技師

当該保険医療機関内に上記のアからエまでに定める者のうち 1 名が院内感染管理者として配置されていること。なお、当該職員は第 20 の 1 の(1)アに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理者とは兼任できないが、第 2 部通則 7 に規定する院内感染防止対策に掲げる業務は行うことができる。

(4) (3)のウ及びエにおける適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること（修了証が交付されるもの）。

イ 医療機関における感染防止対策の推進を目的とした研修であること。

ウ 講義により、次の内容を含むものであること。

(イ) 標準予防策と経路別予防策

(ロ) 院内感染サーベイランス

(ハ) 洗浄・消毒・滅菌

(ニ) 院内アウトブレイク対策

(ホ) 行政（保健所）との連携

(ヘ) 抗菌薬適正使用

- (5) 感染防止対策の業務指針及び院内感染管理者又は感染制御チームの具体的な業務内容が整備されていること。
 - (6) (3)のチームにより、最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだ手順書（マニュアル）を作成し、各部署に配布していること。なお、手順書は定期的に新しい知見を取り入れ改訂すること。
 - (7) (3)のチームにより、職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っていること。なお当該研修は別添2の第1の3の(5)に規定する安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行うこと。
 - (8) (3)のチームは、少なくとも年4回程度、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加していること。なお、感染対策向上加算1に係る届出を行った複数の医療機関と連携する場合は、当該複数の医療機関が開催するカンファレンスに、それぞれ少なくとも年1回参加し、合わせて年4回以上参加していること。また、感染対策向上加算1に係る届出を行った保険医療機関が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練については、少なくとも年1回以上参加していること。
 - (9) (8)に規定するカンファレンス等は、ビデオ通話を用いて実施しても差し支えない。
 - (10) 院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を有すること。特に、特定抗菌薬（広域スペクトラムを有する抗菌薬、抗MRSA薬等）については、届出制又は許可制の体制をとること。
 - (11) (3)のチームにより、1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行うこと。
 - (12) 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策に関する取組事項を掲示していること。
 - (13) 公益財団法人日本医療機能評価機構等、第三者機関による評価を受けていることが望ましい。
 - (14) 感染症法第38条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種協定指定医療機関であること。
 - (15) 新興感染症の発生時等に、感染症患者又は疑い患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニングを行うことができる体制を有すること。
 - (16) 新興感染症の発生時や院内アウトブレイクの発生時等の有事の際の対応を想定した地域連携に係る体制について、連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った他の保険医療機関等とあらかじめ協議されていること。
 - (17) 外来感染対策向上加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。
 - (18) 介護保険施設等又は指定障害者支援施設等から求めがあった場合には、当該施設等に赴いての实地指導等、感染対策に関する助言を行うとともに、(7)の院内感染対策に関する研修を介護保険施設等又は指定障害者支援施設等と合同で実施することが望ましい。
- 3 感染対策向上加算3の施設基準
- (1) 当該保険医療機関の一般病床の数が300床未満を標準とする。
 - (2) 感染防止対策部門を設置していること。ただし、第20の1の(1)イに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理部門をもって感染防止対策部門としても差し支えない。

(3) (2)に掲げる部門内に以下の構成員からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行うこと。

ア 専任の常勤医師（歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、当該経験を有する専任の常勤歯科医師）

イ 専任の看護師

当該保険医療機関内に上記のア及びイに定める者のうち1名が院内感染管理者として配置されていること。アの常勤医師及びイの看護師については、適切な研修を修了していることが望ましい。なお、当該職員は第20の1の(1)アに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理者とは兼任できないが、第2部通則7に規定する院内感染防止対策に掲げる業務は行うことができる。

(4) (3)のチームにより、最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだ手順書（マニュアル）を作成し、各部署に配布していること。なお、手順書は定期的に新しい知見を取り入れ改訂すること。

(5) (3)のチームにより、職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っていること。なお当該研修は別添2の第1の3の(5)に規定する安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行うこと。

(6) (3)のチームは、少なくとも年4回程度、感染対策向上加算1に係る届出を行った保険医療機関が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加していること。なお、感染対策向上加算1に係る届出を行った複数の保険医療機関と連携する場合は、当該複数の保険医療機関が開催するカンファレンスに、それぞれ少なくとも年1回参加し、合わせて年4回以上参加していること。また、感染対策向上加算1に係る届出を行った他の保険医療機関が主催する、新興感染症の発生等を想定した訓練については、少なくとも年1回以上参加していること。

(7) 院内の抗菌薬の適正使用について、連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った他の保険医療機関又は地域の医師会から助言を受けること。また、細菌学的検査を外部委託している場合は、薬剤感受性検査に関する詳細な契約内容を確認し、検査体制を整えておくなど、「中小病院における薬剤耐性菌アウトブレイク対応ガイドンス」に沿った対応を行っていること。

(8) (3)のチームにより、1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行うこと。

(9) 2の(4)、(5)(9)、(12)、(13)及び(16)から(18)までを満たしていること。

(10) 感染症法第38条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種協定指定医療機関又は同項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関（第36条の2第1項の規定による通知（同項第2号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）若しくは第36条の3第1項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく措置を講ずる医療機関に限る。）であること。

(11) 新興感染症の発生時等に、感染症患者若しくは疑い患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニングを行うことができる体制又は発熱患者等の診療を実施することを念頭に、発熱患者等の動線を分けることができる体制を有すること。

4 指導強化加算の施設基準

- (1) 感染対策向上加算 1 の届出を行っている保険医療機関であること。
- (2) 感染制御チームの専任医師又は看護師が、過去 1 年間に 4 回以上、感染対策向上加算 2、感染対策向上加算 3 又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った保険医療機関に赴き院内感染対策に関する助言を行っていること。

5 微生物学的検査体制加算の施設基準

- (1) 感染対策向上加算 1 の届出を行っている保険医療機関であること。
- (2) 当該保険医療機関内に微生物学的検査室を有しており、1 の(10)、(14)及び(21)に係る業務等に活用していること。

6 連携強化加算の施設基準

- (1) 感染対策向上加算 2 又は感染対策向上加算 3 に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- (2) 当該保険医療機関が連携する感染対策向上加算 1 に係る届出を行った他の保険医療機関に対し、過去 1 年間に 4 回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っていること。

7 サーベイランス強化加算の施設基準

- (1) 感染対策向上加算 2 又は感染対策向上加算 3 に係る届出を行っていること。
- (2) 院内感染対策サーベイランス(JANIS)、感染対策連携共通プラットフォーム(J-SIPHE)等、地域や全国のサーベイランスに参加していること。

8 抗菌薬適正使用体制加算の施設基準

- (1) 抗菌薬の使用状況のモニタリングが可能なサーベイランスに参加していること。
- (2) 直近 6 か月における入院中の患者以外の患者に使用する抗菌薬のうち、Access 抗菌薬に分類されるものの使用比率が 60%以上又は(1)のサーベイランスに参加する病院又は有床診療所全体の上位 30%以内であること。

9 届出に関する事項

- (1) 感染対策向上加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 35 の 2 を用いること。
- (2) 指導強化加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 35 の 3 を用いること。
- (3) 微生物学的検査体制加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 1 の 5 を用いること。
- (4) 連携強化加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 1 の 5 を用いること。
- (5) サーベイランス強化加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 1 の 5 を用いること。
- (6) 抗菌薬適正使用体制加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 1 の 5 を用いること。
- (7) (1)に係る当該加算の届出についてはいずれも実績を要しない。

第 21 の 2 患者サポート体制充実加算

1 患者サポート体制充実加算に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に患者又はその家族(以下「患者等」という。)からの疾病に関する医学的な質問並びに生活上及び入院上の不安等、様々な相談に対応する窓口を設置していること。
- (2) (1)における当該窓口は専任の医師、看護師、薬剤師、社会福祉士又はその他医療有資格者等が当該保険医療機関の標榜時間内において常時 1 名以上配置されており、患者等からの相談に対して相談内容に応じた適切な職種が対応できる体制をとっている必要がある。なお、

当該窓口は「A 2 3 4」に掲げる医療安全対策加算に規定する窓口と兼用であっても差し支えない。

- (3) (1)における相談窓口に配置されている職員は医療関係団体等が実施する医療対話推進者の養成を目的とした研修を修了していることが望ましい。
 - (4) 当該保険医療機関内に患者等に対する支援体制が整備されていること。なお、患者等に対する支援体制とは以下のことをいう。
 - ア 患者支援体制確保のため、(1)における相談窓口と各部門とが十分に連携していること。
 - イ 各部門において、患者支援体制に係る担当者を配置していること。
 - ウ 患者支援に係る取組の評価等を行うカンファレンスが週 1 回程度開催されており、必要に応じて各部門の患者支援体制に係る担当者等が参加していること。
 - エ 各部門において、患者等から相談を受けた場合の対応体制及び報告体制をマニュアルとして整備し、職員に遵守させていること。
 - オ (1)における相談窓口及び各部門で対応した患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取扱い、その他の患者支援に関する実績を記録していること。また、「A 2 3 4」に掲げる医療安全対策加算を算定している場合は、医療安全管理対策委員会と十分に連携し、その状況を記録していること。
 - カ 定期的に患者支援体制に関する取組の見直しを行っていること。
 - (5) 当該保険医療機関内の見やすい場所に、(1)における相談窓口が設置されていること及び患者等に対する支援のため実施している取組を掲示していること。また、当該保険医療機関の入院患者について、入院時に文書等を用いて(1)における相談窓口について説明を行っていること。
 - (6) 公益財団法人日本医療機能評価機構等、第三者の評価を受けていることが望ましい。
- 2 届出に関する事項
- 患者サポート体制充実加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 36 を用いること。

第 21 の 3 重症患者初期支援充実加算

1 重症患者初期支援充実加算の施設基準

- (1) 「A 2 3 4－3」に掲げる患者サポート体制充実加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- (2) 当該保険医療機関内に、特に重篤な患者及びその家族等が治療方針及びその内容等を理解し、当該治療方針等に係る意向を表明するための支援を行う体制として、以下の体制が整備されていること。
 - ア 当該保険医療機関内に、当該患者及びその家族等が治療方針及びその内容等を理解し、当該治療方針等に係る意向を表明するための支援を行う専任の担当者（以下「入院時重症患者対応メディエーター」という。）を配置していること。なお、当該支援に当たっては、当該患者の診療を担う医師及び看護師等の他職種とともに支援を行うこと。
 - イ 入院時重症患者対応メディエーターは、当該患者の治療に直接関わらない者であって、以下のいずれかに該当するものであること。なお、以下の(イ)に掲げる者については、医療関係団体等が実施する特に重篤な患者及びその家族等に対する支援に係る研修を修了していることが望ましいこと。

- (イ) 医師、看護師、薬剤師、社会福祉士、公認心理師又はその他医療有資格者
- (ロ) (イ)以外の者であって、医療関係団体等が実施する特に重篤な患者及びその家族等に対する支援に係る研修を修了し、かつ、当該支援に係る経験を有する者
- ウ 当該患者及びその家族等に対する支援に係る取組の評価等を行うカンファレンスが月1回程度開催されており、入院時重症患者対応メディエーター、集中治療部門の職員等に加え、必要に応じて当該患者の診療を担う医師、看護師等が参加していること。なお、当該カンファレンスは、「A234-3」に掲げる患者サポート体制充実加算におけるカンファレンスを活用することで差し支えない。
- エ 当該患者及びその家族等に対する支援に係る対応体制及び報告体制をマニュアルとして整備し、職員に遵守させていること。なお、当該マニュアルは、「A234-3」に掲げる患者サポート体制充実加算におけるマニュアルを活用することで差し支えない。
- オ 当該患者及びその家族等に対する支援の内容その他必要な実績を記録していること。
- カ 定期的に当該患者及びその家族等に対する支援体制に関する取組の見直しを行っていること。

2 届出に関する事項

重症患者初期支援充実加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式36の2を用いること。

第21の4 報告書管理体制加算

1 報告書管理体制加算に関する施設基準

- (1) 放射線科又は病理診断科を標榜する保険医療機関であること。
- (2) 「A234」医療安全対策加算1又は2の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- (3) 第4部通則5に規定する画像診断管理加算2、3若しくは4又は「N006」病理診断管理加算1若しくは2の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- (4) 当該保険医療機関内に、医療安全対策に係る適切な研修を修了した専任の常勤臨床検査技師又は専任の常勤診療放射線技師その他の常勤医療有資格者を報告書確認管理者として配置していること。なお、ここでいう適切な研修とは、第20医療安全対策加算の1の(1)のアをいうものである。
- (5) 当該保険医療機関内に、以下の構成員からなる報告書確認対策チームが設置されていること。
 - ア (4)の報告書確認管理者
 - イ 専ら画像診断を行う医師もしくは専ら病理診断を行う医師
 - ウ 医療安全管理部門の医師その他医療有資格者
- (6) 報告書確認管理者が行う業務に関する事項
 - ア 報告書管理に係る企画立案を行うこと。
 - イ 報告書管理の体制確保のための各部門との調整を行うこと。
 - ウ 各部門における報告書管理の支援を実施し、その結果を記録していること。
 - エ 報告書作成から概ね2週間後に、主治医等による当該報告書の確認状況について、確認を行うとともに、未確認となっている報告書を把握すること。
 - オ 未確認となっている報告書のうち、医学的な対応が必要とされるものについて、その対

- (5) 呼吸ケアチームは当該診療を行った患者数や診療の回数、当該患者のうち人工呼吸器離脱に至った患者数、患者の1人当たりの平均人工呼吸器装着日数等について記録していること。

2 届出に関する事項

呼吸ケアチーム加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式40の2を用いること。

第26の2 術後疼痛管理チーム加算

1 術後疼痛管理チーム加算に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、以下の3名以上から構成される術後疼痛管理のための術後疼痛管理に係るチーム（以下「術後疼痛管理チーム」という。）が設置されていること。

ア 麻酔に従事する常勤の医師（以下「麻酔科医」という。）

イ 術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した専任の看護師

ウ 術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した専任の薬剤師

なお、アからウまでのほか、術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した臨床工学技士が配置されていることが望ましい。

- (2) (1)のイの専任の看護師は、年間200症例以上の麻酔管理を行っている保険医療機関において、手術室又は周術期管理センター等の勤務経験を2年以上有するものであること。

- (3) (1)のウの専任の薬剤師は、薬剤師としての勤務経験を5年以上有し、かつ、うち2年以上が周術期関連の勤務経験を有しているものであること。

- (4) (1)に掲げる臨床工学技士は、手術室、周術期管理センター又は集中治療部門の勤務経験を3年以上有しているものであること。

- (5) (1)に掲げる術後疼痛管理に係る所定の研修とは、次の事項に該当する研修であること。

ア 医療関係団体等が主催する26時間以上の研修であって、当該団体より修了証が交付される研修であること。

イ 術後疼痛管理のための専門的な知識・技術を有する看護師、薬剤師及び臨床工学技士等の養成を目的とした研修であること。なお、当該研修には、次の内容を含むものであること。

(イ) 術後疼痛に係る解剖、生理、薬理学

(ロ) 術後疼痛発症例の抽出・早期対応

(ハ) 術後疼痛に対する鎮痛薬の種類と説明・指導

(ニ) 硬膜外鎮痛法、末梢神経ブロックのプランニングとモニタリング

(ホ) 患者自己調節式鎮痛法のプランニングとモニタリング

(ヘ) 術後鎮痛で問題となる術前合併症・リスクの抽出

(ト) 術後鎮痛法に伴う合併症の予防・発症時の対応

(チ) 在宅術後疼痛・院外施設での術後疼痛管理法の指導

(リ) 手術別各論

- (6) 当該保険医療機関において、術後疼痛管理チームが組織上明確に位置づけられていること。

- (7) 算定対象となる病棟の見やすい場所に術後疼痛管理チームによる診療が行われている旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。

2 届出に関する事項

術後疼痛管理チーム加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式40の2の2を用いること。

第 26 の 2 の 2 地域支援・医薬品供給対応体制加算

1 地域支援・医薬品供給対応体制加算の施設基準

- (1) 病院では、薬剤部門において後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ薬事委員会等で後発医薬品の採用を決定する体制が整備されていること。
有床診療所では、薬剤部門又は薬剤師が後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ後発医薬品の採用を決定する体制が整備されていること。
- (2) 当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 60 号）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量（以下「規格単位数量」という。）に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が、地域支援・医薬品供給対応体制加算 1 にあつては 90%以上、地域支援・医薬品供給対応体制加算 2 にあつては 85%以上 90%未満、地域支援・医薬品供給対応体制加算 3 にあつては 75%以上 85%未満であること。
- (3) 入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいる旨を当該保険医療機関の入院受付、外来受付及び支払窓口の見やすい場所に掲示していること。
- (4) 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されていること。
- (5) (4) の体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- (6) (3) 及び (5) の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。
自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
- (7) 個々の医薬品の価値及び流通コストを無視した値引き交渉を慎むこと。また、原則として全ての品目について単品単価交渉とすること。
- (8) 医薬品の流通の効率化及び安定供給の確保のため、卸売販売業者への頻回配送、休日夜間配送及び急配に係る過度な依頼を慎むこと。
- (9) 厳格な温度管理を要する医薬品及び在庫調整を目的とした医薬品等については卸売販売業者への返品を慎むこと。
- (10) 医薬品の流通改善及び安定供給の観点から、平時から地域の保険医療機関、保険薬局及び医療関係団体と連携し、取り扱う医薬品の品目について情報共有や事前の合意等に取り組むことが望ましい。

2 届出に関する事項

地域支援・医薬品供給対応体制加算の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 40 の 3 を用いること。

第 26 の 2 の 3 バイオ後続品使用体制加算

1 バイオ後続品使用体制加算の施設基準

- (1) 病院では、薬剤部門においてバイオ後続品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ薬事委員会等でバイオ後続品の採用を決定する体制が整備されていること。

有床診療所では、薬剤部門又は薬剤師がバイオ後続品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえバイオ後続品の採用を決定する体制が整備されていること。

- (2) 当該保険医療機関において調剤した先行バイオ医薬品及びバイオ後続品（バイオ後続品の適応のない患者に対して使用する先行バイオ医薬品は除く。以下同じ。）について、当該薬剤を合算した規格単位数量に占めるバイオ後続品の規格単位数量の割合について、ア及びイを満たすこと。なお、ア又はイに掲げるそれぞれの成分について、直近1年間に当該保険医療機関において調剤した先行バイオ医薬品及びバイオ後続品の規格単位数量の合計が50未満の場合においては、当該成分に限り、ア又はイに定める基準未満であっても差し支えないが、ア又はイに掲げる成分のうち少なくとも1つ以上の成分については、規格単位数量の合計が50以上であること。

ア 次に掲げる成分について、当該保険医療機関において調剤した先行バイオ医薬品及びバイオ後続品について、当該成分全体の規格単位数量に占めるバイオ後続品の規格単位数量の割合がそれぞれ80%以上であること。

- (イ) エポエチン
- (ロ) リツキシマブ
- (ハ) トラスツズマブ
- (ニ) テリパラチド
- (ホ) ラニビズマブ
- (ヘ) インスリングルルギン
- (ト) ダルベポエチン
- (チ) フィルグラスチム

イ 次に掲げる成分について、当該保険医療機関において調剤した先行バイオ医薬品及びバイオ後続品について、当該成分全体の規格単位数量に占めるバイオ後続品の規格単位数量の割合がそれぞれ50%以上であること。

- (イ) ソマトロピン
- (ロ) インフリキシマブ
- (ハ) エタネルセプト
- (ニ) アガルシダーゼベータ
- (ホ) ベバシズマブ
- (ヘ) インスリンリスプロ
- (ト) インスリンアスパルト
- (チ) アダリムマブ
- (リ) アフリベルセプト
- (ヌ) ウステキヌマブ
- (ル) ペグフィルグラスチム
- (ヲ) トシリズマブ

- (3) 入院及び外来においてバイオ後続品の使用に積極的に取り組んでいる旨及びバイオ後続品の導入に関する説明を積極的に行っている旨を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- (4) (3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

2 届出に関する事項

- (1) バイオ後続品使用体制加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式40の3の2を用いること。
- (2) 令和8年3月31日時点で、現にバイオ後続品使用体制加算の届出を行っている保険医療機関にあっては、令和9年5月31日までの間に限り、1の(2)のアの(ホ)から(チ)まで及びイの(リ)から(ヲ)までに掲げる成分について、1の(2)のア又はイに定める割合の基準を満たしているものとみなす。ただし、本文の規定により基準を満たす保険医療機関にあっては、アの(イ)から(ニ)まで及びイの(イ)から(チ)までのうち少なくとも1つ以上の成分について、直近1年間に当該保険医療機関において調剤した先行バイオ医薬品及びバイオ後続品の規格単位数量の合計が50以上である必要がある。

第26の3 病棟薬剤業務実施加算

1 病棟薬剤業務実施加算1の施設基準

- (1) 当該保険医療機関に常勤の薬剤師が、2名以上配置されているとともに、病棟薬剤業務の実施に必要な体制がとられていること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤薬剤師を2名組み合わせることにより、当該常勤薬剤師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤薬剤師が配置されている場合には、これらの非常勤薬剤師の実労働時間を常勤換算し常勤薬剤師数に算入することができる。ただし、常勤換算し常勤薬剤師に算入することができるのは、常勤薬剤師のうち1名までに限る。
- (2) 病棟薬剤業務を行う専任の薬剤師が当該保険医療機関の全ての病棟（「A106」障害者施設等入院基本料、「A304」地域包括医療病棟入院料又は「A307」小児入院医療管理料以外の特定入院料（病棟単位で行うものに限る。）を算定する病棟を除く。）に配置されていること。ただし、この場合において、複数の薬剤師が一の病棟において病棟薬剤業務を実施することを妨げない。

病棟の概念及び1病棟当たりの病床数に係る取扱いについては、別添2の第2の1及び2によるものであること。

なお、病棟薬剤業務実施加算を算定できない手術室、治療室及び小児入院医療管理料以外の特定入院料（病棟単位で行うものに限る。）を算定する病棟においても、病棟薬剤業務の実施に努めること。

- (3) 当該保険医療機関において、病棟専任の薬剤師による病棟薬剤業務の直近1か月の実施時間が合算して1週間につき20時間相当に満たない病棟（「A106」障害者施設等入院基本料、「A304」地域包括医療病棟入院料又は「A307」小児入院医療管理料以外の特定入院料（病棟単位で行うものに限る。）を算定する病棟を除く。）があつてはならないこと。
- (4) 病棟薬剤業務の実施時間には、「A307」小児入院医療管理料の「注6」に規定する退

院時薬剤情報管理指導連携加算、「B008」薬剤管理指導料及び「B014」退院時薬剤情報管理指導料の算定のための業務に要する時間は含まれないものであること。

- (5) 医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設（以下「医薬品情報管理室」という。）を有し、院内からの相談に対応できる体制が整備されていること。なお、院内からの相談に対応できる体制とは、当該保険医療機関の医師等からの相談に応じる体制があることを当該医師等に周知していればよく、医薬品情報管理室に薬剤師が常時配置されている必要はない。
- (6) 医薬品情報管理室が、病棟専任の薬剤師を通じて、次のアからウまでに掲げる情報（以下「医薬品安全性情報等」という。）を積極的に収集し、評価するとともに、一元的に管理し、医薬品安全性情報等及びその評価した結果について、有効に活用されるよう分かりやすく工夫した上で、関係する医療従事者に速やかに周知していること。

ア 当該保険医療機関における医薬品の投薬及び注射の状況（使用患者数、使用量、投与日数等を含む。）

イ 当該保険医療機関において発生した医薬品に係る副作用（医薬品医療機器等法第68条の10第2項の規定による報告の対象となる副作用をいう。なお、同条第1項の規定による報告の対象となる副作用についても、同様の体制を講じていることが望ましい。）、ヒヤリハット、インシデント等の情報

ウ 公的機関、医薬品製造販売業者、卸売販売業者、学術誌、医療機関外の医療従事者等外部から入手した医薬品の有効性、安全性、品質、ヒヤリハット、インシデント等の情報（後発医薬品に関するこれらの情報を含む。）

- (7) 医薬品安全性情報等のうち、迅速な対応が必要となるものを把握した際に、電子媒体に保存された診療録、薬剤管理指導記録等の活用により、当該医薬品を処方した医師及び投与された患者（入院中の患者以外の患者を含む。）を速やかに特定でき、必要な措置を迅速に講じることができる体制を有していること。
- (8) 病棟専任の薬剤師と医薬品情報管理室の薬剤師が必要に応じカンファレンス等を行い、各病棟での問題点等の情報を共有するとともに、各薬剤師が病棟薬剤業務を実施するにつき必要な情報が提供されていること。
- (9) データベースの構築などにより医療従事者が、必要な時に医薬品情報管理室で管理している医薬品安全性情報等を容易に入手できる体制を有していること。
- (10) 上記(6)から(9)までに規定する内容の具体的実施手順及び新たに入手した情報の重要度に応じて、安全管理委員会、薬事委員会等の迅速な開催、関連する医療従事者に対する周知方法等に関する手順が、あらかじめ「医薬品の安全使用のための業務に関する手順書（医薬品業務手順書）」に定められており、それに従って必要な措置が実施されていること。
- (11) 「B008」薬剤管理指導料に係る届出を行っていること。
- (12) 病棟専任の薬剤師の氏名が病棟内に掲示されていること。
- (13) 当該保険医療機関において「A250」薬剤総合評価調整加算の算定回数が、直近3か月間で10回以上であること。
- (14) 当該保険医療機関において「B014」退院時薬剤情報管理指導料の算定割合が、直近3か月間で退院患者のうち4割以上であること。

2 病棟薬剤業務実施加算2の施設基準

1の(1)～(12)を満たすこと。

3 病棟薬剤業務実施加算 3 の施設基準

- (1) 病棟薬剤業務実施加算 1 又は 2 に係る届出を行っていること。
- (2) 病棟薬剤業務を行う専任の薬剤師が当該加算を算定する治療室に配置されていること。
- (3) 当該保険医療機関において、治療室専任の薬剤師による病棟薬剤業務の直近 1 か月の実施時間が合算して 1 週間につき 20 時間相当に満たない治療室があつてはならないこと。
- (4) 病棟薬剤業務の実施時間には、「B 0 0 8」薬剤管理指導料及び「B 0 1 4」退院時薬剤情報管理指導料算定のための業務に要する時間は含まれないものであること。
- (5) 医薬品情報管理室が、治療室専任の薬剤師を通じて、医薬品安全性情報等を積極的に収集し、評価するとともに、一元的に管理し、当該情報及びその評価した結果について、有効に活用されるよう分かりやすく工夫した上で、関係する医療従事者に速やかに周知していること。
- (6) 治療室専任の薬剤師と医薬品情報管理室の薬剤師が必要に応じカンファレンス等を行い、各治療室での問題点等の情報を共有するとともに、各薬剤師が病棟薬剤業務を実施するにつき必要な情報が提供されていること。

4 薬剤業務向上加算の施設基準

- (1) 病棟薬剤業務実施加算 1 又は 2 に係る届出を行っていること。
- (2) 「免許取得直後の薬剤師を対象とした病棟業務等に係る総合的な研修」とは、次に掲げる体制を整備する保険医療機関が実施するものをいう。
 - ア 当該保険医療機関は研修を計画的に実施するために、次のいずれも満たしていること。
 - (イ) 当該研修における責任者を配置すること。
 - (ロ) 研修の計画や実施等に関して検討するために、(イ)の責任者及び当該保険医療機関の医師、薬剤師等の多職種から構成される委員会が設置されていること。
 - イ 薬剤師として十分な病院勤務経験を有し、研修内容に関して指導能力を有する常勤の薬剤師が、当該研修を受ける薬剤師（以下「受講薬剤師」という。）の指導に当たっていること。
 - ウ 受講薬剤師の研修に対する理解及び修得の状況などを定期的に評価し、その結果を当該受講薬剤師にフィードバックすること。また、研修修了時に当該受講薬剤師が必要な知識及び技能を習得しているかどうかについて、評価が適切に実施されていること。
 - エ 無菌製剤処理を行うための設備及び医薬品情報管理室等の設備が整備されていること。
 - オ 調剤、病棟薬剤業務、チーム医療、医薬品情報管理等を広く修得できる研修プログラムに基づき研修を実施していること。なお、研修プログラムを医療機関のウェブサイトで公開するとともに、定期的に研修の実施状況の評価及び研修プログラムの見直しを実施する体制を有していること。
- (3) (2)のオの研修プログラムは、以下の内容を含むものであること。
 - ア 内服・外用・注射剤の調剤（医薬品（麻薬・毒薬・向精神薬）の管理、処方鑑査を含む。）
 - イ 外来患者の薬学的管理（外来化学療法を実施するための治療室における薬学的管理等）
 - ウ 入院患者の薬学的管理（薬剤管理指導、病棟薬剤業務、入院時の薬局との連携を含む。）
 - エ 無菌製剤処理（レジメン鑑査を含む）

オ 医薬品情報管理

カ 薬剤の血中濃度測定の結果に基づく投与量の管理

キ 手術室及び集中治療室等における薬学的管理

(4) (2)及び(3)に関しては、「医療機関における新人薬剤師の研修プログラムの基本的考え方」(一般社団法人日本病院薬剤師会)並びに「薬剤師の卒後研修カリキュラムの調査研究」(令和3年度厚生労働科学研究費補助金健康安全確保総合研究分野医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究)における薬剤師の卒後研修プログラム骨子案及び薬剤師卒後研修プログラム評価票案を参考にすること。

(5) 「都道府県との協力の下で、当該保険医療機関の薬剤師が、一定期間、別の保険医療機関に勤務して地域医療に係る業務を実践的に修得する体制」とは、地域医療に係る業務を一定期間経験させるため、都道府県における薬剤師確保の取組を担当する部署と連携して、自施設の薬剤師を他の保険医療機関(特別の関係にある保険医療機関を除く。)に出向させる体制として、以下の要件のいずれも満たすこと。

ア 出向先について、都道府県や二次医療圏などの個々の地域における保険医療機関に勤務する薬剤師の需要と供給の状況を踏まえ、薬剤師が不足している地域において病棟業務やチーム医療等の業務の充実が必要な保険医療機関を選定していること。なお、薬剤師が不足している地域とは、「薬剤師確保計画ガイドラインについて」(令和5年6月9日付薬生総発0609第2号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)及び「薬剤師偏在指標等について」(令和5年6月9日付厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡)等に基づいて都道府県により判断されるものであること。

イ アにおいて選定した出向先の保険医療機関及び都道府県における薬剤師確保の取組を担当する部署との協議の上で、次の要件を満たす具体的な計画が策定されていること。なお、具体的な計画には、当該地域における医療機関に勤務する薬剤師が不足している状況、出向先の保険医療機関を選定した理由を記載するとともに、都道府県と協議したことがわかる内容を記載又は計画書へ添付しておくこと。

(イ) 出向する薬剤師は、概ね3年以上の病院勤務経験を有し、かつ、当該保険医療機関において概ね1年以上勤務している常勤の薬剤師であり、その後、出向元の保険医療機関に戻って勤務すること。

(ロ) 出向の期間は、地域の実情を踏まえ、出向先の保険医療機関、都道府県における薬剤師確保の取組を担当する部署との協議により決められたものであること。

ウ ア及びイに基づき現に出向を実施していること。

(6) 医療法第4条の2第1項に規定する特定機能病院又は急性期総合体制加算1から4までのいずれかに係る届出を行っている保険医療機関であること。

5 届出に関する事項

(1) 病棟薬剤業務実施加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式40の4を用いること。

(2) 調剤、医薬品情報管理、薬剤管理指導、在宅患者訪問薬剤管理指導又は病棟薬剤業務のいずれに従事しているかを(兼務の場合はその旨を)備考欄に記載すること。

(3) 薬剤業務向上加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式40の4の2を用いること。

(4) 新規届出の場合は、3(5)に基づき当該保険医療機関において出向に関する具体的な計画が策定された時点で届出を行うことができる。また、現に出向を開始した月から算定を開

始すること。

- (5) 令和8年3月31日において現に急性期充実体制加算の届出を行っている保険医療機関については、令和8年9月31日までの間に限り、4の(6)の基準を満たしているものとみなす。

第26の4 データ提出加算

1 データ提出加算の施設基準

- (1) 「A207」診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

ただし、特定入院料（「A317」特定一般病棟入院料を除く。）のみの届出を行う保険医療機関にあつては、「A207」診療録管理体制加算1又は2の施設基準を満たしていれば足りること。

- (2) 厚生労働省が毎年実施する「DPCの評価・検証等に係る調査」（以下「DPC調査」という。）に適切に参加できる体制を有すること。また、厚生労働省保険局医療課及び厚生労働省がDPC調査の一部事務を委託するDPC調査事務局（以下「DPC調査事務局」という。）と常時電子メール及び電話での連絡可能な担当者を必ず2名指定すること。

- (3) DPC調査に適切に参加し、DPC調査の退院患者調査に準拠したデータを提出すること。
なお、データ提出加算1及び3にあつては、入院患者に係るデータを、データ提出加算2及び4にあつては、入院患者に係るデータに加え、外来患者に係るデータを提出すること。

- (4) 「適切なコーディングに関する委員会」（以下「コーディング委員会」という。）を設置し、年2回以上当該委員会を開催すること。

コーディング委員会とは、標準的な診断及び治療方法について院内で周知を徹底し、適切なコーディング（適切な国際疾病分類に基づく適切な疾病分類等の決定をいう。）を行う体制を確保することを目的として設置するものとし、コーディングに関する責任者の他に少なくとも診療部門に所属する医師、薬剤部門に所属する薬剤師及び診療録情報を管理する部門又は診療報酬の請求事務を統括する部門に所属する診療記録管理者を構成員とする委員会のことをいう。

なお、病院内の他の委員会において、目的及び構成員等がコーディング委員会の要件を満たしている場合には、当該委員会をコーディング委員会と見なすことができる。ただし、当該委員会の設置規定等に適切なコーディングに関する事項を明記し、適切なコーディングに関するテーマについて、年2回以上、委員会を開催しなければならない。

2 データ提出に関する事項

- (1) データの提出を希望する保険医療機関（DPC対象病院又はDPC準備病院である病院を除く）は、令和8年5月20日、8月20日、11月20日、令和9年2月22日、5月20日、8月20日、11月22日又は令和10年2月21日までに別添7の様式40の5について、地方厚生（支）局医療課長を経由して、厚生労働省保険局医療課長へ届出すること。

- (2) (1)の届出を行った保険医療機関は、当該届出の期限となっている月の翌月から起算して2か月分のデータ（例として、令和8年7月に届出を行った場合は、令和8年8月20日の期限に合わせた届出となるため、試行データは令和8年9月及び10月の2か月分となる。）

（以下「試行データ」という。）を厚生労働省が提供するチェックプログラムにより作成し、DPCの評価・検証等に係る調査（退院患者調査）実施説明資料（以下「調査実施説明資料」

という。)に定められた方法に従って厚生労働省保険局医療課が別途通知する期日までにDPC調査事務局へ提出すること。

- (3) 試行データが適切に提出されていた場合は、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、厚生労働省保険局医療課より事務連絡(以下「データ提出事務連絡」という。)を1の(2)の担当者宛てに電子メールにて発出する。

なお、当該連絡のあった保険医療機関においては、この連絡以後、データ提出加算の届出を行うことが可能となる。

3 届出に関する事項

- (1) データ提出加算の施設基準に係る届出は別添7の様式40の7を用いること。
- (2) 入院患者に係るデータを提出する場合はデータ提出加算1及び3、入院患者に係るデータに加え、外来患者に係るデータを提出する場合はデータ提出加算2及び4を届け出ること。
なお、データ提出加算1及び3の届出を行っている保険医療機関が、新たに外来患者に係るデータを提出するものとしてデータ提出加算2及び4の届出を行うことは可能である。ただし、データ提出加算2及び4の届出を行っている保険医療機関が外来患者に係るデータを提出しないものとして、データ提出加算1及び3へ届出を変更することはできない。
- (3) 各調査年度において、累積して3回のデータ提出の遅延等が認められた場合は、適切なデータ提出が継続的に行われていないことから、3回目の遅延等が認められた日の属する月に速やかに変更の届出を行うこととし、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月からは算定できないこと。
- (4) データ提出を取りやめる場合、1の基準を満たさなくなった場合及び(3)に該当した場合については、別添7の様式40の8を提出すること。なお、様式40の8を提出しデータ提出加算に係る届出を辞退した場合、当該加算の届出が施設基準の1つとなっている入院基本料等も算定できなくなること。
- (5) (4)の届出を行い、その後に再度データ提出を行う場合にあっては、2の手続きより開始すること。
- (6) 基本診療料の施設基準等第十一の二十三及び二十四に掲げる、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由がある場合とは、電子カルテシステムを導入していない場合や厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に規定する物理的安全対策や技術的安全対策を講ずることが困難である場合等が該当する。

第26の5 入退院支援加算

1 入退院支援加算1に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、入退院支援及び地域連携業務を担う部門(以下この項において「入退院支援部門」という。)が設置されていること。
- (2) 入院中の患者とその家族等との面会は、患者の尊厳の保持及び療養生活の質の向上に資するのみならず、円滑な退院支援を行う上でも重要であることから、感染対策等の正当な理由なく、入院中の患者に対する家族等による面会を妨げてはならないこと。また、やむを得ず面会の制限を行う場合にあっては、当該制限が必要以上に厳格なものとならないよう配慮すること。

なお、これらを踏まえ、面会に関する規程を策定するとともに、当該規程について定期的

た診療の届出を行っていただくと、情報通信機器を用いた入院前支援を行う場合として特に
地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 26 の 6 認知症ケア加算

1 認知症ケア加算 1 の施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、以下から構成される認知症ケアに係るチーム（以下「認知症ケアチーム」という。）が設置されていること。このうち、イに掲げる看護師については、原則週 16 時間以上、認知症ケアチームの業務に従事すること。なお、認知症ケアチームは、別添 2 の第 1 の 7 の(5)に規定する身体的拘束最小化チームを兼ねることは差し支えない。

ア 認知症患者の診療について十分な経験を有する専任の常勤医師

イ 認知症患者の看護に従事した経験を 5 年以上有する看護師であって、認知症看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師

ウ 認知症患者等の退院調整について経験のある専任の常勤社会福祉士又は常勤精神保健福祉士

なお、アからウまでのほか、患者の状態に応じて、理学療法士、作業療法士、薬剤師、管理栄養士が参加することが望ましい。

- (2) (1)のアに掲げる医師は、精神科の経験を 3 年以上有する医師、神経内科の経験を 3 年以上有する医師又は認知症治療に係る適切な研修を修了した医師であること。なお、ここでいう適切な研修とは、国、都道府県又は医療関係団体等が主催する研修であり、認知症診断について適切な知識・技術等を修得することを目的とした研修で、2 日間、7 時間以上の研修期間で、修了証が交付されるものであること。また、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（精神科の経験を 3 年以上有する医師、神経内科の経験を 3 年以上有する医師又は認知症治療に係る適切な研修を修了した医師に限る。）を 2 名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該 2 名以上の非常勤医師が認知症ケアチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

- (3) (1)のイに掲げる認知症看護に係る適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること（600 時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの）。

イ 認知症看護に必要な専門的知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ 講義及び演習は、次の内容を含むものであること。

(イ) 認知症の原因疾患・病態及び治療・ケア・予防

(ロ) 認知症に関わる保健医療福祉制度の変遷と概要

(ハ) 認知症患者に特有な倫理的課題と対応方法

(ニ) 認知症看護に必要なアセスメントと援助技術

(ホ) コミュニケーションスキル

(ヘ) 認知症の特性を踏まえた生活・療養環境の調整方法、行動・心理症状（BPSD）への

対応

(ト) ケアマネジメント（各専門職・他機関との連携、社会資源の活用方法）

(チ) 家族への支援・関係調整

エ 実習により、事例に基づくアセスメントと認知症看護関連領域に必要な看護実践を含むものであること。

(4) (1)のウに掲げる社会福祉士又は精神保健福祉士は、認知症患者又は要介護者の退院調整の経験のある者又は介護支援専門員の資格を有する者であること。

(5) 認知症ケアチームは、以下の業務を行うこと。

ア 認知症患者のケアに係るカンファレンスが週1回程度開催されており、チームの構成員及び当該患者の入院する病棟の看護師等、必要に応じて当該患者の診療を担う医師などが参加していること。

イ チームは、週1回以上、各病棟を巡回し、病棟における認知症患者に対するケアの実施状況の把握や病棟職員への助言等を行うこと。

ウ チームにより、身体的拘束の実施基準や鎮静を目的とした薬物の適正使用等の内容を盛り込んだ認知症ケアに関する手順書（マニュアル）を作成し、保険医療機関内に周知し活用すること。なお、認知症ケアの実施状況等を踏まえ、定期的に当該手順書の見直しを行うこと。

エ せん妄のリスク因子の確認のためのチェックリスト及びせん妄のハイリスク患者に対するせん妄対策のためのチェックリストを作成していること。

オ チームにより、認知症患者に関わる職員を対象として、認知症患者のケアに関する研修を定期的実施すること。

(6) 認知症患者に関わる全ての病棟の看護師等は、原則として年に1回、認知症患者のアセスメントや看護方法等について、当該チームによる研修又は院外の研修を受講すること（ただし、既に前年度又は前々年度に研修を受けた看護師等にあつてはこの限りではない）。また、原則として、全ての病棟（小児科など身体疾患を有する認知症患者が入院しない病棟及び精神病床は除く。）に、2の(4)に掲げる認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る適切な研修又は院内研修を受けた看護師を1名以上配置することが望ましい。

(7) 当該保険医療機関において、当該チームが組織上明確に位置づけられていること。

2 認知症ケア加算2の施設基準

(1) 当該保険医療機関に、認知症患者の診療について十分な経験を有する専任の常勤医師又は認知症患者の看護に従事した経験を5年以上有する看護師であつて、認知症看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師を配置すること。

(2) (1)に掲げる医師については、1の(2)を満たすものであること。また、(1)に掲げる認知症看護に係る適切な研修については、1の(3)の例による。

(3) 原則として、全ての病棟（小児科など身体疾患を有する認知症患者が入院しない病棟及び精神病床は除く。）に、認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る適切な研修を受けた看護師を3名以上配置すること。

(4) (3)に掲げる認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。ただし、(3)に掲げる3名以上の看護師のうち1名については、次の事項に該当する研修を受けた看護師が行う認知症患者のアセスメントや看護方法等に係

る院内研修の受講をもって満たすものとして差し支えない。

ア 国、都道府県又は医療関係団体等が主催する研修であること（修了証が交付されるもの）。

イ 認知症看護に必要な専門的知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ 講義及び演習は、次の内容について9時間以上含むものであること。

- (イ) 認知症の原因疾患と病態・治療
 - (ロ) 入院中の認知症患者に対する看護に必要なアセスメントと援助技術
 - (ハ) コミュニケーション方法及び療養環境の調整方法
 - (ニ) 行動・心理症状（BPSD）、せん妄の予防と対応法
 - (ホ) 認知症に特有な倫理的課題と意思決定支援
- (5) (1)の医師又は看護師は、病棟における認知症患者に対するケアの実施状況を定期的に把握し、病棟職員に対して必要な助言等を行うこと。
- (6) (1)の医師又は看護師を中心として、身体的拘束の実施基準や鎮静を目的とした薬物の適正使用等の内容を盛り込んだ認知症ケアに関する手順書（マニュアル）を作成し、保険医療機関内に周知し活用すること。
- (7) (1)の医師又は看護師を中心として、せん妄のリスク因子の確認のためのチェックリスト及びせん妄のハイリスク患者に対するせん妄対策のためのチェックリストを作成していること。
- (8) (1)の医師又は看護師を中心として、認知症患者に関わる職員に対し、少なくとも年に1回は研修や事例検討会等を実施すること。

3 認知症ケア加算3の施設基準

- (1) 2の(3)及び(4)の施設基準を満たしていること。
- (2) 身体的拘束の実施基準や鎮静を目的とした薬物の適正使用等の内容を盛り込んだ認知症ケアに関する手順書（マニュアル）を作成し、保険医療機関内に周知し活用すること。
- (3) せん妄のリスク因子の確認のためのチェックリスト及びせん妄のハイリスク患者に対するせん妄対策のためのチェックリストを作成していること。
- (4) 2の(3)に掲げる認知症患者のアセスメントや看護方法等に係る適切な研修を受けた看護師を中心として、病棟の看護師等に対し、少なくとも年に1回は研修や事例検討会等を実施すること。

4 届出に関する事項

- (1) 認知症ケア加算1の施設基準に係る届出は、別添7の様式40の10を用いること。
- (2) 認知症ケア加算2又は3の届出は、保険医療機関単位で届け出るが、その際、小児科など身体疾患を有する認知症患者が入院しない病棟及び精神病床を除いて届け出ることができること。また、施設基準に係る届出は、別添7の様式40の11を用いること。

第26の6の2 せん妄ハイリスク患者ケア加算

1 せん妄ハイリスク患者ケア加算の施設基準

- (1) 「A100」一般病棟入院基本料（急性期病院一般入院基本料及び急性期一般入院基本料に限る。）、「A104」特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）、「A300」救

遺症であっても、次の状態である場合には、重度の意識障害者となる。なお、該当患者の割合については、暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動にあつては、施設基準に係る変更の届出を行う必要はないこと。

ア 意識障害レベルが J C S (Japan Coma Scale) でⅡ－3 (又は30) 以上又は G C S (Glasgow Coma Scale) で8点以下の状態が2週以上持続している患者

イ 無動症の患者 (閉じ込め症候群、無動性無言、失外套症候群等)

(3) 特殊疾患病棟入院料2の施設基準

次のいずれかの基準を満たしていること。

ア 次のいずれかに該当する一般病棟又は精神病棟

(イ) 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設 (主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児 (同法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)) を入所させるものに限る。)

(ロ) 児童福祉法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関

イ 当該病棟の入院患者数の8割以上が、重度の肢体不自由児 (者) (日常生活自立度のランクB以上に限る。) 等の重度の障害者 (ただし、(2)に掲げる脊髄損傷等の重度障害者、筋ジストロフィー患者、神経難病患者、脳卒中の後遺症又は認知症の患者であつて、その発症前は重度の障害者でなかった患者 (平成20年10月1日以降に限る。)) を除く。) であること。なお、該当患者の割合については、暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動にあつては、施設基準に係る変更の届出を行う必要はないこと。

2 届出に関する事項

特殊疾患病棟入院料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20、様式24の2及び様式51を用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20を省略することができること。また、当該病棟の平面図 (面積等の分かるもの。) を添付すること。

第14 緩和ケア病棟入院料

1 緩和ケア病棟入院料1に関する施設基準等

(1) 主として悪性腫瘍患者、後天性免疫不全症候群又は終末期の末期腎不全に罹患している患者を入院させ、緩和ケアを行う病棟を単位として行うこと。

(2) 夜間において、看護師が複数配置されていること。

(3) 当該病院の医師の員数は、医療法に定める基準を満たしていること。

(4) 当該病棟内に緩和ケアを担当する常勤の医師が1名以上配置されていること。なお、複数の病棟において当該入院料の届出を行う場合には、病棟ごとに1名以上の常勤医師が配置されていること。

(5) (4)に掲げる医師は次のいずれかの研修を修了している者であること。また、終末期の末期腎不全の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、アの研修を修了している者であること。

ア がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会

イ 緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会 (日本緩和医療学会主催) 等

- (6) 当該病棟に係る病棟床面積は、患者 1 人につき内法による測定で、30 平方メートル以上であり、病室床面積は、患者 1 人につき内法による測定で、8 平方メートル以上であること。
- (7) 当該病棟内に、患者家族の控え室、患者専用の台所、面談室、一定の広さを有する談話室を備えていること。
- (8) 当該病棟は全室個室であって差し支えないが、特別の療養環境の提供に係る病床の数が 5 割以下であること。
- (9) 入退棟に関する基準が作成されていること。
- (10) 緩和ケアの内容に関する患者向けの案内が作成され、患者・家族に対する説明が行われていること。
- (11) 緩和ケア病棟入院料を算定する保険医療機関は、地域の在宅医療を担う保険医療機関と連携し、緊急時に在宅での療養を行う患者が入院できる体制を保険医療機関として確保していること。
- (12) 緩和ケア病棟入院料を算定する保険医療機関は、連携している保険医療機関の患者に関し、緊急の相談等に対応できるよう、24 時間連絡を受ける体制を保険医療機関として確保していること。
- (13) 緩和ケア病棟においては、連携する保険医療機関の医師、看護師又は薬剤師に対して、実習を伴う専門的な緩和ケアの研修を行っていること。
- (14) がん診療の拠点となる病院は、別添 3 の第 14 の 1 の(13)と同様であること。
 また、がん診療の拠点となる病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院に準じる病院とは、都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院又は公益財団法人日本医療機能評価機構が定める機能評価（緩和ケア病院）と同等の基準について、第三者の評価を受けている病院をいう。
- (15) 当該病棟への入院を希望する患者の紹介を受けた場合に、(4)の医師が入院の適応を判断し、当該医師又は当該医師の指示を受けた看護職員が入院までの待機期間や待機中の緊急時の対応方針等について、患者に説明を行う体制を設けること。
- (16) 以下のア又はイを満たしていること。
 - ア 当該病棟直近 1 年間の入院患者について、以下の（イ）から（ロ）までの期間の平均が 14 日未満であること。
 - （イ）（4）の医師又は当該医師の指示を受けた看護職員から説明を受けた上で、患者等が文書又は口頭で入院の意思表示を行った日
 - （ロ） 患者が当該病棟に入院した日
 - イ 直近 1 年間に於いて、退院患者のうち、次のいずれかに該当する患者以外の患者が 15% 以上であること。
 - （イ） 他の保険医療機関（療養病棟入院基本料、有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料を算定する病棟及び病室を除く。）に転院した患者
 - （ロ） 同一の保険医療機関の当該入院料にかかる病棟以外の病棟（療養病棟入院基本料を算定する病棟を除く。）への転棟患者
 - （ハ） 死亡退院の患者
- (17) 次のいずれかに係る届出を行っていること。
 - ア 「A 2 2 6－2」に掲げる緩和ケア診療加算

イ 「B001」「24」に掲げる外来緩和ケア管理料

ウ 「C003」に掲げる在宅がん医療総合診療料

- (18) データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。また、当該基準については別添7の様式40の7を用いて届出を行った時点で、当該入院料の届出を行うことができる。ただし、令和8年3月31日において急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）、専門病院入院基本料（13対1入院基本料を除く。）、地域包括医療病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料1から4又は地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟若しくは病室をいずれも有しない保険医療機関であつて、地域一般入院基本料、療養病棟入院料1若しくは2を算定する病棟、専門病院入院基本料（13対1入院基本料に限る。）、障害者施設等入院基本料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料若しくは精神科救急急性期医療入院料を算定する病棟又は特殊疾患入院医療管理料を算定する病室のいずれかを有するもののうち、これらの病棟又は病室の病床数の合計が当該保険医療機関において200床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものは、当分の間、当該基準を満たしているものとみなす。

2 緩和ケア病棟入院料2に関する施設基準等

1の(1)から(14)まで及び(18)を満たしていること。

3 届出に関する事項

緩和ケア病棟入院料の施設基準に係る届出は、別添7の様式9、様式20及び様式52を用いること。この場合において、病棟の勤務実績表で看護要員の職種が確認できる場合は、様式20の当該看護要員のみを省略することができること。また、当該病棟の平面図（面積等が分かるもの。）を添付すること。

第15 精神科救急急性期医療入院料

1 精神科救急急性期医療入院料に関する施設基準等

- (1) 医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床の数以上の入院患者を入院させていないこと。
- (2) 当該保険医療機関内に、精神保健指定医が4名以上常勤していること。
- (3) 当該保険医療機関内に他の精神病棟が存在する場合は、当該他の精神病棟は、精神病棟入院基本料の10対1入院基本料、13対1入院基本料、15対1入院基本料、18対1入院基本料若しくは20対1入院基本料又は特定入院料を算定している病棟でなければならないこと。
- (4) 当該各病棟における常勤の医師の数は、当該病棟の入院患者の数が16又はその端数を増すごとに1以上であること。
- (5) 当該各病棟に2名以上の常勤の精神保健福祉士が配置されていること。
- (6) 当該各病棟において、日勤帯以外の時間帯にあつては、看護師が常時2名以上配置されていること。
- (7) 当該病棟の病床数は、1看護単位当たり60床以下であること。
- (8) 当該病棟の病床のうち、隔離室を含む個室が半数以上を占めていること。
- (9) 必要な検査及びCT撮影が必要に応じて速やかに実施できる体制にあること。ただし、CT撮影については、他の保険医療機関との連携により速やかに実施できる体制が整備されて

様式 12 の 8

栄養管理実施加算の施設基準に係る届出書添付書類
(有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料のみ)

1 栄養管理を担当する常勤の管理栄養士

氏名	勤務時間	備考

2 その他（次の要件を満たす項目に○をつけること。）

- (イ) 入院患者ごとの栄養状態に関するリスクを入院時に把握すること（栄養スクリーニング）。
- (ロ) 栄養スクリーニングを踏まえて栄養状態の評価を行い、入院患者ごとに栄養管理計画（栄養管理計画の様式は、別添 6 の別紙 23 又はこれに準じた様式とする。）を作成すること。
- (ハ) 栄養管理計画には、栄養補給に関する事項（栄養補給量、補給方法、特別食の有無等）、栄養食事相談に関する事項（入院時栄養食事指導、退院時の指導の計画等）、その他栄養管理上の課題に関する事項、栄養状態の評価の間隔等を記載すること。また、当該計画書又はその写しを診療録に添付すること。
- (ニ) 医師又は医師の指導の下に管理栄養士、薬剤師、看護師その他の医療従事者が栄養管理計画を入院患者に説明し、当該栄養管理計画に基づき栄養管理を実施すること。
- (ホ) 栄養管理計画に基づき患者の栄養状態を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

[記載上の注意]

栄養管理計画に基づき入院患者の栄養管理の実施内容が確認できる文書を添付すること。

様式13

急性期総合体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

1. 通則に関する事項

1 届出加算 (該当するいずれか 1つに✓を記載)	☐ 急性期総合体制加算 1 ☐ 急性期総合体制加算 2 ☐ 急性期総合体制加算 3 ☐ 急性期総合体制加算 4 ☐ 急性期総合体制加算 5																			
2 外来縮小体制 (ア又はイのいずれ か該当するものに○ を記載)	ア (1)を満たし、かつ、(2)又は(3)のいずれかを満たす <table border="1"> <tr> <td data-bbox="472 685 539 730">☐</td><td data-bbox="539 685 1434 730">(1) 初診に係る選定療養の報告を行って実費を徴収している</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 730 539 775">☐</td><td data-bbox="539 730 1434 775">(2) 紹介割合の実績が50%以上かつ逆紹介割合の実績が30%以上</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 775 539 1104" rowspan="7"> 記前 入年 度 1 年 間 の 実 績 を </td><td data-bbox="539 775 1434 819">① 初診の患者数 () 名</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 819 1434 864">② 再診の患者数 () 名</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 864 1434 909">③ 紹介患者数 () 名</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 909 1434 954">④ 逆紹介患者数 () 名</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 954 1434 999">⑤ 救急患者数 () 名</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 999 1434 1043">⑥ 紹介割合 $(③+⑤) \div ① \times 100$ () %</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 1043 1434 1104">⑦ 逆紹介割合 $④ \div (①+②) \times 1,000$ () %</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 1104 539 1149">☐</td><td data-bbox="539 1104 1434 1149">(3) 診療情報提供料等を算定する割合が4割以上</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 1149 539 1496" rowspan="4"> 記前 入年 度 1 年 間 の 実 績 を </td><td data-bbox="539 1149 1434 1193">① 総退院患者数 () 件</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 1193 1434 1283">② 診療情報提供料 (I) の「注8」の加算を算定する退院患者数 () 件</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 1283 1434 1395">③ 転帰が治癒であり通院の必要のない退院患者数及び転帰が軽快であり退院後の初回外来時に次回以降の通院の必要がないと判断された患者数 () 件</td></tr> <tr> <td data-bbox="539 1395 1434 1496">④ 診療情報提供料等を算定する割合 $(②+③) \div ① \times 10$ () 割</td></tr> </table> イ 紹介受診重点医療機関である。	☐	(1) 初診に係る選定療養の報告を行って実費を徴収している	☐	(2) 紹介割合の実績が50%以上かつ逆紹介割合の実績が30%以上	記前 入年 度 1 年 間 の 実 績 を	① 初診の患者数 () 名	② 再診の患者数 () 名	③ 紹介患者数 () 名	④ 逆紹介患者数 () 名	⑤ 救急患者数 () 名	⑥ 紹介割合 $(③+⑤) \div ① \times 100$ () %	⑦ 逆紹介割合 $④ \div (①+②) \times 1,000$ () %	☐	(3) 診療情報提供料等を算定する割合が4割以上	記前 入年 度 1 年 間 の 実 績 を	① 総退院患者数 () 件	② 診療情報提供料 (I) の「注8」の加算を算定する退院患者数 () 件	③ 転帰が治癒であり通院の必要のない退院患者数及び転帰が軽快であり退院後の初回外来時に次回以降の通院の必要がないと判断された患者数 () 件	④ 診療情報提供料等を算定する割合 $(②+③) \div ① \times 10$ () 割
☐	(1) 初診に係る選定療養の報告を行って実費を徴収している																			
☐	(2) 紹介割合の実績が50%以上かつ逆紹介割合の実績が30%以上																			
記前 入年 度 1 年 間 の 実 績 を	① 初診の患者数 () 名																			
	② 再診の患者数 () 名																			
	③ 紹介患者数 () 名																			
	④ 逆紹介患者数 () 名																			
	⑤ 救急患者数 () 名																			
	⑥ 紹介割合 $(③+⑤) \div ① \times 100$ () %																			
	⑦ 逆紹介割合 $④ \div (①+②) \times 1,000$ () %																			
☐	(3) 診療情報提供料等を算定する割合が4割以上																			
記前 入年 度 1 年 間 の 実 績 を	① 総退院患者数 () 件																			
	② 診療情報提供料 (I) の「注8」の加算を算定する退院患者数 () 件																			
	③ 転帰が治癒であり通院の必要のない退院患者数及び転帰が軽快であり退院後の初回外来時に次回以降の通院の必要がないと判断された患者数 () 件																			
	④ 診療情報提供料等を算定する割合 $(②+③) \div ① \times 10$ () 割																			
3 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制 (以下の場合を除き様式13の2に記載)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="472 1585 1129 1630">直近1年以内に届け出た内容と変更がない場合</td><td data-bbox="1129 1585 1434 1630">☐ 届出を省略</td></tr> </table>	直近1年以内に届け出た内容と変更がない場合	☐ 届出を省略																	
直近1年以内に届け出た内容と変更がない場合	☐ 届出を省略																			
4 入退院支援 (該当する□に ✓を記載)	☐ 入退院支援加算1の届出を行っている ☐ 入退院支援加算2の届出を行っている																			
5 画像診断・検査体制	☐ 24時間の画像診断及び検査体制を有する																			
6 調剤体制	☐ 薬剤師が当直を行うことによる24時間の調剤体制を有する																			
7 禁煙の取扱い (該当する全ての □に✓を記載)	☐ 敷地内禁煙 ☐ 敷地内禁煙を行っている旨を保険医療機関内の見やすい場所に掲示している																			

	☐ 敷地内に喫煙所を設けている。 (該当する全ての□に✓を記載)		
	<table border="1"> <tr> <td>算定病棟</td><td> ☐ 精神病棟入院基本料 ☐ 緩和ケア病棟入院料 ☐ 精神科救急急性期医療入院料 ☐ 精神科急性期治療病棟入院料 ☐ 精神科救急・合併症入院料 ☐ 精神療養病棟入院料 ☐ 精神科地域包括ケア病棟入院料 ☐ 地域移行機能強化病棟入院料 </td></tr> </table>	算定病棟	☐ 精神病棟入院基本料 ☐ 緩和ケア病棟入院料 ☐ 精神科救急急性期医療入院料 ☐ 精神科急性期治療病棟入院料 ☐ 精神科救急・合併症入院料 ☐ 精神療養病棟入院料 ☐ 精神科地域包括ケア病棟入院料 ☐ 地域移行機能強化病棟入院料
算定病棟	☐ 精神病棟入院基本料 ☐ 緩和ケア病棟入院料 ☐ 精神科救急急性期医療入院料 ☐ 精神科急性期治療病棟入院料 ☐ 精神科救急・合併症入院料 ☐ 精神療養病棟入院料 ☐ 精神科地域包括ケア病棟入院料 ☐ 地域移行機能強化病棟入院料		
	☐ 喫煙場所から非喫煙場所に煙が流れないような措置をしている		
	☐ 喫煙・禁煙区域を明確に表示し、周知・理解・協力を求める		
	☐ 喫煙可能区域に未成年者・妊婦が立ち入らないよう、措置を講ずる		
	<table border="1"> <tr> <td>具体的な措置（</td><td>）</td></tr> </table>	具体的な措置（	）
具体的な措置（	）		
8 他の入院料等の届出状況等	以下のいずれかに該当すること <table border="1"> <tr> <td> ☐ 療養病棟入院基本料又は地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）の届出を行っていない ☐ 平成26年3月31日以前に総合入院体制加算に係る届出を行っている（急性期総合体制加算5を算定する場合に限る） ☐ 人口20万人未満の地域に所在する地域最多救急病院 </td></tr> </table> ☐ 地域包括医療病棟入院料の届出を行っていない ☐ 同一建物内における特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又介護医療院を設置していない。（平成30年3月31日時点で総合入院体制加算に係る届出を行っており、当該施設（介護医療院を除く。）を設置している場合は、当該施設を維持することができる。） ☐ 特定の保険薬局との間で不動産の賃貸借取引等の特別な関係がない。（令和6年3月31日以前から賃貸借取引関係にある場合の関係を除く。）	☐ 療養病棟入院基本料又は地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）の届出を行っていない ☐ 平成26年3月31日以前に総合入院体制加算に係る届出を行っている（急性期総合体制加算5を算定する場合に限る） ☐ 人口20万人未満の地域に所在する地域最多救急病院	
☐ 療養病棟入院基本料又は地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）の届出を行っていない ☐ 平成26年3月31日以前に総合入院体制加算に係る届出を行っている（急性期総合体制加算5を算定する場合に限る） ☐ 人口20万人未満の地域に所在する地域最多救急病院			

2. 各加算区分に係る事項

9 総合性	☐ 内科 ☐ 精神科 ☐ 小児科 ☐ 外科 ☐ 整形外科 ☐ 脳神経外科 ☐ 産科又は産婦人科
(該当する全ての空欄、□に✓を記載し、該当する記号に○を記載)	☐ 地域医療構想調整会議で合意を得た上で、小児科、産科又は産婦人科に係る入院医療提供がない (該当する場合は、合意を得た会議の概要を提出すること)
	当該医療機関の担当精神科医氏名 ()
	連携保険医療機関の名称 ()
	連携保険医療機関の担当精神科医師名 ()
(加算1、2の届出はア、加算3、4の届出はア又はイ、加算5の届出はアからウのいずれかを満たす)	ア 以下のいずれかの入院料を届出しており、現に精神疾患患者の入院を受けれている（該当する入院料の□に✓を記載） ☐ 精神病棟入院基本料

すこと)	☐ 精神科救急急性期医療入院料 ☐ 精神科急性期治療病棟入院料 ☐ 精神科救急・合併症入院料 ☐ 児童・思春期精神科入院医療管理料 ☐ 精神科地域包括ケア病棟入院料 ☐ 地域移行機能強化病棟入院料	
	上記入院料の届出時合計入院患者数	() 人
	イ 以下の①、②のいずれも満たす	
	ウ 以下の①、②のいずれかを満たす	
	① 以下のいずれかを届け出ていること ☐ 精神科リエゾンチーム加算 ☐ 認知症ケア加算 1	
	② 以下の加算の算定件数が、合計20件／年以上	
	☐ 精神疾患診療体制加算 2 年間算定件数 () 件	
	☐ 入院精神療法（救急患者に対し入院3日以内に実施されたものに限る） 年間算定件数 () 件	
	☐ 救急救命入院料の「注2」に規定する精神疾患診断初回加算（救急患者に対し入院3日以内に実施されたものに限る） 年間算定件数 () 件	
	全身麻酔手術件数 () 件	
10 手術等の集積性 （年間の実績） （該当するいずれかの記号に○を記載） （加算1はア、加算2はイ、加算3はウ、加算4はエ、加算5はオを満たすこと）	ア ・全身麻酔手術件数2,000件以上 ・以下の①～⑦のうち6つ以上 ・ク及びケをいずれも満たすこと イ ・全身麻酔手術件数2,000件以上 ・以下の①～⑦のうち4つ以上 ・ク又はケをいずれも満たすこと ウ ・全身麻酔手術件数2,000件以上 ・以下の①～⑦のうち5つ以上 をいずれも満たすこと エ ・以下の①～⑦のうち3つ以上 ・ク又はケ をいずれも満たすこと オ ・全身麻酔手術件数800件以上（地域最多救急病院を除く） ・以下の①～⑧及び⑩のうち2つ以上 をいずれも満たすこと ① 悪性腫瘍手術 400件以上 ② 腹腔鏡下又は胸腔鏡下手術 400件以上 ③ 心臓カテーテル法手術 200件以上 ④ 心臓胸部大血管手術 60件以上 （ア又はウを満たす場合は100件以上） ⑤ 消化管内視鏡手術 600件以上	

	⑥ 脳神経外科手術 50件以上 (才を満たす場合、地域最多救急病院では経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術、経皮的脳血栓回収術又は超急性期脳卒中加算の合計10件以上を満たすことで差支えない) ⑦ 放射線治療（対外照射法）200例以上 ⑧ 分娩件数 100件以上 ⑨ 6歳未満乳幼児手術 40件以上 ⑩ 医療提供機能連携確保加算の届出 (地域最多救急病院であって、外来・在宅診療体制の確保に係る診療実績を当該保険医療機関が所在する二次医療圏で満たす場合に限る)
11 救急体制 (加算1, 2はア及びイ、加算3, 4, 5はア及びウを満たすこと)	ア 救急時医療情報閲覧機能を有していること イ 以下のいずれかを満たしていること ☐ 救命救急センター ☐ 高度救命救急センター ウ 以下のいずれかを満たしていること ☐ 第2次救急医療機関 ☐ 救命救急センター ☐ 高度救命救急センター ☐ 総合周産期母子医療センター ☐ その他上記と同様に24時間の救急患者を受け入れている
12 入院患者の病状の急変の兆候を捉えて対応する体制 (加算1～4において満たすこと)	ア 院内迅速対応チームの構成員（救急又は集中治療の経験を有し、所定の研修を修了した者の名前を記載すること。） ・医師： ・専任の看護師： イ 病状の急変の可能性がある入院患者及び病状が急変した入院患者の対応状況に関する改善の必要性等について提言するための責任者名： ウ 病状の急変の可能性がある入院患者及び病状が急変した入院患者に対する対応方法に係るマニュアルを整備し、職員に遵守させている。 ☐ エ 病状の急変の可能性がある入院患者及び病状が急変した入院患者の対応の改善に関する委員会又は会議の開催日： うち、イの責任者の出席日： オ 院内講習の開催日（開催予定日）： 1回目 月 日 2回目 月 日
	以下のいずれも満たすこと。 ☐ 一般病棟における平均在院日数が14日以内であること。 () 日 (小数点第一位まで)

13 退院に係る状況等 (加算 1～4 において満たすこと)	☐ 一般病棟の退棟患者（退院患者を含む）に占める、同一の保険医療機関の一般病棟以外の病棟に転棟したものの割合が 1 割未満であること。（ ）割 ☐ 以下のいずれかの届出を行っていること。 ☐ 入退院支援加算 1 の届出を行っている。 ☐ 入退院支援加算 2 の届出を行っている。
14 感染対策 (加算 1～4 において満たすこと)	☐ 感染対策向上加算 1 の届出を行っている。
15 高度急性期医療の提供 (加算 1～4 において満たすこと)	以下のうち届け出ている入院料に✓を記載すること ☐ 救命救急入院料 ☐ 特定集中治療室管理料 ☐ ハイケアユニット入院医療管理料 ☐ 小児特定集中治療室管理料 ☐ 新生児特定集中治療室管理料 ☐ 総合周産期特定集中治療室管理料 ☐ 新生児治療回復室入院医療管理料
16 他の入院料の届出状況 (加算 1～4 において満たすこと)	☐ 以下の③の割合が 9 割以上であること。 ① 一般病棟の病床数の合計 （ ） 床 ② 許可病床数の総数から結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料（7 対 1 入院基本料及び 10 対 1 入院基本料に限る）、精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、児童・思春期精神科入院医療管理料及び地域移行機能強化病棟入院料を除いた病床数 （ ） 床 ③ $(① \div ②) \times 10$ （ ） 割
17 外部評価 (加算 1～4 において満たすこと)	以下の該当する□に✓を記載すること ☐ 日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている ☐ 上記に準ずる評価を受けている ☐ 具体的に受けている評価内容 （ ）

〔記載上の注意〕

1 「11」の「ウ」において「24時間の救急患者を受け入れている」を記入した場合には、24時間の救急体制を確保していることを証明する書類を添付すること。

2 「2」の「ア」の(2)において、「初診の患者数」「再診の患者数」「紹介患者数」「逆紹介患者数」「救急患者数」「紹介割合」「逆紹介割合」については区分番号「A000」初診料の「注2」及び「注3」並びに区分番号「A002」外来診療料の「注2」及び「注3」に規定する算出方法を用いること。

3 各実績において「年間」とは、前年度4月1日～3月31日の期間を指す。

4 様式6及び様式13の2を添付すること。

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制（新規）

1 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を要件とする入院料等の届出状況
（新規に届け出るものについては「新規届出」欄、既に届出を行っているものについては「既届出」欄の□に「✓」を記入のこと。）

新規 届出	既 届出	項目名	届出年月日	新規 届出	既 届出	項目名	届出年月日
☐	☐	夜間看護加算／看護補助・患者ケア体制充実加算 1・2・3 （療養病棟入院基本料の注12・注13） （該当するものに○をつけること）	年 月 日	☐	☐	看護補助加算／看護補助・患者ケア体制充実加算 1・2・3 （障害者施設等入院基本料の注9・注10） （該当するものに○をつけること）	年 月 日
☐	☐	夜間看護体制加算 （障害者施設等入院基本料の注11）	年 月 日	☐	☐	急性期看護補助体制加算 （ 対1）	年 月 日
☐	☐	夜間急性期看護補助体制加算 （ 対1）	年 月 日	☐	☐	夜間看護体制加算 （急性期看護補助体制加算）	年 月 日
☐	☐	看護職員夜間12対1配置加算 1・2 （該当するものに○をつけること）	年 月 日	☐	☐	看護職員夜間16対1配置加算 1・2 （該当するものに○をつけること）	年 月 日
☐	☐	看護補助加算 1・2・3 （該当するものに○をつけること）	年 月 日	☐	☐	夜間75対1看護補助加算	年 月 日
☐	☐	夜間看護体制加算 （看護補助加算）	年 月 日	☐	☐	看護補助体制加算（ 対1） ／看護補助・患者ケア体制充実加算 1・2・3 （地域包括医療病棟入院料の注5・注8）	年 月 日
☐	☐	夜間看護補助体制加算 （ 対1 ） （地域包括医療病棟入院料の注6）	年 月 日	☐	☐	夜間看護体制加算 （地域包括医療病棟入院料の注7）	年 月 日
☐	☐	看護職員夜間12対1配置加算 1・2 （地域包括医療病棟入院料の注9） （該当するものに○をつけること）	年 月 日	☐	☐	看護職員夜間16対1配置加算 1・2 （地域包括医療病棟入院料の注9） （該当するものに○をつけること）	年 月 日
☐	☐	看護補助加算／看護補助体制充実加算 （小児入院医療管理料の注9・注10）	年 月 日	☐	☐	看護職員配置加算 （地域包括ケア病棟入院料の注3）	年 月 日
☐	☐	看護補助者配置加算／看護補助・患者ケア体制充実加算 1・2・3 （地域包括ケア病棟入院料の注4・5） （該当するものに○をつけること）	年 月 日	☐	☐	看護職員夜間配置加算 （地域包括ケア病棟入院料の注8）	年 月 日
☐	☐	看護職員夜間配置加算 （精神科救急急性期医療入院料の注4）	年 月 日	☐	☐	看護職員夜間配置加算 （精神科救急・合併症入院料の注4）	年 月 日

2 新規届出時又は毎年4月時点の状況について記載する事項
（□には、適合する場合「✓」を記入すること。）

年 月 日時点の看護職員の負担の軽減に対する体制の状況

(1) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

ア 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者	氏名： 職種：
イ 看護職員の勤務状況の把握等	
(ア) 勤務時間	平均週 _____ 時間 （うち、時間外労働 _____ 時間）
(イ) 2交代の夜勤に係る配慮	☐ 勤務後の暦日の休日の確保 ☐ 仮眠2時間を含む休憩時間の確保 ☐ 16時間未満となる夜勤時間の設定 ☐ その他 （具体的に： _____ ）
(ウ) 3交代の夜勤に係る配慮	☐ 夜勤後の暦日の休日の確保 ☐ その他 （具体的に： _____ ）
ウ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議	開催頻度： _____ 回／年 参加人数：平均 _____ 人／回 参加職種（ _____ ）
エ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画	☐ 計画策定 ☐ 職員に対する計画の周知
オ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開	☐ 医療機関内に掲示する等の方法で公開 （具体的な公開方法： _____ ）

(2) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容

ア 業務量の調整	☐ 時間外労働が発生しないような業務量の調整
イ 看護職員と他職種との業務分担	☐ 薬剤師 ☐ リハビリ職種(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士) ☐ 臨床検査技師 ☐ 臨床工学技士 ☐ その他(職種)
ウ 看護補助者の配置	☐ 主として事務的業務を行う看護補助者の配置 ☐ 看護補助者の夜間配置
エ 短時間正規雇用の看護職員の活用	☐ 短時間正規雇用の看護職員の活用
オ 多様な勤務形態の導入	☐ 多様な勤務形態の導入
カ 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	☐ 院内保育所 ☐ 夜間保育の実施 ☐ 夜勤の減免制度 ☐ 休日勤務の制限制度 ☐ 半日・時間単位休暇制度 ☐ 所定労働時間の短縮 ☐ 他部署等への配置転換
キ 夜勤負担の軽減	☐ 夜勤従事者の増員 ☐ 月の夜勤回数の上限設定

(3) 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等

(口には、適合する場合「✓」を記入すること。)

① 交代制勤務の種別 (☐3交代、 ☐変則3交代、 ☐2交代、 ☐変則2交代)

② 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理

	1)夜間看護体制加算 (障害者施設等入院基本料の注11)	2)夜間看護体制加算(急性期看護補助体制加算/地域包括医療病棟入院料注7)	3)看護職員夜間配置加算 (12対1配置1・16対1配置1(地域包括医療病棟入院料の注9を含む))	4)看護補助加算 (夜間看護体制加算)	5)看護職員夜間配置加算 (精神科救急急性期医療入院料の注4/精神科救急・合併症入院料の注4)	6) 1)から5)のいずれかの加算を算定する病棟以外
ア 11時間以上の勤務間隔の確保	☐	☐	☐	☐	☐	☐
イ 正循環の交代周期の確保(3交代又は変則3交代のみ)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ウ 夜勤の連続回数が2連続(2回)まで	☐	☐	☐	☐	☐	☐
エ 暦日の休日の確保	☐	☐	☐	☐	☐	☐
オ 早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫	☐	☐	☐	☐	☐	☐
カ 夜間を含めた各部署の業務量の把握・調整するシステムの構築	☐	☐	☐	☐	☐	☐
(ア)過去1年間のシステムの運用	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)
(イ)部署間における業務標準化	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)	(☐)
キ 看護補助業務のうち5割以上が療養生活上の世話	☐			☐		☐
ク 看護補助者の夜間配置			☐			☐
ケ みなし看護補助者を除いた看護補助者比率5割以上	☐	☐	☐	☐		☐
コ 夜間院内保育所の設置	☐	☐	☐	☐	☐	☐
サ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減	☐	☐	☐	☐	☐	☐
該当項目数	()	()	()	()	()	
(参考)満たす必要がある項目数	4項目以上	3項目以上	4項目以上	4項目以上	3項目以上	

〔記載上の注意〕

1 2(1)イ(ア)の勤務時間の算出に当たっては、常勤の看護職員及び週32時間以上勤務する非常勤の看護職員を対象とすること。
2 2(3)①の交代制勤務の種別は、当該保険医療機関において当てはまるもの全てに「✓」を記入すること。
3 2(3)②クは、夜間30対1急性期看護補助体制加算、夜間50対1急性期看護補助体制加算又は夜間100対1急性期看護補助体制加算を届け出ている場合、口に「✓」を記入すること。
4 夜間看護体制加算(障害者施設等入院基本料の注11、看護補助加算の注3、急性期看護補助体制加算の注3、地域包括医療病棟の注7)、看護職員夜間12対1配置加算1及び看護職員夜間16対1配置加算1(地域包括医療病棟入院料の注9を含む)又は看護職員夜間配置加算(精神科救急急性期医療入院料の注4又は精神科救急・合併症入院料の注4に限る。)を算定する医療機関は、2(3)②「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理」の項目のうち口に「✓」を記入したものについて、以下の書類を添付すること。
・アからエについては、届出前1か月の各病棟の勤務実績(1)、2)又は4)は看護要員、3)又は5)は看護職員)が分かる書類
・オについては、深夜や早期における業務量を把握した上で早出・遅出等の柔軟な勤務体制を設定していることが分かる書類、届出前1か月の早出・遅出等の勤務体制の活用実績が分かる書類
・カについては、業務量を把握・調整する仕組み及び部署間の業務標準化に関する院内規定及び業務量を把握・調整した実績が分かる書類
・ク及びケについては、様式9
・コについては、院内保育所の開所時間が分かる書類、届出前1か月の利用実績が分かる資料

・サについては、使用機器等が分かる書類、使用機器等が看護要員(1)、2又は4)又は看護職員(3)又は5))の業務負担軽減に資するかどうか評価を行っていることが分かる書類

5 夜間看護体制加算(障害者施設等入院基本料の注11、看護補助加算の注3、急性期看護補助体制加算の注3、地域包括医療病棟の注7)、看護職員夜間12対1配置加算1及び看護職員夜間16対1配置加算1(地域包括医療病棟入院料の注9を含む)又は看護職員夜間配置加算(精神科救急急性期医療入院料の注4又は精神科救急・合併症入院料の注4に限る。)を算定する医療機関は、2(3)②「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理」の項目に関して、加算を算定するに当たり必要な項目数を満たしている間は、満たす項目の組合せが変更になった場合であっても、変更の届出は不要であるが、変更になった月及び満たす項目の組合せについては、任意の様式に記録しておくこと。

6 2(3)②の6)は、1)から5)のいずれの加算も届け出していない病棟における、夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理の状況について、□に「✓」を記入すること。

7 各加算の変更の届出にあたり、直近8月に届け出た内容と変更がない場合は、本届出を略すことができる。

ただし、2(3)②の夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等1)～5)を届け出る場合を除く。

8 同一の医療機関で本届出に係る複数の加算を届け出る又は報告する場合、本届出は1通のみでよい。

緩和ケア診療加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 緩和ケアに係るチーム（□には、適合する場合「✓」を記入すること）

区 分	氏 名	経験 年数	勤務 時間	常勤・ 非常勤	専従・ 専任	研修受講	兼務
ア・オ 身体症状の緩和を担当する医師				☐ 常勤 ☐ 常勤換算 ☐ 非常勤	☐ 専従 ☐ 専任	☐ 緩和ケア研修会等 ☐ 基本的心不全緩和ケア トレーニングコース	☐ 緩和ケア病棟 ☐ 小児緩和ケア ☐ 外来緩和ケア
イ・カ 精神症状の緩和を担当する医師				☐ 常勤 ☐ 常勤換算 ☐ 非常勤	☐ 専従 ☐ 専任	☐ 緩和ケア研修会等 ☐ 基本的心不全緩和ケア トレーニングコース	☐ 緩和ケア病棟 ☐ 小児緩和ケア ☐ 外来緩和ケア
ウ・キ 緩和ケアの経験を有する看護師				☐ 常勤 ☐ 非常勤	☐ 専従 ☐ 専任	☐	☐ 小児緩和ケア ☐ 外来緩和ケア
エ・ク 緩和ケアの経験を有する薬剤師				☐ 常勤 ☐ 非常勤	☐ 専従 ☐ 専任		☐ 小児緩和ケア ☐ 外来緩和ケア

□ 注2に規定する点数を算定する場合

2 症状緩和に係るカンファレンス

開催頻度	構 成 メ ン バ ー（氏名・職種）
回／週	

3 患者に対する情報提供

4 外部評価について（該当するものに○を付ける。）

ア 医療機能評価機構等が行う医療機能評価

イ がん診療の拠点となる病院

ウ ア、イに準じる病院

〔記載上の注意〕

- 「1」のア、イ、オ及びカについては、緩和ケアに関する研修を、ウ及びキについては、緩和ケア病棟等における研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。なお、緩和ケアに関する研修とは、緩和ケア研修会等又は基本的心不全緩和ケアトレーニングコースをいう。
- 「1」は、ア～エのうちいずれか1人は専従であること。ただし、当該緩和ケアチームが診察する患者数が1日に15人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。
- 「3」は、どのような情報提供方法をとっているかを簡潔に記載すること。
- 緩和ケアチームが当該医療機関において組織上明確な位置づけにあることが確認できる文書を添付すること。
- 財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けていることが確認できる文書を添付すること。
- 「1」の医師、看護師及び薬剤師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く勤務時間）を記載すること。なお、「1」のア、イ、オ及びカの医師は、基本的には緩和ケア病棟入院料を算定する病棟内で緩和ケアを担当する医師とは兼任できないことから、当該担当する医師である場合は届出不可なこと。
- 「1」のア及びイの医師が、緩和ケア病棟入院料を算定する病棟内で緩和ケアを担当する医師と兼任する場合は、兼務欄の□緩和ケア病棟に「✓」を記入すること。
- 「1」のアからエの構成員が、小児緩和ケア診療加算に係る小児緩和ケアチームと兼任する場合は兼務欄の□小児緩和ケアに、外来緩和ケア管理料に係る緩和ケアチームと兼任する場合は兼務欄の□外来緩和ケアに、それぞれ「✓」を記入すること。
- 注2に規定する点数は、別紙2に掲げる地域に所在する保険医療機関（特定機能病院、許可病床数が400床以上の病院、DPC対象病院及び一般病棟入院基本料に係る届出において急性期一般入院料1のみを届け出ている病院を除く）の一般病棟において、算定可能である。
- 注2に規定する点数を算定する場合は、「1」のオからクについて、「専従・専任」を記載しなくても差し支えない。

有床診療所緩和ケア診療加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 緩和ケアに係る医療従事者（□には、適合する場合「レ」を記入すること）

区 分	氏 名	経験 年数	勤務 時間	研修 受講
ア 身体症状、精神症状の緩和を担当する常勤医師		年	時間	☐ 緩和ケア研修会等 ☐ 基本的心不全緩和ケアトレーニングコース
イ 緩和ケアの経験を有する常勤看護師		年	時間	☐
ウ 緩和ケアの経験を有する薬剤師		年	時間	

2 症状緩和に係るカンファレンス

開催頻度	構 成 メ ン バ ー（氏名・職種）
回／週	

3 夜間の看護職員配置 夜の看護職員数	夜間の看護補助者数	（再掲）当直の看護要員数
名	名	名

4 患者に対する情報提供

〔記載上の注意〕

- 「1」のアは緩和ケアに関する研修の修了の有無が確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。
また、イは緩和ケア病棟等における研修の修了の有無が確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。
緩和ケアに関する研修とは、緩和ケア研修会等又は基本的心不全緩和ケアトレーニングコースをいう。
- 勤務時間欄には、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く勤務時間）を記載すること。
- 「4」は、どのような情報提供方法をとっているかを簡潔に記載すること。

小児緩和ケア診療加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 緩和ケアに係るチーム（□には、適合する場合「✓」を記入すること）

区 分	氏 名	経験 年数	勤務 時間	常勤・ 非常勤	専 従・ 専任	研修受講	兼務
ア 身体症状の緩和を担当する医師				☐ 常勤 ☐ 常勤換算 ☐ 非常勤	☐ 専従 ☐ 専任	☐ 緩和ケア研修会等 ☐ 基本的心不全緩和ケア トレーニングコース	☐ 緩和ケア病棟 ☐ 緩和ケア診療 ☐ 外来緩和ケア
イ 精神症状の緩和を担当する医師				☐ 常勤 ☐ 常勤換算 ☐ 非常勤	☐ 専従 ☐ 専任	☐ 緩和ケア研修会等 ☐ 基本的心不全緩和ケア トレーニングコース	☐ 緩和ケア病棟 ☐ 緩和ケア診療 ☐ 外来緩和ケア
ウ 緩和ケアの経験を有する看護師				☐ 常勤 ☐ 非常勤	☐ 専従 ☐ 専任	☐	☐ 緩和ケア診療 ☐ 外来緩和ケア
エ 緩和ケアの経験を有する薬剤師				☐ 常勤 ☐ 非常勤	☐ 専従 ☐ 専任		☐ 緩和ケア診療 ☐ 外来緩和ケア
オ 小児科の診療に従事した経験を3年以上有している専任の常勤医師							
カ 小児患者の看護に従事した経験を3年以上有している専任の常勤看護師							

2 症状緩和に係るカンファレンス

開催頻度	構 成 メ ン バ ー（氏名・職種）
回／週	

3 患者に対する情報提供

4 外部評価について（該当するものに○を付ける。）

ア 医療機能評価機構等が行う医療機能評価	
イ がん診療の拠点となる病院	ウ ア、イに準じる病院

〔記載上の注意〕

- 「1」のア及びイについては、緩和ケアに関する研修を、ウについては、緩和ケア病棟等における研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。なお、緩和ケアに関する研修とは、緩和ケア研修会等又は基本的心不全緩和ケアトレーニングコースをいう。
- 「1」は、ア～エのうちいずれか1人は専従であること。ただし、当該緩和ケアチームが診察する患者数が1日に15人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。
- 「3」は、どのような情報提供方法をとっているかを簡潔に記載すること。
- 小児緩和ケアチームが当該医療機関において組織上明確な位置づけにあることが確認できる文書を添付すること。
- 財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けていることが確認できる文書を添付すること。

- 6 「1」の医師、看護師及び薬剤師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く勤務時間）を記載すること。なお、「1」のア及びイの医師は、基本的には緩和ケア病棟入院料を算定する病棟内で緩和ケアを担当する医師とは兼任できないことから、当該担当する医師である場合は届出不可なこと。
- 7 「1」のア及びイの医師が、緩和ケア病棟入院料を算定する病棟内で緩和ケアを担当する医師と兼任する場合は、兼務欄の□緩和ケア病棟に「✓」を記入すること。
- 8 「1」のアからエの構成員が、緩和ケア診療加算に係る緩和ケアチームと兼任する場合は兼務欄の□緩和ケア診療に、外来緩和ケア管理料に係る緩和ケアチームと兼任する場合は兼務欄の□外来緩和ケアに、それぞれ「✓」を記入すること。
- 9 ア又はイの医師が小児科の診療に従事した経験を3年以上有する場合は、オの欄に当該医師の氏名を、ウの看護師が小児患者の看護に従事した経験を3年以上有している場合は、カの欄に当該看護師の名前を記載すること。

精神科リエゾンチーム加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 精神科リエゾンに係る専従チーム

職 種	氏 名	勤務 時間	勤務の態様	経験年数	研修 受講
ア精神科医師		時間	常勤・非常勤／専従・専任 対診の場合 ()	年	
イ精神科等の経験を有する看護師		時間	常勤・非常勤／専従・専任	年 (入院 年)	☐
ウ精神医療の経験を有する薬剤師等 (職種)		時間	常勤・非常勤／専従・専任 ※専任の場合精神科リエゾン チームの診療に従事する時間 週 時間	年	

2 精神症状の評価等に係るカンファレンス

開催頻度	1回当たり平均所用時間数	構成メンバー及び職種毎の参加人数
回／週	概ね 分	

3 精神症状の評価等に係る回診

開催頻度	構成メンバー及び職種毎の参加人数
回／週	

4 1週間当たりの算定患者数 _____ 人

5 患者やチーム以外の医療従事者等からの相談に応じる体制

体制

〔記載上の注意〕

- 1 「1」のアについては、対診の場合は勤務の態様欄の（ ）に主たる勤務先医療機関名を記載すること。また、イについては、精神科リエゾンに係る研修を修了していることがわかる書類（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。なお、ウについては、職種欄の（ ）に当該従事者の職種を記載し、専任の場合は精神科リエゾンチームの診療に従事する時間を勤務の態様欄に記載すること。また、勤務時間欄には、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間（休憩時間を除く労働時間）を記載すること。
- 2 「2」から「4」については、当該医療機関において予定しているものについて記載することよく、所用時間数、算定患者数については記載しない場合でも提出可能とする。ただし、「1」のウの薬剤師等を専任とする場合には、算定患者数を記載する必要があること。
- 3 「5」については、どのような体制をとっているかを簡潔に記載すること。
- 4 精神科リエゾンに係る実施計画書及び治療評価書の写しを添付すること。

栄養サポートチーム加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 栄養サポートチームに係る構成員

区 分	氏 名	勤務形態	区 分
ア 栄養管理に係る所定の研修を修了した常勤医師		常勤・常勤換算	専従・専任
イ 栄養管理に係る所定の研修を修了した常勤看護師		常勤・常勤換算	専従・専任
ウ 栄養管理に係る所定の研修を修了した常勤薬剤師		常勤・常勤換算	専従・専任
エ 栄養管理に係る所定の研修を修了した常勤管理栄養士		常勤・常勤換算	専従・専任
オ その他の栄養サポートチーム構成員（職種及び職種毎の人数を記載）			

☐ 注2に規定する点数を算定する場合

2 栄養管理に係る回診

1日当たり 平均症例数	
概ね	症例

[記載上の注意]

- 「1」のア～エについて、医療関連団体等により交付された研修修了証の写し（研修の名称、実施主体、終了日及び修了者の氏名を記載した一覧でも可）を添付すること。
- 当該栄養サポートチームが診察する患者数が1日に15人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。
- 栄養サポートチームが、当該医療機関において組織上明確な位置づけにあることが確認できる文書を添付すること。
- 本添付書類は、1チームにつき1部作成すること。
- 注2に規定する点数は、別紙2に掲げる地域に所在する保険医療機関（特定機能病院、許可病床数が400床以上の病院、DPC対象病院及び一般病棟入院基本料に係る届出において急性期一般入院料1のみを届け出ている病院を除く）の一般病棟において、算定可能である。
- 注2に規定する点数を算定する場合は、「2」のアからエについて、「専従・専任」を記載しなくても差し支えない。

感染対策向上加算〔 〕に係る届出書添付書類

1 感染制御チーム（□には適合する場合「✓」を記入すること。）

区分	氏 名	専従・専任	経験年数	勤務形態	研修
ア 専任の常勤医師		☐ 専従 ☐ 専任	年	☐ 常勤 ☐ 常勤換算	
		☐ 専従 ☐ 専任	年	☐ 常勤 ☐ 常勤換算	
イ 専任の看護師		☐ 専従 ☐ 専任	年		☐
		☐ 専従 ☐ 専任	年		☐
区分	氏 名		勤務年数	研修	
ウ 専任の薬剤師			年	☐	
			年	☐	
エ 専任の臨床検査技師			年	☐	
			年	☐	

2 院内感染管理者

氏 名	職 種

3 抗菌薬適正使用のための方策

4 連携保険医療機関名

医療機関名	開設者名	所在地

5 新興感染症の発生・まん延時の体制

感染症法第 38 条第 2 項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている 第一種協定指定医療機関である	☐
感染症法第 38 条第 2 項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている 第二種協定指定医療機関（第 36 条の 2 第 1 項の規定による通知（同項第 2 号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）若しくは第 36 条の 3 第 1	☐

項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく措置を講ずる医療機関に限る。）である	
上記のいずれかについて公表されている自治体のホームページ：（ ）	

6 サーベイランス事業の参加状況

事業名：（ ）

7 届出保険医療機関が評価を実施する連携保険医療機関名

医療機関名	開設者名	所在地

8 届出保険医療機関の評価を実施する連携保険医療機関名

医療機関名	開設者名	所在地

9 抗菌薬適正使用支援チーム

区分	氏 名	勤務形態	専従・専任	経験年数	研修
ア 感染症診療に3年以上の経験を有する専任の常勤医師		☐ 常勤 ☐ 常勤換算		年	
		☐ 常勤 ☐ 常勤換算		年	
イ 5年以上感染管理に従事した経験を有する看護師				年	☐
				年	☐
ウ 3年以上の病院勤務経験をもつ感染症診療にかかわる専任の薬剤師				年	
				年	
エ 3年以上の病院勤務経験をもつ微生物検査にかかわる専任の臨床検査技師				年	
				年	

〔記載上の注意〕

- 1 感染対策向上加算1を届け出る場合は、「1」から「9」を、感染対策向上加算2又は3を届け出る場合は「1」から「5」を記載すること。
- 2 感染対策向上加算1を届け出る場合は、イに掲げる看護師が、感染防止対策に係る適切な研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。感染対策向上加算2を届け出る場合であって、ウ及びエに掲げる薬剤師及び臨床検査技師が適切な研修を修了している場合には、そのことが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。
- 3 感染防止対策部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる文書を添付すること。（医療安全対策加

算の医療安全対策部門と併せての添付でもよい。)

- 4 感染防止対策部門の業務指針及び院内感染管理者又は感染制御チームの業務内容が明記された文書を添付すること。(医療安全対策加算の医療安全対策部門と併せての添付でもよい。)
- 5 「3」は、感染対策向上加算1及び2を届け出る場合は、院内の抗菌薬の適正使用を監視するにあたってどのような方策をとっているかを簡潔に記載すること。感染対策向上加算3を届け出る場合は、連携する感染対策向上加算1に係る届出を行った他の保険医療機関又は地域の医師会からどのような助言を受けているかを簡潔に記載すること。
- 6 標準予防策等の内容を盛り込んだ手順書を添付すること。
- 7 「4」は、感染防止対策加算1を届け出る場合は、連携する感染防止対策加算2又は3を算定する医療機関名を記載し、感染防止対策加算2又は3を届け出る場合は、連携する感染防止対策加算1の医療機関名を記載すること。
- 8 「6」は、感染対策向上加算1を届け出ている場合のみ記載し、サーベイランス事業の参加状況がわかる文書を添付すること。
- 9 「7」は、感染対策向上加算1に係る届出を行っている保険医療機関のうち、当該保険医療機関が評価を実施する保険医療機関について記載すること。
- 10 「8」は、感染対策向上加算1に係る届出を行っている保険医療機関のうち、当該保険医療機関の評価を実施する保険医療機関について記載すること。
- 11 「7」、「8」は、届出保険医療機関について予定されているものを記載することでよく、少なくとも年1回程度、実施されていればよい。
- 12 「9」は、抗菌薬適正使用支援チームの業務内容が明記された文書を添付すること。

重症患者初期支援充実加算に係る届出書添付書類

1 入院時重症患者対応メディエーター（医師、看護師、薬剤師、社会福祉士、公認心理師又はその他医療有資格者であるメディエーターについて記載すること。複数の職員が該当する場合には、主な者を3名以内で記載すること。）

	メディエーター 1	
	氏名	
	勤務時間	
	職種	
	研修受講年月 又は受講予定年月	年 月
	研修名	
	メディエーター 2	
	氏名	
	勤務時間	
	職種	
	研修受講年月 又は受講予定年月	年 月
	研修名	
	メディエーター 3	
	氏名	
	勤務時間	
	職種	
	研修受講年月 又は受講予定年月	年 月
	研修名	

術後疼痛管理チーム加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 術後疼痛管理に係る専任チーム

区 分	氏 名	勤務経験
ア 麻酔に従事する常勤の医師		年
イ 手術室または周術期管理センター等の勤務経験が2年以上有する術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した看護師		年
ウ 薬剤師としての勤務経験を5年以上有し、かつ、うち2年以上が周術期関連の勤務経験を有する術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した薬剤師		年
エ その他の術後疼痛管理チーム構成員（職種及び職種毎の人数を記載）		

2 患者に対する情報提供体制

[記載上の注意]

- 「1」のイ及びウについて、術後疼痛管理に係る適切な研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）の写しを添付すること。
- 「1」のイについて、保険医療機関における年間の麻酔管理症例数（200症例以上）が確認できる文書を添付すること。
- 「1」のウの「勤務経験」については、当該薬剤師の周術期関連の勤務経験年数を記入すること。
- 専任チームの看護師又は薬剤師が複数名いる場合は、それぞれについて必要な文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。
- 術後疼痛管理チームによる術後疼痛管理プロトコルを添付すること。なお、当該プロトコルには実施する術後疼痛管理方法、患者の安全管理、合併症予防、術後疼痛管理計画等の内容が含まれていれば、その様式は問わない。
- 「2」については、どのような体制をとっているかを簡潔に記載すること。

病棟薬剤業務実施加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出に係る病棟薬剤業務実施加算の区分（届出を行うもの全てに○を付す）

☐	病棟薬剤業務実施加算 1
☐	病棟薬剤業務実施加算 2
☐	病棟薬剤業務実施加算 3

2 病棟薬剤業務の実施体制

病棟名	当該病棟で算定している入院料	専任薬剤師の氏名

3 当該保険医療機関における医薬品の投薬及び注射の状況、副作用等の情報を把握し、収集した情報を関係する医療従事者に速やかに提供する方法

4 医薬品情報管理室の薬剤師と病棟薬剤業務を行う薬剤師の情報共有の方法

5 医薬品情報管理室で管理している情報を医療従事者が容易に入手する方法

6 迅速に適切な措置を講じることができる体制の概要

7 薬剤総合評価調整業務及び退院時薬剤情報管理指導に対する実績
（病棟薬剤業務実施加算 1 のみ）

薬剤総合評価調整加算算定回数（直近 3 か月）	☐ 10回以上
退院時薬剤情報管理指導料算定割合（直近 3 か月）	☐ 4 割以上

〔記載上の注意〕

- 「2」については、当該加算を算定する入院料（障害者施設等入院基本料、地域包括医療病棟入院料又は小児入院医療管理料以外の特定入院料（病棟単位で行うものに限る。）を除く。）を算定しているすべての病棟の名称、算定している入院料及び専任の薬剤師の氏名（複数の場合は全ての氏名）を記載すること。
- 「3」については、医薬品ごとの使用患者数、使用量、投与日数等の情報の把握方法及び発生した医薬品の副作用等の情報を積極的に収集するための体制について、具体的に記載するとともに、医薬品情報管理室から医療従事者に提供した情報の例を添付すること。
- 「4」については、共有する情報の内容及び情報共有の頻度についても記載すること。
- 「5」については、データベースの概要等、医療従事者が情報を容易に入手できることが分かる資料を添付すること。
- 「6」については、重大な副作用等の情報を得た際に迅速な措置を講じるための組織の体制及び情報伝達の流れが分かる資料を添付すること。
- 上記「3」から「6」に係る業務手順書を添付すること。
- 「7」については、病棟薬剤業務実施加算 1 を届け出る場合にのみ記載すること。

薬剤業務向上加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 病棟薬剤業務実施加算の届出状況（適合する場合「✓」を記入すること）

☐	病棟薬剤業務実施加算 1 又は 2 を届け出ている。

2 研修の体制等（□には、適合する場合「✓」を記入すること。）

(1) 免許取得直後の薬剤師を対象とした病棟業務等に係る総合的な研修が整備されている。	☐
(2) 研修を受けている薬剤師の人数	名

3 薬剤師が不足とされている地域の医療機関への出向の体制等

(1) 当該年度の出向計画

連携先の都道府県：（ ）		
出向先の医療機関	人数	出向の期間
	名	年 月～ 年 月
	名	年 月～ 年 月

(2) 地域医療に係る業務を実践的に修得するための具体的な計画について

(□には、適合する場合「✓」を記入すること。)

① 出向先の保険医療機関について、当該地域における医療機関に勤務する薬剤師が不足している状況、病棟業務やチーム医療等の業務の充実が必要な保険医療機関であること等、出向先を選定した理由が計画書に記載されている。	☐
② 出向する薬剤師は、概ね3年以上の病院勤務経験を有し、かつ、当該保険医療機関において概ね1年以上勤務している常勤の薬剤師であることが計画書に記載されている。	☐
③ 出向の期間は、地域の実情を踏まえ、出向先の保険医療機関、都道府県における薬剤師確保の取組を担当する部署との協議により決められたことが計画書に記載されている。	☐
④ 都道府県と協議したことがわかる内容について、計画書に記載又は添付されている。	☐

(3) 前年度の実績（前年度の届出施設のみ記載）

連携先の都道府県：（ ）		
出向先の医療機関	人数	出向の期間
	名	年 月～ 年 月
	名	年 月～ 年 月

4 施設の届出状況（いずれか1つに「✓」を記入すること）

☐	特定機能病院である。
☐	急性期充実体制加算 1 の届出を行っている。
☐	急性期充実体制加算 2 の届出を行っている。

[記載上の注意]

- 1 「2」については、届出時点で当該年度において研修を受けている薬剤師の人数を記載すること。
- 2 「3」の（1）については、当該年度における出向先の医療機関、出向する薬剤師数、出向の期間について、出向先の医療機関ごとに分けて記載すること。
- 3 「3」の（2）については、基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）の3（5）イで規定に基づき策定した出向に関する具体的な計画を添付した上で、その内容について適合する場合に☑を記載すること。
- 4 「3」の（3）については、前年度の届出施設のみ記載するものであり、前年度4月1日～3月31日の出向実績を、出向先の医療機関ごとに分けて記載すること。

保医発 0305 第 8 号

令和 8 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長

（公 印 省 略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官

（公 印 省 略）

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

標記については、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 69 号）の告示に伴い、「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 71 号）が告示され、令和 8 年 6 月 1 日より適用されることとなったところであるが、保険医療機関及び保険薬局からの届出を受理する際には、下記の事項に留意の上、貴管下の保険医療機関及び保険薬局並びに審査支払機関に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮をお願い。

なお、従前の「特掲診療料の施設基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）は、令和 8 年 5 月 31 日限り廃止する。

記

第 1 特掲診療料の施設基準等

- 1 特掲診療料の施設基準等は、「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」による改正後の特掲診療料の施設基準等（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）に定めるものの他、別添 1 のとおりとすること。

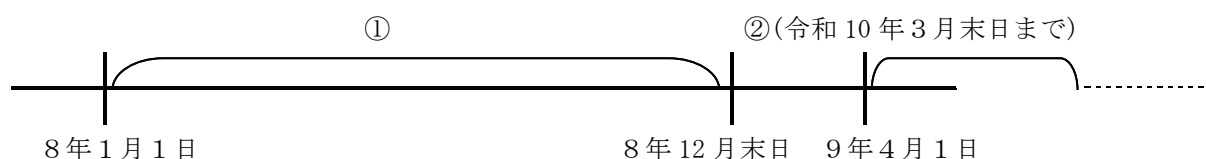
- 2 別添 1 に定める施設基準を歯科診療について適用する場合にあっては、必要に応じ、当該基準中「医師」とあるのは、「歯科医師」と読み替えて適用するものとする。
- 3 特掲診療料の施設基準等及び本通知において規定する診療科については、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の規定に基づき、当該診療科名に他の事項を組み合わせる場合も含むものであること。
- 4 特掲診療料の施設基準等における常勤配置とは、従事者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 2 条第 1 号に規定する育児休業、同条第 2 号に規定する介護休業又は育児・介護休業法第 23 条第 2 項に規定する育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは育児・介護休業法第 24 条第 1 項の規定により同項第 2 号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該施設基準等において求められる資質を有する複数の非常勤従事者の常勤換算後の人員数を原則として含めるものであること。

また、正職員として勤務する者について、育児・介護休業法第 23 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 24 条の規定による措置が講じられ、当該労働者の所定労働時間が短縮された場合にあっては、週 30 時間以上の勤務で常勤扱いとすること。
- 5 カンファレンス等をリアルタイムでの画像を介したコミュニケーション（以下「ビデオ通話」という。）が可能な機器を用いて実施する場合において、患者の個人情報を当該ビデオ通話の画面上で共有する際は、患者の同意を得ていること。また、保険医療機関の電子カルテなどを含む医療情報システムと共通のネットワーク上の端末においてカンファレンスを実施する場合又は電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を他の保険医療機関に提供する場合には、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応するとともに安全な通信環境を確保していること。
- 6 令和 10 年 5 月 31 日までの間、以下のいずれかの要件に該当する者を公認心理師とみなす。
 - ア 平成 31 年 3 月 31 日時点で、臨床心理技術者として保険医療機関に従事していた者
 - イ 公認心理師に係る国家試験の受験資格を有する者
- 7 区分番号は、例えば「A 0 0 0」初診料における「A 0 0 0」を指す。なお、以下区分番号という記載は省略し、「A 0 0 0」のみ記載する。

第 2 届出に関する手続き

- 1 「特掲診療料の施設基準等」に係る届出に際しては、特に規定のある場合を除き、当該保険医療機関単位又は当該保険薬局単位で行うものであること。
- 2 「特掲診療料の施設基準等」の各号に掲げる施設基準に係る届出を行おうとする保険医療機関又は保険薬局の開設者は、当該保険医療機関又は保険薬局の所在地の地方厚生（支）局長に対して、別添 2 の当該施設基準に係る届出書（届出書添付書類を含む。以下同じ。）を 1 通提出するものであること。なお、国立高度専門医療研究センター等で内部で権限の委任が行われているときは、病院の管理者が届出書を提出しても差し支えない。また、当該保険医療機関及び当該保険薬局は、提出した届出書の写しを適切に保管するものであること。

- ・令和8年1月1日から12月末日までの期間（①）に鼻腔栄養を導入した患者、胃瘻を造設した患者又は中心静脈栄養を実施している患者等にかかる回復の割合をもって適合性を判断し、適合している場合は令和9年4月1日から令和10年3月末日まで（②）算定可



（12）調剤基本料の施設基準

ア 処方箋受付回数等

- （イ） 前年5月1日から当年4月末日までの1年間の処方箋受付回数及び処方箋集中率（以下「処方箋受付回数等」という。）の実績をもって施設基準の適合性を判断し、当年6月1日から翌年5月末日まで所定点数を算定する。
- （ロ） （イ）にかかわらず、前年5月1日以降に新規に保険薬局に指定された薬局については、次のとおりとし、処方箋受付回数等の実績が判断されるまでは、調剤基本料1に該当しているものとして取り扱う（ただし、保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有しているものとして別添1の第88の4の2（2）に該当する場合は、特別調剤基本料Aとする。特別調剤基本料Aの施設基準に該当する場合を除き、特定の保険医療機関と不動産の取引等その他特別な関係を有している等の施設基準に該当する場合は調剤基本料3のイ又はロとする。上記の場合を除き、同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が1月に40万回を超えるグループに属する場合は調剤基本料3のハとする。）
 - a 前年5月1日から当年1月31日までの間に新規に指定された保険薬局について
指定の日の属する月の翌月1日から当年4月末日までの処方箋受付回数等で判定し、当年6月1日から翌年5月31日まで適用する。
 - b 当年2月1日以降に新規に保険薬局に指定された薬局について
指定の日の属する月の翌月1日から3か月間の処方箋受付回数等で判定し、当該3か月の最終月の翌々月1日から翌年5月31日まで適用する。
- （ハ） 開設者の変更（親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等）又は薬局の改築等の理由により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）（以下「医薬品医療機器等法」という。）上の薬局の開設許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合は、遡及指定後も当該許可の日より前の調剤基本料の状況を引き継ぎ、遡及指定を受けた翌年度の調剤基本料については、当該許可の日より前の処方箋受付回数等の実績も含めて（イ）又は（ロ）に基づき判定を引き継ぐこととする。ただし、保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有しているものとして別添1の第88の4の1に該当する場合は、特別調剤基本料Aとする。特別調剤基本料Aの施設基準に該当する場合を除き、特定の保険医療機関との間で不動産の賃貸借取引がある等の施設基準に該当する場合は調剤基本料3のイ又はロとする。

新規届出の場合

例：令和 8 年 8 月 1 日に新規指定された薬局（（ロ）の場合）

- ・①から④までは調剤基本料 1 に該当するものとして取り扱う（ただし、保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有しているものとして第 88 の 4 の 2（2）に該当する場合は、特別調剤基本料 A とする。特別調剤基本料 A の施設基準に該当する場合を除き、特定の保険医療機関と不動産の取引等その他特別な関係を有している等の施設基準に該当する場合は調剤基本料 3 のイ又はロとする。上記の場合を除き、同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が 1 月に 40 万回を超えるグループに属する場合は調剤基本料 3 のハとする。）。
- ・②から③までにおける実績で判断し、その翌々月（④の翌日）から⑥まで適用する。
- ・令和 9 年 6 月 1 日（⑥の翌日）から令和 10 年 5 月末日（⑦）までの調剤基本料の施設基準の適合は②から⑤までの期間における実績で判断する。



(13) 調剤基本料の注 1 ただし書に規定する施設基準

当年 4 月末日時点の状況をもって施設基準の適合性を判断し、当年 6 月 1 日から翌年 5 月末日まで所定点数を算定する。ただし、当年 6 月 1 日から翌年 5 月末日までの間に、新たに施設基準に適合した場合は、届出を行うことができ、届出のあった月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の 1 日から翌年の 5 月末日まで所定点数を算定することができるものとする。

(14) 妥結率の実績

- イ 妥結率の実績の算定期間は、報告年度の当年 4 月 1 日から 9 月 30 日までとし、翌年 6 月 1 日から翌々年 5 月 31 日まで適用する。
- ロ イにかかわらず、妥結率の報告年度の当年 4 月 2 日以降に新規に保険薬局に指定された薬局においては、翌々年 5 月 31 日までは妥結率が 5 割を超えているものとみなす。
- ハ 開設者の変更（親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等）又は薬局の改築等の理由により医薬品医療機器等法上の薬局の開設許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合は、ロにかかわらず、当該遡及指定前の実績に基づいて取り扱う。

新規届出の場合

例：令和 7 年 7 月 1 日に新規指定された薬局の場合

- ・①から④までは妥結率が 5 割を超えていると見なす
- ・②から③までの妥結率の実績を令和 9 年 6 月 1 日（④の翌日）から⑤まで適用する。



① 7 年 7 月 1 日 ② 8 年 4 月 1 日 ③ 9 月 末 日 ④ 9 年 5 月 末 日 ⑤ 10 年 5 月 末 日

(15) 調剤基本料の注 8 に規定する保険薬局

届出前 3 月間の実績にて判定すること。

(16) 外科医療確保特別加算及び内視鏡手術用支援機器加算に係る年間実績件数

ア 1 月から 12 月までの 1 年間の実績をもって施設基準の適合性を判断し、当該要件及び他の要件を満たしている場合は、翌年の 4 月 1 日から翌々年の 3 月末まで所定点数を算定できるものとする。

イ アにかかわらず、新規届出の場合は、届出前 12 月の実績をもって施設基準の適合性を判断し、届出のあった月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の 1 日から翌年の 3 月末日まで所定点数を算定することができるものとする。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の 1 日から翌年の 3 月末日まで所定点数を算定することができるものとする。なお、新規届出は、当該保険医療機関の新規開設又は当該手術等を実施する診療科を新規開設する場合のほか、当該保険医療機関が当該届出を初めて行う場合が該当するが、施設基準に適合しなくなったため所定点数を算定できなくなった後に、再度届出を行う場合は、新規届出に該当しないものであること。ただし、建物の工事等に伴いやむを得ず当該治療を実施できなくなり、施設基準に適合しなくなった後、再度届出を行う場合には、新規届出として取り扱うものとする。

5 特掲診療料の施設基準等に係る届出を行う保険医療機関又は保険薬局が、次のいずれかに該当する場合にあっては当該届出の受理は行わないものであること。

(1) 当該届出を行う前 6 か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出

(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがある保険医療機関又は保険薬局である場合。

(2) 当該届出を行う前 6 か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成 18 年厚生労働省告示第 107 号)に違反したことがある保険医療機関又は保険薬局である場合。

(3) 地方厚生(支)局長に対して当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法(平成 18 年厚生労働省告示第 104 号)に規定する基準のいずれかに該当している保険医療機関である場合。

(4) 当該届出を行う前 6 か月間において、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 78 条第 1 項(同項を準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 72 条第 1 項の規定に基づく検査等の結果、診療内容若しくは調剤内容又は診療報酬若しくは調剤報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められた保険医療機関又は保険薬局である場合。なお、「診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められた場合」とは、「保険医療機関及び保険医等の指導及び監査について」(平成 12 年 5 月 31 日保発第 105 号厚生省保険局長通知)に規定する監査要綱に基づき、戒告若しくは注意又はその他の処分を受けた場合をいうものとする。

6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、地方厚生（支）局において閲覧（ホームページへの掲載等を含む。）に供するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。なお、入院基本料等区分があるものについては、区分も付すこと。

遠隔電子処方箋活用加算	（遠電）第	号
ウイルス疾患指導料	（ウ指）第	号
外来栄養食事指導料の注2に規定する基準	（外栄食指）第	号
外来栄養食事指導料の注3に規定する基準	（がん専栄）第	号
心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算	（遠隔ペ）第	号
喘息治療管理料	（喘管）第	号
糖尿病合併症管理料	（糖管）第	号
がん性疼痛緩和指導管理料	（がん疼）第	号
がん性疼痛緩和指導管理料の注2に規定する難治性がん性疼痛緩和指導管理加算	（難がん疼）第	号
がん患者指導管理料イ	（がん指イ）第	号
がん患者指導管理料ロ	（がん指ロ）第	号
がん患者指導管理料ハ	（がん指ハ）第	号
がん患者指導管理料ニ	（がん指ニ）第	号
外来緩和ケア管理料	（外緩）第	号
移植後患者指導管理料（臓器移植後）	（移植管臓）第	号
移植後患者指導管理料（造血幹細胞移植後）	（移植管造）第	号
糖尿病透析予防指導管理料	（糖防管）第	号
小児運動器疾患指導管理料	（小運指管）第	号
乳腺炎重症化予防ケア・指導料	（乳腺ケア）第	号
婦人科特定疾患治療管理料	（婦特管）第	号
腎代替療法指導管理料	（腎代替管）第	号
一般不妊治療管理料	（一妊管）第	号
生殖補助医療管理料1	（生補管1）第	号
生殖補助医療管理料2	（生補管2）第	号
二次性骨折予防継続管理料1	（二骨管1）第	号
二次性骨折予防継続管理料2	（二骨継2）第	号
二次性骨折予防継続管理料3	（二骨継3）第	号
下肢創傷処置管理料	（下創管）第	号
慢性腎臓病透析予防指導管理料	（腎防管）第	号
地域連携小児夜間・休日診療料1	（小夜1）第	号
地域連携小児夜間・休日診療料2	（小夜2）第	号
地域連携夜間・休日診療料	（夜）第	号
地域連携小児夜間・休日診療料の注2、地域連携夜間・休日診療料の注2及び救急外来医学管理料の注7に規定する院内トリアージ実施体制加算	（トリ体）第	号
救急外来医学管理料1及び同注3に規定する救急外来緊急検査対応加算1	（救外1）第	号

口腔病理診断管理加算 2	(口病診 2) 第 号
クラウン・ブリッジ維持管理料	(補管) 第 号
歯科矯正診断料	(矯診) 第 号
顎口腔機能診断料 (顎変形症 (顎離断等の手術を必要とするものに限る。)) の手術前後における歯科矯正に係るもの)	(顎診) 第 号
調剤基本料 1	(調基 1) 第 号
調剤基本料 2	(調基 2) 第 号
調剤基本料 3 イ	(調基 3 イ) 第 号
調剤基本料 3 ロ	(調基 3 ロ) 第 号
調剤基本料 3 ハ	(調基 3 ハ) 第 号
特別調剤基本料 A	(特調基 A) 第 号
調剤基本料 1 (注 1 のただし書に該当する場合)	(調基特 1) 第 号
地域支援・医薬品供給対応体制加算 1	(地支体 1) 第 号
地域支援・医薬品供給対応体制加算 2	(地支体 2) 第 号
地域支援・医薬品供給対応体制加算 3	(地支体 3) 第 号
地域支援・医薬品供給対応体制加算 4	(地支体 4) 第 号
連携強化加算	(薬連強) 第 号
バイオ後続品調剤体制加算	(バ後体) 第 号
無菌製剤処理加算	(薬菌) 第 号
在宅薬学総合体制加算 1	(在薬総 1) 第 号
在宅薬学総合体制加算 2	(在薬総 2) 第 号
電子的調剤情報連携体制整備加算	(薬 D X) 第 号
門前薬局等立地依存減算	(門減) 第 号
服薬管理指導料 1 イ	(服管 1 イ) 第 号
特定薬剤管理指導加算 2	(特薬管 2) 第 号
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	(在医麻) 第 号
在宅中心静脈栄養法加算	(在中栄) 第 号
看護職員処遇改善評価料 (1～165)	(看処遇 1～165) 第 号
外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	(外在ベ I) 第 号
外来・在宅ベースアップ評価料 (I) の注 5	(外在ベ I 注) 第 号
外来・在宅ベースアップ評価料 (II) (1～24)	(外在ベ II 1～24) 第 号
外来・在宅ベースアップ評価料 (II) の注 5 及び注 6	(外在ベ II 1～24 注) 第 号
歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	(歯外在ベ I) 第 号
歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) の注 5	(歯外在ベ I 注) 第 号
歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II) (1～24)	(歯外在ベ II 1～24) 第 号
歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II) の注 5 及び注 6	(歯外在ベ II 1～24 注) 第 号
入院ベースアップ評価料 (1～500)	(入ベ 1～500) 第 号
歯科技工所ベースアップ支援料	(歯技ベ) 第 号
調剤ベースアップ評価料	(調剤ベ) 第 号

- 7 次の(1)から(18)までに掲げるものについては、それらの点数のうちいずれか1つについて届出を行っていれば、当該届出を行った点数と同一の区分に属する点数も算定できるものであり、点数ごとに別々の届出を行う必要はないものであること。
- (1) 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）、皮下連続式グルコース測定
 - (2) 腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術、腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開副腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術、腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術
 - (3) センチネルリンパ節生検（併用）、乳癌センチネルリンパ節生検加算1
 - (4) センチネルリンパ節生検（単独）、乳癌センチネルリンパ節生検加算2
 - (5) 人工膵臓検査、人工膵臓療法
 - (6) 時間内歩行試験、シャトルウォーキングテスト
 - (7) 検査・画像情報提供加算、電子的診療情報評価料
 - (8) 導入期加算2、導入期加算3、腎代替療法実績加算
 - (9) 透析液水質確保加算、慢性維持透析濾過加算
 - (10) 緊急整復固定加算、緊急挿入加算
 - (11) 食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腔腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
 - (12) 腹腔鏡下脛体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合を除く。）、腹腔鏡下脛中央切除術
 - (13) 腹腔鏡下副腎摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）、腹腔鏡下副腎髓質腫瘍摘出術（褐色細胞腫）（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
 - (14) 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）、腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
 - (15) 膀胱水圧拡張術、ハンナ型間質性膀胱炎術（経尿道）
 - (16) 採取精子調整管理料、精子凍結保存管理料
 - (17) 胎児輸血術（一連につき）、臍帯穿刺
 - (18) 上咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、中咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、下咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、喉頭蓋嚢腫摘出術（鏡視下によるもの）、喉頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）
- 8 4に定めるもののほか、各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出に係る診療報酬を算定する。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の1日から算定する。令和8年6月1日からの算定に係る届出については、令和8年5月7日以降に届出書の提出を行うことができる。

- 9 届出の不受理の決定を行った場合は、速やかにその旨を提出者に対して通知するものであること。

第3 届出受理後の措置等

- 1 届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、保険医療機関又は保険薬局の開設者は届出の内容と異なった事情が生じた日の属する月の翌月に変更の届出を行うものであること。ただし、神経学的検査、精密触覚機能検査、画像診断管理加算1、2、3及び4、歯科画像診断管理加算1及び2、麻酔管理料（Ⅰ）、歯科麻酔管理料、歯科矯正診断料並びに顎口腔機能診断料について届け出ている医師に変更があった場合にはその都度届出を行い、届出にあたり使用する機器を届け出ている施設基準については、当該機器に変更があった場合には、その都度届出を行うこと。また、CT撮影及びMRI撮影について届け出ている撮影に使用する機器に変更があった場合にはその都度届出を行うこと。その場合においては、変更の届出を行った日の属する月の翌月（変更の届出について、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理された場合には当該月の1日）から変更後の特掲診療料を算定すること。ただし、面積要件や常勤職員の配置要件のみの変更の場合など月単位で算出する数値を用いた要件を含まない施設基準の場合には、当該施設基準を満たさなくなった日の属する月に速やかに変更の届出を行い、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月から変更後の特掲診療料を算定すること。
- 2 届出を受理した保険医療機関又は保険薬局については、適時調査を行い（原則として年1回、受理後6か月以内を目途）、届出の内容と異なる事情等がある場合には、届出の受理の変更を行うなど運用の適正を期するものであること。
- 3 「特掲診療料の施設基準等」に適合しないことが判明した場合は、所要の指導の上、変更の届出を行わせるものであること。その上で、なお改善がみられない場合は、当該届出は無効となるものであるが、その際には当該保険医療機関又は当該保険薬局の開設者に弁明を行う機会を与えるものとする。
- 4 届出を行った保険医療機関又は保険薬局は、毎年8月1日現在で届出の基準の適合性を確認し、その結果について報告を行うものであること。
- 5 地方厚生（支）局においては、届出を受理した後、当該届出事項に関する情報を都道府県に提供し、相互に協力するよう努めるものとする。
- 6 届出事項については、被保険者等の便宜に供するため、地方厚生（支）局において閲覧（ホームページへの掲載等を含む。）に供するとともに、当該届出事項を適宜とりまとめて、保険者等に提供するよう努めるものとする。また、保険医療機関及び保険薬局においても、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号。以下「療担規則」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年厚生省告示第14号。以下「療担基準」という。）及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）の規定に基づき、院内の見やすい場所に届出内容の掲示を行うよう指導をするものであること。

第4 経過措置等

第2及び第3の規定にかかわらず、令和8年5月31日現在において現に特掲診療料を算定している保険医療機関及び保険薬局において、引き続き当該特掲診療料を算定する場合（名称のみが改正されたものを算定する場合を含む。）には、新たな届出を要しない。ただし、令和8年6月以降の実績により、届出を行っている特掲診療料の施設基準等の内容と異なる事情等が生じた場合は、変更の届出を行うこと。また、令和8年度診療報酬改定において、新設された又は施設基準が創設された特掲診療料（表1）及び施設基準が改正された特掲診療料のうち届出が必要なもの（表2）については、令和8年6月1日以降の算定に当たり届出を行う必要があること。なお、表2における経過措置期間については、令和8年3月31日時点で改正前の特掲診療料の届出を行っている保険医療機関についてのみ適用される。

表1 新設された又は施設基準が創設された特掲診療料

- ・ 遠隔電子処方箋活用加算
- ・ 地域連携小児夜間・休日診療料の注2に規定する院内トリアージ実施体制加算
- ・ 地域連携夜間・休日診療料の注2に規定する院内トリアージ実施体制加算
- ・ 救急外来医学管理料
- ・ 救急外来医学管理料の注3に規定する救急外来緊急検査対応加算
- ・ 救急外来医学管理料の注5に規定する救急時医療情報取得加算
- ・ 救急外来医学管理料の注7に規定する院内トリアージ実施体制加算
- ・ 地域包括診療料の注4に規定する外来データ提出加算
- ・ 充実管理加算1（脂質異常症を主病とする場合）
- ・ 充実管理加算2（脂質異常症を主病とする場合）
- ・ 充実管理加算1（高血圧症を主病とする場合）
- ・ 充実管理加算2（高血圧症を主病とする場合）
- ・ 充実管理加算1（糖尿病を主病とする場合）
- ・ 充実管理加算2（糖尿病を主病とする場合）
- ・ 心不全再入院予防継続管理料
- ・ 在宅療養支援診療所（別添1の第9の1の（2）のア）
- ・ 在宅医療充実体制加算
- ・ プログラム医療機器等指導管理料の注3の施設基準
- ・ 特別管理加算
- ・ 口腔機能実地指導料
- ・ 歯科訪問診療料の注7に規定する基準
- ・ 救急患者連携搬送料2
- ・ 在宅患者訪問看護・指導料の注19（同一建物居住者訪問看護・指導料の注8の規定により準用する場合を含む。）に規定する訪問看護医療情報連携加算
- ・ 訪問看護遠隔診療補助料
- ・ 在宅自己腹膜灌流指導管理料2
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算

- ・ 医科点数表第2章第10部手術の通則の9（歯科点数表第2章第9部手術の通則7を含む。）に掲げる頭頸部悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算
- ・ 外科医療確保特別加算
- ・ 内視鏡手術用支援機器加算
- ・ 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの） 1 麻酔に従事する医師が専従で実施する場合
- ・ 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの） 2 麻酔に従事する医師の指導下で麻酔を専従で実施する場合
- ・ 歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔（Ⅱ）
- ・ 国際標準病理診断管理加算
- ・ 地域支援・医薬品供給対応体制加算
- ・ バイオ後続品調剤体制加算
- ・ 門前薬局等立地依存減算
- ・ 服薬管理指導料の注1に規定する施設基準
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5に関する施設基準
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）の注5及び注6に関する施設基準（注6に関する施設基準については、令和9年6月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5に関する施設基準
- ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）の注5及び注6に関する施設基準（注6に関する施設基準については、令和9年6月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・ 歯科技工所ベースアップ支援料
- ・ 調剤ベースアップ評価料

表2 施設基準の改正された特掲診療料（届出が必要なもの）

- ・ 外来腫瘍化学療法診療料1（令和8年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・ B R C A 1／2 遺伝子検査の腫瘍細胞を検体とするもの（乳癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合に限る。）
- ・ 在宅療養支援診療所（別添1の第9の1の（2）のア以外については、令和9年6月1日以降に引き続き届け出る場合に限る。）
- ・ 在宅療養支援病院（令和9年6月1日以降に引き続き届け出る場合に限る。）
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・ C T撮影及びMR I撮影に関する施設基準（128列以上のマルチスライス型の機器によるC T撮影に限る。）
- ・ 通院・在宅精神療法の注11に規定する早期診療体制充実加算1から3
- ・ 医科点数表第2章第9部処置の通則の5並びに歯科点数表第2章第8部処置の通則の6に掲げる処置の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1（令和9年6月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）
- ・ 周術期栄養管理実施加算（令和8年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。）

- ・ 調剤基本料の注 1 ただし書に規定する施設基準（処方箋集中率等の状況によらず例外的に調剤基本料 1 を算定することができる保険薬局）（第 89 の 1 の（1）に該当し令和 10 年 6 月 1 日以降に引き続き算定する場合又は第 89 の 1 の（2）に該当する場合に限る。）
- ・ 在宅薬学総合体制加算 2
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）
- ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）
- ・ 入院ベースアップ評価料

表 3 施設基準の改正された特掲診療料（届出が必要でないもの）

- ・ 外来緩和ケア管理料
- ・ 二次性骨折予防継続管理料
- ・ 地域包括診療料
- ・ 小児かかりつけ診療料
- ・ 遠隔連携診療料
- ・ 遺伝性疾患療養指導管理料の注 1 から注 3（令和 8 年 3 月 31 日時点で「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」による改正前の診療報酬の算定方法（以下「旧算定方法」という。）別表第一「D 0 2 6」に掲げる検体検査判断料の注 6 に規定する遺伝カウンセリング加算に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関に限る。）
- ・ 遺伝性疾患療養指導管理料の注 5（令和 8 年 3 月 31 日時点で「旧算定方法」別表第一「D 0 2 6」に掲げる検体検査判断料の注 7 に規定する遺伝性腫瘍カウンセリング加算に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関に限る。）
- ・ 在宅療養支援歯科診療所 1
- ・ 在宅療養支援歯科診療所 2
- ・ 在宅療養支援歯科病院
- ・ 往診料の注 10 に規定する介護保険施設等連携往診加算
- ・ 在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の注 13（在宅患者訪問診療料（Ⅱ）の注 6 の規定により準用する場合を含む。）、在宅がん医療総合診療料の注 8 及び歯科訪問診療料の注 21 に規定する在宅医療 D X 情報活用加算
- ・ 在宅時医学総合管理料の注 15（施設入居時等医学総合管理料の注 5 の規定により準用する場合を含む。）に規定する在宅医療情報連携加算
- ・ 歯科疾患在宅療養管理料の注 7、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注 8 及び小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注 8 に規定する在宅歯科医療情報連携加算
- ・ がんゲノムプロファイリング検査
- ・ ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（令和 8 年 3 月 31 日時点で「旧算定方法」別表第一「D 0 2 3」に掲げる微生物核酸同定・定量検査の「22」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 核酸検出を含まないもの）に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関に限る。）
- ・ 検体検査管理加算（Ⅱ）

- ・ 検体検査管理加算(Ⅲ)
- ・ 検体検査管理加算(Ⅳ)
- ・ センチネルリンパ節生検（片側）
- ・ 無菌製剤処理料
- ・ 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
- ・ 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・ 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅲ)
- ・ 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ 運動器リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・ 運動器リハビリテーション料(Ⅲ)
- ・ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・ 難病患者リハビリテーション料
- ・ 障害児（者）リハビリテーション料
- ・ がん患者リハビリテーション料
- ・ 認知症患者リハビリテーション料
- ・ 集団コミュニケーション療法料
- ・ 通院・在宅精神療法の注 12 に規定する情報通信機器を用いた精神療法
- ・ 認知行動療法 2
- ・ 歯科技工士連携加算 1
- ・ 歯科技工士連携加算 2
- ・ 緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- ・ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除、肺葉切除又は 1 肺葉を超えるもの及び気管支形成を伴う肺切除に限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・ 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・ 縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・ 植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈電極拔去術
- ・ 植込型補助人工心臓（非拍動流型）（設置する場合）
- ・ 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）及び腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る。）
- ・ 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 5 及び 6（歯科点数表第 2 章第 9 部手術の通則 4 を含む。）に掲げる手術
- ・ 輸血管理料Ⅰ
- ・ 自己生体組織接着剤作成術
- ・ 自己クリオプレシピテート作製術（用手法）及び同種クリオプレシピテート作製術
- ・ 強度変調放射線治療（IMRT）
- ・ 調剤基本料 1

- ・ 調剤基本料 2
- ・ 調剤基本料 3
- ・ 特別調剤基本料 A
- ・ 調剤基本料の注 4 に規定する保険薬局
- ・ 連携強化加算
- ・ 在宅薬学総合体制加算 1
- ・ 電子的調剤情報連携体制整備加算
- ・ 看護職員処遇改善評価料

表 4 施設基準等の名称が変更されたが、令和 8 年 5 月 31 日において現に当該点数を算定していた保険医療機関及び保険薬局であれば新たに届出が必要でないもの

生活習慣病管理料(Ⅰ)及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注 4 に規定する施設基準	→	充実管理加算 3 (脂質異常症を主病とする場合)
生活習慣病管理料(Ⅰ)及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注 4 に規定する施設基準	→	充実管理加算 3 (高血圧症を主病とする場合)
生活習慣病管理料(Ⅰ)及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注 4 に規定する施設基準	→	充実管理加算 3 (糖尿病を主病とする場合)
救急患者連携搬送料	→	救急患者連携搬送料 1
通院・在宅精神療法の注 10 に規定する児童思春期支援指導加算	→	通院・在宅精神療法の注 10 に規定する児童思春期支援指導加算 1
小児口腔機能管理料の注 3 に規定する口腔管理体制強化加算	→	小児口腔機能管理料の注 5 に規定する口腔管理体制強化加算
小児口腔機能管理料の注 5、口腔機能管理料の注 5 及び歯科特定疾患療養管理料の注 5	→	小児口腔機能管理料の注 7、口腔機能管理料の注 7 及び歯科特定疾患療養管理料の注 5
歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準	→	歯科訪問診療料の注 16 に規定する基準
コンピューター断層撮影 (CT 撮影) の「1」CT 撮影の「イ」64 列以上のマルチスライス型の機器による場合	→	コンピューター断層撮影 (CT 撮影) の「1」CT 撮影の「ロ」64 列以上 128 列未満のマルチスライス型の機器による場合
血流予備量比コンピューター断層撮影	→	血流予備量比コンピューター断層撮影解析
組織拡張器による再建手術 (一連につき) (乳房 (再建手術) の場合に限る。)	→	組織拡張器による再建手術 (一連につき) (乳房 (再建手術) の場合 (内視鏡下によるものを含む。)) に限る。)
乳腺悪性腫瘍手術 (乳輪温存乳房切除術 (腋窩郭清を伴わないもの) 及び乳輪温存乳房切除術 (腋窩郭清を伴うもの))	→	乳腺悪性腫瘍手術 (乳輪温存乳房切除術 (腋窩郭清を伴わないもの (内視鏡下によるものを含む。)) 及び乳輪温存乳房切除術 (腋窩郭清を伴うもの))
ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術 (乳房切除後)	→	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術 (乳房切除後) (内視鏡下によるものを含む。)

別添 1

特掲診療料の施設基準等

第 1 特定疾患療養管理料

1 特定疾患療養管理料の注 1 に関する施設基準

患者の状態に応じ、28 日以上長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であることを当該保険医療機関の見やすい場所に掲示すること。

2 特定疾患療養管理料の注 5 に関する施設基準

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 7 号。以下「基本診療料施設基準通知」という。）別添 1 の第 1 に掲げる情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること（以下単に「情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること」という。）。

3 届出に関する事項

特定疾患療養管理料の注 1 の施設基準については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。また、特定疾患療養管理料の注 5 に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、特定疾患療養管理料の注 5 として特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 1 の 1 の 2 遠隔電子処方箋活用加算

1 遠隔電子処方箋活用加算に関する施設基準

「電子処方箋管理サービスの運用について」（令和 4 年 10 月 28 日付け薬生発 1028 第 1 号医政発 1028 第 1 号保発 1028 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。）に基づく電子処方箋（以下「電子処方箋」という。）を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制として、以下の（1）から（3）までを全て満たしていること。

- （1） 院外処方を行う場合には、原則として、電子処方箋を発行し、又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行し処方情報の登録を行っていること。
- （2） 院内処方を行う場合には、原則として、医療機関内で調剤した薬剤の情報を電子処方箋管理サービスに登録を行っていること。
- （3） 電子処方箋対応医療機関であることをウェブサイトで掲示していること。

2 届出に関する事項

遠隔電子処方箋活用加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 1 の 4 を用いること。

第 1 の 2 ウイルス疾患指導料

1 ウイルス疾患指導料の注 2 に規定する加算に関する施設基準

- （1） HIV 感染者の診療に従事した経験を 5 年以上有する専任の医師が 1 名以上配置されていること。
- （2） HIV 感染者の看護に従事した経験を 2 年以上有する専任の看護師が 1 名以上配置されていること。
- （3） HIV 感染者の服薬指導を行う専任の薬剤師が 1 名以上配置されていること。
- （4） 社会福祉士又は精神保健福祉士が 1 名以上勤務していること。

- (5) プライバシーの保護に配慮した診察室及び相談室が備えられていること。
- 2 ウイルス疾患指導料の注3に関する施設基準
情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。
- 3 届出に関する事項
 - (1) ウイルス疾患指導料の注2に関する施設基準に係る届出は、別添2の様式1を用いること。
 - (2) 1の(1)から(3)までに掲げる医師、看護師、薬剤師及び1の(4)に掲げる社会福祉士又は精神保健福祉士の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従、専任・非専任の別)及び勤務時間を別添2の様式4を用いて提出すること。
 - (3) ウイルス疾患指導料の注3に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行ってればよく、ウイルス疾患指導料の注3として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第1の2の2 小児特定疾患カウンセリング料

- 1 小児特定疾患カウンセリング料の注2に関する施設基準
情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。
- 2 届出に関する事項
小児特定疾患カウンセリング料の注2に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行ってればよく、小児特定疾患カウンセリング料の注2として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第1の3 小児科療養指導料

- 1 小児科療養指導料の注6に関する施設基準
情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。
- 2 届出に関する事項
小児科療養指導料の注6に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行ってればよく、小児科療養指導料の注6として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第1の4 てんかん指導料

- 1 てんかん指導料の注6に関する施設基準
情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。
- 2 届出に関する事項
てんかん指導料の注6に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行ってればよく、てんかん指導料の注6として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第1の5 難病外来指導管理料

- 1 難病外来指導管理料1の対象患者

糖尿病合併症管理料の施設基準に係る届出は、別添 2 の 2 を用いること。

第 4 の 1 の 2 耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料

1 耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料に関する施設基準

- (1) 耳鼻咽喉科を標榜する保険医療機関であること。
- (2) 患者の状態に応じ、28 日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であることを当該保険医療機関の見やすい場所に掲示すること。

2 届出に関する事項

耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料の施設基準については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 4 の 2 がん性疼痛緩和指導管理料

1 がん性疼痛緩和指導管理料に関する施設基準

当該保険医療機関内に、緩和ケアの経験を有する医師が配置されていること。なお、緩和ケアの経験を有する医師とは、次に掲げるいずれかの研修を修了した者であること。

- (1) がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会
- (2) 緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会（日本緩和医療学会主催）等

2 がん性疼痛緩和指導管理料の注 2 に関する施設基準

次に掲げる基準を全て満たしていること。

- (1) 高エネルギー放射線治療の届出を行っていること。
- (2) 神経ブロック（神経破壊剤、高周波凝固法又はパルス高周波法使用）を年間合計 10 例以上実施していること。
- (3) がん性疼痛の症状緩和を目的とした放射線治療及び神経ブロックをがん患者に提供できる体制について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- (4) (3) の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

3 がん性疼痛緩和指導管理料の注 4 に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

4 届出に関する事項

- (1) がん性疼痛緩和指導管理料の施設基準に係る届出は、別添 2 の 2 を用いること。
- (2) がん性疼痛緩和指導管理料の注 2 の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 5 を用いること。
- (3) がん性疼痛緩和指導管理料の注 4 に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、がん性疼痛緩和指導管理料の注 4 として特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 4 の 3 がん患者指導管理料

1 がん患者指導管理料イに関する施設基準

- (1) 緩和ケアの研修を修了した医師及び専任の看護師がそれぞれ1名以上配置されていること。なお、診断結果及び治療方針の説明等を行う際には両者が同席して行うこと。
 - (2) (1)に掲げる医師は、次に掲げるいずれかの研修を修了した者であること。
 - ア がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会
 - イ 緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会（日本緩和医療学会主催）等
 - (3) (1)に掲げる看護師は、5年以上がん患者の看護に従事した経験を有し、がん患者へのカウンセリング等に係る適切な研修を修了した者であること。なお、ここでいうがん患者へのカウンセリング等に係る適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。
 - ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること(600時間以上の研修期間で、修了証が交付されるものに限る。)
 - イ がん看護又はがん看護関連領域における専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。
 - ウ 講義及び演習により、次の内容を含むものであること。
 - (イ) がん看護又はがん看護関連領域に必要な看護理論及び医療制度等の概要
 - (ロ) 臨床倫理（告知、意思決定、インフォームド・コンセントにおける看護師の役割）
 - (ハ) がん看護又はがん看護関連領域に関するアセスメントと看護実践
 - (ニ) がん看護又はがん看護関連領域の患者及び家族の心理過程
 - (ホ) セルフケアへの支援及び家族支援の方法
 - (ヘ) がん患者のための医療機関における組織的取組とチームアプローチ
 - (ト) がん看護又はがん看護関連領域におけるストレスマネジメント
 - (チ) コンサルテーション方法
 - エ 実習により、事例に基づくアセスメントとがん看護又はがん看護関連領域に必要な看護実践
 - (4) 患者に対して診断結果及び治療方針の説明等を行う場合に、患者の希望に応じて、患者の心理状況及びプライバシーに十分配慮した構造の個室を使用できるように備えていること。
 - (5) 当該保険医療機関において、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めていること。
- 2 がん患者指導管理料ロに関する施設基準
- (1) 緩和ケアの研修を修了した医師及び専任の看護師がそれぞれ1名以上配置されていること。
 - (2) (1)に掲げる医師は、1の(2)を満たすこと。
 - (3) (1)に掲げる看護師は、1の(3)を満たすこと。
 - (4) 当該管理に従事する公認心理師については、1の(2)のイに掲げる研修を修了した者であること。
 - (5) 患者の希望に応じて、患者の心理状況及びプライバシーに十分配慮した構造の個室を使用できるように備えていること。

3 がん患者指導管理料ハに関する施設基準

- (1) 化学療法の経験を5年以上有する医師及び専任の薬剤師がそれぞれ1名以上配置されていること。
- (2) (1)に掲げる薬剤師は、5年以上薬剤師としての業務に従事した経験及び3年以上化学療法に係る業務に従事した経験を有し、40時間以上のがんに係る適切な研修を修了し、がん患者に対する薬剤管理指導の実績を50症例（複数のがん種であることが望ましい。）以上有するものであること。
- (3) 患者の希望に応じて、患者の心理状況及びプライバシーに十分配慮した構造の個室を使用できるように備えていること。

4 がん患者指導管理料ニに関する施設基準

- (1) B R C A 1 / 2 遺伝子検査の血液を検体とするものの施設基準に係る届出を行っていること。
- (2) 患者のプライバシーに十分配慮した構造の個室を備えていること。

5 がん患者指導管理料の注8に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

6 届出に関する事項

- (1) がん患者指導管理料の施設基準に係る届出は、別添2の様式5の3を用いること。
- (2) がん患者指導管理料の注8に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、がん患者指導管理料の注8として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第4の4 外来緩和ケア管理料

1 外来緩和ケア管理料に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、以下の4名から構成される緩和ケアに係るチーム（以下「緩和ケアチーム」という。）が設置されていること。

ア 身体症状の緩和を担当する専任の常勤医師

イ 精神症状の緩和を担当する専任の常勤医師

ウ 緩和ケアの経験を有する専任の常勤看護師

エ 緩和ケアの経験を有する専任の薬剤師

なお、アからエまでのうちいずれか1人は専従であること。ただし、当該緩和ケアチームが診療する患者数が1日に15人以内である場合は、いずれも専任で差し支えない。

また、注4に規定する点数を算定する場合は、以下から構成される緩和ケアチームにより、緩和ケアに係る専門的な診療が行われていること。

オ 身体症状の緩和を担当する常勤医師

カ 精神症状の緩和を担当する医師

キ 緩和ケアの経験を有する看護師

ク 緩和ケアの経験を有する薬剤師

- (2) 緩和ケアチームの構成員は、緩和ケア診療加算に係る緩和ケアチームの構成員及び小児緩和ケア診療加算に係る小児緩和ケアチームの構成員と兼任であって差し支えない。

また、悪性腫瘍患者に係る緩和ケアの特性に鑑みて、専従の医師にあっても、緩和ケア診療加算を算定すべき診療、小児緩和ケア診療加算を算定すべき診療及び外来緩和ケア管理料を算定すべき診療に影響のない範囲においては、専門的な緩和ケアに関する外来診療を行って差し支えない（ただし、専門的な緩和ケアに関する外来診療に携わる時間は、所定労働時間の2分の1以下であること。）。

- (3) (1)の緩和ケアチームの専従の職員について、介護保険施設等又は指定障害者支援施設等からの求めに応じ、当該介護保険施設等又は指定障害者支援施設等において緩和ケアの専門性に基づく助言を行う場合には、緩和ケアチームの業務について専従とみなすことができる。ただし、介護保険施設等又は指定障害者支援施設等に赴いて行う助言に携わる時間は、原則として月16時間以下であること。また介護保険施設等又は指定障害者支援施設は次に掲げるものをいう。

- イ 指定介護老人福祉施設
- ロ 指定地域密着型介護老人福祉施設
- ハ 介護老人保健施設
- ニ 介護医療院
- ホ 指定特定施設入居者生活介護事業所
- ヘ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
- ト 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所
- チ 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- リ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
- ヌ 指定障害者支援施設
- ル 指定共同生活援助事業所
- ヲ 指定福祉型障害児入所施設

- (4) (1)のア又はオに掲げる医師は、悪性腫瘍の患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する者であること。なお、末期心不全、末期呼吸器疾患又は末期腎不全の患者を対象とする場合には、末期心不全、末期呼吸器疾患又は末期腎不全の患者をそれぞれ対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する者であっても差し支えない。また、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する医師に限る（末期心不全、末期呼吸器疾患又は末期腎不全の患者を対象とする場合には、末期心不全、末期呼吸器疾患又は末期腎不全の患者をそれぞれ対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する者であっても差し支えない。）。）を2名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該2名の非常勤医師が緩和ケアチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

- (5) (1)のイ又はカに掲げる医師は、3年以上がん専門病院又は一般病院での精神医療に従事した経験を有する者であること。また、イに掲げる医師については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（3年以上がん専門病院又は一般病院での精神医療に従事した経験を有する医師に限

る。)を2名組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該2名の非常勤医師が緩和ケアチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

- (6) (1)のア、イ、オ及びカに掲げる医師のうち、悪性腫瘍の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、以下のア又はイのいずれかの研修を修了している者であること。また、末期心不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、アからウまでのいずれかの研修を修了している者であること。さらに、末期呼吸器疾患又は末期腎不全の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、アの研修を修了している者であること。なお、後天性免疫不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には下記研修を修了していなくてもよい。

ア がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会

イ 緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会（日本緩和医療学会主催）等

ウ 日本心不全学会により開催される基本的心不全緩和ケアトレーニングコース

- (7) (1)のウ又はキに掲げる看護師は、5年以上悪性腫瘍の患者の看護に従事した経験を有し、緩和ケア病棟等における研修を修了している者であること。なお、ここでいう緩和ケア病棟等における研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること（600時間以上の研修期間で、修了証が交付されるものに限る。）。

イ 緩和ケアのための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ 講義及び演習により、次の内容を含むものであること。

- (イ) ホスピスケア・疼痛緩和ケア総論及び制度等の概要
- (ロ) 悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群のプロセスとその治療
- (ハ) 悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群患者の心理過程
- (ニ) 緩和ケアのためのアセスメント並びに症状緩和のための支援方法
- (ホ) セルフケアへの支援及び家族支援の方法
- (ヘ) ホスピス及び疼痛緩和のための組織的取組とチームアプローチ
- (ト) ホスピスケア・緩和ケアにおけるリーダーシップとストレスマネジメント
- (チ) コンサルテーション方法
- (リ) ケアの質を保つためのデータ収集・分析等について

エ 実習により、事例に基づくアセスメントとホスピスケア・緩和ケアの実践

- (8) (1)のエ又はクに掲げる薬剤師は、麻薬の投薬が行われている悪性腫瘍の患者に対する薬学的管理及び指導などの緩和ケアの経験を有する者であること。

- (9) (1)のア、イ、オ及びカに掲げる医師については、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師と兼任ではないこと。ただし、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師が複数名である場合は、緩和ケアチームに係る業務に関し専任である医師については、緩和ケア病棟入院料の届出に係る担当医師と兼任であっても差し支えないものとする。

- (10) 症状緩和に係るカンファレンスが週 1 回程度開催されており、緩和ケアチームの構成員及び必要に応じて、当該患者の診療を担う保険医、看護師、薬剤師などが参加していること。
 - (11) 当該医療機関において緩和ケアチームが組織上明確に位置づけられていること。
 - (12) 院内の見やすい場所に緩和ケアチームによる診療が受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。
- 2 外来緩和ケア管理料の注 5 に関する施設基準
情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。
- 3 届出に関する事項
- (1) 外来緩和ケア管理料の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 5 の 4 を用いること。
 - (2) 外来緩和ケア管理料の注 5 に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、外来緩和ケア管理料の注 5 として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 4 の 5 移植後患者指導管理料

1 臓器移植後に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、以下の職種が連携して、診療を行う体制があること。

ア 臓器移植に従事した経験を 2 年以上有し、下記のいずれかの経験症例を持つ専任の常勤医師

なお、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（臓器移植に従事した経験を 2 年以上有し、下記のいずれかの経験症例を持つ医師に限る。）を 2 名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

(イ) 腎臓移植領域 10 例以上

(ロ) 肝臓移植領域 10 例以上

(ハ) (イ) 及び (ロ) 以外の臓器移植領域 3 例以上

イ 臓器移植に従事した経験を 2 年以上有し、移植医療に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師

ウ 免疫抑制状態の患者の薬剤管理の経験を有する常勤薬剤師

- (2) (1) のイにおける移植医療に係る適切な研修とは、次に掲げる全ての事項に該当するものをいう。

ア 医療関係団体が主催するものであること。

イ 移植医療に関する業務を実施する上で必要な内容を含み、通算して 3 日間以上の、講義、演習又は実習等からなる研修であること。ただし、実習を除く、講義又は演習等は 10 時間以上のものとする。

ウ 講義又は演習等により、臓器移植の特性に応じた、移植の適応、免疫反応、感染症等の合併症、移植プロセスに応じたコーディネーション等について研修するものであること。

- (3) 移植医療に特化した専門外来が設置されていること。

2 造血幹細胞移植後に関する施設基準

(1) 当該保険医療機関内に、以下の職種が連携して、診療を行う体制があること。

ア 造血幹細胞移植に従事した経験を2年以上有し、造血幹細胞移植を10例以上（小児科の場合は7例以上）の経験症例を持つ専任の常勤医師

なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師（造血幹細胞移植に従事した経験を2年以上有し、造血幹細胞移植を10例以上（小児科の場合は7例以上）の経験症例を持つ医師に限る。）を2名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

イ 造血幹細胞移植に従事した経験を2年以上有し、移植医療に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師

ウ 免疫抑制状態の患者の薬剤管理の経験を有する常勤薬剤師

(2) (1)のイにおける移植医療に係る適切な研修とは、次に掲げる全ての事項に該当するものをいう。

ア 医療関係団体が主催するものであること。

イ 移植医療に関する業務を実施する上で必要な内容を含み、通算して3日間以上の、講義、演習又は実習等からなる研修であること。ただし、実習を除く、講義又は演習等は10時間以上のものとする。

ウ 講義又は演習等により、造血幹細胞移植の特性に応じた、移植の適応、免疫反応、感染症等の合併症、移植プロセスに応じたコーディネーション等について研修するものであること。

(3) 移植医療に特化した専門外来が設置されていること。

3 移植後患者指導管理料の注3に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

4 届出に関する事項

(1) 移植後患者指導管理料の施設基準に係る届出は、別添2の様式5の5を用いること。

(2) 移植後患者指導管理料の注3に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、移植後患者指導管理料の注3として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第4の6 糖尿病透析予防指導管理料

1 糖尿病透析予防指導管理料に関する施設基準

(1) 当該保険医療機関内に、以下から構成される透析予防診療チームが設置されていること。

ア 糖尿病指導の経験を有する専任の医師

イ 糖尿病指導の経験を有する専任の看護師又は保健師

ウ 糖尿病指導の経験を有する専任の管理栄養士

(2) (1)のアに掲げる医師は、糖尿病及び糖尿病性腎症の予防指導に従事した経験を5年以上有する者であること。

(3) (1)のイに掲げる看護師は、次のいずれかに該当する者であること。

ア 糖尿病及び糖尿病性腎症の予防指導に従事した経験を2年以上有し、かつ、この間に通算1,000時間以上糖尿病患者の療養指導を行った者であって、適切な研修を修了した者
なお、ここでいう適切な研修とは、次の要件を満たすものをいうこと。

- (イ) 国又は医療関係団体等が主催する研修であること。
 - (ロ) 糖尿病患者への生活習慣改善の意義・基礎知識、評価方法、セルフケア支援及び事例分析・評価等の内容が含まれるものであること。
 - (ハ) 糖尿病患者の療養指導について十分な知識及び経験のある医師、看護師等が行う演習が含まれるものであること。
- (ニ) 通算して10時間以上のものであること。

イ 糖尿病及び糖尿病性腎症の予防指導に従事した経験を5年以上有する者

- (4) (1)のイに掲げる保健師は、糖尿病及び糖尿病性腎症の予防指導に従事した経験を2年以上有する者であること。
- (5) (1)のウに掲げる管理栄養士は、糖尿病及び糖尿病性腎症の栄養指導に従事した経験を5年以上有する者であること。
- (6) (2)から(4)までに規定する医師、看護師又は保健師のうち、少なくとも1名以上は常勤であること。
- (7) (2)から(5)までに規定する医師、看護師又は保健師及び管理栄養士のほか、薬剤師、理学療法士が配置されていることが望ましいこと。
- (8) 注3に規定する点数を算定する場合は、以下から構成される透析予防診療チームにより、透析予防に係る専門的な診療が行われていること。

ア 糖尿病指導の経験を有する医師（(2)を満たすこと。）

イ 糖尿病指導の経験を有する看護師又は保健師（看護師にあつては、(3)のアを満たすこと。保健師にあつては、(4)を満たすこと。）

ウ 糖尿病指導の経験を有する管理栄養士（(5)を満たすこと。）

- (9) 注4に規定する高度腎機能障害患者指導加算を算定する場合は、次に掲げるイのイに対する割合が5割を超えていること。

ア 4月前までの3か月間に糖尿病透析予防指導管理料を算定した患者で、同期間内に算出した $eGFR_{Cr}$ 又は $eGFR_{Cys}$ （ $mL/分/1.73m^2$ ）が30未満であったもの（死亡したもの、透析を導入したもの及び腎臓移植を受けたものを除き6人以上が該当する場合に限る。）

イ アの算定時点（複数ある場合は最も早いもの。以下同じ。）から3月以上経過した時点で以下のいずれかに該当している患者

(イ) 血清クレアチニン又はシスタチンCがアの算定時点から不変又は低下していること

(ロ) 尿たんぱく排泄量がアの算定時点から20%以上低下していること

(ハ) アで $eGFR_{Cr}$ 又は $eGFR_{Cys}$ を算出した時点から前後3月時点の $eGFR_{Cr}$ 又は $eGFR_{Cys}$ を比較し、その1月当たりの低下が30%以上軽減していること

- (10) 糖尿病教室を定期的実施すること等により、糖尿病について患者及びその家族に対して説明が行われていること。

- 2 糖尿病透析予防指導管理料の注5に関する施設基準
情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

3 届出に関する事項

- (1) 糖尿病透析予防指導管理料の施設基準に係る届出は、別添2の様式5の6を用いること。なお、高度腎機能障害患者指導加算に係る届出は、別添2の様式5の8を用いること。
- (2) 糖尿病透析予防指導管理料の注5に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行ってればよく、糖尿病透析予防指導管理料の注5として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第4の7 小児運動器疾患指導管理料

1 小児運動器疾患指導管理料に関する施設基準

- (1) 以下の要件をいずれも満たす常勤の医師が1名以上勤務していること。
 - ア 整形外科の診療に従事した経験を5年以上有していること。
 - イ 小児の運動器疾患に係る適切な研修を修了していること。
- (2) 当該保険医療機関において、小児の運動器疾患の診断・治療に必要な単純撮影を行う体制を有していること。
- (3) 必要に応じて、当該保険医療機関の病床又は連携する保険医療機関の病床において、入院可能な体制を有していること。

2 届出に関する事項

小児運動器疾患指導管理料の施設基準に係る届出は、別添2の様式5の8の2を用いること。

第4の8 乳腺炎重症化予防ケア・指導料

1 乳腺炎重症化予防ケア・指導料に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、乳腺炎の重症化及び再発予防の指導並びに乳房に係る疾患の診療の経験を有する医師が配置されていること。
- (2) 当該保険医療機関内に、乳腺炎の重症化及び再発予防並びに母乳育児に係るケア及び指導に従事した経験を5年以上有し、助産に関する専門の知識や技術を有することについて医療関係団体等から認証された専任の助産師が、1名以上配置されていること。

2 届出に関する事項

乳腺炎重症化予防ケア・指導料の施設基準に係る届出は、別添2の2を用いること。

第4の9 婦人科特定疾患治療管理料

1 婦人科特定疾患治療管理料に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に婦人科疾患の診療を行うにつき十分な経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。
- (2) (1)に掲げる医師は、器質性月経困難症の治療に係る適切な研修を修了していること。

なお、ここでいう適切な研修とは次のものをいうこと。

 - ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること。
 - イ 器質性月経困難症の病態、診断、治療及び予防の内容が含まれるものであること。
 - ウ 通算して6時間以上のものであること。

2 届出に関する事項

婦人科特定疾患治療管理料の施設基準に係る届出は、別添2の様式5の10を用いること。

- (16) 緊急時の対応のため、時間外・夜間救急体制が整備されていること又は他の保険医療機関との連携により時間外・夜間救急体制が整備されていること。
- (17) 胚移植術を実施した患者の出産に係る経過について把握する体制を有していること。
- (18) 胚移植術の回数を含む患者の治療経過について把握する体制を有していること。また、当該保険医療機関において実施した胚移植術の実施回数について、他の保険医療機関から情報提供を求められた場合には、それに応じること。
- (19) 以下のいずれかを満たす施設であることが望ましい。
- ア 精巣内精子採取術に係る届出を行っていること。
 - イ 精巣内精子採取術に係る届出を行っている他の保険医療機関との連携体制を構築していること。
- (20) 国が示す不妊症に係る医療機関の情報提供に関する事業に協力すること。
- (21) 以下の体制を有していること。
- ア 看護師、公認心理師等の患者からの相談に対応する専任の担当者を配置していること。
 - イ 社会福祉士等の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者を配置していること。
 - ウ 他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整及びこれらのサービスに関する情報提供に努めること。
- (22) 当面の間、(6)から(9)の基準については、他の保険医療機関との契約を行っている場合又は他の保険医療機関と特別の関係にある場合であって、当該他の保険医療機関が生殖補助医療管理料1又は2に係る届出を行っている場合には、当該他の保険医療機関との関係により要件を満たすものとして差し支えない。
- 2 生殖補助医療管理料2に関する施設基準
- (1) 1の(1)から(20)までの基準を全て満たしていること。
- (2) 当面の間、(6)から(9)の基準については、他の保険医療機関との契約を行っている場合又は他の保険医療機関と特別の関係にある場合であって、当該他の保険医療機関が生殖補助医療管理料1又は2に係る届出を行っている場合には、当該他の保険医療機関との関係により要件を満たすものとして差し支えない。
- 3 届出に関する事項
- 生殖補助医療管理料の施設基準に係る届出は、別添2の様式5の12を用いること。

第4の13 二次性骨折予防継続管理料

1 二次性骨折予防継続管理料に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、以下の職種が連携して診療を行う体制が整備されていること。
- ア 骨粗鬆症の診療を担当する専任の常勤医師
 - イ 専任の常勤看護師
 - ウ 専任の常勤薬剤師
- (2) (1)のウに掲げる専任の常勤薬剤師については、当該保険医療機関内に常勤の薬剤師が配置されていない場合に限り、地域の保険医療機関等と連携し、診療を行う体制が整備されていることで差し支えない。

- (3) 当該保険医療機関内において「骨粗鬆症の予防と治療ガイドライン」及び「骨折リエゾンサービス（FLS）クリニカルスタンダード」を参照にした上で、院内職員を対象とした「骨粗鬆症に対する知識の共有と FLS の意義について」の研修会を年に 1 回以上実施すること。
- (4) 患者の状態に応じ、28 日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であることを当該保険医療機関の見やすい場所に掲示すること。
- (5) 二次性骨折予防継続管理料 1 については、急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、地域一般入院基本料又は 7 対 1 入院基本料若しくは 10 対 1 入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料に限る。）、有床診療所入院基本料又は地域包括医療病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- (6) 二次性骨折予防継続管理料 2 については、有床診療所入院基本料、地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料又は回復期リハビリテーション入院医療管理料に係る届出を行っている保険医療機関の病棟であること。
- (7) 二次性骨折予防継続管理料 2 について、有床診療所入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関は、運動器リハビリテーション料（Ⅰ）又は（Ⅱ）を届け出ていること。

2 届出に関する事項

- (1) 二次性骨折予防継続管理料の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 5 の 13 を用いること。
- (2) 新たに届出を行う保険医療機関については、当該届出を行う日から起算して 1 年以内に 1 の(3)による研修会等を開催することが決まっている場合にあっては、(3)の要件を満たしているものとする。なお、当該届出時に研修会等の開催予定日がわかる書類を添付すること。

第 4 の 14 アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料

1 アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内にアレルギーの診療に従事した経験を 3 年以上有する常勤医師が 1 名以上配置されていること。なお、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている非常勤医師（アレルギーの診療に従事した経験を 3 年以上有する医師に限る。）を 2 名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。
- (2) アレルゲン免疫療法に伴う副作用が生じた場合に対応できる体制が整備されていること。
- (3) 院内の見やすい場所にアレルゲン免疫療法を行っている旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。

2 届出に関する事項

アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料の施設基準については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第4の15 下肢創傷処置管理料

1 下肢創傷処置管理料に関する施設基準

以下の要件を全て満たす常勤の医師が1名以上勤務していること。

- (1) 整形外科、形成外科、皮膚科、外科、心臓血管外科又は循環器内科の診療に従事した経験を5年以上有していること。
- (2) 下肢創傷処置に関する適切な研修を修了していること。

2 届出に関する事項

下肢創傷処置管理料の施設基準に係る届出は、別添2の様式5の14を用いること。

第4の16 慢性腎臓病透析予防指導管理料

1 慢性腎臓病透析予防指導管理料に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、以下から構成される透析予防診療チームが設置されていること。

ア 慢性腎臓病指導の経験を有する専任の医師

イ 慢性腎臓病指導の経験を有する専任の看護師又は保健師

ウ 慢性腎臓病指導の経験を有する専任の管理栄養士

- (2) (1)のアに掲げる医師は、慢性腎臓病の予防指導に従事した経験を5年以上有する者であること。
 - (3) (1)のイに掲げる看護師は、慢性腎臓病の予防指導に従事した経験を3年以上有する者であること。
 - (4) (1)のイに掲げる保健師は、慢性腎臓病の予防指導に従事した経験を2年以上有する者であること。
 - (5) (1)のウに掲げる管理栄養士は、慢性腎臓病の栄養指導に従事した経験を3年以上有する者であること。
 - (6) (1)のア、イ及びウに掲げる透析予防診療チームに所属する者のいずれかは、慢性腎臓病の予防指導に係る適切な研修を修了した者であることが望ましいこと。
 - (7) (2)から(4)までに規定する医師、看護師又は保健師のうち、少なくとも1名以上は常勤であること。
 - (8) (2)から(5)までに規定する医師、看護師又は保健師及び管理栄養士のほか、薬剤師、理学療法士が配置されていることが望ましいこと。
 - (9) 腎臓病教室を定期的実施すること等により、腎臓病について患者及びその家族に対して説明が行われていること。ただし、当該教室はB001の「27」糖尿病透析予防指導管理料に規定する糖尿病教室（腎臓病についての内容が含まれる場合に限る。）の実施により代えることとしても差し支えない。
- ##### 2 慢性腎臓病透析予防指導管理料の注3に関する施設基準
- 情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。
- ##### 3 届出に関する事項
- (1) 慢性腎臓病透析予防指導管理料の施設基準に係る届出は、別添2の様式13の9を用いること。

- (2) 慢性腎臓病透析予防指導管理料の注3に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていただくと、慢性腎臓病透析予防指導管理料の注3として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第5 小児科外来診療料

1 小児科外来診療料の注1に関する施設基準

- (1) 小児科を標榜する保険医療機関であること。
- (2) 患者の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であることを当該保険医療機関の見やすい場所に掲示すること。

2 小児抗菌薬適正使用支援加算の施設基準

薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン(平成28年4月5日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議)に位置づけられた「地域感染症対策ネットワーク(仮称)」に係る活動に参加し、又は感染症にかかる研修会等に定期的に参加していること。

3 届出に関する事項

小児科外来診療料の注1及び小児抗菌薬適正使用支援加算の施設基準については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第6 地域連携小児夜間・休日診療料

1 地域連携小児夜間・休日診療料1に関する施設基準

- (1) 小児を夜間、休日又は深夜において診療することができる体制を有していること。
- (2) 夜間、休日又は深夜に小児科を担当する医師(近隣の保険医療機関を主たる勤務先とするものに限る。)として3名以上を届け出ており、うち2名以上は専ら小児科を担当する医師であること。
- (3) 地域に、夜間、休日又は深夜であって小児の救急医療の確保のために当該保険医療機関があらかじめ定めた時間が周知されていること。
- (4) 緊急時に小児が入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療機関との連携により緊急時に小児が入院できる体制が整備されていること。

2 地域連携小児夜間・休日診療料2に関する施設基準

- (1) 小児を24時間診療することができる体制を有していること。
- (2) 専ら小児科を担当する医師(近隣の診療所等の保険医療機関を主たる勤務先とするものに限る。)として3名以上を届け出ていること。
- (3) 地域に、小児の救急医療の確保のために当該保険医療機関が6歳未満の小児を24時間診療することが周知されていること。
- (4) 緊急時に小児が入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療機関との連携により緊急時に小児が入院できる体制が整備されていること。

3 地域連携小児夜間・休日診療料の注2に掲げる院内トリアージ実施体制加算に関する施設基準

- (1) 以下の項目を含む院内トリアージの実施基準を定め、定期的に見直しを行っていること。

- (1) 以下の項目を含む院内トリアージの実施基準を定め、定期的に見直しを行っていること。

ア トリアージ目標開始時間及び再評価時間

イ トリアージ分類

ウ トリアージの流れ

なお、トリアージの流れの中で初回の評価から一定時間後に再評価すること。

- (2) 患者に対して、院内トリアージの実施について説明を行い、院内の見やすい場所への掲示等により周知を行っていること。
- (3) (2)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
- (4) 専任の医師又は救急医療に関する3年以上の経験を有する専任の看護師が配置されていること。

3 届出に関する事項

- (1) 地域連携夜間・休日診療料の施設基準に係る届出は、別添2の様式7の2を用いること。
- (2) 院内トリアージ実施体制加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式7の1の2を用いること。
- (3) 開放利用に関わる地域の医師会等との契約及び当該医療機関の運営規程等を記載すること。

第6の3の2 乳幼児育児栄養指導料

1 乳幼児育児栄養指導料の注2に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

2 届出に関する事項

乳幼児育児栄養指導料の注2に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、乳幼児育児栄養指導料の注2として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第6の4 削除

第6の5 救急外来医学管理料

1 救急搬送医学管理料1、夜間休日救急医学管理料1及び救急外来医学管理料の注3に掲げる救急外来緊急検査対応加算1に関する施設基準

- (1) 休日又は夜間における救急医療の確保のために診療を行っていると思われる第三次救急医療機関若しくは第二次救急医療機関(医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4の規定に基づき都道府県が作成する医療計画に記載されている救急医療機関をいう。)又は都道府県知事若しくは指定都市市長の指定する精神科救急医療施設であること。

なお、精神科救急医療施設の運営については、「精神科救急医療体制整備事業の実施について」に従い実施されたい。

- (2) 夜間又は休日において入院治療を必要とする重症患者に対して救急医療を提供する日を地域の行政部門、医師会等の医療関係者及び救急搬送機関等にあらかじめ周知していること。
- (3) 救急用の自動車（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）に規定する市町村又は都道府県の救急業務を行うための救急隊の救急自動車並びに道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）及び道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）に規定する緊急自動車（傷病者の緊急搬送に用いるものに限る。））又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数（以下この区分において「救急搬送件数」という。）が、年間で 1,500 件以上であること。ただし、「基本診療料の施設基準等」別表第六の二の二に掲げる地域に所在する病院にあっては、当該件数が年間で 1,200 件以上であること。
- (4) 救急外来診療を実施するための専用の診察室及びベッドを有する区画を設けていること。
- (5) 救急外来診療を行うために必要な次に掲げる装置及び器具を当該区画内に常時備えていること。ただし、当該区画が救命救急治療室、特定集中治療室、ハイケアユニット、脳卒中ケアユニット、小児特定集中治療室、新生児特定集中治療室、母体・胎児集中治療室又は新生児治療回復室（以下「救命救急治療室等」という。）と隣接しており、これらの装置及び器具を当該救命救急治療室等と共有しても緊急の事態に十分対応できる場合においては、この限りではない。
- ア 救急蘇生装置（気管挿管セット及び人工呼吸装置等）
- イ 除細動器
- ウ 心電計
- エ 呼吸循環監視装置
- (6) 保険医療機関内において、専任の医師（宿日直を行っている専任の医師を含む。）が常時、速やかに救急外来診療を開始できる場所に勤務していること。また、当該専任の医師を交代で担う複数の医師に、救急外来診療の経験を 5 年以上有する医師が 2 名以上含まれていること。
- (7) 専任の看護師が常時、当該区画内に勤務していること。また、専任の看護師について、時間帯及び救急外来の業務状況に応じ、複数名の配置を行うことが望ましいこと。
- (8) 地域及び医療機関の実情に応じて、専任の救急救命士が救急外来において適切な業務を担うことが考えられることから、その際には当該救急救命士に対して、院内研修を実施していることが望ましいこと。
- (9) 手術に必要な麻酔科医及び手術室の看護師が緊急呼出し当番により、緊急手術を開始できる体制が常時確保されていること。
- (10) 救急外来を受診した患者に対して、血液検査、コンピューター断層撮影（C T 撮影）及び磁気共鳴コンピューター断層撮影（MR I 撮影）を実施できる体制が常時確保されていること。
- (11) 救急外来を受診した患者に対して、調剤及び検査等を行うにつき必要な薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が常時、当該保険医療機関内に配置されていること。
- (12) 院内の職員に対して、救急に関する教育コース（心肺蘇生に関する教育コース又は外傷対応に関する教育コース等をいう。）の提供を年 1 回以上実施していること。

- (13) 業務継続計画（以下単に「BCP」という。）を策定し、当該BCPに基づいた災害訓練を年1回以上実施していること。
 - (14) 地域の救急医療に関する取組として、前年（1月から12月まで）において、次のいずれか2つ以上を満たしていること。
 - ア メディカルコントロール協議会、救急医療対策協議会又は救急患者受入コーディネーター確保事業に関わる会議に参加していること。
 - イ 消防機関の実施するウツタイン様式調査に協力していること。
 - ウ 当該保険医療機関に勤務する医師（当該保険医療機関から消防機関等に派遣されている医師を含む。）が、消防機関に属する救急救命士からの特定行為の実施に係る指示要請に対応していること。
 - エ 地域の関係機関（都道府県、医師会、救急医療機関及び消防機関等）との間で、定期的に連携体制の構築及びその向上等を目的とした検討会を開催していること。
 - オ 救急救命士の病院実習（救急救命士の養成課程中に行われるもの、就業前に行うもの又は再教育（生涯教育）として行うものを指す。）を受け入れていること。
 - カ 在宅医療関係者と救急医療関係者の協議の場に参加し、在宅療養等に関する救急搬送についての情報共有ルールの策定等を行っていること。
- 2 救急搬送医学管理料2、夜間休日救急医学管理料2及び救急外来医学管理料の注3に掲げる救急外来緊急検査対応加算2に関する施設基準
- (1) 救急外来医学管理料1の(1)、(2)、(4)、(5)及び(13)を満たすこと。
 - (2) 救急搬送件数が、年間で800件以上であること。ただし、「基本診療料の施設基準等」別表第六の二の二に掲げる地域に所在する病院にあっては、当該件数が年間で640件以上であること。
 - (3) 当該保険医療機関が救急外来診療を応需する時間帯において常に、専任の医師（宿日直を行っている専任の医師を含む。）が、保険医療機関内の速やかに救急外来診療を開始できる場所に勤務していること。
 - (4) 当該保険医療機関が救急外来診療を応需する時間帯において常に、専任の看護師が当該区画内に勤務していること。
 - (5) 当該保険医療機関が救急外来診療を応需する時間帯において常に、救急外来を受診した患者に対して、血液検査及びコンピューター断層撮影（CT撮影）を実施できる体制が確保されていること。なお、コンピューター断層撮影については、当該検査を実施する医療従事者を、緊急呼出し当番により確保する体制であっても差し支えない。
 - (6) 院内の職員に対して、救急に関する教育コース（心肺蘇生に関する教育コース又は外傷対応に関する教育コース等をいう。）の提供を年1回以上実施していること、又は当該コースの受講を推奨することを院内の職員に向けて周知し、その受講状況を年1回以上把握していること。
 - (7) 地域の救急医療に関する取組として、前年（1月から12月まで）において、次のいずれかを満たしていること。
 - ア メディカルコントロール協議会、救急医療対策協議会又は救急患者受入コーディネーター確保事業に関わる会議に参加していること。
 - イ 消防機関の実施するウツタイン様式調査に協力していること。

ウ 当該保険医療機関に勤務する医師（当該保険医療機関から消防機関等に派遣されている医師を含む。）が、消防機関に属する救急救命士からの特定行為の実施に係る指示要請に対応していること。

エ 地域の関係機関（都道府県、医師会、救急医療機関及び消防機関等）との間で、定期的に連携体制の構築及びその向上等を目的とした検討会を開催していること。

オ 救急救命士の病院実習（救急救命士の養成課程中に行われるもの、就業前に行うもの又は再教育（生涯教育）として行うものを指す。）を受け入れていること。

カ 在宅医療関係者と救急医療関係者の協議の場に参加し、在宅療養等に関する救急搬送についての情報共有ルールの新設等を行っていること。

3 救急搬送医学管理料3及び夜間休日救急医学管理料3に関する施設基準

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき認定された救急病院又は救急診療所であること。

4 救急外来医学管理料の注5に掲げる救急時医療情報取得加算に関する施設基準

（1）電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制として、以下のアからウまでの全てを満たしていること。

ア 院外処方を行う場合には、原則として、電子処方箋を発行し、又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行し処方情報の登録を行っていること。

イ 院内処方を行う場合には、原則として、医療機関内で調剤した薬剤の情報を電子処方箋管理サービスに登録を行っていること

ウ 電子処方箋対応医療機関であることをウェブサイトで掲示していること

（2）救急時医療情報閲覧機能を有していること。

5 救急外来医学管理料の注7に掲げる院内トリアージ実施体制加算に関する施設基準

（1）以下の項目を含む院内トリアージの実施基準を定め、定期的に見直しを行っていること。

ア トリアージ目標開始時間及び再評価時間

イ トリアージ分類

ウ トリアージの流れ

なお、トリアージの流れの中で初回の評価から一定時間後に再評価すること。

（2）患者に対して、院内トリアージの実施について説明を行い、院内の見やすい場所への掲示等により周知を行っていること。

（3）（2）の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

（4）専任の医師又は救急医療に関する3年以上の経験を有する専任の看護師が配置されていること。なお、当該専任の医師又は看護師は、1（6）及び（7）並びに2の（3）及び（4）に係る専任の医師又は看護師を兼ねることができる。

6 届出に関する事項

（1）救急外来医学管理料及び救急外来緊急検査対応加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式7の3を用いること。

（2）院内トリアージ実施体制加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式7の1の2を用いること。

- (3) 救急時医療情報取得加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式1の4を用いること。
- (4) 救急外来医学管理料に係る届出を行う保険医療機関については、令和8年12月31日までの間に限り、1の(14)又は2の(7)に該当するものとみなす。

第6の6 外来リハビリテーション診療料

1 外来リハビリテーション診療料に関する施設基準

- (1) 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料の届出を行っていること。
- (2) 当該診療料を算定する患者がリハビリテーションを実施している間、患者の急変時等に連絡を受けるとともに、リハビリテーションを担当する医師が直ちに診察を行える体制にあること。

2 届出に関する事項

心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料の届出を行ってればよく、外来リハビリテーション診療料として特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第6の7 外来放射線照射診療料

1 外来放射線照射診療料に関する施設基準

- (1) 放射線照射の実施時において、当該保険医療機関に放射線治療医（放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。）が配置されていること。
- (2) 専従の看護師及び専従の診療放射線技師がそれぞれ1名以上勤務していること。なお、当該専従の診療放射線技師は、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合（寡分割照射に係るものに限る。）、強度変調放射線治療（IMRT）の前立腺癌に対する前立腺照射（寡分割照射に係るものに限る。）、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算、ホウ素中性子捕捉療法、ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の診療放射線技師を兼任することができる。なお、専従の看護師は、粒子線治療医学管理加算及びホウ素中性子捕捉療法医学管理加算に係る常勤の看護師を兼任することはできない。
- (3) 放射線治療に係る医療機器の安全管理、保守点検及び安全使用のための精度管理を専ら担当する技術者（放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。）が1名以上勤務していること。なお、当該技術者は、放射線治療専任加算、外来放射線治療加算、遠隔放射線治療計画加算、高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合（寡分割照射に係るものに限る。）、強度変調放射線治療（IMRT）の前立腺癌に対する前立腺照射（寡分割照射に係るものに限る。）、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策加算、定位放射線治療、定位放射線治療呼吸性移動対策加算、粒子線治療、粒子線治療医学管理加算、ホウ素中性子捕捉療法、ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算及び画像誘導密封小線源治療加算に係る常勤の診療放射線技師との兼任はできないが、医療機器安全管理料2に係る技術者を兼任することができる。また、遠隔放射線治療計画加算、強度変調放射線治療（IMRT）、画像誘導放射線治療加算、体外照射呼吸性移動対策

- (1) 1の(1)、(2)、(4)、(5)及び(6)の基準を満たしていること。
 - (2) 次のいずれかの基準を満たしていること。
 - ア 「A001」の注10に規定する時間外対応体制加算2又は時間外対応体制加算4に係る届出を行っていること。
 - イ 以下のいずれも満たすものであること。
 - (イ) 在宅当番医制等により、初期小児救急医療に参加し、休日又は夜間の診療を年6回以上の頻度で行っていること。
 - (ロ) 当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間にあつては、留守番電話等により、地域において夜間・休日の小児科外来診療を担当する医療機関や都道府県等が設置する小児医療に関する電話相談の窓口（＃8000等）等の案内を行うなど、対応に配慮すること。
- 3 小児抗菌薬適正使用支援加算に関する施設基準
- 薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（平成28年4月5日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議）に位置づけられた「地域感染症対策ネットワーク（仮称）」に係る活動に参加し、又は感染症にかかる研修会等に定期的に参加していること。
- 4 届出に関する事項
- 小児かかりつけ診療料1又は2の施設基準に係る届出は、別添2の様式7の8を用いること。
- 小児抗菌薬適正使用支援加算の施設基準については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第6の8の4 外来腫瘍化学療法診療料

- 1 外来腫瘍化学療法診療料1に関する施設基準
- (1) 外来化学療法を実施するための専用のベッド（点滴注射による化学療法を実施するに適したリクライニングシート等を含む。）を有する治療室を保有していること。なお、外来化学療法を実施している間は、当該治療室を外来化学療法その他の点滴注射（輸血を含む。）以外の目的で使用することは認められないものであること。
 - (2) 化学療法の経験を5年以上有する専任の常勤医師が勤務していること。
 - (3) 化学療法の経験を5年以上有する専任の看護師が化学療法を実施している時間帯において常時当該治療室に勤務していること。
 - (4) 化学療法に係る調剤の経験を5年以上有する専任の常勤薬剤師が勤務していること。
 - (5) 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されていること。
 - (6) 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制が整備されていること。
 - (7) 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催していること。
- 当該委員会は、化学療法に携わる各診療科の医師の代表者（代表者数は、複数診療科の場合は、それぞれの診療科で1名以上（1診療科の場合は、2名以上）の代表者であるこ

と。) 、業務に携わる看護師、薬剤師及び必要に応じてその他の職種から構成されるもので、少なくとも年1回開催されるものとする。

- (8) 「B001」の「22」がん性疼痛緩和指導管理料の届出を行っていること。
- (9) 「B001」の「23」がん患者指導管理料の口の届出を行っていることが望ましい。
- (10) (2)に掲げる医師は、次に掲げるいずれかの研修を修了した者であること。

ア がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会

イ 緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会(日本緩和医療学会主催)等

- (11) 患者と患者を雇用する事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書の提出があった場合に、就労と療養の両立に必要な情報を提供すること並びに診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を行うことが可能である旨をウェブサイトに掲載していることが望ましい。
- (12) 患者の急変時の緊急事態等に対応するための指針が整備されていること。
- (13) 外来腫瘍化学療法診療料3の届出を行っている他の保険医療機関において外来化学療法を実施している患者が、緊急時に当該保険医療機関に受診できる体制を確保している場合については、連携する保険医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出ていること。また、連携する保険医療機関の名称等については、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- (14) (5)、(6)及び(7)に係る対応を行っていることについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- (15) (13)及び(14)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

2 外来腫瘍化学療法診療料2に関する施設基準

- (1) 1の(1)、(5)、(6)及び(11)を満たしていること。
- (2) 化学療法の経験を有する専任の看護師が化学療法を実施している時間帯において常時当該治療室に勤務していること。
- (3) 当該化学療法につき専任の常勤薬剤師が勤務していること。
- (4) 患者の急変時の緊急事態等に対応するための指針が整備されていることが望ましい。

3 外来腫瘍化学療法診療料3に関する施設基準

- (1) 1の(1)、(6)及び(11)を満たしていること。
- (2) 2の(2)、(3)及び(4)を満たしていること。
- (3) 当該保険医療機関において外来化学療法を実施する患者に対して、外来腫瘍化学療法診療料1の届出を行っている他の保険医療機関との連携により、緊急時に有害事象等の診療ができる連携体制を確保していること。また、当該他の連携する医療機関の名称等については、あらかじめ地方厚生(支)局長に届出を行い、かつ、その情報を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- (4) (3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
- (5) 標榜時間外において、当該保険医療機関で外来化学療法を実施している患者に関する電話等の問合せに応じる体制を整備すること。また、やむを得ない事由により電話等による問

い合わせに応じることができなかった場合であっても、速やかにコールバックすることができる体制がとられていること。

4 連携充実加算に関する施設基準

- (1) 外来腫瘍化学療法診療料1に係る届出を行っていること。
- (2) 1の(7)に規定するレジメンに係る委員会に管理栄養士が参加していること。
- (3) 地域の保険医療機関及び保険薬局との連携体制として、次に掲げる体制が整備されていること。

ア 当該保険医療機関で実施される化学療法のレジメンを当該保険医療機関のホームページ等で閲覧できるようにしておくこと。

イ 当該保険医療機関において外来化学療法に関わる職員及び地域の保険薬局に勤務する薬剤師等を対象とした研修会等を年1回以上実施すること。

ウ 他の保険医療機関及び保険薬局からのレジメンに関する照会や患者の状況に関する相談及び情報提供等に応じる体制を整備すること。また、当該体制について、ホームページや研修会等で周知すること。

- (4) 外来化学療法を実施している保険医療機関に5年以上勤務し、栄養管理（悪性腫瘍患者に対するものを含む。）に係る3年以上の経験を有する専任の常勤管理栄養士が勤務していること。

5 がん薬物療法体制充実加算に関する施設基準

- (1) 外来腫瘍化学療法診療料1に係る届出を行っていること。
- (2) 化学療法に係る調剤の経験を5年以上有しており、40時間以上のがんに係る適切な研修を修了し、がん患者に対する薬剤管理指導の実績を50症例（複数のがん種であることが望ましい。）以上有する専任の常勤薬剤師が配置されていること。
- (3) 患者の希望に応じて、患者の心理状況及びプライバシーに十分配慮した構造の個室を使用できるように備えていること。
- (4) 薬剤師が、医師の診察前に患者から服薬状況、副作用等の情報収集及び評価を実施し、情報提供や処方提案等を行った上で、医師がそれを踏まえて、より適切な診療方針を立てることができる体制が整備されていること。

6 届出に関する事項

- (1) 外来腫瘍化学療法診療料1、2及び3の施設基準に係る届出は、別添2の様式39を用いること。
- (2) 連携充実加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式39の2を用いること。
- (3) がん薬物療法体制充実加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式39の3を用いること。
- (4) 当該治療室の平面図を添付すること。
- (5) 令和8年3月31日時点で外来腫瘍化学療法診療料1の届出を行っている保険医療機関については、同年9月30日までの間、1の(12)の基準を満たしているものとする。

第6の9 生活習慣病管理料(Ⅰ)及び(Ⅱ)

1 生活習慣病管理料(Ⅰ)の注1及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注1に関する施設基準

- (1) 生活習慣に関する総合的な治療管理ができる体制を有していること。なお、治療計画に基づく総合的な治療管理は、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士等の多職種と連携して実施することが望ましい。
 - (2) 患者の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であることを当該保険医療機関の見やすい場所に掲示すること。
 - (3) 特定健康診査や健康診断の結果、医療機関での治療や精密検査が必要と判定された者に対する診療を実施するなど、保険者、都道府県、市町村等が実施する地域の生活習慣病の早期発見及び重症化予防のための取組との連携を行うこと。
- 2 充実管理加算（脂質異常症を主病とする場合）の施設基準
- (1) 充実管理加算 1（脂質異常症を主病とする場合）の施設基準
 - ア 当該保険医療機関において、脂質異常症を主病として生活習慣病管理料（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する患者について、次に掲げる割合に基づき算出される、届出時点における直前の、厚生労働省保険局医療課が別途通知する集計期間の実績値が、充実管理加算の届出を行う保険医療機関全体のうち、上位 20%であること（当該保険医療機関において、集計期間中に脂質異常症を主病として生活習慣病管理を行った患者数が 10 人以上である場合に限る。以下同じ。）。
 - (ア) 継続して投薬による脂質異常症の治療管理を行う患者のうち、集計期間中に、
「D 0 0 7」血液化学検査の「1」の中性脂肪若しくは遊離コレステロール、
「3」のHDL-コレステロール若しくは総コレステロール、若しくは「4」のLDL-コレステロールを実施し、又は特定健康診査を受診した患者の割合
 - (イ) 集計期間中の外来受診（他の医療機関への受診を含む。以下同じ。）について、
各受診間の間隔がいずれも 6 ヶ月以内であり、かつ、集計期間中の最終受診日から
集計期間終了日までの間隔が 6 ヶ月を超えない患者の割合
 - イ 以下のいずれも満たしていること。
 - (ア) 外来医療等調査に適切に参加できる体制を有すること。また、厚生労働省保険局医療課及び外来医療等調査事務局と電子メール及び電話での連絡可能な担当者を必ず 1 名指定すること。
 - (イ) 外来医療等調査に適切に参加し、調査に準拠したデータを提出すること。
 - (ウ) 診療記録（過去 5 年間の診療録及び過去 3 年間の手術記録、看護記録等）の全てが保管・管理されていること。
 - (エ) 診療記録の保管・管理につき、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制であることが望ましい。
 - (オ) 診療記録の保管・管理のための規定が明文化されていること。
 - (カ) 患者についての疾病統計には、I C D 大分類程度以上の疾病分類がされていること。
 - (キ) 保管・管理された診療記録が疾病別に検索・抽出できること。
 - (2) 充実管理加算 2（脂質異常症を主病とする場合）の施設基準
 - ア (1) のアに基づき算出される実績値が、充実管理加算の届出を行う保険医療機関全体のうち、上位 50%であること。

イ (1) のイを満たしていること。

(3) 充実管理加算 3 (脂質異常症を主病とする場合) の施設基準

(1) のイを満たしていること。

3 充実管理加算 (高血圧症を主病とする場合) の施設基準

(1) 充実管理加算 1 (高血圧症を主病とする場合) の施設基準

ア 当該保険医療機関において、高血圧症を主病として生活習慣病管理料(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する患者について、次に掲げる割合に基づき算出される、届出時点における直前の、厚生労働省保険局医療課が別途通知する集計期間の実績値が、充実管理加算の届出を行う保険医療機関全体のうち、上位 20%であること (当該保険医療機関において、集計期間中に高血圧症を主病として生活習慣病管理を行った患者数が 10 人以上である場合に限る。以下同じ。)。

集計期間中の外来受診について、各受診間の間隔がいずれも 6 ヶ月以内であり、かつ、集計期間中の最終受診日から集計期間終了日までの間隔が 6 ヶ月を超えない患者の割合

イ 2 の (1) のイを満たしていること。

(2) 充実管理加算 2 (高血圧症を主病とする場合) の施設基準

ア (1) のアに基づき算出される実績値が、充実管理加算の届出を行う保険医療機関全体のうち、上位 50%であること

イ 2 の (1) のイを満たしていること。

(3) 充実管理加算 3 (高血圧症を主病とする場合) の施設基準

2 の (1) のイを満たしていること。

4 充実管理加算 (糖尿病を主病とする場合) の施設基準

(1) 充実管理加算 1 (糖尿病を主病とする場合) の施設基準

ア 当該保険医療機関において、糖尿病を主病として生活習慣病管理料(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する患者について、次に掲げる割合に基づき算出される、届出時点における直前の、厚生労働省保険局医療課が別途通知する集計期間の実績値が、充実管理加算の届出を行う保険医療機関全体のうち、上位 20%であること (当該保険医療機関において、集計期間中に糖尿病を主病として生活習慣病管理を行った患者数が 10 人以上である場合に限る。以下同じ。)。

(ア) 集計期間中に、「D 0 0 5」血液形態・機能検査の「9」ヘモグロビン A 1 c (H b A 1 c) を実施し、又は特定健康診査を受診した患者の割合

(イ) 集計期間中に、「B 0 0 1－3」生活習慣病管理料(Ⅰ)の注 5 の眼科医療機関連携強化加算若しくは注 6 の歯科医療機関連携強化加算又は「B 0 0 1－3－3」生活習慣病管理料(Ⅱ)の注 5 の眼科医療機関連携強化加算若しくは注 6 の歯科医療機関連携強化加算を算定した患者の割合

(ウ) 集計期間中の外来受診について、各受診間の間隔がいずれも 6 ヶ月以内であり、かつ、集計期間中の最終受診日から集計期間終了日までの間隔が 6 ヶ月を超えない患者の割合

イ 2 の (1) のイを満たしていること。

(2) 充実管理加算 2 (糖尿病を主病とする場合) の施設基準

ア (1) のアに基づき算出される実績値が、充実管理加算の届出を行う保険医療機関全体のうち、上位 50%であること

イ 2 の (1) のイを満たしていること。

(3) 充実管理加算 3 (糖尿病を主病とする場合) の施設基準

2 の (1) のイを満たしていること。

5 生活習慣病管理料(Ⅰ)の注 4 及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注 4 に係るデータ提出に関する事項

(1) データの提出を希望する保険医療機関は、令和 8 年 5 月 20 日、8 月 20 日、11 月 20 日、令和 9 年 2 月 22 日、5 月 20 日、8 月 20 日、11 月 22 日又は令和 10 年 2 月 21 日までに別添 2 の様式 7 の 10 について、地方厚生(支)局医療課長を経由して、厚生労働省保険局医療課長へ届出すること。

(2) (1) の届出を行った保険医療機関は、当該届出の期限となっている月の翌月から起算して 2 月分のデータ(例として、令和 8 年 7 月に届出を行った場合は、令和 8 年 8 月 20 日の期限に合わせた届出となるため、試行データは令和 8 年 9 月、10 月の 2 月分となる。)

(以下「試行データ」という。)を厚生労働省が提供するチェックプログラムにより作成し、外来医療、在宅医療、リハビリテーション医療の影響評価に係る調査実施説明資料(以下「調査実施説明資料」という。)に定められた方法に従って厚生労働省保険局医療課が別途通知する期日までに外来医療等調査事務局へ提出すること。

(3) 試行データが適切に提出されていた場合は、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、厚生労働省保険局医療課より事務連絡を 2 の (1) のイの(ア)の担当者宛てに電子メールにて発出する。なお、当該連絡のあった保険医療機関においては、この連絡以後、充実管理加算の届出を行うことが可能となる。

6 生活習慣病管理料(Ⅱ)の注 8 に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

7 届出に関する事項

生活習慣病管理料(Ⅰ)の注 4 及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注 4 の施設基準に係る届出については、次のとおり。なお、生活習慣病管理料(Ⅰ)の注 1 及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注 1 の施設基準については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はない。また、生活習慣病管理料(Ⅱ)の注 8 に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、生活習慣病管理料(Ⅱ)の注 8 として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

(1) 生活習慣病管理料(Ⅰ)の注 4 及び生活習慣病管理料(Ⅱ)の注 4 の施設基準に係る届出は別添 2 の様式 7 の 11 を用いること。

(2) 各調査年度において、累積して 3 回のデータ提出の遅延等が認められた場合は、適切なデータ提出が継続的に行われていないことから、3 回目の遅延等が認められた日の属する月に速やかに変更の届出を行うこととし、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月からは算定できないこと。

(3) データ提出を取りやめる場合、2 の (1) のイの(イ)の基準を満たさなくなった場合及び(2)に該当した場合については、別添 2 の様式 7 の 12 を提出すること。

- (4) (3)の届出を行い、その後に再度データ提出を行う場合にあっては、5の(1)の手続きより開始すること。
- (5) 3から5までの届出に必要な実績値及び集計期間については、別途厚生労働省保険局医療課より通知する。
- (6) 令和8年3月31日において現に生活習慣病管理料(Ⅰ)又は生活習慣病管理料(Ⅱ)の注4に係る届出を行っている保険医療機関については、令和9年3月31日までの間に限り、2の(1)のア、3の(1)のア及び4の(1)のアを満たしているものとする。

第7 ニコチン依存症管理料

1 ニコチン依存症管理料に関する施設基準

- (1) 禁煙治療を行っている旨を保険医療機関内の見やすい場所に掲示していること。
- (2) 禁煙治療の経験を有する医師が1名以上勤務していること。なお、当該医師の診療科は問わないものであること。
- (3) 禁煙治療に係る専任の看護師又は准看護師を1名以上配置していること。
- (4) 禁煙治療を行うための呼気一酸化炭素濃度測定器を備えていること。
- (5) 保険医療機関の敷地内が禁煙であること。なお、保険医療機関が建造物の一部を用いて開設されている場合は、当該保険医療機関の保有又は借用している部分が禁煙であること。
- (6) 情報通信機器を用いて診察を行う保険医療機関にあっては、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(以下「オンライン指針」という。)に沿って診療を行う体制を有すること。

2 ニコチン依存症管理料の注1に規定する基準

- (1) ニコチン依存症管理料を算定した患者の指導に関する過去1年間の平均継続回数は、次のアに掲げる数及びイに掲げる数を合計した数をウに掲げる数で除して算出する。ただし、過去1年間に当該医療機関において当該管理料を算定している患者が5人以下である場合は、当年3月に初回の治療を行った患者を、アからウまでの数から除くことができる。
 - ア 1年間の当該保険医療機関において実施したニコチン依存症管理料1の延べ算定回数(初回から5回目までの治療を含む。)
 - イ 1年間の当該保険医療機関においてニコチン依存症管理料2を算定した患者の延べ指導回数
 - ウ ニコチン依存症管理料1のイに掲げる初回の治療の算定回数及びニコチン依存症管理料2の算定回数を合計した数
- (2) ニコチン依存症管理料を算定した患者の指導に関する過去1年間の平均継続回数の計算期間は、前年4月1日から当年3月31日までとし、当該平均継続回数の実績に基づく所定点数の算定は、当年7月1日より行う。
- (3) 注1に規定する基準を満たさない場合には、ニコチン依存症管理料の所定点数の100分の70に相当する点数を算定することとなるが、過去1年間に当該管理料の算定の実績が無い場合は、この限りでないこと。

3 届出に関する事項

- (1) ニコチン依存症管理料の施設基準に係る届出は、別添2の様式8を用いること。

- (2) 当該治療管理に従事する医師及び看護師又は准看護師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従、専任・非専任の別）及び勤務時間を別添2の様式4を用いて提出すること。

第7の2 療養・就労両立支援指導料

1 療養・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算に関する基準

専任の看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師を配置していること。なお、当該職員は「A234-3」患者サポート体制充実加算に規定する職員と兼任であっても差し支えない。また、当該職員は、国又は医療関係団体等が実施する研修であって、厚生労働省の定める両立支援コーディネーター養成のための研修カリキュラムに即した研修を修了していること。

2 療養・就労両立支援指導料の注5に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

3 届出に関する事項

- (1) 相談支援加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式8の3を用いること。
- (2) 療養・就労両立支援指導料の注5に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、療養・就労両立支援指導料の注5として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第7の3 心不全再入院予防継続管理料

1 心不全再入院予防継続管理料1及び2に関する施設基準

- (1) 一般病棟入院基本料、7対1入院基本料、10対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料に限る。）に係る届出を行っている保険医療機関の病棟であること。
- (2) 当該保険医療機関内に、以下から構成される心不全再入院予防チームが設置されていること。
- ア 心不全指導の経験を5年以上有する専任の医師
- イ 心不全指導の経験を3年以上有する専任の看護師又は保健師
- ウ 心不全指導の経験を3年以上有する専任の管理栄養士
- (3) (2)に規定する心不全再入院予防チームに所属する(2)のアからウまでの者のいずれかは、心不全の予防指導に係る適切な研修を修了した者であることが望ましい。
- (4) (2)のアからウまでに規定する医師、看護師又は保健師及び管理栄養士は常勤であること。また、常勤の薬剤師及び理学療法士が当該保険医療機関に配置されていること。
- (5) 心大血管疾患リハビリテーション料に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- (6) 当該保険医療機関内において、関係学会により示されているガイドラインを参照した上で、院内職員を対象とした「心不全診療に関する最新治療と多職種連携の意義」についての研修会を年に1回以上実施すること。
- (7) 当該保険医療機関が所在する地域において、心不全再入院予防継続管理料3を算定する保険医療機関等を対象とし、関係学会により示されているガイドラインを参照した上で、「心不全診療に関する最新治療と多職種連携の意義」についての研修会を年に1回以上実施すること。

- (8) 心不全再入院予防継続管理料3を算定する保険医療機関の求めに応じて、栄養食事指導を行うことが望ましい。
- 2 心不全再入院予防継続管理料3に関する施設基準
- (1) 1の(2)ア、(2)イ及び(3)を満たすこと。
- (2) 1の(2)に規定する医師、看護師又は保健師のうち、少なくとも1名以上は常勤であること。
- (3) 心不全指導の経験を3年以上有する専任の管理栄養士又は心不全指導の経験を3年以上有する当該保険医療機関以外（公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」又は他の保険医療機関に限る。）の管理栄養士との連携により、医師が栄養管理の必要性を認めた患者に対して栄養食事指導を行うことが可能な体制を整備すること。
- (4) 薬剤師、理学療法士が当該保険医療機関に配置されていることが望ましい。
- (5) 当該保険医療機関が所在する地域において、心不全再入院予防継続管理料1又は2に関する施設基準を届け出ている保険医療機関が主催する「心不全診療に関する最新治療と多職種連携の意義」についての研修会に参加すること。
- 3 届出に関する事項
- (1) 心不全再入院予防継続管理料の施設基準に係る届出は、別添2の様式8の5を用いること。
- (2) 新たに届出を行う保険医療機関については、当該届出を行う日から起算して1年以内に1の(6)及び(7)のによる研修会を開催することが決まっている場合にあっては、1の(6)及び(7)の要件を満たしているものとする。なお、当該届出時に研修会等の開催予定日がわかる書類を添付すること。

第7の4 遺伝性疾患療養指導管理料

- 1 遺伝性疾患療養指導管理料の注1から注3までに規定する施設基準
- (1) 遺伝性疾患の診療に係る経験を3年以上有する常勤の医師が1名以上配置されていること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師（遺伝性疾患の診療に係る経験を3年以上有する医師に限る。）を2名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。
- (2) 遺伝性疾患に対する療養指導を年間合計20例以上実施していること。
- 2 遺伝性疾患療養指導管理料の注4に規定する施設基準
- (1) 遺伝性疾患療養指導管理料の注1から注3までに規定する施設基準に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- (2) オンライン指針に沿って診療を行う体制を有する保険医療機関であること。
- 3 遺伝性疾患療養指導管理料の注5に規定する施設基準
- がんゲノム医療中核拠点病院、がんゲノム医療拠点病院又はがんゲノム医療連携病院であること。
- 4 届出に関する事項

2 がん治療連携計画策定料の施設基準

がん診療の拠点となる病院とは、「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和4年8月1日健発0801第16号厚生労働省健康局長通知）に基づき、がん診療連携拠点病院等（がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院）、特定領域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院）の指定を受けた病院又は「小児がん拠点病院の整備について」（令和4年8月1日健発0801第17号厚生労働省健康局長通知）に基づき小児がん拠点病院の指定を受けた病院をいう。特定領域がん診療連携拠点病院については、当該特定領域の悪性腫瘍の患者についてのみ、がん診療連携拠点病院に準じたものとして取り扱う（以下同じ。）。また、がん診療連携拠点病院に準じる病院とは、都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院をいう。

3 がん治療連携計画策定料の注5に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

4 届出に関する事項

- (1) がん治療連携計画策定料、がん治療連携指導料の施設基準に係る届出は、別添2の様式13の2を用いること。なお、届出に当たっては、計画策定病院において、がん治療連携指導料の算定を行う連携医療機関に係る届出を併せて行っても差し支えない。
- (2) 計画策定病院が当該届出を行う際には、がんの種類や治療法ごとに作成され、連携医療機関とあらかじめ共有されている地域連携診療計画を添付すること。なお、その様式は別添2の様式13の3を参考にすること。
- (3) がん治療連携計画策定料の注5に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、がん治療連携計画策定料の注5として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第11の3 がん治療連携管理料

1 がん治療連携管理料の1に関する施設基準

「がん診療連携拠点病院等の整備について」に基づき、がん診療連携拠点病院の指定を受けていること。なお、がんセンターボードについては、看護師、薬剤師等の医療関係職種が参加していることが望ましい。

2 がん治療連携管理料の2に関する施設基準

「がん診療連携拠点病院等の整備について」に基づき、地域がん診療病院の指定を受けていること。

3 がん治療連携管理料の3に関する施設基準

「小児がん拠点病院の整備について」に基づき、小児がん拠点病院の指定を受けていること。なお、がんセンターボードについては、看護師、薬剤師等の医療関係職種が参加していることが望ましい。

4 届出に関する事項

がん治療連携管理料の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 11 の 8 こころの連携指導料（Ⅱ）

1 こころの連携指導料（Ⅱ）の施設基準

- （１） 精神科又は心療内科を標榜している保険医療機関であること。
- （２） 当該保険医療機関内に精神保健福祉士が 1 名以上配置されていること。

2 届出に関する事項

こころの連携指導料（Ⅱ）の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 13 の 8 を用いること。

第 11 の 9 プログラム医療機器等指導管理料

1 プログラム医療機器等指導管理料に関する施設基準

（１） ニコチン依存症治療補助アプリを用いる場合

ニコチン依存症管理料の注 1 に規定する基準を満たしていること。

（２） 高血圧症治療補助アプリを用いる場合

「A 0 0 1」に掲げる再診料の「注 12」の「イ」地域包括診療加算 1 若しくは「ロ」地域包括診療加算 2、「B 0 0 1－2－9」地域包括診療料を算定する患者に対して高血圧症に係る治療管理を実施していること又は「B 0 0 1－3」に掲げる生活習慣病管理料（Ⅰ）の「2」高血圧症を主病とする場合を算定する患者（入院中の患者を除く。）のうち、高血圧症に係る治療管理を実施している患者をこれまでに治療している保険医療機関又は地域の保険医療機関と連携する、関係学会が認定した高血圧症診療に係る専門施設である保険医療機関であること。

（３） アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリを用いる場合

アルコール依存症に係る適切な研修を修了した医師が 1 名以上配置されていること。

2 プログラム医療機器等指導管理料の注 3 に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

3 届出に関する事項

（１） プログラム医療機器等指導管理料の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 8 の 4 を用いること。

（２） プログラム医療機器等指導管理料の注 3 に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、プログラム医療機器等指導管理料の注 3 として特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 12 薬剤管理指導料

1 薬剤管理指導料に関する施設基準

- （１） 当該保険医療機関に常勤の薬剤師が、2 名以上配置されているとともに、薬剤管理指導に必要な体制がとられていること。なお、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている非常勤薬剤師を 2 人組み合わせることにより、当該常勤薬剤師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤薬剤師が配置されている場合には、これらの非常勤薬剤師の実労働時間を常勤換算し常勤薬剤師数に算入することができる。ただし、常勤換算し常勤薬剤師に算入することができるのは、常勤薬剤師のうち 1 名までに限る。

- (2) 医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設（以下「医薬品情報管理室」という。）を有し、院内からの相談に対応できる体制が整備されていること。なお、院内からの相談に対応できる体制とは、当該保険医療機関の医師等からの相談に応じる体制があることを当該医師等に周知していればよく、医薬品情報管理室に薬剤師が常時配置されている必要はない。
 - (3) 医薬品情報管理室の薬剤師が、有効性、安全性等薬学的情報の管理及び医師等に対する情報提供を行っていること。
 - (4) 当該保険医療機関の薬剤師は、入院中の患者ごとに薬剤管理指導記録を作成し、投薬又は注射に際して必要な薬学的管理指導（副作用に関する状況把握を含む。）を行い、必要事項を記入するとともに、当該記録に基づく適切な患者指導を行っていること。
 - (5) 投薬・注射の管理は、原則として、注射薬についてもその都度処方箋により行うものとするが、緊急やむを得ない場合においてはこの限りではない。
 - (6) 当該基準については、やむを得ない場合に限り、特定の診療科につき区分して届出を受理して差し支えない。
- 2 薬剤管理指導料の対象患者
- 薬剤管理指導料の「1」に掲げる「特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射されている患者」とは、抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤、不整脈用剤、抗てんかん剤、血液凝固阻止剤、ジギタリス製剤、テオフィリン製剤、カリウム製剤（注射薬に限る。）、精神神経用剤、糖尿病用剤、臓臓ホルモン剤又は抗HIV薬が投薬又は注射されている患者をいう。
- 3 届出に関する事項
- (1) 薬剤管理指導料の施設基準に係る届出は、別添2の様式14を用いること。
 - (2) 当該保険医療機関に勤務する薬剤師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従、専任・非専任の別）及び勤務時間を別添2の様式4を用いて提出すること。
 - (3) 調剤、医薬品情報管理、病棟薬剤業務、薬剤管理指導、又は在宅患者訪問薬剤管理指導のいずれに従事しているかを（兼務の場合はその旨を）備考欄に記載する。
 - (4) 調剤所及び医薬品情報管理室の平面図を提出すること。

第12の1の1の2 薬剤総合評価調整管理料

- 1 薬剤総合評価調整管理料の注3に関する施設基準
情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。
- 2 届出に関する事項
薬剤総合評価調整管理料の注3に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、薬剤総合評価調整管理料の注3として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第12の1の2 診療情報提供料(Ⅰ)及び電子的診療情報評価料

- 1 診療情報提供料(Ⅰ)の地域連携診療計画加算に関する施設基準
 - (1) あらかじめ疾患や患者の状態等に応じた地域連携診療計画が作成され、連携保険医療機関等と共有されていること。

在宅療養後方支援病院の施設基準に係る届出は、別添2の様式20の4を用いること。

第16の4 在宅患者訪問褥瘡管理指導料

1 在宅患者訪問褥瘡管理指導料に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関に以下の3名から構成される在宅褥瘡対策チームが設置されていること。

- ア 常勤の医師
- イ 保健師、助産師、看護師又は准看護師
- ウ 管理栄養士

当該保険医療機関の医師と管理栄養士又は当該保険医療機関以外（公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」又は他の保険医療機関に限る。）の管理栄養士が、当該患者に対して継続的に訪問看護を行う訪問看護ステーションの看護師と連携して在宅褥瘡対策を行う場合及び他の保険医療機関等の看護師（准看護師を除く。）を(2)に掲げる褥瘡管理者とする場合に限り、当該看護師を在宅褥瘡対策チームの構成員とすることができる。なお、必要に応じて、理学療法士、薬剤師等が配置されていることが望ましい。

- (2) 在宅褥瘡対策チームのア又はイ（准看護師を除く。）のいずれか1名以上については、以下のいずれの要件も満たす在宅褥瘡管理者であること。

- ア 5年以上医師又は看護師として医療に従事し、褥瘡対策について1年以上の経験を有する者
- イ 在宅褥瘡ケアに係る所定の研修を修了している者

ただし、当該保険医療機関に在宅褥瘡管理者の要件を満たす者がいない場合にあっては、「C005」在宅患者訪問看護・指導料及び「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）」の「01」訪問看護基本療養費の注2に規定される他の保険医療機関等の褥瘡ケアに係る専門の研修を修了した看護師を在宅褥瘡管理者とすることができる。

- (3) (2)のイにおける在宅褥瘡ケアに係る所定の研修とは、学会等が実施する在宅褥瘡管理のための専門的な知識、技術を有する医師、看護師等の養成を目的とした6時間以上を要する講義及び褥瘡予防・管理ガイドラインに準拠した予防、治療、ケアの実施に関する症例報告5事例以上の演習を含む研修であり、当該学会等より修了証が交付される研修であること。

なお、当該学会等においては、症例報告について適切な予防対策・治療であったことを審査する体制が整備されていること。また、当該研修の講義に係る内容については、次の内容を含むものであること。

- ア 管理の基本
- イ 褥瘡の概要
- ウ 褥瘡の予防方法
- エ 褥瘡の治療
- オ 発生後の褥瘡ケア
- カ 在宅褥瘡医療の推進

また、(2)の在宅褥瘡管理者について、「C005」在宅患者訪問看護・指導料及び「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」の「01」訪問看護基本療養費の注2に規定される褥瘡ケアに係る専門の研修を修了した看護師については、当該研修を修了したものとみなすものであること。

2 届出に関する事項

在宅患者訪問褥瘡管理指導料の施設基準に係る届出は、別添2の様式20の7を用いること。
なお、当該管理指導料の届出については実績を要しない。

第16の4の2 在宅自己注射指導管理料

1 在宅自己注射指導管理料の注5に関する施設基準

情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

2 届出に関する事項

在宅自己注射指導管理料の注5に関する施設基準については、情報通信機器を用いた診療の届出を行っていればよく、在宅自己注射指導管理料の注5として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第16の4の3 在宅自己腹膜灌流指導管理料

1 在宅自己腹膜灌流指導管理料2の施設基準

(1) 腹膜透析の診療の経験を5年以上有している常勤の医師が1名以上配置されていること。

(2) 以下のア又はイの手術を年間3例以上実施していること。

ア 連続携帯式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術

イ 腹腔鏡下連続携帯式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術

(3) 必要に応じて、当該保険医療機関の病床において、入院可能な体制を有していること。

(4) 在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定している他の保険医療機関との連携体制を構築していること。

2 届出に関する事項

在宅自己腹膜灌流指導管理料の施設基準に係る届出は、別添2の様式20の1の4を用いること。

第16の5 在宅血液透析指導管理料

1 在宅血液透析指導管理料の施設基準

(1) 在宅血液透析指導管理を実施する保険医療機関は専用透析室及び人工腎臓装置を備えなければならないこと。

(2) 当該保険医療機関又は別の保険医療機関との連携により、患者が当該管理料に係る疾患について緊急に入院を要する状態となった場合に入院できる病床を確保していること。

(3) 患者が血液透析を行う時間においては緊急時に患者からの連絡を受けられる体制をとっていること。

2 届出に関する事項

在宅血液透析指導管理料の施設基準に係る届出は別添2の様式20の2を用いること。

- (2) 脊髄障害を原因とする排便障害を有する患者の看護について3年以上の経験を有する専任の看護師が配置されていること。

2 届出に関する事項

当該指導管理料の施設基準に係る届出は、別添2の様式20の11を用いること。

第16の11 持続血糖測定器加算

1 持続血糖測定器加算に関する施設基準

- (1) 間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合

ア 糖尿病の治療に関し、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。

イ 持続皮下インスリン注入療法を行っている保険医療機関であること。

- (2) 間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合

ア 糖尿病の治療に関し、専門の知識及び5年以上の経験を有し、持続血糖測定器に係る適切な研修を修了した常勤の医師が1名以上配置されていること。

イ 持続皮下インスリン注入療法を行っている保険医療機関であること。

ウ 糖尿病の治療に関し、持続皮下インスリン注入療法に従事した経験を2年以上有し、持続血糖測定器に係る適切な研修を修了した常勤の看護師、薬剤師又は臨床検査技師が1名以上配置されていること。

エ ア及びウに掲げる適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

(イ) 医療関係団体が主催する研修であること。

(ロ) 糖尿病患者への生活習慣改善の意義・基礎知識、評価方法、セルフケア支援、持続血糖測定器に関する理解・活用及び事例分析・評価等の内容が含まれているものであること。

2 届出に関する事項

持続血糖測定器加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式24の5を用いること。

第16の12 横隔神経電気刺激装置加算

1 横隔神経電気刺激装置加算に関する施設基準

「H003」呼吸器リハビリテーション料の「1」呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）又は「2」呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）の施設基準に準ずる。

2 届出に関する事項

「H003」呼吸器リハビリテーション料の「1」呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）又は「2」呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）の届出を行っていればよく、横隔神経電気刺激装置加算として特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第17 歯科訪問診療料に係る地域医療連携体制加算

1 歯科訪問診療料に係る地域医療連携体制加算に関する施設基準

- (1) 歯科を標榜する診療所である保険医療機関であること。

- (2) 当該保険医療機関において、次のアに該当する保険医療機関及びイに該当する保険医療機関との連携により、緊急時の歯科診療ができる連携体制を確保していること。

- (5) 当該保険医療機関において実施される全ての核医学診断、CT撮影及びMRI撮影について、夜間及び休日を除いて、検査前の画像診断管理を行っていること。
- (6) 関係学会の定める指針に基づいて、肝エラストグラフィ撮影を適切に実施していること。

2 届出に関する事項

肝エラストグラフィ加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式38を用いること。

第36の2 抗悪性腫瘍剤処方管理加算

1 抗悪性腫瘍剤処方管理加算に関する施設基準

- (1) 許可病床数が200床以上の病院であること。
- (2) 化学療法の経験を5年以上有する専任の常勤医師が1名以上勤務していること。

2 届出に関する事項

- (1) 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式38の2を用いること。
- (2) 1の(2)に掲げる医師の経験が確認できる文書を添付すること。

第36の3 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算

1 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算に関する施設基準

- (1) 診療所であって、薬剤部門又は薬剤師が後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ後発医薬品の採用を決定する体制が整備されていること。
- (2) 当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量（以下「規格単位数」という。）に占める後発医薬品の規格単位数の割合が、地域支援・外来医薬品供給対応体制加算1にあつては90%以上、地域支援・外来医薬品供給対応体制加算2にあつては85%以上90%未満、地域支援・外来医薬品供給対応体制加算3にあつては75%以上85%未満であること。
- (3) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいる旨を当該保険医療機関の受付及び支払窓口の見やすい場所に掲示していること。
- (4) 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されていること。
- (5) (4)の体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- (6) (3)及び(5)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
- (7) 個々の医薬品の価値及び流通コストを無視した値引き交渉を慎むこと。また、原則として全ての品目について単品単価交渉とすること。
- (8) 医薬品の流通の効率化及び安定供給の確保のため、卸売販売業者への頻回配送、休日夜間配送及び急配に係る過度な依頼を慎むこと。

- (9) 厳格な温度管理を要する医薬品及び在庫調整を目的とした医薬品等については卸売販売業者への返品を慎むこと。
- (10) 医薬品の流通改善及び安定供給の観点から、平時から地域の保険医療機関、保険薬局及び医療関係団体と連携し、取り扱う医薬品の品目について情報共有や事前の合意等に取り組むことが望ましい。

2 届出に関する事項

地域支援・外来医薬品供給対応体制加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式38の3を用いること。

第36の4 一般名処方加算

1 一般名処方加算に関する施設基準

- (1) 医薬品の供給状況や、長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- (2) (1)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

2 届出に関する事項

一般名処方加算の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第37 外来化学療法加算

1 外来化学療法加算1に関する施設基準

- (1) 外来化学療法を実施するための専用のベッド（点滴注射による化学療法を実施するに適したリクライニングシート等を含む。）を有する治療室を保有していること。なお、外来化学療法を実施している間は、当該治療室を外来化学療法その他の点滴注射（輸血を含む。）以外の目的で使用することは認められないものであること。
- (2) 化学療法の経験を5年以上有する専任の常勤医師が勤務していること。
- (3) 化学療法の経験を5年以上有する専任の看護師が化学療法を実施している時間帯において常時当該治療室に勤務していること。
- (4) 化学療法に係る調剤の経験を5年以上有する専任の常勤薬剤師が勤務していること。
- (5) 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制が整備されていること。
- (6) 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催していること。

当該委員会は、化学療法に携わる各診療科の医師の代表者（代表者数は、複数診療科の場合は、それぞれの診療科で1名以上（1診療科の場合は、2名以上）の代表者であること。）、業務に携わる看護師、薬剤師及び必要に応じてその他の職種から構成されるもので、少なくとも年1回開催されるものとする。

2 外来化学療法加算2に関する施設基準

- (1) 外来化学療法を実施するための専用のベッド（点滴注射による化学療法を実施するに適したリクライニングシート等を含む。）を有する治療室を保有していること。なお、外来化学療法を実施している間は、当該治療室を外来化学療法その他の点滴注射（輸血を含む。）以外の目的で使用することは認められないものであること。
 - (2) 化学療法の経験を有する専任の看護師が化学療法を実施している時間帯において常時当該治療室に勤務していること。
 - (3) 当該化学療法につき専任の常勤薬剤師が勤務していること。
 - (4) 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制が整備されていること。
 - (5) (3)については、常勤薬剤師の確保が直ちに困難な場合であって、既に関節リウマチ患者及びクローン病患者の診療を行っており、改正前から外来化学療法加算の届出を行っていた診療所については、外来化学療法加算 2 の届出を行うことができる。
- 3 届出に関する事項
- (1) 外来化学療法加算 1 及び 2 の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 39 を用いること。
 - (2) 当該治療室の平面図を添付すること。

第 37 の 2 無菌的分割製剤作成加算

- 1 無菌的分割製剤作成加算に関する施設基準
輸血管理料Ⅰ又は輸血管理料Ⅱを届け出ていること。
- 2 届出に関する事項
無菌的分割製剤作成加算に関する施設基準については、輸血管理料Ⅰ又は輸血管理料Ⅱの届出を行っていればよく、無菌的分割製剤作成加算として特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第 37 の 3 無菌製剤処理料

- 1 無菌製剤処理料に関する施設基準
 - (1) 2 名以上の常勤の薬剤師がいること。なお、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている非常勤薬剤師を 2 名以上組み合わせることにより、当該常勤薬剤師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤薬剤師が配置されている場合には、これらの非常勤薬剤師の実労働時間を常勤換算し常勤薬剤師数に算入することができる。ただし、常勤換算し常勤薬剤師数に算入することができるのは、常勤薬剤師のうち 1 名までに限る。
 - (2) 無菌製剤処理を行うための専用の部屋（内法による測定で 5 平方メートル以上）を有していること。なお、平成 26 年 3 月 31 日において、現に当該処理料の届出を行っている保険医療機関については、当該専用の部屋の増築又は全面的な改築を行うまでの間は、内法の規定を満たしているものとする。
 - (3) 無菌製剤処理を行うための無菌室、クリーンベンチ又は安全キャビネットを備えていること。
- 2 無菌製剤処理料の対象患者

精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。

(3) 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

第 54 の 1 の 2 精神科訪問看護・指導料

1 訪問看護医療DX情報活用加算に関する施設基準

- (1) 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていること。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有していること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向け総合ポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと。
- (3) 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が患者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること。
- (4) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。具体的には、次に掲げる事項を掲示していること。
 - ア 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している保険医療機関であること。
 - イ マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること。
- (5) (4) の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

2 届出に関する事項

訪問看護医療DX情報活用加算の施設基準に係る届出は別添 2 の様式 20 の 3 の 4 を用いること。

第 54 の 2 抗精神病特定薬剤治療指導管理料

1 治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関において、統合失調症の治療、診断を行うにつき十分な経験を有する常勤医師と常勤薬剤師がそれぞれ 1 名以上配置されていること。なお、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22 時間以上の勤務を行っている非常勤医師（統合失調症の治療、診断を行うにつき十分な経験を有する医師に限る。）を 2 名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。
- (2) 副作用に対応できる体制が整備されていること。

2 届出に関する事項

治療抵抗性統合失調症治療指導管理料の施設基準に係る届出は別添 2 の様式 46 の 3 を用いること。

第 55 重度認知症患者デイ・ケア料

1 重度認知症患者デイ・ケア料に関する施設基準

- (1) 施設基準の届出は別添2の様式48の2、48の2の2、48の3及び48の4を用いること。また、前年度における病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の取組状況を評価するため、基本診療料施設基準通知の別添7の様式13の4により届け出ること。
- (2) 静脈採血、静脈注射又は留置針によるルート確保が実施可能な医師以外の者の氏名を、別添2の様式4を用いて提出すること。
- (3) 当該加算の変更の届出に当たり、医師の負担の軽減及び処遇の改善の取組状況について、直近1年以内に届け出た内容と変更がない場合は、様式13の4の届出を略することができること。
- (4) 令和8年3月31日時点で休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の届出を行っている保険医療機関については、令和9年5月31日までの間に限り、7の(2)のウ又はエを満たしているものとみなす。

第56の2の2 医科点数表第2章第9部処置の通則の8に掲げる耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算の施設基準

1 耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算の施設基準

- (1) 耳鼻咽喉科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（平成28年4月5日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議）に位置づけられた「地域感染症対策ネットワーク（仮称）」に係る活動に参加し、又は感染症にかかる研修会等に定期的に参加していること。

2 届出に関する事項

当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第56の2の3 静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）

1 静脈圧迫処置の施設基準

- (1) 血管外科、心臓血管外科、皮膚科、形成外科又は循環器内科を専ら担当する専任の常勤医師1名以上及び専任の常勤看護師1名以上が勤務していること。
- (2) 静脈疾患に係る3年以上の経験を有しており、所定の研修を修了した専任の常勤医師が1名以上配置していること。
- (3) 静脈疾患の診断に必要な検査機器を備えている又は当該検査機器を備えている他の医療機関と連携していること。

2 届出に関する事項

静脈圧迫処置の施設基準に係る届出は、別添2の様式48の5を用いること。

第56の2の4 多血小板血漿処置

1 多血小板血漿処置の施設基準

- (1) 形成外科、血管外科又は皮膚科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 形成外科、血管外科又は皮膚科の常勤医師が2名以上配置されていること。また、このうち1名以上は当該診療科について5年以上の経験を有していること。

- (3) 常勤の薬剤師又は臨床工学技士が1名以上配置されていること。また、臨床検査技師が配置されていることが望ましい。
 - (4) 当該処置の実施に当たり、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第3条に規定する再生医療等提供基準を遵守していること（ただし、自己多血小板血漿ゲルを用いた創傷治癒の促進に用いるものとして薬事承認を得ている医療機器を用いて実施した場合を除く。）。
 - (5) 関係学会等から示されている指針に基づき、当該処置を適切に実施していること。
- 2 届出に関する事項
- (1) 多血小板血漿処置に係る届出は、別添2の様式48の7を用いること。
 - (2) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律第3条に規定する再生医療等提供基準を遵守していることを証する文書として、地方厚生（支）局で受理された再生医療等提供計画の写しを添付すること。

第56の3 硬膜外自家血注入

- 1 硬膜外自家血注入の施設基準
- (1) 脳神経外科、整形外科、神経内科又は麻酔科を標榜している保険医療機関であること。
 - (2) 脳神経外科、整形外科、神経内科又は麻酔科について5年以上及び当該療養について1年以上の経験を有している常勤の医師が1名以上配置されていること。また、当該医師は、当該療養を術者として実施する医師として3例以上の症例を実施していること。
 - (3) 病床を有していること。
 - (4) 当直体制が整備されていること。
 - (5) 緊急手術体制が整備されていること。
 - (6) 当該処置後の硬膜下血腫等の合併症等に対応するため、(2)について脳神経外科又は整形外科の医師が配置されていない場合にあっては、脳神経外科又は整形外科の専門的知識及び技術を有する医師が配置された医療機関との連携体制を構築していること。
- 2 届出に関する事項
- 硬膜外自家血注入に係る届出は、別添2の様式48の6及び様式52を用いること。

第57 エタノールの局所注入

- 1 甲状腺に対する局所注入の診療料を算定するための施設基準
- (1) 甲状腺治療に関し、専門の知識及び5年以上の経験を有する医師が1名以上いること。
 - (2) カラー Dopplerエコー（解像度 7.5MHz以上）を備えていること。
- 2 副甲状腺に対する局所注入の診療料を算定するための施設基準
- (1) 副甲状腺治療に関し、専門の知識及び5年以上の経験を有する医師が1名以上いること。
 - (2) カラー Dopplerエコー（解像度 7.5MHz以上）を備えていること。
- 3 届出に関する事項
- エタノールの局所注入の施設基準に係る届出は別添2の様式49又は様式49の2を用いること。

- (2) 緊急時又は蘇生時に対応する体制として、夜間及び休日を含む連絡体制並びに機器及び機材の設置に係る手順書を事前に作成すること。当該手順書については、深鎮静を実施する全ての診療科及び麻酔科が協同して作成すること。
- 2 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの（麻酔科標榜医の指導下で麻酔を専従で実施する場合）の施設基準
- (1) 麻酔管理料(Ⅱ)を届け出ていること。
- (2) 1の(2)を満たすこと。
- 3 届出に関する事項
- 麻酔に従事する医師が専従で実施する場合及び麻酔に従事する医師の指導下で麻酔を専従で実施する場合の施設基準に係る届出は、別添2の様式75の4を用いること。

第81の1の2 体温調節療法

- 1 体温調節療法の注2及び注3に規定する施設基準
- 次のいずれかの特定入院料の届出を行っていること。
- ア 「A300」救命救急入院料
- イ 「A301」特定集中治療室管理料
- ウ 「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料
- エ 「A301-3」脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- オ 「A301-4」小児特定集中治療室管理料
- カ 「A302」新生児特定集中治療室管理料
- キ 「A303」総合周産期特定集中治療室管理料の新生児集中治療室管理料
- 2 届出に関する事項
- 体温調節療法の注2及び注3に係る届出は、1に掲げる特定入院料のうちいずれかの届出を行ってればよく、体温調節療法として特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第81の2 麻酔管理料(Ⅰ)

- 1 麻酔管理料(Ⅰ)の施設基準
- (1) 麻酔科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 麻酔科標榜医が1名以上配置されていること。
- (3) 常勤の麻酔科標榜医により、麻酔の安全管理体制が確保されていること。
- 2 周術期薬剤管理加算の施設基準
- (1) 周術期薬剤管理に関するプロトコルを整備していること。なお、周術期薬剤管理の実施状況を踏まえ、定期的なプロトコルの見直しを行うこと。
- (2) 周術期薬剤管理加算の施設基準における専任の薬剤師、「A244」病棟薬剤業務実施加算の施設基準における専任の薬剤師及び医薬品情報管理室の薬剤師が必要に応じカンファレンス等を行い、周術期薬剤管理における問題点等の情報を共有するとともに、各薬剤師が周術期薬剤管理を実施するにつき必要な情報が提供されていること。
- (3) 医薬品の安全使用や、重複投与・相互作用・アレルギーのリスクを回避するための手順等を盛り込んだ薬剤の安全使用に関する手順書(マニュアル)を整備し、必要に応じて当直

等の薬剤師と連携を行っていること。なお、周術期薬剤管理の実施状況等を踏まえ、定期的に当該手順書の見直しを行うこと。

3 届出に関する事項

- (1) 麻酔管理料(Ⅰ)の施設基準に係る届出は、別添2の様式75を用いること。
- (2) 周術期薬剤管理加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式75の3を用いること。

第81の3 麻酔管理料(Ⅱ)

1 麻酔管理料(Ⅱ)の施設基準

- (1) 麻酔科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 常勤の麻酔科標榜医が5名以上配置されていること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている麻酔科標榜医である非常勤医師を2名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該医師の実労働時間を常勤換算し常勤医師数に算入することができる。ただし、常勤換算し常勤医師数に算入することができるのは、常勤配置のうち4名までに限る。
- (3) 常勤の麻酔科標榜医により麻酔の安全管理体制が確保されていること。
- (4) 24時間緊急手術の麻酔に対応できる体制を有していること。
- (5) 麻酔科標榜医と麻酔科標榜医以外の医師が共同して麻酔を実施する体制が確保されていること。なお、ここでいう「麻酔科標榜医以外の医師」とは、当該保険医療機関において常態として週3日以上かつ週22時間以上の勤務を行っている医師であって、当該保険医療機関の常勤の麻酔科標榜医の指導の下に麻酔を担当するもの（以下この項において、単に「担当医師」という。）をいう。
- (6) 担当医師が実施する一部の行為を、麻酔中の患者の看護に係る適切な研修を修了した常勤看護師が実施する場合にあっては、当該研修を修了した専任の常勤看護師が1名以上配置されていること。ここでいう「適切な研修」とは、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる麻酔中の患者の看護に係る研修であること。
- (7) 担当医師が実施する一部の行為を、(6)に規定する看護師が実施する場合にあっては、麻酔科標榜医又は担当医師と連携することが可能な体制が確保されていること。

2 周術期薬剤管理加算の施設基準

当該加算の要件については、第81の2と同様である。

3 届出に関する事項

- (1) 麻酔管理料(Ⅱ)の施設基準に係る届出は、別添2の様式75を用いること。
- (2) 周術期薬剤管理加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式75の3を用いること。

第81の4 歯科麻酔管理料

1 歯科麻酔管理料に関する施設基準

- (1) 歯科麻酔に係る専門の知識及び2年以上の経験を有し、当該療養に習熟した医師又は歯科医師の指導の下に、主要な麻酔手技を自ら実施する者として全身麻酔を200症例以上及び静脈内鎮静法又は歯科静脈麻酔を100症例以上経験している常勤の麻酔に従事する歯科

口腔病理診断管理加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式80の3を用いること。

第85 クラウン・ブリッジ維持管理料の届出に関する事項

- 1 クラウン・ブリッジ維持管理を行うに当たって、必要な体制が整備されていること。
- 2 クラウン・ブリッジ維持管理料に係る届出は、別添2の様式81を用いること。

第86 歯科矯正診断料

1 歯科矯正診断料に関する施設基準

- (1) 当該療養を行うために必要な次に掲げる基準を満たしていること。
 - ア 歯科矯正セファログラムが行える機器を備えていること。
 - イ 歯科矯正治療の経験を5年以上有する専任の歯科医師が1名以上勤務していること。
- (2) 常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。
- (3) 当該療養につき顎切除等の手術を担当する診療科又は別の保険医療機関と、歯科矯正に関する医療を担当する診療科又は別の保険医療機関との間の連携体制が整備されていること。

2 届出に関する事項

歯科矯正診断料の施設基準に係る届出は、別添2の様式82を用いること。

第87 顎口腔機能診断料

1 顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正に係るもの）に関する施設基準

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第36条第1号及び第2号に係る医療について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する都道府県知事の指定を受けた医療機関（歯科矯正に関する医療を担当するものに限る。）であること。
- (2) 当該療養を行うために必要な次に掲げる基準を満たしていること。
 - ア 下顎運動検査、歯科矯正セファログラム及び咀嚼筋筋電図検査が行える機器を備えていること。
 - イ 専任の常勤歯科医師及び専従する常勤看護師又は歯科衛生士がそれぞれ1名以上勤務していること。
- (3) 当該療養につき顎離断等の手術を担当する診療科又は別の保険医療機関と、歯科矯正に関する医療を担当する診療科又は別の保険医療機関との間の連携体制が整備されていること。

2 届出に関する事項

顎口腔機能診断料の施設基準に係る届出は、別添2の様式83を用いること。

第88 調剤基本料1

1 調剤基本料1に関する施設基準

- (1) 調剤基本料2、調剤基本料3及び特別調剤基本料Aのいずれにも該当しない保険薬局であって、調剤基本料に係る届出を行う保険薬局であること。なお、調剤基本料の注1のただし書の施設基準に該当する保険薬局（「医療を提供しているが、医療資源の少ない地域」に所在する保険薬局）は、第88の2から4までの基準にかかわらず調剤基本料1となる。
- (2) 処方箋集中率が85%を超え、処方箋の受付回数が1月に600回を超える保険薬局（都市部に所在し、かつ、当該保険薬局の敷地境界線からの水平距離が500メートル以内の区域内に、他の保険薬局の敷地境界線が含まれるものに限る。）であっても、令和8年5月31日において、現に処方箋の受付回数が1月に1,800枚以下であるとして届け出ている保険薬局であって、その後も1月の処方箋の受付回数が継続的に1,800枚以下である場合は、調剤基本料1となる。

2 届出に関する事項

調剤基本料の施設基準に係る届出は、別添2の様式84を用いること。

第88の2 調剤基本料2

1 調剤基本料2に関する施設基準

次のいずれかに該当する保険薬局であって、調剤基本料に係る届出を行う保険薬局であること（調剤基本料3のイ若しくはロ又は特別調剤基本料Aに該当するものを除く。）。

(1) 次のいずれかに該当するものであること

- ア 1月における処方箋受付回数が多い上位3の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合の合計が70%を超え、処方箋の受付回数が1月に4,000回を超えるもの
- イ 特定の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合（以下「処方箋集中率」という。）が85%を超え、処方箋の受付回数が1月に1,800回を超えるもの
- ウ 処方箋集中率が85%を超え、処方箋の受付回数が1月に600回を超えるものであって、都市部に所在するもの（次のいずれかに該当する保険薬局は除く。）
- (イ) 当該保険薬局の敷地境界線からの水平距離が500メートル以内の区域内に、他の保険薬局の敷地境界線が含まれていないもの
- (ロ) 令和8年5月31日において、現に処方箋の受付回数が1月あたりに1,800枚以下であるとして届け出ている保険薬局であって、その後も1月あたりの処方箋の受付回数が継続的に1,800枚以下であるもの（イ）に該当するものを除く。）

(2) 次のいずれかに該当するものであること（(1)に該当するものを除く。）

- ア 特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数（同一の敷地内又は同一の建物内に複数の保険医療機関が所在する場合（いわゆる医療モールの場合）にあつては、当該医療モールにある全ての保険医療機関に係る処方箋の受付回数を合算したものとする。以下同じ。）が1月に4,000回を超えること。
- イ 特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数（同一グループの保険薬局（財務上又は営業上若しくは事業上、緊密な関係にある範囲の保険薬局をいう。以下同じ。）のうち、これに属する他の保険薬局において、処方箋集中率が最も高い保険医療機関が同一の場合は、処方箋の受付回数は当該他の保険薬局の処方箋の受付回数を含む。）が、1月に4,000回を超えること。

2 調剤基本料2の施設基準に関する留意点

(1) 処方箋の受付回数

処方箋の受付回数の計算に当たり、薬剤調製料の時間外加算、休日加算、深夜加算又は夜間・休日等加算を算定した患者に係る処方箋（以下「時間外等処方箋」という。）は、受付回数に数えない。なお、療担規則第20条第3号ロ及び療担基準第20条第4号ロに規定するリフィル処方箋については、調剤実施ごとに受付回数の計算に含める（時間外等処方箋を除く。）。

(2) 処方箋の受付回数及び処方箋集中率等の算出に係る処方箋の受付回数が、調剤基本料の施設基準に該当するか否かの取扱いについては、処方箋受付回数の合計が、調剤基本料の施設基準で定められている回数に、受付回数を計算した月数を乗じて得た回数を超えるか否かで判定する。

(3) 処方箋集中率は、特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数（同一保険医療機関から、歯科と歯科以外の処方箋を受け付けた場合は、それらを合計した回数とする。）を、当該期間に受け付けた全ての処方箋の受付回数で除して得た値とする。ただし、いわゆる医療モールの場合においては、当該医療モールにある全ての保険医療機関に係る処方箋の受付回数を合算し、特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数と見なして、処方箋集中率を算出する。また、1の(1)のアの「処方箋受付回数が多い上位3の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合」は、上位3の保険医療機関（いわゆる医療モールの場合においては、当該医療モールにある全ての保険医療機関を一の保険医療機関とみなす。）それぞれの処方箋集中率を合計して得た値とする。

(4) (3)の計算に当たり、次に掲げる処方箋は、特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数及び当該期間に受け付けた全ての処方箋の受付回数のいずれからも除いて計算する。

ア 情報通信機器を用いた服薬指導を受けた患者の処方箋

イ 同一グループの保険薬局の勤務者（常勤及び非常勤を含めた全ての職員をいう。）の処方箋

ウ 同一グループの保険薬局の勤務者の家族（同一グループの保険薬局の勤務者と同居又は生計を一にする者をいう。）の処方箋

エ 介護保険法で定める介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院、高齢者住まい法で定めるサービス付き高齢者向け住宅並びに老人福祉法で定める有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び認知症高齢者グループホームに入居する患者の処方箋（ただし、単一建物診療患者又は単一建物居住者が1人である患者の処方箋は除く。）

(5) いわゆる医療モールとは、複数の保険医療機関が一つの敷地又は建物に所在している場合のことをいう。

(6) (3)の処方箋集中率の計算においては、いわゆる医療モールとは、次のいずれかに該当する場合を指す。

ア 不動産登記法上、同一の地番又は一団の土地として取り扱われている土地上に複数の保険医療機関が所在する敷地又は建物である場合

イ 外観上分離されておらず、また構造上も外壁、床、天井又は屋根といった敷地又は建物の主要な部分が一体として連結し、あるいは密接な関連をもって接続している場合

ウ 複数の保険医療機関が、共用の通路、エントランス、駐車場、案内表示その他の共用部分を有し、外形上、医療モール等として一体的に利用されていると認められる敷地又は

建物である場合（共用部分をフェンス等で区切っているのみで、実質的に共用部分として利用される場合を含む。）

エ 保険医療機関、保険薬局等を複数集合させることを目的として、不動産開発業者等が開発の企画、不動産の取得、建築物の建設、入居の募集等を行った敷地又は建物である場合

(7) 1の(1)のウの「都市部」とは、東京都の特別区の地域及び政令指定都市の地域をいう。

(8) 1の(1)のウの(ロ)の「その後も1月当たりの処方箋の受付回数が継続的に1,800枚以下である」とは、月ごとに判断するのではなく、前年5月1日から当年4月末日までの1年間の処方箋受付回数の実績をもって判断する。

(9) 保険薬局が開設者の変更（親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等）又は薬局の改築等の理由により医薬品医療機器等法上の薬局の開設許可を取得し直した場合であっても、各厚生局のホームページに公表されている「コード内容別医療機関一覧表」において指定年月日に変更されない限り、令和8年6月1日以降も1月当たりの処方箋の受付回数が継続的に1,800枚以下である保険薬局は、1の(1)のウの(ロ)に該当するものとみなす。

(10) 同一グループは次の基準により判断する（第88の3、第88の4、第92、第92の2及び第95において同じ。）。

ア 同一グループの保険薬局とは、次のいずれかに該当する保険薬局とする。

- ① 保険薬局の事業者の最終親会社等
- ② 保険薬局の事業者の最終親会社等の子会社等
- ③ 保険薬局の事業者の最終親会社等の関連会社等
- ④ ①から③までに掲げる者と保険薬局の運営に関するフランチャイズ契約を締結している者

イ アの保険薬局の事業者の最終親会社等は、保険薬局の事業者を子会社等とする者のうち、親会社等がない法人又は個人（以下「法人等」という。）をいう（カにおいて同じ。）。

ウ イの親会社等は、次に掲げる者とする。

- ① 他の法人（株式会社その他これに準じる形態の法人に限る。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等
- ② 他の法人（持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）その他これに準じる形態の法人に限る。）の資本金の過半数を出資している法人等
- ③ 他の法人の事業の方針の決定に関して、①及び②に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる法人等

エ ア②及びイの子会社等は、次に掲げる者とする。この場合において、法人等の子会社等が次に掲げる者を有する場合における当該者は、当該法人等の子会社等とみなす（法人等及びその子会社等が共同で次に掲げる者を有する場合における当該者を含む。）。

- ① 法人等が議決権の過半数を所有している他の法人（株式会社その他これに準じる形態の法人に限る。）

② 法人等が資本金の過半数を出資している他の法人（持分会社その他これに準じる形態の法人に限る。）

③ 法人等が、他の法人の事業の方針の決定に関して、①及び②に規定する法人等と同等以上の支配力を有すると認められる場合における当該他の法人

オ ア③の関連会社等とは、法人等及びその子会社等が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社等以外の他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 6 項に規定する場合をいう。）における当該子会社等以外の他の法人をいう。

カ 保険薬局の事業者の最終親会社等が連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）第 2 条第 1 号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。）である場合には、当該最終親会社の連結子会社（同条第 4 号に規定する連結子会社をいう。）をア②に掲げる者とみなし、当該最終親会社等の関連会社（同条第 7 号に規定する関連会社をいう。）をア③に掲げる者とみなす。

(11) (10)ウ③及びエ③における「同等以上の支配力を有すると認められる」とは、例えば、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 4 項第 2 号及び第 3 号に規定する要件に該当する場合等、他の法人の意思決定機関を支配している場合等が該当するものであること。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合は、この限りでないこと。

3 届出に関する事項

調剤基本料の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 84 を用いること。

第 88 の 3 調剤基本料 3

1 調剤基本料 3 に関する施設基準

(1) 調剤基本料 3 イ

同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が 1 月に 3 万 5 千回を超え、40 万回以下である保険薬局であって以下のいずれかに該当する調剤基本料に係る届出を行うものであること（特別調剤基本料 A に該当するものを除く。）。

ア 処方箋集中率が 85%を超えるもの

イ 特定の保険医療機関と不動産の取引等その他特別な関係を有しているもの

(2) 調剤基本料 3 ロ

同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が 1 月に 40 万回を超える場合であって以下のいずれかに該当する調剤基本料に係る届出を行う保険薬局であること（特別調剤基本料 A に該当するものを除く。）。

ア 処方箋集中率が 85%を超えるもの

イ 特定の保険医療機関と不動産の取引等その他特別な関係を有しているもの

(3) 調剤基本料 3 ハ

同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が 1 月に 40 万回を超える場合であって、処方箋集中率が 85%以下の調剤基本料に係る届出を行う保険薬局であること（調剤基本料 2、調剤基本料 3 のロ又は特別調剤基本料 A に該当するものを除く。）。

2 調剤基本料3の施設基準に関する留意点

- (1) 処方箋の受付回数及び処方箋集中率の取扱い等については、「第88の2 調剤基本料2」の2と同様である。
- (2) 同一グループ内の処方箋受付回数が1月に3万5千回又は40万回を超えるか否かの取扱い
いは、当年4月末日時点で「第88の2 調剤基本料2」の2の(10)に規定する同一グループ内の保険薬局について、保険薬局ごとの1月当たりの処方箋受付回数を合計した値が3万5千回又は40万回を超えるか否かで判定する。保険薬局ごとの1月当たりの処方箋の受付回数は以下のとおりとする。
 - ア 前年4月末日以降継続して保険薬局に指定されている薬局の場合は、前年5月1日から当年4月末日までに受け付けた処方箋受付回数を12で除した値とする。
 - イ 前年5月1日から当年3月末日までに新規指定された保険薬局の場合は、指定された日の属する月の翌月から、当年4月末日までに受け付けた処方箋受付回数を月数で除した値とする。
 - ウ 開設者の変更（親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等）又は薬局の改築等の理由により医薬品医療機器等法上の薬局の開設許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合は、処方箋受付回数について、イの記載にかかわらず、当該遡及指定前の実績を含めて算出した値とする。
- (3) 「特定の保険医療機関と不動産の取引等その他特別な関係を有している保険薬局」における「不動産」とは、土地又は建物を指すものとし、保険医療機関及び保険薬局の事業の用に供されるものに限るものである。
- (4) 「特定の保険医療機関と不動産の取引等その他特別な関係を有している保険薬局」における「不動産取引」とは、保険医療機関と保険薬局が直接不動産取引を契約している場合を指す他、次のアからウまでの場合を含む。
 - ア 保険医療機関が所有又は賃借（賃料が発生しない場合を含む。以下同じ。）する不動産を第三者（「第88の2 調剤基本料2」の2の(10)に規定する事業者の最終親会社等を含む。以下同じ。）が賃借し、当該第三者と保険薬局との間で不動産取引を契約している場合（第三者による転借が複数回行われている場合等を含む。）
 - イ 保険薬局が所有又は賃借する不動産を第三者が賃借し、当該第三者と保険医療機関との間で不動産取引を契約している場合（第三者による転借が複数回行われている場合を含む。）
 - ウ 保険医療機関及び保険薬局の開設者の近親者が当該契約の名義人となっている場合並びに保険医療機関及び保険薬局が法人である場合の当該法人の役員が当該契約の名義人となっている場合
- (5) (4)のア及びイについては、令和6年4月以降に新規に開局し、指定を受けた保険薬局が該当する。ただし、遡及指定が認められる場合であって、令和6年3月31日以前から、(4)のア及びイに該当する場合を除く。
- (6) 「保険医療機関と不動産取引等その他特別な関係を有している保険薬局」とは、当該契約の名義が当該保険薬局の事業者の最終親会社等、「第88の2 調剤基本料2」の2の(10)に定める者であるか否かにかかわらず、次のものを指すものである。

ア 保険薬局の個々の店舗について、その土地又は建物が特定の保険医療機関の所有である場合における当該店舗

イ 保険医療機関が保険薬局の事業者（当該保険薬局の事業者の最終親会社等、「第 88 の 2 調剤基本料 2」の 2 の(10)に定める者を含む。）から土地又は建物を賃借している場合において、当該保険医療機関と近接な位置にある当該保険薬局の店舗

3 届出に関する事項

調剤基本料の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 84 を用いること。

第 88 の 4 特別調剤基本料 A

1 特別調剤基本料 A に関する施設基準

次のいずれかに該当する保険薬局であって、調剤基本料に係る届出を行うものであること。

- (1) 保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局であって、処方箋集中率が 50%を超えるもの。ただし、令和 8 年 3 月 4 日以前から当該保険薬局の所在する建物内に診療所が所在しており、令和 8 年 3 月 5 日以降、その診療所が所在し続けており、かつ新たに他の保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有しない場合を除く。
- (2) 同一敷地内においてオンライン診療受診施設を設置しているもの。ただし、医療法第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画におけるへき地に所在する保険薬局に設置されている場合を除く。

2 特別調剤基本料 A の施設基準に関する留意点

- (1) 処方箋の受付回数及び処方箋集中率の取扱い等については、「第 88 の 2 調剤基本料 2」の 2 と同様である。
- (2) 「保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局」とは、次のアからエまでのいずれかに該当するものであること。ただし、令和 8 年 3 月 4 日以前から当該保険薬局の所在する建物内に診療所が所在しており、令和 8 年 3 月 5 日以降、その診療所が所在し続けており、かつ新たに他の保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有しない場合は、ここでのいう「保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局」には該当しない。

ア 当該保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局である場合

イ 当該保険医療機関が譲り渡した不動産（保険薬局以外の者に譲り渡した場合を含む。）を利用して開局している保険薬局である場合

ウ 当該保険医療機関に対し、当該保険薬局が所有する会議室その他の設備を貸与している保険薬局である場合

エ 当該保険医療機関から開局時期の指定を受けて開局した保険薬局である場合

- (3) (2)における「不動産取引等その他の特別な関係」の取扱いについては、「第 88 の 3 調剤基本料 3」の 2 の(3)及び(4)と同様である。
- (4) (2)のアについては、保険薬局（保険薬局の事業者の最終親会社等、「第 88 の 2 調剤基本料 2」の 2 の(10)に定める者を含む。）の不動産を保険医療機関が賃借している場合であって、当該保険医療機関と近接する位置に同一グループの他の保険薬局があるときは、

当該他の保険薬局は「特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局」と判断する。

- (5) (2)のアについては、次のアからエまでのいずれかに該当する場合に「特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局」と判断する。

ア 病院である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局（「第88の3 調剤基本料3」の2の(4)のアからウまでに該当する場合を含む。以下、(5)において同じ。）であって、平成28年10月1日以降に新規に開局し、指定を受けたもの。ただし、遡及指定が認められる場合であって、平成28年9月30日以前から、病院である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある場合を除く。

イ 平成28年9月30日以前に開局した保険薬局であって、平成28年10月1日時点では特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係になかったが、平成28年10月1日以降に、病院である特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局となったもの。

ウ 診療所である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局であって、平成30年4月1日以降に新規に開局し、指定を受けたもの。ただし、遡及指定が認められる場合であって、平成30年3月31日以前から、診療所である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある場合を除く。

エ 平成30年3月31日以前に開局した保険薬局であって、平成30年4月1日時点では特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係になかったが、平成30年4月1日以降に、診療所である特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局となったもの。

オ ウ及びエについては、平成30年3月31日以前に不動産の賃貸取引又は譲り渡しの契約若しくは建物の建築の契約を行うなど、当該開局に係る手続きが相当程度進捗している場合には、ウのただし書きに該当するものとみなす。

- (6) (2)のイについては、次のアからエまでのいずれかに該当する場合に「保険医療機関と不動産取引等その他特別な関係を有している」と判断する。この場合において、譲り受けた者が更に別の者に譲り渡した場合を含め、譲り受けた者にかかわらず適用する。

ア 病院である保険医療機関が譲り渡した不動産を利用して、平成28年10月1日以降に新規に開局し、指定を受けた保険薬局である場合。ただし、遡及指定が認められる場合であって、平成28年9月30日以前から、病院である保険医療機関が譲り渡した不動産を利用して開局している場合を除く。

イ 平成28年9月30日以前に開局した保険薬局であって、平成28年10月1日以降に、病院である保険医療機関が譲り渡した不動産を利用して開局しているもの。

ウ 診療所である保険医療機関が譲り渡した不動産を利用して、平成30年4月1日以降に新規に開局し、指定を受けた保険薬局である場合。ただし、遡及指定が認められる場合であって、平成30年3月31日以前から、診療所である保険医療機関が譲り渡した不動産を利用して開局している場合を除く。

エ 平成30年3月31日以前に開局した保険薬局であって、平成30年4月1日以降に、診療所である保険医療機関が譲り渡した不動産を利用して開局しているもの。

オ ウ及びエについては、平成30年3月31日以前に不動産の賃貸取引又は譲り渡しの契約若しくは建物の建築の契約を行うなど、当該開局に係る手続きが相当程度進捗している場合には、ウのただし書きに該当するものとみなす。

- (7) (2)のウについては、特定の保険医療機関に対する貸与時間の割合がそれ以外のものへの貸与時間全体の3割以上である場合に「当該保険薬局が所有する会議室その他の設備を貸与している」と判断する。この場合において、災害等の発生により、緊急にやむを得ず当該保険医療機関に貸与した場合は、当該貸与に係る時間は含めないものとする。

- (8) (2)のエについては、次のア又はイのいずれかに該当する場合に「当該保険医療機関から開局時期の指定を受けて開局した」と判断する。なお、公募の際に、開局時期が明示されていない場合であっても、開局時期の指定を受けたものとみなす。

ア 病院又はその開設者からの公募（病院又はその開設者からの依頼により第三者が公募する場合を含む。）に応じるなど、開局時期の指定を受けて平成28年10月1日以降に開局した場合

イ 診療所からの公募に応じるなど、開局時期の指定を受けて平成30年4月1日以降に開局した場合（ただし、平成30年3月31日以前に不動産の賃貸取引又は譲り渡しの契約若しくは建物の建築の契約を行うなど、当該開局に係る手続きが相当程度進捗している場合には、平成30年4月1日以降に開局したものと判断しない。）

- (9) (2)のエについては、開設者の変更（親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等）又は薬局の改築等の理由により医薬品医療機器等法上の薬局の開設許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合についても適用する。

- (10) 「当該保険薬局の所在する建物内に保険医療機関（診療所に限る。）が所在している場合」は、「第88の2 調剤基本料2」の2の(5)と同様に、外観上分離されておらず、また構造上も外壁、床、天井又は屋根といった建物の主要な部分が一体として連結し、あるいは密接な関連をもって接続している場合とする。

- (11) 令和4年4月以降に、保険薬局が直接関与できずに、保険薬局が利用していた不動産について、不動産の所有者が変更になった場合等において、(2)のア又はイのいずれかに該当することとなった場合においては、新たに「保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局」になった当該月の翌月から6か月間に限り、特別調剤基本料Aを適用しない（当該保険薬局が移転した場合を除く。）。

- (12) 保険薬局が遡及指定を受ける場合において、遡及指定前から移転等により不動産賃貸借関係が変更となる場合には、遡及指定後の不動産賃貸借関係を踏まえ、特別調剤基本料Aへの該当性を判断すること。

- (13) 令和8年4月末時点で、次のアからキまでのいずれかに該当する保険薬局においては、(2)のアからエまでの該当性について改めて確認し、特別調剤基本料Aへの該当性を判断した上で、地方厚生（支）局長に対して、届出を行うこと。

ア 病院である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局のうち、平成28年10月以降に新規に開局し、指定を受けたもの。ただし、遡及指定が認められる場合であって、平成28年9月30日以前から、病院である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある場合を除く。

- イ 病院である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局（「第 88 の 3 調剤基本料 3」の 2 の（4）のアからウまでに該当する場合を含む。以下、（13）において同じ。）のうち、平成 28 年 9 月以前に開局したものであって、平成 28 年 10 月 1 日時点では特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係になかったものについて、平成 28 年 10 月以降に賃貸借取引関係に変更があったもの。
- ウ 病院である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局のうち、平成 28 年 9 月以前に開局し、平成 28 年 10 月以降に遡及指定を受けたものであって、平成 28 年 10 月 1 日時点では特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係になかったものについて、平成 28 年 10 月以降に賃貸借取引関係に変更があったもの。
- エ 診療所である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局のうち、平成 30 年 4 月 1 日以降に新規に開局し、指定を受けたもの。ただし、遡及指定が認められる場合であって、平成 30 年 3 月 31 日以前から、診療所である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある場合を除く。
- オ 診療所である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局のうち、平成 30 年 3 月以前に開局したものであって、平成 30 年 4 月 1 日時点では特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係になかったものについて、平成 30 年 4 月以降に賃貸借取引関係に変更があったもの。
- カ 診療所である保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局のうち、平成 30 年 3 月以前に開局し、平成 30 年 4 月以降に遡及指定を受けたものであって、平成 30 年 4 月 1 日時点では特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係になかったものについて、平成 30 年 4 月以降に賃貸借取引関係に変更があったもの。
- キ 保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局のうち、令和 8 年 3 月 4 日以前から当該保険薬局の所在する建物内に診療所が所在しており、令和 8 年 3 月 5 日以降、その診療所が所在し続けており、かつ新たに他の保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有したもの。

3 届出に関する事項

調剤基本料の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 84 を用いること。

第 89 調剤基本料の注 1 ただし書に規定する施設基準（処方箋集中率等の状況によらず例外的に調剤基本料 1 を算定することができる保険薬局）

1 調剤基本料の注 1 ただし書に規定する施設基準

次のいずれかに該当する保険薬局であって、調剤基本料の注 1 に係る届出を行うものであること。

（1） 次のいずれにも該当すること。

ア 基本診療料施設基準通知の別添 3 の別紙 2 の「医療を提供しているが、医療資源の少ない地域」に所在すること。また、地方厚生（支）局長に対して、調剤基本料の施設基準に係る届出を行っていること。

イ 当該保険薬局が所在する特定の区域内における保険医療機関について、許可病床数が 200 床未満であり、その数が 10 以下であること。なお、「特定の区域内」とは、原則として、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 5 条第 2 項に基づき、就学すべき

中学校の指定をする際の判断基準として、市町村（特別区を含む。）の教育委員会があらかじめ設定した区域（以下「中学校区」という。）とする。ただし、当該保険薬局の所在する中学校区外に所在する保険医療機関であっても、当該保険薬局における当該保険医療機関に係る処方箋集中率が70%を超える場合には、当該保険医療機関は特定の区域内にあるものとみなす。

「特定の区域内における保険医療機関」の数には、歯科医療のみを担当する保険医療機関を含めず、医科歯科併設の保険医療機関は含める。

ウ 処方箋受付回数が一月に2,500回を超えないこと。なお、処方箋の受付回数が1月に2,500回を超えるか否かの取扱いについては、「第88の2 調剤基本料2」の「2 調剤基本料2の施設基準に関する留意点」の（1）に定める処方箋受付回数に準じて取り扱う。

（2） 次のいずれにも該当すること。

ア 当該保険薬局が、地方公共団体の所有する土地に所在する診療所又は地方公共団体の開設する診療所と同一の敷地又は建物に所在すること。

イ アに規定する保険医療機関が、へき地の医療の提供のために必要な診療所として、各都道府県が策定する医療計画（医療法第30条の4第1項に規定するもの）において示され、都道府県知事に認められたものであること。

ウ 当該保険薬局から水平距離4キロメートル以内に、他の保険薬局がないこと。

2 届出に関する事項

（1） 施設基準に係る届出は、別添2の様式87の2を用いること。

（2） 1（1）イの当該保険薬局が所在する中学校区については、当該区域の地名がわかる資料を添付すること。

（3） 令和8年3月31日において、現に改正前の基本診療料施設基準通知の別添3の別紙2の「医療を提供しているが、医療資源の少ない地域」に所在する保険薬局が、調剤基本料の注1ただし書に規定に係る届出を行っている場合は、令和10年5月31日までの間、なお効力を有するものとする。

第90 調剤基本料の注2に規定する保険薬局

1 対象となるのは、地方厚生（支）局長に対して、調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局であること。

2 1の規定は、調剤基本料に係る届出を行っている保険薬局について、当該届出の内容が実態と異なることが判明した場合であって、地方厚生局による適時調査が実施された場合には適用するものではないこと。なお、当該届出が故意又は重大な過失により虚偽であった場合については、この限りでない。

第91 調剤基本料の注4に規定する保険薬局

1 次のいずれかに該当する保険薬局は注4の規定により、調剤基本料を100分の50に減算する。

（1） 当該保険薬局における医療用医薬品の取引価格の妥結率が5割以下であること。

- (2) 当該保険薬局における医療用医薬品の取引価格の妥結率、医療用医薬品の取引に係る状況及び流通改善に関する取組状況について、地方厚生（支）局長に報告していない保険薬局であること。
- (3) 薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を1年間実施していない保険薬局であること。ただし、処方箋の受付回数が1月に600回以下の保険薬局である場合を除く。

2 妥結率等に関する留意点

- (1) 保険薬局と卸売販売業者との価格交渉においては、医薬品特有の取引慣行や過度な薬価差、薬価差の偏在の是正を図り、適切な流通取引が行われる環境を整備するため、厚生労働省「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（以下「流通改善ガイドライン」という。）に基づき、原則として全ての品目について単品単価交渉とすることが望ましいこと、個々の医薬品の価値を無視した値引き交渉、医薬品の安定供給や卸売業者の経営に影響を及ぼすような流通コストを全く考慮しない値引き交渉を慎むこと等に留意するとともに、医薬品価格調査の信頼性を確保する観点から定めているものであり、「妥結率」、「医療用医薬品の取引に係る状況」及び「流通改善に関する取組状況」については以下のとおりとする。なお、医薬品取引に係る契約書の写し等の資料については求めに応じて説明できるよう、適切に保管していること。

ア 「妥結率」の報告における妥結とは、取引価格が決定しているものであり、契約書等の遡及条項により、取引価格が遡及し変更することが可能な場合には未妥結とする。また、取引価格は決定したが、支払期間が決定しないなど、取引価格に影響しない契約事項が未決定の場合は妥結とする。

※ 妥結率の計算については、下記のとおりとする。

妥結率＝卸売販売業者（医薬品医療機器等法第34条第3項に規定する卸売販売業者をいう。）と当該保険薬局との間での取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの）／当該保険薬局において購入された医療用医薬品の薬価総額

イ 「医療用医薬品の取引に係る状況」とは、前年度における価格交渉及び妥結価格についての状況をいう。

ウ 「流通改善に関する取組状況」とは、流通改善ガイドラインにおいて、卸売販売業者と保険医療機関・保険薬局との関係において留意する事項とされている、単品単価契約の推進、個々の医薬品の価値に基づいた価格交渉の推進、価格交渉の頻度の改善等の取組について、当該保険薬局における状況を報告するものであること。

- (2) 妥結率、医療用医薬品の取引に係る状況及び流通改善に関する取組状況に係る状況について、別添2の様式85により、毎年10月1日から11月末日までに、同年4月1日から9月30日までの期間における実績を地方厚生（支）局長へ報告することとし、11月末日までの報告に基づく調剤基本料は、翌年6月1日から翌々年5月末日まで適用する。なお、卸売販売業者との取引価格決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料は、報告の際の添付は不要であるが、当該保険薬局において適切に保管すること。

3 薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務に関する留意点

- (1) 「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務」は、以下のものをいう。
- ・ 薬剤調製料の時間外加算、休日加算及び深夜加算並びに夜間・休日等加算

- ・調剤管理料の調剤時残薬調整加算及び薬学的有害事象等防止加算
- ・服薬管理指導料の１のイ又は２のイに係る服薬管理指導
- ・服薬管理指導料の麻薬管理指導加算
- ・外来服薬支援料１
- ・服用薬剤調整支援料
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料及び在宅患者緊急時等共同指導料並びに居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費を算定するに際して実施する業務
- ・退院時共同指導料
- ・服薬情報等提供料
- ・訪問薬剤管理医師同時指導料

- (２) 「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を１年間実施していない保険薬局」は、１年間の(１)に掲げる業務の算定が合計１０回未満のものが該当する。ただし、特別調剤基本料Ａ又は特別調剤基本料Ｂを算定する保険薬局においては合計１００回未満のものが該当する。
- (３) 「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を１年間実施していない保険薬局」への該当性は、前年５月１日から当年４月末日までの１年間の実績をもって判断する。該当する場合は当年６月１日から翌年５月末日までの間は、調剤基本料の注４で定める点数で算定する。ただし、前年５月１日から当年４月末日までに指定された保険薬局の場合は、３の(１)に掲げる業務の算定回数が、(２)に掲げる年間の実績基準(１０回又は１００回)を１２で除して得た数に当年４月末日までの調剤基本料を算定した月数を乗じて得た数以上であれば、「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を１年間実施していない保険薬局」に該当しないものとする。
- (４) 「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を１年間実施していない保険薬局」に該当した場合であっても、当年６月１日から翌年５月末日までの期間中に、(１)に掲げる業務を合計１０回(特別調剤基本料Ａ又は特別調剤基本料Ｂを算定する保険薬局においては合計１００回)算定した場合には、算定回数を満たした翌月より「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を１年間実施していない保険薬局」に該当しない。
- (５) 処方箋の受付回数が１月に６００回を超えるか否かの取扱いについては、「第８８の２ 調剤基本料２」の「２ 調剤基本料２の施設基準に関する留意点」の(１)に定める処方箋受付回数に準じて行う。

第 92 地域支援・医薬品供給対応体制加算

1 地域支援・医薬品供給対応体制加算 1 に関する施設基準

- (１) 特別調剤基本料Ｂを算定している保険薬局以外の保険薬局であること。
- (２) 地域における医薬品の安定供給を確保するために必要な体制として以下の要件を満たすこと。

ア 在庫を抑制した結果、他の保険薬局からの分譲を頻繁に受けざるを得ない状況や、卸売販売業者への頻回配送・休日夜間配送・急配に係る過度な依頼を行わざるを得ない状況に陥らないよう、医薬品の安定供給に向けた計画的な調達や在庫管理を行うこと。

イ 直近 1 年間に於いて、他の保険薬局に医薬品を分譲した実績があること。また、分譲を行った際には分譲に係る伝票又は医療用医薬品の譲渡書を 2 年間保存すること。ただし、同一開設者の保険薬局への医薬品の分譲は、当該実績に含めない。

ウ 医薬品の供給不安等により、患者が持参した処方箋に記載された医薬品が入手困難な場合は、当該医薬品の在庫を持つ保険薬局を探し、当該保険薬局に予め連絡して在庫を確認した上で、当該患者に当該保険薬局を案内したり、処方医に処方内容の変更可否を照会したりする等、適切に対応すること。

エ 重要供給確保医薬品のうち内用薬及び外用薬であるものについて、1 か月分程度は備蓄するよう努めること。

オ 個々の医薬品の価値や流通コストを無視した値引き交渉を慎むこと。また、原則として全ての品目について単品単価交渉とすること。

カ 流通の効率化と安定供給の確保のため、卸売販売業者への頻回配送・休日夜間配送・急配に係る過度な依頼を慎むこと。

キ 厳格な温度管理を要する医薬品や、在庫調整を目的とした医薬品等については卸売販売業者への返品を慎むこと。

ク 医薬品の流通改善及び安定供給の観点から、地域の保険医療機関や保険薬局、医療関係団体と連携し、取り扱う医薬品の品目についての情報共有や、事前の取り決めを行っておくことが望ましい。

(3) 直近 3 月間の当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品の規格単位数量を合算した数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が 85%以上であること。

(4) 後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を当該保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示すること。

2 地域支援・医薬品供給対応体制加算 2

(1) 1 の基準を満たすこと。

(2) 調剤基本料 1 を算定している保険薬局であること。

(3) 地域医療への貢献に係る十分な体制として、以下のアからコまでの要件を満たすこと。

ア 地域における医薬品等の供給拠点としての体制として以下を満たすこと。

(イ) 保険調剤に係る医薬品として 1200 品目以上の医薬品を備蓄していること。

(ロ) 当該保険薬局の存する地域の保険医療機関又は保険薬局（同一グループの保険薬局を除く。）に対して在庫状況の共有、医薬品の融通などを行っていること。

(ハ) 医療材料及び衛生材料を供給できる体制を有していること。また、在宅患者訪問薬剤管理指導を行っている保険薬局に対し保険医療機関から衛生材料の提供を指示された場合は、原則として衛生材料を患者に供給すること。なお、当該衛生材料の費用は、当該保険医療機関に請求することとし、その価格は保険薬局の購入価格を踏まえ、保険医療機関と保険薬局との相互の合議に委ねるものとする。

(ニ) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 3 条の規定による麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことができること。

(ホ) 次に掲げる情報（当該保険薬局において取り扱う医薬品に係るものに限る。）を随時提供できる体制にあること。

- ① 一般名
- ② 剤形
- ③ 規格
- ④ 内服薬にあつては製剤の特徴（普通製剤、腸溶性製剤、徐放性製剤等）
- ⑤ 緊急安全性情報、安全性速報
- ⑥ 医薬品・医療機器等安全性情報
- ⑦ 医薬品・医療機器等の回収情報

(へ) 令和8年6月以降に開設する保険薬局又は改築若しくは増築する保険薬局においては、面積が16平方メートル以上の調剤室を有すること。なお、開設者の変更（親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等）又は薬局の改築若しくは増築以外の理由により医薬品医療機器等法上の薬局の開設許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合は、この限りではない。

イ 休日、夜間を含む保険薬局における調剤・相談応需体制等の対応が可能な体制として以下を満たすこと。

(イ) 当該保険薬局の開局時間は、平日は1日8時間以上、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には一定時間以上開局し、かつ、週45時間以上開局していること。

(ロ) 当該保険薬局のみ又は当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制が整備されていること。休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制とは、単独の保険薬局又は近隣の保険薬局との連携により、患家の求めに応じて休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅業務（在宅患者に対する調剤並びに薬学的管理及び指導をいう。以下同じ。）に対応できる体制を整備していることをいうものであり、当該業務を自局において速やかに提供できない場合であっても、患者又はその家族等の求めがあれば連携する近隣の保険薬局（以下「連携薬局」という。）を案内すること。また、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制には、地域医療の確保の観点から、救急医療対策の一環として設けられている輪番制に参加している場合も含まれる。

(ハ) 当該保険薬局を利用する患者及びその家族等からの相談等に対して、以下の①から③までの体制が整備されていること。

① 夜間、休日を含む時間帯に対応できる体制が整備されていること。また、やむを得ない事由により、患者からの電話等による問い合わせに応じることができなかった場合は、速やかに折り返して連絡することができる体制が整備されていること。

② 当該保険薬局は、原則として初回の処方箋受付時に（記載事項に変更があった場合はその都度）、当該保険薬局の保険薬剤師と連絡がとれる連絡先電話番号等、緊急時の注意事項（近隣の保険薬局との連携により休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制を整備している保険薬局は、連携薬局の所在地、名称、連絡先電話番号等を含む。）等について、事前に患者又はその家族等に対して説明の上、文書（これらの事項が薬袋に記載されている場合を含む。）により交付していること。

③ これらの連携薬局及び自局に直接連絡が取れる連絡先電話番号等を当該保険薬局の外側の見えやすい場所に掲示すること。

- (ニ) 地域の行政機関、保険医療機関、訪問看護ステーション及び福祉関係者等に対して、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制（地域医療の確保の観点から、救急医療対策の一環として設けられている輪番制に参加している場合も含む。）に係る周知を自局及び同一グループで十分に対応すること。また、同様の情報の周知は地域の行政機関又は薬剤師会等を通じて十分に行っていること。

ウ 在宅医療を行うための関係者との連携等の体制として以下の要件を満たすこと。

- (イ) 在宅療養の支援に係る診療所又は病院及び訪問看護ステーションと円滑な連携ができるよう、あらかじめ患者又はその家族等の同意が得られた場合には、訪問薬剤管理指導の結果、当該患者に対する療養上の指導に関する留意点等の必要な情報を関係する診療所又は病院及び訪問看護ステーションの医師又は看護師に文書（電子媒体を含む。）により随時提供していること。

- (ロ) 当該地域において、介護支援専門員（ケアマネジャー）、社会福祉士等の他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者と連携すること。また、患者の服薬状況に関する相談を受け付けるなど、地域包括支援センターと必要な連携を行うこと。

- (ハ) 在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績としては、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費（ただし、いずれも情報通信機器を用いた場合の算定回数を除く。）の算定回数の合計が保険薬局当たりで24回以上であること。当該回数には、在宅協力薬局として連携した場合や同等の業務を行った場合を含めることができる（同一グループ薬局に対して業務を実施した場合を除く。）。なお、「同等の業務」には、在宅患者訪問薬剤管理指導料で規定される患者1人当たりの同一月内の訪問回数を超えて行った訪問薬剤管理指導業務を含む。この場合において、保険薬局当たりの直近1年間の実績とする。

- (ニ) 当該保険薬局は、地方厚生（支）局長に対して在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を行うとともに、処方医から在宅患者訪問薬剤管理指導の指示があった場合に適切な対応ができるよう、例えば、保険薬剤師に在宅患者訪問薬剤管理指導に必要な研修等を受けさせ、薬学的管理指導計画書の様式をあらかじめ備えるなど、在宅患者に対する薬学的管理指導を実施することが可能な体制を整備していること。また、患者に対して在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の情報提供をするために、当該保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に、在宅患者訪問薬剤管理指導を行う薬局であることを掲示し、当該内容を記載した文書を交付すること。

エ 医療安全に関する取組の実施として以下を満たすこと。

- (イ) 医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）に登録することにより、常に最新の医薬品緊急安全性情報、安全性速報、医薬品・医療機器等安全性情報等の医薬品情報の収集を行い、保険薬剤師に周知していること。

- (ロ) 「薬局機能情報提供制度の考え方及び報告に当たっての留意点について」(令和5年11月1日付け医薬総発第1101第2号)に基づき、薬局機能情報提供制度において、「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無」を「有」として直近一年以内に都道府県に報告していること。
- (ハ) 副作用報告に係る手順書を作成し、報告を実施する体制を有していること。
- オ 地方厚生(支)局長に対して、施設基準に適合するものとして、あらかじめ服薬管理指導料の注1に規定する服薬管理指導を行う旨の届出を行っていること。
- カ 当該保険薬局の保険薬剤師は、保険調剤に係る医薬品以外の医薬品に関するものを含め、患者ごとに薬剤服用歴等を作成し、調剤に際して必要な薬学的管理を行い、調剤の都度必要事項を記入するとともに、当該記録に基づき、調剤の都度当該薬剤の服用及び保管取扱いの注意に関し必要な指導を行っていること。
- キ 当該保険薬局の管理薬剤師は、以下の要件を全て満たしていること。
- (イ) 施設基準の届出時点において、保険薬剤師として5年以上の保険薬局勤務経験があること。なお、保険医療機関の薬剤師としての勤務経験を1年以上有する場合、1年を上限として保険薬剤師としての勤務経験の期間に含めることができる。
- (ロ) 当該保険薬局に週31時間以上勤務していること。
- (ハ) 施設基準の届出時点において、当該保険薬局に継続して1年以上在籍していること。
- ク 当該保険薬局において、調剤従事者等の資質の向上を図るため、研修実施計画を作成し、当該計画に基づき研修を実施するとともに、定期的に薬学的管理指導、医薬品の安全、医療保険等に関する外部の学術研修(地域薬剤師会等が行うものを含む。)を受けさせていること。併せて、当該保険薬局の保険薬剤師に対して、薬学等に関する団体・大学等による研修認定の取得、医学薬学等に関する学会への定期的な参加・発表、学術論文の投稿等を行わせていることが望ましい。
- ケ 薬学的管理等の内容が他の患者に漏れ聞こえる場合があることを踏まえ、患者との会話のやりとりが他の患者に聞こえないようパーテーション等で区切られた独立したカウンターを有するなど、患者のプライバシーに配慮していること。また、高齢者への配慮並びに丁寧な服薬指導及び患者の訴えの適切な聞き取りなどの観点から、患者のプライバシーの配慮に加え、必要に応じて患者等が椅子に座った状態で服薬指導等を行うことが可能な体制を有していることが望ましい。
- コ 地域医療に関連する取組の実施として以下を満たすこと。
- (イ) 要指導医薬品及び一般用医薬品を販売していること。なお、要指導医薬品及び一般用医薬品の販売の際には、購入される要指導医薬品及び一般用医薬品のみに着目するのではなく、購入者の薬剤服用歴の記録に基づき、情報提供を行い、必要に応じて医療機関へのアクセスの確保を行っていること。また、要指導医薬品等は単に最低限の品目を有していればよいものではなく、購入を希望して来局する者が症状等に応じて必要な医薬品が選択できるよう、様々な種類の医薬品を取り扱うべきであり、健康増進支援薬局(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。)第1条第2項第5号で規定する薬局)の届出要件とされている48薬効群の品

目を取り扱うこと。薬効群については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の一般用医薬品・要指導医薬品の添付文書検索システムに記載されているものであること。

(ロ) 健康相談又は健康教室を行うとともに、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、こころの健康づくり、飲酒、喫煙など生活習慣全般に係る相談について応需・対応し、地域住民の生活習慣の改善、疾病の予防に資する取組を行うといった健康情報拠点としての役割を果たすこと。

(ハ) 緊急避妊薬を備蓄するとともに、当該医薬品を必要とする者に対する相談について適切に応需・対応し、調剤又は販売を行う体制を整備していること。なお、オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤等の対応も適切に行えるようにするため、「緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び販売する薬局・店舗販売業の店舗について」（令和7年9月18日厚生労働省医薬局総務課長及び医薬品審査管理課長連名通知）に基づいて研修を受講する等、適切に対応すること。

(ニ) 当該保険薬局の敷地内における禁煙の取扱いについて、次の基準を満たしていること。

- ① 当該保険薬局の敷地内を禁煙区域とすること。
- ② 保険薬局が建造物の一部分を用いて開設されている場合は、当該保険薬局の保有又は借用している部分が禁煙区域とすること。

(ホ) 当該保険薬局及び当該保険薬局に併設される医薬品の店舗販売業（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第25条第1号に基づく許可を有する店舗）において、たばこ及び喫煙器具を販売していないこと。

(ヘ) 次に掲げるセルフメディケーション関連機器のうち少なくとも3つについて、患者の求めに応じて使用できるよう設置していること。

- ① 体重計
- ② 体温計
- ③ 血圧測定器
- ④ 体組成計（体脂肪率、BMI等を含むもの）
- ⑤ 血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメータ）
- ⑥ 握力計
- ⑦ 骨密度測定器

(ト) 当該保険薬局及び当該保険薬局に併設される医薬品の店舗販売業（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第25条第1号に基づく許可を有する店舗）において、薬事未承認の研究用試薬又は検査サービスを販売又は提供していないこと。

(4) 地域医療への貢献に係る十分な実績として、以下のアからケまでの9の要件のうち、エを含む3項目以上を満たすこと。

ア 薬剤調製料の時間外等加算及び夜間・休日等加算の算定回数の合計が40回以上であること。

イ 薬剤調製料の麻薬を調剤した場合に加算される点数の算定回数が1回以上であること。

ウ 調剤時残薬調整加算及び薬学的有害事象等防止加算の算定回数の合計が20回以上であること。

エ 服薬管理指導料 1 のイ及び 2 のイの算定回数の合計が 20 回以上であること。

オ 外来服薬支援料 1 の算定回数が 1 回以上であること。

カ 在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費（ただし、いずれも情報通信機器を用いた場合の算定回数を除く。）について単一建物診療患者が 1 人の場合の算定回数の合計が計 24 回以上であること（在宅協力薬局として連携した場合（同一グループ薬局に対して業務を実施した場合を除く。）や同等の業務を行った場合を含む。）。なお、「同等の業務」とは、在宅患者訪問薬剤管理指導料で規定される患者 1 人当たりの同一月内の算定回数の上限を超えて訪問薬剤管理指導業務を行った場合を含む。

キ 服薬情報等提供料の算定回数が 30 回以上であること。なお、当該回数には、服薬情報等提供料が併算定不可となっているもので、相当する業務を行った場合を含む。

ク 服薬管理指導料、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料及び在宅患者緊急時等共同指導料の小児特定加算の算定回数の合計が 1 回以上であること。

ケ 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得した保険薬剤師が地域の多職種と連携する会議に 1 回以上出席していること。

(5) (4)のキの「服薬情報等提供料が併算定不可となっているもので、相当する業務」とは次のものをいう。ただし、特別調剤基本料 A を算定している保険薬局において、区分番号 00 に掲げる調剤基本料の「注 6」に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関へ情報提供を行った場合は除くこと。

- ・ 服薬管理指導料の特定薬剤管理指導加算 2 及び吸入薬指導加算（文書により情報提供した場合に限る）
- ・ 調剤後薬剤管理指導料
- ・ 服用薬剤調整支援料 2

(6) (4)のケは、当該保険薬局当たりの直近 1 年間の実績とし、それ以外については当該保険薬局における直近 1 年間の処方箋受付回数 1 万回当たりの実績とする。なお、直近 1 年間の処方箋受付回数が 1 万回未満の場合は、処方箋受付回数 1 万回とみなす。

(7) (6)の「当該保険薬局における直近 1 年間の処方箋受付回数」は、「第 88 の 2 調剤基本料 2」の「2 調剤基本料 2 の施設基準に関する留意点」の(1)に定める処方箋受付回数に準じて取り扱う。(4)のケ以外の基準を満たすか否かは、当該保険薬局における直近 1 年間の実績が、直近 1 年間の処方箋受付回数を各基準に乗じて 1 万で除して得た回数以上であるか否かで判定する。

3 地域支援・医薬品供給対応体制加算 3

- (1) 1 の基準を満たすこと。
- (2) 調剤基本料 1 を算定している保険薬局であること。
- (3) 2 の(3)の基準を満たすこと。
- (4) 地域医療への貢献に係る相当の実績として、2 の(4)のアからケまでの 9 の要件のうち、7 項目以上を満たすこと。この場合において、2 の(5)から(7)までに準じて取り扱う。

4 地域支援・医薬品供給対応体制加算 4

- (1) 1の基準を満たすこと。
- (2) 調剤基本料1又は特別調剤基本料Bを算定している保険薬局以外の保険薬局であること。
- (3) 2の(3)の基準を満たすこと。
- (4) 地域医療への貢献に係る十分な実績として、以下のアからケまでの9の要件のうち、エ及びカを含む3項目以上を満たすこと。この場合において、2の(5)から(7)までに準じて取り扱う。
 - ア 薬剤調製料の時間外等加算及び夜間・休日等加算の算定回数の合計が400回以上であること。
 - イ 薬剤調製料の麻薬を調剤した場合に加算される点数の算定回数が10回以上であること。
 - ウ 調剤時残薬調整加算及び薬学的有害事象等防止加算の算定回数の合計が40回以上であること。
 - エ 服薬管理指導料1のイ及び2のイの算定回数の合計が40回以上であること。
 - オ 外来服薬支援料1の算定回数が12回以上であること。
 - カ 在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費（ただし、いずれも情報通信機器を用いた場合の算定回数を除く。）について単一建物診療患者が1人の場合の算定回数の合計が計24回以上であること（在宅協力薬局として連携した場合（同一グループ薬局に対して業務を実施した場合を除く。）や同等の業務を行った場合を含む。）。なお、「同等の業務」とは、在宅患者訪問薬剤管理指導料で規定される患者1人当たりの同一月内の算定回数を超えて訪問薬剤管理指導業務を行った場合を含む。
 - キ 服薬情報等提供料の算定回数が60回以上であること。なお、当該回数には、服薬情報等提供料が併算定不可となっているもので、相当する業務を行った場合を含む。
 - ク 服薬管理指導料、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料及び在宅患者緊急時等共同指導料の小児特定加算の算定回数の合計が1回以上であること。
 - ケ 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得した保険薬剤師が地域の多職種と連携する会議に5回以上出席していること。

5 地域支援・医薬品供給対応体制加算5

- (1) 1の基準を満たすこと。
- (2) 調剤基本料1又は特別調剤基本料Bを算定している保険薬局以外の保険薬局であること。
- (3) 2の(3)の基準を満たすこと。
- (4) 地域医療への貢献に係る相当の実績として、4の(4)のアからケまでの9の要件のうち7項目以上を満たすこと。この場合において、2の(5)から(7)までに準じて取り扱う。

6 地域支援・医薬品供給対応体制加算の施設基準に関する留意点

- (1) 1の(2)のエの「1か月分程度は備蓄する」とは、重要供給確保医薬品のうち内用薬又は外用薬の各品目（直近1年間で調剤しなかったものを除く。）について、当該保険薬局で直近1年間（開設から1年に満たない保険薬局については、開設した月からの月

数。)に調剤した数量から割り出した1か月分の使用数量を備蓄することをいう。ここでいう備蓄とは、当該保険薬局に現に医薬品の在庫を保有していることを指し、卸売販売業者が代わりに在庫を確保していることのみでは、備蓄には該当しない。

- (2) 1の(2)のオの「単品単価交渉」とは、他の医薬品の価格の影響を受けず、地域差や個々の取引条件等により生じる安定供給に必要なコストを踏まえ、取引先と個別品目ごとに取引価格を決める交渉をいい、直近に地方厚生(支)局長等に届け出た別添2の様式85(妥結率等に係る報告書)の3の(1)において、「単品単価交渉を行っていない」に非該当であることで本要件を満たすものとして取り扱う。様式85を地方厚生(支)局長等に届け出ていない場合は本要件を満たさないものとして取り扱う。ただし、開設から1年に満たない保険薬局で、妥結率等に係る報告書の提出経験がない場合は本要件を満たしているものとみなす。なお、取引先と個別品目ごとに取引価格を決めていたとしても、例えば、次に掲げる交渉については、単品単価交渉に該当しない。

ア 総価値引率を用いた交渉(総価交渉や総価交渉除外有りを含む。)

イ 全国最低価格に類する価格をベンチマークとして用いた交渉

ウ ベンチマークを用いた交渉のうち、配送コストなどの地域差及び購入金額、支払条件、返品、急配等の取引条件を考慮していない単価をベンチマークとし、当該価格で決定する一方的な交渉

エ 法人格・個人事業主が異なる加盟施設との取引価格の交渉を一括して受託する業者の価格交渉について、加盟施設ごとの地域差や取引条件等を考慮しない取引価格での交渉や加盟施設の確認が行われない交渉

- (3) 地域支援・医薬品供給対応体制加算1の(3)に適合すると届出をした後は、前年5月1日から当年4月末日までの実績をもって施設基準の適合性を判断し、当年6月1日から翌年5月末日まで所定点数を算定できるものとする。
- (4) 地域支援・医薬品供給対応体制加算2から5までの施設基準に適合すると届出をした後は、2の(3)のウの(ハ)及び2の(4)のアからケまで又は4の(4)のアからケまでについては、前年5月1日から当年4月末日までの実績をもって施設基準の適合性を判断し、当年6月1日から翌年5月末日まで所定点数を算定できるものとする。この場合の処方箋受付回数は、前年5月1日から当年4月末日までの処方箋受付回数とする。
- (5) 2の(4)、4の(4)の実績の計算に当たり、同一グループの保険薬局の勤務者(常勤及び非常勤を含めた全ての職員をいう。)及びその家族(同一グループの保険薬局の勤務者と同居又は生計を一にする者をいう。)に係る実績を除いて計算する。また、処方箋の受付回数についても同様に扱うこととする。

3 届出に関する事項

- (1) 地域支援・医薬品供給対応体制加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式87の3の1及び様式87の3の2を用いること。ただし、当年6月1日から翌年5月末日までの間に、新たに施設基準に適合した場合は、届出を行うことができ、届出のあった月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から翌年の5月末日まで所定点数を算定することができるものとする。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の1日から算定する。

- (2) 令和8年3月31日時点で後発医薬品調剤体制加算1、2又は3に係る届出を行っている保険薬局については、令和9年5月31日までの間に限り、1の(3)に規定する要件を満たしているものとする。

第92の2 連携強化加算

1 連携強化加算に関する施設基準

- (1) 都道府県知事より第二種協定指定医療機関の指定を受けており、次に掲げる体制が整備されていること。

ア 当該保険薬局において、感染症に係る最新の科学的知見に基づいた適切な知識を習得することを目的として、年1回以上、当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修を実施する、又は、外部の機関が実施する研修に当該保険薬局の保険薬剤師を参加させること。

イ 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る医療の提供に当たっての訓練を、年1回以上、当該保険薬局において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に当該保険薬局の保険薬剤師を参加させること。

ウ 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間において、都道府県知事からの要請を受けて、自宅療養者等に対して、調剤、オンライン又は訪問による服薬指導、薬剤等の交付（配送による対応を含む。）等の対応を行う体制が整っていること。

エ 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療の提供を迅速かつ的確に行う観点から、個人防護具を備蓄していること。

オ 新型インフルエンザ等感染症等の発生時等において、要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）（薬事承認を受けたものに限る。）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症等の発生等がないときから整備し、これらを提供していること。

- (2) 災害の発生時等において他の保険薬局等（同一薬局グループ以外の薬局を含む。）との連携に係る体制として、次に掲げる体制が整備されていること。

ア 災害の発生時等に、医薬品の提供施設として薬局機能を維持し、自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制が整備されていること。

イ 医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応等を行うことについて、災害の被災状況に応じた対応を習得する研修を薬局内で実施する、又は、地域の協議会、研修若しくは訓練等に参加するよう計画を作成し、実施すること。また、協議会、研修又は訓練等には、年1回程度参加することが望ましい。

ウ 災害の発生時等において、地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみ又は当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間、休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制が整備されていること。

- (3) 災害や新興感染症発生時における対応可能な体制を確保していることについて、当該保険薬局及び同一グループのほか、地域の行政機関、薬剤師会等のウェブサイト等で広く周知していること。

- (4) 災害や新興感染症発生時における薬局の体制や対応について、それぞれの状況に応じた手順書等を作成し、当該保険薬局の職員に対して共有していること。
- (5) 災害時には、オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能（災害時医療情報閲覧）」（災害時モード）を用いることにより、被災により手帳やマイナ保険証を確認することができない患者であっても薬剤情報等の把握が可能となり、更に電子処方箋管理サービスへの調剤情報の登録により直近の薬剤情報が充実することを念頭に置いて、平時よりこれらのシステムの活用に努めること。
- (6) 情報通信機器を用いた服薬指導を行うために以下の体制が整備されていること。
- ア 「オンライン服薬指導の実施要領について」（令和4年9月30日付け薬生発0930第1号）の別添（以下「オンライン服薬指導の実施要領」という。）の第4の（4）に基づき、必要な通信環境を確保すること。
- イ オンライン服薬指導の実施要領の第4の（5）に基づき、薬局内の保険薬剤師に対して、必要な知識を習得させるための研修を実施すること。
- ウ 最新の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参照し、また、「「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～薬局・事業者向け～」等について」（令和5年10月13日付け医政参発1013第2号・医薬総発1013第1号医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官・医薬局総務課長通知）の別添1、別添2及び別添4を活用するなどして、サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ全般について適切な対応を行うこと。
- (7) 要指導医薬品及び一般用医薬品を販売していること。ただし、要指導医薬品等は単に最低限の品目を有していればいいものではなく、購入を希望して来局する者が症状等に応じて必要な医薬品が選択できるよう、新型インフルエンザ等感染症等の発生時に必要となる様々な種類の医薬品及び検査キット（薬事承認を受けたものに限り。）を取り扱うべきであること。なお、取り扱う要指導医薬品等の選択に当たっては、健康増進支援薬局の届出要件とされている48薬効群を参考にすること。
- 2 連携強化加算の施設基準に関する留意点
- 1の（3）について、厚生局の届出のウェブサイトに掲載される一覧に当該ウェブサイトへのリンクを掲載したのみでは、行政機関又は薬剤師会等が情報提供していることには該当しない。
- 3 届出に関する事項
- 連携強化加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式87の3の4を用いること。

第93 バイオ後続品調剤体制加算

1 バイオ後続品調剤体制加算に関する施設基準

- (1) 当該保険薬局において調剤したバイオ医薬品（バイオ後続品のあるものに限り。以下本項において同じ。）の規格単位数量及び当該バイオ後続品の規格単位数量を合算した数量に占める当該バイオ後続品の規格単位数量の割合が80%以上となるバイオ医薬品の成分の数が、当該保険薬局において調剤実績のあるバイオ医薬品の成分数の60%以上であることが望ましい。

- (2) バイオ後続品の調剤を積極的に行っている旨を当該保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示すること。
- 2 バイオ後続品調剤体制加算の施設基準に関する留意点
- バイオ後続品調剤体制加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式87の3の7を用いること。

第94 調剤基本料の注8に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局

- 1 以下のいずれかに該当する保険薬局は調剤基本料を5点減算する。ただし、処方箋受付回数が1月に600回以下の保険薬局を除くものとする。
- (1) 当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が50%以下であること。ただし、当該保険薬局における処方箋受付状況を踏まえ、やむを得ないものを除く。
- (2) 当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合について、毎年8月1日現在で届出書の記載事項について行う報告等を通じ、直近1年間に地方厚生（支）局長への報告を行っていないこと。
- 2 「当該保険薬局における処方箋受付状況を踏まえ、やむを得ないもの」とは、直近1月間の当該保険薬局における処方箋受付回数のうち、先発医薬品の変更不可の記載がある処方箋の受付回数が50%以上の場合のことをいう。この場合の処方箋受付回数は、「第88の2 調剤基本料2」の「2 調剤基本料2の施設基準に関する留意点」の(1)に定める処方箋受付回数に準じて取り扱う。
- 3 1の(1)の後発医薬品の調剤数量割合に基づく当該減算への該当性については、直近3月間の当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合をもって翌月に判断し、該当する場合は、翌々月から調剤基本料を減算する。
- 4 1の(2)の直近1年間に地方厚生（支）局長に報告を行っていない保険薬局に該当した場合は、当該報告を行った場合には、報告を行った月の翌月より、当該保険薬局に該当しないものとして取り扱う。

第95 在宅薬学総合体制加算

- 1 在宅薬学総合体制加算1に関する施設基準
- (1) 地方厚生（支）局長に対して在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を行っている保険薬局であること。
- (2) 直近1年間に、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行うものに限り、情報通信機器を用いるものを除く。）及び介護予防居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行うものに限り、情報通信機器を用いるものを除く。）についての算定回数の合計が計48回以上であること（在宅協力薬局として連携した場合（同一グループ薬局に対して業務を実施した場合を除く。）及び同等の業務を行った場合を含む。）。なお、「同等の業務」とは、在宅患者

訪問薬剤管理指導料で規定される患者1人当たりの同一月内の算定回数を超えて訪問薬剤管理指導業務を行った場合を含む。

- (3) 緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制が整備されていること。緊急時等に対応できる体制の整備については、在宅協力薬局の保険薬剤師と連携して対応する方法を講じている場合も含むものである。
- (4) 地域の行政機関、保険医療機関、訪問看護ステーション及び福祉関係者等に対して、急変時等の開局時間外における在宅業務に対応できる体制（医療用麻薬の対応等の在宅業務に係る内容を含む。）に係る周知を自局及び同一グループで十分に行っていること。また、同様の情報の周知は地域の行政機関又は薬剤師会等を通じて十分に行っていること。併せて、保険薬局が実施可能な在宅業務に係る内容についても周知を行うことが望ましい。
- (5) 当該保険薬局において、在宅業務の質の向上のため、研修実施計画を作成し、当該計画に基づき当該保険薬局で在宅業務に関わる保険薬剤師に対して在宅業務に関する研修を実施するとともに、定期的に在宅業務に関する外部の学術研修（地域薬剤師会等が行うものを含む。）を受けさせていること。なお、当該学術研修には、認知症、緩和医療、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえた意思決定支援等に関する事項が含まれていることが望ましい。併せて、当該保険薬局の保険薬剤師に対して、薬学等に関する団体・大学等による研修認定の取得、医学薬学等に関する学会への定期的な参加・発表、学術論文の投稿等を行わせていることが望ましい。
- (6) 医療材料及び衛生材料を供給できる体制を有していること。
また、患者に在宅患者訪問薬剤管理指導を行っている保険薬局に対し保険医療機関から衛生材料の提供を指示された場合は、原則として衛生材料を当該患者に供給すること。なお、当該衛生材料の費用は、当該保険医療機関に請求することとし、その価格は保険薬局の購入価格を踏まえ、保険医療機関と保険薬局との相互の合議に委ねるものとする。
- (7) 麻薬及び向精神薬取締法第3条の規定による麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことができること。
- (8) 地方厚生（支）局長に対して、施設基準に適合するものとして、あらかじめ服薬管理指導料の「注1」に規定する服薬管理指導を行う旨の届出を行っていること。

2 在宅薬学総合体制加算2に関する施設基準

- (1) 1の基準を満たすこと。
- (2) 次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 直近1年間における在宅患者訪問薬剤管理指導料の1、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、単一建物居住者が1人の場合の居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行うものに限り、情報通信機器を用いるものを除く。）及び介護予防居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行うものに限り、情報通信機器を用いるものを除く。）についての算定回数（在宅協力薬局として連携した場合（同一グループ薬局に対して業務を実施した場合を除く。）及び同等の業務を行った場合を含む。）の合計が計240回以上であり、かつ、直近1年間における在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費についての算定回数（ただし、いずれも情報通信機器を用いた場合の算定回数を除く。）の合計に占める割合が2割を超えること。

イ 直近 1 年間における在宅患者訪問薬剤管理指導料の 1、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、単一建物居住者が 1 人の場合の居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行うものに限り、情報通信機器を用いるものを除く。）及び介護予防居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行うものに限り、情報通信機器を用いるものを除く。）についての算定回数（在宅協力薬局として連携した場合（同一グループ薬局に対して業務を実施した場合を除く。）及び同等の業務を行った場合を含む。）の合計が計 480 回以上であり、かつ直近 1 年間における在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費についての算定回数（ただし、いずれも情報通信機器を用いた場合の算定回数を除く。）の合計に占める割合が 1 割を超えること。

（3） 次のアからウまでのいずれかを満たす保険薬局であること。

ア 直近 1 年間における麻薬管理指導加算（在宅患者訪問薬剤管理指導料の注 3 に規定する加算、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の注 2 に規定する加算及び在宅患者緊急時等共同指導料の注 2 に規定する加算）、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算（在宅患者訪問薬剤管理指導料の注 4 に規定する加算、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の注 3 に規定する加算及び在宅患者緊急時等共同指導料の注 3 に規定する加算）、居宅療養管理指導費（薬剤師が行う場合）の注 3 及び注 7 に規定する加算並びに介護予防居宅療養管理指導費（薬剤師が行う場合）の注 3 及び注 7 に規定する加算の算定回数の合計が 10 回以上であること。

イ 直近 1 年間における薬剤調製料の注 2 に規定する無菌製剤処理加算の算定回数が 1 回以上であること。

ウ 直近 1 年間における乳幼児加算（在宅患者訪問薬剤管理指導料の注 5 に規定する加算、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の注 4 に規定する加算又は在宅患者緊急時等共同指導料の注 4 に規定する加算）及び小児特定加算（在宅患者訪問薬剤管理指導料の注 6 に規定する加算、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の注 5 に規定する加算又は在宅患者緊急時等共同指導料の注 5 に規定する加算）の算定回数の合計が 6 回以上であること。

（4） 常勤換算で 3 名以上の保険薬剤師が勤務していること。また、原則として開局時間中は 2 名以上の薬剤師が保険薬局に常駐し、常態として調剤応需及び在宅患者の急変等に対応可能な体制をとっていること。なお、この場合においては、当該保険薬局における常勤薬剤師の所定労働時間（32 時間未満の場合は、32 時間）の勤務をもって常勤 1 名として換算する。

（5） 医薬品医療機器等法第 39 条第 1 項の規定による高度管理医療機器の販売業の許可を受けていること。

3 在宅薬学総合体制加算の施設基準に関する留意点

施設基準に適合するとの届出をした後は、1 の（2）、2 の（2）イ及び（3）については、前年 5 月 1 日から当年 4 月末日までの実績により判定し、当年 6 月 1 日から翌年の 5 月末日まで所定点数を算定できるものとする。

4 届出に関する事項

在宅薬学総合体制加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 87 の 3 の 5 を用いること。

第 95 の 2 電子的調剤情報連携体制整備加算

1 電子的調剤情報連携体制整備加算に関する施設基準

- (1) 電子情報処理組織を使用した調剤報酬請求を行っていること。
- (2) 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと。
- (3) オンライン資格確認等システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用できる体制を有していること。
- (4) 電子処方箋を受け付け、当該電子処方箋により調剤する体制を有するとともに、紙の処方箋を受け付け、調剤した場合を含めて、原則として、全てにつき調剤結果を速やかに電子処方箋管理サービスに登録すること。また、調剤に際しては、電子処方箋管理サービスの重複投薬等チェック機能を用いて、患者の服用する薬剤における有効成分の重複その他薬物療法上の薬学的知見の観点から不適切な組合せが生じていないかの有無を確認することができる体制を整備すること。
- (5) 電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理体制を有していること。ただし、紙媒体で受け付けた処方箋、情報提供文書等を紙媒体のまま保管することは差し支えない。なお、保険薬局における医療 D X による情報活用等の観点から、オンライン資格確認、薬剤服用歴等の管理、レセプト請求業務等を担う当該保険薬局内の医療情報システム間で情報の連携が取られていることが望ましい。
- (6) 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有していること。
- (7) 電子的調剤情報連携体制整備加算を算定する月の 3 月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率(同月におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合であって、社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう。以下同じ。)が、30%以上であること。
- (8) (7)について、電子的調剤情報連携体制整備加算を算定する月の 3 月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。
- (9) 医療 D X 推進の体制に関する事項及び質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、及び活用して調剤を行うことについて、当該保険薬局の見やすい場所に掲示していること。具体的には次に掲げる事項を掲示していること。
 - (イ) オンライン資格確認等システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得及び閲覧し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を活用している保険薬局であること。
 - (ロ) マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療 D X を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険薬局であること。
 - (ハ) 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療 D X に係る取組を実施している保険薬局であること。
- (10) (9) の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。ただし、ホームページ等を有しない保険薬局については、この限りではない。

- (11) 最新の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参照し、また、「「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～薬局・事業者向け～」等について」（令和5年10月13日付け医政参発1013第2号・医薬総発1013第1号医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官・医薬局総務課長通知）の別添1、別添2及び別添4を活用するなどして、サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ全般について適切な対応を行う体制を有していること。
- (12) マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること。

2 届出に関する事項

- (1) 電子的調剤情報連携体制整備加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式87の3の6を用いること。
- (2) 1の(6)については、当面の間に、当該基準を満たしているものとみなす。ただし、保険薬局は、国等が全国で電子カルテ情報共有サービスの運用を開始した場合には、速やかに導入するように努めること。
- (3) 電子的調剤情報連携体制整備加算の施設基準のうち、1の(7)及び(12)については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長への届出を行う必要はないこと。

第95の3 門前薬局等立地依存減算

1 門前薬局等立地依存減算に関する施設基準

次のいずれかに該当する保険薬局であること。

- (1) 次のアからウまでのいずれにも該当する保険薬局であること。

ア 都市部に所在し、かつ水平距離500メートル以内に他の保険薬局があること。（都市部は、「第88の2 調剤基本料2」の2の(7)と同様である。）

イ 処方箋集中率が85%を超えること。

ウ 次のいずれかに該当すること。

(イ) 保険医療機関（許可病床数が200床以上の病院に限る。）の敷地境界線からの水平距離が100メートル以内の区域内に所在し、当該区域内及び当該保険医療機関の敷地内に、他の保険薬局が2以上所在すること。

(ロ) 当該保険薬局の敷地境界線からの水平距離が50メートル以内の区域内に、他の保険薬局が2以上所在すること。

(ハ) 当該保険薬局の敷地境界線からの水平距離が50メートル以内の区域内に所在する他の保険薬局が、②に該当すること。

- (2) 次のア及びイに該当する保険薬局であること。

ア 処方箋集中率が85%を超えること。

イ 保険医療機関が所在する建物又は敷地と同一の建物内又は敷地内に所在すること。

2 門前薬局等立地依存減算の施設基準に関する留意点

- (1) 令和8年5月31日において現に保険指定を受けている保険薬局については、当面の間、門前薬局等立地依存減算に該当しないものとする。

- (2) 開設者の変更（親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等）又は薬局の改築等の理由により医薬品医療機器等法上の薬局の開設許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合は、当面の間、門前薬局等立地依存減算に該当しないものとする。
- (3) 1の(1)のウについて、それぞれが示す区域内に他の保険薬局が所在するとは、当該区域内に他の薬局の敷地境界線の一部が含まれていることを指す。
- (4) 1の(2)のイについて、保険医療機関が所在する敷地と同一の敷地内に所在する場合とは、原則として、次のいずれかに該当する場合を指す。
- ア 不動産登記法上、同一の地番又は一団の土地として取り扱われている土地の上に、保険医療機関と当該保険薬局が所在する場合
- イ 保険医療機関と当該保険薬局が、共用の通路、エントランス、駐車場、案内表示その他の共用部分を有し、外形上、医療モール等として一体的に利用されていると認められる場合
- (5) 次のいずれにも該当する場合には、(4)の記載にかかわらず、保険医療機関が所在する敷地と同一の敷地内に所在する場合として取り扱わない。
- ア 保険医療機関と当該保険薬局が、公道その他これに準ずる公共の用に供される通路を挟んで所在すること
- イ 保険医療機関と当該保険薬局が共用部分を有さず、建築物の構造及び利用形態から一体性が認められないこと
- ウ 保険医療機関と当該保険薬局が、不動産登記法上、異なる地番として取り扱われている土地の上にそれぞれ所在すること
- (6) 特別調剤基本料Aを算定する保険薬局には適用しないこと。

3 届出に関する事項

保険薬局の門前薬局等立地依存減算の施設基準に係る届出は、別添2の様式84（調剤基本料）を用いること。

第96 無菌製剤処理加算

1 無菌製剤処理加算に関する施設基準

- (1) 2名以上の保険薬剤師（うち1名以上が常勤の保険薬剤師）がいること。
- (2) 無菌製剤処理を行うための無菌室、クリーンベンチ又は安全キャビネットを備えていること。ただし、医薬品医療機器等法施行規則第11条の8第1項のただし書の規定に基づき無菌調剤室（薬局に設置された高度な無菌製剤処理を行うことができる作業室をいう。）を共同利用する場合は、この限りでない。

2 届出に関する事項

保険薬局の無菌製剤処理加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式88を用いること。

第97 調剤管理料の注3及び注4に規定する保険薬局（手帳の活用実績が少ない保険薬局）

- 1 「適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局」とは、3月以内に再度処方箋を持参した患者への服薬管理指導料の算定回数のうち、手帳を提示した患者への服薬管理指導

料の算定回数の割合が50%以下である保険薬局であること。この場合において、小数点以下は四捨五入すること。

- 2 手帳の活用実績は、「第88の2 調剤基本料2」の「2 調剤基本料2の施設基準に関する留意点」の(1)に定める処方箋受付回数の取扱いと同様に、前年5月1日から当年4月30日までの服薬管理指導料の実績をもって該当性を判断し、当年6月1日から翌年5月31日まで適用する。その他、新規に保険薬局に指定された薬局、開設者の変更等の取扱いについても、「第88の2 調剤基本料2」の「2 調剤基本料2の施設基準に関する留意点」の(1)に定める処方箋受付回数の取扱いと同様とする。
- 3 1及び2により、「適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局」に該当した場合であっても、直近3月間における1の割合が50%を上回った場合には、2にかかわらず、当該割合を満たした翌月より「適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局」に該当しないものとする。

第97の2 服薬管理指導料の注1に規定する保険薬局

- 1 かかりつけ薬剤師として必要な指導等を行う保険薬剤師は、次の要件を全て満たすこと。
 - (1) 以下に掲げる勤務経験等を有していること。
 - ア 施設基準の届出時点において、保険薬剤師として3年以上の保険薬局勤務経験がある。
なお、保険医療機関の薬剤師としての勤務経験を1年以上有する場合、1年を上限として保険薬剤師としての勤務経験の期間に含めることができる。
 - イ 当該保険薬局に週31時間以上(31時間以上勤務する他の保険薬剤師を届け出た保険薬局において、保険薬剤師について育児・介護休業法第23条第1項若しくは第3項又は第24条の規定による措置が講じられ、当該保険薬剤師(労働者に限る。)の所定労働時間が短縮された場合にあつては週24時間以上かつ週4日以上)勤務している。
 - ウ 施設基準の届出時点において、当該保険薬局に継続して6か月以上在籍している。なお、産前産後休業、育児休業又は介護休業から復職する場合(復職後に勤務する保険薬局が休業前と同一の保険薬局である場合に限る。)は、休業前の在籍期間を合算することができる。
 - (2) 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得していること。
 - (3) 医療に係る地域活動の取組に参画していること。
- 2 施設基準の届出時点において、以下のいずれの要件も満たしていること。
 - (1) 1の要件を全て満たす保険薬剤師(派遣労働者であるものを含み、退職中のものを除く。)を配置していること。
 - (2) 以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 当該保険薬局に勤務する常勤の保険薬剤師(派遣労働者である者を含み、産前産後休業中、育児休業中又は介護休業中の者を除く。)について、当該保険薬局に継続的に在籍している期間(産前産後休業、育児休業又は介護休業から復職した保険薬剤師の休業前の在籍期間を含む。)が平均して1年以上であること。
 - イ 当該保険薬局の管理薬剤師が、当該保険薬局に継続して3年以上在籍していること。

- (3) 薬学的管理等の内容が他の患者に漏れ聞こえる場合があることを踏まえ、患者との会話のやりとりが他の患者に聞こえないようパーテーション等で区切られた独立したカウンターを有するなど、患者のプライバシーに配慮していること。

3 届出に関する事項

- (1) 保険薬局の服薬管理指導料の注1の施設基準に係る届出は、別添2の様式90を用いること。
- (2) 令和8年5月31日において、現にかかりつけ薬剤師指導料に係る届出を行っていた保険薬局については、令和8年11月31日までの間に限り、2の(2)に掲げる要件を満たすものとみなす。

第98 特定薬剤管理指導加算2

1 特定薬剤管理指導加算2に関する施設基準

- (1) 施設基準の届出時点において、保険薬剤師としての勤務経験を5年以上有する薬剤師が勤務していること。なお、保険医療機関の薬剤師としての勤務経験を1年以上有する場合、1年を上限として保険薬剤師としての勤務経験の期間に含めることができる。
- (2) 薬学的管理等の内容が他の患者に漏れ聞こえる場合があることを踏まえ、患者との会話のやりとりが他の患者に聞こえないようパーテーション等で区切られた独立したカウンターを有するなど、患者のプライバシーに配慮していること。
- (3) 麻薬及び向精神薬取締法第3条の規定による麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことができる体制が整備されていること。
- (4) 保険医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会に当該保険薬局に勤務する常勤の保険薬剤師が年1回以上参加していること。

2 届出に関する事項

特定薬剤管理指導加算2の施設基準に係る届出は、別添2の様式92を用いること。

第99 服薬管理指導料の注17に規定する保険薬局（手帳の活用実績が少ない保険薬局）

- 1 「適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局」とは、3月以内に再度処方箋を持参した患者への服薬管理指導料の算定回数のうち、手帳を提示した患者への服薬管理指導料の算定回数の割合が50%以下である保険薬局であること。この場合において、小数点以下は四捨五入すること。
- 2 手帳の活用実績は、「第88の2 調剤基本料2」の「2 調剤基本料2の施設基準に関する留意点」の(1)に定める処方箋受付回数の取扱いと同様に、前年5月1日から当年4月30日までの服薬管理指導料の実績をもって該当性を判断し、当年6月1日から翌年5月31日まで適用する。その他、新規に保険薬局に指定された薬局、開設者の変更等の取扱いについても、「第88の2 調剤基本料2」の「2 調剤基本料2の施設基準に関する留意点」の(1)に定める処方箋受付回数の取扱いと同様とする。
- 3 1及び2により、「適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局」に該当した場合であっても、直近3月間における1の割合が50%を上回った場合には、2にかかわらず、当該割合を満たした翌月より「適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局」に該当しないものとする。

第 100 削除

第 101 削除

第 102 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算

1 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算に関する施設基準

麻薬及び向精神薬取締法第 3 条の規定による麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことができること。

2 届出に関する事項

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 89 を用いること。

第 103 在宅中心静脈栄養法加算

1 在宅中心静脈栄養法加算に関する施設基準

(1) 医薬品医療機器等法第 39 条第 1 項の規定による高度管理医療機器の販売業の許可を受けている又は同法第 39 条の 3 第 1 項の規定による管理医療機器の販売業の届出を行っていること。

2 届出に関する事項

在宅中心静脈栄養法加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 89 を用いること。

第 104 看護職員処遇改善評価料

1 看護職員処遇改善評価料の施設基準

(1) 以下のいずれかに該当すること。

ア 次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当すること。

(イ) 「A 2 0 5」救急医療管理加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(ロ) 救急用の自動車(消防法(昭和 23 年法律第 186 号)及び消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)に規定する市町村又は都道府県の救急業務を行うための救急隊の救急自動車並びに道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)及び道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)に規定する緊急自動車(傷病者の緊急搬送に用いるものに限る。))をいう。)又は救急医療用ヘリコプター(救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成 19 年法律第 103 号)第 2 条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。)による搬送件数(以下「救急搬送実績」という。))が、年間で 200 件以上であること。

イ 「救急医療対策事業実施要綱」(昭和 52 年 7 月 6 日医発第 692 号)に定める第 3 「救命救急センター」、第 4 「高度救命救急センター」又は第 5 「小児救命救急センター」を設置している保険医療機関であること。

(2) 救急搬送実績については、以下の取扱いとする。

- (2) 当該保険医療機関は、当該支援料の趣旨を踏まえ、製作等を委託する歯科技工所が当該支援料による賃金改善の意向を有する場合に、当該歯科技工所と連携の上で届出を行うとともに、当該支援料を全て歯科技工所への委託費の増額に充てること。

2 届出に関する事項

- (1) 歯科技工所ベースアップ支援料の施設基準に係る届出は、別添2の様式101を用いること。
- (2) 毎年8月において、前年度における賃金改善の取組状況を評価するため「実績報告書」を別添2の様式101の別添1により地方厚生(支)局長に届け出ること。
- (3) 保険医療機関は、歯科技工所ベースアップ支援料の算定に係る書類(「実績報告書」等)を、当該支援料を算定する年度の終了後3年間保管すること。

第109 調剤ベースアップ評価料

1 調剤ベースアップ評価料の施設基準

- (1) 調剤基本料に係る届出を実施している保険薬局であること。
- (2) 当該保険薬局に勤務する職員(事業主、使用者、開設者、管理者、40歳以上の薬剤師及び業務委託により勤務する者を除く。以下、この区分において「対象職員」という。)がいること。ただし、他の保険薬局又は事業所を主たる勤務先とし、当該保険薬局における調剤業務等に直接従事していない管理的業務に専従する者(本部職員、エリアマネージャー等)は、対象職員に含めない。
- (3) 当該評価料により得られる収入は、対象職員の基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下、「基本給等」という。)の引上げ(以下、「ベア等」という。)及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む。)等の増加分に用いること。なお、恒常的に夜間を含む交替制勤務をとっている保険薬局の職員に支払われる夜勤手当については、決まって毎月支払われる手当に準じて基本給等を含めて差し支えない。

ただし、ベア等を実施した保険薬局において、処方箋受付回数の変動等により当該評価料による収入がベア等に用いた額を上回り、追加でベア等を行うことが困難な場合に限り、賞与等の手当など、ベア等以外の方法による賃金改善を行うことが認められる。いずれの場合においても、賃金の改善の対象とする項目を特定して行うこと。なお、当該評価料によって賃金の改善を実施する項目以外の賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させてはならない。

また、賃金改善の実績については、当該保険薬局における「原則として、令和8年3月時点の給与体系を、当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の基本給等総額」と、「当該評価料を算定した年度に勤務している職員の基本給等総額」との差分により判断すること。

ただし、「原則として、令和8年3月時点の給与体系を、当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の基本給等総額」、「当該評価料を算定した年度に勤務している職員の基本給等総額」及び賃金改善の実績には、「令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」によって交付される補助金による部分は含めないものとする

また、6月から翌年5月の1年間に算定した当該評価料による収入を、当該年の4月から翌年3月の給与改善に充当することは差し支えない。

- (4) 当該保険薬局は、当該評価料の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。
- (5) 当該保険薬局は、対象職員に対して、賃金改善を実施する方法等について周知するとともに、就業規則等の内容についても周知すること。また、対象職員から当該評価料に係る賃金改善に関する照会を受けた場合には、当該対象者についての賃金改善の内容について、書面を用いて説明すること等により分かりやすく回答すること。
- (6) 店舗販売業を併設している保険薬局においては、当該評価料により得られる収入を保険調剤に従事する職員の賃上げにのみ用いることとし、店舗販売業に従事する職員の賃上げには用いないこと。(3)の賃金の改善の判断にあたり、保険調剤に従事する職員と店舗販売業に従事する職員を明瞭に分けることができない場合には、店舗販売業を併設している保険薬局に勤務する全ての職員の数に当該保険薬局における全ての収入に対する保険調剤による収入の割合を乗じて得た職員の数を用いること。

なお、保険調剤による収入には、診療報酬（保険外併用療養費を除く。）、介護保険、国、地方公共団体、保険者等が交付する補助金等に係るものを含めることとし、労災保険に係るものを除く。

2 届出に関する事項

- (1) 調剤ベースアップ評価料の施設基準に係る届出は、別添2の様式103を用いること。
- (2) 毎年8月において、前年度における賃金改善の取組状況を評価するため、「賃金改善実績報告書」を別添2の様式104の別添1又は2により作成し、地方厚生(支)局長に報告すること。また、毎年8月において、算定を行っている年度における賃金改善の取組状況を当該保険薬局において適切に把握するため、「賃金改善中間報告書」を別添2の様式104の別添1又は2により作成し、地方厚生(支)局長に報告すること。
- (3) 事業の継続を図るため、対象職員の賃金水準(調剤ベースアップ評価料による賃金改善分を除く。)を引き下げた上で、賃金改善を行う場合には、当該保険薬局の収支状況、賃金水準の引下げの内容等について記載した「特別事情届出書」を、別添2の様式94により作成し、届け出ること。なお、年度を超えて対象職員の賃金を引き下げることとなった場合は、次年度に(2)の「賃金改善中間報告書」を提出する際に、「特別事情届出書」を再度届け出る必要があること。
- (4) 保険薬局は、調剤ベースアップ評価料の算定に係る書類(「賃金改善実績報告書」等の記載内容の根拠となる資料等)を、当該評価料を算定する年度の終了後3年間保管すること。
- (5) 法人内又はグループ内の同一の給与体系に基づく複数の保険薬局において、保険薬局の「月額賃金総額」及び「対象職員数」を通算して届出を行う場合には、別添2の様式104の別添1の代わりに、別添2の様式104の別添2を用いることとする。

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード		届 出 番 号	

連絡先 担当者氏名： 電 話 番 号：	

(届出事項)
[] の施設基準に係る届出
☐ 当該届出を行う前 6 か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。 ☐ 当該届出を行う前 6 か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 ☐ 当該届出を行う前 6 か月間において、健康保険法第78条第 1 項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第 1 項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 ☐ 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。 標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。 令和 年 月 日 保険医療機関・保険薬局の所在地 及び名称 開設者名 殿

備考 1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。
2 ☐ には、適合する場合「✓」を記入すること。
3 届出書は、1 通提出のこと。

(参考)

※ 本様式は保険医療機関が届出に当たり確認に用いるための参考様式であって、届出書に添付する必要はない。

1 「区分」欄ごとに、「今回届出」欄、「既届出」欄又は「算定しない」欄のいずれかにチェックする。

2 「今回届出」欄にチェックをした場合は、「様式」欄に示す様式を添付する。

3 「既届出」欄にチェックをした場合は、届出年月を記載する。

4 届出保険医療機関において「区分」欄に掲げる診療報酬を算定しない場合は、「算定しない」欄をチェックする。

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2（又は別添2の2））
1の1の2	遠隔電子処方箋活用加算	☐	☐ 年 月	☐	1の4
1の2	ウイルス疾患指導料	☐	☐ 年 月	☐	1,4
1の6	外来栄養食事指導料（注2）	☐	☐ 年 月	☐	1の2
1の6	外来栄養食事指導料（注3）	☐	☐ 年 月	☐	1の2
1の7	遠隔モニタリング加算（ペースメーカー指導管理料）	☐	☐ 年 月	☐	1の3
3	喘息治療管理料	☐	☐ 年 月	☐	3
4	糖尿病合併症管理料	☐	☐ 年 月	☐	別添2の2
4の2	がん性疼痛緩和指導管理料	☐	☐ 年 月	☐	別添2の2,5
4の3	がん患者指導管理料	☐	☐ 年 月	☐	5の3
4の4	外来緩和ケア管理料	☐	☐ 年 月	☐	5の4
4の5	移植後患者指導管理料	☐	☐ 年 月	☐	5の5
4の6	糖尿病透析予防指導管理料	☐	☐ 年 月	☐	5の6,5の8
4の7	小児運動器疾患指導管理料	☐	☐ 年 月	☐	5の8の2
4の8	乳腺炎重症化予防ケア・指導料1	☐	☐ 年 月	☐	別添2の2
4の8	乳腺炎重症化予防ケア・指導料2	☐	☐ 年 月	☐	別添2の2
4の9	婦人科特定疾患治療管理料	☐	☐ 年 月	☐	5の10
4の10	腎代替療法指導管理料	☐	☐ 年 月	☐	2の2
4の11	一般不妊治療管理料	☐	☐ 年 月	☐	5の11
4の12	生殖補助医療管理料1	☐	☐ 年 月	☐	5の12
4の12	生殖補助医療管理料2	☐	☐ 年 月	☐	5の12
4の13	二次性骨折予防継続管理料1	☐	☐ 年 月	☐	5の13
4の13	二次性骨折予防継続管理料2	☐	☐ 年 月	☐	5の13
4の13	二次性骨折予防継続管理料3	☐	☐ 年 月	☐	5の13
4の15	下肢創傷処置管理料	☐	☐ 年 月	☐	5の14
4の16	慢性腎臓病透析予防指導管理料	☐	☐ 年 月	☐	13の9
6	地域連携小児夜間・休日診療料1	☐	☐ 年 月	☐	7
6	地域連携小児夜間・休日診療料2	☐	☐ 年 月	☐	7
6、6の3、6の5	院内トリアージ実施体制加算	☐	☐ 年 月	☐	7の1の2
6の3	地域連携夜間・休日診療料	☐	☐ 年 月	☐	7の2
6の5	救急外来医学管理料	☐	☐ 年 月	☐	7の3
6の5	救急時医療情報取得加算	☐	☐ 年 月	☐	1の4
6の7	外来放射線照射診療料	☐	☐ 年 月	☐	7の6
6の8	外来データ提出加算	☐	☐ 年 月	☐	7の10,7の11,7の12
6の8の3	小児かかりつけ診療料1	☐	☐ 年 月	☐	7の8
6の8の3	小児かかりつけ診療料2	☐	☐ 年 月	☐	7の8
6の8の4	外来腫瘍化学療法診療料1	☐	☐ 年 月	☐	39

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2（又は別添2の2））
6の8の4	外来腫瘍化学療法診療料2	☐	☐ 年 月	☐	39
6の8の4	外来腫瘍化学療法診療料3	☐	☐ 年 月	☐	39
6の8の4	連携充実加算（外来腫瘍化学療法診療料）	☐	☐ 年 月	☐	39の2
6の8の4	がん薬物療法体制充実加算（外来腫瘍化学療法診療料）	☐	☐ 年 月	☐	39の3
6の9	充実管理加算	☐	☐ 年 月	☐	7の10, 7の11, 7の12
7	ニコチン依存症管理料	☐	☐ 年 月	☐	4, 8
7の2	相談支援加算（療養・就労両立支援指導料）	☐	☐ 年 月	☐	8の3
7の3	心不全再入院予防継続管理料	☐	☐ 年 月	☐	8の5
7の4	遺伝性疾患療養指導管理料の注1から注3までに規定する施設基準	☐	☐ 年 月	☐	23
7の4	遺伝性疾患療養指導管理料の注5に規定する施設基準	☐	☐ 年 月	☐	23の4
8	開放型病院共同指導料	☐	☐ 年 月	☐	9, 10
9	在宅療養支援診療所	☐	☐ 年 月	☐	11, 11の3, 11の5
11	ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅰ）	☐	☐ 年 月	☐	13
11の2	がん治療連携計画策定料	☐	☐ 年 月	☐	13の2, 13の3
11の2	がん治療連携指導料	☐	☐ 年 月	☐	13の2
11の3の3	外来排尿自立指導料	☐	☐ 年 月	☐	13の4
11の3の4	ハイリスク妊産婦連携指導料1	☐	☐ 年 月	☐	別添2の2
11の3の4	ハイリスク妊産婦連携指導料2	☐	☐ 年 月	☐	別添2の2
11の5	肝炎インターフェロン治療計画料	☐	☐ 年 月	☐	13の6
11の7	こころの連携指導料（Ⅰ）	☐	☐ 年 月	☐	13の7
11の8	こころの連携指導料（Ⅱ）	☐	☐ 年 月	☐	13の8
11の9	プログラム医療機器等指導管理料	☐	☐ 年 月	☐	8の4
12	薬剤管理指導料	☐	☐ 年 月	☐	4
12の1の2	地域連携診療計画加算	☐	☐ 年 月	☐	12, 12の2
12の1の2	検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料	☐	☐ 年 月	☐	14の2
12の2	医療機器安全管理料1	☐	☐ 年 月	☐	15
12の2	医療機器安全管理料2	☐	☐ 年 月	☐	15
12の2	医療機器安全管理料（歯科）	☐	☐ 年 月	☐	15
12の3	精神科退院時共同指導料	☐	☐ 年 月	☐	16
13	歯科治療時医療管理料	☐	☐ 年 月	☐	17
13の2	小児口腔機能管理料の注5に規定する口腔管理体制強化加算	☐	☐ 年 月	☐	17の2
13の3	歯科疾患管理料の注12に規定する特別管理加算	☐	☐ 年 月	☐	17の3
13の4	口腔機能実地指導料	☐	☐ 年 月	☐	17の4
14	在宅療養支援歯科診療所1	☐	☐ 年 月	☐	18
14	在宅療養支援歯科診療所2	☐	☐ 年 月	☐	18
14の1の2	在宅療養支援歯科病院	☐	☐ 年 月	☐	18
14の2	在宅療養支援病院	☐	☐ 年 月	☐	11の2, 11の3, 11の5
14の3	在宅患者歯科治療時医療管理料	☐	☐ 年 月	☐	17
14の4の2	介護保険施設等連携往診加算	☐	☐ 年 月	☐	18の3
14の5	在宅医療DX情報活用加算	☐	☐ 年 月	☐	11の6
15	在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料	☐	☐ 年 月	☐	19, 19の2

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添２（又は別添２の２））
15の3	在宅データ提出加算（在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料）	□	□ 年 月	□	7の10, 7の11, 7の12
15の4	在宅医療情報連携加算（在宅歯科医療情報連携加算）	□	□ 年 月	□	19の3
16	在宅がん医療総合診療料	□	□ 年 月	□	20
16の1の2	在宅データ提出加算（在宅がん医療総合診療料）	□	□ 年 月	□	7の10, 7の11, 7の12
16の1の4	重症患者搬送加算	□	□ 年 月	□	20の1の2
16の1の5	救急患者連携搬送料	□	□ 年 月	□	20の1の3
16の2	在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注２	□	□ 年 月	□	20の2の2
16の2	訪問看護・指導体制充実加算	□	□ 年 月	□	20の3
16の2	専門管理加算	□	□ 年 月	□	20の3の3
16の2	訪問看護医療ＤＸ情報活用加算	□	□ 年 月	□	20の3の4
16の2	遠隔死亡診断補助加算	□	□ 年 月	□	20の3の5
16の2	訪問看護医療情報連携加算	□	□ 年 月	□	20の3の6
16の2の2	訪問看護遠隔診療補助料	□	□ 年 月	□	20の3の7
16の3	在宅療養後方支援病院	□	□ 年 月	□	20の4, 20の5
16の4	在宅患者訪問褥瘡管理指導料	□	□ 年 月	□	20の7
16の4の3	在宅自己腹膜灌流指導管理料２	□	□ 年 月	□	20の1の4
16の5	在宅血液透析指導管理料	□	□ 年 月	□	20の2
16の6	遠隔モニタリング加算（在宅酸素療法指導管理料）	□	□ 年 月	□	20の3の2
16の7	遠隔モニタリング加算（在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料）	□	□ 年 月	□	別添２の２
16の7	持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算	□	□ 年 月	□	20の12
16の8	在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料	□	□ 年 月	□	20の9
16の9	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料	□	□ 年 月	□	20の10, 52
16の10	在宅経肛門的自己洗腸指導管理料	□	□ 年 月	□	20の11
16の11	持続血糖測定器加算	□	□ 年 月	□	24の5
17	歯科訪問診療料に係る地域医療連携体制加算	□	□ 年 月	□	21
17の1の2	歯科訪問診療料の注16に規定する基準	□	□ 年 月	□	21の3の2
18の1の2	遺伝学的検査の注１に規定する施設基準	□	□ 年 月	□	23
18の1の2	遺伝学的検査の注２に規定する施設基準	□	□ 年 月	□	23
18の1の3	染色体検査の注２に規定する施設基準	□	□ 年 月	□	23の1の2, 52
18の1の4	骨髓微小残存病変量測定	□	□ 年 月	□	23の2
18の1の5	BRCA１／２遺伝子検査	□	□ 年 月	□	23の3
18の1の6	がんゲノムプロファイリング検査	□	□ 年 月	□	23の4
18の1の7	角膜ジストロフィー遺伝子検査	□	□ 年 月	□	23の5
18の1の11	先天性代謝異常症検査	□	□ 年 月	□	23の6
18の1の13	抗アデノ随伴ウイルス９型（AAV9）抗体	□	□ 年 月	□	23の7
18の1の14	抗アデノ随伴ウイルス血清型rh74（AAVrh74）抗体	□	□ 年 月	□	23の7
18の1の15	抗HLA抗体（スクリーニング検査）及び抗HLA抗体（抗体特異性同定検査）	□	□ 年 月	□	5の5
18の2	HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）	□	□ 年 月	□	22の2
18の2の2	ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出	□	□ 年 月	□	22の3
18の2の3	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出	□	□ 年 月	□	22の3
18の2の5	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）	□	□ 年 月	□	22の3

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2 （又は別添2の2））
19	検体検査管理加算（Ⅰ）	☐	☐ 年 月	☐	22
19の2	検体検査管理加算（Ⅱ）	☐	☐ 年 月	☐	22
20	検体検査管理加算（Ⅲ）	☐	☐ 年 月	☐	22
20の2	検体検査管理加算（Ⅳ）	☐	☐ 年 月	☐	22
20の3	国際標準検査管理加算	☐	☐ 年 月	☐	22
22	心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算	☐	☐ 年 月	☐	24
22の3	時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	☐	☐ 年 月	☐	24の6
22の4	胎児心エコー法	☐	☐ 年 月	☐	24の3, 52
22の5	ヘッドアップティルト試験	☐	☐ 年 月	☐	24の7
23	人工臓器検査	☐	☐ 年 月	☐	4, 24の4
23の2	皮下連続式グルコース測定	☐	☐ 年 月	☐	24の5
24	長期継続頭蓋内脳波検査	☐	☐ 年 月	☐	25
24の2	長期脳波ビデオ同時記録検査 1	☐	☐ 年 月	☐	25の2, 52
25	中枢神経磁気刺激による誘発筋電図	☐	☐ 年 月	☐	26
25の2	単維筋電図	☐	☐ 年 月	☐	27の4, 52
25の3	光トポグラフィー	☐	☐ 年 月	☐	26の2, 52
26	脳磁図	☐	☐ 年 月	☐	27
26の1の2	安全精度管理下で行うもの（終夜睡眠ポリグラフィー）	☐	☐ 年 月	☐	27の2の2, 52
26の1の3	脳波検査判断料 1	☐	☐ 年 月	☐	27の2
26の1の4	遠隔脳波診断	☐	☐ 年 月	☐	27の3
26の2	神経学的検査	☐	☐ 年 月	☐	28
27	補聴器適合検査	☐	☐ 年 月	☐	29
27の2	黄斑局所網膜電図及び全視野精密網膜電図	☐	☐ 年 月	☐	29の3
27の3	ロービジョン検査判断料	☐	☐ 年 月	☐	29の2
28	コンタクトレンズ検査料	☐	☐ 年 月	☐	30
29	小児食物アレルギー負荷検査	☐	☐ 年 月	☐	31
29の2	内服・点滴誘発試験	☐	☐ 年 月	☐	31の2
29の3	センチネルリンパ節生検（片側）	☐	☐ 年 月	☐	31の3, 52
29の3の1の2	経頸静脈の肝生検	☐	☐ 年 月	☐	31の3の2, 52
29の3の2	前立腺針生検法（MR I 撮影及び超音波検査融合画像によるもの）	☐	☐ 年 月	☐	31の4, 52
29の4	C T 透視下気管支鏡検査加算	☐	☐ 年 月	☐	38
29の4の2	経気管支凍結生検法	☐	☐ 年 月	☐	38の4
29の4の2の2	壁側胸膜凍結生検法	☐	☐ 年 月	☐	38の4
29の5	有床義歯咀嚼機能検査	☐	☐ 年 月	☐	38の1の2
29の6	精密触覚機能検査	☐	☐ 年 月	☐	38の1の3
29の7	睡眠時歯槽筋電図検査	☐	☐ 年 月	☐	38の1の4
30	画像診断管理加算 1	☐	☐ 年 月	☐	32
30	画像診断管理加算 2	☐	☐ 年 月	☐	32
30	画像診断管理加算 3	☐	☐ 年 月	☐	32
30	画像診断管理加算 4	☐	☐ 年 月	☐	32
31	歯科画像診断管理加算	☐	☐ 年 月	☐	33

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2（又は別添2の2））
32	遠隔画像診断	☐	☐ 年 月	☐	34又は35
33	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影若しくはポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合又はPSMAイメージング剤を用いた場合を除く。）又は乳房用ポジトロン断層撮影	☐	☐ 年 月	☐	36
33	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る。）	☐	☐ 年 月	☐	36
33	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（PSMAイメージング剤を用いた場合に限る。）	☐	☐ 年 月	☐	36
34	CT撮影及びMRI撮影	☐	☐ 年 月	☐	37
35	冠動脈CT撮影加算	☐	☐ 年 月	☐	38
35の2	血流予備量比コンピューター断層撮影解析	☐	☐ 年 月	☐	37の2, 52
35の3	外傷全身CT加算	☐	☐ 年 月	☐	38
36	心臓MRI撮影加算	☐	☐ 年 月	☐	38
36の1の2	乳房MRI撮影加算	☐	☐ 年 月	☐	38
36の1の3	小児鎮静下MRI撮影加算	☐	☐ 年 月	☐	38
36の1の4	頭部MRI撮影加算	☐	☐ 年 月	☐	38
36の1の5	全身MRI撮影加算	☐	☐ 年 月	☐	38
36の1の6	肝エラストグラフィ加算	☐	☐ 年 月	☐	38
36の2	抗悪性腫瘍剤処方管理加算	☐	☐ 年 月	☐	38の2
36の3	地域支援・外来医薬品供給対応体制加算	☐	☐ 年 月	☐	38の3
37	外来化学療法加算1	☐	☐ 年 月	☐	39
37	外来化学療法加算2	☐	☐ 年 月	☐	39
37の2	無菌製剤処理料	☐	☐ 年 月	☐	40, 4
38	心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）	☐	☐ 年 月	☐	41, 44の2
38	リハビリテーションデータ提出加算	☐	☐ 年 月	☐	7の10, 7の11, 7の12
39	心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）	☐	☐ 年 月	☐	41, 44の2
40	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）	☐	☐ 年 月	☐	42, 44の2
40の2	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）	☐	☐ 年 月	☐	42, 44の2
41	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）	☐	☐ 年 月	☐	42, 44の2
42	運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	☐	☐ 年 月	☐	42, 44の2
42の2	運動器リハビリテーション料（Ⅱ）	☐	☐ 年 月	☐	42, 44の2
43	運動器リハビリテーション料（Ⅲ）	☐	☐ 年 月	☐	42, 44の2
44	呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	☐	☐ 年 月	☐	42, 44の2
45	呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）	☐	☐ 年 月	☐	42, 44の2
45の2	摂食嚥下機能回復体制加算（摂食機能療法）	☐	☐ 年 月	☐	43の6, 43の6の2, 44の2
46	難病患者リハビリテーション料	☐	☐ 年 月	☐	43, 44の2
47	障害児（者）リハビリテーション料	☐	☐ 年 月	☐	43, 44の2
47の2	がん患者リハビリテーション料	☐	☐ 年 月	☐	43の2, 44の2
47の3	認知症患者リハビリテーション料	☐	☐ 年 月	☐	43の3, 44の2
47の3の2	リンパ浮腫複合的治療料	☐	☐ 年 月	☐	43の7
47の4	集団コミュニケーション療法料	☐	☐ 年 月	☐	44, 44の2
47の5	歯科口腔リハビリテーション料2	☐	☐ 年 月	☐	44の4

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2（又は別添2の2））
47の6	経頭蓋磁気刺激療法	☐	☐ 年 月	☐	44の8
47の7	児童思春期精神科専門管理加算（通院・在宅精神療法）	☐	☐ 年 月	☐	4, 44の5
47の7	療養生活継続支援加算（通院・在宅精神療法）	☐	☐ 年 月	☐	44の5の2
47の7	心理支援加算	☐	☐ 年 月	☐	44の5の2
47の7	児童思春期支援指導加算	☐	☐ 年 月	☐	44の5の2
47の7	早期診療体制充実加算	☐	☐ 年 月	☐	44の5の3
47の7	情報通信機器を用いた精神療法	☐	☐ 年 月	☐	44の5の3
47の7	通院・在宅精神療法の注13に規定する施設基準	☐	☐ 年 月	☐	44の5の5
47の8	救急患者精神科継続支援料	☐	☐ 年 月	☐	44の6
48	認知療法・認知行動療法	☐	☐ 年 月	☐	44の3
48の1の2	依存症集団療法	☐	☐ 年 月	☐	44の7
48の2	精神科作業療法	☐	☐ 年 月	☐	4, 45
49	精神科ショート・ケア「大規模なもの」	☐	☐ 年 月	☐	4, 46
50	精神科ショート・ケア「小規模なもの」	☐	☐ 年 月	☐	4, 46
51	精神科デイ・ケア「大規模なもの」	☐	☐ 年 月	☐	4, 46
52	精神科デイ・ケア「小規模なもの」	☐	☐ 年 月	☐	4, 46
53	精神科ナイト・ケア	☐	☐ 年 月	☐	4, 46
54	精神科デイ・ナイト・ケア	☐	☐ 年 月	☐	4, 46
54の2	抗精神病特定薬剤治療指導管理料（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。）	☐	☐ 年 月	☐	46の3
55	重度認知症患者デイ・ケア料	☐	☐ 年 月	☐	4, 47
55の2	精神科在宅患者支援管理料 1 又は 2	☐	☐ 年 月	☐	47の2
55の2	精神科在宅患者支援管理料 3	☐	☐ 年 月	☐	別添2の2
56	医療保護入院等診療料	☐	☐ 年 月	☐	48
56の2	処置の休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1	☐	☐ 年 月	☐	48の2, 48の2の2, 48の3, 48の4, 4 (基本別添7) 13の4
56の2の3	静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）	☐	☐ 年 月	☐	48の5
56の2の4	多血小板血漿処置	☐	☐ 年 月	☐	48の7
56の3	硬膜外自家血注入	☐	☐ 年 月	☐	48の6, 52
57	イタノールの局所注入（甲状腺に対するもの）	☐	☐ 年 月	☐	49
57	イタノールの局所注入（副甲状腺に対するもの）	☐	☐ 年 月	☐	49の2
57の2	人工腎臓	☐	☐ 年 月	☐	87の4
57の2	導入期加算	☐	☐ 年 月	☐	2の2
57の2	透析液水質確保加算	☐	☐ 年 月	☐	49の3
57の2	慢性維持透析濾過加算	☐	☐ 年 月	☐	49の3
57の2	腎代替療法診療体制充実加算	☐	☐ 年 月	☐	2の2
57の2の2	下肢末梢動脈疾患指導管理加算	☐	☐ 年 月	☐	49の3の2
57の2の3	難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するLDLアフェレシス療法	☐	☐ 年 月	☐	49の3の3, 52
57の2の4	移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法	☐	☐ 年 月	☐	49の3の4
57の2の4の2	ストーマ合併症加算	☐	☐ 年 月	☐	49の10
57の2の5	人工膀胱療法	☐	☐ 年 月	☐	4, 24の4
57の3	磁気による膀胱等刺激法	☐	☐ 年 月	☐	49の4
57の4の2	心不全に対する遠赤外線温熱療法	☐	☐ 年 月	☐	49の4の2, 52

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2（又は別添2の2））
57の4の2の2	同種死体移植腎機械灌流保存	☐	☐ 年 月	☐	49の4の3
57の4の3	歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）	☐	☐ 年 月	☐	4, 49の6, 49の7
57の4の4	手術用顕微鏡加算	☐	☐ 年 月	☐	49の8
57の4の5	口腔粘膜処置	☐	☐ 年 月	☐	49の9
57の5	う蝕歯無痛の窩洞形成加算	☐	☐ 年 月	☐	50
57の5の2	歯科技工士連携加算 1	☐	☐ 年 月	☐	50の2の2
57の5の3	歯科技工士連携加算 2	☐	☐ 年 月	☐	50の2の2
57の5の4	光学印象	☐	☐ 年 月	☐	50の2
57の6	CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー	☐	☐ 年 月	☐	50の2
57の7	3次元プリント有床義歯	☐	☐ 年 月	☐	50の3の2
57の7の2	有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算	☐	☐ 年 月	☐	50の3
57の8	皮膚悪性腫瘍切除術（センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。）	☐	☐ 年 月	☐	50の4, 52
57の8の2	皮膚移植術（死体）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の6
57の8の3	自家脂肪注入	☐	☐ 年 月	☐	87の24
57の9	組織拡張器による再建手術（一連につき）（乳房（再建手術）の場合（内視鏡下によるものを含む。））・ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）（内視鏡下によるものを含む。）	☐	☐ 年 月	☐	50の5
57の9の1の2	静脈奇形硬化療法（一連につき）	☐	☐ 年 月	☐	50の5の1の2
57の9の2	処理骨再建加算	☐	☐ 年 月	☐	50の5の3, 52
57の9の3	緊急整復固定加算及び緊急挿入加算	☐	☐ 年 月	☐	87の25
57の9の3の2	骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の53
57の9の3の3	脛骨遠位骨切り術	☐	☐ 年 月	☐	50の5の4, 52
57の9の4	骨移植術（軟骨移植術を含む。）（同種骨移植（非生体）（同種骨移植（特殊なものに限る。）））	☐	☐ 年 月	☐	50の5の2
57の10	骨移植術（軟骨移植術を含む。）（自家培養軟骨移植術に限る。）	☐	☐ 年 月	☐	50の6, 52
57の10の1の2	人工肩関節置換術（腱移行を伴うもの）	☐	☐ 年 月	☐	50の6の2, 52
57の10の1の2	人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の54
57の10の1の3	人工膝関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	☐	☐ 年 月	☐	50の6の3, 52
57の11	後縦靱帯骨化症手術（前方進入によるもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の7
57の12	椎間板内酵素注入療法	☐	☐ 年 月	☐	50の7
58	腫瘍脊椎骨全摘術	☐	☐ 年 月	☐	51, 52
58の1の2	緊急穿頭血腫除去術	☐	☐ 年 月	☐	87の55
58の1の3	機能的定位脳手術（てんかんの場合）	☐	☐ 年 月	☐	51の1の2, 52
58の2	脳腫瘍覚醒下マッピング加算	☐	☐ 年 月	☐	51の2, 52
58の3	原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算	☐	☐ 年 月	☐	51の3
58の4	内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術	☐	☐ 年 月	☐	87の26
58の5	脳血栓回収療法連携加算	☐	☐ 年 月	☐	87の56
59	頭蓋骨形成手術（骨移動を伴うものに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	52, 54
60	脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む。）及び脳刺激装置交換術、脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術	☐	☐ 年 月	☐	25
60の2	頭蓋内電極植込術（脳深部電極によるもの（7本以上の電極による場合）に限る。）	☐	☐ 年 月	☐	25の3
60の2の2	癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの）	☐	☐ 年 月	☐	87の27
60の2の3	仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術	☐	☐ 年 月	☐	53

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2（又は別添2の2））
60の2の4	舌下神経電気刺激装置植込術	☐	☐ 年 月	☐	87の28
60の2の5	角結膜悪性腫瘍切除手術	☐	☐ 年 月	☐	87の50
60の3	治療的角膜切除術（エキシマレーザーによるもの（角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。））	☐	☐ 年 月	☐	52, 54の2
60の3の2	内皮移植加算	☐	☐ 年 月	☐	52, 54の2の2
60の3の3	培養ヒト角膜内皮細胞移植術	☐	☐ 年 月	☐	52, 54の2の3
60の4	羊膜移植術	☐	☐ 年 月	☐	52, 54の3
60の5	緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの））	☐	☐ 年 月	☐	52, 54の4
60の6	緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び（水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術））	☐	☐ 年 月	☐	52, 54の8
60の6の2	緑内障手術（濾過胞再建術（needle法））	☐	☐ 年 月	☐	52, 54の8
60の6の3	毛様体光凝固術（眼内内視鏡を用いるものに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	52, 54の8
60の6の4	経皮的選択的眼動脈注入術	☐	☐ 年 月	☐	54の4の2
60の7	網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 54の5
60の8	網膜再建術	☐	☐ 年 月	☐	52, 54の6
60の9	経外耳道的内視鏡下鼓室形成術	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の29
61	植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術	☐	☐ 年 月	☐	52, 55
61の2	耳管用補綴材挿入術	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の49
61の2の2	内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅴ型（拡大副鼻腔手術）及び経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、再建を伴うもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 54の7
61の2の2の2	上咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、中咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、下咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、喉頭蓋嚢腫摘出術（鏡視下によるもの）及び喉頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 56の7
61の2の3	鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）、鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）及び鏡視下喉頭悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 56の7, 87の30
61の2の4	内喉頭筋内注入術（ボツリヌス毒素によるもの）	☐	☐ 年 月	☐	87の31
61の2の5	鏡視下喉頭悪性腫瘍手術	☐	☐ 年 月	☐	52, 56の7
61の2の6	喉頭形成手術（甲状軟骨固定用器具を用いたもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の5
61の3	上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	52, 56
61の4	上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科診療に係るものに限る。）及び下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科診療に係るものに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	52, 56の3
61の4の2	顎関節人工関節全置換術（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	56の8
61の4の3	顎関節人工関節全置換術（歯科診療に係るものに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	56の8
61の4の4	内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）、内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術	☐	☐ 年 月	☐	52, 56の4
61の4の5	内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術	☐	☐ 年 月	☐	52, 56の4
61の4の6	頭頸部悪性腫瘍光線力学療法（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	87の46
61の4の6の2	頭頸部悪性腫瘍光線力学療法（歯科診療に係るものに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	87の46の2
61の4の7	乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（MRIによるもの）	☐	☐ 年 月	☐	38
61の5	乳腺悪性腫瘍手術（乳癌センチネルリンパ節生検加算1又は乳癌センチネルリンパ節生検加算2を算定する場合に限る。）	☐	☐ 年 月	☐	52, 56の2

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2（又は別添2の2））
61の5	乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの（内視鏡下によるものを含む。））及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））	□	□ 年 月	□	52, 56の5
61の6	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）（内視鏡下によるものを含む。）	□	□ 年 月	□	50の5
第61の6の1の2	乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法	□	□ 年 月	□	52, 87の57
61の6の2	胸腔鏡下拡大胸腺摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□ 年 月	□	52, 87の22
61の7	胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術及び胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□ 年 月	□	52, 87の8
61の7の1の2	気管支バルブ留置術	□	□ 年 月	□	52, 87の58
61の7の1の3	胸腔鏡下肺切除術（区域切除及び肺葉切除術又は「肺葉を超えるものに限る。」）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□ 年 月	□	52, 87の17
61の7の2	肺悪性腫瘍手術（壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切除を伴うもの）に限る。）	□	□ 年 月	□	52, 56の6
61の7の3	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除、肺葉切除又は1肺葉を超えるもの及び気管支形成を伴う肺切除に限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□ 年 月	□	52, 87の17
61の7の4	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除）	□	□ 年 月	□	52, 87の51
62	同種死体肺移植術	□	□ 年 月	□	57
62の2	生体部分肺移植術	□	□ 年 月	□	52, 58
62の2の1の2	肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法	□	□ 年 月	□	52, 87の59
62の2の2	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□ 年 月	□	52, 87の10
62の2の3	縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□ 年 月	□	52, 87の10の2
62の2の4	内視鏡下筋層切開術	□	□ 年 月	□	52, 58の2
62の2の5	食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃・十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）及び腔腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）	□	□ 年 月	□	87の9
62の2の6	心腫瘍摘出術、心腔内粘液腫摘出術（単独のもの（胸腔鏡下によるもの）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□ 年 月	□	87の10の3
63	経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）	□	□ 年 月	□	52, 59
63の2の2	胸腔鏡下弁形成術及び胸腔鏡下弁置換術	□	□ 年 月	□	52, 87の11
63の2の2	胸腔鏡下弁形成術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□ 年 月	□	52, 87の11
63の2の2	胸腔鏡下弁置換術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	□	□ 年 月	□	52, 87の11
63の2の3	弁置換術（大動脈弁、僧帽弁及び中心線維体の再建を含むもの）	□	□ 年 月	□	59の1の2
63の3	経カテーテル弁置換術	□	□ 年 月	□	52, 59の2, 59の2の2
63の3の2	経カテーテル弁周囲欠損孔閉鎖術	□	□ 年 月	□	52, 59の2の3
63の4	経皮的僧帽弁クリップ術	□	□ 年 月	□	52, 87の12
63の4の2	経皮的三尖弁クリップ術	□	□ 年 月	□	52, 59の2の4
63の5	胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術	□	□ 年 月	□	52, 59の3
63の5の1の2	胸腔鏡下心房中隔欠損閉鎖術	□	□ 年 月	□	52, 87の60
63の5の2	不整脈手術（左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの）に限る。）	□	□ 年 月	□	52, 59の3の2, 87の32
63の6	経皮的カテーテル心筋焼灼術における磁気ナビゲーション加算	□	□ 年 月	□	52, 59の4
64	経皮的中隔心筋焼灼術	□	□ 年 月	□	52, 60
65	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	□	□ 年 月	□	24, 52
66	両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術	□	□ 年 月	□	52, 61
67	植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈電極除去術	□	□ 年 月	□	52, 62
67の2	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術	□	□ 年 月	□	52, 63
68	大動脈内バルーンパンピング法（IABP法）	□	□ 年 月	□	24, 52

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2（又は別添2の2））
68の2	経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の13
69	補助人工心臓	☐	☐ 年 月	☐	52, 64
69の2	小児補助人工心臓	☐	☐ 年 月	☐	52, 64の2
70の2	植込型補助人工心臓（非拍動流型）（設置する場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の3
71	同種心移植術	☐	☐ 年 月	☐	57
72	同種心肺移植術	☐	☐ 年 月	☐	57
72の1の2	骨格筋由来細胞シート心表面移植術	☐	☐ 年 月	☐	65の3の2
72の1の3	腎神経焼灼術	☐	☐ 年 月	☐	65の3の2の2
72の2の2	経皮的下肢動脈形成術	☐	☐ 年 月	☐	65の3の3
72の3	内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の4
72の4	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（後腹膜）	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の4の2
72の4	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）	☐	☐ 年 月	☐	別添2の2
72の4	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）	☐	☐ 年 月	☐	87の33
72の4	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 71の5
72の4の2	腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の5
72の5	腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の5
72の5の2	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の5の2
72の7	腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術及び腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の5
72の7の1の2	骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の61
72の7の1の2	腹腔鏡下骨盤内臓全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の5の4
72の7の1の3	腹膜切除を伴う多臓器合併切除術	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の5の3
72の7の2	内視鏡的逆流防止粘膜切除術	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の34
72の7の2の2	腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の8
72の7の3	腹腔鏡下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の14
72の7の4	腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の14
72の7の5	腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の14
72の8	腹腔鏡下胃縮小術	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の6
72の8の2	バルーン閉塞下経静脈的塞栓術	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の15
72の8の3	腹腔鏡下総胆管拡張症手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の35
72の8の4	腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の36
72の9	胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の7
73	体外衝撃波胆石破碎術	☐	☐ 年 月	☐	66
73の2	腹腔鏡下肝切除術	☐	☐ 年 月	☐	52, 66の2
73の2の2	腹腔鏡下肝切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の37
73の3	腹腔鏡下胆道閉鎖症手術	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の16
73の3の2	移植用部分肝採取術（生体）（腹腔鏡によるもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の38
74	生体部分肝移植術	☐	☐ 年 月	☐	52, 67
75	同種死体肝移植術	☐	☐ 年 月	☐	57

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2（又は別添2の2））
75の2	体外衝撃波膀胱石破碎術	☐	☐ 年 月	☐	66
75の3	腹腔鏡下膀胱腫瘍摘出術及び腹腔鏡下膀胱尾部腫瘍切除術	☐	☐ 年 月	☐	52, 67の2
75の3	腹腔鏡下膀胱尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 67の2の2
75の4	腹腔鏡下膀胱頭部腫瘍切除術及び腹腔鏡下膀胱中央切除術	☐	☐ 年 月	☐	52, 67の2の3
75の4	腹腔鏡下膀胱頭部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 67の2の4
76	同種死体膀胱移植術、同種死体膀胱腎移植術	☐	☐ 年 月	☐	57
76の2	同種死体膀胱島移植術	☐	☐ 年 月	☐	52, 57の2
76の2の2	生体部分小腸移植術	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の17の2
76の3	同種死体小腸移植術	☐	☐ 年 月	☐	57
76の4	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	☐	☐ 年 月	☐	52, 67の3
76の4の2	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の39
76の5	腹腔鏡下小切開副腎摘出術	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の5
76の6	腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の18
76の7	腹腔鏡下副腎摘出手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下副腎髄質腫瘍摘出手術（褐色細胞腫）（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の48
76の8	副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の47
77	体外衝撃波腎・尿管結石破碎術	☐	☐ 年 月	☐	66
77の2	腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の5
77の3の2	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 68の3
77の3の2の2	腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の62
77の3の3	腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 68の4
77の4	同種死体腎移植術	☐	☐ 年 月	☐	57
77の5	生体腎移植術	☐	☐ 年 月	☐	52, 69
77の6	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の5
77の7	膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）	☐	☐ 年 月	☐	52, 69の2
77の8	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の5
77の9	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術	☐	☐ 年 月	☐	52, 69の3
77の9	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 69の5
77の10	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術	☐	☐ 年 月	☐	52, 69の3
77の10の2	腹腔鏡下膀胱尿管逆流手術（膀胱外アプローチ）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の63
77の10の2の2	尿道狭窄グラフト再建術	☐	☐ 年 月	☐	69の4
77の11	人工尿道括約筋植込・置換術	☐	☐ 年 月	☐	69の4
77の11の2の2	精巣温存手術	☐	☐ 年 月	☐	87の64
77の11の3	精巣内精子採取術	☐	☐ 年 月	☐	87の42
77の12	焦点式高エネルギー超音波療法	☐	☐ 年 月	☐	52, 70
78	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	☐	☐ 年 月	☐	52, 71
78の2	腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術	☐	☐ 年 月	☐	52, 65の5
78の2の2	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	☐	☐ 年 月	☐	52, 71の1の2
78の2の2の1の2	女子外性器悪性腫瘍手術（女子外性器悪性腫瘍手術センチネルリンパ節生検加算を算定する場合に限る。）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の65
78の2の2の2	腹腔鏡下腔断端挙上術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の66

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2（又は別添2の2））
78の2の3	腹腔鏡下仙骨腔固定術	☐	☐ 年 月	☐	52, 71の1の3
78の2の3	腹腔鏡下仙骨腔固定手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 71の1の4
78の3	腹腔鏡下腔式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の19
78の3の1の2	子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算	☐	☐ 年 月	☐	71の6
78の3の2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	52, 71の2
78の3の2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	52, 71の2
78の3の2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 71の5
78の3の2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	☐	☐ 年 月	☐	52, 71の5
78の3の3	腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の43
78の4	内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術	☐	☐ 年 月	☐	52, 71の3
78の5	胎児胸腔・羊水腔シャント術	☐	☐ 年 月	☐	52, 71の4
78の5の2	無心体双胎焼灼術（一連につき）	☐	☐ 年 月	☐	52, 71の4
78の5の3	胎児輸血術（一連につき）及び臍帯穿刺	☐	☐ 年 月	☐	52, 71の4
78の5の4	体外式膜型人工肺管理料	☐	☐ 年 月	☐	87の44
78の6	医科点数表第2章第10部手術の通則4（性同一性障害の患者に対して行うものに限る。）に掲げる手術	☐	☐ 年 月	☐	52, 87の20
79の1の2	頭頸部悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算	☐	☐ 年 月	☐	87の20の2
79の2	手術の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1	☐	☐ 年 月	☐	48の2, 48の2の2, 48の3, 48の4, 4, 43の4, 43の5
79の3	胃瘻造設術（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）	☐	☐ 年 月	☐	43の4, 43の5
79の4	医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術	☐	☐ 年 月	☐	87の23
79の5	周術期栄養管理実施加算	☐	☐ 年 月	☐	87の45
79の6	再製造単回使用医療機器使用加算	☐	☐ 年 月	☐	87の52
79の7	外科医療確保特別加算	☐	☐ 年 月	☐	87の67
80	輸血管理料Ⅰ	☐	☐ 年 月	☐	73
80	輸血管理料Ⅱ	☐	☐ 年 月	☐	73
80	輸血適正使用加算	☐	☐ 年 月	☐	73
80	貯血式自己血輸血管理体制加算	☐	☐ 年 月	☐	73
80の2	コーディネート体制充実加算	☐	☐ 年 月	☐	87の21
80の3	自己生体組織接着剤作成術	☐	☐ 年 月	☐	73の2
80の3の2	自己クリオプレシテート作製術（用手法）及び同種クリオプレシテート作製術	☐	☐ 年 月	☐	73の2
80の4	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	☐	☐ 年 月	☐	73の3
80の5	胃瘻造設時嚥下機能評価加算	☐	☐ 年 月	☐	43の4, 43の5
80の5の2	凍結保存同種組織加算	☐	☐ 年 月	☐	52, 73の5
80の6	歯周組織再生誘導手術	☐	☐ 年 月	☐	74
80の7	手術時歯根面レーザー応用加算	☐	☐ 年 月	☐	50
80の8	広範囲顎骨支持型装置埋入手術	☐	☐ 年 月	☐	74の3
80の9	歯根端切除手術の注3	☐	☐ 年 月	☐	49の8
80の10	口腔粘膜血管腫凝固術	☐	☐ 年 月	☐	74の4
80の11	レーザー機器加算の施設基準	☐	☐ 年 月	☐	49の9
80の12	内視鏡手術用支援機器加算	☐	☐ 年 月	☐	73の4
81	吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）	☐	☐ 年 月	☐	75の4
81の2	麻酔管理料（Ⅰ）	☐	☐ 年 月	☐	75

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2（又は別添2の2））
81の3	麻酔管理料（Ⅱ）	☐	☐ 年 月	☐	75
81の2及び81の3	周術期薬剤管理加算	☐	☐ 年 月	☐	75の3
81の4	歯科麻酔管理料	☐	☐ 年 月	☐	75の2
81の5	歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔（Ⅱ）	☐	☐ 年 月	☐	75の5
82	放射線治療専任加算	☐	☐ 年 月	☐	76
82の2	外来放射線治療加算	☐	☐ 年 月	☐	76
82の3	遠隔放射線治療計画加算	☐	☐ 年 月	☐	76の2
83	高エネルギー放射線治療	☐	☐ 年 月	☐	77
83の2	高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合（寡分割照射に係るものに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	77
83の2	強度変調放射線治療（IMRT）の前立腺癌に対する前立腺照射（寡分割照射に係るものに限る。）	☐	☐ 年 月	☐	77
83の3	強度変調放射線治療（IMRT）	☐	☐ 年 月	☐	52, 78
83の4	画像誘導放射線治療加算（IGRT）	☐	☐ 年 月	☐	78の2
83の5	体外照射呼吸性移動対策加算	☐	☐ 年 月	☐	78の3
84	定位放射線治療	☐	☐ 年 月	☐	79
84の2	定位放射線治療呼吸性移動対策加算	☐	☐ 年 月	☐	78の3
84の2の2	粒子線治療	☐	☐ 年 月	☐	52, 79の1の2
84の2の3	粒子線治療適応判定加算	☐	☐ 年 月	☐	79の1の3
84の2の4	粒子線治療医学管理加算	☐	☐ 年 月	☐	79の1の3
84の2の5	ホウ素中性子捕捉療法	☐	☐ 年 月	☐	52, 79の1の4
84の2の6	ホウ素中性子捕捉療法適応判定加算	☐	☐ 年 月	☐	79の1の4
84の2の7	ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算	☐	☐ 年 月	☐	79の1の4
84の2の8	画像誘導密封小線源治療加算	☐	☐ 年 月	☐	78の2
84の3	保険医療機関間の連携による病理診断	☐	☐ 年 月	☐	79の2
84の4	保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製	☐	☐ 年 月	☐	80
84の5	保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診	☐	☐ 年 月	☐	80
84の6	デジタル病理画像による病理診断	☐	☐ 年 月	☐	80の2
84の7	病理診断管理加算	☐	☐ 年 月	☐	80の2
84の8	悪性腫瘍病理組織標本加算	☐	☐ 年 月	☐	80の2
84の9	口腔病理診断管理加算	☐	☐ 年 月	☐	80の3
84の10	国際標準病理診断管理加算	☐	☐ 年 月	☐	80の2
85	クラウン・ブリッジ維持管理料	☐	☐ 年 月	☐	81
86	歯科矯正診断料	☐	☐ 年 月	☐	82
87	顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正に係るもの）	☐	☐ 年 月	☐	83
88	調剤基本料 1	☐	☐ 年 月	☐	84
88の2	調剤基本料 2	☐	☐ 年 月	☐	84
88の3	調剤基本料 3	☐	☐ 年 月	☐	84
88の4	特別調剤基本料 A	☐	☐ 年 月	☐	84
89	調剤基本料の注 1 ただし書に規定する施設基準	☐	☐ 年 月	☐	87の2
91	調剤基本料の注 4 に規定する保険薬局	☐	☐ 年 月	☐	85
92	地域支援・医薬品供給対応体制加算	☐	☐ 年 月	☐	87の3の1, 87の3の2

施設基準通知	名 称	今回届出	既届出	算定しない	様式（別添2（又は別添2の2））
92の2	連携強化加算	☐	☐ 年 月	☐	87の3の4
94	調剤基本料の注8_後発医薬品調剤割合が著しく低い保険薬局	☐	☐ 年 月	☐	87
93	バイオ後続品調剤体制加算	☐	☐ 年 月	☐	87の3の7
95	在宅薬学総合体制加算	☐	☐ 年 月	☐	87の3の5
95の2	電子的調剤情報連携体制整備加算	☐	☐ 年 月	☐	87の3の6
96	無菌製剤処理加算	☐	☐ 年 月	☐	88
98	特定薬剤管理指導加算 2	☐	☐ 年 月	☐	92
97の2	服薬管理指導料の注1_かかりつけ薬剤師	☐	☐ 年 月	☐	90
102	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	☐	☐ 年 月	☐	89
103	在宅中心静脈静脈栄養法加算	☐	☐ 年 月	☐	89
105	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	☐	☐ 年 月	☐	95
106	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）	☐	☐ 年 月	☐	96
106の2	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	☐	☐ 年 月	☐	95
106の3	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）	☐	☐ 年 月	☐	96
107	入院ベースアップ評価料	☐	☐ 年 月	☐	97
108	歯科技工所ベースアップ支援料	☐	☐ 年 月	☐	101
109	調剤ベースアップ評価料	☐	☐ 年 月	☐	103

※様式2、5の2、5の7、5の9、6、7の4、7の5、7の9、8の2、11の4、13の5、14、18の2、20の5、20の8、24の2、44の5の4、49の5、65、65の2、68、68の2、72、74の2、86、87の3の3、87の10の2、87の40、87の41、91、93は欠番。

調剤基本料の施設基準に係る届出書添付書類

1 当該保険薬局における調剤基本料の区分（「参考」を踏まえ、いずれかに○を付ける）	()	調剤基本料 1	
	()	調剤基本料 2	
	()	調剤基本料 3 - イ	
	()	調剤基本料 3 - ロ	
	()	調剤基本料 3 - ハ	
	()	特別調剤基本料 A	
2 保険薬局指定日		指定年月日	令和 年 月 日
		指定期開始	令和 年 月 日
3 届出の区分（該当する項目の□に「☑」を記入する）			
□		新規指定に伴う届出（遡及指定が認められない場合）	
□		新規指定に伴う届出（遡及指定が認められる場合）	
□		調剤基本料の区分変更に伴う届出	
□		その他（ ）	
4 調剤基本料の注 1 ただし書への該当の有無			☐ 該当（様式 87 の 2 に記入） ☐ 非該当
5 保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係（特別調剤基本料 A への該当性）			
(1)	ア 保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係の有無		☐ なし→（2）へ ☐ あり→別紙 1 を添付すること
	イ 特別な関係のある医療機関の処方箋集中率の合計 ※別紙 1 の⑪A の数字を記載すること		%
	ウ 経過措置の該当性 I ～Ⅳのいずれかに該当する場合は「該当」に☑すること		☐ 該当 ☐ 非該当
	I 平成 28 年 9 月 30 日以前から、病院である保険医療機関と特別な関係にあった場合		☐ 該当 ☐ 非該当
	II 平成 30 年 3 月 31 日以前から、診療所である保険医療機関と特別な関係にあった場合		☐ 該当 ☐ 非該当
	III 平成 30 年 3 月 31 日以前に当該保険薬局の開局に係る手続きが相当程度進捗していた場合		☐ 該当 ☐ 非該当
	IV 令和 8 年 3 月 4 日以前に当該保険薬局の所在する建物内に診療所が所在している場合 （①と②において両方「該当」に☑している場合に限る）		☐ 該当 ☐ 非該当
	①令和 8 年 3 月 5 日以降も当該診療所が所在し続けている場合		☐ 該当 ☐ 非該当
	②令和 8 年 3 月 5 日以降も新たに他の保険医療機関と特別な関係を有しない場合		☐ 該当 ☐ 非該当
	(2)	保険薬局の敷地内のオンライン診療受診施設の有無	
オンライン診療受診施設が、医療計画におけるへき地に所在する保険薬局に設置されている		☐ 該当 ☐ 非該当	
(3)	特別調剤基本料 A の該当性（ア、イいずれも非該当→「6」へ）		
	ア 次のすべてに該当する場合に該当に☑すること ・ 4 について「該当なし」に☑をしている場合		☐ 該当

	・ 5 (1) アについて「該当」に☑をしている場合 ・ 5 (1) イについて 50%超である場合 ・ 5 (1) ウについて「非該当」に☑をしている場合	
	イ 5 (2)について「あり」に☑している場合であって、へき地に所在する薬局でないこと	□該当

6 処方箋の受付回数及び集中度等※同一の敷地又は建物にある複数の保険医療機関は1の保険医療機関と扱う

期間： 年 月 ～ 年 月 (か月間①)

処方箋集中度第一位の保険医療機関名	i :	処方箋集中度第二位の保険医療機関名	ii :	処方箋集中度第三位の保険医療機関名	iii :

(1) 処方箋受付回数等

ア 処方箋受付回数の計算

当該保険薬局で受け付けた全ての処方箋の受付回数				② 回	
i からの受付回数	②-i 回	ii からの受付回数	②-ii 回	iii からの受付回数	②-iii 回
時間外加算、休日加算、深夜加算又は夜間・休日等加算の対象となった患者の全ての処方箋の受付回数				③ 回	
i からの受付回数	③-i 回	ii からの受付回数	③-ii 回	iii からの受付回数	③-iii 回
一月の処方箋の受付回数 = (②-③) / ①				④ 回	
i からの受付回数	④-i 回	ii からの受付回数	④-ii 回	iii からの受付回数	④-iii 回

イ 処方箋集中度の計算

情報通信機器を用いた服薬指導を受けた患者の全ての処方箋の受付回数				⑤ 回	
i からの受付回数	⑤-i 回	ii からの受付回数	⑤-ii 回	iii からの受付回数	⑤-iii 回
同一グループの保険薬局の勤務者（非常勤を含む。）の全ての処方箋の受付回数				⑥ 回	
i からの受付回数	⑥-i 回	ii からの受付回数	⑥-ii 回	iii からの受付回数	⑥-iii 回
同一グループの保険薬局の勤務者の家族の全ての処方箋の受付回数				⑦ 回	
i からの受付回数	⑦-i 回	ii からの受付回数	⑦-ii 回	iii からの受付回数	⑦-iii 回
介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・認知症高齢者グループホームの入居者に係る全ての処方箋の受付回数				⑧ 回	
i からの受付回数	⑧-i 回	ii からの受付回数	⑧-ii 回	iii からの受付回数	⑧-iii 回
単一建物診療患者又は単一建物居住者が1人の場合の患者の処方箋の受付回数				⑨ 回	
i からの受付回数	⑨-i 回	ii からの受付回数	⑨-ii 回	iii からの受付回数	⑨-iii 回
処方箋集中度 ※計算は以下のとおり					
$\textcircled{10}n = \frac{\textcircled{2}n - (\textcircled{5}n + \textcircled{6}n + \textcircled{7}n + \textcircled{8}n - \textcircled{9}n)}{\textcircled{2} - (\textcircled{5} + \textcircled{6} + \textcircled{7} + \textcircled{8} - \textcircled{9})}$					
i からの処方箋集中度	⑩-i %	ii からの処方箋集中度	⑩-ii %	iii からの処方箋集中度	⑩-iii %

ウ	処方箋受付回数が多い上位3の保険医療機関に係る処方箋集中度の合計(⑩- i ~ iii の合計)	% (⑪)
(2) 同一グループ内の処方箋受付回数等 (調剤基本料3への該当性)		
ア	薬局グループへの所属の有無	☐ 所属なし (個店) → (3) へ ☐ 所属あり (薬局グループ名:)
イ	⑩- i が 85% 超	☐ 該当 ☐ 非該当
ウ	1月当たりの同一グループ内の処方箋受付回数の合計	回
エ 調剤基本料3イ~ハの該当性 (いずれかの区分の該当に☑すること)		
調剤基本料3イ (以下のいずれかに該当があれば該当に☑すること)		☐ 該当
次のすべてに該当する場合に該当に☑すること ・アについて「所属している」に☑をしている場合 ・イについて「該当」に☑をしている場合 ・ウが 3.5 万回超 40 万回以下の場合		☐ 該当
次のすべてに該当する場合に該当に☑すること ・アについて「所属している」に☑をしている場合 ・ウが 3.5 万回超 40 万回以下の場合 ・「5」の(1)ウについて「該当」に☑している場合		☐ 該当
調剤基本料3ロ		
次のすべてに該当する場合に該当に☑すること ・アについて「所属している」に☑をしている場合 ・イについて「該当」に☑をしている場合 ・ウが 40 万回以上の場合		☐ 該当
次のすべてに該当する場合に該当に☑すること ・アについて「所属している」に☑をしている場合 ・ウが 40 万回以上の場合 ・「5」の(1)ウについて「該当」に☑している場合		☐ 該当
調剤基本料3ハ		
次のすべてに該当する場合に該当に☑すること ・アについて「所属している」に☑をしている場合 ・イについて「非該当」に☑している場合 ・ウが 40 万回以上の場合 ・⑪が 70% 以下		☐ 該当
(3) 処方箋の集中状況等 (調剤基本料2の該当性)		
ア	④が 4000 回超かつ⑪が 70% 超	☐ 該当 ☐ 非該当 → 「イ」へ
イ	④が 1800 回超かつ⑩- i が 85% 超	☐ 該当 ☐ 非該当 → 「ウ」へ
ウ	I ~ V のすべてに該当すること	☐ 該当 ☐ 非該当 → 「エ」へ
	I 当該保険薬局の指定日が令和8年6月1日以降である	☐ 該当 ☐ 非該当
	II 特別区又は政令指定都市に所在する	☐ 該当 ☐ 非該当
	III 当該保険薬局から 500m 以内に他の保険薬局がある	☐ 該当 ☐ 非該当
	IV ④が 600 回超かつ 1800 回以下である	☐ 該当 ☐ 非該当
	V ⑩- i が 85% 超である	☐ 該当 ☐ 非該当
エ	②- i が 4000 回超	☐ 該当 ☐ 非該当 → 「オ」へ
オ	以下の⑫と④- i を合計した処方箋受付回数が 4000 回超	☐ 該当 ☐ 非該当 → 「(4)」へ
	ア 主たる保険医療機関が同一であるグループ内の他の保険薬局数	施設

	イ アの保険薬局における主たる保険医療機関からの処方箋受付回数の合計	⑫	回
(4)	4、5(3)ア若しくはイ又は6(2)エ若しくは(3)アからオまでのいずれも該当しない(調剤基本料1の該当性)	☐ 該当	
7	門前薬局等立地依存減算の該当性 ((1)に該当、かつ、(2)又は(3)に該当があれば該当に☑すること)	☐ 該当	
(1)	当該保険薬局の指定日が令和8年6月1日以降である	☐ 該当	☐ 非該当
(2)	門前薬局の該当性		
	ア 6(3)ウのⅡとⅢのいずれにも該当する	☐ 該当	☐ 非該当
	イ ⑩-i が85%超である	☐ 該当	☐ 非該当
	ウ 次の①から③までのいずれかに該当する	☐ 該当	☐ 非該当
	① 200床以上の保険医療機関から100m以内に所在し、当該区域内及び当該保険医療機関の敷地内に他の保険薬局が2以上ある	☐ 該当	☐ 非該当
	② 周囲50m以内に他の保険薬局が2以上ある	☐ 該当	☐ 非該当
	③ 周囲50m以内にある他の保険薬局が②に該当する	☐ 該当	☐ 非該当
(3)	医療モール等の該当性		
	ア ⑩-i が85%超である	☐ 該当	☐ 非該当
	イ 保険医療機関と同一の敷地又は建物に所在する	☐ 該当	☐ 非該当

〔記載上の注意〕

- 「2」については、地方厚生局ホームページに掲載されている「コード内容別医療機関一覧表」を確認の上記載する。
- 「3」については、保険薬局の新規指定（遡及指定が認められる場合を除く。）の場合は、指定日の属する月の翌月から3ヶ月間の実績から、調剤基本料の区分が調剤基本料1から変更になる場合は届出が必要になることに注意する。
- 「3」については、「その他」に☑を記入した場合は、理由を記載する。
- 「3」については、令和8年度改定に伴い新たに区分変更の届出を行う場合には、「その他」に☑を記入し、「令和8年度改定に伴う届出」と記載する。
- 「4」については、調剤基本料の注1ただし書に該当する保険薬局の場合においては、「該当」に☑を記入し、様式87の2を添付する。
- 「6」については、処方箋集中率第1位の保険医療機関が同一敷地内又は同一建物内に所在する場合は「医療モール」と記載し、別紙2に各保険医療機関名等を記載する。
- 「6」②については、リフィル処方箋による調剤を行う場合、調剤実施ごとに受付回数の計算に含める。
- 「6(2)ア」については、グループ内で統一したグループ名を記載する。
- 「6(2)ウ」については、1月当たりの処方箋受付回数の合計は、当年4月末時点でグループに属している保険薬局の④の値（小数点以下は四捨五入）を合計した値を記載する。

医療モール等の施設基準に係る届出書添付書類

	医療モ ール全体	処方箋集 中率 1 位	処方箋集 中率 2 位	処方箋集 中率 3 位	処方箋集 中率 4 位	処方箋集 中率 5 位	処方箋集 中率 6 位	処方箋集 中率 7 位	処方箋集 中率 8 位
保険医療機関又は敷地若しくは建物の名称									
ア 処方箋受付回数の計算									
処方箋受付回数 (②)	回	i 回	ii 回	iii 回	iv 回	v 回	vi 回	vii 回	viii 回
時間外加算、休日加算、深夜加算又は夜間・休日等加算を算定した処方箋受付回数 (③)	回	i 回	ii 回	iii 回	iv 回	v 回	vi 回	vii 回	viii 回
一月の処方箋の受付回数 (④) = (②－③) / ①	回	i 回	ii 回	iii 回	iv 回	v 回	vi 回	vii 回	viii 回
イ 処方箋集中度									
情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合の処方箋受付回数 (⑤)	回	i 回	ii 回	iii 回	iv 回	v 回	vi 回	vii 回	viii 回
同一グループの保険薬局の勤務者（非常勤を含む。）の処方箋受付回数 (⑥)	回	i 回	ii 回	iii 回	iv 回	v 回	vi 回	vii 回	viii 回
同一グループの保険薬局の勤務者の家族の処方箋受付回数 (⑦)	回	i 回	ii 回	iii 回	iv 回	v 回	vi 回	vii 回	viii 回
介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、高齢者の居住の安定確保に関する法律で定めるサービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法で定める有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム若しくは認知症高齢者グループホームに入居する患者に係る処方箋受付回数 (⑧)	回	i 回	ii 回	iii 回	iv 回	v 回	vi 回	vii 回	viii 回
単一建物診療患者又は単一建物居住者が 1 人の場合の処方箋受付回数 (⑨)	回	i 回	ii 回	iii 回	iv 回	v 回	vi 回	vii 回	viii 回
処方箋集中度⑩ ※⑩N = $\frac{②N - (⑤N + ⑥N + ⑦N + ⑧N - ⑨N)}{② - (⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧ - ⑨)}$		%	%	%	%	%	%	%	%

欄が不足する場合には複写し作成すること

妥結率等に係る報告書

医療機関コード		報告年月日	
保険薬局名称			
所在地			
開設者			
担当者		電話番号	
所属する法人・グループ名		同一グループ薬局数	

1. 当年度上半期の妥結率

当年度上半期に当該保険薬局において購入された医療用医薬品の薬価総額(①)	
当年度上半期に卸売販売業者と当該保険薬局との間での取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額(②)	
妥結率(②/①)%	#DIV/0!

2. 医療用医薬品の取引の状況

(1) 価格交渉の方法(該当する項目に☑を記入すること。)

- ☐ 自施設が卸売販売業者と直接交渉している。
- ☐ 法人・グループの本部等が代表して卸売販売業者と一括して交渉している。
- ☐ 価格交渉を代行する者に依頼して交渉している。

(2) 価格交渉の状況(該当する項目に☑を記入すること。)

ア 当年度下半期の取引予定

- ☐ 年間での契約であり、当年度下半期においても、基本的に上半期からの妥結価格の変更はない予定。
- ☐ 年間での契約ではないが、当年度下半期は、上半期の妥結価格を踏まえた価格交渉を行う予定。
- ☐ 年間での契約ではなく、当年度下半期は新たに価格交渉を行う予定。

イ 前年度の取引状況(上半期と比較した下半期の取引状況)

- ☐ 年間での契約であり、基本的に前年度上半期からの妥結価格の変更はなかった。
- ☐ 年間での契約ではないが、前年度の上半期と下半期の妥結価格は同程度であった。
- ☐ 年間での契約ではなく、前年度の下半期における妥結価格は上半期よりも高い妥結価格であった。(上半期より小さい乖離率での取引)
- ☐ 年間での契約ではなく、前年度の下半期における妥結価格は上半期よりも低い妥結価格であった。(上半期より大きい乖離率での取引)

3. 医療用医薬品の流通改善に関する取組状況

(1) 単品単価交渉の状況(該当する項目に☑を記入すること。)

- ☐ 全ての品目について単品単価交渉を行っている。
- ☐ 以下の特に医療上の必要性の高い医薬品の全てについて別枠として単品単価交渉を行っている。
基礎的医薬品、安定確保医薬品(カテゴリーA)、不採算品再算定品、血液製剤、麻薬並びに覚醒剤及び覚醒剤原料
- ☐ 新薬創出等加算品目について単品単価交渉を行っている。
- ☐ 単品単価交渉を行っていない。

(2) 卸売販売業者との値引き交渉(該当する項目に☑を記入すること。)

- ☐ 取引条件等は考慮せず、ベンチマークを一律に用いた値引き交渉を行っている。
- ☐ 取引品目等の相違は考慮せず、同一の総値引率を用いた交渉を行っている。
- ☐ 取引条件等の相違は考慮せず、同一の納入単価での取引を求める交渉を行っている。
- ☐ 取引条件や個々の医薬品の価値を踏まえて価格交渉を行っている。

(3) 妥結価格の変更(該当する項目に☑を記入すること。)

- ☐ 随時、卸売販売業者と価格交渉を行っている。
- ☐ 医薬品の価値に変動がある場合を除き、年間を通じて妥結価格の変更を行っていない。

2(1)で「価格交渉を代行する者に価格交渉を依頼している」を選択した場合

(4) 価格交渉を代行する者が次に掲げる点を遵守していることを確認している

(該当する項目に☑を記入すること。)

- ☐ 原則として全ての品目について単品単価交渉を行っていること。
- ☐ 取引条件や個々の医薬品の価値を踏まえて価格交渉を行っていること。
- ☐ 医薬品の価値に変動がある場合を除き、年間を通じて妥結価格の変更を行っていないこと。

[記載上の注意]

1. 医療用医薬品とは、薬価基準に収載されている医療用医薬品をいう。
2. 薬価総額とは、各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したものをいう。
3. 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価(薬価基準)別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。
4. 単品単価交渉とは、他の医薬品の価格の影響を受けず、地域差や個々の取引条件等により生じる安定供給に必要なコストを踏まえ、取引先と個別品目ごとに取引価格を決める交渉をいう。
5. 当年度(前年度)上半期とは、当年(前年)4月1日から9月30日までをいい、当年度(前年度)下半期とは当年(前年)10月1日から翌年(当年)3月31日までをいう。
6. 価格交渉を代行する者とは、医療用医薬品の共同購買サービスを提供する事業者、医療機関や薬局に代わり卸売販売業者との価格交渉を行う事業者等をいう。
7. 保険薬局は、報告年度の4月1日から9月30日の実績を、本報告書により、同年度の10月1日から11月末までに報告すること。報告しない場合は、調剤基本料が所定点数の100分の50に相当する点数により算定されることに留意すること。
8. 本報告書による報告の際には、卸売販売業者との取引価格決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料の添付は不要だが、薬局において適切に保管すること。

「調剤基本料の注8の後発医薬品調剤割合が著しく低い保険薬局に係る報告書」

調剤基本料の「注8」（後発医薬品調剤割合が著しく低い保険薬局）への該当性 （該当する場合に○を付す）	☐ 該当しない（後発医薬品の使用割合50%超） ☐ 該当する（後発医薬品の使用割合50%以下） → ☐ 処方箋の受付状況を踏まえやむを得ないものに該当

全医薬品の規格単位数量及び後発医薬品の規格単位数量並びにその割合				
期 間 (届出時の直近3か月間： 1か月ごと及び3か月間の合計)	年 月	年 月	年 月	年 月 ～ 年 月 (直近3か月間の合計)
後発医薬品あり先発医薬品及び後発 医薬品の規格単位数量 (②)				
後発医薬品の規格単位数量 (③)				
後発医薬品の使用割合 (③／②) (%)				

以下は、後発医薬品の使用割合が50%以下で、「処方箋の受付状況を踏まえやむを得ないもの」に該当する場合のみ記載する。
なお、下記に基づき算出した割合（小数点以下四捨五入）が50%以上である場合が該当するものである。

判定に用いた年月： 年 月	
直近1か月間における処方箋受付回数 (①)	回
直近1か月間における先発品変更不可のある処方箋の受付回数 (②)	回
割合 (②／①) (%)	%

〔記載上の注意〕

- 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量（小数点以下第2位まで）のことをいう。
- 後発医薬品の規格単位数量の割合を計算するに当たっては、「「新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品」等について」（令和8年3月5日保医発0305第12号）を参照すること。

調剤基本料の注1ただし書に規定する施設基準に係る届出書添付書類

1 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局の該当性	
① 基本診療料の施設基準等の別表第六の二に所在する保険薬局	☐ 該当
② 当該保険薬局の所在する中学校区における保険医療機関の施設数	施設
ア 保険医療機関名	許可病床数
(1)	床
(2)	床
(3)	床
(4)	床
(5)	床
(6)	床
(7)	床
(8)	床
(9)	床
(10)	床
イ 主たる保険医療機関名	
処方箋の集中率	%
所在地が当該保険薬局の所在する中学校区内か否か	☐ 該当 ☐ 非該当
③ 1月あたりの平均処方箋受付回数	回
2 へき地等における診療所敷地内に所在する保険薬局の該当性	
① 保険薬局が地方公共団体の所有する土地に所在する診療所又は地方公共団体の開設する診療所と同一の敷地又は建物に所在	☐ 該当 ☐ 非該当
② 都道府県知事がへき地医療提供のために必要と①の診療所を認定	☐ 該当 ☐ 非該当
③ 水平距離4km以内において他の保険薬局が所在	☐ 該当 ☐ 非該当

【記載上の注意】

- 「1」の①については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和8年3月5日保医発0305第7号）の別添3の別紙2を参照すること。
- 「1」の②については、当該保険薬局が所在する中学校区内に所在しているすべての保険医療機関名と許可病床数を記載すること。ただし、病院以外の保険医療機関については許可病床数の記載は不要とする。
- 「1」の②のイ及び③については、調剤報酬点数表の区分番号00に掲げる調剤基本料に係る届出書添付書類と同じ数値を記載すること。
- 「1」の②については、当該保険薬局の所在する中学校区の地名がわかる資料を添付すること。
- 「2」の②については、地域医療計画の該当部分の写しを添付すること。
- 「2」の③については、保険薬局周辺の地図を添付すること。

様式87の3の1

地域支援・医薬品供給対応体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

〔届出区分について〕

1 当該保険薬局における調剤基本料の区分 (いずれかに○)	調剤基本料の区分		
	()	調剤基本料 1	
	()	調剤基本料 2	
	()	調剤基本料 3ーイ	
	()	調剤基本料 3ーロ	
	()	調剤基本料 3ーハ	
	()	特別調剤基本料 A	
2 当該保険薬局における地域支援・医薬品供給 対応体制加算の区分等 (いずれかに○)	地域支援・医薬品供給対応体制加算の区分		提出が必要な様式
	()	地域支援・医薬品供給対応体制加算 1	本様式のみ
	()	地域支援・医薬品供給対応体制加算 2	様式87の3（本様式）及び様 式87の3の2
	()	地域支援・医薬品供給対応体制加算 3	
	()	地域支援・医薬品供給対応体制加算 4	
	()	地域支援・医薬品供給対応体制加算 5	

〔地域支援・医薬品供給対応体制加算 1 への該当性について（加算 1～5 共通）〕

3	地域における医薬品の安定供給を確保するために必要な体制	
ア	医薬品の安定供給に向けた計画的な調達や在庫管理を行っている	☐ 該当
イ	他の保険薬局に医薬品を分譲した実績がある	☐ 該当
ウ	供給不安等により調剤できない場合には適切に対応している	☐ 該当
エ	原則として単品単価交渉している（様式85「妥結率等に係る報告書」を提出している）	☐ 該当
オ	適正な在庫を確保し、頻回配送や緊急配送を控える	☐ 該当
カ	在庫調整等を目的とした返品を控える	☐ 該当
キ	後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を掲示している	☐ 該当
ク	後発医薬品の調剤割合が85%以上である	☐ 該当
4	全医薬品の規格単位数量及び後発医薬品の規格単位数量並びにその割合	
	期間	年 月 ～ 年 月
	後発医薬品あり先発医薬品及び後発医薬品の規格単位数量（①）	
	後発医薬品の規格単位数量（②）	
	後発医薬品の調剤割合（②／①）（％）	％

〔地域支援・医薬品供給対応体制加算2から5までへの該当性について〕

5 地域における医薬品等の供給拠点としての体制		
ア 備蓄品目数	(年 月現在)	品目
イ 地域の保険医療機関又は保険薬局（同一グループの保険薬局を除く。）に対して在庫状況の共有、医薬品の融通の実施		☐ あり
ウ 医療材料及び衛生材料を供給できる体制		☐ あり
エ 麻薬小売業者免許の取得		
(免許証の番号を記載：)		
オ 当該保険薬局で取り扱う医薬品に係る情報提供ができる体制		☐ あり
カ 調剤室面積が16m ² 以上である (令和8年6月以降に開設、改築又は増築した保険薬局のみ記載)		☐ あり 開設日： 改築日： 増築日：

[illegible]

エ 在宅患者に対する薬学的管理指導が可能な体制整備

☐在宅患者訪問薬剤管理指導の届出

☐在宅患者訪問薬剤管理指導に必要な研修の実施

☐薬学的管理指導計画書の様式の整備

☐在宅患者訪問薬剤管理指導を行う薬局であることの揭示し、文書で交付

☐その他（ ）

8 医療安全に関する取組の実施	
ア 医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）への登録 （薬局が登録した登録番号を記載すること）	登録証明書番号 （ ）
イ 常に最新の医薬品緊急安全性情報、安全性速報、医薬品・医療機器等安全情報等の医薬品情報の収集、自局の保険薬剤師への周知	☐ あり
ウ プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の実施	☐ あり
エ 副作用報告に係る手順書の作成と報告実施体制	☐ あり
9 服薬管理指導料の注1に係る届出（かかりつけ薬剤師）	☐ あり
10 管理薬剤師	
①氏名	
②保険薬局勤務経験年数	年
③週あたりの勤務時間	時間
④当該薬局在籍年数	年
11 薬局における薬学的管理指導に必要な体制及び機能の整備	☐ 薬学的管理指導等に係る職員研修の計画の作成と実施 ☐ 定期的な外部の学術研修の受講 ☐ 職員の薬学等に関する団体等による研修認定の取得の奨励 ☐ 職員の医学薬学等に関する学会への定期的な参加・発表の奨励 ☐ その他（ ）
12 薬局における薬学的管理指導に必要な体制及び機能の整備状況	☐ あり
13 患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制 （パーティション等で区切られた独立したカウンターを有する等）	☐ あり
14 地域医療に関連する取組の実施	
ア 要指導医薬品及び一般用医薬品の備蓄・販売（基本的な48薬効群）	☐ あり
イ 健康相談、生活習慣等に係る相談の実施	☐ あり
ウ 緊急避妊薬を備蓄し、調剤又は販売する体制	☐ あり
エ 当該保険薬局が敷地内禁煙であること	☐ あり
オ 薬局等においてたばこ又は喫煙器具を販売していないこと	☐ していない
カ セルフメディケーション関連機器を設置している	☐ あり
キ 薬事未承認の研究用試薬又は検査サービスの販売等をしていない	☐ していない

- 〔記載上の注意〕
- 1 「1」については、当該保険薬局における調剤基本料の区分に該当するもの1つに○をすること。
- 2 「2」については、当該保険薬局における届出に係る地域支援・医薬品供給対応体制加算の区分に該当するもの1つに○をすること。
- 3 「3」のロについては、当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品の規格単位数量を合算した数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合をいう。
- 4 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。
- 5 後発医薬品の規格単位数量の割合を計算するに当たっては、「「新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品」等について」（令和8年3月5日保医発0305第12号）を参照すること。
- 6 「5」の力について、令和8年6月以降に開設、改築又は増築した保険薬局においては、調剤室面積がわかる文書（見取り図等）を添付すること。
- 7 「6」のイの他の保険薬局との連携については、地域薬剤師会等の当番・輪番に参加している場合は、その旨を記載すること。
- 8 「6」のエについては、地域の行政機関又は地域の薬剤師会から公表されていることが確認できる資料を添付すること。
- 9 「8」のウの「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組」について、薬局機能情報提供制度において、「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無」を「有」として都道府県に報告している場合に「あり」とすること。
- 10 「8」のエについては、当該手順書の写しを添付すること。
- 11 「10」の②の「保険薬局勤務経験年数」については、当該保険薬剤師の保険薬局勤務年数を記載すること。③の「週あたりの勤務時間」については、当該保険薬剤師の1週間あたりの平均勤務時間を記載すること。④「在籍年数」については、当該保険薬局に勤務しはじめてから、届出時までの当該保険薬剤師の在籍期間を記載すること。
- 12 「11」については、当該保険薬局における職員等に対する研修実施計画及び実施実績等を示す文書を添付すること
- 13 「14」のエについては、保険薬局が建造物の一部分を用いて開設されている場合は、当該保険薬局の保有又は借用している部分が禁煙であること。
- 14 「14」の力の「セルフメディケーション関連機器」とは、次に掲げるものの中から3つ以上設置している場合に「あり」とすること。
- ① 体重計
 - ② 体温計
 - ③ 血圧測定器
 - ④ 体組成計（体脂肪率、BMI等を含むもの）
 - ⑤ 血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメータ）
 - ⑥ 握力計
 - ⑦ 骨密度測定器

様式87の3の2

地域支援・医薬品供給対応体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出区分 (いずれかに○)	()	地域支援・医薬品供給対応体制加算 2
	()	地域支援・医薬品供給対応体制加算 3
	()	地域支援・医薬品供給対応体制加算 4
	()	地域支援・医薬品供給対応体制加算 5

2 保険薬局における直近 1 年間の処方箋受付回数 (①)		回	
3 各基準の実績回数			
地域支援・医薬品供給対応体制加算 2 : (4) を含む 3 つ以上を満たすこと。 地域支援・医薬品供給対応体制加算 3・5 : いずれか 7 つ以上を満たすこと。 地域支援・医薬品供給対応体制加算 4 : (4) と (7) を含む 3 つ以上を満たすこと。			
処方箋受付回数 1 万回当たりの基準 (1 年間の各基準の算定回数) (満たす実績に○) 期間: 年 月 ~ 年 月 ※下記 () 内は各加算の実績基準を示す		各基準に①を乗じて 1 万で除して得た回数※	保険薬局における実績の合計
()	(1) 時間外加算等及び夜間・休日等加算 (加算 2・3 : 40 回、加算 4・5 : 400 回)	回	回
()	(2) 麻薬の調剤回数 (加算 2・3 : 1 回、加算 4・5 : 10 回)	回	回
()	(3) 調剤時残薬調整加算及び薬学的有害事象等防止加算 (加算 2・3 : 20 回、加算 4・5 : 40 回)	回	回
()	(4) 服薬管理指導料 1 のイ及び 2 のイ (加算 2・3 : 20 回、加算 4・5 : 40 回)	回	回
()	(5) 外来服薬支援料 1 (加算 2・3 : 1 回、加算 4・5 : 12 回)	回	回
()	(6) 訪問薬剤管理指導料等 (単一建物診療患者又は単一建物居住者が 1 人の場合に限る。) (加算の区分によらず 24 回)	回	回
()	(7) 服薬情報等提供料等 (加算 2 又は 3 : 30 回、加算 4 又は 5 : 60 回)	回	回
()	(8) 小児特定加算 (加算の区分によらず 1 回)	回	回
保険薬局当たりの基準		保険薬局における実績の合計	
()	(9) 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得した保険薬剤師が地域の多職種と連携する会議の出席回数 (加算 2・3 : 1 回、加算 4・5 : 5 回)	回	

連携強化加算（調剤基本料）の施設基準に係る届出書添付書類

連携強化加算の施設基準（□には、適合する場合「✓」を記入すること）

1 第二種協定指定医療機関の指定を受けている。	☐
2 新型インフルエンザ等感染症等の発生時における体制の整備について	
ア 感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施 （外部の機関での研修・訓練に参加する場合を含む。）	☐
イ 個人防護具を備蓄している。	☐
ウ 要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症等の発生等がないときから整備している。	☐
3 災害の発生時における体制の整備について	
ア 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施 （外部の機関での研修・訓練に参加する場合を含む。）	☐
イ 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制がある。	☐
ウ 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみ又は当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間、休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制がある。	☐
4 災害の被災状況に応じた対応を習得する研修を薬局内で実施する、又は、地域の協議会・研修・訓練等に参加するよう計画を作成・実施している。	☐
5 災害や新興感染症発生時等における薬局の体制や対応について、それぞれの状況に応じた手順書等を作成し、当該保険薬局の職員に対して共有している。	☐
6 災害や新興感染症発生時等において対応可能な体制を確保していることについて、自局及びグループによる周知。	☐
7 「6」に係る薬局に係る地域での周知の方法（該当する項目に☑する）	☐ 地域の行政機関を通じて周知している。 ☐ 地域の薬剤師会等を通じて周知している。
8 オンライン服薬指導の実施要領に基づき、通信環境の確保及び研修の実施がされていること。	☐
9 医療情報システムの安全管理に関するガイドラインや薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストを活用するなどして、サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ全般について適切な対応を行う体制を有していること。	☐
10 要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット（体外診断用医薬品）を販売している。	☐
以下は、特別調剤基本料Aを算定している保険薬局のみ記載すること。	
11 特別な関係を有している保険医療機関が外来感染対策向上加算又は感染対策向上加算の届出を行った保険医療機関でないこと。	☐
12 特別な関係を有している保険医療機関名	

〔記載上の注意〕

- 「11」及び「12」は特別調剤基本料Aを算定する保険薬局が届出を行う場合に記載すること。
- 「11」の外来感染対策向上加算とは、医科点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及びA001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算、感染対策向上加算とは、医科点数表の区分番号A234-2及び歯科点数表の区分番号A224-2に掲げる感染対策向上加算を指す。

在宅薬学総合体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出区分	()	在宅薬学総合体制加算 1
(該当するものに○)	()	在宅薬学総合体制加算 2

2 在宅薬学総合体制加算 1 及び 2 の共通の施設基準	
(1) 在宅患者訪問薬剤管理指導に係る届出	☐ あり
(2) 緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制	☐ あり
(3) 在宅業務実施体制に係る自局及びグループによる周知	☐ している
(4) 在宅業務実施体制に係る地域での周知の方法 (該当するものに☑)	☐ 地域の行政機関を通じて周知している。
	☐ 地域の薬剤師会等を通じて周知している。
(5) 在宅業務に必要な体制の整備状況	
・在宅業務に関する職員等研修の実施実績及び計画	☐ あり
・外部の学術研修の受講	☐ あり
(6) 医療材料及び衛生材料の供給に必要な整備状況	☐ あり
(7) 麻薬小売業者免許の取得	(免許証の番号を記載 :)
(8) 服薬管理指導料 1 のイに規定するかかりつけ薬剤師による服薬管理指導を行う旨の届出	☐ あり
(9) 直近 1 年間の訪問薬剤管理指導の実績回数 (施設在宅等を含む) (実績回数の期間 : 年 月～ 年 月)	回

3 在宅薬学総合体制加算 2 の施設基準	
(1) 単一建物診療患者又は単一建物居住者等の実績 (実績回数の期間 : 年 月～ 年 月)	
ア 在宅患者訪問薬剤管理指導料 1 の実績回数	回
イ 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の実績回数	回
ウ 在宅患者緊急時等共同指導料の実績回数	回
エ 単一建物居住者の居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費の実績回数	回
オ アからエまでについて、在宅協力薬局として連携した場合の実績回数	回
カ アからエまでについて、同等の業務を行った場合の実績回数	回
(2) 次のいずれかの実績要件満たす	
ア 3 (1) アからカまでの合計回数が240回以上、かつ、その合計回数が2 (9) の直近 1 年間の訪問薬剤管理指導の実績回数全体に占める割合が 2 割を超える。	☐ 該当
イ 3 (1) アからカまでの合計回数が480回以上、かつ、その合計回数が2 (9) の直近 1 年間の訪問薬剤管理指導の実績回数全体に占める割合が 1 割を超える。	☐ 該当
(3) 当該保険薬局に在籍する保険薬剤師の人数 (常勤換算による保険薬剤師の人数)	(人) (常勤換算 人)
(4) 高度管理医療機器等の販売業の許可等	許可番号 :

(5) ア、イ又はウについて、実績回数があるものに○を記載すること。	
() ア. 訪問薬剤管理指導に係る麻薬指導加算等の実績回数 (10回以上／年)	回／年
() イ. 無菌製剤処理加算の実績回数 (1回以上／年)	回／年
() ウ. 小児在宅患者に対する体制	
小児在宅患者に対する訪問薬剤管理指導の実績回数 (6回以上／年) (A+B)	回
(参考)	
A 小児特定加算の算定実績 (在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料に係るものに限る。)	回
B 乳幼児加算の算定実績 (在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料に係るものに限る。)	回

[届出上の注意]

- 1 「1」の届出区分は、該当するものに○をすること。
- 2 在宅薬学総合体制加算1を届出する場合、2について記載すること。
- 3 在宅薬学総合体制加算2を届出する場合、2及び3について記載すること。
- 4 2(9)の実績については、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費の算定回数の合計を記載する。ただし、情報通信機器を用いた場合は除く。
- 5 3(1)のオについて、在宅協力薬局として実施した場合には、ア及びイに含めず、エとして記載すること。
- 6 3(1)のカの「同等の業務」については、在宅患者訪問薬剤管理指導料で規定される患者1人当たりの同一月内の訪問回数を超えて行った訪問薬剤管理指導業務を含む。
- 7 3の(5)ア、イ及びウについては、複数に適合する場合は、いずれにも○を記載すること。
- 8 3の(5)アについては、麻薬管理指導加算若しくは在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算(在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料又は在宅患者緊急時等共同指導料に係る加算)又は居宅療養管理指導費若しくは介護予防居宅療養管理指導費(薬剤師が行う場合)に係る加算の実績回数の合計を記載すること。

電子的調剤情報連携体制整備加算の施設基準に係る届出書添付書類

電子的調剤情報連携体制整備加算の施設基準

(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

1 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和51年厚生省令第36号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている。	☐
2 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制がある。	☐
3 オンライン資格確認等システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用できる体制がある。	☐
4 「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋により調剤する体制及び調剤結果を登録する体制を有している。また、調剤に際しては、電子処方箋管理サービスの重複投薬等チェック機能を用いて、患者の服用する薬剤における有効成分の重複その他薬物療法上の薬学的知見の観点から不適切な組合せが生じていないかの有無を確認することができる体制を整備している。	☐
5 電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理体制を有している。	☐
6 国等が全国で電子カルテ情報共有サービスの運用を開始した場合には、速やかに導入するように努めること。	☐
7 次に掲げる全ての事項について、保険薬局の見やすい場所に掲示し、ウェブサイトに掲載している。 ・オンライン資格確認システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報等を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用していること。 ・マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいること。 ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療DXに係る取組を実施していること。	☐
8 医療情報システムの安全管理に関するガイドラインや薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストを活用するなどして、サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ全般について適切な対応を行う体制を有している。	☐

〔記載上の注意〕

「8」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではない。

バイオ後続品調剤体制加算に係る届出添付文書

(1) バイオ後続品を適切に保管し、調剤する体制が整備されていること	☐
(2) 当該保険薬局において調剤したバイオ医薬品（バイオ後続品のあるものに限る。）の規格単位数量及び当該バイオ後続品の規格単位数量を合算した数量に占める当該バイオ後続品の規格単位数量の割合が80％以上となるバイオ医薬品の成分数	
(3) 当該保険薬局において調剤したバイオ医薬品の成分数	
(4) バイオ後続品の調剤を積極的に行っている旨を掲示していること	☐

バイオ医薬品成分名	①バイオ後続品調剤数量	②バイオ先行品調剤数量	③バイオ後続品調剤割合 →①/（①＋②）	④80％以上調剤割合成分 ※③が80％以上の場合 ☒
アダリムマブ（遺伝子組換え）			#DIV/0!	☐
インスリンアスパルト（遺伝子組換え）			#DIV/0!	☐
インスリングルルギン（遺伝子組換え）			#DIV/0!	☐
インスリンリスプロ（遺伝子組換え）			#DIV/0!	☐
エタネルセプト（遺伝子組換え）			#DIV/0!	☐
ソマトロピン（遺伝子組換え）			#DIV/0!	☐
テリパラチド（遺伝子組換え）			#DIV/0!	☐
フィルグラスチム（遺伝子組換え）			#DIV/0!	☐

〔記載上の注意〕
(2)及び(3)のバイオ医薬品の成分については、当該保険薬局において調剤実績のある成分のみ計算に含める。

「賃金改善実績報告書・ 賃金中間報告書（調剤）」

1. 調剤ベースアップ評価料を算定する保険薬局については、別添1の「実績報告書・中間報告書」を提出すること。
2. 法人内又はグループ内の同一の給与体系に基づく複数の保険薬局において、保険薬局の「月額賃金総額」及び「対象職員数」を通算して届出を行う場合には、別添2「実績報告書・中間報告書（法人）」を用いること。

(保険薬局) 賃金改善実績報告書 (令和 年度分)

保険薬局コード	0
保険薬局名	0

I. 提出書類の種類

- ☐ 賃金改善中間報告書
- ☒ 賃金改善実績報告書

II. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

- (1) 賃金改善実施期間

令和	年	月	～	令和	年	月

1	ヶ月
- (2) ベースアップ評価料算定期間

令和	年	月	～	令和	年	月

1	ヶ月

III. ベースアップ評価料による収入の実績額【(2)の期間中】

(3) 調剤ベースアップ評価料による収入の実績額	円

- 基本給等総額については1か月当たりの額を記載してください。
- ※ 「基本給等総額」とは、基本給等の合計をいい、賞与、期末・勤勉手当等特定の時期にのみ支払われる手当を含まない。
- ※ (9) のベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額も必ず記載すること
- 対象職員とは、当該保険薬局に勤務する職員をいう。
- ※ ただし、事業主、使用者、開設者、管理者、40歳以上の薬剤師並びに業務委託により勤務する者を除く。

【ベースアップ評価料対象職種について】

IV. ベースアップ評価料対象職員（全体）の月額賃金総額に係る事項

(4) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	0.0	人
(5) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	0	円
(6) 令和8年3月時点の給与体系を、当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	0	円
(7) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（5）－（6）】	0	円
(8) ベア等による賃金増率【（7）÷（6）】	#DIV/0!	%
(9) 上記（8）以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額		円

V-1. 事務職員の基本給等総額に係る事項

(10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】		人
(11) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】		円
(12) 令和8年3月時点の給与体系を、当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
(13) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（11）－（12）】	0	円
(14) ベア等による賃金増率【（13）÷（12）】	#DIV/0!	%
(15) 報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
(16) 前年度の賞与の支給月数		か月

V-2. 薬剤師の基本給等総額に係る事項

(17) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
(18) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
(19) 令和８年３月時点の給与体系を、当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
(20) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１か月分）【（18）－（19）】	0	円
(21) ベア等による賃金増率【（20）÷（19）】	#DIV/0!	%
(22) 報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
(23) 前年度の賞与の支給月数		か月

VI. 保険調剤による収入の割合

(24) 保険調剤による収入の総額【前会計年度における１年間の総額】		円
(25) 全ての収入の総額【前会計年度における１年間の総額】		円
(26) 保険調剤による収入の割合【（24）／（25）】	#DIV/0!	%

※ 保険調剤による収入の総額：調剤報酬（保険外併用療養費を除く。）、介護保険、国、地方公共団体、保険者等が交付する補助金等に係るものの総額（労災保険に係るものを除く）。

VII. ベースアップ評価料による収入が対象職員へ充当されているか

(27) ベースアップ評価料による収入の実績額【（３）】	0	円
(28) 対象職員全体の賃金改善実績額における、保険調剤分（算定期間分）【（７）×（26）×（算定期間）】	#DIV/0!	円
(29) ベア等以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額	0	円
(30) 収入の実績額と賃金改善実績額の差分【（（28）＋（29））－（27）】	#DIV/0!	円
(31) ベースアップ評価料算定による収入額が対象職員への賃上げに実施されているか	#DIV/0!	

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 開設者名：

【記載上の注意】

- 1 「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は１とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が１を超える場合は、１とする。）
- 2 VIについて、大臣折衝において賃上げの実行性確保の観点から、「対象職員の賃金改善実績額」の総額が、「ベースアップ評価料により得られた収入額」の総額と「ベア等以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む）の増加分に用いた額」の総額を合わせた額と比べて、同額以上となること。
- 3 Vについて、「報告書届出年度の賞与の支給月数」は、本様式を届け出る年度の賞与の月数を記載する。なお、賞与等を月数ではなく、定額などの金額で支給している場合は、空欄でもよい。
- 4 Vについて、「前年度の賞与の支給月数」は、本様式を届け出る年度の前年度に係る賞与の月数を記載する。なお、賞与等を月数賞与等を月数ではなく、定額などの金額で支給している場合は、空欄でもよい。

(保険薬局) 賃金改善実績報告書 (令和 年度分)

保険薬局コード	0
保険薬局名	0
同一グループ保険薬局名	
同一グループ保険薬局数	

I. 提出書類の種類

- ☐ 賃金改善中間報告書
- ☒ 賃金改善実績報告書

II. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月	1 ヶ月

(2) ベースアップ評価料算定期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月	1 ヶ月

III. ベースアップ評価料による収入の実績額【(2)の期間中】

(3) 調剤ベースアップ評価料による収入の実績額	円

- 基本給等総額については1か月当たりの額を記載してください。
- ※ 「基本給等総額」とは、基本給等の合計をいい、賞与、期末・勤勉手当等特定の時期にのみ支払われる手当を含まない。
- ※ (9) のベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額も必ず記載すること
- 対象職員とは、当該保険薬局に勤務する職員をいう。
- ※ ただし、事業主、使用者、開設者、管理者、40歳以上の薬剤師並びに業務委託により勤務する者を除く。

【ベースアップ評価料対象職種について】

IV. ベースアップ評価料対象職員（全体）の月額賃金総額に係る事項

(4) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	0.0	人
(5) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】	0	円
(6) 令和8年3月時点の給与体系を、当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額	0	円
(7) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（5）－（6）】	0	円
(8) ベア等による賃金増率【（7）÷（6）】	#DIV/0!	%
(9) 上記（8）以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額		円

V-1. 事務職員の基本給等総額に係る事項

(10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】		人
(11) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（1）の開始月時点】		円
(12) 令和8年3月時点の給与体系を、当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
(13) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（1か月分）【（11）－（12）】	0	円
(14) ベア等による賃金増率【（13）÷（12）】	#DIV/0!	%
(15) 報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
(16) 前年度の賞与の支給月数		か月

V-2. 薬剤師の基本給等総額に係る事項

(17) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
(18) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
(19) 令和８年３月時点の給与体系を、当該年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
(20) 基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１か月分）【（18）－（19）】	0	円
(21) ベア等による賃金増率【（20）÷（19）】	#DIV/0!	%
(22) 報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
(23) 前年度の賞与の支給月数		か月

VI. 保険調剤による収入の割合

(24) 保険調剤による収入の総額【前会計年度における１年間の総額】		円
(25) 全ての収入の総額【前会計年度における１年間の総額】		円
(26) 保険調剤による収入の割合【（24）／（25）】	#DIV/0!	%

※ 保険調剤による収入の総額：調剤報酬（保険外併用療養費を除く。）、介護保険、国、地方公共団体、保険者等が交付する補助金等に係るものの総額（労災保険に係るものを除く）。

VII. ベースアップ評価料による収入が対象職員へ充当されているか

(27) ベースアップ評価料による収入の実績額【（３）】	0	円
(28) 対象職員全体の賃金改善実績額における、保険調剤分（算定期間分）【（７）×（26）×（算定期間）】	#DIV/0!	円
(29) ベア等以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額	0	円
(30) 収入の実績額と賃金改善実績額の差分【（（28）＋（29））－（27）】	#DIV/0!	円
(31) ベースアップ評価料算定による収入額が対象職員への賃上げに実施されているか	#DIV/0!	

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 開設者名：

【記載上の注意】

- 1 「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は１とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が１を超える場合は、１とする。）
- 2 VIについて、大臣折衝において賃上げの実行性確保の観点から、「対象職員の賃金改善実績額」の総額が、「ベースアップ評価料により得られた収入額」の総額と「ベア等以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む）の増加分に用いた額」の総額を合わせた額と比べて、同額以上となること。
- 3 Vについて、「報告書届出年度の賞与の支給月数」は、本様式を届け出る年度の賞与の月数を記載する。なお、賞与等を月数ではなく、定額などの金額で支給している場合は、空欄でもよい。
- 4 Vについて、「前年度の賞与の支給月数」は、本様式を届け出る年度の前年度に係る賞与の月数を記載する。なお、賞与等を月数賞与等を月数ではなく、定額などの金額で支給している場合は、空欄でもよい。

保 医 発 0305 第 5 号
令 和 8 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公 印 省 略）
厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公 印 省 略）

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について

今般、保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 21 号。以下「改正省令」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 67 号。以下「改正告示」という。）が公布及び告示され、令和 8 年 6 月 1 日から施行及び適用されることとされたところであるが、その実施に伴う留意事項は次のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう保険医療機関等に対し、周知徹底を図られたい。

記

第 1 財産上の利益の収受による特定の事業者への誘導の禁止に関する事項（改正省令による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）（以下「新療担規則」という。）第 2 条の 5 の 2 及び改正告示による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号）（以下「新療担基準」という。）第 2 条の 5 の 2 関係）

1 改正の趣旨

本改正は、健康保険事業における適正な医療介護連携の推進を図る観点から、保険医療機関が、患者に対して特定の事業者を利用すべき旨の指示等を行う際に、金品その他の財産上の利益を収

受してはならないとする規定を新設したものであること。（以下、第1においては新療担規則第2条の5の2について記載するが、これは新療担基準第2条の5の2についても同様であること。）

保険医療機関が、患者に対し新療担規則第2条の5の2各号に掲げる事業者を利用すべき旨の指示等を行うことの対償として、当該事業者等から金品その他の財産上の利益を受け取ることにについては、特定の事業者への患者誘導につながる蓋然性が極めて高く、また、患者による療養上適切な事業者の選択を阻害するおそれがあることから、禁止することとしたものであること。この場合において、金品その他の財産上の利益とは、金銭、物品、便益、労務、饗応等を指すものであること。

2 新療担規則第2条の5の2第9号の「併せて利用する事業者」に関する事項

このうち、新療担規則第2条の5の2第9号については、患者が同条第1号から第8号までに掲げる事業者等を利用する際、他の事業者（特別の関係にある事業者をいう。）を併せて利用することの蓋然性が高い場合に、保険医療機関は当該事業者を利用する旨の指示等を行うことの対償として当該事業者から金品その他の財産上の利益を収受することを禁止する趣旨であり、「併せて利用する事業者」に該当する場合としては、例えば、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める事業者が該当するものであること。

- （1） 患者が新療担規則第2条の5の2第1号から第3号まで及び第5号から第8号までに掲げる事業者を利用するときに、同時に患者が居住する高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム又はマンション等の集合住宅等（以下「高齢者向け住まい等」という。）又は退院後に居住する高齢者向け住まい等を設置・運営する事業者の事業を利用する場合 当該高齢者向け住まい等を設置・運営する事業者
- （2） 患者に新療担規則第2条の5の2第1号から第8号までに掲げる事業者等を紹介・斡旋する事業者により、患者が当該事業者の紹介を受け、紹介先の同条第1号から第8号までに掲げる事業者等を利用する場合 当該紹介・斡旋する事業者

3 新療担規則第2条の5の2第9号の「特別の関係」に関する事項

- （1） 新療担規則第2条の5の2第1号から第8号までに掲げる事業者と他の事業者の関係が、次の（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する場合に、当該事業者と当該他の事業者は特別の関係にあると認められるものであること。
 - （イ） 当該事業者の開設者が、当該他の事業者の開設者と同一の場合
 - （ロ） 当該事業者の代表者が、当該他の事業者の代表者と同一の場合
 - （ハ） 当該事業者の代表者が、当該他の事業者の代表者の親族等である場合
- （ニ） 当該事業者の理事・監事・評議員その他の役員等のうち、当該他の事業者の役員等の親族等の占める割合が10分の3を超える場合
- （ホ） （イ）から（ニ）までに掲げる場合に準ずる場合（人事、資金等の関係を通じて、当該事業者が、財務上又は営業上若しくは事業上、緊密な関係にある範囲の事業者をいい、当該他の事業者の経営方針に対して重要な影響を与えることができると認められる場合に

限ることとし、具体的には以下の①から⑤までの場合を含むものとする。)

- ① 当該事業者が当該他の事業者の最終親会社等である場合
 - ② 当該事業者が当該他の事業者の最終親会社等の子会社等である場合
 - ③ 当該事業者が当該他の事業者の最終親会社等の関連会社等である場合
 - ④ 当該事業者又は当該事業者の親会社、子会社等の関連会社（以下単に「関連会社」という。）が、当該他の事業者（関連会社である場合を含む。）と当該事業者の運営に関するフランチャイズ契約を締結している場合
 - ⑤ 当該事業者又は関連会社が、当該他の事業者（関連会社である場合を含む。）と経営等に関するコンサルテーション等を委託している事業者である場合
- (2) (1)のほか、特別の関係にあると認められる場合としては、次の(イ)及び(ロ)に掲げる場合が該当するものであること。
- (イ) 患者が居住し、又は退院後に居住する高齢者住まい等を設置・運営する事業者が、新療担規則第2条の5の2第1号から第3号まで及び第5号から第8号までに掲げる事業者との間に契約その他の金銭の授受関係又は利用者の募集を共同・連携・委託して行うといった関係を有する場合
- (ロ) 新療担規則第2条の5の2第1号から第8号までに掲げる事業者等が、当該事業者に対して利用者を斡旋すること等を行う事業者との間に契約その他の金銭の授受関係又は利用者の募集を共同・連携・委託して行うといった関係を有する場合

4 2及び3の「新療担規則第2条の5の2第1号から第8号までに掲げる事業者等」とは、次の

(1) から (8) までに掲げる事業を行う者及び施設をいうものであること。

- (1) 指定訪問看護、指定介護予防訪問看護
- (2) 指定特定施設入居者生活介護
- (3) 指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (4) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
- (5) 指定介護予防特定施設入居者生活介護
- (6) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- (7) 指定居宅介護支援
- (8) 指定介護予防支援

5 3の「親族等」とは、親族関係を有する者及び次の(1)から(3)までに掲げる者をいうものであること。

- (1) 事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (2) 使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- (3) (1)又は(2)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

第2 処方箋様式に関する事項（新療担規則様式第2号及び第2号の2関係）

- 1 リフィル処方箋の患者認知度を向上する観点から、処方箋様式にリフィル処方箋の説明を追加

したこと。

- 2 処方箋様式の備考欄のうち、保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応の欄について、「調剤する薬剤を減量した上で保険医療機関に情報提供」項目を設け、当該指示を行うときには、□欄に「✓」を記載することができるものとしたこと。
- 3 「調剤する薬剤を減量した上で保険医療機関に情報提供」項目の□欄に「✓」が記載された処方箋を受け付けた保険薬局の保険薬剤師は、患者の残薬の状況を確認した上で、処方箋に記載された医薬品について、用法及び用量の変更は行わずに投与日数等を減らす調剤（以下「減数調剤」という。）を、必要に応じて行うものであること。当該指示に基づき減数調剤を行った場合は、保険薬剤師は、手帳を用いて服薬管理指導を行う場合には当該手帳にその旨を記載するとともに、患者の残薬の状況、その理由及び実際に患者へ交付した薬剤の投与量、患者への説明内容等について、原則、翌営業日までに当該減数調剤に係る処方箋を発行した保険医療機関に情報提供すること。なお、残薬を確認した結果、減数調剤を行うに当たって、調剤する医薬品の調剤日数又は数量を「0」とすることはできず、必要な場合には従前のとおり、処方医への事前の照会を行うこと。
- 4 保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応の欄の「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」項目の□欄に「✓」が記載された処方箋又はいずれにも「✓」が記載されていない処方箋を受け付けた保険薬局において、残薬を確認した場合は、保険薬剤師は、必要に応じて当該処方箋を発行した保険医に照会を事前に行い、その結果に基づき調剤を行うこと。

第3 保険医による投薬又は注射に当たってのバイオ後続品の使用の考慮の努力義務に関する事項（新療担規則第20条第2号ニ及び同条第4号ロ並びに第21条第2号ニ及び同条第4号ロ並びに新療担基準第20条第3号ニ及び同条第5号ロ並びに第21条第3号ニ及び同条第5号ロ関係）
保険医である医師又は歯科医師は、投薬又は注射を行うに当たっては、バイオ後続品の使用を考慮するよう努めなければならないものとしたこと。

第4 バイオ後続品の調剤の体制に関する事項（改正省令による改正後の保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第7条の2及び第8条第3項並びに新療担基準第29条の2及び第30条第3項関係）

- 1 保険薬局は、バイオ後続品の備蓄に関する体制その他のバイオ後続品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならないものとしたこと。
- 2 保険薬剤師は、保険医がバイオ医薬品の一般的名称を記載する処方箋を交付したときは、患者に対して、バイオ後続品に関する説明を適切に行わなければならないものとしたこと。この場合において、保険薬剤師は、バイオ後続品を調剤するよう努めなければならないものとしたこと。
- 3 先行バイオ医薬品とバイオ後続品の効能効果が異なるバイオ医薬品の一般的名称が記載された処方箋を受け付けた保険薬局の保険薬剤師は、後発医薬品の調剤と同様に、適切な対応を行うこと。
- 4 バイオ医薬品を含む注射薬について処方箋に銘柄名の記載がなされた場合は、保険薬局において処方医に事前に確認することなく含量違い又は類似する別剤形の後発医薬品に変更して調剤すること（変更調剤）はできないことに留意すること。

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 5 日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

保医発 0305 第 10 号
令和 8 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 60 号。以下「薬価基準」という。）については、令和 8 年厚生労働省告示第 72 号をもって改正され、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号。以下「揭示事項等告示」という。）が、令和 8 年厚生労働省告示第 68 号をもって改正され、第 1 条については、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとされたことに伴い、関係する医薬品に係る留意事項を下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 薬価とは、保険医療機関及び保険薬局における医薬品の支給に要する額として、医療保険から支払われるものであり、保険医療機関及び保険薬局が医薬品を購入する際に支払うべき消費税及び地方消費税に相当する額を含めているものであること。
- 2 薬価の算定については、「薬価算定の基準について」（令和 8 年 2 月 13 日保発 0213 第 3

号)に基づき、算出したこと。

3 薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	6 9 6 4	3 4 2 4	1 8 5 6	2 8	1 2 2 7 2

4 揭示事項等告示の一部改正に伴う留意事項について

(1) ヒプトロバック水性懸濁注射用

本製剤は、治療の一環として用いられるワクチンとして、揭示事項等告示の別表第3に収載したものである。薬価基準に収載されておらず、本製剤の使用に係る薬剤費は請求できない。また、本製剤の使用に係る、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に掲げる注射料等の技術料については、保険請求が認められる。本製剤の使用に係る技術料を請求する場合、薬剤名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(2) テボックスカプセル 200 mg

本製剤は、感染症による危機への対応として特に重要な医薬品として、揭示事項等告示の別表第4に収載したものである。薬価基準に収載されておらず、本製剤の使用に係る薬剤費は請求できない。また、本製剤の使用に係る、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に掲げる処方料、調剤料等の技術料については、保険請求が認められる。本製剤の使用に係る技術料を請求する場合、薬剤名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

5 関係通知の一部改正について

- (1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成12年11月24日付け保険発第135号）の記のⅡの1、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正に伴う留意事項について」（平成15年6月6日付け保医発第0606001号）の記の2の(3)、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正に伴う留意事項について」（平成16年4月23日付け保医発第0423001号）の記の2中の「プレセデックス静注液 200 μ g「アボット」及びプレセデックス静注液 200 μ g「マルイシ」」、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成21年9月18日付け保医発0918第5号）の記の2の(3)、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成21年12月11日付け保医発1211第4号）の記の2の(2)、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成22年9月17日付け保医発0917第1号）の記の2の(3)、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成22年12月10日付け保医発1210第2

号)の記の2の(2)、「使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について」(平成25年2月22日付け保医発0222第5号)の記の2の(5)、「使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について」(平成25年8月27日付け保医発0827第2号)の記の2の(3)、「使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について」(平成25年12月13日付け保医発1213第6号)の記の2の(10)及び(11)、「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」(平成27年12月10日付け保医発1210第1号)の記の3の(11)、「抗PCSK9抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの一部改正に伴う留意事項の一部改正等について」(平成29年12月15日付け保医発1215第12号)の記の2、「ゴナールエフ皮下注用75、同皮下注用150、同皮下注ペン300、同皮下注ペン450及び同皮下注ペン900の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について」(平成31年2月21日付け保医発0221第3号)の記の1、「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」(令和元年9月3日付け保医発0903第1号)の記の4の(4)、「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」(令和2年5月19日付け保医発0519第3号)の記の4の(5)並びに「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」(令和4年6月16日付け保医発0616第1号)の記の3の(3)を削除する。

- (2) 「薬価基準の一部改正について」(平成11年8月13日付け保険発第112号)の記のⅡの2中「スターシス錠30mg、同90mg及びファスティック錠30、同90」を「ファスティック錠30及び同錠90」に改める。
- (3) 「薬価基準の一部改正について」(平成11年8月13日付け保険発第112号)の記のⅡの4中「ジェムザール注射用200mg、同注射用1g及び後発医薬品のゲムシタビン塩酸塩製剤」を「後発医薬品のゲムシタビン塩酸塩点滴静注製剤」に改める。
- (4) 「使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について」(平成13年2月2日付け保医発第29号)の記のⅡの1中「オメプラール錠10、同20及びオメプラゾン錠10mg、同20mg」を「オメプラール錠10及び同錠20」に改める。
- (5) 「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」(平成28年4月19日付け保医発0419第1号)の記の2の(2)の④を削除し、⑤を④に改める。
- (6) 「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」(平成29年11月21日付け保医発1121第11号)の記の4の(6)中「エイフスチラ静注用250、同静注用500」を「エイフスチラ静注用500」に改める。
- (7) 「医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について」(令和3年6月23日付け保医発0623第1号)の記の1の(1)中「グラン注射液

75、同注射液 150、」を「グラン注射液 75、」に改める。

- (8) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 4 年 5 月 24 日付け保医発 0524 第 3 号）の記の 3 の（5）中「サムタス点滴静注用 8mg、同点滴静注用 16mg」を「サムタス点滴静注用 8mg」に改める。
- (9) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（令和 4 年 8 月 17 日付け保医発第 0817 号 4 号）の記の 4 の（1）中の①を削除し、②を①に改める。
- (10) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 5 年 3 月 14 日付け保医発 0314 第 4 号）の記の 4 の（5）の②中「注入器一体型」を「針付注入器一体型」に、「医科点数表区分番号「C151」注入器加算」を「医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算」に改める。
- (11) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 7 年 3 月 18 日付け保医発 0318 第 4 号）の記の 4 の（5）の②中「注入器一体型」を「針付注入器一体型」に、「医科点数表区分番号「C151」注入器加算」を「医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算」に改める。
- (12) 「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について」（平成 29 年 11 月 30 日付け保医発 1130 第 3 号）の記の 3 中の「トルツ皮下注 80mg オートインジェクター、同皮下注 80mg シリンジ」を「トルツ皮下注 80mg オートインジェクター」に改める。
- (13) 「医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について」（令和 6 年 9 月 24 日付け保医発 0924 第 1 号）の記の 1 の（1）中「レキサルティ錠 1mg、同錠 2mg、同 OD 錠 0.5mg」を「レキサルティ OD 錠 0.5mg」に改める。

(参考：新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 12 年 11 月 24 日付け保険発第 135 号）の記のⅡの 1

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 1 ファーストシン静注用 1g バッグ S、同バッグ G の保険適応上の 取扱い (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正に伴う留意事項について」（平成 15 年 6 月 6 日付け保医発第 0606001 号）の記の 2 の（3）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (3) デスモプレシン・スプレー10 協和 ①・② (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正に伴う留意事項について」（平成 16 年 4 月 23 日付け保医発第 0423001 号）の記の 2

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について プレセデックス静注液 200 μ g「アボット」 プレセデックス静注液 200 μ g「マルイシ」 本製剤の用法・用量において、本製剤の投与は 24 時間を超えない こととされているので、使用にあたっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 21 年 9 月 18 日付け保医発 0918 第 5 号）の記の 2 の（3）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (3) ノボラピッド注 イノレット、レベミル注 イノレット ①・② (略)

◎「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について」(平成 21 年 12 月 11 日付け保医発 1211 第 4 号)の記の 2 の(2)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (2) イメンドカプセルセット、イメンドカプセル 80 mg、イメンドカ プセル 125 mg (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 22 年 9 月 1 7 日付け保医発 0917 第 1 号）の記の 2 の（3）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (3) サイビスクディス®関節注 2 mL (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 22 年 12 月 10 日付け保医発 1210 第 2 号）の記の 2 の（2）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (2) バイエッタ皮下注 5 μ g ペン 300 及び同 10 μ g ペン 300 ①～③ (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 25 年 2 月 22 日付け保医発 0222 第 5 号）の記の 2 の（5）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (5) ナーブロック筋注 2500 単位 ①・② (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 25 年 8 月 27 日付け保医発 0827 第 2 号）の記の 2 の（3）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (3) リキスミア皮下注 300μg ①～③ (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 25 年 12 月 13 日付け保医発 1213 第 6 号）の記の 2 の(10)及び(11)

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (10) ラベキュアパック 400 及び同 800 (略) (11) ラベファインパック (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 27 年 12 月 10 日付け保医発 1210 第 1 号）の記の 3 の(11)

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (11) デスモプレシン点鼻スプレー0.01%「ILS」 ①・② (略)

◎「抗 PCSK9 抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの一部改正に伴う留意事項の一部改正等について」（平成 29 年 12 月 15 日付け保医発 1215 第 12 号）の記の 2

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（削る）	2 レパーサ皮下注 420mg オートミニドザーの留意事項について （略）

◎「ゴナールエフ皮下注用 75、同皮下注用 150、同皮下注ペン 300、同皮下注ペン 450 及び同皮下注ペン 900 の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について」（平成 31 年 2 月 21 日付け保医発 0221 第 3 号）の記の 1

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（削る）	1 効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項について ゴナールエフ皮下注用 75 及び同皮下注用 150 （１）・（２）（略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年 9 月 3 日付け保医発 0903 第 1 号）の記の 4 の（4）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (4) オンパットロ点滴静注 2mg/mL (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和２年５月１９日付け保医発 0519 第３号）の記の４の（５）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
４ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	４ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (５) オゼンピック皮下注 0.25mgSD、同皮下注 0.5mgSD 及び同皮下注 1.0mgSD ①～③ (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和４年６月１６日付け保医発 0616 第１号）の記の３の（３）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (３) テリパラチド皮下注用 56.5 μ g「サワイ」 ①～③ (略)

◎「薬価基準の一部改正について」（平成 11 年 8 月 13 日付け保険発第 112 号）の記のⅡの 2

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 2 ファスティック錠 30 及び同錠 90 の保険適用上の取扱い等 (1)・(2) (略)	Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 2 <u>スターシス錠 30mg、同 90mg 及び</u> ファスティック錠 30、 <u>同 90</u> の 保険適用上の取扱い等 (1)・(2) (略)

◎「薬価基準の一部改正について」（平成 11 年 8 月 13 日付け保険発第 112 号）の記のⅡの 4

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 4 <u>後発医薬品のゲムシタビン塩酸塩点滴静注製剤</u> の保険適用上の取扱い (略)	Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 4 ジェムザール <u>注射用 200mg、同注射用 1g 及び後発医薬品のゲムシタビン塩酸塩製剤</u> の保険適用上の取扱い (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 13 年 2 月 2 日付け保医発第 29 号）の記のⅡの 1

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 1 オメプラール錠 10 <u>及び同錠 20</u> の保険適用上の取扱いについて (略)	Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 1 オメプラール錠 10、 <u>同 20 及びオメプラゾン錠 10mg、同 20mg</u> の 保険適用上の取扱いについて (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 28 年 4 月 19 日付け保医発 0419 第 1 号）の記の 2 の（2）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （2） レパーサ皮下注 140mg シリンジ及び同ペン ①～③ （略） （削る） ④ ①にかかわらず、次の場合においては投与が認められるものとする。 1）・ 2） （略）	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （2） レパーサ皮下注 140mg シリンジ及び同ペン ①～③ （略） ④ <u>420mg の 1 回投与を行う場合には、レパーサ皮下注 420mg オー トミニドザーを使用すること。</u> ⑤ ①にかかわらず、次の場合においては投与が認められるものとする。 1）・ 2） （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 29 年 11 月 21 日付け保医発 1121 第 11 号）の記の 4 の（6）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （6） エイフスチラ静注用 500、同静注用 1000、同静注用 1500、同静注用 2000、同静注用 2500 及び同静注用 3000 ①・② （略）	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （6） エイフスチラ静注用 250、同静注用 500、同静注用 1000、同静注用 1500、同静注用 2000、同静注用 2500 及び同静注用 3000 ①・② （略）

◎「医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について」（令和３年６月２３日付け保医発 0623 第１号）の記の１の（１）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
１ 効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項について （１） グラン注射液 75、同注射液 M300、同シリンジ 75、同シリンジ 150 及びシリンジ M300 （略）	１ 効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項について （１） グラン注射液 75、 <u>同注射液 150</u> 、同注射液 M300、同シリンジ 75、同シリンジ 150 及びシリンジ M300 （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和４年５月２４日付け保医発 0524 第３号）の記の３の（５）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （５） サムタス点滴静注用 8mg （略）	３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （５） サムタス点滴静注用 8mg、 <u>同点滴静注用 16mg</u> （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（令和４年８月１７日付け保医発第 0817 号４号）の記の４の（１）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
４ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （１） ラゲブリオカプセル 200mg 及び同錠 400mg （削る） ① 本薬剤の効能又は効果に関連する注意において、「臨床試験における主な投与経験を踏まえ、SARS-CoV-2 による感染症の重症化リスク因子を有する等、本剤の投与が必要と考えられる患者に投与すること。また、本剤の投与対象については最新のガイドラインも参考にすること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。	４ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （１） ラゲブリオカプセル 200mg 及び同錠 400mg ① <u>これまで本薬剤は、製造販売業者から厚生労働省が提供を受け、各医療機関・薬局に配分していたところであり、厚生労働省より配分された本薬剤の費用は請求できないものであること。</u> ② 本薬剤の効能又は効果に関連する注意において、「臨床試験における主な投与経験を踏まえ、SARS-CoV-2 による感染症の重症化リスク因子を有する等、本剤の投与が必要と考えられる患者に投与すること。また、本剤の投与対象については最新のガイドラインも参考にすること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和５年３月１４日付け保医発 0314 第４号）の記の４の（５）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
４ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （５） マンジャロ皮下注 2.5mg アテオス、同皮下注 5mg アテオス、同皮下注 7.5mg アテオス、同皮下注 10mg アテオス、同皮下注 12.5mg アテオス及び同皮下注 15mg アテオス ① （略） ② 本製剤は針付注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。 ③ （略）	４ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （５） マンジャロ皮下注 2.5mg アテオス、同皮下注 5mg アテオス、同皮下注 7.5mg アテオス、同皮下注 10mg アテオス、同皮下注 12.5mg アテオス及び同皮下注 15mg アテオス ① （略） ② 本製剤は注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。 ③ （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 7 年 3 月 18 日付け保医発 0318 第 4 号）の記の 4 の（5）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （5） ゼップバウンド皮下注 2.5mg アテオス、同皮下注 5mg アテオス、同皮下注 7.5mg アテオス、同皮下注 10mg アテオス、同皮下注 12.5mg アテオス、同皮下注 15mg アテオス ① （略） ② 本製剤は針付注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （5） ゼップバウンド皮下注 2.5mg アテオス、同皮下注 5mg アテオス、同皮下注 7.5mg アテオス、同皮下注 10mg アテオス、同皮下注 12.5mg アテオス、同皮下注 15mg アテオス ① （略） ② 本製剤は注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

◎「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について」（平成 29 年 11 月 30 日付け保医発 1130 第 3 号）の記の 3

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 掲示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等の一部改正に伴う 留意事項について トルツ皮下注 80mg オートインジェクター ①・② （略）	3 掲示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等の一部改正に伴う 留意事項について トルツ皮下注 80mg オートインジェクター、 <u>同皮下注 80mg シリンジ</u> ①・② （略）

◎「医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について」（令和 6 年 9 月 24 日付け保医発 0924 第 1 号）の記の 1 の（1）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
1 効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項について （1） レキサルティ OD 錠 0.5mg、同 OD 錠 1mg 及び同 OD 錠 2mg （略）	1 効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項について （1） レキサルティ <u>錠 1mg、同錠 2mg、同</u> OD 錠 0.5mg、同 OD 錠 1mg 及び同 OD 錠 2mg （略）

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 5 日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

保険医の使用医薬品（揭示事項等告示第 6 関係）及び保険薬剤師の使用医薬品
（揭示事項等告示第 14 関係）に係る留意事項について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

保医発 0305 第 11 号
令和 8 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

保険医の使用医薬品（揭示事項等告示第 6 関係）及び保険薬剤師の
使用医薬品（揭示事項等告示第 14 関係）に係る留意事項について

保険医及び保険薬剤師の使用医薬品については、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号。以下「揭示事項等告示」という。）の第 6 及び第 14 に定められているところですが、当該告示については、令和 8 年厚生労働省告示第 68 号をもって改正され、令和 8 年 4 月 1 日から適用されることとなったところであり、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（令和 8 年厚生労働省告示第 72 号）の別表、揭示事項等告示の別表第 2 に収載されている医薬品、治療の一環として用いられるワクチン（別表第 3 に収載されている医薬品に限る。）及び感染症による危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品（別表第 4 に収載されている医薬品に限る。）について、保険医が施用又は処方すること及び保険薬剤師が使用して調剤することができる

こととしたものであること。

- 2 医療上の需要がなくなる等の理由により、製造販売業者から今後供給する予定がなく、既に製造販売承認の整理の手続がとられた医薬品について、揭示事項等告示の別表第1に収載し、経過措置品目としたものであること。

なお、経過措置品目とされた医薬品の使用期限は、別表第1については令和9年3月31日限りとしたものであること。

- 3 揭示事項等告示の別表第1に収載された医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	2 2 7	1 1 7	6 0	0	4 0 4

- 4 揭示事項等告示の別表第2に収載された医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	0	4	9	3 2	4 5

- 5 揭示事項等告示の別表第3に収載された医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	0	1	0	0	1

- 6 揭示事項等告示の別表第4に収載された医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	1	0	0	0	1

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 5 日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品」等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

保医発 0305 第 12 号
令和 8 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品」等について

調剤報酬点数表における後発医薬品調剤体制加算をはじめとする診療報酬上の加算等における実績要件である後発医薬品の使用（調剤）割合（以下「新指標の割合」という。）の算出に当たって対象となる後発医薬品については、「「診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和 7 年 3 月 7 日保医発 0307 第 2 号。以下「旧通知」という。）により周知するとともに、その一覧を当省のホームページに掲載し、薬価基準に医薬品を収載する際に該当するものがあつた場合に、その一覧を更新している。

また、後発医薬品の数量シェア（置換え率）の算出で用いられる「後発医薬品のある先発医薬品」に係る情報についても、当省のホームページに掲載しているところである。

令和 8 年度薬価改定を踏まえ、令和 8 年 4 月 1 日以降の新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品等の取扱いについては、下記のとおり取り扱うこととするので、保険医療機関、保険薬局、審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

なお、旧通知は、令和 8 年 3 月 31 日限り廃止する。

また、本リストについては、当省ホームページにて掲載する予定である旨申し添える。（www.mhlw.go.jp/topics/2026/04/tp20260401-01.html）

記

1. 令和 8 年 6 月 1 日から適用となる医科診療報酬点数表の「地域支援・医薬品供給対応体制加算」及び「地域支援・外来医薬品供給対応体制加算」、歯科診療報酬点数表の「地域支援・医薬品供給対応体制加算」及び「地域支援・外来医薬品供給対応体制加算」並びに調剤報酬点数表の「地域支援・医薬品供給対応体制加算」及び

「調剤基本料」注 8 に規定する減算（後発医薬品に減算）（以下「加算等」という。）における新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品については、別紙 1 のとおりとし、別紙 2 に示す後発医薬品については、令和 8 年度薬価改定において、その薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっているため、令和 8 年 4 月 1 日以降の診療・調剤分については、新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品から除外することとする。

2. 加算等における新指標の割合の算出に当たって対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」については、別紙 3 のとおりとし、別紙 4 に示す「後発医薬品のある先発医薬品」については、令和 8 年度薬価改定において、その薬価が後発医薬品の薬価よりも低くなっている又は後発医薬品の薬価と同額となっているため、令和 8 年 4 月 1 日以降の診療・調剤分については、新指標の割合の算出に当たって対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」から除外することとする。

別紙1

新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	1124001F2037	エスタゾラム	2 m g 1 錠	エスタゾラム錠 2 m g 「アメル」		共和薬品工業	6. 30
内用薬	1124003F2010	ニトラゼパム	5 m g 1 錠	ニトラゼパム 5 m g 錠			6. 30
内用薬	1124003F3016	ニトラゼパム	1 0 m g 1 錠	ニトラゼパム 1 0 m g 錠			6. 30
内用薬	1124007F1011	トリアゾラム	0. 1 2 5 m g 1 錠	トリアゾラム 0. 1 2 5 m g 錠			6. 10
内用薬	1124007F2018	トリアゾラム	0. 2 5 m g 1 錠	トリアゾラム 0. 2 5 m g 錠			6. 30
内用薬	1124008F1016	フルニトラゼパム	1 m g 1 錠	フルニトラゼパム 1 m g 錠			6. 10
内用薬	1124008F2012	フルニトラゼパム	2 m g 1 錠	フルニトラゼパム 2 m g 錠			6. 30
内用薬	1124017F2011	ジアゼパム	2 m g 1 錠	ジアゼパム 2 m g 錠			6. 10
内用薬	1124017F4014	ジアゼパム	5 m g 1 錠	ジアゼパム 5 m g 錠			6. 20
内用薬	1124017F5096	ジアゼパム	1 0 m g 1 錠	局	ジアゼパム錠 1 0 m g 「ツルハラ」	鶴原製薬	6. 10
内用薬	1124020F3044	ブロマゼパム	3 m g 1 錠	ブロマゼパム錠 3 m g 「サンド」		サンド	6. 30
内用薬	1124023F2017	アルブラゾラム	0. 8 m g 1 錠	アルブラゾラム 0. 8 m g 錠			6. 30
内用薬	1124026C1115	トフィソパム	1 0 % 1 g	トフィソパム細粒 1 0 % 「ツルハラ」		鶴原製薬	10. 40
内用薬	1124026F1014	トフィソパム	5 0 m g 1 錠	トフィソパム 5 0 m g 錠			6. 30
内用薬	1124029F2014	ロフラゼブ酸エチル	2 m g 1 錠	ロフラゼブ酸エチル 2 m g 錠			10. 80
内用薬	1124030F1010	クアゼパム	1 5 m g 1 錠	クアゼパム 1 5 m g 錠			20. 60
内用薬	1124030F2017	クアゼパム	2 0 m g 1 錠	クアゼパム 2 0 m g 錠			26. 70
内用薬	1129007F1018	ゾピクロン	7. 5 m g 1 錠	ゾピクロン 7. 5 m g 錠			10. 80
内用薬	1129007F2014	ゾピクロン	1 0 m g 1 錠	ゾピクロン 1 0 m g 錠			10. 80
内用薬	1129008F1012	タンドスピロンクエン酸塩	5 m g 1 錠	タンドスピロンクエン酸塩 5 m g 錠			6. 30
内用薬	1129008F2019	タンドスピロンクエン酸塩	1 0 m g 1 錠	タンドスピロンクエン酸塩 1 0 m g 錠			8. 40
内用薬	1129008F3015	タンドスピロンクエン酸塩	2 0 m g 1 錠	タンドスピロンクエン酸塩 2 0 m g 錠			16. 50
内用薬	1129009F1017	ゾルピデム酒石酸塩	5 m g 1 錠	ゾルピデム酒石酸塩 5 m g 錠			10. 80
内用薬	1129009F2013	ゾルピデム酒石酸塩	1 0 m g 1 錠	ゾルピデム酒石酸塩 1 0 m g 錠			10. 80
内用薬	1129009F2048	ゾルピデム酒石酸塩	1 0 m g 1 錠	局	ゾルピデム酒石酸塩錠 1 0 m g 「A F P」	アルフレッサファーマ	14. 10
内用薬	1129009F2110	ゾルピデム酒石酸塩	1 0 m g 1 錠	局	ゾルピデム酒石酸塩錠 1 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	14. 10
内用薬	1129009F2234	ゾルピデム酒石酸塩	1 0 m g 1 錠	局	ゾルピデム酒石酸塩錠 1 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	14. 10
内用薬	1129009F2285	ゾルピデム酒石酸塩	1 0 m g 1 錠	局	ゾルピデム酒石酸塩錠 1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	14. 10
内用薬	1129009F2293	ゾルピデム酒石酸塩	1 0 m g 1 錠	局	ゾルピデム酒石酸塩錠 1 0 m g 「日医工」	日医工	14. 10
内用薬	1129009F2366	ゾルピデム酒石酸塩	1 0 m g 1 錠	局	ゾルピデム酒石酸塩錠 1 0 m g 「N P I」	東洋カプセル	14. 10
内用薬	1129009F2374	ゾルピデム酒石酸塩	1 0 m g 1 錠	局	ゾルピデム酒石酸塩錠 1 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	13. 00
内用薬	1129009F3010	ゾルピデム酒石酸塩	5 m g 1 錠	ゾルピデム酒石酸塩 5 m g 口腔内崩壊錠			10. 80
内用薬	1129009F4040	ゾルピデム酒石酸塩	1 0 m g 1 錠	ゾルピデム酒石酸塩OD錠 1 0 m g 「サワイ」		沢井製薬	10. 80
内用薬	1129009F4059	ゾルピデム酒石酸塩	1 0 m g 1 錠	ゾルピデム酒石酸塩ODフィルム 1 0 m g 「モチダ」		救急薬品工業	14. 10
内用薬	1129009F4067	ゾルピデム酒石酸塩	1 0 m g 1 錠	ゾルピデム酒石酸塩OD錠 1 0 m g 「トーワ」		東和薬品	14. 10
内用薬	1129009F4075	ゾルピデム酒石酸塩	1 0 m g 1 錠	ゾルピデム酒石酸塩OD錠 1 0 m g 「日医工」		日医工	14. 10
内用薬	1129009S1023	ゾルピデム酒石酸塩	5 m g 1 m L 1 包	ゾルピデム酒石酸塩内用液 5 m g 「タカタ」		高田製薬	26. 60
内用薬	1129009S2020	ゾルピデム酒石酸塩	1 0 m g 2 m L 1 包	ゾルピデム酒石酸塩内用液 1 0 m g 「タカタ」		高田製薬	30. 70
内用薬	1129010F1010	エスゾピクロン	1 m g 1 錠	エスゾピクロン 1 m g 錠			6. 70
内用薬	1129010F1044	エスゾピクロン	1 m g 1 錠	エスゾピクロン錠 1 m g 「KMP」		共創未来ファーマ	9. 10
内用薬	1129010F1052	エスゾピクロン	1 m g 1 錠	エスゾピクロン錠 1 m g 「N P I」		日本薬品工業	8. 70
内用薬	1129010F1079	エスゾピクロン	1 m g 1 錠	エスゾピクロン錠 1 m g 「YD」		陽進堂	8. 30
内用薬	1129010F1150	エスゾピクロン	1 m g 1 錠	エスゾピクロン錠 1 m g 「明治」		Me i j i S e i k a ファルマ	8. 30
内用薬	1129010F2016	エスゾピクロン	2 m g 1 錠	エスゾピクロン 2 m g 錠			10. 80
内用薬	1129010F2040	エスゾピクロン	2 m g 1 錠	エスゾピクロン錠 2 m g 「KMP」		共創未来ファーマ	15. 30
内用薬	1129010F2059	エスゾピクロン	2 m g 1 錠	エスゾピクロン錠 2 m g 「N P I」		日本薬品工業	14. 40

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1129010F2156	エスゾピクロン	2 m g 1 錠	エスゾピクロン錠 2 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	12. 90
内用薬	1129010F3012	エスゾピクロン	3 m g 1 錠	エスゾピクロン 3 m g 錠		12. 20
内用薬	1129010F3047	エスゾピクロン	3 m g 1 錠	エスゾピクロン錠 3 m g 「KMP」	共創未来ファーマ	19. 40
内用薬	1129010F3055	エスゾピクロン	3 m g 1 錠	エスゾピクロン錠 3 m g 「NP I」	日本薬品工業	17. 40
内用薬	1129010F3071	エスゾピクロン	3 m g 1 錠	エスゾピクロン錠 3 m g 「YD」	陽進堂	16. 70
内用薬	1129010F3080	エスゾピクロン	3 m g 1 錠	エスゾピクロン錠 3 m g 「アメル」	共和薬品工業	16. 70
内用薬	1129010F3098	エスゾピクロン	3 m g 1 錠	エスゾピクロン錠 3 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	17. 90
内用薬	1129010F3128	エスゾピクロン	3 m g 1 錠	エスゾピクロン錠 3 m g 「トーワ」	東和薬品	16. 70
内用薬	1129010F3136	エスゾピクロン	3 m g 1 錠	エスゾピクロン錠 3 m g 「日新」	日新製薬（山形）	16. 70
内用薬	1129010F3152	エスゾピクロン	3 m g 1 錠	エスゾピクロン錠 3 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	16. 70
内用薬	1139005B1056	ゾニサミド	2 0 % 1 g	ゾニサミド散 2 0 % 「アメル」	共和薬品工業	23. 80
内用薬	1139005F1015	ゾニサミド	1 0 0 m g 1 錠	ゾニサミド 1 0 0 m g 錠		10. 80
内用薬	1139008F1035	トピラマート	5 0 m g 1 錠	トピラマート錠 5 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	18. 40
内用薬	1139008F2031	トピラマート	1 0 0 m g 1 錠	トピラマート錠 1 0 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	25. 60
内用薬	1139008F3038	トピラマート	2 5 m g 1 錠	トピラマート錠 2 5 m g 「アメル」	共和薬品工業	8. 60
内用薬	1139009F3016	ラモトリギン	2 5 m g 1 錠	ラモトリギン 2 5 m g 錠		6. 30
内用薬	1139009F3040	ラモトリギン	2 5 m g 1 錠	ラモトリギン錠 2 5 m g 「アメル」	共和薬品工業	10. 40
内用薬	1139009F3059	ラモトリギン	2 5 m g 1 錠	ラモトリギン錠 2 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	10. 40
内用薬	1139009F3067	ラモトリギン	2 5 m g 1 錠	ラモトリギン錠 2 5 m g 「トーワ」	東和薬品	10. 40
内用薬	1139009F4012	ラモトリギン	1 0 0 m g 1 錠	ラモトリギン 1 0 0 m g 錠		21. 70
内用薬	1139009F4047	ラモトリギン	1 0 0 m g 1 錠	ラモトリギン錠 1 0 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	25. 30
内用薬	1139009F4055	ラモトリギン	1 0 0 m g 1 錠	ラモトリギン錠 1 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	25. 30
内用薬	1139009F4063	ラモトリギン	1 0 0 m g 1 錠	ラモトリギン錠 1 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	25. 30
内用薬	1139010F1032	レベチラセタム	2 5 0 m g 1 錠	レベチラセタム錠 2 5 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	22. 70
内用薬	1139010F1040	レベチラセタム	2 5 0 m g 1 錠	レベチラセタム錠 2 5 0 m g 「V T R S」	ダイト	22. 70
内用薬	1139010F1059	レベチラセタム	2 5 0 m g 1 錠	レベチラセタム錠 2 5 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	22. 70
内用薬	1139010F1067	レベチラセタム	2 5 0 m g 1 錠	レベチラセタム錠 2 5 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	24. 00
内用薬	1139010F1075	レベチラセタム	2 5 0 m g 1 錠	レベチラセタム錠 2 5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	22. 70
内用薬	1139010F1083	レベチラセタム	2 5 0 m g 1 錠	レベチラセタム錠 2 5 0 m g 「タカタ」	高田製薬	22. 70
内用薬	1139010F1091	レベチラセタム	2 5 0 m g 1 錠	レベチラセタム錠 2 5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	22. 70
内用薬	1139010F1105	レベチラセタム	2 5 0 m g 1 錠	レベチラセタム錠 2 5 0 m g 「日医工」	日医工	22. 70
内用薬	1139010F1113	レベチラセタム	2 5 0 m g 1 錠	レベチラセタム錠 2 5 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	24. 70
内用薬	1139010F1121	レベチラセタム	2 5 0 m g 1 錠	レベチラセタム錠 2 5 0 m g 「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	24. 20
内用薬	1139010F1130	レベチラセタム	2 5 0 m g 1 錠	レベチラセタム錠 2 5 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	22. 70
内用薬	1139010F1148	レベチラセタム	2 5 0 m g 1 錠	レベチラセタム錠 2 5 0 m g 「サンド」	サンド	22. 70
内用薬	1139010F2039	レベチラセタム	5 0 0 m g 1 錠	レベチラセタム錠 5 0 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	36. 80
内用薬	1139010F2047	レベチラセタム	5 0 0 m g 1 錠	レベチラセタム錠 5 0 0 m g 「V T R S」	ダイト	36. 80
内用薬	1139010F2055	レベチラセタム	5 0 0 m g 1 錠	レベチラセタム錠 5 0 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	36. 80
内用薬	1139010F2063	レベチラセタム	5 0 0 m g 1 錠	レベチラセタム錠 5 0 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	43. 60
内用薬	1139010F2071	レベチラセタム	5 0 0 m g 1 錠	レベチラセタム錠 5 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	36. 80
内用薬	1139010F2080	レベチラセタム	5 0 0 m g 1 錠	レベチラセタム錠 5 0 0 m g 「タカタ」	高田製薬	36. 80
内用薬	1139010F2098	レベチラセタム	5 0 0 m g 1 錠	レベチラセタム錠 5 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	36. 80
内用薬	1139010F2101	レベチラセタム	5 0 0 m g 1 錠	レベチラセタム錠 5 0 0 m g 「日医工」	日医工	36. 80
内用薬	1139010F2110	レベチラセタム	5 0 0 m g 1 錠	レベチラセタム錠 5 0 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	38. 90
内用薬	1139010F2128	レベチラセタム	5 0 0 m g 1 錠	レベチラセタム錠 5 0 0 m g 「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	40. 10
内用薬	1139010F2136	レベチラセタム	5 0 0 m g 1 錠	レベチラセタム錠 5 0 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	36. 80
内用薬	1139010F2144	レベチラセタム	5 0 0 m g 1 錠	レベチラセタム錠 5 0 0 m g 「サンド」	サンド	36. 80

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1139010F3027	レベチラセタム	2 5 0 m g 1 包	レベチラセタム粒状錠2 5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	24.60
内用薬	1139010F4023	レベチラセタム	5 0 0 m g 1 包	レベチラセタム粒状錠5 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	36.80
内用薬	1139010R1039	レベチラセタム	5 0 % 1 g	レベチラセタムドライシロップ5 0 % 「J G」	日本ジェネリック	57.90
内用薬	1139010R1047	レベチラセタム	5 0 % 1 g	レベチラセタムドライシロップ5 0 % 「Y D」	陽進堂	57.90
内用薬	1139010R1055	レベチラセタム	5 0 % 1 g	レベチラセタムD S 5 0 % 「杏林」	キョーリンリメディオ	60.90
内用薬	1139010R1063	レベチラセタム	5 0 % 1 g	レベチラセタムD S 5 0 % 「サワイ」	沢井製薬	57.90
内用薬	1139010R1071	レベチラセタム	5 0 % 1 g	レベチラセタムD S 5 0 % 「タカタ」	高田製薬	60.90
内用薬	1139010R1080	レベチラセタム	5 0 % 1 g	レベチラセタムD S 5 0 % 「トーワ」	東和薬品	57.90
内用薬	1139010R1098	レベチラセタム	5 0 % 1 g	レベチラセタムドライシロップ5 0 % 「日医工」	日医工	57.90
内用薬	1139010R1101	レベチラセタム	5 0 % 1 g	レベチラセタムドライシロップ5 0 % 「日新」	日新製薬（山形）	60.90
内用薬	1139010R1110	レベチラセタム	5 0 % 1 g	レベチラセタムドライシロップ5 0 % 「明治」	M e i j i S e i k a ファルマ	57.90
内用薬	1139015F1035	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠5 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	74.20
内用薬	1139015F1043	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠5 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	74.20
内用薬	1139015F1051	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠5 0 m g 「Y D」	陽進堂	74.20
内用薬	1139015F1060	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠5 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	74.20
内用薬	1139015F1078	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠5 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	74.20
内用薬	1139015F1086	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	74.20
内用薬	1139015F1094	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠5 0 m g 「サンド」	サンド	74.20
内用薬	1139015F1108	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠5 0 m g 「ダイト」	ダイト	74.20
内用薬	1139015F1116	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠5 0 m g 「タカタ」	高田製薬	74.20
内用薬	1139015F1124	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠5 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	74.20
内用薬	1139015F2031	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠1 0 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	121.10
内用薬	1139015F2040	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠1 0 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	121.10
内用薬	1139015F2058	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠1 0 0 m g 「Y D」	陽進堂	121.10
内用薬	1139015F2066	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠1 0 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	121.10
内用薬	1139015F2074	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠1 0 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	121.10
内用薬	1139015F2082	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠1 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	121.10
内用薬	1139015F2090	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠1 0 0 m g 「サンド」	サンド	121.10
内用薬	1139015F2104	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠1 0 0 m g 「ダイト」	ダイト	121.10
内用薬	1139015F2112	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠1 0 0 m g 「タカタ」	高田製薬	121.10
内用薬	1139015F2120	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠1 0 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	121.10
内用薬	1139015R1031	ラコサミド	1 0 % 1 g	ラコサミドドライシロップ1 0 % 「J G」	日本ジェネリック	133.30
内用薬	1139015R1040	ラコサミド	1 0 % 1 g	ラコサミドドライシロップ1 0 % 「Y D」	陽進堂	133.30
内用薬	1139015R1058	ラコサミド	1 0 % 1 g	ラコサミドD S 1 0 % 「アメル」	共和薬品工業	133.30
内用薬	1139015R1066	ラコサミド	1 0 % 1 g	ラコサミドドライシロップ1 0 % 「ケミファ」	日本ケミファ	133.30
内用薬	1139015R1074	ラコサミド	1 0 % 1 g	ラコサミドD S 1 0 % 「サワイ」	沢井製薬	133.30
内用薬	1139015R1082	ラコサミド	1 0 % 1 g	ラコサミドドライシロップ1 0 % 「サンド」	サンド	133.30
内用薬	1139015R1090	ラコサミド	1 0 % 1 g	ラコサミドドライシロップ1 0 % 「ダイト」	ダイト	133.30
内用薬	1139015R1104	ラコサミド	1 0 % 1 g	ラコサミドD S 1 0 % 「タカタ」	高田製薬	133.30
内用薬	1139015R1112	ラコサミド	1 0 % 1 g	ラコサミドドライシロップ1 0 % 「日新」	日新製薬（山形）	133.30
内用薬	1141007F1012	アセトアミノフェン	2 0 0 m g 1 錠	アセトアミノフェン2 0 0 m g 錠		6.30
内用薬	1141007F1063	アセトアミノフェン	2 0 0 m g 1 錠	コロナール錠2 0 0	あゆみ製薬	6.50
内用薬	1141007F1152	アセトアミノフェン	2 0 0 m g 1 錠	アセトアミノフェン錠2 0 0 m g 「J G」	長生堂製薬	6.50
内用薬	1141007F1225	アセトアミノフェン	2 0 0 m g 1 錠	アセトアミノフェン錠2 0 0 m g 「T C K」	辰巳化学	6.50
内用薬	1141007F2019	アセトアミノフェン	3 0 0 m g 1 錠	アセトアミノフェン3 0 0 m g 錠		6.30
内用薬	1141007F2027	アセトアミノフェン	3 0 0 m g 1 錠	コロナール錠3 0 0	あゆみ製薬	6.90
内用薬	1141007F2043	アセトアミノフェン	3 0 0 m g 1 錠	アセトアミノフェン錠3 0 0 m g 「J G」	長生堂製薬	6.90

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1141007F3023	アセトアミノフェン	5 0 0 m g 1 錠	カロナール錠5 0 0	あゆみ製薬	11. 20
内用薬	1141007F3031	アセトアミノフェン	5 0 0 m g 1 錠	アセトアミノフェン錠5 0 0 m g 「マルイシ」	丸石製薬	11. 20
内用薬	1141007F3040	アセトアミノフェン	5 0 0 m g 1 錠	アセトアミノフェン錠5 0 0 m g 「ケンエー」	健栄製薬	11. 20
内用薬	1141007Q1013	アセトアミノフェン	2 % 1 m L	アセトアミノフェン2 %シロップ		7. 10
内用薬	1141007R1060	アセトアミノフェン	2 0 % 1 g	アセトアミノフェンD S小児用2 0 % 「タカタ」	高田製薬	6. 90
内用薬	1141007R1078	アセトアミノフェン	2 0 % 1 g	アセトアミノフェンD S小児用2 0 % 「トーワ」	東和薬品	17. 00
内用薬	1141007R1086	アセトアミノフェン	2 0 % 1 g	アセトアミノフェンD S小児用2 0 % 「三和」	三和化学研究所	17. 00
内用薬	1141007R2031	アセトアミノフェン	4 0 % 1 g	アセトアミノフェンD S 4 0 % 「三和」	三和化学研究所	14. 80
内用薬	1147002F1013	ジクロフェナクナトリウム	2 5 m g 1 錠	ジクロフェナクナトリウム2 5 m g 錠		6. 10
内用薬	1149019F1013	ロキソプロフェンナトリウム 水和物	6 0 m g 1 錠	ロキソプロフェンナトリウム6 0 m g 錠		10. 50
内用薬	1149029F1017	ザルトプロフェン	8 0 m g 1 錠	ザルトプロフェン8 0 m g 錠		10. 80
内用薬	1149032F1132	エトドラク	1 0 0 m g 1 錠	エトドラク錠1 0 0 m g 「S W」	沢井製薬	6. 30
内用薬	1149035F1012	メロキシカム	5 m g 1 錠	メロキシカム5 m g 錠		7. 30
内用薬	1149035F1136	メロキシカム	5 m g 1 錠	メロキシカム錠5 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	9. 50
内用薬	1149035F1144	メロキシカム	5 m g 1 錠	メロキシカム錠5 m g 「サワイ」	沢井製薬	9. 50
内用薬	1149035F1195	メロキシカム	5 m g 1 錠	メロキシカム錠5 m g 「日医工」	日医工	9. 50
内用薬	1149035F2051	メロキシカム	1 0 m g 1 錠	メロキシカム錠1 0 m g 「N P」	ニプロ	10. 10
内用薬	1149035F2060	メロキシカム	1 0 m g 1 錠	メロキシカム錠1 0 m g 「N P I」	日本薬品工業	10. 10
内用薬	1149035F2132	メロキシカム	1 0 m g 1 錠	メロキシカム錠1 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	14. 40
内用薬	1149035F2140	メロキシカム	1 0 m g 1 錠	メロキシカム錠1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	14. 40
内用薬	1149035F2183	メロキシカム	1 0 m g 1 錠	メロキシカム錠1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	14. 40
内用薬	1149035F2191	メロキシカム	1 0 m g 1 錠	メロキシカム錠1 0 m g 「日医工」	日医工	9. 20
内用薬	1149035F2221	メロキシカム	1 0 m g 1 錠	メロキシカム錠1 0 m g 「クニヒロ」	皇漢堂製薬	10. 10
内用薬	1149037F1011	セレコキシブ	1 0 0 m g 1 錠	セレコキシブ1 0 0 m g 錠		6. 30
内用薬	1149037F1097	セレコキシブ	1 0 0 m g 1 錠	セレコキシブ錠1 0 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	8. 30
内用薬	1149037F1100	セレコキシブ	1 0 0 m g 1 錠	セレコキシブ錠1 0 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	8. 30
内用薬	1149037F1119	セレコキシブ	1 0 0 m g 1 錠	セレコキシブ錠1 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	8. 30
内用薬	1149037F1143	セレコキシブ	1 0 0 m g 1 錠	セレコキシブ錠1 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	8. 30
内用薬	1149037F1160	セレコキシブ	1 0 0 m g 1 錠	セレコキシブ錠1 0 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	8. 30
内用薬	1149037F1194	セレコキシブ	1 0 0 m g 1 錠	セレコキシブ錠1 0 0 m g 「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	8. 30
内用薬	1149037F1208	セレコキシブ	1 0 0 m g 1 錠	セレコキシブ錠1 0 0 m g 「三笠」	三笠製薬	8. 30
内用薬	1149037F1216	セレコキシブ	1 0 0 m g 1 錠	セレコキシブ錠1 0 0 m g 「明治」	M e ファルマ	8. 30
内用薬	1149037F1224	セレコキシブ	1 0 0 m g 1 錠	セレコキシブ錠1 0 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	8. 30
内用薬	1149037F2018	セレコキシブ	2 0 0 m g 1 錠	セレコキシブ2 0 0 m g 錠		6. 70
内用薬	1149037F2042	セレコキシブ	2 0 0 m g 1 錠	セレコキシブ錠2 0 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	12. 50
内用薬	1149037F2085	セレコキシブ	2 0 0 m g 1 錠	セレコキシブ錠2 0 0 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	12. 50
内用薬	1149037F2093	セレコキシブ	2 0 0 m g 1 錠	セレコキシブ錠2 0 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	12. 50
内用薬	1149037F2107	セレコキシブ	2 0 0 m g 1 錠	セレコキシブ錠2 0 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	12. 50
内用薬	1149037F2115	セレコキシブ	2 0 0 m g 1 錠	セレコキシブ錠2 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	11. 10
内用薬	1149037F2131	セレコキシブ	2 0 0 m g 1 錠	セレコキシブ錠2 0 0 m g 「武田テバ」	T’ s ファーマ	12. 50
内用薬	1149037F2140	セレコキシブ	2 0 0 m g 1 錠	セレコキシブ錠2 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	12. 50
内用薬	1149037F2166	セレコキシブ	2 0 0 m g 1 錠	セレコキシブ錠2 0 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	12. 50
内用薬	1149037F2190	セレコキシブ	2 0 0 m g 1 錠	セレコキシブ錠2 0 0 m g 「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	12. 50
内用薬	1149037F2204	セレコキシブ	2 0 0 m g 1 錠	セレコキシブ錠2 0 0 m g 「三笠」	三笠製薬	12. 50
内用薬	1149037F2212	セレコキシブ	2 0 0 m g 1 錠	セレコキシブ錠2 0 0 m g 「明治」	M e ファルマ	12. 50
内用薬	1149037F2220	セレコキシブ	2 0 0 m g 1 錠	セレコキシブ錠2 0 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	12. 50
内用薬	1149038F1032	トラマドール塩酸塩	2 5 m g 1 錠	トラマドール塩酸塩OD錠2 5 m g 「K O」	寿製薬	8. 40

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1149038F2039	トラマドール塩酸塩	5 0 m g 1 錠	トラマドール塩酸塩OD錠5 0 m g 「K O」	寿製薬	14. 30
内用薬	1149117F1012	トラマドール塩酸塩・アセト アミノフェン	1 錠	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン錠		6. 30
内用薬	1149117F1055	トラマドール塩酸塩・アセト アミノフェン	1 錠	トアラセット配合錠「J G」	日本ジェネリック	9. 90
内用薬	1149117F1071	トラマドール塩酸塩・アセト アミノフェン	1 錠	トアラセット配合錠「S N」	シオノケミカル	9. 90
内用薬	1149117F1080	トラマドール塩酸塩・アセト アミノフェン	1 錠	トアラセット配合錠「T C」	東洋カプセル	14. 30
内用薬	1149117F1098	トラマドール塩酸塩・アセト アミノフェン	1 錠	トアラセット配合錠「T C K」	辰巳化学	9. 90
内用薬	1149117F1152	トラマドール塩酸塩・アセト アミノフェン	1 錠	トアラセット配合錠「ケミファ」	日本薬品工業	14. 30
内用薬	1149117F1160	トラマドール塩酸塩・アセト アミノフェン	1 錠	トアラセット配合錠「サワイ」	沢井製薬	14. 30
内用薬	1149117F1179	トラマドール塩酸塩・アセト アミノフェン	1 錠	トアラセット配合錠「サンド」	サンド	9. 90
内用薬	1149117F1195	トラマドール塩酸塩・アセト アミノフェン	1 錠	トアラセット配合錠「トール」	東和薬品	9. 90
内用薬	1149117F1250	トラマドール塩酸塩・アセト アミノフェン	1 錠	トアラセット配合錠「三笠」	三笠製薬	9. 90
内用薬	1149117F1276	トラマドール塩酸塩・アセト アミノフェン	1 錠	トアラセット配合錠「N I G」	日医工岐阜工場	9. 90
内用薬	1149117F1284	トラマドール塩酸塩・アセト アミノフェン	1 錠	トアラセット配合錠「KMP」	共創未来ファーマ	9. 90
内用薬	1161001C1011	アマンタジン塩酸塩	1 0 % 1 g	アマンタジン塩酸塩1 0 %細粒		6. 90
内用薬	1161001F1018	アマンタジン塩酸塩	5 0 m g 1 錠	アマンタジン塩酸塩5 0 m g 錠		6. 30
内用薬	1162001B1048	ビペリデン塩酸塩	1 % 1 g	ビペリデン塩酸塩散1 %「ヨシトミ」	田辺ファーマ	11. 70
内用薬	1162001C1051	ビペリデン塩酸塩	1 % 1 g	ビペリデン塩酸塩細粒1 %「アメル」	共和薬品工業	11. 00
内用薬	1162001F1015	ビペリデン塩酸塩	1 m g 1 錠	ビペリデン塩酸塩1 m g 錠		6. 10
内用薬	1162001F2046	ビペリデン塩酸塩	2 m g 1 錠	ビペリデン塩酸塩錠2 m g 「サワイ」	沢井製薬	6. 10
内用薬	1169002B1116	トリヘキシフェニジル塩酸塩	1 % 1 g	トリヘキシフェニジル塩酸塩散1 %「C H」	長生堂製薬	14. 70
内用薬	1169005F1014	ブロモクリプチンメシル酸塩	2 . 5 m g 1 錠	ブロモクリプチンメシル酸塩2 . 5 m g 錠		10. 80
内用薬	1169008F1069	ペルゴリドメシル酸塩	5 0 μ g 1 錠	ペルゴリド錠5 0 μ g 「サワイ」	沢井製薬	13. 90
内用薬	1169008F2065	ペルゴリドメシル酸塩	2 5 0 μ g 1 錠	ペルゴリド錠2 5 0 μ g 「サワイ」	沢井製薬	57. 80
内用薬	1169010F1015	セレギリン塩酸塩	2 . 5 m g 1 錠	セレギリン塩酸塩2 . 5 m g 錠		135. 00
内用薬	1169012F1049	プラミペキソール塩酸塩水和 物	0 . 1 2 5 m g 1 錠	プラミペキソール塩酸塩錠0 . 1 2 5 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	7. 70
内用薬	1169012F1065	プラミペキソール塩酸塩水和 物	0 . 1 2 5 m g 1 錠	プラミペキソール塩酸塩錠0 . 1 2 5 m g 「F F P」	共創未来ファーマ	8. 90
内用薬	1169012F1073	プラミペキソール塩酸塩水和 物	0 . 1 2 5 m g 1 錠	プラミペキソール塩酸塩錠0 . 1 2 5 m g 「J G」	日本ジェネリック	8. 90
内用薬	1169012F1120	プラミペキソール塩酸塩水和 物	0 . 1 2 5 m g 1 錠	プラミペキソール塩酸塩錠0 . 1 2 5 m g 「Y D」	陽進堂	8. 90
内用薬	1169012F1170	プラミペキソール塩酸塩水和 物	0 . 1 2 5 m g 1 錠	プラミペキソール塩酸塩錠0 . 1 2 5 m g 「日医 工」	日医工	8. 90
内用薬	1169012F1189	プラミペキソール塩酸塩水和 物	0 . 1 2 5 m g 1 錠	プラミペキソール塩酸塩錠0 . 1 2 5 m g 「日 新」	日新製薬（山形）	8. 90
内用薬	1169012F2045	プラミペキソール塩酸塩水和 物	0 . 5 m g 1 錠	プラミペキソール塩酸塩錠0 . 5 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	27. 80
内用薬	1169012F2061	プラミペキソール塩酸塩水和 物	0 . 5 m g 1 錠	プラミペキソール塩酸塩錠0 . 5 m g 「F F P」	共創未来ファーマ	33. 10
内用薬	1169012F2070	プラミペキソール塩酸塩水和 物	0 . 5 m g 1 錠	プラミペキソール塩酸塩錠0 . 5 m g 「J G」	日本ジェネリック	33. 10
内用薬	1169012F2126	プラミペキソール塩酸塩水和 物	0 . 5 m g 1 錠	プラミペキソール塩酸塩錠0 . 5 m g 「Y D」	陽進堂	30. 80
内用薬	1169012F2177	プラミペキソール塩酸塩水和 物	0 . 5 m g 1 錠	プラミペキソール塩酸塩錠0 . 5 m g 「日医工」	日医工	27. 80
内用薬	1169012F2185	プラミペキソール塩酸塩水和 物	0 . 5 m g 1 錠	プラミペキソール塩酸塩錠0 . 5 m g 「日新」	日新製薬（山形）	33. 10
内用薬	1169012F3025	プラミペキソール塩酸塩水和 物	0 . 1 2 5 m g 1 錠	プラミペキソール塩酸塩OD錠0 . 1 2 5 m g 「トール」	東和薬品	8. 90
内用薬	1169012F4021	プラミペキソール塩酸塩水和 物	0 . 5 m g 1 錠	プラミペキソール塩酸塩OD錠0 . 5 m g 「トール」	東和薬品	30. 80
内用薬	1169012G1036	プラミペキソール塩酸塩水和 物	0 . 3 7 5 m g 1 錠	プラミペキソール塩酸塩L A錠0 . 3 7 5 m g M I 「D S E P」	第一三共エスファ	18. 90
内用薬	1169012G1060	プラミペキソール塩酸塩水和 物	0 . 3 7 5 m g 1 錠	プラミペキソール塩酸塩L A錠0 . 3 7 5 m g M I 「オーハラ」	大原薬品工業	18. 90
内用薬	1169012G1079	プラミペキソール塩酸塩水和 物	0 . 3 7 5 m g 1 錠	プラミペキソール塩酸塩L A錠0 . 3 7 5 m g M I 「サワイ」	沢井製薬	18. 90
内用薬	1169012G1087	プラミペキソール塩酸塩水和 物	0 . 3 7 5 m g 1 錠	プラミペキソール塩酸塩L A錠0 . 3 7 5 m g M I 「トール」	東和薬品	18. 90
内用薬	1169012G2032	プラミペキソール塩酸塩水和 物	1 . 5 m g 1 錠	プラミペキソール塩酸塩L A錠1 . 5 m g M I 「D S E P」	第一三共エスファ	67. 40
内用薬	1169012G2067	プラミペキソール塩酸塩水和 物	1 . 5 m g 1 錠	プラミペキソール塩酸塩L A錠1 . 5 m g M I 「オーハラ」	大原薬品工業	67. 40
内用薬	1169012G2075	プラミペキソール塩酸塩水和 物	1 . 5 m g 1 錠	プラミペキソール塩酸塩L A錠1 . 5 m g M I 「サワイ」	沢井製薬	67. 40
内用薬	1169012G2083	プラミペキソール塩酸塩水和 物	1 . 5 m g 1 錠	プラミペキソール塩酸塩L A錠1 . 5 m g M I 「トール」	東和薬品	67. 40
内用薬	1169013F1035	ロピニロール塩酸塩	0 . 2 5 m g 1 錠	ロピニロール錠0 . 2 5 m g 「J G」	長生堂製薬	14. 70

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1169013F2031	ロピニロール塩酸塩	1 m g 1錠	ロピニロール錠1 m g「J G」	長生堂製薬	27.10
内用薬	1169013F3038	ロピニロール塩酸塩	2 m g 1錠	ロピニロール錠2 m g「J G」	長生堂製薬	48.90
内用薬	1169013F4026	ロピニロール塩酸塩	0. 2 5 m g 1錠	ロピニロールOD錠0. 2 5 m g「アメル」	共和薬品工業	6.70
内用薬	1169013F5022	ロピニロール塩酸塩	1 m g 1錠	ロピニロールOD錠1 m g「アメル」	共和薬品工業	27.10
内用薬	1169013F6029	ロピニロール塩酸塩	2 m g 1錠	ロピニロールOD錠2 m g「アメル」	共和薬品工業	48.90
内用薬	1169013G1049	ロピニロール塩酸塩	2 m g 1錠	ロピニロール徐放錠2 m g「トーフ」	東和薬品	43.30
内用薬	1169013G1057	ロピニロール塩酸塩	2 m g 1錠	ロピニロール徐放錠2 m g「サワイ」	沢井製薬	43.30
内用薬	1169013G1065	ロピニロール塩酸塩	2 m g 1錠	ロピニロール徐放錠2 m g「KMP」	共創未来ファーマ	43.30
内用薬	1169013G2045	ロピニロール塩酸塩	8 m g 1錠	ロピニロール徐放錠8 m g「トーフ」	東和薬品	145.60
内用薬	1169013G2053	ロピニロール塩酸塩	8 m g 1錠	ロピニロール徐放錠8 m g「サワイ」	沢井製薬	145.60
内用薬	1169013G2061	ロピニロール塩酸塩	8 m g 1錠	ロピニロール徐放錠8 m g「KMP」	共創未来ファーマ	145.60
内用薬	1169014F1030	エンタカポン	1 0 0 m g 1錠	局 エンタカポン錠1 0 0 m g「J G」	日本ジェネリック	24.10
内用薬	1169014F1056	エンタカポン	1 0 0 m g 1錠	局 エンタカポン錠1 0 0 m g「アメル」	共和薬品工業	24.10
内用薬	1169014F1064	エンタカポン	1 0 0 m g 1錠	局 エンタカポン錠1 0 0 m g「トーフ」	東和薬品	24.10
内用薬	1169014F1072	エンタカポン	1 0 0 m g 1錠	局 エンタカポン錠1 0 0 m g「サンド」	サンド	24.10
内用薬	1169015F2030	ゾニサミド	2 5 m g 1錠	ゾニサミドOD錠2 5 m g T R E「SM P P」	住友ファーマプロモ	231.00
内用薬	1169015F2049	ゾニサミド	2 5 m g 1錠	ゾニサミドOD錠2 5 m g T R E「D S E P」	第一三共エスファ	231.00
内用薬	1169015F2057	ゾニサミド	2 5 m g 1錠	ゾニサミドOD錠2 5 m g T R E「K O」	寿製薬	231.00
内用薬	1169015F2065	ゾニサミド	2 5 m g 1錠	ゾニサミドOD錠2 5 m g T R E「Z E」	全星薬品工業	267.00
内用薬	1169015F2073	ゾニサミド	2 5 m g 1錠	ゾニサミドOD錠2 5 m g T R E「アメル」	共和薬品工業	231.00
内用薬	1169015F2081	ゾニサミド	2 5 m g 1錠	ゾニサミドOD錠2 5 m g T R E「杏林」	キョーリンリメディオ	231.00
内用薬	1169015F2090	ゾニサミド	2 5 m g 1錠	ゾニサミドOD錠2 5 m g T R E「ケミファ」	日本ケミファ	231.00
内用薬	1169015F2103	ゾニサミド	2 5 m g 1錠	ゾニサミドOD錠2 5 m g T R E「サワイ」	沢井製薬	231.00
内用薬	1169015F2111	ゾニサミド	2 5 m g 1錠	ゾニサミドOD錠2 5 m g T R E「サンド」	サンド	231.00
内用薬	1169015F2120	ゾニサミド	2 5 m g 1錠	ゾニサミドOD錠2 5 m g T R E「ダイト」	ダイト	231.00
内用薬	1169015F2138	ゾニサミド	2 5 m g 1錠	ゾニサミドOD錠2 5 m g T R E「トーフ」	東和薬品	231.00
内用薬	1169015F2146	ゾニサミド	2 5 m g 1錠	ゾニサミドOD錠2 5 m g T R E「日医工」	日医工	231.00
内用薬	1169015F2154	ゾニサミド	2 5 m g 1錠	ゾニサミドOD錠2 5 m g T R E「日新」	日新製薬（山形）	231.00
内用薬	1169015F2162	ゾニサミド	2 5 m g 1錠	ゾニサミドOD錠2 5 m g T R E「ニプロ」	ニプロ	231.00
内用薬	1169015F2170	ゾニサミド	2 5 m g 1錠	ゾニサミドOD錠2 5 m g T R E「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	267.00
内用薬	1169015F3037	ゾニサミド	5 0 m g 1錠	ゾニサミドOD錠5 0 m g T R E「SM P P」	住友ファーマプロモ	342.70
内用薬	1169015F3045	ゾニサミド	5 0 m g 1錠	ゾニサミドOD錠5 0 m g T R E「D S E P」	第一三共エスファ	342.70
内用薬	1169015F3053	ゾニサミド	5 0 m g 1錠	ゾニサミドOD錠5 0 m g T R E「K O」	寿製薬	379.30
内用薬	1169015F3061	ゾニサミド	5 0 m g 1錠	ゾニサミドOD錠5 0 m g T R E「Z E」	全星薬品工業	379.30
内用薬	1169015F3070	ゾニサミド	5 0 m g 1錠	ゾニサミドOD錠5 0 m g T R E「アメル」	共和薬品工業	342.70
内用薬	1169015F3088	ゾニサミド	5 0 m g 1錠	ゾニサミドOD錠5 0 m g T R E「杏林」	キョーリンリメディオ	342.70
内用薬	1169015F3096	ゾニサミド	5 0 m g 1錠	ゾニサミドOD錠5 0 m g T R E「ケミファ」	日本ケミファ	379.30
内用薬	1169015F3100	ゾニサミド	5 0 m g 1錠	ゾニサミドOD錠5 0 m g T R E「サワイ」	沢井製薬	342.70
内用薬	1169015F3118	ゾニサミド	5 0 m g 1錠	ゾニサミドOD錠5 0 m g T R E「サンド」	サンド	342.70
内用薬	1169015F3126	ゾニサミド	5 0 m g 1錠	ゾニサミドOD錠5 0 m g T R E「ダイト」	ダイト	379.30
内用薬	1169015F3134	ゾニサミド	5 0 m g 1錠	ゾニサミドOD錠5 0 m g T R E「トーフ」	東和薬品	379.30
内用薬	1169015F3142	ゾニサミド	5 0 m g 1錠	ゾニサミドOD錠5 0 m g T R E「日医工」	日医工	342.70
内用薬	1169015F3150	ゾニサミド	5 0 m g 1錠	ゾニサミドOD錠5 0 m g T R E「日新」	日新製薬（山形）	342.70
内用薬	1169015F3169	ゾニサミド	5 0 m g 1錠	ゾニサミドOD錠5 0 m g T R E「ニプロ」	ニプロ	379.30
内用薬	1169015F3177	ゾニサミド	5 0 m g 1錠	ゾニサミドOD錠5 0 m g T R E「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	401.60
内用薬	1169101F1154	レボドパ・カルビドパ水和物	1錠	カルコーバ配合錠L 1 0 0	共和薬品工業	11.30
内用薬	1169101F1170	レボドパ・カルビドパ水和物	1錠	ドパコール配合錠L 1 0 0	ダイト	7.90

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	1169101F2061	レボドパ・カルビドパ水和物	1錠	カルコーバ配合錠L 2 5 0		共和薬品工業	30.00
内用薬	1169101F2070	レボドパ・カルビドパ水和物	1錠	ドパコール配合錠L 2 5 0		ダイト	29.80
内用薬	1169101F3033	レボドパ・カルビドパ水和物	1錠	ドパコール配合錠L 5 0		ダイト	6.30
内用薬	1172014F2163	レボメプロマジンマレイン酸塩	2 5 m g 1錠	レボメプロマジン錠2 5 m g 「ツルハラ」		鶴原製薬	6.30
内用薬	1179008F2070	マプロチリン塩酸塩	2 5 m g 1錠	マプロチリン塩酸塩錠2 5 m g 「アメル」		共和薬品工業	7.20
内用薬	1179019F1071	ヒドロキシジンパモ酸塩	2 5 m g 1錠	ヒドロキシジンパモ酸塩錠2 5 m g 「日新」		日新製薬（山形）	6.10
内用薬	1179020C1019	ハロペリドール	1 % 1 g	ハロペリドール1 %細粒			8.00
内用薬	1179020C1299	ハロペリドール	1 % 1 g	局	ハロペリドール細粒1 % 「ヨシトミ」	田辺ファーマ	8.70
内用薬	1179020C1302	ハロペリドール	1 % 1 g	局	ハロペリドール細粒1 % 「タカタ」	高田製薬	14.90
内用薬	1179020F1015	ハロペリドール	0 . 7 5 m g 1錠	ハロペリドール0 . 7 5 m g 錠			10.80
内用薬	1179020F2011	ハロペリドール	1 m g 1錠	ハロペリドール1 m g 錠			10.80
内用薬	1179020F3018	ハロペリドール	1 . 5 m g 1錠	ハロペリドール1 . 5 m g 錠			10.80
内用薬	1179020F4014	ハロペリドール	2 m g 1錠	ハロペリドール2 m g 錠			10.80
内用薬	1179020F5010	ハロペリドール	3 m g 1錠	ハロペリドール3 m g 錠			10.80
内用薬	1179023F1035	ペモリン	1 0 m g 1錠	ベタナミン錠1 0 m g		三和化学研究所	6.50
内用薬	1179023F2023	ペモリン	2 5 m g 1錠	ベタナミン錠2 5 m g		三和化学研究所	13.00
内用薬	1179023F3020	ペモリン	5 0 m g 1錠	ベタナミン錠5 0 m g		三和化学研究所	29.00
内用薬	1179024F1099	ゾテピン	2 5 m g 1錠	ゾテピン錠2 5 m g 「タカタ」		高田製薬	7.50
内用薬	1179025F2308	エチゾラム	1 m g 1錠	局	エチゾラム錠1 m g 「クニヒロ」	皇漢堂製薬	10.40
内用薬	1179028C1090	ブロムペリドール	1 % 1 g	ブロムペリドール細粒1 % 「アメル」		共和薬品工業	25.80
内用薬	1179028C1104	ブロムペリドール	1 % 1 g	ブロムペリドール細粒1 % 「サワイ」		沢井製薬	25.80
内用薬	1179028F1011	ブロムペリドール	1 m g 1錠	ブロムペリドール1 m g 錠			6.10
内用薬	1179028F2018	ブロムペリドール	3 m g 1錠	ブロムペリドール3 m g 錠			6.30
内用薬	1179028F3065	ブロムペリドール	6 m g 1錠	ブロムペリドール錠6 m g 「アメル」		共和薬品工業	12.50
内用薬	1179028F3073	ブロムペリドール	6 m g 1錠	ブロムペリドール錠6 m g 「サワイ」		沢井製薬	12.50
内用薬	1179034F1068	セチブチリンマレイン酸塩	1 m g 1錠	セチブチリンマレイン酸塩錠1 m g 「サワイ」		沢井製薬	6.30
内用薬	1179037F2050	トラゾドン塩酸塩	5 0 m g 1錠	トラゾドン塩酸塩錠5 0 m g 「アメル」		共和薬品工業	6.30
内用薬	1179038C1019	リスペリドン	1 % 1 g	リスペリドン1 %細粒			45.60
内用薬	1179038C1051	リスペリドン	1 % 1 g	局	リスペリドン細粒1 % 「NP」	ニプロ	50.40
内用薬	1179038C1094	リスペリドン	1 % 1 g	局	リスペリドン細粒1 % 「サワイ」	沢井製薬	50.40
内用薬	1179038C1140	リスペリドン	1 % 1 g	局	リスペリドン細粒1 % 「ヨシトミ」	全星薬品工業	50.40
内用薬	1179038C1183	リスペリドン	1 % 1 g	局	リスペリドン細粒1 % 「ニプロ」	全星薬品工業	50.40
内用薬	1179038F2011	リスペリドン	2 m g 1錠	リスペリドン2 m g 錠			10.80
内用薬	1179038F3018	リスペリドン	3 m g 1錠	リスペリドン3 m g 錠			10.80
内用薬	1179038F3069	リスペリドン	3 m g 1錠	局	リスペリドン錠3 m g 「NP」	ニプロ	15.10
内用薬	1179038F3085	リスペリドン	3 m g 1錠	局	リスペリドン錠3 m g 「サワイ」	沢井製薬	15.10
内用薬	1179038F3115	リスペリドン	3 m g 1錠	局	リスペリドン錠3 m g 「ヨシトミ」	全星薬品工業	15.10
内用薬	1179038F3123	リスペリドン	3 m g 1錠	局	リスペリドン錠3 m g 「トーワ」	東和薬品	15.10
内用薬	1179038F3190	リスペリドン	3 m g 1錠	局	リスペリドン錠3 m g 「ニプロ」	全星薬品工業	15.10
内用薬	1179038F6017	リスペリドン	2 m g 1錠	リスペリドン2 m g 口腔内崩壊錠			10.80
内用薬	1179038F8010	リスペリドン	3 m g 1錠	リスペリドン3 m g 口腔内崩壊錠			10.80
内用薬	1179038F8036	リスペリドン	3 m g 1錠	リスペリドンOD錠3 m g 「サワイ」		沢井製薬	15.10
内用薬	1179038F8044	リスペリドン	3 m g 1錠	リスペリドンOD錠3 m g 「トーワ」		東和薬品	15.10
内用薬	1179038S1064	リスペリドン	0 . 1 % 1 m L	局	リスペリドン内用液1 m g ／m L 「タカタ」	高田製薬	20.40
内用薬	1179038S2044	リスペリドン	0 . 1 % 0 . 5 m L 1包	局	リスペリドン内用液分包0 . 5 m g 「アメル」	共和薬品工業	13.10
内用薬	1179038S3024	リスペリドン	0 . 1 % 1 m L 1包	局	リスペリドン内用液分包1 m g 「アメル」	共和薬品工業	25.50
内用薬	1179038S4047	リスペリドン	0 . 1 % 2 m L 1包	局	リスペリドン内用液分包2 m g 「アメル」	共和薬品工業	31.90

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	1179038S5027	リスペリドン	0. 1 % 3 m L 1 包	局	リスペリドン内用液分包 3 m g 「アメル」	共和薬品工業	46. 10
内用薬	1179039F1010	フルボキサミンマレイン酸塩	2 5 m g 1 錠		フルボキサミンマレイン酸塩 2 5 m g 錠		10. 80
内用薬	1179039F2016	フルボキサミンマレイン酸塩	5 0 m g 1 錠		フルボキサミンマレイン酸塩 5 0 m g 錠		10. 90
内用薬	1179039F2083	フルボキサミンマレイン酸塩	5 0 m g 1 錠	局	フルボキサミンマレイン酸塩錠 5 0 m g 「N P」	ニプロ	12. 30
内用薬	1179039F2148	フルボキサミンマレイン酸塩	5 0 m g 1 錠	局	フルボキサミンマレイン酸塩錠 5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	12. 30
内用薬	1179039F2156	フルボキサミンマレイン酸塩	5 0 m g 1 錠	局	フルボキサミンマレイン酸塩錠 5 0 m g 「タカタ」	高田製薬	12. 30
内用薬	1179039F2180	フルボキサミンマレイン酸塩	5 0 m g 1 錠	局	フルボキサミンマレイン酸塩錠 5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	12. 30
内用薬	1179039F3012	フルボキサミンマレイン酸塩	7 5 m g 1 錠		フルボキサミンマレイン酸塩 7 5 m g 錠		15. 50
内用薬	1179039F3144	フルボキサミンマレイン酸塩	7 5 m g 1 錠	局	フルボキサミンマレイン酸塩錠 7 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	17. 50
内用薬	1179039F3160	フルボキサミンマレイン酸塩	7 5 m g 1 錠	局	フルボキサミンマレイン酸塩錠 7 5 m g 「日医工」	日医工	17. 50
内用薬	1179039F3187	フルボキサミンマレイン酸塩	7 5 m g 1 錠	局	フルボキサミンマレイン酸塩錠 7 5 m g 「トーワ」	東和薬品	17. 50
内用薬	1179040F1012	ミルナシブラン塩酸塩	1 5 m g 1 錠		ミルナシブラン塩酸塩 1 5 m g 錠		7. 00
内用薬	1179040F2051	ミルナシブラン塩酸塩	2 5 m g 1 錠		ミルナシブラン塩酸塩錠 2 5 m g 「N P」	ニプロ	6. 40
内用薬	1179040F2086	ミルナシブラン塩酸塩	2 5 m g 1 錠		ミルナシブラン塩酸塩錠 2 5 m g 「アメル」	共和薬品工業	8. 90
内用薬	1179040F4062	ミルナシブラン塩酸塩	5 0 m g 1 錠		ミルナシブラン塩酸塩錠 5 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	15. 50
内用薬	1179041F1017	パロキセチン塩酸塩水和物	1 0 m g 1 錠		パロキセチン塩酸塩 1 0 m g 錠		10. 80
内用薬	1179041F1033	パロキセチン塩酸塩水和物	1 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 1 0 m g 「A A」	あすか製薬	12. 70
内用薬	1179041F1050	パロキセチン塩酸塩水和物	1 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 1 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	12. 70
内用薬	1179041F1149	パロキセチン塩酸塩水和物	1 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 1 0 m g 「T C K」	辰巳化学	12. 70
内用薬	1179041F1181	パロキセチン塩酸塩水和物	1 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 1 0 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	12. 70
内用薬	1179041F1190	パロキセチン塩酸塩水和物	1 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 1 0 m g 「科研」	ダイト	12. 70
内用薬	1179041F1203	パロキセチン塩酸塩水和物	1 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 1 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	26. 10
内用薬	1179041F1211	パロキセチン塩酸塩水和物	1 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	12. 70
内用薬	1179041F1238	パロキセチン塩酸塩水和物	1 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 1 0 m g 「タカタ」	高田製薬	12. 70
内用薬	1179041F1254	パロキセチン塩酸塩水和物	1 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	12. 70
内用薬	1179041F1300	パロキセチン塩酸塩水和物	1 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 1 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a フアルマ	12. 70
内用薬	1179041F1378	パロキセチン塩酸塩水和物	1 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 1 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘルスケア	12. 70
内用薬	1179041F1386	パロキセチン塩酸塩水和物	1 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 1 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	12. 70
内用薬	1179041F1394	パロキセチン塩酸塩水和物	1 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 1 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	12. 70
内用薬	1179041F2013	パロキセチン塩酸塩水和物	2 0 m g 1 錠		パロキセチン塩酸塩 2 0 m g 錠		17. 00
内用薬	1179041F2030	パロキセチン塩酸塩水和物	2 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 2 0 m g 「A A」	あすか製薬	23. 00
内用薬	1179041F2056	パロキセチン塩酸塩水和物	2 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 2 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	23. 00
内用薬	1179041F2099	パロキセチン塩酸塩水和物	2 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 2 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	23. 00
内用薬	1179041F2145	パロキセチン塩酸塩水和物	2 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 2 0 m g 「T C K」	辰巳化学	23. 00
内用薬	1179041F2188	パロキセチン塩酸塩水和物	2 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 2 0 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	23. 00
内用薬	1179041F2196	パロキセチン塩酸塩水和物	2 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 2 0 m g 「科研」	ダイト	23. 00
内用薬	1179041F2200	パロキセチン塩酸塩水和物	2 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 2 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	46. 60
内用薬	1179041F2218	パロキセチン塩酸塩水和物	2 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 2 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	23. 00
内用薬	1179041F2234	パロキセチン塩酸塩水和物	2 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 2 0 m g 「タカタ」	高田製薬	23. 00
内用薬	1179041F2250	パロキセチン塩酸塩水和物	2 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 2 0 m g 「トーワ」	東和薬品	23. 00
内用薬	1179041F2307	パロキセチン塩酸塩水和物	2 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 2 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a フアルマ	23. 00
内用薬	1179041F2374	パロキセチン塩酸塩水和物	2 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 2 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘルスケア	23. 00
内用薬	1179041F2382	パロキセチン塩酸塩水和物	2 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 2 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	23. 00
内用薬	1179041F2390	パロキセチン塩酸塩水和物	2 0 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 2 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	23. 00
内用薬	1179041F3010	パロキセチン塩酸塩水和物	5 m g 1 錠		パロキセチン塩酸塩 5 m g 錠		10. 80
内用薬	1179041F3141	パロキセチン塩酸塩水和物	5 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 5 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	16. 80
内用薬	1179041F3370	パロキセチン塩酸塩水和物	5 m g 1 錠	局	パロキセチン錠 5 m g 「ニプロ」	ニプロ	16. 80

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	1179041F4024	パロキセチン塩酸塩水和物	1 0 m g 1 錠		パロキセチンOD錠1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	12. 70
内用薬	1179041F5020	パロキセチン塩酸塩水和物	2 0 m g 1 錠		パロキセチンOD錠2 0 m g 「トーワ」	東和薬品	23. 00
内用薬	1179041F6027	パロキセチン塩酸塩水和物	5 m g 1 錠		パロキセチンOD錠5 m g 「トーワ」	東和薬品	10. 80
内用薬	1179042C1040	クエチアピンプマル酸塩	5 0 % 1 g	局	クエチアピン細粒5 0 % 「アメル」	共和薬品工業	123. 10
内用薬	1179042C1082	クエチアピンプマル酸塩	5 0 % 1 g	局	クエチアピン細粒5 0 % 「トーワ」	東和薬品	123. 10
内用薬	1179042C1139	クエチアピンプマル酸塩	5 0 % 1 g	局	クエチアピン細粒5 0 % 「タカタ」	高田製薬	123. 10
内用薬	1179042C2020	クエチアピンプマル酸塩	1 0 % 1 g	局	クエチアピン細粒1 0 % 「アメル」	共和薬品工業	22. 80
内用薬	1179042F1011	クエチアピンプマル酸塩	2 5 m g 1 錠		クエチアピンプマル酸塩2 5 m g 錠		10. 80
内用薬	1179042F2042	クエチアピンプマル酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	クエチアピン錠1 0 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	19. 80
内用薬	1179042F2077	クエチアピンプマル酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	クエチアピン錠1 0 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	19. 80
内用薬	1179042F2107	クエチアピンプマル酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	クエチアピン錠1 0 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	14. 80
内用薬	1179042F2158	クエチアピンプマル酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	クエチアピン錠1 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	14. 80
内用薬	1179042F2174	クエチアピンプマル酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	クエチアピン錠1 0 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	19. 80
内用薬	1179042F2190	クエチアピンプマル酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	クエチアピン錠1 0 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	19. 80
内用薬	1179042F2212	クエチアピンプマル酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	クエチアピン錠1 0 0 m g 「タカタ」	高田製薬	19. 80
内用薬	1179042F2220	クエチアピンプマル酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	クエチアピン錠1 0 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	14. 80
内用薬	1179042F2239	クエチアピンプマル酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	クエチアピン錠1 0 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	19. 80
内用薬	1179042F3049	クエチアピンプマル酸塩	2 0 0 m g 1 錠	局	クエチアピン錠2 0 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	37. 00
内用薬	1179042F3073	クエチアピンプマル酸塩	2 0 0 m g 1 錠	局	クエチアピン錠2 0 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	37. 00
内用薬	1179042F3103	クエチアピンプマル酸塩	2 0 0 m g 1 錠	局	クエチアピン錠2 0 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	25. 60
内用薬	1179042F3154	クエチアピンプマル酸塩	2 0 0 m g 1 錠	局	クエチアピン錠2 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	37. 00
内用薬	1179042F3170	クエチアピンプマル酸塩	2 0 0 m g 1 錠	局	クエチアピン錠2 0 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	37. 00
内用薬	1179042F3197	クエチアピンプマル酸塩	2 0 0 m g 1 錠	局	クエチアピン錠2 0 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	37. 00
内用薬	1179042F3219	クエチアピンプマル酸塩	2 0 0 m g 1 錠	局	クエチアピン錠2 0 0 m g 「タカタ」	高田製薬	37. 00
内用薬	1179042F3227	クエチアピンプマル酸塩	2 0 0 m g 1 錠	局	クエチアピン錠2 0 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	25. 60
内用薬	1179042F3235	クエチアピンプマル酸塩	2 0 0 m g 1 錠	局	クエチアピン錠2 0 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	37. 00
内用薬	1179042F4010	クエチアピンプマル酸塩	1 2 . 5 m g 1 錠		クエチアピンプマル酸塩1 2 . 5 m g 錠		10. 80
内用薬	1179042F5017	クエチアピンプマル酸塩	5 0 m g 1 錠		クエチアピンプマル酸塩5 0 m g 錠		10. 80
内用薬	1179043F1040	ペロスピロン塩酸塩水和物	4 m g 1 錠		ペロスピロン塩酸塩錠4 m g 「アメル」	共和薬品工業	6. 30
内用薬	1179043F2047	ペロスピロン塩酸塩水和物	8 m g 1 錠		ペロスピロン塩酸塩錠8 m g 「アメル」	共和薬品工業	9. 20
内用薬	1179043F3035	ペロスピロン塩酸塩水和物	1 6 m g 1 錠		ペロスピロン塩酸塩錠1 6 m g 「アメル」	共和薬品工業	14. 40
内用薬	1179044C1014	オランザピン	1 % 1 g		オランザピン1 % 細粒		35. 30
内用薬	1179044C1030	オランザピン	1 % 1 g		オランザピン細粒1 % 「D S E P」	第一三共エスファ	36. 50
内用薬	1179044C1065	オランザピン	1 % 1 g		オランザピン細粒1 % 「サワイ」	沢井製薬	36. 50
内用薬	1179044C1073	オランザピン	1 % 1 g		オランザピン細粒1 % 「トーワ」	東和薬品	60. 30
内用薬	1179044C1081	オランザピン	1 % 1 g		オランザピン細粒1 % 「日医工」	日医工	36. 50
内用薬	1179044C1090	オランザピン	1 % 1 g		オランザピン細粒1 % 「ニプロ」	ニプロ	36. 50
内用薬	1179044C1138	オランザピン	1 % 1 g		オランザピン細粒1 % 「杏林」	キョーリンリメディ オ	36. 50
内用薬	1179044C1146	オランザピン	1 % 1 g		オランザピン細粒1 % 「タカタ」	高田製薬	36. 50
内用薬	1179044C1154	オランザピン	1 % 1 g		オランザピン細粒1 % 「日新」	日新製薬（山形）	36. 50
内用薬	1179044F1010	オランザピン	2 . 5 m g 1 錠		オランザピン2 . 5 m g 錠		7. 10
内用薬	1179044F1193	オランザピン	2 . 5 m g 1 錠		オランザピン錠2 . 5 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	12. 80
内用薬	1179044F2017	オランザピン	5 m g 1 錠		オランザピン5 m g 錠		14. 30
内用薬	1179044F2076	オランザピン	5 m g 1 錠		オランザピン錠5 m g 「Y D」	陽進堂	16. 00
内用薬	1179044F2114	オランザピン	5 m g 1 錠		オランザピン錠5 m g 「サワイ」	沢井製薬	16. 00
内用薬	1179044F2149	オランザピン	5 m g 1 錠		オランザピン錠5 m g 「トーワ」	東和薬品	16. 00
内用薬	1179044F2165	オランザピン	5 m g 1 錠		オランザピン錠5 m g 「日新」	日新製薬（山形）	16. 00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1179044F3013	オランザピン	1 0 m g 1 錠	オランザピン 1 0 m g 錠		27. 10
内用薬	1179044F3196	オランザピン	1 0 m g 1 錠	オランザピン錠 1 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	47. 00
内用薬	1179044F4010	オランザピン	5 m g 1 錠	オランザピン 5 m g 口腔内崩壊錠		14. 30
内用薬	1179044F4044	オランザピン	5 m g 1 錠	オランザピンOD錠 5 m g 「J G」	日本ジェネリック	16. 00
内用薬	1179044F4087	オランザピン	5 m g 1 錠	オランザピンOD錠 5 m g 「タカタ」	高田製薬	16. 00
内用薬	1179044F4109	オランザピン	5 m g 1 錠	オランザピンOD錠 5 m g 「トーワ」	東和薬品	16. 00
内用薬	1179044F5016	オランザピン	1 0 m g 1 錠	オランザピン 1 0 m g 口腔内崩壊錠		27. 10
内用薬	1179044F6012	オランザピン	2． 5 m g 1 錠	オランザピン 2． 5 m g 口腔内崩壊錠		7. 10
内用薬	1179044F6128	オランザピン	2． 5 m g 1 錠	オランザピンOD錠 2． 5 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	12. 80
内用薬	1179044F7027	オランザピン	1． 2 5 m g 1 錠	オランザピン錠 1． 2 5 m g 「アメル」	共和薬品工業	6. 30
内用薬	1179044F8040	オランザピン	2 0 m g 1 錠	オランザピン錠 2 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	38. 80
内用薬	1179044F9020	オランザピン	1． 2 5 m g 1 錠	オランザピンOD錠 1． 2 5 m g 「アメル」	共和薬品工業	6. 30
内用薬	1179045B1013	アリピプラゾール	1 % 1 g	アリピプラゾール 1 % 散		16. 90
内用薬	1179045B1056	アリピプラゾール	1 % 1 g	アリピプラゾール散 1 % 「トーワ」	東和薬品	23. 60
内用薬	1179045C1019	アリピプラゾール	1 % 1 g	アリピプラゾール 1 % 細粒		13. 40
内用薬	1179045F1015	アリピプラゾール	3 m g 1 錠	アリピプラゾール 3 m g 錠		6. 30
内用薬	1179045F1104	アリピプラゾール	3 m g 1 錠	アリピプラゾール錠 3 m g 「日医工」	日医工	9. 70
内用薬	1179045F2011	アリピプラゾール	6 m g 1 錠	アリピプラゾール 6 m g 錠		10. 80
内用薬	1179045F2070	アリピプラゾール	6 m g 1 錠	アリピプラゾール錠 6 m g 「サワイ」	沢井製薬	14. 40
内用薬	1179045F3018	アリピプラゾール	1 2 m g 1 錠	アリピプラゾール 1 2 m g 錠		20. 90
内用薬	1179045F3077	アリピプラゾール	1 2 m g 1 錠	アリピプラゾール錠 1 2 m g 「サワイ」	沢井製薬	26. 60
内用薬	1179045F4014	アリピプラゾール	3 m g 1 錠	アリピプラゾール 3 m g 口腔内崩壊錠		6. 30
内用薬	1179045F4030	アリピプラゾール	3 m g 1 錠	アリピプラゾールOD錠 3 m g 「J G」	日本ジェネリック	9. 70
内用薬	1179045F4103	アリピプラゾール	3 m g 1 錠	アリピプラゾールOD錠 3 m g 「日医工」	日医工	9. 70
内用薬	1179045F5010	アリピプラゾール	6 m g 1 錠	アリピプラゾール 6 m g 口腔内崩壊錠		10. 80
内用薬	1179045F5037	アリピプラゾール	6 m g 1 錠	アリピプラゾールOD錠 6 m g 「J G」	日本ジェネリック	21. 50
内用薬	1179045F5100	アリピプラゾール	6 m g 1 錠	アリピプラゾールOD錠 6 m g 「日医工」	日医工	14. 40
内用薬	1179045F6017	アリピプラゾール	1 2 m g 1 錠	アリピプラゾール 1 2 m g 口腔内崩壊錠		20. 90
内用薬	1179045F6033	アリピプラゾール	1 2 m g 1 錠	アリピプラゾールOD錠 1 2 m g 「J G」	日本ジェネリック	43. 20
内用薬	1179045F6106	アリピプラゾール	1 2 m g 1 錠	アリピプラゾールOD錠 1 2 m g 「日医工」	日医工	26. 60
内用薬	1179045F7013	アリピプラゾール	2 4 m g 1 錠	アリピプラゾール 2 4 m g 口腔内崩壊錠		44. 30
内用薬	1179045F7102	アリピプラゾール	2 4 m g 1 錠	アリピプラゾールOD錠 2 4 m g 「日医工」	日医工	63. 50
内用薬	1179045F8036	アリピプラゾール	1 m g 1 錠	アリピプラゾール錠 1 m g 「サワイ」	沢井製薬	6. 30
内用薬	1179045F9016	アリピプラゾール	2 4 m g 1 錠	アリピプラゾール 2 4 m g 錠		44. 30
内用薬	1179045F9032	アリピプラゾール	2 4 m g 1 錠	アリピプラゾール錠 2 4 m g 「アメル」	共和薬品工業	63. 50
内用薬	1179045S2036	アリピプラゾール	0． 1 % 3 m L 1 包	アリピプラゾール内用液分包 3 m g 「ニプロ」	ニプロ	28. 80
内用薬	1179045S2052	アリピプラゾール	0． 1 % 3 m L 1 包	アリピプラゾール内用液 3 m g 分包 「サワイ」	沢井製薬	48. 30
内用薬	1179045S2060	アリピプラゾール	0． 1 % 3 m L 1 包	アリピプラゾール内用液 3 m g 分包 「タカタ」	高田製薬	28. 80
内用薬	1179045S2079	アリピプラゾール	0． 1 % 3 m L 1 包	アリピプラゾール内用液 3 m g 分包 「トーワ」	東和薬品	28. 80
内用薬	1179045S3032	アリピプラゾール	0． 1 % 6 m L 1 包	アリピプラゾール内用液分包 6 m g 「ニプロ」	ニプロ	61. 30
内用薬	1179045S3059	アリピプラゾール	0． 1 % 6 m L 1 包	アリピプラゾール内用液 6 m g 分包 「サワイ」	沢井製薬	88. 80
内用薬	1179045S3067	アリピプラゾール	0． 1 % 6 m L 1 包	アリピプラゾール内用液 6 m g 分包 「タカタ」	高田製薬	61. 30
内用薬	1179045S3075	アリピプラゾール	0． 1 % 6 m L 1 包	アリピプラゾール内用液 6 m g 分包 「トーワ」	東和薬品	61. 30
内用薬	1179045S4039	アリピプラゾール	0． 1 % 1 2 m L 1 包	アリピプラゾール内用液分包 1 2 m g 「ニプロ」	ニプロ	141. 00
内用薬	1179045S4055	アリピプラゾール	0． 1 % 1 2 m L 1 包	アリピプラゾール内用液 1 2 m g 分包 「サワイ」	沢井製薬	161. 30
内用薬	1179045S4063	アリピプラゾール	0． 1 % 1 2 m L 1 包	アリピプラゾール内用液 1 2 m g 分包 「タカタ」	高田製薬	133. 10
内用薬	1179045S4071	アリピプラゾール	0． 1 % 1 2 m L 1 包	アリピプラゾール内用液 1 2 m g 分包 「トーワ」	東和薬品	141. 00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1179045S5027	アリピプラゾール	0. 1 % 1 m L 1 包	アリピプラゾール内用液 1 m g 分包「サワイ」	沢井製薬	18. 60
内用薬	1179046F1010	セルトラリン塩酸塩	2 5 m g 1 錠	セルトラリン塩酸塩 2 5 m g 錠		9. 50
内用薬	1179046F2016	セルトラリン塩酸塩	5 0 m g 1 錠	セルトラリン塩酸塩 5 0 m g 錠		12. 20
内用薬	1179046F2172	セルトラリン塩酸塩	5 0 m g 1 錠	セルトラリン錠 5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	23. 60
内用薬	1179046F2202	セルトラリン塩酸塩	5 0 m g 1 錠	セルトラリン錠 5 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	19. 70
内用薬	1179046F3012	セルトラリン塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	セルトラリン塩酸塩 1 0 0 m g 錠		19. 90
内用薬	1179046F3071	セルトラリン塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	セルトラリン錠 1 0 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	30. 10
内用薬	1179046F3098	セルトラリン塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	セルトラリン錠 1 0 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	30. 10
内用薬	1179046F3101	セルトラリン塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	セルトラリン錠 1 0 0 m g 「T C K」	辰巳化学	37. 60
内用薬	1179046F3128	セルトラリン塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	セルトラリン錠 1 0 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	37. 60
内用薬	1179046F3195	セルトラリン塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	セルトラリン錠 1 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	37. 60
内用薬	1179046F4019	セルトラリン塩酸塩	2 5 m g 1 錠	セルトラリン塩酸塩 2 5 m g 口腔内崩壊錠		9. 50
内用薬	1179046F5015	セルトラリン塩酸塩	5 0 m g 1 錠	セルトラリン塩酸塩 5 0 m g 口腔内崩壊錠		12. 20
内用薬	1179046F5040	セルトラリン塩酸塩	5 0 m g 1 錠	セルトラリンOD錠 5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	23. 60
内用薬	1179046F6038	セルトラリン塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	セルトラリンOD錠 1 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	37. 60
内用薬	1179048B1017	ブロナンセリン	2 % 1 g	ブロナンセリン 2 % 散		85. 20
内用薬	1179048B1041	ブロナンセリン	2 % 1 g	ブロナンセリン散 2 % 「アメル」	共和薬品工業	120. 30
内用薬	1179048F1019	ブロナンセリン	2 m g 1 錠	ブロナンセリン 2 m g 錠		7. 60
内用薬	1179048F1060	ブロナンセリン	2 m g 1 錠	ブロナンセリン錠 2 m g 「Y D」	陽進堂	11. 30
内用薬	1179048F2015	ブロナンセリン	4 m g 1 錠	ブロナンセリン 4 m g 錠		15. 10
内用薬	1179048F3011	ブロナンセリン	8 m g 1 錠	ブロナンセリン 8 m g 錠		18. 80
内用薬	1179048F3038	ブロナンセリン	8 m g 1 錠	ブロナンセリン錠 8 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	26. 10
内用薬	1179048F3046	ブロナンセリン	8 m g 1 錠	ブロナンセリン錠 8 m g 「D S P B」	住友ファーマプロモ	26. 10
内用薬	1179048F3062	ブロナンセリン	8 m g 1 錠	ブロナンセリン錠 8 m g 「Y D」	陽進堂	26. 10
内用薬	1179048F3070	ブロナンセリン	8 m g 1 錠	ブロナンセリン錠 8 m g 「アメル」	共和薬品工業	26. 10
内用薬	1179048F3089	ブロナンセリン	8 m g 1 錠	ブロナンセリン錠 8 m g 「サワイ」	沢井製薬	26. 10
内用薬	1179048F3100	ブロナンセリン	8 m g 1 錠	ブロナンセリン錠 8 m g 「トーワ」	東和薬品	26. 10
内用薬	1179048F3127	ブロナンセリン	8 m g 1 錠	ブロナンセリン錠 8 m g 「ニプロ」	ニプロ	26. 10
内用薬	1179050F1024	アトモキセチン塩酸塩	5 m g 1 錠	アトモキセチン錠 5 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	38. 30
内用薬	1179050F1032	アトモキセチン塩酸塩	5 m g 1 錠	アトモキセチン錠 5 m g 「タカタ」	高田製薬	38. 30
内用薬	1179050F1040	アトモキセチン塩酸塩	5 m g 1 錠	アトモキセチン錠 5 m g 「トーワ」	東和薬品	38. 30
内用薬	1179050F1059	アトモキセチン塩酸塩	5 m g 1 錠	アトモキセチン錠 5 m g 「ニプロ」	ニプロ	38. 30
内用薬	1179050F1067	アトモキセチン塩酸塩	5 m g 1 錠	アトモキセチン錠 5 m g 「J G」	日本ジェネリック	38. 30
内用薬	1179050F2020	アトモキセチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	アトモキセチン錠 1 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	43. 50
内用薬	1179050F2039	アトモキセチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	アトモキセチン錠 1 0 m g 「タカタ」	高田製薬	43. 50
内用薬	1179050F2047	アトモキセチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	アトモキセチン錠 1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	43. 50
内用薬	1179050F2055	アトモキセチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	アトモキセチン錠 1 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	43. 50
内用薬	1179050F2063	アトモキセチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	アトモキセチン錠 1 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	61. 50
内用薬	1179050F3027	アトモキセチン塩酸塩	2 5 m g 1 錠	アトモキセチン錠 2 5 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	53. 60
内用薬	1179050F3035	アトモキセチン塩酸塩	2 5 m g 1 錠	アトモキセチン錠 2 5 m g 「タカタ」	高田製薬	53. 60
内用薬	1179050F3043	アトモキセチン塩酸塩	2 5 m g 1 錠	アトモキセチン錠 2 5 m g 「トーワ」	東和薬品	53. 60
内用薬	1179050F3051	アトモキセチン塩酸塩	2 5 m g 1 錠	アトモキセチン錠 2 5 m g 「ニプロ」	ニプロ	53. 60
内用薬	1179050F3060	アトモキセチン塩酸塩	2 5 m g 1 錠	アトモキセチン錠 2 5 m g 「J G」	日本ジェネリック	82. 00
内用薬	1179050F4023	アトモキセチン塩酸塩	4 0 m g 1 錠	アトモキセチン錠 4 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	55. 10
内用薬	1179050F4031	アトモキセチン塩酸塩	4 0 m g 1 錠	アトモキセチン錠 4 0 m g 「タカタ」	高田製薬	55. 10
内用薬	1179050F4040	アトモキセチン塩酸塩	4 0 m g 1 錠	アトモキセチン錠 4 0 m g 「トーワ」	東和薬品	55. 10
内用薬	1179050F4058	アトモキセチン塩酸塩	4 0 m g 1 錠	アトモキセチン錠 4 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	55. 10

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1179050F4066	アトモキセチン塩酸塩	4 0 m g 1 錠	アトモキセチン錠4 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	84. 90
内用薬	1179050M1031	アトモキセチン塩酸塩	5 m g 1 カプセル	アトモキセチンカプセル5 m g 「サワイ」	沢井製薬	38. 30
内用薬	1179050M1040	アトモキセチン塩酸塩	5 m g 1 カプセル	アトモキセチンカプセル5 m g 「日医工」	日医工	38. 30
内用薬	1179050M1066	アトモキセチン塩酸塩	5 m g 1 カプセル	アトモキセチンカプセル5 m g 「アメル」	共和薬品工業	38. 30
内用薬	1179050M1074	アトモキセチン塩酸塩	5 m g 1 カプセル	アトモキセチンカプセル5 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	38. 30
内用薬	1179050M2038	アトモキセチン塩酸塩	1 0 m g 1 カプセル	アトモキセチンカプセル1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	43. 50
内用薬	1179050M2046	アトモキセチン塩酸塩	1 0 m g 1 カプセル	アトモキセチンカプセル1 0 m g 「日医工」	日医工	43. 50
内用薬	1179050M2062	アトモキセチン塩酸塩	1 0 m g 1 カプセル	アトモキセチンカプセル1 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	43. 50
内用薬	1179050M2070	アトモキセチン塩酸塩	1 0 m g 1 カプセル	アトモキセチンカプセル1 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	43. 50
内用薬	1179050M3034	アトモキセチン塩酸塩	2 5 m g 1 カプセル	アトモキセチンカプセル2 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	53. 60
内用薬	1179050M3042	アトモキセチン塩酸塩	2 5 m g 1 カプセル	アトモキセチンカプセル2 5 m g 「日医工」	日医工	53. 60
内用薬	1179050M3069	アトモキセチン塩酸塩	2 5 m g 1 カプセル	アトモキセチンカプセル2 5 m g 「アメル」	共和薬品工業	53. 60
内用薬	1179050M3077	アトモキセチン塩酸塩	2 5 m g 1 カプセル	アトモキセチンカプセル2 5 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	53. 60
内用薬	1179050M4030	アトモキセチン塩酸塩	4 0 m g 1 カプセル	アトモキセチンカプセル4 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	55. 10
内用薬	1179050M4049	アトモキセチン塩酸塩	4 0 m g 1 カプセル	アトモキセチンカプセル4 0 m g 「日医工」	日医工	55. 10
内用薬	1179050M4065	アトモキセチン塩酸塩	4 0 m g 1 カプセル	アトモキセチンカプセル4 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	55. 10
内用薬	1179050M4073	アトモキセチン塩酸塩	4 0 m g 1 カプセル	アトモキセチンカプセル4 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	55. 10
内用薬	1179050S1030	アトモキセチン塩酸塩	0. 4 % 1 m L	アトモキセチン内用液0. 4 % 「トーワ」	東和薬品	37. 20
内用薬	1179050S1049	アトモキセチン塩酸塩	0. 4 % 1 m L	アトモキセチン内用液0. 4 % 「ニプロ」	ニプロ	37. 20
内用薬	1179050S1057	アトモキセチン塩酸塩	0. 4 % 1 m L	アトモキセチン内用液0. 4 % 「J G」	日本ジェネリック	37. 20
内用薬	1179051F1010	ミルタザピン	1 5 m g 1 錠	ミルタザピン1 5 m g 錠		7. 80
内用薬	1179051F1045	ミルタザピン	1 5 m g 1 錠	ミルタザピン錠1 5 m g 「E E」	日医工	13. 20
内用薬	1179051F1053	ミルタザピン	1 5 m g 1 錠	ミルタザピン錠1 5 m g 「J G」	長生堂製薬	23. 90
内用薬	1179051F1061	ミルタザピン	1 5 m g 1 錠	ミルタザピン錠1 5 m g 「T C K」	辰巳化学	13. 20
内用薬	1179051F1070	ミルタザピン	1 5 m g 1 錠	ミルタザピン錠1 5 m g 「Y D」	陽進堂	13. 20
内用薬	1179051F1118	ミルタザピン	1 5 m g 1 錠	ミルタザピン錠1 5 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	13. 20
内用薬	1179051F1126	ミルタザピン	1 5 m g 1 錠	ミルタザピン錠1 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	13. 20
内用薬	1179051F1142	ミルタザピン	1 5 m g 1 錠	ミルタザピン錠1 5 m g 「トーワ」	東和薬品	13. 20
内用薬	1179051F1169	ミルタザピン	1 5 m g 1 錠	ミルタザピン錠1 5 m g 「日新」	日新製薬（山形）	13. 20
内用薬	1179051F1177	ミルタザピン	1 5 m g 1 錠	ミルタザピン錠1 5 m g 「ニプロ」	ニプロ	13. 20
内用薬	1179051F1193	ミルタザピン	1 5 m g 1 錠	ミルタザピン錠1 5 m g 「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	13. 20
内用薬	1179051F1207	ミルタザピン	1 5 m g 1 錠	ミルタザピン錠1 5 m g 「明治」	大蔵製薬	13. 20
内用薬	1179051F1215	ミルタザピン	1 5 m g 1 錠	ミルタザピン錠1 5 m g 「V T R S」	ダイト	13. 20
内用薬	1179051F1223	ミルタザピン	1 5 m g 1 錠	ミルタザピン錠1 5 m g 「K M P」	共創未来ファーマ	23. 90
内用薬	1179051F2017	ミルタザピン	3 0 m g 1 錠	ミルタザピン3 0 m g 錠		13. 40
内用薬	1179051F2041	ミルタザピン	3 0 m g 1 錠	ミルタザピン錠3 0 m g 「E E」	日医工	23. 20
内用薬	1179051F2050	ミルタザピン	3 0 m g 1 錠	ミルタザピン錠3 0 m g 「J G」	長生堂製薬	36. 10
内用薬	1179051F2068	ミルタザピン	3 0 m g 1 錠	ミルタザピン錠3 0 m g 「T C K」	辰巳化学	36. 10
内用薬	1179051F2076	ミルタザピン	3 0 m g 1 錠	ミルタザピン錠3 0 m g 「Y D」	陽進堂	23. 20
内用薬	1179051F2114	ミルタザピン	3 0 m g 1 錠	ミルタザピン錠3 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	23. 20
内用薬	1179051F2122	ミルタザピン	3 0 m g 1 錠	ミルタザピン錠3 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	23. 20
内用薬	1179051F2149	ミルタザピン	3 0 m g 1 錠	ミルタザピン錠3 0 m g 「トーワ」	東和薬品	23. 20
内用薬	1179051F2165	ミルタザピン	3 0 m g 1 錠	ミルタザピン錠3 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	23. 20
内用薬	1179051F2173	ミルタザピン	3 0 m g 1 錠	ミルタザピン錠3 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	23. 20
内用薬	1179051F2190	ミルタザピン	3 0 m g 1 錠	ミルタザピン錠3 0 m g 「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	23. 20
内用薬	1179051F2203	ミルタザピン	3 0 m g 1 錠	ミルタザピン錠3 0 m g 「明治」	大蔵製薬	23. 20
内用薬	1179051F2211	ミルタザピン	3 0 m g 1 錠	ミルタザピン錠3 0 m g 「V T R S」	ダイト	23. 20

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1179051F2220	ミルタザピン	3 0 m g 1 錠	ミルタザピン錠 3 0 m g 「KMP」	共創未来ファーマ	36.10
内用薬	1179051F3013	ミルタザピン	1 5 m g 1 錠	ミルタザピン 1 5 m g 口腔内崩壊錠		13.20
内用薬	1179051F3021	ミルタザピン	1 5 m g 1 錠	ミルタザピンOD錠 1 5 m g 「DSEP」	ジェイドルフ製薬	23.90
内用薬	1179051F4010	ミルタザピン	3 0 m g 1 錠	ミルタザピン 3 0 m g 口腔内崩壊錠		23.20
内用薬	1179051F4028	ミルタザピン	3 0 m g 1 錠	ミルタザピンOD錠 3 0 m g 「DSEP」	ジェイドルフ製薬	36.10
内用薬	1179052F1023	デュロキセチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	デュロキセチン錠 2 0 m g 「ケミファ」	富士化学工業	23.00
内用薬	1179052F1031	デュロキセチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	デュロキセチン錠 2 0 m g 「トーワ」	東和薬品	23.50
内用薬	1179052F2020	デュロキセチン塩酸塩	3 0 m g 1 錠	デュロキセチン錠 3 0 m g 「ケミファ」	富士化学工業	30.50
内用薬	1179052F2038	デュロキセチン塩酸塩	3 0 m g 1 錠	デュロキセチン錠 3 0 m g 「トーワ」	東和薬品	31.60
内用薬	1179052F3026	デュロキセチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	デュロキセチンOD錠 2 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	23.00
内用薬	1179052F3034	デュロキセチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	デュロキセチンOD錠 2 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	23.00
内用薬	1179052F4022	デュロキセチン塩酸塩	3 0 m g 1 錠	デュロキセチンOD錠 3 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	30.50
内用薬	1179052F4030	デュロキセチン塩酸塩	3 0 m g 1 錠	デュロキセチンOD錠 3 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	30.50
内用薬	1179052M1014	デュロキセチン塩酸塩	2 0 m g 1 カプセル	デュロキセチン塩酸塩 2 0 m g カプセル		20.50
内用薬	1179052M1030	デュロキセチン塩酸塩	2 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 2 0 m g 「DSEP」	第一三共エスファ	23.00
内用薬	1179052M1049	デュロキセチン塩酸塩	2 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 2 0 m g 「JG」	長生堂製薬	23.00
内用薬	1179052M1057	デュロキセチン塩酸塩	2 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 2 0 m g 「KMP」	共創未来ファーマ	24.10
内用薬	1179052M1065	デュロキセチン塩酸塩	2 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 2 0 m g 「YD」	陽進堂	23.00
内用薬	1179052M1073	デュロキセチン塩酸塩	2 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 2 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	23.00
内用薬	1179052M1081	デュロキセチン塩酸塩	2 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 2 0 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	23.00
内用薬	1179052M1090	デュロキセチン塩酸塩	2 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 2 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	23.00
内用薬	1179052M1103	デュロキセチン塩酸塩	2 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 2 0 m g 「タカタ」	高田製薬	23.00
内用薬	1179052M1111	デュロキセチン塩酸塩	2 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 2 0 m g 「トーワ」	東和薬品	23.00
内用薬	1179052M1120	デュロキセチン塩酸塩	2 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 2 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	23.00
内用薬	1179052M1138	デュロキセチン塩酸塩	2 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 2 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	23.00
内用薬	1179052M1146	デュロキセチン塩酸塩	2 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 2 0 m g 「フェルゼン」	ダイト	23.00
内用薬	1179052M1154	デュロキセチン塩酸塩	2 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 2 0 m g 「三笠」	三笠製薬	23.00
内用薬	1179052M1162	デュロキセチン塩酸塩	2 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 2 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	23.00
内用薬	1179052M1189	デュロキセチン塩酸塩	2 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 2 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	25.70
内用薬	1179052M2010	デュロキセチン塩酸塩	3 0 m g 1 カプセル	デュロキセチン塩酸塩 3 0 m g カプセル		24.20
内用薬	1179052M2037	デュロキセチン塩酸塩	3 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 3 0 m g 「DSEP」	第一三共エスファ	30.50
内用薬	1179052M2045	デュロキセチン塩酸塩	3 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 3 0 m g 「JG」	長生堂製薬	30.50
内用薬	1179052M2053	デュロキセチン塩酸塩	3 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 3 0 m g 「KMP」	共創未来ファーマ	30.50
内用薬	1179052M2061	デュロキセチン塩酸塩	3 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 3 0 m g 「YD」	陽進堂	30.50
内用薬	1179052M2070	デュロキセチン塩酸塩	3 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 3 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	30.50
内用薬	1179052M2088	デュロキセチン塩酸塩	3 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 3 0 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	30.50
内用薬	1179052M2096	デュロキセチン塩酸塩	3 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 3 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	30.50
内用薬	1179052M2100	デュロキセチン塩酸塩	3 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 3 0 m g 「タカタ」	高田製薬	30.50
内用薬	1179052M2118	デュロキセチン塩酸塩	3 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 3 0 m g 「トーワ」	東和薬品	30.50
内用薬	1179052M2126	デュロキセチン塩酸塩	3 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 3 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	30.50
内用薬	1179052M2134	デュロキセチン塩酸塩	3 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 3 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	30.50
内用薬	1179052M2142	デュロキセチン塩酸塩	3 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 3 0 m g 「フェルゼン」	ダイト	30.50
内用薬	1179052M2150	デュロキセチン塩酸塩	3 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 3 0 m g 「三笠」	三笠製薬	30.50
内用薬	1179052M2169	デュロキセチン塩酸塩	3 0 m g 1 カプセル	デュロキセチンカプセル 3 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	30.50
内用薬	1179054F1030	エスシタロプラムシュウ酸塩	1 0 m g 1 錠	エスシタロプラム錠 1 0 m g 「JG」	日本ジェネリック	38.00
内用薬	1179054F1049	エスシタロプラムシュウ酸塩	1 0 m g 1 錠	エスシタロプラム錠 1 0 m g 「VTRS」	ヴィアトリス・ヘル スケア	44.10
内用薬	1179054F1057	エスシタロプラムシュウ酸塩	1 0 m g 1 錠	エスシタロプラム錠 1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	44.10

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1179054F1065	エスシタロプラムシュウ酸塩	1 0 m g 1 錠	エスシタロプラム錠 1 0 m g 「タカタ」	高田製薬	44. 10
内用薬	1179054F1073	エスシタロプラムシュウ酸塩	1 0 m g 1 錠	エスシタロプラム錠 1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	44. 10
内用薬	1179054F1081	エスシタロプラムシュウ酸塩	1 0 m g 1 錠	エスシタロプラム錠 1 0 m g 「日医工」	日医工	38. 00
内用薬	1179054F1090	エスシタロプラムシュウ酸塩	1 0 m g 1 錠	エスシタロプラム錠 1 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	44. 10
内用薬	1179054F1103	エスシタロプラムシュウ酸塩	1 0 m g 1 錠	エスシタロプラム錠 1 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	44. 10
内用薬	1179054F1111	エスシタロプラムシュウ酸塩	1 0 m g 1 錠	エスシタロプラム錠 1 0 m g 「T C K」	辰巳化学	44. 10
内用薬	1179054F2037	エスシタロプラムシュウ酸塩	2 0 m g 1 錠	エスシタロプラム錠 2 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	65. 60
内用薬	1179054F2045	エスシタロプラムシュウ酸塩	2 0 m g 1 錠	エスシタロプラム錠 2 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	65. 60
内用薬	1179054F2053	エスシタロプラムシュウ酸塩	2 0 m g 1 錠	エスシタロプラム錠 2 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	65. 60
内用薬	1179054F2061	エスシタロプラムシュウ酸塩	2 0 m g 1 錠	エスシタロプラム錠 2 0 m g 「タカタ」	高田製薬	65. 60
内用薬	1179054F2070	エスシタロプラムシュウ酸塩	2 0 m g 1 錠	エスシタロプラム錠 2 0 m g 「トーワ」	東和薬品	65. 60
内用薬	1179054F2088	エスシタロプラムシュウ酸塩	2 0 m g 1 錠	エスシタロプラム錠 2 0 m g 「日医工」	日医工	65. 60
内用薬	1179054F2096	エスシタロプラムシュウ酸塩	2 0 m g 1 錠	エスシタロプラム錠 2 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	65. 60
内用薬	1179054F2100	エスシタロプラムシュウ酸塩	2 0 m g 1 錠	エスシタロプラム錠 2 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	65. 60
内用薬	1179054F2118	エスシタロプラムシュウ酸塩	2 0 m g 1 錠	エスシタロプラム錠 2 0 m g 「T C K」	辰巳化学	65. 60
内用薬	1179054F3025	エスシタロプラムシュウ酸塩	1 0 m g 1 錠	エスシタロプラムOD錠 1 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	44. 10
内用薬	1179054F3033	エスシタロプラムシュウ酸塩	1 0 m g 1 錠	エスシタロプラムOD錠 1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	44. 10
内用薬	1179054F3041	エスシタロプラムシュウ酸塩	1 0 m g 1 錠	エスシタロプラムOD錠 1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	44. 10
内用薬	1179054F4021	エスシタロプラムシュウ酸塩	2 0 m g 1 錠	エスシタロプラムOD錠 2 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	65. 60
内用薬	1179054F4030	エスシタロプラムシュウ酸塩	2 0 m g 1 錠	エスシタロプラムOD錠 2 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	65. 60
内用薬	1179054F4048	エスシタロプラムシュウ酸塩	2 0 m g 1 錠	エスシタロプラムOD錠 2 0 m g 「トーワ」	東和薬品	65. 60
内用薬	1180107D1107	非ピリン系感冒剤	1 g	サラザック配合顆粒	日医工岐阜工場	6. 90
内用薬	1180107D1115	非ピリン系感冒剤	1 g	セラピナ配合顆粒	シオノケミカル	6. 90
内用薬	1180107D1123	非ピリン系感冒剤	1 g	トーワチーム配合顆粒	東和薬品	6. 90
内用薬	1180107D1158	非ピリン系感冒剤	1 g	マリキナ配合顆粒	鶴原製薬	9. 10
内用薬	1180109F1034	非ピリン系感冒剤	1 錠	ビーエイ配合錠	全星薬品工業	6. 30
内用薬	1190004C1106	チアプリド塩酸塩	1 0 % 1 g	チアプリド細粒 1 0 % 「サワイ」	沢井製薬	10. 10
内用薬	1190004F1013	チアプリド塩酸塩	2 5 m g 1 錠	チアプリド塩酸塩 2 5 m g 錠		10. 80
内用薬	1190004F2010	チアプリド塩酸塩	5 0 m g 1 錠	チアプリド塩酸塩 5 0 m g 錠		10. 80
内用薬	1190011F1030	リルゾール	5 0 m g 1 錠	リルゾール錠 5 0 m g 「A A」	ダイト	335. 50
内用薬	1190011F1056	リルゾール	5 0 m g 1 錠	リルゾール錠 5 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	335. 50
内用薬	1190012C1046	ドネペジル塩酸塩	0. 5 % 1 g	局 ドネペジル塩酸塩細粒 0. 5 % 「サワイ」	沢井製薬	35. 90
内用薬	1190012F1018	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1 錠	ドネペジル塩酸塩 3 m g 錠		10. 80
内用薬	1190012F1042	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1 錠	局 ドネペジル塩酸塩錠 3 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	25. 20
内用薬	1190012F1069	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1 錠	局 ドネペジル塩酸塩錠 3 m g 「F F P」	共創未来ファーマ	25. 20
内用薬	1190012F1107	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1 錠	局 ドネペジル塩酸塩錠 3 m g 「T S U」	鶴原製薬	25. 20
内用薬	1190012F1131	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1 錠	局 ドネペジル塩酸塩錠 3 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	25. 20
内用薬	1190012F1158	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1 錠	局 ドネペジル塩酸塩錠 3 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	25. 20
内用薬	1190012F1182	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1 錠	局 ドネペジル塩酸塩錠 3 m g 「サワイ」	沢井製薬	25. 20
内用薬	1190012F1212	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1 錠	局 ドネペジル塩酸塩錠 3 m g 「タカタ」	高田製薬	25. 20
内用薬	1190012F1239	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1 錠	局 ドネペジル塩酸塩錠 3 m g 「トーワ」	東和薬品	25. 20
内用薬	1190012F1247	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1 錠	局 ドネペジル塩酸塩錠 3 m g 「日医工」	日医工	25. 20
内用薬	1190012F1255	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1 錠	局 ドネペジル塩酸塩錠 3 m g 「日新」	日新製薬（山形）	25. 20
内用薬	1190012F1271	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1 錠	局 ドネペジル塩酸塩錠 3 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	25. 20
内用薬	1190012F2014	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1 錠	ドネペジル塩酸塩 5 m g 錠		20. 50
内用薬	1190012F2049	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1 錠	局 ドネペジル塩酸塩錠 5 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	37. 80
内用薬	1190012F2065	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1 錠	局 ドネペジル塩酸塩錠 5 m g 「F F P」	共創未来ファーマ	37. 80

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	1190012F2138	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1錠	局	ドネペジル塩酸塩錠 5 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	37.80
内用薬	1190012F2154	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1錠	局	ドネペジル塩酸塩錠 5 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	37.80
内用薬	1190012F2189	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1錠	局	ドネペジル塩酸塩錠 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	37.80
内用薬	1190012F2219	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1錠	局	ドネペジル塩酸塩錠 5 m g 「タカタ」	高田製薬	37.80
内用薬	1190012F2235	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1錠	局	ドネペジル塩酸塩錠 5 m g 「トーワ」	東和薬品	37.80
内用薬	1190012F2251	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1錠	局	ドネペジル塩酸塩錠 5 m g 「日新」	日新製薬（山形）	37.80
内用薬	1190012F2278	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1錠	局	ドネペジル塩酸塩錠 5 m g 「明治」	M e i j i S e i k a ファルマ	37.80
内用薬	1190012F3010	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩 3 m g 口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	1190012F3045	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 3 m g 「F F P」	共創未来ファーマ	25.20
内用薬	1190012F3070	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 3 m g 「N P」	ニプロ	11.80
内用薬	1190012F3088	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 3 m g 「T C K」	辰巳化学	25.20
内用薬	1190012F3096	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 3 m g 「Y D」	陽進堂	25.20
内用薬	1190012F3100	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 3 m g 「Z E」	全星薬品工業	25.20
内用薬	1190012F3118	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 3 m g 「アメル」	共和薬品工業	25.20
内用薬	1190012F3134	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 3 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	25.20
内用薬	1190012F3142	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 3 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	25.20
内用薬	1190012F3169	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 3 m g 「サワイ」	沢井製薬	25.20
内用薬	1190012F3185	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 3 m g 「タカタ」	高田製薬	25.20
内用薬	1190012F3207	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 3 m g 「トーワ」	東和薬品	25.20
内用薬	1190012F3215	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 3 m g 「日医工」	日医工	25.20
内用薬	1190012F3223	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 3 m g 「日新」	日新製薬（山形）	25.20
内用薬	1190012F3240	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 3 m g 「明治」	M e i j i S e i k a ファルマ	25.20
内用薬	1190012F3274	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 3 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	25.20
内用薬	1190012F3290	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 3 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	25.20
内用薬	1190012F3312	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 3 m g 「サンド」	サンド	11.80
内用薬	1190012F3320	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 3 m g 「テバ」	T ’ s ファーマ	25.20
内用薬	1190012F3347	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 3 m g 「ニプロ」	ニプロ	25.20
内用薬	1190012F4017	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩 5 m g 口腔内崩壊錠		20.50
内用薬	1190012F4041	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 5 m g 「F F P」	共創未来ファーマ	37.80
内用薬	1190012F4084	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 5 m g 「T C K」	辰巳化学	37.80
内用薬	1190012F4092	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 5 m g 「Y D」	陽進堂	37.80
内用薬	1190012F4106	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 5 m g 「Z E」	全星薬品工業	37.80
内用薬	1190012F4130	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 5 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	37.80
内用薬	1190012F4149	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 5 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	37.80
内用薬	1190012F4165	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	37.80
内用薬	1190012F4181	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 5 m g 「タカタ」	高田製薬	37.80
内用薬	1190012F4203	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 5 m g 「トーワ」	東和薬品	37.80
内用薬	1190012F4220	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 5 m g 「日新」	日新製薬（山形）	37.80
内用薬	1190012F4246	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 5 m g 「明治」	M e i j i S e i k a ファルマ	37.80
内用薬	1190012F4270	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 5 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	37.80
内用薬	1190012F4297	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 5 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	37.80
内用薬	1190012F4327	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 5 m g 「テバ」	T ’ s ファーマ	37.80
内用薬	1190012F4343	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 5 m g 「ニプロ」	ニプロ	37.80
内用薬	1190012F5013	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1錠		ドネペジル塩酸塩 1 0 m g 錠		35.70
内用薬	1190012F5048	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1錠	局	ドネペジル塩酸塩錠 1 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	63.00
内用薬	1190012F5064	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1錠	局	ドネペジル塩酸塩錠 1 0 m g 「F F P」	共創未来ファーマ	63.00
内用薬	1190012F5153	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1錠	局	ドネペジル塩酸塩錠 1 0 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	63.00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	1190012F5170	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局	ドネペジル塩酸塩錠 1 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	63. 00
内用薬	1190012F5196	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局	ドネペジル塩酸塩錠 1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	63. 00
内用薬	1190012F5200	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局	ドネペジル塩酸塩錠 1 0 m g 「タカタ」	高田製薬	63. 00
内用薬	1190012F5234	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局	ドネペジル塩酸塩錠 1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	63. 00
内用薬	1190012F5250	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局	ドネペジル塩酸塩錠 1 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	63. 00
内用薬	1190012F5269	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局	ドネペジル塩酸塩錠 1 0 m g 「明治」	M e i j i S e i k a ファルマ	63. 00
内用薬	1190012F6010	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1 錠		ドネペジル塩酸塩 1 0 m g 口腔内崩壊錠		35. 70
内用薬	1190012F6036	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1 錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 1 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	63. 00
内用薬	1190012F6052	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1 錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 1 0 m g 「F F P」	共創未来ファーマ	63. 00
内用薬	1190012F6109	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1 錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 1 0 m g 「T C K」	辰巳化学	63. 00
内用薬	1190012F6125	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1 錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 1 0 m g 「Y D」	陽進堂	63. 00
内用薬	1190012F6133	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1 錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 1 0 m g 「Z E」	全星薬品工業	63. 00
内用薬	1190012F6150	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1 錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 1 0 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	63. 00
内用薬	1190012F6176	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1 錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 1 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	63. 00
内用薬	1190012F6184	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1 錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 1 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	63. 00
内用薬	1190012F6192	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1 錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	63. 00
内用薬	1190012F6214	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1 錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 1 0 m g 「タカタ」	高田製薬	63. 00
内用薬	1190012F6230	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1 錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 1 0 m g 「テバ」	T ’ s ファーマ	63. 00
内用薬	1190012F6249	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1 錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	63. 00
内用薬	1190012F6265	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1 錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 1 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	63. 00
内用薬	1190012F6273	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1 錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 1 0 m g 「明治」	M e i j i S e i k a ファルマ	63. 00
内用薬	1190012F6311	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1 錠		ドネペジル塩酸塩OD錠 1 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	63. 00
内用薬	1190012Q1043	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1 個		ドネペジル塩酸塩内服ゼリー 3 m g 「日医工」	日医工	61. 10
内用薬	1190012S1024	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1 . 5 m L 1 包		ドネペジル塩酸塩内用液 3 m g 「トーワ」	東和薬品	41. 00
内用薬	1190012S3035	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 5 m L 1 包		ドネペジル塩酸塩内用液 1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	116. 40
内用薬	1190014F1017	タルチレリン水和物	5 m g 1 錠		タルチレリン 5 m g 錠		147. 70
内用薬	1190014F1041	タルチレリン水和物	5 m g 1 錠	局	タルチレリン錠 5 m g 「J G」	日本ジェネリック	176. 20
内用薬	1190014F1068	タルチレリン水和物	5 m g 1 錠	局	タルチレリン錠 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	176. 20
内用薬	1190014F2013	タルチレリン水和物	5 m g 1 錠		タルチレリン 5 m g 口腔内崩壊錠		147. 70
内用薬	1190014F2048	タルチレリン水和物	5 m g 1 錠	局	タルチレリンOD錠 5 m g 「J G」	日本ジェネリック	176. 20
内用薬	1190014F2064	タルチレリン水和物	5 m g 1 錠	局	タルチレリンOD錠 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	176. 20
内用薬	1190015F1038	ナルフラフィン塩酸塩	2 . 5 μ g 1 錠		ナルフラフィン塩酸塩OD錠 2 . 5 μ g 「サワ イ」	沢井製薬	204. 40
内用薬	1190015F1046	ナルフラフィン塩酸塩	2 . 5 μ g 1 錠		ナルフラフィン塩酸塩OD錠 2 . 5 μ g 「フ ソー」	扶桑薬品工業	204. 40
内用薬	1190015F1054	ナルフラフィン塩酸塩	2 . 5 μ g 1 錠		ナルフラフィン塩酸塩ODフィルム 2 . 5 μ g 「ニプロ」	ニプロ	204. 40
内用薬	1190015M1010	ナルフラフィン塩酸塩	2 . 5 μ g 1 カプセル		ナルフラフィン塩酸塩 2 . 5 μ g カプセル		97. 60
内用薬	1190015M1070	ナルフラフィン塩酸塩	2 . 5 μ g 1 カプセル		ナルフラフィン塩酸塩カプセル 2 . 5 μ g 「キッ セイ」	キッセイ薬品工業	204. 40
内用薬	1190015M1088	ナルフラフィン塩酸塩	2 . 5 μ g 1 カプセル		ナルフラフィン塩酸塩カプセル 2 . 5 μ g 「ケミ ファ」	日本薬品工業	204. 40
内用薬	1190015M1118	ナルフラフィン塩酸塩	2 . 5 μ g 1 カプセル		ナルフラフィン塩酸塩カプセル 2 . 5 μ g 「ニプ ロ」	ニプロ	204. 40
内用薬	1190016F1032	ラメルテオン	8 m g 1 錠		ラメルテオン錠 8 m g 「武田テバ」	T ’ s ファーマ	20. 90
内用薬	1190016F1040	ラメルテオン	8 m g 1 錠		ラメルテオン錠 8 m g 「J G」	日本ジェネリック	16. 40
内用薬	1190016F1059	ラメルテオン	8 m g 1 錠		ラメルテオン錠 8 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	20. 90
内用薬	1190016F1067	ラメルテオン	8 m g 1 錠		ラメルテオン錠 8 m g 「サワイ」	沢井製薬	16. 40
内用薬	1190016F1075	ラメルテオン	8 m g 1 錠		ラメルテオン錠 8 m g 「トーワ」	東和薬品	16. 40
内用薬	1190016F1083	ラメルテオン	8 m g 1 錠		ラメルテオン錠 8 m g 「日新」	日新製薬（山形）	20. 90
内用薬	1190017F1010	プレガバリン	2 5 m g 1 錠		プレガバリン 2 5 m g 口腔内崩壊錠		6. 40
内用薬	1190017F1053	プレガバリン	2 5 m g 1 錠		プレガバリンOD錠 2 5 m g 「KMP」	共創未来ファーマ	10. 20
内用薬	1190017F1096	プレガバリン	2 5 m g 1 錠		プレガバリンOD錠 2 5 m g 「Z E」	全星薬品工業	10. 20

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1190017F1118	プレガバリン	2 5 m g 1 錠	プレガバリンOD錠2 5 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	10. 20
内用薬	1190017F1126	プレガバリン	2 5 m g 1 錠	プレガバリンOD錠2 5 m g 「科研」	ダイト	10. 20
内用薬	1190017F1142	プレガバリン	2 5 m g 1 錠	プレガバリンOD錠2 5 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	10. 20
内用薬	1190017F1150	プレガバリン	2 5 m g 1 錠	プレガバリンOD錠2 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	10. 20
内用薬	1190017F1185	プレガバリン	2 5 m g 1 錠	プレガバリンOD錠2 5 m g 「トーワ」	東和薬品	10. 20
内用薬	1190017F1193	プレガバリン	2 5 m g 1 錠	プレガバリンOD錠2 5 m g 「日医工」	日医工	10. 20
内用薬	1190017F1223	プレガバリン	2 5 m g 1 錠	プレガバリンOD錠2 5 m g 「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	10. 20
内用薬	1190017F1231	プレガバリン	2 5 m g 1 錠	プレガバリンOD錠2 5 m g 「三笠」	三笠製薬	10. 20
内用薬	1190017F1240	プレガバリン	2 5 m g 1 錠	プレガバリンOD錠2 5 m g 「明治」	日新製薬（山形）	10. 20
内用薬	1190017F1258	プレガバリン	2 5 m g 1 錠	プレガバリンOD錠2 5 m g 「T C K」	辰巳化学	10. 20
内用薬	1190017F1266	プレガバリン	2 5 m g 1 錠	プレガバリンOD錠2 5 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	10. 20
内用薬	1190017F2017	プレガバリン	7 5 m g 1 錠	プレガバリン7 5 m g 口腔内崩壊錠		11. 10
内用薬	1190017F2033	プレガバリン	7 5 m g 1 錠	プレガバリンOD錠7 5 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	16. 10
内用薬	1190017F2050	プレガバリン	7 5 m g 1 錠	プレガバリンOD錠7 5 m g 「KMP」	共創未来ファーマ	16. 10
内用薬	1190017F2092	プレガバリン	7 5 m g 1 錠	プレガバリンOD錠7 5 m g 「Z E」	全星薬品工業	16. 10
内用薬	1190017F2114	プレガバリン	7 5 m g 1 錠	プレガバリンOD錠7 5 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	16. 10
内用薬	1190017F2122	プレガバリン	7 5 m g 1 錠	プレガバリンOD錠7 5 m g 「科研」	ダイト	16. 10
内用薬	1190017F2149	プレガバリン	7 5 m g 1 錠	プレガバリンOD錠7 5 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	16. 10
内用薬	1190017F2157	プレガバリン	7 5 m g 1 錠	プレガバリンOD錠7 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	16. 10
内用薬	1190017F2181	プレガバリン	7 5 m g 1 錠	プレガバリンOD錠7 5 m g 「トーワ」	東和薬品	16. 10
内用薬	1190017F2190	プレガバリン	7 5 m g 1 錠	プレガバリンOD錠7 5 m g 「日医工」	日医工	16. 10
内用薬	1190017F2220	プレガバリン	7 5 m g 1 錠	プレガバリンOD錠7 5 m g 「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	16. 10
内用薬	1190017F2238	プレガバリン	7 5 m g 1 錠	プレガバリンOD錠7 5 m g 「三笠」	三笠製薬	16. 10
内用薬	1190017F2246	プレガバリン	7 5 m g 1 錠	プレガバリンOD錠7 5 m g 「明治」	日新製薬（山形）	16. 10
内用薬	1190017F2254	プレガバリン	7 5 m g 1 錠	プレガバリンOD錠7 5 m g 「T C K」	辰巳化学	16. 10
内用薬	1190017F2262	プレガバリン	7 5 m g 1 錠	プレガバリンOD錠7 5 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	16. 10
内用薬	1190017F3013	プレガバリン	1 5 0 m g 1 錠	プレガバリン1 5 0 m g 口腔内崩壊錠		15. 10
内用薬	1190017F3030	プレガバリン	1 5 0 m g 1 錠	プレガバリンOD錠1 5 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	22. 10
内用薬	1190017F3056	プレガバリン	1 5 0 m g 1 錠	プレガバリンOD錠1 5 0 m g 「KMP」	共創未来ファーマ	22. 10
内用薬	1190017F3072	プレガバリン	1 5 0 m g 1 錠	プレガバリンOD錠1 5 0 m g 「N P I」	日本薬品工業	29. 20
内用薬	1190017F3080	プレガバリン	1 5 0 m g 1 錠	プレガバリンOD錠1 5 0 m g 「Y D」	陽進堂	22. 10
内用薬	1190017F3110	プレガバリン	1 5 0 m g 1 錠	プレガバリンOD錠1 5 0 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	22. 10
内用薬	1190017F3129	プレガバリン	1 5 0 m g 1 錠	プレガバリンOD錠1 5 0 m g 「科研」	ダイト	22. 10
内用薬	1190017F3145	プレガバリン	1 5 0 m g 1 錠	プレガバリンOD錠1 5 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	22. 10
内用薬	1190017F3153	プレガバリン	1 5 0 m g 1 錠	プレガバリンOD錠1 5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	22. 10
内用薬	1190017F3161	プレガバリン	1 5 0 m g 1 錠	プレガバリンOD錠1 5 0 m g 「サンド」	サンド	22. 10
内用薬	1190017F3188	プレガバリン	1 5 0 m g 1 錠	プレガバリンOD錠1 5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	22. 10
内用薬	1190017F3196	プレガバリン	1 5 0 m g 1 錠	プレガバリンOD錠1 5 0 m g 「日医工」	日医工	22. 10
内用薬	1190017F3226	プレガバリン	1 5 0 m g 1 錠	プレガバリンOD錠1 5 0 m g 「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	22. 10
内用薬	1190017F3234	プレガバリン	1 5 0 m g 1 錠	プレガバリンOD錠1 5 0 m g 「三笠」	三笠製薬	29. 00
内用薬	1190017F3242	プレガバリン	1 5 0 m g 1 錠	プレガバリンOD錠1 5 0 m g 「明治」	日新製薬（山形）	22. 10
内用薬	1190017F3269	プレガバリン	1 5 0 m g 1 錠	プレガバリンOD錠1 5 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	22. 10
内用薬	1190017F4036	プレガバリン	5 0 m g 1 錠	プレガバリンOD錠5 0 m g 「Y D」	陽進堂	11. 10
内用薬	1190017F4044	プレガバリン	5 0 m g 1 錠	プレガバリンOD錠5 0 m g 「武田テバ」	T’ s ファーマ	11. 10
内用薬	1190017F4052	プレガバリン	5 0 m g 1 錠	プレガバリンOD錠5 0 m g 「日医工」	日医工	11. 10
内用薬	1190017F4060	プレガバリン	5 0 m g 1 錠	プレガバリンOD錠5 0 m g 「三笠」	三笠製薬	11. 10
内用薬	1190017M1036	プレガバリン	2 5 m g 1 カプセル	プレガバリンカプセル2 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	10. 20

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1190017M1044	プレガバリン	2 5 m g 1 カプセル	プレガバリンカプセル2 5 m g 「トーワ」	東和薬品	10. 20
内用薬	1190017M1052	プレガバリン	2 5 m g 1 カプセル	プレガバリンカプセル2 5 m g 「日医工」	日医工	10. 20
内用薬	1190017M2032	プレガバリン	7 5 m g 1 カプセル	プレガバリンカプセル7 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	16. 10
内用薬	1190017M2040	プレガバリン	7 5 m g 1 カプセル	プレガバリンカプセル7 5 m g 「トーワ」	東和薬品	16. 10
内用薬	1190017M2059	プレガバリン	7 5 m g 1 カプセル	プレガバリンカプセル7 5 m g 「日医工」	日医工	16. 10
内用薬	1190017M3039	プレガバリン	1 5 0 m g 1 カプセル	プレガバリンカプセル1 5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	22. 10
内用薬	1190017M3047	プレガバリン	1 5 0 m g 1 カプセル	プレガバリンカプセル1 5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	22. 10
内用薬	1190017M3055	プレガバリン	1 5 0 m g 1 カプセル	プレガバリンカプセル1 5 0 m g 「日医工」	日医工	22. 10
内用薬	1190018F1015	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩5 m g 錠		9. 70
内用薬	1190018F1031	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩錠5 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	19. 60
内用薬	1190018F1066	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩錠5 m g 「アメル」	共和薬品工業	12. 70
内用薬	1190018F1082	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩錠5 m g 「サワイ」	沢井製薬	19. 60
内用薬	1190018F1090	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩錠5 m g 「トーワ」	東和薬品	19. 60
内用薬	1190018F1104	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩錠5 m g 「ニプロ」	ニプロ	12. 70
内用薬	1190018F1112	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩錠5 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	19. 60
内用薬	1190018F2011	メマンチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩1 0 m g 錠		23. 30
内用薬	1190018F2038	メマンチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩錠1 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	33. 70
内用薬	1190018F2097	メマンチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩錠1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	33. 70
内用薬	1190018F2119	メマンチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩錠1 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	33. 70
内用薬	1190018F3018	メマンチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩2 0 m g 錠		40. 50
内用薬	1190018F3034	メマンチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩錠2 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	61. 60
内用薬	1190018F3093	メマンチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩錠2 0 m g 「トーワ」	東和薬品	61. 60
内用薬	1190018F3115	メマンチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩錠2 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	61. 60
内用薬	1190018F4014	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩5 m g 口腔内崩壊錠		9. 70
内用薬	1190018F4030	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠5 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	19. 60
内用薬	1190018F4049	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠5 m g 「J G」	日本ジェネリック	19. 60
内用薬	1190018F4073	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠5 m g 「T C K」	辰巳化学	19. 60
内用薬	1190018F4081	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠5 m g 「Y D」	陽進堂	12. 70
内用薬	1190018F4090	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠5 m g 「Z E」	全星薬品工業	12. 70
内用薬	1190018F4103	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠5 m g 「アメル」	共和薬品工業	12. 70
内用薬	1190018F4138	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠5 m g 「クラシエ」	日本薬品工業	19. 60
内用薬	1190018F4146	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠5 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	12. 70
内用薬	1190018F4154	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠5 m g 「サワイ」	沢井製薬	19. 60
内用薬	1190018F4162	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠5 m g 「サンド」	サンド	12. 70
内用薬	1190018F4170	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠5 m g 「タカタ」	高田製薬	19. 60
内用薬	1190018F4197	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠5 m g 「トーワ」	東和薬品	19. 60
内用薬	1190018F4200	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠5 m g 「日医工」	日医工	12. 70
内用薬	1190018F4219	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠5 m g 「日新」	日新製薬（山形）	19. 60
内用薬	1190018F4227	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠5 m g 「ニプロ」	ニプロ	12. 70
内用薬	1190018F4235	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠5 m g 「フェルゼン」	ダイト	19. 60
内用薬	1190018F4243	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠5 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	19. 60
内用薬	1190018F4251	メマンチン塩酸塩	5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠5 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	12. 70
内用薬	1190018F5010	メマンチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩1 0 m g 口腔内崩壊錠		23. 30
内用薬	1190018F5037	メマンチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠1 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	33. 70
内用薬	1190018F5045	メマンチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠1 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	33. 70
内用薬	1190018F5070	メマンチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠1 0 m g 「T C K」	辰巳化学	33. 70
内用薬	1190018F5134	メマンチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠1 0 m g 「クラシエ」	日本薬品工業	33. 70

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1190018F5177	メマンチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠1 0 m g 「タカタ」	高田製薬	33. 70
内用薬	1190018F5193	メマンチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	33. 70
内用薬	1190018F5231	メマンチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠1 0 m g 「フェルゼン」	ダイト	33. 70
内用薬	1190018F5240	メマンチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠1 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	33. 70
内用薬	1190018F6017	メマンチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩2 0 m g 口腔内崩壊錠		40. 50
内用薬	1190018F6033	メマンチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠2 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	61. 60
内用薬	1190018F6041	メマンチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠2 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	61. 60
内用薬	1190018F6076	メマンチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠2 0 m g 「T C K」	辰巳化学	61. 60
内用薬	1190018F6173	メマンチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠2 0 m g 「タカタ」	高田製薬	61. 60
内用薬	1190018F6190	メマンチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠2 0 m g 「トーワ」	東和薬品	61. 60
内用薬	1190018F6211	メマンチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠2 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	61. 60
内用薬	1190018F6238	メマンチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠2 0 m g 「フェルゼン」	ダイト	61. 60
内用薬	1190018F6246	メマンチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠2 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	61. 60
内用薬	1190018F7021	メマンチン塩酸塩	1 5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠1 5 m g 「T C K」	辰巳化学	37. 90
内用薬	1190018F7030	メマンチン塩酸塩	1 5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠1 5 m g 「クラシエ」	日本薬品工業	37. 90
内用薬	1190018F7048	メマンチン塩酸塩	1 5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠1 5 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	37. 90
内用薬	1190018F7056	メマンチン塩酸塩	1 5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠1 5 m g 「サンド」	サンド	37. 90
内用薬	1190018F7064	メマンチン塩酸塩	1 5 m g 1 錠	メマンチン塩酸塩OD錠1 5 m g 「日新」	日新製薬（山形）	37. 90
内用薬	1190018R1038	メマンチン塩酸塩	2 % 1 g	メマンチン塩酸塩D S 2 % 「サワイ」	沢井製薬	93. 20
内用薬	1190018R1046	メマンチン塩酸塩	2 % 1 g	メマンチン塩酸塩ドライシロップ2 % 「D S E P」	第一三共エスファ	93. 20
内用薬	1190019F4035	ガラントミン臭化水素酸塩	4 m g 1 錠	ガラントミンOD錠4 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	16. 10
内用薬	1190019F4043	ガラントミン臭化水素酸塩	4 m g 1 錠	ガラントミンOD錠4 m g 「J G」	日本ジェネリック	16. 10
内用薬	1190019F4051	ガラントミン臭化水素酸塩	4 m g 1 錠	ガラントミンOD錠4 m g 「Y D」	陽進堂	21. 10
内用薬	1190019F4060	ガラントミン臭化水素酸塩	4 m g 1 錠	ガラントミンOD錠4 m g 「アメル」	共和薬品工業	16. 10
内用薬	1190019F4078	ガラントミン臭化水素酸塩	4 m g 1 錠	ガラントミンOD錠4 m g 「サワイ」	沢井製薬	16. 10
内用薬	1190019F4094	ガラントミン臭化水素酸塩	4 m g 1 錠	ガラントミンOD錠4 m g 「トーワ」	東和薬品	16. 10
内用薬	1190019F4108	ガラントミン臭化水素酸塩	4 m g 1 錠	ガラントミンOD錠4 m g 「日医工」	日医工	16. 10
内用薬	1190019F4116	ガラントミン臭化水素酸塩	4 m g 1 錠	ガラントミンOD錠4 m g 「ニプロ」	ニプロ	16. 10
内用薬	1190019F5015	ガラントミン臭化水素酸塩	8 m g 1 錠	ガラントミン臭化水素酸塩8 m g 口腔内崩壊錠		21. 40
内用薬	1190019F5040	ガラントミン臭化水素酸塩	8 m g 1 錠	ガラントミンOD錠8 m g 「J G」	日本ジェネリック	26. 00
内用薬	1190019F5058	ガラントミン臭化水素酸塩	8 m g 1 錠	ガラントミンOD錠8 m g 「Y D」	陽進堂	26. 00
内用薬	1190019F5074	ガラントミン臭化水素酸塩	8 m g 1 錠	ガラントミンOD錠8 m g 「サワイ」	沢井製薬	26. 00
内用薬	1190019F5090	ガラントミン臭化水素酸塩	8 m g 1 錠	ガラントミンOD錠8 m g 「トーワ」	東和薬品	26. 00
内用薬	1190019F5112	ガラントミン臭化水素酸塩	8 m g 1 錠	ガラントミンOD錠8 m g 「ニプロ」	ニプロ	26. 00
内用薬	1190019F6011	ガラントミン臭化水素酸塩	1 2 m g 1 錠	ガラントミン臭化水素酸塩1 2 m g 口腔内崩壊錠		23. 80
内用薬	1190019F6046	ガラントミン臭化水素酸塩	1 2 m g 1 錠	ガラントミンOD錠1 2 m g 「J G」	日本ジェネリック	31. 40
内用薬	1190019F6054	ガラントミン臭化水素酸塩	1 2 m g 1 錠	ガラントミンOD錠1 2 m g 「Y D」	陽進堂	38. 30
内用薬	1190019F6062	ガラントミン臭化水素酸塩	1 2 m g 1 錠	ガラントミンOD錠1 2 m g 「アメル」	共和薬品工業	31. 40
内用薬	1190019F6070	ガラントミン臭化水素酸塩	1 2 m g 1 錠	ガラントミンOD錠1 2 m g 「サワイ」	沢井製薬	31. 40
内用薬	1190019F6097	ガラントミン臭化水素酸塩	1 2 m g 1 錠	ガラントミンOD錠1 2 m g 「トーワ」	東和薬品	31. 40
内用薬	1190019F6119	ガラントミン臭化水素酸塩	1 2 m g 1 錠	ガラントミンOD錠1 2 m g 「ニプロ」	ニプロ	31. 40
内用薬	1214001S1062	リドカイン塩酸塩	2 % 1 m L	リドカイン塩酸塩ビスカス2 % 「日新」	日新製薬（山形）	6. 20
内用薬	1231009F1100	メペンゾラート臭化物	7． 5 m g 1 錠	メペンゾラート臭化物錠7． 5 m g 「ツルハラ」	鶴原製薬	6. 30
内用薬	1231013D1083	チキジウム臭化物	2 % 1 g	チキジウム臭化物顆粒2 % 「ツルハラ」	鶴原製薬	7. 80
内用薬	1231013M2012	チキジウム臭化物	1 0 m g 1 カプセル	チキジウム臭化物1 0 m g カプセル		6. 30
内用薬	1231013M2217	チキジウム臭化物	1 0 m g 1 カプセル	チキジウム臭化物カプセル1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	7. 60
内用薬	1242002F1381	ブチルスコポラミン臭化物	1 0 m g 1 錠	ブチルスコポラミン臭化物錠1 0 m g 「ツルハ ラ」	鶴原製薬	6. 60

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	1249005F1122	チメピジウム臭化物水和物	3 0 m g 1 錠	チメピジウム臭化物錠 3 0 m g 「サワイ」		沢井製薬	6. 30
内用薬	1249009F1015	エペリゾン塩酸塩	5 0 m g 1 錠	エペリゾン塩酸塩 5 0 m g 錠			6. 30
内用薬	1249010F1018	チザニジン塩酸塩	1 m g 1 錠	チザニジン塩酸塩 1 m g 錠			6. 30
内用薬	2113005F1056	メチルジゴキシン	0. 1 m g 1 錠	メチルジゴキシン錠 0. 1 m g 「N I G」		日医工岐阜工場	6. 30
内用薬	2119003D1173	ユビデカレノン	1 % 1 g	ユビデカレノン顆粒 1 % 「ツルハラ」		鶴原製薬	6. 90
内用薬	2119003F2014	ユビデカレノン	1 0 m g 1 錠	ユビデカレノン 1 0 m g 錠			6. 30
内用薬	2119003M1297	ユビデカレノン	5 m g 1 カプセル	ユビデカレノンカプセル 5 m g 「ツルハラ」		鶴原製薬	6. 30
内用薬	2119004F1055	デノパミン	5 m g 1 錠	デノパミン錠 5 m g 「日医工」		日医工	10. 50
内用薬	2119004F2051	デノパミン	1 0 m g 1 錠	デノパミン錠 1 0 m g 「日医工」		日医工	17. 30
内用薬	2119006F1020	ピモベンダン	1. 2 5 m g 1 錠	ピモベンダン錠 1. 2 5 m g 「T E」		トーアエイヨー	30. 80
内用薬	2119006F2026	ピモベンダン	2. 5 m g 1 錠	ピモベンダン錠 2. 5 m g 「T E」		トーアエイヨー	57. 70
内用薬	2119006F3022	ピモベンダン	0. 6 2 5 m g 1 錠	ピモベンダン錠 0. 6 2 5 m g 「T E」		トーアエイヨー	18. 80
内用薬	2123005F1010	カルテオロール塩酸塩	5 m g 1 錠	カルテオロール塩酸塩 5 m g 錠			6. 30
内用薬	2123008F1013	プロプラノロール塩酸塩	1 0 m g 1 錠	プロプラノロール塩酸塩 1 0 m g 錠			10. 80
内用薬	2123011F1015	アテノロール	2 5 m g 1 錠	アテノロール 2 5 m g 錠			6. 30
内用薬	2123011F2011	アテノロール	5 0 m g 1 錠	アテノロール 5 0 m g 錠			6. 30
内用薬	2123011F2127	アテノロール	5 0 m g 1 錠	アルセノール錠 5 0		原沢製薬工業	6. 10
内用薬	2123011F2623	アテノロール	5 0 m g 1 錠	アテノロール錠 5 0 m g 「ツルハラ」		鶴原製薬	6. 10
内用薬	2123014F1019	アロチノロール塩酸塩	5 m g 1 錠	アロチノロール塩酸塩 5 m g 錠			6. 30
内用薬	2123014F2015	アロチノロール塩酸塩	1 0 m g 1 錠	アロチノロール塩酸塩 1 0 m g 錠			7. 00
内用薬	2123016F1018	ビソプロロールフマル酸塩	2. 5 m g 1 錠	ビソプロロールフマル酸塩 2. 5 m g 錠			10. 80
内用薬	2123016F2014	ビソプロロールフマル酸塩	5 m g 1 錠	ビソプロロールフマル酸塩 5 m g 錠			10. 80
内用薬	2129003F1049	メキシレチン塩酸塩	5 0 m g 1 錠	メキシレチン塩酸塩錠 5 0 m g 「杏林」		キョーリンリメディオ	6. 30
内用薬	2129003F1057	メキシレチン塩酸塩	5 0 m g 1 錠	メキシレチン塩酸塩錠 5 0 m g 「K C C」		ネオクリティケア製薬	6. 40
内用薬	2129003F2045	メキシレチン塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	メキシレチン塩酸塩錠 1 0 0 m g 「杏林」		キョーリンリメディオ	6. 30
内用薬	2129003F2053	メキシレチン塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	メキシレチン塩酸塩錠 1 0 0 m g 「K C C」		ネオクリティケア製薬	10. 70
内用薬	2129003M1188	メキシレチン塩酸塩	5 0 m g 1 カプセル	メキシレチン塩酸塩カプセル 5 0 m g 「サワイ」		沢井製薬	7. 90
内用薬	2129003M1200	メキシレチン塩酸塩	5 0 m g 1 カプセル	メキシレチン塩酸塩カプセル 5 0 m g 「トーワ」		東和薬品	6. 30
内用薬	2129003M2192	メキシレチン塩酸塩	1 0 0 m g 1 カプセル	メキシレチン塩酸塩カプセル 1 0 0 m g 「サワイ」		沢井製薬	10. 60
内用薬	2129003M2222	メキシレチン塩酸塩	1 0 0 m g 1 カプセル	メキシレチン塩酸塩カプセル 1 0 0 m g 「トーワ」		東和薬品	6. 60
内用薬	2129004M1050	アブリンジン塩酸塩	1 0 m g 1 カプセル	局	アブリンジン塩酸塩カプセル 1 0 m g 「N P」	ニプロ	11. 10
内用薬	2129004M2065	アブリンジン塩酸塩	2 0 m g 1 カプセル	局	アブリンジン塩酸塩カプセル 2 0 m g 「N P」	ニプロ	17. 00
内用薬	2129005F1013	リン酸ジソピラミド	1 5 0 m g 1 錠	リン酸ジソピラミド 1 5 0 m g 徐放錠			11. 40
内用薬	2129005F1242	リン酸ジソピラミド	1 5 0 m g 1 錠	ジソピラミド徐放錠 1 5 0 m g 「V T R S」		ヴィアトリス・ヘルスケア	13. 60
内用薬	2129006F1050	プロパフェノン塩酸塩	1 5 0 m g 1 錠	局	プロパフェノン塩酸塩錠 1 5 0 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	12. 80
内用薬	2129006F2057	プロパフェノン塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	プロパフェノン塩酸塩錠 1 0 0 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	16. 50
内用薬	2129007F1012	シベンゾリンコハク酸塩	5 0 m g 1 錠	シベンゾリンコハク酸塩 5 0 m g 錠			10. 80
内用薬	2129007F2019	シベンゾリンコハク酸塩	1 0 0 m g 1 錠	シベンゾリンコハク酸塩 1 0 0 m g 錠			14. 20
内用薬	2129008M1016	ピルシカイニド塩酸塩水和物	2 5 m g 1 カプセル	ピルシカイニド塩酸塩 2 5 m g カプセル			10. 80
内用薬	2129008M2012	ピルシカイニド塩酸塩水和物	5 0 m g 1 カプセル	ピルシカイニド塩酸塩 5 0 m g カプセル			17. 90
内用薬	2129009F1038	フレカイニド酢酸塩	5 0 m g 1 錠	局	フレカイニド酢酸塩錠 5 0 m g 「K O」	寿製薬	12. 30
内用薬	2129009F1062	フレカイニド酢酸塩	5 0 m g 1 錠	局	フレカイニド酢酸塩錠 5 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘルスケア	12. 30
内用薬	2129009F2034	フレカイニド酢酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	フレカイニド酢酸塩錠 1 0 0 m g 「K O」	寿製薬	20. 20
内用薬	2129009F2069	フレカイニド酢酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	フレカイニド酢酸塩錠 1 0 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘルスケア	20. 20
内用薬	2129010F3025	アミオダロン塩酸塩	5 0 m g 1 錠	局	アミオダロン塩酸塩速崩錠 5 0 m g 「T E」	トーアエイヨー	41. 80
内用薬	2129011F1043	ベプリジル塩酸塩水和物	5 0 m g 1 錠	ベプリジル塩酸塩錠 5 0 m g 「T E」		トーアエイヨー	17. 10
内用薬	2129011F2040	ベプリジル塩酸塩水和物	1 0 0 m g 1 錠	ベプリジル塩酸塩錠 1 0 0 m g 「T E」		トーアエイヨー	33. 70

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	2129013F1034	ソタロール塩酸塩	4 0 m g 1 錠	ソタロール塩酸塩錠 4 0 m g 「T E」		トーアエイヨー	31. 30
内用薬	2129013F2030	ソタロール塩酸塩	8 0 m g 1 錠	ソタロール塩酸塩錠 8 0 m g 「T E」		トーアエイヨー	57. 20
内用薬	2132003F1010	トリクロルメチアジド	2 m g 1 錠	トリクロルメチアジド 2 m g 錠			10. 80
内用薬	2132003F3012	トリクロルメチアジド	1 m g 1 錠	トリクロルメチアジド 1 m g 錠			10. 80
内用薬	2132004F1103	ヒドロクロロチアジド	2 5 m g 1 錠	ヒドロクロロチアジド錠 2 5 m g 「トーワ」		東和薬品	6. 30
内用薬	2132004F2037	ヒドロクロロチアジド	1 2 . 5 m g 1 錠	ヒドロクロロチアジド錠 1 2 . 5 m g 「トーワ」		東和薬品	6. 30
内用薬	2132004F3025	ヒドロクロロチアジド	1 2 . 5 m g 1 錠	ヒドロクロロチアジドOD錠 1 2 . 5 m g 「トーワ」		東和薬品	6. 30
内用薬	2133001F1018	スピロノラクトン	2 5 m g 1 錠	スピロノラクトン 2 5 m g 錠			10. 80
内用薬	2139001S5023	イソソルビド	7 0 % 4 0 m L 1 包	イソソルビド内用液 7 0 % 分包 4 0 m L 「C E O」		セオリアファーマ	122. 30
内用薬	2139005F1010	フロセミド	2 0 m g 1 錠	フロセミド 2 0 m g 錠			6. 50
内用薬	2139005F2016	フロセミド	4 0 m g 1 錠	フロセミド 4 0 m g 錠			6. 80
内用薬	2139005F3012	フロセミド	1 0 m g 1 錠	フロセミド 1 0 m g 錠			6. 50
内用薬	2139008F1013	アゾセミド	6 0 m g 1 錠	アゾセミド 6 0 m g 錠			10. 80
内用薬	2139009F1034	トラセミド	4 m g 1 錠	トラセミド錠 4 m g 「K O」		寿製薬	6. 30
内用薬	2139009F2030	トラセミド	8 m g 1 錠	トラセミド錠 8 m g 「K O」		寿製薬	6. 30
内用薬	2139009F3029	トラセミド	4 m g 1 錠	トラセミドOD錠 4 m g 「T E」		トーアエイヨー	6. 30
内用薬	2139009F4025	トラセミド	8 m g 1 錠	トラセミドOD錠 8 m g 「T E」		トーアエイヨー	6. 30
内用薬	2139011D1030	トルバプタン	1 % 1 g	トルバプタン顆粒 1 % 「トーワ」		東和薬品	532. 90
内用薬	2139011D1049	トルバプタン	1 % 1 g	トルバプタン顆粒 1 % 「サワイ」		沢井製薬	439. 20
内用薬	2139011F3034	トルバプタン	7 . 5 m g 1 錠	トルバプタンOD錠 7 . 5 m g 「D S E P」		第一三共エスファ	269. 60
内用薬	2139011F3042	トルバプタン	7 . 5 m g 1 錠	トルバプタンOD錠 7 . 5 m g 「T E」		トーアエイヨー	269. 60
内用薬	2139011F3050	トルバプタン	7 . 5 m g 1 錠	トルバプタンOD錠 7 . 5 m g 「オーツカ」		大塚製薬工場	269. 60
内用薬	2139011F3069	トルバプタン	7 . 5 m g 1 錠	トルバプタンOD錠 7 . 5 m g 「ニプロ」		ニプロ	269. 60
内用薬	2139011F3085	トルバプタン	7 . 5 m g 1 錠	トルバプタンOD錠 7 . 5 m g 「サワイ」		沢井製薬	269. 60
内用薬	2139011F3093	トルバプタン	7 . 5 m g 1 錠	トルバプタンOD錠 7 . 5 m g 「トーワ」		東和薬品	292. 00
内用薬	2139011F4030	トルバプタン	1 5 m g 1 錠	トルバプタンOD錠 1 5 m g 「D S E P」		第一三共エスファ	473. 20
内用薬	2139011F4057	トルバプタン	1 5 m g 1 錠	トルバプタンOD錠 1 5 m g 「T E」		トーアエイヨー	473. 20
内用薬	2139011F4065	トルバプタン	1 5 m g 1 錠	トルバプタンOD錠 1 5 m g 「オーツカ」		大塚製薬工場	473. 20
内用薬	2139011F4073	トルバプタン	1 5 m g 1 錠	トルバプタンOD錠 1 5 m g 「サワイ」		沢井製薬	473. 20
内用薬	2139011F4081	トルバプタン	1 5 m g 1 錠	トルバプタンOD錠 1 5 m g 「トーワ」		東和薬品	510. 30
内用薬	2139011F4090	トルバプタン	1 5 m g 1 錠	トルバプタンOD錠 1 5 m g 「ニプロ」		ニプロ	473. 20
内用薬	2139011F5029	トルバプタン	3 . 7 5 m g 1 錠	トルバプタンOD錠 3 . 7 5 m g 「T E」		トーアエイヨー	145. 10
内用薬	2139011F5037	トルバプタン	3 . 7 5 m g 1 錠	トルバプタンOD錠 3 . 7 5 m g 「ニプロ」		ニプロ	145. 10
内用薬	2144002C1036	エナラプリルマレイン酸塩	1 % 1 g	エナラプリルマレイン酸塩細粒 1 % 「アメル」		共和薬品工業	41. 60
内用薬	2144003F1010	アラセプリル	1 2 . 5 m g 1 錠	アラセプリル 1 2 . 5 m g 錠			10. 80
内用薬	2144003F2017	アラセプリル	2 5 m g 1 錠	アラセプリル 2 5 m g 錠			10. 80
内用薬	2144003F3013	アラセプリル	5 0 m g 1 錠	アラセプリル 5 0 m g 錠			10. 80
内用薬	2144006F1014	リシノプリル水和物	5 m g 1 錠	リシノプリル 5 m g 錠			10. 80
内用薬	2144006F2010	リシノプリル水和物	1 0 m g 1 錠	リシノプリル 1 0 m g 錠			10. 80
内用薬	2144006F3041	リシノプリル水和物	2 0 m g 1 錠	局	リシノプリル錠 2 0 m g 「トーワ」	東和薬品	11. 20
内用薬	2144006F3122	リシノプリル水和物	2 0 m g 1 錠	局	リシノプリル錠 2 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	10. 80
内用薬	2144006F3149	リシノプリル水和物	2 0 m g 1 錠	局	リシノプリル錠 2 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	11. 20
内用薬	2144008F1013	イミダプリル塩酸塩	2 . 5 m g 1 錠	イミダプリル塩酸塩 2 . 5 m g 錠			10. 80
内用薬	2144008F2010	イミダプリル塩酸塩	5 m g 1 錠	イミダプリル塩酸塩 5 m g 錠			13. 80
内用薬	2144008F3059	イミダプリル塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局	イミダプリル塩酸塩錠 1 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	27. 50
内用薬	2144008F3083	イミダプリル塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局	イミダプリル塩酸塩錠 1 0 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	27. 50
内用薬	2144008F3105	イミダプリル塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局	イミダプリル塩酸塩錠 1 0 m g 「P H」	キョーリンリメディオ	17. 80

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	2144008F3113	イミダプリル塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局	イミダプリル塩酸塩錠 1 0 m g 「Y D」	陽進堂	27. 50
内用薬	2144008F3148	イミダプリル塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局	イミダプリル塩酸塩錠 1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	27. 50
内用薬	2144008F3156	イミダプリル塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局	イミダプリル塩酸塩錠 1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	27. 50
内用薬	2144008F3180	イミダプリル塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局	イミダプリル塩酸塩錠 1 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	27. 50
内用薬	2144008F3229	イミダプリル塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局	イミダプリル塩酸塩錠 1 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	27. 50
内用薬	2144009F1018	テモカプリル塩酸塩	1 m g 1 錠		テモカプリル塩酸塩 1 m g 錠		10. 80
内用薬	2144009F2014	テモカプリル塩酸塩	2 m g 1 錠		テモカプリル塩酸塩 2 m g 錠		16. 20
内用薬	2144009F3010	テモカプリル塩酸塩	4 m g 1 錠		テモカプリル塩酸塩 4 m g 錠		32. 30
内用薬	2144012F1010	ペリンドプリルエルブミン	2 m g 1 錠		ペリンドプリルエルブミン 2 m g 錠		14. 00
内用薬	2144012F2016	ペリンドプリルエルブミン	4 m g 1 錠		ペリンドプリルエルブミン 4 m g 錠		24. 60
内用薬	2149009F2070	ラベタロール塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	ラベタロール塩酸塩錠 1 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	10. 80
内用薬	2149014M1065	プロプラノロール塩酸塩	6 0 m g 1 カプセル		プロプラノロール塩酸塩徐放カプセル 6 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	18. 20
内用薬	2149022F2016	ニルバジピン	4 m g 1 錠		ニルバジピン 4 m g 錠		10. 80
内用薬	2149026F2014	ドキサゾシンメシル酸塩	1 m g 1 錠		ドキサゾシンメシル酸塩 1 m g 錠		10. 80
内用薬	2149026F3010	ドキサゾシンメシル酸塩	2 m g 1 錠		ドキサゾシンメシル酸塩 2 m g 錠		10. 80
内用薬	2149026F4017	ドキサゾシンメシル酸塩	4 m g 1 錠		ドキサゾシンメシル酸塩 4 m g 錠		10. 80
内用薬	2149026F4122	ドキサゾシンメシル酸塩	4 m g 1 錠	局	ドキサゾシン錠 4 m g 「E M E C」	アルフレッサファーマ	15. 00
内用薬	2149026F4130	ドキサゾシンメシル酸塩	4 m g 1 錠	局	ドキサゾシン錠 4 m g 「Y D」	陽進堂	15. 00
内用薬	2149026F4149	ドキサゾシンメシル酸塩	4 m g 1 錠	局	ドキサゾシン錠 4 m g 「サワイ」	沢井製薬	15. 00
内用薬	2149026F4190	ドキサゾシンメシル酸塩	4 m g 1 錠	局	ドキサゾシン錠 4 m g 「トーワ」	東和薬品	15. 00
内用薬	2149026F4203	ドキサゾシンメシル酸塩	4 m g 1 錠	局	ドキサゾシン錠 4 m g 「J G」	長生堂製薬	15. 00
内用薬	2149026F4211	ドキサゾシンメシル酸塩	4 m g 1 錠	局	ドキサゾシン錠 4 m g 「N S」	日新製薬（山形）	15. 00
内用薬	2149026F4220	ドキサゾシンメシル酸塩	4 m g 1 錠	局	ドキサゾシン錠 4 m g 「テバ」	T’ s ファーマ	15. 00
内用薬	2149027F1012	マニジピン塩酸塩	5 m g 1 錠		マニジピン塩酸塩 5 m g 錠		10. 80
内用薬	2149027F2019	マニジピン塩酸塩	1 0 m g 1 錠		マニジピン塩酸塩 1 0 m g 錠		10. 80
内用薬	2149027F3015	マニジピン塩酸塩	2 0 m g 1 錠		マニジピン塩酸塩 2 0 m g 錠		12. 10
内用薬	2149029F1135	セリプロロール塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠		セリプロロール塩酸塩錠 1 0 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	7. 40
内用薬	2149029F2131	セリプロロール塩酸塩	2 0 0 m g 1 錠		セリプロロール塩酸塩錠 2 0 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	14. 80
内用薬	2149031F1019	ベタキソロール塩酸塩	5 m g 1 錠		ベタキソロール塩酸塩 5 m g 錠		11. 00
内用薬	2149031F2015	ベタキソロール塩酸塩	1 0 m g 1 錠		ベタキソロール塩酸塩 1 0 m g 錠		10. 20
内用薬	2149031F2090	ベタキソロール塩酸塩	1 0 m g 1 錠		ベタキソロール塩酸塩錠 1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	23. 90
内用薬	2149031F2104	ベタキソロール塩酸塩	1 0 m g 1 錠		ベタキソロール塩酸塩錠 1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	23. 90
内用薬	2149032F1013	カルベジロール	1 0 m g 1 錠		カルベジロール 1 0 m g 錠		10. 80
内用薬	2149032F2010	カルベジロール	2 0 m g 1 錠		カルベジロール 2 0 m g 錠		10. 80
内用薬	2149032F2095	カルベジロール	2 0 m g 1 錠	局	カルベジロール錠 2 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	15. 50
内用薬	2149032F2125	カルベジロール	2 0 m g 1 錠	局	カルベジロール錠 2 0 m g 「トーワ」	東和薬品	15. 50
内用薬	2149032F2150	カルベジロール	2 0 m g 1 錠	局	カルベジロール錠 2 0 m g 「T C K」	辰巳化学	15. 50
内用薬	2149032F2192	カルベジロール	2 0 m g 1 錠	局	カルベジロール錠 2 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘルスケア	15. 50
内用薬	2149032F2206	カルベジロール	2 0 m g 1 錠	局	カルベジロール錠 2 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	15. 50
内用薬	2149035F2064	フェロジピン	5 m g 1 錠	局	フェロジピン錠 5 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	10. 80
内用薬	2149037F1016	シルニジピン	5 m g 1 錠		シルニジピン 5 m g 錠		10. 80
内用薬	2149037F2012	シルニジピン	1 0 m g 1 錠		シルニジピン 1 0 m g 錠		12. 20
内用薬	2149037F3019	シルニジピン	2 0 m g 1 錠		シルニジピン 2 0 m g 錠		18. 90
内用薬	2149039F1015	ロサルタンカリウム	2 5 m g 1 錠		ロサルタンカリウム 2 5 m g 錠		10. 80
内用薬	2149039F1074	ロサルタンカリウム	2 5 m g 1 錠	局	ロサルタンK錠 2 5 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	10. 40
内用薬	2149039F2011	ロサルタンカリウム	5 0 m g 1 錠		ロサルタンカリウム 5 0 m g 錠		14. 00
内用薬	2149039F2046	ロサルタンカリウム	5 0 m g 1 錠	局	ロサルタンK錠 5 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	16. 30

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	2149039F2089	ロサルタンカリウム	5 0 m g 1 錠	局	ロサルタンK錠5 0 m g 「科研」	ダイト	18.10
内用薬	2149039F2100	ロサルタンカリウム	5 0 m g 1 錠	局	ロサルタンK錠5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	18.10
内用薬	2149039F2135	ロサルタンカリウム	5 0 m g 1 錠	局	ロサルタンK錠5 0 m g 「明治」	M e i j i S e i k a ファルマ	18.10
内用薬	2149039F2160	ロサルタンカリウム	5 0 m g 1 錠	局	ロサルタンカリウム錠5 0 m g 「DK」	大興製薬	18.10
内用薬	2149039F2186	ロサルタンカリウム	5 0 m g 1 錠	局	ロサルタンカリウム錠5 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	18.10
内用薬	2149039F2232	ロサルタンカリウム	5 0 m g 1 錠	局	ロサルタンカリウム錠5 0 m g 「Z E」	全星薬品工業	18.10
内用薬	2149039F2259	ロサルタンカリウム	5 0 m g 1 錠	局	ロサルタンカリウム錠5 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	18.10
内用薬	2149039F2267	ロサルタンカリウム	5 0 m g 1 錠	局	ロサルタンカリウム錠5 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	18.10
内用薬	2149039F2275	ロサルタンカリウム	5 0 m g 1 錠	局	ロサルタンカリウム錠5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	18.10
内用薬	2149039F2372	ロサルタンカリウム	5 0 m g 1 錠	局	ロサルタンK錠5 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	16.30
内用薬	2149039F3018	ロサルタンカリウム	1 0 0 m g 1 錠		ロサルタンカリウム1 0 0 m g 錠		24.90
内用薬	2149040F1018	カンデサルタンシレキセチル	2 m g 1 錠		カンデサルタンシレキセチル2 m g 錠		10.80
内用薬	2149040F2014	カンデサルタンシレキセチル	4 m g 1 錠		カンデサルタンシレキセチル4 m g 錠		10.80
内用薬	2149040F2030	カンデサルタンシレキセチル	4 m g 1 錠	局	カンデサルタン錠4 m g 「あすか」	あすか製薬	13.70
内用薬	2149040F2286	カンデサルタンシレキセチル	4 m g 1 錠	局	カンデサルタン錠4 m g 「ツルハラ」	鶴原製薬	13.70
内用薬	2149040F3010	カンデサルタンシレキセチル	8 m g 1 錠		カンデサルタンシレキセチル8 m g 錠		10.80
内用薬	2149040F3037	カンデサルタンシレキセチル	8 m g 1 錠	局	カンデサルタン錠8 m g 「あすか」	あすか製薬	25.60
内用薬	2149040F3215	カンデサルタンシレキセチル	8 m g 1 錠	局	カンデサルタン錠8 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	25.60
内用薬	2149040F4017	カンデサルタンシレキセチル	1 2 m g 1 錠		カンデサルタンシレキセチル1 2 m g 錠		13.10
内用薬	2149040F4033	カンデサルタンシレキセチル	1 2 m g 1 錠	局	カンデサルタン錠1 2 m g 「あすか」	あすか製薬	28.40
内用薬	2149040F4068	カンデサルタンシレキセチル	1 2 m g 1 錠	局	カンデサルタン錠1 2 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	28.40
内用薬	2149040F4211	カンデサルタンシレキセチル	1 2 m g 1 錠	局	カンデサルタン錠1 2 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	28.40
内用薬	2149040F5013	カンデサルタンシレキセチル	2 m g 1 錠		カンデサルタンシレキセチル2 m g 口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2149040F6010	カンデサルタンシレキセチル	4 m g 1 錠		カンデサルタンシレキセチル4 m g 口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2149040F7016	カンデサルタンシレキセチル	8 m g 1 錠		カンデサルタンシレキセチル8 m g 口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2149040F8047	カンデサルタンシレキセチル	1 2 m g 1 錠		カンデサルタンOD錠1 2 m g 「サワイ」	沢井製薬	28.40
内用薬	2149040F8055	カンデサルタンシレキセチル	1 2 m g 1 錠		カンデサルタンOD錠1 2 m g 「トーワ」	東和薬品	28.40
内用薬	2149041F2019	バルサルタン	4 0 m g 1 錠		バルサルタン4 0 m g 錠		10.80
内用薬	2149041F3058	バルサルタン	8 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠8 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	12.20
内用薬	2149041F3074	バルサルタン	8 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠8 0 m g 「F F P」	共創未来ファーマ	12.20
内用薬	2149041F3082	バルサルタン	8 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠8 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	12.20
内用薬	2149041F3120	バルサルタン	8 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠8 0 m g 「T C K」	辰巳化学	12.20
内用薬	2149041F3171	バルサルタン	8 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠8 0 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	12.20
内用薬	2149041F3198	バルサルタン	8 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠8 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	12.20
内用薬	2149041F3201	バルサルタン	8 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠8 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	12.20
内用薬	2149041F3228	バルサルタン	8 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠8 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	12.20
内用薬	2149041F3236	バルサルタン	8 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠8 0 m g 「サンド」	サンド	12.20
内用薬	2149041F3260	バルサルタン	8 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠8 0 m g 「ツルハラ」	鶴原製薬	12.20
内用薬	2149041F3279	バルサルタン	8 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠8 0 m g 「トーワ」	東和薬品	12.20
内用薬	2149041F3287	バルサルタン	8 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠8 0 m g 「日医工」	日医工	12.20
内用薬	2149041F3295	バルサルタン	8 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠8 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	12.20
内用薬	2149041F3368	バルサルタン	8 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠8 0 m g 「M e」	M e ファルマ	12.20
内用薬	2149041F4054	バルサルタン	1 6 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠1 6 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	17.30
内用薬	2149041F4070	バルサルタン	1 6 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠1 6 0 m g 「F F P」	共創未来ファーマ	17.30
内用薬	2149041F4089	バルサルタン	1 6 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠1 6 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	17.30
内用薬	2149041F4127	バルサルタン	1 6 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠1 6 0 m g 「T C K」	辰巳化学	17.30
内用薬	2149041F4178	バルサルタン	1 6 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠1 6 0 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	17.30

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	2149041F4194	バルサルタン	1 6 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠1 6 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	17.30
内用薬	2149041F4208	バルサルタン	1 6 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠1 6 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	17.30
内用薬	2149041F4224	バルサルタン	1 6 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠1 6 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	17.30
内用薬	2149041F4232	バルサルタン	1 6 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠1 6 0 m g 「サンド」	サンド	17.30
内用薬	2149041F4267	バルサルタン	1 6 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠1 6 0 m g 「ツルハラ」	鶴原製薬	17.30
内用薬	2149041F4275	バルサルタン	1 6 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠1 6 0 m g 「トーワ」	東和薬品	17.30
内用薬	2149041F4283	バルサルタン	1 6 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠1 6 0 m g 「日医工」	日医工	17.30
内用薬	2149041F4291	バルサルタン	1 6 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠1 6 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	17.30
内用薬	2149041F4364	バルサルタン	1 6 0 m g 1 錠	局	バルサルタン錠1 6 0 m g 「Me」	Me ファルマ	17.30
内用薬	2149041F6030	バルサルタン	4 0 m g 1 錠		バルサルタンOD錠4 0 m g 「トーワ」	東和薬品	10.80
内用薬	2149041F7037	バルサルタン	8 0 m g 1 錠		バルサルタンOD錠8 0 m g 「トーワ」	東和薬品	12.20
内用薬	2149041F8033	バルサルタン	1 6 0 m g 1 錠		バルサルタンOD錠1 6 0 m g 「トーワ」	東和薬品	17.30
内用薬	2149042F1017	テルミサルタン	2 0 m g 1 錠		テルミサルタン2 0 m g 錠		10.80
内用薬	2149042F2013	テルミサルタン	4 0 m g 1 錠		テルミサルタン4 0 m g 錠		10.80
内用薬	2149042F2030	テルミサルタン	4 0 m g 1 錠	局	テルミサルタン錠4 0 m g 「DSEP」	第一三共エスファ	16.00
内用薬	2149042F2080	テルミサルタン	4 0 m g 1 錠	局	テルミサルタン錠4 0 m g 「NP I」	日本薬品工業	15.30
内用薬	2149042F2137	テルミサルタン	4 0 m g 1 錠	局	テルミサルタン錠4 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	16.00
内用薬	2149042F2200	テルミサルタン	4 0 m g 1 錠	局	テルミサルタン錠4 0 m g 「トーワ」	東和薬品	16.00
内用薬	2149042F2242	テルミサルタン	4 0 m g 1 錠	局	テルミサルタン錠4 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	16.00
内用薬	2149042F3010	テルミサルタン	8 0 m g 1 錠		テルミサルタン8 0 m g 錠		10.80
内用薬	2149042F3036	テルミサルタン	8 0 m g 1 錠	局	テルミサルタン錠8 0 m g 「DSEP」	第一三共エスファ	23.50
内用薬	2149042F3060	テルミサルタン	8 0 m g 1 錠	局	テルミサルタン錠8 0 m g 「JG」	日本ジェネリック	23.50
内用薬	2149042F3087	テルミサルタン	8 0 m g 1 錠	局	テルミサルタン錠8 0 m g 「NP I」	日本薬品工業	22.10
内用薬	2149042F3133	テルミサルタン	8 0 m g 1 錠	局	テルミサルタン錠8 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	23.50
内用薬	2149042F3206	テルミサルタン	8 0 m g 1 錠	局	テルミサルタン錠8 0 m g 「トーワ」	東和薬品	23.50
内用薬	2149042F3249	テルミサルタン	8 0 m g 1 錠	局	テルミサルタン錠8 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	23.50
内用薬	2149042F4016	テルミサルタン	2 0 m g 1 錠		テルミサルタン2 0 m g 口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2149042F5020	テルミサルタン	4 0 m g 1 錠		テルミサルタンOD錠4 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	10.80
内用薬	2149042F5039	テルミサルタン	4 0 m g 1 錠		テルミサルタンOD錠4 0 m g 「トーワ」	東和薬品	16.00
内用薬	2149043F2018	アゼルニジピン	1 6 m g 1 錠		アゼルニジピン1 6 m g 錠		10.80
内用薬	2149043F2077	アゼルニジピン	1 6 m g 1 錠	局	アゼルニジピン錠1 6 m g 「TCK」	辰巳化学	11.90
内用薬	2149043F2140	アゼルニジピン	1 6 m g 1 錠	局	アゼルニジピン錠1 6 m g 「BMD」	ビオメディクス	11.90
内用薬	2149044F1016	オルメサルタンメドキシミル	1 0 m g 1 錠		オルメサルタンメドキシミル1 0 m g 錠		10.80
内用薬	2149044F2012	オルメサルタンメドキシミル	2 0 m g 1 錠		オルメサルタンメドキシミル2 0 m g 錠		10.80
内用薬	2149044F2039	オルメサルタンメドキシミル	2 0 m g 1 錠	局	オルメサルタン錠2 0 m g 「JG」	日本ジェネリック	16.60
内用薬	2149044F2098	オルメサルタンメドキシミル	2 0 m g 1 錠	局	オルメサルタン錠2 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	14.60
内用薬	2149044F2110	オルメサルタンメドキシミル	2 0 m g 1 錠	局	オルメサルタン錠2 0 m g 「ツルハラ」	鶴原製薬	16.60
内用薬	2149044F4015	オルメサルタンメドキシミル	4 0 m g 1 錠		オルメサルタンメドキシミル4 0 m g 錠		12.40
内用薬	2149044F4031	オルメサルタンメドキシミル	4 0 m g 1 錠	局	オルメサルタン錠4 0 m g 「JG」	日本ジェネリック	23.10
内用薬	2149044F4104	オルメサルタンメドキシミル	4 0 m g 1 錠	局	オルメサルタン錠4 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	23.10
内用薬	2149044F5011	オルメサルタンメドキシミル	1 0 m g 1 錠		オルメサルタンメドキシミル1 0 m g 口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2149044F6018	オルメサルタンメドキシミル	2 0 m g 1 錠		オルメサルタンメドキシミル2 0 m g 口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	2149044F6034	オルメサルタンメドキシミル	2 0 m g 1 錠		オルメサルタンOD錠2 0 m g 「DSEP」	第一三共エスファ	16.60
内用薬	2149044F6085	オルメサルタンメドキシミル	2 0 m g 1 錠		オルメサルタンOD錠2 0 m g 「トーワ」	東和薬品	16.60
内用薬	2149044F6123	オルメサルタンメドキシミル	2 0 m g 1 錠		オルメサルタンOD錠2 0 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	16.60
内用薬	2149044F6140	オルメサルタンメドキシミル	2 0 m g 1 錠		オルメサルタンOD錠2 0 m g 「JG」	日本ジェネリック	16.60
内用薬	2149044F7014	オルメサルタンメドキシミル	4 0 m g 1 錠		オルメサルタンメドキシミル4 0 m g 口腔内崩壊錠		12.40

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	2149044F7030	オルメサルタンメドキシミル	4 0 m g 1 錠		オルメサルタンOD錠4 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	23. 10
内用薬	2149044F7073	オルメサルタンメドキシミル	4 0 m g 1 錠		オルメサルタンOD錠4 0 m g 「トーワ」	東和薬品	23. 10
内用薬	2149044F7138	オルメサルタンメドキシミル	4 0 m g 1 錠		オルメサルタンOD錠4 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	23. 10
内用薬	2149045F1037	エブレレノン	2 5 m g 1 錠	局	エブレレノン錠2 5 m g 「杏林」	キョーリンリメディオ	10. 80
内用薬	2149045F2033	エブレレノン	5 0 m g 1 錠	局	エブレレノン錠5 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディオ	18. 40
内用薬	2149045F3030	エブレレノン	1 0 0 m g 1 錠	局	エブレレノン錠1 0 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディオ	35. 00
内用薬	2149046F1015	イルベサルタン	5 0 m g 1 錠		イルベサルタン5 0 m g 錠		10. 80
内用薬	2149046F1120	イルベサルタン	5 0 m g 1 錠	局	イルベサルタン錠5 0 m g 「日医工」	日医工	10. 40
内用薬	2149046F2011	イルベサルタン	1 0 0 m g 1 錠		イルベサルタン1 0 0 m g 錠		10. 80
内用薬	2149046F2046	イルベサルタン	1 0 0 m g 1 錠	局	イルベサルタン錠1 0 0 m g 「D S P B」	住友ファーマプロモ	14. 60
内用薬	2149046F2070	イルベサルタン	1 0 0 m g 1 錠	局	イルベサルタン錠1 0 0 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	15. 90
内用薬	2149046F2097	イルベサルタン	1 0 0 m g 1 錠	局	イルベサルタン錠1 0 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	15. 90
内用薬	2149046F2100	イルベサルタン	1 0 0 m g 1 錠	局	イルベサルタン錠1 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	15. 90
内用薬	2149046F2119	イルベサルタン	1 0 0 m g 1 錠	局	イルベサルタン錠1 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	15. 90
内用薬	2149046F2143	イルベサルタン	1 0 0 m g 1 錠	局	イルベサルタン錠1 0 0 m g 「J G」	長生堂製薬	15. 90
内用薬	2149046F2151	イルベサルタン	1 0 0 m g 1 錠	局	イルベサルタン錠1 0 0 m g 「KMP」	共創未来ファーマ	15. 90
内用薬	2149046F3018	イルベサルタン	2 0 0 m g 1 錠		イルベサルタン2 0 0 m g 錠		11. 90
内用薬	2149046F3042	イルベサルタン	2 0 0 m g 1 錠	局	イルベサルタン錠2 0 0 m g 「D S P B」	住友ファーマプロモ	22. 90
内用薬	2149046F3077	イルベサルタン	2 0 0 m g 1 錠	局	イルベサルタン錠2 0 0 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	13. 50
内用薬	2149046F3093	イルベサルタン	2 0 0 m g 1 錠	局	イルベサルタン錠2 0 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	22. 90
内用薬	2149046F3107	イルベサルタン	2 0 0 m g 1 錠	局	イルベサルタン錠2 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	22. 90
内用薬	2149046F3115	イルベサルタン	2 0 0 m g 1 錠	局	イルベサルタン錠2 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	22. 90
内用薬	2149046F3131	イルベサルタン	2 0 0 m g 1 錠	局	イルベサルタン錠2 0 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	13. 50
内用薬	2149046F3140	イルベサルタン	2 0 0 m g 1 錠	局	イルベサルタン錠2 0 0 m g 「J G」	長生堂製薬	22. 90
内用薬	2149046F3158	イルベサルタン	2 0 0 m g 1 錠	局	イルベサルタン錠2 0 0 m g 「KMP」	共創未来ファーマ	22. 90
内用薬	2149046F4022	イルベサルタン	5 0 m g 1 錠		イルベサルタンOD錠5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	10. 80
内用薬	2149046F5029	イルベサルタン	1 0 0 m g 1 錠		イルベサルタンOD錠1 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	15. 90
内用薬	2149046F6025	イルベサルタン	2 0 0 m g 1 錠		イルベサルタンOD錠2 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	22. 90
内用薬	2149048F1030	アジルサルタン	2 0 m g 1 錠		アジルサルタン錠2 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	25. 80
内用薬	2149048F1049	アジルサルタン	2 0 m g 1 錠		アジルサルタン錠2 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	25. 80
内用薬	2149048F1057	アジルサルタン	2 0 m g 1 錠		アジルサルタン錠2 0 m g 「サンド」	サンド	25. 80
内用薬	2149048F1065	アジルサルタン	2 0 m g 1 錠		アジルサルタン錠2 0 m g 「武田テバ」	T’ s ファーマ	25. 80
内用薬	2149048F1073	アジルサルタン	2 0 m g 1 錠		アジルサルタン錠2 0 m g 「トーワ」	東和薬品	25. 80
内用薬	2149048F1081	アジルサルタン	2 0 m g 1 錠		アジルサルタン錠2 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	25. 80
内用薬	2149048F1090	アジルサルタン	2 0 m g 1 錠		アジルサルタン錠2 0 m g 「T C K」	辰巳化学	25. 80
内用薬	2149048F2037	アジルサルタン	4 0 m g 1 錠		アジルサルタン錠4 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	38. 30
内用薬	2149048F2045	アジルサルタン	4 0 m g 1 錠		アジルサルタン錠4 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	38. 30
内用薬	2149048F2053	アジルサルタン	4 0 m g 1 錠		アジルサルタン錠4 0 m g 「サンド」	サンド	38. 30
内用薬	2149048F2061	アジルサルタン	4 0 m g 1 錠		アジルサルタン錠4 0 m g 「武田テバ」	T’ s ファーマ	38. 30
内用薬	2149048F2070	アジルサルタン	4 0 m g 1 錠		アジルサルタン錠4 0 m g 「トーワ」	東和薬品	38. 30
内用薬	2149048F2088	アジルサルタン	4 0 m g 1 錠		アジルサルタン錠4 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	38. 30
内用薬	2149048F2096	アジルサルタン	4 0 m g 1 錠		アジルサルタン錠4 0 m g 「T C K」	辰巳化学	38. 30
内用薬	2149048F3033	アジルサルタン	1 0 m g 1 錠		アジルサルタン錠1 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	17. 10
内用薬	2149048F3041	アジルサルタン	1 0 m g 1 錠		アジルサルタン錠1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	17. 10
内用薬	2149048F3050	アジルサルタン	1 0 m g 1 錠		アジルサルタン錠1 0 m g 「サンド」	サンド	17. 10
内用薬	2149048F3068	アジルサルタン	1 0 m g 1 錠		アジルサルタン錠1 0 m g 「武田テバ」	T’ s ファーマ	17. 10
内用薬	2149048F3076	アジルサルタン	1 0 m g 1 錠		アジルサルタン錠1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	17. 10

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	2149048F3084	アジルサルタン	1 0 m g 1 錠		アジルサルタン錠1 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	17. 10
内用薬	2149048F3092	アジルサルタン	1 0 m g 1 錠		アジルサルタン錠1 0 m g 「T C K」	辰巳化学	17. 10
内用薬	2149048F4021	アジルサルタン	1 0 m g 1 錠		アジルサルタンOD錠1 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	17. 10
内用薬	2149048F4030	アジルサルタン	1 0 m g 1 錠		アジルサルタンOD錠1 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	17. 10
内用薬	2149048F4048	アジルサルタン	1 0 m g 1 錠		アジルサルタンOD錠1 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	17. 10
内用薬	2149048F4056	アジルサルタン	1 0 m g 1 錠		アジルサルタンOD錠1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	17. 10
内用薬	2149048F4064	アジルサルタン	1 0 m g 1 錠		アジルサルタンOD錠1 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	17. 10
内用薬	2149048F4072	アジルサルタン	1 0 m g 1 錠		アジルサルタンOD錠1 0 m g 「フェルゼン」	ダイト	17. 10
内用薬	2149048F4080	アジルサルタン	1 0 m g 1 錠		アジルサルタンOD錠1 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	17. 10
内用薬	2149048F5028	アジルサルタン	2 0 m g 1 錠		アジルサルタンOD錠2 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	25. 80
内用薬	2149048F5036	アジルサルタン	2 0 m g 1 錠		アジルサルタンOD錠2 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	25. 80
内用薬	2149048F5044	アジルサルタン	2 0 m g 1 錠		アジルサルタンOD錠2 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	25. 80
内用薬	2149048F5052	アジルサルタン	2 0 m g 1 錠		アジルサルタンOD錠2 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	25. 80
内用薬	2149048F5060	アジルサルタン	2 0 m g 1 錠		アジルサルタンOD錠2 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	25. 80
内用薬	2149048F5079	アジルサルタン	2 0 m g 1 錠		アジルサルタンOD錠2 0 m g 「フェルゼン」	ダイト	25. 80
内用薬	2149048F5087	アジルサルタン	2 0 m g 1 錠		アジルサルタンOD錠2 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	25. 80
内用薬	2149048F6024	アジルサルタン	4 0 m g 1 錠		アジルサルタンOD錠4 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	38. 30
内用薬	2149048F6032	アジルサルタン	4 0 m g 1 錠		アジルサルタンOD錠4 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	38. 30
内用薬	2149048F6040	アジルサルタン	4 0 m g 1 錠		アジルサルタンOD錠4 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	38. 30
内用薬	2149048F6059	アジルサルタン	4 0 m g 1 錠		アジルサルタンOD錠4 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	38. 30
内用薬	2149048F6067	アジルサルタン	4 0 m g 1 錠		アジルサルタンOD錠4 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	38. 30
内用薬	2149048F6075	アジルサルタン	4 0 m g 1 錠		アジルサルタンOD錠4 0 m g 「フェルゼン」	ダイト	38. 30
内用薬	2149048F6083	アジルサルタン	4 0 m g 1 錠		アジルサルタンOD錠4 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	38. 30
内用薬	2149110F1082	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1 錠	局	ロサルヒド配合錠LD「EP」	第一三共エスファ	16. 10
内用薬	2149110F1104	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1 錠	局	ロサルヒド配合錠LD「J G」	日本ジェネリック	16. 10
内用薬	2149110F1155	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1 錠	局	ロサルヒド配合錠LD「T C K」	辰巳化学	16. 10
内用薬	2149110F1163	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1 錠	局	ロサルヒド配合錠LD「Y D」	陽進堂	16. 10
内用薬	2149110F1198	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1 錠	局	ロサルヒド配合錠LD「杏林」	キョーリンリメディ オ	16. 10
内用薬	2149110F1201	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1 錠	局	ロサルヒド配合錠LD「ケミファ」	日本ケミファ	16. 10
内用薬	2149110F1210	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1 錠	局	ロサルヒド配合錠LD「サワイ」	沢井製薬	16. 10
内用薬	2149110F1236	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1 錠	局	ロサルヒド配合錠LD「三和」	三和化学研究所	16. 10
内用薬	2149110F1260	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1 錠	局	ロサルヒド配合錠LD「ツルハラ」	鶴原製薬	16. 10
内用薬	2149110F1279	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1 錠	局	ロサルヒド配合錠LD「トーワ」	東和薬品	16. 10
内用薬	2149110F1287	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1 錠	局	ロサルヒド配合錠LD「日医工」	日医工	16. 10
内用薬	2149110F1295	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1 錠	局	ロサルヒド配合錠LD「日新」	日新製薬（山形）	16. 10
内用薬	2149110F1309	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1 錠	局	ロサルヒド配合錠LD「ニプロ」	ニプロ	16. 10
内用薬	2149110F1350	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1 錠	局	ロサルヒド配合錠LD「N P I」	日本薬品工業	22. 20
内用薬	2149110F1368	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1 錠	局	ロサルヒド配合錠LD「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	16. 10
内用薬	2149110F1376	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1 錠	局	ロサルヒド配合錠LD「N I G」	日医工岐阜工場	16. 10
内用薬	2149110F2011	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1 錠		ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジドHD 錠		19. 80
内用薬	2149110F2070	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1 錠	局	ロサルヒド配合錠HD「三和」	三和化学研究所	29. 10
内用薬	2149110F2100	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1 錠	局	ロサルヒド配合錠HD「EP」	第一三共エスファ	29. 10
内用薬	2149110F2151	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1 錠	局	ロサルヒド配合錠HD「T C K」	辰巳化学	29. 10
内用薬	2149110F2194	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1 錠	局	ロサルヒド配合錠HD「ケミファ」	日本ケミファ	29. 10
内用薬	2149110F2232	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1 錠	局	ロサルヒド配合錠HD「トーワ」	東和薬品	29. 10
内用薬	2149110F2240	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1 錠	局	ロサルヒド配合錠HD「日医工」	日医工	29. 10
内用薬	2149110F2259	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1 錠	局	ロサルヒド配合錠HD「日新」	日新製薬（山形）	29. 10

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2149110F2291	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 ロサルヒド配合錠HD「サワイ」	沢井製薬	29.10
内用薬	2149110F2321	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 ロサルヒド配合錠HD「NP I」	日本薬品工業	45.00
内用薬	2149110F2330	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 ロサルヒド配合錠HD「VTRS」	ヴィアトリス・ヘルスケア	29.10
内用薬	2149110F2348	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 ロサルヒド配合錠HD「NIG」	日医工岐阜工場	29.10
内用薬	2149111F1036	カンデサルタンシレキセチル・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 カデチア配合錠LD「あすか」	あすか製薬	11.50
内用薬	2149111F1044	カンデサルタンシレキセチル・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 カデチア配合錠LD「テバ」	T'sファーマ	11.50
内用薬	2149111F2032	カンデサルタンシレキセチル・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 カデチア配合錠HD「あすか」	あすか製薬	21.50
内用薬	2149111F2040	カンデサルタンシレキセチル・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 カデチア配合錠HD「テバ」	T'sファーマ	21.50
内用薬	2149112F1030	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 バルヒディオ配合錠MD「サンド」	サンド	17.80
内用薬	2149112F1057	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 バルヒディオ配合錠MD「JG」	日本ジェネリック	17.80
内用薬	2149112F1065	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 バルヒディオ配合錠MD「TCK」	辰巳化学	17.80
内用薬	2149112F1073	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 バルヒディオ配合錠MD「サワイ」	沢井製薬	17.80
内用薬	2149112F1090	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 バルヒディオ配合錠MD「ツルハラ」	鶴原製薬	17.80
内用薬	2149112F1103	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 バルヒディオ配合錠MD「トーワ」	東和薬品	17.80
内用薬	2149112F1120	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 バルヒディオ配合錠MD「NIG」	日医工岐阜工場	17.80
内用薬	2149112F2037	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 バルヒディオ配合錠EX「サンド」	サンド	18.90
内用薬	2149112F2053	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 バルヒディオ配合錠EX「JG」	日本ジェネリック	18.90
内用薬	2149112F2061	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 バルヒディオ配合錠EX「TCK」	辰巳化学	18.90
内用薬	2149112F2070	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 バルヒディオ配合錠EX「サワイ」	沢井製薬	18.90
内用薬	2149112F2100	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 バルヒディオ配合錠EX「トーワ」	東和薬品	18.90
内用薬	2149112F2126	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 バルヒディオ配合錠EX「NIG」	日医工岐阜工場	18.90
内用薬	2149113F1035	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 テルチア配合錠AP「DSEP」	第一三共エスファ	19.80
内用薬	2149113F1043	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 テルチア配合錠AP「サワイ」	沢井製薬	19.80
内用薬	2149113F1060	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 テルチア配合錠AP「トーワ」	東和薬品	19.80
内用薬	2149113F1078	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 テルチア配合錠AP「日医工」	日医工	10.80
内用薬	2149113F1086	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 テルチア配合錠AP「NIG」	日医工岐阜工場	19.80
内用薬	2149113F2015	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	1錠	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジドBP錠		10.80
内用薬	2149113F2031	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 テルチア配合錠BP「DSEP」	第一三共エスファ	27.60
内用薬	2149113F2040	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 テルチア配合錠BP「サワイ」	沢井製薬	27.60
内用薬	2149113F2066	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 テルチア配合錠BP「トーワ」	東和薬品	27.60
内用薬	2149113F2082	テルミサルタン・ヒドロクロロチアジド	1錠	局 テルチア配合錠BP「NIG」	日医工岐阜工場	27.60
内用薬	2149114F1030	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	アムバロ配合錠「DSEP」	第一三共エスファ	14.00
内用薬	2149114F1056	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	アムバロ配合錠「FFP」	共創未来ファーマ	14.00
内用薬	2149114F1064	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	アムバロ配合錠「JG」	日本ジェネリック	11.50
内用薬	2149114F1099	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	アムバロ配合錠「TCK」	辰巳化学	14.00
内用薬	2149114F1102	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	アムバロ配合錠「YD」	陽進堂	14.00
内用薬	2149114F1137	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	アムバロ配合錠「オーハラ」	大原薬品工業	11.50
内用薬	2149114F1153	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	アムバロ配合錠「杏林」	キョーリンリメディオ	11.50
内用薬	2149114F1161	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	アムバロ配合錠「ケミファ」	日本ケミファ	14.00
内用薬	2149114F1170	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	アムバロ配合錠「サワイ」	沢井製薬	14.00
内用薬	2149114F1188	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	アムバロ配合錠「サンド」	サンド	14.00
内用薬	2149114F1218	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	アムバロ配合錠「トーワ」	東和薬品	14.00
内用薬	2149114F1234	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	アムバロ配合錠「日新」	日新製薬（山形）	11.50
内用薬	2149114F1285	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	アムバロ配合錠「NIG」	日医工岐阜工場	11.50
内用薬	2149114F2044	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	アムバロ配合OD錠「日医工」	日医工	14.00
内用薬	2149114F2060	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	アムバロ配合OD錠「トーワ」	東和薬品	14.00
内用薬	2149116F1039	カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩	1錠	局 カムシア配合錠LD「あすか」	あすか製薬	19.00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2149116F1047	カンデサルタンシレキセチ ル・アムロジピンベシル酸塩	1錠	局 カムシア配合錠LD「サンド」	サンド	19.00
内用薬	2149116F1055	カンデサルタンシレキセチ ル・アムロジピンベシル酸塩	1錠	局 カムシア配合錠LD「ニプロ」	ニプロ	19.00
内用薬	2149116F1071	カンデサルタンシレキセチ ル・アムロジピンベシル酸塩	1錠	局 カムシア配合錠LD「日新」	日新製薬（山形）	19.00
内用薬	2149116F1080	カンデサルタンシレキセチ ル・アムロジピンベシル酸塩	1錠	局 カムシア配合錠LD「トーワ」	東和薬品	19.00
内用薬	2149116F1098	カンデサルタンシレキセチ ル・アムロジピンベシル酸塩	1錠	局 カムシア配合錠LD「NIG」	日医工岐阜工場	19.00
内用薬	2149116F2035	カンデサルタンシレキセチ ル・アムロジピンベシル酸塩	1錠	局 カムシア配合錠HD「あすか」	あすか製薬	19.00
内用薬	2149116F2043	カンデサルタンシレキセチ ル・アムロジピンベシル酸塩	1錠	局 カムシア配合錠HD「サンド」	サンド	19.00
内用薬	2149116F2051	カンデサルタンシレキセチ ル・アムロジピンベシル酸塩	1錠	局 カムシア配合錠HD「ニプロ」	ニプロ	19.00
内用薬	2149116F2078	カンデサルタンシレキセチ ル・アムロジピンベシル酸塩	1錠	局 カムシア配合錠HD「日新」	日新製薬（山形）	19.00
内用薬	2149116F2086	カンデサルタンシレキセチ ル・アムロジピンベシル酸塩	1錠	局 カムシア配合錠HD「トーワ」	東和薬品	19.00
内用薬	2149116F2094	カンデサルタンシレキセチ ル・アムロジピンベシル酸塩	1錠	局 カムシア配合錠HD「NIG」	日医工岐阜工場	19.00
内用薬	2149117F1033	テルミサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 テラムロ配合錠AP「DSEP」	第一三共エスファ	19.50
内用薬	2149117F1041	テルミサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 テラムロ配合錠AP「EE」	ニプロファーマ	19.50
内用薬	2149117F1050	テルミサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 テラムロ配合錠AP「サワイ」	沢井製薬	19.50
内用薬	2149117F1076	テルミサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 テラムロ配合錠AP「トーワ」	東和薬品	19.50
内用薬	2149117F1084	テルミサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 テラムロ配合錠AP「日医工」	日医工	10.80
内用薬	2149117F1092	テルミサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 テラムロ配合錠AP「ニプロ」	ニプロ	10.80
内用薬	2149117F1114	テルミサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 テラムロ配合錠AP「NIG」	日医工岐阜工場	19.50
内用薬	2149117F2030	テルミサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 テラムロ配合錠BP「DSEP」	第一三共エスファ	28.30
内用薬	2149117F2048	テルミサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 テラムロ配合錠BP「EE」	ニプロファーマ	28.30
内用薬	2149117F2056	テルミサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 テラムロ配合錠BP「サワイ」	沢井製薬	28.30
内用薬	2149117F2072	テルミサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 テラムロ配合錠BP「トーワ」	東和薬品	28.30
内用薬	2149117F2080	テルミサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 テラムロ配合錠BP「日医工」	日医工	12.60
内用薬	2149117F2099	テルミサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 テラムロ配合錠BP「ニプロ」	ニプロ	12.60
内用薬	2149117F2110	テルミサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 テラムロ配合錠BP「NIG」	日医工岐阜工場	28.30
内用薬	2149118F1011	イルベサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩LD錠		10.80
内用薬	2149118F1038	イルベサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 イルアミクス配合錠LD「DSPB」	住友ファーマプロモ	15.60
内用薬	2149118F1054	イルベサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 イルアミクス配合錠LD「JG」	長生堂製薬	15.60
内用薬	2149118F1062	イルベサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 イルアミクス配合錠LD「TCK」	辰巳化学	15.60
内用薬	2149118F1089	イルベサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 イルアミクス配合錠LD「オーハラ」	大原薬品工業	15.60
内用薬	2149118F1100	イルベサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 イルアミクス配合錠LD「ケミファ」	日本ケミファ	15.60
内用薬	2149118F1119	イルベサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 イルアミクス配合錠LD「サワイ」	沢井製薬	15.00
内用薬	2149118F1151	イルベサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 イルアミクス配合錠LD「トーワ」	東和薬品	15.60
内用薬	2149118F1194	イルベサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 イルアミクス配合錠LD「NIG」	日医工岐阜工場	15.00
内用薬	2149118F1208	イルベサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 イルアミクス配合錠LD「ダイト」	ダイト	15.60
内用薬	2149118F2018	イルベサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩HD錠		10.80
内用薬	2149118F2034	イルベサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 イルアミクス配合錠HD「DSPB」	住友ファーマプロモ	17.90
内用薬	2149118F2050	イルベサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 イルアミクス配合錠HD「JG」	長生堂製薬	17.90
内用薬	2149118F2069	イルベサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 イルアミクス配合錠HD「TCK」	辰巳化学	17.90
内用薬	2149118F2077	イルベサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 イルアミクス配合錠HD「YD」	陽進堂	13.40
内用薬	2149118F2085	イルベサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 イルアミクス配合錠HD「オーハラ」	大原薬品工業	17.90
内用薬	2149118F2093	イルベサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 イルアミクス配合錠HD「杏林」	キョーリンリメディオ オ	13.40
内用薬	2149118F2107	イルベサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 イルアミクス配合錠HD「ケミファ」	日本ケミファ	17.90
内用薬	2149118F2115	イルベサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 イルアミクス配合錠HD「サワイ」	沢井製薬	17.90
内用薬	2149118F2123	イルベサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 イルアミクス配合錠HD「サンド」	サンド	13.40
内用薬	2149118F2158	イルベサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 イルアミクス配合錠HD「トーワ」	東和薬品	17.90
内用薬	2149118F2190	イルベサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 イルアミクス配合錠HD「NIG」	日医工岐阜工場	17.90

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2149118F2204	イルベサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	局 イルアミクス配合錠HD「ダイト」	ダイト	13.40
内用薬	2149121F1030	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	ジルムロ配合錠LD「JG」	日本ジェネリック	23.90
内用薬	2149121F1048	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	ジルムロ配合錠LD「TCK」	辰巳化学	23.90
内用薬	2149121F1056	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	ジルムロ配合錠LD「YD」	陽進堂	23.90
内用薬	2149121F1064	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	ジルムロ配合錠LD「サワイ」	沢井製薬	23.90
内用薬	2149121F1072	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	ジルムロ配合錠LD「武田テバ」	T'sファーマ	23.90
内用薬	2149121F1080	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	ジルムロ配合錠LD「ツルハラ」	鶴原製薬	23.90
内用薬	2149121F1099	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	ジルムロ配合錠LD「トーワ」	東和薬品	23.90
内用薬	2149121F1102	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	ジルムロ配合錠LD「ニプロ」	ニプロ	23.90
内用薬	2149121F2036	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	ジルムロ配合錠HD「JG」	日本ジェネリック	24.80
内用薬	2149121F2044	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	ジルムロ配合錠HD「TCK」	辰巳化学	24.80
内用薬	2149121F2052	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	ジルムロ配合錠HD「YD」	陽進堂	24.80
内用薬	2149121F2060	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	ジルムロ配合錠HD「サワイ」	沢井製薬	24.80
内用薬	2149121F2079	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	ジルムロ配合錠HD「武田テバ」	T'sファーマ	24.80
内用薬	2149121F2087	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	ジルムロ配合錠HD「ツルハラ」	鶴原製薬	24.80
内用薬	2149121F2095	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	ジルムロ配合錠HD「トーワ」	東和薬品	24.80
内用薬	2149121F2109	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	ジルムロ配合錠HD「ニプロ」	ニプロ	24.80
内用薬	2149121F3024	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	ジルムロ配合OD錠LD「サワイ」	沢井製薬	23.90
内用薬	2149121F3032	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	ジルムロ配合OD錠LD「トーワ」	東和薬品	23.90
内用薬	2149121F3040	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	ジルムロ配合OD錠LD「日医工」	日医工	23.90
内用薬	2149121F4020	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	ジルムロ配合OD錠HD「サワイ」	沢井製薬	24.80
内用薬	2149121F4039	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	ジルムロ配合OD錠HD「トーワ」	東和薬品	24.80
内用薬	2149121F4047	アジルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠	ジルムロ配合OD錠HD「日医工」	日医工	24.80
内用薬	2160002F1087	ミドドリン塩酸塩	2mg 1錠	ミドドリン塩酸塩錠2mg「JG」	大興製薬	7.40
内用薬	2160002F1095	ミドドリン塩酸塩	2mg 1錠	ミドドリン塩酸塩錠2mg「オーハラ」	大原薬品工業	7.40
内用薬	2160002F1109	ミドドリン塩酸塩	2mg 1錠	ミドドリン塩酸塩錠2mg「サワイ」	沢井製薬	7.40
内用薬	2160002F1125	ミドドリン塩酸塩	2mg 1錠	ミドドリン塩酸塩錠2mg「トーワ」	東和薬品	7.40
内用薬	2160002F1133	ミドドリン塩酸塩	2mg 1錠	ミドドリン塩酸塩錠2mg「NIG」	日医工岐阜工場	6.30
内用薬	2160003F1014	スマトリプタンコハク酸塩	50mg 1錠	スマトリプタンコハク酸塩50mg錠		84.60
内用薬	2160003F1081	スマトリプタンコハク酸塩	50mg 1錠	スマトリプタン錠50mg「TCK」	辰巳化学	119.60
内用薬	2160003F1090	スマトリプタンコハク酸塩	50mg 1錠	スマトリプタン錠50mg「YD」	陽進堂	119.60
内用薬	2160003F1120	スマトリプタンコハク酸塩	50mg 1錠	スマトリプタン錠50mg「トーワ」	東和薬品	119.60
内用薬	2160003F1162	スマトリプタンコハク酸塩	50mg 1錠	スマトリプタン錠50mg「SPKK」	サンドファーマ	119.60
内用薬	2160003F1189	スマトリプタンコハク酸塩	50mg 1錠	スマトリプタン錠50mg「TW」	東和薬品	119.60
内用薬	2160003S1020	スマトリプタンコハク酸塩	50mg 2mL 1包	スマトリプタン内用液50mg「タカタ」	高田製薬	299.30
内用薬	2160004F2015	ゾルミトリプタン	2.5mg 1錠	ゾルミトリプタン2.5mg口腔内崩壊錠		102.10
内用薬	2160004F2082	ゾルミトリプタン	2.5mg 1錠	ゾルミトリプタンOD錠2.5mg「日新」	日新製薬（山形）	146.90
内用薬	2160005F1030	エレトリプタン臭化水素酸塩	20mg 1錠	エレトリプタン錠20mg「DSEP」	第一三共エスファ	102.50
内用薬	2160005F1048	エレトリプタン臭化水素酸塩	20mg 1錠	エレトリプタン錠20mg「TCK」	辰巳化学	102.50
内用薬	2160005F1056	エレトリプタン臭化水素酸塩	20mg 1錠	エレトリプタン錠20mg「YD」	陽進堂	102.50
内用薬	2160005F1064	エレトリプタン臭化水素酸塩	20mg 1錠	エレトリプタン錠20mg「サンド」	サンド	102.50
内用薬	2160005F1072	エレトリプタン臭化水素酸塩	20mg 1錠	エレトリプタン錠20mg「トーワ」	東和薬品	102.50
内用薬	2160005F1080	エレトリプタン臭化水素酸塩	20mg 1錠	エレトリプタン錠20mg「日医工」	日医工	102.50
内用薬	2160005F1099	エレトリプタン臭化水素酸塩	20mg 1錠	エレトリプタン錠20mg「日新」	日新製薬（山形）	146.90
内用薬	2160005F1110	エレトリプタン臭化水素酸塩	20mg 1錠	エレトリプタン錠20mg「VTRS」	ヴィアトリス・ヘルスケア	102.50
内用薬	2160006F2030	リザトリプタン安息香酸塩	10mg 1錠	リザトリプタンOD錠10mg「TCK」	辰巳化学	116.60
内用薬	2160006F2057	リザトリプタン安息香酸塩	10mg 1錠	リザトリプタンOD錠10mg「トーワ」	東和薬品	116.60

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	2160006F2073	リザトリプタン安息香酸塩	1 0 m g 1 錠		リザトリプタンOD錠1 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	54.50
内用薬	2160007F1039	ナラトリプタン塩酸塩	2． 5 m g 1 錠		ナラトリプタン錠2． 5 m g 「K O」	寿製薬	153.30
内用薬	2171005F2153	ジラゼブ塩酸塩水和物	1 0 0 m g 1 錠		ジラゼブ塩酸塩錠1 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	6.30
内用薬	2171006F2018	ジルチアゼム塩酸塩	6 0 m g 1 錠		ジルチアゼム塩酸塩6 0 m g 錠		6.30
内用薬	2171006F2107	ジルチアゼム塩酸塩	6 0 m g 1 錠		ジルチアゼム塩酸塩錠6 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	7.30
内用薬	2171006N1148	ジルチアゼム塩酸塩	1 0 0 m g 1 カプセル	局	ジルチアゼム塩酸塩Rカプセル1 0 0 m g 「サワ イ」	沢井製薬	11.30
内用薬	2171006N1156	ジルチアゼム塩酸塩	1 0 0 m g 1 カプセル	局	ジルチアゼム塩酸塩徐放カプセル1 0 0 m g 「日 医工」	日医工	11.30
内用薬	2171006N1164	ジルチアゼム塩酸塩	1 0 0 m g 1 カプセル	局	ジルチアゼム塩酸塩徐放カプセル1 0 0 m g 「トーワ」	佐藤薬品工業	10.80
内用薬	2171006N2012	ジルチアゼム塩酸塩	2 0 0 m g 1 カプセル		ジルチアゼム塩酸塩2 0 0 m g 徐放カプセル		16.00
内用薬	2171008F1010	ベラパミル塩酸塩	4 0 m g 1 錠		ベラパミル塩酸塩4 0 m g 錠		6.80
内用薬	2171010B1067	ジピリダモール	1 2． 5 % 1 g		ジピリダモール散1 2． 5 % 「J G」	長生堂製薬	14.80
内用薬	2171010F1018	ジピリダモール	1 2． 5 m g 1 錠		ジピリダモール1 2． 5 m g 錠		6.30
内用薬	2171010F2014	ジピリダモール	2 5 m g 1 錠		ジピリダモール2 5 m g 錠		6.30
内用薬	2171011G1018	硝酸イソソルビド	2 0 m g 1 錠		硝酸イソソルビド2 0 m g 徐放錠		6.30
内用薬	2171011N1149	硝酸イソソルビド	2 0 m g 1 カプセル		硝酸イソソルビド徐放カプセル2 0 m g 「S t」	佐藤薬品工業	6.30
内用薬	2171012F1017	トラピジル	5 0 m g 1 錠		トラピジル5 0 m g 錠		6.30
内用薬	2171012F2013	トラピジル	1 0 0 m g 1 錠		トラピジル1 0 0 m g 錠		6.30
内用薬	2171014C1044	ニフェジピン	1 % 1 g	局	セバミット細粒1 %	日本ジェネリック	13.40
内用薬	2171014C1060	ニフェジピン	1 % 1 g	局	ニフェジピン細粒1 % 「ツルハラ」	鶴原製薬	8.00
内用薬	2171014F1113	ニフェジピン	1 0 m g 1 錠		ニフェジピン錠1 0 m g 「ツルハラ」	鶴原製薬	6.30
内用薬	2171014M1015	ニフェジピン	5 m g 1 カプセル		ニフェジピン5 m g カプセル		6.30
内用薬	2171014M2291	ニフェジピン	1 0 m g 1 カプセル		ニフェジピンカプセル1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	8.30
内用薬	2171018K1039	ニトログリセリン	0． 3 m g 1 錠		ニトロペン舌下錠0． 3 m g	日本化薬	9.80
内用薬	2171021F2012	ベニジピン塩酸塩	4 m g 1 錠		ベニジピン塩酸塩4 m g 錠		10.80
内用薬	2171021F3019	ベニジピン塩酸塩	8 m g 1 錠		ベニジピン塩酸塩8 m g 錠		15.00
内用薬	2171021F3043	ベニジピン塩酸塩	8 m g 1 錠	局	ベニジピン塩酸塩錠8 m g 「サワイ」	メディサ新薬	17.70
内用薬	2171021F3124	ベニジピン塩酸塩	8 m g 1 錠	局	ベニジピン塩酸塩錠8 m g 「OME」	大原薬品工業	17.70
内用薬	2171021F3159	ベニジピン塩酸塩	8 m g 1 錠	局	ベニジピン塩酸塩錠8 m g 「Y D」	陽進堂	17.70
内用薬	2171021F3248	ベニジピン塩酸塩	8 m g 1 錠	局	ベニジピン塩酸塩錠8 m g 「トーワ」	東和薬品	17.70
内用薬	2171021F3264	ベニジピン塩酸塩	8 m g 1 錠	局	ベニジピン塩酸塩錠8 m g 「NS」	日新製薬（山形）	17.70
内用薬	2171021F3280	ベニジピン塩酸塩	8 m g 1 錠	局	ベニジピン塩酸塩錠8 m g 「T C K」	辰巳化学	17.70
内用薬	2171022F5016	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠		アムロジピンベシル酸塩1 0 m g 錠		10.80
内用薬	2171022F6306	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピンOD錠1 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	10.80
内用薬	2171023F1112	一硝酸イソソルビド	1 0 m g 1 錠	局	一硝酸イソソルビド錠1 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	10.40
内用薬	2183006F3040	フェノフィブラート	5 3． 3 m g 1 錠	局	フェノフィブラート錠5 3． 3 m g 「武田デバ」	T’ s ファーマ	9.10
内用薬	2183006F4046	フェノフィブラート	8 0 m g 1 錠	局	フェノフィブラート錠8 0 m g 「武田デバ」	T’ s ファーマ	10.80
内用薬	2189010F2167	プラバスタチンナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	メバレクト錠1 0 m g	東菱薬品工業	12.70
内用薬	2189010F2272	プラバスタチンナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	プラバスタチンN a 錠1 0 m g 「チョーセイ」	長生堂製薬	12.70
内用薬	2189010F2353	プラバスタチンナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	プラバスタチンN a 錠1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	12.70
内用薬	2189010F2361	プラバスタチンナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	プラバスタチンN a 錠1 0 m g 「ケミファ」	日本薬品工業	12.70
内用薬	2189010F2370	プラバスタチンナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	プラバスタチンN a 錠1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	12.70
内用薬	2189010F2396	プラバスタチンナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	プラバスタチンN a 錠1 0 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	12.70
内用薬	2189010F2426	プラバスタチンナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	プラバスタチンN a 錠1 0 m g 「T C K」	辰巳化学	12.70
内用薬	2189010F2450	プラバスタチンナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	プラバスタチンN a 錠1 0 m g 「NS」	日新製薬（山形）	12.70
内用薬	2189010F2485	プラバスタチンナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	プラバスタチンN a 錠1 0 m g 「Me」	Me i j i S e i k a ファルマ	10.40
内用薬	2189010F2507	プラバスタチンナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	プラバスタチンナトリウム錠1 0 m g 「Y D」	陽進堂	12.70
内用薬	2189010F2515	プラバスタチンナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	プラバスタチンN a 錠1 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	12.70

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	2189011F1017	シンバスタチン	5 m g 1錠		シンバスタチン5 m g 錠		10.80
内用薬	2189011F2013	シンバスタチン	1 0 m g 1錠		シンバスタチン1 0 m g 錠		21.60
内用薬	2189011F3192	シンバスタチン	2 0 m g 1錠	局	シンバスタチン錠2 0 m g 「Y D」	陽進堂	34.80
内用薬	2189012F1038	フルバスタチンナトリウム	1 0 m g 1錠		フルバスタチン錠1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	9.80
内用薬	2189012F1070	フルバスタチンナトリウム	1 0 m g 1錠		フルバスタチン錠1 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	7.60
内用薬	2189012F2034	フルバスタチンナトリウム	2 0 m g 1錠		フルバスタチン錠2 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	19.90
内用薬	2189012F2077	フルバスタチンナトリウム	2 0 m g 1錠		フルバスタチン錠2 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	12.90
内用薬	2189012F3030	フルバスタチンナトリウム	3 0 m g 1錠		フルバスタチン錠3 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	24.60
内用薬	2189012F3073	フルバスタチンナトリウム	3 0 m g 1錠		フルバスタチン錠3 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	19.20
内用薬	2189015F1015	アトルバスタチンカルシウム 水和物	5 m g 1錠		アトルバスタチンカルシウム5 m g 錠		10.80
内用薬	2189015F2011	アトルバスタチンカルシウム 水和物	1 0 m g 1錠		アトルバスタチンカルシウム1 0 m g 錠		10.80
内用薬	2189015F2054	アトルバスタチンカルシウム 水和物	1 0 m g 1錠	局	アトルバスタチン錠1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	11.50
内用薬	2189015F2070	アトルバスタチンカルシウム 水和物	1 0 m g 1錠	局	アトルバスタチン錠1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	11.50
内用薬	2189015F2089	アトルバスタチンカルシウム 水和物	1 0 m g 1錠	局	アトルバスタチン錠1 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	11.50
内用薬	2189015F2100	アトルバスタチンカルシウム 水和物	1 0 m g 1錠	局	アトルバスタチン錠1 0 m g 「Z E」	全星薬品工業	11.50
内用薬	2189015F2143	アトルバスタチンカルシウム 水和物	1 0 m g 1錠	局	アトルバスタチン錠1 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	11.50
内用薬	2189015F2151	アトルバスタチンカルシウム 水和物	1 0 m g 1錠	局	アトルバスタチン錠1 0 m g 「T S U」	鶴原製薬	11.50
内用薬	2189015F2178	アトルバスタチンカルシウム 水和物	1 0 m g 1錠	局	アトルバスタチン錠1 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディオ	11.50
内用薬	2189015F2194	アトルバスタチンカルシウム 水和物	1 0 m g 1錠	局	アトルバスタチン錠1 0 m g 「N S」	日新製薬（山形）	11.50
内用薬	2189015F2216	アトルバスタチンカルシウム 水和物	1 0 m g 1錠	局	アトルバスタチン錠1 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	11.50
内用薬	2189015F2232	アトルバスタチンカルシウム 水和物	1 0 m g 1錠	局	アトルバスタチン錠1 0 m g 「Me」	Me ファルマ	11.50
内用薬	2189015F3026	アトルバスタチンカルシウム 水和物	5 m g 1錠		アトルバスタチンOD錠5 m g 「トーワ」	東和薬品	10.80
内用薬	2189015F4022	アトルバスタチンカルシウム 水和物	1 0 m g 1錠		アトルバスタチンOD錠1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	11.50
内用薬	2189016F1010	ピタバスタチンカルシウム	1 m g 1錠		ピタバスタチンカルシウム1 m g 錠		10.80
内用薬	2189016F1125	ピタバスタチンカルシウム	1 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a 錠1 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	13.60
内用薬	2189016F2016	ピタバスタチンカルシウム	2 m g 1錠		ピタバスタチンカルシウム2 m g 錠		11.60
内用薬	2189016F2040	ピタバスタチンカルシウム	2 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a 錠2 m g 「F F P」	共創未来ファーマ	14.20
内用薬	2189016F2075	ピタバスタチンカルシウム	2 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a 錠2 m g 「T C K」	辰巳化学	14.20
内用薬	2189016F2105	ピタバスタチンカルシウム	2 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a 錠2 m g 「科研」	ダイト	14.20
内用薬	2189016F2121	ピタバスタチンカルシウム	2 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a 錠2 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	25.40
内用薬	2189016F2130	ピタバスタチンカルシウム	2 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a 錠2 m g 「サワイ」	沢井製薬	14.20
内用薬	2189016F2156	ピタバスタチンカルシウム	2 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a 錠2 m g 「三和」	三和化学研究所	14.20
内用薬	2189016F2172	ピタバスタチンカルシウム	2 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a 錠2 m g 「ツルハラ」	鶴原製薬	14.20
内用薬	2189016F2180	ピタバスタチンカルシウム	2 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a 錠2 m g 「トーワ」	東和薬品	14.20
内用薬	2189016F2237	ピタバスタチンカルシウム	2 m g 1錠	局	ピタバスタチンカルシウム錠2 m g 「Z E」	全星薬品工業	14.20
内用薬	2189016F2296	ピタバスタチンカルシウム	2 m g 1錠	局	ピタバスタチンカルシウム錠2 m g 「K O G」	興和AGファーマ	14.20
内用薬	2189016F2318	ピタバスタチンカルシウム	2 m g 1錠	局	ピタバスタチンカルシウム錠2 m g 「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	14.20
内用薬	2189016F3012	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1錠		ピタバスタチンカルシウム4 m g 錠		21.00
内用薬	2189016F3047	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a 錠4 m g 「F F P」	共創未来ファーマ	22.70
内用薬	2189016F3071	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a 錠4 m g 「アメル」	共和薬品工業	22.70
内用薬	2189016F3080	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a 錠4 m g 「サワイ」	沢井製薬	22.70
内用薬	2189016F3098	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a 錠4 m g 「タカタ」	高田製薬	22.70
内用薬	2189016F3101	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a 錠4 m g 「トーワ」	東和薬品	22.70
内用薬	2189016F3136	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1錠	局	ピタバスタチンカルシウム錠4 m g 「Z E」	全星薬品工業	22.70
内用薬	2189016F3179	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a 錠4 m g 「T C K」	辰巳化学	22.70
内用薬	2189016F3187	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a 錠4 m g 「杏林」	キョーリンリメディオ	22.70
内用薬	2189016F3217	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1錠	局	ピタバスタチンカルシウム錠4 m g 「日医工」	日医工	22.70

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	2189016F3225	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a錠4 m g「J G」	日本ジェネリック	22. 70
内用薬	2189016F3268	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a錠4 m g「ツルハラ」	鶴原製薬	22. 70
内用薬	2189016F3276	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a錠4 m g「日新」	日新製薬（山形）	22. 70
内用薬	2189016F3292	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1錠	局	ピタバスタチンカルシウム錠4 m g「K O G」	興和AGファーマ	22. 70
内用薬	2189016F3306	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a錠4 m g「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	22. 70
内用薬	2189016F3314	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1錠	局	ピタバスタチンカルシウム錠4 m g「フェルゼ ン」	フェルゼンファーマ	22. 70
内用薬	2189016F4019	ピタバスタチンカルシウム	1 m g 1錠		ピタバスタチンカルシウム1 m g口腔内崩壊錠		10. 80
内用薬	2189016F5031	ピタバスタチンカルシウム	2 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a・OD錠2 m g「トーワ」	東和薬品	14. 20
内用薬	2189016F5066	ピタバスタチンカルシウム	2 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a・OD錠2 m g「サワイ」	沢井製薬	14. 20
内用薬	2189016F5074	ピタバスタチンカルシウム	2 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a・OD錠2 m g「J G」	ダイト	14. 20
内用薬	2189016F5082	ピタバスタチンカルシウム	2 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a・OD錠2 m g「杏林」	キョーリンリメディ オ	11. 60
内用薬	2189016F5112	ピタバスタチンカルシウム	2 m g 1錠	局	ピタバスタチンカルシウムOD錠2 m g「K O G」	興和AGファーマ	14. 20
内用薬	2189016F6038	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a・OD錠4 m g「トーワ」	東和薬品	22. 70
内用薬	2189016F6054	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a・OD錠4 m g「サワイ」	沢井製薬	22. 70
内用薬	2189016F6062	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a・OD錠4 m g「J G」	ダイト	22. 70
内用薬	2189016F6070	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1錠	局	ピタバスタチンC a・OD錠4 m g「杏林」	キョーリンリメディ オ	22. 70
内用薬	2189016F6100	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1錠	局	ピタバスタチンカルシウムOD錠4 m g「K O G」	興和AGファーマ	22. 70
内用薬	2189017F1014	ロスバスタチンカルシウム	2． 5 m g 1錠		ロスバスタチンカルシウム2． 5 m g錠		10. 80
内用薬	2189017F2010	ロスバスタチンカルシウム	5 m g 1錠		ロスバスタチンカルシウム5 m g錠		10. 80
内用薬	2189017F2037	ロスバスタチンカルシウム	5 m g 1錠	局	ロスバスタチン錠5 m g「D S E P」	第一三共エスファ	16. 90
内用薬	2189017F2053	ロスバスタチンカルシウム	5 m g 1錠	局	ロスバスタチン錠5 m g「J G」	日本ジェネリック	16. 90
内用薬	2189017F2070	ロスバスタチンカルシウム	5 m g 1錠	局	ロスバスタチン錠5 m g「T C K」	辰巳化学	16. 90
内用薬	2189017F2142	ロスバスタチンカルシウム	5 m g 1錠	局	ロスバスタチン錠5 m g「ケミファ」	日本ケミファ	16. 90
内用薬	2189017F2215	ロスバスタチンカルシウム	5 m g 1錠	局	ロスバスタチン錠5 m g「トーワ」	東和薬品	16. 90
内用薬	2189017F2304	ロスバスタチンカルシウム	5 m g 1錠	局	ロスバスタチン錠5 m g「KMP」	共創未来ファーマ	16. 90
内用薬	2189017F3017	ロスバスタチンカルシウム	2． 5 m g 1錠		ロスバスタチンカルシウム2． 5 m g口腔内崩壊 錠		10. 80
内用薬	2189017F4013	ロスバスタチンカルシウム	5 m g 1錠		ロスバスタチンカルシウム5 m g口腔内崩壊錠		10. 80
内用薬	2189017F4030	ロスバスタチンカルシウム	5 m g 1錠		ロスバスタチンOD錠5 m g「D S E P」	第一三共エスファ	16. 90
内用薬	2189017F4056	ロスバスタチンカルシウム	5 m g 1錠		ロスバスタチンOD錠5 m g「J G」	日本ジェネリック	16. 90
内用薬	2189017F4080	ロスバスタチンカルシウム	5 m g 1錠		ロスバスタチンOD錠5 m g「YD」	陽進堂	16. 90
内用薬	2189017F4110	ロスバスタチンカルシウム	5 m g 1錠		ロスバスタチンOD錠5 m g「科研」	ダイト	16. 90
内用薬	2189017F4137	ロスバスタチンカルシウム	5 m g 1錠		ロスバスタチンOD錠5 m g「ケミファ」	日本ケミファ	16. 90
内用薬	2189017F4170	ロスバスタチンカルシウム	5 m g 1錠		ロスバスタチンOD錠5 m g「トーワ」	東和薬品	16. 90
内用薬	2189017F4218	ロスバスタチンカルシウム	5 m g 1錠		ロスバスタチンOD錠5 m g「KMP」	共創未来ファーマ	16. 90
内用薬	2189017F5036	ロスバスタチンカルシウム	1 0 m g 1錠	局	ロスバスタチン錠1 0 m g「トーワ」	東和薬品	14. 70
内用薬	2189017F6024	ロスバスタチンカルシウム	1 0 m g 1錠		ロスバスタチンOD錠1 0 m g「トーワ」	東和薬品	14. 70
内用薬	2189018F1019	エゼチミブ	1 0 m g 1錠		エゼチミブ1 0 m g錠		14. 60
内用薬	2189018F1035	エゼチミブ	1 0 m g 1錠		エゼチミブ錠1 0 m g「D S E P」	第一三共エスファ	28. 20
内用薬	2189018F1043	エゼチミブ	1 0 m g 1錠		エゼチミブ錠1 0 m g「J G」	日本ジェネリック	17. 00
内用薬	2189018F1051	エゼチミブ	1 0 m g 1錠		エゼチミブ錠1 0 m g「KMP」	共創未来ファーマ	28. 20
内用薬	2189018F1078	エゼチミブ	1 0 m g 1錠		エゼチミブ錠1 0 m g「T C K」	辰巳化学	28. 20
内用薬	2189018F1086	エゼチミブ	1 0 m g 1錠		エゼチミブ錠1 0 m g「T E」	トーアエイヨー	28. 20
内用薬	2189018F1094	エゼチミブ	1 0 m g 1錠		エゼチミブ錠1 0 m g「YD」	陽進堂	17. 00
内用薬	2189018F1108	エゼチミブ	1 0 m g 1錠		エゼチミブ錠1 0 m g「アメル」	共和薬品工業	17. 00
内用薬	2189018F1116	エゼチミブ	1 0 m g 1錠		エゼチミブ錠1 0 m g「杏林」	キョーリンリメディ オ	17. 00
内用薬	2189018F1124	エゼチミブ	1 0 m g 1錠		エゼチミブ錠1 0 m g「ケミファ」	ダイト	17. 00
内用薬	2189018F1132	エゼチミブ	1 0 m g 1錠		エゼチミブ錠1 0 m g「サワイ」	沢井製薬	17. 00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2189018F1140	エゼチミブ	1 0 m g 1 錠	エゼチミブ錠1 0 m g 「サンド」	サンド	17. 00
内用薬	2189018F1167	エゼチミブ	1 0 m g 1 錠	エゼチミブ錠1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	28. 20
内用薬	2189018F1175	エゼチミブ	1 0 m g 1 錠	エゼチミブ錠1 0 m g 「日医工」	日医工	17. 00
内用薬	2189018F1183	エゼチミブ	1 0 m g 1 錠	エゼチミブ錠1 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	17. 00
内用薬	2189018F1205	エゼチミブ	1 0 m g 1 錠	エゼチミブ錠1 0 m g 「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	28. 20
内用薬	2189018F1213	エゼチミブ	1 0 m g 1 錠	エゼチミブ錠1 0 m g 「明治」	M e ファルマ	28. 20
内用薬	2189018F2023	エゼチミブ	1 0 m g 1 錠	エゼチミブOD錠1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	28. 20
内用薬	2189019M1039	オメガー 3 脂肪酸エチル	2 g 1 包	オメガー 3 脂肪酸エチル粒状カプセル 2 g 「M J T」	森下仁丹	72. 30
内用薬	2189019M1047	オメガー 3 脂肪酸エチル	2 g 1 包	オメガー 3 脂肪酸エチル粒状カプセル 2 g 「Y D」	陽進堂	72. 30
内用薬	2189019M1055	オメガー 3 脂肪酸エチル	2 g 1 包	オメガー 3 脂肪酸エチル粒状カプセル 2 g 「武田テバ」	T’ s ファーマ	72. 30
内用薬	2189019M1063	オメガー 3 脂肪酸エチル	2 g 1 包	オメガー 3 脂肪酸エチル粒状カプセル 2 g 「トーワ」	東和薬品	72. 30
内用薬	2189019M1071	オメガー 3 脂肪酸エチル	2 g 1 包	オメガー 3 脂肪酸エチル粒状カプセル 2 g 「ニプロ」	ニプロ	64. 90
内用薬	2189101F1038	エゼチミブ・アトルバスタチンカルシウム水和物	1 錠	エゼアト配合錠LD「J G」	日本ジェネリック	50. 00
内用薬	2189101F2034	エゼチミブ・アトルバスタチンカルシウム水和物	1 錠	エゼアト配合錠HD「J G」	日本ジェネリック	49. 00
内用薬	2189102F1032	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1 錠	エゼロス配合錠LD「J G」	日本ジェネリック	31. 60
内用薬	2189102F1040	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1 錠	エゼロス配合錠LD「サワイ」	沢井製薬	31. 60
内用薬	2189102F2039	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1 錠	エゼロス配合錠HD「J G」	日本ジェネリック	31. 30
内用薬	2189102F2047	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1 錠	エゼロス配合錠HD「サワイ」	沢井製薬	31. 30
内用薬	2190006M1210	トコフェロールニコチン酸エステル	1 0 0 m g 1 カプセル	トコフェロールニコチン酸エステルカプセル1 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	6. 30
内用薬	2190006M2225	トコフェロールニコチン酸エステル	2 0 0 m g 1 カプセル	トコフェロールニコチン酸エステルカプセル2 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	7. 50
内用薬	2190006M2233	トコフェロールニコチン酸エステル	2 0 0 m g 1 カプセル	トコフェロールニコチン酸エステルカプセル2 0 0 m g 「日医工」	日医工ファーマ	7. 50
内用薬	2190006M2241	トコフェロールニコチン酸エステル	2 0 0 m g 1 カプセル	トコフェロールニコチン酸エステルカプセル2 0 0 m g 「TC」	東洋カプセル	7. 50
内用薬	2190006M2250	トコフェロールニコチン酸エステル	2 0 0 m g 1 カプセル	トコフェロールニコチン酸エステルカプセル2 0 0 m g 「ホリイ」	堀井薬品工業	6. 30
内用薬	2190016B1043	ポリスチレンスルホン酸カルシウム	9 6． 7 % 1 g	ポリスチレンスルホン酸C a 散9 6． 7 %分包5． 1 7 g 〈ハチ〉	東洋製薬化成	6. 90
内用薬	2190016D1036	ポリスチレンスルホン酸カルシウム	8 9． 2 9 % 1 g	ポリスチレンスルホン酸C a 顆粒8 9． 2 9 %分包5． 6 g 「三和」	三和化学研究所	13. 10
内用薬	2190021C1058	ニセルゴリン	1 % 1 g	局 ニセルゴリン細粒1 % 「サワイ」	沢井製薬	9. 70
内用薬	2190021F1011	ニセルゴリン	5 m g 1 錠	ニセルゴリン5 m g 錠		10. 80
内用薬	2190022F1016	アメジニウムメチル硫酸塩	1 0 m g 1 錠	アメジニウムメチル硫酸塩1 0 m g 錠		6. 30
内用薬	2190024F1040	沈降炭酸カルシウム	5 0 0 m g 1 錠	局 沈降炭酸カルシウム錠5 0 0 m g 「三和」	三和化学研究所	6. 20
内用薬	2190024F1066	沈降炭酸カルシウム	5 0 0 m g 1 錠	局 沈降炭酸カルシウム錠5 0 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	6. 20
内用薬	2190024F2038	沈降炭酸カルシウム	2 5 0 m g 1 錠	局 沈降炭酸カルシウム錠2 5 0 m g 「三和」	三和化学研究所	6. 10
内用薬	2190026F1014	ボセンタン水和物	6 2． 5 m g 1 錠	ボセンタン6 2． 5 m g 錠		393. 10
内用薬	2190026R1029	ボセンタン水和物	6． 2 5 % 1 g	ボセンタン成人用DS6． 2 5 % 「モチダ」	持田製薬販売	523. 70
内用薬	2190028F1030	シルデナフィルクエン酸塩	2 0 m g 1 錠	シルデナフィル錠2 0 m g RE「J G」	日本ジェネリック	307. 10
内用薬	2190029D1033	炭酸ランタン水和物	2 5 0 m g 1 包	炭酸ランタン顆粒分包2 5 0 m g 「YD」	陽進堂	29. 00
内用薬	2190029D1041	炭酸ランタン水和物	2 5 0 m g 1 包	炭酸ランタン顆粒分包2 5 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	29. 00
内用薬	2190029D1050	炭酸ランタン水和物	2 5 0 m g 1 包	炭酸ランタン顆粒分包2 5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	40. 00
内用薬	2190029D1068	炭酸ランタン水和物	2 5 0 m g 1 包	炭酸ランタン顆粒分包2 5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	29. 00
内用薬	2190029D1076	炭酸ランタン水和物	2 5 0 m g 1 包	炭酸ランタン顆粒分包2 5 0 m g 「フソー」	扶桑薬品工業	41. 00
内用薬	2190029D1084	炭酸ランタン水和物	2 5 0 m g 1 包	炭酸ランタン顆粒分包2 5 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	29. 00
内用薬	2190029D1092	炭酸ランタン水和物	2 5 0 m g 1 包	炭酸ランタン顆粒分包2 5 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	40. 00
内用薬	2190029D2030	炭酸ランタン水和物	5 0 0 m g 1 包	炭酸ランタン顆粒分包5 0 0 m g 「YD」	陽進堂	51. 30
内用薬	2190029D2064	炭酸ランタン水和物	5 0 0 m g 1 包	炭酸ランタン顆粒分包5 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	45. 40
内用薬	2190029D2072	炭酸ランタン水和物	5 0 0 m g 1 包	炭酸ランタン顆粒分包5 0 0 m g 「フソー」	扶桑薬品工業	45. 70
内用薬	2190029D2080	炭酸ランタン水和物	5 0 0 m g 1 包	炭酸ランタン顆粒分包5 0 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	47. 70
内用薬	2190029F3037	炭酸ランタン水和物	2 5 0 m g 1 錠	炭酸ランタンOD錠2 5 0 m g 「イセイ」	コーアイセイ	32. 20
内用薬	2190029F3053	炭酸ランタン水和物	2 5 0 m g 1 錠	炭酸ランタンOD錠2 5 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	27. 70

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2190029F3061	炭酸ランタン水和物	2 5 0 m g 1 錠	炭酸ランタンOD錠2 5 0 m g 「フソー」	扶桑薬品工業	32. 20
内用薬	2190029F3070	炭酸ランタン水和物	2 5 0 m g 1 錠	炭酸ランタンOD錠2 5 0 m g 「F C I」	富士化学工業	32. 20
内用薬	2190029F3088	炭酸ランタン水和物	2 5 0 m g 1 錠	炭酸ランタンOD錠2 5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	27. 70
内用薬	2190029F4033	炭酸ランタン水和物	5 0 0 m g 1 錠	炭酸ランタンOD錠5 0 0 m g 「イセイ」	コーアイセイ	47. 40
内用薬	2190029F4050	炭酸ランタン水和物	5 0 0 m g 1 錠	炭酸ランタンOD錠5 0 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	38. 90
内用薬	2190029F4068	炭酸ランタン水和物	5 0 0 m g 1 錠	炭酸ランタンOD錠5 0 0 m g 「フソー」	扶桑薬品工業	47. 40
内用薬	2190029F4076	炭酸ランタン水和物	5 0 0 m g 1 錠	炭酸ランタンOD錠5 0 0 m g 「F C I」	富士化学工業	47. 40
内用薬	2190029F4084	炭酸ランタン水和物	5 0 0 m g 1 錠	炭酸ランタンOD錠5 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	38. 90
内用薬	2190030F1037	タダラフィル	2 0 m g 1 錠	タダラフィル錠2 0 m g AD 「J G」	日本ジェネリック	489. 60
内用薬	2190030F1045	タダラフィル	2 0 m g 1 錠	タダラフィル錠2 0 m g AD 「T E」	トーアエイヨー	279. 80
内用薬	2190030F1053	タダラフィル	2 0 m g 1 錠	タダラフィル錠2 0 m g AD 「杏林」	キョーリンリメディ オ	279. 80
内用薬	2190030F1061	タダラフィル	2 0 m g 1 錠	タダラフィル錠2 0 m g AD 「サワイ」	沢井製薬	279. 80
内用薬	2190031F1031	アンブリセンタン	2. 5 m g 1 錠	アンブリセンタン錠2. 5 m g 「KMP」	共創未来ファーマ	1, 227. 50
内用薬	2190031F1040	アンブリセンタン	2. 5 m g 1 錠	アンブリセンタン錠2. 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	984. 30
内用薬	2190031F1058	アンブリセンタン	2. 5 m g 1 錠	アンブリセンタン錠2. 5 m g 「J G」	日本ジェネリック	984. 30
内用薬	2190101F1039	アムロジピンベシル酸塩・ア トルバスタチンカルシウム水	1 錠	アマルエット配合錠1 番「D S E P」	第一三共エスファ	10. 50
内用薬	2190101F1063	アムロジピンベシル酸塩・ア トルバスタチンカルシウム水	1 錠	アマルエット配合錠1 番「T C K」	辰巳化学	21. 40
内用薬	2190101F1071	アムロジピンベシル酸塩・ア トルバスタチンカルシウム水	1 錠	アマルエット配合錠1 番「ケミファ」	日本ケミファ	21. 30
内用薬	2190101F1080	アムロジピンベシル酸塩・ア トルバスタチンカルシウム水	1 錠	アマルエット配合錠1 番「サワイ」	沢井製薬	10. 50
内用薬	2190101F1098	アムロジピンベシル酸塩・ア トルバスタチンカルシウム水	1 錠	アマルエット配合錠1 番「サンド」	サンド	10. 50
内用薬	2190101F1101	アムロジピンベシル酸塩・ア トルバスタチンカルシウム水	1 錠	アマルエット配合錠1 番「トーワ」	東和薬品	10. 50
内用薬	2190101F1110	アムロジピンベシル酸塩・ア トルバスタチンカルシウム水	1 錠	アマルエット配合錠1 番「日医工」	日医工	10. 50
内用薬	2190101F1128	アムロジピンベシル酸塩・ア トルバスタチンカルシウム水	1 錠	アマルエット配合錠1 番「ニプロ」	ニプロ	10. 50
内用薬	2190102F1017	アムロジピンベシル酸塩・ア トルバスタチンカルシウム水	1 錠	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカル シウム2 番錠		16. 40
内用薬	2190102F1076	アムロジピンベシル酸塩・ア トルバスタチンカルシウム水	1 錠	アマルエット配合錠2 番「ケミファ」	日本ケミファ	34. 20
内用薬	2190103F1011	アムロジピンベシル酸塩・ア トルバスタチンカルシウム水	1 錠	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカル シウム3 番錠		13. 00
内用薬	2190103F1062	アムロジピンベシル酸塩・ア トルバスタチンカルシウム水	1 錠	アマルエット配合錠3 番「T C K」	辰巳化学	21. 70
内用薬	2190103F1070	アムロジピンベシル酸塩・ア トルバスタチンカルシウム水	1 錠	アマルエット配合錠3 番「ケミファ」	日本ケミファ	21. 10
内用薬	2190104F1016	アムロジピンベシル酸塩・ア トルバスタチンカルシウム水	1 錠	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカル シウム4 番錠		18. 90
内用薬	2190104F1067	アムロジピンベシル酸塩・ア トルバスタチンカルシウム水	1 錠	アマルエット配合錠4 番「T C K」	辰巳化学	34. 40
内用薬	2190104F1075	アムロジピンベシル酸塩・ア トルバスタチンカルシウム水	1 錠	アマルエット配合錠4 番「ケミファ」	日本ケミファ	31. 70
内用薬	2223001F2137	デキストロメトルファン臭化 水素酸塩水和物	1 5 m g 1 錠	デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠1 5 m g 「NP」	ニプロ	8. 60
内用薬	2223001F2145	デキストロメトルファン臭化 水素酸塩水和物	1 5 m g 1 錠	デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠1 5 m g 「トーワ」	東和薬品	6. 30
内用薬	2223001F2153	デキストロメトルファン臭化 水素酸塩水和物	1 5 m g 1 錠	デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠1 5 m g 「ツルハラ」	鶴原製薬	8. 60
内用薬	2224001F3122	ペントキシバリンクエン酸塩	1 5 m g 1 錠	ペントキシバリンクエン酸塩錠1 5 m g 「ツルハ ラ」	鶴原製薬	8. 30
内用薬	2229001R1033	ジメモルファンリン酸塩	2. 5 % 1 g	ジメモルファンリン酸塩D S 小児用2. 5 % 「タ カタ」	高田製薬	22. 70
内用薬	2229102Q1120	鎮咳配合剤	1 m L	フスコデ配合シロップ	ヴィアトリス・ヘル スケア	7. 10
内用薬	2229102Q1162	鎮咳配合剤	1 m L	ムコプロチン配合シロップ	東和薬品	7. 10
内用薬	2233002C1089	L－カルボシステイン	5 0 % 1 g	カルボシステイン細粒5 0 % 「ツルハラ」	鶴原製薬	19. 60
内用薬	2233002Q1019	L－カルボシステイン	5 % 1 m L	L－カルボシステイン5 %シロップ		5. 40
内用薬	2233002Q1124	L－カルボシステイン	5 % 1 m L	カルボシステインシロップ小児用5 % 「トーワ」	東和薬品	5. 80
内用薬	2234001F1010	プロムヘキシシン塩酸塩	4 m g 1 錠	プロムヘキシシン塩酸塩4 m g 錠		5. 50
内用薬	2239001F1017	アンブロキシソール塩酸塩	1 5 m g 1 錠	アンブロキシソール塩酸塩1 5 m g 錠		6. 10
内用薬	2239001G1020	アンブロキシソール塩酸塩	4 5 m g 1 錠	アンブロキシソール塩酸塩徐放OD錠4 5 m g 「Z E」	全星薬品工業	16. 10
内用薬	2239001G1039	アンブロキシソール塩酸塩	4 5 m g 1 錠	アンブロキシソール塩酸塩徐放OD錠4 5 m g 「サ ワイ」	沢井製薬	16. 10
内用薬	2239001G1047	アンブロキシソール塩酸塩	4 5 m g 1 錠	アンブロキシソール塩酸塩徐放OD錠4 5 m g 「ニ プロ」	ニプロ	16. 10
内用薬	2239001N1119	アンブロキシソール塩酸塩	4 5 m g 1 カプセル	アンブロキシソール塩酸塩Lカプセル4 5 m g 「サ ワイ」	沢井製薬	16. 10

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2239001N1160	アンブロキソール塩酸塩	4 5 m g 1 カプセル	アンブロキソール塩酸塩徐放カプセル4 5 m g「トーワ」	東和薬品	11. 40
内用薬	2239001N1178	アンブロキソール塩酸塩	4 5 m g 1 カプセル	アンブロキソール塩酸塩徐放カプセル4 5 m g「Z E」	全星薬品工業	16. 10
内用薬	2239001Q1018	アンブロキソール塩酸塩	0． 3 % 1 m L	アンブロキソール塩酸塩0． 3 %シロップ		5. 60
内用薬	2239001R1013	アンブロキソール塩酸塩	1． 5 % 1 g	アンブロキソール塩酸塩1． 5 %シロップ用		17. 60
内用薬	2239001R2052	アンブロキソール塩酸塩	3 % 1 g	アンブロキソール塩酸塩D S 3 %「タカタ」	高田製薬	17. 30
内用薬	2239001S1015	アンブロキソール塩酸塩	0． 7 5 % 1 m L	アンブロキソール塩酸塩0． 7 5 %液		3. 20
内用薬	2239001S2046	アンブロキソール塩酸塩	0． 3 % 1 m L	アンブロキソール塩酸塩内用液0． 3 %「日医工」	日医工	6. 80
内用薬	2241003S1020	オウヒエキス	1 0 m L	サリバラ液	丸石製薬	11. 60
内用薬	2251001F3014	テオフィリン	2 0 0 m g 1 錠	テオフィリン2 0 0 m g 徐放錠		6. 30
内用薬	2251001G1092	テオフィリン	2 0 0 m g 1 錠	テオフィリン徐放U錠2 0 0 m g「トーワ」	東和薬品	6. 30
内用薬	2251001G2080	テオフィリン	4 0 0 m g 1 錠	テオフィリン徐放U錠4 0 0 m g「トーワ」	東和薬品	6. 30
内用薬	2251001G3060	テオフィリン	1 0 0 m g 1 錠	テオフィリン徐放U錠1 0 0 m g「トーワ」	東和薬品	6. 30
内用薬	2251001R1107	テオフィリン	2 0 % 1 g	テオフィリンドライシロップ2 0 %「タカタ」	高田製薬	50. 10
内用薬	2251001R1123	テオフィリン	2 0 % 1 g	テオフィリン徐放ドライシロップ小児用2 0 %「サワイ」	沢井製薬	28. 90
内用薬	2251001R1131	テオフィリン	2 0 % 1 g	テオフィリン徐放D S 小児用2 0 %「トーワ」	東和薬品	30. 70
内用薬	2252006R2057	フェノテロール臭化水素酸塩	0． 5 % 1 g	フェノテロール臭化水素酸塩D S 小児用0． 5 %「タカタ」	高田製薬	22. 70
内用薬	2254001F1102	サルブタモール硫酸塩	2 m g 1 錠	サルブタモール錠2 m g「日医工」	日医工	6. 30
内用薬	2259002R1118	ツロブテロール塩酸塩	0． 1 % 1 g	ツロブテロール塩酸塩D S 小児用0． 1 %「タカタ」	高田製薬	6. 90
内用薬	2259004Q1014	プロカテロール塩酸塩水和物	0． 0 0 0 5 % 1 m L	プロカテロール塩酸塩0． 0 0 0 5 %シロップ		4. 10
内用薬	2259004R1036	プロカテロール塩酸塩水和物	0． 0 1 % 1 g	プロカテロール塩酸塩D S 0． 0 1 %「タカタ」	高田製薬	22. 10
内用薬	2316003B1066	ビフィズス菌	1 g	レベニンS 配合散	わかもと製薬	6. 90
内用薬	2316003F1025	ビフィズス菌	1 錠	レベニンS 配合錠	わかもと製薬	6. 90
内用薬	2316004B1036	耐性乳酸菌	1 g	ビオフェルミンR 散	ビオフェルミン製薬	6. 90
内用薬	2316004F1020	耐性乳酸菌	1 錠	ビオフェルミンR 錠	ビオフェルミン製薬	6. 30
内用薬	2316016B1039	耐性乳酸菌	1 g	レベニン散	わかもと製薬	6. 90
内用薬	2316016F1022	耐性乳酸菌	1 錠	レベニン錠	わかもと製薬	6. 30
内用薬	2316018B1038	ビフィズス菌	2 % 1 g	ビフィスゲン散	日東薬品工業	6. 50
内用薬	2316019B1059	耐性乳酸菌	1 g	ラックビーR 散	興和	6. 90
内用薬	2316020B1027	ビフィズス菌	1 g	ビオフェルミン散剤	ビオフェルミン製薬	6. 90
内用薬	2316020F1029	ビフィズス菌	1 錠	ビオフェルミン錠剤	ビオフェルミン製薬	6. 10
内用薬	2318001F1012	ジメチコン	4 0 m g 1 錠	ジメチコン4 0 m g 錠		6. 10
内用薬	2318001F3040	ジメチコン	8 0 m g 1 錠	ジメチコン錠8 0 m g「ホリイ」	堀井薬品工業	6. 10
内用薬	2318001Q1129	ジメチコン	2 % 1 m L	ジメチコン内用液2 %「F S K」	伏見製薬所	3. 00
内用薬	2318001Q1145	ジメチコン	2 % 1 m L	ジメチコン内用液2 %「ホリイ」	堀井薬品工業	3. 00
内用薬	2319001F1060	ロペラミド塩酸塩	1 m g 1 錠	ロペラミド塩酸塩錠1 m g「あすか」	日医工	6. 30
内用薬	2319001M1019	ロペラミド塩酸塩	1 m g 1 カプセル	ロペラミド塩酸塩1 m g カプセル		6. 30
内用薬	2319100F1080	ベルベリン塩化物水和物・ゲンノショウコエキス	1 錠	リーダイ配合錠	日医工岐阜工場	6. 30
内用薬	2323001D3073	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	1 % 1 g	アズレン顆粒1 %「ツルハラ」	鶴原製薬	9. 50
内用薬	2323001F1250	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	2 m g 1 錠	アズレン錠2 m g「ツルハラ」	鶴原製薬	6. 30
内用薬	2325001C1142	シメチジン	2 0 % 1 g	シメチジン細粒2 0 %「ツルハラ」	鶴原製薬	6. 70
内用薬	2325001F1017	シメチジン	2 0 0 m g 1 錠	シメチジン2 0 0 m g 錠		6. 30
内用薬	2325001F2013	シメチジン	4 0 0 m g 1 錠	シメチジン4 0 0 m g 錠		6. 30
内用薬	2325003B1014	ファモチジン	1 0 % 1 g	ファモチジン1 0 %散		36. 80
内用薬	2325003B2010	ファモチジン	2 % 1 g	ファモチジン2 %散		9. 40
内用薬	2325004M2075	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩	3 7． 5 m g 1 カプセル	局ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩徐放カプセル3 7． 5 m g「サワイ」	沢井製薬	10. 80
内用薬	2325005F1040	ニザチジン	1 5 0 m g 1 錠	ニザチジン錠1 5 0 m g「Y D」	陽進堂	10. 80
内用薬	2325006F2016	ラフチジン	1 0 m g 1 錠	ラフチジン1 0 m g 錠		10. 80

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	2329002D3012	アルジオキサ	2 5 % 1 g		アルジオキサ 2 5 % 顆粒		8. 00
内用薬	2329002D4310	アルジオキサ	5 0 % 1 g	局	アルジオキサ 顆粒 5 0 % 「ツルハラ」	鶴原製薬	8. 00
内用薬	2329002D4329	アルジオキサ	5 0 % 1 g	局	アルジオキサ 顆粒 5 0 % 「あすか」	あすか製薬	8. 50
内用薬	2329002F2017	アルジオキサ	1 0 0 m g 1 錠		アルジオキサ 1 0 0 m g 錠		10. 80
内用薬	2329005F1014	ピレンゼピン塩酸塩水和物	2 5 m g 1 錠		ピレンゼピン塩酸塩 2 5 m g 錠		6. 30
内用薬	2329008S1130	スクラルファート水和物	1 0 % 1 m L		スクラルファート内用液 1 0 % 「N I G」	日医工岐阜工場	1. 50
内用薬	2329009F1012	スルピリド	5 0 m g 1 錠		スルピリド 5 0 m g 錠		6. 80
内用薬	2329009M1364	スルピリド	5 0 m g 1 カプセル	局	スルピリドカプセル 5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	6. 80
内用薬	2329020F1019	イルソグラジンマレイン酸塩	2 m g 1 錠		イルソグラジンマレイン酸塩 2 m g 錠		10. 60
内用薬	2329021D1071	レバミピド	2 0 % 1 g		レバミピド 顆粒 2 0 % 「タカタ」	高田製薬	14. 50
内用薬	2329022H1019	オメプラゾール	2 0 m g 1 錠		オメプラゾール 2 0 m g 腸溶錠		18. 30
内用薬	2329022H1140	オメプラゾール	2 0 m g 1 錠	局	オメプラゾール 錠 2 0 m g 「T S U」	鶴原製薬	20. 20
内用薬	2329022H2015	オメプラゾール	1 0 m g 1 錠		オメプラゾール 1 0 m g 腸溶錠		11. 90
内用薬	2329022H2082	オメプラゾール	1 0 m g 1 錠	局	オメプラゾール 錠 1 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	13. 40
内用薬	2329022H2139	オメプラゾール	1 0 m g 1 錠	局	オメプラゾール 錠 1 0 m g 「T S U」	鶴原製薬	13. 40
内用薬	2329022H2201	オメプラゾール	1 0 m g 1 錠	局	オメプラゾール 錠 1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	13. 40
内用薬	2329023F1012	ランソプラゾール	1 5 m g 1 錠		ランソプラゾール 1 5 m g 腸溶性口腔内崩壊錠		10. 80
内用薬	2329023F2019	ランソプラゾール	3 0 m g 1 錠		ランソプラゾール 3 0 m g 腸溶性口腔内崩壊錠		17. 10
内用薬	2329023F2108	ランソプラゾール	3 0 m g 1 錠	局	ランソプラゾール O D 錠 3 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	18. 50
内用薬	2329023M1143	ランソプラゾール	1 5 m g 1 カプセル	局	ランソプラゾールカプセル 1 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	10. 80
内用薬	2329023M2140	ランソプラゾール	3 0 m g 1 カプセル	局	ランソプラゾールカプセル 3 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	18. 50
内用薬	2329028F1015	ラベプラゾールナトリウム	1 0 m g 1 錠		ラベプラゾールナトリウム 1 0 m g 錠		17. 70
内用薬	2329028F1031	ラベプラゾールナトリウム	1 0 m g 1 錠		ラベプラゾール N a 錠 1 0 m g 「A A」	あすか製薬	21. 30
内用薬	2329028F1082	ラベプラゾールナトリウム	1 0 m g 1 錠		ラベプラゾール N a 錠 1 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	21. 30
内用薬	2329028F1104	ラベプラゾールナトリウム	1 0 m g 1 錠		ラベプラゾール N a 錠 1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	21. 30
内用薬	2329028F1112	ラベプラゾールナトリウム	1 0 m g 1 錠		ラベプラゾール N a 錠 1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	21. 30
内用薬	2329028F1120	ラベプラゾールナトリウム	1 0 m g 1 錠		ラベプラゾール N a 錠 1 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	21. 30
内用薬	2329028F1147	ラベプラゾールナトリウム	1 0 m g 1 錠		ラベプラゾール N a 塩錠 1 0 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	21. 30
内用薬	2329028F1155	ラベプラゾールナトリウム	1 0 m g 1 錠		ラベプラゾール N a 塩錠 1 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	21. 30
内用薬	2329028F1198	ラベプラゾールナトリウム	1 0 m g 1 錠		ラベプラゾールナトリウム錠 1 0 m g 「T C K」	辰巳化学	21. 30
内用薬	2329028F1201	ラベプラゾールナトリウム	1 0 m g 1 錠		ラベプラゾールナトリウム錠 1 0 m g 「科研」	ダイト	21. 30
内用薬	2329028F1210	ラベプラゾールナトリウム	1 0 m g 1 錠		ラベプラゾールナトリウム錠 1 0 m g 「ケミ ファ」	日本ケミファ	21. 30
内用薬	2329028F1309	ラベプラゾールナトリウム	1 0 m g 1 錠		ラベプラゾール N a 錠 1 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	21. 30
内用薬	2329028F1317	ラベプラゾールナトリウム	1 0 m g 1 錠		ラベプラゾール N a 錠 1 0 m g 「A F P」	アルフレッサファーマ	21. 30
内用薬	2329028F1325	ラベプラゾールナトリウム	1 0 m g 1 錠		ラベプラゾール N a 錠 1 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	21. 30
内用薬	2329028F1333	ラベプラゾールナトリウム	1 0 m g 1 錠		ラベプラゾール N a 錠 1 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	21. 30
内用薬	2329028F2011	ラベプラゾールナトリウム	2 0 m g 1 錠		ラベプラゾールナトリウム 2 0 m g 錠		22. 90
内用薬	2329028F2038	ラベプラゾールナトリウム	2 0 m g 1 錠		ラベプラゾール N a 錠 2 0 m g 「A A」	あすか製薬	40. 80
内用薬	2329028F2054	ラベプラゾールナトリウム	2 0 m g 1 錠		ラベプラゾール N a 錠 2 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	31. 30
内用薬	2329028F2062	ラベプラゾールナトリウム	2 0 m g 1 錠		ラベプラゾール N a 錠 2 0 m g 「Y D」	陽進堂	31. 30
内用薬	2329028F2100	ラベプラゾールナトリウム	2 0 m g 1 錠		ラベプラゾール N a 錠 2 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	40. 80
内用薬	2329028F2119	ラベプラゾールナトリウム	2 0 m g 1 錠		ラベプラゾール N a 錠 2 0 m g 「トーワ」	東和薬品	40. 80
内用薬	2329028F2127	ラベプラゾールナトリウム	2 0 m g 1 錠		ラベプラゾール N a 錠 2 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	40. 80
内用薬	2329028F2143	ラベプラゾールナトリウム	2 0 m g 1 錠		ラベプラゾール N a 塩錠 2 0 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	40. 80
内用薬	2329028F2151	ラベプラゾールナトリウム	2 0 m g 1 錠		ラベプラゾール N a 塩錠 2 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	40. 80
内用薬	2329028F2194	ラベプラゾールナトリウム	2 0 m g 1 錠		ラベプラゾールナトリウム錠 2 0 m g 「T C K」	辰巳化学	40. 80
内用薬	2329028F2208	ラベプラゾールナトリウム	2 0 m g 1 錠		ラベプラゾールナトリウム錠 2 0 m g 「科研」	ダイト	40. 80

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2329028F2216	ラベプラゾールナトリウム	2 0 m g 1 錠	ラベプラゾールナトリウム錠 2 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	40. 80
内用薬	2329028F2224	ラベプラゾールナトリウム	2 0 m g 1 錠	ラベプラゾールナトリウム錠 2 0 m g 「サンド」	サンド	31. 30
内用薬	2329028F2305	ラベプラゾールナトリウム	2 0 m g 1 錠	ラベプラゾールN a 錠 2 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	40. 80
内用薬	2329028F2321	ラベプラゾールナトリウム	2 0 m g 1 錠	ラベプラゾールN a 錠 2 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	40. 80
内用薬	2329028F2330	ラベプラゾールナトリウム	2 0 m g 1 錠	ラベプラゾールN a 錠 2 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	40. 80
内用薬	2329028F3018	ラベプラゾールナトリウム	5 m g 1 錠	ラベプラゾールナトリウム 5 m g 錠		8. 10
内用薬	2329028F3034	ラベプラゾールナトリウム	5 m g 1 錠	ラベプラゾールN a 錠 5 m g 「A A」	あすか製薬	11. 80
内用薬	2329028F3042	ラベプラゾールナトリウム	5 m g 1 錠	ラベプラゾールN a 錠 5 m g 「J G」	日本ジェネリック	15. 70
内用薬	2329028F3069	ラベプラゾールナトリウム	5 m g 1 錠	ラベプラゾールN a 錠 5 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	14. 60
内用薬	2329028F3077	ラベプラゾールナトリウム	5 m g 1 錠	ラベプラゾールN a 錠 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	11. 80
内用薬	2329028F3093	ラベプラゾールナトリウム	5 m g 1 錠	ラベプラゾールN a 錠 5 m g 「トーワ」	東和薬品	11. 80
内用薬	2329028F3107	ラベプラゾールナトリウム	5 m g 1 錠	ラベプラゾールN a 錠 5 m g 「日新」	日新製薬（山形）	15. 70
内用薬	2329028F3123	ラベプラゾールナトリウム	5 m g 1 錠	ラベプラゾールN a 塩錠 5 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	11. 80
内用薬	2329028F3131	ラベプラゾールナトリウム	5 m g 1 錠	ラベプラゾールN a 塩錠 5 m g 「明治」	Me i j i S e i k a フアルマ	11. 80
内用薬	2329028F3158	ラベプラゾールナトリウム	5 m g 1 錠	ラベプラゾールナトリウム錠 5 m g 「T C K」	辰巳化学	15. 70
内用薬	2329028F3174	ラベプラゾールナトリウム	5 m g 1 錠	ラベプラゾールナトリウム錠 5 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	11. 80
内用薬	2329028F3182	ラベプラゾールナトリウム	5 m g 1 錠	ラベプラゾールナトリウム錠 5 m g 「サンド」	サンド	14. 70
内用薬	2329028F3190	ラベプラゾールナトリウム	5 m g 1 錠	ラベプラゾールナトリウム錠 5 m g 「日医工」	日医工	11. 80
内用薬	2329028F3212	ラベプラゾールナトリウム	5 m g 1 錠	ラベプラゾールN a 錠 5 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	11. 80
内用薬	2329028F3239	ラベプラゾールナトリウム	5 m g 1 錠	ラベプラゾールN a 錠 5 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	11. 80
内用薬	2329029M1035	エソメプラゾールマグネシウ ム水和物	1 0 m g 1 カプセル	エソメプラゾールカプセル 1 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	19. 40
内用薬	2329029M1043	エソメプラゾールマグネシウ ム水和物	1 0 m g 1 カプセル	エソメプラゾールカプセル 1 0 m g 「Y D」	陽進堂	19. 40
内用薬	2329029M1051	エソメプラゾールマグネシウ ム水和物	1 0 m g 1 カプセル	エソメプラゾールカプセル 1 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	19. 40
内用薬	2329029M1060	エソメプラゾールマグネシウ ム水和物	1 0 m g 1 カプセル	エソメプラゾールカプセル 1 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	19. 40
内用薬	2329029M1078	エソメプラゾールマグネシウ ム水和物	1 0 m g 1 カプセル	エソメプラゾールカプセル 1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	19. 40
内用薬	2329029M1086	エソメプラゾールマグネシウ ム水和物	1 0 m g 1 カプセル	エソメプラゾールカプセル 1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	19. 40
内用薬	2329029M1094	エソメプラゾールマグネシウ ム水和物	1 0 m g 1 カプセル	エソメプラゾールカプセル 1 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	19. 40
内用薬	2329029M1108	エソメプラゾールマグネシウ ム水和物	1 0 m g 1 カプセル	エソメプラゾールカプセル 1 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	19. 40
内用薬	2329029M2031	エソメプラゾールマグネシウ ム水和物	2 0 m g 1 カプセル	エソメプラゾールカプセル 2 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	33. 70
内用薬	2329029M2040	エソメプラゾールマグネシウ ム水和物	2 0 m g 1 カプセル	エソメプラゾールカプセル 2 0 m g 「Y D」	陽進堂	33. 70
内用薬	2329029M2058	エソメプラゾールマグネシウ ム水和物	2 0 m g 1 カプセル	エソメプラゾールカプセル 2 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	33. 70
内用薬	2329029M2066	エソメプラゾールマグネシウ ム水和物	2 0 m g 1 カプセル	エソメプラゾールカプセル 2 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	33. 70
内用薬	2329029M2074	エソメプラゾールマグネシウ ム水和物	2 0 m g 1 カプセル	エソメプラゾールカプセル 2 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	33. 70
内用薬	2329029M2082	エソメプラゾールマグネシウ ム水和物	2 0 m g 1 カプセル	エソメプラゾールカプセル 2 0 m g 「トーワ」	東和薬品	33. 70
内用薬	2329029M2090	エソメプラゾールマグネシウ ム水和物	2 0 m g 1 カプセル	エソメプラゾールカプセル 2 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	33. 70
内用薬	2329029M2104	エソメプラゾールマグネシウ ム水和物	2 0 m g 1 カプセル	エソメプラゾールカプセル 2 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	33. 70
内用薬	2329107D1100	ジサイクロミン・水酸化アル ミニウム配合剤	1 g	レスボリックス配合顆粒	鶴原製薬	8. 60
内用薬	2329122D1422	アズレンスルホン酸ナトリウ ム水和物・L－グルタミン	1 g	マナミンG A配合顆粒	鶴原製薬	6. 90
内用薬	2329122D1465	アズレンスルホン酸ナトリウ ム水和物・L－グルタミン	1 g	アズレンスルホン酸ナトリウム・L－グルタミン 配合顆粒「クニヒロ」	皇漢堂製薬	6. 90
内用薬	2339161P1042	ビオヂアスターゼ 1 0 0 0 配 合剤	1 カプセル	フェンラーゼ配合カプセル	日医工ファーマ	6. 30
内用薬	2339178B1040	ジアスターゼ・生薬配合剤	1 g	H M散	小西製薬	6. 90
内用薬	2339178B1075	ジアスターゼ・生薬配合剤	1 g	N I M配合散	日医工	6. 90
内用薬	2339226D1034	ビオヂアスターゼ 2 0 0 0 配 合剤	1 g	ケイラーゼ S A配合顆粒	三恵薬品	9. 80
内用薬	2339265F1027	ビオヂアスターゼ 2 0 0 0 配 合剤	1 錠	マックターゼ配合錠	沢井製薬	6. 30
内用薬	2344005F1061	炭酸水素ナトリウム	5 0 0 m g 1 錠	炭酸水素ナトリウム錠 5 0 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	6. 30
内用薬	2344008F1081	沈降炭酸カルシウム	5 0 0 m g 1 錠	局炭カル錠 5 0 0 m g 「旭化成」	旭化成ファーマ	6. 30
内用薬	2344009C1039	酸化マグネシウム	8 3 % 1 g	酸化マグネシウム細粒 8 3 % 「ケンエー」	健栄製薬	8. 40

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2344009C1047	酸化マグネシウム	8 3 % 1 g	酸化マグネシウム細粒 8 3 % 〈ハチ〉	東洋製薬化成	8. 40
内用薬	2344009C1055	酸化マグネシウム	8 3 % 1 g	マグミット細粒 8 3 %	マグミット製薬	8. 60
内用薬	2344009C1063	酸化マグネシウム	8 3 % 1 g	酸化マグネシウム細粒 8 3 % 「ヨシダ」	吉田製薬	8. 40
内用薬	2344009F1019	酸化マグネシウム	2 5 0 m g 1 錠	酸化マグネシウム 2 5 0 m g 錠		6. 10
内用薬	2344009F1035	酸化マグネシウム	2 5 0 m g 1 錠	マグミット錠 2 5 0 m g	マグミット製薬	6. 30
内用薬	2344009F2015	酸化マグネシウム	3 3 0 m g 1 錠	酸化マグネシウム 3 3 0 m g 錠		6. 10
内用薬	2344009F2031	酸化マグネシウム	3 3 0 m g 1 錠	マグミット錠 3 3 0 m g	マグミット製薬	6. 30
内用薬	2344009F3038	酸化マグネシウム	2 0 0 m g 1 錠	マグミット錠 2 0 0 m g	マグミット製薬	6. 30
内用薬	2344009F3046	酸化マグネシウム	2 0 0 m g 1 錠	酸化マグネシウム錠 2 0 0 m g 「ヨシダ」	吉田製薬	6. 10
内用薬	2344009F4018	酸化マグネシウム	5 0 0 m g 1 錠	酸化マグネシウム 5 0 0 m g 錠		6. 10
内用薬	2344009F4034	酸化マグネシウム	5 0 0 m g 1 錠	マグミット錠 5 0 0 m g	マグミット製薬	6. 30
内用薬	2344009F5030	酸化マグネシウム	3 0 0 m g 1 錠	酸化マグネシウム錠 3 0 0 m g 「ヨシダ」	吉田製薬	6. 10
内用薬	2344009F6037	酸化マグネシウム	4 0 0 m g 1 錠	酸化マグネシウム錠 4 0 0 m g 「ヨシダ」	吉田製薬	6. 10
内用薬	2349101D1202	水酸化アルミニウムゲル・水 酸化マグネシウム	1 g	ディクアノン懸濁用配合顆粒	日新製薬（山形）	6. 90
内用薬	2349101D1237	水酸化アルミニウムゲル・水 酸化マグネシウム	1 g	マルファ懸濁用配合顆粒	東洋製薬化成	8. 90
内用薬	2349101D1245	水酸化アルミニウムゲル・水 酸化マグネシウム	1 g	マーレッジ懸濁用配合 D S	東和薬品	6. 90
内用薬	2349101D1261	水酸化アルミニウムゲル・水 酸化マグネシウム	1 g	リタロクス懸濁用配合顆粒	鶴原製薬	6. 90
内用薬	2354001X1022	カスカラサグラダ流エキス	1 0 m L	※ カスカラサグラダ流エキス（司生堂）	司生堂製薬	13. 40
内用薬	2354002F2028	センナエキス	8 0 m g 1 錠	ヨーデル S 糖衣錠－ 8 0	藤本製薬	6. 30
内用薬	2354003F2014	センノシド	1 2 m g 1 錠	センノシド 1 2 m g 錠		5. 50
内用薬	2359005D1128	ピコスルファートナトリウム 水和物	1 % 1 g	ピコスルファートナトリウム顆粒 1 % 「ゼリア」	日新製薬（山形）	13. 20
内用薬	2359005R1109	ピコスルファートナトリウム 水和物	1 % 1 g	スナイリンドライシロップ 1 %	ヴィアトリス・ヘル スケア	18. 50
内用薬	2359005S1011	ピコスルファートナトリウム 水和物	0. 7 5 % 1 m L	ピコスルファートナトリウム 0. 7 5 % 液		7. 30
内用薬	2359005S1291	ピコスルファートナトリウム 水和物	0. 7 5 % 1 m L	ピコスルファートナトリウム内用液 0. 7 5 % 「 J G 」	長生堂製薬	8. 50
内用薬	2359005S1356	ピコスルファートナトリウム 水和物	0. 7 5 % 1 m L	ピコスルファート N a 内用液 0. 7 5 % 「 N I G 」	日医工岐阜工場	8. 50
内用薬	2359102X1056	センナ・センナ実	1 g	ビムロ顆粒	本草製薬	7. 90
内用薬	2359106B1022	複方カンゾウ	1 g	複方甘草散「スズ」	鈴粉末薬品	6. 40
内用薬	2391001F3023	オンダンセトロン塩酸塩水和 物	2 m g 1 錠	オンダンセトロン OD フィルム 2 m g 「 G F P 」	ミヤリサン製薬	255. 10
内用薬	2391001F4020	オンダンセトロン塩酸塩水和 物	4 m g 1 錠	オンダンセトロン OD フィルム 4 m g 「 G F P 」	ミヤリサン製薬	303. 80
内用薬	2391002Q1026	グラニセトロン塩酸塩	1 m g 1 包	グラニセトロン内服ゼリー 1 m g 「ケミファ」	日医工	360. 40
内用薬	2391002Q2022	グラニセトロン塩酸塩	2 m g 1 包	グラニセトロン内服ゼリー 2 m g 「ケミファ」	日医工	564. 20
内用薬	2391008M1030	アプレピタント	8 0 m g 1 カプセル	アプレピタントカプセル 8 0 m g 「NK」	日本化薬	565. 90
内用薬	2391008M1048	アプレピタント	8 0 m g 1 カプセル	アプレピタントカプセル 8 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	565. 90
内用薬	2391008M2036	アプレピタント	1 2 5 m g 1 カプセル	アプレピタントカプセル 1 2 5 m g 「NK」	日本化薬	942. 00
内用薬	2391008M2044	アプレピタント	1 2 5 m g 1 カプセル	アプレピタントカプセル 1 2 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	942. 00
内用薬	2391008M3032	アプレピタント	1 セット	アプレピタントカプセルセット「NK」	日本化薬	2, 073. 80
内用薬	2391008M3040	アプレピタント	1 セット	アプレピタントカプセルセット「サワイ」	沢井製薬	2, 073. 80
内用薬	2399004C1107	メトクロプラミド	2 % 1 g	メトクロプラミド細粒 2 % 「ツルハラ」	鶴原製薬	6. 90
内用薬	2399004F1014	メトクロプラミド	5 m g 1 錠	メトクロプラミド 5 m g 錠		10. 80
内用薬	2399005F2015	ドンペリドン	1 0 m g 1 錠	ドンペリドン 1 0 m g 錠		6. 30
内用薬	2399005R1210	ドンペリドン	1 % 1 g	ドンペリドン D S 小児用 1 % 「サワイ」	沢井製薬	6. 90
内用薬	2399006C1190	トリメブチンマレイン酸塩	2 0 % 1 g	トリメブチンマレイン酸塩細粒 2 0 % 「ツルハ ラ」	鶴原製薬	13. 70
内用薬	2399006F1013	トリメブチンマレイン酸塩	1 0 0 m g 1 錠	トリメブチンマレイン酸塩 1 0 0 m g 錠		6. 30
内用薬	2399008F1110	イトブリド塩酸塩	5 0 m g 1 錠	イトブリド塩酸塩錠 5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	6. 30
内用薬	2399009F1092	メサラジン	2 5 0 m g 1 錠	局 メサラジン錠 2 5 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	16. 80
内用薬	2399009F1181	メサラジン	2 5 0 m g 1 錠	局 メサラジン徐放錠 2 5 0 m g 「日医工 P 」	日医工ファーマ	13. 80
内用薬	2399009F1190	メサラジン	2 5 0 m g 1 錠	局 メサラジン徐放錠 2 5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	13. 80

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2399009F2064	メサラジン	5 0 0 m g 1 錠	局メサラジン錠5 0 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	23. 90
内用薬	2399009F2170	メサラジン	5 0 0 m g 1 錠	局メサラジン徐放錠5 0 0 m g 「日医工P」	日医工ファーマ	23. 90
内用薬	2399009F2188	メサラジン	5 0 0 m g 1 錠	局メサラジン徐放錠5 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	23. 90
内用薬	2399009F3044	メサラジン	4 0 0 m g 1 錠	メサラジン腸溶錠4 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	15. 70
内用薬	2399010B1050	モサブリドクエン酸塩水和物	1 % 1 g	局モサブリドクエン酸塩散1 % 「日医工」	富士化学工業	8. 90
内用薬	2399010F1010	モサブリドクエン酸塩水和物	2. 5 m g 1 錠	モサブリドクエン酸塩2. 5 m g 錠		10. 50
内用薬	2454002S1157	デキサメタゾン	0. 0 1 % 1 m L	デキサメタゾンエリキシル0. 0 1 % 「日新」	日新製薬（山形）	7. 10
内用薬	2454004B1067	ベタメタゾン	0. 1 % 1 g	ベタメタゾン散0. 1 % 「フソー」	扶桑薬品工業	15. 00
内用薬	2459100F1120	ベタメタゾン・d－クロル フェニラミンマレイン酸塩	1 錠	エンペラシン配合錠	沢井製薬	6. 30
内用薬	2459100F1146	ベタメタゾン・d－クロル フェニラミンマレイン酸塩	1 錠	サクコルチン配合錠	日医工	6. 30
内用薬	2459100F1189	ベタメタゾン・d－クロル フェニラミンマレイン酸塩	1 錠	ブラデスミン配合錠	日医工岐阜工場	6. 30
内用薬	2459100F1197	ベタメタゾン・d－クロル フェニラミンマレイン酸塩	1 錠	ベタセレミン配合錠	東和薬品	6. 30
内用薬	2473001F1036	エストラジオール	0. 5 m g 1 錠	エストラジオール錠0. 5 m g 「F」	富士製薬工業	18. 90
内用薬	2478001F2373	クロルマジノン酢酸エステル	2 5 m g 1 錠	クロルマジノン酢酸エステル錠2 5 m g 「YD」	陽進堂	11. 40
内用薬	2478002F1096	メドロキシprogステロン酢 酸エステル	2. 5 m g 1 錠	メドロキシprogステロン酢酸エステル錠2. 5 m g 「トーワ」	東和薬品	6. 30
内用薬	2478002F1100	メドロキシprogステロン酢 酸エステル	2. 5 m g 1 錠	メドロキシprogステロン酢酸エステル錠2. 5 m g 「F」	富士製薬工業	12. 60
内用薬	2478002F2068	メドロキシprogステロン酢 酸エステル	5 m g 1 錠	メドロキシprogステロン酢酸エステル錠5 m g 「F」	富士製薬工業	13. 50
内用薬	2478002F3064	メドロキシprogステロン酢 酸エステル	2 0 0 m g 1 錠	メドロキシprogステロン酢酸エステル錠2 0 0 m g 「F」	富士製薬工業	52. 80
内用薬	2482009F1058	ノルエチステロン・エチニル エストラジオール	1 錠	フリウエル配合錠LD「モチダ」	持田製薬販売	57. 80
内用薬	2482009F1066	ノルエチステロン・エチニル エストラジオール	1 錠	フリウエル配合錠LD「あすか」	あすか製薬	57. 80
内用薬	2482009F1074	ノルエチステロン・エチニル エストラジオール	1 錠	フリウエル配合錠LD「サワイ」	沢井製薬	57. 80
内用薬	2482009F1082	ノルエチステロン・エチニル エストラジオール	1 錠	フリウエル配合錠LD「トーワ」	東和薬品	57. 80
内用薬	2482009F2038	ノルエチステロン・エチニル エストラジオール	1 錠	フリウエル配合錠ULD「あすか」	あすか製薬	56. 40
内用薬	2482009F2046	ノルエチステロン・エチニル エストラジオール	1 錠	フリウエル配合錠ULD「サワイ」	沢井製薬	54. 30
内用薬	2482009F2054	ノルエチステロン・エチニル エストラジオール	1 錠	フリウエル配合錠ULD「トーワ」	東和薬品	56. 40
内用薬	2482009F2062	ノルエチステロン・エチニル エストラジオール	1 錠	フリウエル配合錠ULD「モチダ」	持田製薬販売	54. 30
内用薬	2482011F1039	ドロスピレノン・エチニルエ ストラジオール ベータデク	1 シート	ドロエチ配合錠「あすか」	あすか製薬	2, 112. 30
内用薬	2491001F5170	カリジノゲナーゼ	2 5 単位 1 錠	カリジノゲナーゼ錠2 5 単位「日医工」	日医工	6. 30
内用薬	2491001F6192	カリジノゲナーゼ	5 0 単位 1 錠	カリジノゲナーゼ錠5 0 単位「日医工」	日医工	10. 30
内用薬	2491001F6273	カリジノゲナーゼ	5 0 単位 1 錠	カリジノゲナーゼ錠5 0 単位「N I G」	日医工岐阜工場	10. 30
内用薬	2499010F1031	ジェノゲスト	1 m g 1 錠	ジェノゲスト錠1 m g 「F」	富士製薬工業	48. 20
内用薬	2499010F1082	ジェノゲスト	1 m g 1 錠	ジェノゲスト錠1 m g 「キッセイ」	ジェイドルフ製薬	48. 20
内用薬	2499010F1090	ジェノゲスト	1 m g 1 錠	ジェノゲスト錠1 m g 「サワイ」	沢井製薬	48. 20
内用薬	2499010F1104	ジェノゲスト	1 m g 1 錠	ジェノゲスト錠1 m g 「トーワ」	東和薬品	48. 20
内用薬	2499010F1112	ジェノゲスト	1 m g 1 錠	ジェノゲスト錠1 m g 「ニプロ」	ニプロ	48. 20
内用薬	2499010F1120	ジェノゲスト	1 m g 1 錠	ジェノゲスト錠1 m g 「モチダ」	持田製薬販売	48. 20
内用薬	2499010F2046	ジェノゲスト	1 m g 1 錠	ジェノゲストOD錠1 m g 「モチダ」	持田製薬販売	48. 20
内用薬	2499010F2054	ジェノゲスト	1 m g 1 錠	ジェノゲストOD錠1 m g 「キッセイ」	ジェイドルフ製薬	48. 20
内用薬	2499010F2062	ジェノゲスト	1 m g 1 錠	ジェノゲストOD錠1 m g 「トーワ」	東和薬品	48. 20
内用薬	2499010F2070	ジェノゲスト	1 m g 1 錠	ジェノゲストOD錠1 m g 「F」	富士製薬工業	48. 20
内用薬	2499010F3034	ジェノゲスト	0. 5 m g 1 錠	ジェノゲスト錠0. 5 m g 「モチダ」	持田製薬販売	38. 70
内用薬	2499011F1028	デュタステリド	0. 5 m g 1 錠	デュタステリド錠0. 5 m g AV「D S E P」	第一三共エスファ	25. 70
内用薬	2499011F1036	デュタステリド	0. 5 m g 1 錠	デュタステリド錠0. 5 m g AV「NS」	日新製薬（山形）	25. 70
内用薬	2499011F1044	デュタステリド	0. 5 m g 1 錠	デュタステリド錠0. 5 m g AV「YD」	陽進堂	25. 70
内用薬	2499011F1052	デュタステリド	0. 5 m g 1 錠	デュタステリド錠0. 5 m g AV「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	25. 70
内用薬	2499011M1019	デュタステリド	0. 5 m g 1 カプセル	デュタステリド0. 5 m g カプセル		21. 10
内用薬	2499011M1043	デュタステリド	0. 5 m g 1 カプセル	デュタステリドカプセル0. 5 m g AV「BM D」	ビオメディクス	25. 70

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	2499011M1051	デュタステリド	0. 5 m g 1 カプセル		デュタステリドカプセル0. 5 m g A V 「D S E P」	第一三共エスファ	25. 70
内用薬	2499011M1060	デュタステリド	0. 5 m g 1 カプセル		デュタステリドカプセル0. 5 m g A V 「J G」	日本ジェネリック	25. 70
内用薬	2499011M1078	デュタステリド	0. 5 m g 1 カプセル		デュタステリドカプセル0. 5 m g A V 「T C」	東洋カプセル	25. 70
内用薬	2499011M1094	デュタステリド	0. 5 m g 1 カプセル		デュタステリドカプセル0. 5 m g A V 「サワイ	沢井製薬	25. 70
内用薬	2499011M1108	デュタステリド	0. 5 m g 1 カプセル		デュタステリドカプセル0. 5 m g A V 「武田テバ	T’ s ファーマ	25. 70
内用薬	2499011M1116	デュタステリド	0. 5 m g 1 カプセル		デュタステリドカプセル0. 5 m g A V 「トーワ	東和薬品	25. 70
内用薬	2499011M1132	デュタステリド	0. 5 m g 1 カプセル		デュタステリドカプセル0. 5 m g A V 「ニプロ	ニプロ	25. 70
内用薬	2590004F1010	リトドリン塩酸塩	5 m g 1 錠		リトドリン塩酸塩 5 m g 錠		10. 80
内用薬	2590005F1316	オキシブチニン塩酸塩	2 m g 1 錠		オキシブチニン塩酸塩錠 2 m g 「サワイ」	沢井製薬	6. 30
内用薬	2590005F2274	オキシブチニン塩酸塩	3 m g 1 錠		オキシブチニン塩酸塩錠 3 m g 「サワイ」	沢井製薬	6. 30
内用薬	2590005F3173	オキシブチニン塩酸塩	1 m g 1 錠		オキシブチニン塩酸塩錠 1 m g 「サワイ」	沢井製薬	6. 30
内用薬	2590007F1013	プロピペリン塩酸塩	1 0 m g 1 錠		プロピペリン塩酸塩 1 0 m g 錠		11. 10
内用薬	2590007F1307	プロピペリン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局	プロピペリン塩酸塩錠 1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	12. 90
内用薬	2590007F1323	プロピペリン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局	プロピペリン塩酸塩錠 1 0 m g 「あすか」	あすか製薬	12. 90
内用薬	2590007F2257	プロピペリン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	局	プロピペリン塩酸塩錠 2 0 m g 「Y D」	陽進堂	23. 60
内用薬	2590007F2265	プロピペリン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	局	プロピペリン塩酸塩錠 2 0 m g 「J G」	長生堂製薬	19. 90
内用薬	2590007F2273	プロピペリン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	局	プロピペリン塩酸塩錠 2 0 m g 「N S」	日新製薬（山形）	23. 60
内用薬	2590007F2290	プロピペリン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	局	プロピペリン塩酸塩錠 2 0 m g 「トーワ」	東和薬品	23. 60
内用薬	2590007F2303	プロピペリン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	局	プロピペリン塩酸塩錠 2 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディオ	16. 60
内用薬	2590007F2311	プロピペリン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	局	プロピペリン塩酸塩錠 2 0 m g 「あすか」	あすか製薬	23. 60
内用薬	2590007F2338	プロピペリン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	局	プロピペリン塩酸塩錠 2 0 m g 「T C K」	辰巳化学	19. 90
内用薬	2590007F2346	プロピペリン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	局	プロピペリン塩酸塩錠 2 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	23. 60
内用薬	2590007F2362	プロピペリン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	局	プロピペリン塩酸塩錠 2 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	23. 60
内用薬	2590008F1190	タムスロシン塩酸塩	0. 1 m g 1 錠		タムスロシン塩酸塩 O D 錠 0. 1 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘルスケア	6. 30
内用薬	2590008F2014	タムスロシン塩酸塩	0. 2 m g 1 錠		タムスロシン塩酸塩 0. 2 m g 口腔内崩壊錠		13. 00
内用薬	2590009F1144	ナフトピジル	2 5 m g 1 錠	局	ナフトピジル錠 2 5 m g 「日医工」	日医工	10. 80
内用薬	2590009F2019	ナフトピジル	5 0 m g 1 錠		ナフトピジル 5 0 m g 錠		10. 80
内用薬	2590009F3139	ナフトピジル	7 5 m g 1 錠	局	ナフトピジル錠 7 5 m g 「日医工」	日医工	14. 20
内用薬	2590009F4011	ナフトピジル	5 0 m g 1 錠		ナフトピジル 5 0 m g 口腔内崩壊錠		10. 80
内用薬	2590009F4038	ナフトピジル	5 0 m g 1 錠	局	ナフトピジル O D 錠 5 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	12. 30
内用薬	2590009F4062	ナフトピジル	5 0 m g 1 錠	局	ナフトピジル O D 錠 5 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	12. 30
内用薬	2590009F4127	ナフトピジル	5 0 m g 1 錠	局	ナフトピジル O D 錠 5 0 m g 「ケミファ」	日本薬品工業	12. 30
内用薬	2590009F4224	ナフトピジル	5 0 m g 1 錠	局	ナフトピジル O D 錠 5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	12. 30
内用薬	2590009F4232	ナフトピジル	5 0 m g 1 錠	局	ナフトピジル O D 錠 5 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	12. 30
内用薬	2590009F5018	ナフトピジル	7 5 m g 1 錠		ナフトピジル 7 5 m g 口腔内崩壊錠		14. 20
内用薬	2590009F5069	ナフトピジル	7 5 m g 1 錠	局	ナフトピジル O D 錠 7 5 m g 「J G」	日本ジェネリック	19. 00
内用薬	2590009F5123	ナフトピジル	7 5 m g 1 錠	局	ナフトピジル O D 錠 7 5 m g 「ケミファ」	日本薬品工業	19. 00
内用薬	2590009F5220	ナフトピジル	7 5 m g 1 錠	局	ナフトピジル O D 錠 7 5 m g 「トーワ」	東和薬品	19. 00
内用薬	2590009F5239	ナフトピジル	7 5 m g 1 錠	局	ナフトピジル O D 錠 7 5 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	19. 00
内用薬	2590009F6014	ナフトピジル	2 5 m g 1 錠		ナフトピジル 2 5 m g 口腔内崩壊錠		10. 80
内用薬	2590010F1015	シロドシン	2 m g 1 錠		シロドシン 2 m g 錠		10. 80
内用薬	2590010F2011	シロドシン	4 m g 1 錠		シロドシン 4 m g 錠		10. 80
内用薬	2590010F2038	シロドシン	4 m g 1 錠	局	シロドシン錠 4 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	12. 30
内用薬	2590010F2046	シロドシン	4 m g 1 錠	局	シロドシン錠 4 m g 「J G」	日本ジェネリック	12. 30
内用薬	2590010F2054	シロドシン	4 m g 1 錠	局	シロドシン錠 4 m g 「K M P」	共創未来ファーマ	12. 30
内用薬	2590010F2100	シロドシン	4 m g 1 錠	局	シロドシン錠 4 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	12. 30
内用薬	2590010F2119	シロドシン	4 m g 1 錠	局	シロドシン錠 4 m g 「杏林」	キョーリンリメディオ	12. 30

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	2590010F3018	シロドシン	2 m g 1錠	シロドシン 2 m g 口腔内崩壊錠			10.80
内用薬	2590010F4014	シロドシン	4 m g 1錠	シロドシン 4 m g 口腔内崩壊錠			10.80
内用薬	2590010F4030	シロドシン	4 m g 1錠	局	シロドシンOD錠 4 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	12.30
内用薬	2590010F4057	シロドシン	4 m g 1錠	局	シロドシンOD錠 4 m g 「KMP」	共創未来ファーマ	12.30
内用薬	2590010F4103	シロドシン	4 m g 1錠	局	シロドシンOD錠 4 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	12.30
内用薬	2590010F4111	シロドシン	4 m g 1錠	局	シロドシンOD錠 4 m g 「杏林」	キョーリンリメディオ	12.30
内用薬	2590010F4154	シロドシン	4 m g 1錠	局	シロドシンOD錠 4 m g 「日新」	日新製薬（山形）	12.30
内用薬	2590010F4170	シロドシン	4 m g 1錠	局	シロドシンOD錠 4 m g 「J G」	日本ジェネリック	12.30
内用薬	2590011F1036	コハク酸ソリフェナシン	2． 5 m g 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠 2． 5 m g 「T C K」		辰巳化学	17.30
内用薬	2590011F1044	コハク酸ソリフェナシン	2． 5 m g 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠 2． 5 m g 「Y D」		陽進堂	22.40
内用薬	2590011F1052	コハク酸ソリフェナシン	2． 5 m g 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠 2． 5 m g 「サワイ」		沢井製薬	17.30
内用薬	2590011F1060	コハク酸ソリフェナシン	2． 5 m g 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠 2． 5 m g 「ツルハラ」		鶴原製薬	17.30
内用薬	2590011F1079	コハク酸ソリフェナシン	2． 5 m g 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠 2． 5 m g 「トーワ」		東和薬品	17.30
内用薬	2590011F1087	コハク酸ソリフェナシン	2． 5 m g 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠 2． 5 m g 「日医工」		日医工	17.30
内用薬	2590011F2032	コハク酸ソリフェナシン	5 m g 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠 5 m g 「T C K」		辰巳化学	28.90
内用薬	2590011F2040	コハク酸ソリフェナシン	5 m g 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠 5 m g 「Y D」		陽進堂	28.90
内用薬	2590011F2059	コハク酸ソリフェナシン	5 m g 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠 5 m g 「サワイ」		沢井製薬	28.90
内用薬	2590011F2067	コハク酸ソリフェナシン	5 m g 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠 5 m g 「ツルハラ」		鶴原製薬	55.40
内用薬	2590011F2075	コハク酸ソリフェナシン	5 m g 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠 5 m g 「トーワ」		東和薬品	28.90
内用薬	2590011F2083	コハク酸ソリフェナシン	5 m g 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩錠 5 m g 「日医工」		日医工	28.90
内用薬	2590011F3039	コハク酸ソリフェナシン	2． 5 m g 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩OD錠 2． 5 m g 「J G」		日本ジェネリック	17.30
内用薬	2590011F3047	コハク酸ソリフェナシン	2． 5 m g 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩OD錠 2． 5 m g 「サワイ」		沢井製薬	17.30
内用薬	2590011F3055	コハク酸ソリフェナシン	2． 5 m g 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩OD錠 2． 5 m g 「トーワ」		東和薬品	17.30
内用薬	2590011F3063	コハク酸ソリフェナシン	2． 5 m g 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩OD錠 2． 5 m g 「ニプロ」		ニプロ	17.30
内用薬	2590011F3071	コハク酸ソリフェナシン	2． 5 m g 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩OD錠 2． 5 m g 「日医工」		日医工	17.30
内用薬	2590011F4035	コハク酸ソリフェナシン	5 m g 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩OD錠 5 m g 「J G」		日本ジェネリック	28.90
内用薬	2590011F4043	コハク酸ソリフェナシン	5 m g 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩OD錠 5 m g 「サワイ」		沢井製薬	28.90
内用薬	2590011F4051	コハク酸ソリフェナシン	5 m g 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩OD錠 5 m g 「トーワ」		東和薬品	28.90
内用薬	2590011F4060	コハク酸ソリフェナシン	5 m g 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩OD錠 5 m g 「ニプロ」		ニプロ	28.90
内用薬	2590011F4078	コハク酸ソリフェナシン	5 m g 1錠	ソリフェナシンコハク酸塩OD錠 5 m g 「日医工」		日医工	28.90
内用薬	2590013F1043	イミダフェナシン	0． 1 m g 1錠	イミダフェナシン錠 0． 1 m g 「J G」		長生堂製薬	14.50
内用薬	2590013F1051	イミダフェナシン	0． 1 m g 1錠	イミダフェナシン錠 0． 1 m g 「Y D」		陽進堂	14.50
内用薬	2590013F1060	イミダフェナシン	0． 1 m g 1錠	イミダフェナシン錠 0． 1 m g 「杏林」		キョーリンリメディオ	14.50
内用薬	2590013F1078	イミダフェナシン	0． 1 m g 1錠	イミダフェナシン錠 0． 1 m g 「サワイ」		沢井製薬	14.50
内用薬	2590013F2040	イミダフェナシン	0． 1 m g 1錠	イミダフェナシンOD錠 0． 1 m g 「J G」		長生堂製薬	14.50
内用薬	2590013F2058	イミダフェナシン	0． 1 m g 1錠	イミダフェナシンOD錠 0． 1 m g 「T C K」		辰巳化学	14.50
内用薬	2590013F2066	イミダフェナシン	0． 1 m g 1錠	イミダフェナシンOD錠 0． 1 m g 「Y D」		陽進堂	14.50
内用薬	2590013F2074	イミダフェナシン	0． 1 m g 1錠	イミダフェナシンOD錠 0． 1 m g 「杏林」		キョーリンリメディオ	14.50
内用薬	2590013F2082	イミダフェナシン	0． 1 m g 1錠	イミダフェナシンOD錠 0． 1 m g 「サワイ」		沢井製薬	14.50
内用薬	2590013F2090	イミダフェナシン	0． 1 m g 1錠	イミダフェナシンOD錠 0． 1 m g 「ツルハラ」		鶴原製薬	14.50
内用薬	2590013F2104	イミダフェナシン	0． 1 m g 1錠	イミダフェナシンOD錠 0． 1 m g 「トーワ」		東和薬品	14.50
内用薬	2590016F1039	タダラフィル	2． 5 m g 1錠	タダラフィル錠 2． 5 m g Z A 「J G」		日本ジェネリック	27.20
内用薬	2590016F1047	タダラフィル	2． 5 m g 1錠	タダラフィル錠 2． 5 m g Z A 「あすか」		あすか製薬	14.90
内用薬	2590016F1055	タダラフィル	2． 5 m g 1錠	タダラフィル錠 2． 5 m g Z A 「杏林」		キョーリンリメディオ	14.90
内用薬	2590016F1063	タダラフィル	2． 5 m g 1錠	タダラフィル錠 2． 5 m g Z A 「サワイ」		沢井製薬	14.90
内用薬	2590016F1071	タダラフィル	2． 5 m g 1錠	タダラフィル錠 2． 5 m g Z A 「サンド」		サンド	14.90
内用薬	2590016F1080	タダラフィル	2． 5 m g 1錠	タダラフィル錠 2． 5 m g Z A 「日医工」		日医工	14.90

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2590016F1098	タダラフィル	2． 5 m g 1 錠	タダラフィル錠2． 5 m g Z A「ニプロ」	ニプロ	14. 90
内用薬	2590016F1101	タダラフィル	2． 5 m g 1 錠	タダラフィル錠2． 5 m g Z A「フソー」	シオノケミカル	14. 90
内用薬	2590016F1110	タダラフィル	2． 5 m g 1 錠	タダラフィル錠2． 5 m g Z A「シオエ」	シオエ製薬	14. 90
内用薬	2590016F2035	タダラフィル	5 m g 1 錠	タダラフィル錠5 m g Z A「J G」	日本ジェネリック	59. 90
内用薬	2590016F2043	タダラフィル	5 m g 1 錠	タダラフィル錠5 m g Z A「あすか」	あすか製薬	30. 30
内用薬	2590016F2051	タダラフィル	5 m g 1 錠	タダラフィル錠5 m g Z A「杏林」	キョーリンリメディ オ	30. 30
内用薬	2590016F2060	タダラフィル	5 m g 1 錠	タダラフィル錠5 m g Z A「サワイ」	沢井製薬	30. 30
内用薬	2590016F2078	タダラフィル	5 m g 1 錠	タダラフィル錠5 m g Z A「サンド」	サンド	30. 30
内用薬	2590016F2086	タダラフィル	5 m g 1 錠	タダラフィル錠5 m g Z A「日医工」	日医工	30. 30
内用薬	2590016F2094	タダラフィル	5 m g 1 錠	タダラフィル錠5 m g Z A「ニプロ」	ニプロ	30. 30
内用薬	2590016F2108	タダラフィル	5 m g 1 錠	タダラフィル錠5 m g Z A「フソー」	シオノケミカル	30. 30
内用薬	2590016F2116	タダラフィル	5 m g 1 錠	タダラフィル錠5 m g Z A「シオエ」	シオエ製薬	30. 30
内用薬	2590016F3023	タダラフィル	2． 5 m g 1 錠	タダラフィルOD錠2． 5 m g Z A「トーワ」	東和薬品	27. 20
内用薬	2590016F4020	タダラフィル	5 m g 1 錠	タダラフィルOD錠5 m g Z A「トーワ」	東和薬品	30. 30
内用薬	2590100X1139	オオウメガサソウエキス・ハ コヤナギエキス配合剤	1 錠	エルサメット配合錠	日医工岐阜工場	6. 30
内用薬	2590100X2062	オオウメガサソウエキス・ハ コヤナギエキス配合剤	1 錠	エルサメットS配合錠	日医工岐阜工場	6. 30
内用薬	2900002C1213	ガンマオリザノール	2 0 % 1 g	ガンマオリザノール細粒2 0 %「ツルハラ」	鶴原製薬	6. 90
内用薬	2900002F5290	ガンマオリザノール	5 0 m g 1 錠	ガンマオリザノール錠5 0 m g「ツルハラ」	鶴原製薬	6. 30
内用薬	3112001F1063	アルファカルシドール	0． 2 5 μ g 1 錠	アルファカルシドール錠0． 2 5 μ g「アメル」	共和薬品工業	6. 30
内用薬	3112001F2060	アルファカルシドール	0． 5 μ g 1 錠	アルファカルシドール錠0． 5 μ g「アメル」	共和薬品工業	6. 30
内用薬	3112001F3066	アルファカルシドール	1 μ g 1 錠	アルファカルシドール錠1． 0 μ g「アメル」	共和薬品工業	6. 30
内用薬	3112001M1011	アルファカルシドール	0． 2 5 μ g 1 カプセル	アルファカルシドール0． 2 5 μ g カプセル		6. 30
内用薬	3112001M2018	アルファカルシドール	0． 5 μ g 1 カプセル	アルファカルシドール0． 5 μ g カプセル		6. 30
内用薬	3112001M3014	アルファカルシドール	1 μ g 1 カプセル	アルファカルシドール1 μ g カプセル		6. 30
内用薬	3112001M4266	アルファカルシドール	3 μ g 1 カプセル	アルファカルシドールカプセル3 μ g「BMD」	バイオメディクス	14. 30
内用薬	3112004M1015	カルシトリオール	0． 2 5 μ g 1 カプセル	カルシトリオール0． 2 5 μ g カプセル		6. 30
内用薬	3112004M2011	カルシトリオール	0． 5 μ g 1 カプセル	カルシトリオール0． 5 μ g カプセル		7. 40
内用薬	3112006M1030	エルデカルシトール	0． 5 μ g 1 カプセル	エルデカルシトールカプセル0． 5 μ g「サワ イ」	沢井製薬	10. 60
内用薬	3112006M1049	エルデカルシトール	0． 5 μ g 1 カプセル	エルデカルシトールカプセル0． 5 μ g「日医 工」	日医工	10. 60
内用薬	3112006M1057	エルデカルシトール	0． 5 μ g 1 カプセル	エルデカルシトールカプセル0． 5 μ g「トー ワ」	東和薬品	12. 30
内用薬	3112006M2037	エルデカルシトール	0． 7 5 μ g 1 カプセル	エルデカルシトールカプセル0． 7 5 μ g「サワ イ」	沢井製薬	15. 40
内用薬	3112006M2045	エルデカルシトール	0． 7 5 μ g 1 カプセル	エルデカルシトールカプセル0． 7 5 μ g「日医 工」	日医工	15. 40
内用薬	3112006M2053	エルデカルシトール	0． 7 5 μ g 1 カプセル	エルデカルシトールカプセル0． 7 5 μ g「トー ワ」	東和薬品	18. 00
内用薬	3122007F2063	フルスルチアミン	2 5 m g 1 錠	フルスルチアミン錠2 5 m g「トーワ」	東和薬品	6. 30
内用薬	3131002C1083	リボフラビン酪酸エステル	1 0 % 1 g	リボフラビン酪酸エステル細粒1 0 %「ツルハ ラ」	鶴原製薬	9. 50
内用薬	3131002F1012	リボフラビン酪酸エステル	2 0 m g 1 錠	リボフラビン酪酸エステル2 0 m g 錠		6. 30
内用薬	3133001B1223	パンテチン	2 0 % 1 g	パンテチン散2 0 %「N I G」	日医工岐阜工場	9. 50
内用薬	3133001C1199	パンテチン	2 0 % 1 g	パンテチン細粒2 0 %「ツルハラ」	鶴原製薬	9. 50
内用薬	3133001F1136	パンテチン	3 0 m g 1 錠	パンテチン錠3 0 m g「ツルハラ」	鶴原製薬	6. 10
内用薬	3133001F2264	パンテチン	6 0 m g 1 錠	パンテチン錠6 0 m g「ツルハラ」	鶴原製薬	6. 10
内用薬	3133001F3015	パンテチン	1 0 0 m g 1 錠	パンテチン1 0 0 m g 錠		6. 10
内用薬	3134002F1057	ピリドキシン塩酸塩	3 0 m g 1 錠	ビタミンB 6錠3 0 m g「F」	富士製薬工業	6. 10
内用薬	3134003F1019	ピリドキサルリン酸エステ ル水和物	1 0 m g 1 錠	ピリドキサルリン酸エステル1 0 m g 錠		6. 30
内用薬	3134003F2163	ピリドキサルリン酸エステ ル水和物	2 0 m g 1 錠	ピリドキサル錠2 0 m g「ツルハラ」	鶴原製薬	6. 30
内用薬	3134003F3011	ピリドキサルリン酸エステ ル水和物	3 0 m g 1 錠	ピリドキサルリン酸エステル3 0 m g 錠		6. 30
内用薬	3136004C1038	メコバラミン	0． 1 % 5 0 0 m g 1 包	メチコバル細粒0． 1 %	エーザイ	11. 40
内用薬	3136004F1018	メコバラミン	0． 2 5 m g 1 錠	メコバラミン0． 2 5 m g 錠		6. 10

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	3136004F1050	メコバラミン	0. 2 5 m g 1 錠	局 メチコバル錠 2 5 0 μ g	エーザイ	10. 80
内用薬	3136004F2014	メコバラミン	0. 5 m g 1 錠	メコバラミン 0. 5 m g 錠		6. 10
内用薬	3136004F2138	メコバラミン	0. 5 m g 1 錠	局 メチコバル錠 5 0 0 μ g	エーザイ	10. 80
内用薬	3136004M1173	メコバラミン	0. 2 5 m g 1 カプセル	メコバラミンカプセル 2 5 0 μ g 「日新」	日新製薬（山形）	6. 10
内用薬	3150002D1068	トコフェロール酢酸エステル	2 0 % 1 g	トコフェロール酢酸エステル顆粒 2 0 % 「ツルハラ」	鶴原製薬	7. 70
内用薬	3150002F1280	トコフェロール酢酸エステル	5 0 m g 1 錠	トコフェロール酢酸エステル錠 5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	6. 30
内用薬	3150002F2065	トコフェロール酢酸エステル	1 0 0 m g 1 錠	トコフェロール酢酸エステル錠 1 0 0 m g 「ツルハラ」	鶴原製薬	8. 10
内用薬	3150002M1122	トコフェロール酢酸エステル	1 0 0 m g 1 カプセル	トコフェロール酢酸エステルカプセル 1 0 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘルスケア	6. 30
内用薬	3160001F1338	フィトナジオン	5 m g 1 錠	ビタミンK 1 錠 5 m g 「ツルハラ」	鶴原製薬	6. 30
内用薬	3160002M2010	メナテトレノン	1 5 m g 1 カプセル	メナテトレノン 1 5 m g カプセル		9. 90
内用薬	3179101M1132	チアミンジスルフィド・B 6 ・ B 1 2 配合剤	1 カプセル	ジアイナ配合カプセル	鶴原製薬	6. 30
内用薬	3179107F1041	フルスルチアミン・B 2 ・ B 6 ・ B 1 2 配合剤	1 錠	ビタダン配合錠	メディサ新薬	10. 10
内用薬	3179115D1100	アスコルビン酸・パントテン酸カルシウム	1 g	シーピー配合顆粒	東和薬品	6. 90
内用薬	3190001R1031	ビオチン	0. 1 % 1 g	ビオチン・ドライシロップ 0. 1 % 「ホエイ」	東洋製薬化成	6. 80
内用薬	3214001F1047	L－アスパラギン酸カルシウム水和物	2 0 0 m g 1 錠	L－アスパラギン酸 C a 錠 2 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	6. 30
内用薬	3214001F1063	L－アスパラギン酸カルシウム水和物	2 0 0 m g 1 錠	L－アスパラギン酸 C a 錠 2 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	6. 30
内用薬	3222012Q1030	溶性ピロリン酸第二鉄	1 m L	インクレミンシロップ 5 %	アルフレッサファーマ	7. 10
内用薬	3229002G1082	塩化カリウム	6 0 0 m g 1 錠	塩化カリウム徐放錠 6 0 0 m g 「S t」	佐藤薬品工業	6. 30
内用薬	3229003S1039	酢酸カリウム	1 0 m L	酢酸カリウム液「司生堂」	司生堂製薬	5. 50
内用薬	3321002C1010	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム水和物	1 0 % 1 g	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム 1 0 % 細粒		6. 90
内用薬	3321002F1114	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム水和物	1 0 m g 1 錠	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム錠 1 0 m g 「日医工」	日医工	6. 30
内用薬	3321002F2013	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム水和物	3 0 m g 1 錠	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム 3 0 m g 錠		6. 30
内用薬	3321002F2439	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム水和物	3 0 m g 1 錠	カルバゾクロムスルホン酸 N a 錠 3 0 m g 「ツルハラ」	鶴原製薬	8. 90
内用薬	3327002F1010	トラネキサム酸	2 5 0 m g 1 錠	トラネキサム酸 2 5 0 m g 錠		10. 80
内用薬	3327002F2050	トラネキサム酸	5 0 0 m g 1 錠	局 トラネキサム酸錠 5 0 0 m g 「Y D」	陽進堂	11. 40
内用薬	3327002M1010	トラネキサム酸	2 5 0 m g 1 カプセル	トラネキサム酸 2 5 0 m g カプセル		10. 80
内用薬	3327002Q1089	トラネキサム酸	5 % 1 m L	トラネキサム酸シロップ 5 % 「N I G」	日医工岐阜工場	3. 70
内用薬	3339003F1032	リバーロキサバン	1 0 m g 1 錠	リバーロキサバン錠 1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	143. 00
内用薬	3339003F1040	リバーロキサバン	1 0 m g 1 錠	リバーロキサバン錠 1 0 m g 「バイエル」	バイエルライフサイエンス	143. 00
内用薬	3339003F2039	リバーロキサバン	1 5 m g 1 錠	リバーロキサバン錠 1 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	200. 00
内用薬	3339003F2047	リバーロキサバン	1 5 m g 1 錠	リバーロキサバン錠 1 5 m g 「バイエル」	バイエルライフサイエンス	200. 00
内用薬	3339003F3035	リバーロキサバン	1 0 m g 1 錠	リバーロキサバンOD錠 1 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	143. 00
内用薬	3339003F3043	リバーロキサバン	1 0 m g 1 錠	リバーロキサバンOD錠 1 0 m g 「T C K」	辰巳化学	143. 00
内用薬	3339003F3051	リバーロキサバン	1 0 m g 1 錠	リバーロキサバンOD錠 1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	143. 00
内用薬	3339003F3060	リバーロキサバン	1 0 m g 1 錠	リバーロキサバンOD錠 1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	143. 00
内用薬	3339003F3078	リバーロキサバン	1 0 m g 1 錠	リバーロキサバンOD錠 1 0 m g 「日医工」	日医工	143. 00
内用薬	3339003F3086	リバーロキサバン	1 0 m g 1 錠	リバーロキサバンOD錠 1 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	143. 00
内用薬	3339003F3094	リバーロキサバン	1 0 m g 1 錠	リバーロキサバンOD錠 1 0 m g 「バイエル」	バイエルライフサイエンス	143. 00
内用薬	3339003F4031	リバーロキサバン	1 5 m g 1 錠	リバーロキサバンOD錠 1 5 m g 「J G」	日本ジェネリック	200. 00
内用薬	3339003F4040	リバーロキサバン	1 5 m g 1 錠	リバーロキサバンOD錠 1 5 m g 「T C K」	辰巳化学	200. 00
内用薬	3339003F4058	リバーロキサバン	1 5 m g 1 錠	リバーロキサバンOD錠 1 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	200. 00
内用薬	3339003F4066	リバーロキサバン	1 5 m g 1 錠	リバーロキサバンOD錠 1 5 m g 「トーワ」	東和薬品	200. 00
内用薬	3339003F4074	リバーロキサバン	1 5 m g 1 錠	リバーロキサバンOD錠 1 5 m g 「日医工」	日医工	200. 00
内用薬	3339003F4082	リバーロキサバン	1 5 m g 1 錠	リバーロキサバンOD錠 1 5 m g 「ニプロ」	ニプロ	200. 00
内用薬	3339003F4090	リバーロキサバン	1 5 m g 1 錠	リバーロキサバンOD錠 1 5 m g 「バイエル」	バイエルライフサイエンス	200. 00
内用薬	3399001F1015	チクロピジン塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	チクロピジン塩酸塩 1 0 0 m g 錠		10. 80
内用薬	3399002F1010	シロスタゾール	5 0 m g 1 錠	シロスタゾール 5 0 m g 錠		10. 80

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	3399002F2016	シロスタゾール	1 0 0 m g 1 錠		シロスタゾール1 0 0 m g 錠		11. 30
内用薬	3399002F2300	シロスタゾール	1 0 0 m g 1 錠	局	シロスタゾール錠1 0 0 m g 「ケミファ」	日本薬品工業	13. 90
内用薬	3399002F2393	シロスタゾール	1 0 0 m g 1 錠	局	シロスタゾール錠1 0 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	13. 90
内用薬	3399002F3012	シロスタゾール	5 0 m g 1 錠		シロスタゾール5 0 m g 口腔内崩壊錠		10. 80
内用薬	3399002F4019	シロスタゾール	1 0 0 m g 1 錠		シロスタゾール1 0 0 m g 口腔内崩壊錠		11. 30
内用薬	3399002F4043	シロスタゾール	1 0 0 m g 1 錠		シロスタゾールOD錠1 0 0 m g 「タカタ」	高田製薬	13. 90
内用薬	3399002F4060	シロスタゾール	1 0 0 m g 1 錠		シロスタゾールOD錠1 0 0 m g 「ケミファ」	日本薬品工業	13. 90
内用薬	3399002F4124	シロスタゾール	1 0 0 m g 1 錠		シロスタゾールOD錠1 0 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	13. 90
内用薬	3399002Q1037	シロスタゾール	5 0 m g 1 包		シロスタゾール内服ゼリー5 0 m g 「E E」	日医工	33. 30
内用薬	3399002Q2033	シロスタゾール	1 0 0 m g 1 包		シロスタゾール内服ゼリー1 0 0 m g 「E E」	日医工	41. 90
内用薬	3399003F1014	リマプロスト アルファデクス	5 μ g 1 錠		リマプロスト アルファデクス5 μ g 錠		8. 90
内用薬	3399004M1018	イコサペント酸エチル	3 0 0 m g 1 カプセル		イコサペント酸エチル3 0 0 m g カプセル		11. 80
内用薬	3399004M1336	イコサペント酸エチル	3 0 0 m g 1 カプセル	局	イコサペント酸エチルカプセル3 0 0 m g 「サワイ」	メディサ新薬	14. 60
内用薬	3399004M1425	イコサペント酸エチル	3 0 0 m g 1 カプセル	局	イコサペント酸エチルカプセル3 0 0 m g 「杏林」	東洋カプセル	14. 60
内用薬	3399004M2014	イコサペント酸エチル	3 0 0 m g 1 包		イコサペント酸エチル3 0 0 m g 粒状カプセル		15. 10
内用薬	3399004M3010	イコサペント酸エチル	6 0 0 m g 1 包		イコサペント酸エチル6 0 0 m g 粒状カプセル		29. 40
内用薬	3399004M4017	イコサペント酸エチル	9 0 0 m g 1 包		イコサペント酸エチル9 0 0 m g 粒状カプセル		41. 20
内用薬	3399005F1013	ベラプロストナトリウム	2 0 μ g 1 錠		ベラプロストナトリウム2 0 μ g 錠		11. 40
内用薬	3399005F2060	ベラプロストナトリウム	4 0 μ g 1 錠	局	ベラプロストN a 錠4 0 μ g 「Y D」	陽進堂	33. 40
内用薬	3399005F2079	ベラプロストナトリウム	4 0 μ g 1 錠	局	ベラプロストN a 錠4 0 μ g 「トーワ」	東和薬品	33. 40
内用薬	3399005F2109	ベラプロストナトリウム	4 0 μ g 1 錠	局	ベラプロストN a 錠4 0 μ g 「N I G」	日医工岐阜工場	33. 40
内用薬	3399006F1018	サルボグレラート塩酸塩	5 0 m g 1 錠		サルボグレラート塩酸塩5 0 m g 錠		16. 20
内用薬	3399006F1174	サルボグレラート塩酸塩	5 0 m g 1 錠	局	サルボグレラート塩酸塩錠5 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	27. 50
内用薬	3399006F1182	サルボグレラート塩酸塩	5 0 m g 1 錠	局	サルボグレラート塩酸塩錠5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	28. 50
内用薬	3399006F2014	サルボグレラート塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠		サルボグレラート塩酸塩1 0 0 m g 錠		14. 30
内用薬	3399006F2065	サルボグレラート塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	サルボグレラート塩酸塩錠1 0 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	26. 10
内用薬	3399006F2090	サルボグレラート塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	サルボグレラート塩酸塩錠1 0 0 m g 「N P」	ニプロ	26. 10
内用薬	3399006F2111	サルボグレラート塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	サルボグレラート塩酸塩錠1 0 0 m g 「T C K」	辰巳化学	26. 10
内用薬	3399006F2162	サルボグレラート塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	サルボグレラート塩酸塩錠1 0 0 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	26. 10
内用薬	3399006F2170	サルボグレラート塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	サルボグレラート塩酸塩錠1 0 0 m g 「ケミ ファ」	日本ケミファ	34. 20
内用薬	3399006F2189	サルボグレラート塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	サルボグレラート塩酸塩錠1 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	34. 20
内用薬	3399006F2197	サルボグレラート塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	サルボグレラート塩酸塩錠1 0 0 m g 「サンド」	サンド	26. 10
内用薬	3399006F2227	サルボグレラート塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	サルボグレラート塩酸塩錠1 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	26. 10
内用薬	3399006F2308	サルボグレラート塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	サルボグレラート塩酸塩錠1 0 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	26. 10
内用薬	3399007H1013	アスピリン	1 0 0 m g 1 錠		アスピリン1 0 0 m g 腸溶錠		6. 30
内用薬	3399008F1017	クロピドグレル硫酸塩	2 5 m g 1 錠		クロピドグレル硫酸塩2 5 m g 錠		10. 80
内用薬	3399008F1076	クロピドグレル硫酸塩	2 5 m g 1 錠	局	クロピドグレル錠2 5 m g 「J G」	日本ジェネリック	12. 60
内用薬	3399008F1114	クロピドグレル硫酸塩	2 5 m g 1 錠	局	クロピドグレル錠2 5 m g 「S A N I K」	日医工	12. 60
内用薬	3399008F1130	クロピドグレル硫酸塩	2 5 m g 1 錠	局	クロピドグレル錠2 5 m g 「T C K」	辰巳化学	12. 60
内用薬	3399008F1173	クロピドグレル硫酸塩	2 5 m g 1 錠	局	クロピドグレル錠2 5 m g 「科研」	ダイト	12. 60
内用薬	3399008F1190	クロピドグレル硫酸塩	2 5 m g 1 錠	局	クロピドグレル錠2 5 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	12. 60
内用薬	3399008F1203	クロピドグレル硫酸塩	2 5 m g 1 錠	局	クロピドグレル錠2 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	12. 60
内用薬	3399008F1211	クロピドグレル硫酸塩	2 5 m g 1 錠	局	クロピドグレル錠2 5 m g 「サンド」	サンド	12. 60
内用薬	3399008F1246	クロピドグレル硫酸塩	2 5 m g 1 錠	局	クロピドグレル錠2 5 m g 「ツルハラ」	鶴原製薬	12. 60
内用薬	3399008F1262	クロピドグレル硫酸塩	2 5 m g 1 錠	局	クロピドグレル錠2 5 m g 「トーワ」	東和薬品	12. 60
内用薬	3399008F1319	クロピドグレル硫酸塩	2 5 m g 1 錠	局	クロピドグレル錠2 5 m g 「明治」	高田製薬	12. 60
内用薬	3399008F2072	クロピドグレル硫酸塩	7 5 m g 1 錠	局	クロピドグレル錠7 5 m g 「J G」	日本ジェネリック	28. 30

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	3399008F2110	クロピドグレル硫酸塩	7 5 m g 1 錠	局 クロピドグレル錠 7 5 m g 「S A N I K」	日医工	28. 30
内用薬	3399008F2137	クロピドグレル硫酸塩	7 5 m g 1 錠	局 クロピドグレル錠 7 5 m g 「T C K」	辰巳化学	28. 30
内用薬	3399008F2145	クロピドグレル硫酸塩	7 5 m g 1 錠	局 クロピドグレル錠 7 5 m g 「Y D」	陽進堂	17. 70
内用薬	3399008F2170	クロピドグレル硫酸塩	7 5 m g 1 錠	局 クロピドグレル錠 7 5 m g 「科研」	ダイト	28. 30
内用薬	3399008F2188	クロピドグレル硫酸塩	7 5 m g 1 錠	局 クロピドグレル錠 7 5 m g 「杏林」	キョーリンリメディオ	17. 70
内用薬	3399008F2196	クロピドグレル硫酸塩	7 5 m g 1 錠	局 クロピドグレル錠 7 5 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	28. 30
内用薬	3399008F2200	クロピドグレル硫酸塩	7 5 m g 1 錠	局 クロピドグレル錠 7 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	28. 30
内用薬	3399008F2218	クロピドグレル硫酸塩	7 5 m g 1 錠	局 クロピドグレル錠 7 5 m g 「サンド」	サンド	28. 30
内用薬	3399008F2226	クロピドグレル硫酸塩	7 5 m g 1 錠	局 クロピドグレル錠 7 5 m g 「三和」	日本薬品工業	17. 70
内用薬	3399008F2242	クロピドグレル硫酸塩	7 5 m g 1 錠	局 クロピドグレル錠 7 5 m g 「ツルハラ」	鶴原製薬	28. 30
内用薬	3399008F2269	クロピドグレル硫酸塩	7 5 m g 1 錠	局 クロピドグレル錠 7 5 m g 「トーワ」	東和薬品	28. 30
内用薬	3399008F2277	クロピドグレル硫酸塩	7 5 m g 1 錠	局 クロピドグレル錠 7 5 m g 「日新」	日新製薬（山形）	17. 70
内用薬	3399008F2315	クロピドグレル硫酸塩	7 5 m g 1 錠	局 クロピドグレル錠 7 5 m g 「明治」	高田製薬	28. 30
内用薬	3399008F2331	クロピドグレル硫酸塩	7 5 m g 1 錠	局 クロピドグレル錠 7 5 m g 「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	17. 70
内用薬	3399008F2340	クロピドグレル硫酸塩	7 5 m g 1 錠	局 クロピドグレル錠 7 5 m g 「クニヒロ」	皇漢堂製薬	17. 70
内用薬	3399008F2358	クロピドグレル硫酸塩	7 5 m g 1 錠	局 クロピドグレル錠 7 5 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	17. 70
内用薬	3399008F3044	クロピドグレル硫酸塩	5 0 m g 1 錠	局 クロピドグレル錠 5 0 m g 「T C K」	辰巳化学	15. 40
内用薬	3399008F3052	クロピドグレル硫酸塩	5 0 m g 1 錠	局 クロピドグレル錠 5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	15. 40
内用薬	3399008F3079	クロピドグレル硫酸塩	5 0 m g 1 錠	局 クロピドグレル錠 5 0 m g 「明治」	高田製薬	15. 40
内用薬	3399009F1038	プラスグレル塩酸塩	3． 7 5 m g 1 錠	プラスグレル錠 3． 7 5 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	118. 20
内用薬	3399009F1046	プラスグレル塩酸塩	3． 7 5 m g 1 錠	プラスグレル錠 3． 7 5 m g 「トーワ」	東和薬品	118. 20
内用薬	3399009F2034	プラスグレル塩酸塩	5 m g 1 錠	プラスグレル錠 5 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	149. 90
内用薬	3399009F2042	プラスグレル塩酸塩	5 m g 1 錠	プラスグレル錠 5 m g 「トーワ」	東和薬品	149. 90
内用薬	3399009F3030	プラスグレル塩酸塩	2． 5 m g 1 錠	プラスグレル錠 2． 5 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	84. 60
内用薬	3399009F3049	プラスグレル塩酸塩	2． 5 m g 1 錠	プラスグレル錠 2． 5 m g 「トーワ」	東和薬品	84. 60
内用薬	3399009F5033	プラスグレル塩酸塩	2 0 m g 1 錠	プラスグレルOD錠 2 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	471. 20
内用薬	3399009F5041	プラスグレル塩酸塩	2 0 m g 1 錠	プラスグレルOD錠 2 0 m g 「トーワ」	東和薬品	471. 20
内用薬	3399100F1019	アスピリン・ダイアルミネー ト	8 1 m g 1 錠	アスピリン・ダイアルミネートA 8 1 錠		6. 30
内用薬	3921001F1031	エデト酸カルシウムナトリウ ム水和物	5 0 0 m g 1 錠	ブライアン錠 5 0 0 m g	日新製薬（山形）	70. 70
内用薬	3922001F2345	グルタチオン	1 0 0 m g 1 錠	グルタチオン錠 1 0 0 m g 「ツルハラ」	鶴原製薬	10. 10
内用薬	3929003C1059	球形吸着炭	1 g	球形吸着炭細粒「マイラン」	ヴィアトリス・ヘル スケア	33. 70
内用薬	3929004F2013	ホリナートカルシウム	2 5 m g 1 錠	ホリナートカルシウム 2 5 m g 錠		247. 00
内用薬	3929004F2048	ホリナートカルシウム	2 5 m g 1 錠	ホリナート錠 2 5 m g 「タイホウ」	岡山大鵬薬品	350. 80
内用薬	3929004F2064	ホリナートカルシウム	2 5 m g 1 錠	ホリナート錠 2 5 m g 「J G」	日本ジェネリック	455. 60
内用薬	3929004F2080	ホリナートカルシウム	2 5 m g 1 錠	ホリナート錠 2 5 m g 「NK」	高田製薬	350. 80
内用薬	3929004F2099	ホリナートカルシウム	2 5 m g 1 錠	ホリナート錠 2 5 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	350. 80
内用薬	3929004F2102	ホリナートカルシウム	2 5 m g 1 錠	ホリナート錠 2 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	350. 80
内用薬	3929004F2129	ホリナートカルシウム	2 5 m g 1 錠	ホリナート錠 2 5 m g 「トーワ」	東和薬品	350. 80
内用薬	3929007D1036	酢酸亜鉛水和物	5 % 1 g	酢酸亜鉛顆粒 5 % 「サワイ」	沢井製薬	186. 00
内用薬	3929007D1044	酢酸亜鉛水和物	5 % 1 g	酢酸亜鉛顆粒 5 % 「ノーベル」	ダイト	186. 00
内用薬	3929007F1037	酢酸亜鉛水和物	2 5 m g 1 錠	酢酸亜鉛錠 2 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	81. 50
内用薬	3929007F1045	酢酸亜鉛水和物	2 5 m g 1 錠	酢酸亜鉛錠 2 5 m g 「ノーベル」	ダイト	81. 50
内用薬	3929007F1053	酢酸亜鉛水和物	2 5 m g 1 錠	酢酸亜鉛錠 2 5 m g 「ケミファ」	富士化学工業	81. 50
内用薬	3929007F2033	酢酸亜鉛水和物	5 0 m g 1 錠	酢酸亜鉛錠 5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	126. 60
内用薬	3929007F2041	酢酸亜鉛水和物	5 0 m g 1 錠	酢酸亜鉛錠 5 0 m g 「ノーベル」	ダイト	126. 60
内用薬	3929007F2050	酢酸亜鉛水和物	5 0 m g 1 錠	酢酸亜鉛錠 5 0 m g 「ケミファ」	富士化学工業	126. 60
内用薬	3929008D2037	デフェラシロクス	3 6 0 m g 1 包	デフェラシロクス顆粒分包 3 6 0 m g 「サンド」	サンド	1, 173. 00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	3929008D2045	デフェラシロクス	3 6 0 m g 1 包		デフェラシロクス顆粒分包3 6 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	1, 173. 00
内用薬	3943001F1012	アロプリノール	1 0 0 m g 1 錠		アロプリノール1 0 0 m g 錠		10. 80
内用薬	3943001F2019	アロプリノール	5 0 m g 1 錠		アロプリノール5 0 m g 錠		10. 80
内用薬	3949002F1010	ベンズプロマロン	2 5 m g 1 錠		ベンズプロマロン2 5 m g 錠		6. 30
内用薬	3949002F2017	ベンズプロマロン	5 0 m g 1 錠		ベンズプロマロン5 0 m g 錠		6. 30
内用薬	3949003F1015	フェブキソスタット	1 0 m g 1 錠		フェブキソスタット1 0 m g 錠		6. 30
内用薬	3949003F1112	フェブキソスタット水和物	1 0 m g 1 錠		フェブキソスタット錠1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	6. 30
内用薬	3949003F2011	フェブキソスタット	2 0 m g 1 錠		フェブキソスタット2 0 m g 錠		10. 80
内用薬	3949003F2119	フェブキソスタット水和物	2 0 m g 1 錠		フェブキソスタット錠2 0 m g 「トーワ」	東和薬品	10. 80
内用薬	3949003F3034	フェブキソスタット	4 0 m g 1 錠	局	フェブキソスタット錠4 0 m g 「A F P」	アルフレッサファーマ	15. 90
内用薬	3949003F3042	フェブキソスタット	4 0 m g 1 錠	局	フェブキソスタット錠4 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	15. 90
内用薬	3949003F3050	フェブキソスタット	4 0 m g 1 錠	局	フェブキソスタット錠4 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	15. 90
内用薬	3949003F3069	フェブキソスタット	4 0 m g 1 錠	局	フェブキソスタット錠4 0 m g 「T C K」	辰巳化学	15. 90
内用薬	3949003F3077	フェブキソスタット	4 0 m g 1 錠	局	フェブキソスタット錠4 0 m g 「Y D」	陽進堂	15. 90
内用薬	3949003F3085	フェブキソスタット	4 0 m g 1 錠	局	フェブキソスタット錠4 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディオ	16. 40
内用薬	3949003F3093	フェブキソスタット	4 0 m g 1 錠	局	フェブキソスタット錠4 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	15. 90
内用薬	3949003F3107	フェブキソスタット	4 0 m g 1 錠	局	フェブキソスタット錠4 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	15. 90
内用薬	3949003F3115	フェブキソスタット水和物	4 0 m g 1 錠		フェブキソスタット錠4 0 m g 「トーワ」	東和薬品	16. 30
内用薬	3949003F3123	フェブキソスタット	4 0 m g 1 錠	局	フェブキソスタット錠4 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	16. 70
内用薬	3949003F3131	フェブキソスタット	4 0 m g 1 錠	局	フェブキソスタット錠4 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	15. 90
内用薬	3949003F3140	フェブキソスタット	4 0 m g 1 錠	局	フェブキソスタット錠4 0 m g 「明治」	M e i j i S e i k a ファルマ	17. 00
内用薬	3949003F4014	フェブキソスタット	1 0 m g 1 錠		フェブキソスタット1 0 m g 口腔内崩壊錠		6. 30
内用薬	3949003F5010	フェブキソスタット	2 0 m g 1 錠		フェブキソスタット2 0 m g 口腔内崩壊錠		10. 80
内用薬	3949003F6025	フェブキソスタット	4 0 m g 1 錠		フェブキソスタットOD錠4 0 m g 「N P I」	日本薬品工業	17. 10
内用薬	3949003F6033	フェブキソスタット	4 0 m g 1 錠		フェブキソスタットOD錠4 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	15. 90
内用薬	3949003F6041	フェブキソスタット	4 0 m g 1 錠		フェブキソスタットOD錠4 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	17. 10
内用薬	3949003F6050	フェブキソスタット	4 0 m g 1 錠		フェブキソスタットOD錠4 0 m g 「明治」	M e i j i S e i k a ファルマ	17. 80
内用薬	3961003F2016	グリベンクラミド	2 . 5 m g 1 錠		グリベンクラミド2 . 5 m g 錠		6. 30
内用薬	3961007F1018	グリクラジド	4 0 m g 1 錠		グリクラジド4 0 m g 錠		6. 30
内用薬	3961008F2019	グリメピリド	3 m g 1 錠		グリメピリド3 m g 錠		10. 80
内用薬	3961008F3015	グリメピリド	0 . 5 m g 1 錠		グリメピリド0 . 5 m g 錠		10. 50
内用薬	3961008F5018	グリメピリド	3 m g 1 錠		グリメピリド3 m g 口腔内崩壊錠		10. 80
内用薬	3961008F6014	グリメピリド	0 . 5 m g 1 錠		グリメピリド0 . 5 m g 口腔内崩壊錠		10. 50
内用薬	3962002F1110	メトホルミン塩酸塩	2 5 0 m g 1 錠	局	メトホルミン塩酸塩錠2 5 0 m g 「S N」	シオノケミカル	10. 50
内用薬	3969003F1093	アカルボース	5 0 m g 1 錠		アカルボース錠5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	10. 80
内用薬	3969003F1140	アカルボース	5 0 m g 1 錠		アカルボース錠5 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	6. 50
内用薬	3969003F2090	アカルボース	1 0 0 m g 1 錠		アカルボース錠1 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	19. 30
内用薬	3969003F2146	アカルボース	1 0 0 m g 1 錠		アカルボース錠1 0 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	11. 30
内用薬	3969004F1012	ボグリボース	0 . 2 m g 1 錠		ボグリボース0 . 2 m g 錠		10. 80
内用薬	3969004F2019	ボグリボース	0 . 3 m g 1 錠		ボグリボース0 . 3 m g 錠		10. 80
内用薬	3969004F3015	ボグリボース	0 . 2 m g 1 錠		ボグリボース0 . 2 m g 口腔内崩壊錠		10. 80
内用薬	3969004F3031	ボグリボース	0 . 2 m g 1 錠		ボグリボースODフィルム0 . 2 「Q Q」	救急薬品工業	10. 80
内用薬	3969004F4011	ボグリボース	0 . 3 m g 1 錠		ボグリボース0 . 3 m g 口腔内崩壊錠		10. 80
内用薬	3969004F4038	ボグリボース	0 . 3 m g 1 錠		ボグリボースODフィルム0 . 3 「Q Q」	救急薬品工業	10. 80
内用薬	3969006F2069	ナテグリニド	9 0 m g 1 錠	局	ナテグリニド錠9 0 m g 「日医工」	日医工	14. 90
内用薬	3969007F1016	ピオグリタゾン塩酸塩	1 5 m g 1 錠		ピオグリタゾン塩酸塩1 5 m g 錠		10. 80
内用薬	3969007F2012	ピオグリタゾン塩酸塩	3 0 m g 1 錠		ピオグリタゾン塩酸塩3 0 m g 錠		18. 70

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	3969007F2284	ピオグリタゾン塩酸塩	3 0 m g 1 錠	局　ピオグリタゾン錠 3 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	29. 80
内用薬	3969007F3019	ピオグリタゾン塩酸塩	1 5 m g 1 錠	ピオグリタゾン塩酸塩 1 5 m g 口腔内崩壊錠		10. 80
内用薬	3969007F4015	ピオグリタゾン塩酸塩	3 0 m g 1 錠	ピオグリタゾン塩酸塩 3 0 m g 口腔内崩壊錠		18. 70
内用薬	3969008F3013	ミチグリニドカルシウム水和物	5 m g 1 錠	ミチグリニドカルシウム 5 m g 口腔内崩壊錠		6. 30
内用薬	3969008F3056	ミチグリニドカルシウム水和物	5 m g 1 錠	ミチグリニド C a ・ O D 錠 5 m g 「T C K」	辰巳化学	8. 80
内用薬	3969008F3080	ミチグリニドカルシウム水和物	5 m g 1 錠	ミチグリニド C a ・ O D 錠 5 m g 「S N」	シオノケミカル	8. 70
内用薬	3969008F4044	ミチグリニドカルシウム水和物	1 0 m g 1 錠	ミチグリニド C a ・ O D 錠 1 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	7. 00
内用薬	3969008F4052	ミチグリニドカルシウム水和物	1 0 m g 1 錠	ミチグリニド C a ・ O D 錠 1 0 m g 「T C K」	辰巳化学	7. 00
内用薬	3969008F4060	ミチグリニドカルシウム水和物	1 0 m g 1 錠	ミチグリニド C a ・ O D 錠 1 0 m g 「三和」	大興製薬	7. 00
内用薬	3969008F4079	ミチグリニドカルシウム水和物	1 0 m g 1 錠	ミチグリニド C a ・ O D 錠 1 0 m g 「フソー」	リョートーファイン	7. 00
内用薬	3969008F4087	ミチグリニドカルシウム水和物	1 0 m g 1 錠	ミチグリニド C a ・ O D 錠 1 0 m g 「S N」	シオノケミカル	12. 50
内用薬	3969009F2011	ミグリトール	5 0 m g 1 錠	ミグリトール 5 0 m g 錠		10. 80
内用薬	3969009F3034	ミグリトール	7 5 m g 1 錠	局　ミグリトール錠 7 5 m g 「トーワ」	東和薬品	10. 80
内用薬	3969009F3042	ミグリトール	7 5 m g 1 錠	局　ミグリトール錠 7 5 m g 「J G」	日本ジェネリック	14. 90
内用薬	3969009F4014	ミグリトール	5 0 m g 1 錠	ミグリトール 5 0 m g 口腔内崩壊錠		10. 80
内用薬	3969009F5037	ミグリトール	7 5 m g 1 錠	ミグリトール O D 錠 7 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	14. 90
内用薬	3969009F5045	ミグリトール	7 5 m g 1 錠	ミグリトール O D 錠 7 5 m g 「トーワ」	東和薬品	10. 80
内用薬	3969011F1039	ビルダグリプチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリプチン錠 5 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	16. 00
内用薬	3969011F1047	ビルダグリプチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリプチン錠 5 0 m g 「T C K」	辰巳化学	16. 00
内用薬	3969011F1055	ビルダグリプチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリプチン錠 5 0 m g 「Z E」	全星薬品工業	16. 00
内用薬	3969011F1063	ビルダグリプチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリプチン錠 5 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディオ	16. 00
内用薬	3969011F1071	ビルダグリプチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリプチン錠 5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	16. 00
内用薬	3969011F1080	ビルダグリプチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリプチン錠 5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	16. 00
内用薬	3969011F1098	ビルダグリプチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリプチン錠 5 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	16. 00
内用薬	3969011F1101	ビルダグリプチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリプチン錠 5 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	16. 00
内用薬	3969011F1110	ビルダグリプチン	5 0 m g 1 錠	ビルダグリプチン錠 5 0 m g 「フェルゼン」	ダイト	16. 00
内用薬	3969013F1038	レパグリニド	0. 2 5 m g 1 錠	レパグリニド錠 0. 2 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	6. 60
内用薬	3969013F2034	レパグリニド	0. 5 m g 1 錠	レパグリニド錠 0. 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	10. 80
内用薬	3969017F1036	サキサグリプチン水和物	2. 5 m g 1 錠	サキサグリプチン錠 2. 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	24. 40
内用薬	3969017F2032	サキサグリプチン水和物	5 m g 1 錠	サキサグリプチン錠 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	36. 50
内用薬	3969019F1035	ダパグリフロジン	5 m g 1 錠	ダパグリフロジン錠 5 m g 「T S P」	T' s ファーマ	48. 70
内用薬	3969019F1043	ダパグリフロジン	5 m g 1 錠	ダパグリフロジン錠 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	48. 70
内用薬	3969019F2031	ダパグリフロジン	1 0 m g 1 錠	ダパグリフロジン錠 1 0 m g 「T S P」	T' s ファーマ	72. 00
内用薬	3969019F2040	ダパグリフロジン	1 0 m g 1 錠	ダパグリフロジン錠 1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	72. 00
内用薬	3969104F1037	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	1 錠	メホビル配合錠 L D 「トーワ」	東和薬品	22. 60
内用薬	3969104F1045	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	1 錠	メホビル配合錠 L D 「日新」	日新製薬（山形）	22. 70
内用薬	3969104F2033	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	1 錠	メホビル配合錠 H D 「トーワ」	東和薬品	22. 40
内用薬	3969104F2041	ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩	1 錠	メホビル配合錠 H D 「日新」	日新製薬（山形）	22. 50
内用薬	3999001Q6029	ラクツロース	5 4. 1 6 7 % 1 2 g 1 包	ラグノス N F 経口ゼリー分包 1 2 g	三和化学研究所	49. 40
内用薬	3999003F1017	カモスタットメシル酸塩	1 0 0 m g 1 錠	カモスタットメシル酸塩 1 0 0 m g 錠		6. 30
内用薬	3999004M3013	シクロスポリン	1 0 m g 1 カプセル	シクロスポリン 1 0 m g カプセル		20. 80
内用薬	3999004M3080	シクロスポリン	1 0 m g 1 カプセル	シクロスポリンカプセル 1 0 m g 「BMD」	ビオメディクス	27. 30
内用薬	3999004M3102	シクロスポリン	1 0 m g 1 カプセル	シクロスポリンカプセル 1 0 m g 「日医工」	日医工	27. 30
内用薬	3999004M3129	シクロスポリン	1 0 m g 1 カプセル	シクロスポリンカプセル 1 0 m g 「T C」	東洋カプセル	27. 30
内用薬	3999004M3145	シクロスポリン	1 0 m g 1 カプセル	シクロスポリンカプセル 1 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘルスケア	27. 30
内用薬	3999004M4010	シクロスポリン	2 5 m g 1 カプセル	シクロスポリン 2 5 m g カプセル		48. 90
内用薬	3999004M4087	シクロスポリン	2 5 m g 1 カプセル	シクロスポリンカプセル 2 5 m g 「BMD」	ビオメディクス	53. 50

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	3999004M4109	シクロスポリン	2 5 m g 1 カプセル	シクロスポリンカプセル2 5 m g 「日医工」		日医工	53. 50
内用薬	3999004M4141	シクロスポリン	2 5 m g 1 カプセル	シクロスポリンカプセル2 5 m g 「V T R S」		ヴィアトリス・ヘル スケア	53. 50
内用薬	3999004M5016	シクロスポリン	5 0 m g 1 カプセル	シクロスポリン5 0 m g カプセル			76. 00
内用薬	3999004M5083	シクロスポリン	5 0 m g 1 カプセル	シクロスポリンカプセル5 0 m g 「BMD」		ビオメディクス	88. 50
内用薬	3999004M5121	シクロスポリン	5 0 m g 1 カプセル	シクロスポリンカプセル5 0 m g 「T C」		東洋カプセル	88. 50
内用薬	3999004M5148	シクロスポリン	5 0 m g 1 カプセル	シクロスポリンカプセル5 0 m g 「V T R S」		ヴィアトリス・ヘル スケア	88. 50
内用薬	3999006A1030	L－システイン	3 2 % 1 g	ハイチオール散3 2 %		久光製薬	8. 30
内用薬	3999006F1037	L－システイン	4 0 m g 1 錠	ハイチオール錠4 0		久光製薬	6. 30
内用薬	3999006F2033	L－システイン	8 0 m g 1 錠	ハイチオール錠8 0		久光製薬	6. 30
内用薬	3999013F1355	エパルレスタット	5 0 m g 1 錠	局	エパルレスタット錠5 0 m g 「NP」	ニプロ	12. 90
内用薬	3999013F1410	エパルレスタット	5 0 m g 1 錠	局	エパルレスタット錠5 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	10. 90
内用薬	3999014F1015	タクロリムス水和物	0． 5 m g 1 錠	タクロリムス0． 5 m g 錠			88. 10
内用薬	3999014F1031	タクロリムス水和物	0． 5 m g 1 錠	タクロリムス錠0． 5 m g 「日医工」		日医工	90. 00
内用薬	3999014F1058	タクロリムス水和物	0． 5 m g 1 錠	タクロリムス錠0． 5 m g 「あゆみ」		あゆみ製薬	90. 00
内用薬	3999014F2011	タクロリムス水和物	1 m g 1 錠	タクロリムス1 m g 錠			149. 50
内用薬	3999014F2038	タクロリムス水和物	1 m g 1 錠	タクロリムス錠1 m g 「日医工」		日医工	153. 50
内用薬	3999014F2054	タクロリムス水和物	1 m g 1 錠	タクロリムス錠1 m g 「あゆみ」		あゆみ製薬	153. 50
内用薬	3999014F3018	タクロリムス水和物	1． 5 m g 1 錠	タクロリムス1． 5 m g 錠			239. 10
内用薬	3999014F3042	タクロリムス水和物	1． 5 m g 1 錠	タクロリムス錠1． 5 m g 「あゆみ」		あゆみ製薬	236. 20
内用薬	3999014F4014	タクロリムス水和物	3 m g 1 錠	タクロリムス3 m g 錠			364. 20
内用薬	3999014F4049	タクロリムス水和物	3 m g 1 錠	タクロリムス錠3 m g 「あゆみ」		あゆみ製薬	375. 00
内用薬	3999014F5010	タクロリムス水和物	5 m g 1 錠	タクロリムス5 m g 錠			557. 70
内用薬	3999014F5037	タクロリムス水和物	5 m g 1 錠	タクロリムス錠5 m g 「日医工」		日医工	603. 70
内用薬	3999014F5053	タクロリムス水和物	5 m g 1 錠	タクロリムス錠5 m g 「あゆみ」		あゆみ製薬	603. 70
内用薬	3999014F6017	タクロリムス水和物	2 m g 1 錠	タクロリムス2 m g 錠			277. 00
内用薬	3999014F6025	タクロリムス水和物	2 m g 1 錠	タクロリムス錠2 m g 「あゆみ」		あゆみ製薬	274. 70
内用薬	3999014M1014	タクロリムス水和物	1 m g 1 カプセル	タクロリムス1 m g カプセル			149. 50
内用薬	3999014M1049	タクロリムス水和物	1 m g 1 カプセル	局	タクロリムスカプセル1 m g 「J G」	日本ジェネリック	153. 50
内用薬	3999014M1065	タクロリムス水和物	1 m g 1 カプセル	局	タクロリムスカプセル1 m g 「ニプロ」	ニプロ	153. 50
内用薬	3999014M1073	タクロリムス水和物	1 m g 1 カプセル	局	タクロリムスカプセル1 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	153. 50
内用薬	3999014M2010	タクロリムス水和物	0． 5 m g 1 カプセル	タクロリムス0． 5 m g カプセル			88. 10
内用薬	3999014M2045	タクロリムス水和物	0． 5 m g 1 カプセル	局	タクロリムスカプセル0． 5 m g 「J G」	日本ジェネリック	90. 00
内用薬	3999014M2061	タクロリムス水和物	0． 5 m g 1 カプセル	局	タクロリムスカプセル0． 5 m g 「ニプロ」	ニプロ	90. 00
内用薬	3999014M2070	タクロリムス水和物	0． 5 m g 1 カプセル	局	タクロリムスカプセル0． 5 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	90. 00
内用薬	3999014M3017	タクロリムス水和物	5 m g 1 カプセル	タクロリムス5 m g カプセル			557. 70
内用薬	3999014M3041	タクロリムス水和物	5 m g 1 カプセル	局	タクロリムスカプセル5 m g 「J G」	日本ジェネリック	603. 70
内用薬	3999014M3068	タクロリムス水和物	5 m g 1 カプセル	局	タクロリムスカプセル5 m g 「ニプロ」	ニプロ	603. 70
内用薬	3999014M3076	タクロリムス水和物	5 m g 1 カプセル	局	タクロリムスカプセル5 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	603. 70
内用薬	3999016F1014	メトトレキサート	2 m g 1 錠	メトトレキサート2 m g 錠			46. 80
内用薬	3999016F1030	メトトレキサート	2 m g 1 錠	メトトレキサート錠2 m g 「タナベ」		田辺ファーマ	59. 40
内用薬	3999016F1073	メトトレキサート	2 m g 1 錠	メトトレキサート錠2 m g 「あゆみ」		あゆみ製薬	59. 40
内用薬	3999016F2029	メトトレキサート	1 m g 1 錠	メトトレキサート錠1 m g 「日本臓器」		日本臓器製薬	21. 10
内用薬	3999016M1056	メトトレキサート	2 m g 1 カプセル	局	メトトレキサートカプセル2 m g 「サワイ」	沢井製薬	46. 80
内用薬	3999016M1064	メトトレキサート	2 m g 1 カプセル	局	メトトレキサートカプセル2 m g 「トーワ」	東和薬品	59. 40
内用薬	3999016M1080	メトトレキサート	2 m g 1 カプセル	局	メトトレキサートカプセル2 m g 「サンド」	サンド	59. 40
内用薬	3999018F1013	アレンドロン酸ナトリウム水 和物	5 m g 1 錠	アレンドロン酸ナトリウム5 m g 錠			14. 30
内用薬	3999018F1196	アレンドロン酸ナトリウム水 和物	5 m g 1 錠	局	アレンドロン酸錠5 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	30. 20

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	3999018F1200	アレンドロン酸ナトリウム水和物	5 m g 1 錠	局	アレンドロン酸錠 5 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘルスケア	30. 20
内用薬	3999018F2010	アレンドロン酸ナトリウム水和物	3 5 m g 1 錠		アレンドロン酸ナトリウム 3 5 m g 錠		87. 40
内用薬	3999019F1018	リセドロン酸ナトリウム水和物	2． 5 m g 1 錠		リセドロン酸ナトリウム 2． 5 m g 錠		17. 80
内用薬	3999019F1069	リセドロン酸ナトリウム水和物	2． 5 m g 1 錠	局	リセドロン酸N a 錠 2． 5 m g 「NP」	ニプロ	20. 10
内用薬	3999019F1123	リセドロン酸ナトリウム水和物	2． 5 m g 1 錠	局	リセドロン酸N a 錠 2． 5 m g 「日新」	日新製薬（山形）	20. 10
内用薬	3999019F1166	リセドロン酸ナトリウム水和物	2． 5 m g 1 錠	局	リセドロン酸N a 錠 2． 5 m g 「F」	富士製薬工業	20. 10
内用薬	3999019F2049	リセドロン酸ナトリウム水和物	1 7． 5 m g 1 錠	局	リセドロン酸N a 錠 1 7． 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	81. 20
内用薬	3999019F2057	リセドロン酸ナトリウム水和物	1 7． 5 m g 1 錠	局	リセドロン酸N a 錠 1 7． 5 m g 「F」	富士製薬工業	87. 80
内用薬	3999019F2081	リセドロン酸ナトリウム水和物	1 7． 5 m g 1 錠	局	リセドロン酸N a 錠 1 7． 5 m g 「NP」	ニプロ	87. 80
内用薬	3999019F2162	リセドロン酸ナトリウム水和物	1 7． 5 m g 1 錠	局	リセドロン酸N a 錠 1 7． 5 m g 「トーワ」	東和薬品	87. 80
内用薬	3999019F2170	リセドロン酸ナトリウム水和物	1 7． 5 m g 1 錠	局	リセドロン酸N a 錠 1 7． 5 m g 「日医工」	日医工	81. 20
内用薬	3999019F2189	リセドロン酸ナトリウム水和物	1 7． 5 m g 1 錠	局	リセドロン酸N a 錠 1 7． 5 m g 「日新」	日新製薬（山形）	87. 80
内用薬	3999019F2243	リセドロン酸ナトリウム水和物	1 7． 5 m g 1 錠	局	リセドロン酸ナトリウム錠 1 7． 5 m g 「ケミファ」	日本薬品工業	87. 80
内用薬	3999019F3010	リセドロン酸ナトリウム水和物	7 5 m g 1 錠		リセドロン酸ナトリウム 7 5 m g 錠		292. 40
内用薬	3999021F1031	ラロキシフェン塩酸塩	6 0 m g 1 錠		ラロキシフェン塩酸塩錠 6 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	19. 40
内用薬	3999021F1074	ラロキシフェン塩酸塩	6 0 m g 1 錠		ラロキシフェン塩酸塩錠 6 0 m g 「DK」	大興製薬	23. 30
内用薬	3999021F1090	ラロキシフェン塩酸塩	6 0 m g 1 錠		ラロキシフェン塩酸塩錠 6 0 m g 「トーワ」	東和薬品	19. 40
内用薬	3999021F1104	ラロキシフェン塩酸塩	6 0 m g 1 錠		ラロキシフェン塩酸塩錠 6 0 m g 「日医工」	日医工	19. 40
内用薬	3999021F1112	ラロキシフェン塩酸塩	6 0 m g 1 錠		ラロキシフェン塩酸塩錠 6 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	23. 30
内用薬	3999021F1120	ラロキシフェン塩酸塩	6 0 m g 1 錠		ラロキシフェン塩酸塩錠 6 0 m g 「あゆみ」	シオノケミカル	19. 40
内用薬	3999025F1030	ピルフェニドン	2 0 0 m g 1 錠		ピルフェニドン錠 2 0 0 m g 「日医工」	日医工	110. 40
内用薬	3999026F1018	ミノドロン酸水和物	1 m g 1 錠		ミノドロン酸 1 m g 錠		13. 80
内用薬	3999026F1042	ミノドロン酸水和物	1 m g 1 錠		ミノドロン酸錠 1 m g 「J G」	日本ジェネリック	33. 60
内用薬	3999026F1050	ミノドロン酸水和物	1 m g 1 錠		ミノドロン酸錠 1 m g 「YD」	陽進堂	18. 40
内用薬	3999026F1077	ミノドロン酸水和物	1 m g 1 錠		ミノドロン酸錠 1 m g 「サワイ」	沢井製薬	18. 40
内用薬	3999026F1093	ミノドロン酸水和物	1 m g 1 錠		ミノドロン酸錠 1 m g 「トーワ」	東和薬品	18. 40
内用薬	3999026F1115	ミノドロン酸水和物	1 m g 1 錠		ミノドロン酸錠 1 m g 「ニプロ」	ニプロ	18. 40
内用薬	3999026F1123	ミノドロン酸水和物	1 m g 1 錠		ミノドロン酸錠 1 m g 「三笠」	三笠製薬	18. 40
内用薬	3999026F2014	ミノドロン酸水和物	5 0 m g 1 錠		ミノドロン酸 5 0 m g 錠		309. 90
内用薬	3999026F2049	ミノドロン酸水和物	5 0 m g 1 錠		ミノドロン酸錠 5 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	472. 80
内用薬	3999026F2057	ミノドロン酸水和物	5 0 m g 1 錠		ミノドロン酸錠 5 0 m g 「YD」	陽進堂	472. 80
内用薬	3999026F2073	ミノドロン酸水和物	5 0 m g 1 錠		ミノドロン酸錠 5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	472. 80
内用薬	3999026F2090	ミノドロン酸水和物	5 0 m g 1 錠		ミノドロン酸錠 5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	472. 80
内用薬	3999026F2111	ミノドロン酸水和物	5 0 m g 1 錠		ミノドロン酸錠 5 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	472. 80
内用薬	3999026F2120	ミノドロン酸水和物	5 0 m g 1 錠		ミノドロン酸錠 5 0 m g 「三笠」	三笠製薬	472. 80
内用薬	3999027F1039	バゼドキシフェン酢酸塩	2 0 m g 1 錠		バゼドキシフェン錠 2 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	25. 70
内用薬	3999031F1043	イグラチモド	2 5 m g 1 錠		イグラチモド錠 2 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	32. 20
内用薬	3999031F1051	イグラチモド	2 5 m g 1 錠		イグラチモド錠 2 5 m g 「あゆみ」	あゆみ製薬	32. 20
内用薬	3999031F1060	イグラチモド	2 5 m g 1 錠		イグラチモド錠 2 5 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	32. 20
内用薬	3999033F1034	レボカルニチン	1 0 0 m g 1 錠		レボカルニチンF F 錠 1 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	28. 60
内用薬	3999033F1042	レボカルニチン	1 0 0 m g 1 錠		レボカルニチンF F 錠 1 0 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	28. 60
内用薬	3999033F2030	レボカルニチン	2 5 0 m g 1 錠		レボカルニチンF F 錠 2 5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	73. 00
内用薬	3999033F2049	レボカルニチン	2 5 0 m g 1 錠		レボカルニチンF F 錠 2 5 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	65. 50
内用薬	3999033S1032	レボカルニチン	1 0 % 1 m L		レボカルニチンF F 内用液 1 0 % 「アメル」	共和薬品工業	21. 20
内用薬	3999033S1040	レボカルニチン	1 0 % 1 m L		レボカルニチンF F 内用液 1 0 % 「トーワ」	東和薬品	24. 40
内用薬	3999033S2039	レボカルニチン	1 0 % 5 m L 1 包		レボカルニチンF F 内用液 1 0 % 分包 5 m L 「アメル」	共和薬品工業	97. 90
内用薬	3999033S2047	レボカルニチン	1 0 % 5 m L 1 包		レボカルニチンF F 内用液 1 0 % 分包 5 m L 「トーワ」	東和薬品	111. 20

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	3999033S3035	レボカルニチン	1 0 % 1 0 m L 1 包	レボカルニチンF F内用液1 0 %分包1 0 m L「アメル」	共和薬品工業	185. 30
内用薬	3999033S3043	レボカルニチン	1 0 % 1 0 m L 1 包	レボカルニチンF F内用液1 0 %分包1 0 m L「トーワ」	東和薬品	211. 60
内用薬	3999038F1037	ヒドロキシクロロキン硫酸塩	2 0 0 m g 1 錠	ヒドロキシクロロキン硫酸塩錠2 0 0 m g「D S E P」	第一三共エスファ	127. 30
内用薬	3999038F1045	ヒドロキシクロロキン硫酸塩	2 0 0 m g 1 錠	ヒドロキシクロロキン硫酸塩錠2 0 0 m g「サワイ」	沢井製薬	127. 30
内用薬	4219004F1025	テモゾロミド	2 0 m g 1 錠	テモゾロミド錠2 0 m g「NK」	日本化薬	786. 50
内用薬	4219004F2021	テモゾロミド	1 0 0 m g 1 錠	テモゾロミド錠1 0 0 m g「NK」	日本化薬	3, 755. 00
内用薬	4223005F1030	カペシタビン	3 0 0 m g 1 錠	カペシタビン錠3 0 0 m g「サワイ」	沢井製薬	46. 40
内用薬	4223005F1049	カペシタビン	3 0 0 m g 1 錠	カペシタビン錠3 0 0 m g「トーワ」	東和薬品	46. 40
内用薬	4223005F1057	カペシタビン	3 0 0 m g 1 錠	カペシタビン錠3 0 0 m g「日医工」	日医工	46. 40
内用薬	4223005F1065	カペシタビン	3 0 0 m g 1 錠	カペシタビン錠3 0 0 m g「ヤクルト」	ダイト	46. 40
内用薬	4223005F1073	カペシタビン	3 0 0 m g 1 錠	カペシタビン錠3 0 0 m g「J G」	日本ジェネリック	64. 80
内用薬	4223005F1081	カペシタビン	3 0 0 m g 1 錠	カペシタビン錠3 0 0 m g「NK」	日本化薬	46. 40
内用薬	4223005F1090	カペシタビン	3 0 0 m g 1 錠	カペシタビン錠3 0 0 m g「タカタ」	ダイト	46. 40
内用薬	4229101F1034	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	2 0 m g 1 錠（テガフル相当量）	エスエーワン配合OD錠T 2 0	沢井製薬	101. 80
内用薬	4229101F1042	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	2 0 m g 1 錠（テガフル相当量）	エヌケーエスワン配合OD錠T 2 0	日本化薬	101. 80
内用薬	4229101F1050	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	2 0 m g 1 錠（テガフル相当量）	エスワンタイハウ配合OD錠T 2 0	岡山大鵬薬品	113. 00
内用薬	4229101F2014	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	2 5 m g 1 錠（テガフル相当量）	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウムT 2 5 口腔内崩壊錠		80. 20
内用薬	4229101F2057	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	2 5 m g 1 錠（テガフル相当量）	エスワンタイハウ配合OD錠T 2 5	岡山大鵬薬品	171. 20
内用薬	4229101M1041	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	2 0 m g 1 カプセル（テガフル相当量）	エスエーワン配合カプセルT 2 0	沢井製薬	101. 80
内用薬	4229101M2013	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	2 5 m g 1 カプセル（テガフル相当量）	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウムT 2 5 カプセル		80. 20
内用薬	4291003F1015	タモキシフェンクエン酸塩	1 0 m g 1 錠	タモキシフェンクエン酸塩1 0 m g 錠		14. 40
内用薬	4291003F2011	タモキシフェンクエン酸塩	2 0 m g 1 錠	タモキシフェンクエン酸塩2 0 m g 錠		27. 00
内用薬	4291005F1081	フルタミド	1 2 5 m g 1 錠	フルタミド錠1 2 5 m g「V T R S」	ヴィアトリス・ヘルスケア	46. 90
内用薬	4291007F1030	トレミフェンクエン酸塩	4 0 m g 1 錠	トレミフェン錠4 0 m g「サワイ」	メディサ新薬	78. 50
内用薬	4291009F1012	ビカルタミド	8 0 m g 1 錠	ビカルタミド8 0 m g 錠		55. 40
内用薬	4291009F1071	ビカルタミド	8 0 m g 1 錠	ビカルタミド錠8 0 m g「NK」	日本化薬	97. 10
内用薬	4291009F1136	ビカルタミド	8 0 m g 1 錠	局　ビカルタミド錠8 0 m g「サワイ」	沢井製薬	97. 10
内用薬	4291009F1160	ビカルタミド	8 0 m g 1 錠	ビカルタミド錠8 0 m g「日医工」	日医工	97. 10
内用薬	4291009F1209	ビカルタミド	8 0 m g 1 錠	ビカルタミド錠8 0 m g「オーハラ」	大原薬品工業	97. 10
内用薬	4291009F1217	ビカルタミド	8 0 m g 1 錠	局　ビカルタミド錠8 0 m g「トーワ」	東和薬品	97. 10
内用薬	4291009F1276	ビカルタミド	8 0 m g 1 錠	局　ビカルタミド錠8 0 m g「D S E P」	第一三共エスファ	97. 10
内用薬	4291009F1284	ビカルタミド	8 0 m g 1 錠	局　ビカルタミド錠8 0 m g「V T R S」	ヴィアトリス・ヘルスケア	97. 10
内用薬	4291009F1292	ビカルタミド	8 0 m g 1 錠	ビカルタミド錠8 0 m g「N I G」	日医工岐阜工場	97. 10
内用薬	4291009F2043	ビカルタミド	8 0 m g 1 錠	ビカルタミドOD錠8 0 m g「NK」	日本化薬	97. 10
内用薬	4291009F2060	ビカルタミド	8 0 m g 1 錠	ビカルタミドOD錠8 0 m g「ケミファ」	富士化学工業	97. 10
内用薬	4291009F2078	ビカルタミド	8 0 m g 1 錠	ビカルタミドOD錠8 0 m g「サワイ」	沢井製薬	97. 10
内用薬	4291009F2086	ビカルタミド	8 0 m g 1 錠	ビカルタミドOD錠8 0 m g「日医工」	日医工	97. 10
内用薬	4291009F2094	ビカルタミド	8 0 m g 1 錠	ビカルタミドOD錠8 0 m g「ニプロ」	ニプロ	97. 10
内用薬	4291009F2116	ビカルタミド	8 0 m g 1 錠	ビカルタミドOD錠8 0 m g「トーワ」	東和薬品	97. 10
内用薬	4291009F2124	ビカルタミド	8 0 m g 1 錠	ビカルタミドOD錠8 0 m g「D S E P」	第一三共エスファ	97. 10
内用薬	4291010F1015	アナストロゾール	1 m g 1 錠	アナストロゾール1 m g 錠		20. 80
内用薬	4291010F1058	アナストロゾール	1 m g 1 錠	局　アナストロゾール錠1 m g「F」	富士製薬工業	50. 80
内用薬	4291010F1090	アナストロゾール	1 m g 1 錠	アナストロゾール錠1 m g「NK」	日本化薬	50. 80
内用薬	4291010F1104	アナストロゾール	1 m g 1 錠	局　アナストロゾール錠1 m g「NP」	ニプロ	50. 80
内用薬	4291010F1120	アナストロゾール	1 m g 1 錠	アナストロゾール錠1 m g「ケミファ」	ダイト	50. 80
内用薬	4291010F1147	アナストロゾール	1 m g 1 錠	局　アナストロゾール錠1 m g「サワイ」	沢井製薬	50. 80
内用薬	4291010F1171	アナストロゾール	1 m g 1 錠	局　アナストロゾール錠1 m g「トーワ」	東和薬品	50. 80

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	4291010F1228	アナストロゾール	1 m g 1 錠	局	アナストロゾール錠1 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	50. 80
内用薬	4291011F1010	イマチニブメシル酸塩	1 0 0 m g 1 錠		イマチニブメシル酸塩1 0 0 m g 錠		150. 30
内用薬	4291011F1052	イマチニブメシル酸塩	1 0 0 m g 1 錠		イマチニブ錠1 0 0 m g 「NK」	日本化薬	189. 10
内用薬	4291011F1060	イマチニブメシル酸塩	1 0 0 m g 1 錠		イマチニブ錠1 0 0 m g 「ヤクルト」	高田製薬	189. 10
内用薬	4291011F1079	イマチニブメシル酸塩	1 0 0 m g 1 錠		イマチニブ錠1 0 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	189. 10
内用薬	4291011F1095	イマチニブメシル酸塩	1 0 0 m g 1 錠		イマチニブ錠1 0 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	189. 10
内用薬	4291011F1125	イマチニブメシル酸塩	1 0 0 m g 1 錠		イマチニブ錠1 0 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	474. 10
内用薬	4291011F1133	イマチニブメシル酸塩	1 0 0 m g 1 錠		イマチニブ錠1 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	189. 10
内用薬	4291011F1141	イマチニブメシル酸塩	1 0 0 m g 1 錠		イマチニブ錠1 0 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	474. 10
内用薬	4291011F1168	イマチニブメシル酸塩	1 0 0 m g 1 錠		イマチニブ錠1 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	474. 10
内用薬	4291011F1206	イマチニブメシル酸塩	1 0 0 m g 1 錠		イマチニブ錠1 0 0 m g 「KMP」	共創未来ファーマ	474. 10
内用薬	4291011F1214	イマチニブメシル酸塩	1 0 0 m g 1 錠		イマチニブ錠1 0 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	189. 10
内用薬	4291011F1222	イマチニブメシル酸塩	1 0 0 m g 1 錠		イマチニブ錠1 0 0 m g 「タカタ」	高田製薬	189. 10
内用薬	4291011F2016	イマチニブメシル酸塩	2 0 0 m g 1 錠		イマチニブメシル酸塩2 0 0 m g 錠		513. 40
内用薬	4291011F2040	イマチニブメシル酸塩	2 0 0 m g 1 錠		イマチニブ錠2 0 0 m g 「ヤクルト」	高田製薬	1, 744. 80
内用薬	4291011F2059	イマチニブメシル酸塩	2 0 0 m g 1 錠		イマチニブ錠2 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	847. 10
内用薬	4291011F2075	イマチニブメシル酸塩	2 0 0 m g 1 錠		イマチニブ錠2 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	929. 80
内用薬	4291012F1014	エキセメスタン	2 5 m g 1 錠		エキセメスタン2 5 m g 錠		102. 40
内用薬	4291013F1035	ゲフィチニブ	2 5 0 m g 1 錠	局	ゲフィチニブ錠2 5 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	1, 135. 10
内用薬	4291013F1043	ゲフィチニブ	2 5 0 m g 1 錠	局	ゲフィチニブ錠2 5 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	1, 135. 10
内用薬	4291013F1060	ゲフィチニブ	2 5 0 m g 1 錠	局	ゲフィチニブ錠2 5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	1, 135. 10
内用薬	4291013F1078	ゲフィチニブ	2 5 0 m g 1 錠		ゲフィチニブ錠2 5 0 m g 「サンド」	ダイト	1, 135. 10
内用薬	4291013F1086	ゲフィチニブ	2 5 0 m g 1 錠	局	ゲフィチニブ錠2 5 0 m g 「日医工」	日医工	1, 135. 10
内用薬	4291015F1018	レトロゾール	2 . 5 m g 1 錠		レトロゾール2 . 5 m g 錠		45. 00
内用薬	4291015F1115	レトロゾール	2 . 5 m g 1 錠		レトロゾール錠2 . 5 m g 「ケミファ」	ダイト	68. 90
内用薬	4291015F1140	レトロゾール	2 . 5 m g 1 錠		レトロゾール錠2 . 5 m g 「トーワ」	東和薬品	68. 90
内用薬	4291016F1039	エルロチニブ塩酸塩	2 5 m g 1 錠		エルロチニブ錠2 5 m g 「NK」	日本化薬	438. 40
内用薬	4291016F2035	エルロチニブ塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠		エルロチニブ錠1 0 0 m g 「NK」	日本化薬	1, 469. 50
内用薬	4291016F3031	エルロチニブ塩酸塩	1 5 0 m g 1 錠		エルロチニブ錠1 5 0 m g 「NK」	日本化薬	2, 262. 20
内用薬	4291018F1020	スニチニブリンゴ酸塩	1 2 . 5 m g 1 錠		スニチニブ錠1 2 . 5 m g 「NK」	日本化薬	1, 812. 40
内用薬	4291020F1035	ダサチニブ	2 0 m g 1 錠		ダサチニブ錠2 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	903. 40
内用薬	4291020F1043	ダサチニブ	2 0 m g 1 錠		ダサチニブ錠2 0 m g 「NK」	日本化薬	903. 40
内用薬	4291020F1051	ダサチニブ	2 0 m g 1 錠		ダサチニブ錠2 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	903. 40
内用薬	4291020F1060	ダサチニブ	2 0 m g 1 錠		ダサチニブ錠2 0 m g 「トーワ」	東和薬品	903. 40
内用薬	4291020F1078	ダサチニブ水和物	2 0 m g 1 錠		ダサチニブ錠2 0 m g 「BMSH」	ブリistol・マイ ヤーズスクイブ販売	903. 40
内用薬	4291020F2031	ダサチニブ	5 0 m g 1 錠		ダサチニブ錠5 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	2, 154. 80
内用薬	4291020F2040	ダサチニブ	5 0 m g 1 錠		ダサチニブ錠5 0 m g 「NK」	日本化薬	2, 154. 80
内用薬	4291020F2058	ダサチニブ	5 0 m g 1 錠		ダサチニブ錠5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	2, 154. 80
内用薬	4291020F2066	ダサチニブ	5 0 m g 1 錠		ダサチニブ錠5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	2, 154. 80
内用薬	4291020F2074	ダサチニブ水和物	5 0 m g 1 錠		ダサチニブ錠5 0 m g 「BMSH」	ブリistol・マイ ヤーズスクイブ販売	2, 154. 80
内用薬	4291021M1039	ニロチニブ塩酸塩二水和物	2 0 0 m g 1 カプセル		ニロチニブカプセル2 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	1, 463. 00
内用薬	4291021M2035	ニロチニブ塩酸塩二水和物	1 5 0 m g 1 カプセル		ニロチニブカプセル1 5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	1, 097. 30
内用薬	4291024M1032	レナリドミド水和物	5 m g 1 カプセル		レナリドミドカプセル5 m g 「BMSH」	ブリistol・マイ ヤーズスクイブ販売	3, 590. 60
内用薬	4291024M1040	レナリドミド	5 m g 1 カプセル		レナリドミドカプセル5 m g 「F」	富士製薬工業	3, 590. 60
内用薬	4291024M1059	レナリドミド	5 m g 1 カプセル		レナリドミドカプセル5 m g 「サワイ」	沢井製薬	3, 590. 60
内用薬	4291024M1067	レナリドミド	5 m g 1 カプセル		レナリドミドカプセル5 m g 「トーワ」	東和薬品	3, 590. 60
内用薬	4291024M1075	レナリドミド	5 m g 1 カプセル		レナリドミドカプセル5 m g 「FNK」	藤本製薬	3, 590. 60

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	4291024M2039	レナリドミド水和物	2． 5 m g 1 カプセル	レナリドミドカプセル2． 5 m g 「BMS H」	ブリストル・マイ ヤーズスクイブ販売	3, 137. 80
内用薬	4291024M2047	レナリドミド	2． 5 m g 1 カプセル	レナリドミドカプセル2． 5 m g 「F」	富士製薬工業	2, 869. 40
内用薬	4291024M2055	レナリドミド	2． 5 m g 1 カプセル	レナリドミドカプセル2． 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	3, 137. 80
内用薬	4291024M2063	レナリドミド	2． 5 m g 1 カプセル	レナリドミドカプセル2． 5 m g 「トーフ」	東和薬品	3, 137. 80
内用薬	4291024M2071	レナリドミド	2． 5 m g 1 カプセル	レナリドミドカプセル2． 5 m g 「F NK」	藤本製薬	2, 869. 40
内用薬	4291033F1032	アビラテロン酢酸エステル	2 5 0 m g 1 錠	アビラテロン酢酸エステル錠2 5 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	1, 587. 10
内用薬	4291033F1040	アビラテロン酢酸エステル	2 5 0 m g 1 錠	アビラテロン酢酸エステル錠2 5 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	1, 587. 10
内用薬	4291033F1059	アビラテロン酢酸エステル	2 5 0 m g 1 錠	アビラテロン酢酸エステル錠2 5 0 m g 「NK」	日本化薬	1, 587. 10
内用薬	4291033F1067	アビラテロン酢酸エステル	2 5 0 m g 1 錠	アビラテロン酢酸エステル錠2 5 0 m g 「サワ イ」	沢井製薬	1, 587. 10
内用薬	4291033F1075	アビラテロン酢酸エステル	2 5 0 m g 1 錠	アビラテロン酢酸エステル錠2 5 0 m g 「サン ド」	サンド	1, 587. 10
内用薬	4291033F1083	アビラテロン酢酸エステル	2 5 0 m g 1 錠	アビラテロン酢酸エステル錠2 5 0 m g 「ニプ ロ」	ニプロ	1, 587. 10
内用薬	4419002F1051	d－クロルフェニラミンマレ イン酸塩	2 m g 1 錠	d－クロルフェニラミンマレイン酸塩錠2 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	6. 10
内用薬	4419002Q1125	d－クロルフェニラミンマレ イン酸塩	0． 0 4 % 1 0 m L	d－クロルフェニラミンマレイン酸塩シロップ 0． 0 4 % 「トーフ」	東和薬品	8. 20
内用薬	4419002Q1133	d－クロルフェニラミンマレ イン酸塩	0． 0 4 % 1 0 m L	d－クロルフェニラミンマレイン酸塩シロップ 0． 0 4 % 「ツルハラ」	鶴原製薬	8. 20
内用薬	4419002Q1141	d－クロルフェニラミンマレ イン酸塩	0． 0 4 % 1 0 m L	d－クロルフェニラミンマレイン酸塩シロップ 0． 0 4 % 「日新」	日新製薬（山形）	8. 20
内用薬	4419008F1504	クレマスチンフマル酸塩	1 m g 1 錠	クレマスチン錠1 m g 「タカタ」	高田製薬	6. 30
内用薬	4419008Q1190	クレマスチンフマル酸塩	0． 0 1 % 1 0 m L	クレマスチンシロップ0． 0 1 % 「日医工」	日医工	11. 70
内用薬	4419008R1128	クレマスチンフマル酸塩	0． 1 % 1 g	クレマスチンドライシロップ0． 1 % 「あゆみ」	あゆみ製薬	7. 10
内用薬	4419008R1136	クレマスチンフマル酸塩	0． 1 % 1 g	クレマスチンD S 0． 1 % 「タカタ」	高田製薬	9. 70
内用薬	4490003M1018	ケトチフェンフマル酸塩	1 m g 1 カプセル	ケトチフェンフマル酸塩1 m g カプセル		6. 30
内用薬	4490003Q1206	ケトチフェンフマル酸塩	0． 0 2 % 1 m L	ケトチフェンシロップ0． 0 2 % 「N I G」	日医工岐阜工場	6. 90
内用薬	4490003R1015	ケトチフェンフマル酸塩	0． 1 % 1 g	ケトチフェンフマル酸塩0． 1 % シロップ用		6. 90
内用薬	4490004F1013	アゼラスチン塩酸塩	0． 5 m g 1 錠	アゼラスチン塩酸塩0． 5 m g 錠		6. 10
内用薬	4490004F2010	アゼラスチン塩酸塩	1 m g 1 錠	アゼラスチン塩酸塩1 m g 錠		6. 30
内用薬	4490005F1018	オキサトミド	3 0 m g 1 錠	オキサトミド3 0 m g 錠		6. 30
内用薬	4490005F1573	オキサトミド	3 0 m g 1 錠	オキサトミド錠3 0 m g 「ケミファ」	日本薬品工業	12. 70
内用薬	4490005Q1051	オキサトミド	0． 2 % 1 m L	オキサトミドシロップ小児用0． 2 % 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	7. 10
内用薬	4490005R1014	オキサトミド	2 % 1 g	オキサトミド2 % シロップ用		6. 90
内用薬	4490011F2125	ペミロラストカリウム	5 m g 1 錠	局 ペミロラストK錠5 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	10. 90
内用薬	4490014F1017	エピナスチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	エピナスチン塩酸塩1 0 m g 錠		9. 80
内用薬	4490014F2013	エピナスチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	エピナスチン塩酸塩2 0 m g 錠		12. 60
内用薬	4490014S1058	エピナスチン塩酸塩	0． 2 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩内用液0． 2 % 「N I G」	日医工岐阜工場	26. 10
内用薬	4490017F1037	برانلカست水和物	1 1 2． 5 m g 1 錠	برانلカست錠1 1 2． 5 m g 「A F P」	アルフレッサファーマ	11. 40
内用薬	4490017F1070	برانلカست水和物	1 1 2． 5 m g 1 錠	برانلカست錠1 1 2． 5 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	12. 40
内用薬	4490017F2033	برانلカست水和物	2 2 5 m g 1 錠	برانلカست錠2 2 5 m g 「A F P」	アルフレッサファーマ	21. 30
内用薬	4490017F2076	برانلカست水和物	2 2 5 m g 1 錠	برانلカست錠2 2 5 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	21. 30
内用薬	4490017M1010	برانلカست水和物	1 1 2． 5 m g 1 カプセル	برانلカست1 1 2． 5 m g カプセル		12. 40
内用薬	4490017M2024	برانلカست水和物	2 2 5 m g 1 カプセル	برانلカستカプセル2 2 5 m g 「日医工」	日医工	21. 30
内用薬	4490017R1017	برانلカست水和物	1 0 % 1 g	برانلカست1 0 % シロップ用		21. 10
内用薬	4490017R1041	برانلカست水和物	1 0 % 1 g	برانلカستドライシロップ1 0 % 「A F P」	アルフレッサファーマ	29. 80
内用薬	4490017R1130	برانلカست水和物	1 0 % 1 g	برانلカستD S 1 0 % 「サワイ」	沢井製薬	29. 80
内用薬	4490017R1220	برانلカست水和物	1 0 % 1 g	برانلカستD S 1 0 % 「杏林」	キョーリンリメディオ	29. 80
内用薬	4490019F1010	エバスチン	5 m g 1 錠	エバスチン5 m g 錠		16. 30
内用薬	4490019F2016	エバスチン	1 0 m g 1 錠	エバスチン1 0 m g 錠		20. 40
内用薬	4490019F3012	エバスチン	5 m g 1 錠	エバスチン5 m g 口腔内崩壊錠		16. 30
内用薬	4490019F4019	エバスチン	1 0 m g 1 錠	エバスチン1 0 m g 口腔内崩壊錠		20. 40

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	4490020F1012	セチリジン塩酸塩	5 m g 1 錠	セチリジン塩酸塩 5 m g 錠			10. 80
内用薬	4490020F2019	セチリジン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	セチリジン塩酸塩 1 0 m g 錠			10. 80
内用薬	4490020R1035	セチリジン塩酸塩	1． 2 5 % 1 g	セチリジン塩酸塩D S 1． 2 5 % 「タカタ」		高田製薬	65. 70
内用薬	4490021F1033	ラマトロバン	5 0 m g 1 錠	ラマトロバン錠 5 0 m g 「K O」		寿製薬	17. 90
内用薬	4490021F2030	ラマトロバン	7 5 m g 1 錠	ラマトロバン錠 7 5 m g 「K O」		寿製薬	24. 40
内用薬	4490022F1011	ベポタスチンベシル酸塩	5 m g 1 錠	ベポタスチンベシル酸塩 5 m g 錠			10. 80
内用薬	4490022F2018	ベポタスチンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	ベポタスチンベシル酸塩 1 0 m g 錠			10. 80
内用薬	4490022F3014	ベポタスチンベシル酸塩	5 m g 1 錠	ベポタスチンベシル酸塩 5 m g 口腔内崩壊錠			10. 80
内用薬	4490022F4010	ベポタスチンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	ベポタスチンベシル酸塩 1 0 m g 口腔内崩壊錠			10. 80
内用薬	4490023F1016	フェキソフェナジン塩酸塩	6 0 m g 1 錠	フェキソフェナジン塩酸塩 6 0 m g 錠			10. 80
内用薬	4490023F1180	フェキソフェナジン塩酸塩	6 0 m g 1 錠	局	フェキソフェナジン塩酸塩錠 6 0 m g 「ダイト」	ダイト	18. 30
内用薬	4490023F1296	フェキソフェナジン塩酸塩	6 0 m g 1 錠	局	フェキソフェナジン塩酸塩錠 6 0 m g 「ツルハラ」	鶴原製薬	19. 90
内用薬	4490023F2012	フェキソフェナジン塩酸塩	3 0 m g 1 錠	フェキソフェナジン塩酸塩 3 0 m g 錠			10. 80
内用薬	4490023F2187	フェキソフェナジン塩酸塩	3 0 m g 1 錠	局	フェキソフェナジン塩酸塩錠 3 0 m g 「ダイト」	ダイト	15. 10
内用薬	4490023F3116	フェキソフェナジン塩酸塩	6 0 m g 1 錠	フェキソフェナジン塩酸塩O D錠 6 0 m g 「Y D」		陽進堂	10. 80
内用薬	4490023R2035	フェキソフェナジン塩酸塩	5 % 1 g	フェキソフェナジン塩酸塩D S 5 % 「トーワ」		東和薬品	28. 20
内用薬	4490025D1030	オロパタジン塩酸塩	0． 5 % 1 g	オロパタジン塩酸塩顆粒 0． 5 % 「トーワ」		東和薬品	20. 10
内用薬	4490025F1015	オロパタジン塩酸塩	2． 5 m g 1 錠	オロパタジン塩酸塩 2． 5 m g 錠			10. 80
内用薬	4490025F2011	オロパタジン塩酸塩	5 m g 1 錠	オロパタジン塩酸塩 5 m g 錠			10. 80
内用薬	4490025F3018	オロパタジン塩酸塩	2． 5 m g 1 錠	オロパタジン塩酸塩 2． 5 m g 口腔内崩壊錠			10. 80
内用薬	4490025F4014	オロパタジン塩酸塩	5 m g 1 錠	オロパタジン塩酸塩 5 m g 口腔内崩壊錠			10. 80
内用薬	4490025R1020	オロパタジン塩酸塩	1 % 1 g	オロパタジン塩酸塩ドライシロップ 1 % 「日本臓器」		日本臓器製薬	38. 60
内用薬	4490026C1013	モンテルカストナトリウム	4 m g 1 包	モンテルカストナトリウム 4 m g 細粒			16. 90
内用薬	4490026C1056	モンテルカストナトリウム	4 m g 1 包	局	モンテルカスト細粒 4 m g 「J G」	日本ジェネリック	32. 40
内用薬	4490026C1099	モンテルカストナトリウム	4 m g 1 包	局	モンテルカスト細粒 4 m g 「サワイ」	沢井製薬	32. 40
内用薬	4490026C1129	モンテルカストナトリウム	4 m g 1 包	局	モンテルカスト細粒 4 m g 「タカタ」	高田製薬	27. 50
内用薬	4490026C1153	モンテルカストナトリウム	4 m g 1 包	局	モンテルカスト細粒 4 m g 「ツルハラ」	鶴原製薬	32. 40
内用薬	4490026C1218	モンテルカストナトリウム	4 m g 1 包	局	モンテルカスト細粒 4 m g 「明治」	M e i j i S e i k a ファルマ	27. 50
内用薬	4490026F1010	モンテルカストナトリウム	5 m g 1 錠	モンテルカストナトリウム 5 m g チュアブル錠			16. 30
内用薬	4490026F1095	モンテルカストナトリウム	5 m g 1 錠	局	モンテルカストチュアブル錠 5 m g 「J G」	日本ジェネリック	24. 00
内用薬	4490026F1206	モンテルカストナトリウム	5 m g 1 錠	局	モンテルカストチュアブル錠 5 m g 「三和」	三和化学研究所	12. 40
内用薬	4490026F2016	モンテルカストナトリウム	1 0 m g 1 錠	モンテルカストナトリウム 1 0 m g 錠			11. 40
内用薬	4490026F2067	モンテルカストナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	モンテルカスト錠 1 0 m g 「K M」	キョーリンリメディオ	31. 50
内用薬	4490026F2083	モンテルカストナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	モンテルカスト錠 1 0 m g 「C E O」	セオリアファーマ	31. 50
内用薬	4490026F2148	モンテルカストナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	モンテルカスト錠 1 0 m g 「S N」	シオノケミカル	31. 50
内用薬	4490026F2156	モンテルカストナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	モンテルカスト錠 1 0 m g 「T C K」	辰巳化学	31. 50
内用薬	4490026F2164	モンテルカストナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	モンテルカスト錠 1 0 m g 「Y D」	陽進堂	13. 30
内用薬	4490026F2180	モンテルカストナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	モンテルカスト錠 1 0 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	31. 50
内用薬	4490026F2202	モンテルカストナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	モンテルカスト錠 1 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	31. 50
内用薬	4490026F2270	モンテルカストナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	モンテルカスト錠 1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	31. 50
内用薬	4490026F2296	モンテルカストナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	モンテルカスト錠 1 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	13. 30
内用薬	4490026F2334	モンテルカストナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	モンテルカスト錠 1 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	31. 50
内用薬	4490026F2342	モンテルカストナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	モンテルカスト錠 1 0 m g 「ツルハラ」	鶴原製薬	26. 40
内用薬	4490026F2369	モンテルカストナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	モンテルカスト錠 1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	26. 40
内用薬	4490026F2377	モンテルカストナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	モンテルカスト錠 1 0 m g 「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	13. 30

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	4490026F3012	モンテルカストナトリウム	5 m g 1 錠	モンテルカストナトリウム 5 m g 錠		10. 80
内用薬	4490026F3047	モンテルカストナトリウム	5 m g 1 錠	局 モンテルカスト錠 5 m g 「KM」	キョーリンリメディ オ	25. 90
内用薬	4490026F3063	モンテルカストナトリウム	5 m g 1 錠	局 モンテルカスト錠 5 m g 「CEO」	セオリアファーマ	29. 70
内用薬	4490026F3128	モンテルカストナトリウム	5 m g 1 錠	局 モンテルカスト錠 5 m g 「SN」	シオノケミカル	25. 90
内用薬	4490026F3136	モンテルカストナトリウム	5 m g 1 錠	局 モンテルカスト錠 5 m g 「TCK」	辰巳化学	23. 70
内用薬	4490026F3160	モンテルカストナトリウム	5 m g 1 錠	局 モンテルカスト錠 5 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	29. 70
内用薬	4490026F3250	モンテルカストナトリウム	5 m g 1 錠	局 モンテルカスト錠 5 m g 「トーフ」	東和薬品	25. 90
内用薬	4490026F3314	モンテルカストナトリウム	5 m g 1 錠	局 モンテルカスト錠 5 m g 「JG」	日本ジェネリック	29. 70
内用薬	4490026F4019	モンテルカストナトリウム	1 0 m g 1 錠	モンテルカストナトリウム 1 0 m g 口腔内崩壊錠		11. 40
内用薬	4490026F4086	モンテルカストナトリウム	1 0 m g 1 錠	モンテルカストOD錠 1 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	31. 50
内用薬	4490026F4094	モンテルカストナトリウム	1 0 m g 1 錠	モンテルカストOD錠 1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	31. 50
内用薬	4490026F4108	モンテルカストナトリウム	1 0 m g 1 錠	モンテルカストOD錠 1 0 m g 「トーフ」	東和薬品	31. 50
内用薬	4490026F5040	モンテルカストナトリウム	5 m g 1 錠	モンテルカストOD錠 5 m g 「タカタ」	高田製薬	25. 90
内用薬	4490026F5066	モンテルカストナトリウム	5 m g 1 錠	モンテルカストOD錠 5 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	29. 70
内用薬	4490026F5082	モンテルカストナトリウム	5 m g 1 錠	モンテルカストOD錠 5 m g 「トーフ」	東和薬品	25. 90
内用薬	4490027F1014	ロラタジン	1 0 m g 1 錠	ロラタジン 1 0 m g 錠		12. 80
内用薬	4490027F1057	ロラタジン	1 0 m g 1 錠	ロラタジン錠 1 0 m g 「FFP」	共創未来ファーマ	13. 90
内用薬	4490027F1090	ロラタジン	1 0 m g 1 錠	ロラタジン錠 1 0 m g 「TCK」	辰巳化学	13. 90
内用薬	4490027F1103	ロラタジン	1 0 m g 1 錠	ロラタジン錠 1 0 m g 「YD」	陽進堂	13. 90
内用薬	4490027F1120	ロラタジン	1 0 m g 1 錠	ロラタジン錠 1 0 m g 「ケミファ」	ダイト	13. 90
内用薬	4490027F1170	ロラタジン	1 0 m g 1 錠	ロラタジン錠 1 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	13. 90
内用薬	4490027F1227	ロラタジン	1 0 m g 1 錠	ロラタジン錠 1 0 m g 「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	13. 90
内用薬	4490027F2010	ロラタジン	1 0 m g 1 錠	ロラタジン 1 0 m g 口腔内崩壊錠		12. 80
内用薬	4490027F2061	ロラタジン	1 0 m g 1 錠	ロラタジンOD錠 1 0 m g 「FFP」	共創未来ファーマ	13. 90
内用薬	4490027F2070	ロラタジン	1 0 m g 1 錠	ロラタジンOD錠 1 0 m g 「JG」	日本ジェネリック	13. 90
内用薬	4490027F2096	ロラタジン	1 0 m g 1 錠	ロラタジンOD錠 1 0 m g 「YD」	陽進堂	13. 90
内用薬	4490027F2126	ロラタジン	1 0 m g 1 錠	ロラタジンOD錠 1 0 m g 「ケミファ」	ダイト	13. 90
内用薬	4490027F2169	ロラタジン	1 0 m g 1 錠	ロラタジンOD錠 1 0 m g 「トーフ」	東和薬品	13. 90
内用薬	4490027F2185	ロラタジン	1 0 m g 1 錠	ロラタジンOD錠 1 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	13. 90
内用薬	4490027F2215	ロラタジン	1 0 m g 1 錠	ロラタジンODフィルム 1 0 m g 「モチダ」	救急薬品工業	13. 90
内用薬	4490027F2282	ロラタジン	1 0 m g 1 錠	ロラタジンOD錠 1 0 m g 「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	13. 90
内用薬	4490027R1010	ロラタジン	1 % 1 g	ロラタジン 1 %シロップ用		26. 10
内用薬	4490028F1019	レボセチリジン塩酸塩	5 m g 1 錠	レボセチリジン塩酸塩 5 m g 錠		10. 60
内用薬	4490028F1051	レボセチリジン塩酸塩	5 m g 1 錠	レボセチリジン塩酸塩錠 5 m g 「KMP」	共創未来ファーマ	13. 40
内用薬	4490028F1078	レボセチリジン塩酸塩	5 m g 1 錠	レボセチリジン塩酸塩錠 5 m g 「TCK」	辰巳化学	13. 40
内用薬	4490028F1116	レボセチリジン塩酸塩	5 m g 1 錠	レボセチリジン塩酸塩錠 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	13. 40
内用薬	4490028F1124	レボセチリジン塩酸塩	5 m g 1 錠	レボセチリジン塩酸塩錠 5 m g 「サンド」	ダイト	13. 40
内用薬	4490028F1132	レボセチリジン塩酸塩	5 m g 1 錠	レボセチリジン塩酸塩錠 5 m g 「タカタ」	高田製薬	13. 40
内用薬	4490028F1140	レボセチリジン塩酸塩	5 m g 1 錠	レボセチリジン塩酸塩錠 5 m g 「武田テバ」	T’ s ファーマ	13. 40
内用薬	4490028F1159	レボセチリジン塩酸塩	5 m g 1 錠	レボセチリジン塩酸塩錠 5 m g 「トーフ」	東和薬品	13. 40
内用薬	4490028F1191	レボセチリジン塩酸塩	5 m g 1 錠	レボセチリジン塩酸塩錠 5 m g 「フェルゼン」	フェルゼンファーマ	13. 40
内用薬	4490028F1205	レボセチリジン塩酸塩	5 m g 1 錠	レボセチリジン塩酸塩錠 5 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	13. 40
内用薬	4490028F2015	レボセチリジン塩酸塩	2． 5 m g 1 錠	レボセチリジン塩酸塩 2． 5 m g 錠		9. 20
内用薬	4490028F2040	レボセチリジン塩酸塩	2． 5 m g 1 錠	レボセチリジン塩酸塩錠 2． 5 m g 「YD」	陽進堂	10. 70
内用薬	4490028F2066	レボセチリジン塩酸塩	2． 5 m g 1 錠	レボセチリジン塩酸塩錠 2． 5 m g 「タカタ」	高田製薬	10. 70

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	4490028F2090	レボセチリジン塩酸塩	2． 5 m g 1 錠	レボセチリジン塩酸塩錠 2． 5 m g 「ニプロ」		ニプロ	10. 70
内用薬	4490028F3038	レボセチリジン塩酸塩	2． 5 m g 1 錠	レボセチリジン塩酸塩OD錠 2． 5 m g 「Y D」		陽進堂	10. 70
内用薬	4490028F3046	レボセチリジン塩酸塩	2． 5 m g 1 錠	レボセチリジン塩酸塩OD錠 2． 5 m g 「タカタ」		高田製薬	10. 70
内用薬	4490028F3054	レボセチリジン塩酸塩	2． 5 m g 1 錠	レボセチリジン塩酸塩OD錠 2． 5 m g 「日新」		日新製薬（山形）	10. 70
内用薬	4490028F4018	レボセチリジン塩酸塩	5 m g 1 錠	レボセチリジン塩酸塩 5 m g 口腔内崩壊錠			10. 60
内用薬	4490028F4042	レボセチリジン塩酸塩	5 m g 1 錠	レボセチリジン塩酸塩OD錠 5 m g 「サワイ」		沢井製薬	13. 40
内用薬	4490028F4050	レボセチリジン塩酸塩	5 m g 1 錠	レボセチリジン塩酸塩OD錠 5 m g 「タカタ」		高田製薬	13. 40
内用薬	4490028F4069	レボセチリジン塩酸塩	5 m g 1 錠	レボセチリジン塩酸塩OD錠 5 m g 「日新」		日新製薬（山形）	13. 40
内用薬	4490028R1023	レボセチリジン塩酸塩	0． 5 % 1 g	レボセチリジン塩酸塩D S 0． 5 % 「T C K」		辰巳化学	43. 90
内用薬	4490028R1031	レボセチリジン塩酸塩	0． 5 % 1 g	レボセチリジン塩酸塩ドライシロップ 0． 5 % 「Y D」		陽進堂	43. 90
内用薬	4490028R1040	レボセチリジン塩酸塩	0． 5 % 1 g	レボセチリジン塩酸塩D S 0． 5 % 「杏林」		キョーリンリメディオ	43. 90
内用薬	4490028R1058	レボセチリジン塩酸塩	0． 5 % 1 g	レボセチリジン塩酸塩D S 0． 5 % 「タカタ」		高田製薬	43. 90
内用薬	4490028R1066	レボセチリジン塩酸塩	0． 5 % 1 g	レボセチリジン塩酸塩ドライシロップ 0． 5 % 「日本臓器」		日本臓器製薬	43. 90
内用薬	4490100F1030	フェキソフェナジン塩酸塩・ 塩酸プソイドエフェドリン	1 錠	ブソフェキ配合錠「サワイ」		沢井製薬	20. 80
内用薬	4490100F1048	フェキソフェナジン塩酸塩・ 塩酸プソイドエフェドリン	1 錠	ブソフェキ配合錠「S A N I K」		日医工	14. 30
内用薬	6132011F1101	セフポドキシム プロキセチル	1 0 0 m g 1 錠	局	セフポドキシムプロキセチル錠 1 0 0 m g 「J G」	長生堂製薬	28. 10
内用薬	6132011F1136	セフポドキシム プロキセチル	1 0 0 m g 1 錠	局	セフポドキシムプロキセチル錠 1 0 0 m g 「S W」	沢井製薬	35. 30
内用薬	6132011R1086	セフポドキシム プロキセチル	5 0 m g 1 g	局	セフポドキシムプロキセチルD S 小児用 5 % 「サワイ」	沢井製薬	22. 30
内用薬	6132013C1147	セフジニル	1 0 0 m g 1 g	局	セフジニル細粒小児用 1 0 % 「J G」	長生堂製薬	34. 40
内用薬	6132013C1163	セフジニル	1 0 0 m g 1 g	局	セフジニル細粒小児用 1 0 % 「トーワ」	東和薬品	44. 80
内用薬	6132013C1171	セフジニル	1 0 0 m g 1 g	局	セフジニル細粒小児用 1 0 % 「S W」	沢井製薬	44. 80
内用薬	6149002F1177	ロキシスロマイシン	1 5 0 m g 1 錠	局	ロキシスロマイシン錠 1 5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	17. 70
内用薬	6149002F1193	ロキシスロマイシン	1 5 0 m g 1 錠	局	ロキシスロマイシン錠 1 5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	18. 30
内用薬	6149003F1015	クラリスロマイシン	5 0 m g 1 錠	クラリスロマイシン 5 0 m g 錠			11. 20
内用薬	6149003F1066	クラリスロマイシン	5 0 m g 1 錠	局	クラリスロマイシン錠 5 0 m g 小児用「N P I」	日本薬品工業	13. 90
内用薬	6149004C1080	アジスロマイシン水和物	1 0 0 m g 1 g	アジスロマイシン小児用細粒 1 0 % 「タカタ」		高田製薬	52. 00
内用薬	6149004C1102	アジスロマイシン水和物	1 0 0 m g 1 g	アジスロマイシン細粒小児用 1 0 % 「トーワ」		東和薬品	59. 20
内用薬	6149004F1036	アジスロマイシン水和物	2 5 0 m g 1 錠	アジスロマイシン錠 2 5 0 m g 「D S E P」		全星薬品工業	56. 30
内用薬	6149004F1125	アジスロマイシン水和物	2 5 0 m g 1 錠	アジスロマイシン錠 2 5 0 m g 「サワイ」		沢井製薬	56. 30
内用薬	6149004F1141	アジスロマイシン水和物	2 5 0 m g 1 錠	アジスロマイシン錠 2 5 0 m g 「タカタ」		高田製薬	90. 50
内用薬	6149004F1168	アジスロマイシン水和物	2 5 0 m g 1 錠	アジスロマイシン錠 2 5 0 m g 「トーワ」		東和薬品	56. 30
内用薬	6149004F3020	アジスロマイシン水和物	1 0 0 m g 1 錠	アジスロマイシン小児用錠 1 0 0 m g 「タカタ」		高田製薬	34. 20
内用薬	6149004F4027	アジスロマイシン水和物	5 0 0 m g 1 錠	アジスロマイシン錠 5 0 0 m g 「トーワ」		東和薬品	162. 80
内用薬	6179001D1022	ポリコナゾール	2 0 % 1 g	ポリコナゾール顆粒 2 0 % 「タカタ」		高田製薬	2, 624. 90
内用薬	6179001F1031	ポリコナゾール	5 0 m g 1 錠	局	ポリコナゾール錠 5 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	108. 60
内用薬	6179001F1040	ポリコナゾール	5 0 m g 1 錠	局	ポリコナゾール錠 5 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	131. 10
内用薬	6179001F1058	ポリコナゾール	5 0 m g 1 錠	局	ポリコナゾール錠 5 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	108. 60
内用薬	6179001F1066	ポリコナゾール	5 0 m g 1 錠	局	ポリコナゾール錠 5 0 m g 「タカタ」	高田製薬	131. 10
内用薬	6179001F1082	ポリコナゾール	5 0 m g 1 錠	局	ポリコナゾール錠 5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	131. 10
内用薬	6179001F1112	ポリコナゾール	5 0 m g 1 錠	局	ポリコナゾール錠 5 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	108. 60
内用薬	6179001F2038	ポリコナゾール	2 0 0 m g 1 錠	局	ポリコナゾール錠 2 0 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	384. 00
内用薬	6179001F2046	ポリコナゾール	2 0 0 m g 1 錠	局	ポリコナゾール錠 2 0 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	384. 00
内用薬	6179001F2054	ポリコナゾール	2 0 0 m g 1 錠	局	ポリコナゾール錠 2 0 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	384. 00
内用薬	6179001F2062	ポリコナゾール	2 0 0 m g 1 錠	局	ポリコナゾール錠 2 0 0 m g 「タカタ」	高田製薬	513. 80
内用薬	6179001F2089	ポリコナゾール	2 0 0 m g 1 錠	局	ポリコナゾール錠 2 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	384. 00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	6179001F2119	ポリコナゾール	2 0 0 m g 1 錠	局	ポリコナゾール錠2 0 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	384. 00
内用薬	6179001F3026	ポリコナゾール	1 0 0 m g 1 錠	局	ポリコナゾール錠1 0 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	199. 60
内用薬	6179001F3034	ポリコナゾール	1 0 0 m g 1 錠	局	ポリコナゾール錠1 0 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	199. 60
内用薬	6191001F1036	アンピシリン水和物・クロキサシリンナトリウム水和物	(2 5 0 m g) 1 錠		ピクシリンS配合錠	Me i j i S e i k a ファルマ	19. 00
内用薬	6219001H1102	サラゾスルファピリジン	5 0 0 m g 1 錠		サラゾスルファピリジン腸溶錠5 0 0 m g 「C H」	長生堂製薬	13. 00
内用薬	6219001H2095	サラゾスルファピリジン	2 5 0 m g 1 錠		サラゾスルファピリジン腸溶錠2 5 0 m g 「C H」	長生堂製薬	12. 50
内用薬	6241010C1032	トスフロキサシントシル酸塩水和物	1 5 0 m g 1 g		トスフロキサシントシル酸塩細粒小児用1 5 % 「タカタ」	高田製薬	102. 60
内用薬	6241010C1040	トスフロキサシントシル酸塩水和物	1 5 0 m g 1 g		トスフロキサシントシル酸塩細粒小児用1 5 % 「トーワ」	東和薬品	102. 60
内用薬	6241010C1059	トスフロキサシントシル酸塩水和物	1 5 0 m g 1 g		トスフロキサシントシル酸塩小児用細粒1 5 % 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	102. 60
内用薬	6241010C1067	トスフロキサシントシル酸塩水和物	1 5 0 m g 1 g		トスフロキサシントシル酸塩細粒小児用1 5 % 「T C K」	辰巳化学	102. 60
内用薬	6241013C2032	レボフロキサシン水和物	1 0 0 m g 1 g (レボフロキサシンとして)	局	レボフロキサシン細粒1 0 % 「D S E P」	第一三共エスファ	26. 20
内用薬	6241013F2047	レボフロキサシン水和物	2 5 0 m g 1 錠 (レボフロキサシンとして)	局	レボフロキサシン錠2 5 0 m g 「C H」	長生堂製薬	31. 30
内用薬	6241013F2055	レボフロキサシン水和物	2 5 0 m g 1 錠 (レボフロキサシンとして)	局	レボフロキサシン錠2 5 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	31. 30
内用薬	6241013F2080	レボフロキサシン水和物	2 5 0 m g 1 錠 (レボフロキサシンとして)	局	レボフロキサシン錠2 5 0 m g 「T C K」	辰巳化学	24. 70
内用薬	6241013F2101	レボフロキサシン水和物	2 5 0 m g 1 錠 (レボフロキサシンとして)	局	レボフロキサシン錠2 5 0 m g 「Z E」	全星薬品工業	31. 30
内用薬	6241013F2136	レボフロキサシン水和物	2 5 0 m g 1 錠 (レボフロキサシンとして)	局	レボフロキサシン錠2 5 0 m g 「イワキ」	岩城製薬	24. 70
内用薬	6241013F2160	レボフロキサシン水和物	2 5 0 m g 1 錠 (レボフロキサシンとして)	局	レボフロキサシン錠2 5 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディオ	24. 70
内用薬	6241013F2209	レボフロキサシン水和物	2 5 0 m g 1 錠 (レボフロキサシンとして)	局	レボフロキサシン錠2 5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	31. 30
内用薬	6241013F2225	レボフロキサシン水和物	2 5 0 m g 1 錠 (レボフロキサシンとして)	局	レボフロキサシン錠2 5 0 m g 「タカタ」	高田製薬	24. 70
内用薬	6241013F2250	レボフロキサシン水和物	2 5 0 m g 1 錠 (レボフロキサシンとして)	局	レボフロキサシン錠2 5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	31. 30
内用薬	6241013F2330	レボフロキサシン水和物	2 5 0 m g 1 錠 (レボフロキサシンとして)	局	レボフロキサシン錠2 5 0 m g 「陽進」	陽進堂	24. 70
内用薬	6241013F2349	レボフロキサシン水和物	2 5 0 m g 1 錠 (レボフロキサシンとして)	局	レボフロキサシン錠2 5 0 m g 「クニヒロ」	皇漢堂製薬	24. 70
内用薬	6241013F3019	レボフロキサシン水和物	5 0 0 m g 1 錠 (レボフロキサシンとして)		レボフロキサシン5 0 0 m g 錠		36. 70
内用薬	6241013F3043	レボフロキサシン水和物	5 0 0 m g 1 錠 (レボフロキサシンとして)	局	レボフロキサシン錠5 0 0 m g 「C H」	長生堂製薬	60. 80
内用薬	6241013F3051	レボフロキサシン水和物	5 0 0 m g 1 錠 (レボフロキサシンとして)	局	レボフロキサシン錠5 0 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	60. 80
内用薬	6241013F3086	レボフロキサシン水和物	5 0 0 m g 1 錠 (レボフロキサシンとして)	局	レボフロキサシン錠5 0 0 m g 「T C K」	辰巳化学	60. 80
内用薬	6241013F3205	レボフロキサシン水和物	5 0 0 m g 1 錠 (レボフロキサシンとして)	局	レボフロキサシン錠5 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	60. 80
内用薬	6241013F3256	レボフロキサシン水和物	5 0 0 m g 1 錠 (レボフロキサシンとして)	局	レボフロキサシン錠5 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	60. 80
内用薬	6241013F4023	レボフロキサシン水和物	2 5 0 m g 1 錠 (レボフロキサシンとして)		レボフロキサシンOD錠2 5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	31. 30
内用薬	6241013F6026	レボフロキサシン水和物	2 5 0 m g 1 包 (レボフロキサシンとして)		レボフロキサシン粒状錠2 5 0 m g 「モチダ」	持田製薬販売	31. 30
内用薬	6241013F7022	レボフロキサシン水和物	5 0 0 m g 1 包 (レボフロキサシンとして)		レボフロキサシン粒状錠5 0 0 m g 「モチダ」	持田製薬販売	36. 70
内用薬	6241013S2029	レボフロキサシン水和物	2 5 0 m g 1 0 m L 1 包 (レボフロキサシンとして)		レボフロキサシン内用液2 5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	90. 40
内用薬	6249002F1032	リネゾリド	6 0 0 m g 1 錠		リネゾリド錠6 0 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	4, 077. 20
内用薬	6249002F1040	リネゾリド	6 0 0 m g 1 錠		リネゾリド錠6 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	4, 077. 20
内用薬	6250002D1016	アシクロビル	4 0 % 1 g		アシクロビル4 0 %顆粒		39. 80
内用薬	6250002Q1034	アシクロビル	2 0 0 m g 1 包		アシクロビル内服ゼリー2 0 0 m g 「日医工」	日医工	140. 00
内用薬	6250002Q2030	アシクロビル	8 0 0 m g 1 包		アシクロビル内服ゼリー8 0 0 m g 「日医工」	日医工	357. 00
内用薬	6250002Q3045	アシクロビル	8 % 1 m L	局	アシクロビルシロップ8 % 「タカタ」	高田製薬	19. 30
内用薬	6250002R1048	アシクロビル	8 0 % 1 g	局	アシクロビルD S 8 0 % 「サワイ」	沢井製薬	121. 50
内用薬	6250019F1055	バラシクロビル塩酸塩	5 0 0 m g 1 錠	局	バラシクロビル錠5 0 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	64. 40
内用薬	6250019F1080	バラシクロビル塩酸塩	5 0 0 m g 1 錠	局	バラシクロビル錠5 0 0 m g 「F F P」	共創未来ファーマ	64. 40
内用薬	6250019F1098	バラシクロビル塩酸塩	5 0 0 m g 1 錠	局	バラシクロビル錠5 0 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	103. 30
内用薬	6250019F1128	バラシクロビル塩酸塩	5 0 0 m g 1 錠	局	バラシクロビル錠5 0 0 m g 「NP」	ニプロ	103. 30
内用薬	6250019F1144	バラシクロビル塩酸塩	5 0 0 m g 1 錠	局	バラシクロビル錠5 0 0 m g 「T C K」	辰巳化学	64. 40

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	6250019F1152	バラシクロビル塩酸塩	5 0 0 m g 1 錠	局	バラシクロビル錠 5 0 0 m g 「Y D」	陽進堂	64. 40
内用薬	6250019F1179	バラシクロビル塩酸塩	5 0 0 m g 1 錠	局	バラシクロビル錠 5 0 0 m g 「イワキ」	岩城製薬	64. 40
内用薬	6250019F1209	バラシクロビル塩酸塩	5 0 0 m g 1 錠	局	バラシクロビル錠 5 0 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	64. 40
内用薬	6250019F1217	バラシクロビル塩酸塩	5 0 0 m g 1 錠	局	バラシクロビル錠 5 0 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	64. 40
内用薬	6250019F1225	バラシクロビル塩酸塩	5 0 0 m g 1 錠	局	バラシクロビル錠 5 0 0 m g 「サトウ」	佐藤製薬	103. 30
内用薬	6250019F1233	バラシクロビル塩酸塩	5 0 0 m g 1 錠	局	バラシクロビル錠 5 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	64. 40
内用薬	6250019F1241	バラシクロビル塩酸塩	5 0 0 m g 1 錠	局	バラシクロビル錠 5 0 0 m g 「三和」	三和化学研究所	103. 30
内用薬	6250019F1250	バラシクロビル塩酸塩	5 0 0 m g 1 錠	局	バラシクロビル錠 5 0 0 m g 「ツルハラ」	鶴原製薬	89. 50
内用薬	6250019F1349	バラシクロビル塩酸塩	5 0 0 m g 1 錠	局	バラシクロビル錠 5 0 0 m g 「N P I」	日本薬品工業	64. 40
内用薬	6250019F1365	バラシクロビル塩酸塩	5 0 0 m g 1 錠	局	バラシクロビル錠 5 0 0 m g 「S P K K」	サンドファーマ	64. 40
内用薬	6250019F2027	バラシクロビル塩酸塩	5 0 0 m g 1 包		バラシクロビル粒状錠 5 0 0 m g 「モチダ」	持田製薬販売	101. 50
内用薬	6250021F1028	オセルタミビルリン酸塩	7 5 m g 1 錠		オセルタミビル錠 7 5 m g 「トーワ」	東和薬品	104. 10
内用薬	6250021M1035	オセルタミビルリン酸塩	7 5 m g 1 カプセル		オセルタミビルカプセル 7 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	108. 00
内用薬	6250021R1032	オセルタミビルリン酸塩	3 % 1 g		オセルタミビルD S 3 % 「サワイ」	沢井製薬	75. 90
内用薬	6250021R1040	オセルタミビルリン酸塩	3 % 1 g		オセルタミビルD S 3 % 「トーワ」	東和薬品	75. 90
内用薬	6250029F1016	エンテカビル水和物	0 . 5 m g 1 錠		エンテカビル 0 . 5 m g 錠		60. 80
内用薬	6250029F1032	エンテカビル水和物	0 . 5 m g 1 錠		エンテカビル錠 0 . 5 m g 「C M X」	ケミックス	66. 90
内用薬	6250029F1067	エンテカビル水和物	0 . 5 m g 1 錠		エンテカビル錠 0 . 5 m g 「J G」	日本ジェネリック	66. 90
内用薬	6250029F1083	エンテカビル水和物	0 . 5 m g 1 錠		エンテカビル錠 0 . 5 m g 「Y D」	大興製薬	122. 70
内用薬	6250029F1091	エンテカビル水和物	0 . 5 m g 1 錠		エンテカビル錠 0 . 5 m g 「サンド」	サンド	66. 90
内用薬	6250029F1121	エンテカビル水和物	0 . 5 m g 1 錠		エンテカビル錠 0 . 5 m g 「トーワ」	東和薬品	66. 90
内用薬	6250029F1156	エンテカビル水和物	0 . 5 m g 1 錠		エンテカビル錠 0 . 5 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	66. 90
内用薬	6250029F2020	エンテカビル水和物	0 . 5 m g 1 錠		エンテカビルOD錠 0 . 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	66. 90
内用薬	6250031F1013	ファムシクロビル	2 5 0 m g 1 錠		ファムシクロビル 2 5 0 m g 錠		66. 00
内用薬	6250031F1048	ファムシクロビル	2 5 0 m g 1 錠		ファムシクロビル錠 2 5 0 m g 「J G」	ダイト	72. 70
内用薬	6250031F1064	ファムシクロビル	2 5 0 m g 1 錠		ファムシクロビル錠 2 5 0 m g 「Y D」	コーアバイオテック ベイ	72. 70
内用薬	6250031F1080	ファムシクロビル	2 5 0 m g 1 錠		ファムシクロビル錠 2 5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	72. 70
内用薬	6250031F1099	ファムシクロビル	2 5 0 m g 1 錠		ファムシクロビル錠 2 5 0 m g 「タカタ」	高田製薬	72. 70
内用薬	6250031F1102	ファムシクロビル	2 5 0 m g 1 錠		ファムシクロビル錠 2 5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	72. 70
内用薬	6250031F1137	ファムシクロビル	2 5 0 m g 1 錠		ファムシクロビル錠 2 5 0 m g 「日本臓器」	小財家興産	72. 70
内用薬	6250031F1153	ファムシクロビル	2 5 0 m g 1 錠		ファムシクロビル錠 2 5 0 m g 「K M P」	共創未来ファーマ	72. 70
内用薬	6250031F2044	ファムシクロビル	5 0 0 m g 1 錠		ファムシクロビル錠 5 0 0 m g 「日本臓器」	小財家興産	118. 20
内用薬	6250102F1040	ラミブジン・アバカビル硫酸 塩	1 錠		ラバミコム配合錠「アメル」	共和薬品工業	645. 70
内用薬	6290004F1062	イトラコナゾール	5 0 m g 1 錠		イトラコナゾール錠 5 0 m g 「科研」	科研製薬	55. 10
内用薬	6290004F2069	イトラコナゾール	1 0 0 m g 1 錠		イトラコナゾール錠 1 0 0 m g 「日医工」	日医工	143. 40
内用薬	6290004M1070	イトラコナゾール	5 0 m g 1 カプセル		イトラコナゾールカプセル 5 0 m g 「S W」	沢井製薬	55. 10
内用薬	6290004S1044	イトラコナゾール	1 % 1 m L		イトラコナゾール内用液 1 % 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	49. 50
内用薬	6290005F1016	テルビナフィン塩酸塩	1 2 5 m g 1 錠		テルビナフィン塩酸塩 1 2 5 m g 錠		29. 60
内用薬	6419001F1048	チニダゾール	2 0 0 m g 1 錠		チニダゾール錠 2 0 0 m g 「F」	富士製薬工業	46. 80
内用薬	6419001F2044	チニダゾール	5 0 0 m g 1 錠		チニダゾール錠 5 0 0 m g 「F」	富士製薬工業	124. 70
内用薬	7213012D1029	炭酸水素ナトリウム・酒石酸	1 g		バルギン発泡顆粒	カイゲンファーマ	11. 80
内用薬	7213014D1028	炭酸水素ナトリウム・酒石酸	1 g		バロス発泡顆粒ーS	堀井薬品工業	13. 50
内用薬	7213016D1027	炭酸水素ナトリウム・酒石酸	1 g		バリエース発泡顆粒	伏見製薬所	13. 50
内用薬	7213017D1030	炭酸水素ナトリウム・酒石酸	1 g		ボックス発泡顆粒	カイゲンファーマ	11. 60
内用薬	8114004C3028	モルヒネ硫酸塩水和物	1 0 m g 1 包	麻	モルヒネ硫酸塩水和物徐放細粒分包 1 0 m g 「フ ジモト」	藤本製薬	198. 40

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	8114004C4024	モルヒネ硫酸塩水和物	3 0 m g 1 包	麻	モルヒネ硫酸塩水和物徐放細粒分包 3 0 m g 「フジモト」	藤本製薬	528. 30
内用薬	8119002F5024	オキシコドン塩酸塩水和物	2. 5 m g 1 錠	麻	オキシコドン錠 2. 5 m g N X 「第一三共」	第一三共	46. 50
内用薬	8119002F6020	オキシコドン塩酸塩水和物	5 m g 1 錠	麻	オキシコドン錠 5 m g N X 「第一三共」	第一三共	84. 70
内用薬	8119002F7027	オキシコドン塩酸塩水和物	1 0 m g 1 錠	麻	オキシコドン錠 1 0 m g N X 「第一三共」	第一三共	154. 00
内用薬	8119002F8023	オキシコドン塩酸塩水和物	2 0 m g 1 錠	麻	オキシコドン錠 2 0 m g N X 「第一三共」	第一三共	300. 90
内用薬	8119002S1027	オキシコドン塩酸塩水和物	2. 5 m g 2. 5 m L 1 包	麻	オキシコドン内服液 2. 5 m g 「日本臓器」	日本臓器製薬	87. 00
内用薬	8119002S2023	オキシコドン塩酸塩水和物	5 m g 2. 5 m L 1 包	麻	オキシコドン内服液 5 m g 「日本臓器」	日本臓器製薬	152. 20
内用薬	8119002S3020	オキシコドン塩酸塩水和物	1 0 m g 5 m L 1 包	麻	オキシコドン内服液 1 0 m g 「日本臓器」	日本臓器製薬	290. 10
内用薬	8119002S4026	オキシコドン塩酸塩水和物	2 0 m g 5 m L 1 包	麻	オキシコドン内服液 2 0 m g 「日本臓器」	日本臓器製薬	541. 70
注射薬	1129400A1062	デクスメデトミジン塩酸塩	2 0 0 μ g 2 m L 1 瓶	デクスメデトミジン静注液 2 0 0 μ g 「サンド」		サンド	1, 076. 00
注射薬	1129400A1070	デクスメデトミジン塩酸塩	2 0 0 μ g 2 m L 1 瓶	デクスメデトミジン静注液 2 0 0 μ g 「ニプロ」		ニプロ	1, 434. 00
注射薬	1129400G1049	デクスメデトミジン塩酸塩	2 0 0 μ g 5 0 m L 1 筒	デクスメデトミジン静注液 2 0 0 μ g ／ 5 0 m L シリンジ「ニプロ」		ニプロ	1, 877. 00
注射薬	1139402A2021	レベチラセタム	5 0 0 m g 5 m L 1 管	レベチラセタム点滴静注 5 0 0 m g 「アメル」		共和薬品工業	572. 00
注射薬	1139402A2030	レベチラセタム	5 0 0 m g 5 m L 1 管	レベチラセタム点滴静注 5 0 0 m g 「日新」		日新製薬（山形）	625. 00
注射薬	1139402A2048	レベチラセタム	5 0 0 m g 5 m L 1 管	レベチラセタム点滴静注 5 0 0 m g 「明治」		M e i j i S e i k a ファルマ	639. 00
注射薬	1143400A2017	サリチル酸ナトリウム	5 % 1 0 m L 1 管	サリチル酸ナトリウム 5 % 1 0 m L 注射液			63. 00
注射薬	1149402A1080	ケトプロフェン	5 0 m g 1 管	ケトプロフェン筋注 5 0 m g 「日新」		日新製薬（山形）	63. 00
注射薬	1149501A1017	コンドロイチン硫酸エステルナトリウム・サリチル酸ナトリウム	1 0 m L 1 管	コンドロイチン硫酸エステルナトリウム・サリチル酸ナトリウム 1 0 m L 注射液			63. 00
注射薬	1149502A1011	サリチル酸ナトリウム・ジブカイン配合剤	2 m L 1 管	サリチル酸ナトリウム・ジブカイン配合 2 m L 注射液			63. 00
注射薬	1149503A1016	サリチル酸ナトリウム・ジブカイン配合剤	5 m L 1 管	サリチル酸ナトリウム・ジブカイン配合 5 m L 注射液			63. 00
注射薬	1162400A1067	乳酸ビペリデン	0. 5 % 1 m L 1 管	乳酸ビペリデン注 5 m g 「ヨシトミ」		田辺ファーマ	63. 00
注射薬	1179404A1097	ハロペリドール	0. 5 % 1 m L 1 管	局	ハロペリドール注 5 m g 「ヨシトミ」	田辺ファーマ	104. 00
注射薬	1190401A1066	エダラボン	3 0 m g 2 0 m L 1 管	局	エダラボン点滴静注 3 0 m g 「NP」	ニプロ	828. 00
注射薬	1190401A1112	エダラボン	3 0 m g 2 0 m L 1 管	局	エダラボン点滴静注 3 0 m g 「タカタ」	高田製薬	832. 00
注射薬	1190401A1155	エダラボン	3 0 m g 2 0 m L 1 管	局	エダラボン点滴静注液 3 0 m g 「NS」	日新製薬（山形）	580. 00
注射薬	1190401A1171	エダラボン	3 0 m g 2 0 m L 1 管	局	エダラボン点滴静注液 3 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	1, 350. 00
注射薬	1190401A1201	エダラボン	3 0 m g 2 0 m L 1 管	局	エダラボン点滴静注液 3 0 m g 「日医工」	日医工	1, 227. 00
注射薬	1190401A2020	エダラボン	3 0 m g 2 0 m L 1 瓶	局	エダラボン点滴静注 3 0 m g 「トーワ」	東和薬品	806. 00
注射薬	1190401G1042	エダラボン	3 0 m g 1 0 0 m L 1 キット	局	エダラボン点滴静注 3 0 m g バッグ「アイロム」	ネオクリティケア製薬	1, 454. 00
注射薬	1190401G1050	エダラボン	3 0 m g 1 0 0 m L 1 キット	局	エダラボン点滴静注 3 0 m g バッグ「タカタ」	高田製薬	1, 463. 00
注射薬	1190401G1069	エダラボン	3 0 m g 1 0 0 m L 1 キット	局	エダラボン点滴静注液 3 0 m g バッグ「NP」	ニプロ	1, 143. 00
注射薬	1190401G1131	エダラボン	3 0 m g 1 0 0 m L 1 キット	局	エダラボン点滴静注バッグ 3 0 m g 「NS」	日新製薬（山形）	1, 468. 00
注射薬	1214400A5060	リドカイン塩酸塩	0. 5 % 5 m L 1 管	局	リドカイン塩酸塩注 0. 5 % 「日新」	日新製薬（山形）	104. 00
注射薬	1214400A5087	リドカイン塩酸塩	0. 5 % 5 m L 1 管	リドカイン塩酸塩注射液 0. 5 % 「V T R S」		ヴィアトリス・ヘルスケア	100. 00
注射薬	1214400A6067	リドカイン塩酸塩	0. 5 % 1 0 m L 1 管	局	リドカイン塩酸塩注 0. 5 % 「日新」	日新製薬（山形）	104. 00
注射薬	1214400A6083	リドカイン塩酸塩	0. 5 % 1 0 m L 1 管	リドカイン塩酸塩注射液 0. 5 % 「V T R S」		ヴィアトリス・ヘルスケア	100. 00
注射薬	1214400A7063	リドカイン塩酸塩	1 % 5 m L 1 管	局	リドカイン塩酸塩注 1 % 「日新」	日新製薬（山形）	104. 00
注射薬	1214400A7080	リドカイン塩酸塩	1 % 5 m L 1 管	リドカイン塩酸塩注射液 1 % 「V T R S」		ヴィアトリス・ヘルスケア	100. 00
注射薬	1214400A8060	リドカイン塩酸塩	1 % 1 0 m L 1 管	局	リドカイン塩酸塩注 1 % 「日新」	日新製薬（山形）	104. 00
注射薬	1214400A8086	リドカイン塩酸塩	1 % 1 0 m L 1 管	リドカイン塩酸塩注射液 1 % 「V T R S」		ヴィアトリス・ヘルスケア	91. 00
注射薬	1214400A9066	リドカイン塩酸塩	2 % 5 m L 1 管	局	リドカイン塩酸塩注 2 % 「日新」	日新製薬（山形）	104. 00
注射薬	1214400A9082	リドカイン塩酸塩	2 % 5 m L 1 管	リドカイン塩酸塩注射液 2 % 「V T R S」		ヴィアトリス・ヘルスケア	98. 00
注射薬	1214400H1063	リドカイン塩酸塩	2 % 1 0 m L 1 管	局	リドカイン塩酸塩注 2 % 「日新」	日新製薬（山形）	104. 00
注射薬	1214400H1080	リドカイン塩酸塩	2 % 1 0 m L 1 管	リドカイン塩酸塩注射液 2 % 「V T R S」		ヴィアトリス・ヘルスケア	100. 00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
注射薬	1214404A2035	リドカイン	1 % 2 0 0 m L 1 袋	局	リドカイン点滴静注液 1 % 「タカタ」	高田製薬	689.00
注射薬	1214405A1033	ロピバカイン塩酸塩水和物	0 . 2 % 1 0 m L 1 管		ロピバカイン塩酸塩 0 . 2 % 注 2 0 m g / 1 0 m L 「テルモ」	テルモ	93.00
注射薬	1214405A2030	ロピバカイン塩酸塩水和物	0 . 2 % 1 0 0 m L 1 袋		ロピバカイン塩酸塩 0 . 2 % 注バッグ 2 0 0 m g / 1 0 0 m L 「テルモ」	テルモ	924.00
注射薬	1214405A3036	ロピバカイン塩酸塩水和物	0 . 7 5 % 1 0 m L 1 管		ロピバカイン塩酸塩 0 . 7 5 % 注 7 5 m g / 1 0 m L 「テルモ」	テルモ	259.00
注射薬	1214405A4032	ロピバカイン塩酸塩水和物	0 . 7 5 % 2 0 m L 1 管		ロピバカイン塩酸塩 0 . 7 5 % 注 1 5 0 m g / 2 0 m L 「テルモ」	テルモ	520.00
注射薬	1214406G1030	メピバカイン塩酸塩	0 . 5 % 1 0 m L 1 筒	局	メピバカイン塩酸塩注射液 0 . 5 % シリンジ 5 0 m g / 1 0 m L 「NP」	ニプロ	185.00
注射薬	1214406G2037	メピバカイン塩酸塩	1 % 1 0 m L 1 筒	局	メピバカイン塩酸塩注射液 1 % シリンジ 1 0 0 m g / 1 0 m L 「NP」	ニプロ	149.00
注射薬	1214406G3033	メピバカイン塩酸塩	2 % 1 0 m L 1 筒	局	メピバカイン塩酸塩注射液 2 % シリンジ 2 0 0 m g / 1 0 m L 「NP」	ニプロ	223.00
注射薬	1242401A1366	ブチルスコポラミン臭化物	2 % 1 m L 1 管		ブチルスコポラミン臭化物注 2 0 m g 「NP」	ニプロ	86.00
注射薬	1242401A1382	ブチルスコポラミン臭化物	2 % 1 m L 1 管		ブチルスコポラミン臭化物注射液 2 0 m g 「タカタ」	高田製薬	63.00
注射薬	1319405G1038	アフリベルセプト（遺伝子組換え）	2 m g 0 . 0 5 m L 1 筒		アフリベルセプト硝子体内注射用キット 4 0 m g / m L 「バイエル」	バイエルライフサイエンス	67,959.00
注射薬	1319407G1029	ラニビズマブ（遺伝子組換え） 〔ラニビズマブ後続1〕	0 . 5 m g 0 . 0 5 m L 1 筒		ラニビズマブ B S 硝子体内注射用キット 1 0 m g / m L 「センジュ」	千寿製薬	72,136.00
注射薬	1319410A1028	アフリベルセプト（遺伝子組換え） 〔アフリベルセプト後続2〕	2 m g 0 . 0 5 m L 1 瓶		アフリベルセプト B S 硝子体内注射液 4 0 m g / m L 「N I T」	富士製薬工業	77,531.00
注射薬	1319410G1020	アフリベルセプト（遺伝子組換え） 〔アフリベルセプト後続2〕	2 m g 0 . 0 5 m L 1 筒		アフリベルセプト B S 硝子体内注射用キット 4 0 m g / m L 「N I T」	富士製薬工業	67,959.00
注射薬	2115401A1210	ジプロフィリン	1 5 % 2 m L 1 管		ジプロフィリン注 3 0 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	63.00
注射薬	2115403A1049	安息香酸ナトリウムカフェイン	1 0 % 1 m L 1 管		安息香酸 N a カフェイン注 1 0 0 m g 「フソー」	扶桑薬品工業	64.00
注射薬	2115403A2045	安息香酸ナトリウムカフェイン	2 0 % 1 m L 1 管		安息香酸 N a カフェイン注 2 0 0 m g 「フソー」	扶桑薬品工業	64.00
注射薬	2119402A1019	ドパミン塩酸塩	1 0 0 m g 5 m L 1 管		ドパミン塩酸塩 1 0 0 m g 5 m L 注射液		146.00
注射薬	2119402A1426	ドパミン塩酸塩	1 0 0 m g 5 m L 1 管	局	ドパミン塩酸塩点滴静注 1 0 0 m g 「NP」	ニプロ	151.00
注射薬	2119402A1442	ドパミン塩酸塩	1 0 0 m g 5 m L 1 管	局	ドパミン塩酸塩点滴静注 1 0 0 m g 「イセイ」	コーアイセイ	151.00
注射薬	2119402A1450	ドパミン塩酸塩	1 0 0 m g 5 m L 1 管	局	ドパミン塩酸塩点滴静注 1 0 0 m g 「ツルハラ」	鶴原製薬	146.00
注射薬	2119402A1477	ドパミン塩酸塩	1 0 0 m g 5 m L 1 管	局	ドパミン塩酸塩点滴静注液 1 0 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	151.00
注射薬	2119402A1485	ドパミン塩酸塩	1 0 0 m g 5 m L 1 管	局	ドパミン塩酸塩点滴静注液 1 0 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘルスケア	151.00
注射薬	2119402A3178	ドパミン塩酸塩	5 0 m g 2 . 5 m L 1 管	局	ドパミン塩酸塩点滴静注液 5 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	512.00
注射薬	2119402A4123	ドパミン塩酸塩	2 0 0 m g 1 0 m L 1 管	局	ツルドパミ点滴静注 2 0 0 m g	鶴原製薬	174.00
注射薬	2119402A4220	ドパミン塩酸塩	2 0 0 m g 1 0 m L 1 管	局	ドパミン塩酸塩点滴静注液 2 0 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	226.00
注射薬	2119402P1011	ドパミン塩酸塩	0 . 1 % 2 0 0 m L 1 袋		ドパミン塩酸塩 0 . 1 % 2 0 0 m L キット		1,362.00
注射薬	2119402P1135	ドパミン塩酸塩	0 . 1 % 2 0 0 m L 1 袋	局	ドパミン塩酸塩点滴静注液 2 0 0 m g バッグ「N I G」	日医工岐阜工場	1,362.00
注射薬	2119402P1143	ドパミン塩酸塩	0 . 1 % 2 0 0 m L 1 袋	局	ドパミン塩酸塩点滴静注液 2 0 0 m g キット「V T R S」	ヴィアトリス・ヘルスケア	1,362.00
注射薬	2119402P2018	ドパミン塩酸塩	0 . 3 % 2 0 0 m L 1 袋		ドパミン塩酸塩 0 . 3 % 2 0 0 m L キット		1,429.00
注射薬	2119402P2140	ドパミン塩酸塩	0 . 3 % 2 0 0 m L 1 袋	局	ドパミン塩酸塩点滴静注液 6 0 0 m g バッグ「N I G」	日医工岐阜工場	1,429.00
注射薬	2119402P2158	ドパミン塩酸塩	0 . 3 % 2 0 0 m L 1 袋	局	ドパミン塩酸塩点滴静注液 6 0 0 m g キット「V T R S」	ヴィアトリス・ヘルスケア	1,185.00
注射薬	2119404A1140	ドブタミン塩酸塩	1 0 0 m g 1 管		ドブタミン点滴静注 1 0 0 m g 「アイロム」	ネオクリティケア製薬	251.00
注射薬	2119404A1182	ドブタミン塩酸塩	1 0 0 m g 1 管		ドブタミン塩酸塩点滴静注液 1 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	196.00
注射薬	2119404A1212	ドブタミン塩酸塩	1 0 0 m g 1 管		ドブタミン点滴静注液 1 0 0 m g 「F」	富士製薬工業	181.00
注射薬	2119404A1239	ドブタミン塩酸塩	1 0 0 m g 1 管		ドブタミン点滴静注液 1 0 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘルスケア	198.00
注射薬	2119404G5059	ドブタミン塩酸塩	0 . 1 % 5 0 m L 1 筒		ドブタミン持続静注 5 0 m g シリンジ「テルモ」	テルモ	305.00
注射薬	2119404G6055	ドブタミン塩酸塩	0 . 3 % 5 0 m L 1 筒		ドブタミン持続静注 1 5 0 m g シリンジ「テルモ」	テルモ	450.00
注射薬	2119404G7043	ドブタミン塩酸塩	0 . 6 % 5 0 m L 1 筒		ドブタミン持続静注 3 0 0 m g シリンジ「テルモ」	テルモ	878.00
注射薬	2119408A1040	ミルリノン	1 0 m g 1 0 m L 1 管		ミルリノン注 1 0 m g 「タカタ」	高田製薬	1,326.00
注射薬	2119408A1067	ミルリノン	1 0 m g 1 0 m L 1 管		ミルリノン静注液 1 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	1,322.00
注射薬	2119408A2020	ミルリノン	1 0 m g 1 0 m L 1 瓶		ミルリノン注射液 1 0 m g 「F」	富士製薬工業	1,754.00
注射薬	2119408G1035	ミルリノン	2 2 . 5 m g 1 5 0 m L 1 袋		ミルリノン注 2 2 . 5 m g バッグ「タカタ」	高田製薬	3,368.00
注射薬	2123404D1041	ランジオロール塩酸塩	5 0 m g 1 瓶		ランジオロール塩酸塩点滴静注用 5 0 m g 「F」	富士製薬工業	1,759.00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
注射薬	2123404D3036	ランジオロール塩酸塩	1 5 0 m g 1 瓶	局	ランジオロール塩酸塩点滴静注用 1 5 0 m g 「F」	富士製薬工業	4, 530. 00
注射薬	2129402A1066	ベラパミル塩酸塩	0. 2 5 % 2 m L 1 管		ベラパミル塩酸塩静注 5 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	167. 00
注射薬	2129410A1036	アミオダロン塩酸塩	1 5 0 m g 3 m L 1 管		アミオダロン塩酸塩静注 1 5 0 m g 「T E」	トーアエイヨー	768. 00
注射薬	2133400D3034	カンレノ酸カリウム	2 0 0 m g 1 瓶		カンレノ酸カリウム静注用 2 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	183. 00
注射薬	2133400D4022	カンレノ酸カリウム	1 0 0 m g 1 瓶		カンレノ酸カリウム静注用 1 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	117. 00
注射薬	2139401A2013	フロセミド	2 0 m g 1 管		フロセミド 2 0 m g 注射液		104. 00
注射薬	2171402A1159	ジピリダモール	0. 5 % 2 m L 1 管		ジピリダモール静注液 1 0 m g 「日医工」	日医工	88. 00
注射薬	2171403A7062	ニトログリセリン	5 0 m g 1 0 0 m L 1 袋		ニトログリセリン点滴静注 5 0 m g ／ 1 0 0 m L 「T E」	トーアエイヨー	2, 025. 00
注射薬	2171403A8042	ニトログリセリン	2 5 m g 5 0 m L 1 袋		ニトログリセリン点滴静注 2 5 m g ／ 5 0 m L 「T E」	トーアエイヨー	2, 035. 00
注射薬	2171403G1024	ニトログリセリン	2 5 m g 5 0 m L 1 筒		ニトログリセリン注 2 5 m g ／ 5 0 m L シリンジ「テルモ」	テルモ	1, 208. 00
注射薬	2171403G1032	ニトログリセリン	2 5 m g 5 0 m L 1 筒		ニトログリセリン静注 2 5 m g ／ 5 0 m L シリンジ「T E」	トーアエイヨー	1, 503. 00
注射薬	2171403G1040	ニトログリセリン	2 5 m g 5 0 m L 1 筒		ニトログリセリン静注 2 5 m g ／ 5 0 m L R F I D シリンジ「テルモ」	テルモ	1, 208. 00
注射薬	2171404A2030	硝酸イソソルビド	0. 1 % 5 m L 1 管		硝酸イソソルビド注 5 m g ／ 5 m L 「タカタ」	高田製薬	201. 00
注射薬	2171404A5056	硝酸イソソルビド	0. 1 % 5 0 m L 1 瓶		硝酸イソソルビド注 5 0 m g ／ 5 0 m L 「タカタ」	高田製薬	1, 002. 00
注射薬	2171404A6052	硝酸イソソルビド	0. 1 % 1 0 0 m L 1 瓶		硝酸イソソルビド注 1 0 0 m g ／ 1 0 0 m L 「タカタ」	高田製薬	2, 095. 00
注射薬	2171405D3089	ジルチアゼム塩酸塩	2 5 0 m g 1 瓶		ジルチアゼム塩酸塩注射用 2 5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	946. 00
注射薬	2171405D4069	ジルチアゼム塩酸塩	1 0 m g 1 瓶		ジルチアゼム塩酸塩注射用 1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	104. 00
注射薬	2171405D5065	ジルチアゼム塩酸塩	5 0 m g 1 瓶		ジルチアゼム塩酸塩注射用 5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	274. 00
注射薬	2171406D1030	ニコランジル	2 m g 1 瓶		ニコランジル点滴静注用 2 m g 「サワイ」	沢井製薬	88. 00
注射薬	2171406D2036	ニコランジル	1 2 m g 1 瓶		ニコランジル点滴静注用 1 2 m g 「サワイ」	沢井製薬	350. 00
注射薬	2171406D3032	ニコランジル	4 8 m g 1 瓶		ニコランジル点滴静注用 4 8 m g 「サワイ」	沢井製薬	1, 055. 00
注射薬	2190402D2106	アルプロスタジル アルファデクス	5 0 0 μ g 1 瓶		アルプロスタジルアルファデクス点滴静注用 5 0 0 μ g 「タカタ」	高田製薬	3, 956. 00
注射薬	2190402D3080	アルプロスタジル アルファデクス	2 0 μ g 1 瓶		アルプロスタジルアルファデクス注射用 2 0 μ g 「タカタ」	高田製薬	295. 00
注射薬	2190404A1340	シチコリン	5 % 2 m L 1 管		シチコリン注 1 0 0 m g ／ 2 m L 「N P」	ニプロ	63. 00
注射薬	2190406A1110	アルプロスタジル	5 μ g 1 m L 1 管	局	アルプロスタジル注 5 μ g 「サワイ」	沢井製薬	588. 00
注射薬	2190406A1144	アルプロスタジル	5 μ g 1 m L 1 管	局	アルプロスタジル注 5 μ g 「N I G」	日医工岐阜工場	819. 00
注射薬	2190406A2116	アルプロスタジル	1 0 μ g 2 m L 1 管	局	アルプロスタジル注 1 0 μ g 「サワイ」	沢井製薬	825. 00
注射薬	2190406A2124	アルプロスタジル	1 0 μ g 2 m L 1 管	局	アルプロスタジル注 1 0 μ g 「F」	富士製薬工業	830. 00
注射薬	2190406G1040	アルプロスタジル	5 μ g 1 m L 1 筒	局	アルプロスタジル注 5 μ g シリンジ「サワイ」	沢井製薬	845. 00
注射薬	2190406G1104	アルプロスタジル	5 μ g 1 m L 1 筒	局	アルプロスタジル注 5 μ g シリンジ「T W」	東和薬品	845. 00
注射薬	2190406G1112	アルプロスタジル	5 μ g 1 m L 1 筒	局	アルプロスタジル注 5 μ g シリンジ「日医工」	日医工	845. 00
注射薬	2190406G2062	アルプロスタジル	1 0 μ g 2 m L 1 筒	局	アルプロスタジル注 1 0 μ g シリンジ「サワイ」	沢井製薬	988. 00
注射薬	2190406G2127	アルプロスタジル	1 0 μ g 2 m L 1 筒	局	アルプロスタジル注 1 0 μ g シリンジ「T W」	東和薬品	988. 00
注射薬	2190406G2135	アルプロスタジル	1 0 μ g 2 m L 1 筒	局	アルプロスタジル注 1 0 μ g シリンジ「日医工」	日医工	988. 00
注射薬	2190408A1089	アルガトロバン水和物	1 0 m g 2 0 m L 1 管		アルガトロバン注射液 1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	685. 00
注射薬	2190408A2042	アルガトロバン水和物	1 0 m g 2 m L 1 管		アルガトロバン H I 注 1 0 m g ／ 2 m L 「フソー」	シオノケミカル	1, 201. 00
注射薬	2190413F2075	エポプロステノールナトリウム	0. 5 m g 1 瓶		エポプロステノール静注用 0. 5 m g 「ヤンセン」	ヤンセンファーマ	3, 566. 00
注射薬	2190413F3071	エポプロステノールナトリウム	1. 5 m g 1 瓶		エポプロステノール静注用 1. 5 m g 「ヤンセン」	ヤンセンファーマ	6, 340. 00
注射薬	2190414A1041	ファスジル塩酸塩水和物	3 0. 8 m g 2 m L 1 管		ファスジル塩酸塩点滴静注液 3 0 m g 「K C C」	ネオクリティケア製薬	703. 00
注射薬	2190501A4114	濃グリセリン・果糖	2 0 0 m L 1 袋		グリセレブ配合点滴静注	テルモ	285. 00
注射薬	2190501A5080	濃グリセリン・果糖	5 0 0 m L 1 袋		グリセレブ配合点滴静注	テルモ	419. 00
注射薬	2190501A5099	濃グリセリン・果糖	5 0 0 m L 1 袋		ヒシセオール配合点滴静注	ニプロ	591. 00
注射薬	2190501A6109	濃グリセリン・果糖	3 0 0 m L 1 袋		グリセリン・果糖配合点滴静注「H K」	光製薬	274. 00
注射薬	2219403A1035	フルマゼニル	0. 5 m g 5 m L 1 管		フルマゼニル注射液 0. 5 m g 「F」	富士製薬工業	991. 00
注射薬	2219403A1086	フルマゼニル	0. 5 m g 5 m L 1 管		フルマゼニル静注液 0. 5 m g 「テバ」	T' s ファーマ	1, 005. 00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	2219403A1094	フルマゼニル	0. 5 m g 5 m L 1 管	フルマゼニル注射液0. 5 m g 「ニプロ」	ニプロ	982. 00
注射薬	2219403A1108	フルマゼニル	0. 5 m g 5 m L 1 管	フルマゼニル静注液0. 5 m g 「SW」	沢井製薬	1, 005. 00
注射薬	2219403G1020	フルマゼニル	0. 5 m g 5 m L 1 筒	フルマゼニル静注0. 5 m g シリンジ「テルモ」	テルモ	1, 135. 00
注射薬	2234400A1054	ブロムヘキシン塩酸塩	0. 2 % 2 m L 1 管	ブロムヘキシン塩酸塩注射液4 m g 「タイヨー」	T’ s ファーマ	63. 00
注射薬	2325400A1239	シメチジン	1 0 % 2 m L 1 管	シメチジン注2 0 0 m g 「NP」	ニプロ	72. 00
注射薬	2325400A1263	シメチジン	1 0 % 2 m L 1 管	シメチジン注射液2 0 0 m g 「SW」	沢井製薬	63. 00
注射薬	2325401A1039	ファモチジン	1 0 m g 1 m L 1 管	局 ファモチジン注射液1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	104. 00
注射薬	2325401A2035	ファモチジン	2 0 m g 2 m L 1 管	局 ファモチジン注射液2 0 m g 「トーワ」	東和薬品	104. 00
注射薬	2325401A3015	ファモチジン	2 0 m g 2 0 m L 1 管	ファモチジン2 0 m g 2 0 m L 注射液		104. 00
注射薬	2325401A4011	ファモチジン	1 0 m g 1 0 m L 1 管	ファモチジン1 0 m g 1 0 m L 注射液		104. 00
注射薬	2325401D1019	ファモチジン	2 0 m g 1 管	ファモチジン2 0 m g 注射用		104. 00
注射薬	2325401D1108	ファモチジン	2 0 m g 1 管	局 ファモチジン注射用2 0 m g 「タカタ」	高田製薬	146. 00
注射薬	2325401D2090	ファモチジン	1 0 m g 1 管	局 ファモチジン注射用1 0 m g 「タカタ」	高田製薬	146. 00
注射薬	2325401D2104	ファモチジン	1 0 m g 1 管	局 ファモチジン注射用1 0 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	134. 00
注射薬	2325401D2112	ファモチジン	1 0 m g 1 管	局 ファモチジン注射用1 0 m g 「テバ」	T’ s ファーマ	104. 00
注射薬	2391400A3075	グラニセトロン塩酸塩	1 m g 1 m L 1 管	グラニセトロン静注液1 m g 「アイロム」	ネオクリティケア製薬	354. 00
注射薬	2391400A3164	グラニセトロン塩酸塩	1 m g 1 m L 1 管	グラニセトロン静注液1 m g 「明治」	Me i j i Se i k a ファルマ	478. 00
注射薬	2391400A4055	グラニセトロン塩酸塩	3 m g 3 m L 1 管	グラニセトロン静注液3 m g 「F」	富士製薬工業	1, 219. 00
注射薬	2391400A4080	グラニセトロン塩酸塩	3 m g 3 m L 1 管	グラニセトロン静注液3 m g 「アイロム」	ネオクリティケア製薬	652. 00
注射薬	2391400A4152	グラニセトロン塩酸塩	3 m g 3 m L 1 管	グラニセトロン静注液3 m g 「サワイ」	メディサ新薬	660. 00
注射薬	2391400A4179	グラニセトロン塩酸塩	3 m g 3 m L 1 管	グラニセトロン静注液3 m g 「明治」	Me i j i Se i k a ファルマ	1, 122. 00
注射薬	2391401A1050	オndanセトロン塩酸塩水和物	4 m g 2 m L 1 管	オndanセトロン注射液4 m g 「サンド」	サンド	1, 276. 00
注射薬	2391401G1045	オndanセトロン塩酸塩水和物	4 m g 2 m L 1 筒	オndanセトロン注4 m g シリンジ「マルイシ」	丸石製薬	2, 981. 00
注射薬	2391404A1038	パロノセトロン塩酸塩	0. 7 5 m g 5 m L 1 瓶	パロノセトロン静注0. 7 5 m g / 5 m L 「タイホウ」	岡山大鵬薬品	4, 129. 00
注射薬	2391404A2026	パロノセトロン塩酸塩	0. 7 5 m g 2 m L 1 瓶	パロノセトロン静注0. 7 5 m g / 2 m L 「日医工」	日医工	4, 337. 00
注射薬	2391404G1030	パロノセトロン塩酸塩	0. 7 5 m g 5 0 m L 1 袋	パロノセトロン点滴静注バッグ0. 7 5 m g / 5 0 m L 「タイホウ」	岡山大鵬薬品	4, 363. 00
注射薬	2391404G2029	パロノセトロン塩酸塩	0. 7 5 m g 2 m L 1 筒	パロノセトロン静注0. 7 5 m g / 2 m L シリンジ「NP」	シオノギファーマ	2, 836. 00
注射薬	2391404G2037	パロノセトロン塩酸塩	0. 7 5 m g 2 m L 1 筒	パロノセトロン静注0. 7 5 m g / 2 m L シリンジ「トーワ」	東和薬品	4, 297. 00
注射薬	2391405D1039	ホスアプレピタントメグルミン	1 5 0 m g 1 瓶	ホスアプレピタント点滴静注用1 5 0 m g 「NK」	日本化薬	4, 924. 00
注射薬	2399401A1016	メトクロプラミド	0. 5 % 2 m L 1 管	塩酸メトクロプラミド0. 5 % 2 m L 注射液		63. 00
注射薬	2399403F1039	インフリキシマブ（遺伝子組換え）〔インフリキシマブ後続1〕	1 0 0 m g 1 瓶	インフリキシマブBS点滴静注用1 0 0 m g 「NK」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	14, 500. 00
注射薬	2399404F1025	インフリキシマブ（遺伝子組換え）〔インフリキシマブ後続2〕	1 0 0 m g 1 瓶	インフリキシマブBS点滴静注用1 0 0 m g 「あゆみ」	あゆみ製薬	16, 912. 00
注射薬	2399404F1033	インフリキシマブ（遺伝子組換え）〔インフリキシマブ後続2〕	1 0 0 m g 1 瓶	インフリキシマブBS点滴静注用1 0 0 m g 「日医工」	日医工	12, 662. 00
注射薬	2399406F1024	インフリキシマブ（遺伝子組換え）〔インフリキシマブ後続3〕	1 0 0 m g 1 瓶	インフリキシマブBS点滴静注用1 0 0 m g 「ファイザー」	ファイザー	13, 860. 00
注射薬	2412402A3033	ソマトロピン（遺伝子組換え）	5 m g 1 筒	ソマトロピンBS皮下注5 m g 「サンド」 シュアパル	サンド	11, 772. 00
注射薬	2412402A4030	ソマトロピン（遺伝子組換え）	1 0 m g 1 筒	ソマトロピンBS皮下注1 0 m g 「サンド」 シュアパル	サンド	22, 973. 00
注射薬	2439402G1029	テリパラチド（遺伝子組換え）〔テリパラチド後続1〕	6 0 0 μ g 1 キット	テリパラチドBS皮下注キット6 0 0 μ g 「モチダ」	持田製薬	14, 924. 00
注射薬	2452402A1095	ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム	1 0 0 m g 2 m L 1 管	ヒドロコルチゾンリン酸エステルNa 静注液1 0 0 m g 「AFP」	共創未来ファーマ	191. 00
注射薬	2452402A5112	ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム	5 0 0 m g 1 0 m L 1 瓶	ヒドロコルチゾンリン酸エステルNa 静注液5 0 0 m g 「AFP」	共創未来ファーマ	715. 00
注射薬	2454404A1080	ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム	2 m g 1 管	リノロサル注射液2 m g （0. 4 %）	わかもと製薬	63. 00
注射薬	2454404A2087	ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム	4 m g 1 管	リノロサル注射液4 m g （0. 4 %）	わかもと製薬	82. 00
注射薬	2454404A3083	ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム	2 0 m g 1 管	リノロサル注射液2 0 m g （0. 4 %）	わかもと製薬	420. 00
注射薬	2454405H1032	デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム	1. 6 5 m g 0. 5 m L 1 管	デキサート注射液1. 6 5 m g	富士製薬工業	108. 00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	2454405H3035	デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム	3． 3 m g 1 m L 1 管	デキサート注射液 3． 3 m g	富士製薬工業	173. 00
注射薬	2454405H5038	デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム	6． 6 m g 2 m L 1 瓶	デキサート注射液 6． 6 m g	富士製薬工業	197. 00
注射薬	2492420A1021	インスリン グラルギン（遺伝子組換え）〔インスリン グラルギン後続 1〕	3 0 0 単位 1 筒	インスリン グラルギン B S 注カート「リリー」	日本イーライリリー	646. 00
注射薬	2492422A1020	インスリン リスプロ（遺伝子組換え）〔インスリン リスプロ後続 1〕	1 0 0 単位 1 m L バイアル	インスリン リスプロ B S 注 1 0 0 単位／m L H U 「サノフィ」	サノフィ	121. 00
注射薬	2492422A2027	インスリン リスプロ（遺伝子組換え）〔インスリン リスプロ後続 1〕	3 0 0 単位 1 筒	インスリン リスプロ B S 注カート H U 「サノフィ」	サノフィ	361. 00
注射薬	2492422G1023	インスリン リスプロ（遺伝子組換え）〔インスリン リスプロ後続 1〕	3 0 0 単位 1 キット	インスリン リスプロ B S 注 ソロスター H U 「サノフィ」	サノフィ	774. 00
注射薬	2492423A2021	インスリン アスパルト（遺伝子組換え）〔インスリン アスパルト後続 1〕	3 0 0 単位 1 筒	インスリン アスパルト B S 注カート N R 「サノフィ」	サノフィ	674. 00
注射薬	2492423G1028	インスリン アスパルト（遺伝子組換え）〔インスリン アスパルト後続 1〕	3 0 0 単位 1 キット	インスリン アスパルト B S 注 ソロスター N R 「サノフィ」	サノフィ	1, 213. 00
注射薬	2499401A2093	ジノプロスト	1 m g 1 m L 1 管	ジノプロスト注射液 1 0 0 0 μ g 「F」	富士製薬工業	228. 00
注射薬	2499401A3081	ジノプロスト	2 m g 2 m L 1 管	ジノプロスト注射液 2 0 0 0 μ g 「F」	富士製薬工業	500. 00
注射薬	2499403A1053	オクトレオチド酢酸塩	5 0 μ g 1 m L 1 管	オクトレオチド皮下注 5 0 μ g 「あすか」	あすか製薬	428. 00
注射薬	2499403A1061	オクトレオチド酢酸塩	5 0 μ g 1 m L 1 管	オクトレオチド酢酸塩皮下注 5 0 μ g 「サンド」	サンド	369. 00
注射薬	2499403A2050	オクトレオチド酢酸塩	1 0 0 μ g 1 m L 1 管	オクトレオチド皮下注 1 0 0 μ g 「あすか」	あすか製薬	663. 00
注射薬	2499403A2068	オクトレオチド酢酸塩	1 0 0 μ g 1 m L 1 管	オクトレオチド酢酸塩皮下注 1 0 0 μ g 「サンド」	サンド	633. 00
注射薬	2499407G1038	リユープロレリン酢酸塩	1． 8 8 m g 1 筒	リユープロレリン酢酸塩注射用キット 1． 8 8 m g 「NP」	ニプロ	13, 534. 00
注射薬	2499407G1046	リユープロレリン酢酸塩	1． 8 8 m g 1 筒	リユープロレリン酢酸塩注射用キット 1． 8 8 m g 「あすか」	あすか製薬	14, 429. 00
注射薬	2499407G2034	リユープロレリン酢酸塩	3． 7 5 m g 1 筒	リユープロレリン酢酸塩注射用キット 3． 7 5 m g 「NP」	ニプロ	16, 726. 00
注射薬	2499407G2042	リユープロレリン酢酸塩	3． 7 5 m g 1 筒	リユープロレリン酢酸塩注射用キット 3． 7 5 m g 「あすか」	あすか製薬	17, 056. 00
注射薬	2499407G3049	リユープロレリン酢酸塩	1 1． 2 5 m g 1 筒	リユープロレリン酢酸塩 S R 注射用キット 1 1． 2 5 m g 「NP」	ニプロ	23, 774. 00
注射薬	2499407G3057	リユープロレリン酢酸塩	1 1． 2 5 m g 1 筒	リユープロレリン酢酸塩 S R 注射用キット 1 1． 2 5 m g 「あすか」	あすか製薬	22, 970. 00
注射薬	2531401A1010	メチルエルゴメトリンマレイン酸塩	0． 0 2 % 1 m L 1 管	メチルエルゴメトリンマレイン酸塩 0． 0 2 % 1 m L 注射液		63. 00
注射薬	2531401A1118	メチルエルゴメトリンマレイン酸塩	0． 0 2 % 1 m L 1 管	パルタン M 注 0． 2 m g	持田製薬	82. 00
注射薬	2590402A1253	リトドリン塩酸塩	1 % 5 m L 1 管	局 リトドリン塩酸塩点滴静注液 5 0 m g 「F」	富士製薬工業	200. 00
注射薬	2590402A1261	リトドリン塩酸塩	1 % 5 m L 1 管	局 リトドリン塩酸塩点滴静注液 5 0 m g 「日医工」	日医工	245. 00
注射薬	3112401A1050	マキサカルシトール	2． 5 μ g 1 m L 1 管	マキサカルシトール静注透析用 2． 5 μ g 「ニプロ」	シオノギファーマ	205. 00
注射薬	3112401A1077	マキサカルシトール	2． 5 μ g 1 m L 1 管	マキサカルシトール静注透析用 2． 5 μ g 「トーワ」	東和薬品	144. 00
注射薬	3112401A1093	マキサカルシトール	2． 5 μ g 1 m L 1 管	マキサカルシトール静注透析用 2． 5 μ g 「N I G」	日医工岐阜工場	142. 00
注射薬	3112401A2057	マキサカルシトール	5 μ g 1 m L 1 管	マキサカルシトール静注透析用 5 μ g 「ニプロ」	シオノギファーマ	265. 00
注射薬	3112401A2073	マキサカルシトール	5 μ g 1 m L 1 管	マキサカルシトール静注透析用 5 μ g 「トーワ」	東和薬品	255. 00
注射薬	3112401A2090	マキサカルシトール	5 μ g 1 m L 1 管	マキサカルシトール静注透析用 5 μ g 「N I G」	日医工岐阜工場	183. 00
注射薬	3112401A3053	マキサカルシトール	1 0 μ g 1 m L 1 管	マキサカルシトール静注透析用 1 0 μ g 「ニプロ」	シオノギファーマ	324. 00
注射薬	3112401A3070	マキサカルシトール	1 0 μ g 1 m L 1 管	マキサカルシトール静注透析用 1 0 μ g 「トーワ」	東和薬品	305. 00
注射薬	3112401A3096	マキサカルシトール	1 0 μ g 1 m L 1 管	マキサカルシトール静注透析用 1 0 μ g 「N I G」	日医工岐阜工場	313. 00
注射薬	3112401G1029	マキサカルシトール	2． 5 μ g 1 m L 1 筒	マキサカルシトール静注透析用シリンジ 2． 5 μ g 「イセイ」	コーアイセイ	810. 00
注射薬	3112401G1037	マキサカルシトール	2． 5 μ g 1 m L 1 筒	マキサカルシトール静注透析用シリンジ 2． 5 μ g 「フソー」	扶桑薬品工業	810. 00
注射薬	3112401G2025	マキサカルシトール	5 μ g 1 m L 1 筒	マキサカルシトール静注透析用シリンジ 5 μ g 「イセイ」	コーアイセイ	858. 00
注射薬	3112401G2033	マキサカルシトール	5 μ g 1 m L 1 筒	マキサカルシトール静注透析用シリンジ 5 μ g 「フソー」	扶桑薬品工業	858. 00
注射薬	3112401G3021	マキサカルシトール	1 0 μ g 1 m L 1 筒	マキサカルシトール静注透析用シリンジ 1 0 μ g 「イセイ」	コーアイセイ	956. 00
注射薬	3112401G3030	マキサカルシトール	1 0 μ g 1 m L 1 筒	マキサカルシトール静注透析用シリンジ 1 0 μ g 「フソー」	扶桑薬品工業	956. 00
注射薬	3112402A1039	カルシトリオール	0． 5 μ g 1 m L 1 管	カルシトリオール静注液 0． 5 μ g 「F」	富士製薬工業	227. 00
注射薬	3112402A2035	カルシトリオール	1 μ g 1 m L 1 管	カルシトリオール静注液 1 μ g 「F」	富士製薬工業	339. 00
注射薬	3122401A4013	フルスルチアミン塩酸塩	5 0 m g 2 0 m L 1 管	フルスルチアミン塩酸塩 5 0 m g 2 0 m L 注射液		63. 00
注射薬	3133400A3091	パンテチン	2 0 0 m g 1 管	パンテチン注 2 0 0 m g 「K C C」	ネオクリティケア製薬	85. 00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
注射薬	3133401A1069	パンテノール	1 0 0 m g 1 管		パンテノール注 1 0 0 m g 「K C C」	ネオクリティケア製薬	70.00
注射薬	3133401A2057	パンテノール	2 5 0 m g 1 管		パンテノール注 2 5 0 m g 「K C C」	ネオクリティケア製薬	73.00
注射薬	3133401A3061	パンテノール	5 0 0 m g 1 管		パンテノール注 5 0 0 m g 「K C C」	ネオクリティケア製薬	82.00
注射薬	3136403A1019	メコバラミン	0. 5 m g 1 管		メコバラミン 0. 5 m g 注射液		63.00
注射薬	3136403A1221	メコバラミン	0. 5 m g 1 管		メコバラミン注 5 0 0 μ g 「NP」	ニプロ	67.00
注射薬	3136403G1038	メコバラミン	5 0 0 μ g 1 m L 1 筒		メコバラミン注 5 0 0 μ g シリンジ「NP」	ニプロ	149.00
注射薬	3140401A1039	アスコルビン酸	5 0 0 m g 1 管	局	アスコルビン酸注 5 0 0 m g P B 「日新」	日新製薬（山形）	104.00
注射薬	3140500A2020	アスコルビン酸・Ｌ－システイン	2 0 m L 1 管		クリストファン注	日新製薬（山形）	63.00
注射薬	3172400A1046	チアミン・アスコルビン酸配合剤	5 m L 1 管		ブレビタ S 注射液	扶桑薬品工業	63.00
注射薬	3179504A1191	チアミンジスルフィド・B 6 ・B 1 2 配合剤	1 0 m L 1 管		ジアイナ配合静注液	鶴原製薬	63.00
注射薬	3229401A1010	Ｌ－アスパラギン酸カリウム	1 7. 1 2 % 1 0 m L 1 管		Ｌ－アスパラギン酸カリウム 1 7. 1 2 % 1 0 m L 注射液		63.00
注射薬	3229501A1019	塩化マンガン・硫酸亜鉛水和物配合剤	2 m L 1 管		塩化マンガン・硫酸亜鉛配合 2 m L 注射液		63.00
注射薬	3253401A6034	高カロリー輸液用総合アミノ酸製剤	（1 0 %） 2 0 m L 1 管		ハイ・プレアミン注－1 0 %	扶桑薬品工業	63.00
注射薬	3259518G1059	アミノ酸・糖・電解質	5 0 0 m L 1 キット		ツインパル輸液	エイワイファーマ	469.00
注射薬	3259518G2055	アミノ酸・糖・電解質	1 L 1 キット		ツインパル輸液	エイワイファーマ	568.00
注射薬	3259600A1020	胎盤絨毛分解物	2 m L 1 管		メルスモン	メルスモン製薬	200.00
注射薬	3259601A1024	胎盤加水分解物	2 m L 1 管		ラエンネック	日本生物製剤	189.00
注射薬	3319406G2020	リン酸二カリウム	0. 5 モル 2 0 m L 1 キット		リン酸 2 カリウム注 2 0 m E q キット「テルモ」	テルモ	173.00
注射薬	3319505A2020	デキストラン 4 0 ・ブドウ糖	5 0 0 m L 1 袋		※ 低分子デキストラン糖注（大塚製薬工場）	大塚製薬工場	713.00
注射薬	3319554A4043	デキストラン 4 0 ・乳酸リンゲル	5 0 0 m L 1 袋		サヴィオゾール輸液	大塚製薬工場	373.00
注射薬	3319555A2029	酢酸維持液	5 0 0 m L 1 瓶		アルトフェッド注射液	扶桑薬品工業	306.00
注射薬	3319555A3025	酢酸維持液	5 0 0 m L 1 袋		アルトフェッド注射液	扶桑薬品工業	306.00
注射薬	3319555A4021	酢酸維持液	2 0 0 m L 1 袋		アルトフェッド注射液	扶桑薬品工業	221.00
注射薬	3327401A1160	トラネキサム酸	5 % 5 m L 1 管	局	トラネキサム酸注 2 5 0 m g ／ 5 m L 「日新」	日新製薬（山形）	104.00
注射薬	3327401A4010	トラネキサム酸	1 0 % 1 0 m L 1 管		トラネキサム酸 1 0 % 1 0 m L 注射液		104.00
注射薬	3327401A4266	トラネキサム酸	1 0 % 1 0 m L 1 管	局	トラネキサム酸注 1 g 「NP」	ニプロ	100.00
注射薬	3331401A2029	クエン酸ナトリウム水和物	4 % 5 0 0 m L 1 袋		チトラミン液「フソー」－4 %	扶桑薬品工業	965.00
注射薬	3334403A1090	ダルテパリンナトリウム	5, 0 0 0 低分子ヘパリン国際単位 1 管		ダルテパリン N a 静注 5 0 0 0 単位／ 5 m L 「日新」	日新製薬（山形）	571.00
注射薬	3334403A2194	ダルテパリンナトリウム	5, 0 0 0 低分子ヘパリン国際単位 1 瓶		ダルテパリン N a 静注 5 0 0 0 単位／ 5 m L 「サワイ」	沢井製薬	571.00
注射薬	3334403A2208	ダルテパリンナトリウム	5, 0 0 0 低分子ヘパリン国際単位 1 瓶		ダルテパリン N a 静注 5 0 0 0 単位／ 5 m L 「A F P」	共創未来ファーマ	463.00
注射薬	3334403G2022	ダルテパリンナトリウム	2, 5 0 0 低分子ヘパリン国際単位 1 0 m L 1 筒		ダルテパリン N a 静注 2 5 0 0 単位／ 1 0 m L シリンジ「ニプロ」	ニプロ	443.00
注射薬	3334403G3029	ダルテパリンナトリウム	3, 0 0 0 低分子ヘパリン国際単位 1 2 m L 1 筒		ダルテパリン N a 静注 3 0 0 0 単位／ 1 2 m L シリンジ「ニプロ」	ニプロ	566.00
注射薬	3334403G4025	ダルテパリンナトリウム	4, 0 0 0 低分子ヘパリン国際単位 1 6 m L 1 筒		ダルテパリン N a 静注 4 0 0 0 単位／ 1 6 m L シリンジ「ニプロ」	ニプロ	553.00
注射薬	3334403G5021	ダルテパリンナトリウム	5, 0 0 0 低分子ヘパリン国際単位 2 0 m L 1 筒		ダルテパリン N a 静注 5 0 0 0 単位／ 2 0 m L シリンジ「ニプロ」	ニプロ	774.00
注射薬	3399408G1023	フィルグラスチム（遺伝子組換え）〔フィルグラスチム後続 1〕	7 5 μ g 0. 3 m L 1 筒		フィルグラスチム B S 注 7 5 μ g シリンジ「F」	富士製薬工業	1,942.00
注射薬	3399408G2020	フィルグラスチム（遺伝子組換え）〔フィルグラスチム後続 1〕	1 5 0 μ g 0. 6 m L 1 筒		フィルグラスチム B S 注 1 5 0 μ g シリンジ「F」	富士製薬工業	3,165.00
注射薬	3399408G3026	フィルグラスチム（遺伝子組換え）〔フィルグラスチム後続 1〕	3 0 0 μ g 0. 7 m L 1 筒		フィルグラスチム B S 注 3 0 0 μ g シリンジ「F」	富士製薬工業	5,012.00
注射薬	3399409G1028	フィルグラスチム（遺伝子組換え）〔フィルグラスチム後続 2〕	7 5 μ g 0. 3 m L 1 筒		フィルグラスチム B S 注 7 5 μ g シリンジ「N K」	日本化薬	2,713.00
注射薬	3399409G2024	フィルグラスチム（遺伝子組換え）〔フィルグラスチム後続 2〕	1 5 0 μ g 0. 6 m L 1 筒		フィルグラスチム B S 注 1 5 0 μ g シリンジ「N K」	日本化薬	3,340.00
注射薬	3399409G3020	フィルグラスチム（遺伝子組換え）〔フィルグラスチム後続 2〕	3 0 0 μ g 0. 7 m L 1 筒		フィルグラスチム B S 注 3 0 0 μ g シリンジ「N K」	日本化薬	5,351.00
注射薬	3399416G1028	ペグフィルグラスチム（遺伝子組換え）〔ペグフィルグラスチム後続 1〕	3. 6 m g 0. 3 6 m L 1 筒		ペグフィルグラスチム B S 皮下注 3. 6 m g 「ニプロ」	持田製薬販売	54,924.00
注射薬	3399416G1036	ペグフィルグラスチム（遺伝子組換え）〔ペグフィルグラスチム後続 1〕	3. 6 m g 0. 3 6 m L 1 筒		ペグフィルグラスチム B S 皮下注 3. 6 m g 「モチダ」	持田製薬	55,680.00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
注射薬	3410534G2038	人工透析液	2， 0 2 0 m L 1 キット	サブバック血液ろ過用補充液－B i		ニプロ	1, 286. 00
注射薬	3919502A1015	グリチルリチン・グリシン・システイン配合剤	2 0 m L 1 管	グリチルリチン・グリシン・システイン配合 2 0 m L 注射液			63. 00
注射薬	3919502A2100	グリチルリチン・グリシン・システイン配合剤	5 m L 1 管	ニチファーゲン注		日新製薬（山形）	63. 00
注射薬	3922400D3136	グルタチオン	2 0 0 m g 1 管	グルタチオン注射用 2 0 0 m g 「N I G」		日医工岐阜工場	129. 00
注射薬	3929409A1031	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 瓶	スガマデクス静注液 2 0 0 m g 「F」		富士製薬工業	2, 470. 00
注射薬	3929409A1040	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 瓶	スガマデクス静注液 2 0 0 m g 「V T R S」		ヴィアトリス・ヘルスケア	2, 305. 00
注射薬	3929409A1058	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 瓶	スガマデクス静注液 2 0 0 m g 「サンド」		サンド	2, 478. 00
注射薬	3929409A1066	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 瓶	スガマデクス静注液 2 0 0 m g 「ニプロ」		ニプロ	2, 738. 00
注射薬	3929409A1074	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 瓶	スガマデクス静注液 2 0 0 m g 「バクスター」		バクスター・ジャパン	2, 146. 00
注射薬	3929409A1082	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 瓶	スガマデクス静注液 2 0 0 m g 「マルイシ」		丸石製薬	2, 661. 00
注射薬	3929409A1090	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 瓶	スガマデクス静注液 2 0 0 m g 「トーワ」		東和薬品	2, 862. 00
注射薬	3929409A2038	スガマデクスナトリウム	5 0 0 m g 5 m L 1 瓶	スガマデクス静注液 5 0 0 m g 「F」		富士製薬工業	6, 177. 00
注射薬	3929409A2046	スガマデクスナトリウム	5 0 0 m g 5 m L 1 瓶	スガマデクス静注液 5 0 0 m g 「V T R S」		ヴィアトリス・ヘルスケア	6, 177. 00
注射薬	3929409A2054	スガマデクスナトリウム	5 0 0 m g 5 m L 1 瓶	スガマデクス静注液 5 0 0 m g 「サンド」		サンド	6, 177. 00
注射薬	3929409A2062	スガマデクスナトリウム	5 0 0 m g 5 m L 1 瓶	スガマデクス静注液 5 0 0 m g 「ニプロ」		ニプロ	6, 914. 00
注射薬	3929409A2070	スガマデクスナトリウム	5 0 0 m g 5 m L 1 瓶	スガマデクス静注液 5 0 0 m g 「バクスター」		バクスター・ジャパン	6, 177. 00
注射薬	3929409A2089	スガマデクスナトリウム	5 0 0 m g 5 m L 1 瓶	スガマデクス静注液 5 0 0 m g 「マルイシ」		丸石製薬	6, 733. 00
注射薬	3929409A2097	スガマデクスナトリウム	5 0 0 m g 5 m L 1 瓶	スガマデクス静注液 5 0 0 m g 「トーワ」		東和薬品	6, 699. 00
注射薬	3929409G1026	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 筒	スガマデクス静注液 2 0 0 m g シリンジ「F」		富士製薬工業	2, 589. 00
注射薬	3929409G1034	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 筒	スガマデクス静注液 2 0 0 m g シリンジ「ニプロ」		ニプロ	2, 652. 00
注射薬	3929409G1042	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 筒	スガマデクス静注液 2 0 0 m g シリンジ「マルイシ」		丸石製薬	2, 701. 00
注射薬	3959420A1029	アガルシダーゼベータ（遺伝子組換え）〔アガルシダーゼベータ後続 1〕	5 m g 1 瓶	アガルシダーゼ ベータ B S 点滴静注 5 m g 「J C R」		J C R ファーマ	68, 796. 00
注射薬	3959420A2025	アガルシダーゼベータ（遺伝子組換え）〔アガルシダーゼベータ後続 1〕	3 5 m g 1 瓶	アガルシダーゼ ベータ B S 点滴静注 3 5 m g 「J C R」		J C R ファーマ	389, 144. 00
注射薬	3991400A4133	コンドロイチン硫酸エステルナトリウム	1 % 2 0 m L 1 管	コンドロイチン硫酸ナトリウム注射液 2 0 0 m g 「日医工」		日医工	63. 00
注射薬	3992400A1085	アデノシン三リン酸二ナトリウム水和物	1 0 m g 1 管	A T P 注 1 0 m g 「イセイ」		コーアイセイ	63. 00
注射薬	3992400A2090	アデノシン三リン酸二ナトリウム水和物	2 0 m g 1 管	A T P 注 2 0 m g 「イセイ」		コーアイセイ	63. 00
注射薬	3999401A1226	エルカトニン	4 0 エルカトニン単位 1 m L 1 管	エルカトニン注 4 0 単位「T B P」		東菱薬品工業	229. 00
注射薬	3999401A2290	エルカトニン	1 0 エルカトニン単位 1 m L 1 管	エルカトニン筋注 1 0 単位「T B P」		東菱薬品工業	63. 00
注射薬	3999401A3180	エルカトニン	2 0 エルカトニン単位 1 m L 1 管	エルカトニン筋注 2 0 単位「T B P」		東菱薬品工業	89. 00
注射薬	3999408A1295	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 2． 5 m L 1 管	局	ヒアルロン酸ナトリウム関節注 2 5 m g 「日医工」	日医工	258. 00
注射薬	3999408A1309	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 2． 5 m L 1 管	局	ヒアルロン酸 N a 関節注 2 5 m g 「日新」	日新製薬（山形）	258. 00
注射薬	3999408G1395	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 2． 5 m L 1 筒	局	ヒアルロン酸 N a 関節注 2 5 m g シリンジ「N P」	ニプロ	600. 00
注射薬	3999408G1433	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 2． 5 m L 1 筒	局	ヒアルロン酸 N a 関節注 2 5 m g シリンジ「トーワ」	東和薬品	393. 00
注射薬	3999408G1441	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 2． 5 m L 1 筒	局	ヒアルロン酸 N a 関節注 2 5 m g シリンジ「明治」	M e i j i S e i k a ファルマ	600. 00
注射薬	3999408G1450	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 2． 5 m L 1 筒	局	ヒアルロン酸 N a 関節注 2 5 m g シリンジ「ツルハラ」	鶴原製薬	600. 00
注射薬	3999408G1468	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 2． 5 m L 1 筒	局	ヒアルロン酸 N a 関節注 2 5 m g シリンジ「N I G」	日医工岐阜工場	288. 00
注射薬	3999411A1068	オザグレルナトリウム	2 0 m g 2 m L 1 管	局	オザグレル N a 静注液 2 0 m g 「日医工」	日医工	312. 00
注射薬	3999411A2056	オザグレルナトリウム	8 0 m g 8 m L 1 管	局	オザグレル N a 静注液 8 0 m g 「日医工」	日医工	636. 00
注射薬	3999411A3079	オザグレルナトリウム	2 0 m g 1 m L 1 管	局	オザグレル N a 点滴静注液 2 0 m g 「ケミファ」	日本薬品工業	182. 00
注射薬	3999411A3087	オザグレルナトリウム	2 0 m g 1 m L 1 管	局	オザグレル N a 点滴静注 2 0 m g 「I P」	ネオクリティケア製薬	175. 00
注射薬	3999411A3095	オザグレルナトリウム	2 0 m g 1 m L 1 管	局	オザグレル N a 点滴静注液 2 0 m g 「トーワ」	東和薬品	320. 00
注射薬	3999411A4075	オザグレルナトリウム	8 0 m g 4 m L 1 管	局	オザグレル N a 点滴静注液 8 0 m g 「ケミファ」	日本薬品工業	635. 00
注射薬	3999411A4083	オザグレルナトリウム	8 0 m g 4 m L 1 管	局	オザグレル N a 点滴静注 8 0 m g 「I P」	ネオクリティケア製薬	607. 00
注射薬	3999411A4091	オザグレルナトリウム	8 0 m g 4 m L 1 管	局	オザグレル N a 点滴静注液 8 0 m g 「トーワ」	東和薬品	641. 00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
注射薬	3999411A6078	オザグレルナトリウム	4 0 m g 2 m L 1 管	局	オザグレルN a 点滴静注液4 0 m g 「ケミファ」	日本薬品工業	530. 00
注射薬	3999411A6086	オザグレルナトリウム	4 0 m g 2 m L 1 管	局	オザグレルN a 点滴静注4 0 m g 「I P」	ネオクリティケア製薬	349. 00
注射薬	3999411A6094	オザグレルナトリウム	4 0 m g 2 m L 1 管	局	オザグレルN a 点滴静注液4 0 m g 「トーワ」	東和薬品	355. 00
注射薬	3999411A9042	オザグレルナトリウム	4 0 m g 4 m L 1 管	局	オザグレルN a 静注液4 0 m g 「日医工」	日医工	338. 00
注射薬	3999411D1196	オザグレルナトリウム	2 0 m g 1 瓶	局	オザグレルN a 注射用2 0 m g 「SW」	沢井製薬	176. 00
注射薬	3999411D2079	オザグレルナトリウム	4 0 m g 1 瓶	局	オザグレルN a 注射用4 0 m g 「SW」	沢井製薬	346. 00
注射薬	3999411G1044	オザグレルナトリウム	2 0 m g 0 . 5 m L 1 筒	局	オザグレルN a 点滴静注2 0 m g シリンジ「N I G」	日医工岐阜工場	515. 00
注射薬	3999411G2040	オザグレルナトリウム	4 0 m g 1 m L 1 筒	局	オザグレルN a 点滴静注4 0 m g シリンジ「N I G」	日医工岐阜工場	744. 00
注射薬	3999411G3047	オザグレルナトリウム	8 0 m g 2 m L 1 筒	局	オザグレルN a 点滴静注8 0 m g シリンジ「N I G」	日医工岐阜工場	1, 494. 00
注射薬	3999411G4035	オザグレルナトリウム	8 0 m g 4 m L 1 筒	局	オザグレルN a 注射液8 0 m g シリンジ「サワイ」	沢井製薬	1, 494. 00
注射薬	3999411G4043	オザグレルナトリウム	8 0 m g 4 m L 1 筒	局	オザグレルN a 注8 0 m g シリンジ「I P」	ネオクリティケア製薬	911. 00
注射薬	3999411G4051	オザグレルナトリウム	8 0 m g 4 m L 1 筒	局	オザグレルN a 注8 0 m g シリンジ「トーワ」	東和薬品	572. 00
注射薬	3999411G5066	オザグレルナトリウム	8 0 m g 2 0 0 m L 1 袋	局	オザグレルN a 点滴静注8 0 m g バッグ「タカタ」	高田製薬	858. 00
注射薬	3999411G5074	オザグレルナトリウム	8 0 m g 2 0 0 m L 1 袋	局	オザグレルN a 点滴静注8 0 m g バッグ「テルモ」	テルモ	881. 00
注射薬	3999411G6020	オザグレルナトリウム	2 0 m g 1 m L 1 筒	局	オザグレルN a 注射液2 0 m g シリンジ「サワイ」	沢井製薬	515. 00
注射薬	3999411G7026	オザグレルナトリウム	4 0 m g 2 m L 1 筒	局	オザグレルN a 注射液4 0 m g シリンジ「サワイ」	沢井製薬	953. 00
注射薬	3999411G8022	オザグレルナトリウム	8 0 m g 1 0 0 m L 1 袋	局	オザグレルN a 点滴静注8 0 m g ／1 0 0 m L バッグ「I P」	ネオクリティケア製薬	863. 00
注射薬	3999411H1031	オザグレルナトリウム	8 0 m g 4 m L 1 瓶	局	オザグレルN a 点滴静注8 0 m g 「タカタ」	高田製薬	647. 00
注射薬	3999411H7030	オザグレルナトリウム	2 0 m g 1 m L 1 瓶	局	オザグレルN a 点滴静注2 0 m g 「タカタ」	高田製薬	320. 00
注射薬	3999411H8036	オザグレルナトリウム	4 0 m g 2 m L 1 瓶	局	オザグレルN a 点滴静注4 0 m g 「タカタ」	高田製薬	529. 00
注射薬	3999418D1040	パミドロン酸二ナトリウム水和物	1 5 m g 1 瓶		パミドロン酸二N a 点滴静注用1 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	3, 034. 00
注射薬	3999418D2046	パミドロン酸二ナトリウム水和物	3 0 m g 1 瓶		パミドロン酸二N a 点滴静注用3 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	5, 608. 00
注射薬	3999419G1040	アレンドロン酸ナトリウム水和物	9 0 0 μ g 1 0 0 m L 1 袋		アレンドロン酸点滴静注バッグ9 0 0 μ g 「H K」	光製薬	1, 182. 00
注射薬	3999422D1054	シベレスタットナトリウム水和物	1 0 0 m g 1 瓶	局	シベレスタットN a 点滴静注用1 0 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	1, 314. 00
注射薬	3999423A1052	ゾレドロン酸水和物	4 m g 5 m L 1 瓶		ゾレドロン酸点滴静注4 m g ／5 m L 「F」	富士製薬工業	5, 651. 00
注射薬	3999423A1060	ゾレドロン酸水和物	4 m g 5 m L 1 瓶		ゾレドロン酸点滴静注4 m g ／5 m L 「NK」	高田製薬	5, 683. 00
注射薬	3999423A1087	ゾレドロン酸水和物	4 m g 5 m L 1 瓶		ゾレドロン酸点滴静注4 m g ／5 m L 「サンド」	サンド	4, 481. 00
注射薬	3999423A1109	ゾレドロン酸水和物	4 m g 5 m L 1 瓶		ゾレドロン酸点滴静注4 m g ／5 m L 「ニプロ」	ニプロ	5, 905. 00
注射薬	3999423A1168	ゾレドロン酸水和物	4 m g 5 m L 1 瓶		ゾレドロン酸点滴静注4 m g ／5 m L 「N I G」	日医工岐阜工場	5, 813. 00
注射薬	3999423A3020	ゾレドロン酸水和物	4 m g 1 0 0 m L 1 袋		ゾレドロン酸点滴静注4 m g ／1 0 0 m L バッグ「NK」	高田製薬	6, 294. 00
注射薬	3999423A3047	ゾレドロン酸水和物	4 m g 1 0 0 m L 1 袋		ゾレドロン酸点滴静注4 m g ／1 0 0 m L バッグ「トーワ」	東和薬品	6, 795. 00
注射薬	3999423A3063	ゾレドロン酸水和物	4 m g 1 0 0 m L 1 袋		ゾレドロン酸点滴静注4 m g ／1 0 0 m L バッグ「ニプロ」	ニプロ	6, 051. 00
注射薬	3999423A3110	ゾレドロン酸水和物	4 m g 1 0 0 m L 1 袋		ゾレドロン酸点滴静注4 m g ／1 0 0 m L バッグ「K C C」	ネオクリティケア製薬	5, 367. 00
注射薬	3999423A3128	ゾレドロン酸水和物	4 m g 1 0 0 m L 1 袋		ゾレドロン酸点滴静注4 m g ／1 0 0 m L バッグ「日医工P」	日医工ファーマ	6, 320. 00
注射薬	3999425S5036	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	1 0 μ g 0 . 5 m L 1 筒		ダルベポエチン アルファ注1 0 μ g シリンジ「KKF」	協和キリンフロンティア	720. 00
注射薬	3999425S6032	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	1 5 μ g 0 . 5 m L 1 筒		ダルベポエチン アルファ注1 5 μ g シリンジ「KKF」	協和キリンフロンティア	992. 00
注射薬	3999425S7039	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	2 0 μ g 0 . 5 m L 1 筒		ダルベポエチン アルファ注2 0 μ g シリンジ「KKF」	協和キリンフロンティア	1, 260. 00
注射薬	3999425S8035	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	3 0 μ g 0 . 5 m L 1 筒		ダルベポエチン アルファ注3 0 μ g シリンジ「KKF」	協和キリンフロンティア	1, 848. 00
注射薬	3999425S9031	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	4 0 μ g 0 . 5 m L 1 筒		ダルベポエチン アルファ注4 0 μ g シリンジ「KKF」	協和キリンフロンティア	2, 207. 00
注射薬	3999425U1031	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	6 0 μ g 0 . 5 m L 1 筒		ダルベポエチン アルファ注6 0 μ g シリンジ「KKF」	協和キリンフロンティア	3, 188. 00
注射薬	3999425U2038	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	1 2 0 μ g 0 . 5 m L 1 筒		ダルベポエチン アルファ注1 2 0 μ g シリンジ「KKF」	協和キリンフロンティア	5, 710. 00
注射薬	3999425U3034	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	1 8 0 μ g 0 . 5 m L 1 筒		ダルベポエチン アルファ注1 8 0 μ g シリンジ「KKF」	協和キリンフロンティア	7, 647. 00
注射薬	3999425U4030	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	5 μ g 0 . 5 m L 1 筒		ダルベポエチン アルファ注5 μ g シリンジ「KKF」	協和キリンフロンティア	412. 00
注射薬	3999427G1029	エポエチンカッパ（遺伝子組換え）〔エポエチンアルファ後続1〕	7 5 0 国際単位0 . 5 m L 1 筒		エポエチンアルファBS注7 5 0 シリンジ「J C R」	J C Rファーマ	485. 00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	3999427G2025	エポエチンカッパ（遺伝子組換え）〔エポエチンアルファ後続１〕	1， 5 0 0 国際単位 1 m L 1 筒	エポエチンアルファBS注1 5 0 0 シリンジ「J C R」	J C Rファーマ	485. 00
注射薬	3999427G3021	エポエチンカッパ（遺伝子組換え）〔エポエチンアルファ後続１〕	3， 0 0 0 国際単位 2 m L 1 筒	エポエチンアルファBS注3 0 0 0 シリンジ「J C R」	J C Rファーマ	845. 00
注射薬	3999436G1036	レボカルニチン	1， 0 0 0 m g 5 m L 1 筒	レボカルニチンF F 静注1 0 0 0 m g シリンジ「トーワ」	東和薬品	358. 00
注射薬	3999436G1044	レボカルニチン	1， 0 0 0 m g 5 m L 1 筒	レボカルニチンF F 静注1 0 0 0 m g シリンジ「ニプロ」	ニプロ	341. 00
注射薬	3999436G1052	レボカルニチン	1， 0 0 0 m g 5 m L 1 筒	レボカルニチンF F 静注1 0 0 0 m g シリンジ「フソー」	扶桑薬品工業	372. 00
注射薬	3999438G1035	イバンドロン酸ナトリウム水和物	1 m g 1 m L 1 筒	イバンドロン酸静注1 m g シリンジ「HK」	シオノケミカル	1, 776. 00
注射薬	3999438G1043	イバンドロン酸ナトリウム水和物	1 m g 1 m L 1 筒	イバンドロン酸静注1 m g シリンジ「V T R S」	ブリオファーマ	1, 682. 00
注射薬	3999438G1051	イバンドロン酸ナトリウム水和物	1 m g 1 m L 1 筒	イバンドロン酸静注1 m g シリンジ「サワイ」	沢井製薬	1, 639. 00
注射薬	3999438G1060	イバンドロン酸ナトリウム水和物	1 m g 1 m L 1 筒	イバンドロン酸静注1 m g シリンジ「トーワ」	東和薬品	1, 515. 00
注射薬	3999448D1024	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続〕	1 0 m g 1 瓶	エタネルセプトB S皮下注用1 0 m g 「MA」	持田製薬	4, 335. 00
注射薬	3999448D2020	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続〕	2 5 m g 1 瓶	エタネルセプトB S皮下注用2 5 m g 「MA」	持田製薬	5, 331. 00
注射薬	3999448G1020	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続〕	2 5 m g 0． 5 m L 1 筒	エタネルセプトB S皮下注2 5 m g シリンジ0． 5 m L 「MA」	持田製薬	6, 125. 00
注射薬	3999448G2027	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続〕	5 0 m g 1 m L 1 筒	エタネルセプトB S皮下注5 0 m g シリンジ1． 0 m L 「MA」	持田製薬	11, 595. 00
注射薬	3999448G3023	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続〕	5 0 m g 1 m L 1 キット	エタネルセプトB S皮下注5 0 m g ペン1． 0 m L 「MA」	持田製薬	10, 463. 00
注射薬	3999448G4020	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続〕	2 5 m g 0． 5 m L 1 キット	エタネルセプトB S皮下注2 5 m g ペン0． 5 m L 「MA」	持田製薬	5, 532. 00
注射薬	3999451G1022	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続〕	1 0 m g 1 m L 1 筒	エタネルセプトB S皮下注1 0 m g シリンジ1． 0 m L 「T Y」	陽進堂	2, 256. 00
注射薬	3999451G1030	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続〕	1 0 m g 1 m L 1 筒	エタネルセプトB S皮下注1 0 m g シリンジ1． 0 m L 「日医工」	日医工	2, 926. 00
注射薬	3999451G2029	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続〕	2 5 m g 0． 5 m L 1 筒	エタネルセプトB S皮下注2 5 m g シリンジ0． 5 m L 「T Y」	陽進堂	5, 744. 00
注射薬	3999451G2037	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続〕	2 5 m g 0． 5 m L 1 筒	エタネルセプトB S皮下注2 5 m g シリンジ0． 5 m L 「日医工」	日医工	5, 744. 00
注射薬	3999451G3025	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続〕	5 0 m g 1 m L 1 筒	エタネルセプトB S皮下注5 0 m g シリンジ1． 0 m L 「T Y」	陽進堂	11, 768. 00
注射薬	3999451G3033	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続〕	5 0 m g 1 m L 1 筒	エタネルセプトB S皮下注5 0 m g シリンジ1． 0 m L 「日医工」	日医工	10, 710. 00
注射薬	3999451G4021	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続〕	5 0 m g 1 m L 1 キット	エタネルセプトB S皮下注5 0 m g ペン1． 0 m L 「T Y」	陽進堂	9, 924. 00
注射薬	3999451G4030	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続〕	5 0 m g 1 m L 1 キット	エタネルセプトB S皮下注5 0 m g ペン1． 0 m L 「日医工」	日医工	9, 924. 00
注射薬	3999453G1021	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続１〕	5 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注5 μ g シリンジ「J C R」	J C Rファーマ	390. 00
注射薬	3999453G2028	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続１〕	1 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注1 0 μ g シリンジ「J C R」	J C Rファーマ	688. 00
注射薬	3999453G3024	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続１〕	1 5 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注1 5 μ g シリンジ「J C R」	J C Rファーマ	945. 00
注射薬	3999453G4020	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続１〕	2 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注2 0 μ g シリンジ「J C R」	J C Rファーマ	1, 207. 00
注射薬	3999453G5027	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続１〕	3 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注3 0 μ g シリンジ「J C R」	J C Rファーマ	1, 773. 00
注射薬	3999453G6023	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続１〕	4 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注4 0 μ g シリンジ「J C R」	J C Rファーマ	2, 109. 00
注射薬	3999453G7020	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続１〕	6 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注6 0 μ g シリンジ「J C R」	J C Rファーマ	3, 082. 00
注射薬	3999453G8026	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続１〕	1 2 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注1 2 0 μ g シリンジ「J C R」	J C Rファーマ	5, 568. 00
注射薬	3999453G9022	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続１〕	1 8 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注1 8 0 μ g シリンジ「J C R」	J C Rファーマ	7, 487. 00
注射薬	3999454G1026	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続２〕	5 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注5 μ g シリンジ「三和」	三和化学研究所	389. 00
注射薬	3999454G2022	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続２〕	1 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注1 0 μ g シリンジ「三和」	三和化学研究所	686. 00
注射薬	3999454G3029	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続２〕	1 5 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注1 5 μ g シリンジ「三和」	三和化学研究所	950. 00
注射薬	3999454G4025	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続２〕	2 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注2 0 μ g シリンジ「三和」	三和化学研究所	1, 207. 00
注射薬	3999454G5021	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続２〕	3 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注3 0 μ g シリンジ「三和」	三和化学研究所	1, 759. 00
注射薬	3999454G6028	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続２〕	4 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注4 0 μ g シリンジ「三和」	三和化学研究所	2, 093. 00
注射薬	3999454G7024	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続２〕	6 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注6 0 μ g シリンジ「三和」	三和化学研究所	3, 081. 00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	3999454G8020	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続２〕	１２０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注１２０μｇシリンジ「三和」	三和化学研究所	5,575.00
注射薬	3999454G9027	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続２〕	１８０μｇ０．５ｍＬ１筒	ダルベポエチン　アルファＢＳ注１８０μｇシリンジ「三和」	三和化学研究所	7,284.00
注射薬	3999457G1020	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続１〕	２０ｍｇ０．４ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注２０ｍｇシリンジ０．４ｍＬ「ＦＫＢ」	協和キリン富士フイルムバイオロジクス	9,270.00
注射薬	3999457G2026	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続１〕	４０ｍｇ０．８ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注４０ｍｇシリンジ０．８ｍＬ「ＦＫＢ」	協和キリン富士フイルムバイオロジクス	17,987.00
注射薬	3999457G3022	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続１〕	４０ｍｇ０．８ｍＬ１キット	アダリムマブＢＳ皮下注４０ｍｇペン０．８ｍＬ「ＦＫＢ」	協和キリン富士フイルムバイオロジクス	15,584.00
注射薬	3999459G1029	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続２〕	２０ｍｇ０．４ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注２０ｍｇシリンジ０．４ｍＬ「第一三共」	第一三共	12,852.00
注射薬	3999459G2025	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続２〕	４０ｍｇ０．８ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注４０ｍｇシリンジ０．８ｍＬ「第一三共」	第一三共	19,261.00
注射薬	3999459G3021	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続２〕	４０ｍｇ０．８ｍＬ１キット	アダリムマブＢＳ皮下注４０ｍｇペン０．８ｍＬ「第一三共」	第一三共	14,953.00
注射薬	3999463G1025	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続３〕	２０ｍｇ０．２ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注２０ｍｇシリンジ０．２ｍＬ「ＭＡ」	持田製薬	10,266.00
注射薬	3999463G2021	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続３〕	４０ｍｇ０．４ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注４０ｍｇシリンジ０．４ｍＬ「ＭＡ」	持田製薬	19,717.00
注射薬	3999463G3028	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続３〕	８０ｍｇ０．８ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注８０ｍｇシリンジ０．８ｍＬ「ＭＡ」	持田製薬	37,546.00
注射薬	3999463G4024	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続３〕	４０ｍｇ０．４ｍＬ１キット	アダリムマブＢＳ皮下注４０ｍｇペン０．４ｍＬ「ＭＡ」	持田製薬	17,554.00
注射薬	3999472G1024	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続４〕	２０ｍｇ０．２ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注２０ｍｇシリンジ０．２ｍＬ「ＣＴＮＫ」	日本化薬	9,952.00
注射薬	3999472G2020	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続４〕	４０ｍｇ０．４ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注４０ｍｇシリンジ０．４ｍＬ「ＣＴＮＫ」	日本化薬	18,326.00
注射薬	3999472G3027	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続４〕	８０ｍｇ０．８ｍＬ１筒	アダリムマブＢＳ皮下注８０ｍｇシリンジ０．８ｍＬ「ＣＴＮＫ」	日本化薬	30,601.00
注射薬	3999472G4023	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続４〕	４０ｍｇ０．４ｍＬ１キット	アダリムマブＢＳ皮下注４０ｍｇペン０．４ｍＬ「ＣＴＮＫ」	日本化薬	16,078.00
注射薬	3999472G5020	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続４〕	８０ｍｇ０．８ｍＬ１キット	アダリムマブＢＳ皮下注８０ｍｇペン０．８ｍＬ「ＣＴＮＫ」	日本化薬	33,549.00
注射薬	3999473G1029	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）〔ウステキヌマブ後続〕	４５ｍｇ０．５ｍＬ１筒	ウステキヌマブＢＳ皮下注４５ｍｇシリンジ「Ｆ」	富士製薬工業	131,440.00
注射薬	3999474G1023	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）〔ウステキヌマブ後続〕	４５ｍｇ０．５ｍＬ１筒	ウステキヌマブＢＳ皮下注４５ｍｇシリンジ「ＹＤ」	陽進堂	136,554.00
注射薬	3999475G1028	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）〔ウステキヌマブ後続〕	４５ｍｇ０．５ｍＬ１筒	ウステキヌマブＢＳ皮下注４５ｍｇシリンジ「ＣＴ」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	129,689.00
注射薬	4219405A1033	ベンダムスチン塩酸塩水和物	１００ｍｇ４ｍＬ１瓶	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液１００ｍｇ／４ｍＬ「トーワ」	東和薬品	23,417.00
注射薬	4219405A1041	ベンダムスチン塩酸塩水和物	１００ｍｇ４ｍＬ１瓶	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液１００ｍｇ／４ｍＬ「ファイザー」	ファイザー	21,064.00
注射薬	4219405A1050	ベンダムスチン塩酸塩水和物	１００ｍｇ４ｍＬ１瓶	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液１００ｍｇ／４ｍＬ「イセイ」	コーアイセイ	23,450.00
注射薬	4219405A2021	ベンダムスチン塩酸塩水和物	２５ｍｇ１ｍＬ１瓶	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液２５ｍｇ／１ｍＬ「トーワ」	東和薬品	7,416.00
注射薬	4219405A2030	ベンダムスチン塩酸塩水和物	２５ｍｇ１ｍＬ１瓶	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液２５ｍｇ／１ｍＬ「ファイザー」	ファイザー	6,686.00
注射薬	4219405A2048	ベンダムスチン塩酸塩水和物	２５ｍｇ１ｍＬ１瓶	ベンダムスチン塩酸塩点滴静注液２５ｍｇ／１ｍＬ「イセイ」	コーアイセイ	7,134.00
注射薬	4224401A7041	シタラビン	１ｇ１瓶	シタラビン点滴静注液１ｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	3,207.00
注射薬	4224401A8030	シタラビン	４００ｍｇ１瓶	シタラビン点滴静注液４００ｍｇ「ＮＩＧ」	日医工岐阜工場	1,429.00
注射薬	4224403A1026	ゲムシタビン塩酸塩	２００ｍｇ５ｍＬ１瓶	ゲムシタビン点滴静注液２００ｍｇ／５ｍＬ「サンド」	サンド	870.00
注射薬	4224403A1034	ゲムシタビン塩酸塩	２００ｍｇ５ｍＬ１瓶	ゲムシタビン点滴静注液２００ｍｇ／５ｍＬ「ＮＫ」	日本化薬	867.00
注射薬	4224403A2022	ゲムシタビン塩酸塩	１ｇ２５ｍＬ１瓶	ゲムシタビン点滴静注液１ｇ／２５ｍＬ「サンド」	サンド	3,708.00
注射薬	4224403A2030	ゲムシタビン塩酸塩	１ｇ２５ｍＬ１瓶	ゲムシタビン点滴静注液１ｇ／２５ｍＬ「ＮＫ」	日本化薬	3,220.00
注射薬	4224403D1065	ゲムシタビン塩酸塩	２００ｍｇ１瓶	ゲムシタビン点滴静注用２００ｍｇ「ヤクルト」	高田製薬	842.00
注射薬	4224403D1073	ゲムシタビン塩酸塩	２００ｍｇ１瓶	ゲムシタビン点滴静注用２００ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	867.00
注射薬	4224403D1162	ゲムシタビン塩酸塩	２００ｍｇ１瓶	ゲムシタビン点滴静注用２００ｍｇ「タカタ」	高田製薬	842.00
注射薬	4224403D2061	ゲムシタビン塩酸塩	１ｇ１瓶	ゲムシタビン点滴静注用１ｇ「ヤクルト」	高田製薬	3,973.00
注射薬	4224403D2070	ゲムシタビン塩酸塩	１ｇ１瓶	ゲムシタビン点滴静注用１ｇ「ＮＫ」	日本化薬	3,728.00
注射薬	4224403D2169	ゲムシタビン塩酸塩	１ｇ１瓶	ゲムシタビン点滴静注用１ｇ「タカタ」	高田製薬	3,973.00
注射薬	4229401A1023	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	１００ｍｇ４ｍＬ１瓶	ペメトレキセド点滴静注液１００ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	7,547.00
注射薬	4229401A1031	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	１００ｍｇ４ｍＬ１瓶	ペメトレキセド点滴静注液１００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	7,590.00
注射薬	4229401A1040	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	１００ｍｇ４ｍＬ１瓶	ペメトレキセド点滴静注液１００ｍｇ「トーワ」	富士フイルム富山化学	7,442.00
注射薬	4229401A2020	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	５００ｍｇ２０ｍＬ１瓶	ペメトレキセド点滴静注液５００ｍｇ「ＮＫ」	日本化薬	31,050.00
注射薬	4229401A2038	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	５００ｍｇ２０ｍＬ１瓶	ペメトレキセド点滴静注液５００ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	34,151.00
注射薬	4229401A2046	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	５００ｍｇ２０ｍＬ１瓶	ペメトレキセド点滴静注液５００ｍｇ「トーワ」	富士フイルム富山化学	31,282.00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
注射薬	4229401A3026	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	8 0 0 m g 3 2 m L 1 瓶		ペメトレキセド点滴静注液 8 0 0 m g 「NK」	日本化薬	48,141.00
注射薬	4229401A3034	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	8 0 0 m g 3 2 m L 1 瓶		ペメトレキセド点滴静注液 8 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	45,952.00
注射薬	4229401A3042	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	8 0 0 m g 3 2 m L 1 瓶		ペメトレキセド点滴静注液 8 0 0 m g 「トーワ」	富士フイルム富山化学	49,070.00
注射薬	4229401D1038	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	5 0 0 m g 1 瓶		ペメトレキセド点滴静注用 5 0 0 m g 「F」	富士製薬工業	30,295.00
注射薬	4229401D1046	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	5 0 0 m g 1 瓶		ペメトレキセド点滴静注用 5 0 0 m g 「NK」	日本化薬	31,050.00
注射薬	4229401D1054	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	5 0 0 m g 1 瓶		ペメトレキセド点滴静注用 5 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	31,720.00
注射薬	4229401D1062	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	5 0 0 m g 1 瓶		ペメトレキセド点滴静注用 5 0 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	30,988.00
注射薬	4229401D1070	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	5 0 0 m g 1 瓶		ペメトレキセド点滴静注用 5 0 0 m g 「ヤクルト」	高田製薬	36,314.00
注射薬	4229401D1089	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	5 0 0 m g 1 瓶		ペメトレキセド点滴静注用 5 0 0 m g 「日医工G」	日医工岐阜工場	30,295.00
注射薬	4229401D2034	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	1 0 0 m g 1 瓶		ペメトレキセド点滴静注用 1 0 0 m g 「F」	富士製薬工業	7,379.00
注射薬	4229401D2042	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	1 0 0 m g 1 瓶		ペメトレキセド点滴静注用 1 0 0 m g 「NK」	日本化薬	7,547.00
注射薬	4229401D2050	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	1 0 0 m g 1 瓶		ペメトレキセド点滴静注用 1 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	7,590.00
注射薬	4229401D2069	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	1 0 0 m g 1 瓶		ペメトレキセド点滴静注用 1 0 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	7,520.00
注射薬	4229401D2077	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	1 0 0 m g 1 瓶		ペメトレキセド点滴静注用 1 0 0 m g 「ヤクルト」	高田製薬	9,551.00
注射薬	4229401D2085	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	1 0 0 m g 1 瓶		ペメトレキセド点滴静注用 1 0 0 m g 「日医工G」	日医工岐阜工場	7,379.00
注射薬	4229401D3022	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	8 0 0 m g 1 瓶		ペメトレキセド点滴静注用 8 0 0 m g 「F」	富士製薬工業	43,643.00
注射薬	4229401D3030	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	8 0 0 m g 1 瓶		ペメトレキセド点滴静注用 8 0 0 m g 「NK」	日本化薬	48,141.00
注射薬	4229401D3049	ペメトレキセドナトリウムヘミペンタ水和物	8 0 0 m g 1 瓶		ペメトレキセド点滴静注用 8 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	45,952.00
注射薬	4235402A2021	ドキシソルビシン塩酸塩	1 0 m g 5 m L 1 瓶		ドキシソルビシン塩酸塩注射液 1 0 m g 「サンド」	サンド	643.00
注射薬	4235402A3028	ドキシソルビシン塩酸塩	5 0 m g 2 5 m L 1 瓶		ドキシソルビシン塩酸塩注射液 5 0 m g 「サンド」	サンド	2,687.00
注射薬	4235402D1048	ドキシソルビシン塩酸塩	1 0 m g 1 瓶	局	ドキシソルビシン塩酸塩注射用 1 0 m g 「NK」	日本化薬	612.00
注射薬	4235402D2028	ドキシソルビシン塩酸塩	5 0 m g 1 瓶	局	ドキシソルビシン塩酸塩注射用 5 0 m g 「NK」	日本化薬	2,730.00
注射薬	4235404A1040	エピルビシン塩酸塩	1 0 m g 5 m L 1 瓶		エピルビシン塩酸塩注射液 1 0 m g ／ 5 m L 「NK」	日本化薬	2,243.00
注射薬	4235404A2047	エピルビシン塩酸塩	5 0 m g 2 5 m L 1 瓶		エピルビシン塩酸塩注射液 5 0 m g ／ 2 5 m L 「NK」	日本化薬	6,741.00
注射薬	4235404D1063	エピルビシン塩酸塩	1 0 m g 1 瓶		エピルビシン塩酸塩注射用 1 0 m g 「NK」	ヴィアトリス・ヘルスケア	1,375.00
注射薬	4235404D2060	エピルビシン塩酸塩	5 0 m g 1 瓶		エピルビシン塩酸塩注射用 5 0 m g 「NK」	ヴィアトリス・ヘルスケア	6,528.00
注射薬	4240403A2069	エトポシド	1 0 0 m g 5 m L 1 瓶		エトポシド点滴静注液 1 0 0 m g 「サンド」	サンド	1,301.00
注射薬	4240403A2093	エトポシド	1 0 0 m g 5 m L 1 瓶		エトポシド点滴静注液 1 0 0 m g 「SN」	シオノケミカル	2,309.00
注射薬	4240403A2107	エトポシド	1 0 0 m g 5 m L 1 瓶		エトポシド点滴静注 1 0 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	2,294.00
注射薬	4240404A1148	イリノテカン塩酸塩水和物	4 0 m g 2 m L 1 瓶	局	イリノテカン塩酸塩点滴静注液 4 0 m g 「トーワ」	東和薬品	1,028.00
注射薬	4240404A1172	イリノテカン塩酸塩水和物	4 0 m g 2 m L 1 瓶	局	イリノテカン塩酸塩点滴静注液 4 0 m g 「S U N」	サンファーマ	922.00
注射薬	4240404A2012	イリノテカン塩酸塩水和物	1 0 0 m g 5 m L 1 瓶		イリノテカン塩酸塩 1 0 0 m g 5 m L 注射液		1,866.00
注射薬	4240404A2055	イリノテカン塩酸塩水和物	1 0 0 m g 5 m L 1 瓶	局	イリノテカン塩酸塩点滴静注液 1 0 0 m g 「NK」	ヴィアトリス・ヘルスケア	2,414.00
注射薬	4240404A2144	イリノテカン塩酸塩水和物	1 0 0 m g 5 m L 1 瓶	局	イリノテカン塩酸塩点滴静注液 1 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	2,319.00
注射薬	4240405A3102	ドセタキセル	2 0 m g 1 m L 1 瓶		ドセタキセル点滴静注 2 0 m g ／ 1 m L 「ニプロ」	ニプロ	2,536.00
注射薬	4240405A4109	ドセタキセル	8 0 m g 4 m L 1 瓶		ドセタキセル点滴静注 8 0 m g ／ 4 m L 「ニプロ」	ニプロ	8,792.00
注射薬	4240405A5024	ドセタキセル	2 0 m g 2 m L 1 瓶		ドセタキセル点滴静注液 2 0 m g ／ 2 m L 「サンド」	サンド	4,622.00
注射薬	4240405A5032	ドセタキセル水和物	2 0 m g 2 m L 1 瓶	局	ドセタキセル点滴静注液 2 0 m g ／ 2 m L 「ホスピーラ」	ファイザー	2,263.00
注射薬	4240405A6020	ドセタキセル	8 0 m g 8 m L 1 瓶		ドセタキセル点滴静注液 8 0 m g ／ 8 m L 「サンド」	サンド	16,163.00
注射薬	4240405A6039	ドセタキセル水和物	8 0 m g 8 m L 1 瓶	局	ドセタキセル点滴静注液 8 0 m g ／ 8 m L 「ホスピーラ」	ファイザー	7,640.00
注射薬	4240405A7027	ドセタキセル水和物	1 2 0 m g 1 2 m L 1 瓶	局	ドセタキセル点滴静注液 1 2 0 m g ／ 1 2 m L 「ホスピーラ」	ファイザー	7,204.00
注射薬	4240406A1082	パクリタキセル	3 0 m g 5 m L 1 瓶		パクリタキセル注射液 3 0 m g 「NP」	ニプロ	1,368.00
注射薬	4240407A1036	ビノレルビン酒石酸塩	1 0 m g 1 m L 1 瓶		ロゼウス静注液 1 0 m g	日本化薬	2,044.00
注射薬	4240407A2032	ビノレルビン酒石酸塩	4 0 m g 4 m L 1 瓶		ロゼウス静注液 4 0 m g	日本化薬	7,846.00
注射薬	4291403A2068	カルボプラチン	1 5 0 m g 1 5 m L 1 瓶	局	カルボプラチン点滴静注液 1 5 0 m g 「サンド」	サンド	2,183.00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
注射薬	4291403A3064	カルボプラチン	4 5 0 m g 4 5 m L 1 瓶	局	カルボプラチン点滴静注液4 5 0 m g 「サンド」	サンド	4,966.00
注射薬	4291403A3099	カルボプラチン	4 5 0 m g 4 5 m L 1 瓶	局	カルボプラチン点滴静注液4 5 0 m g 「NK」	ヴィアトリス・ヘル スケア	7,294.00
注射薬	4291403A3129	カルボプラチン	4 5 0 m g 4 5 m L 1 瓶	局	カルボプラチン注射液4 5 0 m g 「日医工」	日医工	4,877.00
注射薬	4291403A3137	カルボプラチン	4 5 0 m g 4 5 m L 1 瓶	局	カルボプラチン点滴静注液4 5 0 m g 「SW」	沢井製薬	7,325.00
注射薬	4291403A3145	カルボプラチン	4 5 0 m g 4 5 m L 1 瓶	局	カルボプラチン注射液4 5 0 m g 「NK」	ヴィアトリス・ヘル スケア	7,294.00
注射薬	4291410A1010	オキサリプラチン	5 0 m g 1 0 m L 1 瓶		オキサリプラチン5 0 m g 1 0 m L 注射液		2,291.00
注射薬	4291410A1061	オキサリプラチン	5 0 m g 1 0 m L 1 瓶		オキサリプラチン点滴静注液5 0 m g ／ 1 0 m L 「ホスピーラ」	ファイザー	2,291.00
注射薬	4291410A1070	オキサリプラチン	5 0 m g 1 0 m L 1 瓶	局	オキサリプラチン点滴静注液5 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	4,821.00
注射薬	4291410A1126	オキサリプラチン	5 0 m g 1 0 m L 1 瓶	局	オキサリプラチン点滴静注5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	4,510.00
注射薬	4291410A2017	オキサリプラチン	1 0 0 m g 2 0 m L 1 瓶		オキサリプラチン1 0 0 m g 2 0 m L 注射液		4,720.00
注射薬	4291410A2068	オキサリプラチン	1 0 0 m g 2 0 m L 1 瓶		オキサリプラチン点滴静注液1 0 0 m g ／ 2 0 m L 「ホスピーラ」	ファイザー	4,720.00
注射薬	4291410A2122	オキサリプラチン	1 0 0 m g 2 0 m L 1 瓶	局	オキサリプラチン点滴静注1 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	7,774.00
注射薬	4291410A3064	オキサリプラチン	2 0 0 m g 4 0 m L 1 瓶	局	オキサリプラチン点滴静注液2 0 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	16,680.00
注射薬	4291410A3080	オキサリプラチン	2 0 0 m g 4 0 m L 1 瓶	局	オキサリプラチン点滴静注液2 0 0 m g 「NK」	日本化薬	8,559.00
注射薬	4291410A3110	オキサリプラチン	2 0 0 m g 4 0 m L 1 瓶	局	オキサリプラチン点滴静注2 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	13,705.00
注射薬	4291410A3137	オキサリプラチン	2 0 0 m g 4 0 m L 1 瓶	局	オキサリプラチン点滴静注液2 0 0 m g 「ニブ ロ」	ニプロ	7,669.00
注射薬	4291410A3153	オキサリプラチン	2 0 0 m g 4 0 m L 1 瓶		オキサリプラチン点滴静注液2 0 0 m g ／ 4 0 m L 「ホスピーラ」	ファイザー	7,669.00
注射薬	4291410A3161	オキサリプラチン	2 0 0 m g 4 0 m L 1 瓶	局	オキサリプラチン点滴静注液2 0 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	9,168.00
注射薬	4291412D1016	ボルテゾミブ	3 m g 1 瓶		ボルテゾミブ3 m g 注射用		15,700.00
注射薬	4291412D1032	ボルテゾミブ	3 m g 1 瓶		ボルテゾミブ注射用3 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	26,076.00
注射薬	4291412D1040	ボルテゾミブ	3 m g 1 瓶		ボルテゾミブ注射用3 m g 「NK」	日本化薬	21,353.00
注射薬	4291412D1059	ボルテゾミブ	3 m g 1 瓶		ボルテゾミブ注射用3 m g 「サワイ」	沢井製薬	20,801.00
注射薬	4291412D1067	ボルテゾミブ	3 m g 1 瓶		ボルテゾミブ注射用3 m g 「トーワ」	東和薬品	21,561.00
注射薬	4291412D1091	ボルテゾミブ	3 m g 1 瓶		ボルテゾミブ注射用3 m g 「タカタ」	高田製薬	20,531.00
注射薬	4291412D2020	ボルテゾミブ	2 m g 1 瓶		ボルテゾミブ注射用2 m g 「トーワ」	東和薬品	17,935.00
注射薬	4291412D3027	ボルテゾミブ水和物	1 m g 1 瓶		ボルテゾミブ注射用1 m g 「ファイザー」	ファイザー	10,403.00
注射薬	4291419D1034	アザシチジン	1 0 0 m g 1 瓶		アザシチジン注射用1 0 0 m g 「NK」	日本化薬	9,992.00
注射薬	4291419D1042	アザシチジン	1 0 0 m g 1 瓶		アザシチジン注射用1 0 0 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	11,003.00
注射薬	4291419D1050	アザシチジン	1 0 0 m g 1 瓶		アザシチジン注射用1 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	8,723.00
注射薬	4291419D2022	アザシチジン	1 5 0 m g 1 瓶		アザシチジン注射用1 5 0 m g 「NK」	日本化薬	15,984.00
注射薬	4291419D2030	アザシチジン	1 5 0 m g 1 瓶		アザシチジン注射用1 5 0 m g 「オーハラ」	大原薬品工業	15,331.00
注射薬	4291420A1030	エリブリンメシル酸塩	1 m g 2 m L 1 瓶		エリブリンメシル酸塩静注液1 m g 「日医工」	日医工	23,399.00
注射薬	4291420A1049	エリブリンメシル酸塩	1 m g 2 m L 1 瓶		エリブリンメシル酸塩静注液1 m g 「ニプロ」	ニプロ	22,997.00
注射薬	4291439A1027	リツキシマブ（遺伝子組換え） 〔リツキシマブ後続1〕	1 0 0 m g 1 0 m L 1 瓶		リツキシマブB S点滴静注1 0 0 m g 「KHK」	サンド	9,274.00
注射薬	4291439A2023	リツキシマブ（遺伝子組換え） 〔リツキシマブ後続1〕	5 0 0 m g 5 0 m L 1 瓶		リツキシマブB S点滴静注5 0 0 m g 「KHK」	サンド	44,485.00
注射薬	4291442D1033	トラスツズマブ（遺伝子組換え） 〔トラスツズマブ後続〕	6 0 m g 1 瓶		トラスツズマブB S点滴静注用6 0 m g 「NK」	セルトリオン・ヘル スケア・ジャパン	4,033.00
注射薬	4291442D2030	トラスツズマブ（遺伝子組換え） 〔トラスツズマブ後続〕	1 5 0 m g 1 瓶		トラスツズマブB S点滴静注用1 5 0 m g 「N K」	セルトリオン・ヘル スケア・ジャパン	9,383.00
注射薬	4291447D1028	トラスツズマブ（遺伝子組換え） 〔トラスツズマブ後続〕	6 0 m g 1 瓶		トラスツズマブB S点滴静注用6 0 m g 「ファイ ザー」	ファイザー	3,960.00
注射薬	4291447D2024	トラスツズマブ（遺伝子組換え） 〔トラスツズマブ後続〕	1 5 0 m g 1 瓶		トラスツズマブB S点滴静注用1 5 0 m g 「ファ イザー」	ファイザー	8,949.00
注射薬	4291449A1020	ベバシズマブ（遺伝子組換え） 〔ベバシズマブ後続1〕	1 0 0 m g 4 m L 1 瓶		ベバシズマブB S点滴静注1 0 0 m g 「ファイ ザー」	ファイザー	5,932.00
注射薬	4291449A2027	ベバシズマブ（遺伝子組換え） 〔ベバシズマブ後続1〕	4 0 0 m g 1 6 m L 1 瓶		ベバシズマブB S点滴静注4 0 0 m g 「ファイ ザー」	ファイザー	22,130.00
注射薬	4291451A1028	リツキシマブ（遺伝子組換え） 〔リツキシマブ後続2〕	1 0 0 m g 1 0 m L 1 瓶		リツキシマブB S点滴静注1 0 0 m g 「ファイ ザー」	ファイザー	8,389.00
注射薬	4291451A2024	リツキシマブ（遺伝子組換え） 〔リツキシマブ後続2〕	5 0 0 m g 5 0 m L 1 瓶		リツキシマブB S点滴静注5 0 0 m g 「ファイ ザー」	ファイザー	40,357.00
注射薬	4291461A1021	ベバシズマブ（遺伝子組換え） 〔ベバシズマブ後続3〕	1 0 0 m g 4 m L 1 瓶		ベバシズマブB S点滴静注1 0 0 m g 「日医工」	日医工	6,125.00
注射薬	4291461A2028	ベバシズマブ（遺伝子組換え） 〔ベバシズマブ後続3〕	4 0 0 m g 1 6 m L 1 瓶		ベバシズマブB S点滴静注4 0 0 m g 「日医工」	日医工	22,234.00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
注射薬	4291463A1020	ベバシズマブ（遺伝子組換え）〔ベバシズマブ後続４〕	１００ｍｇ４ｍＬ１瓶		ベバシズマブＢＳ点滴静注１００ｍｇ「ＣＴＮＫ」	日本化薬	6,038.00
注射薬	4291463A2027	ベバシズマブ（遺伝子組換え）〔ベバシズマブ後続４〕	４００ｍｇ１６ｍＬ１瓶		ベバシズマブＢＳ点滴静注４００ｍｇ「ＣＴＮＫ」	日本化薬	22,709.00
注射薬	4419500A1030	ジフェンヒドラミン塩酸塩・臭化カルシウム	５ｍＬ１管		レスカルミン注	日新製薬（山形）	63.00
注射薬	6119401D1051	テイコプラニン	２００ｍｇ１瓶		テイコプラニン点滴静注用２００ｍｇ「日医工」	日医工	1,351.00
注射薬	6119401D1108	テイコプラニン	２００ｍｇ１瓶		テイコプラニン点滴静注用２００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	1,376.00
注射薬	6119401D1159	テイコプラニン	２００ｍｇ１瓶		テイコプラニン点滴静注用２００ｍｇ「明治」	Meiji Seikaファルマ	1,337.00
注射薬	6119401D1183	テイコプラニン	２００ｍｇ１瓶		テイコプラニン点滴静注用２００ｍｇ「ＶＴＲＳ」	ヴィアトリス・ヘルスケア	1,333.00
注射薬	6119401D2040	テイコプラニン	４００ｍｇ１瓶		テイコプラニン点滴静注用４００ｍｇ「日医工」	日医工	2,505.00
注射薬	6119401D2058	テイコプラニン	４００ｍｇ１瓶		テイコプラニン点滴静注用４００ｍｇ「明治」	Meiji Seikaファルマ	2,492.00
注射薬	6119401D2066	テイコプラニン	４００ｍｇ１瓶		テイコプラニン点滴静注用４００ｍｇ「トーワ」	東和薬品	2,460.00
注射薬	6119402D1030	ダプトマイシン	３５０ｍｇ１瓶		ダプトマイシン静注用３５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	4,230.00
注射薬	6119402D1048	ダプトマイシン	３５０ｍｇ１瓶		ダプトマイシン静注用３５０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	4,543.00
注射薬	6132403D2121	セファロチンナトリウム	１ｇ１瓶	局	コアキシシ注射用１ｇ	ケミックス	405.00
注射薬	6132403D3128	セファロチンナトリウム	２ｇ１瓶	局	コアキシシ注射用２ｇ	ケミックス	731.00
注射薬	6132425D1032	セフェピム塩酸塩水和物	５００ｍｇ１瓶	局	セフェピム塩酸塩静注用０．５ｇ「サンド」	サンド	390.00
注射薬	6132425D1040	セフェピム塩酸塩水和物	５００ｍｇ１瓶	局	セフェピム塩酸塩静注用０．５ｇ「ＣＭＸ」	ケミックス	442.00
注射薬	6132425D2039	セフェピム塩酸塩水和物	１ｇ１瓶	局	セフェピム塩酸塩静注用１ｇ「サンド」	サンド	522.00
注射薬	6132425D2047	セフェピム塩酸塩水和物	１ｇ１瓶	局	セフェピム塩酸塩静注用１ｇ「ＣＭＸ」	ケミックス	515.00
注射薬	6139500F1113	セフォペラゾンナトリウム・スルバクタムナトリウム	（５００ｍｇ）１瓶	局	バクフォーゼ静注用０．５ｇ	東和薬品	258.00
注射薬	6139500F2110	セフォペラゾンナトリウム・スルバクタムナトリウム	（１ｇ）１瓶	局	バクフォーゼ静注用１ｇ	東和薬品	266.00
注射薬	6139501D2075	イミペネム水和物・シラスチンナトリウム	５００ｍｇ１瓶	局	チエクール点滴用０．５ｇ	沢井製薬	853.00
注射薬	6139505G1030	タゾバクタム・ピペラシリン水和物	（４．５ｇ）１キット（生理食塩液１００ｍＬ付）	局	タゾピペ配合点滴静注用バッグ４．５「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	1,722.00
注射薬	6139505G1049	タゾバクタム・ピペラシリン水和物	（４．５ｇ）１キット（生理食塩液１００ｍＬ付）	局	タゾピペ配合点滴静注用バッグ４．５「ニプロ」	ニプロ	1,722.00
注射薬	6139505G2010	タゾバクタム・ピペラシリン水和物	（２．２５ｇ）１キット（生理食塩液１００ｍＬ付）		タゾバクタム・ピペラシリン２．２５ｇキット		936.00
注射薬	6139505G2029	タゾバクタム・ピペラシリン水和物	（２．２５ｇ）１キット（生理食塩液１００ｍＬ付）	局	タゾピペ配合点滴静注用バッグ２．２５「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	936.00
注射薬	6179400D1039	ミカファンギンナトリウム	５０ｍｇ１瓶		ミカファンギンＮａ点滴静注用５０ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	1,429.00
注射薬	6179400D1047	ミカファンギンナトリウム	５０ｍｇ１瓶		ミカファンギンＮａ点滴静注用５０ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	1,414.00
注射薬	6179400D1055	ミカファンギンナトリウム	５０ｍｇ１瓶		ミカファンギンＮａ点滴静注用５０ｍｇ「明治」	Meiji Seikaファルマ	1,376.00
注射薬	6179400D1071	ミカファンギンナトリウム水和物	５０ｍｇ１瓶		ミカファンギンＮａ点滴静注用５０ｍｇ「トーワ」	東和薬品	1,499.00
注射薬	6179400D2035	ミカファンギンナトリウム	７５ｍｇ１瓶		ミカファンギンＮａ点滴静注用７５ｍｇ「サワイ」	沢井製薬	1,817.00
注射薬	6179400D2043	ミカファンギンナトリウム	７５ｍｇ１瓶		ミカファンギンＮａ点滴静注用７５ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	2,509.00
注射薬	6179400D2051	ミカファンギンナトリウム	７５ｍｇ１瓶		ミカファンギンＮａ点滴静注用７５ｍｇ「明治」	Meiji Seikaファルマ	2,340.00
注射薬	6179400D2078	ミカファンギンナトリウム水和物	７５ｍｇ１瓶		ミカファンギンＮａ点滴静注用７５ｍｇ「トーワ」	東和薬品	2,102.00
注射薬	6241402A1030	レボフロキサシン水和物	５００ｍｇ２０ｍＬ１瓶	局	レボフロキサシン点滴静注５００ｍｇ／２０ｍＬ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	1,709.00
注射薬	6241402G1032	レボフロキサシン水和物	５００ｍｇ１００ｍＬ１キット	局	レボフロキサシン点滴静注バッグ５００ｍｇ／１００ｍＬ「ＤＳＥＰ」	第一三共エスファ	998.00
注射薬	6241402G1040	レボフロキサシン水和物	５００ｍｇ１００ｍＬ１キット	局	レボフロキサシン点滴静注バッグ５００ｍｇ「ＨＫ」	光製薬	1,695.00
注射薬	6241402G1059	レボフロキサシン水和物	５００ｍｇ１００ｍＬ１キット	局	レボフロキサシン点滴静注バッグ５００ｍｇ「ＫＣＣ」	ネオクリティケア製薬	1,044.00
注射薬	6241402G1091	レボフロキサシン水和物	５００ｍｇ１００ｍＬ１キット	局	レボフロキサシン点滴静注バッグ５００ｍｇ「ニプロ」	ニプロ	1,149.00
注射薬	6249401A1033	リネゾリド	６００ｍｇ３００ｍＬ１袋		リネゾリド点滴静注液６００ｍｇ「明治」	Meiji Seikaファルマ	6,145.00
注射薬	6249401A1050	リネゾリド	６００ｍｇ３００ｍＬ１袋		リネゾリド点滴静注液６００ｍｇ「ＫＣＣ」	ネオクリティケア製薬	3,388.00
注射薬	6249401A1068	リネゾリド	６００ｍｇ３００ｍＬ１袋		リネゾリド点滴静注液６００ｍｇ「日医工」	日医工	6,036.00
注射薬	6249401A1076	リネゾリド	６００ｍｇ３００ｍＬ１袋		リネゾリド点滴静注６００ｍｇ／３００ｍＬ「ＨＫ」	光製薬	6,316.00
注射薬	6250401G4036	アシクロビル	２５０ｍｇ１００ｍＬ１袋	局	アシクロビル点滴静注液２５０ｍｇバッグ１００ｍＬ「アイロム」	ネオクリティケア製薬	1,244.00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
注射薬	6250402F1052	ガンシクロビル	5 0 0 m g 1 瓶		ガンシクロビル点滴静注用 5 0 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘルスケア	3,744.00
注射薬	6290401A1110	フルコナゾール	0. 1 % 5 0 m L 1 瓶	局	フルコナゾール静注 5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	763.00
注射薬	6290401A1129	フルコナゾール	0. 1 % 5 0 m L 1 瓶	局	フルコナゾール静注液 5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	781.00
注射薬	6290401A2184	フルコナゾール	0. 2 % 5 0 m L 1 瓶	局	フルコナゾール静注 1 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	1,128.00
注射薬	6290401A2192	フルコナゾール	0. 2 % 5 0 m L 1 瓶	局	フルコナゾール静注液 1 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	1,120.00
注射薬	6290401A3172	フルコナゾール	0. 2 % 1 0 0 m L 1 瓶	局	フルコナゾール静注 2 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	1,687.00
注射薬	6290401A3180	フルコナゾール	0. 2 % 1 0 0 m L 1 瓶	局	フルコナゾール静注液 2 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	1,687.00
注射薬	6290401A4080	フルコナゾール	0. 2 % 5 0 m L 1 袋	局	フルコナゾール静注 1 0 0 m g 「NP」	ニプロ	1,252.00
注射薬	6290401A4098	フルコナゾール	0. 2 % 5 0 m L 1 袋	局	フルコナゾール静注液 1 0 0 m g 「F」	富士製薬工業	1,463.00
注射薬	6290401A5086	フルコナゾール	0. 2 % 1 0 0 m L 1 袋	局	フルコナゾール静注 2 0 0 m g 「NP」	ニプロ	2,598.00
注射薬	6290401A5094	フルコナゾール	0. 2 % 1 0 0 m L 1 袋	局	フルコナゾール静注液 2 0 0 m g 「F」	富士製薬工業	1,640.00
注射薬	6290401A6058	フルコナゾール	0. 1 % 5 0 m L 1 袋	局	フルコナゾール静注 5 0 m g 「NP」	ニプロ	1,193.00
注射薬	6290401A6066	フルコナゾール	0. 1 % 5 0 m L 1 袋	局	フルコナゾール静注液 5 0 m g 「F」	富士製薬工業	753.00
注射薬	6399435A1021	トシリズマブ（遺伝子組換え） 〔トシリズマブ後続1〕	8 0 m g 4 m L 1 瓶		トシリズマブ B S 点滴静注 8 0 m g 「CT」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	6,687.00
注射薬	6399435A2028	トシリズマブ（遺伝子組換え） 〔トシリズマブ後続1〕	2 0 0 m g 1 0 m L 1 瓶		トシリズマブ B S 点滴静注 2 0 0 m g 「CT」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	16,717.00
注射薬	6399435A3024	トシリズマブ（遺伝子組換え） 〔トシリズマブ後続1〕	4 0 0 m g 2 0 m L 1 瓶		トシリズマブ B S 点滴静注 4 0 0 m g 「CT」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	33,434.00
注射薬	7219412G2117	イオパミドール	6 1. 2 4 % 5 0 m L 1 筒	局	イオパミドール 3 0 0 注シリンジ 5 0 m L 「F」	富士製薬工業	3,394.00
注射薬	7219412P1099	イオパミドール	7 5. 5 2 % 5 0 m L 1 筒	局	イオパミドール 3 7 0 注シリンジ 5 0 m L 「F」	富士製薬工業	3,356.00
注射薬	7219412P3075	イオパミドール	7 5. 5 2 % 6 5 m L 1 筒	局	イオパミドール 3 7 0 注シリンジ 6 5 m L 「F」	富士製薬工業	4,015.00
注射薬	7219418A6052	イオプロミド	6 2. 3 4 % 2 0 m L 1 瓶		イオプロミド 3 0 0 注 2 0 m L 「BYL」	バイエル薬品	896.00
注射薬	7219418A7059	イオプロミド	6 2. 3 4 % 5 0 m L 1 瓶		イオプロミド 3 0 0 注 5 0 m L 「BYL」	バイエル薬品	2,110.00
注射薬	7219418A8055	イオプロミド	6 2. 3 4 % 1 0 0 m L 1 瓶		イオプロミド 3 0 0 注 1 0 0 m L 「BYL」	バイエル薬品	2,809.00
注射薬	7219418A9051	イオプロミド	7 6. 8 9 % 2 0 m L 1 瓶		イオプロミド 3 7 0 注 2 0 m L 「BYL」	バイエル薬品	1,008.00
注射薬	7219418H1059	イオプロミド	7 6. 8 9 % 5 0 m L 1 瓶		イオプロミド 3 7 0 注 5 0 m L 「BYL」	バイエル薬品	2,360.00
注射薬	7219418H2055	イオプロミド	7 6. 8 9 % 1 0 0 m L 1 瓶		イオプロミド 3 7 0 注 1 0 0 m L 「BYL」	バイエル薬品	4,169.00
注射薬	7223401A1112	プロチレリン酒石酸塩水和物	0. 5 m g 1 管		プロチレリン酒石酸塩注射液 0. 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	361.00
注射薬	7223401A1120	プロチレリン酒石酸塩水和物	0. 5 m g 1 管		プロチレリン酒石酸塩注 0. 5 m g 「NP」	ニプロ	324.00
注射薬	7223401A1147	プロチレリン酒石酸塩水和物	0. 5 m g 1 管		プロチレリン酒石酸塩注射液 0. 5 m g 「SW」	沢井製薬	361.00
注射薬	7223401A2070	プロチレリン酒石酸塩水和物	1 m g 1 m L 1 管		プロチレリン酒石酸塩注射液 1 m g 「サワイ」	沢井製薬	828.00
注射薬	7223401A3093	プロチレリン酒石酸塩水和物	2 m g 1 m L 1 管		プロチレリン酒石酸塩注射液 2 m g 「サワイ」	沢井製薬	1,714.00
注射薬	7223401A3107	プロチレリン酒石酸塩水和物	2 m g 1 m L 1 管		プロチレリン酒石酸塩注 2 m g 「NP」	ニプロ	1,714.00
注射薬	7223401A3123	プロチレリン酒石酸塩水和物	2 m g 1 m L 1 管		プロチレリン酒石酸塩注射液 2 m g 「SW」	沢井製薬	1,714.00
注射薬	7229400D1100	グルカゴン	1 U. S. P. 単位 1 瓶 （溶解液付）		グルカゴン注射用 1 単位 「I L S」	I L S	2,021.00
注射薬	7290402A2035	フルオレセイン	1 0 % 5 m L 1 瓶		フルオレサイト静注 5 0 0 m g	ノバルティスファーマ	826.00
注射薬	7290407G1042	ガドテリドール	1 3 m L 1 筒		ガドテリドール静注シリンジ 1 3 m L 「HK」	光製薬	2,944.00
注射薬	7290407G2049	ガドテリドール	1 7 m L 1 筒		ガドテリドール静注シリンジ 1 7 m L 「HK」	光製薬	3,813.00
注射薬	7290411G1049	ガドテル酸メグルミン	3 7. 6 9 5 % 1 0 m L 1 筒		ガドテル酸メグルミン静注 3 8 % シリンジ 1 0 m L 「GE」	GEヘルスケアファーマ	1,969.00
注射薬	7290411G2045	ガドテル酸メグルミン	3 7. 6 9 5 % 1 5 m L 1 筒		ガドテル酸メグルミン静注 3 8 % シリンジ 1 5 m L 「GE」	GEヘルスケアファーマ	2,707.00
注射薬	7290411G3041	ガドテル酸メグルミン	3 7. 6 9 5 % 2 0 m L 1 筒		ガドテル酸メグルミン静注 3 8 % シリンジ 2 0 m L 「GE」	GEヘルスケアファーマ	3,280.00
注射薬	7290411G4030	ガドテル酸メグルミン	3 7. 6 9 5 % 1 1 m L 1 筒		ガドテル酸メグルミン静注 3 8 % シリンジ 1 1 m L 「GE」	GEヘルスケアファーマ	2,230.00
注射薬	7290411G5036	ガドテル酸メグルミン	3 7. 6 9 5 % 1 3 m L 1 筒		ガドテル酸メグルミン静注 3 8 % シリンジ 1 3 m L 「GE」	GEヘルスケアファーマ	2,407.00
注射薬	7990402G1021	アデノシン	6 0 m g 2 0 m L 1 筒		アデノシン負荷用静注 6 0 m g シリンジ 「FR I」	P D Rファーマ	4,806.00
注射薬	8119400A1033	オキシコドン塩酸塩水和物	1 % 1 m L 1 管	麻	オキシコドン注射液 1 0 m g 「第一三共」	第一三共	137.00
注射薬	8119400A2030	オキシコドン塩酸塩水和物	1 % 5 m L 1 管	麻	オキシコドン注射液 5 0 m g 「第一三共」	第一三共	638.00
注射薬	8219400A3031	フェンタニルクエン酸塩	0. 0 0 5 % 1 0 m L 1 管	麻	フェンタニル注射液 0. 5 m g 「テルモ」	テルモ	887.00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
注射薬	8219401D1030	レミフェンタニル塩酸塩	2 m g 1 瓶	麻	レミフェンタニル静注用 2 m g 「第一三共」	丸石製薬	917.00
注射薬	8219401D2036	レミフェンタニル塩酸塩	5 m g 1 瓶	麻	レミフェンタニル静注用 5 m g 「第一三共」	丸石製薬	1,980.00
外用薬	1119701G1106	イソフルラン	1 m L	局	イソフルラン吸入麻酔液「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	23.80
外用薬	1119702G1011	セボフルラン	1 m L		セボフルラン吸入液		24.40
外用薬	1141700J1010	アセトアミノフェン	5 0 m g 1 個		アセトアミノフェン 5 0 m g 坐剤		21.60
外用薬	1141700J2017	アセトアミノフェン	1 0 0 m g 1 個		アセトアミノフェン 1 0 0 m g 坐剤		21.60
外用薬	1141700J3013	アセトアミノフェン	2 0 0 m g 1 個		アセトアミノフェン 2 0 0 m g 坐剤		21.60
外用薬	1149700J1019	ケトプロフェン	5 0 m g 1 個		ケトプロフェン 5 0 m g 坐剤		21.60
外用薬	1149700J2104	ケトプロフェン	7 5 m g 1 個		ケトプロフェン坐剤 7 5 m g 「J G」	長生堂製薬	21.80
外用薬	1149700J2112	ケトプロフェン	7 5 m g 1 個		ケトプロフェン坐剤 7 5 m g 「日新」	日新製薬（山形）	21.80
外用薬	1190700S1045	リバスチグミン	4． 5 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 4． 5 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	61.80
外用薬	1190700S1053	リバスチグミン	4． 5 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 4． 5 m g 「KMP」	共創未来ファーマ	84.40
外用薬	1190700S1061	リバスチグミン	4． 5 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 4． 5 m g 「YD」	陽進堂	61.80
外用薬	1190700S1070	リバスチグミン	4． 5 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 4． 5 m g 「Y P」	祐徳薬品工業	61.80
外用薬	1190700S1088	リバスチグミン	4． 5 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 4． 5 m g 「アメル」	帝國製薬	61.80
外用薬	1190700S1096	リバスチグミン	4． 5 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 4． 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	61.80
外用薬	1190700S1100	リバスチグミン	4． 5 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 4． 5 m g 「トーワ」	東和薬品	61.80
外用薬	1190700S1118	リバスチグミン	4． 5 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 4． 5 m g 「日医工」	日医工	61.80
外用薬	1190700S1126	リバスチグミン	4． 5 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 4． 5 m g 「ニプロ」	ニプロ	61.80
外用薬	1190700S1134	リバスチグミン	4． 5 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 4． 5 m g 「久光」	久光製薬	61.80
外用薬	1190700S2041	リバスチグミン	9 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 9 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	70.00
外用薬	1190700S2050	リバスチグミン	9 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 9 m g 「KMP」	共創未来ファーマ	70.00
外用薬	1190700S2068	リバスチグミン	9 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 9 m g 「YD」	陽進堂	91.60
外用薬	1190700S2076	リバスチグミン	9 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 9 m g 「Y P」	祐徳薬品工業	70.00
外用薬	1190700S2084	リバスチグミン	9 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 9 m g 「アメル」	帝國製薬	70.00
外用薬	1190700S2092	リバスチグミン	9 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 9 m g 「サワイ」	沢井製薬	70.00
外用薬	1190700S2106	リバスチグミン	9 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 9 m g 「トーワ」	東和薬品	70.00
外用薬	1190700S2114	リバスチグミン	9 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 9 m g 「日医工」	日医工	70.00
外用薬	1190700S2122	リバスチグミン	9 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 9 m g 「ニプロ」	ニプロ	70.00
外用薬	1190700S2130	リバスチグミン	9 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 9 m g 「久光」	久光製薬	70.00
外用薬	1190700S3048	リバスチグミン	1 3． 5 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 1 3． 5 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	72.20
外用薬	1190700S3056	リバスチグミン	1 3． 5 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 1 3． 5 m g 「KMP」	共創未来ファーマ	103.00
外用薬	1190700S3064	リバスチグミン	1 3． 5 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 1 3． 5 m g 「YD」	陽進堂	72.20
外用薬	1190700S3072	リバスチグミン	1 3． 5 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 1 3． 5 m g 「Y P」	祐徳薬品工業	72.20
外用薬	1190700S3080	リバスチグミン	1 3． 5 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 1 3． 5 m g 「アメル」	帝國製薬	72.20
外用薬	1190700S3099	リバスチグミン	1 3． 5 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 1 3． 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	72.20
外用薬	1190700S3102	リバスチグミン	1 3． 5 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 1 3． 5 m g 「トーワ」	東和薬品	72.20
外用薬	1190700S3110	リバスチグミン	1 3． 5 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 1 3． 5 m g 「日医工」	日医工	72.20
外用薬	1190700S3129	リバスチグミン	1 3． 5 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 1 3． 5 m g 「ニプロ」	ニプロ	72.20
外用薬	1190700S3137	リバスチグミン	1 3． 5 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 1 3． 5 m g 「久光」	久光製薬	72.20
外用薬	1190700S4044	リバスチグミン	1 8 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 1 8 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	77.40
外用薬	1190700S4052	リバスチグミン	1 8 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 1 8 m g 「KMP」	共創未来ファーマ	77.40
外用薬	1190700S4060	リバスチグミン	1 8 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 1 8 m g 「YD」	陽進堂	88.70
外用薬	1190700S4079	リバスチグミン	1 8 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 1 8 m g 「Y P」	祐徳薬品工業	77.40
外用薬	1190700S4087	リバスチグミン	1 8 m g 1 枚		リバスチグミンテープ 1 8 m g 「アメル」	帝國製薬	88.70

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
外用薬	1190700S4095	リバスチグミン	1 8 m g 1 枚	リバスチグミンテープ 1 8 m g 「サワイ」	沢井製薬	77. 40
外用薬	1190700S4109	リバスチグミン	1 8 m g 1 枚	リバスチグミンテープ 1 8 m g 「トーフ」	東和薬品	77. 40
外用薬	1190700S4117	リバスチグミン	1 8 m g 1 枚	リバスチグミンテープ 1 8 m g 「日医工」	日医工	77. 40
外用薬	1190700S4125	リバスチグミン	1 8 m g 1 枚	リバスチグミンテープ 1 8 m g 「ニプロ」	ニプロ	77. 40
外用薬	1190700S4133	リバスチグミン	1 8 m g 1 枚	リバスチグミンテープ 1 8 m g 「久光」	久光製薬	77. 40
外用薬	1190700S5024	リバスチグミン	2 5． 9 2 m g 1 枚	リバルエン L A パッチ 2 5． 9 2 m g	東和薬品	215. 00
外用薬	1190700S6020	リバスチグミン	5 1． 8 4 m g 1 枚	リバルエン L A パッチ 5 1． 8 4 m g	東和薬品	327. 70
外用薬	1214700P1070	リドカイン塩酸塩	2 % 1 m L	リドカイン塩酸塩ゼリー 2 % 「日新」	日新製薬（山形）	6. 60
外用薬	1311705Q1064	トロピカミド	0． 4 % 1 m L	トロピカミド点眼液 0． 4 % 「日点」	ロートニッテン	19. 10
外用薬	1315700M1026	デキサメタゾン	0． 0 5 % 1 g	サンテゾーン 0． 0 5 % 眼軟膏	参天製薬	40. 70
外用薬	1315700M2057	デキサメタゾン	0． 1 % 1 g	デキサメタゾン眼軟膏 0． 1 % 「ニットー」	日東メディック	31. 20
外用薬	1315701Q1014	デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム	0． 0 2 % 1 m L	デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム 0． 0 2 % 1 m L 点眼液		19. 10
外用薬	1315701Q2010	デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム	0． 0 5 % 1 m L	デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム 0． 0 5 % 1 m L 点眼液		19. 10
外用薬	1315701Q3106	デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム	0． 1 % 1 m L	D ・ E ・ X 点眼液 0． 1 % 「ニットー」	日東メディック	24. 50
外用薬	1315701Q4048	デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム	0． 1 % 1 m L	ビジュアリン眼科耳鼻科用液 0． 1 %	千寿製薬	27. 20
外用薬	1315704Q1018	フルオロメトロン	0． 0 2 % 1 m L	フルオロメトロン 0． 0 2 % 1 m L 点眼液		19. 10
外用薬	1315704Q2073	フルオロメトロン	0． 0 5 % 1 m L	フルオロメトロン点眼液 0． 0 5 % 「センジュ」	千寿製薬	19. 10
外用薬	1315704Q3010	フルオロメトロン	0． 1 % 1 m L	フルオロメトロン 0． 1 % 1 m L 点眼液		19. 10
外用薬	1315706Q2013	ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム	0． 1 % 1 m L	ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム 0． 1 % 点眼点耳点鼻液		13. 50
外用薬	1315706Q2080	ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム	0． 1 % 1 m L	リノロサル眼科耳鼻科用液 0． 1 %	わかもと製薬	32. 20
外用薬	1315706Q2129	ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム	0． 1 % 1 m L	ベタメタゾンリン酸エステル N a ・ P F 眼耳鼻科用液 0． 1 % 「日点」	ロートニッテン	32. 20
外用薬	1317706Q1011	ゲンタマイシン硫酸塩	3 m g 1 m L	ゲンタマイシン硫酸塩 3 m g 1 m L 点眼液		19. 10
外用薬	1319701Q1013	カルテオロール塩酸塩	1 % 1 m L	カルテオロール塩酸塩 1 % 1 m L 点眼液		58. 00
外用薬	1319701Q2095	カルテオロール塩酸塩	2 % 1 m L	カルテオロール塩酸塩点眼液 2 % 「わかもと」	わかもと製薬	73. 00
外用薬	1319701Q2109	カルテオロール塩酸塩	2 % 1 m L	カルテオロール塩酸塩 P F 点眼液 2 % 「日点」	ロートニッテン	73. 00
外用薬	1319701Q2117	カルテオロール塩酸塩	2 % 1 m L	カルテオロール塩酸塩点眼液 2 % 「ニッテン」	ロートニッテン ファーマ	73. 00
外用薬	1319701Q2125	カルテオロール塩酸塩	2 % 1 m L	カルテオロール塩酸塩点眼液 2 % 「ニットー」	東亜薬品	65. 20
外用薬	1319701Q3032	カルテオロール塩酸塩	1 % 1 m L	カルテオロール塩酸塩 L A 点眼液 1 % 「わかもと」	わかもと製薬	100. 00
外用薬	1319701Q4039	カルテオロール塩酸塩	2 % 1 m L	カルテオロール塩酸塩 L A 点眼液 2 % 「わかもと」	わかもと製薬	124. 70
外用薬	1319702Q1018	チモロールマレイン酸塩	0． 2 5 % 1 m L	チモロールマレイン酸塩 0． 2 5 % 1 m L 点眼液		42. 40
外用薬	1319702Q2014	チモロールマレイン酸塩	0． 5 % 1 m L	チモロールマレイン酸塩 0． 5 % 1 m L 点眼液		46. 30
外用薬	1319702Q3010	チモロールマレイン酸塩	0． 2 5 % 1 m L	チモロールマレイン酸塩 0． 2 5 % 1 m L X E 点眼液		18. 50
外用薬	1319702Q3045	チモロールマレイン酸塩	0． 2 5 % 1 m L	チモロール X E 点眼液 0． 2 5 % 「T S」	テイカ製薬	169. 60
外用薬	1319702Q3061	チモロールマレイン酸塩	0． 2 5 % 1 m L	チモロール X E 点眼液 0． 2 5 % 「ニットー」	東亜薬品	169. 60
外用薬	1319702Q3088	チモロールマレイン酸塩	0． 2 5 % 1 m L	チモロール X E 点眼液 0． 2 5 % 「センジュ」	千寿製薬	95. 90
外用薬	1319702Q4041	チモロールマレイン酸塩	0． 5 % 1 m L	チモロール X E 点眼液 0． 5 % 「T S」	テイカ製薬	121. 20
外用薬	1319702Q4050	チモロールマレイン酸塩	0． 5 % 1 m L	チモロール X E 点眼液 0． 5 % 「杏林」	キョーリンリメディオ	205. 10
外用薬	1319702Q4068	チモロールマレイン酸塩	0． 5 % 1 m L	チモロール X E 点眼液 0． 5 % 「ニットー」	東亜薬品	205. 10
外用薬	1319702Q4084	チモロールマレイン酸塩	0． 5 % 1 m L	チモロール X E 点眼液 0． 5 % 「センジュ」	千寿製薬	205. 10
外用薬	1319703Q2019	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	0． 0 2 % 5 m L 1 瓶	アズレンスルホン酸ナトリウム 0． 0 2 % 5 m L 点眼液		94. 80
外用薬	1319706Q3043	ピレノキシシン	0． 0 0 5 % 5 m L 1 瓶	ピレノキシシン懸濁性点眼液 0． 0 0 5 % 「参天」	参天製薬	94. 80
外用薬	1319709Q3012	コンドロイチン硫酸エステルナトリウム	1 % 5 m L 1 瓶	コンドロイチン硫酸エステルナトリウム 1 % 5 m L 点眼液		94. 80
外用薬	1319709Q4019	コンドロイチン硫酸エステルナトリウム	3 % 5 m L 1 瓶	コンドロイチン硫酸エステルナトリウム 3 % 5 m L 点眼液		94. 80
外用薬	1319710Q2019	シアノコバラミン	0． 0 2 % 5 m L 1 瓶	シアノコバラミン 0． 0 2 % 5 m L 点眼液		92. 30
外用薬	1319717Q1316	クロモグリク酸ナトリウム	1 0 0 m g 5 m L 1 瓶	クロモグリク酸 N a 点眼液 2 % 「日新」	日新製薬（山形）	167. 90

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
外用薬	1319717Q1332	クロモグリク酸ナトリウム	1 0 0 m g 5 m L 1 瓶	クロモグリク酸N a 点眼液 2 % 「わかもと」		わかもと製薬	167. 90
外用薬	1319717Q1359	クロモグリク酸ナトリウム	1 0 0 m g 5 m L 1 瓶	クロモグリク酸N a ・ P F 点眼液 2 % 「日点」		ロートニッテン	167. 90
外用薬	1319717Q1367	クロモグリク酸ナトリウム	1 0 0 m g 5 m L 1 瓶	クロモグリク酸N a 点眼液 2 % 「杏林」		キョーリンリメディ オ	167. 90
外用薬	1319717Q1375	クロモグリク酸ナトリウム	1 0 0 m g 5 m L 1 瓶	クロモグリク酸N a 点眼液 2 % 「科研」		科研製薬	167. 90
外用薬	1319717Q1383	クロモグリク酸ナトリウム	1 0 0 m g 5 m L 1 瓶	クロモグリク酸N a 点眼液 2 % 「タカタ」		高田製薬	167. 90
外用薬	1319717Q1391	クロモグリク酸ナトリウム	1 0 0 m g 5 m L 1 瓶	クロモグリク酸N a 点眼液 2 % 「ニッテン」		ロートニッテン ファーマ	167. 90
外用薬	1319717Q1405	クロモグリク酸ナトリウム	1 0 0 m g 5 m L 1 瓶	クロモグリク酸N a 点眼液 2 % 「ニットー」		東亜薬品	167. 90
外用薬	1319717Q1413	クロモグリク酸ナトリウム	1 0 0 m g 5 m L 1 瓶	クロモグリク酸N a 点眼液 2 % 「T S」		テイカ製薬	167. 90
外用薬	1319717Q1421	クロモグリク酸ナトリウム	1 0 0 m g 5 m L 1 瓶	クロモグリク酸N a 点眼液 2 % 「センジュ」		千寿製薬	167. 90
外用薬	1319717Q1430	クロモグリク酸ナトリウム	1 0 0 m g 5 m L 1 瓶	クロモグリク酸N a 点眼液 2 % 「V T R S」		ヴィアトリス・ヘル スケア	167. 90
外用薬	1319720Q2071	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 0 . 5 m L 1 筒	ヒアルロン酸N a 0 . 5 眼粘弾剤 1 % M V 「セン ジュ」		わかもと製薬	3, 146. 90
外用薬	1319720Q2080	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 0 . 5 m L 1 筒	ヒアルロン酸N a 0 . 5 眼粘弾剤 1 % M V 「わか もと」		わかもと製薬	3, 146. 90
外用薬	1319720Q3019	精製ヒアルロン酸ナトリウム	0 . 1 % 5 m L 1 瓶	精製ヒアルロン酸ナトリウム 0 . 1 % 5 m L 点眼 液			95. 70
外用薬	1319720Q3132	精製ヒアルロン酸ナトリウム	0 . 1 % 5 m L 1 瓶	局	ヒアルロン酸ナトリウム P F 点眼液 0 . 1 % 「日 点」	ロートニッテン	134. 60
外用薬	1319720Q3175	精製ヒアルロン酸ナトリウム	0 . 1 % 5 m L 1 瓶	局	ヒアルロン酸N a 点眼液 0 . 1 % 「わかもと」	わかもと製薬	134. 60
外用薬	1319720Q3213	精製ヒアルロン酸ナトリウム	0 . 1 % 5 m L 1 瓶	局	ヒアルロン酸N a 点眼液 0 . 1 % 「ニットー」	東亜薬品	134. 60
外用薬	1319720Q3221	精製ヒアルロン酸ナトリウム	0 . 1 % 5 m L 1 瓶	局	ヒアルロン酸N a 点眼液 0 . 1 % 「科研」	科研製薬	134. 60
外用薬	1319720Q3230	精製ヒアルロン酸ナトリウム	0 . 1 % 5 m L 1 瓶	局	ヒアルロン酸N a 点眼液 0 . 1 % 「センジュ」	千寿製薬	134. 60
外用薬	1319720Q6093	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 0 . 7 m L 1 筒	ヒアルロン酸N a 0 . 7 眼粘弾剤 1 % 「アルコ ン」		日本アルコン	3, 359. 90
外用薬	1319720Q6107	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 0 . 7 m L 1 筒	ヒアルロン酸N a 0 . 7 眼粘弾剤 1 % 「生化学」		生化学工業	3, 359. 90
外用薬	1319720Q7235	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 0 . 6 m L 1 筒	ヒアルロン酸N a 0 . 6 眼粘弾剤 1 % H V 「セン ジュ」		わかもと製薬	3, 065. 90
外用薬	1319720Q7251	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 0 . 6 m L 1 筒	ヒアルロン酸N a 0 . 6 眼粘弾剤 1 % 「アルコ ン」		日本アルコン	3, 065. 90
外用薬	1319720Q7278	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 0 . 6 m L 1 筒	ヒアルロン酸N a 0 . 6 眼粘弾剤 1 % 「生化学」		生化学工業	3, 065. 90
外用薬	1319720Q7286	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 0 . 6 m L 1 筒	ヒアルロン酸N a 0 . 6 眼粘弾剤 1 % 「N I G」		日医工岐阜工場	3, 065. 90
外用薬	1319720Q7294	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 0 . 6 m L 1 筒	ヒアルロン酸N a 0 . 6 眼粘弾剤 1 % H V 「わか もと」		わかもと製薬	3, 065. 90
外用薬	1319720Q8266	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 0 . 8 5 m L 1 筒	ヒアルロン酸N a 0 . 8 5 眼粘弾剤 1 % 「N I G」		日医工岐阜工場	2, 386. 90
外用薬	1319720Q9017	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 1 . 1 m L 1 筒	精製ヒアルロン酸ナトリウム 1 % 1 . 1 m L 液			4, 439. 30
外用薬	1319720Y2012	精製ヒアルロン酸ナトリウム	0 . 3 % 5 m L 1 瓶	精製ヒアルロン酸ナトリウム 0 . 3 % 5 m L 点眼 液			95. 70
外用薬	1319720Y2160	精製ヒアルロン酸ナトリウム	0 . 3 % 5 m L 1 瓶	局	ヒアルロン酸N a 点眼液 0 . 3 % 「ニットー」	東亜薬品	178. 10
外用薬	1319720Y2179	精製ヒアルロン酸ナトリウム	0 . 3 % 5 m L 1 瓶	局	ヒアルロン酸N a 点眼液 0 . 3 % 「科研」	科研製薬	178. 10
外用薬	1319720Y2187	精製ヒアルロン酸ナトリウム	0 . 3 % 5 m L 1 瓶	局	ヒアルロン酸N a 点眼液 0 . 3 % 「センジュ」	千寿製薬	178. 10
外用薬	1319724Q1014	プラノプロフェン	0 . 1 % 1 m L	プラノプロフェン 0 . 1 % 1 m L 点眼液			19. 10
外用薬	1319726Q1013	ジクロフェナクナトリウム	0 . 1 % 1 m L	ジクロフェナクナトリウム 0 . 1 % 1 m L 点眼液			20. 80
外用薬	1319726Q1200	ジクロフェナクナトリウム	0 . 1 % 1 m L	ジクロフェナクN a ・ P F 点眼液 0 . 1 % 「日 点」		ロートニッテン	24. 30
外用薬	1319726Q1226	ジクロフェナクナトリウム	0 . 1 % 1 m L	ジクロフェナクN a 点眼液 0 . 1 % 「ニットー」		東亜薬品	24. 30
外用薬	1319730Q1010	ケトチフェンフマル酸塩	3 . 4 5 m g 5 m L 1 瓶	ケトチフェンフマル酸塩 3 . 4 5 m g 5 m L 点眼 液			126. 80
外用薬	1319730Q1222	ケトチフェンフマル酸塩	3 . 4 5 m g 5 m L 1 瓶	ケトチフェン P F 点眼液 0 . 0 5 % 「日点」		ロートニッテン	144. 20
外用薬	1319730Q1311	ケトチフェンフマル酸塩	3 . 4 5 m g 5 m L 1 瓶	ケトチフェン点眼液 0 . 0 5 % 「C H」		長生堂製薬	144. 20
外用薬	1319730Q1338	ケトチフェンフマル酸塩	3 . 4 5 m g 5 m L 1 瓶	ケトチフェン点眼液 0 . 0 5 % 「S W」		沢井製薬	144. 20
外用薬	1319730Q1389	ケトチフェンフマル酸塩	3 . 4 5 m g 5 m L 1 瓶	ケトチフェン点眼液 0 . 0 5 % 「ニッテン」		ロートニッテン ファーマ	144. 20
外用薬	1319730Q1397	ケトチフェンフマル酸塩	3 . 4 5 m g 5 m L 1 瓶	ケトチフェン点眼液 0 . 0 5 % 「日東」		日東メディック	144. 20
外用薬	1319731Q4048	オキシグルタチオン	5 0 0 m L 1 キット	オキシグルタチオン眼灌流液 0 . 0 1 8 4 % キッ ト 「センジュ」		千寿製薬	3, 461. 60
外用薬	1319732Q1043	イソプロピルウノプロストン	0 . 1 2 % 1 m L	イソプロピルウノプロストン点眼液 0 . 1 2 % 「T S」		テイカ製薬	104. 80
外用薬	1319733Q1099	ベタキソロール塩酸塩	0 . 5 % 1 m L	ベタキソロール点眼液 0 . 5 % 「S W」		沢井製薬	109. 10
外用薬	1319735Q1080	ペミロラストカリウム	5 m g 5 m L 1 瓶	局	ペミロラスト K 点眼液 0 . 1 % 「杏林」	キョーリンリメディ オ	209. 60

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
外用薬	1319735Q1098	ペミロラストカリウム	5 m g 5 m L 1 瓶	局	ペミロラストK点眼液0. 1 %「T S」	テイカ製薬	177. 10
外用薬	1319736Q1017	トラニラスト	2 5 m g 5 m L 1 瓶		トラニラスト2 5 m g 5 m L点眼液		182. 60
外用薬	1319739Q1010	ラタノプロスト	0. 0 0 5 % 1 m L		ラタノプロスト0. 0 0 5 % 1 m L点眼液		129. 70
外用薬	1319740Q1013	ニブラジロール	0. 2 5 % 1 m L		ニブラジロール0. 2 5 % 1 m L点眼液		105. 00
外用薬	1319742Q1012	レボフロキサシン水和物	0. 5 % 1 m L		レボフロキサシン0. 5 % 1 m L点眼液		20. 80
外用薬	1319742Q1055	レボフロキサシン水和物	0. 5 % 1 m L	局	レボフロキサシン点眼液0. 5 %「F F P」	共創未来ファーマ	21. 80
外用薬	1319742Q1098	レボフロキサシン水和物	0. 5 % 1 m L	局	レボフロキサシン点眼液0. 5 %「T S」	テイカ製薬	21. 80
外用薬	1319742Q1179	レボフロキサシン水和物	0. 5 % 1 m L	局	レボフロキサシン点眼液0. 5 %「タカタ」	高田製薬	21. 80
外用薬	1319742Q1195	レボフロキサシン水和物	0. 5 % 1 m L	局	レボフロキサシン点眼液0. 5 %「日医工」	日医工	21. 80
外用薬	1319742Q1209	レボフロキサシン水和物	0. 5 % 1 m L	局	レボフロキサシン点眼液0. 5 %「日新」	日新製薬（山形）	21. 80
外用薬	1319742Q1276	レボフロキサシン水和物	0. 5 % 1 m L	局	レボフロキサシン点眼液0. 5 %「ニプロ」	ニプロ	21. 80
外用薬	1319742Q1284	レボフロキサシン水和物	0. 5 % 1 m L	局	レボフロキサシン点眼液0. 5 %「ニッター」	東亜薬品	21. 80
外用薬	1319742Q2019	レボフロキサシン水和物	1. 5 % 1 m L		レボフロキサシン1. 5 % 1 m L点眼液		19. 10
外用薬	1319742Q2035	レボフロキサシン水和物	1. 5 % 1 m L	局	レボフロキサシン点眼液1. 5 %「F F P」	共創未来ファーマ	25. 90
外用薬	1319742Q2132	レボフロキサシン水和物	1. 5 % 1 m L	局	レボフロキサシン点眼液1. 5 %「日新」	日新製薬（山形）	25. 90
外用薬	1319742Q2221	レボフロキサシン水和物	1. 5 % 1 m L	局	レボフロキサシン点眼液1. 5 %「ニッター」	東亜薬品	25. 90
外用薬	1319743Q1041	ブロムフェナクナトリウム水和物	0. 1 % 1 m L	局	ブロムフェナクN a点眼液0. 1 %「日新」	日新製薬（山形）	27. 30
外用薬	1319743Q1050	ブロムフェナクナトリウム水和物	0. 1 % 1 m L	局	ブロムフェナクN a点眼液0. 1 %「ニッター」	東亜薬品	27. 70
外用薬	1319743Q1068	ブロムフェナクナトリウム水和物	0. 1 % 1 m L	局	ブロムフェナクN a点眼液0. 1 %「日点」	ロートニッテン	27. 70
外用薬	1319744Q1038	レボブノロール塩酸塩	0. 5 % 1 m L		レボブノロール塩酸塩点眼液0. 5 %「ニッテン」	ロートニッテン ファーマ	138. 80
外用薬	1319744Q1046	レボブノロール塩酸塩	0. 5 % 1 m L		レボブノロール塩酸塩P F点眼液0. 5 %「日点」	ロートニッテン	138. 80
外用薬	1319746Q1010	レボカバスチン塩酸塩	0. 0 2 5 % 1 m L		レボカバスチン塩酸塩0. 0 2 5 % 1 m L点眼液		41. 80
外用薬	1319748Q1044	ブリンゾラミド	1 % 1 m L		ブリンゾラミド懸濁性点眼液1 %「センジュ」	千寿製薬	79. 50
外用薬	1319748Q1052	ブリンゾラミド	1 % 1 m L		ブリンゾラミド懸濁性点眼液1 %「ニッター」	東亜薬品	79. 50
外用薬	1319748Q1060	ブリンゾラミド	1 % 1 m L		ブリンゾラミド懸濁性点眼液1 %「サンド」	サンド	79. 50
外用薬	1319752Q1032	オロパタジン塩酸塩	0. 1 % 1 m L		オロパタジン点眼液0. 1 %「T S」	テイカ製薬	31. 40
外用薬	1319752Q1040	オロパタジン塩酸塩	0. 1 % 1 m L		オロパタジン点眼液0. 1 %「杏林」	キョーリンリメディ オ	31. 40
外用薬	1319752Q1059	オロパタジン塩酸塩	0. 1 % 1 m L		オロパタジン点眼液0. 1 %「サワイ」	沢井製薬	31. 40
外用薬	1319752Q1067	オロパタジン塩酸塩	0. 1 % 1 m L		オロパタジン点眼液0. 1 %「サンド」	サンド	31. 40
外用薬	1319752Q1075	オロパタジン塩酸塩	0. 1 % 1 m L		オロパタジン点眼液0. 1 %「三和」	三和化学研究所	31. 40
外用薬	1319752Q1083	オロパタジン塩酸塩	0. 1 % 1 m L		オロパタジン点眼液0. 1 %「センジュ」	千寿製薬	31. 40
外用薬	1319752Q1091	オロパタジン塩酸塩	0. 1 % 1 m L		オロパタジン点眼液0. 1 %「タカタ」	高田製薬	44. 60
外用薬	1319752Q1105	オロパタジン塩酸塩	0. 1 % 1 m L		オロパタジン点眼液0. 1 %「トーワ」	東和薬品	31. 40
外用薬	1319752Q1113	オロパタジン塩酸塩	0. 1 % 1 m L		オロパタジン点眼液0. 1 %「日新」	日新製薬（山形）	31. 40
外用薬	1319752Q1121	オロパタジン塩酸塩	0. 1 % 1 m L		オロパタジン点眼液0. 1 %「ニッテン」	ロートニッテン ファーマ	31. 40
外用薬	1319752Q1130	オロパタジン塩酸塩	0. 1 % 1 m L		オロパタジン点眼液0. 1 %「ニッター」	東亜薬品	31. 40
外用薬	1319752Q1148	オロパタジン塩酸塩	0. 1 % 1 m L		オロパタジン点眼液0. 1 %「わかもと」	シー・エイチ・オー 新薬	31. 40
外用薬	1319753Q1037	モキシフロキサシン塩酸塩	0. 5 % 1 m L		モキシフロキサシン点眼液0. 5 %「日点」	ロートニッテン	23. 50
外用薬	1319753Q1045	モキシフロキサシン塩酸塩	0. 5 % 1 m L		モキシフロキサシン点眼液0. 5 %「ニッター」	東亜薬品	23. 50
外用薬	1319753Q1053	モキシフロキサシン塩酸塩	0. 5 % 1 m L		モキシフロキサシン点眼液0. 5 %「サンド」	サンド	26. 30
外用薬	1319754Q1031	トラボプロスト	0. 0 0 4 % 1 m L		トラボプロスト点眼液0. 0 0 4 %「ニッター」	東亜薬品	207. 50
外用薬	1319756Q1030	タフルプロスト	0. 0 0 1 5 % 1 m L		タフルプロスト点眼液0. 0 0 1 5 %「N I T」	東亜薬品	242. 20
外用薬	1319756Q1049	タフルプロスト	0. 0 0 1 5 % 1 m L		タフルプロスト点眼液0. 0 0 1 5 %「T S」	テイカ製薬	242. 20
外用薬	1319756Q1057	タフルプロスト	0. 0 0 1 5 % 1 m L		タフルプロスト点眼液0. 0 0 1 5 %「セン ジュ」	千寿製薬	242. 20
外用薬	1319756Q1065	タフルプロスト	0. 0 0 1 5 % 1 m L		タフルプロスト点眼液0. 0 0 1 5 %「日点」	ロートニッテン	242. 20

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
外用薬	1319756Q1073	タフルプロスト	0. 0 0 1 5 % 1 m L	タフルプロスト点眼液0. 0 0 1 5 % 「わかもと」	わかもと製薬	242. 20
外用薬	1319757Q1035	ビマトプロスト	0. 0 3 % 1 m L	ビマトプロスト点眼液0. 0 3 % 「S E C」	参天アイケア	125. 90
外用薬	1319757Q1043	ビマトプロスト	0. 0 3 % 1 m L	ビマトプロスト点眼液0. 0 3 % 「T S」	テイカ製薬	125. 90
外用薬	1319757Q1051	ビマトプロスト	0. 0 3 % 1 m L	ビマトプロスト点眼液0. 0 3 % 「日新」	日新製薬（山形）	177. 60
外用薬	1319757Q1060	ビマトプロスト	0. 0 3 % 1 m L	ビマトプロスト点眼液0. 0 3 % 「ニットー」	東亜薬品	125. 90
外用薬	1319757Q1086	ビマトプロスト	0. 0 3 % 1 m L	ビマトプロスト点眼液0. 0 3 % 「日点」	ロートニッテン	125. 90
外用薬	1319758Q1030	ジクアホソルナトリウム	3 % 5 m L 1 瓶	ジクアホソルN a 点眼液3 % 「ニットー」	東亜薬品	181. 90
外用薬	1319760Q2025	レバミピド	2 % 5 m L 1 瓶	レバミピド懸濁性点眼液2 % 「参天」	参天製薬	401. 50
外用薬	1319761Q1031	ブリモニジン酒石酸塩	0. 1 % 1 m L	ブリモニジン酒石酸塩点眼液0. 1 % 「N I T」	東亜薬品	74. 20
外用薬	1319761Q1040	ブリモニジン酒石酸塩	0. 1 % 1 m L	ブリモニジン酒石酸塩点眼液0. 1 % 「S E C」	参天アイケア	74. 20
外用薬	1319761Q1058	ブリモニジン酒石酸塩	0. 1 % 1 m L	ブリモニジン酒石酸塩点眼液0. 1 % 「日新」	日新製薬（山形）	74. 20
外用薬	1319761Q1066	ブリモニジン酒石酸塩	0. 1 % 1 m L	ブリモニジン酒石酸塩点眼液0. 1 % 「日点」	ロートニッテン	74. 20
外用薬	1319761Q1074	ブリモニジン酒石酸塩	0. 1 % 1 m L	ブリモニジン酒石酸塩点眼液0. 1 % 「わかもと」	わかもと製薬	74. 20
外用薬	1319761Q1082	ブリモニジン酒石酸塩	0. 1 % 1 m L	ブリモニジン酒石酸塩点眼液0. 1 % 「T S」	テイカ製薬	74. 20
外用薬	1319761Q1090	ブリモニジン酒石酸塩	0. 1 % 1 m L	ブリモニジン酒石酸塩点眼液0. 1 % 「ニットー」	日東メディック	74. 20
外用薬	1319762Q1036	エピナスチン塩酸塩	0. 0 5 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩点眼液0. 0 5 % 「G O」	大興製薬	69. 60
外用薬	1319762Q1044	エピナスチン塩酸塩	0. 0 5 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩点眼液0. 0 5 % 「S N」	シオノケミカル	69. 60
外用薬	1319762Q1052	エピナスチン塩酸塩	0. 0 5 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩点眼液0. 0 5 % 「T S」	テイカ製薬	69. 60
外用薬	1319762Q1060	エピナスチン塩酸塩	0. 0 5 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩点眼液0. 0 5 % 「杏林」	キョーリンリメディオ	89. 00
外用薬	1319762Q1079	エピナスチン塩酸塩	0. 0 5 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩点眼液0. 0 5 % 「サワイ」	沢井製薬	69. 60
外用薬	1319762Q1087	エピナスチン塩酸塩	0. 0 5 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩点眼液0. 0 5 % 「センジュ」	千寿製薬	69. 60
外用薬	1319762Q1095	エピナスチン塩酸塩	0. 0 5 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩点眼液0. 0 5 % 「トーフ」	東和薬品	69. 60
外用薬	1319762Q1109	エピナスチン塩酸塩	0. 0 5 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩点眼液0. 0 5 % 「日新」	日新製薬（山形）	69. 60
外用薬	1319762Q1117	エピナスチン塩酸塩	0. 0 5 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩点眼液0. 0 5 % 「日点」	ロートニッテン	69. 60
外用薬	1319762Q1125	エピナスチン塩酸塩	0. 0 5 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩点眼液0. 0 5 % 「ニットー」	東亜薬品	69. 60
外用薬	1319762Q1133	エピナスチン塩酸塩	0. 0 5 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩点眼液0. 0 5 % 「ニプロ」	リョートーファイン	69. 60
外用薬	1319762Q1141	エピナスチン塩酸塩	0. 0 5 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩点眼液0. 0 5 % 「わかもと」	わかもと製薬	69. 60
外用薬	1319762Q1150	エピナスチン塩酸塩	0. 0 5 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩点眼液0. 0 5 % 「S E C」	参天アイケア	69. 60
外用薬	1319762Q1168	エピナスチン塩酸塩	0. 0 5 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩点眼液0. 0 5 % 「T W」	東和薬品	69. 60
外用薬	1319762Q2032	エピナスチン塩酸塩	0. 1 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩L X点眼液0. 1 % 「S E C」	参天アイケア	228. 30
外用薬	1319762Q2040	エピナスチン塩酸塩	0. 1 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩L X点眼液0. 1 % 「ニットー」	東亜薬品	228. 30
外用薬	1319762Q2059	エピナスチン塩酸塩	0. 1 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩L X点眼液0. 1 % 「T S」	テイカ製薬	228. 30
外用薬	1319762Q2067	エピナスチン塩酸塩	0. 1 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩L X点眼液0. 1 % 「トーフ」	東和薬品	228. 30
外用薬	1319762Q2075	エピナスチン塩酸塩	0. 1 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩L X点眼液0. 1 % 「日点」	ロートニッテン	228. 30
外用薬	1319762Q2083	エピナスチン塩酸塩	0. 1 % 1 m L	エピナスチン塩酸塩L X点眼液0. 1 % 「わかもと」	わかもと製薬	228. 30
外用薬	1319809X2051	ネオスチグミン・無機塩類配合剤	5 m L 1 瓶	マイピリン点眼液	ロートニッテン	94. 80
外用薬	1319816Q1034	精製ヒアルロン酸ナトリウム・コンドロイチン硫酸エステルナトリウム	0. 5 m L 1 筒	ビスコート0. 5 眼粘弾剤	日本アルコン	3, 332. 20
外用薬	1319816Q1042	精製ヒアルロン酸ナトリウム・コンドロイチン硫酸エステルナトリウム	0. 5 m L 1 筒	シェルガン0. 5 眼粘弾剤	生化学工業	3, 332. 20
外用薬	1319817Q1039	ラタノプロスト・チモロールマレイン酸塩	1 m L	ラタチモ配合点眼液「センジュ」	千寿製薬	205. 90
外用薬	1319817Q1047	ラタノプロスト・チモロールマレイン酸塩	1 m L	ラタチモ配合点眼液「ニッテン」	ロートニッテン ファーマ	205. 90
外用薬	1319817Q1055	ラタノプロスト・チモロールマレイン酸塩	1 m L	ラタチモ配合点眼液「ニットー」	東亜薬品	205. 90
外用薬	1319817Q1063	ラタノプロスト・チモロールマレイン酸塩	1 m L	ラタチモ配合点眼液「T S」	テイカ製薬	205. 90
外用薬	1319817Q1071	ラタノプロスト・チモロールマレイン酸塩	1 m L	ラタチモ配合点眼液「V T R S」	ヴィアトリス・ヘルスケア	205. 90
外用薬	1319819Q1038	ドルゾラミド塩酸塩・チモロールマレイン酸塩	1 m L	ドルモロール配合点眼液「センジュ」	千寿製薬	88. 40

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
外用薬	1319819Q1046	ドルゾラミド塩酸塩・チモ ロールマレイン酸塩	1 m L	局 ドルモロール配合点眼液「ニットー」	東亜薬品	88.40
外用薬	1319819Q1054	ドルゾラミド塩酸塩・チモ ロールマレイン酸塩	1 m L	局 ドルモロール配合点眼液「わかもと」	わかもと製薬	88.40
外用薬	1319819Q1062	ドルゾラミド塩酸塩・チモ ロールマレイン酸塩	1 m L	局 ドルモロール配合点眼液「日点」	ロートニッテン	88.40
外用薬	1319819Q1070	ドルゾラミド塩酸塩・チモ ロールマレイン酸塩	1 m L	局 ドルモロール配合点眼液「T S」	テイカ製薬	88.40
外用薬	1319820Q1030	トラボプロスト・チモロール マレイン酸塩	1 m L	トラチモ配合点眼液「ニットー」	東亜薬品	286.30
外用薬	1319822Q1030	タフルプロスト・チモロール マレイン酸塩	1 m L	タフチモ配合点眼液「N I T」	東亜薬品	295.20
外用薬	1319822Q1048	タフルプロスト・チモロール マレイン酸塩	1 m L	タフチモ配合点眼液「日点」	ロートニッテン	295.20
外用薬	1329701Q1036	ジオクチルソジウムスルホサ クシネート	5 % 1 m L	ジオクチルソジウムスルホサクシネート耳科用液 5 % 「C E O」	セオリアファーマ	37.60
外用薬	1329702R3195	ベクロメタゾンプロピオン酸 エステル	8 . 5 m g 8 . 5 g 1 瓶	ベクロメタゾン点鼻液 5 0 μ g 「サワイ」	沢井製薬	351.40
外用薬	1329702R3209	ベクロメタゾンプロピオン酸 エステル	8 . 5 m g 8 . 5 g 1 瓶	ベクロメタゾン点鼻液 5 0 μ g 「C E O」	セオリアファーマ	264.00
外用薬	1329702R3217	ベクロメタゾンプロピオン酸 エステル	8 . 5 m g 8 . 5 g 1 瓶	ベクロメタゾン点鼻液 5 0 μ g 「D S P」	東興薬品工業	264.00
外用薬	1329702R7034	ベクロメタゾンプロピオン酸 エステル	1 . 5 0 m g 0 . 9 0 8 7 g 1 瓶	ベクロメタゾン鼻用パウダー 2 5 μ g 「トーワ」	東和薬品	475.10
外用薬	1329705Q1018	ケトチフェンフマル酸塩	6 . 0 4 8 m g 8 m L 1 瓶	ケトチフェンフマル酸塩 6 . 0 4 8 m g 8 m L 点 鼻液		225.40
外用薬	1329707Q1076	フルチカゾンプロピオン酸エ ステル	2 . 0 4 m g 4 m L 1 瓶	フルチカゾン点鼻液 5 0 μ g 「サワイ」 2 8 噴霧 用	沢井製薬	415.70
外用薬	1329707Q1254	フルチカゾンプロピオン酸エ ステル	2 . 0 4 m g 4 m L 1 瓶	フルチカゾン点鼻液 5 0 μ g 「杏林」 2 8 噴霧用	キョーリンリメディ オ	415.70
外用薬	1329707Q1289	フルチカゾンプロピオン酸エ ステル	2 . 0 4 m g 4 m L 1 瓶	フルチカゾン点鼻液 5 0 μ g 「三和」 2 8 噴霧用	三和化学研究所	283.00
外用薬	1329707Q1327	フルチカゾンプロピオン酸エ ステル	2 . 0 4 m g 4 m L 1 瓶	フルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液 5 0 μ g 「トーワ」 2 8 噴霧用	東和薬品	283.00
外用薬	1329707Q2064	フルチカゾンプロピオン酸エ ステル	2 . 0 4 m g 4 m L 1 瓶	フルチカゾン点鼻液 2 5 μ g 小児用「サワイ」 5 6 噴霧用	沢井製薬	414.80
外用薬	1329707Q2099	フルチカゾンプロピオン酸エ ステル	2 . 0 4 m g 4 m L 1 瓶	フルチカゾン点鼻液 2 5 μ g 小児用「杏林」 5 6 噴霧用	キョーリンリメディ オ	414.80
外用薬	1329707Q3044	フルチカゾンプロピオン酸エ ステル	4 . 0 8 m g 8 m L 1 瓶	フルチカゾン点鼻液 5 0 μ g 「イセイ」 5 6 噴霧 用	コーアイセイ	436.30
外用薬	1329707Q3117	フルチカゾンプロピオン酸エ ステル	4 . 0 8 m g 8 m L 1 瓶	フルチカゾン点鼻液 5 0 μ g 「サワイ」 5 6 噴霧 用	沢井製薬	614.40
外用薬	1329707Q3206	フルチカゾンプロピオン酸エ ステル	4 . 0 8 m g 8 m L 1 瓶	フルチカゾン点鼻液 5 0 μ g 「杏林」 5 6 噴霧用	キョーリンリメディ オ	447.30
外用薬	1329707Q3230	フルチカゾンプロピオン酸エ ステル	4 . 0 8 m g 8 m L 1 瓶	フルチカゾン点鼻液 5 0 μ g 「三和」 5 6 噴霧用	三和化学研究所	447.30
外用薬	1329707Q3257	フルチカゾンプロピオン酸エ ステル	4 . 0 8 m g 8 m L 1 瓶	フルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液 5 0 μ g 「D S P」 5 6 噴霧用	東興薬品工業	447.30
外用薬	1329707Q3265	フルチカゾンプロピオン酸エ ステル	4 . 0 8 m g 8 m L 1 瓶	フルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液 5 0 μ g 「トーワ」 5 6 噴霧用	東和薬品	447.30
外用薬	1329707Q4032	フルチカゾンプロピオン酸エ ステル	8 . 1 6 m g 1 6 m L 1 瓶	フルチカゾンプロピオン酸エステル点鼻液 5 0 μ g 「日本臓器」 1 1 2 噴霧用	日本臓器製薬	717.70
外用薬	1329710Q1035	モメタゾンフランカルボン酸 エステル水和物	5 m g 1 0 g 1 瓶	モメタゾン点鼻液 5 0 μ g 「杏林」 5 6 噴霧用	キョーリンリメディ オ	361.20
外用薬	1329710Q1043	モメタゾンフランカルボン酸 エステル水和物	5 m g 1 0 g 1 瓶	モメタゾン点鼻液 5 0 μ g 「C E O」 5 6 噴霧用	東亜薬品	361.20
外用薬	1329710Q1051	モメタゾンフランカルボン酸 エステル水和物	5 m g 1 0 g 1 瓶	モメタゾン点鼻液 5 0 μ g 「J G」 5 6 噴霧用	日本ジェネリック	361.20
外用薬	1329710Q1060	モメタゾンフランカルボン酸 エステル水和物	5 m g 1 0 g 1 瓶	モメタゾン点鼻液 5 0 μ g 「タカタ」 5 6 噴霧用	高田製薬	361.20
外用薬	1329710Q1078	モメタゾンフランカルボン酸 エステル水和物	5 m g 1 0 g 1 瓶	モメタゾン点鼻液 5 0 μ g 「トーワ」 5 6 噴霧用	東和薬品	361.20
外用薬	1329710Q1086	モメタゾンフランカルボン酸 エステル水和物	5 m g 1 0 g 1 瓶	モメタゾン点鼻液 5 0 μ g 「ニットー」 5 6 噴霧 用	日東メディック	361.20
外用薬	1329710Q2031	モメタゾンフランカルボン酸 エステル水和物	9 m g 1 8 g 1 瓶	モメタゾン点鼻液 5 0 μ g 「杏林」 1 1 2 噴霧用	キョーリンリメディ オ	707.30
外用薬	1329710Q2040	モメタゾンフランカルボン酸 エステル水和物	9 m g 1 8 g 1 瓶	モメタゾン点鼻液 5 0 μ g 「C E O」 1 1 2 噴霧 用	東亜薬品	707.30
外用薬	1329710Q2058	モメタゾンフランカルボン酸 エステル水和物	9 m g 1 8 g 1 瓶	モメタゾン点鼻液 5 0 μ g 「J G」 1 1 2 噴霧用	日本ジェネリック	707.30
外用薬	1329710Q2066	モメタゾンフランカルボン酸 エステル水和物	9 m g 1 8 g 1 瓶	モメタゾン点鼻液 5 0 μ g 「タカタ」 1 1 2 噴霧 用	高田製薬	707.30
外用薬	1329710Q2074	モメタゾンフランカルボン酸 エステル水和物	9 m g 1 8 g 1 瓶	モメタゾン点鼻液 5 0 μ g 「トーワ」 1 1 2 噴霧 用	東和薬品	707.30
外用薬	1329710Q2082	モメタゾンフランカルボン酸 エステル水和物	9 m g 1 8 g 1 瓶	モメタゾン点鼻液 5 0 μ g 「ニットー」 1 1 2 噴 霧用	日東メディック	707.30
外用薬	1329710Q3020	モメタゾンフランカルボン酸 エステル水和物	3 . 5 m g 7 g 1 瓶	モメタゾン点鼻液 5 0 μ g 「MY L」 5 6 噴霧用	東興薬品工業	361.20
外用薬	1329710Q4026	モメタゾンフランカルボン酸 エステル水和物	6 . 5 m g 1 3 g 1 瓶	モメタゾン点鼻液 5 0 μ g 「MY L」 1 1 2 噴霧 用	東興薬品工業	707.30
外用薬	1329711Q1030	フルチカゾンフランカルボン 酸エステル	3 m g 6 g 1 キット	フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液 2 7 . 5 μ g 「武田テバ」 5 6 噴霧用	T’ s ファーマ	526.40
外用薬	1329711Q2036	フルチカゾンフランカルボン 酸エステル	5 m g 1 0 g 1 キット	フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液 2 7 . 5 μ g 「武田テバ」 1 2 0 噴霧用	T’ s ファーマ	1,061.90
外用薬	1329711Q3024	フルチカゾンフランカルボン 酸エステル	3 m g 6 g 1 瓶	フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液 2 7 . 5 μ g 「杏林」 5 6 噴霧用	キョーリンリメディ オ	420.20
外用薬	1329711Q3032	フルチカゾンフランカルボン 酸エステル	3 m g 6 g 1 瓶	フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液 2 7 . 5 μ g 「タカタ」 5 6 噴霧用	高田製薬	420.20
外用薬	1329711Q3040	フルチカゾンフランカルボン 酸エステル	3 m g 6 g 1 瓶	フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液 2 7 . 5 μ g 「トーワ」 5 6 噴霧用	東和薬品	420.20

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
外用薬	1329711Q3059	フルチカゾンフランカルボン酸エステル	3 m g 6 g 1 瓶		フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液27. 5 μ g 「ニットー」 5 6 噴霧用	日東メディック	420. 20
外用薬	1329711Q4020	フルチカゾンフランカルボン酸エステル	5 m g 1 0 g 1 瓶		フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液27. 5 μ g 「杏林」 1 2 0 噴霧用	キョーリンリメディオ	856. 50
外用薬	1329711Q4039	フルチカゾンフランカルボン酸エステル	5 m g 1 0 g 1 瓶		フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液27. 5 μ g 「タカタ」 1 2 0 噴霧用	高田製薬	856. 50
外用薬	1329711Q4047	フルチカゾンフランカルボン酸エステル	5 m g 1 0 g 1 瓶		フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液27. 5 μ g 「トーワ」 1 2 0 噴霧用	東和薬品	856. 50
外用薬	1329711Q4055	フルチカゾンフランカルボン酸エステル	5 m g 1 0 g 1 瓶		フルチカゾンフランカルボン酸エステル点鼻液27. 5 μ g 「ニットー」 1 2 0 噴霧用	日東メディック	856. 50
外用薬	2171700S1133	硝酸イソソルビド	4 0 m g 1 枚		硝酸イソソルビドテープ4 0 m g 「E M E C」	救急薬品工業	20. 00
外用薬	2171700S1150	硝酸イソソルビド	4 0 m g 1 枚		硝酸イソソルビドテープ4 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	24. 40
外用薬	2171700S1168	硝酸イソソルビド	4 0 m g 1 枚		硝酸イソソルビドテープ4 0 m g 「テイコク」	帝國製薬	24. 40
外用薬	2171700S1176	硝酸イソソルビド	4 0 m g 1 枚		硝酸イソソルビドテープ4 0 m g 「東光」	東光薬品工業	24. 40
外用薬	2234700G1043	ブロムヘキシシン塩酸塩	0. 2 % 1 m L		ブロムヘキシシン塩酸塩吸入液0. 2 % 「タイヨー」	T’ s ファーマ	5. 30
外用薬	2259707S1012	ソロブテロール	0. 5 m g 1 枚		ソロブテロール（0. 5 m g）貼付剤		13. 10
外用薬	2259707S2060	ソロブテロール	1 m g 1 枚	局	ソロブテロールテープ1 m g 「Q Q」	救急薬品工業	16. 30
外用薬	2259707S2078	ソロブテロール	1 m g 1 枚	局	ソロブテロールテープ1 m g 「サワイ」	沢井製薬	22. 80
外用薬	2259707S2124	ソロブテロール	1 m g 1 枚	局	ソロブテロールテープ1 「オーハラ」	大原薬品工業	16. 30
外用薬	2259707S2132	ソロブテロール	1 m g 1 枚	局	ソロブテロールテープ1 m g 「テイコク」	帝國製薬	19. 00
外用薬	2259707S2183	ソロブテロール	1 m g 1 枚	局	ソロブテロールテープ1 m g 「Y P」	祐徳薬品工業	16. 30
外用薬	2259707S2191	ソロブテロール	1 m g 1 枚	局	ソロブテロールテープ1 m g 「タカタ」	高田製薬	16. 30
外用薬	2259707S2205	ソロブテロール	1 m g 1 枚	局	ソロブテロールテープ1 m g 「トーワ」	東和薬品	19. 00
外用薬	2259707S2213	ソロブテロール	1 m g 1 枚	局	ソロブテロールテープ1 m g 「久光」	久光製薬	16. 30
外用薬	2259707S2221	ソロブテロール	1 m g 1 枚	局	ソロブテロールテープ1 m g 「V T R S」	大石膏盛堂	14. 20
外用薬	2259707S3066	ソロブテロール	2 m g 1 枚	局	ソロブテロールテープ2 m g 「Q Q」	救急薬品工業	23. 70
外用薬	2259707S3074	ソロブテロール	2 m g 1 枚	局	ソロブテロールテープ2 m g 「サワイ」	沢井製薬	31. 90
外用薬	2259707S3120	ソロブテロール	2 m g 1 枚	局	ソロブテロールテープ2 「オーハラ」	大原薬品工業	23. 70
外用薬	2259707S3139	ソロブテロール	2 m g 1 枚	局	ソロブテロールテープ2 m g 「テイコク」	帝國製薬	27. 40
外用薬	2259707S3180	ソロブテロール	2 m g 1 枚	局	ソロブテロールテープ2 m g 「Y P」	祐徳薬品工業	23. 70
外用薬	2259707S3198	ソロブテロール	2 m g 1 枚	局	ソロブテロールテープ2 m g 「タカタ」	高田製薬	27. 40
外用薬	2259707S3201	ソロブテロール	2 m g 1 枚	局	ソロブテロールテープ2 m g 「トーワ」	東和薬品	27. 40
外用薬	2259707S3210	ソロブテロール	2 m g 1 枚	局	ソロブテロールテープ2 m g 「久光」	久光製薬	23. 70
外用薬	2259707S3228	ソロブテロール	2 m g 1 枚	局	ソロブテロールテープ2 m g 「V T R S」	大石膏盛堂	21. 80
外用薬	2260700B1119	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	0. 4 % 1 g		アズレン含嗽用散0. 4 % 「トーワ」	東和薬品	6. 90
外用薬	2260700C1149	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	0. 4 % 1 g		アズレン含嗽用顆粒0. 4 % 「ツルハラ」	鶴原製薬	6. 90
外用薬	2260700F1021	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	4 % 1 m L		アズノールうがい液4 %	ロートニッテン	21. 10
外用薬	2260700F1056	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	4 % 1 m L		アズレイうがい液4 %	ジーシー昭和薬品	21. 10
外用薬	2260700F1102	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	4 % 1 m L		アズレンうがい液4 % 「ケンエー」	健栄製薬	21. 10
外用薬	2260700F1137	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	4 % 1 m L		アズレンうがい液4 % 「T S U」	鶴原製薬	21. 10
外用薬	2260700F1145	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	4 % 1 m L		アズレンうがい液4 % 「T O A」	東亜薬品	21. 10
外用薬	2260700F1153	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	4 % 1 m L		アズレンうがい液4 % 「ニットー」	日東メディック	21. 10
外用薬	2260700F2036	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物	1 % 1 m L		アズレン含嗽液アーズミンうがい液1 %	本草製薬	9. 70
外用薬	2260702F1071	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物・炭酸水素ナトリウム水和物	0. 1 % 1 g		A Z 含嗽用配合顆粒「ニプロ」	ニプロ	6. 90
外用薬	2290701G4038	ブデソニド	0. 2 5 m g 2 m L 1 管		ブデソニド吸入液0. 2 5 m g 「武田テバ」	T’ s ファーマ	34. 60
外用薬	2290701G5034	ブデソニド	0. 5 m g 2 m L 1 管		ブデソニド吸入液0. 5 m g 「武田テバ」	T’ s ファーマ	51. 40
外用薬	2290801G1037	ブデソニド・ホルモテロール フマル酸塩水和物	3 0 吸入1 キット		ブデホル吸入粉末剤3 0 吸入「J G」	日本ジェネリック	611. 60
外用薬	2290801G1045	ブデソニド・ホルモテロール フマル酸塩水和物	3 0 吸入1 キット		ブデホル吸入粉末剤3 0 吸入「MY L」	東亜薬品	611. 60
外用薬	2290801G1053	ブデソニド・ホルモテロール フマル酸塩水和物	3 0 吸入1 キット		ブデホル吸入粉末剤3 0 吸入「ニプロ」	ニプロ	746. 30
外用薬	2290801G2033	ブデソニド・ホルモテロール フマル酸塩水和物	6 0 吸入1 キット		ブデホル吸入粉末剤6 0 吸入「J G」	日本ジェネリック	1, 176. 10

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
外用薬	2290801G2041	ブデソニド・ホルモテロール フマル酸塩水和物	6 0 吸入 1 キット	ブデホル吸入粉末剤 6 0 吸入「MY L」	東亜薬品	1, 176. 10
外用薬	2290801G2050	ブデソニド・ホルモテロール フマル酸塩水和物	6 0 吸入 1 キット	ブデホル吸入粉末剤 6 0 吸入「ニプロ」	ニプロ	1, 176. 10
外用薬	2399706M1095	デキサメタゾン	0. 1 % 1 g	デキサメタゾン軟膏 口腔用 0. 1 %「CH」	長生堂製薬	35. 30
外用薬	2399706M1125	デキサメタゾン	0. 1 % 1 g	デキサメタゾン口腔用軟膏 0. 1 %「NK」	日本化薬	35. 30
外用薬	2399706M1133	デキサメタゾン	0. 1 % 1 g	デキサメタゾン口腔用軟膏 0. 1 %「日医工」	池田薬品工業	35. 30
外用薬	2399707M1057	トリアムシノロンアセトニド	0. 1 % 1 g	オルテクサー口腔用軟膏 0. 1 %	ビーブランド・メ ディコーデンタル	61. 10
外用薬	2399709E1043	セチルピリジニウム塩化物水 和物	2 m g 1 錠	セチルピリジニウム塩化物トローチ 2 m g「イワ キ」	岩城製薬	6. 30
外用薬	2399710E1046	デカリニウム塩化物	0. 2 5 m g 1 錠	S P トローチ 0. 2 5 m g「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	6. 30
外用薬	2399714J1018	ドンペリドン	1 0 m g 1 個	ドンペリドン 1 0 m g 坐剤		21. 60
外用薬	2399714J2014	ドンペリドン	3 0 m g 1 個	ドンペリドン 3 0 m g 坐剤		35. 10
外用薬	2454701X1033	ベタメタゾンリン酸エステル ナトリウム	3. 9 5 m g 1 個	ステロネマ注腸 3 m g	日医工	265. 30
外用薬	2454701X2030	ベタメタゾンリン酸エステル ナトリウム	1. 9 7 5 m g 1 個	ステロネマ注腸 1. 5 m g	日医工	247. 10
外用薬	2499701R1010	ブセレリン酢酸塩	1 5. 7 5 m g 1 0 m L 1 瓶	ブセレリン酢酸塩 1 5. 7 5 m g 1 0 m L 点鼻液		4, 573. 40
外用薬	2529702H1087	クロトリマゾール	1 0 0 m g 1 錠	クロトリマゾール錠 1 0 0 m g「F」	富士製薬工業	23. 00
外用薬	2529706H1050	チニダゾール	2 0 0 m g 1 個	チニダゾール錠 2 0 0 m g「F」	富士製薬工業	49. 30
外用薬	2529708J1051	イソコナゾール硝酸塩	1 0 0 m g 1 個	イソコナゾール硝酸塩錠 1 0 0 m g「F」	富士製薬工業	38. 40
外用薬	2529708J2066	イソコナゾール硝酸塩	3 0 0 m g 1 個	イソコナゾール硝酸塩錠 3 0 0 m g「F」	富士製薬工業	139. 40
外用薬	2529709H1062	オキシコナゾール硝酸塩	1 0 0 m g 1 錠	オキシコナゾール硝酸塩錠 1 0 0 m g「F」	富士製薬工業	35. 10
外用薬	2529709H2069	オキシコナゾール硝酸塩	6 0 0 m g 1 錠	オキシコナゾール硝酸塩錠 6 0 0 m g「F」	富士製薬工業	232. 60
外用薬	2559808M1039	大腸菌死菌・ヒドロコルチゾ ン	1 g	ヘモポリゾン軟膏	ジェイドルフ製薬	20. 20
外用薬	2559814J1011	ジフルコルトロン吉草酸エス テル・リドカイン	1 個	ジフルコルトロン吉草酸エステル・リドカイン坐 剤		21. 60
外用薬	2611700Q1038	次亜塩素酸ナトリウム	6 % 1 0 g	次亜塩 6 %「ヨシダ」	吉田製薬	7. 00
外用薬	2611700Q2034	次亜塩素酸ナトリウム	1 0 % 1 0 g	ハイボライト消毒液 1 0 %	サンケミファ	7. 00
外用薬	2611700Q3030	次亜塩素酸ナトリウム	1 % 1 0 g	ヤクラックスD液 1 %	ヤクハン製薬	7. 00
外用薬	2612701Q1099	ポビドンヨード	7. 5 % 1 0 m L	ポピヨドンスクラブ 7. 5 %	吉田製薬	23. 20
外用薬	2612701Q1137	ポビドンヨード	7. 5 % 1 0 m L	ポビドンヨードスクラブ液 7. 5 %「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	16. 40
外用薬	2612701Q1145	ポビドンヨード	7. 5 % 1 0 m L	ポビドンヨードスクラブ液 7. 5 %「ケンエー」	健栄製薬	16. 00
外用薬	2612701Q2117	ポビドンヨード	1 0 % 1 0 g	ポピヨドンゲル 1 0 %	吉田製薬	32. 90
外用薬	2612701Q2168	ポビドンヨード	1 0 % 1 0 g	ポビドンヨードゲル 1 0 %「ケンエー」	健栄製薬	31. 80
外用薬	2612701Q3113	ポビドンヨード	1 0 % 1 0 m L	ポビドンヨード液 1 0 %「メタル」	中北薬品	13. 90
外用薬	2612701Q3334	ポビドンヨード	1 0 % 1 0 m L	ポピヨドン液 1 0 %	吉田製薬	13. 90
外用薬	2612701Q3393	ポビドンヨード	1 0 % 1 0 m L	ポビドンヨード外用液 1 0 %「東海」	大成薬品工業	13. 00
外用薬	2612701Q3407	ポビドンヨード	1 0 % 1 0 m L	ポピラール消毒液 1 0 %	日興製薬	13. 90
外用薬	2612701Q3415	ポビドンヨード	1 0 % 1 0 m L	ポビドンヨード外用液 1 0 %「オオサキ」	オオサキメディカル	10. 90
外用薬	2612701Q3431	ポビドンヨード	1 0 % 1 0 m L	ポビドンヨード消毒用液 1 0 %「NP」	ニプロ	13. 00
外用薬	2612701Q3440	ポビドンヨード	1 0 % 1 0 m L	ポビドンヨード外用液 1 0 %「日新」	日新製薬（山形）	12. 10
外用薬	2612701Q3466	ポビドンヨード	1 0 % 1 0 m L	ポビドンヨード外用液 1 0 %「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	13. 00
外用薬	2612701Q3474	ポビドンヨード	1 0 % 1 0 m L	ポビドンヨード消毒液 1 0 %「ケンエー」	健栄製薬	13. 00
外用薬	2612701Q3482	ポビドンヨード	1 0 % 1 0 m L	ポビドンヨード外用液 1 0 %「イワキ」	岩城製薬	10. 90
外用薬	2612701Q3490	ポビドンヨード	1 0 % 1 0 m L	ポビドンヨード消毒液 1 0 %「カネイチ」	兼一薬品工業	13. 00
外用薬	2612701Q3504	ポビドンヨード	1 0 % 1 0 m L	ポビドンヨード消毒液 1 0 %「シオエ」	シオエ製薬	13. 90
外用薬	2612701Q4063	ポビドンヨード	1 0 % 1 0 m L	ポピヨドンフィールド 1 0 %	吉田製薬	18. 60
外用薬	2612701Q4071	ポビドンヨード	1 0 % 1 0 m L	ポビドンヨードフィールド外用液 1 0 %「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	14. 10
外用薬	2612701Q5027	ポビドンヨード	1 0 % 1 0 m L 1 管	ポビドンヨード液 1 0 % 消毒用アプリータ 「オーツカ」 1 0 m L	大塚製薬工場	10. 90
外用薬	2612701Q6023	ポビドンヨード	1 0 % 2 5 m L 1 管	ポビドンヨード液 1 0 % 消毒用アプリータ 「オーツカ」 2 5 m L	大塚製薬工場	16. 80

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
外用薬	2612701Q6031	ポビドンヨード	1 0 % 2 5 m L 1 管	ポビドンヨード液 1 0 %消毒用カートリッジ 「オーツカ」 2 5 m L	大塚製薬工場	16. 80
外用薬	2612706Q1032	ヨウ素	1 0 m L	ブレボダインスクラブ 0 . 7 5 %	丸石製薬	21. 90
外用薬	2612706Q2039	ヨウ素	1 0 m L	ブレボダインスリクション 1 %	丸石製薬	21. 30
外用薬	2612706Q3035	ヨウ素	1 0 m L	ブレボダインフィールド 1 %	丸石製薬	29. 00
外用薬	2616707Q1028	ベンザルコニウム塩化物	0 . 0 2 % 1 0 m L	ブリビーシー液 0 . 0 2 %	大塚製薬工場	7. 00
外用薬	2616707Q2024	ベンザルコニウム塩化物	0 . 0 5 % 1 0 m L	ブリビーシー液 0 . 0 5 %	大塚製薬工場	7. 00
外用薬	2616707Q3020	ベンザルコニウム塩化物	0 . 1 % 1 0 m L	ブリビーシー液 0 . 1 %	大塚製薬工場	7. 00
外用薬	2616707Q3039	ベンザルコニウム塩化物	0 . 1 % 1 0 m L	ヤクゾールE液 0 . 1	ヤクハン製薬	7. 00
外用薬	2616707Q4027	ベンザルコニウム塩化物	1 0 % 1 0 m L	ザルコニンG消毒液 1 0	健栄製薬	7. 00
外用薬	2619711X1020	レゾルシン	1 0 g	レゾルシン「純生」	小堺製薬	180. 90
外用薬	2619716Q1010	アルキルジアミノエチルグリ シン塩酸塩	1 0 % 1 0 m L	アルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩 1 0 %液		7. 00
外用薬	2619716Q3030	アルキルジアミノエチルグリ シン塩酸塩	0 . 0 5 % 1 0 m L	サテニジン液 0 . 0 5	健栄製薬	7. 00
外用薬	2619716Q6039	アルキルジアミノエチルグリ シン塩酸塩	0 . 2 % 1 0 m L	サテニジン液 0 . 2	健栄製薬	7. 00
外用薬	2619800X1020	エタノール	1 0 m L	エチコール（ニワトリ印消毒用アルコール）	小堺製薬	7. 00
外用薬	2619803X1024	エタノール	1 0 m L	山善消アル	山善製薬	7. 00
外用薬	2619805X1031	エタノール	1 0 m L	メタル消アル	中北薬品	7. 00
外用薬	2619805X1066	エタノール	1 0 m L	消毒用マルオアルコール	ヤクハン製薬	7. 00
外用薬	2619813X1028	エタノール	1 0 m L	ネオ兼一消アルA	兼一薬品工業	7. 00
外用薬	2619817X1026	エタノール	1 0 m L	※ ネオ消アル（山善）	山善製薬	7. 00
外用薬	2619819X1092	チオ硫酸ナトリウム水和物・ エタノール	1 0 m L	ハイポアルコール液 2 %「ヤクハン」	ヤクハン製薬	7. 00
外用薬	2619819X1106	チオ硫酸ナトリウム水和物・ エタノール	1 0 m L	ハイポエタノール液 2 %「ヨシダ」	吉田製薬	8. 90
外用薬	2619819X1130	チオ硫酸ナトリウム水和物・ エタノール	1 0 m L	ハイポエタノール液 2 %「ケンエー」	健栄製薬	7. 00
外用薬	2619819X1149	チオ硫酸ナトリウム水和物・ エタノール	1 0 m L	ハイポエタノール液 2 %「ニッコー」	日興製薬	7. 00
外用薬	2619820Q1031	エタノール	1 0 m L	ネオ消アル「ニッコー」	日興製薬	7. 00
外用薬	2634713M1011	クリンダマイシンリン酸エス テル	1 % 1 g	クリンダマイシンリン酸エステル 1 %ゲル		10. 20
外用薬	2634713M1054	クリンダマイシンリン酸エス テル	1 % 1 g	クリンダマイシンリン酸エステルゲル 1 %「イワ キ」	岩城製薬	11. 40
外用薬	2639700N1016	ナジフロキサシン	1 % 1 g	ナジフロキサシン 1 %クリーム		17. 00
外用薬	2639700Q1012	ナジフロキサシン	1 % 1 m L	ナジフロキサシン 1 %ローション		17. 00
外用薬	2639802M1034	クロラムフェニコール・フラ ジオマイシン配合剤	1 g	ハイセチンP軟膏	富士製薬工業	14. 00
外用薬	2645700Q1109	カンフル	1 0 m L	※ カンフル精（山善）	山善製薬	15. 20
外用薬	2645700Q1176	カンフル	1 0 m L	d 1－カンフル精 1 0 %「コザカイ」	小堺製薬	15. 20
外用薬	2646701M2199	ベタメタゾン吉草酸エステル	0 . 1 2 % 1 g	ベタメタゾン吉草酸エステル軟膏 0 . 1 2 % 「トーワ」	東和薬品	6. 70
外用薬	2646701M2202	ベタメタゾン吉草酸エステル	0 . 1 2 % 1 g	ベタメタゾン吉草酸エステル軟膏 0 . 1 2 %「イ ワキ」	岩城製薬	8. 00
外用薬	2646701N2011	ベタメタゾン吉草酸エステル	0 . 1 2 % 1 g	ベタメタゾン吉草酸エステル 0 . 1 2 %クリーム		6. 30
外用薬	2646701Q1054	ベタメタゾン吉草酸エステル	0 . 1 2 % 1 m L	ベタメタゾン吉草酸エステルローション 0 . 1 2 %「イワキ」	岩城製薬	8. 00
外用薬	2646703M1019	ベタメタゾンジプロピオン酸 エステル	0 . 0 6 4 % 1 g	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル 0 . 0 6 4 %軟膏		6. 30
外用薬	2646704M2010	デキサメタゾン	0 . 1 % 1 g	デキサメタゾン 0 . 1 %軟膏		7. 20
外用薬	2646704N1019	デキサメタゾン	0 . 1 % 1 g	デキサメタゾン 0 . 1 %クリーム		7. 20
外用薬	2646704N1043	デキサメタゾン	0 . 1 % 1 g	オイラズンクリーム 0 . 1 %	日新製薬（山形）	31. 20
外用薬	2646704N2023	デキサメタゾン	0 . 0 5 % 1 g	オイラズンクリーム 0 . 0 5 %	日新製薬（山形）	29. 20
外用薬	2646704Q1015	デキサメタゾン	0 . 1 % 1 g	デキサメタゾン 0 . 1 %ローション		7. 20
外用薬	2646705M1018	トリアムシノロンアセトニド	0 . 1 % 1 g	トリアムシノロンアセトニド 0 . 1 %軟膏		3. 70
外用薬	2646708M1283	フルオシノニド	0 . 0 5 % 1 g	フルオシノニド軟膏 0 . 0 5 %「テイコク」	帝國製薬	10. 20
外用薬	2646708N1319	フルオシノニド	0 . 0 5 % 1 g	フルオシノニドクリーム 0 . 0 5 %「テイコク」	帝國製薬	10. 20
外用薬	2646709M1156	フルオシノロンアセトニド	0 . 0 2 5 % 1 g	フルオシノロンアセトニド軟膏 0 . 0 2 5 %「Y D」	陽進堂	10. 80

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
外用薬	2646712M1204	プレドニゾロン	0. 5 % 1 g	プレドニゾロン軟膏0. 5 %「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	8.90
外用薬	2646713M1012	クロベタゾールプロピオン酸 エステル	0. 0 5 % 1 g	クロベタゾールプロピオン酸エステル0. 0 5 % 軟膏		11.70
外用薬	2646713M1195	クロベタゾールプロピオン酸 エステル	0. 0 5 % 1 g	グリジール軟膏0. 0 5 %	佐藤製薬	11.90
外用薬	2646713M1233	クロベタゾールプロピオン酸 エステル	0. 0 5 % 1 g	クロベタゾールプロピオン酸エステル軟膏0. 0 5 %「ラクール」	東光薬品工業	11.90
外用薬	2646713N1018	クロベタゾールプロピオン酸 エステル	0. 0 5 % 1 g	クロベタゾールプロピオン酸エステル0. 0 5 % クリーム		11.70
外用薬	2646713N1174	クロベタゾールプロピオン酸 エステル	0. 0 5 % 1 g	グリジールクリーム0. 0 5 %	佐藤製薬	11.90
外用薬	2646713N1204	クロベタゾールプロピオン酸 エステル	0. 0 5 % 1 g	クロベタゾールプロピオン酸エステルクリーム 0. 0 5 %「ラクール」	東光薬品工業	11.90
外用薬	2646713Q1120	クロベタゾールプロピオン酸 エステル	0. 0 5 % 1 g	グリジールスカルプローション0. 0 5 %	佐藤製薬	14.40
外用薬	2646713Q1138	クロベタゾールプロピオン酸 エステル	0. 0 5 % 1 g	クロベタゾールプロピオン酸エステルローション 0. 0 5 %「MYK」	MAE	12.80
外用薬	2646713Q1146	クロベタゾールプロピオン酸 エステル	0. 0 5 % 1 g	クロベタゾールプロピオン酸エステルローション 0. 0 5 %「イワキ」	岩城製薬	14.40
外用薬	2646713Q1154	クロベタゾールプロピオン酸 エステル	0. 0 5 % 1 g	クロベタゾールプロピオン酸エステルローション 0. 0 5 %「ラクール」	東光薬品工業	14.40
外用薬	2646722M1160	クロベタゾン酪酸エステル	0. 0 5 % 1 g	クロベタゾン酪酸エステル軟膏0. 0 5 %「Y D」	陽進堂	7.90
外用薬	2646722M1178	クロベタゾン酪酸エステル	0. 0 5 % 1 g	クロベタゾン酪酸エステル軟膏0. 0 5 %「テイ コク」	帝國製薬	12.00
外用薬	2646722M1186	クロベタゾン酪酸エステル	0. 0 5 % 1 g	クロベタゾン酪酸エステル軟膏0. 0 5 %「イワ キ」	岩城製薬	14.70
外用薬	2646722M1194	クロベタゾン酪酸エステル	0. 0 5 % 1 g	クロベタゾン酪酸エステル軟膏0. 0 5 %「ラ クール」	東光薬品工業	14.70
外用薬	2646722N1041	クロベタゾン酪酸エステル	0. 0 5 % 1 g	クロベタゾン酪酸エステルクリーム0. 0 5 % 「イワキ」	岩城製薬	14.70
外用薬	2646722Q1064	クロベタゾン酪酸エステル	0. 0 5 % 1 g	クロベタゾン酪酸エステルローション0. 0 5 % 「イワキ」	岩城製薬	14.70
外用薬	2646726M1010	デキサメタゾンプロピオン酸 エステル	0. 1 % 1 g	デキサメタゾンプロピオン酸エステル0. 1 %軟 膏		6.50
外用薬	2646726N1015	デキサメタゾンプロピオン酸 エステル	0. 1 % 1 g	デキサメタゾンプロピオン酸エステル0. 1 %ク リーム		6.50
外用薬	2646726Q1062	デキサメタゾンプロピオン酸 エステル	0. 1 % 1 g	デキサメタゾンプロピオン酸エステルローション 0. 1 %「MYK」	MAE	6.50
外用薬	2649701Q1021	水酸化カルシウム	1 0 m L	※ 石灰水（司生堂）	司生堂製薬	7.30
外用薬	2649710M2025	亜鉛華	1 0 g	亜鉛華（1 0 %）単軟膏「コザカイ・M」	小堺製薬	26.70
外用薬	2649710M2033	亜鉛華	1 0 g	亜鉛華（1 0 %）単軟膏シオエ	シオエ製薬	26.70
外用薬	2649710M2050	亜鉛華	1 0 g	亜鉛華（1 0 %）単軟膏「ニッコー」	日興製薬	26.70
外用薬	2649710M2068	亜鉛華	1 0 g	亜鉛華（1 0 %）単軟膏「ホエイ」	ヴィアトリス・ヘル スケア	16.30
外用薬	2649710M2092	亜鉛華	1 0 g	亜鉛華（1 0 %）単軟膏「ヨシダ」	吉田製薬	26.70
外用薬	2649710S1036	亜鉛華	5 g	ボチシート2 0 %	帝國製薬	15.80
外用薬	2649711Q1025	カンタリスチンキ	1 m L	※ カンタリスチンキ（司生堂）	司生堂製薬	12.50
外用薬	2649719S1304	インドメタシン	1 0 c m×1 4 c m 1 枚	インドメタシンパップ7 0 m g「YD」	陽進堂	17.60
外用薬	2649729S2010	ケトプロフェン	7 c m×1 0 c m 1 枚	ケトプロフェン（2 0 m g）7 c m×1 0 c m貼 付剤		13.10
外用薬	2649729S2185	ケトプロフェン	7 c m×1 0 c m 1 枚	ケトプロフェンテープ2 0 m g「ラクール」	三友薬品	13.10
外用薬	2649729S2240	ケトプロフェン	7 c m×1 0 c m 1 枚	ケトプロフェンテープ2 0 m g「SN」	シオノケミカル	18.00
外用薬	2649729S3017	ケトプロフェン	1 0 c m×1 4 c m 1 枚	ケトプロフェン（4 0 m g）1 0 c m×1 4 c m 貼付剤		18.20
外用薬	2649729S3092	ケトプロフェン	1 0 c m×1 4 c m 1 枚	ケトプロフェンテープ4 0 m g「ラクール」	三友薬品	18.20
外用薬	2649729S3173	ケトプロフェン	1 0 c m×1 4 c m 1 枚	ケトプロフェンテープ4 0 m g「SN」	シオノケミカル	25.70
外用薬	2649729S5036	ケトプロフェン	1 0 c m×1 4 c m 1 枚	ケトプロフェンパップXR1 2 0 m g「テイコ ク」	帝國製薬	18.20
外用薬	2649731Q1081	フェルビナク	3 % 1 m L	フェルビナクローション3 %「ラクール」	東光薬品工業	2.60
外用薬	2649731R1036	フェルビナク	3 % 1 m L	フェルビナク外用ポンプスプレー3 %「ラク ール」	東光薬品工業	5.00
外用薬	2649731S2018	フェルビナク	7 c m×1 0 c m 1 枚	フェルビナク（3 5 m g）7 c m×1 0 c m貼付 剤		13.10
外用薬	2649734N1011	ジクロフェナクナトリウム	1 % 1 g	ジクロフェナクナトリウム1 %クリーム		3.10
外用薬	2649734Q1093	ジクロフェナクナトリウム	1 % 1 g	ジクロフェナクN a ゲル1 %「ラクール」	三友薬品	3.10
外用薬	2649734Q2049	ジクロフェナクナトリウム	1 % 1 g	ジクロフェナクN a ローション1 %「ラク ール」	三友薬品	3.10
外用薬	2649735R1018	ロキソプロフェンナトリウム 水和物	1 % 1 g	ロキソプロフェンナトリウム1 %噴霧液		6.30
外用薬	2649735S4035	ロキソプロフェンナトリウム 水和物	2 0 c m×1 4 c m 1 枚	ロキソプロフェンN a パップ2 0 0 m g「ラク ール」	東光薬品工業	22.00
外用薬	2649843S1039	パップ剤	1 0 g	MS 温シップ「タイホウ」	岡山大鵬薬品	9.20

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
外用薬	2649843S1055	パップ剤	1 0 g	MS 温シップ「タカミツ」	タカミツ	9. 20
外用薬	2649843S1071	パップ剤	1 0 g	ラクール温シップ	東光薬品工業	9. 20
外用薬	2649865N1023	副腎エキス・ヘパリン類似物質配合剤	1 g	ゼスタッククリーム	三笠製薬	6. 30
外用薬	2649895S1028	パップ剤	1 0 g	MS 冷シップ「タイホウ」	岡山大鵬薬品	9. 20
外用薬	2649895S1044	パップ剤	1 0 g	MS 冷シップ「タカミツ」	タカミツ	9. 20
外用薬	2649895S1052	パップ剤	1 0 g	ラクール冷シップ	東光薬品工業	9. 20
外用薬	2649950M1208	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質ゲル0. 3 %「日医工」	帝國製薬	7. 80
外用薬	2649950M1216	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質ゲル0. 3 %「ケンエー」	健栄製薬	6. 30
外用薬	2652701M1025	サリチル酸	5 % 1 0 g	5 %サリチル酸ワセリン軟膏東豊	東豊薬品	41. 50
外用薬	2652701M2021	サリチル酸	1 0 % 1 0 g	1 0 %サリチル酸ワセリン軟膏東豊	東豊薬品	43. 10
外用薬	2655700N1192	クロトリマゾール	1 % 1 g	クロトリマゾールクリーム1 %「イワキ」	岩城製薬	8. 10
外用薬	2655708N1016	ビホナゾール	1 % 1 g	ビホナゾール1 %クリーム		8. 10
外用薬	2655708N1318	ビホナゾール	1 % 1 g	ビホナゾールクリーム1 %「イワキ」	岩城製薬	10. 90
外用薬	2655708Q1195	ビホナゾール	1 % 1 m L	ビホナゾール外用液1 %「イワキ」	岩城製薬	10. 90
外用薬	2655709N1070	ケトコナゾール	2 % 1 g	局 ケトコナゾールクリーム2 %「J G」	日本ジェネリック	12. 50
外用薬	2655709N1088	ケトコナゾール	2 % 1 g	局 ケトコナゾールクリーム2 %「NR」	東光薬品工業	10. 80
外用薬	2655709N1096	ケトコナゾール	2 % 1 g	局 ケトコナゾールクリーム2 %「イワキ」	岩城製薬	12. 50
外用薬	2655709N1100	ケトコナゾール	2 % 1 g	局 ケトコナゾールクリーム2 %「MYK」	MA E	12. 50
外用薬	2655709Q1017	ケトコナゾール	2 % 1 g	ケトコナゾール2 %ローション		12. 50
外用薬	2655709R1047	ケトコナゾール	2 % 1 g	局 ケトコナゾール外用ポンプスプレー2 %「NR」	東光薬品工業	19. 00
外用薬	2655712M1033	ルリコナゾール	1 % 1 g	ルリコナゾール軟膏1 %「イワキ」	岩城製薬	14. 90
外用薬	2655712N1039	ルリコナゾール	1 % 1 g	ルリコナゾールクリーム1 %「イワキ」	岩城製薬	14. 90
外用薬	2659708N1090	ブテナフィン塩酸塩	1 % 1 g	局 ブテナフィン塩酸塩クリーム1 %「トーワ」	東和薬品	14. 00
外用薬	2659708Q1070	ブテナフィン塩酸塩	1 % 1 m L	局 ブテナフィン塩酸塩液1 %「トーワ」	東和薬品	14. 00
外用薬	2659710N1012	テルビナフィン塩酸塩	1 % 1 g	テルビナフィン塩酸塩1 %クリーム		10. 80
外用薬	2659710Q1019	テルビナフィン塩酸塩	1 % 1 g	テルビナフィン塩酸塩1 %液		10. 80
外用薬	2669701N1010	尿素	1 0 % 1 g	尿素1 0 %クリーム		2. 90
外用薬	2669701N2113	尿素	2 0 % 1 g	尿素クリーム2 0 %「S U N」	サンファーマ	3. 30
外用薬	2679701Q1055	カルプロニウム塩化物	5 % 1 m L	フロジン外用液5 %	ニプロファーマ	15. 40
外用薬	2679701Q1080	カルプロニウム塩化物	5 % 1 m L	カルプロニウム塩化物外用液5 %「CH」	長生堂製薬	7. 40
外用薬	2691702M1052	マキサカルシトール	0. 0 0 2 5 % 1 g	マキサカルシトール軟膏2 5 μ g / g「イワキ」	岩城製薬	30. 10
外用薬	2691702M1060	マキサカルシトール	0. 0 0 2 5 % 1 g	マキサカルシトール軟膏2 5 μ g / g「タカタ」	高田製薬	30. 10
外用薬	2699709M1044	タクロリムス水和物	0. 1 % 1 g	タクロリムス軟膏0. 1 %「PP」	サンファーマ	31. 10
外用薬	2699709M1052	タクロリムス水和物	0. 1 % 1 g	タクロリムス軟膏0. 1 %「イワキ」	岩城製薬	31. 10
外用薬	2699709M1060	タクロリムス水和物	0. 1 % 1 g	タクロリムス軟膏0. 1 %「タカタ」	高田製薬	22. 40
外用薬	2699711N1020	アダパレン	0. 1 % 1 g	アダパレンクリーム0. 1 %「ニプロ」	ニプロ	17. 90
外用薬	2699711Q1035	アダパレン	0. 1 % 1 g	アダパレンゲル0. 1 %「J G」	日本ジェネリック	17. 90
外用薬	2699711Q1043	アダパレン	0. 1 % 1 g	アダパレンゲル0. 1 %「T C K」	辰巳化学	21. 20
外用薬	2699711Q1051	アダパレン	0. 1 % 1 g	アダパレンゲル0. 1 %「Y D」	陽進堂	17. 90
外用薬	2699711Q1078	アダパレン	0. 1 % 1 g	アダパレンゲル0. 1 %「テイコク」	ケミックス	17. 90
外用薬	2699711Q1086	アダパレン	0. 1 % 1 g	アダパレンゲル0. 1 %「日新」	日新製薬（山形）	21. 20
外用薬	2699711Q1094	アダパレン	0. 1 % 1 g	アダパレンゲル0. 1 %「ニプロ」	ニプロ	17. 90
外用薬	2699711Q1108	アダパレン	0. 1 % 1 g	アダパレンゲル0. 1 %「イワキ」	岩城製薬	21. 20
外用薬	2699711Q1116	アダパレン	0. 1 % 1 g	アダパレンゲル0. 1 %「東光」	東光薬品工業	17. 90
外用薬	2699711Q1124	アダパレン	0. 1 % 1 g	アダパレンゲル0. 1 %「ニットー」	日東メディック	17. 90

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
外用薬	2699711Q1132	アダパレン	0. 1 % 1 g	アダパレンゲル0. 1 %「KMP」	共創未来ファーマ	17. 90
外用薬	2699713Q1034	メトロニダゾール	0. 7 5 % 1 g	メトロニダゾールゲル0. 7 5 %「マルイシ」	丸石製薬	33. 00
外用薬	2699801V1017	精製白糖・ポビドンヨード	1 g	精製白糖・ポビドンヨード軟膏		7. 20
外用薬	3339950M1013	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質軟膏		6. 00
外用薬	3339950M1153	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質油性クリーム0. 3 %「ニプロ」	ニプロ	6. 30
外用薬	3339950M1188	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質油性クリーム0. 3 %「日医工」	日医工	6. 30
外用薬	3339950M1200	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質油性クリーム0. 3 %「ケンエー」	健栄製薬	6. 30
外用薬	3339950N1019	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質クリーム		6. 00
外用薬	3339950N1051	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質クリーム0. 3 %「YD」	陽進堂	6. 30
外用薬	3339950N1094	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質クリーム0. 3 %「日医工」	帝國製薬	6. 30
外用薬	3339950N1108	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質クリーム0. 3 %「ケンエー」	健栄製薬	6. 30
外用薬	3339950Q1015	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質ローション		6. 00
外用薬	3339950Q1090	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質ローション0. 3 %「YD」	陽進堂	6. 30
外用薬	3339950Q1104	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質ローション0. 3 %「ニプロ」	ニプロ	6. 30
外用薬	3339950Q1112	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質ローション0. 3 %「ニッ トー」	東亜薬品	6. 30
外用薬	3339950Q1139	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質ローション0. 3 %「日医工」	帝國製薬	6. 30
外用薬	3339950R1045	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質外用スプレー0. 3 %「P P」	コーアイセイ	6. 30
外用薬	3339950R1053	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質外用スプレー0. 3 %「T C K」	辰巳化学	9. 50
外用薬	3339950R1061	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質外用スプレー0. 3 %「サト ウ」	佐藤製薬	6. 30
外用薬	3339950R1070	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質外用スプレー0. 3 %「日新」	日新製薬（山形）	9. 50
外用薬	3339950R1096	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質外用スプレー0. 3 %「YD」	陽進堂	6. 30
外用薬	3339950R1100	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質外用スプレー0. 3 %「ニッ トー」	東亜薬品	6. 30
外用薬	3339950R1118	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質外用スプレー0. 3 %「ニプ ロ」	ニプロ	10. 90
外用薬	3339950R1126	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質外用スプレー0. 3 %「日医 工」	日医工	6. 30
外用薬	3339950R1142	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質外用泡状スプレー0. 3 %「P P」	サンファーマ	6. 30
外用薬	3339950R1150	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質外用泡状スプレー0. 3 % 「ニットー」	日東メディック	6. 30
外用薬	3339950R1169	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質外用泡状スプレー0. 3 %「日 本臓器」	日本臓器製薬	6. 30
外用薬	3339950R1185	ヘパリン類似物質	1 g	ヘパリン類似物質外用泡状スプレー0. 3 %「日 医工」	日医工岐阜工場	6. 30
外用薬	6250700M1014	ビダラビン	3 % 1 g	ビダラビン 3 %軟膏		69. 80
外用薬	6250700N1052	ビダラビン	3 % 1 g	ビダラビンクリーム 3 %「マルホ」	マルホ	69. 80
外用薬	6250701M1019	アシクロビル	5 % 1 g	アシクロビル 5 %軟膏		60. 40
外用薬	6250701N1057	アシクロビル	5 % 1 g	アシクロビルクリーム 5 %「ラクール」	東光薬品工業	60. 40
外用薬	6290702Q1037	エフィナコナゾール	1 0 % 1 g	エフィナコナゾール爪外用液 1 0 %「科研」	科研ファルマ	654. 60
外用薬	6290702Q1045	エフィナコナゾール	1 0 % 1 g	エフィナコナゾール爪外用液 1 0 %「サワイ」	沢井製薬	654. 60
外用薬	6290702Q1053	エフィナコナゾール	1 0 % 1 g	エフィナコナゾール爪外用液 1 0 %「トーワ」	東和薬品	654. 60
外用薬	7190700X1023	ウイテプゾール	1 0 g	ホスコE－7 5	丸石製薬	34. 00
外用薬	7190700X1031	ウイテプゾール	1 0 g	ホスコH－1 5	丸石製薬	34. 00
外用薬	7212701W1021	硫酸バリウム	9 8. 1 % 1 0 g	エネマスター注腸散	伏見製薬所	14. 70
外用薬	7319700Q1032	安息香	1 0 m L	※ アンソッコウチンキ（小堺）	小堺製薬	22. 10
外用薬	7319700Q1040	安息香	1 0 m L	※ 安息香チンキ（司生堂）	司生堂製薬	22. 10
外用薬	8219700T1042	フェンタニル	0. 8 4 m g 1 枚	麻 フェンタニル 1 日用テープ0. 8 4 m g「ユート ク」	祐徳薬品工業	253. 80
外用薬	8219700T2049	フェンタニル	1. 7 m g 1 枚	麻 フェンタニル 1 日用テープ1. 7 m g「ユート ク」	祐徳薬品工業	462. 40
外用薬	8219700T3045	フェンタニル	3. 4 m g 1 枚	麻 フェンタニル 1 日用テープ3. 4 m g「ユート ク」	祐徳薬品工業	874. 40
外用薬	8219700T4041	フェンタニル	5 m g 1 枚	麻 フェンタニル 1 日用テープ5 m g「ユートク」	祐徳薬品工業	1, 249. 60
外用薬	8219700T5048	フェンタニル	6. 7 m g 1 枚	麻 フェンタニル 1 日用テープ6. 7 m g「ユート ク」	祐徳薬品工業	1, 575. 10

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
歯科用剤	2710803U1044	リドカイン塩酸塩・アドレナリン酒石酸水素塩	1． 8 m L 1 管	オーラ注歯科用カートリッジ 1． 8 m L	ジーシー昭和薬品	83. 30
歯科用剤	2710803U2032	リドカイン塩酸塩・アドレナリン酒石酸水素塩	1 m L 1 管	オーラ注歯科用カートリッジ 1． 0 m L	ジーシー昭和薬品	79. 60
歯科用剤	2710816P1030	アミノ安息香酸エチル	1 g	ビーゾカイン歯科用ゼリー 2 0 %	ビーブランド・メ ディコーデンタル	67. 90
歯科用剤	2710816Q1043	アミノ安息香酸エチル	1 g	ジンジカインゲル 2 0 %	白水貿易	67. 90
歯科用剤	2710816Q1051	アミノ安息香酸エチル	1 g	ハリケインゲル歯科用 2 0 %	アグサジャパン	67. 90
歯科用剤	2710816Q1060	アミノ安息香酸エチル	1 g	ハリケインリキッド歯科用 2 0 %	アグサジャパン	67. 90
歯科用剤	2760804M1059	ミノサイクリン塩酸塩	1 0 m g 0． 5 g 1 シリ	ミノサイクリン塩酸塩歯科用軟膏 2 % 「昭和」	ジーシー昭和薬品	491. 90
歯科用剤	2790818V1039	酸化亜鉛・チョウジ油	散剤（液剤を含む） 1 g	サージカルパック 口腔用	ジーシー昭和薬品	66. 60

別紙2

新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品から除外する品目

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1124001F1030	エスタゾラム	1 m g 1錠	エスタゾラム錠1 m g 「アメル」	共和薬品工業	6.30
内用薬	1124009F1010	プロチゾラム	0. 2 5 m g 1錠	プロチゾラム0. 2 5 m g 錠		10.80
内用薬	1124009F2017	プロチゾラム	0. 2 5 m g 1錠	プロチゾラム0. 2 5 m g 口腔内崩壊錠		10.80
内用薬	1124020C1061	プロマゼパム	1 % 1 g	プロマゼパム細粒1 % 「サンド」	サンド	15.50
内用薬	1124020F1041	プロマゼパム	1 m g 1錠	プロマゼパム錠1 m g 「サンド」	サンド	6.30
内用薬	1124020F2056	プロマゼパム	2 m g 1錠	プロマゼパム錠2 m g 「サンド」	サンド	6.30
内用薬	1124020F4059	プロマゼパム	5 m g 1錠	プロマゼパム錠5 m g 「サンド」	サンド	6.30
内用薬	1124021F1046	メダゼパム	2 m g 1錠	メダゼパム錠2 （ツルハラ）	鶴原製薬	8.30
内用薬	1124021F2123	メダゼパム	5 m g 1錠	メダゼパム錠5 （ツルハラ）	鶴原製薬	6.30
内用薬	1124022F1083	ロラゼパム	0. 5 m g 1錠	ロラゼパム錠0. 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	6.30
内用薬	1124022F2110	ロラゼパム	1 m g 1錠	ロラゼパム錠1 m g 「サワイ」	沢井製薬	6.30
内用薬	1124023F1010	アルプラゾラム	0. 4 m g 1錠	アルプラゾラム0. 4 m g 錠		6.30
内用薬	1124023F2084	アルプラゾラム	0. 8 m g 1錠	アルプラゾラム錠0. 8 m g 「アメル」	共和薬品工業	8.10
内用薬	1124029F1018	ロフラゼブ酸エチル	1 m g 1錠	ロフラゼブ酸エチル1 m g 錠		10.80
内用薬	1139004F1010	バルプロ酸ナトリウム	1 0 0 m g 1錠	バルプロ酸ナトリウム1 0 0 m g 錠		10.80
内用薬	1139004F2165	バルプロ酸ナトリウム	2 0 0 m g 1錠	局 バルプロ酸ナトリウム錠2 0 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	14.10
内用薬	1139004F2190	バルプロ酸ナトリウム	2 0 0 m g 1錠	局 バルプロ酸N a 錠2 0 0 m g 「フジナガ」	藤永製薬	11.20
内用薬	1139004F2203	バルプロ酸ナトリウム	2 0 0 m g 1錠	局 バルプロ酸ナトリウム錠2 0 0 m g 「D S P」	住友ファーマ	14.10
内用薬	1139004G1016	バルプロ酸ナトリウム	1 0 0 m g 1錠	バルプロ酸ナトリウム1 0 0 m g 徐放錠		10.80
内用薬	1139004G2055	バルプロ酸ナトリウム	2 0 0 m g 1錠	局 バルプロ酸ナトリウムS R 錠2 0 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	12.30
内用薬	1139004G2080	バルプロ酸ナトリウム	2 0 0 m g 1錠	局 バルプロ酸ナトリウム徐放錠A 2 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	10.80
内用薬	1139009F1013	ラモトリギン	2 m g 1錠	ラモトリギン2 m g 錠		6.30
内用薬	1139009F2010	ラモトリギン	5 m g 1錠	ラモトリギン5 m g 錠		6.30
内用薬	1139009F3032	ラモトリギン	2 5 m g 1錠	ラモトリギン錠2 5 m g 「J G」	日本ジェネリック	26.90
内用薬	1139009F4039	ラモトリギン	1 0 0 m g 1錠	ラモトリギン錠1 0 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	73.00
内用薬	1149001D1187	イブプロフェン	2 0 % 1 g	イブプロフェン顆粒2 0 % 「ツルハラ」	鶴原製薬	6.90
内用薬	1149001F1013	イブプロフェン	1 0 0 m g 1錠	イブプロフェン1 0 0 m g 錠		6.30
内用薬	1149001F2214	イブプロフェン	2 0 0 m g 1錠	イブプロフェン錠2 0 0 m g 「T C K」	辰巳化学	8.90
内用薬	1149001F2222	イブプロフェン	2 0 0 m g 1錠	イブプロフェン錠2 0 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	8.90
内用薬	1149019C1157	ロキソプロフェンナトリウム水和物	1 0 % 1 g	ロキソプロフェンN a 細粒1 0 % 「サワイ」	メディサ新薬	21.60
内用薬	1149032F2171	エトドラク	2 0 0 m g 1錠	エトドラク錠2 0 0 m g 「S W」	沢井製薬	11.50
内用薬	1149036F1033	ロルノキシカム	2 m g 1錠	局 ロルノキシカム錠2 m g 「K O」	寿製薬	10.80
内用薬	1149036F2030	ロルノキシカム	4 m g 1錠	局 ロルノキシカム錠4 m g 「K O」	寿製薬	10.80
内用薬	1161001F2014	アマンタジン塩酸塩	1 0 0 m g 1錠	アマンタジン塩酸塩1 0 0 m g 錠		6.30
内用薬	1169005F1260	プロモクリプチンメシル酸塩	2. 5 m g 1錠	プロモクリプチン錠2. 5 m g 「フソー」	ダイト	30.80
内用薬	1169006M1034	ドロキシドパ	1 0 0 m g 1カプセル	局 ドロキシドパカプセル1 0 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	49.70
内用薬	1169006M2030	ドロキシドパ	2 0 0 m g 1カプセル	局 ドロキシドパカプセル2 0 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	99.30
内用薬	1169011F1044	カベルゴリン	0. 2 5 m g 1錠	カベルゴリン錠0. 2 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	44.10
内用薬	1169011F2040	カベルゴリン	1 m g 1錠	カベルゴリン錠1. 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	141.90
内用薬	1179008F1081	マプロチリン塩酸塩	1 0 m g 1錠	マプロチリン塩酸塩錠1 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	6.30
内用薬	1179012F1010	クロチアゼパム	5 m g 1錠	クロチアゼパム5 m g 錠		10.80
内用薬	1179012F2017	クロチアゼパム	1 0 m g 1錠	クロチアゼパム1 0 m g 錠		10.80
内用薬	1179016F1019	スルピリド	1 0 0 m g 1錠	スルピリド1 0 0 m g 錠		10.80
内用薬	1179016F2015	スルピリド	2 0 0 m g 1錠	スルピリド2 0 0 m g 錠		10.80
内用薬	1179024C1106	ゾテピン	1 0 % 1 g	ゾテピン細粒1 0 % 「タカタ」	高田製薬	42.80
内用薬	1179024F2095	ゾテピン	5 0 m g 1錠	ゾテピン錠5 0 m g 「タカタ」	高田製薬	23.10

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	1179024F3083	ゾテピン	1 0 0 m g 1 錠	ゾテピン錠1 0 0 m g 「タカタ」		高田製薬	66.30
内用薬	1179025F1018	エチゾラム	0. 5 m g 1 錠	エチゾラム0. 5 m g 錠			10.80
内用薬	1179025F2014	エチゾラム	1 m g 1 錠	エチゾラム1 m g 錠			10.80
内用薬	1179025F3010	エチゾラム	0. 2 5 m g 1 錠	エチゾラム0. 2 5 m g 錠			10.80
内用薬	1179037F1053	トラゾドン塩酸塩	2 5 m g 1 錠	トラゾドン塩酸塩錠2 5 m g 「アメル」		共和薬品工業	6.30
内用薬	1179038F1015	リスペリドン	1 m g 1 錠	リスペリドン1 m g 錠			10.80
内用薬	1179038F4014	リスペリドン	0. 5 m g 1 錠	リスペリドン0. 5 m g 錠			10.80
内用薬	1179038F5010	リスペリドン	1 m g 1 錠	リスペリドン1 m g 口腔内崩壊錠			10.80
内用薬	1179038F7013	リスペリドン	0. 5 m g 1 錠	リスペリドン0. 5 m g 口腔内崩壊錠			10.80
内用薬	1179038S1030	リスペリドン	0. 1 % 1 m L	局	リスペリドン内用液1 m g ／m L 「アメル」	共和薬品工業	25.40
内用薬	1179038S1056	リスペリドン	0. 1 % 1 m L	局	リスペリドン内用液1 m g ／m L 「ヨシトミ」	同仁医薬化工	25.40
内用薬	1179038S1072	リスペリドン	0. 1 % 1 m L	局	リスペリドン内用液1 m g ／m L 「トーワ」	東和薬品	25.40
内用薬	1179038S1099	リスペリドン	0. 1 % 1 m L	局	リスペリドン内用液1 m g ／m L 「杏林」	同仁医薬化工	25.40
内用薬	1179040F3031	ミルナシبران塩酸塩	1 2. 5 m g 1 錠	ミルナシبران塩酸塩錠1 2. 5 m g 「アメル」		共和薬品工業	6.30
内用薬	1190012Q2040	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1 個	ドネペジル塩酸塩内服ゼリー5 m g 「日医工」		日医工	108.20
内用薬	1190012Q3046	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1 個	ドネペジル塩酸塩内服ゼリー1 0 m g 「日医工」		日医工	246.60
内用薬	1190012S2020	ドネペジル塩酸塩	5 m g 2. 5 m L 1 包	ドネペジル塩酸塩内用液5 m g 「トーワ」		東和薬品	108.20
内用薬	1225001F1017	クロルフェネシンカルバミン酸エステル	1 2 5 m g 1 錠	クロルフェネシンカルバミン酸エステル1 2 5 m g 錠			10.80
内用薬	1225001F2013	クロルフェネシンカルバミン酸エステル	2 5 0 m g 1 錠	クロルフェネシンカルバミン酸エステル2 5 0 m g 錠			10.80
内用薬	1231013M1016	チキジウム臭化物	5 m g 1 カプセル	チキジウム臭化物5 m g カプセル			6.30
内用薬	1249010F1271	チザニジン塩酸塩	1 m g 1 錠	チザニジン錠1 m g 「J G」		長生堂製薬	8.90
内用薬	1339002F1012	ジフェニドール塩酸塩	2 5 m g 1 錠	ジフェニドール塩酸塩2 5 m g 錠			6.30
内用薬	1339005F1016	ベタヒスチンメシル酸塩	6 m g 1 錠	ベタヒスチンメシル酸塩6 m g 錠			10.80
内用薬	1339005F2012	ベタヒスチンメシル酸塩	1 2 m g 1 錠	ベタヒスチンメシル酸塩1 2 m g 錠			10.80
内用薬	2113005F2044	メチルジゴキシン	0. 0 5 m g 1 錠	メチルジゴキシン錠0. 0 5 m g 「N I G」		日医工岐阜工場	6.10
内用薬	2123014F1116	アロチノロール塩酸塩	5 m g 1 錠	アロチノロール塩酸塩錠5 m g 「サワイ」		沢井製薬	8.90
内用薬	2123016F3010	ビソプロロールフマル酸塩	0. 6 2 5 m g 1 錠	ビソプロロールフマル酸塩0. 6 2 5 m g 錠			10.80
内用薬	2129010F1014	アミオダロン塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	アミオダロン塩酸塩1 0 0 m g 錠			66.60
内用薬	2135001F1136	メフルシド	2 5 m g 1 錠	局	メフルシド錠2 5 m g 「日医工」	日医工	10.80
内用薬	2139001Q1039	イソソルビド	7 0 % 2 0 g 1 個	イソソルビド内服ゼリー7 0 % 分包2 0 g 「日医工」		三和化学研究所	65.80
内用薬	2139001Q2035	イソソルビド	7 0 % 3 0 g 1 個	イソソルビド内服ゼリー7 0 % 分包3 0 g 「日医工」		三和化学研究所	95.60
内用薬	2139001S1079	イソソルビド	7 0 % 1 m L	イソソルビド内用液7 0 % 「C E O」		セオリアファーマ	2.60
内用薬	2139001S2040	イソソルビド	7 0 % 3 0 m L 1 包	イソソルビド内用液7 0 % 分包3 0 m L 「C E O」		セオリアファーマ	95.60
内用薬	2139008F2010	アゾセミド	3 0 m g 1 錠	アゾセミド3 0 m g 錠			10.80
内用薬	2144002F1016	エナラプリルマレイン酸塩	2. 5 m g 1 錠	エナラプリルマレイン酸塩2. 5 m g 錠			10.80
内用薬	2144002F2012	エナラプリルマレイン酸塩	5 m g 1 錠	エナラプリルマレイン酸塩5 m g 錠			10.80
内用薬	2144002F3019	エナラプリルマレイン酸塩	1 0 m g 1 錠	エナラプリルマレイン酸塩1 0 m g 錠			10.80
内用薬	2144011F1090	トランドラプリル	0. 5 m g 1 錠	トランドラプリル錠0. 5 m g 「サワイ」		沢井製薬	13.70
内用薬	2144011F2097	トランドラプリル	1 m g 1 錠	トランドラプリル錠1 m g 「サワイ」		沢井製薬	14.30
内用薬	2149009F1081	ラベタロール塩酸塩	5 0 m g 1 錠	局	ラベタロール塩酸塩錠5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	10.80
内用薬	2149010F1017	メトプロロール酒石酸塩	2 0 m g 1 錠	メトプロロール酒石酸塩2 0 m g 錠			10.80
内用薬	2149010F2013	メトプロロール酒石酸塩	4 0 m g 1 錠	メトプロロール酒石酸塩4 0 m g 錠			10.80
内用薬	2149019F1158	ニカルジピン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	ニカルジピン塩酸塩錠1 0 m g 「ツルハラ」		鶴原製薬	8.20
内用薬	2149019F2294	ニカルジピン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	ニカルジピン塩酸塩錠2 0 m g 「ツルハラ」		鶴原製薬	8.60
内用薬	2149022F1010	ニルバジピン	2 m g 1 錠	ニルバジピン2 m g 錠			10.80
内用薬	2149026F1018	ドキサゾシンメシル酸塩	0. 5 m g 1 錠	ドキサゾシンメシル酸塩0. 5 m g 錠			10.80
内用薬	2149032F3016	カルベジロール	1. 2 5 m g 1 錠	カルベジロール1. 2 5 m g 錠			10.80

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	2149032F4012	カルベジロール	2． 5 m g 1 錠	カルベジロール 2． 5 m g 錠			10. 80
内用薬	2149035F1068	フェロジピン	2． 5 m g 1 錠	局	フェロジピン錠 2． 5 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	10. 80
内用薬	2149039F3247	ロサルタンカリウム	1 0 0 m g 1 錠	局	ロサルタンカリウム錠 1 0 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	55. 10
内用薬	2149041F1012	バルサルタン	2 0 m g 1 錠	バルサルタン 2 0 m g 錠			10. 80
内用薬	2149041F5034	バルサルタン	2 0 m g 1 錠	バルサルタンOD錠 2 0 m g 「トーワ」		東和薬品	10. 80
内用薬	2149043F1011	アゼルニジピン	8 m g 1 錠	アゼルニジピン 8 m g 錠			10. 80
内用薬	2149044F3019	オルメサルタンメドキシミル	5 m g 1 錠	オルメサルタンメドキシミル 5 m g 錠			10. 80
内用薬	2149044F8010	オルメサルタンメドキシミル	5 m g 1 錠	オルメサルタンメドキシミル 5 m g 口腔内崩壊錠			10. 80
内用薬	2149112F2096	バルサルタン・ヒドロクロ チアジド	1 錠	局	バルヒディオ配合錠 E X 「ツルハラ」	鶴原製薬	44. 10
内用薬	2171005F1335	ジラゼブ塩酸塩水和物	5 0 m g 1 錠	ジラゼブ塩酸塩錠 5 0 m g 「サワイ」		沢井製薬	6. 30
内用薬	2171006F1011	ジルチアゼム塩酸塩	3 0 m g 1 錠	ジルチアゼム塩酸塩 3 0 m g 錠			6. 30
内用薬	2171006N2055	ジルチアゼム塩酸塩	2 0 0 m g 1 カプセル	局	ジルチアゼム塩酸塩 R カプセル 2 0 0 m g 「サワ イ」	沢井製薬	27. 20
内用薬	2171010F3010	ジピリダモール	1 0 0 m g 1 錠	ジピリダモール 1 0 0 m g 錠			6. 30
内用薬	2171010F3088	ジピリダモール	1 0 0 m g 1 錠	ジピリダモール錠 1 0 0 m g 「ツルハラ」		鶴原製薬	8. 40
内用薬	2171017F1010	ニコランジル	2． 5 m g 1 錠	ニコランジル 2． 5 m g 錠			6. 30
内用薬	2171017F2016	ニコランジル	5 m g 1 錠	ニコランジル 5 m g 錠			6. 30
内用薬	2171020F1011	ニトレンジピン	5 m g 1 錠	ニトレンジピン 5 m g 錠			10. 80
内用薬	2171020F2018	ニトレンジピン	1 0 m g 1 錠	ニトレンジピン 1 0 m g 錠			10. 80
内用薬	2171021F1016	ベニジピン塩酸塩	2 m g 1 錠	ベニジピン塩酸塩 2 m g 錠			10. 80
内用薬	2171021F3116	ベニジピン塩酸塩	8 m g 1 錠	局	ベニジピン塩酸塩錠 8 m g 「N P I」	日本薬品工業	32. 20
内用薬	2171022F1010	アムロジピンベシル酸塩	2． 5 m g 1 錠	アムロジピンベシル酸塩 2． 5 m g 錠			10. 80
内用薬	2171022F2017	アムロジピンベシル酸塩	5 m g 1 錠	アムロジピンベシル酸塩 5 m g 錠			10. 80
内用薬	2171022F3013	アムロジピンベシル酸塩	2． 5 m g 1 錠	アムロジピンベシル酸塩 2． 5 m g 口腔内崩壊錠			10. 80
内用薬	2171022F4010	アムロジピンベシル酸塩	5 m g 1 錠	アムロジピンベシル酸塩 5 m g 口腔内崩壊錠			10. 80
内用薬	2171022F5067	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピン錠 1 0 m g 「ツルハラ」	鶴原製薬	10. 90
内用薬	2171022F5075	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピン錠 1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	10. 90
内用薬	2171022F5113	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピン錠 1 0 m g 「N S」	日新製薬（山形）	10. 90
内用薬	2171022F5130	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピン錠 1 0 m g 「あすか」	あすか製薬	10. 90
内用薬	2171022F5148	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピン錠 1 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	10. 90
内用薬	2171022F5156	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピン錠 1 0 m g 「科研」	ダイト	10. 90
内用薬	2171022F5164	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピン錠 1 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	10. 90
内用薬	2171022F5172	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピン錠 1 0 m g 「ケミファ」	日本薬品工業	10. 90
内用薬	2171022F5180	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピン錠 1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	10. 90
内用薬	2171022F5199	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピン錠 1 0 m g 「タカタ」	高田製薬	10. 90
内用薬	2171022F5210	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピン錠 1 0 m g 「日医工」	日医工	10. 90
内用薬	2171022F5229	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピン錠 1 0 m g 「明治」	M e i j i S e i k a ファルマ	10. 90
内用薬	2171022F5245	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピン錠 1 0 m g 「C H」	長生堂製薬	10. 90
内用薬	2171022F5253	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピン錠 1 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	10. 90
内用薬	2171022F5296	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピン錠 1 0 m g 「T C K」	辰巳化学	10. 90
内用薬	2171022F5318	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピン錠 1 0 m g 「Y D」	陽進堂	10. 90
内用薬	2171022F5326	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピン錠 1 0 m g 「イセイ」	コーアイセイ	10. 90
内用薬	2171022F6047	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピンOD錠 1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	10. 90
内用薬	2171022F6071	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピンOD錠 1 0 m g 「N P」	ニプロ	10. 90
内用薬	2171022F6080	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピンOD錠 1 0 m g 「T C K」	辰巳化学	10. 90
内用薬	2171022F6098	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピンOD錠 1 0 m g 「Z E」	全星薬品工業	10. 90
内用薬	2171022F6101	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピンOD錠 1 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	10. 90

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	2171022F6110	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピンOD錠1 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	10.90
内用薬	2171022F6128	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピンOD錠1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	10.90
内用薬	2171022F6136	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピンOD錠1 0 m g 「サンド」	サンド	10.90
内用薬	2171022F6144	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピンOD錠1 0 m g 「タカタ」	Me ファルマ	10.90
内用薬	2171022F6152	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピンOD錠1 0 m g 「日医工」	日医工	10.90
内用薬	2171022F6160	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピンOD錠1 0 m g 「CH」	長生堂製薬	10.90
内用薬	2171022F6187	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピンOD錠1 0 m g 「NS」	日新製薬（山形）	10.90
内用薬	2171022F6209	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピンOD錠1 0 m g 「YD」	陽進堂	10.90
内用薬	2171022F6225	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピンOD錠1 0 m g 「ケミファ」	日本薬品工業	10.90
内用薬	2171022F6250	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピンOD錠1 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	10.90
内用薬	2171022F6276	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピンOD錠1 0 m g 「あすか」	あすか製薬	10.90
内用薬	2171022F6284	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局	アムロジピンOD錠1 0 m g 「武田テバ」	T' s ファーマ	10.90
内用薬	2171023F1015	一硝酸イソソルビド	1 0 m g 1 錠		一硝酸イソソルビド1 0 m g 錠		10.80
内用薬	2171023F2011	一硝酸イソソルビド	2 0 m g 1 錠		一硝酸イソソルビド2 0 m g 錠		10.80
内用薬	2183005G1013	ベザフィブラート	2 0 0 m g 1 錠		ベザフィブラート2 0 0 m g 徐放錠		10.80
内用薬	2183005G2010	ベザフィブラート	1 0 0 m g 1 錠		ベザフィブラート1 0 0 m g 徐放錠		10.80
内用薬	2189008F1465	プロブコール	2 5 0 m g 1 錠	局	プロブコール錠2 5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	10.80
内用薬	2189010F1012	プラバスタチンナトリウム	5 m g 1 錠		プラバスタチンナトリウム5 m g 錠		10.80
内用薬	2189010F2302	プラバスタチンナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	プラバスタチンナトリウム錠1 0 m g 「ツルハ ラ」	鶴原製薬	20.00
内用薬	2189011F1203	シンバスタチン	5 m g 1 錠	局	シンバスタチン錠5 m g 「SW」	メディサ新薬	14.80
内用薬	2189011F1220	シンバスタチン	5 m g 1 錠	局	シンバスタチン錠5 m g 「トーワ」	東和薬品	14.80
内用薬	2189011F1246	シンバスタチン	5 m g 1 錠	局	シンバスタチン錠5 m g 「YD」	陽進堂	14.80
内用薬	2189011F1289	シンバスタチン	5 m g 1 錠	局	シンバスタチン錠5 m g 「あすか」	あすか製薬	14.80
内用薬	2189011F1300	シンバスタチン	5 m g 1 錠	局	シンバスタチン錠5 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	14.80
内用薬	2189011F2170	シンバスタチン	1 0 m g 1 錠	局	シンバスタチン錠1 0 m g 「SW」	メディサ新薬	30.60
内用薬	2189011F2196	シンバスタチン	1 0 m g 1 錠	局	シンバスタチン錠1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	30.60
内用薬	2189011F2242	シンバスタチン	1 0 m g 1 錠	局	シンバスタチン錠1 0 m g 「あすか」	あすか製薬	30.60
内用薬	2189011F2250	シンバスタチン	1 0 m g 1 錠	局	シンバスタチン錠1 0 m g 「武田テバ」	T' s ファーマ	30.60
内用薬	2189011F3095	シンバスタチン	2 0 m g 1 錠	局	シンバスタチン錠2 0 m g 「SW」	メディサ新薬	61.40
内用薬	2189011F3184	シンバスタチン	2 0 m g 1 錠	局	シンバスタチン錠2 0 m g 「トーワ」	東和薬品	61.40
内用薬	2189011F3214	シンバスタチン	2 0 m g 1 錠	局	シンバスタチン錠2 0 m g 「あすか」	あすか製薬	61.40
内用薬	2189011F3230	シンバスタチン	2 0 m g 1 錠	局	シンバスタチン錠2 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	61.40
内用薬	2189016F3144	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1 錠	局	ピタバスタチンC a 錠4 m g 「科研」	ダイト	69.20
内用薬	2189016F3241	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1 錠	局	ピタバスタチンC a 錠4 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	69.20
内用薬	2190005F1012	イフェンプロジル酒石酸塩	1 0 m g 1 錠		イフェンプロジル酒石酸塩1 0 m g 錠		10.80
内用薬	2190005F2019	イフェンプロジル酒石酸塩	2 0 m g 1 錠		イフェンプロジル酒石酸塩2 0 m g 錠		10.80
内用薬	2190009A1056	ポリスチレンスルホン酸ナト リウム	1 g	局	ポリスチレンスルホン酸N a 「フソー」原末	扶桑薬品工業	8.00
内用薬	2190024F2062	沈降炭酸カルシウム	2 5 0 m g 1 錠	局	沈降炭酸カルシウム錠2 5 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	12.00
内用薬	2190029D2048	炭酸ランタン水和物	5 0 0 m g 1 包		炭酸ランタン顆粒分包5 0 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	82.40
内用薬	2190029D2056	炭酸ランタン水和物	5 0 0 m g 1 包		炭酸ランタン顆粒分包5 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	82.40
内用薬	2190029D2099	炭酸ランタン水和物	5 0 0 m g 1 包		炭酸ランタン顆粒分包5 0 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	82.40
内用薬	2229001F1070	ジメモルファンリン酸塩	1 0 m g 1 錠		ジメモルファンリン酸塩錠1 0 m g 「T C K」	辰巳化学	6.80
内用薬	2229001Q1070	ジメモルファンリン酸塩	0. 2 5 % 1 m L		ジメモルファンリン酸塩シロップ小児用0. 2 5 % 「T C K」	辰巳化学	7.10
内用薬	2233002F1018	Lーカルボシステイン	2 5 0 m g 1 錠		Lーカルボシステイン2 5 0 m g 錠		10.80
内用薬	2233002F2014	Lーカルボシステイン	5 0 0 m g 1 錠		Lーカルボシステイン5 0 0 m g 錠		10.80

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	2239001S1147	アンブロキソール塩酸塩	0. 7 5 % 1 m L		アンブロキソール塩酸塩内用液0. 7 5 % 「ツルハラ」	鶴原製薬	5. 90
内用薬	2251001F1011	テオフィリン	5 0 m g 1 錠		テオフィリン5 0 m g 徐放錠		6. 30
内用薬	2251001F2018	テオフィリン	1 0 0 m g 1 錠		テオフィリン1 0 0 m g 徐放錠		6. 30
内用薬	2251001F3049	テオフィリン	2 0 0 m g 1 錠		テオロング錠2 0 0 m g	エーザイ	10. 10
内用薬	2251001M1061	テオフィリン	1 0 0 m g 1 カプセル		テオフィリン徐放カプセル1 0 0 m g 「サンド」	サンド	6. 30
内用薬	2251001M2050	テオフィリン	2 0 0 m g 1 カプセル		テオフィリン徐放カプセル2 0 0 m g 「サンド」	サンド	10. 10
内用薬	2251001M3030	テオフィリン	5 0 m g 1 カプセル		テオフィリン徐放カプセル5 0 m g 「サンド」	サンド	6. 30
内用薬	2259006F1098	クレンプテロール塩酸塩	1 0 μ g 1 錠		クレンプテロール錠1 0 μ g 「ハラサワ」	原沢製薬工業	6. 30
内用薬	2319001C1129	ロペラミド塩酸塩	0. 0 5 % 1 g		ロペラミド塩酸塩細粒小児用0. 0 5 % 「N I G」	日医工岐阜工場	14. 90
内用薬	2325003F1016	ファモチジン	1 0 m g 1 錠		ファモチジン1 0 m g 錠		10. 80
内用薬	2325003F2012	ファモチジン	2 0 m g 1 錠		ファモチジン2 0 m g 錠		10. 80
内用薬	2325003F3019	ファモチジン	1 0 m g 1 錠		ファモチジン1 0 m g 口腔内崩壊錠		10. 80
内用薬	2325003F4015	ファモチジン	2 0 m g 1 錠		ファモチジン2 0 m g 口腔内崩壊錠		10. 80
内用薬	2325004M1095	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩	7 5 m g 1 カプセル	局	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩徐放カプセル7 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	20. 60
内用薬	2325005M2118	ニザチジン	7 5 m g 1 カプセル	局	ニザチジンカプセル7 5 m g 「Y D」	陽進堂	10. 80
内用薬	2325006F1010	ラフチジン	5 m g 1 錠		ラフチジン5 m g 錠		10. 80
内用薬	2329008C1135	スクラルファート水和物	9 0 % 1 g		スクラルファート細粒9 0 % 「ツルハラ」	鶴原製薬	6. 90
内用薬	2329012C1271	テブレノン	1 0 % 1 g		テブレノン細粒1 0 % 「トーワ」	東和薬品	8. 90
内用薬	2329012C1328	テブレノン	1 0 % 1 g		テブレノン細粒1 0 % 「サワイ」	沢井製薬	8. 90
内用薬	2329012C1344	テブレノン	1 0 % 1 g		テブレノン細粒1 0 % 「Y D」	陽進堂	8. 90
内用薬	2329012C1360	テブレノン	1 0 % 1 g		テブレノン細粒1 0 % 「ツルハラ」	鶴原製薬	8. 90
内用薬	2329012M1013	テブレノン	5 0 m g 1 カプセル		テブレノン5 0 m g カプセル		10. 80
内用薬	2329020F2015	イルソグラジンマレイン酸塩	4 m g 1 錠		イルソグラジンマレイン酸塩4 m g 錠		10. 80
内用薬	2329021F1013	レバミピド	1 0 0 m g 1 錠		レバミピド1 0 0 m g 錠		10. 80
内用薬	2329021F2010	レバミピド	1 0 0 m g 1 錠		レバミピド1 0 0 m g 口腔内崩壊錠		10. 80
内用薬	2329022H1191	オメプラゾール	2 0 m g 1 錠	局	オメプラゾール錠2 0 m g 「ケミファ」	シオノケミカル	37. 80
内用薬	2329022H2163	オメプラゾール	1 0 m g 1 錠	局	オメプラゾール錠1 0 m g 「ケミファ」	シオノケミカル	24. 20
内用薬	2329023F1047	ランソプラゾール	1 5 m g 1 錠	局	ランソプラゾールOD錠1 5 m g 「D K」	大興製薬	21. 10
内用薬	2329023F1110	ランソプラゾール	1 5 m g 1 錠	局	ランソプラゾールOD錠1 5 m g 「ケミファ」	シオノケミカル	21. 10
内用薬	2329023F2116	ランソプラゾール	3 0 m g 1 錠	局	ランソプラゾールOD錠3 0 m g 「ケミファ」	シオノケミカル	36. 00
内用薬	2329023M1186	ランソプラゾール	1 5 m g 1 カプセル	局	ランソプラゾールカプセル1 5 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	21. 10
内用薬	2329023M2182	ランソプラゾール	3 0 m g 1 カプセル	局	ランソプラゾールカプセル3 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	36. 00
内用薬	2329027D1052	ポラプレジンク	1 5 % 1 g	局	ポラプレジンク顆粒1 5 % 「N S」	日新製薬（山形）	27. 10
内用薬	2329027F1037	ポラプレジンク	7 5 m g 1 錠		ポラプレジンクOD錠7 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	14. 30
内用薬	2329028F1058	ラベプラゾールナトリウム	1 0 m g 1 錠		ラベプラゾールN a 錠1 0 m g 「J G」	日本ジェネリック	32. 30
内用薬	2329028F3166	ラベプラゾールナトリウム	5 m g 1 錠		ラベプラゾールナトリウム錠5 m g 「科研」	ダイト	29. 00
内用薬	2359005F1013	ピコスルファートナトリウム水和物	2. 5 m g 1 錠		ピコスルファートナトリウム2. 5 m g 錠		6. 30
内用薬	2399005F1019	ドンペリドン	5 m g 1 錠		ドンペリドン5 m g 錠		6. 30
内用薬	2399005F1183	ドンペリドン	5 m g 1 錠		ドンペリドン錠5 m g 「E M E C」	アルフレッサファーマ	8. 90
内用薬	2399005F2260	ドンペリドン	1 0 m g 1 錠		ドンペリドン錠1 0 m g 「E M E C」	アルフレッサファーマ	8. 90
内用薬	2399010F2016	モサプリドクエン酸塩水和物	5 m g 1 錠		モサプリドクエン酸塩5 m g 錠		10. 80
内用薬	2399011C1069	ポリカルボフィルカルシウム	8 3. 3 % 1 g		ポリカルボフィルC a 細粒8 3. 3 % 「日医工」	富士化学工業	26. 70
内用薬	2478001F2411	クロルマジノン酢酸エステル	2 5 m g 1 錠		クロルマジノン酢酸エステル錠2 5 m g 「日新」	日新製薬（山形）	36. 90
内用薬	2590002F1517	フラボキサート塩酸塩	2 0 0 m g 1 錠		フラボキサート塩酸塩錠2 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	9. 00
内用薬	2590004F1354	リトドリン塩酸塩	5 m g 1 錠	局	リトドリン塩酸塩錠5 m g 「あすか」	あすか製薬	39. 50

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	2590008F1050	タムスロシン塩酸塩	0. 1 m g 1錠	タムスロシン塩酸塩OD錠0. 1 m g「ケミ ファ」		日本薬品工業	9. 90
内用薬	2590008F1077	タムスロシン塩酸塩	0. 1 m g 1錠	タムスロシン塩酸塩OD錠0. 1 m g「日医工」		日医工	9. 90
内用薬	2590008F1085	タムスロシン塩酸塩	0. 1 m g 1錠	タムスロシン塩酸塩OD錠0. 1 m g「日新」		日新製薬（山形）	9. 90
内用薬	2590008F1093	タムスロシン塩酸塩	0. 1 m g 1錠	タムスロシン塩酸塩OD錠0. 1 m g「明治」		Me i j i S e i k aファルマ	9. 90
内用薬	2590008F1123	タムスロシン塩酸塩	0. 1 m g 1錠	タムスロシン塩酸塩OD錠0. 1 m g「サワイ」		沢井製薬	9. 90
内用薬	2590008F1131	タムスロシン塩酸塩	0. 1 m g 1錠	タムスロシン塩酸塩OD錠0. 1 m g「CH」		長生堂製薬	9. 90
内用薬	2590008F1166	タムスロシン塩酸塩	0. 1 m g 1錠	タムスロシン塩酸塩OD錠0. 1 m g「トーワ」		東和薬品	9. 90
内用薬	2590008F1182	タムスロシン塩酸塩	0. 1 m g 1錠	タムスロシン塩酸塩OD錠0. 1 m g「あすか」		あすか製薬	9. 90
内用薬	2590008F2057	タムスロシン塩酸塩	0. 2 m g 1錠	タムスロシン塩酸塩OD錠0. 2 m g「ケミ ファ」		日本薬品工業	15. 90
内用薬	2590008F2073	タムスロシン塩酸塩	0. 2 m g 1錠	タムスロシン塩酸塩OD錠0. 2 m g「日医工」		日医工	15. 90
内用薬	2590008F2081	タムスロシン塩酸塩	0. 2 m g 1錠	タムスロシン塩酸塩OD錠0. 2 m g「日新」		日新製薬（山形）	15. 90
内用薬	2590008F2120	タムスロシン塩酸塩	0. 2 m g 1錠	タムスロシン塩酸塩OD錠0. 2 m g「サワイ」		沢井製薬	15. 90
内用薬	2590008F2138	タムスロシン塩酸塩	0. 2 m g 1錠	タムスロシン塩酸塩OD錠0. 2 m g「CH」		長生堂製薬	15. 90
内用薬	2590008F2162	タムスロシン塩酸塩	0. 2 m g 1錠	タムスロシン塩酸塩OD錠0. 2 m g「トーワ」		東和薬品	15. 90
内用薬	2590008F2189	タムスロシン塩酸塩	0. 2 m g 1錠	タムスロシン塩酸塩OD錠0. 2 m g「あすか」		あすか製薬	15. 90
内用薬	2590008N1233	タムスロシン塩酸塩	0. 1 m g 1カプセル	タムスロシン塩酸塩カプセル0. 1 m g「N I G」		日医工岐阜工場	9. 90
内用薬	2590008N2230	タムスロシン塩酸塩	0. 2 m g 1カプセル	タムスロシン塩酸塩カプセル0. 2 m g「N I G」		日医工岐阜工場	15. 90
内用薬	3222013D1075	クエン酸第一鉄ナトリウム	1 g	クエン酸第一鉄ナトリウム顆粒8. 3%「ツルハ ラ」		鶴原製薬	9. 80
内用薬	3399003F1120	リマプロスト アルファデク ス	5 μ g 1錠	リマプロストアルファデクス錠5 μ g「SN」		シオノケミカル	18. 30
内用薬	3399005F1200	ベラプロストナトリウム	2 0 μ g 1錠	局	ベラプロストN a錠2 0 μ g「サワイ」	沢井製薬	21. 20
内用薬	3399101F1030	クロピドグレル硫酸塩・アス ピリン	1錠	ロレアス配合錠「NS」		日新製薬（山形）	61. 50
内用薬	3399101F1048	クロピドグレル硫酸塩・アス ピリン	1錠	ロレアス配合錠「SAN I K」		日医工	61. 50
内用薬	3399101F1056	クロピドグレル硫酸塩・アス ピリン	1錠	ロレアス配合錠「杏林」		キョーリンリメディ オ	61. 50
内用薬	3929003C1075	球形吸着炭	1 g	球形吸着炭細粒分包2 g「日医工」		日医工	74. 90
内用薬	3929008D1030	デフェラシロクス	9 0 m g 1包	デフェラシロクス顆粒分包9 0 m g「サンド」		サンド	319. 90
内用薬	3929008D1049	デフェラシロクス	9 0 m g 1包	デフェラシロクス顆粒分包9 0 m g「サワイ」		沢井製薬	319. 90
内用薬	3949101F1120	クエン酸カリウム・クエン酸 ナトリウム水和物	1錠	クエンメット配合錠		日本薬品工業	6. 30
内用薬	3961003F1010	グリベンクラミド	1. 2 5 m g 1錠	グリベンクラミド1. 2 5 m g錠			6. 30
内用薬	3961007F2014	グリクラジド	2 0 m g 1錠	グリクラジド2 0 m g錠			6. 30
内用薬	3961008F1012	グリメピリド	1 m g 1錠	グリメピリド1 m g錠			10. 80
内用薬	3961008F4011	グリメピリド	1 m g 1錠	グリメピリド1 m g口腔内崩壊錠			10. 80
内用薬	3961008F4054	グリメピリド	1 m g 1錠	グリメピリドOD錠1 m g「ケミファ」		シオノケミカル	12. 60
内用薬	3961008F5050	グリメピリド	3 m g 1錠	グリメピリドOD錠3 m g「ケミファ」		シオノケミカル	23. 70
内用薬	3962002F2019	メトホルミン塩酸塩	2 5 0 m g 1錠	メトホルミン塩酸塩2 5 0 m g MT錠			10. 80
内用薬	3962002F3015	メトホルミン塩酸塩	5 0 0 m g 1錠	メトホルミン塩酸塩5 0 0 m g MT錠			10. 80
内用薬	3969004F3058	ボグリボース	0. 2 m g 1錠	局	ボグリボースOD錠0. 2 m g「ケミファ」	シオノケミカル	14. 40
内用薬	3969004F4054	ボグリボース	0. 3 m g 1錠	局	ボグリボースOD錠0. 3 m g「ケミファ」	シオノケミカル	15. 20
内用薬	3969006F1062	ナテグリニド	3 0 m g 1錠	局	ナテグリニド錠3 0 m g「日医工」	日医工	10. 80
内用薬	3969009F1015	ミグリトール	2 5 m g 1錠	ミグリトール2 5 m g錠			10. 80
内用薬	3969009F6017	ミグリトール	2 5 m g 1錠	ミグリトール2 5 m g口腔内崩壊錠			10. 80
内用薬	3999001Q2015	ラクツロース	6 5 % 1 m L	ラクツロース6 5 %シロップ			7. 10
内用薬	3999003F1319	カモスタットメシル酸塩	1 0 0 m g 1錠	カモスタットメシル酸塩錠1 0 0 m g「サワイ」		メディサ新薬	10. 00
内用薬	3999003F1386	カモスタットメシル酸塩	1 0 0 m g 1錠	カモスタットメシル酸塩錠1 0 0 m g「ツルハ ラ」		鶴原製薬	10. 00
内用薬	3999013F1096	エパルレスタット	5 0 m g 1錠	局	エパルレスタット錠5 0 m g「YD」	陽進堂	18. 60
内用薬	3999013F1266	エパルレスタット	5 0 m g 1錠	局	エパルレスタット錠5 0 m g「J G」	日本ジェネリック	18. 60

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	3999013F1274	エパルレスタット	5 0 m g 1 錠	局	エパルレスタット錠5 0 m g 「タカタ」	高田製薬	18.60
内用薬	3999013F1304	エパルレスタット	5 0 m g 1 錠	局	エパルレスタット錠5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	18.60
内用薬	3999013F1339	エパルレスタット	5 0 m g 1 錠	局	エパルレスタット錠5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	18.60
内用薬	3999013F1347	エパルレスタット	5 0 m g 1 錠	局	エパルレスタット錠5 0 m g 「ケミファ」	メディサ新薬	18.60
内用薬	3999013F1363	エパルレスタット	5 0 m g 1 錠	局	エパルレスタット錠5 0 m g 「フソー」	東菱薬品工業	18.60
内用薬	3999013F1371	エパルレスタット	5 0 m g 1 錠	局	エパルレスタット錠5 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	18.60
内用薬	3999013F1380	エパルレスタット	5 0 m g 1 錠	局	エパルレスタット錠5 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	18.60
内用薬	3999013F1401	エパルレスタット	5 0 m g 1 錠	局	エパルレスタット錠5 0 m g 「T C K」	辰巳化学	18.60
内用薬	3999013F1428	エパルレスタット	5 0 m g 1 錠	局	エパルレスタット錠5 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	18.60
内用薬	3999017M1050	ミコフェノール酸 モフェチ ル	2 5 0 m g 1 カプセル		ミコフェノール酸モフェチルカプセル2 5 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	136.40
内用薬	3999018F1048	アレンドロン酸ナトリウム水 和物	5 m g 1 錠	局	アレンドロン酸錠5 m g 「DK」	大興製薬	46.50
内用薬	3999018F1056	アレンドロン酸ナトリウム水 和物	5 m g 1 錠	局	アレンドロン酸錠5 m g 「SN」	シオノケミカル	46.50
内用薬	3999018F1102	アレンドロン酸ナトリウム水 和物	5 m g 1 錠	局	アレンドロン酸錠5 m g 「日医工」	日医工	39.60
内用薬	3999018F2044	アレンドロン酸ナトリウム水 和物	3 5 m g 1 錠	局	アレンドロン酸錠3 5 m g 「DK」	大興製薬	228.60
内用薬	3999018F2060	アレンドロン酸ナトリウム水 和物	3 5 m g 1 錠	局	アレンドロン酸錠3 5 m g 「SN」	シオノケミカル	228.60
内用薬	3999018F2095	アレンドロン酸ナトリウム水 和物	3 5 m g 1 錠	局	アレンドロン酸錠3 5 m g 「日医工」	日医工	194.60
内用薬	3999018F2133	アレンドロン酸ナトリウム水 和物	3 5 m g 1 錠	局	アレンドロン酸錠3 5 m g 「YD」	陽進堂	194.60
内用薬	3999018F2206	アレンドロン酸ナトリウム水 和物	3 5 m g 1 錠	局	アレンドロン酸錠3 5 m g 「V T R S」	ヴィアトリス・ヘル スケア	194.60
内用薬	3999019F1158	リセドロン酸ナトリウム水 和物	2 . 5 m g 1 錠	局	リセドロン酸ナトリウム錠2 . 5 m g 「ケミ ファ」	日本薬品工業	39.20
内用薬	4291003F1201	タモキシフェンクエン酸塩	1 0 m g 1 錠		タモキシフェン錠1 0 m g 「明治」	メディサ新薬	36.10
内用薬	4291003F1244	タモキシフェンクエン酸塩	1 0 m g 1 錠		タモキシフェン錠1 0 m g 「MY L」	ヴィアトリス・ヘル スケア	36.10
内用薬	4291009F1225	ビカルタミド	8 0 m g 1 錠	局	ビカルタミド錠8 0 m g 「ケミファ」	大興製薬	211.20
内用薬	4291010F1074	アナストロゾール	1 m g 1 錠	局	アナストロゾール錠1 m g 「J G」	日本ジェネリック	131.30
内用薬	4291015F1077	レトロゾール	2 . 5 m g 1 錠		レトロゾール錠2 . 5 m g 「J G」	日本ジェネリック	161.30
内用薬	4413004F1014	メキタジン	3 m g 1 錠		メキタジン3 m g 錠		10.80
内用薬	4490002M1013	トラニラスト	1 0 0 m g 1 カプセル		トラニラスト1 0 0 m g カプセル		10.80
内用薬	4490002R1193	トラニラスト	5 % 1 g	局	トラニラストD S 5 % 「CH」	長生堂製薬	8.00
内用薬	4490003Q1176	ケトチフェンフマル酸塩	0 . 0 2 % 1 m L		ケトチフェンシロップ0 . 0 2 % 「日医工」	日医工	13.40
内用薬	4490011F1129	ペミロラストカリウム	1 0 m g 1 錠	局	ペミロラストK錠1 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	22.60
内用薬	4490013M1054	エメダスチンフマル酸塩	1 m g 1 カプセル	局	エメダスチンフマル酸塩徐放カプセル1 m g 「トーワ」	東和薬品	17.90
内用薬	4490013M2050	エメダスチンフマル酸塩	2 m g 1 カプセル	局	エメダスチンフマル酸塩徐放カプセル2 m g 「トーワ」	東和薬品	20.90
内用薬	4490014F1211	エピナスチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠		エピナスチン塩酸塩錠1 0 m g 「ケミファ」	日本薬品工業	12.00
内用薬	4490014F1246	エピナスチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠		エピナスチン塩酸塩錠1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	12.00
内用薬	4490014F1254	エピナスチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠		エピナスチン塩酸塩錠1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	12.00
内用薬	4490014F1327	エピナスチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠		エピナスチン塩酸塩錠1 0 m g 「イワキ」	岩城製薬	12.00
内用薬	4490014F1360	エピナスチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠		エピナスチン塩酸塩錠1 0 m g 「ダイト」	ダイト	12.00
内用薬	4490014F2250	エピナスチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠		エピナスチン塩酸塩錠2 0 m g 「ケミファ」	日本薬品工業	15.90
内用薬	4490014F2285	エピナスチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠		エピナスチン塩酸塩錠2 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	15.90
内用薬	4490014F2293	エピナスチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠		エピナスチン塩酸塩錠2 0 m g 「トーワ」	東和薬品	15.90
内用薬	4490014F2307	エピナスチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠		エピナスチン塩酸塩錠2 0 m g 「杏林」	キョーリンリメディ オ	15.90
内用薬	4490014F2331	エピナスチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠		エピナスチン塩酸塩錠2 0 m g 「日新」	日新製薬（山形）	15.90
内用薬	4490014F2366	エピナスチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠		エピナスチン塩酸塩錠2 0 m g 「SN」	シオノケミカル	15.90
内用薬	4490014F2374	エピナスチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠		エピナスチン塩酸塩錠2 0 m g 「イワキ」	岩城製薬	15.90
内用薬	4490014F2404	エピナスチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠		エピナスチン塩酸塩錠2 0 m g 「ダイト」	ダイト	15.90
内用薬	4490016M1040	スプラタストトシル酸塩	5 0 m g 1 カプセル		スプラタストトシル酸塩カプセル5 0 m g 「サワ イ」	沢井製薬	15.40

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	4490016M1082	スプラタストトシル酸塩	5 0 m g 1 カプセル		スプラタストトシル酸塩カプセル5 0 m g 「J G」	長生堂製薬	13. 80
内用薬	4490016M1104	スプラタストトシル酸塩	5 0 m g 1 カプセル		スプラタストトシル酸塩カプセル5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	13. 80
内用薬	4490016M2062	スプラタストトシル酸塩	1 0 0 m g 1 カプセル		スプラタストトシル酸塩カプセル1 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	20. 30
内用薬	4490016M2089	スプラタストトシル酸塩	1 0 0 m g 1 カプセル		スプラタストトシル酸塩カプセル1 0 0 m g 「J G」	長生堂製薬	14. 30
内用薬	4490016M2100	スプラタストトシル酸塩	1 0 0 m g 1 カプセル		スプラタストトシル酸塩カプセル1 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	14. 30
内用薬	4490017M1109	برانلカスト水和物	1 1 2 . 5 m g 1 カプセル		برانلカストカプセル1 1 2 . 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	23. 40
内用薬	4490020F1080	セチリジン塩酸塩	5 m g 1 錠	局	セチリジン塩酸塩錠5 m g 「M N P」	日新製薬（山形）	11. 90
内用薬	4490020F1209	セチリジン塩酸塩	5 m g 1 錠	局	セチリジン塩酸塩錠5 m g 「科研」	ダイト	11. 90
内用薬	4490020F1225	セチリジン塩酸塩	5 m g 1 錠	局	セチリジン塩酸塩錠5 m g 「サワイ」	沢井製薬	11. 90
内用薬	4490020F1241	セチリジン塩酸塩	5 m g 1 錠	局	セチリジン塩酸塩錠5 m g 「タカタ」	高田製薬	11. 90
内用薬	4490020F1284	セチリジン塩酸塩	5 m g 1 錠	局	セチリジン塩酸塩錠5 m g 「トーワ」	東和薬品	11. 90
内用薬	4490020F1292	セチリジン塩酸塩	5 m g 1 錠	局	セチリジン塩酸塩錠5 m g 「日医工」	日医工	11. 90
内用薬	4490020F2086	セチリジン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局	セチリジン塩酸塩錠1 0 m g 「M N P」	日新製薬（山形）	16. 30
内用薬	4490020F2205	セチリジン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局	セチリジン塩酸塩錠1 0 m g 「科研」	ダイト	16. 30
内用薬	4490020F2221	セチリジン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局	セチリジン塩酸塩錠1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	16. 30
内用薬	4490020F2248	セチリジン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局	セチリジン塩酸塩錠1 0 m g 「タカタ」	高田製薬	16. 30
内用薬	4490020F2280	セチリジン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局	セチリジン塩酸塩錠1 0 m g 「トーワ」	東和薬品	16. 30
内用薬	4490020F2299	セチリジン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局	セチリジン塩酸塩錠1 0 m g 「日医工」	日医工	16. 30
内用薬	4490020F3023	セチリジン塩酸塩	5 m g 1 錠		セチリジン塩酸塩OD錠5 m g 「サワイ」	沢井製薬	11. 90
内用薬	4490020F4020	セチリジン塩酸塩	1 0 m g 1 錠		セチリジン塩酸塩OD錠1 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	16. 30
内用薬	4490023F1083	フェキソフェナジン塩酸塩	6 0 m g 1 錠	局	フェキソフェナジン塩酸塩錠6 0 m g 「N P」	ニプロ	21. 90
内用薬	4490023F1091	フェキソフェナジン塩酸塩	6 0 m g 1 錠	局	フェキソフェナジン塩酸塩錠6 0 m g 「S A N I K」	日医工	28. 50
内用薬	4490023F1164	フェキソフェナジン塩酸塩	6 0 m g 1 錠	局	フェキソフェナジン塩酸塩錠6 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	21. 90
内用薬	4490023F1202	フェキソフェナジン塩酸塩	6 0 m g 1 錠	局	フェキソフェナジン塩酸塩錠6 0 m g 「トーワ」	東和薬品	21. 90
内用薬	4490023F1237	フェキソフェナジン塩酸塩	6 0 m g 1 錠	局	フェキソフェナジン塩酸塩錠6 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	21. 90
内用薬	4490023F2080	フェキソフェナジン塩酸塩	3 0 m g 1 錠	局	フェキソフェナジン塩酸塩錠3 0 m g 「N P」	ニプロ	22. 50
内用薬	4490023F2098	フェキソフェナジン塩酸塩	3 0 m g 1 錠	局	フェキソフェナジン塩酸塩錠3 0 m g 「S A N I K」	日医工	22. 50
内用薬	4490023F2101	フェキソフェナジン塩酸塩	3 0 m g 1 錠	局	フェキソフェナジン塩酸塩錠3 0 m g 「T C K」	辰巳化学	17. 10
内用薬	4490023F2136	フェキソフェナジン塩酸塩	3 0 m g 1 錠	局	フェキソフェナジン塩酸塩錠3 0 m g 「Z E」	全星薬品工業	17. 10
内用薬	4490023F2160	フェキソフェナジン塩酸塩	3 0 m g 1 錠	局	フェキソフェナジン塩酸塩錠3 0 m g 「ケミファ」	日本ケミファ	17. 10
内用薬	4490023F2179	フェキソフェナジン塩酸塩	3 0 m g 1 錠	局	フェキソフェナジン塩酸塩錠3 0 m g 「三和」	日本薬品工業	17. 10
内用薬	4490023F2209	フェキソフェナジン塩酸塩	3 0 m g 1 錠	局	フェキソフェナジン塩酸塩錠3 0 m g 「トーワ」	東和薬品	22. 50
内用薬	4490023F2233	フェキソフェナジン塩酸塩	3 0 m g 1 錠	局	フェキソフェナジン塩酸塩錠3 0 m g 「明治」	Me i j i S e i k a ファルマ	17. 10
内用薬	4490023F2292	フェキソフェナジン塩酸塩	3 0 m g 1 錠	局	フェキソフェナジン塩酸塩錠3 0 m g 「ツルハラ」	鶴原製薬	17. 10
内用薬	4490023F3051	フェキソフェナジン塩酸塩	6 0 m g 1 錠		フェキソフェナジン塩酸塩OD錠6 0 m g 「トーワ」	東和薬品	21. 90
内用薬	4490023F4031	フェキソフェナジン塩酸塩	3 0 m g 1 錠		フェキソフェナジン塩酸塩OD錠3 0 m g 「トーワ」	東和薬品	22. 50
内用薬	4490026F5074	モンテルカストナトリウム	5 m g 1 錠		モンテルカストOD錠5 m g 「サワイ」	沢井製薬	54. 50
内用薬	4490028Q1010	レボセチリジン塩酸塩	0 . 0 5 % 1 m L		レボセチリジン塩酸塩0 . 0 5 % シロップ		7. 10
内用薬	6152005F1095	ミノサイクリン塩酸塩	5 0 m g 1 錠	局	ミノサイクリン塩酸塩錠5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	14. 30
内用薬	6152005F1109	ミノサイクリン塩酸塩	5 0 m g 1 錠	局	ミノサイクリン塩酸塩錠5 0 m g 「トーワ」	東和薬品	14. 30
内用薬	6152005F2113	ミノサイクリン塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	ミノサイクリン塩酸塩錠1 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	28. 00
内用薬	6152005F2121	ミノサイクリン塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	ミノサイクリン塩酸塩錠1 0 0 m g 「トーワ」	東和薬品	20. 00
内用薬	6164001M1186	リファンピシン	1 5 0 m g 1 カプセル	局	リファンピシンカプセル1 5 0 m g 「サンド」	サンド	16. 90
内用薬	6219001H1129	サラゾスルファピリジン	5 0 0 m g 1 錠		サラゾスルファピリジン腸溶錠5 0 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	24. 20
内用薬	6219001H2117	サラゾスルファピリジン	2 5 0 m g 1 錠		サラゾスルファピリジン腸溶錠2 5 0 m g 「N I G」	日医工岐阜工場	17. 70

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	6241013F2179	レボフロキサシン水和物	2 5 0 m g 1 錠（レボフロキサシンとして）	局	レボフロキサシン錠2 5 0 m g「ケミファ」	大興製薬	76.70
内用薬	6241013F3175	レボフロキサシン水和物	5 0 0 m g 1 錠（レボフロキサシンとして）	局	レボフロキサシン錠5 0 0 m g「ケミファ」	大興製薬	91.80
内用薬	6241018F1035	シタフロキサシン水和物	5 0 m g 1 錠		シタフロキサシン錠5 0 m g「サワイ」	沢井製薬	92.60
内用薬	6250002F1238	アシクロビル	2 0 0 m g 1 錠	局	アシクロビル錠2 0 0 m g「サワイ」	沢井製薬	18.30
内用薬	6250002F1262	アシクロビル	2 0 0 m g 1 錠	局	アシクロビル錠2 0 0 m g「トーワ」	東和薬品	18.30
内用薬	6250002F2234	アシクロビル	4 0 0 m g 1 錠	局	アシクロビル錠4 0 0 m g「サワイ」	沢井製薬	32.60
内用薬	6250002F2269	アシクロビル	4 0 0 m g 1 錠	局	アシクロビル錠4 0 0 m g「トーワ」	東和薬品	32.60
内用薬	6250019D1046	バラシクロビル塩酸塩水和物	5 0 % 1 g		バラシクロビル顆粒5 0 %「トーワ」	東和薬品	164.60
内用薬	6250019F1063	バラシクロビル塩酸塩	5 0 0 m g 1 錠	局	バラシクロビル錠5 0 0 m g「E E」	日医工	112.10
内用薬	6250019F1276	バラシクロビル塩酸塩水和物	5 0 0 m g 1 錠		バラシクロビル錠5 0 0 m g「トーワ」	東和薬品	112.10
内用薬	6250019F1292	バラシクロビル塩酸塩	5 0 0 m g 1 錠	局	バラシクロビル錠5 0 0 m g「日本臓器」	東洋カプセル	112.10
内用薬	6250019F1373	バラシクロビル塩酸塩	5 0 0 m g 1 錠	局	バラシクロビル錠5 0 0 m g「N I G」	日医工岐阜工場	112.10
内用薬	6290002M1062	フルコナゾール	5 0 m g 1 カプセル	局	フルコナゾールカプセル5 0 m g「F」	富士製薬工業	93.60
内用薬	6290002M1100	フルコナゾール	5 0 m g 1 カプセル	局	フルコナゾールカプセル5 0 m g「アメル」	共和薬品工業	93.60
内用薬	6290002M1135	フルコナゾール	5 0 m g 1 カプセル	局	フルコナゾールカプセル5 0 m g「サワイ」	沢井製薬	93.60
内用薬	6290002M1143	フルコナゾール	5 0 m g 1 カプセル	局	フルコナゾールカプセル5 0 m g「J G」	日本ジェネリック	93.60
内用薬	6290002M1151	フルコナゾール	5 0 m g 1 カプセル	局	フルコナゾールカプセル5 0 m g「サンド」	サンド	93.60
内用薬	6290002M1178	フルコナゾール	5 0 m g 1 カプセル	局	フルコナゾールカプセル5 0 m g「タカタ」	高田製薬	93.60
内用薬	6290002M2069	フルコナゾール	1 0 0 m g 1 カプセル	局	フルコナゾールカプセル1 0 0 m g「F」	富士製薬工業	137.20
内用薬	6290002M2115	フルコナゾール	1 0 0 m g 1 カプセル	局	フルコナゾールカプセル1 0 0 m g「アメル」	共和薬品工業	137.20
内用薬	6290002M2131	フルコナゾール	1 0 0 m g 1 カプセル	局	フルコナゾールカプセル1 0 0 m g「サワイ」	沢井製薬	137.20
内用薬	6290002M2140	フルコナゾール	1 0 0 m g 1 カプセル	局	フルコナゾールカプセル1 0 0 m g「J G」	日本ジェネリック	137.20
内用薬	6290002M2158	フルコナゾール	1 0 0 m g 1 カプセル	局	フルコナゾールカプセル1 0 0 m g「サンド」	サンド	137.20
内用薬	6290002M2174	フルコナゾール	1 0 0 m g 1 カプセル	局	フルコナゾールカプセル1 0 0 m g「タカタ」	高田製薬	137.20
内用薬	6290004F1070	イトラコナゾール	5 0 m g 1 錠		イトラコナゾール錠5 0 m g「日医工」	日医工	95.60
内用薬	6290005F1300	テルビナフィン塩酸塩	1 2 5 m g 1 錠	局	テルビナフィン錠1 2 5 m g「トーワ」	東和薬品	32.70
内用薬	6290005F1326	テルビナフィン塩酸塩	1 2 5 m g 1 錠	局	テルビナフィン錠1 2 5 m g「イワキ」	岩城製薬	32.70
内用薬	6290005F1334	テルビナフィン塩酸塩	1 2 5 m g 1 錠	局	テルビナフィン錠1 2 5 m g「T C K」	辰巳化学	32.70
内用薬	6290005F1342	テルビナフィン塩酸塩	1 2 5 m g 1 錠	局	テルビナフィン錠1 2 5 m g「タカタ」	高田製薬	32.70
注射薬	2119404G3072	ドブタミン塩酸塩	0. 1 % 2 0 0 m L 1 袋		ドブタミン点滴静注液2 0 0 m g キット「V T R S」	ヴィアトリス・ヘルスケア	1,689.00
注射薬	2119404G4079	ドブタミン塩酸塩	0. 3 % 2 0 0 m L 1 袋		ドブタミン点滴静注液6 0 0 m g キット「V T R S」	ヴィアトリス・ヘルスケア	1,594.00
注射薬	2171403A1072	ニトログリセリン	1 m g 2 m L 1 管		ニトログリセリン静注1 m g／2 m L「T E」	トーアエイヨー	176.00
注射薬	2171403A2087	ニトログリセリン	5 m g 1 0 m L 1 管		ニトログリセリン静注5 m g／1 0 m L「T E」	トーアエイヨー	248.00
注射薬	2171404A1042	硝酸イソソルビド	0. 0 5 % 1 0 m L 1 管		硝酸イソソルビド注5 m g／1 0 m L「タカタ」	高田製薬	214.00
注射薬	2171404A4033	硝酸イソソルビド	0. 0 5 % 1 0 0 m L 1 瓶		硝酸イソソルビド注5 0 m g／1 0 0 m L「タカタ」	高田製薬	1,597.00
注射薬	2190406A1128	アルプロスタジル	5 μ g 1 m L 1 管	局	アルプロスタジル注5 μ g「F」	富士製薬工業	1,204.00
注射薬	2190406A2140	アルプロスタジル	1 0 μ g 2 m L 1 管	局	アルプロスタジル注1 0 μ g「N I G」	日医工岐阜工場	1,295.00
注射薬	2190501A3100	濃グリセリン・果糖	5 0 0 m L 1 瓶		グリセリン・果糖配合点滴静注「HK」	光製薬	706.00
注射薬	2190501A4106	濃グリセリン・果糖	2 0 0 m L 1 袋		グリセリン・果糖配合点滴静注「HK」	光製薬	304.00
注射薬	2190501A4122	濃グリセリン・果糖	2 0 0 m L 1 袋		ヒシセオール配合点滴静注	ニプロ	306.00
注射薬	2190501A6117	濃グリセリン・果糖	3 0 0 m L 1 袋		グリセレブ配合点滴静注	テルモ	373.00
注射薬	2190501A6125	濃グリセリン・果糖	3 0 0 m L 1 袋		ヒシセオール配合点滴静注	ニプロ	373.00
注射薬	2391400A3130	グラニセトロン塩酸塩	1 m g 1 m L 1 管		グラニセトロン静注液1 m g「サワイ」	メディサ新薬	584.00
注射薬	2391400A3148	グラニセトロン塩酸塩	1 m g 1 m L 1 管		グラニセトロン静注液1 m g「トーワ」	東和薬品	591.00
注射薬	2391400A3172	グラニセトロン塩酸塩	1 m g 1 m L 1 管		グラニセトロン静注液1 m g「F」	富士製薬工業	576.00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
注射薬	2391400A4110	グラニセトロン塩酸塩	3 m g 3 m L 1 管	グラニセトロン静注液 3 m g 「トーワ」		東和薬品	1,306.00
注射薬	2492420G1024	インスリン グラルギン（遺伝子組換え）〔インスリン グラルギン後続 1〕	3 0 0 単位 1 キット	インスリン グラルギン B S 注ミリオペン「リリー」		日本イーライリリー	997.00
注射薬	2492421G1029	インスリン グラルギン（遺伝子組換え）〔インスリン グラルギン後続 2〕	3 0 0 単位 1 キット	インスリン グラルギン B S 注キット「F F P」		富士フイルム富山化学	970.00
注射薬	2492423A1025	インスリン アスパルト（遺伝子組換え）〔インスリン アスパルト後続 1〕	1 0 0 単位 1 m L バイアル	インスリン アスパルト B S 注 1 0 0 単位／m L N R 「サノフィ」		サノフィ	208.00
注射薬	2590402A1288	リトドリン塩酸塩	1 % 5 m L 1 管	局	リトドリン塩酸塩点滴静注液 5 0 m g 「あすか」	あすか製薬	463.00
注射薬	3229501A1078	塩化マンガン・硫酸亜鉛水和物配合剤	2 m L 1 管	ミネラミック注		東和薬品	94.00
注射薬	3420432A1046	腹膜透析液	1 . 5 L 1 袋	ニコペリック腹膜透析液		テルモ	1,013.00
注射薬	3420432A2042	腹膜透析液	1 . 5 L 1 袋（排液用バッグ付）	ニコペリック腹膜透析液		テルモ	2,043.00
注射薬	3420432A3049	腹膜透析液	2 L 1 袋	ニコペリック腹膜透析液		テルモ	1,311.00
注射薬	3420432A4045	腹膜透析液	2 L 1 袋（排液用バッグ付）	ニコペリック腹膜透析液		テルモ	2,296.00
注射薬	3929407D1055	レボホリナートカルシウム	2 5 m g 1 瓶	レボホリナート点滴静注用 2 5 m g 「HK」		光製薬	456.00
注射薬	3929407D1063	レボホリナートカルシウム	2 5 m g 1 瓶	レボホリナート点滴静注用 2 5 m g 「NK」		高田製薬	446.00
注射薬	3929407D1071	レボホリナートカルシウム	2 5 m g 1 瓶	レボホリナート点滴静注用 2 5 m g 「NP」		ニプロ	403.00
注射薬	3929407D1080	レボホリナートカルシウム	2 5 m g 1 瓶	レボホリナート点滴静注用 2 5 「オーハラ」		大原薬品工業	449.00
注射薬	3929407D1098	レボホリナートカルシウム	2 5 m g 1 瓶	レボホリナート点滴静注用 2 5 m g 「サワイ」		沢井製薬	450.00
注射薬	3929407D1110	レボホリナートカルシウム	2 5 m g 1 瓶	レボホリナート点滴静注用 2 5 m g 「トーワ」		東和薬品	412.00
注射薬	3929407D1136	レボホリナートカルシウム	2 5 m g 1 瓶	レボホリナート点滴静注用 2 5 m g 「ヤクルト」		高田ヘルスケアソリューションズ	414.00
注射薬	3929407D2035	レボホリナートカルシウム	1 0 0 m g 1 瓶	レボホリナート点滴静注用 1 0 0 m g 「NK」		高田製薬	1,442.00
注射薬	3929407D2043	レボホリナートカルシウム	1 0 0 m g 1 瓶	レボホリナート点滴静注用 1 0 0 「オーハラ」		大原薬品工業	1,444.00
注射薬	3929407D2051	レボホリナートカルシウム	1 0 0 m g 1 瓶	レボホリナート点滴静注用 1 0 0 m g 「トーワ」		東和薬品	1,401.00
注射薬	3929407D2060	レボホリナートカルシウム	1 0 0 m g 1 瓶	レボホリナート点滴静注用 1 0 0 m g 「ヤクルト」		高田ヘルスケアソリューションズ	1,399.00
注射薬	3929407D2078	レボホリナートカルシウム	1 0 0 m g 1 瓶	レボホリナート点滴静注用 1 0 0 m g 「HK」		光製薬	1,470.00
注射薬	3929407D2086	レボホリナートカルシウム	1 0 0 m g 1 瓶	レボホリナート点滴静注用 1 0 0 m g 「NP」		ニプロ	1,408.00
注射薬	3929407D2094	レボホリナートカルシウム	1 0 0 m g 1 瓶	レボホリナート点滴静注用 1 0 0 m g 「サワイ」		沢井製薬	1,426.00
注射薬	3999427A1026	エボエチンカッパ（遺伝子組換え）〔エボエチンアルファ後続 1〕	7 5 0 国際単位 0 . 5 m L 1 瓶	エボエチンアルファ B S 注 7 5 0 「J C R」		J C R ファーマ	761.00
注射薬	4240404A1059	イリノテカン塩酸塩水和物	4 0 m g 2 m L 1 瓶	局	イリノテカン塩酸塩点滴静注液 4 0 m g 「NK」	ヴィアトリス・ヘルスケア	1,086.00
注射薬	4240404A1130	イリノテカン塩酸塩水和物	4 0 m g 2 m L 1 瓶	局	イリノテカン塩酸塩点滴静注液 4 0 m g 「NP」	ニプロ	3,070.00
注射薬	4240404A2136	イリノテカン塩酸塩水和物	1 0 0 m g 5 m L 1 瓶	局	イリノテカン塩酸塩点滴静注液 1 0 0 m g 「NP」	ニプロ	6,878.00
注射薬	4240406A1040	パクリタキセル	3 0 m g 5 m L 1 瓶	パクリタキセル注 3 0 m g ／ 5 m L 「NK」		日本化薬	1,422.00
注射薬	4240406A2046	パクリタキセル	1 0 0 m g 1 6 . 7 m L 1 瓶	パクリタキセル注 1 0 0 m g ／ 1 6 . 7 m L 「NK」		日本化薬	4,580.00
注射薬	4240406A2089	パクリタキセル	1 0 0 m g 1 6 . 7 m L 1 瓶	パクリタキセル注射液 1 0 0 m g 「NP」		ニプロ	4,981.00
注射薬	4291403A1061	カルボプラチン	5 0 m g 5 m L 1 瓶	局	カルボプラチン点滴静注液 5 0 m g 「サンド」	サンド	1,401.00
注射薬	4291403A1096	カルボプラチン	5 0 m g 5 m L 1 瓶	局	カルボプラチン点滴静注液 5 0 m g 「NK」	ヴィアトリス・ヘルスケア	1,347.00
注射薬	4291403A1126	カルボプラチン	5 0 m g 5 m L 1 瓶	局	カルボプラチン注射液 5 0 m g 「日医工」	日医工	1,397.00
注射薬	4291403A1134	カルボプラチン	5 0 m g 5 m L 1 瓶	局	カルボプラチン点滴静注液 5 0 m g 「SW」	沢井製薬	1,359.00
注射薬	4291403A1142	カルボプラチン	5 0 m g 5 m L 1 瓶	局	カルボプラチン注射液 5 0 m g 「NK」	ヴィアトリス・ヘルスケア	1,347.00
注射薬	4291403A2092	カルボプラチン	1 5 0 m g 1 5 m L 1 瓶	局	カルボプラチン点滴静注液 1 5 0 m g 「NK」	ヴィアトリス・ヘルスケア	3,058.00
注射薬	4291403A2122	カルボプラチン	1 5 0 m g 1 5 m L 1 瓶	局	カルボプラチン注射液 1 5 0 m g 「日医工」	日医工	3,363.00
注射薬	4291403A2130	カルボプラチン	1 5 0 m g 1 5 m L 1 瓶	局	カルボプラチン点滴静注液 1 5 0 m g 「SW」	沢井製薬	3,102.00
注射薬	4291403A2149	カルボプラチン	1 5 0 m g 1 5 m L 1 瓶	局	カルボプラチン注射液 1 5 0 m g 「NK」	ヴィアトリス・ヘルスケア	3,058.00
注射薬	4291410A1142	オキサリプラチン	5 0 m g 1 0 m L 1 瓶	局	オキサリプラチン点滴静注液 5 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	8,074.00
注射薬	4291410A2076	オキサリプラチン	1 0 0 m g 2 0 m L 1 瓶	局	オキサリプラチン点滴静注液 1 0 0 m g 「D S E P」	第一三共エスファ	17,768.00
注射薬	4300400X1053	過テクネチウム酸ナトリウム（9 9 m T c）	1 0 M B q	メジテック		日本メジフィジックス	277.00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
注射薬	4300431A1030	塩酸N－イソプロピルー４－ ヨードアンフェタミン（１２ ３Ｉ）	１０MB q		イオフェタミン（１２３Ｉ）注射液「第一」	PDRファーマ	2,456.00
注射薬	6119401D1124	テイコブラニン	２００mg １瓶		テイコブラニン点滴静注用２００mg「サワイ」	沢井製薬	1,397.00
注射薬	6132400G3040	セフォチアム塩酸塩	１g １キット（生理食塩 液１００mL付）	局	セフォチアム静注用１gバッグ「日医工」	日医工ファーマ	1,021.00
注射薬	6132400G3058	セフォチアム塩酸塩	１g １キット（生理食塩 液１００mL付）	局	セフォチアム塩酸塩点滴静注用１gバッグ「NP」	ニプロ	1,154.00
注射薬	6139500F1091	セフォペラゾンナトリウム・ スルバクタムナトリウム	（５００mg）１瓶	局	セフォセフ静注用０．５g	沢井製薬	379.00
注射薬	6139500F1121	セフォペラゾンナトリウム・ スルバクタムナトリウム	（５００mg）１瓶	局	ワイスタール配合静注用０．５g	ニプロ	379.00
注射薬	6139500F2055	セフォペラゾンナトリウム・ スルバクタムナトリウム	（１g）１瓶	局	セフォセフ静注用１g	沢井製薬	313.00
注射薬	6139500F2179	セフォペラゾンナトリウム・ スルバクタムナトリウム	（１g）１瓶	局	ワイスタール配合静注用１g	ニプロ	313.00
注射薬	7219412G1099	イオパミドール	６１．２４％１００mL １筒	局	イオパミドール３００注シリンジ１００mL 「F」	富士製薬工業	4,101.00
注射薬	7219412G6090	イオパミドール	６１．２４％８０mL １ 筒	局	イオパミドール３００注シリンジ８０mL「F」	富士製薬工業	3,521.00
注射薬	7219412G7089	イオパミドール	７５．５２％１００mL １筒	局	イオパミドール３７０注シリンジ１００mL 「F」	富士製薬工業	4,243.00
注射薬	7219412G9103	イオパミドール	７５．５２％８０mL １ 筒	局	イオパミドール３７０注シリンジ８０mL「F」	富士製薬工業	3,753.00
注射薬	7219412P2036	イオパミドール	６１．２４％１５０mL １筒	局	イオパミドール３００注シリンジ１５０mL 「F」	富士製薬工業	6,549.00
注射薬	7219415A9090	イオヘキソール	６４．７１％２０mL １ 瓶	局	イオヘキソール３００注２０mL「F」	富士製薬工業	1,419.00
注射薬	7219415G1076	イオヘキソール	５１．７７％１００mL １筒	局	イオヘキソール２４０注シリンジ１００mL 「F」	富士製薬工業	4,097.00
注射薬	7219415G2102	イオヘキソール	６４．７１％５０mL １ 筒	局	イオヘキソール３００注シリンジ５０mL「F」	富士製薬工業	4,613.00
注射薬	7219415G3141	イオヘキソール	６４．７１％１００mL １筒	局	イオヘキソール３００注シリンジ１００mL 「F」	富士製薬工業	4,653.00
注射薬	7219415G4105	イオヘキソール	６４．７１％８０mL １ 筒	局	イオヘキソール３００注シリンジ８０mL「F」	富士製薬工業	4,063.00
注射薬	7219415G5098	イオヘキソール	７５．４９％１００mL １筒	局	イオヘキソール３５０注シリンジ１００mL 「F」	富士製薬工業	3,942.00
注射薬	7219415G6086	イオヘキソール	６４．７１％１５０mL １筒	局	イオヘキソール３００注シリンジ１５０mL 「F」	富士製薬工業	8,204.00
注射薬	7219415G7082	イオヘキソール	６４．７１％１２５mL １筒	局	イオヘキソール３００注シリンジ１２５mL 「F」	富士製薬工業	7,623.00
注射薬	7219415G8070	イオヘキソール	７５．４９％７０mL １ 筒	局	イオヘキソール３５０注シリンジ７０mL「F」	富士製薬工業	3,932.00
注射薬	7219415G9077	イオヘキソール	６４．７１％１１０mL １筒	局	イオヘキソール３００注シリンジ１１０mL 「F」	富士製薬工業	8,121.00
注射薬	7219415H1101	イオヘキソール	６４．７１％５０mL １ 瓶	局	イオヘキソール３００注５０mL「F」	富士製薬工業	3,907.00
注射薬	7219415H2108	イオヘキソール	６４．７１％１００mL １瓶	局	イオヘキソール３００注１００mL「F」	富士製薬工業	4,891.00
注射薬	7219415H3082	イオヘキソール	７５．４９％２０mL １ 瓶	局	イオヘキソール３５０注２０mL「F」	富士製薬工業	2,416.00
注射薬	7219415H4089	イオヘキソール	７５．４９％５０mL １ 瓶	局	イオヘキソール３５０注５０mL「F」	富士製薬工業	3,258.00
注射薬	7219415H5085	イオヘキソール	７５．４９％１００mL １瓶	局	イオヘキソール３５０注１００mL「F」	富士製薬工業	4,240.00
注射薬	8219400A1071	フェンタニルクエン酸塩	０．００５％２mL １管	麻	フェンタニル注射液０．１mg「テルモ」	テルモ	242.00
注射薬	8219400A2060	フェンタニルクエン酸塩	０．００５％５mL １管	麻	フェンタニル注射液０．２５mg「テルモ」	テルモ	515.00
外用薬	1147700J1014	ジクロフェナクナトリウム	１２．５mg １個		ジクロフェナクナトリウム１２．５mg坐剤		21.60
外用薬	1147700J2010	ジクロフェナクナトリウム	２５mg １個		ジクロフェナクナトリウム２５mg坐剤		21.60
外用薬	1147700J3017	ジクロフェナクナトリウム	５０mg １個		ジクロフェナクナトリウム５０mg坐剤		21.60
外用薬	1214701S1060	リドカイン	（１８mg）３０．５m m×５０．０mm １枚		リドカインテープ１８mg「NP」	ニプロ	45.20
外用薬	1214701S1086	リドカイン	（１８mg）３０．５m m×５０．０mm １枚		リドカインテープ１８mg「YP」	祐徳薬品工業	31.60
外用薬	1315704Q1131	フルオロメトロン	０．０２％１mL		フルオロメトロン点眼液０．０２％「わかもと」	わかもと製薬	26.90
外用薬	1319702Q1174	チモロールマレイン酸塩	０．２５％１mL		チモロールPF点眼液０．２５％「日点」	ロートニッテン	73.50
外用薬	1319720Q1172	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．４mL １筒		ヒアルロン酸Na ０．４眼粘弾剤１％HV「セン ジュ」	わかもと製薬	2,556.70
外用薬	1319720Q1180	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．４mL １筒		ヒアルロン酸Na ０．４眼粘弾剤１％「アルコ ン」	日本アルコン	2,556.70
外用薬	1319720Q1202	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．４mL １筒		ヒアルロン酸Na ０．４眼粘弾剤１％「生化学」	生化学工業	2,556.70
外用薬	1319720Q1210	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．４mL １筒		ヒアルロン酸Na ０．４眼粘弾剤１％「NIG」	日医工岐阜工場	2,556.70
外用薬	1319720Q1229	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．４mL １筒		ヒアルロン酸Na ０．４眼粘弾剤１％HV「わか もと」	わかもと製薬	2,556.70
外用薬	1319720Q7243	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．６mL １筒		ヒアルロン酸Na ０．６眼粘弾剤１％MV「セン ジュ」	わかもと製薬	4,394.90
外用薬	1319720Q7308	精製ヒアルロン酸ナトリウム	１％０．６mL １筒		ヒアルロン酸Na ０．６眼粘弾剤１％MV「わか もと」	わかもと製薬	4,394.90

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
外用薬	1319720Q8223	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1%0.85mL1筒	ヒアルロン酸Na0.85眼粘弾剤1%HV「センジュ」		わかもと製薬	3,658.10
外用薬	1319720Q8231	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1%0.85mL1筒	ヒアルロン酸Na0.85眼粘弾剤1%「アルコン」		日本アルコン	3,592.80
外用薬	1319720Q8258	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1%0.85mL1筒	ヒアルロン酸Na0.85眼粘弾剤1%「生化学」		生化学工業	3,658.10
外用薬	1319720Q8274	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1%0.85mL1筒	ヒアルロン酸Na0.85眼粘弾剤1%HV「わかもと」		わかもと製薬	3,658.10
外用薬	1319724Q1103	プラノプロフェン	0.1%1mL	プラノプロフェン点眼液0.1%「わかもと」		わかもと製薬	26.90
外用薬	1319732Q1051	イソプロピルウノプロストン	0.12%1mL	イソプロピルウノプロストン点眼液0.12%「サワイ」		沢井製薬	174.40
外用薬	1319739Q1134	ラタノプロスト	0.005%1mL	ラタノプロスト点眼液0.005%「ケミファ」		日本ケミファ	232.10
外用薬	2171701S6040	ニトログリセリン	(27mg)9.6cm ² 1枚	ニトログリセリンテープ27mg「トーワ」		東和薬品	51.30
外用薬	2259701G1071	クロモグリク酸ナトリウム	1%2mL1管	クロモグリク酸Na吸入液1%「サワイ」		沢井製薬	32.90
外用薬	2259707S1071	ツロブテロール	0.5mg1枚	局	ツロブテロールテープ0.5mg「サワイ」	沢井製薬	22.90
外用薬	2399707D2061	トリアムシノロンアセトニド	25μg1枚	トリアムシノロンアセトニド口腔用貼付剤25μg「大正」		帝國製薬	28.40
外用薬	2399715X1040	メサラジン	1g1個	メサラジン注腸1g「ケンエー」		健栄製薬	426.50
外用薬	2634713M1062	クリンダマイシンリン酸エステル	1%1g	クリンダマイシンリン酸エステルゲル1%「サワイ」		沢井製薬	20.90
外用薬	2646703M1132	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル	0.064%1g	デルモゾールDP軟膏0.064%		岩城製薬	8.30
外用薬	2646703M1175	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル	0.064%1g	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル軟膏0.064%「YD」		陽進堂	8.30
外用薬	2646703M1183	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル	0.064%1g	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル軟膏0.064%「テイコク」		帝國製薬	8.30
外用薬	2646703N1111	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル	0.064%1g	デルモゾールDPクリーム0.064%		岩城製薬	8.30
外用薬	2646703N1154	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル	0.064%1g	ベタメタゾンジプロピオン酸エステルクリーム0.064%「テイコク」		帝國製薬	8.30
外用薬	2646703Q2033	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル	0.064%1mL	デルモゾールDPローション0.064%		岩城製薬	8.30
外用薬	2646723M1180	ジフロラゾン酢酸エステル	0.05%1g	ジフロラゾン酢酸エステル軟膏0.05%「YD」		陽進堂	11.70
外用薬	2646723N1160	ジフロラゾン酢酸エステル	0.05%1g	ジフロラゾン酢酸エステルクリーム0.05%「YD」		陽進堂	11.70
外用薬	2646725M1228	ジフルプレドナート	0.05%1g	ジフルプレドナート軟膏0.05%「MYK」		MAE	13.00
外用薬	2646725M1236	ジフルプレドナート	0.05%1g	ジフルプレドナート軟膏0.05%「イワキ」		岩城製薬	13.00
外用薬	2646725N1169	ジフルプレドナート	0.05%1g	ジフルプレドナートクリーム0.05%「イワキ」		岩城製薬	13.00
外用薬	2646725Q1076	ジフルプレドナート	0.05%1g	ジフルプレドナートローション0.05%「MYK」		MAE	13.00
外用薬	2646725Q1084	ジフルプレドナート	0.05%1g	ジフルプレドナートローション0.05%「イワキ」		岩城製薬	13.00
外用薬	2646727M1065	アルクロメタゾンプロピオン酸エステル	0.1%1g	アルクロメタゾンプロピオン酸エステル軟膏0.1%「イワキ」		岩城製薬	28.30
外用薬	2646731M1061	モメタゾンフランカルボン酸エステル	0.1%1g	モメタゾンフランカルボン酸エステル軟膏0.1%「イワキ」		岩城製薬	20.10
外用薬	2646731N1067	モメタゾンフランカルボン酸エステル	0.1%1g	モメタゾンフランカルボン酸エステルクリーム0.1%「イワキ」		岩城製薬	20.10
外用薬	2646731Q1063	モメタゾンフランカルボン酸エステル	0.1%1g	モメタゾンフランカルボン酸エステルローション0.1%「イワキ」		岩城製薬	20.10
外用薬	2649719S1010	インドメタシン	10cm×14cm1枚	インドメタシン(70mg)10cm×14cm貼付剤			18.20
外用薬	2649726M1070	ベンダザック	3%1g	ベンダザック軟膏3%「イワキ」		岩城製薬	16.20
外用薬	2649729S1014	ケトプロフェン	10cm×14cm1枚	ケトプロフェン(30mg)10cm×14cm貼付剤			18.20
外用薬	2649731M1098	フェルビナク	3%1g	フェルビナクスチック軟膏3%「三笠」		三笠製薬	4.50
外用薬	2649731S1011	フェルビナク	10cm×14cm1枚	フェルビナク(70mg)10cm×14cm貼付剤			18.20
外用薬	2649731S1267	フェルビナク	10cm×14cm1枚	局	フェルビナクパップ70mg「ラクール」	三友薬品	18.20
外用薬	2649731S1275	フェルビナク	10cm×14cm1枚	局	フェルビナクパップ70mg「東光」	東光薬品工業	18.20
外用薬	2649731S1291	フェルビナク	10cm×14cm1枚	局	フェルビナクパップ70mg「ユートク」	大石膏盛堂	18.20
外用薬	2649732S2071	フルルビプロフェン	10cm×14cm1枚	フルルビプロフェンテープ40mg「QQ」		救急薬品工業	18.20
外用薬	2649732S3086	フルルビプロフェン	7cm×10cm1枚	フルルビプロフェンテープ20mg「QQ」		救急薬品工業	13.10
外用薬	2649734S1015	ジクロフェナクナトリウム	7cm×10cm1枚	ジクロフェナクナトリウム(15mg)7cm×10cm貼付剤			13.10
外用薬	2649734S2011	ジクロフェナクナトリウム	10cm×14cm1枚	ジクロフェナクナトリウム(30mg)10cm×14cm貼付剤			18.20
外用薬	2649734S3077	ジクロフェナクナトリウム	7cm×10cm1枚	ジクロフェナクNaパップ70mg「ラクール」		三友薬品	13.10
外用薬	2649734S4073	ジクロフェナクナトリウム	10cm×14cm1枚	ジクロフェナクNaパップ140mg「ラクール」		三友薬品	18.20
外用薬	2649735S1036	ロキソプロフェンナトリウム水和物	10cm×14cm1枚	ロキソプロフェンNaパップ100mg「JG」		日本ジェネリック	18.20

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
外用薬	2649735S1060	ロキソプロフェンナトリウム 水和物	1 0 c m×1 4 c m 1 枚	ロキソプロフェンN a パップ1 0 0 m g 「YD」		陽進堂	18. 20
外用薬	2649735S1079	ロキソプロフェンナトリウム 水和物	1 0 c m×1 4 c m 1 枚	ロキソプロフェンN a パップ1 0 0 m g 「杏林」		キョーリンリメディ オ	18. 20
外用薬	2649735S1095	ロキソプロフェンナトリウム 水和物	1 0 c m×1 4 c m 1 枚	ロキソプロフェンN a パップ1 0 0 m g 「タカ タ」		高田製薬	19. 40
外用薬	2649735S1117	ロキソプロフェンナトリウム 水和物	1 0 c m×1 4 c m 1 枚	ロキソプロフェンN a パップ1 0 0 m g 「三笠」		三笠製薬	18. 20
外用薬	2649735S1125	ロキソプロフェンナトリウム 水和物	1 0 c m×1 4 c m 1 枚	ロキソプロフェンナトリウムパップ1 0 0 m g 「ケミファ」		日本ケミファ	18. 20
外用薬	2649735S1133	ロキソプロフェンナトリウム 水和物	1 0 c m×1 4 c m 1 枚	ロキソプロフェンナトリウムパップ1 0 0 m g 「日医工」		日医工	18. 20
外用薬	2649735S1150	ロキソプロフェンナトリウム 水和物	1 0 c m×1 4 c m 1 枚	ロキソプロフェンN a パップ1 0 0 m g 「テイコ ク」		帝國製薬	18. 20
外用薬	2649735S1176	ロキソプロフェンナトリウム 水和物	1 0 c m×1 4 c m 1 枚	ロキソプロフェンN a パップ1 0 0 m g 「ラク ール」		東光薬品工業	18. 20
外用薬	2649735S2016	ロキソプロフェンナトリウム 水和物	7 c m×1 0 c m 1 枚	ロキソプロフェンナトリウム（5 0 m g）7 c m ×1 0 c m貼付剤			13. 10
外用薬	2649735S2237	ロキソプロフェンナトリウム 水和物	7 c m×1 0 c m 1 枚	ロキソプロフェンナトリウムテープ5 0 m g 「タ イホウ」		岡山大鵬薬品	13. 10
外用薬	2649735S2261	ロキソプロフェンナトリウム 水和物	7 c m×1 0 c m 1 枚	ロキソプロフェンN a テープ5 0 m g 「三友」		三友薬品	13. 10
外用薬	2649735S3012	ロキソプロフェンナトリウム 水和物	1 0 c m×1 4 c m 1 枚	ロキソプロフェンナトリウム（1 0 0 m g）1 0 c m×1 4 c m貼付剤			18. 20
外用薬	2649735S3160	ロキソプロフェンナトリウム 水和物	1 0 c m×1 4 c m 1 枚	ロキソプロフェンN a テープ1 0 0 m g 「タカ タ」		高田製薬	19. 40
外用薬	2649735S3233	ロキソプロフェンナトリウム 水和物	1 0 c m×1 4 c m 1 枚	ロキソプロフェンナトリウムテープ1 0 0 m g 「タイホウ」		岡山大鵬薬品	18. 20
外用薬	2649735S3268	ロキソプロフェンナトリウム 水和物	1 0 c m×1 4 c m 1 枚	ロキソプロフェンN a テープ1 0 0 m g 「三友」		三友薬品	18. 20
外用薬	2655709Q1076	ケトコナゾール	2 % 1 g	局	ケトコナゾール外用液2 % 「NR」	東光薬品工業	22. 10
外用薬	2655710M1042	ラノコナゾール	1 % 1 g	局	ラノコナゾール軟膏1 % 「イワキ」	岩城製薬	24. 20
外用薬	2655710N1048	ラノコナゾール	1 % 1 g	局	ラノコナゾールクリーム1 % 「イワキ」	岩城製薬	24. 20
外用薬	2655710Q1044	ラノコナゾール	1 % 1 m L	局	ラノコナゾール外用液1 % 「イワキ」	岩城製薬	24. 20
外用薬	2699801V1050	精製白糖・ポビドンヨード	1 g	スクロードパスタ		日興製薬	9. 70

別紙3

新指標の割合の算出に当たって対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1124001F2029	エスタゾラム	2 m g 1錠	ユーロジン 2 m g 錠	T' s 製薬	7.40
内用薬	1124007F1020	トリアゾラム	0. 1 2 5 m g 1錠	ハルシオン 0. 1 2 5 m g 錠	ファイザー	6.30
内用薬	1124007F2026	トリアゾラム	0. 2 5 m g 1錠	ハルシオン 0. 2 5 m g 錠	ファイザー	6.40
内用薬	1124008F1024	フルニトラゼパム	1 m g 1錠	サイレース錠 1 m g	エーザイ	6.40
内用薬	1124008F2020	フルニトラゼパム	2 m g 1錠	サイレース錠 2 m g	エーザイ	7.40
内用薬	1124023F2025	アルプラゾラム	0. 8 m g 1錠	コンスタン 0. 8 m g 錠	T' s 製薬	6.80
内用薬	1124023F2033	アルプラゾラム	0. 8 m g 1錠	ソラナックス 0. 8 m g 錠	ヴィアトリス製薬	6.40
内用薬	1124026F1022	トフィソパム	5 0 m g 1錠	グランダキシン錠 5 0	持田製薬	6.90
内用薬	1124029F2022	ロフラゼプ酸エチル	2 m g 1錠	局 メイラックス錠 2 m g	Me i j i S e i k a ファルマ	12.70
内用薬	1124030F1029	クアゼパム	1 5 m g 1錠	ドラル錠 1 5	久光製薬	30.90
内用薬	1124030F2025	クアゼパム	2 0 m g 1錠	ドラル錠 2 0	久光製薬	40.10
内用薬	1129007F1026	ゾピクロン	7. 5 m g 1錠	局 アモバン錠 7. 5	サノフィ	10.90
内用薬	1129007F2022	ゾピクロン	1 0 m g 1錠	局 アモバン錠 1 0	サノフィ	11.50
内用薬	1129008F1039	タンドスピロンクエン酸塩	5 m g 1錠	セディール錠 5 m g	住友ファーマ	7.40
内用薬	1129008F2035	タンドスピロンクエン酸塩	1 0 m g 1錠	セディール錠 1 0 m g	住友ファーマ	12.20
内用薬	1129008F3023	タンドスピロンクエン酸塩	2 0 m g 1錠	セディール錠 2 0 m g	住友ファーマ	21.30
内用薬	1129009F1025	ゾルピデム酒石酸塩	5 m g 1錠	局 マイスリー錠 5 m g	アステラス製薬	13.80
内用薬	1129009F2021	ゾルピデム酒石酸塩	1 0 m g 1錠	局 マイスリー錠 1 0 m g	アステラス製薬	21.50
内用薬	1129010F1028	エスゾピクロン	1 m g 1錠	ルネスタ錠 1 m g	エーザイ	24.20
内用薬	1129010F2024	エスゾピクロン	2 m g 1錠	ルネスタ錠 2 m g	エーザイ	40.30
内用薬	1129010F3020	エスゾピクロン	3 m g 1錠	ルネスタ錠 3 m g	エーザイ	45.60
内用薬	1139005B1048	ゾニサミド	2 0 % 1 g	エクセグラン散 2 0 %	住友ファーマ	25.20
内用薬	1139005F1023	ゾニサミド	1 0 0 m g 1錠	局 エクセグラン錠 1 0 0 m g	住友ファーマ	12.60
内用薬	1139008F1027	トピラマート	5 0 m g 1錠	トピナ錠 5 0 m g	協和キリン	36.10
内用薬	1139008F2023	トピラマート	1 0 0 m g 1錠	トピナ錠 1 0 0 m g	協和キリン	59.90
内用薬	1139008F3020	トピラマート	2 5 m g 1錠	トピナ錠 2 5 m g	協和キリン	16.50
内用薬	1139009F3024	ラモトリギン	2 5 m g 1錠	ラミクタール錠 2 5 m g	グラクソ・スミスク ライン	21.30
内用薬	1139009F4020	ラモトリギン	1 0 0 m g 1錠	ラミクタール錠 1 0 0 m g	グラクソ・スミスク ライン	54.40
内用薬	1139010F1024	レベチラセタム	2 5 0 m g 1錠	イーケブラ錠 2 5 0 m g	ユーシービージャパ ン	61.20
内用薬	1139010F2020	レベチラセタム	5 0 0 m g 1錠	イーケブラ錠 5 0 0 m g	ユーシービージャパ ン	100.30
内用薬	1139010R1020	レベチラセタム	5 0 % 1 g	イーケブラドライシロップ 5 0 %	ユーシービージャパ ン	119.60
内用薬	1139015F1027	ラコサミド	5 0 m g 1錠	ビムパット錠 5 0 m g	ユーシービージャパ ン	186.00
内用薬	1139015F2023	ラコサミド	1 0 0 m g 1錠	ビムパット錠 1 0 0 m g	ユーシービージャパ ン	303.00
内用薬	1139015R1023	ラコサミド	1 0 % 1 g	ビムパットドライシロップ 1 0 %	ユーシービージャパ ン	333.90
内用薬	1147002F1560	ジクロフェナクナトリウム	2 5 m g 1錠	ボルタレン錠 2 5 m g	ノバルティス ファーマ	6.50
内用薬	1149019F1560	ロキソプロフェンナトリウム 水和物	6 0 m g 1錠	局 ロキソニン錠 6 0 m g	第一三共	10.80
内用薬	1149029F1025	ザルトプロフェン	8 0 m g 1錠	局 ソレトン錠 8 0	日本ケミファ	14.00
内用薬	1149032F1027	エトドラク	1 0 0 m g 1錠	ハイベン錠 1 0 0 m g	日本新薬	6.80
内用薬	1149035F1020	メロキシカム	5 m g 1錠	モービック錠 5 m g	日本ベーリンガーイ ンゲルハイム	10.50
内用薬	1149035F2027	メロキシカム	1 0 m g 1錠	モービック錠 1 0 m g	日本ベーリンガーイ ンゲルハイム	19.00
内用薬	1149037F1020	セレコキシブ	1 0 0 m g 1錠	セレコックス錠 1 0 0 m g	ヴィアトリス製薬	15.70
内用薬	1149037F2026	セレコキシブ	2 0 0 m g 1錠	セレコックス錠 2 0 0 m g	ヴィアトリス製薬	23.00
内用薬	1149038F1024	トラマドール塩酸塩	2 5 m g 1錠	トラマールOD錠 2 5 m g	日本新薬	13.90
内用薬	1149038F2020	トラマドール塩酸塩	5 0 m g 1錠	トラマールOD錠 5 0 m g	日本新薬	23.60
内用薬	1149117F1020	トラマドール塩酸塩・アセト アミノフェン	1錠	トラムセット配合錠	ヤンセンファーマ	21.40
内用薬	1161001F1050	アマンタジン塩酸塩	5 0 m g 1錠	シンメトレル錠 5 0 m g	サンファーマ	7.40

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	1169005F1200	プロモクリプチンメシル酸塩	2． 5 m g 1 錠		パーロデル錠2． 5 m g	サンファーマ	26.00
内用薬	1169008F1026	ペルゴリドメシル酸塩	5 0 μ g 1 錠		ペルマックス錠5 0 μ g	協和キリン	16.90
内用薬	1169008F2022	ペルゴリドメシル酸塩	2 5 0 μ g 1 錠		ペルマックス錠2 5 0 μ g	協和キリン	60.20
内用薬	1169010F2020	セレギリン塩酸塩	2． 5 m g 1 錠		エフピーOD錠2． 5	エフピー	225.20
内用薬	1169012F1022	プラミベキソール塩酸塩水和物	0． 1 2 5 m g 1 錠		ビ・シフロール錠0． 1 2 5 m g	日本ベーリンガーイ ンゲルハイム	15.70
内用薬	1169012F2029	プラミベキソール塩酸塩水和物	0． 5 m g 1 錠		ビ・シフロール錠0． 5 m g	日本ベーリンガーイ ンゲルハイム	57.60
内用薬	1169012G1028	プラミベキソール塩酸塩水和物	0． 3 7 5 m g 1 錠		ミラベックスL A錠0． 3 7 5 m g	日本ベーリンガーイ ンゲルハイム	31.90
内用薬	1169012G2024	プラミベキソール塩酸塩水和物	1． 5 m g 1 錠		ミラベックスL A錠1． 5 m g	日本ベーリンガーイ ンゲルハイム	118.10
内用薬	1169013F1027	ロピニロール塩酸塩	0． 2 5 m g 1 錠		レキップ錠0． 2 5 m g	グラクソ・スミスク ライン	15.70
内用薬	1169013F2023	ロピニロール塩酸塩	1 m g 1 錠		レキップ錠1 m g	グラクソ・スミスク ライン	51.50
内用薬	1169013F3020	ロピニロール塩酸塩	2 m g 1 錠		レキップ錠2 m g	グラクソ・スミスク ライン	88.30
内用薬	1169013G1022	ロピニロール塩酸塩	2 m g 1 錠		レキップC R錠2 m g	グラクソ・スミスク ライン	67.30
内用薬	1169013G2029	ロピニロール塩酸塩	8 m g 1 錠		レキップC R錠8 m g	グラクソ・スミスク ライン	217.50
内用薬	1169014F1021	エンタカポン	1 0 0 m g 1 錠	局	コムタン錠1 0 0 m g	オリオンファーマ・ ジャパン	60.30
内用薬	1169015F2022	ゾニサミド	2 5 m g 1 錠		トレリーフOD錠2 5 m g	住友ファーマ	513.10
内用薬	1169015F3029	ゾニサミド	5 0 m g 1 錠		トレリーフOD錠5 0 m g	住友ファーマ	733.60
内用薬	1169101F1120	レボドパ・カルビドパ水和物	1 錠		ネオドパストン配合錠L 1 0 0	大原薬品工業	12.30
内用薬	1169101F1146	レボドパ・カルビドパ水和物	1 錠		メネシット配合錠1 0 0	オルガノン	8.30
内用薬	1169101F2045	レボドパ・カルビドパ水和物	1 錠		ネオドパストン配合錠L 2 5 0	大原薬品工業	36.50
内用薬	1179008F2029	マプロチリン塩酸塩	2 5 m g 1 錠		ルジオミール錠2 5 m g	サンファーマ	10.20
内用薬	1179025F2022	エチゾラム	1 m g 1 錠	局	デパス錠1 m g	田辺ファーマ	10.80
内用薬	1179034F1050	セチプチリンマレイン酸塩	1 m g 1 錠		テシプール錠1 m g	持田製薬	7.00
内用薬	1179037F2025	トラゾドン塩酸塩	5 0 m g 1 錠		レスリン錠5 0	オルガノン	10.40
内用薬	1179038C1027	リスペリドン	1 % 1 g	局	リスパダール細粒1 %	ヤンセンファーマ	62.50
内用薬	1179038F2020	リスペリドン	2 m g 1 錠	局	リスパダール錠2 m g	ヤンセンファーマ	16.00
内用薬	1179038F3026	リスペリドン	3 m g 1 錠	局	リスパダール錠3 m g	ヤンセンファーマ	19.30
内用薬	1179038F6025	リスペリドン	2 m g 1 錠		リスパダールOD錠2 m g	ヤンセンファーマ	16.00
内用薬	1179038S1021	リスペリドン	0． 1 % 1 m L	局	リスパダール内用液1 m g ／m L	ヤンセンファーマ	25.00
内用薬	1179039F1028	フルボキサミンマレイン酸塩	2 5 m g 1 錠	局	デプロメール錠2 5	Me i j i S e i k a ファルマ	15.40
内用薬	1179039F1036	フルボキサミンマレイン酸塩	2 5 m g 1 錠	局	ルボックス錠2 5	アッヴィ	11.40
内用薬	1179039F2024	フルボキサミンマレイン酸塩	5 0 m g 1 錠	局	デプロメール錠5 0	Me i j i S e i k a ファルマ	22.70
内用薬	1179039F2032	フルボキサミンマレイン酸塩	5 0 m g 1 錠	局	ルボックス錠5 0	アッヴィ	17.10
内用薬	1179039F3020	フルボキサミンマレイン酸塩	7 5 m g 1 錠	局	デプロメール錠7 5	Me i j i S e i k a ファルマ	32.80
内用薬	1179039F3039	フルボキサミンマレイン酸塩	7 5 m g 1 錠	局	ルボックス錠7 5	アッヴィ	18.50
内用薬	1179040F1136	ミルナシプラン塩酸塩	1 5 m g 1 錠		トレドミン錠1 5 m g	旭化成ファーマ	7.40
内用薬	1179040F2132	ミルナシプラン塩酸塩	2 5 m g 1 錠		トレドミン錠2 5 m g	旭化成ファーマ	10.10
内用薬	1179040F4020	ミルナシプラン塩酸塩	5 0 m g 1 錠		トレドミン錠5 0 m g	旭化成ファーマ	17.30
内用薬	1179041G1020	パロキセチン塩酸塩水和物	1 2． 5 m g 1 錠		パキシルC R錠1 2． 5 m g	グラクソ・スミスク ライン	25.10
内用薬	1179041G2027	パロキセチン塩酸塩水和物	2 5 m g 1 錠		パキシルC R錠2 5 m g	グラクソ・スミスク ライン	42.60
内用薬	1179041G3023	パロキセチン塩酸塩水和物	6． 2 5 m g 1 錠		パキシルC R錠6． 2 5 m g	グラクソ・スミスク ライン	12.80
内用薬	1179042C1023	クエチアピنفマル酸塩	5 0 % 1 g	局	セロクエル細粒5 0 %	L T L ファーマ	185.40
内用薬	1179042F1020	クエチアピنفマル酸塩	2 5 m g 1 錠	局	セロクエル2 5 m g 錠	L T L ファーマ	13.70
内用薬	1179042F2026	クエチアピنفマル酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	セロクエル1 0 0 m g 錠	L T L ファーマ	26.20
内用薬	1179042F3022	クエチアピنفマル酸塩	2 0 0 m g 1 錠	局	セロクエル2 0 0 m g 錠	L T L ファーマ	48.10
内用薬	1179043F1032	ペロスピロン塩酸塩水和物	4 m g 1 錠		ルーラン錠4 m g	住友ファーマ	8.30
内用薬	1179043F2039	ペロスピロン塩酸塩水和物	8 m g 1 錠		ルーラン錠8 m g	住友ファーマ	16.50
内用薬	1179043F3027	ペロスピロン塩酸塩水和物	1 6 m g 1 錠		ルーラン錠1 6 m g	住友ファーマ	28.80

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	1179044C1022	オランザピン	1 % 1 g	ジプレキサ細粒 1 %		チェブラファーム	118.40
内用薬	1179044F1029	オランザピン	2 . 5 m g 1 錠	ジプレキサ錠 2 . 5 m g		チェブラファーム	27.90
内用薬	1179044F2025	オランザピン	5 m g 1 錠	ジプレキサ錠 5 m g		チェブラファーム	52.10
内用薬	1179044F3021	オランザピン	1 0 m g 1 錠	ジプレキサ錠 1 0 m g		チェブラファーム	104.50
内用薬	1179044F4028	オランザピン	5 m g 1 錠	ジプレキサザイデイス錠 5 m g		チェブラファーム	52.10
内用薬	1179044F5024	オランザピン	1 0 m g 1 錠	ジプレキサザイデイス錠 1 0 m g		チェブラファーム	104.50
内用薬	1179044F6020	オランザピン	2 . 5 m g 1 錠	ジプレキサザイデイス錠 2 . 5 m g		チェブラファーム	27.90
内用薬	1179045B1021	アリピプラゾール	1 % 1 g	エビリファイ散 1 %		大塚製薬	46.40
内用薬	1179045F1023	アリピプラゾール	3 m g 1 錠	エビリファイ錠 3 m g		大塚製薬	16.30
内用薬	1179045F2020	アリピプラゾール	6 m g 1 錠	エビリファイ錠 6 m g		大塚製薬	32.00
内用薬	1179045F3026	アリピプラゾール	1 2 m g 1 錠	エビリファイ錠 1 2 m g		大塚製薬	60.10
内用薬	1179045F4022	アリピプラゾール	3 m g 1 錠	エビリファイOD錠 3 m g		大塚製薬	16.30
内用薬	1179045F5029	アリピプラゾール	6 m g 1 錠	エビリファイOD錠 6 m g		大塚製薬	32.00
内用薬	1179045F6025	アリピプラゾール	1 2 m g 1 錠	エビリファイOD錠 1 2 m g		大塚製薬	60.10
内用薬	1179045F7021	アリピプラゾール	2 4 m g 1 錠	エビリファイOD錠 2 4 m g		大塚製薬	115.70
内用薬	1179045F8028	アリピプラゾール	1 m g 1 錠	エビリファイ錠 1 m g		大塚製薬	9.50
内用薬	1179045S1021	アリピプラゾール	0 . 1 % 1 m L	エビリファイ内用液 0 . 1 %		大塚製薬	27.00
内用薬	1179046F1028	セルトラリン塩酸塩	2 5 m g 1 錠	ジェイゾロフト錠 2 5 m g		ヴィアトリス製薬	23.80
内用薬	1179046F2024	セルトラリン塩酸塩	5 0 m g 1 錠	ジェイゾロフト錠 5 0 m g		ヴィアトリス製薬	42.30
内用薬	1179046F3020	セルトラリン塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	ジェイゾロフト錠 1 0 0 m g		ヴィアトリス製薬	67.40
内用薬	1179046F4027	セルトラリン塩酸塩	2 5 m g 1 錠	ジェイゾロフトOD錠 2 5 m g		ヴィアトリス製薬	23.80
内用薬	1179046F5023	セルトラリン塩酸塩	5 0 m g 1 錠	ジェイゾロフトOD錠 5 0 m g		ヴィアトリス製薬	42.30
内用薬	1179046F6020	セルトラリン塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	ジェイゾロフトOD錠 1 0 0 m g		ヴィアトリス製薬	67.40
内用薬	1179048B1025	プロナンセリン	2 % 1 g	ロナセン散 2 %		住友ファーマ	226.10
内用薬	1179048F1027	プロナンセリン	2 m g 1 錠	ロナセン錠 2 m g		住友ファーマ	19.50
内用薬	1179048F2023	プロナンセリン	4 m g 1 錠	ロナセン錠 4 m g		住友ファーマ	37.80
内用薬	1179048F3020	プロナンセリン	8 m g 1 錠	ロナセン錠 8 m g		住友ファーマ	65.90
内用薬	1179050M1023	アトモキセチン塩酸塩	5 m g 1 カプセル	ストラテラカプセル 5 m g		日本イーライリリー	61.70
内用薬	1179050M2020	アトモキセチン塩酸塩	1 0 m g 1 カプセル	ストラテラカプセル 1 0 m g		日本イーライリリー	93.00
内用薬	1179050M3026	アトモキセチン塩酸塩	2 5 m g 1 カプセル	ストラテラカプセル 2 5 m g		日本イーライリリー	125.10
内用薬	1179050M4022	アトモキセチン塩酸塩	4 0 m g 1 カプセル	ストラテラカプセル 4 0 m g		日本イーライリリー	140.30
内用薬	1179050S1022	アトモキセチン塩酸塩	0 . 4 % 1 m L	ストラテラ内用液 0 . 4 %		日本イーライリリー	46.60
内用薬	1179051F1029	ミルタザピン	1 5 m g 1 錠	リフレックス錠 1 5 m g		Me i j i S e i k a ファルマ	33.40
内用薬	1179051F1037	ミルタザピン	1 5 m g 1 錠	レメロン錠 1 5 m g		オルガノン	33.40
内用薬	1179051F2025	ミルタザピン	3 0 m g 1 錠	リフレックス錠 3 0 m g		Me i j i S e i k a ファルマ	57.30
内用薬	1179051F2033	ミルタザピン	3 0 m g 1 錠	レメロン錠 3 0 m g		オルガノン	57.30
内用薬	1179052M1022	デュロキセチン塩酸塩	2 0 m g 1 カプセル	サインバルタカプセル 2 0 m g		塩野義製薬	62.30
内用薬	1179052M2029	デュロキセチン塩酸塩	3 0 m g 1 カプセル	サインバルタカプセル 3 0 m g		塩野義製薬	77.10
内用薬	1179054F1022	エスシタロプラムシュウ酸塩	1 0 m g 1 錠	レクサプロ錠 1 0 m g		持田製薬	78.50
内用薬	1179054F2029	エスシタロプラムシュウ酸塩	2 0 m g 1 錠	レクサプロ錠 2 0 m g		持田製薬	103.20
内用薬	1190004C1025	チアプリド塩酸塩	1 0 % 1 g	グラマリール細粒 1 0 %		日医工	15.20
内用薬	1190004F1021	チアプリド塩酸塩	2 5 m g 1 錠	局	グラマリール錠 2 5 m g	日医工	11.50
内用薬	1190004F2028	チアプリド塩酸塩	5 0 m g 1 錠	局	グラマリール錠 5 0 m g	日医工	14.90
内用薬	1190011F1021	リルゾール	5 0 m g 1 錠	リルテック錠 5 0		サノフィ	886.60
内用薬	1190012C1020	ドネペジル塩酸塩	0 . 5 % 1 g	局	アリセプト細粒 0 . 5 %	エーザイ	64.20
内用薬	1190012F1026	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1 錠	局	アリセプト錠 3 m g	エーザイ	36.70
内用薬	1190012F2022	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1 錠	局	アリセプト錠 5 m g	エーザイ	53.10

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	1190012F3029	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1錠		アリセプトD錠 3 m g	エーザイ	36.70
内用薬	1190012F4025	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1錠		アリセプトD錠 5 m g	エーザイ	53.10
内用薬	1190012F5021	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1錠	局	アリセプト錠 1 0 m g	エーザイ	89.10
内用薬	1190012F6028	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1錠		アリセプトD錠 1 0 m g	エーザイ	89.10
内用薬	1190012Q1027	ドネペジル塩酸塩	3 m g 1個		アリセプト内服ゼリー 3 m g	エーザイ	80.70
内用薬	1190012Q3020	ドネペジル塩酸塩	1 0 m g 1個		アリセプト内服ゼリー 1 0 m g	エーザイ	148.10
内用薬	1190012R1022	ドネペジル塩酸塩	1 % 1 g		アリセプトドライシロップ 1 %	エーザイ	169.70
内用薬	1190014F1033	タルチレリン水和物	5 m g 1錠	局	セレジスト錠 5 m g	田辺ファーマ	574.30
内用薬	1190014F2021	タルチレリン水和物	5 m g 1錠	局	セレジストOD錠 5 m g	田辺ファーマ	574.30
内用薬	1190015F1020	ナルフラフィン塩酸塩	2. 5 μ g 1錠		レミッチOD錠 2. 5 μ g	東レ	394.10
内用薬	1190016F1024	ラメルテオン	8 m g 1錠		ロゼレム錠 8 m g	武田薬品工業	36.80
内用薬	1190017F1029	プレガバリン	2 5 m g 1錠		リリカOD錠 2 5 m g	ヴィアトリス製薬	23.70
内用薬	1190017F2025	プレガバリン	7 5 m g 1錠		リリカOD錠 7 5 m g	ヴィアトリス製薬	38.40
内用薬	1190017F3021	プレガバリン	1 5 0 m g 1錠		リリカOD錠 1 5 0 m g	ヴィアトリス製薬	53.20
内用薬	1190017M1028	プレガバリン	2 5 m g 1カプセル		リリカカプセル 2 5 m g	ヴィアトリス製薬	23.70
内用薬	1190017M2024	プレガバリン	7 5 m g 1カプセル		リリカカプセル 7 5 m g	ヴィアトリス製薬	38.40
内用薬	1190017M3020	プレガバリン	1 5 0 m g 1カプセル		リリカカプセル 1 5 0 m g	ヴィアトリス製薬	53.20
内用薬	1190018F1023	メマンチン塩酸塩	5 m g 1錠		メモリー錠 5 m g	第一三共	36.70
内用薬	1190018F2020	メマンチン塩酸塩	1 0 m g 1錠		メモリー錠 1 0 m g	第一三共	62.10
内用薬	1190018F3026	メマンチン塩酸塩	2 0 m g 1錠		メモリー錠 2 0 m g	第一三共	112.70
内用薬	1190018F4022	メマンチン塩酸塩	5 m g 1錠		メモリーOD錠 5 m g	第一三共	36.70
内用薬	1190018F5029	メマンチン塩酸塩	1 0 m g 1錠		メモリーOD錠 1 0 m g	第一三共	62.10
内用薬	1190018F6025	メマンチン塩酸塩	2 0 m g 1錠		メモリーOD錠 2 0 m g	第一三共	112.70
内用薬	1190018R1020	メマンチン塩酸塩	2 % 1 g		メモリードドライシロップ 2 %	第一三共	168.00
内用薬	1190019F1028	ガランタミン臭化水素酸塩	4 m g 1錠		レミニール錠 4 m g	太陽ファルマ	40.70
内用薬	1190019F2024	ガランタミン臭化水素酸塩	8 m g 1錠		レミニール錠 8 m g	太陽ファルマ	61.30
内用薬	1190019F3020	ガランタミン臭化水素酸塩	1 2 m g 1錠		レミニール錠 1 2 m g	太陽ファルマ	74.00
内用薬	1190019F4027	ガランタミン臭化水素酸塩	4 m g 1錠		レミニールOD錠 4 m g	太陽ファルマ	40.70
内用薬	1190019F5023	ガランタミン臭化水素酸塩	8 m g 1錠		レミニールOD錠 8 m g	太陽ファルマ	61.30
内用薬	1190019F6020	ガランタミン臭化水素酸塩	1 2 m g 1錠		レミニールOD錠 1 2 m g	太陽ファルマ	74.00
内用薬	1231013M2179	チキジウム臭化物	1 0 m g 1カプセル		チアトンカプセル 1 0 m g	ヴィアトリス製薬	7.80
内用薬	1249005M1083	チメピジウム臭化物水和物	3 0 m g 1カプセル		セスデンカプセル 3 0 m g	ニプロ	7.80
内用薬	1249009F1090	エベリゾン塩酸塩	5 0 m g 1錠		ミオナール錠 5 0 m g	エーザイ	7.70
内用薬	1249010F1026	チザニジン塩酸塩	1 m g 1錠		テルネリン錠 1 m g	サンファーマ	7.30
内用薬	2119003F1093	ユビデカレノン	5 m g 1錠		ノイキノン錠 5 m g	エーザイ	7.30
内用薬	2119003F2332	ユビデカレノン	1 0 m g 1錠		ノイキノン錠 1 0 m g	エーザイ	7.20
内用薬	2119003F2340	ユビデカレノン	1 0 m g 1錠		ノイキノン糖衣錠 1 0 m g	エーザイ	7.20
内用薬	2119004F1020	デノパミン	5 m g 1錠		カルグート錠 5	田辺ファーマ	15.80
内用薬	2119004F2027	デノパミン	1 0 m g 1錠		カルグート錠 1 0	田辺ファーマ	26.00
内用薬	2123005F1141	カルテオロール塩酸塩	5 m g 1錠		ミケラン錠 5 m g	大塚製薬	8.00
内用薬	2123011F1155	アテノロール	2 5 m g 1錠		テノーミン錠 2 5	太陽ファルマ	7.50
内用薬	2123011F2437	アテノロール	5 0 m g 1錠		テノーミン錠 5 0	太陽ファルマ	7.90
内用薬	2123014F1094	アロチノロール塩酸塩	5 m g 1錠		アロチノロール塩酸塩錠 5 m g 「D S P」	住友ファーマ	7.40
内用薬	2123014F2201	アロチノロール塩酸塩	1 0 m g 1錠		アロチノロール塩酸塩錠 1 0 m g 「D S P」	住友ファーマ	10.50
内用薬	2123016F1107	ビソプロロールフマル酸塩	2. 5 m g 1錠	局	メインテート錠 2. 5 m g	田辺ファーマ	12.20
内用薬	2123016F2189	ビソプロロールフマル酸塩	5 m g 1錠	局	メインテート錠 5 m g	田辺ファーマ	14.80
内用薬	2129003M1021	メキシレチン塩酸塩	5 0 m g 1カプセル		メキシチールカプセル 5 0 m g	太陽ファルマ	8.20

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	2129003M2028	メキシレチン塩酸塩	1 0 0 m g 1 カプセル		メキシチールカプセル 1 0 0 m g	太陽ファルマ	12.30
内用薬	2129004M1026	アブリンジン塩酸塩	1 0 m g 1 カプセル	局	アスペノンカプセル 1 0	バイエル薬品	15.70
内用薬	2129004M2022	アブリンジン塩酸塩	2 0 m g 1 カプセル	局	アスペノンカプセル 2 0	バイエル薬品	23.60
内用薬	2129005F1129	リン酸ジソピラミド	1 5 0 m g 1 錠		リスモダンR錠 1 5 0 m g	チェブラファーム	20.20
内用薬	2129006F1026	プロパフェノン塩酸塩	1 5 0 m g 1 錠	局	プロノン錠 1 5 0 m g	トーアエイヨー	19.20
内用薬	2129006F2022	プロパフェノン塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	プロノン錠 1 0 0 m g	トーアエイヨー	19.50
内用薬	2129007F1020	シベンゾリンコハク酸塩	5 0 m g 1 錠	局	シベノール錠 5 0 m g	トーアエイヨー	15.10
内用薬	2129007F2027	シベンゾリンコハク酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	シベノール錠 1 0 0 m g	トーアエイヨー	21.30
内用薬	2129008M1024	ピルシカイニド塩酸塩水和物	2 5 m g 1 カプセル	局	サンリズムカプセル 2 5 m g	第一三共	16.20
内用薬	2129008M2020	ピルシカイニド塩酸塩水和物	5 0 m g 1 カプセル	局	サンリズムカプセル 5 0 m g	第一三共	26.90
内用薬	2129009F1020	フレカイニド酢酸塩	5 0 m g 1 錠	局	タンボコール錠 5 0 m g	エーザイ	30.80
内用薬	2129009F2026	フレカイニド酢酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	タンボコール錠 1 0 0 m g	エーザイ	50.50
内用薬	2129011F1035	ベプリジル塩酸塩水和物	5 0 m g 1 錠		ベプリコール錠 5 0 m g	オルガノン	28.70
内用薬	2129011F2031	ベプリジル塩酸塩水和物	1 0 0 m g 1 錠		ベプリコール錠 1 0 0 m g	オルガノン	53.00
内用薬	2139001S4027	イソソルビド	7 0 % 2 3 m L 1 包		イソバイドシロップ 7 0 % 分包 2 3 m L	興和	53.40
内用薬	2139008F1056	アゾセミド	6 0 m g 1 錠	局	ダイアート錠 6 0 m g	三和化学研究所	14.10
内用薬	2139009F1026	トラセミド	4 m g 1 錠		ルブラック錠 4 m g	田辺ファーマ	12.30
内用薬	2139009F2022	トラセミド	8 m g 1 錠		ルブラック錠 8 m g	田辺ファーマ	15.80
内用薬	2139011D1022	トルバブタン	1 % 1 g		サムスカ顆粒 1 %	大塚製薬	1,152.80
内用薬	2139011F3026	トルバブタン	7 . 5 m g 1 錠		サムスカOD錠 7 . 5 m g	大塚製薬	715.50
内用薬	2139011F4022	トルバブタン	1 5 m g 1 錠		サムスカOD錠 1 5 m g	大塚製薬	1,056.20
内用薬	2144003F2025	アラセプリル	2 5 m g 1 錠	局	セタブリル錠 2 5 m g	住友ファーマ	13.30
内用薬	2144006F1030	リシノプリル水和物	5 m g 1 錠	局	ロングス錠 5 m g	共和薬品工業	12.00
内用薬	2144006F2037	リシノプリル水和物	1 0 m g 1 錠	局	ロングス錠 1 0 m g	共和薬品工業	16.10
内用薬	2144006F3033	リシノプリル水和物	2 0 m g 1 錠	局	ロングス錠 2 0 m g	共和薬品工業	15.50
内用薬	2144008F1021	イミダプリル塩酸塩	2 . 5 m g 1 錠	局	タナトリル錠 2 . 5	田辺ファーマ	15.80
内用薬	2144008F2028	イミダプリル塩酸塩	5 m g 1 錠	局	タナトリル錠 5	田辺ファーマ	20.70
内用薬	2144008F3024	イミダプリル塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局	タナトリル錠 1 0	田辺ファーマ	41.20
内用薬	2144009F1026	テモカプリル塩酸塩	1 m g 1 錠	局	エースコール錠 1 m g	アルフレッサファーマ	12.60
内用薬	2144009F2022	テモカプリル塩酸塩	2 m g 1 錠	局	エースコール錠 2 m g	アルフレッサファーマ	24.30
内用薬	2144009F3029	テモカプリル塩酸塩	4 m g 1 錠	局	エースコール錠 4 m g	アルフレッサファーマ	48.50
内用薬	2149022F2024	ニルバジピン	4 m g 1 錠	局	ニバジール錠 4 m g	L T L ファーマ	14.30
内用薬	2149026F2022	ドキサゾシンメシル酸塩	1 m g 1 錠	局	カルデナリン錠 1 m g	ヴィアトリス製薬	13.30
内用薬	2149026F3029	ドキサゾシンメシル酸塩	2 m g 1 錠	局	カルデナリン錠 2 m g	ヴィアトリス製薬	16.00
内用薬	2149026F4025	ドキサゾシンメシル酸塩	4 m g 1 錠	局	カルデナリン錠 4 m g	ヴィアトリス製薬	20.40
内用薬	2149026F6028	ドキサゾシンメシル酸塩	1 m g 1 錠		カルデナリンOD錠 1 m g	ヴィアトリス製薬	13.30
内用薬	2149026F7024	ドキサゾシンメシル酸塩	2 m g 1 錠		カルデナリンOD錠 2 m g	ヴィアトリス製薬	16.00
内用薬	2149026F8020	ドキサゾシンメシル酸塩	4 m g 1 錠		カルデナリンOD錠 4 m g	ヴィアトリス製薬	20.40
内用薬	2149027F1020	マニジピン塩酸塩	5 m g 1 錠	局	カルスロット錠 5	T’ s 製薬	11.60
内用薬	2149027F2027	マニジピン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局	カルスロット錠 1 0	T’ s 製薬	14.70
内用薬	2149027F3023	マニジピン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	局	カルスロット錠 2 0	T’ s 製薬	18.30
内用薬	2149029F1020	セリプロロール塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠		セレクトール錠 1 0 0 m g	日本新薬	11.10
内用薬	2149029F2026	セリプロロール塩酸塩	2 0 0 m g 1 錠		セレクトール錠 2 0 0 m g	日本新薬	22.20
内用薬	2149031F1027	ベタキソロール塩酸塩	5 m g 1 錠		ケルロング錠 5 m g	チェブラファーム	23.00
内用薬	2149031F2023	ベタキソロール塩酸塩	1 0 m g 1 錠		ケルロング錠 1 0 m g	チェブラファーム	39.80
内用薬	2149032F1021	カルベジロール	1 0 m g 1 錠	局	アーチスト錠 1 0 m g	第一三共	13.20
内用薬	2149032F2028	カルベジロール	2 0 m g 1 錠	局	アーチスト錠 2 0 m g	第一三共	23.60

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	2149035F2021	フェロジピン	5 m g 1錠	局	スプレンジール錠5 m g	アストラゼネカ	16.20
内用薬	2149037F1032	シルニジピン	5 m g 1錠	局	アテレック錠5	E Aファーマ	11.40
内用薬	2149037F2039	シルニジピン	1 0 m g 1錠	局	アテレック錠1 0	E Aファーマ	18.30
内用薬	2149037F3027	シルニジピン	2 0 m g 1錠	局	アテレック錠2 0	E Aファーマ	26.60
内用薬	2149039F1031	ロサルタンカリウム	2 5 m g 1錠	局	ニューロタン錠2 5 m g	オルガノン	18.20
内用薬	2149039F2038	ロサルタンカリウム	5 0 m g 1錠	局	ニューロタン錠5 0 m g	オルガノン	33.40
内用薬	2149039F3026	ロサルタンカリウム	1 0 0 m g 1錠	局	ニューロタン錠1 0 0 m g	オルガノン	48.10
内用薬	2149040F1026	カンデサルタンシレキセチル	2 m g 1錠	局	プロブレス錠2	T' s 製薬	14.70
内用薬	2149040F2022	カンデサルタンシレキセチル	4 m g 1錠	局	プロブレス錠4	T' s 製薬	18.10
内用薬	2149040F3029	カンデサルタンシレキセチル	8 m g 1錠	局	プロブレス錠8	T' s 製薬	27.00
内用薬	2149040F4025	カンデサルタンシレキセチル	1 2 m g 1錠	局	プロブレス錠1 2	T' s 製薬	31.90
内用薬	2149041F2027	バルサルタン	4 0 m g 1錠	局	ディオバン錠4 0 m g	ノバルティス ファーマ	13.70
内用薬	2149041F3023	バルサルタン	8 0 m g 1錠	局	ディオバン錠8 0 m g	ノバルティス ファーマ	18.30
内用薬	2149041F4020	バルサルタン	1 6 0 m g 1錠	局	ディオバン錠1 6 0 m g	ノバルティス ファーマ	25.80
内用薬	2149041F6022	バルサルタン	4 0 m g 1錠		ディオバンOD錠4 0 m g	ノバルティス ファーマ	13.70
内用薬	2149041F7029	バルサルタン	8 0 m g 1錠		ディオバンOD錠8 0 m g	ノバルティス ファーマ	18.30
内用薬	2149041F8025	バルサルタン	1 6 0 m g 1錠		ディオバンOD錠1 6 0 m g	ノバルティス ファーマ	25.80
内用薬	2149042F1025	テルミサルタン	2 0 m g 1錠	局	ミカルディス錠2 0 m g	日本ベーリンガーイ ンゲルハイム	15.80
内用薬	2149042F2021	テルミサルタン	4 0 m g 1錠	局	ミカルディス錠4 0 m g	日本ベーリンガーイ ンゲルハイム	24.80
内用薬	2149042F3028	テルミサルタン	8 0 m g 1錠	局	ミカルディス錠8 0 m g	日本ベーリンガーイ ンゲルハイム	31.30
内用薬	2149043F2026	アゼルニジピン	1 6 m g 1錠	局	カルブロック錠1 6 m g	第一三共	21.80
内用薬	2149044F5020	オルメサルタンメドキシミル	1 0 m g 1錠		オルメテックOD錠1 0 m g	第一三共	13.60
内用薬	2149044F6026	オルメサルタンメドキシミル	2 0 m g 1錠		オルメテックOD錠2 0 m g	第一三共	23.90
内用薬	2149044F7022	オルメサルタンメドキシミル	4 0 m g 1錠		オルメテックOD錠4 0 m g	第一三共	32.10
内用薬	2149045F1029	エブレレノン	2 5 m g 1錠	局	セララ錠2 5 m g	ヴィアトリス製薬	17.90
内用薬	2149045F2025	エブレレノン	5 0 m g 1錠	局	セララ錠5 0 m g	ヴィアトリス製薬	35.80
内用薬	2149045F3021	エブレレノン	1 0 0 m g 1錠	局	セララ錠1 0 0 m g	ヴィアトリス製薬	60.90
内用薬	2149046F1023	イルベサルタン	5 0 m g 1錠	局	アバプロ錠5 0 m g	住友ファーマ	18.70
内用薬	2149046F1031	イルベサルタン	5 0 m g 1錠	局	イルベタン錠5 0 m g	シオノギファーマ	17.40
内用薬	2149046F2020	イルベサルタン	1 0 0 m g 1錠	局	アバプロ錠1 0 0 m g	住友ファーマ	29.50
内用薬	2149046F2038	イルベサルタン	1 0 0 m g 1錠	局	イルベタン錠1 0 0 m g	シオノギファーマ	29.50
内用薬	2149046F3026	イルベサルタン	2 0 0 m g 1錠	局	アバプロ錠2 0 0 m g	住友ファーマ	42.80
内用薬	2149046F3034	イルベサルタン	2 0 0 m g 1錠	局	イルベタン錠2 0 0 m g	シオノギファーマ	40.30
内用薬	2149048F1022	アジルサルタン	2 0 m g 1錠		アジルバ錠2 0 m g	武田薬品工業	67.20
内用薬	2149048F2029	アジルサルタン	4 0 m g 1錠		アジルバ錠4 0 m g	武田薬品工業	96.50
内用薬	2149048F3025	アジルサルタン	1 0 m g 1錠		アジルバ錠1 0 m g	武田薬品工業	42.20
内用薬	2149110F1040	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1錠	局	プレミネント配合錠LD	オルガノン	36.60
内用薬	2149110F2020	ロサルタンカリウム・ヒドロ クロロチアジド	1錠	局	プレミネント配合錠HD	オルガノン	50.90
内用薬	2149111F1028	カンデサルタンシレキセチ ル・ヒドロクロロチアジド	1錠	局	エカード配合錠LD	T' s 製薬	19.60
内用薬	2149111F2024	カンデサルタンシレキセチ ル・ヒドロクロロチアジド	1錠	局	エカード配合錠HD	T' s 製薬	28.60
内用薬	2149112F1022	バルサルタン・ヒドロクロロ チアジド	1錠	局	コディオ配合錠MD	ノバルティス ファーマ	21.50
内用薬	2149112F2029	バルサルタン・ヒドロクロロ チアジド	1錠	局	コディオ配合錠EX	ノバルティス ファーマ	21.50
内用薬	2149113F1027	テルミサルタン・ヒドロクロ ロチアジド	1錠	局	ミコンビ配合錠AP	日本ベーリンガーイ ンゲルハイム	28.00
内用薬	2149113F2023	テルミサルタン・ヒドロクロ ロチアジド	1錠	局	ミコンビ配合錠BP	日本ベーリンガーイ ンゲルハイム	38.50
内用薬	2149114F1021	バルサルタン・アムロジピン ベシル酸塩	1錠		エックスフォージ配合錠	ノバルティス ファーマ	20.30
内用薬	2149114F2028	バルサルタン・アムロジピン ベシル酸塩	1錠		エックスフォージ配合OD錠	ノバルティス ファーマ	20.30
内用薬	2149116F1020	カンデサルタンシレキセチ ル・アムロジピンベシル酸塩	1錠	局	ユニシア配合錠LD	T' s 製薬	28.60

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2149116F2027	カンデサルタンシレキセチ ル・アムロジピンベシル酸塩	1錠	局 ユニシア配合錠HD	T's 製薬	28.60
内用薬	2149117F1025	テルミサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 ミカムロ配合錠A P	日本ベーリンガーイ ンゲルハイム	26.40
内用薬	2149117F2021	テルミサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 ミカムロ配合錠B P	日本ベーリンガーイ ンゲルハイム	35.00
内用薬	2149118F1020	イルベサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 アイミクス配合錠L D	住友ファーマ	30.30
内用薬	2149118F2026	イルベサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	局 アイミクス配合錠HD	住友ファーマ	32.20
内用薬	2149121F1021	アジルサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	ザクラス配合錠L D	武田薬品工業	59.80
内用薬	2149121F2028	アジルサルタン・アムロジピ ンベシル酸塩	1錠	ザクラス配合錠HD	武田薬品工業	62.00
内用薬	2160002F1028	ミドドリン塩酸塩	2 m g 1錠	メトリジン錠2 m g	大正製薬	10.90
内用薬	2160002F2024	ミドドリン塩酸塩	2 m g 1錠	メトリジンD錠2 m g	大正製薬	10.90
内用薬	2160003F1022	スマトリプタンコハク酸塩	5 0 m g 1錠	イミグラン錠5 0	グラクソ・スミスク ライン	211.80
内用薬	2160004F1027	ゾルミトリプタン	2. 5 m g 1錠	ゾーミッグ錠2. 5 m g	沢井製薬	266.40
内用薬	2160004F2023	ゾルミトリプタン	2. 5 m g 1錠	ゾーミッグRM錠2. 5 m g	沢井製薬	266.40
内用薬	2160005F1021	エレトリプタン臭化水素酸塩	2 0 m g 1錠	レルパックス錠2 0 m g	ヴィアトリス製薬	261.70
内用薬	2160006F1026	リザトリプタン安息香酸塩	1 0 m g 1錠	マクサルト錠1 0 m g	オルガノン	177.60
内用薬	2160006F2022	リザトリプタン安息香酸塩	1 0 m g 1錠	マクサルトR P D錠1 0 m g	オルガノン	177.60
内用薬	2160007F1020	ナラトリプタン塩酸塩	2. 5 m g 1錠	アマージ錠2. 5 m g	グラクソ・スミスク ライン	202.70
内用薬	2171005F2021	ジラゼブ塩酸塩水和物	1 0 0 m g 1錠	コメリアンコーワ錠1 0 0	興和	8.10
内用薬	2171006F2026	ジルチアゼム塩酸塩	6 0 m g 1錠	ヘルベッサー錠6 0	田辺ファーマ	7.90
内用薬	2171006N1105	ジルチアゼム塩酸塩	1 0 0 m g 1カプセル	局 ヘルベッサーRカプセル1 0 0 m g	田辺ファーマ	14.10
内用薬	2171006N2039	ジルチアゼム塩酸塩	2 0 0 m g 1カプセル	局 ヘルベッサーRカプセル2 0 0 m g	田辺ファーマ	26.20
内用薬	2171011N1050	硝酸イソソルビド	2 0 m g 1カプセル	ニトロールRカプセル2 0 m g	エーザイ	7.40
内用薬	2171012F1181	トラピジル	5 0 m g 1錠	ロコルナール錠5 0 m g	持田製薬	7.00
内用薬	2171012F2315	トラピジル	1 0 0 m g 1錠	ロコルナール錠1 0 0 m g	持田製薬	7.50
内用薬	2171021F2020	ベニジピン塩酸塩	4 m g 1錠	局 コニール錠4	協和キリン	14.50
内用薬	2171021F3027	ベニジピン塩酸塩	8 m g 1錠	局 コニール錠8	協和キリン	29.80
内用薬	2171022F5024	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1錠	局 アムロジン錠1 0 m g	住友ファーマ	10.90
内用薬	2171022F5032	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1錠	局 ノルバスク錠1 0 m g	ヴィアトリス製薬	10.90
内用薬	2171022F6020	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1錠	局 アムロジンOD錠1 0 m g	住友ファーマ	10.90
内用薬	2171022F6039	アムロジピンベシル酸塩	1 0 m g 1錠	局 ノルバスクOD錠1 0 m g	ヴィアトリス製薬	10.90
内用薬	2171023F1023	一硝酸イソソルビド	1 0 m g 1錠	局 アイトロール錠1 0 m g	トーアエイヨー	10.80
内用薬	2183006F3023	フェノフィブラート	5 3. 3 m g 1錠	局 リピディル錠5 3. 3 m g	あすか製薬	13.20
内用薬	2183006F3031	フェノフィブラート	5 3. 3 m g 1錠	局 トライコア錠5 3. 3 m g	ヴィアトリス製薬	13.60
内用薬	2183006F4020	フェノフィブラート	8 0 m g 1錠	局 リピディル錠8 0 m g	あすか製薬	16.20
内用薬	2183006F4038	フェノフィブラート	8 0 m g 1錠	局 トライコア錠8 0 m g	ヴィアトリス製薬	16.20
内用薬	2189010F2027	プラバスタチンナトリウム	1 0 m g 1錠	局 メバロチン錠1 0	第一三共	14.80
内用薬	2189011F1025	シンバスタチン	5 m g 1錠	局 リポバス錠5	オルガノン	14.80
内用薬	2189011F2021	シンバスタチン	1 0 m g 1錠	局 リポバス錠1 0	オルガノン	30.60
内用薬	2189011F3028	シンバスタチン	2 0 m g 1錠	局 リポバス錠2 0	オルガノン	61.40
内用薬	2189012F1020	フルバスタチンナトリウム	1 0 m g 1錠	ローコール錠1 0 m g	サンファーマ	18.70
内用薬	2189012F2026	フルバスタチンナトリウム	2 0 m g 1錠	ローコール錠2 0 m g	サンファーマ	34.30
内用薬	2189012F3022	フルバスタチンナトリウム	3 0 m g 1錠	ローコール錠3 0 m g	サンファーマ	48.20
内用薬	2189015F1023	アトルバスタチンカルシウム 水和物	5 m g 1錠	局 リピトール錠5 m g	ヴィアトリス製薬	13.60
内用薬	2189015F2020	アトルバスタチンカルシウム 水和物	1 0 m g 1錠	局 リピトール錠1 0 m g	ヴィアトリス製薬	16.90
内用薬	2189016F1028	ピタバスタチンカルシウム	1 m g 1錠	局 リバロ錠1 m g	興和	15.80
内用薬	2189016F2024	ピタバスタチンカルシウム	2 m g 1錠	局 リバロ錠2 m g	興和	26.50
内用薬	2189016F3020	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1錠	局 リバロ錠4 m g	興和	48.70
内用薬	2189016F4027	ピタバスタチンカルシウム	1 m g 1錠	局 リバロOD錠1 m g	興和	15.80

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	2189016F5023	ピタバスタチンカルシウム	2 m g 1 錠	局	リバロOD錠2 m g	興和	26.50
内用薬	2189016F6020	ピタバスタチンカルシウム	4 m g 1 錠	局	リバロOD錠4 m g	興和	48.70
内用薬	2189017F1022	ロスバスタチンカルシウム	2. 5 m g 1 錠	局	クレストール錠2. 5 m g	アストラゼネカ	15.10
内用薬	2189017F2029	ロスバスタチンカルシウム	5 m g 1 錠	局	クレストール錠5 m g	アストラゼネカ	23.50
内用薬	2189018F1027	エゼチミブ	1 0 m g 1 錠		ゼチーア錠1 0 m g	オルガノン	49.50
内用薬	2189019M1020	オメガー3脂肪酸エチル	2 g 1 包		ロトリガ粒状カプセル2 g	武田薬品工業	122.50
内用薬	2189101F1020	エゼチミブ・アトルバスタチンカルシウム水和物	1 錠		アトーゼット配合錠LD	オルガノン	50.40
内用薬	2189101F2026	エゼチミブ・アトルバスタチンカルシウム水和物	1 錠		アトーゼット配合錠HD	オルガノン	53.10
内用薬	2189102F1024	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1 錠		ロソーゼット配合錠LD	オルガノン	50.40
内用薬	2189102F2020	エゼチミブ・ロスバスタチンカルシウム	1 錠		ロソーゼット配合錠HD	オルガノン	56.00
内用薬	2190021B1095	ニセルゴリン	1 % 1 g	局	サアミオン散1 %	田辺ファーマ	14.60
内用薬	2190021F1348	ニセルゴリン	5 m g 1 錠	局	サアミオン錠5 m g	田辺ファーマ	12.30
内用薬	2190022F1024	アメジニウムメチル硫酸塩	1 0 m g 1 錠		リズミック錠1 0 m g	住友ファーマ	9.50
内用薬	2190024F1023	沈降炭酸カルシウム	5 0 0 m g 1 錠	局	カルタン錠5 0 0	ヴィアトリス製薬	6.80
内用薬	2190024F2020	沈降炭酸カルシウム	2 5 0 m g 1 錠	局	カルタン錠2 5 0	ヴィアトリス製薬	6.30
内用薬	2190024F3026	沈降炭酸カルシウム	2 5 0 m g 1 錠		カルタンOD錠2 5 0 m g	ヴィアトリス製薬	6.30
内用薬	2190024F4022	沈降炭酸カルシウム	5 0 0 m g 1 錠		カルタンOD錠5 0 0 m g	ヴィアトリス製薬	6.80
内用薬	2190026F1022	ボセンタン水和物	6 2. 5 m g 1 錠		トラクリア錠6 2. 5 m g	ヤンセンファーマ	2,913.10
内用薬	2190028F1021	シルデナフィルクエン酸塩	2 0 m g 1 錠		レバチオ錠2 0 m g	ヴィアトリス製薬	577.00
内用薬	2190028F2028	シルデナフィルクエン酸塩	2 0 m g 1 錠		レバチオODフィルム2 0 m g	ヴィアトリス製薬	577.00
内用薬	2190029D1025	炭酸ランタン水和物	2 5 0 m g 1 包		ホスレノール顆粒分包2 5 0 m g	バイエル薬品	53.00
内用薬	2190029D2021	炭酸ランタン水和物	5 0 0 m g 1 包		ホスレノール顆粒分包5 0 0 m g	バイエル薬品	80.50
内用薬	2190029F3029	炭酸ランタン水和物	2 5 0 m g 1 錠		ホスレノールOD錠2 5 0 m g	バイエル薬品	55.60
内用薬	2190029F4025	炭酸ランタン水和物	5 0 0 m g 1 錠		ホスレノールOD錠5 0 0 m g	バイエル薬品	80.50
内用薬	2190030F1029	タダラフィル	2 0 m g 1 錠		アドシルカ錠2 0 m g	日本新薬	653.30
内用薬	2190031F1023	アンブリセentan	2. 5 m g 1 錠		ヴォリブリス錠2. 5 m g	グラクソ・スミスクライン	3,080.10
内用薬	2190101F1020	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水	1 錠		カデュエット配合錠1 番	ヴィアトリス製薬	28.60
内用薬	2190102F1025	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水	1 錠		カデュエット配合錠2 番	ヴィアトリス製薬	43.70
内用薬	2190103F1020	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水	1 錠		カデュエット配合錠3 番	ヴィアトリス製薬	34.20
内用薬	2190104F1024	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水	1 錠		カデュエット配合錠4 番	ヴィアトリス製薬	49.20
内用薬	2233002Q1035	Lーカルボシステイン	5 % 1 m L		ムコダインシロップ5 %	杏林製薬	7.10
内用薬	2239001F1696	アンブロキシソール塩酸塩	1 5 m g 1 錠		ムコソルバン錠1 5 m g	帝人ファーマ	6.30
内用薬	2239001G2027	アンブロキシソール塩酸塩	4 5 m g 1 錠		ムコソルバンL錠4 5 m g	帝人ファーマ	23.80
内用薬	2239001Q1166	アンブロキシソール塩酸塩	0. 3 % 1 m L		小児用ムコソルバンシロップ0. 3 %	帝人ファーマ	7.10
内用薬	2239001R1072	アンブロキシソール塩酸塩	1. 5 % 1 g		小児用ムコソルバンDS1. 5 %	帝人ファーマ	31.10
内用薬	2239001S1112	アンブロキシソール塩酸塩	0. 7 5 % 1 m L		ムコソルバン内用液0. 7 5 %	帝人ファーマ	5.90
内用薬	2251001F3081	テオフィリン	2 0 0 m g 1 錠		テオドール錠2 0 0 m g	田辺ファーマ	8.10
内用薬	2251001G1025	テオフィリン	2 0 0 m g 1 錠		ユニコン錠2 0 0	日医工	12.20
内用薬	2251001G2021	テオフィリン	4 0 0 m g 1 錠		ユニコン錠4 0 0	日医工	12.20
内用薬	2251001G3036	テオフィリン	1 0 0 m g 1 錠		ユニコン錠1 0 0	日医工	9.00
内用薬	2259004Q1111	プロカテロール塩酸塩水和物	0. 0 0 0 5 % 1 m L		メプチンシロップ5 μ g／m L	大塚製薬	7.10
内用薬	2259004R2024	プロカテロール塩酸塩水和物	0. 0 0 5 % 1 g		メプチンドライシロップ0. 0 0 5 %	大塚製薬	26.40
内用薬	2319001M1213	ロペラミド塩酸塩	1 m g 1 カプセル		ロペミンカプセル1 m g	帝國製薬	8.00
内用薬	2325001C2092	シメチジン	4 0 % 1 g		カイロック細粒4 0 %	藤本製薬	8.50
内用薬	2325001F1211	シメチジン	2 0 0 m g 1 錠		タガメット錠2 0 0 m g	住友ファーマ	7.60
内用薬	2325003B1022	ファモチジン	1 0 % 1 g	局	ガスター散1 0 %	L T Lファーマ	37.30
内用薬	2325003B2029	ファモチジン	2 % 1 g	局	ガスター散2 %	L T Lファーマ	9.50

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	2325004M2067	ロキサチジン酢酸エステル塩 酸塩	3 7． 5 m g 1 カプセル	局	アルタットカプセル 3 7． 5 m g	あすか製薬	12. 60
内用薬	2325006F2032	ラフチジン	1 0 m g 1 錠	局	プロテカジン錠 1 0	大鵬薬品工業	11. 60
内用薬	2325006F4027	ラフチジン	1 0 m g 1 錠		プロテカジンOD錠 1 0	大鵬薬品工業	11. 60
内用薬	2329008S1105	スクラルファート水和物	1 0 % 1 m L		アルサルミン内用液 1 0 %	富士化学工業	1. 80
内用薬	2329009F1110	スルピリド	5 0 m g 1 錠	局	ドグマチール錠 5 0 m g	日医工	10. 80
内用薬	2329009M1380	スルピリド	5 0 m g 1 カプセル	局	ドグマチールカプセル 5 0 m g	日医工	10. 80
内用薬	2329020F1027	イルソグラジンマレイン酸塩	2 m g 1 錠	局	ガスロンN錠 2 m g	日本新薬	10. 80
内用薬	2329020F3020	イルソグラジンマレイン酸塩	2 m g 1 錠		ガスロンN・OD錠 2 m g	日本新薬	10. 80
内用薬	2329022H1043	オメプラゾール	2 0 m g 1 錠	局	オメプラール錠 2 0	太陽ファルマ	28. 40
内用薬	2329022H2023	オメプラゾール	1 0 m g 1 錠	局	オメプラール錠 1 0	太陽ファルマ	18. 60
内用薬	2329023F1020	ランソプラゾール	1 5 m g 1 錠	局	タケブロンOD錠 1 5	T’ s 製薬	17. 90
内用薬	2329023F2027	ランソプラゾール	3 0 m g 1 錠	局	タケブロンOD錠 3 0	T’ s 製薬	29. 90
内用薬	2329023M1020	ランソプラゾール	1 5 m g 1 カプセル	局	タケブロンカプセル 1 5	T’ s 製薬	17. 90
内用薬	2329023M2026	ランソプラゾール	3 0 m g 1 カプセル	局	タケブロンカプセル 3 0	T’ s 製薬	29. 90
内用薬	2329028F1023	ラベプラゾールナトリウム	1 0 m g 1 錠		パリエット錠 1 0 m g	エーザイ	29. 00
内用薬	2329028F2020	ラベプラゾールナトリウム	2 0 m g 1 錠		パリエット錠 2 0 m g	エーザイ	45. 40
内用薬	2329028F3026	ラベプラゾールナトリウム	5 m g 1 錠		パリエット錠 5 m g	エーザイ	17. 70
内用薬	2329029M1027	エソメプラゾールマグネシウ ム水和物	1 0 m g 1 カプセル		ネキシウムカプセル 1 0 m g	アストラゼネカ	27. 20
内用薬	2329029M2023	エソメプラゾールマグネシウ ム水和物	2 0 m g 1 カプセル		ネキシウムカプセル 2 0 m g	アストラゼネカ	48. 20
内用薬	2359005S1240	ピコスルファートナトリウム 水和物	0． 7 5 % 1 m L		ラキシベロン内用液 0． 7 5 %	帝人ファーマ	11. 60
内用薬	2399005F2023	ドンペリドン	1 0 m g 1 錠		ナウゼリン錠 1 0	協和キリン	7. 80
内用薬	2399005F4026	ドンペリドン	1 0 m g 1 錠		ナウゼリンOD錠 1 0	協和キリン	7. 80
内用薬	2399005R1163	ドンペリドン	1 % 1 g		ナウゼリンドライシロップ 1 %	協和キリン	8. 40
内用薬	2399008F1020	イトプリド塩酸塩	5 0 m g 1 錠		ガナトン錠 5 0 m g	ヴィアトリス製薬	7. 10
内用薬	2399009F1149	メサラジン	2 5 0 m g 1 錠	局	ペンタサ錠 2 5 0 m g	フェリング・ファーマ	26. 10
内用薬	2399009F2030	メサラジン	5 0 0 m g 1 錠	局	ペンタサ錠 5 0 0 m g	フェリング・ファーマ	45. 80
内用薬	2399009F3028	メサラジン	4 0 0 m g 1 錠		アサコール錠 4 0 0 m g	ゼリア新薬工業	26. 70
内用薬	2399010B1034	モサプリドクエン酸塩水和物	1 % 1 g	局	ガスマチン散 1 %	住友ファーマ	17. 20
内用薬	2399010F1028	モサプリドクエン酸塩水和物	2． 5 m g 1 錠	局	ガスマチン錠 2． 5 m g	住友ファーマ	10. 80
内用薬	2473001F1028	エストラジオール	0． 5 m g 1 錠		ジュリナ錠 0． 5 m g	バイエル薬品	30. 30
内用薬	2478001F2179	クロルマジノン酢酸エステル	2 5 m g 1 錠		プロスタール錠 2 5	あすか製薬	32. 90
内用薬	2478002F3056	メドロキシプロゲステロン酢 酸エステル	2 0 0 m g 1 錠		ヒスロンH錠 2 0 0 m g	協和キリン	77. 60
内用薬	2482009F1031	ノルエチステロン・エチニル エストラジオール	1 錠		ルナベル配合錠 L D	ノーベルファーマ	86. 70
内用薬	2482009F2020	ノルエチステロン・エチニル エストラジオール	1 錠		ルナベル配合錠 U L D	ノーベルファーマ	111. 20
内用薬	2482011F1020	ドロスピレノン・エチニルエ ストラジオール ベータデク	1 シート		ヤーズ配合錠	バイエル薬品	3, 756. 40
内用薬	2499010F1023	ジェノゲスト	1 m g 1 錠		ディナゲスト錠 1 m g	持田製薬	71. 20
内用薬	2499010F3026	ジェノゲスト	0． 5 m g 1 錠		ディナゲスト錠 0． 5 m g	持田製薬	67. 70
内用薬	2499011M1027	デュタステリド	0． 5 m g 1 カプセル		アボルブカプセル 0． 5 m g	グラクソ・スミスク ライン	46. 00
内用薬	2590004F1192	リトドリン塩酸塩	5 m g 1 錠	局	ウテメリン錠 5 m g	キッセイ薬品工業	39. 30
内用薬	2590005F1022	オキシブチニン塩酸塩	2 m g 1 錠		ボラキス錠 2	チェプラファーム	9. 40
内用薬	2590005F2029	オキシブチニン塩酸塩	3 m g 1 錠		ボラキス錠 3	チェプラファーム	9. 40
内用薬	2590005F3025	オキシブチニン塩酸塩	1 m g 1 錠		ボラキス錠 1	チェプラファーム	9. 60
内用薬	2590007F1021	プロピペリン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局	バップフォー錠 1 0	大鵬薬品工業	17. 60
内用薬	2590007F2028	プロピペリン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	局	バップフォー錠 2 0	大鵬薬品工業	34. 10
内用薬	2590008F1026	タムスロシン塩酸塩	0． 1 m g 1 錠		ハルナールD錠 0． 1 m g	アステラス製薬	9. 90
内用薬	2590008F2022	タムスロシン塩酸塩	0． 2 m g 1 錠		ハルナールD錠 0． 2 m g	アステラス製薬	15. 90
内用薬	2590009F1039	ナフトピジル	2 5 m g 1 錠	局	フリバス錠 2 5 m g	旭化成ファーマ	15. 40

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2590009F2035	ナフトピジル	5 0 m g 1 錠	局フリバス錠 5 0 m g	旭化成ファーマ	28. 70
内用薬	2590009F3023	ナフトピジル	7 5 m g 1 錠	局フリバス錠 7 5 m g	旭化成ファーマ	34. 90
内用薬	2590009F4020	ナフトピジル	5 0 m g 1 錠	局フリバスOD錠 5 0 m g	旭化成ファーマ	28. 70
内用薬	2590009F5026	ナフトピジル	7 5 m g 1 錠	局フリバスOD錠 7 5 m g	旭化成ファーマ	34. 90
内用薬	2590009F6022	ナフトピジル	2 5 m g 1 錠	局フリバスOD錠 2 5 m g	旭化成ファーマ	15. 40
内用薬	2590010F1023	シロドシン	2 m g 1 錠	局ユリーフ錠 2 m g	キッセイ薬品工業	14. 10
内用薬	2590010F2020	シロドシン	4 m g 1 錠	局ユリーフ錠 4 m g	キッセイ薬品工業	23. 10
内用薬	2590010F3026	シロドシン	2 m g 1 錠	局ユリーフOD錠 2 m g	キッセイ薬品工業	14. 10
内用薬	2590010F4022	シロドシン	4 m g 1 錠	局ユリーフOD錠 4 m g	キッセイ薬品工業	23. 10
内用薬	2590011F1028	コハク酸ソリフェナシン	2. 5 m g 1 錠	ベシケア錠 2. 5 m g	アステラス製薬	40. 30
内用薬	2590011F2024	コハク酸ソリフェナシン	5 m g 1 錠	ベシケア錠 5 m g	アステラス製薬	70. 70
内用薬	2590011F3020	コハク酸ソリフェナシン	2. 5 m g 1 錠	ベシケアOD錠 2. 5 m g	アステラス製薬	40. 30
内用薬	2590011F4027	コハク酸ソリフェナシン	5 m g 1 錠	ベシケアOD錠 5 m g	アステラス製薬	70. 70
内用薬	2590013F1027	イミダフェナシン	0. 1 m g 1 錠	ウリトス錠 0. 1 m g	杏林製薬	36. 30
内用薬	2590013F1035	イミダフェナシン	0. 1 m g 1 錠	ステーブラ錠 0. 1 m g	小野薬品工業	36. 30
内用薬	2590013F2023	イミダフェナシン	0. 1 m g 1 錠	ウリトスOD錠 0. 1 m g	杏林製薬	36. 30
内用薬	2590013F2031	イミダフェナシン	0. 1 m g 1 錠	ステーブラOD錠 0. 1 m g	小野薬品工業	36. 30
内用薬	2590016F1020	タダラフィル	2. 5 m g 1 錠	ザルティア錠 2. 5 m g	日本新薬	40. 30
内用薬	2590016F2027	タダラフィル	5 m g 1 錠	ザルティア錠 5 m g	日本新薬	78. 60
内用薬	3112001F1055	アルファカルシドール	0. 2 5 μ g 1 錠	ワンアルファ錠 0. 2 5 μ g	帝人ファーマ	7. 10
内用薬	3112001F2051	アルファカルシドール	0. 5 μ g 1 錠	ワンアルファ錠 0. 5 μ g	帝人ファーマ	7. 20
内用薬	3112001F3058	アルファカルシドール	1 μ g 1 錠	ワンアルファ錠 1. 0 μ g	帝人ファーマ	9. 80
内用薬	3112001M3065	アルファカルシドール	1 μ g 1 カプセル	アルファロールカプセル 1 μ g	中外製薬	8. 40
内用薬	3112001M4037	アルファカルシドール	3 μ g 1 カプセル	アルファロールカプセル 3 μ g	中外製薬	21. 60
内用薬	3112004M1023	カルシトリオール	0. 2 5 μ g 1 カプセル	ロカルトロールカプセル 0. 2 5	中外製薬	7. 40
内用薬	3112004M2020	カルシトリオール	0. 5 μ g 1 カプセル	ロカルトロールカプセル 0. 5	中外製薬	10. 30
内用薬	3112006F1023	エルデカルシトール	0. 5 μ g 1 錠	エディロール錠 0. 5 μ g	中外製薬	23. 90
内用薬	3112006F2020	エルデカルシトール	0. 7 5 μ g 1 錠	エディロール錠 0. 7 5 μ g	中外製薬	34. 90
内用薬	3112006M1022	エルデカルシトール	0. 5 μ g 1 カプセル	エディロールカプセル 0. 5 μ g	中外製薬	23. 90
内用薬	3112006M2029	エルデカルシトール	0. 7 5 μ g 1 カプセル	エディロールカプセル 0. 7 5 μ g	中外製薬	34. 90
内用薬	3160002M2028	メナテトレノン	1 5 m g 1 カプセル	グラケーカプセル 1 5 m g	エーザイ	11. 90
内用薬	3339003F1024	リバーロキサバン	1 0 m g 1 錠	イグザレルト錠 1 0 m g	バイエル薬品	317. 60
内用薬	3339003F2020	リバーロキサバン	1 5 m g 1 錠	イグザレルト錠 1 5 m g	バイエル薬品	420. 30
内用薬	3339003F3027	リバーロキサバン	1 0 m g 1 錠	イグザレルトOD錠 1 0 m g	バイエル薬品	317. 60
内用薬	3339003F4023	リバーロキサバン	1 5 m g 1 錠	イグザレルトOD錠 1 5 m g	バイエル薬品	418. 90
内用薬	3399001F1384	チクロピジン塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局パナルジン錠 1 0 0 m g	チェブラファーム	11. 00
内用薬	3399002F3020	シロスタゾール	5 0 m g 1 錠	ブレタールOD錠 5 0 m g	大塚製薬	15. 20
内用薬	3399002F4027	シロスタゾール	1 0 0 m g 1 錠	ブレタールOD錠 1 0 0 m g	大塚製薬	18. 00
内用薬	3399003F1073	リマプロスト アルファデクス	5 μ g 1 錠	オパルモン錠 5 μ g	小野薬品工業	18. 00
内用薬	3399004M1026	イコサペント酸エチル	3 0 0 m g 1 カプセル	局エパデールカプセル 3 0 0	持田製薬	19. 50
内用薬	3399004M2022	イコサペント酸エチル	3 0 0 m g 1 包	局エパデールS 3 0 0	持田製薬	19. 40
内用薬	3399004M3029	イコサペント酸エチル	6 0 0 m g 1 包	局エパデールS 6 0 0	持田製薬	32. 80
内用薬	3399004M4025	イコサペント酸エチル	9 0 0 m g 1 包	局エパデールS 9 0 0	持田製薬	42. 50
内用薬	3399005F1021	ベラプロストナトリウム	2 0 μ g 1 錠	局ドルナー錠 2 0 μ g	東レ	17. 80
内用薬	3399005F1030	ベラプロストナトリウム	2 0 μ g 1 錠	局プロサイリン錠 2 0	科研製薬	19. 20
内用薬	3399006F1026	サルボグレラート塩酸塩	5 0 m g 1 錠	局アンブラーグ錠 5 0 m g	田辺ファーマ	29. 30
内用薬	3399006F2022	サルボグレラート塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局アンブラーグ錠 1 0 0 m g	田辺ファーマ	43. 70

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	3399008F1025	クロピドグレル硫酸塩	2 5 m g 1 錠	局 プラビックス錠 2 5 m g	サノフィ	18.70
内用薬	3399008F2021	クロピドグレル硫酸塩	7 5 m g 1 錠	局 プラビックス錠 7 5 m g	サノフィ	40.90
内用薬	3399009F1020	プラスゲレル塩酸塩	3． 7 5 m g 1 錠	エフィエント錠 3． 7 5 m g	第一三共	237.00
内用薬	3399009F2026	プラスゲレル塩酸塩	5 m g 1 錠	エフィエント錠 5 m g	第一三共	312.50
内用薬	3399009F3022	プラスゲレル塩酸塩	2． 5 m g 1 錠	エフィエント錠 2． 5 m g	第一三共	169.90
内用薬	3399009F5025	プラスゲレル塩酸塩	2 0 m g 1 錠	エフィエントOD錠 2 0 m g	第一三共	949.60
内用薬	3929003C1067	球形吸着炭	1 g	クレメジン細粒分包 2 g	クレハ	45.70
内用薬	3929004F2021	ホリナートカルシウム	2 5 m g 1 錠	ユーゼル錠 2 5 m g	大鵬薬品工業	530.50
内用薬	3929004F2030	ホリナートカルシウム	2 5 m g 1 錠	ロイコボリン錠 2 5 m g	ファイザー	892.80
内用薬	3929007D1028	酢酸亜鉛水和物	5 % 1 g	ノベルジン顆粒 5 %	ノーベルファーマ	402.20
内用薬	3929007F1029	酢酸亜鉛水和物	2 5 m g 1 錠	ノベルジン錠 2 5 m g	ノーベルファーマ	201.10
内用薬	3929007F2025	酢酸亜鉛水和物	5 0 m g 1 錠	ノベルジン錠 5 0 m g	ノーベルファーマ	321.60
内用薬	3929008D2029	デフェラシロクス	3 6 0 m g 1 包	ジャドニュ顆粒分包 3 6 0 m g	ノバルティス ファーマ	1,528.80
内用薬	3949002F1053	ベンズブロマロン	2 5 m g 1 錠	ユリノーム錠 2 5 m g	トーアエイヨー	7.10
内用薬	3949002F2114	ベンズブロマロン	5 0 m g 1 錠	ユリノーム錠 5 0 m g	トーアエイヨー	9.50
内用薬	3949003F1023	フェブキソスタット	1 0 m g 1 錠	局 フェブrik錠 1 0 m g	帝人ファーマ	12.40
内用薬	3949003F2020	フェブキソスタット	2 0 m g 1 錠	局 フェブrik錠 2 0 m g	帝人ファーマ	24.90
内用薬	3949003F3026	フェブキソスタット	4 0 m g 1 錠	局 フェブrik錠 4 0 m g	帝人ファーマ	40.00
内用薬	3961003F2024	グリベンクラミド	2． 5 m g 1 錠	オイグルコン錠 2． 5 m g	太陽ファルマ	7.40
内用薬	3961008F2027	グリメピリド	3 m g 1 錠	局 アマリール 3 m g 錠	サノフィ	16.60
内用薬	3961008F3023	グリメピリド	0． 5 m g 1 錠	局 アマリール 0． 5 m g 錠	サノフィ	10.80
内用薬	3969004F1020	ボグリボース	0． 2 m g 1 錠	局 ベイスン錠 0． 2	T’ s 製薬	12.80
内用薬	3969004F2027	ボグリボース	0． 3 m g 1 錠	局 ベイスン錠 0． 3	T’ s 製薬	12.90
内用薬	3969004F3023	ボグリボース	0． 2 m g 1 錠	局 ベイスンOD錠 0． 2	T’ s 製薬	12.80
内用薬	3969004F4020	ボグリボース	0． 3 m g 1 錠	局 ベイスンOD錠 0． 3	T’ s 製薬	12.90
内用薬	3969006F2034	ナテグリニド	9 0 m g 1 錠	局 ファスティック錠 9 0	E Aファーマ	17.50
内用薬	3969007F1024	ピオグリタゾン塩酸塩	1 5 m g 1 錠	局 アクトス錠 1 5	T’ s 製薬	16.30
内用薬	3969007F2020	ピオグリタゾン塩酸塩	3 0 m g 1 錠	局 アクトス錠 3 0	T’ s 製薬	29.90
内用薬	3969007F3027	ピオグリタゾン塩酸塩	1 5 m g 1 錠	アクトスOD錠 1 5	T’ s 製薬	16.30
内用薬	3969007F4023	ピオグリタゾン塩酸塩	3 0 m g 1 錠	アクトスOD錠 3 0	T’ s 製薬	29.90
内用薬	3969008F1029	ミチグリニドカルシウム水和物	5 m g 1 錠	局 グルファスト錠 5 m g	キッセイ薬品工業	10.80
内用薬	3969008F2025	ミチグリニドカルシウム水和物	1 0 m g 1 錠	局 グルファスト錠 1 0 m g	キッセイ薬品工業	16.90
内用薬	3969008F3021	ミチグリニドカルシウム水和物	5 m g 1 錠	グルファストOD錠 5 m g	キッセイ薬品工業	10.80
内用薬	3969008F4028	ミチグリニドカルシウム水和物	1 0 m g 1 錠	グルファストOD錠 1 0 m g	キッセイ薬品工業	16.90
内用薬	3969009F2020	ミグリトール	5 0 m g 1 錠	局 セイブル錠 5 0 m g	三和化学研究所	17.50
内用薬	3969009F3026	ミグリトール	7 5 m g 1 錠	局 セイブル錠 7 5 m g	三和化学研究所	23.10
内用薬	3969009F4022	ミグリトール	5 0 m g 1 錠	セイブルOD錠 5 0 m g	三和化学研究所	17.50
内用薬	3969009F5029	ミグリトール	7 5 m g 1 錠	セイブルOD錠 7 5 m g	三和化学研究所	23.10
内用薬	3969011F1020	ビルダグリプチン	5 0 m g 1 錠	エクア錠 5 0 m g	ノバルティス ファーマ	38.70
内用薬	3969017F1028	サキサグリプチン水和物	2． 5 m g 1 錠	オングリザ錠 2． 5 m g	協和キリン	40.50
内用薬	3969017F2024	サキサグリプチン水和物	5 m g 1 錠	オングリザ錠 5 m g	協和キリン	60.60
内用薬	3969019F1027	ダバグリフロジンプロピレン グリコール水和物	5 m g 1 錠	フォシーガ錠 5 m g	アストラゼネカ	96.00
内用薬	3969019F2023	ダバグリフロジンプロピレン グリコール水和物	1 0 m g 1 錠	フォシーガ錠 1 0 m g	アストラゼネカ	140.60
内用薬	3969104F1029	ビルダグリプチン・メトホル ミン塩酸塩	1 錠	エクメット配合錠 LD	ノバルティス ファーマ	42.00
内用薬	3969104F2025	ビルダグリプチン・メトホル ミン塩酸塩	1 錠	エクメット配合錠 HD	ノバルティス ファーマ	41.20
内用薬	3999001Q1051	ラクツロース	6 0 % 1 m L	ラクツロース・シロップ 6 0 % 「コーワ」	興和	7.10
内用薬	3999003F1297	カモスタットメシル酸塩	1 0 0 m g 1 錠	フオイパン錠 1 0 0 m g	小野薬品工業	9.40

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	3999004M3021	シクロスポリン	1 0 m g 1 カプセル		ネオーラル 1 0 m g カプセル	ノバルティス ファーマ	36.60
内用薬	3999004M4028	シクロスポリン	2 5 m g 1 カプセル		ネオーラル 2 5 m g カプセル	ノバルティス ファーマ	77.20
内用薬	3999004M5024	シクロスポリン	5 0 m g 1 カプセル		ネオーラル 5 0 m g カプセル	ノバルティス ファーマ	122.60
内用薬	3999013F1231	エパルレスタット	5 0 m g 1 錠	局	キネダック錠 5 0 m g	アルフレッサファーマ	18.60
内用薬	3999014M1022	タクロリムス水和物	1 m g 1 カプセル	局	プログラフカプセル 1 m g	アステラス製薬	305.40
内用薬	3999014M2029	タクロリムス水和物	0. 5 m g 1 カプセル	局	プログラフカプセル 0. 5 m g	アステラス製薬	179.20
内用薬	3999014M3025	タクロリムス水和物	5 m g 1 カプセル	局	プログラフカプセル 5 m g	アステラス製薬	1,181.50
内用薬	3999016M1021	メトトレキサート	2 m g 1 カプセル	局	リウマトレックスカプセル 2 m g	ファイザー	77.90
内用薬	3999018F1030	アレンドロン酸ナトリウム水和物	5 m g 1 錠	局	ボナロン錠 5 m g	帝人ファーマ	32.10
内用薬	3999018F2028	アレンドロン酸ナトリウム水和物	3 5 m g 1 錠	局	フォサマック錠 3 5 m g	オルガノン	166.30
内用薬	3999018F2036	アレンドロン酸ナトリウム水和物	3 5 m g 1 錠	局	ボナロン錠 3 5 m g	帝人ファーマ	181.40
内用薬	3999019F1026	リセドロン酸ナトリウム水和物	2. 5 m g 1 錠	局	アクトネル錠 2. 5 m g	E A ファーマ	39.20
内用薬	3999019F1034	リセドロン酸ナトリウム水和物	2. 5 m g 1 錠	局	ベネット錠 2. 5 m g	武田薬品工業	39.20
内用薬	3999019F2022	リセドロン酸ナトリウム水和物	1 7. 5 m g 1 錠	局	アクトネル錠 1 7. 5 m g	E A ファーマ	165.30
内用薬	3999019F2030	リセドロン酸ナトリウム水和物	1 7. 5 m g 1 錠	局	ベネット錠 1 7. 5 m g	武田薬品工業	165.30
内用薬	3999019F3029	リセドロン酸ナトリウム水和物	7 5 m g 1 錠	局	アクトネル錠 7 5 m g	E A ファーマ	731.00
内用薬	3999019F3037	リセドロン酸ナトリウム水和物	7 5 m g 1 錠	局	ベネット錠 7 5 m g	武田薬品工業	731.00
内用薬	3999021F1023	ラロキシフェン塩酸塩	6 0 m g 1 錠		エビスタ錠 6 0 m g	クリニジェン	43.00
内用薬	3999025F1021	ピルフェニドン	2 0 0 m g 1 錠		ピレスパ錠 2 0 0 m g	塩野義製薬	280.60
内用薬	3999026F1026	ミノドロン酸水和物	1 m g 1 錠		ボノテオ錠 1 m g	アステラス製薬	41.60
内用薬	3999026F1034	ミノドロン酸水和物	1 m g 1 錠		リカルボン錠 1 m g	小野薬品工業	45.10
内用薬	3999026F2022	ミノドロン酸水和物	5 0 m g 1 錠		ボノテオ錠 5 0 m g	アステラス製薬	1,046.90
内用薬	3999026F2030	ミノドロン酸水和物	5 0 m g 1 錠		リカルボン錠 5 0 m g	小野薬品工業	1,114.30
内用薬	3999027F1020	バゼドキシフェン酢酸塩	2 0 m g 1 錠		ビビアント錠 2 0 m g	ファイザー	42.30
内用薬	3999031F1035	イグラチモド	2 5 m g 1 錠		ケアラム錠 2 5 m g	エーザイ	73.70
内用薬	3999033F1026	レボカルニチン	1 0 0 m g 1 錠		エルカルチン F F 錠 1 0 0 m g	大塚製薬	44.50
内用薬	3999033F2022	レボカルニチン	2 5 0 m g 1 錠		エルカルチン F F 錠 2 5 0 m g	大塚製薬	132.20
内用薬	3999033S1024	レボカルニチン	1 0 % 1 m L		エルカルチン F F 内用液 1 0 %	大塚製薬	34.90
内用薬	3999033S2020	レボカルニチン	1 0 % 5 m L 1 包		エルカルチン F F 内用液 1 0 % 分包 5 m L	大塚製薬	201.00
内用薬	3999033S3027	レボカルニチン	1 0 % 1 0 m L 1 包		エルカルチン F F 内用液 1 0 % 分包 1 0 m L	大塚製薬	354.60
内用薬	3999038F1029	ヒドロキシクロロキン硫酸塩	2 0 0 m g 1 錠		ブラケニル錠 2 0 0 m g	サノフィ	238.50
内用薬	4219004M1024	テモゾロミド	2 0 m g 1 カプセル		テモダールカプセル 2 0 m g	大原薬品工業	1,229.10
内用薬	4219004M2020	テモゾロミド	1 0 0 m g 1 カプセル		テモダールカプセル 1 0 0 m g	大原薬品工業	5,904.00
内用薬	4223005F1022	カペシタビン	3 0 0 m g 1 錠		ゼローダ錠 3 0 0	チェブラファーム	107.30
内用薬	4229101F1026	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	2 0 m g 1 錠 (テガフル相当量)		ティーエスワン配合 OD 錠 T 2 0	大鵬薬品工業	220.80
内用薬	4229101F2022	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	2 5 m g 1 錠 (テガフル相当量)		ティーエスワン配合 OD 錠 T 2 5	大鵬薬品工業	301.00
内用薬	4229101M1033	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	2 0 m g 1 カプセル (テガフル相当量)		ティーエスワン配合 カプセル T 2 0	大鵬薬品工業	220.80
内用薬	4229101M2030	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	2 5 m g 1 カプセル (テガフル相当量)		ティーエスワン配合 カプセル T 2 5	大鵬薬品工業	301.00
内用薬	4291003F1163	タモキシフェンクエン酸塩	1 0 m g 1 錠		ノルバデックス錠 1 0 m g	アストラゼネカ	27.90
内用薬	4291003F2054	タモキシフェンクエン酸塩	2 0 m g 1 錠		ノルバデックス錠 2 0 m g	アストラゼネカ	40.50
内用薬	4291005F1057	フルタミド	1 2 5 m g 1 錠		オダイン錠 1 2 5 m g	日本化薬	70.40
内用薬	4291007F1021	トレミフェンクエン酸塩	4 0 m g 1 錠		フェアストン錠 4 0	日本化薬	101.70
内用薬	4291009F1039	ビカルタミド	8 0 m g 1 錠	局	カソデックス錠 8 0 m g	アストラゼネカ	111.50
内用薬	4291009F2027	ビカルタミド	8 0 m g 1 錠		カソデックス OD 錠 8 0 m g	アストラゼネカ	111.50
内用薬	4291010F1031	アナストロゾール	1 m g 1 錠	局	アリミデックス錠 1 m g	アストラゼネカ	107.50
内用薬	4291011F1028	イマチニブメシル酸塩	1 0 0 m g 1 錠		グリベック錠 1 0 0 m g	ノバルティス ファーマ	1,131.80
内用薬	4291012F1022	エキセメスタン	2 5 m g 1 錠		アロマシン錠 2 5 m g	ファイザー	111.40

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	4291013F1027	ゲフィチニブ	2 5 0 m g 1 錠	局 イレッサ錠 2 5 0	アストラゼネカ	1,716.10
内用薬	4291015F1026	レトロゾール	2. 5 m g 1 錠	フェマーラ錠 2. 5 m g	ノバルティス ファーマ	127.10
内用薬	4291016F1020	エルロチニブ塩酸塩	2 5 m g 1 錠	タルセバ錠 2 5 m g	チェブラファーム	616.20
内用薬	4291016F2027	エルロチニブ塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	タルセバ錠 1 0 0 m g	チェブラファーム	2,297.90
内用薬	4291016F3023	エルロチニブ塩酸塩	1 5 0 m g 1 錠	タルセバ錠 1 5 0 m g	チェブラファーム	3,656.60
内用薬	4291018M1029	スニチニブリンゴ酸塩	1 2. 5 m g 1 カプセル	スーテントカプセル 1 2. 5 m g	ファイザー	3,139.80
内用薬	4291020F1027	ダサチニブ水和物	2 0 m g 1 錠	スプリセル錠 2 0 m g	ブリストル・マイ ヤーズ スクイブ	2,359.80
内用薬	4291020F2023	ダサチニブ水和物	5 0 m g 1 錠	スプリセル錠 5 0 m g	ブリストル・マイ ヤーズ スクイブ	5,070.50
内用薬	4291021M1020	ニロチニブ塩酸塩水和物	2 0 0 m g 1 カプセル	タシグナカプセル 2 0 0 m g	ノバルティス ファーマ	2,962.20
内用薬	4291021M2027	ニロチニブ塩酸塩水和物	1 5 0 m g 1 カプセル	タシグナカプセル 1 5 0 m g	ノバルティス ファーマ	2,189.30
内用薬	4291021M3023	ニロチニブ塩酸塩水和物	5 0 m g 1 カプセル	タシグナカプセル 5 0 m g	ノバルティス ファーマ	876.10
内用薬	4291024M1024	レナリドミド水和物	5 m g 1 カプセル	レブラミドカプセル 5 m g	ブリストル・マイ ヤーズ スクイブ	8,005.50
内用薬	4291024M2020	レナリドミド水和物	2. 5 m g 1 カプセル	レブラミドカプセル 2. 5 m g	ブリストル・マイ ヤーズ スクイブ	6,762.40
内用薬	4291033F1024	アビラテロン酢酸エステル	2 5 0 m g 1 錠	ザイティガ錠 2 5 0 m g	ヤンセンファーマ	3,230.90
内用薬	4291033F2020	アビラテロン酢酸エステル	5 0 0 m g 1 錠	ザイティガ錠 5 0 0 m g	ヤンセンファーマ	6,299.80
内用薬	4419008F1431	クレマスチンフマル酸塩	1 m g 1 錠	タベジール錠 1 m g	日新製薬（山形）	6.40
内用薬	4419008Q1157	クレマスチンフマル酸塩	0. 0 1 % 1 0 m L	タベジールシロップ 0. 0 1 %	日新製薬（山形）	17.60
内用薬	4490003Q1125	ケトチフェンフマル酸塩	0. 0 2 % 1 m L	ザジテンシロップ 0. 0 2 %	サンファーマ	9.10
内用薬	4490003R1228	ケトチフェンフマル酸塩	0. 1 % 1 g	ザジテンドライシロップ 0. 1 %	サンファーマ	8.30
内用薬	4490004F1021	アゼラスチン塩酸塩	0. 5 m g 1 錠	アゼブチン錠 0. 5 m g	エーザイ	7.80
内用薬	4490004F2028	アゼラスチン塩酸塩	1 m g 1 錠	アゼブチン錠 1 m g	エーザイ	7.30
内用薬	4490011F2036	ペミロラストカリウム	5 m g 1 錠	局 ペミラストン錠 5 m g	アルフレッサファーマ	12.10
内用薬	4490014F1025	エピナスチン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	アレジオン錠 1 0	日本ベーリンガーイ ンゲルハイム	12.00
内用薬	4490014F2021	エピナスチン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	アレジオン錠 2 0	日本ベーリンガーイ ンゲルハイム	15.90
内用薬	4490017M1036	プラナルカスト水和物	1 1 2. 5 m g 1 カプセル	オノンカプセル 1 1 2. 5 m g	小野薬品工業	20.80
内用薬	4490017R1033	プラナルカスト水和物	1 0 % 1 g	オノンドライシロップ 1 0 %	小野薬品工業	31.30
内用薬	4490019F2024	エバスチン	1 0 m g 1 錠	局 エバステル錠 1 0 m g	住友ファーマ	30.60
内用薬	4490019F3020	エバスチン	5 m g 1 錠	局 エバステルOD錠 5 m g	住友ファーマ	24.50
内用薬	4490019F4027	エバスチン	1 0 m g 1 錠	局 エバステルOD錠 1 0 m g	住友ファーマ	30.60
内用薬	4490020F1020	セチリジン塩酸塩	5 m g 1 錠	局 ジルテック錠 5	ユーシービージャパ ン	11.90
内用薬	4490020F2027	セチリジン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	局 ジルテック錠 1 0	ユーシービージャパ ン	16.30
内用薬	4490020R1027	セチリジン塩酸塩	1. 2 5 % 1 g	ジルテックドライシロップ 1. 2 5 %	ユーシービージャパ ン	73.80
内用薬	4490022F1038	ベポタスチンベシル酸塩	5 m g 1 錠	局 タリオン錠 5 m g	田辺ファーマ	14.80
内用薬	4490022F2034	ベポタスチンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	局 タリオン錠 1 0 m g	田辺ファーマ	16.60
内用薬	4490022F3022	ベポタスチンベシル酸塩	5 m g 1 錠	タリオンOD錠 5 m g	田辺ファーマ	14.80
内用薬	4490022F4029	ベポタスチンベシル酸塩	1 0 m g 1 錠	タリオンOD錠 1 0 m g	田辺ファーマ	16.60
内用薬	4490023F1024	フェキソフェナジン塩酸塩	6 0 m g 1 錠	局 アレグラ錠 6 0 m g	サノフィ	20.90
内用薬	4490023F2020	フェキソフェナジン塩酸塩	3 0 m g 1 錠	局 アレグラ錠 3 0 m g	サノフィ	16.60
内用薬	4490025D1022	オロパタジン塩酸塩	0. 5 % 1 g	アレロック顆粒 0. 5 %	日新製薬（山形）	22.70
内用薬	4490025F1023	オロパタジン塩酸塩	2. 5 m g 1 錠	局 アレロック錠 2. 5	協和キリン	13.60
内用薬	4490025F2020	オロパタジン塩酸塩	5 m g 1 錠	局 アレロック錠 5	協和キリン	16.80
内用薬	4490025F3026	オロパタジン塩酸塩	2. 5 m g 1 錠	アレロックOD錠 2. 5	協和キリン	13.60
内用薬	4490025F4022	オロパタジン塩酸塩	5 m g 1 錠	アレロックOD錠 5	協和キリン	16.80
内用薬	4490026C1021	モンテルカストナトリウム	4 m g 1 包	局 キプレス細粒 4 m g	杏林製薬	56.30
内用薬	4490026C1030	モンテルカストナトリウム	4 m g 1 包	局 シングレア細粒 4 m g	オルガノン	56.30
内用薬	4490026F1044	モンテルカストナトリウム	5 m g 1 錠	局 キプレスチュアブル錠 5 m g	杏林製薬	41.30
内用薬	4490026F1052	モンテルカストナトリウム	5 m g 1 錠	局 シングレアチュアブル錠 5 m g	オルガノン	41.30

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	4490026F2040	モンテルカストナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	キプレス錠 1 0 m g	杏林製薬	41. 90
内用薬	4490026F2059	モンテルカストナトリウム	1 0 m g 1 錠	局	シングレア錠 1 0 m g	オルガノン	41. 90
内用薬	4490026F3020	モンテルカストナトリウム	5 m g 1 錠	局	キプレス錠 5 m g	杏林製薬	42. 20
内用薬	4490026F3039	モンテルカストナトリウム	5 m g 1 錠	局	シングレア錠 5 m g	オルガノン	46. 00
内用薬	4490026F4027	モンテルカストナトリウム	1 0 m g 1 錠		キプレスOD錠 1 0 m g	杏林製薬	41. 90
内用薬	4490026F4035	モンテルカストナトリウム	1 0 m g 1 錠		シングレアOD錠 1 0 m g	オルガノン	41. 90
内用薬	4490027F1022	ロラタジン	1 0 m g 1 錠		クラリチン錠 1 0 m g	バイエル薬品	25. 90
内用薬	4490027F2029	ロラタジン	1 0 m g 1 錠		クラリチンレディタブ錠 1 0 m g	バイエル薬品	25. 90
内用薬	4490027R1029	ロラタジン	1 % 1 g		クラリチンドライシロップ 1 %	バイエル薬品	47. 00
内用薬	4490028F1027	レボセチリジン塩酸塩	5 m g 1 錠		ザイザル錠 5 m g	グラクソ・スミスク ライン	32. 00
内用薬	4490100F1021	フェキソフェナジン塩酸塩・ 塩酸プソイドエフェドリン	1 錠		ディレグラ配合錠	L T L ファーマ	24. 70
内用薬	6132011F1080	セフポドキシム プロキセチ ル	1 0 0 m g 1 錠	局	バナン錠 1 0 0 m g	第一三共	36. 40
内用薬	6132011R1078	セフポドキシム プロキセチ ル	5 0 m g 1 g	局	バナンドライシロップ 5 %	第一三共	24. 20
内用薬	6132013C1031	セフジニル	1 0 0 m g 1 g	局	セフゾン細粒小児用 1 0 %	L T L ファーマ	55. 30
内用薬	6149002F1029	ロキシスロマイシン	1 5 0 m g 1 錠	局	ルリッド錠 1 5 0	サノフィ	18. 70
内用薬	6149003F1023	クラリスロマイシン	5 0 m g 1 錠	局	クラリシッド錠 5 0 m g 小児用	日本ケミファ	16. 90
内用薬	6149003F1031	クラリスロマイシン	5 0 m g 1 錠	局	クラリス錠 5 0 小児用	大正製薬	16. 90
内用薬	6149004C1030	アジスロマイシン水和物	1 0 0 m g 1 g		ジスロマック細粒小児用 1 0 %	ファイザー	113. 20
内用薬	6149004F1028	アジスロマイシン水和物	2 5 0 m g 1 錠		ジスロマック錠 2 5 0 m g	ファイザー	115. 00
内用薬	6149004M1027	アジスロマイシン水和物	1 0 0 m g 1 カプセル		ジスロマックカプセル小児用 1 0 0 m g	ファイザー	68. 40
内用薬	6179001F1023	ポリコナゾール	5 0 m g 1 錠	局	ブイフェンド錠 5 0 m g	ファイザー	236. 30
内用薬	6179001F2020	ポリコナゾール	2 0 0 m g 1 錠	局	ブイフェンド錠 2 0 0 m g	ファイザー	868. 30
内用薬	6219001H1056	サラゾスルファピリジン	5 0 0 m g 1 錠		アザルフィジンE N錠 5 0 0 m g	あゆみ製薬	21. 00
内用薬	6219001H2036	サラゾスルファピリジン	2 5 0 m g 1 錠		アザルフィジンE N錠 2 5 0 m g	あゆみ製薬	14. 00
内用薬	6241010C1024	トスフロキサシントシル酸塩 水和物	1 5 0 m g 1 g		オゼックス細粒小児用 1 5 %	富士フイルム富山化 学	256. 50
内用薬	6241013C2024	レボフロキサシン水和物	1 0 0 m g 1 g（レボフ ロキサシンとして）	局	クラビット細粒 1 0 %	第一三共	32. 50
内用薬	6241013F2020	レボフロキサシン水和物	2 5 0 m g 1 錠（レボフ ロキサシンとして）	局	クラビット錠 2 5 0 m g	第一三共	59. 80
内用薬	6241013F3027	レボフロキサシン水和物	5 0 0 m g 1 錠（レボフ ロキサシンとして）	局	クラビット錠 5 0 0 m g	第一三共	91. 80
内用薬	6249002F1024	リネゾリド	6 0 0 m g 1 錠		ザイボックス錠 6 0 0 m g	ファイザー	5, 243. 90
内用薬	6250002D1024	アシクロビル	4 0 % 1 g	局	ゾビラックス顆粒 4 0 %	グラクソ・スミスク ライン	51. 70
内用薬	6250019F1020	バラシクロビル塩酸塩	5 0 0 m g 1 錠	局	バルトレックス錠 5 0 0	グラクソ・スミスク ライン	112. 10
内用薬	6250021M1027	オセルタミビルリン酸塩	7 5 m g 1 カプセル		タミフルカプセル 7 5	中外製薬	172. 30
内用薬	6250021R1024	オセルタミビルリン酸塩	3 % 1 g		タミフルドライシロップ 3 %	中外製薬	103. 00
内用薬	6250029F1024	エンテカビル水和物	0. 5 m g 1 錠		バラクルード錠 0. 5 m g	ブリストル・マイ ヤーズ スクイブ	165. 20
内用薬	6250031F1021	ファムシクロビル	2 5 0 m g 1 錠		ファムビル錠 2 5 0 m g	旭化成ファーマ	180. 20
内用薬	6250102F1031	ラミブジン・アバカビル硫酸 塩	1 錠		エブジコム配合錠	ヴィーブヘルスケア	1, 788. 40
内用薬	6290004M1029	イトラコナゾール	5 0 m g 1 カプセル		イトリゾールカプセル 5 0	ヤンセンファーマ	85. 40
内用薬	6290005F1024	テルビナフィン塩酸塩	1 2 5 m g 1 錠	局	ラミシール錠 1 2 5 m g	サンファーマ	32. 70
注射薬	1129400A1054	デクスメデトミジン塩酸塩	2 0 0 μ g 2 m L 1 瓶		プレセデックス静注液 2 0 0 μ g 「ファイザー」	ファイザー	2, 154. 00
注射薬	1129400G1022	デクスメデトミジン塩酸塩	2 0 0 μ g 5 0 m L 1 筒		プレセデックス静注液 2 0 0 μ g／5 0 m L シリ ンジ「ファイザー」	ファイザー	1, 927. 00
注射薬	1139402A1025	レベチラセタム	5 0 0 m g 5 m L 1 瓶		イーケブラ点滴静注 5 0 0 m g	ユーシービージャパ ン	1, 180. 00
注射薬	1190401A1023	エダラボン	3 0 m g 2 0 m L 1 管	局	ラジカット注 3 0 m g	田辺ファーマ	1, 731. 00
注射薬	1190401G1026	エダラボン	3 0 m g 1 0 0 m L 1 キット	局	ラジカット点滴静注バッグ 3 0 m g	田辺ファーマ	1, 731. 00
注射薬	1214405A1025	ロピバカイン塩酸塩水和物	0. 2 % 1 0 m L 1 管		アナペイン注 2 m g／m L	サンドファーマ	287. 00
注射薬	1214405A2021	ロピバカイン塩酸塩水和物	0. 2 % 1 0 0 m L 1 袋		アナペイン注 2 m g／m L	サンドファーマ	2, 353. 00
注射薬	1214405A3028	ロピバカイン塩酸塩水和物	0. 7 5 % 1 0 m L 1 管		アナペイン注 7. 5 m g／m L	サンドファーマ	520. 00
注射薬	1214405A4024	ロピバカイン塩酸塩水和物	0. 7 5 % 2 0 m L 1 管		アナペイン注 7. 5 m g／m L	サンドファーマ	940. 00
注射薬	1214405A5020	ロピバカイン塩酸塩水和物	1 % 1 0 m L 1 管		アナペイン注 1 0 m g／m L	サンドファーマ	640. 00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	1214405A6027	ロビバカイン塩酸塩水和物	1 % 2 0 m L 1 管	アナペイン注 1 0 m g / m L	サンドファーマ	802.00
注射薬	1319403A1036	ラニビズマブ（遺伝子組換え）	0 . 5 m g 0 . 0 5 m L 1 瓶	ルセンチイス硝子体内注射液 1 0 m g / m L	ノバルティスファーマ	108,517.00
注射薬	1319403G1020	ラニビズマブ（遺伝子組換え）	0 . 5 m g 0 . 0 5 m L 1 筒	ルセンチイス硝子体内注射用キット 1 0 m g / m L	ノバルティスファーマ	92,753.00
注射薬	1319405A1027	アフリベルセプト（遺伝子組換え）	2 m g 0 . 0 5 m L 1 瓶	アイリーア硝子体内注射液 4 0 m g / m L	バイエル薬品	113,912.00
注射薬	1319405G1020	アフリベルセプト（遺伝子組換え）	2 m g 0 . 0 5 m L 1 筒	アイリーア硝子体内注射用キット 4 0 m g / m L	バイエル薬品	99,522.00
注射薬	2119402A1299	ドパミン塩酸塩	1 0 0 m g 5 m L 1 管	局 イノバン注 1 0 0 m g	テルモ	182.00
注射薬	2119402P3030	ドパミン塩酸塩	0 . 1 % 5 0 m L 1 筒	イノバン注 0 . 1 % シリンジ	テルモ	509.00
注射薬	2119402P4037	ドパミン塩酸塩	0 . 3 % 5 0 m L 1 筒	イノバン注 0 . 3 % シリンジ	テルモ	711.00
注射薬	2119402P5025	ドパミン塩酸塩	0 . 6 % 5 0 m L 1 筒	イノバン注 0 . 6 % シリンジ	テルモ	1,341.00
注射薬	2119404A1026	ドブタミン塩酸塩	1 0 0 m g 1 管	ドブトレックス注射液 1 0 0 m g	共和薬品工業	298.00
注射薬	2119408A1024	ミルリノン	1 0 m g 1 0 m L 1 管	ミルリーラ注射液 1 0 m g	日医工	1,969.00
注射薬	2123404D1033	ランジオロール塩酸塩	5 0 m g 1 瓶	オノアクト点滴静注用 5 0 m g	小野薬品工業	3,539.00
注射薬	2123404D3028	ランジオロール塩酸塩	1 5 0 m g 1 瓶	オノアクト点滴静注用 1 5 0 m g	小野薬品工業	9,057.00
注射薬	2129402A1040	ベラパミル塩酸塩	0 . 2 5 % 2 m L 1 管	局 ワソラン静注 5 m g	エーザイ	192.00
注射薬	2129410A1028	アミオダロン塩酸塩	1 5 0 m g 3 m L 1 管	アンカロン注 1 5 0	サノフィ	1,152.00
注射薬	2133400D1082	カンレノ酸カリウム	1 0 0 m g 1 管	ソルダクトン静注用 1 0 0 m g	ファイザー	176.00
注射薬	2133400D2097	カンレノ酸カリウム	2 0 0 m g 1 管	ソルダクトン静注用 2 0 0 m g	ファイザー	275.00
注射薬	2139401A1033	フロセミド	1 0 0 m g 1 管	局 ラシックス注 1 0 0 m g	サノフィ	126.00
注射薬	2171404A9035	硝酸イソソルビド	0 . 0 5 % 2 0 0 m L 1 袋	ニトロール点滴静注 1 0 0 m g バッグ	エーザイ	1,895.00
注射薬	2171404G1029	硝酸イソソルビド	5 m g 1 0 m L 1 筒	ニトロール注 5 m g シリンジ	エーザイ	206.00
注射薬	2171404G2025	硝酸イソソルビド	2 5 m g 5 0 m L 1 筒	ニトロール持続静注 2 5 m g シリンジ	エーザイ	607.00
注射薬	2171405D3020	ジルチアゼム塩酸塩	2 5 0 m g 1 瓶	ヘルベッサー注射用 2 5 0	田辺ファーマ	1,419.00
注射薬	2171405D4050	ジルチアゼム塩酸塩	1 0 m g 1 瓶	ヘルベッサー注射用 1 0	田辺ファーマ	156.00
注射薬	2171405D5057	ジルチアゼム塩酸塩	5 0 m g 1 瓶	ヘルベッサー注射用 5 0	田辺ファーマ	411.00
注射薬	2171406D1021	ニコランジル	2 m g 1 瓶	シグマート注 2 m g	中外製薬	138.00
注射薬	2171406D2028	ニコランジル	1 2 m g 1 瓶	シグマート注 1 2 m g	中外製薬	506.00
注射薬	2171406D3024	ニコランジル	4 8 m g 1 瓶	シグマート注 4 8 m g	中外製薬	1,680.00
注射薬	2190402D2092	アルプロスタジル アルファデクス	5 0 0 μ g 1 瓶	プロスタンディン点滴静注用 5 0 0 μ g	丸石製薬	5,934.00
注射薬	2190402D3064	アルプロスタジル アルファデクス	2 0 μ g 1 瓶	プロスタンディン注射用 2 0 μ g	丸石製薬	443.00
注射薬	2190406A1055	アルプロスタジル	5 μ g 1 m L 1 管	局 パルクス注 5 μ g	大正製薬	1,204.00
注射薬	2190406A1063	アルプロスタジル	5 μ g 1 m L 1 管	局 リプル注 5 μ g	田辺ファーマ	1,204.00
注射薬	2190406A2051	アルプロスタジル	1 0 μ g 2 m L 1 管	局 パルクス注 1 0 μ g	大正製薬	1,295.00
注射薬	2190406A2060	アルプロスタジル	1 0 μ g 2 m L 1 管	局 リプル注 1 0 μ g	田辺ファーマ	1,295.00
注射薬	2190406G2038	アルプロスタジル	1 0 μ g 2 m L 1 筒	局 パルクス注 ディスポ 1 0 μ g	大正製薬	1,482.00
注射薬	2190406G2046	アルプロスタジル	1 0 μ g 2 m L 1 筒	局 リプルキット注 1 0 μ g	田辺ファーマ	1,482.00
注射薬	2190408A2026	アルガトロバン水和物	1 0 m g 2 m L 1 管	スロンノンH I 注 1 0 m g / 2 m L	アルフレッサファーマ	1,284.00
注射薬	2190408A2034	アルガトロバン水和物	1 0 m g 2 m L 1 管	ノバスタンH I 注 1 0 m g / 2 m L	田辺ファーマ	1,205.00
注射薬	2190413F1028	エポプロステノールナトリウム	0 . 5 m g 1 瓶（溶解液付）	静注用フローラン 0 . 5 m g	グラクソ・スミスクライン	11,247.00
注射薬	2190413F2024	エポプロステノールナトリウム	0 . 5 m g 1 瓶	静注用フローラン 0 . 5 m g	グラクソ・スミスクライン	6,194.00
注射薬	2190413F3020	エポプロステノールナトリウム	1 . 5 m g 1 瓶	静注用フローラン 1 . 5 m g	グラクソ・スミスクライン	12,123.00
注射薬	2190413F4027	エポプロステノールナトリウム	1 . 5 m g 1 瓶（溶解液付）	静注用フローラン 1 . 5 m g	グラクソ・スミスクライン	19,309.00
注射薬	2190414A1033	ファスジル塩酸塩水和物	3 0 . 8 m g 2 m L 1 管	エリル点滴静注液 3 0 m g	旭化成ファーマ	1,693.00
注射薬	2190501A4084	濃グリセリン・果糖	2 0 0 m L 1 袋	グリセオール注	太陽ファルマ	302.00
注射薬	2190501A5064	濃グリセリン・果糖	5 0 0 m L 1 袋	グリセオール注	太陽ファルマ	706.00
注射薬	2190501A6087	濃グリセリン・果糖	3 0 0 m L 1 袋	グリセオール注	太陽ファルマ	373.00
注射薬	2219403A1027	フルマゼニル	0 . 5 m g 5 m L 1 管	アネキセート注射液 0 . 5 m g	サンドファーマ	1,492.00
注射薬	2325400A1077	シメチジン	1 0 % 2 m L 1 管	タガメット注射液 2 0 0 m g	住友ファーマ	78.00
注射薬	2325401A1020	ファモチジン	1 0 m g 1 m L 1 管	局 ガスター注射液 1 0 m g	L T L ファーマ	143.00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
注射薬	2325401A2027	ファモチジン	2 0 m g 2 m L 1 管	局	ガスター注射液 2 0 m g	L T L ファーマ	140.00
注射薬	2391400A3024	グラニセトロン塩酸塩	1 m g 1 m L 1 管		カイトリル注 1 m g	太陽ファルマ	521.00
注射薬	2391400A4020	グラニセトロン塩酸塩	3 m g 3 m L 1 管		カイトリル注 3 m g	太陽ファルマ	1,250.00
注射薬	2391404A1020	パロノセトロン塩酸塩	0. 7 5 m g 5 m L 1 瓶		アロキシ静注 0. 7 5 m g	大鵬薬品工業	7,411.00
注射薬	2391404G1022	パロノセトロン塩酸塩	0. 7 5 m g 5 0 m L 1 袋		アロキシ点滴静注バッグ 0. 7 5 m g	大鵬薬品工業	6,826.00
注射薬	2399402F1026	インフリキシマブ（遺伝子組換え）	1 0 0 m g 1 瓶		レミケード点滴静注用 1 0 0	田辺ファーマ	35,981.00
注射薬	2412402D9038	ソマトロピン（遺伝子組換え）	5. 3 3 m g 1 筒（溶解液付）		ジェノトロピンTC注用 5. 3 m g	ファイザー	13,101.00
注射薬	2412402L4057	ソマトロピン（遺伝子組換え）	1 2 m g 1 筒（溶解液付）		ジェノトロピンTC注用 1 2 m g	ファイザー	29,742.00
注射薬	2412402P4024	ソマトロピン（遺伝子組換え）	5. 3 3 m g 1 キット		ジェノトロピンゴークイック注用 5. 3 m g	ファイザー	21,455.00
注射薬	2412402P5020	ソマトロピン（遺伝子組換え）	1 2 m g 1 キット		ジェノトロピンゴークイック注用 1 2 m g	ファイザー	52,414.00
注射薬	2439400G1020	テリパラチド（遺伝子組換え）	6 0 0 μ g 1 キット		フォルテオ皮下注キット 6 0 0 μ g	日本イーライリリー	20,071.00
注射薬	2452402A2040	ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム	1 0 0 m g 2 m L 1 瓶		水溶性ハイドロコートン注射液 1 0 0 m g	日医工	495.00
注射薬	2452402A5090	ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム	5 0 0 m g 1 0 m L 1 瓶		水溶性ハイドロコートン注射液 5 0 0 m g	日医工	1,782.00
注射薬	2492414A1026	インスリンリスプロ（遺伝子組換え）	3 0 0 単位 1 筒		ヒューマログ注カート	日本イーライリリー	903.00
注射薬	2492414A2030	インスリンリスプロ（遺伝子組換え）	1 0 0 単位 1 m L バイアル		ヒューマログ注 1 0 0 単位／m L	日本イーライリリー	215.00
注射薬	2492414G5024	インスリンリスプロ（遺伝子組換え）	3 0 0 単位 1 キット		ヒューマログ注ミリオペン	日本イーライリリー	1,108.00
注射薬	2492414G9020	インスリンリスプロ（遺伝子組換え）	3 0 0 単位 1 キット		ヒューマログ注ミリオペンHD	日本イーライリリー	1,108.00
注射薬	2492415A2035	インスリンアスパルト（遺伝子組換え）	3 0 0 単位 1 筒		ノボラピッド注 ペンフィル	ノボ ノルディスクファーマ	732.00
注射薬	2492415G6025	インスリンアスパルト（遺伝子組換え）	3 0 0 単位 1 キット		ノボラピッド注 フレックスタッチ	ノボ ノルディスクファーマ	1,380.00
注射薬	2492416A1033	インスリングルラルギン（遺伝子組換え）	3 0 0 単位 1 筒	局	ランタス注カート	サノフィ	773.00
注射薬	2492416A3036	インスリングルラルギン（遺伝子組換え）	1 0 0 単位 1 m L バイアル	局	ランタス注 1 0 0 単位／m L	サノフィ	241.00
注射薬	2499401A2050	ジノプロスト	1 m g 1 m L 1 管		プロスタルモン・F 注射液 1 0 0 0	丸石製薬	342.00
注射薬	2499403A1037	オクトレオチド酢酸塩	5 0 μ g 1 m L 1 管		サンドスタチン皮下注用 5 0 μ g	ノバルティスファーマ	566.00
注射薬	2499403A2033	オクトレオチド酢酸塩	1 0 0 μ g 1 m L 1 管		サンドスタチン皮下注用 1 0 0 μ g	ノバルティスファーマ	963.00
注射薬	2499407D1031	リユープロレリン酢酸塩	3. 7 5 m g 1 瓶（懸濁用液付）		リユープリン注射用 3. 7 5 m g	武田薬品工業	23,243.00
注射薬	2499407D2038	リユープロレリン酢酸塩	1. 8 8 m g 1 瓶（懸濁用液付）		リユープリン注射用 1. 8 8 m g	武田薬品工業	15,850.00
注射薬	2499407G1054	リユープロレリン酢酸塩	1. 8 8 m g 1 筒		リユープリン注射用キット 1. 8 8 m g	武田薬品工業	16,187.00
注射薬	2499407G2050	リユープロレリン酢酸塩	3. 7 5 m g 1 筒		リユープリン注射用キット 3. 7 5 m g	武田薬品工業	21,354.00
注射薬	2499407G3030	リユープロレリン酢酸塩	1 1. 2 5 m g 1 筒		リユープリンSR注射用キット 1 1. 2 5 m g	武田薬品工業	40,500.00
注射薬	2590402A1156	リトドリン塩酸塩	1 % 5 m L 1 管	局	ウテメリン注 5 0 m g	キッセイ薬品工業	463.00
注射薬	3112401A1026	マキサカルシトール	2. 5 μ g 1 m L 1 管		オキサロール注 2. 5 μ g	L T L ファーマ	422.00
注射薬	3112401A2022	マキサカルシトール	5 μ g 1 m L 1 管		オキサロール注 5 μ g	L T L ファーマ	551.00
注射薬	3112401A3029	マキサカルシトール	1 0 μ g 1 m L 1 管		オキサロール注 1 0 μ g	L T L ファーマ	800.00
注射薬	3112402A1020	カルシトリオール	0. 5 μ g 1 m L 1 管		ロカルトロール注 0. 5	協和キリン	528.00
注射薬	3112402A2027	カルシトリオール	1 μ g 1 m L 1 管		ロカルトロール注 1	協和キリン	806.00
注射薬	3136403A1140	メコバラミン	0. 5 m g 1 管		メチコバル注射液 5 0 0 μ g	エーザイ	92.00
注射薬	3229501A1027	塩化マンガン・硫酸亜鉛水和物配合剤	2 m L 1 管		エレメンミック注	エイワイファーマ	94.00
注射薬	3399405A1027	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	7 5 μ g 0. 3 m L 1 管	局	グラン注射液 7 5	協和キリン	6,082.00
注射薬	3399405A4026	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	3 0 0 μ g 0. 7 m L 1 管	局	グラン注射液M 3 0 0	協和キリン	7,111.00
注射薬	3399405G1020	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	7 5 μ g 0. 3 m L 1 筒	局	グランシリンジ 7 5	協和キリン	4,025.00
注射薬	3399405G2026	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	1 5 0 μ g 0. 6 m L 1 筒	局	グランシリンジ 1 5 0	協和キリン	7,947.00
注射薬	3399405G3022	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	3 0 0 μ g 0. 7 m L 1 筒	局	グランシリンジM 3 0 0	協和キリン	6,979.00
注射薬	3399410G1020	ペグフィルグラスチム（遺伝子組換え）	3. 6 m g 0. 3 6 m L 1 筒		ジーラスタ皮下注 3. 6 m g	協和キリン	77,753.00
注射薬	3399410G2027	ペグフィルグラスチム（遺伝子組換え）	3. 6 m g 0. 3 6 m L 1 キット		ジーラスタ皮下注 3. 6 m g ボディーポッド	協和キリン	90,969.00
注射薬	3929409A1023	スガマデクスナトリウム	2 0 0 m g 2 m L 1 瓶		ブリディオオン静注 2 0 0 m g	MSD	5,578.00
注射薬	3929409A2020	スガマデクスナトリウム	5 0 0 m g 5 m L 1 瓶		ブリディオオン静注 5 0 0 m g	MSD	15,603.00
注射薬	3959409D1029	アガルシダーゼベータ（遺伝子組換え）	5 m g 1 瓶		ファブラザイム点滴静注用 5 m g	サノフィ	95,674.00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
注射薬	3959409D2025	アガルシダーゼベータ（遺伝子組換え）	3 5 m g 1 瓶		ファブラザイム点滴静注用 3 5 m g	サノフィ	528, 502. 00
注射薬	3999401A1200	エルカトニン	4 0 エルカトニン単位 1 m L 1 管		エルシトニン注 4 0 単位	旭化成ファーマ	344. 00
注射薬	3999401A2028	エルカトニン	1 0 エルカトニン単位 1 m L 1 管		エルシトニン注 1 0 単位	旭化成ファーマ	95. 00
注射薬	3999401A3024	エルカトニン	2 0 エルカトニン単位 1 m L 1 管		エルシトニン注 2 0 S	旭化成ファーマ	134. 00
注射薬	3999401G2020	エルカトニン	2 0 エルカトニン単位 1 m L 1 筒		エルシトニン注 2 0 S ディスポ	旭化成ファーマ	659. 00
注射薬	3999408G1247	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 2 . 5 m L 1 筒	局	アルツディスポ関節注 2 5 m g	生化学工業	663. 00
注射薬	3999411H3026	オザグレルナトリウム	4 0 m g 5 m L 1 管	局	カタクロット注射液 4 0 m g	丸石製薬	644. 00
注射薬	3999419G1024	アレンドロン酸ナトリウム水和物	9 0 0 μ g 1 0 0 m L 1 袋		ボナロン点滴静注バッグ 9 0 0 μ g	帝人ファーマ	2, 955. 00
注射薬	3999422D1020	シベレスタットナトリウム水和物	1 0 0 m g 1 瓶	局	注射用エラスポール 1 0 0	丸石製薬	2, 938. 00
注射薬	3999423A1044	ゾレドロン酸水和物	4 m g 5 m L 1 瓶		ゾメタ点滴静注 4 m g ／ 5 m L	ノバルティスファーマ	7, 096. 00
注射薬	3999423A2024	ゾレドロン酸水和物	4 m g 1 0 0 m L 1 瓶		ゾメタ点滴静注 4 m g ／ 1 0 0 m L	ノバルティスファーマ	9, 442. 00
注射薬	3999424D1029	エタネルセプト（遺伝子組換え）	2 5 m g 1 瓶		エンブレル皮下注用 2 5 m g	ファイザー	12, 337. 00
注射薬	3999424D2025	エタネルセプト（遺伝子組換え）	1 0 m g 1 瓶		エンブレル皮下注用 1 0 m g	ファイザー	4, 485. 00
注射薬	3999424G1025	エタネルセプト（遺伝子組換え）	2 5 m g 0 . 5 m L 1 筒		エンブレル皮下注 2 5 m g シリンジ 0 . 5 m L	ファイザー	8, 396. 00
注射薬	3999424G2021	エタネルセプト（遺伝子組換え）	5 0 m g 1 m L 1 筒		エンブレル皮下注 5 0 m g シリンジ 1 . 0 m L	ファイザー	17, 524. 00
注射薬	3999424G3028	エタネルセプト（遺伝子組換え）	5 0 m g 1 m L 1 キット		エンブレル皮下注 5 0 m g ペン 1 . 0 m L	ファイザー	14, 591. 00
注射薬	3999424G4024	エタネルセプト（遺伝子組換え）	2 5 m g 0 . 5 m L 1 キット		エンブレル皮下注 2 5 m g ペン 0 . 5 m L	ファイザー	7, 592. 00
注射薬	3999424G5020	エタネルセプト（遺伝子組換え）	2 5 m g 0 . 5 m L 1 カセット		エンブレル皮下注 2 5 m g クリックワイズ用 0 . 5 m L	ファイザー	8, 880. 00
注射薬	3999424G6027	エタネルセプト（遺伝子組換え）	5 0 m g 1 m L 1 カセット		エンブレル皮下注 5 0 m g クリックワイズ用 1 . 0 m L	ファイザー	16, 429. 00
注射薬	3999425S5028	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	1 0 μ g 0 . 5 m L 1 筒		ネスブ注射液 1 0 μ g プラシリンジ	協和キリン	841. 00
注射薬	3999425S6024	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	1 5 μ g 0 . 5 m L 1 筒		ネスブ注射液 1 5 μ g プラシリンジ	協和キリン	1, 810. 00
注射薬	3999425S7020	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	2 0 μ g 0 . 5 m L 1 筒		ネスブ注射液 2 0 μ g プラシリンジ	協和キリン	1, 955. 00
注射薬	3999425S8027	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	3 0 μ g 0 . 5 m L 1 筒		ネスブ注射液 3 0 μ g プラシリンジ	協和キリン	3, 404. 00
注射薬	3999425S9023	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	4 0 μ g 0 . 5 m L 1 筒		ネスブ注射液 4 0 μ g プラシリンジ	協和キリン	3, 884. 00
注射薬	3999425U1023	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	6 0 μ g 0 . 5 m L 1 筒		ネスブ注射液 6 0 μ g プラシリンジ	協和キリン	5, 212. 00
注射薬	3999425U2020	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	1 2 0 μ g 0 . 5 m L 1 筒		ネスブ注射液 1 2 0 μ g プラシリンジ	協和キリン	8, 615. 00
注射薬	3999425U3026	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	1 8 0 μ g 0 . 5 m L 1 筒		ネスブ注射液 1 8 0 μ g プラシリンジ	協和キリン	11, 281. 00
注射薬	3999425U4022	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	5 μ g 0 . 5 m L 1 筒		ネスブ注射液 5 μ g プラシリンジ	協和キリン	800. 00
注射薬	3999426G3027	アダリムマブ（遺伝子組換え）	4 0 m g 0 . 4 m L 1 筒		ヒュミラ皮下注 4 0 m g シリンジ 0 . 4 m L	アッヴィ	46, 856. 00
注射薬	3999426G4023	アダリムマブ（遺伝子組換え）	8 0 m g 0 . 8 m L 1 筒		ヒュミラ皮下注 8 0 m g シリンジ 0 . 8 m L	アッヴィ	88, 274. 00
注射薬	3999426G5020	アダリムマブ（遺伝子組換え）	4 0 m g 0 . 4 m L 1 キット		ヒュミラ皮下注 4 0 m g ペン 0 . 4 m L	アッヴィ	40, 275. 00
注射薬	3999426G6026	アダリムマブ（遺伝子組換え）	8 0 m g 0 . 8 m L 1 キット		ヒュミラ皮下注 8 0 m g ペン 0 . 8 m L	アッヴィ	83, 873. 00
注射薬	3999426G7022	アダリムマブ（遺伝子組換え）	2 0 m g 0 . 2 m L 1 筒		ヒュミラ皮下注 2 0 m g シリンジ 0 . 2 m L	アッヴィ	22, 761. 00
注射薬	3999431G1025	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）	4 5 m g 0 . 5 m L 1 筒		ステラーラ皮下注 4 5 m g シリンジ	ヤンセンファーマ	192, 647. 00
注射薬	3999436G1028	レボカルニチン	1 , 0 0 0 m g 5 m L 1 筒		エルカルチン F F 静注 1 0 0 0 m g シリンジ	大塚製薬	772. 00
注射薬	3999438G1027	イバンドロン酸ナトリウム水和物	1 m g 1 m L 1 筒		ボンビバ静注 1 m g シリンジ	大正製薬	3, 204. 00
注射薬	4219405A1025	ベンダムスチン塩酸塩水和物	1 0 0 m g 4 m L 1 瓶		トレアキシシ点滴静注液 1 0 0 m g ／ 4 m L	シンバイオ製薬	66, 868. 00
注射薬	4219405D1021	ベンダムスチン塩酸塩	1 0 0 m g 1 瓶		トレアキシシ点滴静注用 1 0 0 m g	シンバイオ製薬	72, 394. 00
注射薬	4219405D2028	ベンダムスチン塩酸塩	2 5 m g 1 瓶		トレアキシシ点滴静注用 2 5 m g	シンバイオ製薬	20, 060. 00
注射薬	4224401A6037	シタラビン	4 0 0 m g 1 管		キロサイド N 注 4 0 0 m g	日本新薬	2, 001. 00
注射薬	4224401A7025	シタラビン	1 g 1 瓶		キロサイド N 注 1 g	日本新薬	3, 622. 00
注射薬	4229401D1020	ペメトレキセドナトリウム水和物	5 0 0 m g 1 瓶		アリムタ注射用 5 0 0 m g	日本イーライリリー	75, 061. 00
注射薬	4229401D2026	ペメトレキセドナトリウム水和物	1 0 0 m g 1 瓶		アリムタ注射用 1 0 0 m g	日本イーライリリー	18, 621. 00
注射薬	4235402D1030	ドキシソルビシン塩酸塩	1 0 m g 1 瓶	局	アドリアシン注用 1 0	サンドファーマ	1, 939. 00
注射薬	4235402D2036	ドキシソルビシン塩酸塩	5 0 m g 1 瓶	局	アドリアシン注用 5 0	サンドファーマ	6, 210. 00
注射薬	4240403A2042	エトポシド	1 0 0 m g 5 m L 1 瓶		ラステット注 1 0 0 m g ／ 5 m L	日本化薬	2, 309. 00
注射薬	4240403A2050	エトポシド	1 0 0 m g 5 m L 1 瓶		ペプシド注 1 0 0 m g	チェプラファーム	2, 469. 00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
注射薬	4240404A1091	イリノテカン塩酸塩水和物	4 0 m g 2 m L 1 瓶	局	トポテシン点滴静注 4 0 m g	アルフレッサファーマ	1,039.00
注射薬	4240404A2098	イリノテカン塩酸塩水和物	1 0 0 m g 5 m L 1 瓶	局	トポテシン点滴静注 1 0 0 m g	アルフレッサファーマ	2,444.00
注射薬	4240405A1037	ドセタキセル水和物	2 0 m g 0 . 5 m L 1 瓶 (溶解液付)	局	タキソテール点滴静注用 2 0 m g	サノフィ	4,622.00
注射薬	4240405A2033	ドセタキセル水和物	8 0 m g 2 m L 1 瓶 (溶解液付)	局	タキソテール点滴静注用 8 0 m g	サノフィ	16,163.00
注射薬	4240405A3021	ドセタキセル水和物	2 0 m g 1 m L 1 瓶	局	ワンタキソテール点滴静注 2 0 m g ／ 1 m L	サノフィ	4,622.00
注射薬	4240405A4028	ドセタキセル水和物	8 0 m g 4 m L 1 瓶	局	ワンタキソテール点滴静注 8 0 m g ／ 4 m L	サノフィ	16,163.00
注射薬	4291403A2084	カルボプラチン	1 5 0 m g 1 5 m L 1 瓶	局	パラプラチン注射液 1 5 0 m g	チェプラファーム	3,001.00
注射薬	4291403A3080	カルボプラチン	4 5 0 m g 4 5 m L 1 瓶	局	パラプラチン注射液 4 5 0 m g	チェプラファーム	7,514.00
注射薬	4291406D5024	トラスツズマブ（遺伝子組換え）	6 0 m g 1 瓶		ハーセプチン注射用 6 0	中外製薬	9,807.00
注射薬	4291406D6020	トラスツズマブ（遺伝子組換え）	1 5 0 m g 1 瓶		ハーセプチン注射用 1 5 0	中外製薬	22,063.00
注射薬	4291407A1035	リツキシマブ（遺伝子組換え）	1 0 0 m g 1 0 m L 1 瓶		リツキサン点滴静注 1 0 0 m g	全薬工業	15,341.00
注射薬	4291407A2031	リツキシマブ（遺伝子組換え）	5 0 0 m g 5 0 m L 1 瓶		リツキサン点滴静注 5 0 0 m g	全薬工業	78,002.00
注射薬	4291410A1029	オキサリプラチン	5 0 m g 1 0 m L 1 瓶	局	エルブラット点滴静注液 5 0 m g	高田製薬	8,074.00
注射薬	4291410A2025	オキサリプラチン	1 0 0 m g 2 0 m L 1 瓶	局	エルブラット点滴静注液 1 0 0 m g	高田製薬	16,840.00
注射薬	4291410A3021	オキサリプラチン	2 0 0 m g 4 0 m L 1 瓶	局	エルブラット点滴静注液 2 0 0 m g	高田製薬	21,535.00
注射薬	4291412D1024	ボルテゾミブ	3 m g 1 瓶		ベルケイド注射用 3 m g	ヤンセンファーマ	66,114.00
注射薬	4291413A1022	ベバシズマブ（遺伝子組換え）	1 0 0 m g 4 m L 1 瓶		アバスチン点滴静注用 1 0 0 m g ／ 4 m L	中外製薬	15,049.00
注射薬	4291413A2029	ベバシズマブ（遺伝子組換え）	4 0 0 m g 1 6 m L 1 瓶		アバスチン点滴静注用 4 0 0 m g ／ 1 6 m L	中外製薬	56,525.00
注射薬	4291419D1026	アザシチジン	1 0 0 m g 1 瓶		ビダーザ注射用 1 0 0 m g	日本新薬	19,862.00
注射薬	4291420A1022	エリブリンメシル酸塩	1 m g 2 m L 1 瓶		ハラヴェン静注 1 m g	エーザイ	50,010.00
注射薬	6119401D1035	テイコブラニン	2 0 0 m g 1 瓶		注射用タゴシッド 2 0 0 m g	サノフィ	1,397.00
注射薬	6119402D1021	ダブトマイシン	3 5 0 m g 1 瓶		キュビシン静注用 3 5 0 m g	MSD	8,154.00
注射薬	6132400G4020	セフォチアム塩酸塩	1 g 1 キット（5％ブドウ糖注射液 1 0 0 m L 付）	局	パンスポリン静注用 1 g バッグ G	T’ s 製薬	1,429.00
注射薬	6139501D2105	イミペネム水和物・シラスタチンナトリウム	5 0 0 m g 1 瓶	局	チエナム点滴静注用 0 . 5 g	MSD	901.00
注射薬	6139505G1022	タゾバクタム・ピペラシリン水和物	（4 . 5 g）1 キット（生理食塩液 1 0 0 m L 付）		ゾシン配合点滴静注用バッグ 4 . 5	大鵬薬品工業	1,724.00
注射薬	6179400D1020	ミカファンギンナトリウム	5 0 m g 1 瓶		ファンガード点滴用 5 0 m g	サンドファーマ	2,472.00
注射薬	6179400D2027	ミカファンギンナトリウム	7 5 m g 1 瓶		ファンガード点滴用 7 5 m g	サンドファーマ	3,965.00
注射薬	6241402A1021	レボフロキサシン水和物	5 0 0 m g 2 0 m L 1 瓶	局	クラビット点滴静注 5 0 0 m g ／ 2 0 m L	第一三共	2,825.00
注射薬	6241402G1024	レボフロキサシン水和物	5 0 0 m g 1 0 0 m L 1 キット	局	クラビット点滴静注バッグ 5 0 0 m g ／ 1 0 0 m L	第一三共	2,026.00
注射薬	6249401A1025	リネゾリド	6 0 0 m g 3 0 0 m L 1 袋		ザイボックス注射液 6 0 0 m g	ファイザー	8,596.00
注射薬	6250402F1036	ガンシクロビル	5 0 0 m g 1 瓶		デノシン点滴静注用 5 0 0 m g	田辺ファーマ	9,360.00
注射薬	6399421A1020	トシリズマブ（遺伝子組換え）	2 0 0 m g 1 0 m L 1 瓶		アクテムラ点滴静注用 2 0 0 m g	中外製薬	23,080.00
注射薬	6399421A2026	トシリズマブ（遺伝子組換え）	8 0 m g 4 m L 1 瓶		アクテムラ点滴静注用 8 0 m g	中外製薬	9,973.00
注射薬	6399421A3022	トシリズマブ（遺伝子組換え）	4 0 0 m g 2 0 m L 1 瓶		アクテムラ点滴静注用 4 0 0 m g	中外製薬	50,493.00
注射薬	7219412P4020	イオパミドール	6 1 . 2 4 % 1 3 0 m L 1 筒	局	イオパミロン注 3 0 0 シリンジ	バイエル薬品	5,188.00
注射薬	7223401A1104	プロチレリン酒石酸塩水和物	0 . 5 m g 1 管		ヒルトニン 0 . 5 m g 注射液	T’ s 製薬	521.00
注射薬	7223401A2020	プロチレリン酒石酸塩水和物	1 m g 1 m L 1 管		ヒルトニン 1 m g 注射液	T’ s 製薬	1,247.00
注射薬	7223401A3026	プロチレリン酒石酸塩水和物	2 m g 1 m L 1 管		ヒルトニン 2 m g 注射液	T’ s 製薬	2,580.00
注射薬	7290407A1031	ガドテリドール	5 m L 1 瓶		プロハンス静注 5 m L	ブラッコ・ジャパン	2,050.00
注射薬	7290407A2038	ガドテリドール	1 5 m L 1 瓶		プロハンス静注 1 5 m L	ブラッコ・ジャパン	5,707.00
注射薬	7290407A3034	ガドテリドール	2 0 m L 1 瓶		プロハンス静注 2 0 m L	ブラッコ・ジャパン	7,198.00
注射薬	7290407A4030	ガドテリドール	1 0 m L 1 瓶		プロハンス静注 1 0 m L	ブラッコ・ジャパン	4,252.00
注射薬	7290407G1034	ガドテリドール	1 3 m L 1 筒		プロハンス静注シリンジ 1 3 m L	ブラッコ・ジャパン	3,757.00
注射薬	7290407G2030	ガドテリドール	1 7 m L 1 筒		プロハンス静注シリンジ 1 7 m L	ブラッコ・ジャパン	4,260.00
注射薬	7290411G1030	ガドテル酸メグルミン	3 7 . 6 9 5 % 1 0 m L 1 筒		マグネスコープ静注 3 8 % シリンジ 1 0 m L	ゲルベ・ジャパン	3,444.00
注射薬	7290411G2037	ガドテル酸メグルミン	3 7 . 6 9 5 % 1 5 m L 1 筒		マグネスコープ静注 3 8 % シリンジ 1 5 m L	ゲルベ・ジャパン	4,537.00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
注射薬	7290411G3033	ガドテル酸メグルミン	3 7． 6 9 5 % 2 0 m L 1 筒	マグネスコープ静注 3 8 % シリンジ 2 0 m L		ゲルベ・ジャパン	6,362.00
注射薬	7290411G4021	ガドテル酸メグルミン	3 7． 6 9 5 % 1 1 m L 1 筒	マグネスコープ静注 3 8 % シリンジ 1 1 m L		ゲルベ・ジャパン	3,474.00
注射薬	7290411G5028	ガドテル酸メグルミン	3 7． 6 9 5 % 1 3 m L 1 筒	マグネスコープ静注 3 8 % シリンジ 1 3 m L		ゲルベ・ジャパン	4,177.00
注射薬	7990402A1029	アデノシン	6 0 m g 2 0 m L 1 瓶	アデノスキャン注 6 0 m g		第一三共	6,336.00
注射薬	8119400A1025	オキシコドン塩酸塩水和物	1 % 1 m L 1 管	麻	オキファスト注 1 0 m g	シオノギファーマ	271.00
注射薬	8119400A2021	オキシコドン塩酸塩水和物	1 % 5 m L 1 管	麻	オキファスト注 5 0 m g	シオノギファーマ	1,340.00
注射薬	8219401D1021	レミフェンタニル塩酸塩	2 m g 1 瓶	麻	アルチバ静注用 2 m g	ヤンセンファーマ	1,682.00
注射薬	8219401D2028	レミフェンタニル塩酸塩	5 m g 1 瓶	麻	アルチバ静注用 5 m g	ヤンセンファーマ	3,462.00
外用薬	1119702G1062	セボフルラン	1 m L	局	セボフレン吸入麻酔液	丸石製薬	26.40
外用薬	1141700J1088	アセトアミノフェン	5 0 m g 1 個	カロナール坐剤小児用 5 0		あゆみ製薬	26.50
外用薬	1141700J2050	アセトアミノフェン	1 0 0 m g 1 個	カロナール坐剤 1 0 0		あゆみ製薬	26.50
外用薬	1141700J3048	アセトアミノフェン	2 0 0 m g 1 個	カロナール坐剤 2 0 0		あゆみ製薬	30.70
外用薬	1141700J4028	アセトアミノフェン	4 0 0 m g 1 個	カロナール坐剤 4 0 0		あゆみ製薬	50.20
外用薬	1190700S1029	リバスチグミン	4． 5 m g 1 枚	イクセロンパッチ 4． 5 m g		ノバルティス ファーマ	118.60
外用薬	1190700S1037	リバスチグミン	4． 5 m g 1 枚	リバスタッチパッチ 4． 5 m g		小野薬品工業	141.10
外用薬	1190700S2025	リバスチグミン	9 m g 1 枚	イクセロンパッチ 9 m g		ノバルティス ファーマ	131.40
外用薬	1190700S2033	リバスチグミン	9 m g 1 枚	リバスタッチパッチ 9 m g		小野薬品工業	158.30
外用薬	1190700S3021	リバスチグミン	1 3． 5 m g 1 枚	イクセロンパッチ 1 3． 5 m g		ノバルティス ファーマ	133.40
外用薬	1190700S3030	リバスチグミン	1 3． 5 m g 1 枚	リバスタッチパッチ 1 3． 5 m g		小野薬品工業	160.30
外用薬	1190700S4028	リバスチグミン	1 8 m g 1 枚	イクセロンパッチ 1 8 m g		ノバルティス ファーマ	143.90
外用薬	1190700S4036	リバスチグミン	1 8 m g 1 枚	リバスタッチパッチ 1 8 m g		小野薬品工業	169.70
外用薬	1315704Q1115	フルオロメトロン	0． 0 2 % 1 m L	フルメトロン点眼液 0． 0 2 %		参天製薬	23.40
外用薬	1315704Q3126	フルオロメトロン	0． 1 % 1 m L	フルメトロン点眼液 0． 1 %		参天製薬	26.30
外用薬	1319701Q1021	カルテオロール塩酸塩	1 % 1 m L	ミケラン点眼液 1 %		大塚製薬	87.00
外用薬	1319701Q2028	カルテオロール塩酸塩	2 % 1 m L	ミケラン点眼液 2 %		大塚製薬	104.90
外用薬	1319701Q3024	カルテオロール塩酸塩	1 % 1 m L	ミケラン L A 点眼液 1 %		大塚製薬	196.70
外用薬	1319701Q4020	カルテオロール塩酸塩	2 % 1 m L	ミケラン L A 点眼液 2 %		大塚製薬	235.80
外用薬	1319702Q1107	チモロールマレイン酸塩	0． 2 5 % 1 m L	チモプトール点眼液 0． 2 5 %		参天製薬	70.30
外用薬	1319702Q2111	チモロールマレイン酸塩	0． 5 % 1 m L	チモプトール点眼液 0． 5 %		参天製薬	69.50
外用薬	1319702Q3037	チモロールマレイン酸塩	0． 2 5 % 1 m L	チモプトール X E 点眼液 0． 2 5 %		参天製薬	205.70
外用薬	1319702Q4033	チモロールマレイン酸塩	0． 5 % 1 m L	チモプトール X E 点眼液 0． 5 %		参天製薬	307.30
外用薬	1319702Q5021	チモロールマレイン酸塩	0． 2 5 % 1 m L	リズモン T G 点眼液 0． 2 5 %		わかもと製薬	223.80
外用薬	1319702Q6028	チモロールマレイン酸塩	0． 5 % 1 m L	リズモン T G 点眼液 0． 5 %		わかもと製薬	266.40
外用薬	1319720Q3078	精製ヒアルロン酸ナトリウム	0． 1 % 5 m L 1 瓶	局	ヒアレイン点眼液 0． 1 %	参天製薬	192.90
外用薬	1319720Q7111	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 0． 6 m L 1 筒	オペガン 0． 6 眼粘弾剤 1 %		生化学工業	4,060.40
外用薬	1319720Q8215	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 0． 8 5 m L 1 筒	ヒーロン眼粘弾剤 1 % シリンジ 0． 8 5 m L		エイエムオー・ジャ パン	2,617.10
外用薬	1319720Q9041	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 1． 1 m L 1 筒	オペガン 1． 1 眼粘弾剤 1 %		生化学工業	4,917.00
外用薬	1319720Y2020	精製ヒアルロン酸ナトリウム	0． 3 % 5 m L 1 瓶	局	ヒアレイン点眼液 0． 3 %	参天製薬	235.20
外用薬	1319724Q1120	プラノプロフェン	0． 1 % 1 m L	ニフラン点眼液 0． 1 %		千寿製薬	25.90
外用薬	1319726Q1102	ジクロフェナクナトリウム	0． 1 % 1 m L	ジクロード点眼液 0． 1 %		わかもと製薬	34.10
外用薬	1319730Q1249	ケトチフェンフマル酸塩	3． 4 5 m g 5 m L 1 瓶	ザジテン点眼液 0． 0 5 %		ノバルティス ファーマ	214.50
外用薬	1319731Q2045	オキシグルタチオン	0． 4 6 % 2 0 m L 1 瓶 (希釈液付)	ビーエスエスプラス 5 0 0 眼灌流液 0． 0 1 8 4 %		日本アルコン	2,735.20
外用薬	1319732Q1035	イソプロピルウノプロストン	0． 1 2 % 1 m L	レスキュラ点眼液 0． 1 2 %		日東メディック	170.00
外用薬	1319735Q1063	ペミロラストカリウム	5 m g 5 m L 1 瓶	局	ペミラストン点眼液 0． 1 %	アルフレッサファーマ	201.80
外用薬	1319735Q1071	ペミロラストカリウム	5 m g 5 m L 1 瓶	局	アレギサール点眼液 0． 1 %	参天製薬	294.50
外用薬	1319736Q1068	トラニラスト	2 5 m g 5 m L 1 瓶	局	トラメラス P F 点眼液 0． 5 %	ロートニッテン	243.20
外用薬	1319736Q1076	トラニラスト	2 5 m g 5 m L 1 瓶	局	リザベン点眼液 0． 5 %	キッセイ薬品工業	252.90

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
外用薬	1319736Q1084	トラニラスト	2 5 m g 5 m L 1 瓶	局	トラメラス点眼液0. 5 %	ロートニッテン ファーマ	271. 50
外用薬	1319739Q1037	ラタノプロスト	0. 0 0 5 % 1 m L		キサラタン点眼液0. 0 0 5 %	ヴィアトリス製薬	232. 10
外用薬	1319740Q1048	ニブラジロール	0. 2 5 % 1 m L		ニブラノール点眼液0. 2 5 %	テイカ製薬	130. 80
外用薬	1319740Q1056	ニブラジロール	0. 2 5 % 1 m L		ハイパジールコーワ点眼液0. 2 5 %	興和	149. 00
外用薬	1319742Q1039	レボフロキサシン水和物	0. 5 % 1 m L	局	クラビット点眼液0. 5 %	参天製薬	42. 60
外用薬	1319742Q2027	レボフロキサシン水和物	1. 5 % 1 m L	局	クラビット点眼液1. 5 %	参天製薬	41. 60
外用薬	1319743Q1033	ブロムフェナクナトリウム水和物	0. 1 % 1 m L	局	プロナック点眼液0. 1 %	千寿製薬	55. 40
外用薬	1319746Q1029	レボカバスチン塩酸塩	0. 0 2 5 % 1 m L		リボスチン点眼液0. 0 2 5 %	参天製薬	62. 70
外用薬	1319748Q1036	ブリンゾラミド	1 % 1 m L		エイゾプト懸濁性点眼液1 %	ノバルティス ファーマ	132. 30
外用薬	1319752Q1024	オロパタジン塩酸塩	0. 1 % 1 m L		パタノール点眼液0. 1 %	ノバルティス ファーマ	74. 10
外用薬	1319753Q1029	モキシフロキサシン塩酸塩	0. 5 % 1 m L		ベガモックス点眼液0. 5 %	ノバルティス ファーマ	50. 30
外用薬	1319754Q1023	トラボプロスト	0. 0 0 4 % 1 m L		トラバタンズ点眼液0. 0 0 4 %	ノバルティス ファーマ	305. 10
外用薬	1319756Q1022	タフルプロスト	0. 0 0 1 5 % 1 m L		タプロス点眼液0. 0 0 1 5 %	参天製薬	458. 90
外用薬	1319757Q1027	ビマトプロスト	0. 0 3 % 1 m L		ルミガン点眼液0. 0 3 %	千寿製薬	315. 10
外用薬	1319758Q1021	ジクアホソルナトリウム	3 % 5 m L 1 瓶		ジクアス点眼液3 %	参天製薬	323. 90
外用薬	1319761Q1023	ブリモニジン酒石酸塩	0. 1 % 1 m L		アイファガン点眼液0. 1 %	千寿製薬	239. 40
外用薬	1319762Q1028	エピナスチン塩酸塩	0. 0 5 % 1 m L		アレジオン点眼液0. 0 5 %	参天製薬	168. 30
外用薬	1319762Q2024	エピナスチン塩酸塩	0. 1 % 1 m L		アレジオンL X点眼液0. 1 %	参天製薬	465. 30
外用薬	1319817Q1020	ラタノプロスト・チモロール マレイン酸塩	1 m L		ザラカム配合点眼液	ヴィアトリス製薬	468. 00
外用薬	1319819Q1020	ドルゾラミド塩酸塩・チモ ロールマレイン酸塩	1 m L	局	コソプト配合点眼液	参天製薬	221. 00
外用薬	1319820Q1022	トラボプロスト・チモロール マレイン酸塩	1 m L		デュオトラバ配合点眼液	ノバルティス ファーマ	441. 00
外用薬	1319822Q1021	タフルプロスト・チモロール マレイン酸塩	1 m L		タプコム配合点眼液	参天製薬	519. 60
外用薬	1329705Q1298	ケトチフェンフマル酸塩	6. 0 4 8 m g 8 m L 1 瓶		ザジテン点鼻液0. 0 5 %	サンファーマ	338. 10
外用薬	1329710Q1027	モメタゾンフランカルボン酸 エステル水和物	5 m g 1 0 g 1 瓶		ナゾネックス点鼻液5 0 μ g 5 6 噴霧用	オルガノン	643. 90
外用薬	1329710Q2023	モメタゾンフランカルボン酸 エステル水和物	9 m g 1 8 g 1 瓶		ナゾネックス点鼻液5 0 μ g 1 1 2 噴霧用	オルガノン	1, 157. 80
外用薬	1329711Q1021	フルチカゾンフランカルボン 酸エステル	3 m g 6 g 1 キット		アラミスト点鼻液2 7. 5 μ g 5 6 噴霧用	グラクソ・スミスク ライン	746. 30
外用薬	1329711Q2028	フルチカゾンフランカルボン 酸エステル	5 m g 1 0 g 1 キット		アラミスト点鼻液2 7. 5 μ g 1 2 0 噴霧用	グラクソ・スミスク ライン	1, 358. 20
外用薬	2171700S1095	硝酸イソソルビド	4 0 m g 1 枚		フランドルテープ4 0 m g	トーアエイヨー	32. 20
外用薬	2259707S1020	ツロブテロール	0. 5 m g 1 枚	局	ホクナリンテープ0. 5 m g	ヴィアトリス製薬	17. 80
外用薬	2259707S2027	ツロブテロール	1 m g 1 枚	局	ホクナリンテープ1 m g	ヴィアトリス製薬	23. 50
外用薬	2259707S3023	ツロブテロール	2 m g 1 枚	局	ホクナリンテープ2 m g	ヴィアトリス製薬	35. 90
外用薬	2290701G4020	ブデソニド	0. 2 5 m g 2 m L 1 管		バルミコート吸入液0. 2 5 m g	アストラゼネカ	84. 00
外用薬	2290701G5026	ブデソニド	0. 5 m g 2 m L 1 管		バルミコート吸入液0. 5 m g	アストラゼネカ	114. 90
外用薬	2290801G1029	ブデソニド・ホルモテロール フマル酸塩水和物	3 0 吸入1 キット		シムビコートタービュヘイラー3 0 吸入	アストラゼネカ	1, 242. 20
外用薬	2290801G2025	ブデソニド・ホルモテロール フマル酸塩水和物	6 0 吸入1 キット		シムビコートタービュヘイラー6 0 吸入	アストラゼネカ	2, 042. 30
外用薬	2399714J1026	ドンペリドン	1 0 m g 1 個		ナウゼリン坐剤1 0	協和キリン	28. 60
外用薬	2399714J2022	ドンペリドン	3 0 m g 1 個		ナウゼリン坐剤3 0	協和キリン	44. 90
外用薬	2529708J2058	イソコナゾール硝酸塩	3 0 0 m g 1 個		アデスタン腔錠3 0 0 m g	バイエル薬品	163. 30
外用薬	2529709H1046	オキシコナゾール硝酸塩	1 0 0 m g 1 錠		オキナゾール腔錠1 0 0 m g	田辺ファーマ	39. 80
外用薬	2529709H2042	オキシコナゾール硝酸塩	6 0 0 m g 1 錠		オキナゾール腔錠6 0 0 m g	田辺ファーマ	261. 40
外用薬	2634713M1020	クリンダマイシンリン酸エス テル	1 % 1 g		ダラシンTゲル1 %	佐藤製薬	19. 60
外用薬	2634713Q1021	クリンダマイシンリン酸エス テル	1 % 1 m L		ダラシンTローション1 %	佐藤製薬	19. 60
外用薬	2639700M1029	ナジフロキサシン	1 % 1 g		アクアチム軟膏1 %	大塚製薬	18. 50
外用薬	2639700N1032	ナジフロキサシン	1 % 1 g		アクアチムクリーム1 %	大塚製薬	18. 50
外用薬	2639700Q1055	ナジフロキサシン	1 % 1 m L		アクアチムローション1 %	大塚製薬	18. 50
外用薬	2646703M1094	ベタメタゾンジプロピオン酸 エステル	0. 0 6 4 % 1 g		リンデロンーD P軟膏	シオノギファーマ	8. 00
外用薬	2646708M1216	フルオシノニド	0. 0 5 % 1 g		トプシム軟膏0. 0 5 %	田辺ファーマ	10. 80

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
外用薬	2646708N1238	フルオシノニド	0. 0 5 % 1 g	トプシムEクリーム0. 0 5 %		田辺ファーマ	10. 80
外用薬	2646708N1246	フルオシノニド	0. 0 5 % 1 g	トプシムクリーム0. 0 5 %		田辺ファーマ	10. 80
外用薬	2646708Q1030	フルオシノニド	0. 0 5 % 1 g	トプシムローション0. 0 5 %		田辺ファーマ	10. 80
外用薬	2646726M1095	デキサメタゾンプロピオン酸 エステル	0. 1 % 1 g	メサデルム軟膏0. 1 %		岡山大鵬薬品	9. 20
外用薬	2646726N1090	デキサメタゾンプロピオン酸 エステル	0. 1 % 1 g	メサデルムクリーム0. 1 %		岡山大鵬薬品	9. 20
外用薬	2646726Q1046	デキサメタゾンプロピオン酸 エステル	0. 1 % 1 g	メサデルムローション0. 1 %		岡山大鵬薬品	9. 20
外用薬	2649729S2169	ケトプロフェン	7 c m×1 0 c m 1 枚	モーラステープ2 0 m g		久光製薬	18. 10
外用薬	2649729S3084	ケトプロフェン	1 0 c m×1 4 c m 1 枚	モーラステープL 4 0 m g		久光製薬	26. 60
外用薬	2649729S4030	ケトプロフェン	2 0 c m×1 4 c m 1 枚	モーラスパップ6 0 m g		久光製薬	20. 10
外用薬	2649729S5028	ケトプロフェン	1 0 c m×1 4 c m 1 枚	モーラスパップXR 1 2 0 m g		久光製薬	27. 30
外用薬	2649729S6024	ケトプロフェン	2 0 c m×1 4 c m 1 枚	モーラスパップXR 2 4 0 m g		久光製薬	41. 50
外用薬	2649731Q1065	フェルビナク	3 % 1 m L	ナパゲルンローション3 %		帝國製薬	4. 40
外用薬	2649734Q1050	ジクロフェナクナトリウム	1 % 1 g	ナボールゲル1 %		久光製薬	5. 30
外用薬	2649734Q1069	ジクロフェナクナトリウム	1 % 1 g	ボルタレンゲル1 %		同仁医薬化工	3. 20
外用薬	2649734Q2022	ジクロフェナクナトリウム	1 % 1 g	ボルタレンローション1 %		同仁医薬化工	3. 20
外用薬	2655700N1176	クロトリマゾール	1 % 1 g	エンパシドクリーム1 %		バイエル薬品	9. 70
外用薬	2655708N1261	ビホナゾール	1 % 1 g	マイコスボールクリーム1 %		バイエル薬品	12. 80
外用薬	2655709N1053	ケトコナゾール	2 % 1 g	局	ニゾラールクリーム2 %	帝國製薬	14. 50
外用薬	2655709Q1025	ケトコナゾール	2 % 1 g	局	ニゾラールローション2 %	岩城製薬	22. 10
外用薬	2655712M1025	ルリコナゾール	1 % 1 g	ルリコン軟膏1 %		サンファーマ	28. 20
外用薬	2655712N1020	ルリコナゾール	1 % 1 g	ルリコンクリーム1 %		サンファーマ	28. 20
外用薬	2655712Q1027	ルリコナゾール	1 % 1 m L	ルリコン液1 %		サンファーマ	28. 20
外用薬	2659710N1152	テルビナフィン塩酸塩	1 % 1 g	局	ラミシールクリーム1 %	サンファーマ	15. 80
外用薬	2659710Q1078	テルビナフィン塩酸塩	1 % 1 g	局	ラミシール外用液1 %	サンファーマ	15. 80
外用薬	2669701M1073	尿素	1 0 % 1 g	パスタロンソフト軟膏1 0 %		佐藤製薬	4. 10
外用薬	2669701M2100	尿素	2 0 % 1 g	パスタロンソフト軟膏2 0 %		佐藤製薬	4. 30
外用薬	2669701N1044	尿素	1 0 % 1 g	ウレパールクリーム1 0 %		大塚製薬工場	4. 00
外用薬	2669701N2040	尿素	2 0 % 1 g	パスタロンクリーム2 0 %		佐藤製薬	4. 30
外用薬	2669701N2067	尿素	2 0 % 1 g	ケラチナミンコーワクリーム2 0 %		興和	4. 10
外用薬	2669701Q1040	尿素	1 0 % 1 g	ウレパールローション1 0 %		大塚製薬工場	4. 00
外用薬	2669701Q1059	尿素	1 0 % 1 g	パスタロンローション1 0 %		佐藤製薬	4. 10
外用薬	2691702M1036	マキサカルシトール	0. 0 0 2 5 % 1 g	オキサロール軟膏2 5 μ g ／ g		マルホ	39. 20
外用薬	2691702Q1020	マキサカルシトール	0. 0 0 2 5 % 1 g	オキサロールローション2 5 μ g ／ g		マルホ	39. 20
外用薬	2699709M1028	タクロリムス水和物	0. 1 % 1 g	プロトピック軟膏0. 1 %		マルホ	47. 00
外用薬	2699711Q1027	アダパレン	0. 1 % 1 g	ディフェリンゲル0. 1 %		マルホ	40. 10
外用薬	2699713Q1026	メトロニダゾール	0. 7 5 % 1 g	ロゼックスゲル0. 7 5 %		マルホ	62. 00
外用薬	2699801V1165	精製白糖・ポビドンヨード	1 g	ユーバスタ軟膏		テイカ製薬	9. 70
外用薬	6250700M1189	ビダラビン	3 % 1 g	アラセナーA軟膏3 %		持田製薬	104. 70
外用薬	6250700N1036	ビダラビン	3 % 1 g	アラセナーAクリーム3 %		持田製薬	104. 70
外用薬	6250701M1027	アシクロビル	5 % 1 g	局	ゾビラックス軟膏5 %	グラクソ・スミスク ライン	90. 60
外用薬	6250701N1049	アシクロビル	5 % 1 g	ゾビラックスクリーム5 %		グラクソ・スミスク ライン	90. 60
外用薬	6290702Q1029	エフィナコナゾール	1 0 % 1 g	クレナフィン爪外用液1 0 %		科研製薬	1, 312. 50
外用薬	8219700T1026	フェンタニル	0. 8 4 m g 1 枚	麻	ワンデュロパッチ0. 8 4 m g	ヤンセンファーマ	444. 70
外用薬	8219700T2022	フェンタニル	1. 7 m g 1 枚	麻	ワンデュロパッチ1. 7 m g	ヤンセンファーマ	831. 00
外用薬	8219700T3029	フェンタニル	3. 4 m g 1 枚	麻	ワンデュロパッチ3. 4 m g	ヤンセンファーマ	1, 526. 20
外用薬	8219700T4025	フェンタニル	5 m g 1 枚	麻	ワンデュロパッチ5 m g	ヤンセンファーマ	2, 136. 40
外用薬	8219700T5021	フェンタニル	6. 7 m g 1 枚	麻	ワンデュロパッチ6. 7 m g	ヤンセンファーマ	2, 927. 10

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
歯科用剤	2760804M1024	ミノサイクリン塩酸塩	1 0 m g 0 . 5 g 1 シリ ンジ	ペリオクリン歯科用軟膏	サンスター	501.40

別紙4

新指標の割合の算出に当たって対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」から除外する品目

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1124001F1022	エスタゾラム	1 m g 1 錠	ユーロジン 1 m g 錠	T’ s 製薬	6. 30
内用薬	1124009F1223	プロチゾラム	0． 2 5 m g 1 錠	局 レンドルミン錠0． 2 5 m g	日本ベーリンガーイ ンゲルハイム	10. 80
内用薬	1124009F2025	プロチゾラム	0． 2 5 m g 1 錠	レンドルミンD錠0． 2 5 m g	日本ベーリンガーイ ンゲルハイム	10. 80
内用薬	1124020C1045	ブロマゼパム	1 % 1 g	レキソタン細粒 1 %	サンドファーマ	14. 90
内用薬	1124020F1025	ブロマゼパム	1 m g 1 錠	レキソタン錠 1	サンドファーマ	6. 30
内用薬	1124020F2030	ブロマゼパム	2 m g 1 錠	レキソタン錠 2	サンドファーマ	6. 30
内用薬	1124020F4032	ブロマゼパム	5 m g 1 錠	レキソタン錠 5	サンドファーマ	6. 30
内用薬	1124021F1054	メダゼパム	2 m g 1 錠	レスミット錠 2	共和薬品工業	6. 30
内用薬	1124021F2166	メダゼパム	5 m g 1 錠	レスミット錠 5	共和薬品工業	6. 30
内用薬	1124022F1067	ロラゼパム	0． 5 m g 1 錠	ワイパックス錠0． 5	ファイザー	6. 30
内用薬	1124022F2071	ロラゼパム	1 m g 1 錠	ワイパックス錠 1． 0	ファイザー	6. 30
内用薬	1124023F1029	アルプラゾラム	0． 4 m g 1 錠	コンスタン0． 4 m g 錠	T’ s 製薬	6. 30
内用薬	1124023F1037	アルプラゾラム	0． 4 m g 1 錠	ソラナックス0． 4 m g 錠	ヴィアトリス製薬	6. 30
内用薬	1124029F1026	ロフラゼブ酸エチル	1 m g 1 錠	局 メイラックス錠 1 m g	Me i j i S e i k a ファルマ	10. 80
内用薬	1139004F1096	バルプロ酸ナトリウム	1 0 0 m g 1 錠	局 デパケン錠 1 0 0 m g	日医工岐阜工場	10. 80
内用薬	1139004F2173	バルプロ酸ナトリウム	2 0 0 m g 1 錠	局 デパケン錠 2 0 0 m g	日医工岐阜工場	10. 80
内用薬	1139004G1040	バルプロ酸ナトリウム	1 0 0 m g 1 錠	局 デパケンR錠 1 0 0 m g	日医工岐阜工場	10. 80
内用薬	1139004G2063	バルプロ酸ナトリウム	2 0 0 m g 1 錠	局 デパケンR錠 2 0 0 m g	日医工岐阜工場	10. 80
内用薬	1139009F1021	ラモトリギン	2 m g 1 錠	ラミクタール錠小児用 2 m g	グラクソ・スミスク ライン	6. 30
内用薬	1139009F2028	ラモトリギン	5 m g 1 錠	ラミクタール錠小児用 5 m g	グラクソ・スミスク ライン	6. 30
内用薬	1149001D1160	イブプロフェン	2 0 % 1 g	ブルフェン顆粒 2 0 %	科研製薬	6. 90
内用薬	1149001F1455	イブプロフェン	1 0 0 m g 1 錠	ブルフェン錠 1 0 0	科研製薬	6. 30
内用薬	1149001F2168	イブプロフェン	2 0 0 m g 1 錠	ブルフェン錠 2 0 0	科研製薬	6. 30
内用薬	1149019C1149	ロキソプロフェンナトリウム 水和物	1 0 % 1 g	ロキソニン細粒 1 0 %	第一三共	11. 40
内用薬	1149029F1033	ザルトプロフェン	8 0 m g 1 錠	局 ペオン錠 8 0	ゼリア新薬工業	10. 80
内用薬	1149032F2023	エトドラク	2 0 0 m g 1 錠	ハイペン錠 2 0 0 m g	日本新薬	10. 50
内用薬	1149036F1025	ロルノキシカム	2 m g 1 錠	局 ロルカム錠 2 m g	大正製薬	10. 80
内用薬	1149036F2021	ロルノキシカム	4 m g 1 錠	局 ロルカム錠 4 m g	大正製薬	10. 80
内用薬	1161001F2057	アマンタジン塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	シンメトレル錠 1 0 0 m g	サンファーマ	6. 30
内用薬	1169006F1027	ドロキシドバ	1 0 0 m g 1 錠	ドブスOD錠 1 0 0 m g	住友ファーマ	28. 20
内用薬	1169006F2023	ドロキシドバ	2 0 0 m g 1 錠	ドブスOD錠 2 0 0 m g	住友ファーマ	53. 70
内用薬	1169011F1028	カベルゴリン	0． 2 5 m g 1 錠	カバサル錠0． 2 5 m g	ファイザー	30. 60
内用薬	1169011F2024	カベルゴリン	1 m g 1 錠	カバサル錠 1． 0 m g	ファイザー	90. 10
内用薬	1169101F2053	レボドパ・カルビドパ水和物	1 錠	メネシット配合錠 2 5 0	オルガノン	24. 10
内用薬	1179008F1022	マプロチリン塩酸塩	1 0 m g 1 錠	ルジオミール錠 1 0 m g	サンファーマ	6. 30
内用薬	1179012F1118	クロチアゼパム	5 m g 1 錠	局 リーゼ錠 5 m g	田辺ファーマ	10. 80
内用薬	1179012F2033	クロチアゼパム	1 0 m g 1 錠	局 リーゼ錠 1 0 m g	田辺ファーマ	10. 80
内用薬	1179016F1124	スルピリド	1 0 0 m g 1 錠	局 ドグマチール錠 1 0 0 m g	日医工	10. 80
内用薬	1179016F2090	スルピリド	2 0 0 m g 1 錠	局 ドグマチール錠 2 0 0 m g	日医工	10. 80
内用薬	1179024C1033	ゾテピン	1 0 % 1 g	ロドピン細粒 1 0 %	L T L ファーマ	39. 90
内用薬	1179024F2036	ゾテピン	5 0 m g 1 錠	ロドピン錠 5 0 m g	L T L ファーマ	17. 90
内用薬	1179024F3024	ゾテピン	1 0 0 m g 1 錠	ロドピン錠 1 0 0 m g	L T L ファーマ	66. 30
内用薬	1179025F1026	エチゾラム	0． 5 m g 1 錠	局 デバス錠0． 5 m g	田辺ファーマ	10. 80
内用薬	1179025F3029	エチゾラム	0． 2 5 m g 1 錠	局 デバス錠0． 2 5 m g	田辺ファーマ	10. 80

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬価
内用薬	1179037F1029	トラゾドン塩酸塩	2 5 m g 1 錠		レスリン錠2 5	オルガノン	6.30
内用薬	1179038F1023	リスペリドン	1 m g 1 錠	局	リスパダール錠1 m g	ヤンセンファーマ	10.80
内用薬	1179038F5029	リスペリドン	1 m g 1 錠		リスパダールOD錠1 m g	ヤンセンファーマ	10.80
内用薬	1179038F7021	リスペリドン	0. 5 m g 1 錠		リスパダールOD錠0. 5 m g	ヤンセンファーマ	10.80
内用薬	1179040F3023	ミルナシブラン塩酸塩	1 2. 5 m g 1 錠		トレドミン錠1 2. 5 m g	旭化成ファーマ	6.30
内用薬	1190012Q2023	ドネペジル塩酸塩	5 m g 1 個		アリセプト内服ゼリー5 m g	エーザイ	94.20
内用薬	1225001F1114	クロルフェネシンカルバミン 酸エステル	1 2 5 m g 1 錠	局	リンラキサー錠1 2 5 m g	大正製薬	10.80
内用薬	1225001F2250	クロルフェネシンカルバミン 酸エステル	2 5 0 m g 1 錠	局	リンラキサー錠2 5 0 m g	大正製薬	10.80
内用薬	1231013M1040	チキジウム臭化物	5 m g 1 カプセル		チアトンカプセル5 m g	ヴィアトリス製薬	6.30
内用薬	1339002F1438	ジフェニドール塩酸塩	2 5 m g 1 錠		セファドール錠2 5 m g	日本新薬	6.30
内用薬	1339005F1296	ベタヒスチンメシル酸塩	6 m g 1 錠	局	メリスロン錠6 m g	エーザイ	10.80
内用薬	1339005F2128	ベタヒスチンメシル酸塩	1 2 m g 1 錠	局	メリスロン錠1 2 m g	エーザイ	10.80
内用薬	2113005F2028	メチルジゴキシン	0. 0 5 m g 1 錠		ラニラピッド錠0. 0 5 m g	中外製薬	6.10
内用薬	2123016F3037	ビソプロロールフマル酸塩	0. 6 2 5 m g 1 錠	局	メインテート錠0. 6 2 5 m g	田辺ファーマ	10.80
内用薬	2129010F1022	アミオダロン塩酸塩	1 0 0 m g 1 錠	局	アンカロン錠1 0 0	サノフィ	66.00
内用薬	2135001F1128	メフルシド	2 5 m g 1 錠	局	バイカロン錠2 5 m g	田辺ファーマ	10.80
内用薬	2139001S1060	イソソルビド	7 0 % 1 m L		イソバイドシロップ7 0 %	興和	2.60
内用薬	2139001S2032	イソソルビド	7 0 % 3 0 m L 1 包		イソバイドシロップ7 0 %分包3 0 m L	興和	70.00
内用薬	2139001S3020	イソソルビド	7 0 % 2 0 m L 1 包		イソバイドシロップ7 0 %分包2 0 m L	興和	52.40
内用薬	2139008F2028	アゾセミド	3 0 m g 1 錠	局	ダイアート錠3 0 m g	三和化学研究所	10.80
内用薬	2144002F1024	エナラプリルマレイン酸塩	2. 5 m g 1 錠	局	レニベース錠2. 5	オルガノン	10.80
内用薬	2144002F2020	エナラプリルマレイン酸塩	5 m g 1 錠	局	レニベース錠5	オルガノン	10.80
内用薬	2144002F3027	エナラプリルマレイン酸塩	1 0 m g 1 錠	局	レニベース錠1 0	オルガノン	10.80
内用薬	2144011F1023	トランドラプリル	0. 5 m g 1 錠		オドリック錠0. 5 m g	日本新薬	13.70
内用薬	2144011F2020	トランドラプリル	1 m g 1 錠		オドリック錠1 m g	日本新薬	14.30
内用薬	2149009F1030	ラベタロール塩酸塩	5 0 m g 1 錠	局	トランデート錠5 0 m g	サンドファーマ	10.80
内用薬	2149010F1025	メトプロロール酒石酸塩	2 0 m g 1 錠	局	セロケン錠2 0 m g	太陽ファルマ	10.80
内用薬	2149010F1033	メトプロロール酒石酸塩	2 0 m g 1 錠	局	ロプレソール錠2 0 m g	サンファーマ	10.80
内用薬	2149010F2072	メトプロロール酒石酸塩	4 0 m g 1 錠	局	ロプレソール錠4 0 m g	サンファーマ	10.80
内用薬	2149019F1069	ニカルジピン塩酸塩	1 0 m g 1 錠		ペルジピン錠1 0 m g	L T L ファーマ	6.30
内用薬	2149019F2170	ニカルジピン塩酸塩	2 0 m g 1 錠		ペルジピン錠2 0 m g	L T L ファーマ	8.50
内用薬	2149022F1028	ニルバジピン	2 m g 1 錠	局	ニバジール錠2 m g	L T L ファーマ	10.80
内用薬	2149026F1026	ドキサゾシンメシル酸塩	0. 5 m g 1 錠	局	カルデナリン錠0. 5 m g	ヴィアトリス製薬	10.80
内用薬	2149026F5021	ドキサゾシンメシル酸塩	0. 5 m g 1 錠		カルデナリンOD錠0. 5 m g	ヴィアトリス製薬	8.20
内用薬	2149032F3024	カルベジロール	1. 2 5 m g 1 錠	局	アーチスト錠1. 2 5 m g	第一三共	10.80
内用薬	2149032F4020	カルベジロール	2. 5 m g 1 錠	局	アーチスト錠2. 5 m g	第一三共	10.80
内用薬	2149035F1025	フェロジピン	2. 5 m g 1 錠	局	スプレンジール錠2. 5 m g	アストラゼネカ	10.80
内用薬	2149041F1020	バルサルタン	2 0 m g 1 錠	局	ディオバン錠2 0 m g	ノバルティス ファーマ	10.80
内用薬	2149041F5026	バルサルタン	2 0 m g 1 錠		ディオバンOD錠2 0 m g	ノバルティス ファーマ	10.80
内用薬	2149043F1020	アゼルニジピン	8 m g 1 錠	局	カルブロック錠8 m g	第一三共	10.80
内用薬	2149044F8029	オルメサルタンメドキシミル	5 m g 1 錠		オルメテックOD錠5 m g	第一三共	10.80
内用薬	2171005F1068	ジラゼブ塩酸塩水和物	5 0 m g 1 錠		コメリアンコーワ錠5 0	興和	6.30
内用薬	2171006F1224	ジルチアゼム塩酸塩	3 0 m g 1 錠		ヘルベッサー錠3 0	田辺ファーマ	6.30
内用薬	2171010F3053	ジピリダモール	1 0 0 m g 1 錠		ペルサンチン錠1 0 0 m g	M e d i c a l P a r k l a n d	6.30
内用薬	2171017F1028	ニコランジル	2. 5 m g 1 錠		シグマート錠2. 5 m g	中外製薬	6.30

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	2171017F2024	ニコランジル	5 m g 1 錠		シグマート錠 5 m g	中外製薬	6.30
内用薬	2171020F1020	ニトレンジピン	5 m g 1 錠	局	バイロテンシン錠 5 m g	田辺ファーマ	10.80
内用薬	2171020F2026	ニトレンジピン	1 0 m g 1 錠	局	バイロテンシン錠 1 0 m g	田辺ファーマ	10.80
内用薬	2171021F1024	ベニジピン塩酸塩	2 m g 1 錠	局	コニール錠 2	協和キリン	10.80
内用薬	2171022F1029	アムロジピンベシル酸塩	2. 5 m g 1 錠	局	ノルバスク錠 2. 5 m g	ヴィアトリス製薬	10.80
内用薬	2171022F1045	アムロジピンベシル酸塩	2. 5 m g 1 錠	局	アムロジン錠 2. 5 m g	住友ファーマ	10.80
内用薬	2171022F2025	アムロジピンベシル酸塩	5 m g 1 錠	局	ノルバスク錠 5 m g	ヴィアトリス製薬	10.80
内用薬	2171022F2041	アムロジピンベシル酸塩	5 m g 1 錠	局	アムロジン錠 5 m g	住友ファーマ	10.80
内用薬	2171022F3021	アムロジピンベシル酸塩	2. 5 m g 1 錠	局	アムロジンOD錠 2. 5 m g	住友ファーマ	10.80
内用薬	2171022F3048	アムロジピンベシル酸塩	2. 5 m g 1 錠	局	ノルバスクOD錠 2. 5 m g	ヴィアトリス製薬	10.80
内用薬	2171022F4028	アムロジピンベシル酸塩	5 m g 1 錠	局	アムロジンOD錠 5 m g	住友ファーマ	10.80
内用薬	2171022F4044	アムロジピンベシル酸塩	5 m g 1 錠	局	ノルバスクOD錠 5 m g	ヴィアトリス製薬	10.80
内用薬	2171023F2020	一硝酸イソソルビド	2 0 m g 1 錠	局	アイトロール錠 2 0 m g	トーアエイヨー	10.80
内用薬	2183005G1234	ベザフィブラート	2 0 0 m g 1 錠	局	ベザトールSR錠 2 0 0 m g	キッセイ薬品工業	10.80
内用薬	2183005G2028	ベザフィブラート	1 0 0 m g 1 錠	局	ベザトールSR錠 1 0 0 m g	キッセイ薬品工業	10.80
内用薬	2189008F1287	プロブコール	2 5 0 m g 1 錠	局	ロレルコ錠 2 5 0 m g	大塚製薬	10.80
内用薬	2189008F1376	プロブコール	2 5 0 m g 1 錠	局	シンレスターール錠 2 5 0 m g	アルフレッサファーマ	10.80
内用薬	2189010F1039	プラバスタチンナトリウム	5 m g 1 錠	局	メバロチン錠 5	第一三共	10.80
内用薬	2190005F1225	イフェンプロジル酒石酸塩	1 0 m g 1 錠	局	セロクラール錠 1 0 m g	日医工	10.80
内用薬	2190005F2051	イフェンプロジル酒石酸塩	2 0 m g 1 錠	局	セロクラール錠 2 0 m g	日医工	10.80
内用薬	2190009A1048	ポリスチレンスルホン酸ナトリウム	1 g	局	ケイキサレート散	鳥居薬品	8.00
内用薬	2229001F1053	ジメモルファンリン酸塩	1 0 m g 1 錠		アストミン錠 1 0 m g	オーファンパシフィック	6.80
内用薬	2229001Q1054	ジメモルファンリン酸塩	0. 2 5 % 1 m L		アストミンシロップ 0. 2 5 %	オーファンパシフィック	7.10
内用薬	2233002F1174	Ｌ－カルボシステイン	2 5 0 m g 1 錠	局	ムコダイン錠 2 5 0 m g	杏林製薬	10.80
内用薬	2233002F2022	Ｌ－カルボシステイン	5 0 0 m g 1 錠	局	ムコダイン錠 5 0 0 m g	杏林製薬	10.80
内用薬	2251001F1046	テオフィリン	5 0 m g 1 錠		テオドール錠 5 0 m g	田辺ファーマ	6.30
内用薬	2251001F2115	テオフィリン	1 0 0 m g 1 錠		テオドール錠 1 0 0 m g	田辺ファーマ	6.30
内用薬	2259006F1080	クレンプテロール塩酸塩	1 0 μ g 1 錠		スピロペント錠 1 0 μ g	帝人ファーマ	6.30
内用薬	2319001C1080	ロペラミド塩酸塩	0. 0 5 % 1 g		ロペミン小児用細粒 0. 0 5 %	ヤンセンファーマ	11.70
内用薬	2325003F1024	ファモチジン	1 0 m g 1 錠	局	ガスター錠 1 0 m g	ＬＴＬファーマ	10.80
内用薬	2325003F2020	ファモチジン	2 0 m g 1 錠	局	ガスター錠 2 0 m g	ＬＴＬファーマ	10.80
内用薬	2325003F3035	ファモチジン	1 0 m g 1 錠		ガスターD錠 1 0 m g	ＬＴＬファーマ	10.80
内用薬	2325003F4031	ファモチジン	2 0 m g 1 錠		ガスターD錠 2 0 m g	ＬＴＬファーマ	10.80
内用薬	2325004M1087	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩	7 5 m g 1 カプセル	局	アルタットカプセル 7 5 m g	あすか製薬	20.00
内用薬	2325005F2020	ニザチジン	7 5 m g 1 錠		アシノン錠 7 5 m g	ゼリア新薬工業	8.60
内用薬	2325006F1036	ラフチジン	5 m g 1 錠	局	プロテカジン錠 5	大鵬薬品工業	10.80
内用薬	2325006F3020	ラフチジン	5 m g 1 錠		プロテカジンOD錠 5	大鵬薬品工業	10.80
内用薬	2329008C1097	スクラルファート水和物	9 0 % 1 g		アルサルミン細粒 9 0 %	富士化学工業	6.90
内用薬	2329012C1026	テプレノン	1 0 % 1 g		セルベックス細粒 1 0 %	エーザイ	8.10
内用薬	2329012M1021	テプレノン	5 0 m g 1 カプセル	局	セルベックスカプセル 5 0 m g	エーザイ	10.80
内用薬	2329020F2023	イルソグラジンマレイン酸塩	4 m g 1 錠	局	ガスロンN錠 4 m g	日本新薬	10.80
内用薬	2329020F4026	イルソグラジンマレイン酸塩	4 m g 1 錠		ガスロンN・OD錠 4 m g	日本新薬	10.80
内用薬	2329021F1102	レバミピド	1 0 0 m g 1 錠	局	ムコスタ錠 1 0 0 m g	大塚製薬	10.80
内用薬	2329027D1028	ポラプレジנק	1 5 % 1 g	局	プロマック顆粒 1 5 %	ゼリア新薬工業	25.90

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
内用薬	2329027F1029	ポラプレジンク	7 5 m g 1 錠		プロマックD錠7 5	ゼリア新薬工業	13. 70
内用薬	2359005F1218	ピコスルファートナトリウム 水和物	2． 5 m g 1 錠		ラキソベロン錠2． 5 m g	帝人ファーマ	6. 30
内用薬	2399005F1027	ドンペリドン	5 m g 1 錠		ナウゼリン錠5	協和キリン	6. 30
内用薬	2399005F3020	ドンペリドン	5 m g 1 錠		ナウゼリンOD錠5	協和キリン	6. 30
内用薬	2399010F2024	モサプリドクエン酸塩水和物	5 m g 1 錠	局	ガスモチン錠5 m g	住友ファーマ	10. 80
内用薬	2399011C1050	ポリカルボフィルカルシウム	8 3． 3 % 1 g		ポリフル細粒8 3． 3 %	ヴィアトリス製薬	19. 40
内用薬	2590002F1371	フラボキサート塩酸塩	2 0 0 m g 1 錠		ブラダロン錠2 0 0 m g	日本新薬	7. 30
内用薬	3112001M1046	アルファカルシドール	0． 2 5 μ g 1 カプセル		アルファロールカプセル0． 2 5 μ g	中外製薬	6. 30
内用薬	3112001M2069	アルファカルシドール	0． 5 μ g 1 カプセル		アルファロールカプセル0． 5 μ g	中外製薬	6. 30
内用薬	3222013D1059	クエン酸第一鉄ナトリウム	1 g		フェロミア顆粒8． 3 %	アルフレッサファーマ	8. 30
内用薬	3399101F1021	クロピドグレル硫酸塩・アスピリン	1 錠		コンプラビン配合錠	サノフィ	40. 90
内用薬	3929008D1022	デフェラシロクス	9 0 m g 1 包		ジャドニュ顆粒分包9 0 m g	ノバルティスファーマ	308. 90
内用薬	3949101F1073	クエン酸カリウム・クエン酸 ナトリウム水和物	1 錠		ウラリット配合錠	日本ケミファ	6. 30
内用薬	3961003F1028	グリベンクラミド	1． 2 5 m g 1 錠		オイグルコン錠1． 2 5 m g	太陽ファルマ	6. 30
内用薬	3961007F2022	グリクラジド	2 0 m g 1 錠		グリミクロンHA錠2 0 m g	住友ファーマ	6. 30
内用薬	3961008F1020	グリメピリド	1 m g 1 錠	局	アマリール1 m g 錠	サノフィ	10. 80
内用薬	3962002F2027	メトホルミン塩酸塩	2 5 0 m g 1 錠	局	メトグルコ錠2 5 0 m g	住友ファーマ	10. 80
内用薬	3962002F3023	メトホルミン塩酸塩	5 0 0 m g 1 錠	局	メトグルコ錠5 0 0 m g	住友ファーマ	10. 80
内用薬	3969006F1038	ナテグリニド	3 0 m g 1 錠	局	ファスティック錠3 0	E Aファーマ	10. 80
内用薬	3969009F1023	ミグリトール	2 5 m g 1 錠	局	セイブル錠2 5 m g	三和化学研究所	10. 80
内用薬	3969009F6025	ミグリトール	2 5 m g 1 錠		セイブルOD錠2 5 m g	三和化学研究所	10. 80
内用薬	3999001Q2058	ラクツロース	6 5 % 1 m L		モニラック・シロップ6 5 %	丸石製薬	7. 10
内用薬	3999017M1026	ミコフェノール酸 モフェチ ル	2 5 0 m g 1 カプセル		セルセプトカプセル2 5 0	中外製薬	72. 40
内用薬	4413004F1200	メキタジン	3 m g 1 錠	局	ニボラジン錠3 m g	アルフレッサファーマ	10. 80
内用薬	4413004F1251	メキタジン	3 m g 1 錠	局	ゼスラン錠3 m g	旭化成ファーマ	10. 80
内用薬	4490002M1315	トラニラスト	1 0 0 m g 1 カプセル	局	リザベンカプセル1 0 0 m g	キッセイ薬品工業	10. 80
内用薬	4490002R1142	トラニラスト	5 % 1 g	局	リザベンドライシロップ5 %	キッセイ薬品工業	8. 00
内用薬	4490011F1030	ペミロラストカリウム	1 0 m g 1 錠	局	ペミラストン錠1 0 m g	アルフレッサファーマ	21. 30
内用薬	4490013M1038	エメダスチンフマル酸塩	1 m g 1 カプセル	局	レミカットカプセル1 m g	興和	15. 20
内用薬	4490013M2034	エメダスチンフマル酸塩	2 m g 1 カプセル	局	レミカットカプセル2 m g	興和	18. 90
内用薬	4490016M1023	スプラタストトシル酸塩	5 0 m g 1 カプセル		アイピーディカプセル5 0	大鵬薬品工業	11. 10
内用薬	4490016M2020	スプラタストトシル酸塩	1 0 0 m g 1 カプセル		アイピーディカプセル1 0 0	大鵬薬品工業	11. 50
内用薬	4490028Q1028	レボセチリジン塩酸塩	0． 0 5 % 1 m L		ザイザルシロップ0． 0 5 %	グラクソ・スミスクライン	7. 10
内用薬	6152005F1052	ミノサイクリン塩酸塩	5 0 m g 1 錠	局	ミノマイシン錠5 0 m g	ファイザー	10. 80
内用薬	6152005M1043	ミノサイクリン塩酸塩	5 0 m g 1 カプセル		ミノマイシンカプセル5 0 m g	ファイザー	10. 80
内用薬	6152005M2074	ミノサイクリン塩酸塩	1 0 0 m g 1 カプセル		ミノマイシンカプセル1 0 0 m g	ファイザー	19. 90
内用薬	6164001M1216	リファンピシン	1 5 0 m g 1 カプセル	局	リファジンカプセル1 5 0 m g	第一三共	10. 80
内用薬	6241018F1027	シタフロキサシン水和物	5 0 m g 1 錠		グレースビット錠5 0 m g	第一三共	63. 10
内用薬	6250002F1025	アシクロビル	2 0 0 m g 1 錠	局	ゾビラックス錠2 0 0	グラクソ・スミスクライン	11. 80
内用薬	6250002F2021	アシクロビル	4 0 0 m g 1 錠	局	ゾビラックス錠4 0 0	グラクソ・スミスクライン	28. 50
内用薬	6250019D1020	バラシクロビル塩酸塩	5 0 % 1 g		バルトレックス顆粒5 0 %	グラクソ・スミスクライン	141. 30
内用薬	6290002M1020	フルコナゾール	5 0 m g 1 カプセル	局	ジフルカンカプセル5 0 m g	ファイザー	70. 40
内用薬	6290002M2026	フルコナゾール	1 0 0 m g 1 カプセル	局	ジフルカンカプセル1 0 0 m g	ファイザー	114. 60
注射薬	2119404G3056	ドブタミン塩酸塩	0． 1 % 2 0 0 m L 1 袋		ドブトレックスキット点滴静注用2 0 0 m g	共和薬品工業	1, 559. 00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	2119404G4052	ドブタミン塩酸塩	0. 3 % 2 0 0 m L 1 袋	ドブトレックスキット点滴静注用 6 0 0 m g	共和薬品工業	1,575.00
注射薬	2171403A1030	ニトログリセリン	1 m g 2 m L 1 管	ミリスロール注 1 m g / 2 m L	日本化薬	121.00
注射薬	2171403A2052	ニトログリセリン	5 m g 1 0 m L 1 管	ミリスロール注 5 m g / 1 0 m L	日本化薬	248.00
注射薬	2171404A1026	硝酸イソソルビド	0. 0 5 % 1 0 m L 1 管	ニトロール注 5 m g	エーザイ	151.00
注射薬	2171404A8039	硝酸イソソルビド	0. 0 5 % 1 0 0 m L 1 袋	ニトロール点滴静注 5 0 m g バッグ	エーザイ	1,258.00
注射薬	2492415A3031	インスリンアスパルト（遺伝子組換え）	1 0 0 単位 1 m L バイアル	ノボラピッド注 1 0 0 単位 / m L	ノボ ノルディスクファーマ	158.00
注射薬	2492415G1031	インスリンアスパルト（遺伝子組換え）	3 0 0 単位 1 キット	ノボラピッド注 フレックスペン	ノボ ノルディスクファーマ	1,058.00
注射薬	2492416G2024	インスリングルアルギン（遺伝子組換え）	3 0 0 単位 1 キット	局 ランタス注ソロスター	サノフィ	888.00
注射薬	3420432A1038	腹膜透析液	1. 5 L 1 袋	エクストラニール腹膜透析液	ヴァンティブ	998.00
注射薬	3420432A2034	腹膜透析液	1. 5 L 1 袋（排液用バッグ付）	エクストラニール腹膜透析液	ヴァンティブ	2,027.00
注射薬	3420432A3030	腹膜透析液	2 L 1 袋	エクストラニール腹膜透析液	ヴァンティブ	750.00
注射薬	3420432A4037	腹膜透析液	2 L 1 袋（排液用バッグ付）	エクストラニール腹膜透析液	ヴァンティブ	1,355.00
注射薬	3929407D1160	レボホリナートカルシウム	2 5 m g 1 瓶	アイソボリン点滴静注用 2 5 m g	ファイザー	394.00
注射薬	3929407D2108	レボホリナートカルシウム	1 0 0 m g 1 瓶	アイソボリン点滴静注用 1 0 0 m g	ファイザー	1,296.00
注射薬	3999412A7028	エポエチンアルファ（遺伝子組換え）	7 5 0 国際単位 0. 5 m L 1 管	エスポー注射液 7 5 0	協和キリン	343.00
注射薬	4240406A1031	パクリタキセル	3 0 m g 5 m L 1 瓶	タキソール注射液 3 0 m g	チエブラファーム	1,413.00
注射薬	4240406A2038	パクリタキセル	1 0 0 m g 1 6. 7 m L 1 瓶	タキソール注射液 1 0 0 m g	チエブラファーム	4,491.00
注射薬	4291403A1088	カルボプラチン	5 0 m g 5 m L 1 瓶	局 パラプラチン注射液 5 0 m g	チエブラファーム	1,217.00
注射薬	4300400X1029	過テクネチウム酸ナトリウム（9 9 m T c）	1 0 MB q	ウルトラテクネカウ	P D R ファーマ	266.00
注射薬	4300431A1021	塩酸N－イソプロピル－4－ヨードアンフェタミン（1 2 3 I）	1 0 MB q	パービューザミン注	日本メジフィジックス	2,456.00
注射薬	6132400G3023	セフォチアム塩酸塩	1 g 1 キット（生理食塩液 1 0 0 m L 付）	局 パンスポリン静注用 1 g バッグ S	T’ s 製薬	1,014.00
注射薬	6139500F1024	セフォペラゾンナトリウム・スルバクタムナトリウム	（5 0 0 m g）1 瓶	局 スルペラゾン静注用 0. 5 g	ファイザー	376.00
注射薬	6139500F2020	セフォペラゾンナトリウム・スルバクタムナトリウム	（1 g）1 瓶	局 スルペラゾン静注用 1 g	ファイザー	301.00
注射薬	7219412G1030	イオパミドール	6 1. 2 4 % 1 0 0 m L 1 筒	局 イオパミロン注 3 0 0 シリンジ	バイエル薬品	3,994.00
注射薬	7219412G6031	イオパミドール	6 1. 2 4 % 8 0 m L 1 筒	局 イオパミロン注 3 0 0 シリンジ	バイエル薬品	3,317.00
注射薬	7219412G7038	イオパミドール	7 5. 5 2 % 1 0 0 m L 1 筒	局 イオパミロン注 3 7 0 シリンジ	バイエル薬品	4,186.00
注射薬	7219412G9030	イオパミドール	7 5. 5 2 % 8 0 m L 1 筒	局 イオパミロン注 3 7 0 シリンジ	バイエル薬品	3,677.00
注射薬	7219412P2044	イオパミドール	6 1. 2 4 % 1 5 0 m L 1 筒	局 イオパミロン注 3 0 0 シリンジ	バイエル薬品	6,549.00
注射薬	7219415A9066	イオヘキソール	6 4. 7 1 % 2 0 m L 1 瓶	局 オムニパーク 3 0 0 注 2 0 m L	G E ヘルスケアファーマ	1,401.00
注射薬	7219415G1050	イオヘキソール	5 1. 7 7 % 1 0 0 m L 1 筒	局 オムニパーク 2 4 0 注シリンジ 1 0 0 m L	G E ヘルスケアファーマ	3,883.00
注射薬	7219415G2064	イオヘキソール	6 4. 7 1 % 5 0 m L 1 筒	局 オムニパーク 3 0 0 注シリンジ 5 0 m L	G E ヘルスケアファーマ	3,001.00
注射薬	7219415G3117	イオヘキソール	6 4. 7 1 % 1 0 0 m L 1 筒	局 オムニパーク 3 0 0 注シリンジ 1 0 0 m L	G E ヘルスケアファーマ	3,688.00
注射薬	7219415G4067	イオヘキソール	6 4. 7 1 % 8 0 m L 1 筒	局 オムニパーク 3 0 0 注シリンジ 8 0 m L	G E ヘルスケアファーマ	3,982.00
注射薬	7219415G5063	イオヘキソール	7 5. 4 9 % 1 0 0 m L 1 筒	局 オムニパーク 3 5 0 注シリンジ 1 0 0 m L	G E ヘルスケアファーマ	3,843.00
注射薬	7219415G6035	イオヘキソール	6 4. 7 1 % 1 5 0 m L 1 筒	局 オムニパーク 3 0 0 注シリンジ 1 5 0 m L	G E ヘルスケアファーマ	6,264.00
注射薬	7219415G7031	イオヘキソール	6 4. 7 1 % 1 2 5 m L 1 筒	局 オムニパーク 3 0 0 注シリンジ 1 2 5 m L	G E ヘルスケアファーマ	5,458.00
注射薬	7219415G8038	イオヘキソール	7 5. 4 9 % 7 0 m L 1 筒	局 オムニパーク 3 5 0 注シリンジ 7 0 m L	G E ヘルスケアファーマ	3,805.00
注射薬	7219415G9026	イオヘキソール	6 4. 7 1 % 1 1 0 m L 1 筒	局 オムニパーク 3 0 0 注シリンジ 1 1 0 m L	G E ヘルスケアファーマ	4,997.00
注射薬	7219415H1071	イオヘキソール	6 4. 7 1 % 5 0 m L 1 瓶	局 オムニパーク 3 0 0 注 5 0 m L	G E ヘルスケアファーマ	3,809.00
注射薬	7219415H2078	イオヘキソール	6 4. 7 1 % 1 0 0 m L 1 瓶	局 オムニパーク 3 0 0 注 1 0 0 m L	G E ヘルスケアファーマ	3,186.00
注射薬	7219415H3066	イオヘキソール	7 5. 4 9 % 2 0 m L 1 瓶	局 オムニパーク 3 5 0 注 2 0 m L	G E ヘルスケアファーマ	810.00
注射薬	7219415H4062	イオヘキソール	7 5. 4 9 % 5 0 m L 1 瓶	局 オムニパーク 3 5 0 注 5 0 m L	G E ヘルスケアファーマ	1,749.00
注射薬	7219415H5069	イオヘキソール	7 5. 4 9 % 1 0 0 m L 1 瓶	局 オムニパーク 3 5 0 注 1 0 0 m L	G E ヘルスケアファーマ	2,735.00
注射薬	8219400A1063	フェンタニルクエン酸塩	0. 0 0 5 % 2 m L 1 管	麻 フェンタニル注射液 0. 1 m g 「第一三共」	第一三共	242.00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬価
注射薬	8219400A2051	フェンタニルクエン酸塩	0．005%5mL1管	麻	フェンタニル注射液0．25mg「第一三共」	第一三共	515.00
外用薬	1141700J1029	アセトアミノフェン	50mg1個		アルピニー坐剤50	久光製薬	21.60
外用薬	1141700J1045	アセトアミノフェン	50mg1個		アンヒバ坐剤小児用50mg	ヴィアトリス製薬	21.60
外用薬	1141700J2092	アセトアミノフェン	100mg1個		アルピニー坐剤100	久光製薬	21.60
外用薬	1141700J2130	アセトアミノフェン	100mg1個		アンヒバ坐剤小児用100mg	ヴィアトリス製薬	21.60
外用薬	1141700J3021	アセトアミノフェン	200mg1個		アルピニー坐剤200	久光製薬	21.60
外用薬	1141700J3110	アセトアミノフェン	200mg1個		アンヒバ坐剤小児用200mg	ヴィアトリス製薬	21.60
外用薬	1147700J1057	ジクロフェナクナトリウム	12．5mg1個	局	ボルタレンサボ12．5mg	ノバルティス ファーマ	21.60
外用薬	1147700J2061	ジクロフェナクナトリウム	25mg1個	局	ボルタレンサボ25mg	ノバルティス ファーマ	21.60
外用薬	1147700J3084	ジクロフェナクナトリウム	50mg1個	局	ボルタレンサボ50mg	ノバルティス ファーマ	21.60
外用薬	1214701S1051	リドカイン	(18mg)30．5mm×50．0mm1枚		ペンレステープ18mg	日東電工	31.30
外用薬	1319720Q1164	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1%0．4mL1筒		ヒーロン眼粘弾剤1%シリンジ0．4mL	エイエムオー・ジャパン	2,353.50
外用薬	1319720Q7227	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1%0．6mL1筒		ヒーロン眼粘弾剤1%シリンジ0．6mL	エイエムオー・ジャパン	2,617.60
外用薬	2171701S7055	ニトログリセリン	(27mg)14cm ² 1枚		パソレーターテープ27mg	三和化学研究所	39.30
外用薬	2171701S7071	ニトログリセリン	(27mg)14cm ² 1枚		ミニトロテープ27mg	キョーリンリメディオ	46.20
外用薬	2259701G1063	クロモグリク酸ナトリウム	1%2mL1管		インタール吸入液1%	サノフィ	21.50
外用薬	2399707D1030	トリアムシノロンアセトニド	25μg1錠		アフタッチ口腔用貼付剤25μg	アルフレッサファーマ	18.10
外用薬	2399715X1023	メサラジン	1g1個		ペンタサ注腸1g	フェリング・ファーマ	325.80
外用薬	2646703N1073	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル	0．064%1g		リンデロンーDPクリーム	シオノギファーマ	8.00
外用薬	2646703Q1029	ベタメタゾンジプロピオン酸エステル	0．064%1g		リンデロンーDPゾル	シオノギファーマ	8.00
外用薬	2646723M1172	ジフロラゾン酢酸エステル	0．05%1g		ダイアコート軟膏0．05%	帝國製薬	10.80
外用薬	2646723N1151	ジフロラゾン酢酸エステル	0．05%1g		ダイアコートクリーム0．05%	帝國製薬	10.80
外用薬	2646725M1201	ジフルプレドナート	0．05%1g		マイザー軟膏0．05%	田辺ファーマ	9.60
外用薬	2646725N1150	ジフルプレドナート	0．05%1g		マイザークリーム0．05%	田辺ファーマ	9.60
外用薬	2646727M1022	アルクロメタゾンプロピオン酸エステル	0．1%1g		アルメタ軟膏	シオノギファーマ	18.00
外用薬	2646731M1029	モメタゾンフランカルボン酸エステル	0．1%1g		フルメタ軟膏	シオノギファーマ	15.10
外用薬	2646731N1024	モメタゾンフランカルボン酸エステル	0．1%1g		フルメタクリーム	シオノギファーマ	15.10
外用薬	2646731Q1020	モメタゾンフランカルボン酸エステル	0．1%1g		フルメタローション	シオノギファーマ	15.10
外用薬	2649719S1185	インドメタシン	10cm×14cm1枚		カトレップパップ70mg	帝國製薬	18.20
外用薬	2649719S1207	インドメタシン	10cm×14cm1枚		ハップスターID70mg	大石膏盛堂	18.20
外用薬	2649719S1215	インドメタシン	10cm×14cm1枚		アコニップパップ70mg	テイカ製薬	18.20
外用薬	2649719S1223	インドメタシン	10cm×14cm1枚		インサイドパップ70mg	久光製薬	18.20
外用薬	2649719S1240	インドメタシン	10cm×14cm1枚		インテナースパップ70mg	東光薬品工業	18.20
外用薬	2649719S1290	インドメタシン	10cm×14cm1枚		ラクティオンパップ70mg	テイカ製薬	18.20
外用薬	2649719S1312	インドメタシン	10cm×14cm1枚		コリフメシンパップ70mg	東和製薬：和歌山	18.20
外用薬	2649719S1371	インドメタシン	10cm×14cm1枚		イドメシンパップ70mg	テイカ製薬	18.20
外用薬	2649726M1046	ベンダザック	3%1g		ジルダザック軟膏3%	佐藤製薬	16.10
外用薬	2649729S1154	ケトプロフェン	10cm×14cm1枚		モーラスパップ30mg	久光製薬	18.20
外用薬	2649731M1071	フェルビナク	3%1g		ナパゲルン軟膏3%	帝國製薬	4.40
外用薬	2649731S1143	フェルビナク	10cm×14cm1枚	局	セルタッチパップ70	帝國製薬	18.20
外用薬	2649731S1232	フェルビナク	10cm×14cm1枚	局	セルタッチテープ70	帝國製薬	18.20
外用薬	2649732S1130	フルルビプロフェン	10cm×14cm1枚		アドフィードパップ40mg	リードケミカル	18.20
外用薬	2649732S1164	フルルビプロフェン	10cm×14cm1枚		ゼポラスパップ40mg	三笠製薬	18.20
外用薬	2649732S2047	フルルビプロフェン	10cm×14cm1枚		ゼポラストープ40mg	三笠製薬	18.20

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
外用薬	2649732S2055	フルルビプロフェン	1 0 c m × 1 4 c m 1 枚	ヤクバンテープ 4 0 m g	トクホン	18. 20
外用薬	2649732S3043	フルルビプロフェン	7 c m × 1 0 c m 1 枚	ゼポラステープ 2 0 m g	三笠製薬	13. 10
外用薬	2649732S3051	フルルビプロフェン	7 c m × 1 0 c m 1 枚	ヤクバンテープ 2 0 m g	トクホン	13. 10
外用薬	2649734S1066	ジクロフェナクナトリウム	7 c m × 1 0 c m 1 枚	ナボールテープ 1 5 m g	久光製薬	13. 10
外用薬	2649734S1074	ジクロフェナクナトリウム	7 c m × 1 0 c m 1 枚	ボルタレンテープ 1 5 m g	同仁医薬化工	13. 10
外用薬	2649734S2062	ジクロフェナクナトリウム	1 0 c m × 1 4 c m 1 枚	ナボールテープ L 3 0 m g	久光製薬	18. 20
外用薬	2649734S2070	ジクロフェナクナトリウム	1 0 c m × 1 4 c m 1 枚	ボルタレンテープ 3 0 m g	同仁医薬化工	18. 20
外用薬	2649734S3042	ジクロフェナクナトリウム	7 c m × 1 0 c m 1 枚	ナボールパップ 7 0 m g	久光製薬	13. 10
外用薬	2649734S4049	ジクロフェナクナトリウム	1 0 c m × 1 4 c m 1 枚	ナボールパップ 1 4 0 m g	久光製薬	18. 20
外用薬	2649735S1028	ロキソプロフェンナトリウム 水和物	1 0 c m × 1 4 c m 1 枚	ロキソニンパップ 1 0 0 m g	リードケミカル	18. 20
外用薬	2649735S2024	ロキソプロフェンナトリウム 水和物	7 c m × 1 0 c m 1 枚	ロキソニンテープ 5 0 m g	リードケミカル	13. 10
外用薬	2649735S3020	ロキソプロフェンナトリウム 水和物	1 0 c m × 1 4 c m 1 枚	ロキソニンテープ 1 0 0 m g	リードケミカル	18. 20
外用薬	2655710M1034	ラノコナゾール	1 % 1 g	局 アスタット軟膏 1 %	マルホ	16. 10
外用薬	2655710N1030	ラノコナゾール	1 % 1 g	局 アスタットクリーム 1 %	マルホ	16. 10
外用薬	2655710Q1036	ラノコナゾール	1 % 1 m L	局 アスタット外用液 1 %	マルホ	16. 10

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 5 日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬における加算等の算定対象等となるバイオ後続品」について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬における加算等の算定対象等となるバイオ後続品」について

医科診療報酬点数表のバイオ後続品使用体制加算をはじめとする診療報酬上の加算等の算定対象等となるバイオ後続品等について、令和 8 年度薬価改定を踏まえ、令和 8 年 4 月 1 日以降は下記のとおり取り扱うこととするので、保険医療機関、保険薬局、審査支払機関等に対し、周知を図られたい。

また、本リストについては、当省ホームページにて掲載する予定である旨申し添える。（www.mhlw.go.jp/topics/2026/04/tp20260401-01.html）

記

1. 診療報酬における加算等の算定対象等となるバイオ後続品については、別紙 1 のとおりとし、別紙 2 に示すバイオ後続品については、令和 8 年度薬価改定において、その薬価が先行バイオ医薬品の薬価よりも高くなっている又は先行バイオ医薬品の薬価と同額となっているため、診療報酬における加算等の算定対象等となるバイオ後続品から除外することとする。
2. 診療報酬上の加算等における実績要件であるバイオ後続品の使用（調剤）割合の算出に当たって対象となる「バイオ後続品のある先行バイオ医薬品」については、別紙 3 のとおりとし、別紙 4 に示す先行バイオ医薬品については、令和 8 年度薬価改定において、その薬価がバイオ後続品の薬価よりも低くなっている又はバイオ後続品の薬価と同額となっているため、令和 8 年 4 月 1 日以降は、診療報酬上の加算等における実績要件であるバイオ後続品の使用（調剤）割合の算出に当たって対象となる「バイオ後続品のある先行バイオ医薬品」から除外することとする。

3. 令和8年6月1日に適用される調剤報酬点数表の「バイオ後続品調剤体制加算」については、別紙1に掲げるバイオ後続品（インスリン製剤を除く。）を算定対象とすることとする。

別紙1

診療報酬における加算等の算定対象等となるバイオ後続品

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	1319405G1038	アフリベルセプト（遺伝子組換え）	2 m g 0． 0 5 m L 1 筒	アフリベルセプト硝子体内注射用キット4 0 m g／m L「バイエル」	バイエルライフサイエンス	67,959.00
注射薬	1319407G1029	ラニビズマブ（遺伝子組換え）〔ラニビズマブ後続1〕	0． 5 m g 0． 0 5 m L 1 筒	ラニビズマブB S硝子体内注射用キット1 0 m g／m L「センジュ」	千寿製薬	72,136.00
注射薬	1319410A1028	アフリベルセプト（遺伝子組換え）〔アフリベルセプト後続2〕	2 m g 0． 0 5 m L 1 瓶	アフリベルセプトB S硝子体内注射液4 0 m g／m L「N I T」	富士製薬工業	77,531.00
注射薬	1319410G1020	アフリベルセプト（遺伝子組換え）〔アフリベルセプト後続2〕	2 m g 0． 0 5 m L 1 筒	アフリベルセプトB S硝子体内注射用キット4 0 m g／m L「N I T」	富士製薬工業	67,959.00
注射薬	2399403F1039	インフリキシマブ（遺伝子組換え）〔インフリキシマブ後続1〕	1 0 0 m g 1 瓶	インフリキシマブB S点滴静注用1 0 0 m g「N K」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	14,500.00
注射薬	2399404F1025	インフリキシマブ（遺伝子組換え）〔インフリキシマブ後続2〕	1 0 0 m g 1 瓶	インフリキシマブB S点滴静注用1 0 0 m g「あゆみ」	あゆみ製薬	16,912.00
注射薬	2399404F1033	インフリキシマブ（遺伝子組換え）〔インフリキシマブ後続2〕	1 0 0 m g 1 瓶	インフリキシマブB S点滴静注用1 0 0 m g「日医工」	日医工	12,662.00
注射薬	2399406F1024	インフリキシマブ（遺伝子組換え）〔インフリキシマブ後続3〕	1 0 0 m g 1 瓶	インフリキシマブB S点滴静注用1 0 0 m g「ファイザー」	ファイザー	13,860.00
注射薬	2412402A3033	ソマトロピン（遺伝子組換え）	5 m g 1 筒	ソマトロピンB S皮下注5 m g「サンド」シュアパル	サンド	11,772.00
注射薬	2412402A4030	ソマトロピン（遺伝子組換え）	1 0 m g 1 筒	ソマトロピンB S皮下注1 0 m g「サンド」シュアパル	サンド	22,973.00
注射薬	2439402G1029	テリパラチド（遺伝子組換え）〔テリパラチド後続1〕	6 0 0 μ g 1 キット	テリパラチドB S皮下注キット6 0 0 μ g「モチダ」	持田製薬	14,924.00
注射薬	2492420A1021	インスリングルアルギン（遺伝子組換え）〔インスリングルアルギン後続1〕	3 0 0 単位 1 筒	インスリン グラルギンB S注カート「リリー」	日本イーライリリー	646.00
注射薬	2492422A1020	インスリンリスプロ（遺伝子組換え）〔インスリンリスプロ後続1〕	1 0 0 単位 1 m L バイアル	インスリン リスプロB S注1 0 0 単位／m L H U「サノフィ」	サノフィ	121.00
注射薬	2492422A2027	インスリンリスプロ（遺伝子組換え）〔インスリンリスプロ後続1〕	3 0 0 単位 1 筒	インスリン リスプロB S注カート H U「サノフィ」	サノフィ	361.00
注射薬	2492422G1023	インスリンリスプロ（遺伝子組換え）〔インスリンリスプロ後続1〕	3 0 0 単位 1 キット	インスリン リスプロB S注ソロスター H U「サノフィ」	サノフィ	774.00
注射薬	2492423A2021	インスリンアスパルト（遺伝子組換え）〔インスリンアスパルト後続1〕	3 0 0 単位 1 筒	インスリン アスパルトB S注カート N R「サノフィ」	サノフィ	674.00
注射薬	2492423G1028	インスリンアスパルト（遺伝子組換え）〔インスリンアスパルト後続1〕	3 0 0 単位 1 キット	インスリン アスパルトB S注ソロスター N R「サノフィ」	サノフィ	1,213.00
注射薬	3399408G1023	フィルグラスチム（遺伝子組換え）〔フィルグラスチム後続1〕	7 5 μ g 0． 3 m L 1 筒	フィルグラスチムB S注7 5 μ g シリンジ「F」	富士製薬工業	1,942.00
注射薬	3399408G2020	フィルグラスチム（遺伝子組換え）〔フィルグラスチム後続1〕	1 5 0 μ g 0． 6 m L 1 筒	フィルグラスチムB S注1 5 0 μ g シリンジ「F」	富士製薬工業	3,165.00
注射薬	3399408G3026	フィルグラスチム（遺伝子組換え）〔フィルグラスチム後続1〕	3 0 0 μ g 0． 7 m L 1 筒	フィルグラスチムB S注3 0 0 μ g シリンジ「F」	富士製薬工業	5,012.00
注射薬	3399409G1028	フィルグラスチム（遺伝子組換え）〔フィルグラスチム後続2〕	7 5 μ g 0． 3 m L 1 筒	フィルグラスチムB S注7 5 μ g シリンジ「N K」	日本化薬	2,713.00
注射薬	3399409G2024	フィルグラスチム（遺伝子組換え）〔フィルグラスチム後続2〕	1 5 0 μ g 0． 6 m L 1 筒	フィルグラスチムB S注1 5 0 μ g シリンジ「N K」	日本化薬	3,340.00
注射薬	3399409G3020	フィルグラスチム（遺伝子組換え）〔フィルグラスチム後続2〕	3 0 0 μ g 0． 7 m L 1 筒	フィルグラスチムB S注3 0 0 μ g シリンジ「N K」	日本化薬	5,351.00
注射薬	3399416G1028	ペグフィルグラスチム（遺伝子組換え）〔ペグフィルグラスチム後続1〕	3． 6 m g 0． 3 6 m L 1 筒	ペグフィルグラスチムB S皮下注3． 6 m g「ニプロ」	持田製薬販売	54,924.00
注射薬	3399416G1036	ペグフィルグラスチム（遺伝子組換え）〔ペグフィルグラスチム後続1〕	3． 6 m g 0． 3 6 m L 1 筒	ペグフィルグラスチムB S皮下注3． 6 m g「モチダ」	持田製薬	55,680.00
注射薬	3959420A1029	アガルシダーゼベータ（遺伝子組換え）〔アガルシダーゼベータ後続1〕	5 m g 1 瓶	アガルシダーゼ ベータB S点滴静注5 m g「J C R」	J C Rファーマ	68,796.00
注射薬	3959420A2025	アガルシダーゼベータ（遺伝子組換え）〔アガルシダーゼベータ後続1〕	3 5 m g 1 瓶	アガルシダーゼ ベータB S点滴静注3 5 m g「J C R」	J C Rファーマ	389,144.00
注射薬	3999425S5036	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	1 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファ注1 0 μ g シリンジ「K K F」	協和キリンフロンティア	720.00
注射薬	3999425S6032	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	1 5 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファ注1 5 μ g シリンジ「K K F」	協和キリンフロンティア	992.00
注射薬	3999425S7039	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	2 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファ注2 0 μ g シリンジ「K K F」	協和キリンフロンティア	1,260.00
注射薬	3999425S8035	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	3 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファ注3 0 μ g シリンジ「K K F」	協和キリンフロンティア	1,848.00
注射薬	3999425S9031	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	4 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファ注4 0 μ g シリンジ「K K F」	協和キリンフロンティア	2,207.00
注射薬	3999425U1031	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	6 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファ注6 0 μ g シリンジ「K K F」	協和キリンフロンティア	3,188.00
注射薬	3999425U2038	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	1 2 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファ注1 2 0 μ g シリンジ「K K F」	協和キリンフロンティア	5,710.00
注射薬	3999425U3034	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	1 8 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファ注1 8 0 μ g シリンジ「K K F」	協和キリンフロンティア	7,647.00
注射薬	3999425U4030	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	5 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファ注5 μ g シリンジ「K K F」	協和キリンフロンティア	412.00
注射薬	3999427G1029	エポエチンカッパ（遺伝子組換え）〔エポエチンアルファ後続1〕	7 5 0 国際単位 0． 5 m L 1 筒	エポエチンアルファB S注7 5 0 シリンジ「J C R」	J C Rファーマ	485.00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	3999427G2025	エポエチンカッパ（遺伝子組換え）〔エポエチンアルファ後続１〕	1， 5 0 0 国際単位 1 m L 1 筒	エポエチンアルファBS注1 5 0 0 シリンジ「J C R」	J C Rファーマ	485. 00
注射薬	3999427G3021	エポエチンカッパ（遺伝子組換え）〔エポエチンアルファ後続１〕	3， 0 0 0 国際単位 2 m L 1 筒	エポエチンアルファBS注3 0 0 0 シリンジ「J C R」	J C Rファーマ	845. 00
注射薬	3999448D1024	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続	1 0 m g 1 瓶	エタネルセプトBS皮下注用1 0 m g 「MA」	持田製薬	4, 335. 00
注射薬	3999448D2020	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続	2 5 m g 1 瓶	エタネルセプトBS皮下注用2 5 m g 「MA」	持田製薬	5, 331. 00
注射薬	3999448G1020	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続	2 5 m g 0． 5 m L 1 筒	エタネルセプトBS皮下注2 5 m g シリンジ0． 5 m L 「MA」	持田製薬	6, 125. 00
注射薬	3999448G2027	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続	5 0 m g 1 m L 1 筒	エタネルセプトBS皮下注5 0 m g シリンジ1． 0 m L 「MA」	持田製薬	11, 595. 00
注射薬	3999448G3023	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続	5 0 m g 1 m L 1 キット	エタネルセプトBS皮下注5 0 m g ペン1． 0 m L 「MA」	持田製薬	10, 463. 00
注射薬	3999448G4020	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続	2 5 m g 0． 5 m L 1 キット	エタネルセプトBS皮下注2 5 m g ペン0． 5 m L 「MA」	持田製薬	5, 532. 00
注射薬	3999451G1022	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続	1 0 m g 1 m L 1 筒	エタネルセプトBS皮下注1 0 m g シリンジ1． 0 m L 「TY」	陽進堂	2, 256. 00
注射薬	3999451G1030	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続	1 0 m g 1 m L 1 筒	エタネルセプトBS皮下注1 0 m g シリンジ1． 0 m L 「日医工」	日医工	2, 926. 00
注射薬	3999451G2029	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続	2 5 m g 0． 5 m L 1 筒	エタネルセプトBS皮下注2 5 m g シリンジ0． 5 m L 「TY」	陽進堂	5, 744. 00
注射薬	3999451G2037	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続	2 5 m g 0． 5 m L 1 筒	エタネルセプトBS皮下注2 5 m g シリンジ0． 5 m L 「日医工」	日医工	5, 744. 00
注射薬	3999451G3025	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続	5 0 m g 1 m L 1 筒	エタネルセプトBS皮下注5 0 m g シリンジ1． 0 m L 「TY」	陽進堂	11, 768. 00
注射薬	3999451G3033	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続	5 0 m g 1 m L 1 筒	エタネルセプトBS皮下注5 0 m g シリンジ1． 0 m L 「日医工」	日医工	10, 710. 00
注射薬	3999451G4021	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続	5 0 m g 1 m L 1 キット	エタネルセプトBS皮下注5 0 m g ペン1． 0 m L 「TY」	陽進堂	9, 924. 00
注射薬	3999451G4030	エタネルセプト（遺伝子組換え）〔エタネルセプト後続	5 0 m g 1 m L 1 キット	エタネルセプトBS皮下注5 0 m g ペン1． 0 m L 「日医工」	日医工	9, 924. 00
注射薬	3999453G1021	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続１〕	5 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注5 μ g シリンジ「J C R」	J C Rファーマ	390. 00
注射薬	3999453G2028	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続１〕	1 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注1 0 μ g シリンジ「J C R」	J C Rファーマ	688. 00
注射薬	3999453G3024	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続１〕	1 5 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注1 5 μ g シリンジ「J C R」	J C Rファーマ	945. 00
注射薬	3999453G4020	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続１〕	2 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注2 0 μ g シリンジ「J C R」	J C Rファーマ	1, 207. 00
注射薬	3999453G5027	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続１〕	3 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注3 0 μ g シリンジ「J C R」	J C Rファーマ	1, 773. 00
注射薬	3999453G6023	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続１〕	4 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注4 0 μ g シリンジ「J C R」	J C Rファーマ	2, 109. 00
注射薬	3999453G7020	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続１〕	6 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注6 0 μ g シリンジ「J C R」	J C Rファーマ	3, 082. 00
注射薬	3999453G8026	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続１〕	1 2 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注1 2 0 μ g シリンジ「J C R」	J C Rファーマ	5, 568. 00
注射薬	3999453G9022	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続１〕	1 8 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注1 8 0 μ g シリンジ「J C R」	J C Rファーマ	7, 487. 00
注射薬	3999454G1026	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続２〕	5 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注5 μ g シリンジ「三和」	三和化学研究所	389. 00
注射薬	3999454G2022	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続２〕	1 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注1 0 μ g シリンジ「三和」	三和化学研究所	686. 00
注射薬	3999454G3029	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続２〕	1 5 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注1 5 μ g シリンジ「三和」	三和化学研究所	950. 00
注射薬	3999454G4025	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続２〕	2 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注2 0 μ g シリンジ「三和」	三和化学研究所	1, 207. 00
注射薬	3999454G5021	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続２〕	3 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注3 0 μ g シリンジ「三和」	三和化学研究所	1, 759. 00
注射薬	3999454G6028	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続２〕	4 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注4 0 μ g シリンジ「三和」	三和化学研究所	2, 093. 00
注射薬	3999454G7024	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続２〕	6 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注6 0 μ g シリンジ「三和」	三和化学研究所	3, 081. 00
注射薬	3999454G8020	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続２〕	1 2 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注1 2 0 μ g シリンジ「三和」	三和化学研究所	5, 575. 00
注射薬	3999454G9027	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）〔ダルベポエチンアルファ後続２〕	1 8 0 μ g 0． 5 m L 1 筒	ダルベポエチン アルファBS注1 8 0 μ g シリンジ「三和」	三和化学研究所	7, 284. 00
注射薬	3999457G1020	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続１〕	2 0 m g 0． 4 m L 1 筒	アダリムマブBS皮下注2 0 m g シリンジ0． 4 m L 「F K B」	協和キリン富士ファイルムバイオロジクス	9, 270. 00
注射薬	3999457G2026	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続１〕	4 0 m g 0． 8 m L 1 筒	アダリムマブBS皮下注4 0 m g シリンジ0． 8 m L 「F K B」	協和キリン富士ファイルムバイオロジクス	17, 987. 00
注射薬	3999457G3022	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続１〕	4 0 m g 0． 8 m L 1 キット	アダリムマブBS皮下注4 0 m g ペン0． 8 m L 「F K B」	協和キリン富士ファイルムバイオロジクス	15, 584. 00
注射薬	3999459G1029	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続２〕	2 0 m g 0． 4 m L 1 筒	アダリムマブBS皮下注2 0 m g シリンジ0． 4 m L 「第一三共」	第一三共	12, 852. 00
注射薬	3999459G2025	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続２〕	4 0 m g 0． 8 m L 1 筒	アダリムマブBS皮下注4 0 m g シリンジ0． 8 m L 「第一三共」	第一三共	19, 261. 00
注射薬	3999459G3021	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続２〕	4 0 m g 0． 8 m L 1 キット	アダリムマブBS皮下注4 0 m g ペン0． 8 m L 「第一三共」	第一三共	14, 953. 00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	3999463G1025	アダリムマブ（遺伝子組換え）「アダリムマブ後続3」	20mg0.2mL1筒	アダリムマブBS皮下注20mgシリンジ0.2mL「MA」	持田製薬	10,266.00
注射薬	3999463G2021	アダリムマブ（遺伝子組換え）「アダリムマブ後続3」	40mg0.4mL1筒	アダリムマブBS皮下注40mgシリンジ0.4mL「MA」	持田製薬	19,717.00
注射薬	3999463G3028	アダリムマブ（遺伝子組換え）「アダリムマブ後続3」	80mg0.8mL1筒	アダリムマブBS皮下注80mgシリンジ0.8mL「MA」	持田製薬	37,546.00
注射薬	3999463G4024	アダリムマブ（遺伝子組換え）「アダリムマブ後続3」	40mg0.4mL1キット	アダリムマブBS皮下注40mgペン0.4mL「MA」	持田製薬	17,554.00
注射薬	3999472G1024	アダリムマブ（遺伝子組換え）「アダリムマブ後続4」	20mg0.2mL1筒	アダリムマブBS皮下注20mgシリンジ0.2mL「CTNK」	日本化薬	9,952.00
注射薬	3999472G2020	アダリムマブ（遺伝子組換え）「アダリムマブ後続4」	40mg0.4mL1筒	アダリムマブBS皮下注40mgシリンジ0.4mL「CTNK」	日本化薬	18,326.00
注射薬	3999472G3027	アダリムマブ（遺伝子組換え）「アダリムマブ後続4」	80mg0.8mL1筒	アダリムマブBS皮下注80mgシリンジ0.8mL「CTNK」	日本化薬	30,601.00
注射薬	3999472G4023	アダリムマブ（遺伝子組換え）「アダリムマブ後続4」	40mg0.4mL1キット	アダリムマブBS皮下注40mgペン0.4mL「CTNK」	日本化薬	16,078.00
注射薬	3999472G5020	アダリムマブ（遺伝子組換え）「アダリムマブ後続4」	80mg0.8mL1キット	アダリムマブBS皮下注80mgペン0.8mL「CTNK」	日本化薬	33,549.00
注射薬	3999473G1029	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）「ウステキヌマブ後続」	45mg0.5mL1筒	ウステキヌマブBS皮下注45mgシリンジ「F」	富士製薬工業	131,440.00
注射薬	3999474G1023	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）「ウステキヌマブ後続」	45mg0.5mL1筒	ウステキヌマブBS皮下注45mgシリンジ「YD」	陽進堂	136,554.00
注射薬	3999475G1028	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）「ウステキヌマブ後続」	45mg0.5mL1筒	ウステキヌマブBS皮下注45mgシリンジ「CT」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	129,689.00
注射薬	4291439A1027	リツキシマブ（遺伝子組換え）「リツキシマブ後続1」	100mg10mL1瓶	リツキシマブBS点滴静注100mg「KHK」	サンド	9,274.00
注射薬	4291439A2023	リツキシマブ（遺伝子組換え）「リツキシマブ後続1」	500mg50mL1瓶	リツキシマブBS点滴静注500mg「KHK」	サンド	44,485.00
注射薬	4291442D1033	トラスツズマブ（遺伝子組換え）「トラスツズマブ後続」	60mg1瓶	トラスツズマブBS点滴静注用60mg「NK」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	4,033.00
注射薬	4291442D2030	トラスツズマブ（遺伝子組換え）「トラスツズマブ後続」	150mg1瓶	トラスツズマブBS点滴静注用150mg「NK」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	9,383.00
注射薬	4291447D1028	トラスツズマブ（遺伝子組換え）「トラスツズマブ後続」	60mg1瓶	トラスツズマブBS点滴静注用60mg「ファイザー」	ファイザー	3,960.00
注射薬	4291447D2024	トラスツズマブ（遺伝子組換え）「トラスツズマブ後続」	150mg1瓶	トラスツズマブBS点滴静注用150mg「ファイザー」	ファイザー	8,949.00
注射薬	4291449A1020	ベバシズマブ（遺伝子組換え）「ベバシズマブ後続1」	100mg4mL1瓶	ベバシズマブBS点滴静注100mg「ファイザー」	ファイザー	5,932.00
注射薬	4291449A2027	ベバシズマブ（遺伝子組換え）「ベバシズマブ後続1」	400mg16mL1瓶	ベバシズマブBS点滴静注400mg「ファイザー」	ファイザー	22,130.00
注射薬	4291451A1028	リツキシマブ（遺伝子組換え）「リツキシマブ後続2」	100mg10mL1瓶	リツキシマブBS点滴静注100mg「ファイザー」	ファイザー	8,389.00
注射薬	4291451A2024	リツキシマブ（遺伝子組換え）「リツキシマブ後続2」	500mg50mL1瓶	リツキシマブBS点滴静注500mg「ファイザー」	ファイザー	40,357.00
注射薬	4291461A1021	ベバシズマブ（遺伝子組換え）「ベバシズマブ後続3」	100mg4mL1瓶	ベバシズマブBS点滴静注100mg「日医工」	日医工	6,125.00
注射薬	4291461A2028	ベバシズマブ（遺伝子組換え）「ベバシズマブ後続3」	400mg16mL1瓶	ベバシズマブBS点滴静注400mg「日医工」	日医工	22,234.00
注射薬	4291463A1020	ベバシズマブ（遺伝子組換え）「ベバシズマブ後続4」	100mg4mL1瓶	ベバシズマブBS点滴静注100mg「CTNK」	日本化薬	6,038.00
注射薬	4291463A2027	ベバシズマブ（遺伝子組換え）「ベバシズマブ後続4」	400mg16mL1瓶	ベバシズマブBS点滴静注400mg「CTNK」	日本化薬	22,709.00
注射薬	6399435A1021	トシリズマブ（遺伝子組換え）「トシリズマブ後続1」	80mg4mL1瓶	トシリズマブBS点滴静注80mg「CT」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	6,687.00
注射薬	6399435A2028	トシリズマブ（遺伝子組換え）「トシリズマブ後続1」	200mg10mL1瓶	トシリズマブBS点滴静注200mg「CT」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	16,717.00
注射薬	6399435A3024	トシリズマブ（遺伝子組換え）「トシリズマブ後続1」	400mg20mL1瓶	トシリズマブBS点滴静注400mg「CT」	セルトリオン・ヘルスケア・ジャパン	33,434.00

別紙2

診療報酬における加算等の算定対象等となるバイオ後続品から除外する品目

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2492420G1024	インスリン グラルギン（遺伝子組換え）〔インスリン グラルギン後続 1〕	3 0 0 単位 1 キット	インスリン グラルギン B S 注 ミリオペン「リリー」	日本イーライリリー	997.00
内用薬	2492421G1029	インスリン グラルギン（遺伝子組換え）〔インスリン グラルギン後続 2〕	3 0 0 単位 1 キット	インスリン グラルギン B S 注 キット「F F P」	富士フイルム富山化学	970.00
内用薬	2492423A1025	インスリン アスパルト（遺伝子組換え）〔インスリン アスパルト後続 1〕	1 0 0 単位 1 m L パイアル	インスリン アスパルト B S 注 1 0 0 単位／m L NR「サノフィ」	サノフィ	208.00
内用薬	3999427A1026	エポエチン カッパ（遺伝子組換え）〔エポエチン アルファ後続 1〕	7 5 0 国際単位 0. 5 m L 1 瓶	エポエチン アルファ B S 注 7 5 0「J C R」	J C R ファーマ	761.00

別紙3

バイオ後続品の使用(調剤)割合の算出に当たって対象となる「バイオ後続品のある先行バイオ医薬品」

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	1319403A1036	ラニビズマブ（遺伝子組換え）	0. 5 m g 0. 0 5 m L 1 瓶	ルセンチイス硝子体内注射液 1 0 m g ／ m L	ノバルティス ファーマ	108,517. 00
注射薬	1319403G1020	ラニビズマブ（遺伝子組換え）	0. 5 m g 0. 0 5 m L 1 筒	ルセンチイス硝子体内注射用キット 1 0 m g ／ m L	ノバルティス ファーマ	92,753. 00
注射薬	1319405A1027	アフリベルセプト（遺伝子組換え）	2 m g 0. 0 5 m L 1 瓶	アイリーア硝子体内注射液 4 0 m g ／ m L	バイエル薬品	113,912. 00
注射薬	1319405G1020	アフリベルセプト（遺伝子組換え）	2 m g 0. 0 5 m L 1 筒	アイリーア硝子体内注射用キット 4 0 m g ／ m L	バイエル薬品	99,522. 00
注射薬	2399402F1026	インフリキシマブ（遺伝子組換え）	1 0 0 m g 1 瓶	レミケード点滴静注用 1 0 0	田辺ファーマ	35,981. 00
注射薬	2412402D9038	ソマトロピン（遺伝子組換え）	5. 3 3 m g 1 筒（溶解液付）	ジェノトロピン T C 注用 5. 3 m g	ファイザー	13,101. 00
注射薬	2412402L4057	ソマトロピン（遺伝子組換え）	1 2 m g 1 筒（溶解液付）	ジェノトロピン T C 注用 1 2 m g	ファイザー	29,742. 00
注射薬	2412402P4024	ソマトロピン（遺伝子組換え）	5. 3 3 m g 1 キット	ジェノトロピンゴークイック注用 5. 3 m g	ファイザー	21,455. 00
注射薬	2412402P5020	ソマトロピン（遺伝子組換え）	1 2 m g 1 キット	ジェノトロピンゴークイック注用 1 2 m g	ファイザー	52,414. 00
注射薬	2439400G1020	テリパラチド（遺伝子組換え）	6 0 0 μ g 1 キット	フォルテオ皮下注キット 6 0 0 μ g	日本イーライリリー	20,071. 00
注射薬	2492414A1026	インスリンリスプロ（遺伝子組換え）	3 0 0 単位 1 筒	ヒューマログ注カート	日本イーライリリー	903. 00
注射薬	2492414A2030	インスリンリスプロ（遺伝子組換え）	1 0 0 単位 1 m L バイアル	ヒューマログ注 1 0 0 単位 ／ m L	日本イーライリリー	215. 00
注射薬	2492414G5024	インスリンリスプロ（遺伝子組換え）	3 0 0 単位 1 キット	ヒューマログ注ミリオペン	日本イーライリリー	1,108. 00
注射薬	2492414G9020	インスリンリスプロ（遺伝子組換え）	3 0 0 単位 1 キット	ヒューマログ注ミリオペン HD	日本イーライリリー	1,108. 00
注射薬	2492415A2035	インスリンアスパルト（遺伝子組換え）	3 0 0 単位 1 筒	ノボラピッド注 ペンフィル	ノボ ノルディスク ファーマ	732. 00
注射薬	2492415G6025	インスリンアスパルト（遺伝子組換え）	3 0 0 単位 1 キット	ノボラピッド注 フレックスタッチ	ノボ ノルディスク ファーマ	1,380. 00
注射薬	2492416A1033	インスリングルアルギン（遺伝子組換え）	3 0 0 単位 1 筒	局 ランタス注カート	サノフィ	773. 00
注射薬	2492416A3036	インスリングルアルギン（遺伝子組換え）	1 0 0 単位 1 m L バイアル	局 ランタス注 1 0 0 単位 ／ m L	サノフィ	241. 00
注射薬	3399405A1027	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	7 5 μ g 0. 3 m L 1 管	局 グラン注射液 7 5	協和キリン	6,082. 00
注射薬	3399405A4026	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	3 0 0 μ g 0. 7 m L 1 管	局 グラン注射液 M 3 0 0	協和キリン	7,111. 00
注射薬	3399405G1020	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	7 5 μ g 0. 3 m L 1 筒	局 グランシリンジ 7 5	協和キリン	4,025. 00
注射薬	3399405G2026	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	1 5 0 μ g 0. 6 m L 1 筒	局 グランシリンジ 1 5 0	協和キリン	7,947. 00
注射薬	3399405G3022	フィルグラスチム（遺伝子組換え）	3 0 0 μ g 0. 7 m L 1 筒	局 グランシリンジ M 3 0 0	協和キリン	6,979. 00
注射薬	3399410G1020	ペグフィルグラスチム（遺伝子組換え）	3. 6 m g 0. 3 6 m L 1 筒	ジーラスタ皮下注 3. 6 m g	協和キリン	77,753. 00
注射薬	3959409D1029	アガルシダーゼベータ（遺伝子組換え）	5 m g 1 瓶	ファブラザイム点滴静注用 5 m g	サノフィ	95,674. 00
注射薬	3959409D2025	アガルシダーゼベータ（遺伝子組換え）	3 5 m g 1 瓶	ファブラザイム点滴静注用 3 5 m g	サノフィ	528,502. 00
注射薬	3999424D1029	エタネルセプト（遺伝子組換え）	2 5 m g 1 瓶	エンブレル皮下注用 2 5 m g	ファイザー	12,337. 00
注射薬	3999424D2025	エタネルセプト（遺伝子組換え）	1 0 m g 1 瓶	エンブレル皮下注用 1 0 m g	ファイザー	4,485. 00
注射薬	3999424G1025	エタネルセプト（遺伝子組換え）	2 5 m g 0. 5 m L 1 筒	エンブレル皮下注 2 5 m g シリンジ 0. 5 m L	ファイザー	8,396. 00
注射薬	3999424G2021	エタネルセプト（遺伝子組換え）	5 0 m g 1 m L 1 筒	エンブレル皮下注 5 0 m g シリンジ 1. 0 m L	ファイザー	17,524. 00
注射薬	3999424G3028	エタネルセプト（遺伝子組換え）	5 0 m g 1 m L 1 キット	エンブレル皮下注 5 0 m g ペン 1. 0 m L	ファイザー	14,591. 00
注射薬	3999424G4024	エタネルセプト（遺伝子組換え）	2 5 m g 0. 5 m L 1 キット	エンブレル皮下注 2 5 m g ペン 0. 5 m L	ファイザー	7,592. 00
注射薬	3999425S5028	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	1 0 μ g 0. 5 m L 1 筒	ネスブ注射液 1 0 μ g プラシリンジ	協和キリン	841. 00
注射薬	3999425S6024	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	1 5 μ g 0. 5 m L 1 筒	ネスブ注射液 1 5 μ g プラシリンジ	協和キリン	1,810. 00
注射薬	3999425S7020	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	2 0 μ g 0. 5 m L 1 筒	ネスブ注射液 2 0 μ g プラシリンジ	協和キリン	1,955. 00
注射薬	3999425S8027	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	3 0 μ g 0. 5 m L 1 筒	ネスブ注射液 3 0 μ g プラシリンジ	協和キリン	3,404. 00
注射薬	3999425S9023	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	4 0 μ g 0. 5 m L 1 筒	ネスブ注射液 4 0 μ g プラシリンジ	協和キリン	3,884. 00
注射薬	3999425U1023	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	6 0 μ g 0. 5 m L 1 筒	ネスブ注射液 6 0 μ g プラシリンジ	協和キリン	5,212. 00
注射薬	3999425U2020	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	1 2 0 μ g 0. 5 m L 1 筒	ネスブ注射液 1 2 0 μ g プラシリンジ	協和キリン	8,615. 00
注射薬	3999425U3026	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	1 8 0 μ g 0. 5 m L 1 筒	ネスブ注射液 1 8 0 μ g プラシリンジ	協和キリン	11,281. 00
注射薬	3999425U4022	ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	5 μ g 0. 5 m L 1 筒	ネスブ注射液 5 μ g プラシリンジ	協和キリン	800. 00
注射薬	3999426G3027	アダリムマブ（遺伝子組換え）	4 0 m g 0. 4 m L 1 筒	ヒュミラ皮下注 4 0 m g シリンジ 0. 4 m L	アッヴィ	46,856. 00
注射薬	3999426G4023	アダリムマブ（遺伝子組換え）	8 0 m g 0. 8 m L 1 筒	ヒュミラ皮下注 8 0 m g シリンジ 0. 8 m L	アッヴィ	88,274. 00
注射薬	3999426G5020	アダリムマブ（遺伝子組換え）	4 0 m g 0. 4 m L 1 キット	ヒュミラ皮下注 4 0 m g ペン 0. 4 m L	アッヴィ	40,275. 00
注射薬	3999426G6026	アダリムマブ（遺伝子組換え）	8 0 m g 0. 8 m L 1 キット	ヒュミラ皮下注 8 0 m g ペン 0. 8 m L	アッヴィ	83,873. 00
注射薬	3999426G7022	アダリムマブ（遺伝子組換え）	2 0 m g 0. 2 m L 1 筒	ヒュミラ皮下注 2 0 m g シリンジ 0. 2 m L	アッヴィ	22,761. 00
注射薬	3999431G1025	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）	4 5 m g 0. 5 m L 1 筒	ステラーラ皮下注 4 5 m g シリンジ	ヤンセンファーマ	192,647. 00
注射薬	4291406D5024	トラスツズマブ（遺伝子組換え）	6 0 m g 1 瓶	ハーセプチン注射用 6 0	中外製薬	9,807. 00
注射薬	4291406D6020	トラスツズマブ（遺伝子組換え）	1 5 0 m g 1 瓶	ハーセプチン注射用 1 5 0	中外製薬	22,063. 00
注射薬	4291407A1035	リツキシマブ（遺伝子組換え）	1 0 0 m g 1 0 m L 1 瓶	リツキサン点滴静注 1 0 0 m g	全薬工業	15,341. 00
注射薬	4291407A2031	リツキシマブ（遺伝子組換え）	5 0 0 m g 5 0 m L 1 瓶	リツキサン点滴静注 5 0 0 m g	全薬工業	78,002. 00
注射薬	4291413A1022	ベバシズマブ（遺伝子組換え）	1 0 0 m g 4 m L 1 瓶	アバスチン点滴静注用 1 0 0 m g ／ 4 m L	中外製薬	15,049. 00
注射薬	4291413A2029	ベバシズマブ（遺伝子組換え）	4 0 0 m g 1 6 m L 1 瓶	アバスチン点滴静注用 4 0 0 m g ／ 1 6 m L	中外製薬	56,525. 00
注射薬	6399421A1020	トシリズマブ（遺伝子組換え）	2 0 0 m g 1 0 m L 1 瓶	アクテムラ点滴静注用 2 0 0 m g	中外製薬	23,080. 00

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	6399421A2026	トシリズマブ（遺伝子組換	8 0 m g 4 m L 1 瓶	アクテムラ点滴静注用 8 0 m g	中外製薬	9,973.00
注射薬	6399421A3022	トシリズマブ（遺伝子組換	4 0 0 m g 2 0 m L 1 瓶	アクテムラ点滴静注用 4 0 0 m g	中外製薬	50,493.00

別紙4 バイオ後続品の使用(調剤)割合の算出に当たって対象となる「バイオ後続品のある先行バイオ医薬品」から除外する品目

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	2492415A3031	インスリンアスパルト（遺伝子組換え）	1 0 0 単位 1 m L バイアル	ノボラピッド注 1 0 0 単位／m L	ノボ ノルディスク ファーマ	158. 00
注射薬	2492415G1031	インスリンアスパルト（遺伝子組換え）	3 0 0 単位 1 キット	ノボラピッド注 フレックスペン	ノボ ノルディスク ファーマ	1, 058. 00
注射薬	2492416G2024	インスリングルルギン（遺伝子組換え）	3 0 0 単位 1 キット	局 ランタス注ソロスター	サノフィ	888. 00
注射薬	3999412A7028	エポエチンアルファ（遺伝子組換え）	7 5 0 国際単位 0 . 5 m L 1 管	エスポー注射液 7 5 0	協和キリン	343. 00

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 5 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

令和 8 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和 8 年厚生労働省告示第 73 号）が本日付けをもって告示され、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号）が改正されたところであるが、材料価格の算定に当たっての留意事項については、下記のとおりとすることとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し周知徹底を図られたく通知する。

なお、この通知は、令和 8 年 6 月 1 日から適用することとし、従前の「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号)は、令和 8 年 5 月 31 日限り廃止する。

I 診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項

1 特定保険医療材料の算定に係る一般的事項

- (1) 療養に要する費用の額の算定に当たって、保険診療に用いられる医療機器・材料（薬事法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 84 号）第 1 条の規定による改正前の薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく承認又は認証（以下「薬事承認又は認証」という。）を得たものであって、超音波診断装置、CT、MRI 等の装置類を除く。以下「保険医療材料」という。）に係る費用を手技料及び薬剤料と別途算定する場合は、当該医療機器の費用の額は、材料価格基準別表の各項（関係通知において準用する場合を含む。）に規定されている材料価格により算定する。
- (2) 特掲診療料の各部において、特定保険医療材料を算定する場合には、特定保険医療材料の材料価格を 10 円で除して得た点数となるが、この場合において端数が生じた場合は端数を四捨五入して得た点数とする。
- (3) 特定保険医療材料以外の保険医療材料については、当該保険医療材料を使用する手技料の所定点数に含まれており、別途算定できない。また、特定保険医療材料以外の保険医療材料を処方せんにより給付することは認められない。さらに、保険医療材料を患者に持参させ、又は購入させてはならない。
- (4) 特定保険医療材料は、薬事承認又は認証された使用目的以外に用いた場合は算定できない。

2 在宅医療の部に規定する特定保険医療材料に係る取扱い

001 腹膜透析液交換セット

- (1) 交換キットは、キャップ又はクラムシェルの場合は 1 個を、ウエハーの場合は 2 枚を 1 キットとし、1 交換当たり 1 キットを限度として算定する。
- (2) 交換キットは、自動腹膜透析装置を使用する場合は、APD セット 1 個当たり 4 キット分を限度として算定する。
- (3) 交換キットは、バッグ再利用式（排液バッグ付き腹膜透析液又は回路を使用しない方法）により腹膜透析液を交換した場合は、1 交換当たり 2 キット分を限度として算定する。

002 在宅中心静脈栄養用輸液セット

夜間の中心静脈栄養等で、在宅中心静脈栄養用輸液セットを 1 月につき 7 組以上用いる場合において、7 組目以降の中心静脈栄養用輸液セットについて算定する。

006 在宅血液透析用特定保険医療材料

- (1) 吸着型血液浄化器（ β_2 -ミクログロブリン除去用）は、関節痛を伴う透析アミロイド症であって、以下のアからウまでのいずれの要件も満たしている患者に対して、人工腎臓（血液透析に限る。）を行う際に用いた場合に、初回の使用日から1年を限度として算定する。

また、透析アミロイド症の治癒又は軽快により、一旦使用を終了した後再び疼痛等の症状の出現を認めた場合は、以下のイ及びウの要件を満たすことを確認した場合に限り、更に1年を限度として算定できる。3度目以降の使用にあっても同様の取扱いとする。

ア 手術又は生検により、 β_2 -ミクログロブリンによるアミロイド沈着が確認されている。

イ 透析歴が10年以上であり、以前に手根管開放手術を受けている。

ウ 画像診断により骨嚢胞像が認められる。

なお、吸着型血液浄化器（ β_2 -ミクログロブリン除去用）を使用した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に当該材料の使用開始日を記載する。

- (2) 人工腎臓用特定保険医療材料の材料価格には、回路の費用が含まれ別に算定できない。

007 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ

- (1) 携帯型ディスポーザブル注入ポンプは、疼痛管理又は化学療法を目的として使用した場合に限り算定できる。
- (2) 携帯型ディスポーザブル注入ポンプは、1月につき6個以下の使用の場合は区分番号「C166」携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算を算定し、7個目以降の携帯型ディスポーザブル注入ポンプについて、本区分において算定する。

008, 009 皮膚欠損用創傷被覆材、非固着性シリコンガーゼ

- (1) 皮膚欠損用創傷被覆材及び非固着性シリコンガーゼは、いずれかの在宅療養指導管理料を算定している場合であって、在宅での療養を行っている通院困難な患者のうち、皮下組織に至る褥瘡（筋肉、骨等に至る褥瘡を含む。）（DESIGN-R分類D3、D4及びD5）を有する患者の当該褥瘡に対して使用した場合又は区分番号「C114」在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料を算定している患者に対して使用した場合に限り算定できる。
- (2) 皮膚欠損用創傷被覆材について、同一の部位に対し複数の創傷被覆材を用いた場合は、主たるもののみ算定する。
- (3) 区分番号「C114」在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料を算定している患者以外に対して使用する場合は、いずれも原則として3週間を限度として算定する。それ以上の期間において算定が必要な場合には、診療報酬明細書の摘要欄に詳細な理由を記載する。

010 水循環回路セット

水循環回路セットを、前回算定日を起算日として3か月以内に算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

者のうち、至適薬物療法を行ったにもかかわらず三尖弁閉鎖不全症の重症度及び症状が改善されない患者であって、ハートチームが以下のいずれにも該当すると判断した患者に対して使用した場合に限り算定できる。算定に当たっては、経皮的三尖弁クリップシステムを用いた治療が当該患者にとって最適であると判断した評価内容及び症状詳記を診療報酬明細書に記載すること。

ア 本邦のガイドラインに準じ、左心系疾患が十分に治療されている患者

イ 三尖弁外科手術が最適治療ではないと判断された患者

ウ 経カテーテル edge-to-edge 三尖弁形成術に適した臨床状態である患者

4 フィルムに係る取扱いについて

- (1) 1枚のフィルムを半分ずつ使用して2回撮影した場合のフィルム料は、当該フィルムの材料価格によって算定する。即ち実際に使用したフィルムの価格による。
- (2) 6歳未満の乳幼児の胸部単純撮影又は腹部単純撮影を行った場合には、損耗量が多いことを考慮して材料価格に1.1を乗じて算定するものである。
- (3) マンモグラフィー用フィルム以外の軟部組織撮影用フィルムについては、一般の直接撮影用フィルムとして算定する。
- (4) マンモグラフィー用フィルムの撮影対象部位は乳房のみである。
- (5) 画像記録用フィルムとは、コンピューター断層撮影、コンピューテッド・ラジオグラフィー法撮影、シンチグラム（画像を伴うもの）、シングルホトンエミッションコンピューター断層撮影、磁気共鳴コンピューター断層撮影又はデジタル・サブトラクション・アンギオグラフィー法に用いるフィルムをいう。
- (6) コンピューター断層撮影又はコンピューテッド・ラジオグラフィー用の乾式イメージャーを用いる非銀塩感熱記録式フィルム、非銀塩高安定ラミネート方式フィルムは、画像記録用フィルムとして算定して差し支えない。
- (7) ロールフィルムのうち、フィルムの幅が告示に定められている規格と同様であるか又は類似している場合（35.6センチメートル、30.5センチメートル及び10.5センチメートル等）にあつては、告示に定められている規格の枚数に換算し、算出した額を限度とする。
- (8) 心臓又は血管の動態を把握するために使用したロールフィルム（シネフィルム）については、所定点数に含まれ別に算定できない。
- (9) 画像診断に係る手技料を別に算定できない検査、処置又は手術を行った場合においても、使用したフィルムに要する費用については、区分番号「E400」に掲げるフィルム料を算定できる。また、特定保険医療材料及び造影剤を使用した場合は、各部に掲げる特定保険医療材料及び薬剤料を算定できる。
- (10) フィルムの規格が定められていないフィルムにあつては、定められている規格のうちで最も近似するフィルムの規格の材料価格により算定する。

5 臨床試用特定保険医療材料に係る取扱いについて

- (1) 臨床試用特定保険医療材料に係る保険請求上の取扱い

臨床試用特定保険医療材料は、算定方法告示に規定され、医療保険上の給付対象となる「特定保険医療材料」には該当しないものであり、したがって、臨床試

用特定保険医療材料に係る特定保険医療材料料については、保険請求は認められない。

(2) 臨床試用特定保険医療材料を使用した場合の手技料等の取扱い

臨床試用特定保険医療材料が材料価格基準に記載されている特定保険医療材料である限り、当該臨床試用特定保険医療材料に係る手技料については、保険請求が認められる。

6 経過措置について

(1) 「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」（令和8年2月13日保発0213第5号）第4章第2節の規定に基づき、外国平均価格に基づく再算定が行われた胆道ステントセット、大腿骨外側固定用内副子及び遠心式体外循環用血液ポンプについて、特定保険医療材料の安定的な供給を確保する観点から、段階的に価格を引き下げるよう経過措置を設けたところである。

(2) 「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」第3章第6節及び第4章第4節の規定に基づき、髄内釘及び経消化管胆道ドレナージステントの機能区分における迅速な保険導入に係る評価を受けた医療機器について、当該医療機器が新規収載された日から2年間に限り、当該医療機器の属する機能区分の基準材料価格に当該評価を加算した額を保険償還価格とするよう経過措置を設けたところである。

II 算定方法告示別表第二歯科診療報酬点数表に関する事項

1 特定保険医療材料の算定に係る一般的事項

Iの1と同様であること。

2 注射の部に規定する特定保険医療材料に係る取扱い

002 中心静脈用カテーテル

Iの3の021と同様であること。

3 投薬、処置、手術、麻酔及び放射線治療の部に規定する特定保険医療材料に係る取扱い

001 人工骨

汎用型・非吸収型のうち、顆粒・フィラー、多孔体、形状賦形型及び吸収型については、骨髓炎、骨・関節感染症、慢性関節疾患、代謝性骨疾患、外傷性骨疾患、骨腫瘍の病巣搔爬後の補填、歯肉剥離搔爬手術若しくは歯周組織再生誘導手術中の補填又は顎変形症の顎離断後の補填に用いた場合、これらの疾患の治療のために自家骨移植を行った結果その欠損部位の補填を目的として使用した場合に算定する。

008 固定用金属ピン

Iの3の076と同様であること。

011 皮膚欠損用創傷被覆材

- (1) 「液槽光重合方式 3 次元プリント有床義歯製作装置」を用いて 3 次元プリント有床義歯の歯冠部を製作した場合に限り算定できる。
- (2) 3 次元プリント有床義歯歯冠部用材料を使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。

071 3 次元プリント有床義歯義歯床用材料

- (1) 「液槽光重合方式 3 次元プリント有床義歯製作装置」を用いて 3 次元プリント有床義歯の義歯床を製作した場合に限り算定できる。
- (2) 3 次元プリント有床義歯義歯床用材料を使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。

5 フィルムに係る取扱いについて

I の 4 と同様であること。ただし、(2)の「胸部単純撮影又は腹部単純撮影」は「単純撮影」と読み替えるものであること。

6 臨床試用特定保険医療材料に係る取扱いについて

I の 5 と同様であること。

III 算定方法告示別表第三調剤報酬点数表に関する事項

1 特定保険医療材料の算定に係る一般的事項

I の 1 と同様であること。

2 特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い

004 腹膜透析液交換セット

I の 2 の 001 と同様であること。

005 在宅中心静脈栄養用輸液セット

I の 2 の 002 と同様であること。

008 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ

疼痛管理又は化学療法を目的として使用した場合に限り算定できる。疼痛管理において P C A（Patient Controlled Analgesia）用装置を併用（一体型製品を含む。）した場合の費用も携帯型ディスポーザブル注入ポンプの材料価格に含まれる。携帯型ディスポーザブル注入ポンプは、頻回の疼痛管理等で 1 月につき 7 個以上用いる場合において、7 個目以降の携帯型ディスポーザブル注入ポンプについて算定する。

012, 013 皮膚欠損用創傷被覆材、非固着性シリコンガーゼ

I の 2 の 008、009 と同様であること。

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 5 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

特定保険医療材料の定義について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保 医 発 0305 第 4 号
令 和 8 年 3 月 5 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課 長
都 道 府 県 民 生 主 管 部 （ 局 ）
 国 民 健 康 保 険 主 管 課 （ 部 ） 長
都 道 府 県 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 部 （ 局 ）
 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 （ 部 ） 長

厚 生 労 働 省 保 険 局 医 療 課 長
（ 公 印 省 略 ）

厚 生 労 働 省 保 険 局 歯 科 医 療 管 理 官
（ 公 印 省 略 ）

特定保険医療材料の定義について

診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）の規定に基づく特定保険医療材料及びその材料価格については、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号。以下「材料価格基準」という。）により定められているところであるが、今般、保険医療材料制度のより一層の透明化、適正化等を図る観点から、特定保険医療材料等の機能別分類及び保険導入の手続の見直しと併せて、その定義を別表のとおり定めたので通知する。ただし、「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律」（平成 14 年法律第 96 号）第 2 条による改正前に承認されている医療機器については、一般的名称等の定義は異なるが当該医療機器の使用目的、効能又は効果等のうち主たるものに係る特定保険医療材料の区分に該当するものとする。

なお、従前の「特定保険医療材料の定義について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）は、令和 8 年 5 月 31 日限り廃止する。

VIII 調剤点数表に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

次に規定する場合を除き、Iに規定するそれぞれの機能区分の定義等と同様であること。

001 インスリン製剤等注射用ディスポーザブル注射器

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（48）注射筒」であって、一般的名称が「インスリン皮下投与用針付注射筒」であること。
- ② インスリン製剤の注射を目的として使用される器具であること。

(2) 機能区分の考え方

構造により、標準型及び針刺し事故防止機構付加型の合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 標準型

②に該当しないこと。

② 針刺し事故防止機構付加型

針刺し事故を防止する目的で、針が外部に露出することなく破棄できる構造となっていること。

003 ホルモン製剤等注射用ディスポーザブル注射器

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（48）注射筒」であって、一般的名称が「汎用注射筒」、又は薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（48）注射筒」であって、一般的名称が「汎用針付注射筒」、「精密投与皮下注射用注射筒」、「ツベルクリン検査向け皮下注射用注射筒」、又は薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（74）医薬品注入器」であって、一般的名称が「単回使用注射用針」、又は薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（47）注射針及び穿刺針」であって、一般的名称が「単回使用皮下注射用針」であること。

- (2) 注射を目的として使用される器具であること。

007 万年筆型注入器用注射針

(1) 定義

薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（47）注射針及び穿刺針」であって、一般的名称が「医薬品・ワクチン注入用針」であること。

(2) 機能区分の考え方

構造及び機能により、標準型及び超微細型の合計2区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 標準型

②に該当しない万年筆型注入器専用の注射針であること。

② 超微細型

針の先端部の外径が33G又は33Gより細かいものであって、針の根元から先端に向かって細くなる形状又はその他の方法により薬液注入時の負荷を軽減する構造を有する万年筆型注入器専用の注射針であること。